

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【事業年度】	2014年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 （Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
【代表者の役職氏名】	取締役会共同会長 ユルゲン・フィッチェン （Jürgen Fitschen, Co-Chairman of the Management Board） 取締役 マルクス・シェンク （Marcus Schenck, Member of the Management Board）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 （Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注1）本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

（注2）原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝135.61円）により計算されている。

（注3）本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161条乃至第177条aの適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。

- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)

有限会社がその唯一の無限責任社員となる。

この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。

- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。

会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。

最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。

- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地

- 会社の目的

- 資本の額

- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数

- 株式の記名式・無記名式の別。保険会社および新事情としてダイムラー、シーメンスおよびドイツ銀行等の国際的に事業を行っている大企業を除き、ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、通常、無記名式株式である。

- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則

- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地

- 目的

- 資本の額

- 定款作成日

- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建て、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはならない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および71条a)乃至d)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第3項および第4項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登録されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞(もしあれば)および電子連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 取締役および監査役の責任解除
- (4) 決算監査人の選任
- (5) 定款変更
- (6) 資本増加および資本減少
- (7) 特別監査人の選任
- (8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第3項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は、所有株式の額面金額に比例する。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授權された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

取 締 役 会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人 1 名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1 名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会に取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならない。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーベインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注1）

（注1）会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者
- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25d条第3項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条乃至第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された3つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。当該報酬には、会社の年間利益からの分配が含まれることがある。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（併せて「財務書類」と総称する。）ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容

を指示する法律により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、連邦官報（Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、連邦官報に公告されることを要しない。

利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更に関し必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。

商法第315条aおよび国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606/2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。この規則は、U.S.GAAPに準拠していた会社については2007年から適用されており、ドイツ銀行は2007会計年度以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成している。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

A．株 式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

B．株 主 総 会

取締役会および監査役会のその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに電子連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

C. 取締役会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。当行の取締役会は、現在、9名の取締役で構成されている。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状（Prokurist）を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

D. 監査役会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与

b) ドイツ銀行法に基づく当行の資本金および準備金の1%超に相当する不動産の取得および処分

c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与

d) ドイツ銀行法に従った当行の資本金および準備金の2%超に相当する他の持分の取得および処分

当行の資本金および準備金の1%超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記）ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される（株式会社法58条4項）。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国におけると同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令が発効した。また、対イラン制裁措置に関する2010年10月25日付のEU規則第961/2010号により、イランの個人、主体もしくは機関からのまたはこれらに対する10,000ユーロ（またはその外貨相当額）を超える資金の移転については、ドイツ連邦銀行に対して事前の書面通知が求められる。移転金額が40,000ユーロ（またはその外貨相当額）を超える場合は、ドイツ連邦銀行の事前の承認が求められる。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領したまたはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ（または外国通貨による相当額）を超える支払について、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の当行株主に対する資金の移管または配当その他の支払の送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

3【課税上の取扱い】

ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。15%と実際に源泉徴収される税額(26.375%)の差額の救済は、還付を申請することにより、又は(支払が行われる前に)源泉課税の免除を申請することにより、受けることができる。後者は、事前に、特定の要件(例:居住国での居住の証明、10%以上の株式保有など)を充足する場合に所定の様式による申請書に基づきドイツの税務当局により付与される免除証書が必要となる。

還付を受けるためには、特別の申請書がドイツ、D - 53221 ボン、レフェラートSt 3の連邦中央税務署(Bundeszentralamt für Steuern)に提出されなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益(日本において無制限の納税義務に服する。)は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者と共に当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税(Erbchaftsteuer)が課される。

日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について(また個人については相続についても)支払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。第8 2.(4)「配当等に関する課税上の取扱い」参照。

4【法律意見】

当行グループの法務部は、上級法律顧問であるフォルカー・ブツケおよび副首席法律顧問(ドイツ、中欧および東欧担当)であるマティアス・オッターによる次の趣旨の法律意見書を提出している。

(1) 当行は、ドイツ連邦共和国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。

(2) 当該法律顧問が知りかつ信ずる限りにおいて、本書中のドイツ連邦共和国法に関する記述は、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
信用リスク引当金繰入額控除後の 純利息収益	14,309 (19,404)	15,606 (21,163)	14,254 (19,330)	12,769 (17,316)	13,138 (17,816)
利息以外の収益合計	12,984 (17,608)	15,783 (21,403)	17,761 (24,086)	17,082 (23,165)	17,677 (23,972)
純収益合計（注2）	27,293 (37,012)	31,389 (42,567)	32,015 (43,416)	29,850 (40,480)	30,815 (41,788)
税引前利益	3,975 (5,390)	5,390 (7,309)	814 (1,104)	1,456 (1,974)	3,116 (4,226)
当期純利益（注3）	2,330 (3,160)	4,326 (5,866)	316 (429)	681 (924)	1,691 (2,293)
包括利益合計（税引後）	3,587 (4,864)	5,573 (7,558)	612 (830)	-1,144 (-1,551)	6,102 (8,275)
普通株式（注4）	2,380 (3,228)	2,380 (3,228)	2,380 (3,228)	2,610 (3,539)	3,531 (4,788)
株主持分合計	48,819 (66,203)	53,390 (72,402)	54,001 (73,231)	54,719 (74,204)	68,351 (92,691)
資産合計	1,905,630 (2,584,225)	2,164,103 (2,934,740)	2,022,275 (2,742,407)	1,611,400 (2,185,220)	1,708,703 (2,317,172)
Tier 1 自己資本率（%）（注5）	12.3	12.9	15.1	16.9	16.1
合計自己資本比率（%）（注5）	14.1	14.5	17.1	18.5	17.2
1株当たり株主持分 （ユーロ（円））	52.38 (7,103)	58.11 (7,880)	57.37 (7,780)	50.80 (6,889)	49.32 (6,688)
基本的1株当たり利益（注6） （ユーロ（円））	2.93 (397)	4.25 (576)	0.27 (37)	0.64 (87)	1.34 (182)
希薄化後1株当たり利益（注6）	2.80 (380)	4.11 (557)	0.26 (35)	0.62 (84)	1.31 (178)
営業活動によるキャッシュ・フロー	-3,676 (-4,985)	7,802 (10,580)	-23,954 (-32,484)	7,184 (9,742)	-630 (-854)
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,477 (10,140)	11,915 (16,158)	-2,647 (-3,590)	-3,015 (-4,089)	-12,824 (-17,391)
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,092 (12,330)	-3,160 (-4,285)	-2,152 (-2,918)	-544 (-738)	8,477 (11,496)
現金および現金同等物の期末残高	66,353 (89,981)	81,946 (111,127)	53,321 (72,309)	56,041 (75,997)	51,960 (70,463)
従業員数（常勤相当）（人）（注7）	102,062	100,996	98,219	98,254	98,138

（注1）当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）信用リスク引当金繰入額控除後

（注3）当期純利益のうち、28百万ユーロ、15百万ユーロ、53百万ユーロ、194百万ユーロおよび20百万ユーロは、それぞれ2014年度、2013年度、2012年度、2011年度および2010年度の非支配持分に帰属する純利益である。

（注4）ABNアムロの取得後最初の会計は2011年3月31日に確定した。この結果、2010年12月31日現在の利益剰余金について - 2,400万ユーロの遡及調整が行われた。

（注5）2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年、2012年および2011年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。2010年の数値は「バーゼル2」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

（注6）基本的および希薄化後の平均流通株式数は、2014年6月および2010年10月の増資に関連して割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため修正されている。

（注7）独ポストバンクは、常勤相当の定義をドイツ銀行に合わせて調整し、これによりドイツ銀行グループの2011年12月31日現在の従業員数は260人減少した（これより前の期間については修正再表示されていない。）。

(b) ドイツ銀行

(単位：百万ユーロ(億円))

年 度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
収益合計	33,002 (44,754)	36,529 (49,537)	32,711 (44,359)	30,317 (41,113)	29,384 (39,848)
営業利益	1,373 (1,862)	4,269 (5,789)	3,090 (4,190)	3,481 (4,721)	2,284 (3,097)
当期純利益	488 (662)	1,426 (1,934)	729 (989)	893 (1,211)	1,263 (1,713)
資本金	2,380 (3,228)	2,380 (3,228)	2,380 (3,228)	2,610 (3,539)	3,531 (4,788)
資産合計	1,620,164 (2,197,104)	1,869,074 (2,534,651)	1,723,459 (2,337,183)	1,385,430 (1,878,782)	1,520,459 (2,061,894)
純資産額	33,685 (45,680)	33,990 (46,094)	34,752 (47,127)	37,839 (51,313)	46,816 (63,487)
1株当たり純資産額(注1) (ユーロ(円))	35.36 (4,795)	35.65 (4,834)	36.54 (4,955)	36.21 (4,910)	33.10 (4,489)
1株当たり利益 (ユーロ(円))	0.52 (71)	1.53 (207)	0.78 (106)	0.88 (119)	0.92 (125)
1株当たり配当 (ユーロ(円))	0.75 (102)	0.75 (102)	0.75 (102)	0.75 (102)	0.75 (102)
配当性向(%)	143.0	48.9	95.6	85.6	81.9
従業員数(人)(注2)	27,816	27,634	27,727	27,440	27,286

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。ドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft)、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシュ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft)およびミュンヘンのズートドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft)の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律(Law on the Regional Scope of Credit Institutions)に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。当行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラゲ12であり、当行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書の「重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

3【事業の内容】（2014年12月31日現在）

(1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分、ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行いまた一切の手段を講じることができる。

(2) 事業の内容

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2014年12月31日現在 1兆7,090億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2014年12月31日現在で、当行は、常勤相当で98,138名の従業員を雇用し、世界71か国で2,814支店（そのうち66%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

当行は、包括的な戦略的見直しを行った後、2012年第4四半期に組織再編を行った。当行は、ユニバーサル・バンキング・モデルの堅持および従前の4つのコーポレート部門に対するコミットメントを再確認した。この方針は、従来コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ部門に属していた上場投資信託（ETF）などのビジネスを、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント部門の下に統合することで強化された。また当行は、非中核事業部門を新たに設置した。当該部門には、従来のコーポレート・インベストメンツ（CI）グループ部門の事業および他のコーポレート部門から移管された非中核事業が含まれている。

2014年12月31日現在、当行は、以下の5つのコーポレート部門で構成されている。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
- 個人顧客および中堅企業（PBC）
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
- ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）
- 非中核事業部門（NCOU）

これらの5つのコーポレート部門は管理（インフラストラクチャー）部門により支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。

当行は、世界の多くの国の既存もしくは潜在顧客と取引を行う体制を整えている。こうした体制には下記の拠点が含まれる。

- 多数の国における子会社および支店
- 上記以外の多数の国における駐在員事務所
- 上記以外の国々の顧客に対応する1名以上の営業担当者

当行グループの関係会社のそれぞれの名称および所在地は、ドイツ銀行グループの資本持分とともに第6 経理の状況に記載されている。

(3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。（当行の子会社であったドイチェ・ユーバーゼーイッシュ・バンク（Deutsche Überseeische Bank）の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。）と同時に駐在員事務所の閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるDBキャピタル・マーケッツ（アジア）リミテッド（DB Capital Markets (Asia) Ltd.）（当行が議決権付株式資本の50%を保有する。）の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド（Vaubel & Partners Ltd.）の持分を取得
- DBキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー（DB Capital Management International GmbH）の全額出資子会社であるドイツ銀証券会社を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立

1988年 - ドイツ銀証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得

1989年 - 香港のDBアジア・ファイナンス（HK）リミテッド（DB Asia Finance (HK) Ltd.）の駐在員事務所を東京に開設

- 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
- ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場
- 1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.) を合併し、D B モルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド (DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.) を東京に設立
- 1991年 - ドイツ銀証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド (Roland Berger & Partner Ltd.) に変更
- 1994年 - ドイツ銀証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
 - ドイツ銀証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ銀証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社」に名称変更
 - 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブス (NatWest Derivatives) の営業拠点の獲得完了
 - ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラストの日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
 - バンカース・トラスト東京支店閉鎖
 - D M G 信託銀行の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社に譲渡
 - ドイチェ・アセット・マネジメントとドイチェ信託銀行の資産運用サービス業務をドイチェ・アセット・マネジメントに統合
 - ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
- 2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
- 2014年 - D B 信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社」に名称変更

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等（2014年12月31日現在）

当行は、子会社728社、連結ストラクチャード・エンティティ518事業体および持分法により会計処理されている会社116社を有している。

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合(%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DBOIグローバル・サービス・プライベート・リミテッド	ムンバイ	554,554,550 インド・ルピー	100.0	その他サービス業	-
ドイチェ・バンク(チャイナ)Co., Ltd.	北京	4,426,000,000 人民元	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000 ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ネダーランドN.V.	アムステルダム	45,003ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・プリバート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト	フランクフルト	550,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国内)	-
ドイチェ・バンクS.A. - バンコ・アレミャオ	サンパウロ	996,550,988 ブラジル・レアル	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズInc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100.0	証券業	-
ドイチェ・バンク・ソシエダード・アノニマ・エスパニョーラ	マドリッド	101,526,918 ユーロ	99.8	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ソチエータ・ペル・アツィオーニ	ミラノ	412,153,993.8 ユーロ	99.8	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク(スイス)SA	ジュネーブ	100,000,000 スイス・フラン	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670 米ドル	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド	ムンバイ	10,020,160 インド・ルピー	100.0	その他サービス業	-
ドイチェ・ポストバンクAG	ボン	547,000,000 ユーロ	94.1	商業銀行業(ドイツ国内)	-
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH	フランクフルト	115,000,000 ユーロ	100.0	ファンドマネジメント会社	-
サル・オープンハイムjr. & Cie. AG & Co. KGaA	ケルン	700,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国内)	-
000ドイチェ・バンク	モスクワ	1,237,450,000 ロシア・ルーブル	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイツ証券株式会社	東京	72,728,000,000円	100.0	金融商品取引業	-
ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングスPte Ltd	シンガポール	1,166,687,663 シンガポール・ドル	100.0	投資持株会社	-
ドイチェ・ナレッジ・サービス Pte. Ltd.	シンガポール	17,800,979 米ドル 2シンガポール・ドル	100.0	その他の投資持株会社、及びドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター	-

5【従業員の状況】（2014年12月31日現在）

(1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	98,138人
個人顧客および中堅企業（PBC）	38,054
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）	8,207
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）	6,001
グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）	4,139
非中核事業部門（NCOU）	252
管理部門／リージョナル・マネジメント	41,485

（注）四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行AG

従業員数（常勤相当）	27,444人
平均年齢	41.0歳
平均勤続年数	11.8年
平均年間給与	182,000ユーロ

(3) ドイツ銀行グループの総従業員数は、2014年に以下の要因により117人（前年比0.1%）減少した。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の従業員数は、主に市場の動向に合わせた調整により、150人減少した。
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の従業員数は、貿易金融の好調を主な要因として、52人増加した。
- ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）の従業員数は、136人減少した。これは特に、英国のTilneyの売却およびドイツのサル・オープンハイムの関連会社に関連した調整によるものであった。
- 個人顧客および中堅企業（PBC）の従業員数は、ドイツにおける共同のバンキング・サービス・プラットフォームの設立により、165人増加した。
- 非中核事業部門（NCOU）の従業員数は、ドイツにおけるBHFバンクの売却を主な要因として、1,291人減少した。
- 管理部門の従業員数は、1,243人増加した。これは主に、当行の事業基盤のさらなる進展と内部管理部門（コンプライアンス、リスクおよび監査等）の強化によるものであった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】（2015年3月20日現在）

ドイツ銀行への投資

当行株価にとって厳しい年

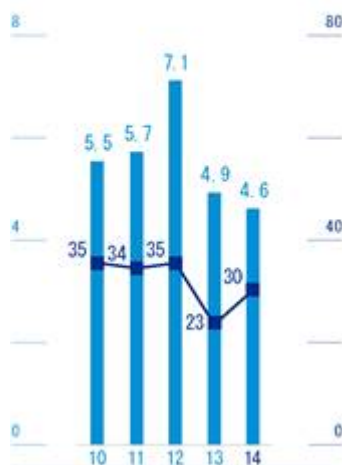
概略

- ・ 順調な増資
- ・ 大株主は二社となる
- ・ 債券投資家からの強い支持

図表2-1

年次株主総会：出席者の増加

■ 株主およびゲストの数（単位：千人）
■ 行使された議決権（単位：%）



2014年の株式市場は、世界経済の回復見込みや主要中央銀行による低金利政策の継続により、好調な滑り出しを見せた。ドイツ銀行の株価は、2014年1月半ばに、以下に記載する増資を調整したベースで、年間の最高値となる38.15ユーロに達した。2014年上半期中に、市場センチメントは引き続き改善し、DAX指数は2.9%上昇するなど、世界の主要株式指数の大半が上昇した。この広範囲に及ぶ市場の好調とは対照的に、STOXX欧州600銀行株指数は、2014年上半期末に1%の下落で取引を終えた。当行株価の動きはSTOXX欧州600銀行株指数を大きく下回り、2014年上半期中に22.3%下落した。この要因としては、規制や訴訟に関する業界全体および当行固有の懸念や、業績が予想を下回ったことが挙げられる。

2014年下半期は、低金利環境を背景とした投資家の株式に対する強い需要があったものの、ウクライナ危機に関連する地政学的緊張の高まり、経済指標の悪化や原油価格の急落の影響がこれを上回ったためボラティリティが上昇し、DAX指数は調整された。DAX指数は、10月半ばに最安値を記録した時点で年初から9%の下落となっていたが、その後堅調に回復し、2014年末には前年比2.7%の上昇で取引を終えた。2014年下半期の当行株価には、市場環境の軟調基調および継続する不透明感が引き続き影響を及ぼした。2014年10月半ばには、当行株価は22.66ユーロとなり、2013年末を31.5%下回る年間の最安値を記録した。当行株価は年末に向けて若干回復し、前年比で24.5%の下落となる24.99ユーロで2014年を終えたが、当行にとって非常に残念な結果となった。

順調な増資による戦略的フレキシビリティの強化

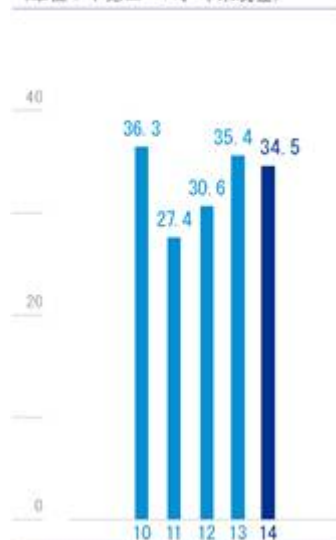
2014年に、金融業界は再び大きな課題に直面した。規制環境はより厳しくなり、金融機関の資本調達に関する要件はさらに厳格化した。また、規制およびコンプライアンス対応のための多額の費用や銀行の業務運営に対する現在の厳しい環境が収益性に影響を及ぼし、事業の拡大を通じた資本増強の機会是非常に限られた。

当行の経営陣は、資本調達における懸念から当行を守り、当行の柔軟性を維持し、かつ競争力を強化するために、2014年5月に増資の実施を決定した。現金払い込みによる授權資本の枠内での増資は、2014年6月25日に成功裡に完了した。調達額は総額で85億ユーロとなり、当行の発行済普通株式は、3億5,980万株増加して13億7,930万株となった。

この増資は、2回の発行によって行われた。新株予約権を除く5,990万株（17億5,000万ユーロ相当）が、安定投資家であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに対して発行された。同社は、カタール国の王族であるシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が所有・管理する投資会社である。また、合計2億9,980万株の記名式普通株式が67億5,000万ユーロで新たに発行された。発行価格は1株当たり22.50ユーロであった。この増資により、当行の普通株式等Tier 1（CET1）資本比率（パーゼル3完全適用ベース）は上昇し、2013年末の9.7%に対し、2014年末では11.7%となった。

当行の取締役会および監査役会は、2015年年次株主総会に向けて、配当を1株当たり0.75ユーロに据え置くことを提案する予定である。

図表2-2
時価総額
（単位：十億ユーロ、年末現在）



時価総額の減少

2014年末現在の当行株式の時価総額（増資分を含む。）は、前年末からほぼ9億ユーロ減少し、345億ユーロとなった（図表2-2）。Xetraにおける当行株式の一日当たりの平均売買高は、前年より190万株増加して810万株となり、2014年の売買高（個々の売買の集計）は、2013年を44億株上回り、合計で586億株であった。これにより当行株式は、Xetraにおける売買高でDAX指数構成銘柄中の第4位に上昇した（2013年は第5位）。当行株式のDAX指数に占める比率は3.6%となった（2013年は4.4%）。当行株式のXetraの売買高に占める割合は、昨年の5.8%から増加して2014年は9.3%となった。当行が2001年から上場しているニューヨーク証券取引所においては、当行株式の平均売買高は23.7%増加した。

長期投資収益

2014年に当行株価が大幅に下落したことで、当行株式の長期投資収益は減少した。当行株式を2010年年初に1万ユーロ購入し、現金配当をすべて株式購入に充て、無償増資に応じたと想定した場合、2014年末には、6,456ユーロ相当の株式を保有している計算となる。これは、年間平均で8.4%の投資損失に相当する。同期間のSTOXX欧州600銀行株指数は0.4%の年間平均損失で、DAX指数では10.5%の年間平均収益率であった。

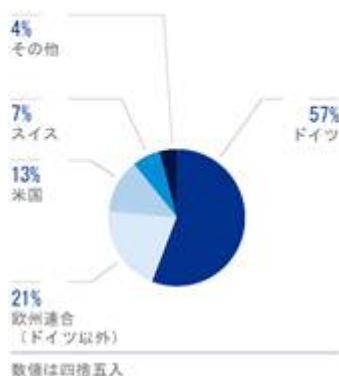
株主の増加

当行株式は、引き続きほぼすべてが浮動株式であり、2014年の当行株主のうち約99%が個人投資家であった。2014年末時点で、引受済の株主資本35億3,093万9,215.36ユーロに対する個人投資家の保有比率は20%（2013年：21%）であり、機関投資家の保有比率は80%となった。

2014年6月の増資以降、当行は、保有比率が報告基準の3%を上回る二社の大株主を有している。戦略的安定投資家であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドの保有比率は5.83%、ブラックロック・インク（ニューヨーク）の保有比率は6.62%である。

2014年は、全体的に株主数が増加して59万9,320人（2013年：56万6,979人）となった。株主数が5月末までにすでに57万1,226人まで増加していたことからすると、この株主数の増加傾向と6月の増資との関連はごく部分的なものにとどまる。株主名簿によると、株主資本の地域分布は、2014年にはドイツが過半を占めるに至った。2014年末時点で、ドイツ国内における保有比率は57%（2013年：50%）となったのに対し、ドイツ以外の欧州連合における保有比率は21%（2013年：26%）に低下した。同時点の米国における保有比率は13%（2013年：15%）に低下したが、その他地域における保有比率は10%と概ね横ばいであった。なお、株主資本の地域分布は、株式のカストディ（証券保管）の所在に基づいており、株主の居住地とは必ずしも一致しない。

図表2-3
株主資本の地域分布
(単位：％、2014年末現在)



報酬支払いのための自社株買戻し

当行は、株主資本の最大10%に相当する自社株（1億190万株）を2019年4月末までに買い戻すことに關し、2014年の年次株主総会において当行取締役会に対する承認を得た。デリバティブの利用による買戻しは、最大5,100万株まで可能である。これにより、2013年の年次株主総会の承認が更新された。当行は、2014年に合計2,460万株（2013年：3,420万株）、額にして7億2,000万ユーロの自社株を買い戻し、これらの株式はすべて、株式ベースの報酬支払いに充てられた。

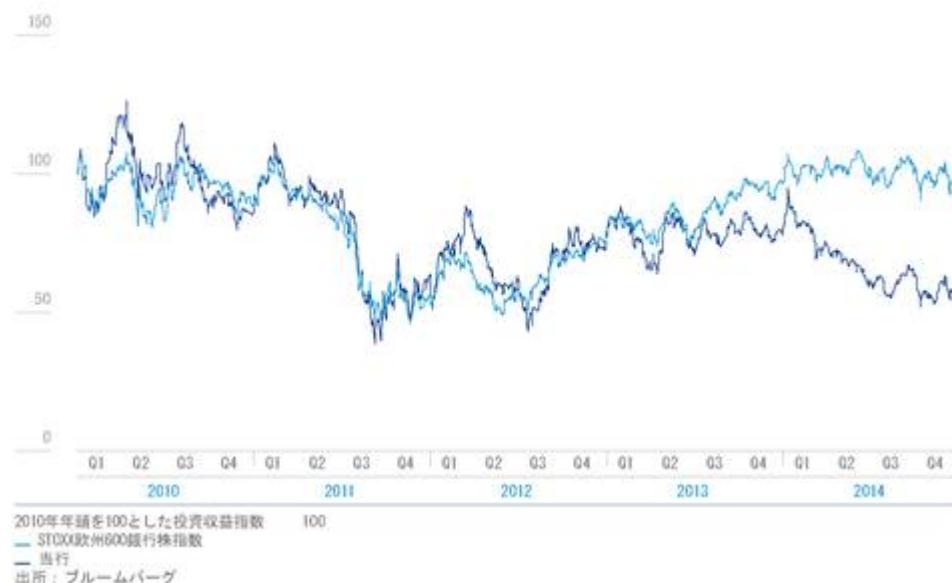
2014年12月31日現在、当行の保有自己株式数は100万株未満となった。当行は、2014年には自己株式の消却や市場での売却は行わず、年間を通して自社株保有比率が報告基準の3%を上回ることにはなかった。

業界全体の規制強化が信用格付に影響

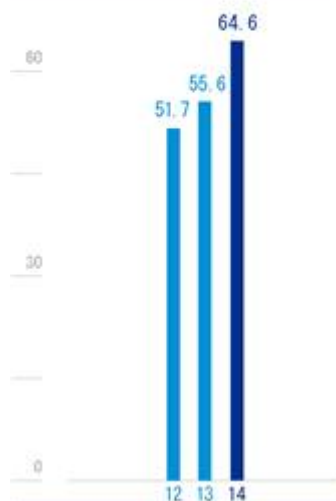
2014年3月にはフィッチ・レーティングス、4月にはスタンダード・アンド・プアーズが、欧州の銀行セクターにおける政府支援の前提に關して業界全体の見直しを行うにあたり、当行の長期信用格付の見通しを「安定的」から「ネガティブ」に修正した。両格付機関による修正は、金融サービス業のさらなる安定性確保を目的として制定整備されつつある欧州連合の銀行再生・破綻処理指令を勘案したものであった。当該指令の主な目的は、例えば、破綻による損失負担を納税者から株主および債権者に移すことなどが挙げられる。

2014年7月、ムーディーズは、当行の長期信用格付、スタンドアローン格付および短期信用格付をそれぞれ1ノッチ引き下げ、A3、baa3およびP-2とした。当行のスタンドアローン格付の見通しは現在「安定的」であるが、長期信用格付の見通しは引き続き「ネガティブ」である。スタンダード・アンド・プアーズおよびフィッチ・レーティングスと同様に、ムーディーズの「ネガティブ」の見通しは、欧州連合の銀行への制度上の支援が一般に減少する傾向となっていることに関するムーディーズの見解を反映している。

長期投資収益指数



図表2-4
オンライン媒体利用の増加
電子メールで送信された
年次株主総会の招集通知の数（単位：千通）



2015年2月3日、スタンダード・アンド・プアーズは、ドイツ、オーストリアおよび英国において、バイルイン規則を実施するための法律が2015年1月1日に発効したのを受けて、当該3カ国所在の銀行に関する見直しを行い、当行の長期信用格付を「クレジット・ウォッチ・ネガティブ（格下げ方向で見直し）」に指定した。スタンダード・アンド・プアーズは、2015年5月前半頃までに格付け見直しの結果を公表する予定である。

ドイツ銀行債券の強い需要

ドイツ銀行は、当行の債券投資家からの強い支持を得ており、有利なスプレッドでの借換えが可能となった。当行は2014年に、関連する変動指標（LIBOR等）に対して45ベースポイントの平均スプレッドで合計441億ユーロの債券を発行し、満期までの平均年限は4.8年であった。そのうち220億ユーロは、発行額について一定の要件を満たしたベンチマーク債であった。残りの220億ユーロは個人投資家向けおよび私募により調達された。

2014年の最も重要な調達として、2014年5月および11月に発行されたその他Tier 1証券があった。この2回の発行により、当行は、CRD4に準拠したその他Tier 1証券の2015年末までの目標発行額である50億ユーロをほぼ達成した。5月に行ったドイツ銀行として初めての35億ユーロのその他Tier 1ベンチマーク債の発行は、3つのトランシェで構成された。11月に行った2回目の発行は、15億米ドル、クーポン7.5%のノンコール10年永久債であった。

当行の起債活動は、全体として市場、商品、通貨、投資家層などの面で十分に多様化している。2014年12月末現在で、当行全体の資金調達額の76%は、リテール預金およびトラザクション・バンキング預金、資本市場での発行ならびに株式を含む、最も安定的な調達源からのものである。

インターネット・サービス

詳細な情報は下記のウェブサイトに記載されている。

▶ www.db.com/ir

当行は、インベスター・リレーションズのウェブサイト上で、以下のような包括的な情報を提供している。

- 公表情報および財務報告
- 主要なインベスター・リレーションズ関連のイベントおよび電話会議の配信
- 年次株主総会でのスピーチの録音
- 当行の株式および債券に関する情報

年次株主総会への参加登録および議決権行使の指示書の送付をオンラインで行う機能を利用する株主が増加している（図表2-4）。

関連データ

ドイツ国内における株式保有比率の上昇

基幹データ

		2014	2013	2012
株主数		599,230	566,979	610,964
株主の種類別の株主資本保有比率¹（％）	機関投資家（銀行を含む）	80	79	75
	個人投資家	20	21	25
株主資本の地域分布¹（％）	ドイツ	57	50	45
	欧州連合（ドイツ以外）	21	26	33
	スイス	7	6	6
	米国	13	15	13
	その他	4	4	2

主要数値

	2014	2013	2012
当行株式の年間投資収益率の推移 ²	(22.5%)	7.5%	15.0%
1日当たりの平均売買高（単位：百万株） ³	8.1	6.2	7.6
当該年度の1株当たり配当額（単位：ユーロ）	0.75 ⁴	0.75	0.75

特別プロジェクト

授権資本の枠内での増資	2回の発行により、総額85億ユーロの資本が調達された。5,990万株（17億5,000万ユーロ相当）が、安定投資家であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに対して発行された。また、1株当たり発行価格が22.50ユーロである2億9,980万株の記名式普通株式（67億5,000万ユーロ相当）が新たに発行された。
その他Tier 1資本の発行	2014年に、2回の永久債発行により、47億ユーロのその他Tier 1資本が調達された。

¹ 数値は四捨五入

² Xetraにおける株価に基づく

³ オーダーブック統計（Xetra）

⁴ 2015年5月21日開催の年次株主総会への提案額

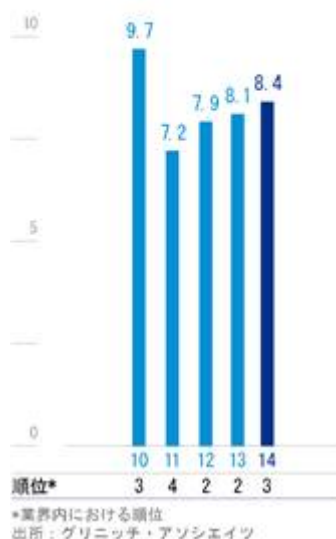
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

持続可能な業績への基礎を固める

概略

- ・ 堅調な収益と市場シェアの伸び
- ・ オペレーショナル・エクセレンス・プログラムによるコスト削減の取組みの進展
- ・ 継続的な企業文化の変革

図表3-1
マーケット：
グローバルな国債取引における
主導的地位を強化
市場シェア（単位：％）



コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）は、マーケットとコーポレート・ファイナンスの各ビジネス部門で構成され、金融商品を世界中に提供している。マーケット部門は、債券、株式および株式関連商品、上場デリバティブおよび店頭デリバティブ、外国為替、マネー・マーケットならびに証券化商品を含む幅広い金融商品のセールス、トレーディングおよびストラクチャリング業務で構成される。法人・機関投資家の顧客カバレッジは、法人顧客グループが担当している。リサーチは、市場、商品およびトレーディング戦略に関する分析を顧客に提供している。コーポレート・ファイナンス部門は、M&A（企業買収・合併）ならびに債券および株式のアドバイザリーおよびオリジネーションを担っている。各地域で産業別に編成されたチームが、金融商品およびサービス全般を当行の顧客に提供している。

2014年は、収益プールが引き続き低水準にとどまり、多くの主要市場において過去最低水準の低金利環境となったため、CB&Sは引き続き厳しい条件の下で業務を行った。また、2014年の大半においてボラティリティおよび取引高がともに低い環境の中で、取引活動は低迷した。ボラティリティは、地政学的リスクの上昇および原油価格の下落を背景に2014年第4四半期には上昇した。米国経済の見通しが改善したため、米国の株式市場は引き続き回復基調となった。より積極的となったビジネスセンチメントはまた、コーポレート・ファイナンス部門にも勢いをもち、特にエクイティ・キャピタル・マーケット（ECM）とM&Aにおいて活発な取引が行われた。

部門別決算報告からの抜粋（コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ¹）

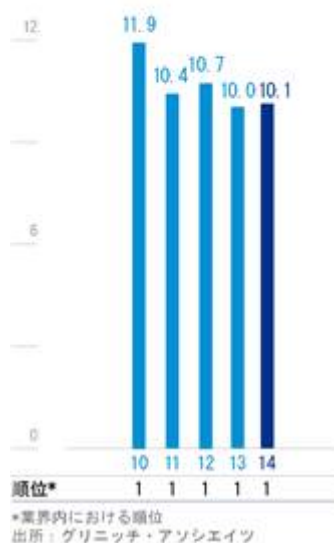
CB&Sは、2014年に33億ユーロ（2013年：32億ユーロ）の税引前利益を計上した。この増加の要因は、特に2014年下半年におけるボラティリティの上昇による堅調な収益および訴訟費用の減少であったが、これらはオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関する規制遵守のための実施コストの増加により一部相殺された。

単位：百万ユーロ	2014年	2013年
純収益	13,742	13,526
信用リスク引当金繰入額合計	103	189
利息以外の費用	10,348	10,162
税引前利益	3,266	3,158
株主資本利益率（税引前、％）	13	16
リスク・ウェイトド・アセット	175,561	114,729
資産	1,213,612	1,102,007

¹ 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2014年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。規制自己資本額およびリスク・ウェイトド・アセットは、2013年12月31日まではバーゼル2.5規則に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4（完全適用ベース）に基づいている。

図表3-2

マーケット：
グローバル債券市場で上位を維持
市場シェア（単位：％）



CB&Sは、2014年も世界をリードする投資銀行としての地位を維持し、市場シェアを拡大するとともにレバレッジを大幅に低下させて良好な業績を収めた。規制強化や厳しい取引環境にもかかわらず、CB&Sの収益は、セールス／トレーディングおよびオリジネーションとアドバイザーの増収により、前年から2%増加した。債券セールス／トレーディングの収益は横ばいであったが、株式セールス／トレーディングの収益は前年から7%増加した。費用は2%増となったが、その要因は、規制関連の支出の増加（CRD4要件遵守のための報酬費用の増加を含む。）、事業への投資および外国為替の変動によるマイナスの影響であった。CB&Sは、2014年に33億ユーロの税引前利益を計上した（2013年：32億ユーロ）。

ポートフォリオの最適化における継続的な前進

CB&Sは、事業全体における資源利用の最適化を継続することで、市場をリードする顧客基盤を維持しつつ、資源を削減することができた。CB&Sは、2014年も引き続きレバレッジ・エクスポージャーの低減および人員削減を行い、これにより、事業の効率性が向上した。市場環境および規制環境の変化を受けて、CB&Sは引き続き、現在の市場機会を反映し顧客のニーズを満たすものとなるようその事業ポートフォリオの評価および見直しを行っている。その一環として、CB&Sは2014年末に、シングル・ネームのクレジット・デフォルト・スワップのトレーディングの大半から撤退することを発表した。

マーケット部門は、引き続き債券および為替ビジネスにおけるレバレッジ・エクスポージャーの削減を行ったが、さらに、特定の市場機会（例えば、商業用不動産ファイナンス）の実現を図るため、当該部門の主導的な地位を占めるクレジット・ソリューション事業に資源を移動させた。株式ビジネスでは、プライム・ファイナンス等において、顧客へのより良いサービスの提供および利益の増大のため、事業基盤からの収益を最大化し、より効率的に資源を活用する取組みを続けた。

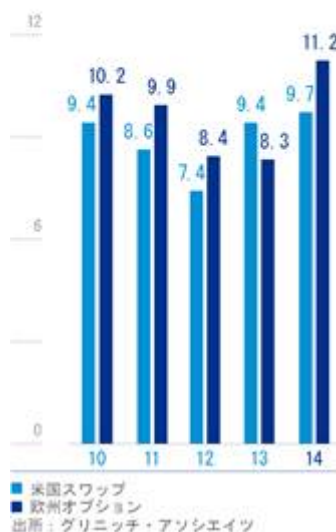
コーポレート・ファイナンスは、顧客カバレッジの調整、バランスシートのより効率的な配分およびグローバル・トランザクション・バンキングとのより綿密な協力により、引き続き生産性の向上に注力した。コーポレート・ファイナンスにおいては、貸出業務からの持続可能な収益を確保しつつ、最も収益性の高い顧客との関係を深めることが引き続き最重要課題であった。コーポレート・ファイナンスは、ヨーロッパで主導的な地位を維持し、米国では引き続き市場シェアを伸ばし、またアジアでは強固な事業基盤を保った（出所：ディールロジック）。

当行は、2014年、その強固な事業基盤が認められ、ユーロマネー誌からの「最優秀リスク・アドバイザー」および「最優秀デット・ハウス」ならびにバンカー誌からの「最も革新的な投資銀行（外国為替部門）」を含む数々の賞を受賞した。

マーケット：堅調な収益の伸び

マーケット部門の顧客重視のビジネスモデルは、2014年に成長と収益におけるシェアの増加をもたらした。当行のグローバル債券ビジネスは、グリニッチ・アソシエイツにより5年連続で第1位（市場シェアベース）に選ばれた（図表3-2）。当行は、全般的に減収傾向を示す環境にあって収益をほぼ横ばいに保つなど、2014年も引き続き強固な事業基盤による恩恵を享受した。外国為替や金利ビジネスにとっては特に厳しい環境であったが、クレジット・ソリューションの堅調な業績がこれを相殺した。地域別では、債券セールス／トレーディングが米国で堅調な業績を収め、これにより厳しい環境によるEMEA（欧州・中東・アフリカ）地域およびアジア太平洋地域の業績への影響が相殺された。

図表3-3
マーケット：
株式デリバティブにおける
主導的地位を強化
市場シェア（単位：％）



第1位

インターナショナル・ボンドの
グローバルな引受会社

債券セールス／トレーディングは、継続的な投資により、市場の変化に対応することができた。同ビジネスは、資源が最大価値を付加することができる対象を見出すことができるよう、新たな分析ツールを開発した。この分析ツールには、顧客、事業および販売実績に関するより透明性の高い戦略的な即時情報を提供する新たな販売プラットフォームが含まれている。マーケット部門はまた、多国籍企業へのより良いサービスの提供に注力する戦略の一環として、多国籍企業の顧客に特化した新たな電子取引プラットフォームへの投資も行った。マーケット部門は、各地域の規制上の変更にも適応した。例えば、同部門は米ドル建て金利スワップにおいて首位のディーラーとなったが、これは、規制当局の要請に従って義務化された決済一元化と電子取引に切り替えて初めての主要な取引類型であった。

当行の株式セールス／トレーディングは、2014年に市場シェアの拡大および堅調な収益を達成し、好調な一年であった。同ビジネスの税引前利益は大幅に改善した。当行は、グリニッチ・アソシエイツによりフロー株式デリバティブおよび株式オプション（欧州投資家）で第1位にランクされた。現物株式トレーディングは、引き続き電子取引サービスの強化に注力した。当行は、株式デリバティブにおいて法人顧客サービスの向上に注力し、全地域（特に米国）において堅調な業績を達成した（図表3-3）。プライム・ファイナンスは、顧客により良いサービスを提供するために、顧客サービスを再編し、資源を移動させた。

コーポレート・ファイナンス：米国での市場シェアの獲得

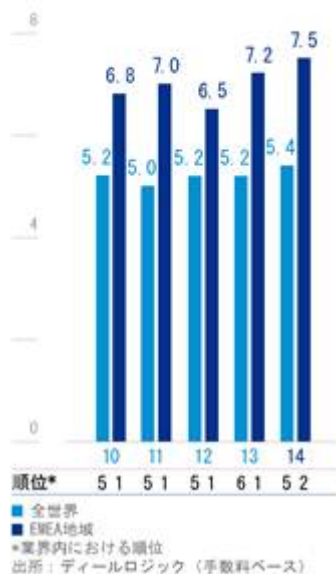
コーポレート・ファイナンスは、2014年にグローバルで第5位にランクされ、過去最高の5.4%の市場シェアを獲得した。同ビジネスは、大半の商品（特に全世界のレバレッジド債券資本市場やM&A）および地域（特に米国や欧州）において、市場シェアを伸ばした（出所：ディールロジック）（図表3-4）。コーポレート・ファイナンスは、インターナショナル・ファイナンス・レビュー（IFR）誌から、「最優秀ユーロ・ボンド・ハウス」および「最優秀ファイナンシャル・ボンド・ハウス（EMEA地域）」を含む複数の最高賞を受賞した。

債券資本市場において、当行は、2014年の米国の投資適格社債の上位10件のうち8件のアレンジャーを務め、過去最高額のハイ・イールド債の発行（アルティス／ニューメリケブル）に関与するなど、インターナショナル・ボンドのアレンジャーとして第1位となった。株式資本市場においては、当行のみが過去最大の新規株式公開（IPO）5案件すべてに関与している。また当行のM&Aビジネスは、EMEA地域において他のどの主要投資銀行よりも市場シェアを伸ばし、第3位にランクされた。M&Aはまた、米州およびアジア太平洋地域（日本以外）においても市場シェアを伸ばしてその順位を上げた（出所：ディールロジック）。

図表3-4

コーポレート・ファイナンス：
過去最高の市場シェア

(単位：%)



資源削減の強化

CB&Sでは、徹底した資源の合理化にもかかわらず、安定した顧客基盤を反映して、好調な業績をあげた。規制強化がレバレッジに集中していることを受けて、CB&Sは引き続きレバレッジ・エクスポージャーを削減した。しかしながら、2014年末時点のバーゼル3完全適用ベースのリスク・ウェイトド・アセット（RWA）は、前年末から20%増加し、1,760億ユーロとなった。このRWAの変動は主に、業界全体にわたる訴訟費用の増加を背景としたモデル変更とオペレーショナル・リスクの増加によるものであった。CB&Sは、オペレーショナル・エクセレンス（OpEx）プログラムのコスト削減の取組みにおいて、プログラム開始から現在までに目標を超える10億ユーロの削減を達成し、当該取組みを着実に進展させた。

企業文化の変革の推進

2014年、CB&Sは当行の企業文化を社会の期待および顧客の利益により則したものにするため、重要な施策を講じた。CB&Sのセールス担当者およびトレーダーは、現在ではより一層、自らが提供する商品について多角的な視点（非財務リスクや顧客のニーズとの整合性を含む。）からの評価を行うようになっている。この施策の目的は、CB&Sが長期的な価値の創出に注力する顧客重視のビジネスを実施できるようにすることにある。思考態度の変更には、CB&Sの上級管理職による強いリーダーシップが必要であった。2014年を通じて、CB&Sの運営委員会は、当行の価値基準および信念を同部門内により深く浸透させることに多くの時間と努力を費やした。CB&Sの従業員のほぼ全員が、運営委員会により実施された企業文化変革のワークショップに出席した。同時にCB&Sは、当行の方針の遵守を監視するため、システムおよび管理を大幅に強化した。また、CB&Sの管理・運営組織は、同部門内の独立した管理部署として再編強化された。

今後の見通し

CB&Sは、株主にとって持続可能な投資収益を生み出すことが可能なより効率的なプラットフォームを提供するため、状況変化に応じたビジネスの再構築に引き続き取り組んでおり、2015年は同部門にとって重要な年になる。マクロ経済の動向や中央銀行の様々な政策により、収益増加に向けて2014年より良好な条件の創出が予想され、他方、継続的なコスト管理およびオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの実施は利益を増加させる要因となる。CB&Sは、2014年に資本基盤を着実に強化したが、今後も顧客ポートフォリオの最適化、技術投資およびより高い収益を生み出すための資源のダイナミックな配分を行うことにより、事業効率性の強化および向上を継続していく。

2014年の受賞

バンカー誌

「最も革新的な投資銀行（外国為替部門）」
「最も革新的な投資銀行（債券部門）」
「最も革新的な投資銀行（新興国）」

ユーロマネー誌

「最優秀グローバル・リスク・アドバイザー」
「最優秀グローバル債券ハウス」
「最優秀投資銀行（西欧）」
「ドイツ最優秀銀行」

リスク誌

「最優秀バンク・リスク・マネジャー」

グリニッチ・アソシエイツ

グローバル債券部門で第1位
フロー株式デリバティブ部門で第1位

インターナショナル・ファイナンス・レビュー誌

「最優秀ストラクチャード・ファイナンス・ハウス」
「最優秀ユーロ・ボンド・ハウス」
「最優秀ローン・ハウス（EMEA地域）」

個人顧客および中堅企業 ホームマーケットでの地位強化

概略

- ・ドイツ国内市場における主導的地位の強化、欧州やアジアにおける利益を伴う成長
- ・戦略開発の中核的要素としてデジタル化を促進
- ・ポストバンク統合の順調な進展、共同のサービス・ユニットの立ち上げ

図表3-5
アドバイザー・バンキング
(インターナショナル)の
支店分布
2014年末現在で合計872支店



個人顧客および中堅企業（PBC）は、ドイツおよび世界各地の個人や自営業者、中堅企業の顧客に対し、バンキング・サービスやその他の金融サービスを提供している。PBCの商品には、支払サービスや当座預金、資産運用や退職年金プラン、証券、預金および融資などが含まれている。PBCは、ホームマーケットにおける主導的なリテールバンクとして、ドイツ国外の500万の顧客に加えて、国内で約2,300万の顧客にサービスを提供している。PBCは、ドイツ、イタリア、スペイン、ベルギー、ポルトガル、ポーランドおよびインドに約2,700の支店を開設している。また、この支店網は、外部アドバイザーのモバイル・ネットワークやオンラインによるダイレクト販売チャネルで補完されている。加えて、PBCはドイツポストDHL AG、DVAG（Deutsche Vermögensberatung AG）などの企業やスペインおよびイタリアの郵便事業会社との協力体制を維持している。中国では、PBCは華夏銀行に19.99%の持分を有しており、同銀行の第2位の株主である。PBCは、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング（PCB）、アドバイザー・バンキング（インターナショナル）およびポストバンクの3つのビジネス部門から構成される。

2014年の市場環境は引き続き厳しいものとなった。欧州の低金利（2014年下半期には欧州中央銀行への預金の金利がマイナスとなった）は、預金ビジネスに悪影響を及ぼした。PBCは、このマイナス金利を顧客に転嫁することはしなかった。低金利の継続により、ドイツ国内外の顧客は、証券および保険商品への投資を増やすようになった。また、この低金利環境は、顧客の住宅ローン貸出金に対する需要の高まりを下支えした。

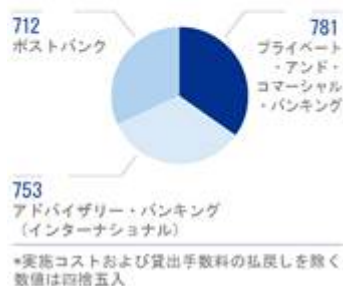
部門別決算報告からの抜粋（個人顧客および中堅企業¹）

PBCは、2014年に13億ユーロ（2013年：16億ユーロ）の税引前利益を計上した。この減少の主な要因としては、2014年5月および10月のドイツ連邦裁判所の2つの決定に基づき利息以外の費用に計上された、貸出手数料に係る多額の一時的費用が挙げられる。純収益は、主に投資商品および保険商品における取引および純資金流入の増加を反映して増加した。信用リスク引当金繰入額は、ドイツの好環境の恩恵を享受した。運用資産は、主に証券における60億ユーロの純資金流入および相場の上昇により、2013年12月31日から90億ユーロ増加した。

単位：百万ユーロ	2014年	2013年
純収益	9,639	9,550
信用リスク引当金繰入額合計	622	719
利息以外の費用	7,682	7,276
税引前利益	1,335	1,555
株主資本利益率（税引前、％）	9	11
リスク・ウェイトド・アセット	79,571	73,001
資産	258,381	265,360

¹ 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2014年ファイナンシャル・レポート（マネジメント・レポート）に記載されている。規制自己資本額およびリスク・ウェイトド・アセットは、2013年12月31日まではバーゼル2.5規則に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4（完全適用ベース）に基づいている。

図表3-6
バランスのとれた
ビジネス部門別税引前利益*
総額22億4,600万ユーロ
(単位：百万ユーロ、2014年12月末現在)



2014年、PBCは13億ユーロの税引前利益を計上した（2013年：16億ユーロ）。これには、ポストバンクの統合や部門横断的なオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに係る投資コストおよび貸出手数料の払戻しによる費用が含まれている。純収益は、2013年から1%増加して96億ユーロとなった。クレジット商品や投資商品および保険商品に対する顧客の需要が全体として増収に寄与した。しかしながら、長引く低金利環境は、預金からの収益の減少をもたらした。支払い、カードおよび口座等に関する規制要件の変更も収益を下押しした。

費用は、2013年から6%増加した。過去の貸出手数料の払戻しに関するドイツ連邦裁判所の決定により、4億ユーロの費用が生じた。規制要件の厳格化もまた、PBCの費用増加の要因となった。しかしながら、これらの費用は、2012年に立ち上げたオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの順調な実施による費用削減により、一部相殺された。

ドイツにおける安定した経済環境の継続および質の高い貸出金ポートフォリオにより、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング（PCB）およびポストバンクの信用リスク引当金繰入額は、2013年に引き続き2014年も前年を下回った。

民間銀行における主導的地位

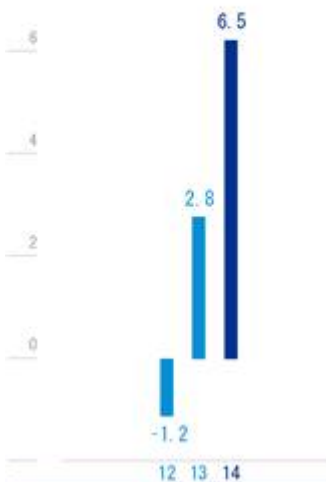
PBCは、ドイツ国内の民間銀行における主導的地位をさらに拡大し、特定の欧州およびアジアの市場に注力したアドバイザリー基盤を維持することをその戦略としている。

ドイツ国内において、PBCは、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング（PCB）のもとでの中堅企業顧客カバレッジの統合を完了した。中堅企業顧客は、さらに180カ所のPCBアドバイザリー・センターにアクセスすることが可能になった。各支店のPCBの顧客担当者は、中堅企業顧客向けの貿易金融およびキャッシュ・マネジメント・ソリューションにおいて助言とサービスの質を高めるため、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）部門とより密接に協働している。また、PCBは現在では、当行の国際的な商品に関する専門知識や世界的なネットワークへのより広範なアクセスを、中堅企業顧客に提供している。

個人顧客および中堅企業（PBC）



図表3-7
投資商品および保険商品における
新規純資産の堅調な増加
(単位：十億ユーロ)



ポストバンクの統合により、PBCのドイツ国内の事業基盤はさらに強化され、2014年にはまた一歩大きく前進した。

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、欧州（ドイツを除く）およびインドにおけるPBCビジネスと、当行が中国の華夏銀行に対して有する持分により構成される。PBCのグローバルなビジネスは、収益性の高い選ばれた成長事業に重点を置いている。2014年は、すべての海外ユニットが堅調な収益および取引高を示した。中国では、PBCは引き続き華夏銀行に対する持分からの恩恵を享受し、2014年は前年に引き続き堅調な増収となった。

2014年を通して、これら3つのビジネス部門すべてにおける重要な戦略上の優先事項は、デジタル・バンキング・サービスを促進させることであった。マルチ・チャネルの常時アクセスの拡大により、PBCは顧客にさらに効率性の高いサービスを提供することが可能となる。

貸出しおよびモーゲージ業務による増収

2014年、PBCのクレジット商品からの収益は、3つのビジネス部門すべてにおいて増加したが、ドイツ国内のモーゲージ貸出業務が特に好調であった。良好な経済環境は、顧客の住宅ローンに対する需要を高め、PBCは、一貫して健全なリスク特性を有する数多くの新規契約を獲得することができた。マージンがより高い特定の新規業務への注力もまた、モーゲージビジネスにおける増収に寄与した。

預金ビジネスにおいては、低金利環境が引き続き大きな課題であった。的を絞ったヘッジ取引および契約条件は市場の動向に連動していたにもかかわらず、収益はわずかに減少した。2014年半ばに開始した新たな預金キャンペーンは、顧客の好評を博した。このことは、長引く低金利環境の中であって、当行が魅力的な預金商品の提供者として引き続き高い評価を保持していることを明らかにした。PBCはこのキャンペーン期間中に、合計で70億ユーロを上回る新規預金を集めた。

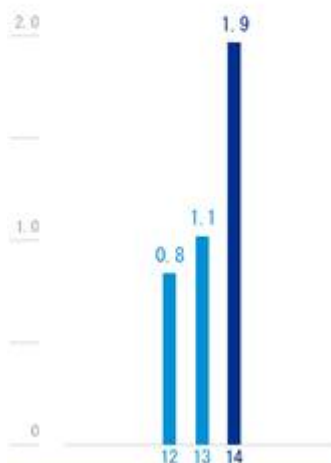
投資家はより魅力的な投資先を求めていることから、PBCは2014年に欧州およびインドにおける投資商品ビジネスを前年よりも拡大した。PBCの投資商品および保険商品における新規純資産は、この10年余りの間で過去最高水準となる65億ユーロに達した（図表3-7）。相場上昇分を含めると、顧客の運用資産は90億ユーロ増加した。証券および保険商品における事業拡大は、今後も引き続きPBCにとって重要な優先事項となる。

効率性の向上

2014年上半期に、従前は別々だったプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングとポストバンクのサービス部門を統合して、PBCバンキング・サービスズが設置された。このサービス持株会社によって、PBCはドイツの金融業界で最大規模の包括的サービス・プラットフォームを創出した。当該プラットフォームは、口座、カード、ローンおよび証券に関するあらゆるサービスを担っており、セールスの中核を担っている。PBCバンキング・サービスズは、約1万人の従業員の専門知識を蓄積し、顧客に最適なあらゆる種類の商品およびサービスを提供している。PBCは、今後も引き続き組織構造の合理化、商品および手続きの簡素化を実施し、高水準の自動化を目指していく。

ITとサービスの共通プラットフォームである「マゼラン」の開発にはさらに進展がみられた。このプラットフォームは、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングとポストバンクが共同で利用している。マゼランは、共通のITサービスおよびバンキング・サービスを統合して一元化するために設計されたものである。このプラットフォームにより、コストが削減され、手続きの効率がさらに向上する。中核的なアプリケーションのバージョンアップおよび標準化は、商品開発およびサービスの革新のスピードをさらに加速させる。2014年には、1,800万件の預金口座がSEPAに適合するものとなり、また支店における販売業務を管理するために新たなアプリケーションの運用が開始された。同時に、マゼランは、当行のデジタル化推進のプラットフォームであり、基礎でもある。

図表3-8
デジタル・サービス利用の増加
アプリダウンロード数
(単位：百万、年末現在)



デジタル化が優先課題

デジタル化は、PBCにとって重要な戦略的優先課題である。2014年、当行は今後3年間のPBCにおけるデジタルサービスの拡大に2億ユーロを割り当てた。PBCは、3つのビジネス部門すべてにおいて、デジタルサービスの提供方法をさらに拡大する包括的な取組みを開始した。これにより、PBCは、幅広い専門知識と情報を提供し、顧客との対話を深めつつ、顧客のニーズに迅速に対応することを目指している。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングでは、PhotoTANアプリの導入、デジタル・ポストボックスの拡大および財務計画アプリの運用開始によって、2014年末に最初の節目を迎えた。また顧客は、さらに多くの拡充されたバンキング機能をモバイル機器で利用できるようになった。さらに、PBCは、ビデオ・アドバイザリー・サービスの試験的運用に成功したが、これは、より小規模の地方支店の顧客が専門的なアドバイスを受けることを可能にするものである。

2014年下半期に、ポストバンクのブランドを新たに位置付ける上での主要テーマである「デジタル・アンド・パーソナル」を反映した大規模なマーケティング・キャンペーンを立ち上げた。ポストバンクは、顧客が指紋認証により銀行口座振替を行うことができるアプリを初めて提供した銀行の一つである。口座情報は電子メールで送信することができ、またQRコードでの読み取りや送信も可能である。

今後の見通し

PBCは将来に向けて、長引く低金利環境による逆風の中にあっても引き続き収益を伸ばすことを目指している。ドイツにおける貸出業務の強化、投資業務や保険業務の拡大および欧州における戦略的成長の推進に取り組み、収益性をさらに高めていく。顧客は、PBC内および当行グループの他のビジネス部門が互いにより緊密に協力することで恩恵を受けることになる。国際的な業務においては、PBCは引き続き欧州の主要市場およびインドでのアドバイザリー・バンキング業務を強化していく。PBCはまた、中国の華夏銀行に対する持分からも恩恵を受けることを意図している。ポストバンクは、近年の集中的なバランスシート縮小およびリスク低減の取組みを受けて、中核的な事業活動への注力を強化しつつある。ポストバンク統合が進展すれば、PBCはさらなるシナジー効果とコスト削減を実現することができる。

2014年の受賞

ハンデルスブラット紙
「最優秀投資アドバイザリー証券」

2014年PASSオンライン・バンキング・アワード
「最優秀支店/バンキング・サービス」
「最優秀オンライン・ブローカー（マックスブルー）」

ユーロ・アム・ゾンターク誌
資金調達・年金プラン最高賞

ストラクチャード・リテール・プロダクツ・ドット・コム
「ポルトガルにおける最優秀仕組み商品販売業者」

グローバル・トランザクション・バンキング

成長地域におけるチャンスの活用

概略

- ・ 厳しい環境の中での増収
- ・ ユーロ建て決済での主導的地位
- ・ 顧客層に合わせた組織再編

12億
ユーロ
GTBの税引前利益

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は、世界各地の法人顧客および金融機関を対象として、国内およびクロスボーダー決済、リスク管理、国際貿易のための資金調達ならびに信託、取次ぎ、預託、カストディ（証券保管）およびこれらの関連サービスを含む、商業銀行分野の商品およびサービスを提供している。GTBは、キャッシュ・マネジメント、貿易金融、証券サービスの各業務で構成されている。

2014年を通じて、GTBは、欧州における経済の回復が引き続き緩やかなものにとどまったことと、場合によりマイナス金利ともなる低金利による厳しい事業環境の中にあつて、引き続き順調であった。また、トランザクション・バンキングの業界は市場への新規参入やマージンの縮小から競争がより一層激しくなり、GTBはその事業のグローバル性により地政学的リスクにもさらされた。GTBはさらに、規制の変更にも対応する必要があつたが、このことはGTBに困難とチャンスの両方をもたらした。

市場環境は困難であつたものの、GTBは成長への投資をさらに進め、特にアジアおよび米州における取引量が拡大したことや業務が好調であつたことから、収益は前年から2%増加した。2014年のリスク費用は減少したが、費用収益比率は主に訴訟関連費用および規制要件の強化により若干上昇した。GTBの税引前利益（IBIT）は、この2年でほぼ倍増し、2014年には12億ユーロとなった（2013年：11億ユーロ）。

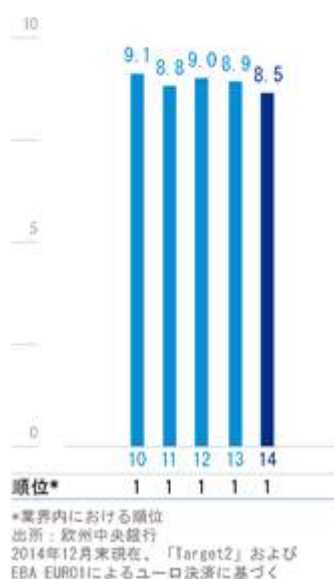
部門別決算報告からの抜粋（グローバル・トランザクション・バンキング¹）

GTBは、2014年に12億ユーロ（2013年：11億ユーロ）の税引前利益を計上した。これは増収および2013年に一顧客について発生した信用事由を受けて計上した信用リスク引当金繰入額が2014年には減少したこと起因するものであつた。この増加は、コストの増加により一部相殺された。

単位：百万ユーロ	2014年	2013年
純収益	4,146	4,069
信用リスク引当金繰入額合計	156	315
利息以外の費用	2,791	2,648
税引前利益	1,198	1,107
株主資本利益率（税引前、%）	20	22
リスク・ウェイトド・アセット	43,265	36,811
資産	106,252	97,240

1 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2014年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。規制自己資本の額およびリスク・ウェイトド・アセットは、2013年12月31日まではバーゼル2.5規則に基づいており、2014年1月1日以降はCRR / CRD4完全適用ベースに基づいている。

図表3-9

ユーロ建て決済で市場をリード
市場シェア (%)

GTBの成功は、商品の提供および地域バランスの両方の面で多様化されたグローバル・ポートフォリオと、ソリューション型かつ取引高重視のビジネスモデルに支えられている。GTBは、世界49カ国で業務を行い、190を超える国および法域の営業拠点で、EuroStoxx50やDAX指数に採用されているほぼすべての会社を含む約47,000の顧客にサービスを提供している。GTBは中国、インドおよびラテン・アメリカなど有望な成長市場において強固な地位を確立している。

2014年を通じて、GTBの主な戦略上の優先事項には、既存の顧客との関係深化および新規顧客の獲得のほか、顧客のソリューションおよびITプラットフォーム（SWIFTのメッセージ仕様（MT）のようなフォーマットによる標準ドキュメンテーションのサービスを顧客が直接受けられるアプリであるSWIFTのMyStandardsや、受賞に輝いたオートバーンのアプリマーケット（Autobahn App Market）の導入を含む。）への投資が含まれていた。GTBは、バランスの取れたリスクとリターンのプロファイルならびに厳格な資本およびコストの管理を維持しつつ、引き続き事業ポートフォリオおよびグローバルなネットワークの最適化に努めた。これは2014年を通じて行った資本利益率を改善する取組みの中で強化された。

GTBは、企業文化の変化およびコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の法人顧客グループやコーポレート・バンキング・カバレッジとのパートナーシップを含む当行の他の部門との協力関係に引き続き注力した。GTBは、中堅企業のためのPBCとの共同事業を継続し、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（DeAWM）との顧客紹介についての協力も継続した。

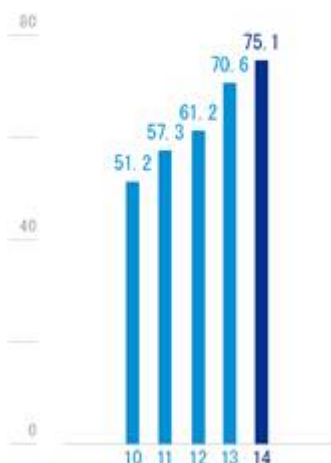
GTBは2014年に、顧客重視の姿勢をより明確にするため、営業と商品開発の部署を統合して顧客カバレッジに特化した部門を設けた。これを受けて、金融機関向けキャッシュ・証券サービス（ICSS）を設置し、業界全体が過渡期を迎えている中で事業の再構築を行った。ICSSはポートフォリオを見直し、ドイツに拠点を置くレジストラ・サービスズの事業を処分した。ICSSは、預託証券事業、法人信託・取次ぎサービス、証券貸付業務、保管・決済およびファンド・サービスを含む金融機関向けキャッシュ・マネジメントおよび証券サービスで構成される。

確固としたグローバル・ネットワーク

GTBは、欧州、中東およびアフリカ（EMEA）地域において主導的な地位を維持し、米州とアジア太平洋地域におけるビジネスを引き続き着実に拡大した。GTBは8.5%の市場シェア（「Target2」および「EBA EURO1」を通じたユーロ建て決済額に基づく。）（図表3-9）を獲得してユーロ建て決済における主導的地位を維持し、米ドル建て決済においてもほぼ9%に上る市場シェア（クリアリングハウス銀行間支払システム、通称CHIPSによる決済額に基づく。）を獲得して上位6位以内の地位を維持した。2014年においてGTBは、常時1兆ユーロを超える決済を日々処理した。GTBは米州およびアジアにおける成長機会を捉え、米州では2桁成長を遂げた。アジアでは収益が2桁の伸びを示し、人民元を活用した商品およびサービスの提供を拡大し、上海自由貿易試験区においてもそのプレゼンスを確立した。11月には、当行初となる人民元建ての取引を、フランクフルトにあるオフショア決済センターを通じて行った。

GTBは主要な市場参加者として、様々な事業分野において規制環境が変化する中で顧客の舵取りをサポートし助言することに引き続き注力した。GTBは、2014年に開始された「単一ユーロ決済地域（SEPA）」への移行に対する顧客による準備を支援し、欧州のTARGETグロス決済システムの第2世代に基づく欧州中央銀行（ECB）の証券決済システム「T2S」（TARGET2-Securities）の利用に関して、準備を着実に進めた。

図表3-10
貿易金融の取引残高の伸び
年平均（十億ユーロ）



金融機関向けキャッシュ・証券サービス：市場シェアの増加

ICSSは2014年を通じて、多くの画期的な案件を確保した。すべての事業部門で市場シェアを伸ばし、新規顧客を獲得した。また、サウジアラビア、香港、上海、オーストラリアおよびロシアにおいても事業を発展させた。

預託証券ビジネスは、2014年にそのポートフォリオを25%超増やし、世界第2位の市場ポジションを維持した。法人信託・取次ぎサービス業務は、そのエスクロー・ソリューション部門において、米国をはじめ全世界で勢いを得た。GTBIは、カストディ（証券保管）および決済をグローバルに提供するその主導的なポジションを維持し、業界をリードするその証券貸付業務およびファンド・サービスの各部門を引き続き成長させた。これらの各業務では大幅な増収および増益となった。

金融機関向けキャッシュ・マネジメントは、世界の各地域に拡大しており、案件数の増加や増収の恩恵を受けている。さらに、FX4Cashといった多通貨間の外国送金システムを提供している世界でも数少ない金融機関向けキャッシュ・マネジメント・プロバイダーであり、その地位を維持した。GTBIは2014年に主要な顧客からFX4Cashに関する多数の大型案件を獲得した。

貿易金融および事業法人向けキャッシュ・マネジメント：顧客の決済業務の改善

事業法人向けキャッシュ・マネジメント（CMC）は、顧客の財務・決済業務を最適化し、キャッシュ・フローを改善するための様々なソリューションを提供している。CMCは最高水準のサービス、配慮の行き届いたリーダーシップおよび革新的な技術の活用により裏打ちされたトップクラスのソリューションを提供することで、欧州において引き続き市場をリードした。

2014年においてCMCは、多国籍企業や新興国市場を主なターゲットとして引き続き地域横断的な戦略を追求した。新規に獲得した顧客の3分の1は新興国市場、特にアジア太平洋地域の顧客であった。事業法人向けキャッシュ・マネジメントのビジネスはまた、決済事業者や、金融とIT技術が融合したいわゆるフィンテック（Fintech）セクターとの協働関係も大きく進展させた。

GTBIは約

47,000

の顧客にサービスを提供

190

の国

GTBIは日に約

1兆ユーロ

の決済を常時処理

貿易金融は、顧客の海外取引活動をサポートするため、顧客の貿易関連バリューチェーンの各フェーズにおいて引き続き顧客と共に取り組んだ。貿易金融は2014年に、特に運転資金のソリューションや売掛債権のビジネスに重点を置きつつ、多くの重要な取引をまとめた。2014年の貿易金融の取引高は全体で約15%、ファイナンス・サプライチェーンのビジネスでは25%増加した。貿易金融はドイツでの主導的地位を維持し、輸出信用状市場において20%を超えるシェアを獲得した。貿易金融の取引残高は全体で750億ユーロを超えた。(図表3-10)

今後の見通し

グローバル・トランザクション・バンキングは引き続き、ドイツ銀行グループにおいて収益性の高い、安定した柱であり続けるべく、厳格なコストおよびリスク管理の規律を追求して、資本の効率的な利用を確実に行之、魅力あるリターンを生み出していく。2015年以降もGTBは、引き続き成熟市場における顧客との関係の構築および発展を図るとともに、特定の新興国市場における成長に注力していく。また、より幅広い層の顧客がGTBの商品、ソリューションおよびサービスの提供を受けられるよう、当行の他の部門との協力体制を継続的に拡大していく。

2014年の受賞

ユーロマネー誌
「最優秀米ドル建て・ユーロ建て金融機関向けプロバイダー（西欧、中東欧、北米およびラテン・アメリカ）」
「最優秀事業法人向け国際キャッシュ・マネジメント・プロバイダー（西欧）」
「最優秀トランザクション・サービス・ハウス（西欧）」

アジアマネー誌
「最優秀キャッシュ・マネジメント（アジア太平洋）」
（大手金融機関の投票による）

グローバル・カストディアン誌
「主要マーケット取次ぎ銀行サーベイ：証券サービス部門『優秀』30社」

FIメトリクス
「優秀プロバイダー(ユーロ建て・米ドル建てトランザクション・バンキング部門)」

グリニッチ・アソシエイツ
「優秀リーダー（大企業向けキャッシュ・マネジメント部門）（ユーロ圏、アジア）」
「優秀リーダー（大企業向け貿易金融部門）（米国）」

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント

新規純資産の堅調な成長と変革の継続

概略

- ・ 新規純資産は400億ユーロ増加
- ・ 超富裕層顧客向けビジネス、オルタナティブ投資およびエマージング・マーケットの重点的な成長
- ・ 変革プロジェクトによる業務効率の向上

1兆
ユーロを
超える
運用資産残高

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）は、ドイツ銀行の受託資産運用業務およびウェルス・アドバイザリー業務をグローバルに統合している。運用資産残高が1兆ユーロを超えるDeutsche AWMは、資産運用とウェルス・マネジメントにおける銀行系のグローバル・リーダーとして上位10位以内に数えられる。

Deutsche AWMは、個人投資家や機関投資家の資産運用をグローバルにサポートし、全ての主要資産クラスを活用した伝統的なアクティブおよびパッシブ投資商品ならびにオルタナティブ投資商品を提供する。Deutsche AWMはまた、個々の顧客のニーズに応えるウェルス・マネジメント・ソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを、富裕層および超富裕層（UHNW）の個人やファミリーオフィスに提供している。Deutsche AWMは、深く根付いた文化、堅実な運用およびリスク管理能力ならびに継続的な事業投資により、世界中の顧客に持続的な価値を提供することができる。

Deutsche AWMは、グローバル経済の持続的回復に支えられたものの、継続的なマージン低下傾向や規制およびコンプライアンス費用の増加により示される、厳しい競争環境の下で引き続き事業を展開している。こうした逆風や、ストラテジー2015プラスの一環である効率性向上プログラムおよび統合プログラムの実施コストの継続的な発生にもかかわらず、Deutsche AWMは、業績を改善し、顧客のための資産運用において力強い成長を達成した。

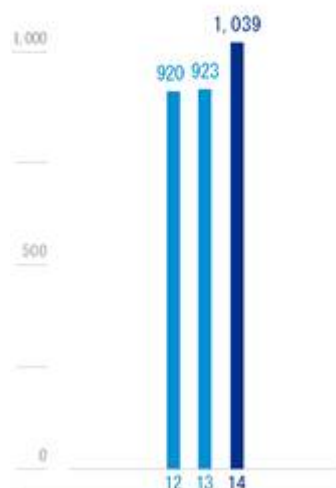
部門別決算報告からの抜粋（ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント¹）

Deutsche AWMは、2014年に10億ユーロ（2013年：7億8,200万ユーロ）の税引前利益を計上した。2014年は、アビエライフの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動により減収となったが、その多くは利息以外の費用の減少によって相殺された。2014年の信用リスク引当金繰入額は、主に特定の顧客に対する貸出に係る引当金が減少したことや、従前の費用を回復したことに起因して減少した。Deutsche AWMの運用資産残高は1,160億ユーロ増加したが、これは主に、外国為替レートの変動による500億ユーロ、および相場の上昇による430億ユーロ、および400億ユーロの資金流入によるものである。この増加は、Deutsche AWMのポートフォリオから非中核事業資産が処分され、210億ユーロ相当の運用資産がプラットフォームから削減されたことにより一部相殺された。

単位：百万ユーロ	2014年	2013年
純収益	4,708	4,735
信用リスク引当金繰入額合計	(7)	23
利息以外の費用	3,685	3,929
税引前利益	1,027	782
株主資本利益率（税引前、％）	16	13
リスク・ウェイトド・アセット	16,597	12,553
資産	81,132	72,613

1 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2014年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。規制自己資本やリスク・ウェイトド・アセットは、2013年12月31日まではバーゼル2.5規則に、2014年1月1日以降はCRR / CRD4完全適用ベースの規則に基づく。

図表3-11
運用資産残高の増加
(単位：十億ユーロ)



Deutsche AWMの税引前利益（IBIT）は、2014年に10億ユーロを計上し、2013年の8億ユーロから31%増加した。この好調な業績は、すべての主要地域におけるオルタナティブ、パッシブ、ウェルスおよび貸出しの各ビジネスの増収（アビーライフのポートフォリオを除く。）を要因とするものであった。オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの各種取組みの継続的な実施による節減によってコスト（アビーライフのポートフォリオを除く。）が2%削減されたが、戦略的採用および報酬費用に関連する一時的影響により一部相殺された。

Deutsche AWMの運用資産残高は、顧客からの400億ユーロの新規純資産の流入を含めてグローバルで1,000億ユーロ超増加し、1兆ユーロを超えた（図表3-11）。このように2014年は、2013年（130億ユーロ）および2012年（250億ユーロ）の純資金流出から大きな転換をみせた。すべての事業分野で純資金流入となり、総マージンは、同水準の45ベースポイント（アビーライフのポートフォリオを除く。）を維持した。

統合された顧客重視の事業

Deutsche AWMの戦略は、持続可能な成長の基盤を構築するため、完全に統合されたビジネスによる力、顧客カバレッジ組織の強みおよびグローバル投資プラットフォームを活用している。すべての顧客は、機関投資家や個人顧客向けのグローバル・クライアント・グループ、個人や富裕層顧客にアドバイスを提供するウェルス・マネジメント・チームの地域顧客担当者といった専門チームを通じて、Deutsche AWMにアクセスする一元化された窓口を有する。超富裕層顧客には、キー・クライアント・パートナーズ・チームのサポートが提供される。

Deutsche AWMのグローバル投資プラットフォームを指揮するチーフ・インベストメント・オフィス（CIO）は、約1,500人の投資、リサーチおよびトレーディングの専門家の知識を結集してグローバルな投資の見通し（Deutsche AWMのハウスビュー）を示し、株式、債券およびマルチアセット・ポートフォリオ・マネジメント・チームの指針をグローバルに設定する。ポートフォリオマネジャーは、ハウスビューと自身の厳格な分析を組み合わせ、運用するポートフォリオや顧客口座のための戦略を実施する。ビジネス上、Deutsche AWMが提供する投資商品には、(i)貸出しおよび預金、(ii)ウェルス・マネジメント商品、(iii)アクティブ投資、(iv)パッシブ投資、(v)オルタナティブおよびリアル・アセット、(vi)オルタナティブおよびファンド・ソリューションズの6つのグローバル商品事業が含まれる。

ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント



図表3-12
商品別運用資産残高
総額1兆390億ユーロ
(単位：十億ユーロ、2014年末現在)



厳格な実行による効率性向上と成長

2014年、Deutsche AWMは、ビジネスの変革と成長に向けた戦略プログラムの実行に引き続き注力した。Deutsche AWMは、その運営モデルの変革を行い、資産運用投資プラットフォームとウェルス・マネジメント顧客サービス業務の双方のための新たなアプリケーションの実施を進めた。これらのアプリケーションは、一度全面的に実施されると、Deutsche AWMに対してその投資プロセスに適した最先端のIT基盤を提供するものである。

2014年、Deutsche AWMは、簡素化やコスト削減をさらに進めつつ中核事業に重点的に取り組むことを目的として、その事業ポートフォリオや地理的プレゼンスの見直しを積極的に行った。Deutsche AWMは、引き続きホームマーケットであるドイツやその他の欧州市場に重点を置く一方で、北米、英国ならびにアジア、中東、アフリカおよびラテン・アメリカの一部の新興国市場の超富裕層や機関投資家向けのビジネスもさらに拡大した。その一方で、Deutsche AWMは、ロシアやフィリピンにおける資産運用ビジネス、英国におけるマス富裕層向けウェルス・マネジメント部門および米国におけるステーブル・バリュー（元本保証タイプの投資商品）といった非中核事業や小規模事業を縮小した。また、Deutsche AWMは、アウトソーシングを拡大し、よりコストの低い立地に活動を移した。

これと並行して、Deutsche AWMは、顧客サービスと商品革新の双方への多額の投資により成長を追求した。世界各地の超富裕層顧客にサービスを提供するため、戦略的な採用を通じてプライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメントの人員を増やし、またグローバル・クライアント・グループのカバレッジ・チームも増員した。

Deutsche AWMは、「投下資本に対する現金収益比率（CROCI）」アプローチ、上場投資信託（ETF）の「現物複製」（即ち、デリバティブを利用せず、インデックス構成銘柄に直接投資する複製手法をとるもの）およびオルタナティブ投資ファンド事業に基づく商品の拡大など、革新的で高成長を期待できる商品の提供を強化した。CROCI戦略に基づいて運用される資産（リテールファンドや機関投資家向け商品）は、2014年にグローバルで60億ユーロ超（2013年：42億ユーロ）にまで成長した。Deutsche AWMは、運用資産残高が190億ユーロ（2013年：5億ユーロ）に上る欧州で第2位の現物複製型ETFプロバイダーの位置を堅持しており、現在60を超える商品を提供している。さらに、Deutsche AWMは、個人顧客や機関投資家顧客が一律に超過リターン追求により収益を狙う中心的分野である、革新的なオルタナティブ投資商品を引き続き市場に投入した。

2014年、Deutsche AWMは、エマージング・マーケットや好調な投資ファンドにおいて、特に超富裕層顧客向けビジネスで増収となった。Deutsche AWMの超富裕層顧客取引高（運用資産と貸出の残高）は、2014年に20%成長した。また、アジア太平洋、中東および北アフリカならびにラテン・アメリカ地域の新興国に拠点を置くDeutsche AWMの顧客の運用資産残高は、2014年に25%増加した。さらに、Deutsche AWMの4つ星および5つ星のファンド（モーニングスターのレーティングによる）の運用資産残高は、5%成長した。



コーポレート部門間の連携

部門を超えた連携は、引き続き戦略の最優先事項である。2014年、Deutsche AWMは、GTBの顧客のための機関投資家向け流動性資産に加えて、PBCの顧客のために約500億ユーロの資産を運用した。CB&Sとの連携は、Deutsche AWMの将来の超富裕層顧客向けビジネスの成長戦略にとって極めて重要なものである。2013年に設立されたキー・クライアント・パートナーズと呼ばれるアドバイザリー・センターは、豊富な経験を有する投資家に対して、CB&Sと連携して開発された、資産クラスおよび国境を超えた投資機会や金融ソリューションへのスムーズなアクセスを提供する。

今後の見通し

Deutsche AWMは、意欲的な成長目標に向かって取り組んでいる。Deutsche AWMは、機関投資家や個人投資家向け資産運用における市場シェアをグローバルに拡大するとともに、包括的な基盤と当行全体の連携の総合的な能力を強化し、超富裕層顧客にサービスを提供するアドバイザーの数を増やし、また国内市場であるドイツにおける強みを基盤にする方針である。さらに、Deutsche AWMは、効率性を一層向上させ、営業収益率を上げるために、引き続き変革プロジェクトの実行に注力していく。

2014年の受賞

ユーロマネー誌
「プライベート・バンキング・およびウェルス・マネジメント調査第1位（ドイツ）」

アジア・リスク誌
「最優秀アジア・プライベート・バンク」

スコープ・アワード
「ドイツにおける最優秀アセット・マネジメント・カンパニー」

リスク誌
「最優秀クレジット・デリバティブ・ハウス」

ETPアワード
「最優秀プロバイダー - イノベーション、上場商品」

グローバルETFアワード
「米州における最も革新的なETF」

ヘッジ・ファンド・ジャーナル誌の2014年UCITSヘッジ・アワード
「最優秀ロング/ショート・エクイティ・ファンド」

ストラクチャード・プロダクツ誌
「最優秀テクノロジー・イノベーション」

トレジャリー・マネジメント・インターナショナル誌
「北米マネーマーケット・ファンド賞」受賞

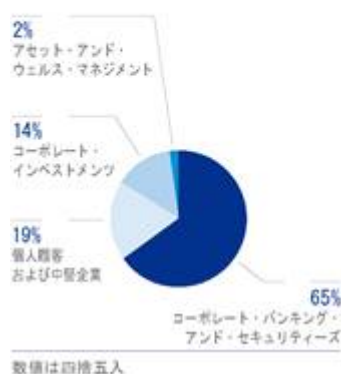
非中核事業部門

リスク低減および資本増強のためのストラテジー2015プラスに重要な役割

概略

- ・売却による非中核資産の大幅な減少
- ・主要な事業用資産の売却の完了
- ・2012年の創設時から多額の資本を解放

図表3-14
資産合計（IFRSに基づく）
総額389億ユーロ（2014年末現在）



非中核事業部門（NCOU）の目的は、非中核的な資産、負債および事業活動によるリスクを低減することにより、資本を解放し、バランスシートの規模を縮小し、株主価値を保護することにある。引き続き厳しさを増す規制環境のなか、当行が成功を収める上で透明性の確保や厳格な資本およびバランスシート管理が不可欠な要素とされており、NCOUはストラテジー2015プラスを実現するための重要な役割を担っている。

NCOUは、約1,400億ユーロの資産（IFRSに基づく）を移転することにより、2012年第4四半期に設置されたが、これは概ねバーゼル3完全適用下のリスク・ウェイトド・アセット（RWA）の額に相当する。NCOUのポートフォリオは、当行の戦略上、中核とならないビジネスで構成されるが、これには事業・法令・規制の変更により重大な悪影響を受ける資産を含む。

NCOUは、明確に定義された処分規則に基づき、これを厳密に遵守して業務を行っている。NCOUは、第三者への資産売却を通じてバランスシートの規模を縮小し、複数の内部および外部の当事者と連携して、複雑な仕組みを解消するための最適なリスク低減ソリューションを見つけ出すよう努めている。

NCOUの戦略の重点は、当行全体の戦略目標に完全に則ったものである。当初は、株主利益の希薄化を防止しつつ、資本需要を削減し、自己資本比率の大きな改善に寄与することに特に重点を置いていた。近年は、当行が目標とするレバレッジ比率を達成するための一助として、バランスシート上のエクスポージャーを減少させることをより重視するようになっている。NCOUはまた、引き続きリスク低減を進めるとともに、重大な偶発債務リスクの解消や基本的なコストの減少にも注力している。

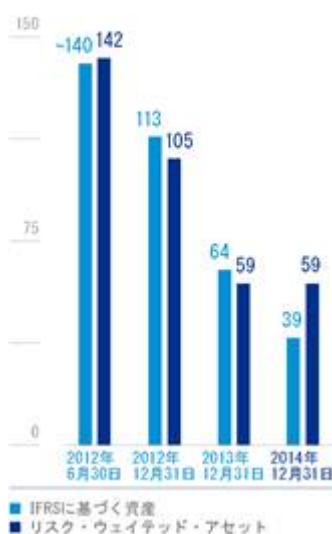
部門別決算報告からの抜粋（非中核事業部門¹）

非中核事業部門は、2014年に29億ユーロの税引前損失（2013年：34億ユーロの税引前損失）を計上した。この損失の減少は、主に減収やリスク低減の進展による信用リスクの減少によるものである。利息以外の費用も減少したが、引き続き特定費用項目の計上時期と性質の影響を受けた。利息以外の費用は、訴訟関連費用の減少や当行のリスク低減策の実行による恩恵を主な要因として減少した。

単位：百万ユーロ	2014年	2013年
純収益	211	964
信用リスク引当金繰入額合計	259	818
利息以外の費用	2,804	3,550
税引前利益（損失）	(2,851)	(3,402)
リスク・ウェイトド・アセット	58,538	52,443
資産	38,853	63,810

¹ 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2014年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。規制自己資本やリスク・ウェイトド・アセットは、2013年12月31日まではバーゼル2.5規則に、2014年1月1日以降はCRR / CRD4完全適用ベースの規則に基づく。

図表3-15
リスク低減の継続
(単位：十億ユーロ)



250 億
ユーロ
の資産縮小 (2014年)

困難な環境の中での進展

2014年、NCOUは、IFRSに基づく総資産が39%減少したことに示されるように、リスク低減策の実行に成功した。2014年12月31日現在、IFRSに基づく資産は390億ユーロ、これに関連するパーゼル3（完全適用ベース）に基づくリスク・ウェイトド・アセットは590億ユーロとなったが、後者は2013年と同水準であった（図表3-15）。想定されたように、2014年はポートフォリオの規模が縮小したことにより、リスク低減のペースは前年度よりも減速した。また同時に、リスク・ウェイトド・アセット相当額の計算においてボラティリティの増大が確認された。2014年はリスク低減活動により120億ユーロがリスク・ウェイトド・アセットから解放されたが、評価モデル調整を含むその他の要素によりその大部分が相殺された。NCOUの創設以来、規制自己資本が税引後ベース（訴訟関連費用を除く）で48億ユーロ増加したが、これは普通株式等Tier 1資本比率における110ベースポイント増に相当する。

2014年、NCOUは、従来は旧コーポレート・インベストメンツ部門で保有されていた事業用資産の処分に注力し、BHFバンクおよびザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガスの売却を完了した。これらの売却に加え、モノライン・ポートフォリオにおけるいくつかの信用デリバティブのヘッジの早期解約や原債券の売却など、従来から保有される銀行資産の縮小も行われた。クレジット・コリレーションのポートフォリオにおける想定元本の相当の縮小もまた、CRD4資産の大幅な削減をもたらした。

従前スペシャル・コモディティーズ・グループで保有されていたポートフォリオは、2014年第1四半期末にNCOUに移管された。この移管は、2013年12月に当行のコモディティーズ・ビジネスの縮小が決定されたことを受けたものであった。移管時のリスク・ウェイトド・アセットは、30億ユーロに上ったが、これらの資産の縮小は予定より早く進み、2014年末までに10億ユーロを下回るまでに減少した。

全般に、2014年に完了した売却では純収益が生じた。しかしながら、NCOUの業績は引き続き、引当金や減損（例えばマヘル・ターミナルズに関する）、ポートフォリオ全体の評価調整による悪影響を受ける状況にある。またNCOUは、既存の負債に係る高いコストを負担した。訴訟関連費用は、2013年からは減少したものの、利息以外の費用に大きな影響を与えた。その結果、NCOUは29億ユーロの税引前損失となった。

今後の見通し

NCOUは、引き続き資産の処分によってリスク低減に寄与していく。そのペースは、ポートフォリオの規模の縮小に伴い減速する見込みであり、また主に市場リスクやオペレーショナル・リスクに関して、評価モデル効果によりリスク・ウェイトド・アセットにボラティリティが生じる可能性がある。2015年の税引前利益は、上述の2014年に関するものと同様の要素の影響を受ける可能性が高い。

関連データ

顧客の要求に応える高い業績

基幹データ

	2014	2013	2012
顧客数（四捨五入）			
コーポレート・バンキング・ アンド・セキュリティーズ	18,200	20,200	21,400
グローバル・トランザクション・ バンキング	47,4001	62,600	67,200
ドイツ・セット&ウェルス・ マネジメント	個人投資家向け資産運用（ドイ ツノルクセンブルグ） 内：提携機関先 機関投資家向け資産運用 ² ウェルス・マネジメント ³	2,461,000 624,000 6,400 65,700	2,316,000 552,000 6,400 71,300
個人顧客および中堅企業	27,473,000 13,761,000	27,994,000 13,959,000	28,419,000 14,018,000
	内：独ポストバンクAG		

主要数値

	2014	2013	2012
コーポレート・バンキング・ アンド・セキュリティーズ	リスク誌での受賞数 ユーロマネー誌での「アワード・ フォー・エクセレンス」受賞数 ディールロジックのグローバル・ コーポレート・ファイナンス 市場シェア（順位） グリニッチのグローバル債券調査 （順位） グリニッチの外国為替調査 （順位）	2 3 18 19 5 6 1 1 1	3 26 5 1 1
グローバル・トランザクション・ バンキング	預かり資産残高（単位：兆ユー ロ） ドキュメンタリー・トレード・ ビジネス（単位：十億ユーロ） 駐在員事務所を含む拠点 アジアにおける証券業務の受賞数 ⁴	2.1 75.1 49 17	1.8 70.6 47 11
ドイツ・アセット&ウェルス・ マネジメント	欧州における運用パフォーマンスの 受賞数 運用資産残高（単位：十億ユーロ） 内：超富裕層顧客	64 1,039 241	56 923 201
個人顧客および中堅企業	アプリのダウンロード数 （単位：千件） 新規純資産（投資商品および保険） （単位：十億ユーロ） 顧客取引高（モーゲージ） （単位：十億ユーロ）	1,911 6.5 121	1,135 2.8 118
			785 (1.2) 113

特別プロジェクト

コーポレート・バンキング・ アンド・セキュリティーズ	「戦略的重点項目」 - CB&Sの広範囲に及ぶ文化、顧客、増収、資源効率、事業上の連携および部門間の協力の再構築を進める、20の一連の戦略的イニシアティブ
グローバル・トランザクション・ バンキング	顧客の欧州全域における新たな単一証券決済市場インフラの利用を実現するTARGET2 - Securities (T2S) ソリューション 顧客により良い運転資本ソリューションを提供するための貿易金融 / 事業法人向けキャッシュ・マネジメントにおける運転資本に関する500回の研修
ドイチェ・アセット&ウェルス・ マネジメント	プラットフォームの更新：ブラックロック・ソリューションズのプラットフォーム「アラディン」をドイツおよびスイスに初めて導入。2015年中にグローバル投資事業環境を再設定。スイスにおけるウェルス・マネジメント・プラットフォーム「アバロク」の更新 現物ETF複製：欧州上場投資信託をシンセティック型から現物複製型に再編成し、50億ユーロを超える純新規資産の増加を計上
個人顧客および中堅企業	従来14の異なる拠点に分かれていたプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングとポストバンクのサービス部門を一つの拠点に結合することにより「PBCバンキング・サービス」を設立 デジタル化は戦略上の最優先事項である。当行は、デジタル・サービスの拡大に向け、3年間にわたってPBCに2億ユーロを配分した。

¹ この減少は、オランダにおける事業の再編に起因するものである。

² パッシブ投資家を含む。

³ 個人顧客サービス（米国）を除き、サル・オープンハイムを含む取引関係の数

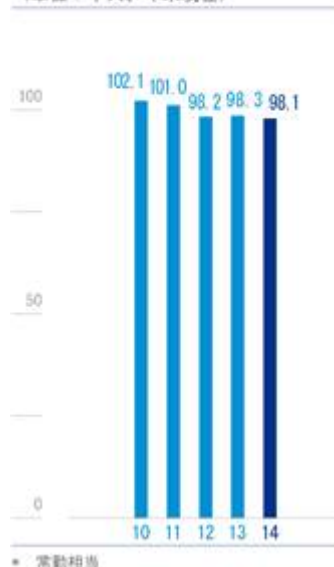
⁴ アセット誌のトリプルAインベスター、ファンド・マネジメントおよびアセット・サービシングの各賞

従業員 適材適所

概略

- ・ 価値観と信念を取り入れた人材プロセス
- ・ 女性リーダーの増加
- ・ 規制要件に適合した報酬制度

図表4-1
従業員数の推移
(単位：千人、年末現在)*



世界規模で競争が激化するなか、優秀な人材の発掘と維持は、当行にとってかつてないほど重要なものとなっている。急速に変化する環境にあって、当行は金融部門における魅力的なグローバル雇用主となることを目指している。当行は、文化的変容、ダイバーシティ（多様性）やインクルージョン（受容）、報酬制度の再設計、リーダーシップと才能の育成の促進といった人事施策の戦略的計画を実施することにより、この目標を追求している。

2014年、ドイツ銀行グループの常勤相当の総従業員数は、117人減少して9万8,138人となった（図表4-1）。事業の買収および売却の影響を調整したベースでは、常勤相当の総従業員数は1,214人の増加となった。当行の地域別人員構成（図表4-2）は、ドイツ国内のBHFバンクの売却による影響を受けた。この影響を除くと、ドイツ国内の従業員数の割合は概ね安定した状態を維持した。

当行の価値観と信念を取り入れた人材プロセス

当行は、採用、面接、新人研修プロセスおよび育成活動にその価値観と信念を取り入れた。2014年は、業績管理プロセスをさらに推し進めた。当行の価値観と信念の遵守は、現在では従業員の個別業績評価の50%を占めるだけでなく、昇進の判断においても決定的な要素となっている。また、正しい行動の支持、奨励、報奨は報酬体系と結び付けられ、誤った行動には制裁が用意された。当行の価値観に関連づけられた重要な基準は、全部門の従業員および取締役会メンバーの年度末報酬プロセスに取り込まれた。さらに、停職、「レッド・フラッグ」および業績管理プロセスを、懲戒処分や年度末評価プロセスと連動させた。

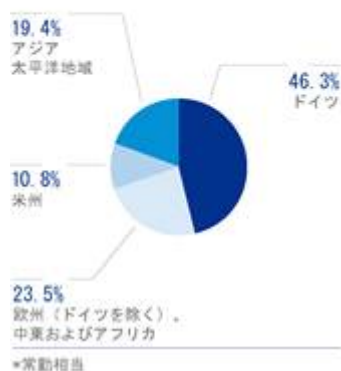
同時に、当行の価値観を実証して突出した業績を上げた従業員を表彰するため、当行は、2014年に共同CEO後援の「リビング・ザ・バリュー」賞を創設した。世界中の上級管理職から100件近くの推薦があり、10チームが第一回目の受賞者となった。

ドイツ銀行従業員調査は、従業員による当行の文化の理解に対する貴重な洞察を提供するものである。回答者の82%が、当行の価値観と信念を理解していた。こうした発見は、2015年の当行の施策に引き続き重要な影響を持つことになる。

図表4-2

従業員の地域別配置

(単位：％、2014年末現在*)



詳細な情報は下記に記載されている。

報酬報告書

(2014年ファイナンシャル・リポート257頁)

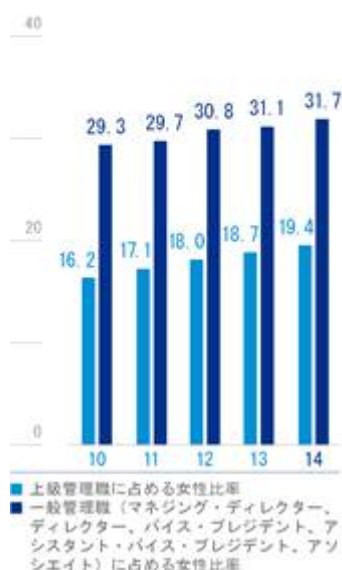
報酬体制の再設計

当行は、2014年に報酬体制の調整を行った。2014年、所要自己資本指令第4次改正（CRD4）によって欧州における法律が改正され、特定の銀行従業員の固定報酬と変動報酬の比率が1:1に制限された。CRD4は「重大なリスクテイク」のみに適用されるが、本規制は、ドイツ国内の規制上の枠組みに基づき、世界各地の全従業員に適用される。2014年5月、当行の年次株主総会は、全従業員について1:2の固定・変動報酬比率を採用する法的可能性に同意し、当行はこの規則を実施した。全体的な報酬水準の競争力を確保するため、当行は、変動報酬と固定報酬のリバランスを含むいくつかの措置によって、多くの従業員の報酬体系を調整した。2014年7月の調整時に、約1,100人の従業員が固定給の増額を受ける資格を有することが認定された。

当行は長年にわたり、変動報酬を利用して、好業績を上げた従業員にインセンティブと報奨を与え、その維持を図ってきた。当行はまた、上級管理職の変動報酬の大部分が、当行の長期的な発展および業績に連動することを確保するように取り組んでいる。これらの変動報酬は、制度化された最低3年の繰延べに服し、業績好調の場合の条件や失効規定が付されている。2014年2月、報酬プランのルールには多くの改訂がなされた。例えば、従来は重大なリスクテイクのみに適用されていたグループ業績による失効条件が、繰延株式報酬を受け取るすべての従業員について導入され、また方針違反に関するルールがより低いレベルの懲戒処分もカバーするように拡大された。

堅固かつ効果的なガバナンス体制により、当行は報酬戦略や方針の規定の範囲内で業務を行うことができる。2014年、グループ報酬監督委員会の権限および業務に重点をおいたガバナンス体制の改善が実施され、ガバナンス・プロセスの強化と合理化が行われた。個々の変動報酬の配分決定の文書化を進めたことや、文化への配慮の重要性をより一層重視させたことは、2014年の主要な成果であった。

図表4-3
管理職に占める女性比率が上昇
(単位：％、年末現在)



ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（受容）による実質的な効果

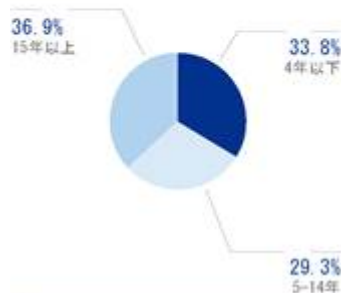
当行は、多様性と受容力のある組織の価値を認識している。当行は、人口構成の変化によってもたらされる機会や困難に取り組んでいる。しかしながら、多様性あるチームは、信頼、敬意および寛大さの基盤の上に立つ職場環境がない限り、その能力を最大限に発揮することができない。そこで当行は、受容性に富むリーダーシップのもつプラスの影響に対するマネジャーの認識を深めることとしている。そのため、多様性への認識を育て、多様な才能への投資が行われるよう、マネジャーのための多様性の目標が設定された。

2014年、当行は、ドイツ国内におけるマネジング・ディレクターおよびディレクターのワークショップ「無意識バイアスの管理」の開催地を追加し、より多くの上級管理職が参加できるようにした。グローバルな eラーニング・プログラム「賢人は皆同じようには考えない―異なる視点の力(Great Minds Don't Think Alike – The Power of Difference Perspectives)」にも改めて注力した。既に6,000人を超える従業員がこれに参加している。

2014年、当行は、上級管理職における女性比率をさらに引き上げたが、中でも注目すべきはグループ経営執行委員会のメンバーに2人の女性委員を任命したことである。また、女性リーダーを増やすプログラムは、引き続き当行の多様性戦略の主要な要素である。女性マネジング・ディレクターを対象とした、受賞歴のあるATLAS (Accomplished Top Leaders Advancement Strategy) プログラムには、2009年の創設以来42人が参加している。参加者（現役）の56%が一回以上昇進しており、13人が現在グローバルまたは地域の執行委員会のメンバーになっている。2014年6月には、37人の女性ディレクターが、INSEADビジネススクールの「第5回ドイツ銀行女性グローバル・リーダー」プログラムに参加した。

DAX指数に採用されている他の企業とともに、当行は、2011年の自主的宣言に署名し、世界各国の適用法令に従いつつ、2018年末までに上級管理職（マネジング・ディレクターおよびディレクター）に占める女性比率を25%に、またすべての一般管理職に占める女性比率を35%に引き上げることを約束した。当行全体の多様性戦略を踏まえ、また上記のコミットメントに支えられて、当行は、監査役会および上級管理職により多くの女性マネジャーを起用している。2010年以来、マネジング・ディレクターおよびディレクターに占める女性の数は約260人（17%）、また一般管理職に占める女性の数は約2,200人（18%）増加し、女性比率はそれぞれ19.4%および31.7%に達した（図表4-3）。「女性をボードメンバーへ（Women on Boards）」の取組みにより、各地域のアドバイザリー・ボードの女性メンバーの比率は、2014年に8.5%に増加し、2011年の同取組みの開始から倍増した。監査役会の女性メンバーは同水準であった。

図表4-4
勤続年数
従業員比率
(単位％、2014年末現在)



力強いリーダーシップと能力管理の推進

従業員を鼓舞しかつ惹きつけるリーダーの役割は、かつてないほど重要なものとなっている。そのため、2014年に当行は、指導力を強化し、キャリア異動、承継計画および従業員の能力開発活動を支援するための上級幹部育成の新たな枠組みを推進した。2014年、69人の上級幹部がこのプロセスに参加した。規制当局が考える主要なリスクポジションへの、現在および将来の従業員の適合性が重要度を増しているため、当行は、取組みへの参加に主要なリスクテイクを優先した。

承継計画プロセスを推進し、部門を超えた異動、キャリア開発、有能な人材の確保および指導的地位における女性比率の増加を支援するために、上級管理職の任命は一元的に調整されている。そのため、当行の上級管理職の任命の50％は、部門を超えた異動により行われ、また内部候補者の63％は、当行の承継計画プロセスから輩出された。また、2014年に任命された上級管理職の25％が女性マネジング・ディレクターであり、当行の上級管理職における性別の多様性にプラスの影響を与えた。

当行の価値観を実践する従業員の勧誘および雇用

2014年、当行は、その若手の人材のニーズを満たすため、様々な部門および場所においてより一貫した新卒者の雇用、研修および管理のアプローチの適用を始めた。この戦略は、効率性を向上させ、当行が雇用する新卒者を将来の人材プールとすることを目指すものである。当行は、新たなまたは成長を遂げている様々な地域の多数の大学に投資することにより、ターゲット層の範囲とブランド知名度を広げている。2014年7月、751人の新卒者が当行のすべてのビジネス部門および管理部門にわたって入行したが、これは2013年から19％の増加となった。当行の立地戦略やジャクソンビル（米フロリダ州）、カリー（米ノースカロライナ州）、モスクワおよびパーミンガム（英国）などにおける拠点の発展により、約25％が沿岸部で雇用された。他の522人のインターンは、当行の2014年夏季インターンシップ・プログラムに参加した。

従業員の自社株購入プランの参加者の増加

当行のグローバル・シェア・パーチェス・プラン（自社株購入プラン）に加入している従業員は、2014年に31カ国約2万人となり、ドイツ国内の適格従業員の56％および当該プランが実施されるその他の国の従業員の36％超が加入している。グローバル・シェア・パーチェス・プランは、従業員に毎月一定金額の支払いと引換えにドイツ銀行株式を購入する機会を提供している。購入期間の終了時に、従業員が購入した株数に応じて、10株を上限として当行から株式が無償で交付される。

詳細な情報は下記に記載されている。
2014年人事報告書
▶ www.db.com/ir/reports

関連データ

豊かな多様性、グローバルなプレゼンス

基幹データ

		2014	2013	2012
従業員数（常勤相当） ¹		98,138	98,254	98,219
部門別	個人顧客および中堅企業	38.8%	38.6%	38.6%
	コーポレート・バンキング・アンド・			
	セキュリティーズ	8.4%	8.5%	8.7%
	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	6.1%	6.2%	6.6%
	グローバル・トランザクション・バンキング	4.2%	4.2%	4.4%
	非中核事業部門	0.3%	1.6%	1.7%
	管理部門/リージョナル・マネジメント	42.2%	40.9%	40.0%
地域別 ²	ドイツ	46.3%	47.2%	47.1%
	欧州（ドイツを除く）、中東・アフリカ	23.5%	23.6%	24.2%
	米州	10.8%	10.5%	10.5%
	アジア太平洋地域	19.4%	18.7%	18.2%
最終学歴別 ^{3、4}	大卒者	63.0%	64.2%	64.0%
	高卒者	19.3%	17.4%	17.4%
	その他の学位	17.7%	18.4%	18.6%
女性従業員 ⁵	女性従業員の割合	41.7%	41.7%	41.7%
	女性上級管理職	19.4%	18.7%	18.0%
	女性一般管理職 ⁶	31.7%	31.1%	30.8%
年齢別 ³	29歳以下	18.8%	18.9%	19.8%
	30 - 39歳	29.3%	29.2%	29.4%
	40 - 49歳	29.6%	30.6%	30.8%
	50歳以上	22.3%	21.3%	20.0%
勤続年数別 ³	4年以下	33.8%	33.2%	34.9%
	5 - 14年	29.3%	30.7%	30.0%
	15年以上	36.9%	36.1%	35.1%

主要数値

	2014	2013	2012
従業員コミットメント指数 ⁷	66%	-	73%
従業員の自主退職率	6.6%	6.4%	6.2%
研修費用（単位：百万ユーロ）	82	86	109
職業訓練費用（単位：百万ユーロ）	41 ⁸	46	54

特別プロジェクト

内部異動の増加	2013年に始動した内部キャリア異動の増加を目指す意識向上キャンペーンにより、アジア太平洋地域において、内部充足率が2013年の27%から2014年は36%に増加するなど、プラスの影響をもたらした。この傾向は全世界に広がっている。
上級幹部育成の新たな枠組み	2014年、当行は、指導力の強化やキャリア異動、承継計画および従業員育成活動の支援のために、上級幹部育成の新たな枠組みを推進した。69人の上級幹部が本プロセスに参加した。

- ¹ 従業員数（常勤相当）とは、パートタイム従業員について比例按分して調整された総従業員数（研修生およびインターンを除く）
- ² 2014年に、従来は欧州（ドイツを除く）、中東およびアフリカに分類されていたモーリシャスの従業員が、アジア太平洋地域に組み入れられた。2013年（186人）および2012年（197人）の従業員数はこれを反映して修正再表示されている。
- ³ 従業員数（実数による）
- ⁴ ポストバンク、サル・オープンハイム、BHFバンク（2014年売却）およびDBインベストメント・サービスズ等を除く。
- ⁵ DBコーポレート・タイトル・システム適用対象外の法人（ポストバンク、サル・オープンハイム、BHFバンク（2014年売却）およびDBインベストメント・サービスズ等）を除く。
- ⁶ マネジング・ディレクター、ディレクター、バイス・プレジデント、アシスタント・バイス・プレジデントおよびアソシエイトの役職を持つ従業員
- ⁷ 2014年に初めてポストバンクが含まれた。2013年は調査が行われなかった。
- ⁸ 2014年に報告された費用は、主にIT関連費用の配分方法の変更により、2013年から約300万ユーロ減少した。

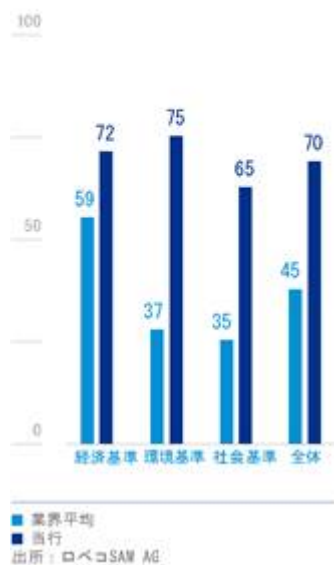
企業責任

中核事業における環境および社会的リスク基準の強化

概略

- ・環境および社会的リスクについて審査された取引数の増加
- ・成長する「グリーンボンド」市場の形成に貢献
- ・企業市民の取組みにより580万人が恩恵

図表5-1
2014年ロベコSAM持続可能性評価
金融機関
(0から100の段階評価)



2014年に改訂された当行の倫理行動規範は、当行の企業責任の原則の核心にある持続性に関する取組みを定めている。当行は、自らの活動の環境および社会的影響を考慮し、持続可能な将来を支援するために、その事業活動に対して高度な環境および社会的基準を適用している。この取組みは、ストラテジー2015プラスに適合し、かつ当行の価値観と信念を反映したものである。複雑な事業環境のなかで、当行は、引き続きその中核事業に持続性の視点を組み込むよう努めた。当行のアプローチは、透明性の向上、グローバルなトレンドから生まれるビジネスチャンスの模索、ならびに潜在的な環境および社会的リスクの管理に焦点を置いた。

この取組みは、中核事業の業務範囲を大きく超える幅広いものである。当行は、企業市民として、今日のグローバルな課題に効果的に対処するため、主導的役割を担い、かつ革新的なアイデアの実現を可能にする独自の地位を占めている。

環境および社会的リスク認識の高まり

当行の「環境および社会的レピュテーション・リスクの枠組み」により、環境および社会的リスクのデュー・ディリジェンスを行うことが、すべての取引、中でも慎重に対処すべきセクターにおける事業活動に関する承認プロセスの重要な一部として要求されている。当行は、ユネスコ世界遺産登録地またはその付近での活動に対する考え方を明確化し、森林破壊防止のコミットメントを再確認した。当行は、他の銀行および投資家と共同で、管理されていない事業者のカーボンリスクから資金提供者に発生しうるカーボン資産リスクの管理に向けたアプローチの開発に尽力した。

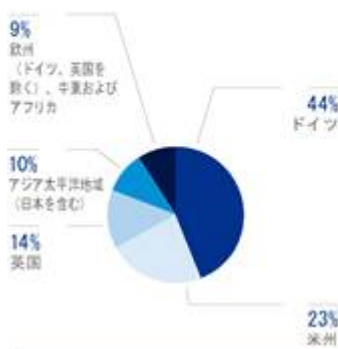
2014年は、この枠組みに基づき審査された取引の数が、1,250件（2013年：721件）と再び大幅に増加し、これらのリスクに対するバンキング・チームの認識の高まりを示した。

顧客のニーズの重視

顧客満足度と安定的取引関係は、当行の成功の要である。当行は、2014年に、既存のプロセスを基盤として、当行全体にわたり一貫性のある体系的な顧客満足度の測定を可能とするために、顧客向け部門の大部分に向けたネット・プロモーター・スコア（NPS）を定めたが、これは顧客重視の考え方の強化にも貢献するものである。

個人顧客および中堅企業（PBC）部門は、長期にわたり顧客満足への投資およびその測定を行っている。2014年、約36万のドイツ国内の個人顧客および中堅企業が顧客満足度調査に参加した。その調査結果は、顧客が当行の助言やサービスの質をどのように感じているか、また当行を友人や親戚に薦めるか否かについて詳細なフィードバックを提供している。

図表5-2
グローバルな企業責任（CR）活動
2014年の総拠出額：8,050万ユーロ



環境・社会・ガバナンスの要素を取り入れた投資決定

当行は引き続き、環境・社会・ガバナンス（ESG）の問題をドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）の投資プロセスに取り入れる取組みを発展させた。2014年、Deutsche AWMは、これらの取組みを進めるために、ESG戦略の調整を行い、持続可能な投資の分野における能力および適性の向上に責任を負うチームを強化した。2014年に、Deutsche AWMは、5,000社を超える会社の企業「ESG行動」のうち、約1,500件を審査することができる独自のアプリケーションを開発した。これは、Deutsche AWMにとって、個々の機関投資家に特有のESG基準に応じた商品を開発することが可能になることを意味する。2014年末現在、当行は、約54億ユーロ（2013年：51億ユーロ）の資産をESG基準に基づいて運用している。

環境投資および社会投資の支援

当行は、再生可能エネルギー事業に対する、民間銀行として主要なプロジェクト・ファイナンス提供機関の一つである。2014年、当行は、9億7,800万ユーロ超（2013年：7億8,300万ユーロ）を顧客の再生可能エネルギー・プロジェクトに提供した。当行は、43億ユーロに相当する総容量1,793メガワット強のプロジェクトの資金調達について助言を行い、これを実現させた。

当行は、他の12の主要金融機関とともに、グリーンボンド市場の健全性と透明性の枠組みを定めるグリーンボンド原則を公表した。同原則は、調達資金が環境または社会的プロジェクト（例えば、再生可能エネルギー、エネルギー効率および浄水）に貢献することを確保するために、グリーンボンド発行によりもたらされる資金に対し基準を定めるものである。2014年、グリーンボンド市場は4倍に成長した。当行は、15億ユーロのドイツ復興金融公庫（KfW）債券や、ユニリーバが初めてボンド建てで発行した2億5,000万ボンドの債券など、いくつかの主要案件において主幹事を務めた。

活動的な企業市民

2014年、当行およびその基金は、総額8,050万ユーロ（2013年：7,820万ユーロ）を拠出し、引き続き世界で最も活動的な企業市民の一員であった（図表5-2）。同年には、580万を超える人が当行のプログラムの恩恵を受けた。2014年、当行の社会投資プログラムは、160万人の生活に関わった。当該プログラムは、地域開発や起業家イニシアティブによるマイクロファイナンス投資やインパクト投資から、助けが必要な人の支援まで多岐にわたる。当行は、マイクロファイナンスの先駆者かつオピニオン・リーダーとして、1997年以来、推定18億米ドルに相当する約390万件の小口融資を提供している。

英国での順調な始動を受けて、2014年、当行およびその基金の若者就業支援プログラム「ボーン・トゥ・ビー」が、欧州、アジア、南アフリカおよび米州でも開始した。同プログラムは、教育や個人の能力開発の障壁を取り除くことに注力しており、世界中の100万人を超える若者が自らの潜在能力を発揮することを支援してきた。

詳細な情報は下記に記載されている。
2014年CRレポート
▶ www.db.com/cr/society

関連データ

機会の模索、リスク管理

基幹データ

	2014	2013	2012
ドイツ銀行がビジネスを展開する国の数	71	71	72

主要数値

	2014	2013	2012
持続可能性評価			
カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（バンドAからE）	92/Band B	91/Band A	90/Band A
OEKOMリサーチ（A+からD-）	C/Prime	C/Prime	C/Prime
RobecoSAM（1から100）	70	72	78
Sustainalytics（1から100）	62	59	65
ドイツ銀行の責任ある企業市民としての外部の認識（グローバルB2B市場調査）	64%	51%	49%
企業市民投資総額（単位：百万ユーロ）	80.5	78.2	82.7
責任ある業務			
持続可能性志向のファンドの運用資産残高（単位：十億ユーロ）	5.4	5.1	3.7
1997年以降のマイクロファイナンスの累積融資推定額（単位：十億米ドル）	1.75	1.67	1.49
持続可能な事業			
使用された再生可能エネルギーの合計（単位：全体に対する％）	77%	79%	67%
正味の温室効果ガス排出量 ¹ （単位：t）（二酸化炭素換算）	297,303	306,268	346,983
人々と社会			
当行従業員の企業ボランティア・プログラム参加率（ポストバンクを除く。）（単位：％）	21%	25%	24%
教育プロジェクトの参加者数	1,168,913	411,121	1,322,026
社会プロジェクト 教育／「ボーン・トゥ・ピー」プロジェクトの受益者数	1,593,177	439,635	7,108,984

特別プロジェクト

経済	5,000社を超える会社のESGプラクティスのうち約1,500件のデータセットをフィルタリングできる独自のソフトウェア・ソリューションの開発
生態環境	ユネスコ世界遺産登録地またはその付近での活動に対する考え方の明確化 認証排出量ユニットの購入および回収を通じて、すべての事業活動に関してカーボン・ニュートラルを維持した。
人々と社会	当行は、複数の「グリーンボンド」のブックランナーとなった。 従業員のキャリア・サイクルを通じて、すべての人材プロセスに当行の価値観と信念が組み込まれた。 当行およびその基金の若者就業支援プログラムである「ボーン・トゥ・ピー」の世界的始動 1万7,000人近くの従業員（グローバルの従業員の21％）が、19万時間を超えて社会的プロジェクトにボランティアとして参加した。

¹ 正味の温室効果ガス排出量には、再生可能エネルギー資源および再生可能エネルギー証書が含まれ、2012年以降の高品質カーボンのクレジットにより完全に相殺された。

2 【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3 【対処すべき課題】

該当事項なし

4【事業等のリスク】

当行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。当行の証券に関する投資判断を行う場合、当行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、当行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたは当行の証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当行が判断したものである。

米国経済は徐々に改善しているものの、欧州では、引き続き鈍い経済成長、高い水準の構造的債務、継続する長期失業および著しく低いインフレ率に直面している。こうした長引く厳しい市場環境は、多くのユーロ圏諸国での政情不安の要因となり、当行の一部の事業における業績および財務状態に引き続き悪影響を及ぼしている。また一方で、継続的な低金利環境と金融業界における競争は、当行の多くの事業のマージンを圧縮している。こうした状況が長引くかあるいは悪化した場合、当行はそのビジネスモデルを変更する必要があると判断する可能性がある。

ユーロ圏の経済の回復の持続可能性に対する根強い不透明感は、特に顧客取引の水準へのマイナスの影響により、引き続き当行の事業に重大な影響を及ぼしている。欧州中央銀行（一般に「ECB」と呼ばれる。）は、最近、こうした状況に対処し特にユーロ圏がデフレ期に突入するリスクを低減することを目的とした、新たな金融資産の大量購入プログラム（一般に「量的緩和政策」と呼ばれる。）を発表した（かかるリスクを低減させずに放置すると、多くのユーロ圏諸国において長引き政情不安の要因となっている高水準の構造的債務と失業率がさらに悪化するおそれがある。）。これとは対照的に、米国連邦準備制度理事会は、最近、米国の経済成長率が上向いていることを理由に、量的緩和政策プログラムを停止し、2015年半ば頃に基準金利の引き上げ開始を予定していることを発表した。多くの経済学者は、世界経済および特にユーロ圏の経済が、世界経済の成長の牽引役を担う者としての米国にある程度依存することになると予想しており、このことは中国経済の成長が不動産市場の冷え込みにより引き続き鈍化した場合には、特にあてはまるものと予想される。米国の経済成長が減速した場合、ユーロ圏およびその他の地域の未だ脆弱な経済回復が危うくなるおそれがある。こうしたマクロ経済に対する不透明感は、ウクライナ、ロシアおよび中東等に関連する地政学的緊張状態の高まりにより増大しており、当該地域の緊張状態が深刻化した場合、世界経済の回復に対する信頼をさらに損なう可能性がある。また、2014年の原油価格およびコモディティ価格の急落により、世界経済の回復力に関する不透明感はさらに増大した。原油価格の下落は、多くの先進諸国の経済に恩恵をもたらしたものの、新興国においてはエネルギーを輸出する新興国とこれを輸入する新興国との間の格差を生み、ボラティリティを高める要因となった。このことは、多くの場合、海外から新興国への将来の投資水準に関する不透明感を強めることとなった。

こうした経済環境や不透明感のもと、当行では、特にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）部門のクレジットフロービジネスが影響を受けるなど、引き続き多くの事業で顧客取引が低迷したものの、2014年下半年期には取引量はいくぶん改善した。ユーロ圏における金融緩和政策と米国における金融引締政策が同時に行われることは、当行の多くの事業に悪影響を与える可能性がある。当行のクレジットフロービジネスは、特にユーロ圏において超低金利環境が維持されたとしても、今後予想される米国における金融引締政策により引き続き影響を受けるとともに、地政学的な不確実性は当行のいくつかの伝統的な銀行セクターにおいてマージン低下の要因となっている。現在その兆しが見えているように、米国およびユーロ圏における金融政策のネットの影響により、ユーロの対米ドルでの下落が継続した場合、当行はさらに不透明な状況に直面する可能性がある。当行の業績はユーロ建てで報告されるが、当行の収益の大部分は米国からのものであるため、当行は米ドル高の恩恵を享受している。しかしながら、米ドル高により、当行の米ドル建て債務（米国での訴訟や執行案件に関連して発生した債務を含む。）のユーロ換算額の増加も見込まれ、当行の米ドル建てのリスク・ウェイトド・アセット（NCOUにおけるリスク・ウェイトド・アセットを含む。）も大幅に増加する可能性があり、これにより、当行の自己資本比率が大きく低下するおそれがある。こうした困難な状況は、当行が、継続する規制強化により引き続き逆風を受けることによって増大している。多くの訴訟や執行案件の継続は当行のレピュテーションに悪影響を及ぼし、当行の収益性やリターンにも更なる圧力となり、また係争中の案件の解決時期について当行はほとんど管理できないため、当行の業績の期間毎の変動が大きくなる。

投資銀行業界の大方と同様、当行は引き続きトレーディング・アンド・マーケットビジネスから多くの収益を得ている。しかしながら、かかる「フロー」ビジネス（特に債券部門）は、とりわけ2014年の上半期において、低金利環境における景気変動の不確実性、中央銀行の市場介入およびその段階的停止、そして経済の全般的な低成長により、引き続き非常に困難な状況に直面した。こうしたマイナスの影響は、継続的なリスク低減や、規制および競争（これが当行の多くの事業のマージンをさらに圧縮している）による長期にわたる構造的傾向による当行の収益性の低下によって増大している。これらの要

素の組み合わせが、当行のトレーディング・アンド・マーケットビジネスにおける長期にわたるマージンの低下および取引高の減少を招いた場合、構造的課題がその要因であるとも言え、当行は事業モデルの一部の変更を検討する必要性が生じる可能性がある。

マクロ経済環境に関する不確実性が継続または増大した場合、当行はこうした傾向を食い止めることが難しくなる可能性がある。より一般的には、ユーロ圏の経済状況が現在の低迷した水準に留まりまたは悪化する場合、あるいはその他の地域の経済成長が停滞した場合、当行の業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。こうした問題に対応するためECBが量的緩和政策を継続した場合は、現在の低金利とマージン圧縮の環境を持続させる可能性があり、これらは当行の事業および財務状態に既に影響を及ぼしているとも言える。その一方で、経済が徐々に回復し、米国連邦準備制度理事会もしくはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた政策を決定したような場合には、金融システムにおける流動性の見通しや、より一般的には世界経済全般に重大な悪影響を与え、当行の事業および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、当行は将来、当該時点のマクロ経済状況および市場環境が当行の収益性に及ぼす潜在的な悪影響を、その他の事業の業績によって相殺することができない可能性がある。

欧州のソブリン債務危機に対する欧州各国政府の規制上および政治上の措置は、危機の拡大または一もしくは複数の加盟国のユーロ圏からの離脱を防ぐのに十分ではない可能性がある。特に、ギリシャやその他のユーロ圏諸国における反緊縮派のポピュリズムは、当該国が引き続きユーロ圏に留まる可能性に対する信頼を揺るがすおそれがある。一または複数の加盟国の債務不履行またはユーロ圏からの離脱は、政治ならびに金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

欧州債務危機の深刻な状況はここ数年でいくぶん緩和されたかに見えるが、一部の加盟国（特にギリシャ）で台頭している過激な反緊縮感情は、欧州のソブリン債市場や経済全般において新たな不安定性を引き起こす可能性がある。ここ数年、債務危機に対してユーロ圏の多くの加盟国が導入した緊縮政策により経済成長は停滞しているが、かかる改革の取り組みをもってしても、一部のユーロ圏諸国が直面する非常に困難な経済の構造的課題を未だ克服することができないでいる。こうした状況のもと、ギリシャおよびその他の債務国の政治指導者は、（特にギリシャは引き続き国際的な債務再編の条件に服していることから）財政政策によってかかるマクロ経済的マイナス傾向に対処する柔軟性を制限されている。こうしたマクロ経済のマイナスの見通しは、ギリシャやその他の債務国において債務再編に係る再交渉またはユーロ圏からの離脱を企図する政治的気運を助長する可能性がある。これによって生じる政治的展開は、ユーロ圏全体の経済および財政状況を急速に変化させ、財務的により安定したユーロ圏諸国（ドイツを含む。）にまで影響を与え得る。欧州の政策立案者が講じた措置が、かかる危機の抑止に十分であるかどうかという実質的な疑問は残されたままである。特に、ECBの量的緩和政策プログラムによっては、ユーロ圏の中での再建という政治的コンセンサスの形成のため必要であるにもかかわらず、ギリシャおよびその他の経済的に困窮もしくは停滞しているユーロ圏諸国における経済状況を早急に改善することはできず、または全く改善することができない可能性がある。また、欧州連合が債務危機に対処するために設立した特別目的ヴィークルであり一般にESMと呼ばれる欧州安定メカニズムは、危機的状況においては功を奏しないか、または不十分なものとなる可能性がある。ユーロ圏の景気の低迷が続くにつれ、ユーロ圏諸国の長期の成長見通しに関する懸念は、支払期限の到来したソブリン債の借換えをより困難にし、他のユーロ圏諸国への圧力をさらに増大させるおそれがある。

ギリシャまたはその他の加盟国がユーロ圏離脱の政治的決定を行った場合、そして離脱が当該国に予想したほどの壊滅的な影響を及ぼさなかった場合は特に、ユーロ圏に残留しているその他の債務国に対して同様の行動をとることを求める非常に大きな圧力となるおそれがあり、またソブリン債市場の著しい悪化を招く可能性がある。一または複数の加盟国が債務不履行に陥り、またはユーロ圏から離脱することを決定した場合、一または複数の自国通貨が再導入される可能性がある。ユーロ圏諸国のいずれかがユーロ圏から離脱すべきであると決定した場合、その結果必要となる自国通貨の再導入や既存の契約上の義務の改定は、予測不能な財務的、法的、政治的および社会的な影響をもたらす可能性があり、当該国の民間債についても多大な損失を招く可能性がある。ユーロ圏内では金融システムが相互に密接に連携していることや、当行の欧州全域にわたる公的なおよび民間の取引相手方に対する高いエクスポージャーに鑑みて、当行のエクスポージャーを重大でない水準まで低下させることで上記の不測の事態を回避する方策をとる当行の能力は、制限される可能性が高い。一または複数の国のユーロ圏からの離脱によって欧州全体の経済環境が悪化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性があり、また事業活動水準が全般的に低下した場合や、当行が様々な事業における相当のエクスポージャーにつき評価減を行わなければならない場合には、当行は重大な損失を被るおそれがある。

欧州債務危機が継続する場合は、当行は、欧州諸国およびその他の国のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。当行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できない可能性がある。

ユーロ圏諸国のソブリン債の多くが当行を含む欧州の金融機関により保有されているため、債務危機が継続する場合の影響は、特に金融業界において顕著である。2014年12月31日現在、当行は、イタリアに対して46億ユーロ、スペインに対して6億8,800万ユーロおよびギリシャに対して1億ユーロの直接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーを保有していた。ここ数年で危機は緩和したが、現在の政治的環境に照らすと、ギリシャや他のユーロ圏諸国（スペイン、イタリア、ポルトガルおよびキプロス等）がその債務水準を今後管理していけるか否か、またギリシャが過去の国際的な債務再編について再交渉を試みるか否かは、依然として不透明である。今後、これらの国々およびその他の債務国のソブリン債についても、2012年のギリシャ債務の再編と同様の交渉や交換が行われる可能性がある。ソブリン債の条件変更（元本金額の減額や償還期限の延長を含む。）に関する交渉の結果によっては、当行の貸借対照表上の資産の更なる減損計上が必要となる可能性もある。これらの交渉は、当行がコントロールすることのできない政治的および経済的な圧力を受ける可能性が非常に高く、当行は、金融市場やより広い経済情勢、また当行に対するその影響を予測することはできない。

上記に加え、発行済みソブリン債の再編は、当行およびその他の市場参加者に対して、不履行リスクに対する保護を目的に購入したヘッジ商品に基づく支払によってカバーされない潜在的な損失をもたらす可能性がある。これらの商品は、主に、信用事由（デフォルトなど）が特定の対象債務に発生した場合に一方の当事者が他方の当事者に支払を行うことに合意する、一般にCDSと呼ばれるクレジット・デフォルト・スワップで構成される。自発的な評価減によって信用事由を回避するソブリン債再編の場合、当行が購入したCDSのトリガー事由に該当しない可能性があり、評価減の場合におけるエクスポージャーは、ヘッジ後の純エクスポージャーとして当初想定していたエクスポージャーを上回る可能性がある。さらに、仮にCDSのトリガー事由に該当した場合でも、CDSに基づき最終的に支払われる金額が、被った損失の全額に満たない場合がある。当行はまた、そのヘッジ取引の相手方が自らのエクスポージャーを有効にヘッジしておらず、当該契約に基づく支払のトリガー事由が発生した場合に必要な流動性を提供することができないリスクに晒されている。このことが欧州の銀行業界全体に影響するシステムリスクを生じさせ、当行の事業および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当行は事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には損害を被る可能性があり、たとえ対象事業が好調を維持している場合であっても、流動性資金を利用することができなくなる可能性がある。

当行は、流動性リスク、すなわち期限が到来した支払義務を完全に履行することができなくなる可能性、または過大な費用をかけない限り支払義務を履行することができない状態に陥ることにより生じるリスクに晒されている。当行の資金流動性は、当行の事業の脆弱性が実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として、取引相手方もしくは市場が当行の事業に対する資金提供を控えることにより損なわれる可能性がある。かかる流動性の低下は、当行の事業とは無関係の当行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱等によっても生じる可能性がある。例えば、2012年の欧州債務危機の結果、当行は、当行株価の下落や当行の負債に係るCDSを購入する際に投資家が支払わなければならないプレミアムの上昇に直面した。また、当行と同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、近年、当行に影響を及ぼしている。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えている。かかる認識が悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州債務危機や世界経済全般の低迷による資金難の結果、過去数年間にわたり、多数の中央銀行、特にECBおよび米国連邦準備制度理事会による介入が増加している。2012年9月、ECBは、債務を抱えるユーロ圏諸国の債券を購入することにより、その借入費用を低水準に維持することを目的とした、無制限の国債購入プログラム（以下「OMTプログラム」という。）を発表した。2014年1月14日付けの裁判所命令において、ドイツ憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）は、OMTプログラムが欧州法に適合するかについて欧州連合司法裁判所の指針を求めた。近時のEU法務官意見書では、当該プログラムが欧州法に基づき有効と考えられる旨述べられているが、欧州連合司法裁判所の最終決定が2015年の夏までに行われる予定はない。OMTプログラムが欧州法に適合しないと決定された場合、OMTプログラムを実施するECBの能力やユーロ圏の安定性に悪影響を及ぼす可能性がある。ECBは、2014年中に、主要な借換金利を0.05%に引き下げ、銀行が長期的な借換計画を通じて流動性資金を利用できるようにし、また2014年末にかけて、カバード・ボンドおよびアセット・バック証券を購入するプログラムを立

ち上げた。上記に加え、ECBは最近、民間金融機関からの長期金融資産の大量購入を通じて長期金利を低水準に保つことを目的とした、一般に「量的緩和政策」と呼ばれるプログラムを実施することを発表した。米国連邦準備制度理事会はまた、ECBに対する米ドル建て流動性資金の提供を拡大しており、ECBは欧州の金融機関がこれを利用できるようにした。

かかる資金提供は、その大部分が欧州の金融機関、より一般的にはユーロ圏の金融市場に利用可能な追加の流動性資金をもたらしたため、当該資金提供が縮小または停止した場合、当行を含む欧州の金融機関全体の資金調達市場に悪影響が及ぶおそれがある。そしてこれにより資金調達コストが増大しまたは資金供給が減少し、その結果、事業活動が停滞するおそれがある。特に、ECBが量的緩和政策の停止または縮小を決定したり、または米国連邦準備制度理事会もしくはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた政策を決定したような場合には、長期金利が上昇し、それに伴い当行の資金調達コストにも影響を及ぼす可能性が高い。また、巨額の損失、信用格付けの変更、金融業界における事業活動水準の全般的な低下、規制上の措置、従業員による重大な不正行為もしくは違法な活動、その他当行の支配の及ばない予測不能な様々な原因により、当行の事業および見通しに関する否定的な見方が形成される可能性がある。

世界規模の金融危機が始まってから欧州債務危機に至るまで、主要な信用格付機関は、複数回にわたり当行の信用格付けを引き下げ、または見直しもしくは格付ウォッチに指定してきた。2014年7月29日、ムーディーズ・インベスター・サービスは、当行の長期債格付けおよび長期預金格付けをA2からA3に格下げすることを公表した。2014年3月26日、フィッチ・レーティングスは、当行の長期発行体デフォルト格付けをA+に据え置いたが、格付見通しを「安定的」から「ネガティブ」に修正した。2014年4月30日、スタンダード・アンド・プアーズは、当行の長期発行体デフォルト格付けをAに据え置いたが、格付見通しを「安定的」から「ネガティブ」に修正した。また、2015年2月3日、スタンダード・アンド・プアーズは、当行の長期信用格付けをクレジット・ウォッチ・ネガティブに指定した。近時の信用格付けの低下は、当行の借入費用に重大な影響を及ぼしていない。しかしながら、将来の信用格付けの低下は、これが実際に起きるか否か、またその影響の程度を予測することはできないものの、当行の資金調達のコストに重大な影響を及ぼす可能性がある。信用格付けの低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは当行に特有の状況を反映することが意図されたものか、当行の経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付けの低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。当行は、「第6(1)連結財務書類、取締役会報告書、リスク・レポート、流動性リスク、ストレス・テストおよびシナリオ分析」に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、当行に多大な不確実性を生み出しており、また当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

世界規模の金融危機および欧州債務危機を受けて、政府および規制当局等は、将来の危機への対応力を強化するため金融業界の規制を見直す提案を行ってきており、また現在も引き続きかかる提案を行っている。かかる提案の多くは既に立法化され、または規制として発効している。金融機関に対する規制の枠組みは、さらに大きく変更される可能性が高い。このことは、当行および金融機関全体について多大な不確実性を生み出している。広範囲に及ぶ新たな法律および規制や現在の提案には、より厳しい資本規制および流動性基準、報酬の慣行に係る制限、自己勘定取引その他の投資業務に係る制限、特別銀行税および金融取引税、金融危機に対応するための債権者の「ペイルイン」を含む再建・破綻処理権限、ユーロ圏内における一元化した銀行監督および銀行破綻処理メカニズム（SRM）の確立、一定の業務の預金受入業務からの分離、ストレス・テストおよび資金計画制度、報告要件の強化ならびにデリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直しなどが含まれる。また、規制当局の既存の法律および規制に基づく検査は、より強化されている。複数の新たな法律および規制の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばでありその具体的な影響は明らかではない。そこには、例えば、当行のリスク・ウェイトド・アセットの計算に係る重要な見直し、当行の規制自己資本からの控除に係る変更、ならびに財務リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを補償するための自己資本の追加的賦課などが含まれる可能性がある。これらの要件は、規制自己資本バッファに追加される要件であったり、当該バッファ自体の増加を求めるものである可能性があり、または既に当行に課されている各種の要件に追加を行い、あるいは当該要件自体が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請するものである可能性がある。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機を受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。例えば、2011年10月に欧州理事会により義務付けられたような例外的かつ暫定的な自己資本比率の設定が、早急に課せられる可能性がある。

欧州連合は、ドイツおよびユーロ圏諸国、ならびに参加を選択したその他の欧州連合加盟国で構成される「銀行同盟 (banking union)」の設立を進めている。2014年11月4日より、ECBが当行の主要な健全性監督機関となったが、これが当行の規制環境にどの程度変化をもたらすかについて、現状では明らかではない。直接監督に備え、ECBは、資産の質の評価およびストレス・テストから構成される包括的な評価を行い、その結果は2014年10月26日に公表された。当行は、この包括的な評価の定量的および定性的な要件をすべて満たした。但し、当該ストレス・テストには潜在的な訴訟費用は含まれていなかった。今後、ECBまたはその他の規制当局は、より厳格なストレス・テストを実施する可能性があり、かかる各当局の新たな定量的または定性的な要件が満たされない場合、当行の事業、財務状態および業績（当行の配当支払能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当行を管轄する規制当局（ECBおよびドイツ連邦金融監督庁（BaFin）を含む。）は、金融機関の個別の状況に応じて、リスク・ウェイト・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていない財務リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応するため、金融機関に自己資本の控除を課す裁量を有する。2015年2月20日、ECBは当行に対し、普通株式等Tier 1資本比率を段階的導入ベースで10%以上に維持することを要請した。さらに、会計基準において予定されている変更（資産を公正価値で計上するための要件をより厳格または広範なものにする変更を含む。）も、当行の所要自己資本に不透明な影響を与える可能性がある。

規制上および法律上の変更は、当行に対しより多額の自己資本を維持することを要請しており、当行のビジネスモデルおよび競争環境に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本規制の要件を十分なバッファを持って達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本を維持すべきであるとの市場の認識は、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

2010年12月に、バーゼル銀行監督委員会は、バーゼル3として知られる自己資本規制に関する枠組みに一連の包括的な変更を行うことを発表した。かかる変更は、「CRR / CRD 4」と呼ばれる一連の法令としてEU法によって実施されている。CRR / CRD 4は、2014年1月1日に発効し、一部の規定は2019年までに段階的に導入される。CRR / CRD 4は、とりわけ、金融機関の自己資本規制、自己資本規制の拡大、追加的な自己資本バッファ（毎年強化される。）の導入ならびに流動性基準の厳格化およびリスク・ウェイト・ベースでないレバレッジ比率の導入に関する、詳細な規則を含んでいる。当行は、グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFI）に指定されたこともあり、追加的な自己資本バッファの適用を受けることが予想される。2013年7月、米国連邦銀行規制当局は、米国でバーゼル3のフレームワークにおける多くの要請を実施する最終規則を発表した。

当行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本を有しないこととなる可能性がある。それは、当行のハイブリッド資本証券を適格あるその他Tier 1（AT1）資本として段階的に解消していくといった規制上その他の変更によっても、当行が重大な損失を被り普通株式Tier 1資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じ得る。ユーロの価値の対他通貨での継続的な下落がかかる要因の一つになる可能性があり、これにより、前述のとおり当行の当該他通貨建てのリスク・ウェイト・アセットが増加する可能性がある。また当行は、2014年に、適式認識額合計が46億ユーロとなるAT1証券の発行を2回行ったものの、当行のハイブリッド資本証券の段階的解消にあたり、これをすべて置き換えることはできない可能性がある。その結果、CRR / CRD 4に基づく当行の将来のレバレッジ比率は、当行が公表したCRR / CRD 4適用ベースによるレバレッジ比率（調整後）を大きく下回る可能性がある。当該公表比率には、2014年12月31日現在の段階的導入ベースのCRR / CRD 4の下では引き続き当行の規制自己資本に適合するものの、いずれ当該資本から除外されることになる、当該日現在で100億ユーロのハイブリッド資本証券が含まれている。

当行がCRR / CRD 4により要求される自己資本バッファを確保できなかった場合、当行は、配当の支払、自社株の買戻しおよび任意の報酬支払を制限される可能性がある。また当行は、自己資本比率引上げの要請を満たすため、とりわけマージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることにより、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはそ

の他の私的なもしくは監督当局による措置によってもCRR / CRD 4 により要求される水準まで自己資本比率が回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなった場合には、管轄当局は、ドイツ再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）およびその他の法律に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。破綻処理権限には、破綻処理の実現可能性を確保するために銀行組織に係る法律上および業務上の変更を要請する権限、破綻状態に陥ったもしくはその蓋然性の高い銀行の株式、資産、権利もしくは負債を他の法的主体に譲渡する権限、株式の額面価額を減額する（ゼロにすることも含む。）権限または株式を消却する権限等が含まれる。さらに、管轄破綻処理機関は、ハイブリッド資本商品および債券の全部または一部の評価減または株式への転換（一般に「ペイルイン」と呼ばれる。）を命じることができる。破綻処理権限が行使された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

2014年2月、連邦準備制度理事会は、外国銀行（FBO）に適用される米国健全性基準の見直し（以下「FBO規則」という。）を採択した。当行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある外国銀行は、2016年7月1日までに、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかける中間持株会社に保有させることを義務付けられる。2016年7月1日より、当行の米国中間持株会社は、米国のパーゼル3自己資本フレームワークに基づくリスク・ベースの自己資本規制、資本計画およびストレス・テストの要件（段階的導入ベース）、米国流動性バッファ要件および同規模の一流の米国銀行持株会社に適用あるものに相当するその他の高度健全性基準に、連結ベースで服することとなる。連邦準備制度理事会は、米国中間持株会社およびその子会社を検査する権限を有する。米国中間持株会社に適用される米国レバレッジ要件は、2018年1月より適用される。連邦準備制度理事会はまた、今後の規則制定を通じて、大手外国銀行の一部または全部の米国事業に対して、パーゼル3流動性力バレッジ比率および安定調達比率を適用する予定であると述べている。当行のニューヨーク支店を含む米国事業全般も、流動性資金およびリスク管理に関する一定の要件に服することになる。

当行の既存の子会社で米国における銀行持株会社であるドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、様々な米国健全性要件に服しており、当行の米国中間持株会社が設立されるまで、その他の要件にも服することになる。ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2015年1月1日現在、米国の大手銀行持株会社に適用されるリスク・ベース資本要件、レバレッジ資本要件、流動性資金要件およびその他の高度健全性基準に服している。またドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2014年6月30日から、資本計画およびストレス・テストの要件にも服している。同社は、適用ある同様の要件が米国中間持株会社について発効するまで、引き続き当該資本計画およびストレス・テストの要件ならびに一定の高度健全性基準に服することになる。2015年3月5日、連邦準備制度理事会は、監督当局による2015年ストレス・テストの結果を発表した。これには、ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションが、ストレス・テストの厳しい経済シナリオ下においても、その自己資本比率を規制上必要とされる最低基準を上回る水準に維持するであろうと述べられていた。2015年3月11日、連邦準備制度理事会は、ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションのリスク識別手続、リスク測定手続およびリスク集約手続、損益計画に対するアプローチならびに内部管理に多くの重要な点で不足があるとして、同社が2015年の包括的資本分析検査（CCAR）の一環として提出した資本計画案に定性的理由により反対したと発表した。当該資本計画案には、配当または自社株買いの計画が含まれていなかった。ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは資本計画プロセスの強化、増強に注力していく所存である。

2014年9月3日、連邦準備制度理事会およびその他の米国規制当局は、一定の米国銀行持株会社および預託機関を対象として、パーゼル委員会による修正後のパーゼル3流動性規則と概ね合致するが、いくつかの点でより厳しいものとなっている定量的な流動性力バレッジ比率（LCR）規制（完全適用および修正適用の両方を含む。）を実施する最終規則案を承認した。

ドッド・フランク法第Ⅰ編およびその施行規則は、資産が500億米ドル以上である銀行持株会社（ドイツ銀行AGを含む。）に対し、その子会社および業務に関して、将来重大な資金難または経済的破綻に陥った場合の秩序ある破綻処理計画（以下「第Ⅰ編米国破綻処理計画」という。）を毎年作成し、提出することを義務付けている。ドイツ銀行AGのような外国に拠点を置く対象会社の場合は、第Ⅰ編米国破綻処理計画は、その営業のすべてまたは重要な部分が米国に所在する子会社、支店、代理店および事業のみに適用される。2014年には、米国における当行の預金保険対象機関（IDI）の一つであるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、第Ⅰ編米国破綻処理計画に加えて、連邦預金保険法に基づき資産合計500億米ドル以上の預金保険対象機関に破綻時の処理計画を米国連邦預金保険公社（FDIC）に定期的に提出することを義務付ける、FDICの最終規則（以下「IDI規則」という。）に服することとなった。当行は、IDI規則の要件にも対応するよう当行の2014年第Ⅰ編米国破綻処理計画を拡充した。

かかる要件により、当行は、米国内に保有する資産の削減や資本投入、その他当行の米国事業の構造の変更を求められる可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記を含むいずれの自己資本強化規制または流動性資金強化規制も、当該提案が金融市場の低迷時に発効し、その結果当行が資金調達を行わなければならないような場合にはとりわけ、当行の事業、財務状態および業績ならびに当行の安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行は、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸借対照表上の資産を減少させ、事業部門を売却し、一部の業務を切離し、または一定の事業分野を縮小もしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達の努力は、当行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者もまた、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されることにより、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、当行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準を大きく上回る自己資本を維持することが推奨され、その結果、上記の当行への影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であるとの認識をもたらす可能性がある。

当行が直面する規制環境のさらなる厳格化と訴訟や執行案件関連の多額の費用支出により、当行は、自己資本比率を規制当局の要請または市場の期待を上回る水準に維持することが困難になる可能性がある。

2008年以来、各国政府および規制当局等は、金融サービス業の健全性に関する規制を大幅に強化してきた。こうした変更や、実施日程等における規制当局の国際間の連携の全般的な欠如により、特に規制当局が銀行の規制方法に関して有する裁量が近年大幅に拡大されたこともあり、当行にとって多大な不確実性が生じた。すなわち、当行が現時点でCRR / CRD 4に基づく自己資本規制の最低基準を満たしていても、規制当局は、当行に関してストレス・テストを実施して、規制上求められる最低基準を上回る自己資本を保有することを義務付ける等の予期しない規制強化を行う可能性がある。かかる規制強化には、例えば、当行のリスク・ウェイトド・アセットの計算に係る重要な見直し、当行の規制自己資本からの控除に係る変更、ならびに財務リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを補償するための自己資本の追加的賦課などが含まれる可能性がある。これらの要件は、規制自己資本バッファに追加される要件であったり、当該バッファ自体の増加を求めるものである可能性があり、または既に当行に課されている各種の要件に追加を行い、あるいは当該要件自体が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請するものである可能性がある。

また、SRM (Single Resolution Mechanism) に基づく単一の破綻処理基金は、2024年1月1日までに目標規模である約550億ユーロを達成する予定であり（これは欧州預金保証制度指令に基づき保護される預金の1%に相当する。）、そのうち約150億ユーロはドイツの銀行が拠出する予定である。これにより、今後数年間にわたり当行の当該単一破綻処理基金への拠出額が大きくなることが予想される。また、欧州の預金保証制度指令の変更（2015年7月3日に発効するようドイツ法を制定しなければならない。）により、当行からドイツの預金保護・保証スキームへの年間拠出の増額を求められることも予想される。

さらに当行は、異なる法域における当行の業務に関して、個別に自己資本を保有・計算することを求められている。米国では、連邦準備制度理事会が当行の米国での業務に高度健全性基準を課す規則を適用しており、これにより当行の米国での業務に係る自己資本および資金調達の要件が最終的に強化されている。このような米国での自己資本要件その他の要件の強化および他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースと非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制その他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも影響が及ぶ可能性がある。

これらを背景に、当行の業績および財務状態は、近時の四半期を通じて、多くの請求、紛争、法的手続および当局による調査により悪影響を受けてきた。これらの事象等に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は引き続き大きくなる可能性があり、当行がかかる訴訟関連、規制関連および類似の事象について計上した引当金の水準を大幅に超える可能性がある。このような状況の中、当行のコンプライアンス費用も大幅に増加している。

当行の所要自己資本および訴訟や執行案件に関する今後の資金流出の算定については不確実な部分が多い結果、当行は自己資本を、規制当局が要求する水準や国際的にビジネスを展開する競合他社と比較して市場参加者が必要と考える水準に維持するため、将来的に追加の資本を調達することが必要になるとこれまで認識してきており、また今後もかかる調達を行うことが必要または望ましいと認識する可能性がある。

自己勘定取引の禁止または預金受入業務からの分離に関する米国での規則、ドイツの最近の法律および欧州連合の提案は、当行のビジネスモデルに重大な影響を及ぼす可能性がある。

2013年12月10日、米国規制当局は、2010年ドッド＝フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）の要求に従い「ボルカー・ルール」を実施する最終規則案を公表した。この最終規則では、米国預金保険対象機関および米国預金保険対象機関の関連会社（当行など）が、自らの勘定において、一定の証券、デリバティブ、商品先物およびこれらの商品に係るオプションの短期自己勘定取引に従事することが禁止される。最終規則はまた、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびその他のプライベート・ファンドへの投資およびかかるファンドとのその他の関係を制限し、銀行およびその関連法主体（affiliate）が、かかるファンドのうち自らまたはその関連法主体が一定の関係を持つファンドと一定の取引を行うことを制限する。ボルカー・ルールにより、銀行は、ボルカー・ルール上の制限遵守の確保および監視を支援するための包括的なコンプライアンス・プログラムの策定を義務付けられる。2013年12月、連邦準備制度理事会は、ボルカー・ルール遵守のための移行期間の最終日を、原則として2015年7月21日まで延期した。2014年12月、連邦準備制度理事会は、2013年12月31日以前に設定された対象ファンドおよび一定の外国ファンド（以下「従来の対象ファンド」という。）への投資ならびにかかるファンドとの関係に関して、ボルカー・ルールの遵守のための移行期間を原則として2016年7月21日まで延期する旨の命令を發布し、また銀行の従来の対象ファンドに対する持分および当該ファンドとの関係に係る要件の遵守に関しては、遵守のための移行期間を原則として2017年7月21日まで、最終的に1年間の延長を認める用意がある旨を表明した。この遵守のための移行期間の延長は、自己勘定取引に関するボルカー・ルールの禁止規定や、2013年12月31日の後に設定された対象ファンドへの投資およびかかるファンドとの関係には適用されない。当行は、適用ある遵守のための移行期間中に、当行の事業および投資をボルカー・ルールに適合させ、遵守のための適切なプログラムを実施するための努力を続ける予定である。

また2013年8月、ドイツの信用機関およびバンキング・グループに関するリスク分離および再建・破綻処理計画に関する法律（以下「分離法」という。）が公布された。分離法は、一般公衆から預金その他の払戻し可能な資金を自己勘定で受け入れ、貸付けを行う銀行（以下「CRR銀行」という。）の業務を規制する。CRR銀行は、高リスクとみなされる一定の業務を別の金融トレーディング機関に譲渡することを義務付けられているが、当該機関は、一定の独立性要件が充足される場合には同一のバンキング・グループ内に設立することができる。当行は、管轄当局と協議しながら2015年7月1日までに分離すべき業務の範囲を決定し、2016年7月1日までに分離を実施することを求められている。かかる分離により、分離された業務に係る資金調達コストが増加し、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。現時点では、いずれの業務を分離する必要があるのか未だ不確定であり、BaFinはこの点について広範な裁量権限を与えられている。

2014年1月29日、欧州委員会は、EU圏の銀行の対応力および金融業界の透明性を向上させる構造的措置に関する規制案（以下「本規制案」という。）を公表した。本規制案が提案どおり施行された場合、一定の大手銀行は、自己勘定において収益を上げることを唯一の目的として、金融商品およびコモディティの自己勘定取引に従事することや、ヘッジファンドまたは自己勘定取引に従事するその他の事業体に投資することを禁止されることになる。本規制案はまた、規制当局に対して、高リスクとみなされる一定の業務を他の業務（預金受入れおよび貸付けなど）から分離することを、対象となる銀行に要求する広範な権限を与えている。本規制案は、現在、欧州レベルで議論されており、分離法が国家レベルで定める一定の規制の上位規制としてこれを修正する可能性がある。

ボルカー・ルール、分離法および本規制案は、当行グループの将来の構造および戦略に重大な影響を及ぼし、また当行グループの資金調達コストを増加させる可能性がある。このことは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州およびドイツの法律ならびに金融安定理事会が発表した総損失吸収力に関する提案は、規制上の措置を生じさせ、その結果、当行に当該措置が課された場合には、当行の業務が重大な影響を受け、借換費用が増大し、かつ当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

2015年1月1日、ドイツ再建・破綻処理法が発効し、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを確立する欧州指令（以下「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」という。）がドイツ法に採り入れられた。再建・破綻処理法に基づき、管轄破綻処理機関は、破綻銀行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）または株式の消却等の幅広い措置を講じることができ、また「ペイルイン」権限の行使により、一定の適格無担保負債の償却（ゼロにすることも含む。）または株式への転換を行うことができる。ドイツにおいては2015年1月1日から実施可能となった破綻処理機関のペイルイン権限の行使を容易にするため、金融機関は、EU圏の外で発行した自己の適格負債に、こうした債務の償却や転換に係る規制当局の権限を認める条件を含めることが要請される。さらに、対象となる各金融機関は、管轄破綻処理機関が各金融機関の状況に応じて定める自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準を常に満たしていなければならない。また、2014年11月14日、金融安定理事会は、当行のようなグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）は、規制上の自己資本の最低要件に加えて、2019年1月1日からは各行毎に定める総損失吸収力（TLAC）に係る新たな要件を満たすべきであるとの提案を公表した。

なお、破綻処理権限は欧州単一破綻処理委員会に付与され、同委員会は2016年1月1日から本格的に稼働することが予定されている。

ペイルイン権限やかかる契約条件の必要性は、当行の借換費用を増大させる可能性がある。さらに、当行が損失吸収に十分な資本を保持できなくなった場合、当行は、適用ある規制に基づき、当行の破綻処理実現可能性を確保するための事業の制限やその他の措置の実施を要請される可能性がある。これらは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融危機を受けて採択されまたは提案されるその他の規制の見直し（例えば、当行のデリバティブ業務に関する広範な新規制、銀行税または提案中の金融取引税など）は、当行の営業費用を大幅に増大させ、また当行のビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

2012年8月16日、EUの店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（以下「欧州市場基盤規制」または「EMIR」という。）が発効した。欧州市場基盤規制により導入された多くのコンプライアンス要件が既に適用されている一方、欧州証券市場監督局は、EMIRにより義務付けられたいくつかの実施規則を最終にする作業を現在も進めているところである。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRによって特にもたらされる影響は一部未だ完全には予測できないが、その内容の多くは、当行の利益率に悪影響を与え、ビジネス慣行の調整を要求し、また当行のコスト（コンプライアンス費用を含む。）を増大させる変更をもたらしておりまた今後ともたらす可能性がある。2017年1月3日付でその実質的規定が適用される金融商品市場指令（金融商品市場規則（以下「MiFIR」という。）および金融商品市場指令（以下「MiFID」という。）により構成される。）は、集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、トレーディングにおける義務を導入する。当行はまた、集中決済されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関してBCBS-IO스코により最終的に決定される最低基準の影響も受ける。EUにおいてかかる基準の決定を可能とする授權法規（EMIRがこれにあたる。）は存在するが、その影響の大半は、詳細な規則策定によってこれらの要件がどのように実施されるかに拠っている。

米国では、ドッド・フランク法に、当行の運営に影響を及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法の規定を実施する規制に基づき、当行および当行の子会社の一つは米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）にスワップ・ディーラーとして登録し、その幅広い監督の対象となった。CFTCにより定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行に対して、一定の場合に米国外でまたは非米国人との間で行う取引についても一定の米国の規則を遵守することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法を実施するCFTC規制の規定範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服しなければならない可能性がある。但し、クロスボーダー・スワップ規制に関するCFTCの指針により、当行は、EMIRおよびMiFIDを遵守することにより、代替的に米国規制要件の一部（全部ではない。）を遵守することができる可能性がある。ドッド・フランク法に基づく新たな要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。また、ドッド・フランク法に基づき、証券派生スワップは、米証券取引委員会（以下「SEC」という。）の管轄下にある独立した規制制度の対象となる。SECは、その証券派生スワップに関する規則を確定させる初期段階にあるが、

同規則は、CFTCのスワップ規制に類似するものの、同一ではないものになることが予想される。その結果、当行のデリバティブ事業にさらなる規制が課せられる可能性がある。

また、CRD 4 は、経営陣の報酬の見直し（CRD 4 に定義される「リスクテイク」に付与される賞与の上限を含む。）についても規定する。CRD 4 による報酬の見直しにより、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

ドイツ、英国およびその他の国を含む複数の国には銀行税も導入されている。当行はドイツおよび英国の銀行税として、2011年は2億4,700万ユーロ、2012年は2億1,300万ユーロ、2013年は1億9,700万ユーロ、2014年は3億4,200万ユーロを計上し、かかる金額は、主として連結および調整において認識された。当行はまた、SRMに基づく単一破綻処理基金および改正預金保証制度指令に基づく法定の預金保証制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。しかしながら、一般的に、現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできず、かかる賦課金は、将来の当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記とは別に、2013年1月22日、欧州連合理事会は、11カ国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニアおよびスペイン）が欧州連合の「強化された協力」手続に基づく金融取引税の導入を進めることを承認する決定を採択した。欧州委員会は、2013年2月14日に、金融取引税の実施に関する指令草案を採択した。2015年中にさらなる進展があることは予想されるが、金融取引税の最終的な範囲、内容および実施については（現時点で2016年1月1日までの実施が想定されているものの）、未だ不確定な状況である。最終案の内容によっては、金融取引税は当行の収益および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。様々な形態の各国の金融取引税は、フランスおよびイタリアを含む多くの欧州法域で既に実施されており、これらの税金によるコンプライアンス費用の発生や市場に与える影響が見込まれ、これらは当行の収益に影響を与える可能性がある。

低迷する市場環境、歴史的な低価格、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、当行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしておりまた将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

当行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長びく市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行に悪影響を与えるおそれがある。顧客活動の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態による当行のインベストメント・バンキングの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値と共に減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。2014年前半をはじめとする過去における顧客のリスク志向の減少は、当行のコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズの取引量や収益性レベルの低下を招いた。当行の収益および収益性は、債券・株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、これにより当行の利息以外の収益が減少しており、また将来においても減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行がアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。当行の顧客は、当行が顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該顧客が損失を填補する必要のために更なる信用リスクに晒される可能性がある。

る。当行はまた、顧客が損失を被り、当行がその商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、その業務が阻害される可能性がある。

また、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益の多くは、近年ボラティリティが高まっている市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がこれらのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。当行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよび非中核事業部門のより高度な取引の多くは、価格変動および価格差から利益を得ることを目的としている。当行の予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、当行が行った評価により、結果的に関連する取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらに、当行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより、当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産に当初流動性ある市場が存在しない場合に発生する。銀行間のデリバティブ契約などの証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行が公開市場価格以外のモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせてその活動を縮小し、ひいては取引フローに依拠する当行の事業の活動水準も低下させる場合には、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行が2012年にストラテジー2015プラスを発表して以降、マクロ経済状況、市場環境および規制環境は、当初の予測より大幅に厳しいものとなっており、そのため、当行はこれらの厳しい状況を勘案して目標を更新した。当行が更新された戦略を成功裡に実行できなかった場合、当行は財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

2012年9月、当行は、ドイツ銀行をよりバランスのとれた、無駄のない堅固かつ安定した組織にすることを目的としてストラテジー2015プラスを導入した。当行はまた、ストラテジー2015プラスの財務上の目的を明確にするため、いくつかの財務目標を発表した。マクロ経済状況、市場環境および規制環境が2012年の予想を上回る厳しさとなったため、2014年5月、当行は、その目標および戦略を更新し、当行の資本基盤の増強、競争力の強化および顧客基盤への投資のための一連の措置を発表した。これらの措置には、当行の資本基盤を改善し、将来の不確実性に対するバッファを提供するための資本組入証券の発行が含まれる。これに伴い、当行は財務目標を更新した。当行は、このほど戦略の全体的見直しを発表したが、引き続きストラテジー2015プラスの実施にも注力している。

目標を達成し、戦略を実施する当行の能力は、いくつかの主要な前提に基づいている。こうした前提には、現行規則およびこれらが当行に与える影響に係る当行の想定に基づいた規制上の枠組み（例えばCRD4やEBA指針など）が実施されること、グローバルなGDP成長率が年率2%から4%の水準で安定的に推移すること、2016年までに安定した金利環境になること、ならびに米国における中央銀行の介入が縮小することが含まれる。

多くの内部的および外部的要因により、当行の戦略目標の達成や期待される利益の実現が悪影響を受けまたは阻止される可能性がある。これらの要因には、特に欧州における、当行が事業を行う市場の極端な混乱の再燃などの経済的要因、世界、地域および国家の経済状況の低迷、事業における競争の増加ならびに政治の不安定性が含まれる。新たな規制要件により、当行のコストが増加または事業が制限される可能性がある。複数の規制当局が、構造改革の施策案を持っておりまたはその導入を予定している。これらの当局の施策はまだ議論の最中であるため、当行は、現時点で将来の影響を数量化することはできない。当行はまた、ドイツ国内およびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において、多くの訴訟、仲裁ならびに規制上の手続きに関与し調査の対象となっている。これらの件には、多くの不確実性が伴う。当行は、多くの重要な法的手続きを終結させまた進展させているが、訴訟環境は引き続き厳しい状況が続くと予想している。訴訟および規制案件が今後も近年と同様のペースおよび規模で発生する場合、当行は、ストラテジー2015プラスの目標を達成することができない可能性がある。

とりわけ、当行の費用収益比率（調整後）を約65%とすることにに向けた進展は、追加的規制要件を遵守するために必要なプロジェクトや増員の実施および銀行税などの規制上の費用の増加による影響を受けている一方、市場の困難（低金利環境に関連するものを含む。）が当行の収益成長に影響を与えている。当行は、費用収益比率の目標を達成するよう努力するが、これらの逆風が、2015年には当行の進展を脅かすものと予想している。また当行の約12%の税引後株主資本利益率（調整後）の目標に向けた進展は、引き続き、規制対応により発生するコスト、追加の銀行税費用、継続する困難な市場環境およ

び実効税率の変動の影響を受ける可能性がある。当行は、引き続き目標に向けて取り組む所存であるが、その進展は、現在の逆風に鑑みて、厳しいものになることが見込まれる。CB&Sについては、世界的なマクロ経済成長、米国マクロ経済政策の変更の可能性、規制上の支出およびその他の状況（特に、単一破綻処理基金および銀行税、さらなる貸借対照表上のレバレッジ削減の影響、訴訟、ならびに一層のプラットフォーム強化の費用に関連するもの）に関する継続的なリスクおよび不確実性を考慮すると、税引後平均株主資本利益率（調整後）を13%から15%にする財務目標の達成には大きな困難を伴うものと予想している。PBCにおける当行の業績目標もまた、引き続き困難に直面し、現在の事業環境ではその達成は厳しいものになる可能性がある。その目標達成は、ポストバンクの統合による相乗効果の実現を含むいくつかの要因に依拠している。PBCはまた、引き続き現在の市場の状況や規制環境の不確実性の影響を受ける。GTBに関しては、当行は、厳しい競争にある事業環境が継続し、（昨年後半にはマイナスにも転じた）低い金利水準も続くものと予想している。また、コスト圧力が引き続きGTBに困難をもたらすものと予想している。これらのコスト圧力には、規制要件の強化や訴訟および執行案件に関する費用の増加が含まれる。GTBは引き続きそのストラテジー2015プラスの目標に向けて取り組んでいくが、目標とする税引前利益の成長は、現在の事業環境では厳しいものとなる可能性がある。

当行がかかると戦略的イニシアティブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシアティブが期待された利益を生み出さなかった場合、あるいはかかるイニシアティブを実施するために当行が負担する費用が、当行が想定する40億ユーロを超えた場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、規制が厳しくかつ強化され訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額かつ見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局および政府機関等は、金融機関に対してより厳しい監督および検査を受けるよう求めてきており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加されてきた。この傾向は、世界金融危機および欧州債務危機により著しく加速した。昨年には、金融機関に対する法律上および規制上の手続きの和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増し、近時の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、またこれらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争ならびに行政手続および民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行は、引き続き多数の訴訟、行政手続および調査に服するものと予想している。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するため、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に法律上補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金を上回る可能性がある。

当行に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続きにより生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。例えば、当行は、旧キルヒ・グループに係る訴訟に関連してミュンヘン市の検察官が行った、元取締役および現取締役の供述に対する調査により生じうる、当行のレピュテーションへの悪影響を数量化することはできない。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、昨年には上記の通り予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開により、結果

の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回る財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する当行の引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、現在、銀行間取引金利に関する規制上および刑事上の業界全体に及ぶ調査ならびに民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、欧州、北米およびアジア太平洋諸国における様々な規制当局および法執行当局より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）その他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、召喚状および情報提供の要請を受領した。当行は、かかる調査に協力している。

進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。

既に公表した通り、当行は2013年12月4日、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブのトレーディングにおける反競争的行為に関する欧州委員会の調査手続を決着させる集団和解の一環として、欧州委員会との間で和解に達した。和解条件に基づき、当行は、総額7億2,500万ユーロを支払うことに合意した。しかしながら、当行に対しては、引き続きこれらの金利指標に関する民事訴訟が係属しており、また当行は更なる規制措置を受ける可能性がある。

当行は、これらの案件を調査する一部の当局から、調査中の案件のいくつかの点に関して当行に対する手続開始が勧告される予定である旨の連絡を受けており、当行は、かかる調査の今後の帰結についてこれらの当局と協議を行っている。

規制当局はまた、当行以外にも多数の金融機関を調査しており、かかる調査の詳細やその結果が公になるにつれ、公表された複数の金融機関の訴訟がメディアや市場で大きな注目を集め、その結果、同様の調査を現在受けている当行などの金融機関は更なるレピュテーション・リスクに晒されている。2012年半ばから2014年秋までに、5つの金融機関が英国金融行為監督機構（FCA）（旧金融サービス機構（FSA））、米国商品先物取引委員会、米国司法省（DOJ）およびその他の規制当局と和解を行った。それぞれの和解条件は異なるが、いずれも重大な金銭的制裁や規制上の措置を伴うものであった。例えば、3つの金融機関の和解には訴追延期合意が含まれていたが、その中で司法省は、当該金融機関が訴追延期合意の条件を満たせば、該当する機関に対する刑事訴追を延期することに合意している。他の2つの金融機関の和解条件には、司法省が、一定の条件が満たされている限り、当該金融機関に対して刑事訴訟を提起しないことに合意した不訴追合意が含まれていた。また、2つの金融機関の関連会社は、関連行為について米国裁判所で有罪を認めることに合意した。

また、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所およびその他の連邦地方裁判所において、当行およびその他多数の金融機関に対する推定集団訴訟を含む多くの民事訴訟が係属している。上記訴訟のうち二件を除くすべてが、米ドルLIBORに基づくデリバティブまたはその他の金融商品を保有しまたは取引したが、米ドルLIBOR設定に関する被告の共謀または操作により損失を被ったと主張する特定の当事者を代理して提起されたものである。これらの民事訴訟は、未だ比較的初期の段階にある。

当行は、銀行間取引金利の件が当行に与える影響を予想することができないが、政府機関による罰金、当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償、法律上および規制上の制裁（刑事上の制裁の可能性を含む。）ならびにその他の措置が含まれる可能性がある。

かかる不確実性は、本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など、当行の支配の及ばない複数の要因によりさらに増している。また、規制当局および法執行当局が、金融業界を構成する金融機関の行為を全体として評価することにより、当該当局の当行に対する措置に影響する可能性がある。罰金、損害賠償、法律上および規制上の制裁ならびにその他の措置のいずれも、設定された引当金を超えて、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

各国（地域）の複数の規制当局および法執行当局が、現在、外国為替相場の操作に関する不正行為について当行の調査を行っている。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、その結果、当行のレピュテーションが大きな悪影響を受ける可能性がある。

当行は、外国為替市場におけるトレーディングおよびその他様々な側面を調査する各国（地域）のいくつかの規制当局および法執行当局より、情報の請求を受けている。当行は、これらの調査に協力している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。これに関連して、当行は、外国為替トレーディングや外国為替ビジネスのその他の側面に関する独自の内部調査をグローバルに行っている。当該調査により懲戒処分に値することが判明した場合には、当行は個人に対する当該処分を行っており、今後も引き続き行う予定である。当行はまた、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起された、外国為替相場の操作があったとして反トラスト法上の請求を主張する三件の推定集団訴訟（二件の原告は非米国人、1件の原告は米国人）の被告のうちのひとつとなっている。2015年1月28日、当該集団訴訟を指揮する連邦裁判所判事は、非米国人の原告による二件の訴訟で棄却の申立てを認めたが、米国人の原告による訴訟では棄却の申立てを退けた。

これらの案件の多くは、未だ初期段階にあるため、かかる案件の結果を予測することや、当局により課せられる可能性のある罰金または民事訴訟により支払義務を負う可能性のある損害賠償について見積もることは時期尚早である。多くの他の金融機関もまた、現在調査を受けている。これらの金融機関が和解をした場合は、当行など他の金融機関の類似の訴訟の帰結にも悪影響を与える可能性があり、特に高額な和解金は、他の和解における基準またはテンプレートとして使用される可能性がある。したがって、これらの案件により、当行は、刑事上および民事上の制裁に加えて、多額の金銭的損害および防御費用を被るリスクに晒され、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

多くの規制当局が、現在、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナとの取引に関連して、当行の調査を行いまたは当行に情報を請求している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2013年2月、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（以下「MPS」という。）は、当行に対して、イタリアにおいて民事訴訟を提起した。当該訴訟においてMPSは、当行がMPSおよびその全額出資の特別目的ヴィークルである「サントリーニ（Santorini）」との間で、MPSが当行との過去の取引により生じた損失を繰り延べることを可能にするレボ取引を実行したことにより、MPSの不正会計において旧MPS上級管理職を支援したと主張して、5億ユーロ以上の損害賠償を請求した。その後、2013年7月、MPSの筆頭株主であるモンテ・デイ・パスキ財団もまた、イタリアにおいて、実質的に同様の事実に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起した。2013年12月、当行はMPSとの間で、上記取引に関して、MPSによる民事訴訟を終結させる合意に至った。モンテ・デイ・パスキ財団による民事訴訟は、未だ係争中である。

シエナ検察官により、上記取引および他の多くのグローバルな銀行がMPSとの間で行ったこれとは無関係の取引について、刑事上の調査が開始された。2014年9月、かかる調査は調査対象の嫌疑内容の変更により、シエナ検察官からミラノ検察官に移管されたが、未だ起訴には至っていない。これとは別に、当行は特定の規制当局から、当初の取引（当行のMPS関連取引に関する会計処理や、当行の経営陣が当該案件に関与した個人を適切に監督しなかったとされる事項に関するものを含む。）に関しても、情報の請求を受けている。当行は、これらの規制当局に協力している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、本件の結果により、当行のレピュテーションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

米国の規制当局および法執行当局は、当行が過去に米国の通商禁止法の対象国の当事者のために行った特定の米ドル建て支払指図の処理が、米国の連邦および州の法律を遵守していたか否かを調査している。本件の最終的な帰結は予測不能であり、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、特定の規制当局および法執行当局から、当行が過去に米国の通商禁止法の対象国の当事者のために米国金融機関を通じて処理した米ドル建て支払指図に関する情報の請求を受けている。これらの当局は、かかる処理が米国の連邦および州の法律を遵守していたか否かを調査している。2006年、当行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの取引相手方ならびに特定のシリアの銀行と新規の米ドル建て取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている米ドル建て取引を終了することを自主的に決定した。2007年、当行は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の取引相手方といかなる通貨建ての新規取引も行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っているあらゆる通貨建ての取引を終了することを決定した。当行はまた、

キューバの取引相手方との非米ドル建て取引を制限することを決定した。当行は、調査当局に情報を提供しておりまたその他の協力を行っている。これまでに多くの金融機関が、とりわけ高額な制裁金の支払によりこの種の案件で和解に至っており、また多数の未確認報道が、他の金融機関による今後の和解の可能性を示唆している。当行は、進行中の当行に関する調査と、他の金融機関による和解の可能性を比較するための信頼できる基準を有しないが、かかる和解が規制当局の当行とのやり取りに影響を及ぼす可能性はある。未だ予測できる時期ではないが、当行が対象となっている調査の最終的な帰結は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の米国住宅ローン事業に関する契約上の請求、訴訟および当局による調査に晒されており、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、2005年から2008年までの間、米国住宅ローン事業の一環として、プライベート・レーベルの証券化商品に約840億米ドルのローンを販売し、ホールローンとして710億米ドルのローンを販売した。当行は、表明および保証の重大な違反により引き起こされたと主張される損失につき、購入者、投資家または金融保険会社からのローンの買戻しや当該者への補償を請求されており、また将来においても請求される可能性がある。当行は一般に、契約上の権利および適用ある出訴期限に従って行われた有効な買戻請求にのみ応じている。2014年12月31日現在、無効の合意がなされたものを除く当行に対する住宅ローン買戻請求残高は、約48億米ドル（ローンの当初元本残高に基づく。）である。かかる請求残高に対して、当行は2014年12月31日付けで、8億1,300万米ドル（6億6,900万ユーロ）の引当金を計上している（当行は、その一部について補償される。）。しかしながら、一般の引当金と同様、当行が計上した引当金は、既に行われまたは今後行われる可能性のある特定の請求または請求全体につき、最終的に十分ではないこととなる可能性がある。当行はその他の潜在的な住宅ローン買戻請求の発生も予想しているが、その時期または金額を確実に見積もることはできない。2014年12月31日現在、当行は、当初元本残高にして約53億米ドルの住宅ローンにつき、買戻しを完了し、無効の合意を取得またはその他の方法により解決に至っている。これらの買戻し、合意および解決により、当行は、当行が販売した上記の住宅ローンのうち約729億米ドルについて潜在的な請求から免責された。

2005年から2008年までの間、当行または当行の関連会社は、第三者オリジネーターのため、約1,050億米ドルの米国住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）の引受会社としても行為した。

住宅ローン証券化市場における他の多くの参加者と同様、連結財務諸表の注記29「引当金」の項にも記載のとおり、当行はRMBS事業に関していくつかの規制当局や政府機関から召喚状および情報提供の要請を受けている。当行は、かかる召喚状および情報提供の要請に対してできる限りの協力を行っている。また、RMBSの発行会社、引受会社ないし受託会社として、当行や当行の関連会社には多くの訴訟が提起され現在も係争中である。RMBSに関するかかる訴訟は開示手続をはじめとする係争の様々な段階にあり、当行は引き続き積極的に防御活動を行っていく予定である。法律上および規制上の手続には多くの不確実性が伴い、個々の手続の結果を確実性をもって予想することは不可能である。

銀行業務以外の非伝統的な与信業務は、伝統的な銀行業務の信用リスクに加え、信用リスクを著しく増大させる。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、金銭、証券その他の資産につき当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しない恐れがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外に当行が従事する業務の多くも、信用リスクに晒されている。

特に、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよび非中核事業部門を通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。伝統的な銀行業務以外の業務により、例えば以下の各事由から信用リスクが発生する可能性がある。

- 第三者の証券の保有
- 相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結
- 実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関またはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと
- その他の取決めを通じた与信の拡大

トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、当行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になり得る。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付け証券、ローン

またはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付け証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションや将来の業務の可能性が失われ、また当行に課せられる費用も増大する可能性がある。近時施行された欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マージニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機以降に直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行が伝統的なタイプではない信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も同様の状況が発生する可能性がある。

当行が保有する金融商品の公正価格が変動した結果、当行は損失を被っており、また今後もさらに被る可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。公正価格とは、強制的売却もしくは清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の独立当事者間取引において資産もしくは負債が交換されうる現在の価格をいう。公正価格で計上された資産の価格が低下した場合（または公正価格で計上された負債の価格が上昇した場合）、これに対応する公正価格の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。また、最近では複数の資産において公正価格と帳簿価額の間に大きな差が出ている。

一定のクラスの金融商品について、価格や数値は実際には観測できない。かかる場合、公正価格は特定の商品につき適切であると当行が考える評価手法を用いて算定される。公正価格を算定する評価手法の適用には、推定や経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、当行が保有する金融商品の公正価格が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

当行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価格の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価格の上昇を差し引いてネットで計上される。しかしながら、当行はかかる公正価格の上昇を今後実現することができない可能性があり、またヘッジ取引の公正価格は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下などさまざまな理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価格とは切り離されているとも言え、将来損失をもたらす可能性がある。

当行のリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、当行は認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、リスク管理の方針、手続きおよび評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化手段および測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻と流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、特に2008年には当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め数多くの前提を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたは当行の統計モデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない欧州債務危機に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うかまたは当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

オペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられる可能性がある。

当行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。相手方の不履行リスクが増加することとなった欧州債務危機および世界規模の金融危機により、かかるオペレーショナル・リスクが顕在化する可能性が高まっている。

また、当行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、不適切な実務（特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守を含む。）により構成されるコンダクト・リスクに分類している。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止やシステムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化などに起因する処理実行の過誤や遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取り扱いミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーを引き起こすおそれがある。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者や当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行などの意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、疾病の世界的流行および地震などの自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安などその他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となり得る。このような混乱は、当行の事業および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

当行が直面するオペレーショナル・リスクには、ネットワークや情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスやマルウェアの導入、あるいはその他の形態のサイバー攻撃またはインターネット犯罪による、当行のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクがある。かかる侵害は、当行の顧客データの機密性やシステムの信頼性を脅かす可能性がある。当行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護するために多大な資源を投入している。また進化するサイバー攻撃のリスクに取り組むため、当行は現在、保護対策の修正や強化および情報セキュリティの脆弱性の調査や是正に向け

て、追加的に多大な資源を投入している。しかしながら、かかる措置があらゆる脅威に対して有効であるとは限らず、残存リスクが依然として存在する。当行のグローバルなネットワークや当行が処理する取引量に鑑みると、その発見または是正前に一定の過誤や行為が繰り返され事態を悪化させる可能性がある。

当行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得や会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。近年のサイバー攻撃の頻度の増加や複雑化により、世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大しており、当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の業務がその技術環境に依拠しており、今後益々依拠していくといった要因により、その重要性が高まっている。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大なデータの損失を被ったことはないが、新しい技術の使用やインターネットへの依存の高まり、ならびにこうした攻撃の多様性や精緻化を考慮すると、当行はそのすべての攻撃を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。攻撃が成功した場合、顧客または自己情報の漏洩もしくは悪用、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、追加コスト（調査およびサービス再開に関する費用など）の負担、レピュテーションの毀損、顧客不満および潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーなどの結果、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の決済業務の規模が大きいために、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。

当行は、大きな規模で決済業務を行っており、また保有する情報技術（IT）ランドスケープも一層複雑化しかつ相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼動しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行は、随時、事業結合を検討している。当行は、買収を計画する会社を調査するが、通常、かかる調査をあらゆる点で完全なものにすることは不可能である。このため、当行は、予想していなかった損失を被り、または買収が予期したとおりに機能しない可能性がある。重要な事業結合を発表しまたは完了した場合で、当該取引が高額すぎるまたは当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価は著しく下落する可能性がある。また、当行の事業との結合をはかった企業との統合に困難を生じる可能性がある。発表した事業結合を完了できなかった場合、または買収した事業の当行への統合に成功しなかった場合、当行の収益性は重大な悪影響を受ける可能性がある。このことは、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の見解に悪影響を及ぼす可能性もあり、その結果当行の株価が下落する可能性がある。またこれにより、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

ポストバンクの買収の効果は、当行の想定と著しく異なる可能性がある。

ドイツ・ポストバンクAG（その子会社と併せて「ポストバンク」という。）は、当行による公開買付けの後、2010年12月に当行がその持分の過半数を保有する当行の連結子会社となった。2012年6月、ドイツ・ポストバンクAGと当行の完全子会社の一つは、経営支配および損益移転契約を締結し、同契約は2012年9月に完全に有効となった。その結果、当行は、ポストバンクの経営に対する全般的な支配権を有することになった。かかる買収の当行への効果は、当行の想定と著しく異なる可能性がある。この取得により当行が実現を期待するシナジー効果やその他の利益の想定や当行が負担する費用は、著しい不確実性を伴う主観的な前提や判断を含んでいる。さらに、ポストバンクの証券ポートフォリオには、今後さらに価値が著しく下落する可能性のある商品が含まれている。

さらに、ポストバンクの事業の統合にあたっては予測不能な困難が生じる可能性があり、これにはITシステムおよび人員の統合による潜在的な困難、異なる社内基準および業務手続、統合プロセスに関連する経営資源のコミットメントならびに主要な人材の流出の可能性などが含まれる。統合の利益、シナジー効果、費用および期間は、上記のいずれかの要因ならびにその一部または全体につき当行またはポストバンクがコントロールできないさまざまな要因（市場の低迷を含む。）により、悪影響を受ける可能性がある。ポストバンクの事業を適時かつ効率的に統合できなかった場合、当行の純資産、財務状態および業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、非中核資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行は、当行の非中核事業部門の資産を含む、特定の非中核資産の売却を追求する可能性がある。かかる売却は、リスク・ウェイト・アセットを減らして自己資本比率を上げることにより、新たな自己資本規制が要請する水準またはこれを超える水準を達成しようとする当行の戦略の一環として行われる場合がある。この戦略は、当行の競合他社の多くもその自己資本比率を上げるため同様に資産を売却しようとしているため、現在の市場環境においては困難となる可能性がある。当行は既に非中核資産の大部分を売却しており、当行が残りの非中核資産を期待どおり迅速にかつ許容可能な価格で売却するのは、とりわけ困難である可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、非中核資産を有利な価格で売却することあるいは売却自体が不可能となる可能性がある。欧州債務危機に対して発表された施策が市場の不安を鎮めるのに不十分であった場合や、欧州債務危機が再燃した場合には、当行は、多大な資産の処分を要することなく当行の事業を遂行できる形で資金調達することが困難になるおそれがある。

また、当行は、個々の事業体に相当額の投資を行っており、マヘル・ターミナルズの持分など、当行の中核事業に該当しないその他の資産も保有している。これらの資産や事業体における損失およびリスクにより、一般的な市況が良好であっても、当行はその持分を売却することが困難となり、当行の持分の価格を著しく下落させ、当行の財務諸表または収益に潜在的に影響を与える可能性がある。当行の大規模かつ非流動的な持分保有は、かかるエクスポージャーの規模を考慮すると特に弱みとなる可能性がある。投資の減損が行われるような場合には、当行の事業に更なる悪影響を与える可能性がある。

当行の本国ドイツの市場および国際市場における激しい競争は、当行の収益および収益性に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、当行に収益をもたらす魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、当行における価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

近年、金融機関では、大規模な合併および集中が行われ、世界規模の金融危機時には前例のない規模の統合が行われた。かかる傾向は、当行の競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバル化を加速した。その結果、当行は、より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。また、世界規模の金融危機に対する政府の措置により、当行が競争上不利な立場におかれる場合もある。

米国国務省によりテロ支援国家として指定された諸国内の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資者が、当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、包括的制裁の対象となっている一部の諸国または地域（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行ってきたり、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国法域内で行為するその他の者が制裁対象国または制裁対象者と取引を行うことを一般的に禁止している。そのため、米国の規制は、状況によっては、米国外の地域における活動や非米国人による活動にも適用される場合がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けており、また当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けることになる可能性がある。当行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域内で活動する者がその管理もしくは実務に関与することを回避し、また国際連合、欧州連合およびドイツによる通商禁止措置の遵守を確実にするべく策定された方針および手続きに服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を確保するために、上記の方針および手続きを拡充した。しかしながら、もし当行の方針には効果がないと証明された場合には、当行は、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置を課せられる可能性がある。2007年までに、当行取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の諸国内の取引相手方と当行が新

規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了することを決定した。当行取締役会はまた、キューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行が行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために2007年より前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティへの貸し手および／またはエージェントとしての参加である。大部分の上記ファシリティの期間は10年以上であり、当行は契約上の義務を履行する責務を法的に負っている。イランの借り手に対する融資残高は2014年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回り、またイランの取引相手方との全取引業務による収益は2014年12月31日に終了した年度の当行の総収益の0.01%を下回り、当行は、イランの取引相手方との取引業務が当行の事業全体に対して重要な部分を占めるものではないと考えている。

近年、米国は、2010年イラン包括制裁法、2012年度国防授權法、2012年イラン脅威削減およびシリア人権法、2012年イラン自由および拡散防止法ならびに多数の行政命令の制定など、特にイランの金融、エネルギー、海運または軍事部門における活動や特定のイランの取引相手方を支援することとなる業務を提供する会社に対する制裁の可能性を規定する方法により、かかる取引が米国法域内で発生するか否かにかかわらず、外国企業がイランと取引することを阻止するための措置を講じている。こうした間接的なまたは「二次的な」米国経済制裁の対象には、イランの広範な主体、個人および金融機関との重要な取引を促進しまたはこれに重要な金融サービスを提供する、外国の金融機関が含まれる。当行は、かかる法律による制裁の対象となる活動には従事していないものと確信しているが、米国当局はかかる法律の適用について相当な裁量を有しており、当行に対する制裁の賦課が重大なものとなる可能性もある。また米国およびその他の法域により賦課される直接的および二次的制裁は、今後拡大される可能性もある。制裁の拡大に関する提案は、米国議会等で継続的に議論されている。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

当行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の信用状および仕組み輸出金融取引ならびに信用状により発生する請求で構成されており、その残高は2014年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる取引は、機械や電気設備などの商品や医療用品の取引に資金を融通している。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特にイランと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、またはかかる主体への出資の撤退を求める法律、規制もしくは方針の採用に向けた施策を主導していることを、当行は報道等を通じて認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資者として獲得、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業もしくは当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．D B フィナンツ - ホールディングGmbH
- B．ドイチェ・バンク・プリバート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト
- C．サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
- D．D B キャピタル・マーケッツ (ドイチェランド) GmbH
- E．ノーリスバンクGmbH
- F．D W S ホールディング&サービスGmbH
- G．サル・オッペンハイム・オルタナティブ・インベストメンツGmbH
- H．ノルトヴェストドイチャー・ヴォーミングスパウトレーガー・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクター・ハフトウ
ンク
- I．ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH
- J．R R E E F マネジメントGmbH

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態及び経営成績の分析

第6「経理の状況」、1「財務書類」、(1)連結財務書類 取締役会報告書参照

キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書においては、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデル(マネジメント・アプローチ)に依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期債務の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に規制上の資本要件を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であると見なされている。

2014年度および2013年度

以下の表は、2014年度のドイツ銀行の連結キャッシュ・フロー計算書（監査済）からの抜粋である。

単位：百万ユーロ（億円）	2013年	2014年
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,184 (9,742)	-630 (-854)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-3,015 (-4,089)	-12,824 (-17,391)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-544 (-738)	8,477 (11,496)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-907 (-1,230)	897 (1,216)
現金および現金同等物、期首残高	53,321 (72,309)	56,041 (75,997)
現金および現金同等物、期末残高	56,041 (75,997)	51,960 (70,463)

当行グループの現金および現金同等物は、2013年12月31日現在の560億ユーロから減少して、2014年12月31日現在では520億ユーロとなった。この減少は、現金および銀行預け金が増加した一方で、要求払銀行預け金が減少したことによるものであった。

当期純利益を16億9,100万ユーロ計上し、非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2014年末にマイナス6億ユーロ（2013年末はプラス72億ユーロ）となり、かかる金額が2014年度の現金および現金同等物の40億ユーロの減少に含まれている。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動に使用された現金および財務活動から供給された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2014年度はマイナス128億ユーロ（2013年度はマイナス30億ユーロ）となった。これは、主に売却可能金融資産によるものであった。投資活動によるマイナスのキャッシュ・フローは、売却可能金融資産の取得によるマイナスのキャッシュ・フローが売却可能金融資産の売却および満期償還によるプラスのキャッシュ・フローにより一部しか相殺されなかったことによるものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2013年末はマイナス5億ユーロであったのに対し、2014年12月31日現在ではプラス85億ユーロとなったが、これは主に増資およびその他資本商品からの手取金によるものであった。財務活動の他の構成要素には、現金配当の支払、信託優先証券の発行、返済および償還ならびに非支配持分の変動が含まれていた。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの増減の結果、現金および現金同等物は減少した。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2014年度における土地・建物および備品・器具への設備投資に約6億6,900万ユーロを費やした。
2014年度に、2億4,100万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2013年12月31日	2014年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	78	78
	(10,578)	(10,578)
備品・器具	870	887
	(117,981)	(120,286)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	2,394	1,203
	(324,650)	(163,139)
備品・器具	2,026	1,706
	(274,746)	(231,351)

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2014年12月31日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
1,379,273,131	1,379,273,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本(2014年12月31日現在)

取締役会は、2019年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額256,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2018年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額579,863.04ユーロを限度として現金払込または現物出資により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、会社の買収、株式保有またはその他の資産取得の目的で現物出資による増資が行われた場合についても新株引受権の付与を排除することができる。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、100,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて256,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- a) 2014年5月22日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
 - b) 上記の権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- a) 2012年5月31日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
- b) 上記の権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および／もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

【発行済株式】

2014年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、3,530,939,215.36ユーロであり、無額面普通株式1,379,273,131株により構成される。株式は全額払込済みであり、記名式である。各株式につき一議決権が付与される。

当行の株式は、ドイツ国内各証券取引所およびニューヨーク証券取引所に上場されている。

2014年末現在、当行が保有する自己株式は260,182株であり、当行の株式資本の0.02%に相当する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(2014年12月31日現在)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2010年 10月	308,640,625	929,499,640	790,120,000.00ユーロ (107,148百万円)	2,379,519,078.40ユーロ (322,686百万円)	1株当たり33ユーロの引受価額による2:1の割合での当行の株主に対する新株の割当による増資
2013年 5月2日	90,000,000	1,019,499,640	230,400,000.00ユーロ (31,244百万円)	2,609,919,078.40ユーロ (353,931百万円)	記名式無額面普通株式の発行による増資(アクセレレーテッド・ブックビルディング・オフリングにより機関投資家に対して発行された)
2014年 6月5日	59,931,506	1,079,431,146	153,424,655.36ユーロ (20,805百万円)	2,763,343,733.76ユーロ (374,737百万円)	カタールのシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が所有・管理する投資会社であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに対する1株当たり29.20ユーロの株式発行による増資
2014年 6月20日	299,841,985	1,379,273,131	767,595,481.60ユーロ (104,093百万円)	3,530,939,215.36ユーロ (478,830百万円)	当行の株主に対する18対5(所有する既存の18株に対して5株)の比率のライツ・オフリング(1株当たり行使価格22.50ユーロ)による増資

(4) 【所有者別状況】

2014年12月31日現在の株主数は、599,320人であった。

	株式資本中所有割合(%) (推定)
個人投資家	20
機関投資家	80
	100

(5) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法第21条(1)に規定する保有株式数3%以上の報告義務に基づいて、当行が認識している大株主は、2014年12月31日時点でパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッド(5.83%)およびブラックロック・インク(ニューヨーク)(6.62%)である。

2【配当政策】

(1) 配当方針

取締役会および監査役会は、配当可能利益920,492,443.50ユーロから、配当支払適格のある1,019,426,512株の無額面株式につき1株当たり0.75ユーロ（合計764,569,884.00ユーロ）の配当金を支払うことを提案した。

2014年5月22日の株主総会は、この提案を採択した。

(2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2010年から2014年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行（非連結）

（単位：ユーロ（円））

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
1株当たり配当金	0.75 (102)	0.75 (102)	0.75 (102)	0.75 (102)	0.75 (102)
1株当たり当期純利益	0.52 (71)	1.53 (207)	0.78 (106)	0.88 (119)	0.92 (125)
1株当たり株主資本および準備金（注1）	35.36 (4,795)	35.65 (4,834)	36.54 (4,955)	36.21 (4,910)	33.10 (4,489)
配当性向（％）	143.0	48.9	95.6	85.6	81.9

（注1）配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ（連結）（注1）

（単位：ユーロ（円））

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
基本的1株当たり利益（注2）	2.93 (397)	4.25 (576)	0.27 (37)	0.64 (87)	1.34 (182)
1株当たり株主持分	52.38 (7,103)	58.11 (7,880)	57.37 (7,780)	50.8 (6,889)	49.32 (6,688)

（注1）各年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。従って、上記の表の各年度の数値もIFRSに基づき表示されている。

（注2）基本的および希薄化後の平均流通株式数は、2014年6月および2010年10月の増資に関連して割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため修正されている。

3【株価の推移】

下記の表は、各期間のドイツ取引所Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価を示したものである。なお、当行株式は東京証券取引所に1989年11月9日に上場され、2006年9月29日に上場が廃止された。

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近５年間の事業年度別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System

（単位：ユーロ（円））

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
最 高	52.70 (7,147)	46.45 (6,299)	37.68 (5,110)	36.94 (5,009)	38.15 (5,174)
最 低	34.27 (4,647)	19.82 (2,688)	21.09 (2,860)	28.05 (3,804)	22.66 (3,073)

（注１）2014年の増資を反映するため、2014年6月5日まで（同日を含む）の株価には遡及的に調整がなされている（調整係数0.9538を乗じている）。

（注２）2010年10月6日の増資を反映するため、同日より前の株価には遡及的に調整がなされている（調整係数0.912477を乗じている）。

（２）【当該事業年度中最近６月間の月別最高・最低株価】

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近６ヶ月の月別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System

（単位：ユーロ（円））

月別	2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
最 高	27.44 (3,721)	26.81 (3,636)	28.30 (3,838)	28.02 (3,800)	26.47 (3,590)	26.90 (3,648)
最 低	25.05 (3,397)	24.17 (3,278)	25.71 (3,487)	22.66 (3,073)	23.50 (3,187)	23.26 (3,154)

4【役員の状況】（提出日現在）

(1) 取締役会構成員および監査役会構成員の略歴

（取締役会）

（提出日現在）

氏 名 (生年月日)	役 職(担当)	略歴 / 初回就任年 / 任期満了年
ユルゲン・フィッチェン (Jürgen Fitschen) (1948年9月1日)	取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 リージョナル・マネジメント(ドイツおよび英国以外の欧州を除く) 担当	1987年入行 2009年取締役就任(注1) 任期満了年: 2017年(注2)
アンシュマン・ジェイン (Anshuman Jain) (1963年1月7日)	取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよびドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント 担当	1995年入行 2009年取締役就任 任期満了年: 2017年(注3)
ステファン・クラウス (Stefan Krause) (1962年11月17日)	グローバル・トランザクション・バンキング、非中核事業部門、ポストバンク、華夏銀行 担当	2008年入行 2008年取締役就任 任期満了年: 2018年
ステファン・ライトナー (Dr. Stephan Leithner) (1966年5月15日)	人事、コンプライアンス、金融犯罪対策、政府・規制対応 担当 欧州CEO(ドイツおよび英国を除く)	2000年入行 2012年取締役就任 任期満了年: 2020年
スチュアート・ルイス (Stuart Lewis) (1965年10月10日)	チーフ・リスク・オフィサー(CRO)	1996年入行 2012年取締役就任 任期満了年: 2020年
レイナー・ネスケ (Rainer Neske) (1964年10月10日)		1990年入行 2009年取締役就任 任期満了年: 2017年(注4)
ヘンリー・リショット (Henry Ritchotte) (1963年10月15日)	チーフ・オペレーティング・オフィサー(COO) チーフ・デジタル・オフィサー(CDO)	1995年入行 2012年取締役就任 任期満了年: 2020年
マルクス・シェンク (Marcus Schenck) (1965年10月31日)	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)	2015年入行 2015年取締役就任 任期満了年: 2018年
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日)	個人顧客および中堅企業、法務、事故管理グループ 担当	1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年: 2017年

(注1) ユルゲン・フィッチェンは、2001年から2002年初頭まで当行の取締役会構成員であった。

(注2) ユルゲン・フィッチェンは、2016年5月19日開催予定のドイツ銀行年次株主総会の終了をもって取締役会構成員を退任予定。

(注3) アンシュマン・ジェインは、2015年6月30日付で取締役会構成員を退任予定。

(注4) レイナー・ネスケは、2015年6月30日付で取締役会構成員を退任予定。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の業務指示書により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、その構成員の過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の業務指示書の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

(監査役会)

氏名 (生年月日)	役職/担当	略歴/初回就任年/任期満了年
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) (1956年 9 月28日)	監査役会会長	初回就任年：2012年 任期満了年：2017年
アルフレッド・ヘーリンク(*) (Alfred Herling) (1952年 5 月11日)	監査役会副会長	ドイツ銀行ヴァーパターナル/ザウアーラント・コンパインド・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル会長、 欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2008年 任期満了年：2018年
フランク・ビジルスケ(*) (Frank Bsirske) (1952年 2 月10日)	-	フェル・デイ (フェラインテ・デーンストライストンクス・ゲヴェルクシャフト) 労働組合会長 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ジョン・クライアン (John Cryan) (1960年12月16日)	-	初回就任年：2013年 任期満了年：2018年 (注 1)
ディナ・ダブロン (Dina Dublon) (1953年 8 月 6 日)	-	初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
キャサリン・ギャレット - コックス (Katherine Garrett-Cox) (1967年11月15日)	-	アライアンス・トラストPLC CEO 初回就任年：2011年 任期満了年：2016年
ティモ・ハイダー(*) (Timo Heider) (1975年 5 月 9 日)	-	独ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンシル会長、 BHWクレジット・ゼルヴィスGmbHジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 BHWバウスパーカッセAG、BHWクレジット・ゼルヴィスGmbH、 ポストバンク・フィナンツベラトункAGおよびBHWホールディングAGスタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ザビーネ・イルガング(*) (Sabine Irrgang) (1962年10月30日)	-	ドイツ銀行ヒューマン・リソース・マネージメント (ヴェルテンベルク) 責任者 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ヘニング・カーゲルマン (Prof. Dr. Henning Kagermann) (1947年 7 月12日)	-	ドイツ科学技術アカデミー会長 初回就任年：2000年 任期満了年：2018年
マルティーナ・クレー(*) (Martina Klee) (1962年 5 月 1 日)	-	ドイツ銀行エシュボルン/フランクフルトC00統括部門スタッフ・カウンシル会長 初回就任年：2008年 任期満了年：2018年
スザンヌ・ラバージュ (Suzanne Labarge) (1946年 9 月19日)	-	初回就任年：2008年 任期満了年：2018年
ペーター・レッシャー (Peter Löscher) (1957年 9 月17日)	-	レノヴァ・マネージメントAG CEO 初回就任年：2012年 任期満了年：2017年
ヘンリエッテ・マルク(*) (Henriette Mark) (1957年 4 月 9 日)	-	ドイツ銀行ミュンヘンおよび南バイエルン・コンパインド・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2003年 任期満了年：2018年

氏名 (生年月日)	役職/担当	略歴/初回就任年/任期満了年
ガブリエル・プラッチャー(*) (Gabriele Platscher) (1957年10月7日)	-	ドイツ銀行ブラウンシュヴァイク/ヒルデスハイム・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長 初回就任年: 2003年 任期満了年: 2018年
ベルント・ローゼ(*) (Bernd Rose) (1967年5月27日)	-	ポストバンク・フィリアルフェアトリープAGおよびポストバンク・フィリアルGmbH合同ジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 独ポストバンク・ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2013年 任期満了年: 2018年
ルドルフ・ストックム(*) (Rudolf Stockem) (1956年8月27日)	-	フェル・デイ(フェラインテ・デーーンストライストUNKス・ゲヴェルクシャフト)労働組合書記、 フリーランスの組織およびコミュニケーション・アドバイザー 初回就任年: 2012年 任期満了年: 2018年
ステファン・ツカルスキー(*) (Stephan Szukalski) (1967年1月27日)	-	銀行従業員協会(ドイツ)(ドイチャー・バンクアングシュテルテン-フェアバンド: DBV)連合会長、 ベトリープス-センター・フュア・バンケンAG(フランクフルト)会長 初回就任年: 2013年 任期満了年: 2018年
ヨハネス・テイセン (Dr. Johannes Teyssen) (1959年10月9日)	-	E.ON SE取締役会会長 初回就任年: 2008年 任期満了年: 2018年
ゲオルグ・F・トーマ(*) (Georg F. Thoma) (1944年11月27日)	-	シャーマン アンド スターリングLLP オブ・カ운セル 初回就任年: 2013年 任期満了年: 2018年
クラウス・リュディガー・トルツツシュラー (Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler) (1948年12月11日)	-	初回就任年: 2012年 任期満了年: 2017年

(*) ドイツの従業員により選任された。

(注1) ジョン・クライアンは、2015年6月30日付で監査役会構成員を退任し、同年7月1日付で取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長に就任予定。

(2) 役員の報酬

取締役の報酬

2014年度において、取締役は、ドイツ会計基準No.17の要件に従い、取締役としての役務につき総額31,709,671ユーロ（2013年度は36,890,500ユーロ）の報酬を受領した。そのうち19,600,000ユーロは基本給（2013年度は10,350,000ユーロ）、1,787,005ユーロはその他手当（2013年度は1,593,250ユーロ）、10,322,666ユーロは長期インセンティブ型業績連動報酬（2013年度は23,897,250ユーロ）、非長期インセンティブ型業績連動報酬は0ユーロ（2013年度は1,050,000ユーロ）であった。

監査役の報酬

監査役の報酬原則は、当行の定款に定められる。報酬規定に関する直近の修正は、2014年5月22日に開催された当行の年次株主総会の決議において、2014年7月17日を発効日として行われた。監査役は、固定年次報酬を受領する。年次の基本報酬は、各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、上記金額の2倍、監査役会副会長は、上記金額の1.5倍を受領する。監査役会の各委員会構成員及び委員会会長には、追加の固定年次報酬が支払われる。決定された報酬の75%は、翌年2月に、請求書を提出した各監査役に支払われる。残りの25%は、定款の規定に従い、当行により、当該支払時に当行株式に転換されたものとみなされる。定款の規定に従い、当該株式の数に相当する株式の価額が、各監査役に対してその退任または任期満了の年の翌年2月に支払われる。ただし、かかる支払いは、当該監査役が、解任に相当する重大な事由により監査役会を退いたものでないことを条件とする。期中に監査役の変更が生じた場合、当該年度の報酬は、退任月の在任日数により月単位に切り上げ又は切り捨てた上、按分比例にて支払われる。退任した年度に関しては、全ての報酬が現金で支払われるが、当該年度の報酬の25%に対して失効に係る規制が適用される。2014年度、監査役は、総額4,588,710ユーロ（2013年度は3,862,500ユーロ）の報酬を受領した。定款の規定に従い、このうち3,466,532ユーロが2015年2月に（前年度は3,053,119ユーロが2014年2月に）支払われた。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行では、国際的に高い基準に従った効果的なコーポレート・ガバナンス（企業統治）の実践を重視している。当行は2014年に、「ハウス・オブ・ガバナンス」の施策および「3つの防衛線」プログラムを策定し、責任ある経営と効率的な管理体制への強いコミットメントを再確認した。

コーポレート・ガバナンス：責任ある経営

当行のコーポレート・ガバナンスは、適正な情報と効率的な組織に基づいた実効のある意思決定、取締役会と監査役会の効果的な協力関係、株主およびその他のステークホルダーとの良好な関係、持続性と長期的視点を重視した業績に基づく報酬制度、透明性の高い適時報告の5つの重要な要素により構成されている。当行の株主および経営組織の概要については、下記枠内に記載している。

ドイツ銀行のコーポレート・ガバナンスの法的枠組みは、主としてドイツ株式会社法、ドイツ銀行法およびドイツ・コーポレート・ガバナンス規則によって形成されている。当行は、ニューヨーク証券取引所（NYSE）にも上場していることから、米国の関連証券法や証券取引委員会（SEC）の規制、ニューヨーク証券取引所の規則にも従っている。

報酬

当行は、2014年に取締役会の報酬体系の調整を行った。同年、所要自己資本指令第4次改正（CRD4）によってEU法が改定され、一定の銀行従業員の変動報酬に対する固定報酬の割合が1:1に制限された。2014年5月、当行の年次株主総会は、取締役会メンバーについてこの割合を1:2とする法的可能性に同意し、当行は報酬の総額を増やすことなくこのルールを実施に移した。2013年以降、当行の報酬体系は、従業員が「何を」達成したかだけでなく、「どのように」目標を達成したかも重視している。原則として、変動報酬は引き続き支払いを一定期間繰り延べられ、さらに一定の失効条件が付されている。取締役会メンバーの変動報酬総額の50%以上は株式による支払いであるため、当行の長期的な業績に連動している。

監査役会メンバーの報酬体系は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の要件に従っている。監査役会メンバーには、基本報酬に加えて、各委員会の委員としての職責および任務に応じた追加的な年間固定報酬が支給される。報酬に関するより詳細な情報については、報酬報告書（第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書中に記載）で公表されている。

報告

当行は、株主ならびに一般の人々に対して、連結財務報告書を含む年次報告書（Form 20-F）やファイナンシャル・レポートおよび四半期報告書を通じて、定期的に最新の情報を提供している。当行グループの報告は、国際財務報告基準（IFRS）に従っている。よって、報告内容は透明性が高く、国際的にビジネスを展開する同業他社との比較も容易となっている。

取締役会および監査役会は、2014年10月29日、ドイツ株式会社法第161条に基づく年次の適合宣言を公表した。当該宣言は、ドイツ銀行AGが2013年5月13日付けおよび2014年6月24日付けのドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告に従っている旨を述べているが、以下の二点の例外がある。一点目の例外は、監査役会の指名委員会の構成に関する同規則第5.3.3条に関するものである。二点目の例外は、特定の変動報酬の上限に関する同規則第4.2.3(2)条第6文に関するものである。当行は、2014年1月1日に遡って、同規則第4.2.3(3)条に定める要件を遵守しているとの見解である。したがって、監査役会は、年金制度に関して達成すべき年金水準を設定し、これにより生じる年間費用や長期的費用を考慮する予定である。2014年コーポレート・ガバナンス・ステートメントやドイツ銀行AGのコーポレート・ガバナンス関連のその他書類は、インターネット（www.db.com/corporate-governance）から入手できる。

当行では、新規発生事項や法律上の要請、国内および国際基準に照らして、コーポレート・ガバナンスの体制を継続的に見直し、それらに従って適切な修正を行っている。

明確な責任の割当て

取締役会は、新たな法律上の要請、当行の価値および信念ならびに認められた最善の慣行に沿って、上級管理職のコーポレート・ガバナンスのルールおよびメカニズムを強化するために、2013年第3四半期に「ハウス・オブ・ガバナンス」を策定した。本施策は、当行のガバナンスの仕組みを拡充し、その調和をはかるものである。これにより、内部の組織および責

任の透明性が高まる。ハウス・オブ・ガバナンスの施策は、当行のチーフ・ガバナンス・オフィサーの主導のもと、取締役会およびこれに次ぐ二つの階層レベル（すなわち当行の上級管理職）に焦点を当てたものである。

本施策には、三つの目的がある。一つ目は、法律上の要請に従って、取締役会の職務およびその適切な委任について明らかにすることである。二つ目は、当行の委員会の組織構造の調和と効率化をはかることである。三つ目の目的は、長期的な管理の透明性の向上および管理システムの改善のため、当行の経営や意思決定の構造の文書化を図ることである。

取締役会のドイツ、英国、米国、香港およびシンガポールにおける規制上および法律上の義務は、文書化され分類されている。取締役会に次ぐ二つの階層レベルに対する委任についても明確な基準が定められ、また報告系統上の責任も決定され文書化されている。

すべての委員会の組織構造における調和は、現在では統一的なガバナンス基準に基づいている。組織構造は、権限付与の根拠、構成、メンバーシップ、任務および責任などの基準や意思決定プロセスおよびエスカレーション・プロセスに従って見直され、調整されてきた。職務、報告系統上の責任および委員としての職責は、上級管理職の職位明細書に定められる。当行は、ハウス・オブ・ガバナンスの施策により、英国等において規定された新たな規制要件に対して十分な体制を整えている。

「3つの防衛線」による管理の厳格化

3つの防衛線プログラムは、当行の戦略的重点項目の不可欠な一部を成している。本プログラムは、2013年第4四半期に、規制基準の厳格化を受けて取締役会により立ち上げられた。本プログラムは、過去の管理上の不首尾から学んだ教訓を基に策定されており、当行の非財務リスクの管理能力やすべてのコーポレート部門および管理部門にわたるコンプライアンス文化の強化を目標としている。さらに、本プログラムは、当行全体で現在取り組んでいる管理の厳格化の施策における一貫性を確保するものである。

当行は、3つの防衛線を次のように定義している。第一の防衛線は、すべてのコーポレート部門およびいくつかのインフラ（管理）部門で構成される。第一の防衛線ユニットは、その事業プロセスにおけるすべてのリスクおよび管理について最終的な責任を負う。第二の防衛線は、リスク、コンプライアンス、法務、人事、ファイナンスおよび税務などのすべての経営管理部門を包含し、ドイツ銀行の方針の枠組みや独立したリスク評価の立案について責任を負う。第二の防衛線ユニットは、第一の防衛線から独立している。第三の防衛線は、リスク管理、内部統制およびガバナンスのプロセスの有効性に対し、独立性と客観性のある保証を提供する責任を負うグループ内部監査である。

2014年、当行は非財務リスクや管理組織、経営サポートのプロセスの体系的な見直しを行った。これにより、以下のような変更が行われた。

- 管理体制の運用について各部門の責任を強化するため、第一の防衛線のそれぞれに専門的管理ユニットを設置した。
- 第二の防衛線の各部門のリスクおよび管理責任が、共通のリスクおよび管理の枠組み内に再編された。また、当行の管理の枠組みを一層強化するため、一定の選定されたリスクに関して新たな施策が開始された。
- 共通の基準の使用を確保するため、3つの防衛線すべてによって共有される統合された枠組み設定に向けて、リスクおよび管理評価の取組みが強化された。

2015年は、管理組織のさらなる拡充、厳格化されたリスクおよび管理評価の枠組みの適用開始ならびに特定分野の管理の厳格化に関する3つの防衛線すべてにわたる取組みの継続に注力する。これには、各地域における強化された3つの防衛線モデルの始動も含まれる。より詳細な情報については、2014年CRレポート（英文）の19ページに記載されている。

コーポレートガバナンス

ドイツ銀行内部のコーポレート・ガバナンスのシステムは、持続的な価値の創造に重点を置きつつ、当行の責任ある経営と管理体制の基礎を提供している。

株主

株主は当行の重要なステークホルダーである。当行は、株主との関係をさらに強化して、年次株主総会における株主の積極的参加を進めたいと考えている。株主は、基本定款の変更や利益配分の決定、新規株式の発行、重要な組織変更など、当行にとって最も重要な意思決定に関わっている。当行株式は1種類であり、1株につき1議決権が付与されている。

取締役会

取締役会は当行の経営、当行グループの適切な組織の維持向上および管理の実施に責任を負っている。取締役会メンバーは、一般の人々に対して当行を代表する存在である。取締役会は、関連法令を遵守する義務を負う。

2012年6月1日以降、ユルゲン・フィッチェンおよびアンシュマン・ジェインが取締役会共同会長を務めている。共同会長は、取締役会を代表し、取締役会の議長を務め、可否同数の場合には決定票を有し、また取締役会の活動を共同で統括する。

共同会長は、取締役会の全メンバーおよび選定された上級管理職で構成されるグループ経営執行委員会（GEC）を主導する。GECは、取締役会のため、助言および連携の役割を遂行し、また意思決定のための準備を担っている。

取締役会は、経営機能の中核を担うものとする。こうした経営機能には、戦略的経営、当行および当行グループの適切な組織の組成、重要な事業上の決定ならびに上級管理職の任命が含まれる。

監査役会

監査役会は当行の経営について取締役会を監督し、これに助言する。当行に影響を与える重要決定には、監査役会の承認が必要である。監査役会は、取締役会メンバーを任命し、その継承についての構想を策定する。監査役会は、取締役会の情報提供および報告義務につき、法律で求められるものを超える、より広範な義務を規定することができる。監査役会は、定期的に自らの職務の効率性を評価する。2014年には、監査役会の下に、会長統括委員会、監査委員会、リスク委員会、指名委員会、報酬管理委員会、仲裁委員会、インテグリティ（健全性）委員会の7つの委員会が設置されていた。

監査役会は、職務を遂行するため、バランスのとれた陣容であることと、そのメンバーが全体として必要な知識や能力、専門性を備えていることを確保するよう配慮する。当行はグローバルにビジネスを展開していることから、監査役会メンバーには、適切な数の長年にわたる海外経験者を置いている。さらに、監査役会は、当行における多様性を促進し、とりわけ取締役会メンバーの任命や監査役会メンバーの選任提案にあたって、これを考慮している。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万ユーロ (百万円))

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	23 (3,119)	3 (407)	21 (2,848)	2 (271)
連結子会社	48 (6,509)	6 (814)	47 (6,374)	9 (1,220)
計	71 (9,628)	8 (1,085)	68 (9,221)	10 (1,356)

【その他重要な報酬の内容】

当行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (KPMG AG経済監査会社) と同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っている。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにこれに関連するコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、ならびに税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援などの業務が含まれる。

【監査報酬の決定方針】

当行の主要な会計士への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかもしくは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2015年5月29日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝135.61円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるカーバーエムゲー・アーゲー（KPMG AG）経済監査会社（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

(1) 連結財務諸表

取締役会報告書

経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および連結財務諸表に対する関連の注記と併せて読むべきものである。当行の経営および財務の概況には、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる当該情報には、本経営および財務の概況を通して、余白に角括弧(訳者注:本書では『 』で表示されている。)で印が付けられている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

概要

世界経済

当行は、世界経済は依然として比較的低調であり、2014年度の成長率は年率平均3.4%で前年度と変わらないとみている。前年度比3.6%の成長率となった2014年度第1四半期に成長は頭打ちし、2014年度の残りの期間は3.3%へと減速した。

年率平均の成長率は、先進国は2014年度に加速したが、新興市場国は減速した。先進国の経済成長率は、2013年度の1.2%から2014年度に1.7%へ加速したとみられている。特にユーロ圏において家計債務の削減が引き続き成長を抑制している。主要な中央銀行は、引き続き極めて拡張的な金融政策を維持しており、世界経済を支えた。主要金利は2014年度も依然として歴史的低水準にあり、大規模な量的緩和がさらに景気を刺激した。

2013年度の中ごろに回復し始めたユーロ圏の景気は、2014年度も緩やか回復基調が続いている。2013年度に年率平均で0.4%縮小したGDPは、主に個人消費に支えられ、2014年度は0.9%拡大した。ドイツの経済成長率は2013年度の0.1%から2014年度の1.6%に加速した。経済は夏季に停滞した後、第4四半期に急激に加速した。ドイツ経済は、記録的な雇用水準と順調な実質所得の増加を背景とする堅調な個人消費に支えられている。低インフレ、インフレ期待の後退および信用供与を制限する脆弱な金融システムが引き起こす悪循環に関する懸念に対応するため、ヨーロッパ中央銀行(ECB)は2014年度にさらに拡張的な政策を打ち出すことを決定した。ECBは、当年度全体にわたって、主要金利を0.05%まで引き下げ、貸出条件付き長期資金供給オペ(TLTRO)を通して銀行に流動性を供給し、年度末にかけては、担保付債券と資産担保証券の買い入れプログラムを開始した。

米国の経済成長は、天候要因による影響で2014年度第1四半期に落ち込んだものの、2013年度の2.2%から2014年度は2.4%へ加速した。この加速は、進行中の不動産市場の回復と株式市場における急激な株価の上昇による正の資産効果とともに雇用統計の継続的改善およびシェールガスブームによるものであった。連邦準備制度理事会の拡張的な金融政策も経済成長を刺激した。良好な経済トレンドを受けて、連邦準備制度理事会は2014年度に資産購入の規模を徐々に縮小していき、10月に資産購入プログラムを終了した。

日本では、経済成長が2013年度の1.6%から2014年度は鈍化し停滞した。これは、主に2014年4月の5%から8%への消費税増税によるものであった。日本経済は引き続き「アベノミクス」第1の矢、第2の矢である非常に拡張的な国家財政・金融政策に支えられた。しかしながら、アベノミクス第3の矢である包括的な構造改革の大部分については、遅々として進んでいない。

新興市場国の経済活動は2013年度の5.0%から2014年度は約4.6%成長に減速した。これは、比較的弱い外需が一部の要因であったが、労働力の供給および資本ストックの伸び悩みなどの供給面の制約による要因もあった。新興市場国全体で低成長となり、特にラテン・アメリカにおいて激しく落ち込んだ。

アジア(日本を除く)の経済成長は、2013年度の6.6%よりわずかに減少し2014年度は6.5%になったとみている。2013年度に7.7%成長であった中国経済は、主に不動産市場の低迷により2014年度は7.4%成長にとどまった。インド経済は、モディ首相率いる新政権の投資家重視の改革により約7.2%成長し、2013年度の6.9%を上回った。

東欧、中東およびアフリカの新興市場の経済は、2013年度の2.6%成長から2014年度は約2.2%へ減速した。ロシアの成長は、コモディティ価格の下落傾向とウクライナ危機に対する制裁措置によって、2013年度の1.3%から2014年度の0.6%へ減速した。

ラテン・アメリカの経済活動は、2013年度の2.5%成長から落ち込み、2014年度は0.8%にとどまったとみている。ブラジルでは、大統領選挙に伴う政情不安、介入主義的経済政策、高いインフレ率及びコモディティ価格の低迷が重しとなっている。その結果、ブラジル経済は2013年度の2.5%成長に続き2014年度も低迷したとみている。

銀行業界

銀行業界全体としては、2014年度は緩やかな進展に特徴付けられる年であったが、ヨーロッパと米国の対照的な状況は続いた。

ヨーロッパでは、企業への貸出が徐々に減少する中、家計への貸出が再び年間を通じて徐々に増加した。しかしながら、全体としては、民間部門に対する貸出はやや減少した。預金業務は、低金利環境および政策金利の追加利下げの深刻な影響の本格化を考えると極めて堅調である。企業の預金は一貫して高い伸びを示し、個人の預金も堅調に増加した。ドイツでは、企業および家計への貸出が共に年間を通じてわずかに増加し、再びユーロ圏全体の増加を上回った。2014年度のヨーロッパの銀行は、過去数年間極めて低調であった負債による資金調達市場での動きを大幅に活発化したが、調達額は依然として過去10年の平均を下回っている。ECBの対象を絞った長期流動性供給オペ(TLTRO)に対する需要も限定的だった。ユーロ圏の銀行の資産合計は年間を通じて2.5%の増加で、小幅ながら2011年度以来の増加となった。

米国では、2014年度の企業と個人への貸出がより顕著に対照的であった。個人への貸出が伸び悩んだのに対して、企業への貸出は二桁の増加となった。しかし、モーゲージ貸出金がわずかに減少する中で、消費者貸出金は堅調に増加した。モーゲージ担保証券の発行は前年比で大幅に縮小した。これは、近年の米国における不動産価格の上昇の大部分が貸出の増加によるものではないということを示唆している。銀行の預金高は2014年度に再び大幅に増加したが、年度末にその増加ペースは急激に鈍化した。

2014年度の世界の投資銀行の業績は比較的堅調であった。これは、主に株式の発行業務が大幅に増加し、債券の発行業務がわずかながら増加したことによるものである。M&A活動は急増した。結果的に、株式引受額およびM&A取引額が共に2007年度のブーム以来の最高水準を記録した。2014年度において、債券トレーディングが減少した一方で、株式トレーディングは増加した。コーポレート・ファイナンスの収益は、わずかに減少したシンジケート・ローン業務を除き、すべての業務で増加した。地域別では、アジアおよびヨーロッパの収益が、当初は芳しくなかったものの、2014年度全体では顕著な伸びを示した。

世界の資産運用業務は、引き続きすべての主要な地域で富裕層の財産が増加していることによる恩恵を受けた。これは、主に株式・債券市場の上昇によるものであった。10年物ドイツ国債の利回りはこの一年で、2%弱から0.5%へと大幅に低下し史上最低を何度か更新した。一方、北米およびヨーロッパの主要株価指数は史上最高値をつけた。コモディティ価格（とりわけ、原油価格の下落）および為替レートが非常に大きく変動したことに伴い、特に当年度下半期に市場のボラティリティが上昇したことが本業務にプラスの影響を与える可能性が高い。

銀行規制・金融監督の改革に関して2014年度にヨーロッパで注目されたのは、銀行同盟の設立準備であった。これは、ECBが統率する単一監督メカニズムの開始と共に当年度末に着手された。この着手に先立ち、ヨーロッパの大手銀行に対して包括的なバランスシート査定およびストレステストが実施された。これにより、銀行に関する情報の透明性および国際間の比較可能性が強化された。さらに、EUは、破綻銀行の再建および破綻処理に関する新しい規制を導入した。この中では、債権者による救済の原則が重要な役割を果たすことになる。米国では所要自己資本の引き上げが再び議題にあがっており、これをきっかけに総損失吸収能力（TLAC）に関するグローバルな議論が過熱した。米国とヨーロッパの銀行は、依然として数々の訴訟および執行問題に苦しんでおり、中には解決に多額の費用を要するものもある。

全体として、米国の銀行は再び収益性が非常に高くなり、業務が安定的なトレンドにあることおよび貸倒引当金が再度わずかに減少したことから史上最高レベルに匹敵する純利益を計上した。対照的に、ヨーロッパの銀行ではコスト・オブ・リスクが減少しているにもかかわらず、収益が低迷し費用が増加していることから、収益性は依然として不十分であった。

ドイツ銀行の業績

2014年度において、当行は将来の成長およびさらなる資本基盤の強化に向け、投資を続けてきた。厳しい市場環境にもかかわらず安定した業績を維持している。OpExプログラムによる費用削減を進めた一方で、規制に関連して必要な支出により費用はマイナスの影響を受けた。当行は、2015年度はさらなる挑戦および規律ある実行の年になると予想している。しかし、当行は引き続き2015年度の目標およびドイツ銀行の戦略ビジョンの達成に努めていく意向である。

当期間における当グループの財務ハイライトおよび主要業績指標は以下のように要約できる。

- 2014年度のグループ純収益は2013年度から34百万ユーロ増の319億ユーロであった。
- 税引前利益は2013年度から17億ユーロ増の31億ユーロであった。
- 純利益は2013年度から10億ユーロ増加し、2014年度は17億ユーロであった。
- 費用収益比率（報告値）は2013年度の89.0%から86.7%に低下した。費用収益比率（調整後）は2013年度の72.5%から74.4%に上昇した。
- CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は、2014年度末に11.7%であった。
- 税引後平均アクティブ資本利益率（報告値）は2013年度の1.2%から2.7%に上昇した。税引後平均アクティブ資本利益率（調整後）は2013年度の7.7%から7.1%に低下した。
- CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率は2014年度末に3.5%であった。
- CRR/CRD 4の完全適用によるリスク・ウェイトed・アセットは2014年12月31日現在3,940億ユーロであった。

当グループの重要業績評価指標は以下の通りである。

当グループの重要業績評価指標	2014年度末の状況	2013年度末の状況
税引後平均アクティブ資本利益率（報告値） ¹	2.7%	1.2%
税引後平均アクティブ資本利益率（調整後） ²	7.1%	7.7%
費用収益比率（報告値） ³	86.7%	89.0%
費用収益比率（調整後） ⁴	74.4%	72.5%
費用削減 ⁵	33億ユーロ	21億ユーロ
削減を達成するための費用 ⁶	29億ユーロ	18億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁷	11.7%	9.7%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁸	3.5%	2.4% ⁹

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。
- 2 訴訟、達成費用、のれんおよび無形資産の減損、その他の退職金、およびCRR/CRD 4による信用評価調整（CVA）/債務評価調整（DVA）/資金調達評価調整（FVA）に関する調整後のドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。計算には、調整された税率34%が2014年に、36%が2013年に対して用いられている。
- 3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。
- 4 訴訟、達成費用、のれんおよび無形資産の減損、保険業務に係る費用、その他の退職金、およびその他の部門特有の一次的費用に関する調整後の利息以外の費用を、収益の報告値で除したものである。
- 5 OpExプログラムの実施により達成された費用削減である。
- 6 削減を達成する（CtA）ための費用とは、OpExプログラムにおいて削減実現のために直接要した費用のことである。
- 7 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。
- 8 この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。
- 9 CRR/CRD 4に基づくレバレッジ・エクスポージャーの計算に関する直近の改訂は考慮されていない。

税引前利益は前年比で大幅に増加し31億ユーロであった。これは、中核業務の堅調な業績、信用リスク引当金繰入額の減少、およびいくつかの案件の判決が2014年度以降に延期されたことにより2013年度と比較して訴訟費用が減少したことによるものであった。

2014年度の純収益は、2013年度から34百万ユーロ増の319億ユーロであった。厳しい市場環境にもかかわらず、Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動を受けてドイチェAWMの収益がわずかに減少した一方で、CB&S、GTBおよびPBCの2014年度の純収益が増加した。NCOUの収益は、前年度比で減少した。これは、主にリスク圧縮活動を受けてポートフォリオが減少したことによる影響であった。

2014年度の利息以外の費用は2013年度から2%減の277億ユーロであった。これは、主に訴訟費用の減少の恩恵を受けたものであった。それに加えて、保険業務に係る費用が減少し、OpExプログラムによる費用削減が実現し、再構築費用が減少した。しかし、給与手当は2013年度と比較して増加した。これは、主に給与に関する規制要件を遵守したことによるものであった。

OpExプログラムの2014年度の年間費用削減33億ユーロは、2014年度の目標であった29億ユーロを上回って達成された。累積達成費用は29億ユーロであった（このうち12億ユーロは2014年度、13億ユーロは2013年度および5億ユーロは2012年度に達成された。）。しかしながら、現状の事業環境および規制上の追加的な費用負担が、調整後費用収益比率および調整後税引後平均アクティブ資本利益率に悪影響を与えた。

当行の資本ポジションは、完全適用による普通株式等Tier 1比率が11.7%と当行の戦略2015プラスの目標を超え、より強固になった。また、2014年12月31日現在のCRR/CRD 4によるレバレッジ・エクスポージャー14,450億ユーロに基づき、2014年度末現在のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率は3.5%であった。

ドイツ銀行は、2014年度にヨーロッパ中央銀行(ECB)により実施された包括的評価の要件を満たした。この評価は資産の質の調査（AQR）およびストレス・テストから構成され、異なるストレス・シナリオに基づく当行の適正自己資本をモデル化したものである。今回の評価により、当行の資本基盤が、厳しい市場のストレス下においても規制上の要件を上回るレベルであることが再確認され、また、当行の資産基盤の質の高さが明確に示された。識別されたAQRの調整は性質上重要ではなく、公表された業績または比率は変更されなかった。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2014年12月31日現在17,090億ユーロの総資産で測定して、ヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2014年度末現在、雇用従業員数はフルタイム換算で98,138名であり、世界71か国の2,814機関（このうち66%がドイツ）において勤務していた。当行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

包括的戦略レビューに従って、当行は2012年度第4半期に組織体制を再編成した。当行は、ユニバーサル・バンキング・モデルおよび4つの既存のコポレート部門に対するコミットメントを再確認した。当行は、取引所売買ファンド（ETF）等の、旧コポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ業務を含む統合されたドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・コポレート部門を重視することを強化した。さらに、当行は非中核事業ユニットを設置した。このユニットは、旧コポレート・インベストメンツ・グループ部門（CI）およびその他のコポレート部門から再割当された非中核事業を含んでいる。

2014年12月31日現在、当行は以下の5つのコポレート部門で組織されていた。

- コポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
- 個人顧客および中堅企業（PBC）
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
- ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（ドイチェAWM）
- 非中核事業ユニット（NCOU）

5つのコポレート部門はインフラ機能によって支えられている。さらに、当行は全世界の地域別の責任を対象とした地域管理機能を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には以下が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店。
- その他の多数の国々における駐在員事務所。
- さらに多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者。

経営構造

当行は「仮想持株会社」の傘下の5つのコポレート部門およびインフラ機能を運営している。当行はこの用語を以下の意味で使用している。すなわち、当行はコポレート部門を当行の取締役会による全般的監督の対象としている（これはインフラ機能により支えられる。）が、当行はこれらの5つのコポレート部門を保有する独立した法人は有していない。しかし、当行はこれらのコポレート部門に実質的な管理権限を割り当てている。この構造を支援するための、主要な統治機関の機能は以下のとおりである。

ドイツの株式会社法に規定されているように、取締役会がドイツ銀行の全体的な経営責任を有している。取締役会のメンバーは独立した機関である監査役会によって任命および解任される。当行の取締役会は、機能委員会に支援され、戦略的経営、コポレート・ガバナンス、経営資源の配分、リスク管理および統制に重点を置いている。

グループ執行委員会は2002年度に設置された。これは、取締役会のメンバーおよび取締役会によって任命された地域、コポレート部門および一定のインフラ機能の上級代表者で構成されている。グループ執行委員会は、株式会社法によって要求されている機関ではない。執行委員会は、当行の事業および地域を調整し、グループ戦略を議論し、取締役会の意思決定のために提案を提供するための手段としての役割を果たしている。執行委員会は意思決定権限を有していない。

各コポレート部門および地域において、調整および管理機能は運営委員会および執行委員会によって行われる。このことは、各事業の戦略を実行し、インフラ分野の開発計画が世界的な事業目的で統合されることを確保する手助けになっている。

コポレート部門

コポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コポレート部門

コポレート部門の概要

CB&Sは、コポレート・ファイナンス業務部門およびマーケット業務部門で構成されている。これらの業務は、株式および債券の引受、投資家向けトレーディング・サービスおよび会社の資金需要のためのソリューションの作成を含み、世界中の金融商品を提供している。

CB&S業務は信用ポートフォリオ戦略グループ（CPSG）によって支援されている。これは一連の貸出金ポートフォリオに対して責任を有しており、2013年度から一定の無担保の相手先に関するデリバティブのエクスポージャーのヘッジを中央一元化させており、計画されたヘッジ管理を実行することによりこれらのリスクを積極的に管理する。

現在進めているビジネスモデル最適化の一環として、変化する市場および規制環境に対応すべく、当行は事業ポートフォリオを評価し、現在の市場機会を反映し、顧客ニーズを満たすよう適合させている。これに関連して、2014年度末に、当行は、

シングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）および現物貴金属のほとんどの取引を中止することを発表した。

2013年度第4四半期には、コモディティーズ・ビジネスの整理縮小を決定した。非継続事業を含むポートフォリオは、スペシャル・コモディティーズ・グループ（SCG）に統合され、その後2014年度第1四半期にCB&SからNCOUへ移管された。SCGは、エネルギー、農業、ベースメタルおよびドライバルクのエクスポージャーに関連する資産、負債および偶発リスクを抱えている。コモディティーズの継続事業はCB&Sに残されている。

2012年11月より、当グループの組織構造の包括的戦略レビューに従って、CB&Sは当グループの新たなバンキング・モデルの一環として再編された。この再編は以下の3つの主要な点を対象としていた。すなわち、非中核資産（すなわち、コリレーションおよび大きな資本を必要とする証券化ポジション、モノライン・ポジションならびにIAS第39号に基づき分類変更された資産）のNCOUへの振替、ETF等のパッシブおよび第三者オルタナティブ業務の新たに統合されたドイチェAWMコーポレート部門への振替、ならびにCB&SおよびGTB間のカバレッジ費用の改善であった。

当行は2012年1月1日以降、以下の重要な資本的支出または資産の処分を行っている。

2014年12月、当行は、米国の特別な状況にある商業用不動産貸出金のポートフォリオ25億米ドルの75%をTexas Pacific Groupの運用するファンドに売却完了した。ドイツ銀行はそのポートフォリオの25%を保持しており、米国の特別な状況にある商業用不動産貸出金市場において引き続き新たな貸出金の組成または購入を行った。

2014年6月、金融データおよび取引処理サービス提供会社であるMarkit Ltd.は、既存株主の株売却を通して、ナスダック株式市場への上場を果たした。この上場の一環として、当行は保有していたMarkitの11.6百万株（5.7%）のうち5.8百万株を売却した。

2012年6月、当行はDB Export Leasing GmbHをInteroute Communications Limitedに売却完了した。

2012年3月、当行は、米国において強みを持つ中核事業に重点を置く方針に従って、当行の米国複数世帯住宅融資事業（Deutsche Bank Berkshire Mortgage）をLewis Ranieri氏およびWilbur L. Ross氏が率いるグループに売却完了した。

商品およびサービス

当行のコーポレート・ファイナンス業務部門において、当行の顧客は、合併および買収、エクイティおよび債券による資金調達ならびに総合的なコーポレート・ファイナンスの助言を提供されている。さらに、当行は公共部門に対して様々な金融サービスを提供している。

マーケット業務部門は、様々な債券、エクイティ、エクイティ連動商品、為替およびコモディティ商品の販売、トレーディングおよび組成に責任を有している。当部門は、顧客の投資、ヘッジおよびその他のニーズのソリューションを提供することを目指している。業務効率向上の一環として、当行のレーツ、フロー・クレジットおよび外国為替業務は現在、統合業務として1つの管理チームで運営されている。ストラクチャード・ファイナンス業務は、すべての産業および資産クラスにわたる顧客に対しフロー以外の資金調達および体系的なリスクを網羅している。

当行のすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行のリスク管理手続および統制の対象となっている。

販売チャネルおよびマーケティング

CB&Sにおいて、法人および金融機関を対象とする当行の銀行員および販売チームの関心は当行の顧客との関係にある。当行は、顧客のニーズおよび複雑性の水準に応じて当行の顧客に様々なレベルの標準化されたサービスまたは専用サービスを提供するため当行の顧客カバレッジ・モデルを再構築している。

個人顧客および中堅企業コーポレート部門

コーポレート部門の概要

PBCはヨーロッパおよび厳選されたアジア市場全体で単一のリテール・バンキング・ビジネス・モデルに基づき運営されている。PBCは、個人および富裕層顧客ならびに中小企業顧客のために尽力している。

PBCコーポレート部門は共同サービスおよびITプラットフォームに支援された、1つの戦略的な舵取りに基づく以下の3つの業務ユニットで組織されている。

- プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングは、ドイツ銀行のブランドに基づくドイツにおけるすべてのPBCの事業で構成されている。
- アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、PBCのヨーロッパ（ドイツ以外）の事業およびアジアにおけるPBCの事業（華夏銀行に対する当行の持分および同社とのパートナーシップを含む。）を対象としている。
- ポストバンクは、特にポストバンク、norisbankおよびBHWで構成されている。

PBCは、中小企業顧客に関する統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを活用して、引き続きプライベート・アンド・コマーシャル・バンキング業務ユニットの潜在力を実現することに注力している。これにより、顧客との関係強

化および部門間の協力を改善し、ドイツ銀行グループの専門知識を活用することで、中小企業の顧客から新たな機会を捉えることができるようになる。

ヨーロッパ大陸において、当行は、5つの主要銀行市場であるイタリア、スペイン、ポーランド、ベルギーおよびポルトガルにおいて、アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）業務ユニットを運営している。アジアにおいては、インドおよび中国が当行の中核市場である。インドでは、PBCは流動的な販売員に支援された17の支店を有している。中国では、華夏銀行の19.99%の持分を保有し戦略的パートナーシップおよび協力契約を締結している。

ポストバンクは引き続き自社のブランドを使用して市場で業務を行っている。ポストバンクのPBCへの統合により、当行は共同ビジネス・モデルの大幅な強化、収益およびコスト面でのシナジーを生み出すよう努めている。

当行は2012年1月1日以降、以下の重要な資本的支出または資産の処分を行っている。

2014年10月、当行は、イタリアにある90のリテール・バンクの支店の不動産所有権を、Hines Italy SGRが運用する機関投資家向けクローズド・エンド型の不動産ファンド「Italian Banking Fund (IBF)」に拠出した。拠出した不動産の総額は134百万ユーロで、その大部分を少なくとも12年間リースバックする。

2014年5月、当行は、Deutsche Herold AGの20.2%の持分をZürich Insurance Group AGの子会社であるZürich Beteiligungs AGに売却完了した。ドイツ銀行は、Zürichへの売却直前に、その20.2%の持分を第三者機関を通して取得した。Zürichへの売却分15.2%は、2001年にDBとZürichの間で締結された株式譲渡契約にもとづくもので、残り5.0%はZürichのコール・オプションの権利行使によるものであった。

2012年3月、ポストバンクおよび当行の完全子会社であるDB Finanz-Holding GmbH（以下「DB Finanz-Holding」という。）は、DB Finanz-Holdingを支配会社、ポストバンクを従属会社として、ドイツ株式会社法第291条に基づく支配および損益移転契約を締結することに合意した。当該合意は、2012年6月に発効し、2012年9月11日に最終的に法的に有効となった。2014年度末現在ポストバンクに対して保有する持分は94.1%である。

2012年2月、当行は、Deutsche Postが2009年2月に発行した強制転換社債をポストバンクの株式60百万株（および現金）に転換し、その翌日、Deutsche Postは、さらにポストバンクの12.1%の株式資本を当行に売却するオプションを行使した。当該時点で保有していた株式と合わせて、当行によるポストバンクの保有割合は93.7%に増加した。

商品およびサービス

PBCは、ヨーロッパおよびアジア全体で類似する範囲のバンキング商品およびサービスを提供しており、現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異がある。

当行は、投資および保険、モーゲージ、ビジネス商品、消費者金融、支払、カードおよび口座、預金、当行のミッドキャップ合併事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品、ならびにポストバンクにおける郵便サービスおよびノンバンク商品を提供している。

当行の投資商品は仲介業務の商品（株式、債券）、ミューチュアル・ファンド/クローズド・エンド型ファンド（シングル・アセット型およびマルチ・アセット型）、仕組み商品ならびに一任ポートフォリオ運用管理および有価証券保管サービスのすべての領域を対象としている。さらに、当行は生命保険および損害保険の商品ならびに企業年金制度を当行の顧客に提供している。

当行は標準的なものから複雑なものまでモーゲージのソリューションを提供しており、当行のモーゲージ商品群は、公的助成金を利用したモーゲージ、モーゲージ仲介業務およびモーゲージ関連保険によって補完されている。当行のビジネス商品は、当行の顧客の取引、リスクおよび流動性の管理に重点を置いている。コマーシャル・バンキング・アンド・インターナショナル・サービスにおいては、当行はキャッシュ・フローおよび市場のボラティリティを顧客のために最適化し、顧客の事業拡大を支援している。さらに、当行の貸出金商品の提供は、個人分割払貸出金、与信枠および当座貸越ならびに販売時点情報管理(POS)事業で構成されている。

当行の支払、カードおよび口座商品は国内、国際およびSEPAの決済、デビット、クレジットおよびプリペイドカードならびに個人顧客および法人顧客の当座預金を提供している。当行の預金ポートフォリオは、要求払預金、定期預金および貯蓄預金で構成されている。

当行の貸出業務は、当行の信用リスク管理プロセスの対象となっている。リスク・レポートの「信用リスクの監視」および「主要な信用エクスポージャーの区分」の項を参照のこと。

販売チャネルおよびマーケティング

顧客中心の銀行業務のアプローチに従って、当行は顧客との対話ならびに当行のサービスの入手および利用可能性を最適化しよう努めている。PBCは、現地の戦略的ポジショニングおよび事業モデルに応じて、顧客にサービスを提供し金融ソリューションを販売するため、広範囲の多様なチャネル・アプローチを使用している。

- 支店 当行の支店内においては通常、全範囲の商品および助言を提供している。

- 金融代理業者 大部分の国々において、当行はさらに、個人事業者である金融代理業者を通じてリテール・バンキング商品およびサービスを販売している。
- 顧客コンタクト・センター 当行の顧客コンタクト・センターは、自動システムにより支えられている遠隔サービス（例えば口座情報、有価証券の仲介）を顧客に提供している。
- オンラインおよびモバイル・バンキング 当行のウェブサイト上で、当行は顧客に、幅広い関連商品の情報および対話式ツール、チュートリアルおよび豊富なメディアのコンテンツを含むサービスを提供している。当行は、スマートフォンおよびタブレットのための高頻度のマルチ・モバイルの提供と組み合わせて、バンキング、ブローカー業務およびセルフ・サービスに関してパフォーマンスの高い取引プラットフォームを提供している。それに加えて、当行は、選定したデジタル機能の改善のためにさらなる投資を行う。このデジタル化プログラムは当行のすべての業務において進行中である。
- セルフサービス・ターミナル これらのターミナルは当行の支店ネットワークを支援し、顧客が資金の引出および振替、保管口座明細書の受領、当行の金融アドバイザーを予約することを可能にしている。

さらに、当行は各国ごとの販売および協力契約を締結している。ドイツでは、当行はDP DHL（ポストバンクとの協力）およびDeutsche Vermögensberatung AG (DVAG)のような会社と協力パートナーシップを維持している。DVAGとは、当行はDVAGの独立した販売ネットワークを通じて当行の投資信託およびその他のバンキング商品を販売している。当行の商品範囲を補うために、当行は販売契約を締結し、PBCは商品供給者の商品を販売している。これらには、保険商品に関するZurich Financial Servicesとの契約および13社のファンド会社との投資商品販売に関する商品パートナーシップが含まれている。

国際的に強力なブランドの地位を達成するために、当行は戦略的に重点を置くヨーロッパおよびアジアの国々全体で一貫して、当行のサービスを販売している。

グローバル・トランザクション・バンキング・コーポレート部門

コーポレート部門の概要

GTBは、法人顧客および金融機関に、国内および海外の支払、国際貿易のための融資、貸出ならびに信託、代理、保管、管理および関連サービスの提供を含む、商業銀行商品およびサービスを提供している。当行の業務部門は以下から構成されている。

- トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート
- インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス

当行は2012年1月1日以降、以下の重要な資金的支出または事業売却を行っている。

2014年2月28日、registrar services GmbHはLink Market Servicesに売却された。

2013年6月1日、Deutsche Card ServicesのEVO Payments Internationalに対する売却が完了した。

商品およびサービス

トレード・ファイナンスは、当行の顧客が国際貿易および国内貿易に関連するリスクおよびその他の問題をより適切に管理できるように、地域の専門知識、一連の国際貿易商品およびサービス（融資を含む。）、仕組取引に関するカスタムメイドのソリューションおよび当行の国際ネットワークを通じた最新技術を提供している。

キャッシュ・マネジメントは、法人および金融機関の様々な顧客基盤のニーズに応えている。顧客のアクセス、支払および回収サービス、流動性管理、情報および口座サービス、電子手形の提示および支払のソリューションを含む包括的範囲での革新的で強固なソリューションの提供により、当行は世界および地域の財務機能の複雑性を処理している。

セキュリティーズ・サービスは、厳選された有価証券および金融取引に関する一連の信託、支払、管理および関連サービスならびに30以上の市場における国内有価証券の保管を提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

GTBはヨーロッパ、中東、アジアおよびアメリカにおいて自社商品およびサービスを開発し販売している。マーケティングは当部門、CB&SおよびPBCのカバレッジ機能と連携して行われる。当行は、中小企業顧客向けの統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを活用することにより、この顧客グループから新たな機会を捉えることが可能になる。

顧客は以下の2つの主要なグループに分けることができる。(i)銀行、投資信託および退職基金、ブローカー・ディーラー、ファンド・マネージャーおよび保険会社などの金融機関。(ii)多国籍企業、主にドイツおよびオランダにおける地域の大企業および中堅企業。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・コーポレート部門（ドイチェAWM）

コーポレート部門の概要

2014年12月31日現在の運用資産1.0兆ユーロのドイチェAWMは世界の主要な投資機関の1つである。ドイチェAWMは、世界中の個人および機関投資家の財産の保護および成長を手助けし、すべての主要資産クラスにわたる伝統的なアクティブ、パッシブ投資およびオルタナティブ投資を提供している。また、ドイチェAWMは富裕層および超高額個人資産家（以下「UHNW」という。）およびファミリー・オフィスに対し、カスタマイズされた資産運用のソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

商品およびサービス

ドイチェAWMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびヘッジ・ファンドを含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。また、当部門は、貸出および一任ポートフォリオ運用管理を含むカスタマイズされたウェルス・マネジメントのソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

2014年度において、ドイチェAWMは、投下資本に対する現金収益比率（CROCI）アプローチによる商品、オルタナティブ・ファンドおよび現物複製型の上場投資信託（以下「ETF」という。）の提供拡大を含め、革新的で高成長の分野での商品提供を強化した。ドイチェAWMはヨーロッパで第2位の現物複製型ETFの提供業者である（出典：ドイツ銀行、Bloomberg Finance LP、ロイター）。さらに、ドイチェAWMは、目標を設定した人材確保を通して、プライベート・バンキングおよびウェルス・アドバイザリーのチームを増強した。これは、世界中のUHNW顧客にサービスを提供し、グローバル・クライアント・グループにおいて機関投資家および個人顧客を対象とするチームを拡充するためであった。

販売チャネルおよびマーケティング

グローバル・カバレッジ/アドバイザリー・チームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がドイチェAWMの商品およびサービスにアクセスするのを支援している。また、ドイチェAWMは、ドイツ銀行グループの他の業務部門を通じて（特に個人顧客向けにPBCを通じて、厳選した機関投資家および法人顧客向けにCB&Sを通じて）ならびに第三者の販売業者を通じて、その提供商品およびサービスの販売および流通を行う。総合的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべての顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームと、ドイチェAWMにアクセスする一括窓口を有している。

2013年度にドイチェAWMは、部門間の壁を越えた投資銀行業務、コーポレート・バンキングおよび資産運用業務の機能を提供するため、主要顧客パートナーズ(KCP)というアドバイザリー・センターを設置した。このグローバル・センターは、CB&Sと協力して、プロフェッショナルな投資家に複数の資産クラスおよび国際間の投資機会および金融ソリューションを提供している。

非中核事業ユニット・コーポレート部門

2012年度第4四半期に、当行は、ドイツ銀行の中核業務と並ぶ独立した部門として運営するためにNCOUを設置した。戦略2015プラスに記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することである。

NCOUは、2014年12月31日現在、約390億ユーロの価値の資産および完全適用によるRWA同等物590億ユーロを管理している。

当行の世界の自己勘定投資の管理および一定のその他の非中核資産の満期までの保有に加えて、NCOU内で目標とするリスク圧縮活動は、当行が計画している将来戦略と関連しないリスクを削減し、それによりバランスシートを圧縮し、関連する資本需要を減少させる手助けとなることを目的としたものである。これらの目標とされるリスク圧縮活動の実行において、NCOUは、より不利な資本およびレバレッジ・プロファイルのポジションを解消することを優先する予定であり、これは当行全体の戦略目標と整合するものである。

NCOUのポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、事業、環境、法律または規制の変動に著しく影響を受ける資産、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。さらに、資産の選別に使用されている基準と類似する基準に従って、一定の負債もNCOUに割り当てられていた。例えば、割り当てられた資産に関連する、ランオフ状態または売出中の業務の負債、レガシー債発行フォーマットおよびその他の様々な短期負債である。

RWAに関しては、大部分のNCOU資産は現在CB&Sのレガシー資産に関連し、信用相関トレーディング・ポジション、証券化資産、モノライン保険業者に対するエクスポージャーおよびIAS第39号に基づき分類変更された資産が含まれている。また、NCOUのポートフォリオには、選択された国外の住宅用モーゲージ、消費者資産およびポストバンクにとってもはや戦略的とみなされないその他の金融投資等のPBCのレガシー資産が含まれている。旧コーポレート・インベストメント・グループ部門で管理されていた資産は、主に港湾管理会社であるMaher Terminalsに対する当行の持分からなる当行の世界における自己勘定投資活動に関連している。

2014年度中に、NCOUは引き続きリスク圧縮を行い全資産の39%の圧縮を達成した。BHF-BANKおよびラスベガスのThe Cosmopolitanの売却を筆頭に、ポートフォリオ全体で大幅な処分を実施した。

また、当行は2012年1月1日以降、以下の重要な資産の処分を行っている。

2014年12月19日、当行は、The Cosmopolitan of Las Vegasの所有者であるNevada Property 1 LLCをBlackstone Real Estate Partners に17.3億米ドルで売却完了した。これは最終的な購入価格調整の対象となっている。

2014年3月、当行は、BHF-BANKをKleinwort Benson GroupとRHJ Internationalに売却完了し、対価合計347百万ユーロを主に現金で（316百万ユーロ）受け取り、残りをRHJ Internationalの額面発行される新株の形で受け取った。これらの株式はその後売却された。

2013年12月、当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGは、英国の商業用不動産貸出金ポートフォリオ約14億英ポンドをGE Capital Real Estateに売却完了した。

2013年6月、当社の子会社であるPB Capital Corporationは、商業用不動産貸出金ポートフォリオ約37億米ドルを株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの間接子会社であるサンフランシスコを拠点とするUnion Bank, N.A.に売却完了した。

2013年5月、Sicherungseinrichtungsgesellschaft deutscher Banken mbH（以下「SdB」という。）は、SOFFin（Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung、金融危機に対応してドイツ政府によって2008年10月に設置された。）によって保証されたECB適格債の残りのエクスポージャー（このうち8億ユーロは、現在はNCOUの一部である旧コーポレート・インベストメントに配分された。）をすべて返済した。

2013年1月、当行はDedalus GmbH & Co. KGaAに対する持分15%を約250百万ユーロの対価で売却完了した。当行は、同社を通じてEADS N.V.の持分約1.1%を間接的に保有していた。

2012年10月、ジェネリック医薬品会社であるActavisのWatson Pharmaceuticalsによる買収完了により、当行はActavisに対するエクスポージャーを解消した。

インフラストラクチャーおよび地域管理

インフラストラクチャー・グループは、当行の業務支援分野の集積で構成されている。これらの分野は主に、当行の5つのコーポレート部門を支援する管理およびサービス機能からなる。

このインフラストラクチャー・グループは、特定の業務ラインを担当していない取締役会のメンバーの責任分野を反映するため組織された。インフラストラクチャー・グループは、COO機能（すなわち、グローバルな技術運用、企業向けサービスおよびCOOグループ機能）、CFO機能（すなわち、資金調達、税務、保険および財務）、CRO機能（すなわち、信用リスク管理とマーケット・リスク管理）、CEO機能（すなわち、コミュニケーションおよび企業の社会的責任、ドイツ銀行リサーチならびにグループ監査）、人事、特別グループおよび労使協議会、法務および監査、コンプライアンス、AMLおよびGRAD（コンプライアンス、マネーロンダリング防止、政府および規制関連）ならびに戦略・組織および変革（VKO）で組織されている。

地域管理機能は、世界の地域の責任を対象としている。これは、統治、フランチャイズの開発および業績推移に重点を置いている。業務横断的に顧客重視の商品調整を強化するため、ならびに地域およびグループの両方の観点で規制および管理要件を遵守することを確実にするために、地域および国の代表者および経営委員会が各地域において設置されている。さらに、地域管理機能は、グループ・レベルでの地域の影響力を示しており、地域間での調整を強化している。

インフラストラクチャーおよび地域管理の分野で発生したすべての費用および収益は、当行の5つのコーポレート部門に全額配分される。

重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上記のコーポレート部門の記述に含まれている。

2014年1月1日以降、第三者による当行株式に対する公開買付はなく、当行は他社の株式に対する公開買付を行っていない。

[次へ](#)

経営成績

連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加(減少)		2012年度から2013 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	14,272	14,834	15,975	-562	-4	-1,141	-7
信用リスク引当金繰入額	1,134	2,065	1,721	-931	-45	344	20
信用リスク引当金繰入額控除後の 純利息収益	13,138	12,769	14,254	369	3	-1,485	-10
手数料およびフィー収益 ¹	12,409	12,308	11,809	101	1	500	4
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産/負債に係る純利得 (損失) ¹	4,299	3,817	5,608	481	13	-1,791	-32
売却可能金融資産に係る純利得 (損失)	242	394	301	-152	-39	93	31
持分法適用投資による純利益(損 失)	619	369	163	251	68	206	127
その他の収益(損失)	108	193	-120	-85	-44	313	N/A
利息以外の収益合計	17,677	17,082	17,761	596	3	-679	-4
純収益合計 ²	30,815	29,850	32,015	965	3	-2,164	-7
給与手当	12,512	12,329	13,490	183	1	-1,160	-9
一般管理費	14,654	15,126	15,017	-472	-3	110	1
保険業務に係る費用	289	460	414	-172	-37	46	11
無形資産の減損	111	79	1,886	33	42	-1,808	-96
再構築費用	133	399	394	-267	-67	5	1
利息以外の費用合計	27,699	28,394	31,201	-695	-2	-2,807	-9
税引前利益	3,116	1,456	814	1,660	114	642	79
法人所得税費用	1,425	775	498	650	84	277	56
当期純利益	1,691	681	316	1,010	148	365	116
非支配持分に帰属する純利益	28	15	53	13	83	-37	-71
ドイツ銀行株主に帰属する純利益	1,663	666	263	997	150	403	154

N/A - 意味なし

1 過去の期間は修正再表示されている。詳細は当報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 信用リスク引当金繰入後。

純利息収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加(減少)		2012年度から2013 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
利息および類似収益合計	25,001	25,601	31,593	-600	-2	-5,992	-19
利息費用合計	10,729	10,768	15,619	-39	0	-4,851	-31
純利息収益	14,272	14,834	15,975	-562	-4	-1,141	-7
平均利付資産 ¹	1,040,908	1,136,662	1,250,002	-95,754	-8	-113,340	-9
平均利付負債 ¹	851,714	979,245	1,119,374	-127,531	-13	-140,129	-13
総利回り ²	2.40%	2.25%	2.53%	0.15Ppkt	7	-0.28Ppkt	-11

総支払金利 ³	1.26%	1.10%	1.40%	0.16Ppkt	15	-0.30Ppkt	-21
純金利差 ⁴	1.14%	1.15%	1.13%	-0.01Ppkt	-1	0.02Ppkt	2
純金利差益 ⁵	1.37%	1.31%	1.28%	0.06Ppkt	5	0.03Ppkt	2

Ppkt. - パーセンテージ・ポイント

- 1 各年度の平均残高は、一般に月末残高に基づいて計算される。
- 2 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。
- 3 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。
- 4 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。
- 5 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合を表したものである。

2014年度

2014年度の純利息収益は、2013年度の148億ユーロから562百万ユーロ（4%）減の143億ユーロであった。これは主に、リスク圧縮の継続に伴う資産の減少によるNCOUにおける利息収益の減少によるものであった。総利回りの伸びが総支払金利に比べわずかに低かったことによって、全体として純金利差は1ベース・ポイント縮小した。純金利差益は主に前述の資産の減少の効果によって6ベース・ポイント改善した。

2013年度

2013年度の純利息収益は、2012年度の160億ユーロから11億ユーロ（7%）減の148億ユーロであった。これは主に、流動性の低下および継続的な市場の不確実性を反映した顧客活動の減少による、CB&Sのトレーディング資産に係る利息収益の減少によるものであった。純利息収益の減少のその他の主たる要因は、NCOUにおけるリスク圧縮戦略の加速であった。PBCにおいては、わずかに縮小した利鞘およびポストバンクにおける戦略的な預金規模の縮小もまた2013年度の純利息収益に影響を与えた。総利回りおよび総支払金利のほぼ同様の下落によって、全体として純金利差は2ベース・ポイント拡大した。純金利差益は主にドイツにおける利鞘の改善によって3ベース・ポイント改善した。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加（減少）		2012年度から2013 年度の増加（減少）	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
CB&S - セールス・アンド・ト レーディング（エクイティ）	1,066	1,125	991	-58	-5	133	13
CB&S - セールス・アンド・ト レーディング（債券およびその 他の商品）	2,487	2,544	4,508	-57	-2	-1,964	-44
非中核事業ユニット	-663	-374	-846	-289	77	472	-56
その他	1,408	523	955	886	170	-433	-45
純損益を通じて公正価値で測定 する金融資産 / 負債に係る純利 得（損失）合計	4,299	3,817	5,608	481	13	-1,791	-32

2014年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は2014年度全体で481百万ユーロ増加し43億ユーロであった。この変動の主な要因は、その他の886百万ユーロの増加によるものであった。これは主に、CB&Sにおける金利変動による時価評価益を反映したものであるが、NCOUにおける純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純損失の増加289百万ユーロによって一部相殺された。このNCOUにおける損失は、2014年度に米国の電力セクターにおいて取引された商品に対するエクスポージャーから生じたスペシャル・コモディティーズ・グループに関連する損失を含んでいた。

2013年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は2013年度全体で18億ユーロ減少し38億ユーロであった。この変動の主な要因は、セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)における20億ユーロの減少によるものであった。これは主に、厳しい取引環境ならびにレーツおよびコモディティに影響を与える市場の不確実性に伴い顧客活動が減少したこと、ならびにボラティリティの低下および利鞘の縮小により外国為替における収益が減少したことによるものであった。さらに、この減少はその他の433百万ユーロの減少による影響も大きい。これは主に、CB&Sにおける一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整（以下「DVA」という。）の計算手法において昨年行われた精緻化が行われなかったこと、ドイツAWMにおけるファンドの連結除外を反映したものであり、その他の収益区分およびC&Aにおける増加により相殺された。NCOUにおける増加472百万ユーロは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純損失が減少したことによるものであった。これは主に、リスク圧縮戦略の加速の結果としての資産基盤の縮小および非中核資産の一部の公正価値の変動により生じた。セールス・アンド・トレーディング(エクイティ)における純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得の増加133百万ユーロは、顧客活動の増加およびエクイティ・トレーディングからの収益の増加につながる市場環境の改善によるものであった。

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

トレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブの重要な取引を含んでいる。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品から得た利息および類似収益（例えば、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金コストは、純利息収益の一部とされる。トレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を置いて説明するために、以下の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を、コーポレート部門別、およびCB&Sの商品別に表示している。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加（減少）		2012年度から2013 年度の増加（減少）	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	14,272	14,834	15,975	-562	-4	-1,141	-7
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	4,299	3,817	5,608	481	13	-1,791	-32
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	18,570	18,651	21,583	-81	0	-2,932	-14
コーポレート部門別 / 商品別内訳： ¹							
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	2,314	2,129	1,732	185	9	397	23
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	6,685	6,069	7,851	616	10	-1,782	-23
セールス・アンド・トレーディング合計	8,998	8,197	9,582	801	10	-1,385	-14
貸出金商品 ²	695	599	182	95	16	418	N/A
その他の商品 ³	-61	72	589	-133	N/A	-517	-88

コーポレート・バンキング・ア ンド・セキュリティーズ	9,632	8,869	10,353	764	9	-1,485	-14
個人顧客および中堅企業	5,962	5,966	6,220	-4	0	-254	-4
グローバル・トランザクショ ン・バンキング	2,232	1,984	2,016	248	12	-32	-2
ドイチェ・アセット&ウェル ス・マネジメント	1,505	1,568	1,974	-63	-4	-406	-21
非中核事業ユニット	-573	245	650	-818	N/A	-405	-62
連結および調整	-187	19	369	-206	N/A	-350	-95
純利息収益および純損益を通じ て公正価値で測定する金融資 産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	18,570	18,651	21,583	-81	0	-2,932	-14

N/A - 意味なし

- この内訳は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) のみを反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。
- 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。
- 発行業務、アドバイザーおよびその他の商品による純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) を含む。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)

2014年度

2014年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) の合計は、2013年度と比較して764百万ユーロ (9%) 増の96億ユーロであった。セールス・アンド・トレーディング (債券およびその他の商品) における増加の主な要因は、2013年度のリスク圧縮活動および厳しい市場環境を経てRMBSの収益が増加したこと、2013年度が時価評価損だったのに対しCVAに関して発生したRWAの削減努力に関連して時価評価益になったこと、ならびに資金調達増加によりクレジット・ソリューションズの収益が増加したことである。2014年度のセールス・アンド・トレーディング (エクイティ) の増加は主に、プライム・ファイナンスの顧客資金調達高が増加したことおよびエクイティ・デリバティブのトレーディング環境が良好であったことによるものであった。当年度の貸出金商品からの収益も、商業用不動産業務に対する投資を反映して意増加した。これらの収益の増加は、その他の商品の減少により一部相殺された。これは主に、債務評価調整 (DVA) による損失126百万ユーロ (2013年度全体: 21百万ユーロの損失) によるものであった。

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) の合計は、2012年度と比較して15億ユーロ (14%) 減の90億ユーロであった。この減少の一部はセールス・アンド・トレーディング以外の商品によるものであった。その他の商品の減少は主に、2012年度の一定のデリバティブ負債に関するDVAの計算手法において精緻化が行われなかったことに関連していた。セールス・アンド・トレーディング (債券およびその他の商品) における減少の主な要因は、当年度に実施されたリスク圧縮活動によるRMBSにおける収益の減少、流動性の低下および市場の不確実性、ボラティリティの低下および利鞘の縮小による外国為替における収益の減少ならびにコモディティおよびレーツにおけるトレーディング収益の減少によるものであった。これらは、信用スプレッドの有利な変動、公正価値で測定される貸付業務の割合低下ならびに全体的なヘッジ費用の減少による貸出金商品の増加により一部相殺された。2013年度のセールス・アンド・トレーディング (エクイティ) の増加は、主にエクイティ・デリバティブにおける2012年度の配当の支払が増加しなかったこと、顧客活動の増加およびエクイティ・トレーディング業務における市場環境の改善によるものであった。

個人顧客および中堅企業(PBC)

2014年度

2014年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) の合計は、主にヨーロッパの引き続き厳しい金利環境の影響を受けて、2013年度から4百万ユーロ減の60億ユーロであった。この減少は、前期の事業売却に関連したその後の利得によるプラスの影響により一部相殺された。

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) の合計は、2012年度から254百万ユーロ (4%) 減の60億ユーロであった。この減少は主に、預金に係る収益に影響を与える継続的な低金利環境およびポストバンクに係る購入価格の配分によるマイナスの影響の増加によるものであった。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

2014年度

2014年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) の合計は、2013年度から248百万ユーロ (12%) 増の22億ユーロであった。この増加は主に、金利リスクを管理するためのヘッジ手段の変更によるものであり、純損益を通じて公正価値で測定する収益が増加したが、その他の収益において相殺された。全体として、純利息収益は、依然として低金利環境による圧力にさらされている。

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) の合計は、2012年度から32百万ユーロ (2%) 減の20億ユーロであった。純利息収益は、主要市場における低金利および利鞘に係る競争圧力により前年度から減少した。さらに、2012年度と比較して、為替変動がユーロ建てで報告される収益に悪影響を与えた。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (ドイチェAWM)

2014年度

2014年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) の合計は、2013年度から63百万ユーロ (4%) 減の15億ユーロであった。貸出、預金およびオルタナティブ商品の純利息収益は増加したが、保証の

公正価値の不利な変動ならびにAbbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動のマイナスの影響がそれを相殺して余りあるものとなった。

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度から406百万ユーロ（21％）減の16億ユーロであった。純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の減少は、主に2013年度のファンドの連結除外に起因しており、その他の収益区分の増加により相殺された。

非中核事業ユニット(NCOU)

2014年度

2014年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2013年度から818百万ユーロ減の573百万ユーロの損失であった。この減少の主な要因は、当行のリスク圧縮戦略の結果、NCOUにおける資産が減少したことにより、純利息収益が減少したことによるものであった。2014年度第1四半期中の、米国の電力セクターにおいて取引された商品に対する当行のエクスポージャーによるスペシャル・コモディティーズ・グループに関連する一時的な損失もこの公正価値損失に寄与していた。

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度から405百万ユーロ（62％）減の245百万ユーロであった。この減少の主な要因は、NCOUにおけるすべての商品にわたる資産の減少によるポートフォリオ収益の減少によるものであった。これはリスク圧縮戦略の加速の結果によるものであり、全体として公正価値損失が減少した。

連結および調整（C&A）

2014年度

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2013年度の19百万ユーロの利得に対し、2014年度はマイナス187百万ユーロであった。この減少は、主に経営管理報告目的およびIFRS目的で使用される異なる会計処理方法による一時差異から生じるマイナスの影響によるものであった。この減少は、主に増資による資本勘定からの収益の増加により一部相殺された。

2013年度

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度の369百万ユーロに対し、2013年度は19百万ユーロの利得であった。この減少は、主に経営管理報告目的およびIFRS目的で使用される異なる会計処理方法による一時差異から生じるプラスの影響の減少によるものであった。残りの減少は、主に事業セグメントに配分されなかった純利息収益および部門に割り当てられない資産／負債に係る資金調達費用のような事業セグメントの管理責任外の項目によるものであった。

信用リスク引当金繰入額

2014年度

2014年度の信用リスク引当金繰入額は、すべての業務で大幅に減少したことを反映し、2013年度から931百万ユーロ(45％)減の11億ユーロであった。NCOUにおける減少は主に、IAS第39号に基づき分類変更された資産および商業用不動産に対する信用リスク引当金繰入額の減少によるものであった。当行のコア・バンクは、戻入の増加および大規模な単独の顧客による計上額が発生しなかったことによる恩恵を受けた。

2013年度

2013年度に計上された信用リスク引当金繰入額は、344百万ユーロ増の21億ユーロであった。NCOUにおいて、ヨーロッパの商業用不動産セクターに関連する項目を含む、単独の顧客の項目を多数反映して信用リスク引当金繰入額が増加した。単独の顧客の信用事象に関連してGTBにおける信用リスク引当金繰入額も増加した。また、CB&Sにおいては船舶会社に関連する引当金繰入額が増加した。これらの増加は、ドイツにおける信用環境の改善を反映したPBCにおける引当金の減少により一部相殺された。

その他の利息以外の収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加(減少)		2012年度から2013 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
手数料およびフィー収益 ¹	12,409	12,308	11,809	101	1	500	4
売却可能金融資産に係る純利得 (損失)	242	394	301	-152	-39	93	31
持分法適用投資による純利益 (損失)	619	369	163	251	68	206	127
その他の収益(損失)	108	193	-120	-85	-44	313	N/A
その他の利息以外の収益合計	13,379	13,264	12,153	114	1	1,111	9

1 内訳：

	2014年度	2013年度	2012年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
信託業務による手数料およびフィー：							
管理手数料	404	435	449	-31	-7	-13	-3
資産運用手数料	3,057	2,963	2,609	94	3	354	14
その他の有価証券業務からの手数料	283	247	239	36	14	8	3
合計	3,745	3,646	3,297	98	3	349	11
有価証券業務による手数料/フィー：							
引受およびアドバイザー・フィー	2,545	2,378	2,318	167	7	60	3
ブローカー・フィー	1,488	1,542	1,526	-54	-3	15	1
合計	4,033	3,920	3,844	113	3	76	2
その他の顧客サービスによるフィー	4,632	4,742	4,667	-111	-2	76	2
手数料およびフィー収益合計	12,409	12,308	11,809	101	1	500	4

N/A - 意味なし

手数料およびフィー収益

2014年度

2014年度の手数料およびフィー収益合計は、2013年度の123億ユーロから101百万ユーロ増の124億ユーロであった。アドバイザー収益は、フィー・プールの増加および市場シェアの獲得を反映し、前年度に比べて増加した。資産運用フィーは、ヨーロッパと米国の上場投資信託の好調な推移により増加した。この増加は、支払およびカードについてのフィーに関する規制要件の変更ならびに郵便サービスからの収益の減少に主に起因するその他の顧客サービスによるフィーの減少により相殺された。それに加えて、特定の商品に関連する費用の報告の分類が変更となり、さらなる減少となった。

2013年度

2013年度の手数料およびフィー収益合計は、2012年度の118億ユーロから500百万ユーロ増の123億ユーロであった。資産運用手数料は、低金利による世界的なレバレッジ・ローン市場の好調な推移により増加した。引受およびアドバイザー・フィーならびにブローカー・フィーおよびその他の顧客サービスによるフィーは、顧客活動水準の増加および世界的なエクイティ・トレーディングの市況改善により増加した。

売却可能金融資産に係る純利得(損失)

2014年度

2014年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2013年度の394百万ユーロに対して242百万ユーロであった。2014年度の減少は、主にNCOUに関連するリスク圧縮活動によるものであった。

2013年度

2013年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2012年度の301百万ユーロに対して394百万ユーロであった。2013年度の純利得は、主にNCOUポートフォリオに関連するリスク圧縮活動によるものであった。

持分法適用投資による純利益（損失）

2014年度

2014年度の持分法適用投資による純利得は、2013年度の369百万ユーロから619百万ユーロに増加した。このプラスの影響の要因は、前年度のNCOUにおける減損および華夏銀行に対する当行の投資に関連する持分の増加であった。

2013年度

2013年度の持分法適用投資による純利得は、2012年度の163百万ユーロから369百万ユーロに増加した。2013年度の結果には、華夏銀行に対する当行の投資に関連する持分の増加374百万ユーロが含まれていた。

その他の収益（損失）

2014年度

2014年度のその他の収益は、2013年度の193百万ユーロから108百万ユーロに減少した。2014年度の減少は、主にMaher Terminalsの債券による資金調達の再構築に関連したものであった。これにより、NCOUにおいて累積時価評価損をその他の包括利益からその他の収益に再分類した。

2013年度

2013年度のその他の収益は、2012年度のマイナス120百万ユーロに対してプラス193百万ユーロであった。2013年度の改善は、主にNCOUのポートフォリオのリスク圧縮によるものであった。BHF-BANKの売却見込みに関連する減損は、Maher Terminalsの営業利益の継続的なプラスの推移により一部相殺された。ヘッジ会計に適格なデリバティブから計上された損失は、前年度から大幅に減少した。

利息以外の費用

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加(減少)		2012年度から2013 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
給与手当	12,512	12,329	13,490	183	1	-1,160	-9
一般管理費 ¹	14,654	15,126	15,017	-472	-3	110	1
保険業務に係る費用	289	460	414	-172	-37	46	11
無形資産の減損	111	79	1,886	33	42	-1,808	-96
再構築費用	133	399	394	-267	-67	5	1
利息以外の費用合計	27,699	28,394	31,201	-695	-2	-2,807	-9

1 内訳：

	2014年度	2013年度	2012年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
IT関連費用	3,333	3,074	2,547	259	8	527	21
不動産関連費および設備費	1,978	2,073	2,115	-95	-5	-42	-2
専門的サービス報酬 ²	2,029	1,772	1,887	256	14	-115	-6
通信およびデータ・サービス ²	725	706	756	18	3	-50	-7
旅費および交際費 ²	500	496	579	4	1	-84	-14
バンキングおよびトランザク ション費用 ²	660	743	1,274	-83	-11	-532	-42
マーケティング費用	313	314	362	0	0	-48	-13
連結対象の投資	811	797	760	14	2	37	5
その他の費用 ^{2,3}	4,305	5,151	4,736	-846	-16	415	9
一般管理費合計	14,654	15,126	15,017	-472	-3	110	1

2 グループの費用報告における変更をを反映するために、2014年度に過去の期間の比較情報は修正再表示された。

3 2014年度に16億ユーロ、2013年度に30億ユーロおよび2012年度に26億ユーロの訴訟関連費用が含まれている。

給与手当

2014年度

2014年度の給与手当は2013年度の123億ユーロと比較して183百万ユーロ(1%)増の125億ユーロであった。この増加は主に、規制要件を遵守するための固定報酬の費用が特にCB&Sにおいて増加したことならびに事業および管理機能における戦略的な人材確保を反映したものであった。この増加は、中核業務全般にわたるOpExの継続的な実施によるプラスの影響に一部相殺された。

2013年度

2013年度の給与手当は2012年度の135億ユーロと比較して12億ユーロ(9%)減の123億ユーロであった。この減少は、付与された繰延報奨の減少による繰延報奨の償却の減少およびOpExの継続的な実施によるプラスの影響を反映したものであった。

一般管理費

2014年度

一般管理費は、2013年度の151億ユーロから472百万ユーロ(3%)減の147億ユーロであった。この減少は、主に訴訟費用が2013年度の30億ユーロから16億ユーロに減少したことおよびOpExプログラムによる削減によるものであった。この減少は、規制要件に係る費用の増加、中核業務への投資およびPBCにおける貸出手数料に係る費用により一部相殺された。

2013年度

一般管理費は、2012年度の150億ユーロから110百万ユーロ(1%)増の151億ユーロであった。この増加は、主に訴訟費用の増加ならびに2013年度の達成費用およびプロジェクト強化費用の増加から生じたIT関連費用の増加によるものであった。これは2012年度におけるオランダの再建策がなかったことにより一部相殺された。さらに、専門的サービス報酬、通信およびデータ・サービス、旅費および交際費ならびにマーケティング費用が減少した。

保険業務に係る費用

2014年度

2014年度の保険業務に係る費用は、2013年度の460百万ユーロから172百万ユーロ減の289百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険関連費用のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得によって相殺されている。

2013年度

2013年度の保険業務に係る費用は、2012年度の414百万ユーロから46百万ユーロ増の460百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険関連費用のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得によって相殺されている。

無形資産の減損

2014年度

2014年度ののれんおよび無形資産の減損損失は111百万ユーロであり、主にMaher Terminalsに対する投資に対する194百万ユーロの減損に起因するものであるが、Scudderに係る評価増84百万ユーロと一部相殺された。

2013年度

2013年度ののれんおよび無形資産の減損損失は79百万ユーロであり、主にオランダの商業銀行業務に起因するものであった。2012年度と同様に、これらの費用は戦略2015プラスの一環としての再建策のさらなる実行に関して発生した。

再構築費用

2014年度

2014年度の当行のOpExプログラムから生じた再構築費用は、2013年度の399百万ユーロから267百万ユーロ（67％）減の133百万ユーロであった。

2013年度

2013年度の再構築費用は、当行のOpExプログラムから生じた399百万ユーロであり、前年度からほぼ変化がなかった。

法人所得税費用

2014年度

2014年度の法人所得税費用は、前年度の775百万ユーロに対して14億ユーロであった。実効税率は46％であり、主に、税額控除の対象外の訴訟費用および繰延税金の認識および測定に関する変更により一部相殺された過去の期間の法人所得税の影響を受けた。

2013年度

2013年度の法人所得税費用は775百万ユーロであり、実効税率は53％であった。これに対し、2012年度の法人所得税費用は498百万ユーロであり、実効税率は61％であった。2013年度および2012年度の各実効税率は、税務目的上控除可能でない費用によって影響を受けており、2012年度については、のれんの減損を含んでいた。

[次へ](#)

セグメント別の経営成績

以下は、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- セグメント別開示の形式の変更
- 経営管理報告システムのフレームワーク
- 各セグメントに関して用いられているGAAP以外の財務的測定尺度の定義

各部門へのセグメント区分の基準は、2014年12月31日現在の我々の組織体制である。セグメントの業績は我々の経営管理報告システムを基礎として作成された。

『

2014年度 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トラザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業ユニット	経営管理報告合計	連結および調整	連結合計
純収益 ¹	13,742	9,639	4,146	4,708	211	32,446	-497	31,949
信用リスク引当金繰入額	103	622	156	-7	259	1,133	1	1,134
利息以外の費用合計	10,348	7,682	2,791	3,685	2,804	27,310	389	27,699
このうち：								
減価償却費、減耗償却費および償却費	2	0	0	0	0	2	117	120
退職金	46	134	11	10	5	207	36	242
保険業務に係る費用	0	0	0	289	0	289	0	289
再構築費用	112	9	10	-3	4	133	0	133
無形資産の減損	0	0	0	-83	194	111	0	111
非支配持分	25	1	0	4	-2	28	-28	0
税引前利益（損失）	3,266	1,335	1,198	1,027	-2,851	3,975	-859	-3,116
費用収益比率	75%	80%	67%	78%	N/A	84%	N/A	87%
資産 ²	1,213,612	258,381	106,252	81,132	38,853	1,698,230	10,474	1,708,703
長期性資産の取得に係る資本的支出	0	108	0	1	0	109	517	626
リスク・ウェイトド・アセット ³	175,561	79,571	43,265	16,597	58,538	373,532	20,437	393,969
平均アクティブ資本	24,204	14,420	5,860	6,454	7,649	58,588	2,037	60,624
税引前平均アクティブ資本利益率	13%	9%	20%	16%	-37%	7%	N/A	5%
税引後平均アクティブ資本利益率 ⁴	9%	6%	14%	11%	-25%	N/A	N/A	3%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,451	5,887	1,875	1,052	90	14,355	-83	14,272
持分法適用投資による純利益（損失）	128	431	3	22	34	617	2	619
2 以下を含む：								
持分法適用投資	521	3,154	50	163	170	4,058	85	4,143

N/A - 意味なし

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2014年1月1日以降、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

4 当グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当グループの報告実効税率（2014年12月31日終了年度：46%）を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当グループの実効税率が調整されたため、2014年12月31日終了年度のセグメントの税率は34%となった。』

P

2013年度 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・ バンキング・ アンド・セキュ リティーズ	個人顧客 および中 堅企業	グローバ ル・トラ ンザク ション・ バンキン グ	ドイチェ・ アセット& ウェルス・ マネジメン ト	非中核事 業ユニッ ト	経営管理報 告合計	連結およ び調整	連結合計
純収益 ¹	13,526	9,550	4,069	4,735	964	32,844	-929	31,915
信用リスク引当金繰入額	189	719	315	23	818	2,064	0	2,065
利息以外の費用合計	10,162	7,276	2,648	3,929	3,550	27,564	830	28,394
このうち：								
減価償却費、減耗償却費および 償却費	2	0	0	0	2	5	18	23
退職金	26	224	8	5	14	278	25	303
保険業務に係る費用	0	0	0	460	0	460	0	460
再構築費用	130	22	54	170	25	399	0	399
無形資産の減損	0	7	57	14	0	79	0	79
非支配持分	16	0	0	1	-3	15	-15	0
税引前利益(損失)	3,158	1,555	1,107	782	-3,402	3,200	-1,744	1,456
費用収益比率	75%	76%	65%	83%	N/A	84%	N/A	89%
資産 ²	1,102,007	265,360	97,240	72,613	63,810	1,601,029	10,371	1,611,400
長期性資産の取得に係る資本的支 出	12	176	9	7	0	203	539	742
リスク・ウェイトド・アセット (パーゼル2.5)	114,729	73,001	36,811	12,553	52,443	289,537	10,832	300,369
平均アクティブ資本 ³	20,161	13,976	5,136	5,864	10,296	55,434	0	55,434
税引前平均アクティブ資本利益率	16%	11%	22%	13%	-33%	6%	N/A	3%
税引後平均アクティブ資本利益率 ⁴	9%	6%	13%	8%	-19%	N/A	N/A	1%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,409	5,963	1,930	988	618	14,909	-76	14,834
持分法適用投資による純利益 (損失)	78	375	3	18	-106	368	1	369
2 以下を含む：								
持分法適用投資	628	2,563	48	143	171	3,554	28	3,581

N/A - 意味なし

- 3 2013年7月1日付で、アクティブ資本の定義をCRR/CRD 4のフレームワークと整合させた。改訂後の定義では、株主持分は未払配当金に関してのみ調整されており、2013年度の数値はこの影響を反映するよう調整された。
- 4 当グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当グループの報告実効税率(2013年12月31日終了年度：53%)を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当グループの実効税率が調整されたため、2013年12月31日終了年度のセグメントの税率は42%となった。』

P

2012年度 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・ バンキング・ アンド・セキュ リティーズ	個人顧客 および中 堅企業	グローバ ル・トラ ンザク ション・ バンキン グ	ドイチェ・ アセット& ウェルス・ マネジメン ト	非中核事 業ユニッ ト	経営管理報 告合計	連結およ び調整	連結合計
純収益 ¹	15,073	9,540	4,200	4,472	1,427	34,711	-975	33,736
信用リスク引当金繰入額	81	781	208	18	634	1,721	0	1,721
利息以外の費用合計	12,071	7,224	3,327	4,299	3,697	30,618	582	31,201
このうち：								
減価償却費、減耗償却費および 償却費	5	0	0	0	2	8	17	25
退職金	164	249	24	42	4	484	59	543
保険業務に係る費用	0	0	0	414	0	414	0	414
再構築費用	236	0	40	104	12	392	0	394
無形資産の減損	1,174	15	73	202	421	1,886	0	1,886
非支配持分	17	16	0	1	31	65	-65	0
税引前利益(損失)	2,904	1,519	664	154	-2,935	2,307	-1,493	814
費用収益比率	80%	76%	79%	96%	N/A	88%	N/A	92%
資産 ²	1,448,924	282,428	87,997	78,103	113,247	2,010,699	11,576	2,022,275
長期性資産の取得に係る資本的支 出	15	140	1	1	0	157	477	634
リスク・ウェイトed・アセット (パーゼル2.5)	112,630	72,695	34,976	12,429	84,743	317,472	16,133	333,605
平均アクティブ資本 ³	20,213	12,177	4,181	5,916	12,440	54,927	0	54,927
税引前平均アクティブ資本利益率	14%	12%	16%	3%	-24%	4%	N/A	1%
税引後平均アクティブ資本利益率 ⁴	9%	8%	10%	2%	-15%	N/A	N/A	0%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,244	6,115	1,964	1,033	1,496	15,851	123	15,975
持分法適用投資による純利益 (損失)	131	312	5	6	-295	159	4	163
2 以下を含む：								
持分法適用投資	750	2,303	46	131	307	3,538	39	3,577
N/A - 意味なし								

3 2013年7月1日付で、アクティブ資本の定義をCRR/CRD 4のフレームワークと整合させた。改訂後の定義では、株主持分は未払配当金に関してのみ調整されており、2012年度の数値はこの影響を反映するよう調整された。

4 当グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当グループの報告実効税率(2012年12月31日終了年度：61%)を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当グループの実効税率が調整されたため、2012年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

コーポレート部門

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コーポレート部門

P

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加(減少)		2012年度から2013 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益：							
セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)	6,841	6,806	8,815	35	1	-2,009	-23
セールス・アンド・トレーディング(エクイティ)	2,928	2,737	2,288	191	7	449	20
発行業務(債券)	1,527	1,557	1,417	-30	-2	140	10
発行業務(エクイティ)	761	732	518	29	4	214	41
アドバイザー	580	480	590	100	21	-110	-19
貸出金商品	1,196	1,234	899	-39	-3	336	37
その他の商品	-90	-21	547	-70	N/A	-567	N/A
純収益合計	13,742	13,526	15,073	217	2	-1,547	-10
信用リスク引当金繰入額	103	189	81	-87	-46	108	133
利息以外の費用合計	10,348	10,162	12,071	186	2	-1,909	-16
このうち：							
再構築費用	112	130	236	-17	-13	-106	-45
無形資産の減損	0	0	1,174	0	N/A	-1,174	N/A
非支配持分	25	16	17	9	57	-1	-6
税引前利益(損失)	3,266	3,158	2,904	108	3	255	9
費用収益比率	75%	75%	80%	N/A	0Ppkt	N/A	-5Ppkt
資産 ¹	1,213,612	1,102,007	1,448,924	111,605	10	-346,917	-24
リスク・ウェイトド・アセット ²	175,561	114,729	112,630	N/A	N/A	2,099	2
平均アクティブ資本 ³	24,204	20,161	20,213	4,043	20	-52	0
税引前平均アクティブ資本利益率	13%	16%	14%	N/A	-2Ppkt	N/A	1Ppkt

N/A - 意味なし

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2014年度

2014年度上半期に市場ボラティリティと顧客活動の低下により厳しい市場環境であったにもかかわらず、CB&Sは2014年度全体で堅調な収益を計上した。2014年度下半期にはボラティリティが上昇し、CB&Sはフランチャイズ全体にわたって収益の伸びにより一層の勢いがみられた。

2014年度全体の純収益は、2013年度の135億ユーロから217百万ユーロ(2%)増の137億ユーロであった。純収益はRWA削減努力に関して生じる信用評価調整(CVA)、債務評価調整(DVA)、資金調達評価調整(FVA)およびIFRSのCVAとFVAの計算の精緻化に関連する評価調整を含んでおり、調整額の総額は299百万ユーロの損失となった(2013年度全体では201百万ユーロの損失)。

セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は68億ユーロで、前年並みであった。RMBSの収益は、リスク圧縮活動および2013年度が厳しい市場環境であったことを反映して大幅に増加した。ディストレスト・プロダクツの収益は、ヨーロッパにおける力強い業績により前年度から増加した。フロー・クレジットの収益は、北米の業績低迷により前年度から大幅に減少した。コア金利の収益は、アジア/太平洋およびヨーロッパにおける業績低迷と相まって市場の変動および計算の精緻化によりFVAが損失となったことに起因して、前年度から減少した。外国為替の収益は、特に2014年度上半期におけるボラティリティの低下および顧客取引の減少により前年度から減少した。グローバル・リクイディティ・マネジメン

ト、クレジット・ソリューションおよびエマージング・マーケットの収益は、前年並みであった。セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）の純収益は、合計173百万ユーロの損失となる3つの評価調整項目を含んでいた。第1に、RWAの削減努力に関連してCVAに生じた7百万ユーロの時価評価による利得（2013年度全体：240百万ユーロの損失）である。第2に、IFRSのCVAの計算の精緻化に関連した58百万ユーロの損失（2013年度全体：ゼロ）である。第3に、計算の精緻化による51百万ユーロのマイナスの影響を含む122百万ユーロのFVAの損失（2013年度全体：67百万ユーロの利得）である。

セールス・アンド・トレーディング（株式）の純収益は、前年度と比較して191百万ユーロ（7%）増の29億ユーロであった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高の増加により前年度から増加した。エクイティ・トレーディングおよびエクイティ・デリバティブの収益はいずれも前年並みであった。

2014年度全体の発行業務およびアドバイザリーによる純収益は、前年度と比較して99百万ユーロ（4%）増の29億ユーロであった。アドバイザリー収益は、フィー・プールおよび市場シェアの拡大により前年度から増加した。株式発行業務および債券発行業務の収益はいずれも前年並みであった。

2014年度全体の貸出金商品による純収益は12億ユーロで、前年並みであった。

その他の商品による純収益は、前年度のマイナス21百万ユーロに対してマイナス90百万ユーロであった。その他の商品による純収益は、IFRSのCVAの計算の精緻化に関連した37百万ユーロの利得および126百万ユーロのDVA損失（2013年度全体では21百万ユーロの損失）を含んでいた。

信用リスク引当金繰入額に関して、CB&Sは2014年度全体で、運送ポートフォリオに関する引当金の減少およびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオにおける引当金の戻入（純額）により、前年度から87百万ユーロ（46%）減の103百万ユーロの繰入額（純額）を計上した。

利息以外の費用は、2013年度全体と比較して186百万ユーロ（2%）増加した。この増加は、規制上要求される支出、プラットフォーム強化および為替レートの不利な変動によるものであった。これらは、OpExによるコスト削減の取り組みの進展および訴訟費用の減少を上回るものとなった。

税引前利益は、前年度の32億ユーロと比較して33億ユーロであった。これは、収益の堅調な業績および訴訟費用の減少によるものであり、規制関連コストおよび達成費用（CtA）の支出の増加により一部相殺された。

2013年度

2013年度全体の業績は、特に米国連邦準備制度理事会の量的緩和プログラムの縮小決定に関する継続的な市場の不確実性と、流動性の低下および顧客活動の減速が相まったことにより、大きな影響を受けた。

2013年度全体の純収益は、2012年度の151億ユーロから15億ユーロ（10%）減の135億ユーロであった。この純収益は3つの評価調整項目の影響を受けた。第1に、RWAの削減努力に関連して信用評価調整（CVA）に関して生じた時価評価損265百万ユーロである。第2に、債務評価調整（DVA）の影響に関連した損失21百万ユーロである。これらは、資金調達評価調整（FVA）に関連した利得85百万ユーロによって一部相殺された。これらの項目を除くと、2013年度および2012年度の純収益はいずれも、2012年度全体と比較して10億ユーロ（7%）減少した。

セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）の純収益は、前年度と比較して20億ユーロ（23%）減の68億ユーロであった。レーツ収益は、流動性の低下および継続的な市場の不確実性を反映した顧客活動の低迷により、前年度から大幅に減少した。RMBSは、当年度に着手したリスク圧縮活動の影響、流動性の低下および継続的な市場の不確実性によるマイナスの影響を受け、前年度と比較して大幅な減収となった。外国為替における収益は、取引量の増加にもかかわらず、ボラティリティの低下および利鞘の縮小によって前年度から減少した。フロー・クレジットの収益は、ヨーロッパ地域の業績低迷により前年度と比較して減少した。新興市場およびディストレスト・プロダクツの収益は前年並みであった。

セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）の純収益は、前年度と比較して449百万ユーロ（20%）増の27億ユーロであった。顧客活動の増加および市場環境の改善により、エクイティ・トレーディング収益は前年度から増加し、エクイティ・デリバティブ収益は前年度から大幅に増加した。プライム・ファイナンス収益は前年並みであった。

2013年度全体の発行業務およびアドバイザリーによる純収益は、前年度と比較して244百万ユーロ（10%）増の28億ユーロであった。世界市場での好調な債券および株式発行業務を反映して、債券発行業務収益は前年度から増加し、株式発行業務収益は前年度から大幅に増加した。アドバイザリー収益は、フィー・プールおよび取引量の減少により前年度から減少した。

2013年度全体の貸出金商品による純収益は、2012年度と比較して336百万ユーロ（37%）増の12億ユーロであった。これは、全体的なヘッジ費用の減少、公正価値で測定する貸出金取引割合の低下、信用スプレッドの有利な変動および当行の商業用不動産のフランチャイズの継続的な強化によるものであった。

2013年度全体のその他の商品による純収益は、2012年度のプラス547百万ユーロに対してマイナス21百万ユーロであった。この減少は主に、前年度の一定のデリバティブ負債に関して2012年度に導入された債務価値調整（DVA）の計算手法の精緻化による前年度におけるプラスの影響が発生しなかったことによるものであった。

信用リスク引当金繰入額に関して、CB&Sは2013年度全体で、運送ポートフォリオに関する引当金の増加により、前年度から108百万ユーロ（133%）増の189百万ユーロの繰入額（純額）を計上した。

利息以外の費用は、無形資産の減損が含まれていた2012年度全体と比較して19億ユーロ（16％）減少した。当該減損損失を除いた場合、この減少は、OpExの手法の継続的な実施を反映した報酬費用および報酬以外の費用の減少によるもの、および為替レートの有利な変動によるものであり、訴訟費用の増加によって一部相殺された。

税引前利益は、前年度の29億ユーロと比較して32億ユーロであった。これは、無形資産の減損が発生しなかったこと、報酬費用および報酬以外の費用が減少したことによるものであり、収益の減少および訴訟引当金の増加により一部相殺された。

個人顧客および中堅企業コーポレート部門

€

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加（減 少）		2012年度から2013 年度の増加（減 少）	
				金額	比率 （％）	金額	比率 （％）
純収益：							
グローバル・クレジット商品	3,463	3,408	3,331	55	2	76	2
預金	2,977	3,012	3,175	-34	-1	-163	-5
支払、カードおよび口座商品	983	1,019	1,027	-36	-3	-8	-1
投資および保険商品	1,308	1,220	1,146	88	7	74	6
ポータルおよび付随的なポスト バンク・サービス	416	434	454	-17	-4	-20	-4
その他の商品	491	457	407	33	7	51	12
純収益合計	9,639	9,550	9,540	89	1	10	0
信用リスク引当金繰入額	622	719	781	-97	-13	-62	-8
利息以外の費用合計	7,682	7,276	7,224	406	6	52	1
このうち：							
無形資産の減損	0	7	15	-7	N/A	-8	-54
非支配持分	1	0	16	0	46	-15	-97
税引前利益（損失）	1,335	1,555	1,519	-220	-14	35	2
費用収益比率	80%	76%	76%	N/A	4Ppkt	N/A	0Ppkt
資産 ¹	258,381	265,360	282,428	-6,978	-3	-17,068	-6
リスク・ウェイトド・アセッ ト ²	79,571	73,001	72,695	N/A	N/A	306	0
平均アクティブ資本 ³	14,420	13,976	12,177	444	3	1,799	15
税引前平均アクティブ資本利益 率	9%	11%	12%	N/A	-2Ppkt	N/A	-1Ppkt

PBCの業務別内訳

プライベート・アンド・コマー シャル・バンキング							
純収益	3,855	3,704	3,741	150	4	-36	-1
信用リスク引当金繰入額	79	128	174	-49	-38	-46	-26
利息以外の費用	3,533	3,237	3,098	296	9	139	4
税引前利益	243	339	468	-96	-28	-129	-28

アドバイザー・バンキング (インターナショナル)

純収益	2,134	2,052	1,971	82	4	81	4
信用リスク引当金繰入額	272	248	211	24	10	37	17
利息以外の費用	1,179	1,139	1,217	41	4	-78	-6
税引前利益	683	666	543	17	3	122	22

ポストバンク⁴

純収益	3,651	3,794	3,828	-143	-4	-34	-1
信用リスク引当金繰入額	271	343	395	-71	-21	-52	-13
利息以外の費用	2,970	2,900	2,910	70	2	-9	0
非支配持分	1	0	15	0	69	-15	-97
税引前利益	409	550	508	-141	-26	43	8

N/A - 意味なし

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではパーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。
- 4 ポストバンクAGならびにBHWおよびnorisbankの主要な中核事業活動を含んでいる。』

追加情報

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加(減少)		2012年度から2013 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
運用資産 ¹	291	282	293	9	3	-11	-4
正味新規資金	6	-15	-10	21	N/A	-6	58

N/A - 意味なし

- 1 我々は、運用資産を(a)我々が顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)我々が運用管理する顧客資産と定義する。我々は、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

2014年度

PBCの事業環境は、さらなる金利低下、規制の強化およびドイツ連邦裁判所(Bundesgerichtshof)が2014年5月と10月に下した2つの判決による貸出手数料に係る多額の非経常費用を含む逆風があり、2014年度も引き続き厳しかった。困難な環境にもかかわらず、PBCの収益は、主にドイツにおいて投資および保険商品の顧客取引が好転したことおよび特定のクレジット商品が増加したことを反映して、前年度比で増加した。当期の信用リスク引当金繰入額も、貸出金ポートフォリオの質を反映して改善した。

PBCの報告された年度全体の業績は、上記の貸出手数料の払戻し400百万ユーロの影響により、2013年度を下回った。貸出手数料に対する適切な引当金が2014年度に計上されたことに基づき、2015年度以降さらに影響を与えることはないと思込んでいる。

PBCの純収益は、2013年度と比較して89百万ユーロ(1%)増加した。投資および保険商品の収益は、主に有価証券において純資産が流入および取引が増加したことを反映して、88百万ユーロ(7%)増加した。クレジット商品の収益は、特にドイツのモーゲージにおける融資残高の増加により、55百万ユーロ(2%)増加した。その他の商品の純収益は、33百万ユーロ(7%)増加した。この増加は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおいて、過去の会計期間に完了した事業の売却に関連した利得が事後的に発生したこと、DB Bausparの有価証券売却による利得、および華夏銀行に対する持分投資の業績が伸びたことの影響を反映したものであった。これは、ポストバンクの営業関連以外の活動からの収益の減少と一部相殺された。なお2013年度は、ポストバンクの貸倒引当金の一部戻入によるプラスの影響を受けていた。当該引当金はポストバンク統合前に引き当てられたものであるため、その他の商品の収益に計上された。支払、カードおよび口座からの純収益は、主に支払およびカード手数料に関する規制要件の変更により、36百万ユーロ(3%)減少した。預金の純収益は、ヨーロッパにおける引き続き厳しい金利環境および主にポストバンクにおけるレバレッジ解消により、34百万ユーロ(1%)減少した。ポータルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、過去にその他の収益に計上された特定の商品に関連する費用を報告するための分類が変更になったことにより、17百万ユーロ(4%)減少した。

信用リスク引当金繰入額は、ドイツにおける有利な環境の恩恵を受け、前年度から97百万ユーロ(13%)減少した。前年度においては、その他の利息収益にさらに86百万ユーロが貸方計上された。これは、当グループが最初に連結した時に、公正価値で計上したポストバンクの貸出金の信用の質が改善したことを表していた。

利息以外の費用は、2013年度から406百万ユーロ(6%)増加した。2014年度は、最近ドイツで下された法的判決による上記の変更を受けた貸出手数料に関連する400百万ユーロの費用が大きく影響した。さらに、主に規制要件により生じたインフラストラクチャー費用の増加によって費用が増加した。2014年度において、ヨーロッパにおける不動産の売却利得によりこれらの費用の増加は一部相殺された。また、2013年度の利息以外の費用は、華夏銀行とのクレジットカード事業での提携に関する引当金の戻入れに関連する同程度の規模の項目を含んでいた。当行のOpExおよびポストバンクの統合プログラムに関する費用

は、これらのプログラムの進展に伴い42百万ユーロ（8％）減少した。また、PBCはOpExプログラムに基づく効率的な施策の導入により引き続き削減の増加を達成した。

税引前利益は、主に上記の貸出手数料に係る費用により、2013年度と比較して220百万ユーロ（14％）減少した。

運用資産は、60億ユーロの正味流入（主に有価証券）およびさらなる市場評価の上昇により、2013年12月31日現在と比較して90億ユーロ増加した。

2013年度

ドイツにおける低金利および顧客の投資活動の低迷という環境にあるものの、PBCは安定的な経営成績を達成した。信用リスク引当金繰入額は前年度を下回り、2013年度の貸出環境は良好であった。当行が事業を行うドイツ以外のヨーロッパ市場では、信用活動の減少が投資商品の取引増加により補われていることが特徴的であった。2013年度の最後の数ヶ月間に中国およびインドの金融市場で観察された混乱は、これらの国々における当行の活動に重要な影響を与えなかった。

純収益は、2012年度と比較してわずかに10百万ユーロ増加した。クレジット商品、投資および保険商品ならびにその他の商品の収益の増加は、継続的な低金利環境に関連した預金収益の減少およびポストバンクの購入価格の配分によるマイナスの影響の増加に相殺された。クレジット商品の収益は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおけるモーゲージ取引量の増加、およびアドバイザー・バンキング（インターナショナル）における消費者金融の利鞘の拡大を反映して、76百万ユーロ（2％）増加した。投資および保険商品の収益は、アドバイザー・バンキング（インターナショナル）における取引量の増加、およびプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおける一任ポートフォリオ運用管理収益の増加により、74百万ユーロ（6％）増加した。その他の商品の収益は、華夏銀行の業績から恩恵を受けて51百万ユーロ（12％）増加したが、主にポストバンクに関連するいくつかの単発項目により一部相殺された。ポータルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、通常の収益変動を反映して、20百万ユーロ（4％）減少した。支払、カードおよび口座商品は引き続き安定的であった。

信用リスク引当金繰入額は、2012年度の781百万ユーロから8％減の719百万ユーロであった。これはプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングおよびポストバンクによるものであり、ドイツにおけるポートフォリオの質および信用環境の改善を反映したものであった。さらに、その他の利息収益に86百万ユーロ（2012年度：94百万ユーロ）が貸方計上された。これは、当グループが最初に連結した時に、公正価値で計上したポストバンクの貸出金の信用の質が改善したことを表している。アドバイザー・バンキング（インターナショナル）は、主にイタリアにおける困難な信用環境を受けて、信用リスク引当金繰入額を増額した。

利息以外の費用は、2012年度と比較して52百万ユーロ（1％）増加した。これは、ポストバンクの統合およびOpExに関連した達成費用の増加112百万ユーロ、ならびにインフラ機能からの費用配分の増加（これは主にポストバンクとのシナジーの実現による削減額とほぼ同額であった。）によるものであった。

税引前利益は、達成費用の増加112百万ユーロにもかかわらず、2012年度と比較して35百万ユーロ（2％）増加した。

運用資産は、主に150億ユーロの正味流出（主に預金）により110億ユーロ減少し、40億ユーロの市場評価の上昇により一部が相殺された。

グローバル・トランザクション・バンキング・コーポレート部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加（減少）		2012年度から2013 年度の増加（減少）	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益：							
トランザクション・サービス	4,146	4,069	4,200	76	2	-130	-3
その他の商品	0	0	0	0	N/A	0	N/A
純収益合計	4,146	4,069	4,200	76	2	-130	-3
信用リスク引当金繰入額	156	315	208	-159	-50	107	52
利息以外の費用合計	2,791	2,648	3,327	144	5	-680	-20
このうち：							
再構築費用	10	54	40	-44	-81	13	33
無形資産の減損	0	57	73	-57	N/A	-16	-22
非支配持分	0	0	0	0	N/A	0	N/A
税引前利益（損失）	1,198	1,107	664	92	8	442	67

費用収益比率	67%	65%	79%	N/A	2Ppkt	N/A	-14Ppkt
資産 ¹	106,252	97,240	87,997	9,012	9	9,243	11
リスク・ウェイト・アセット ²	43,265	36,811	34,976	N/A	N/A	1,835	5
平均アクティブ資本 ³	5,860	5,136	4,181	724	14	955	23
税引前平均アクティブ資本利益率	20%	22%	16%	N/A	-1Ppkt	N/A	6Ppkt

N/A - 意味なし

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイト・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2014年度

2014年度のGTBの純収益および税引前利益は、すでに低下した金利のさらなる引き下げ、地政学的リスクが高まったことおよび厳しい事業環境を反映し、厳しい市場環境が続いたにもかかわらず、堅調に推移した。2014年度および2013年度の利息以外の費用は特定項目の影響を受けた。2013年度の業績が、戦略2015プラスの一環としてオランダにおける商業銀行業務の再建のための費用の増加および無形資産の減損を含んでいたのに対して、2014年度は訴訟関連費用を含んでいた。

純収益は、2014年度のregistrar services GmbHの売却および2013年度のDeutsche Card Servicesの売却による利得を含め、2013年度と比較して76百万ユーロ（2%）増加した。トレード・ファイナンスにおいては、特にアジアおよびヨーロッパでの堅調な取引高の増加および安定した利鞘により、収益が増加した。セキュリティーズ・サービスは取引高の増加による恩恵を受けた。キャッシュ・マネジメントの収益は、継続する低金利環境による圧力を引き続き受けている。

信用リスク引当金繰入額は、2013年度と比較して159百万ユーロ（50%）減少した。この減少は主に、2013年度に発生したトレード・ファイナンスにおける単独の顧客に係る信用事象が発生しなかったことによる。

利息以外の費用は、2013年度と比較して144百万ユーロ（5%）増加した。上記のように、2014年度には訴訟関連費用が含まれていたが、前年度は戦略2015プラスに関連した費用の増加の影響を受けた。これには、オランダにおける再建のためのOpExプログラムに関連した達成費用の増加および無形資産の減損が含まれていた。これらの項目を除くと、利息以外の費用は、収益に関連する費用の増加および規制要件を遵守するための費用の増加により増加した。さらに、事業成長を可能にするための投資が費用増加の一因となった。

税引前利益は、主に2013年度に発生した単独の顧客に係る信用事象を受けて信用リスク引当金繰入額が減少したことおよび収益が増加したことにより、2013年度と比較して92百万ユーロ（8%）減少した。これは、コスト・ベースの増加により一部相殺された。

2013年度

困難な市場環境にもかかわらず、2013年度のGTBの収益性は2012年度と比較して上昇した。両期間において、戦略2015プラスの実行に関連する特別項目が含まれていた。2013年度は上記の特別項目の影響を受けた。2012年度の業績には、訴訟関連費用、オランダにおける商業銀行業務の再建施策の一環として売り手から受け取った信用プロテクションの決済および無形資産の減損が含まれていた。

純収益は、2012年度と比較して130百万ユーロ（3%）減少した。2012年度には、オランダにおける再建施策に関連する上記の決済支払額が含まれていた。2013年度にはDeutsche Card Servicesの売却による利得が含まれていた。2013年度を通して、主要市場における持続的な低金利および利鞘に対する競合の圧力により、マクロ経済環境は困難な状況にあった。さらに2012年度と比較して、為替の変動が、ユーロ建て報告されるGTBの業績にマイナスの影響を与えた。上記の逆風および特別項目を除いて、アジア/太平洋（APAC）およびアメリカにおける成長が実現したことにより、2012年度と比較して収益は増加した。トレード・ファイナンスにおける純収益は、好調な取引量から恩恵を受けて安定的であったが、利鞘に係る激しい競争環境の影響により一部相殺された。セキュリティーズ・サービスは、取引量の増加を背景にこの市場環境において堅調な業績であった。キャッシュ・マネジメントにおける収益は、好調な取引量および顧客残高の恩恵を受けた。

信用リスク引当金繰入額は、2012年度と比較して107百万ユーロ（52%）増加した。この増加は主に、トレード・ファイナンスにおける単独の顧客に係る信用事象によるものであり、オランダでの商業銀行業務の引当金の減少により一部相殺された。

利息以外の費用は、2012年度と比較して680百万ユーロ（20%）減少した。これは主に、上記の訴訟関連費用が発生しなかったことおよびオランダの再建費用の減少によるものであった。OpExプログラムに関連する達成費用は、2012年度と比較して68百万ユーロ増の109百万ユーロであった。これらの費用を除くと、利息以外の費用は2012年度よりも減少した。これは、コスト管理に引き続き重点を置いたことによるものであり、事業活動の増加および戦略2015プラスの実行に関連する費用の増加により一部相殺された。

税引前利益は、訴訟およびオランダにおける商業銀行業務の再建施策などの特別項目が2012年度に発生したことから、2012年度と比較して442百万ユーロ（67％）増加した。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・コーポレート部門

『

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加（減 少）		2012年度から2013 年度の増加（減 少）	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益：							
運用フィーおよびその他の経常 収益	2,601	2,441	2,282	161	7	158	7
業績および取引フィーならびに その他の非経常収益	826	924	905	-97	-11	19	2
純利息収益	624	578	496	45	8	83	17
その他の商品による収益	367	299	369	68	23	-70	-19
Abbey Lifeの保険契約のポジ ションに係る時価の変動	291	494	420	-202	-41	74	18
純収益合計	4,708	4,735	4,472	-27	-1	263	6
信用リスク引当金繰入額	-7	23	18	-30	N/A	5	29
利息以外の費用合計	3,685	3,929	4,299	-245	-6	-370	-9
このうち：							
保険業務に係る費用	289	460	414	-172	-37	46	11
再構築費用	-3	170	104	-173	N/A	66	63
無形資産の減損	-83	14	202	-97	N/A	-188	-93
非支配持分	4	1	1	2	N/A	0	60
税引前利益（損失）	1,027	782	154	245	31	628	N/A
費用収益比率	78%	83%	96%	N/A	-5Ppkt	N/A	-13Ppkt
資産 ¹	81,132	72,613	78,103	8,519	12	-5,490	-7
リスク・ウェイトド・アセッ ト	16,597	12,553	12,429	N/A	N/A	124	1
平均アクティブ資本 ²	6,454	5,864	5,916	590	10	-52	-1
税引前平均アクティブ資本利益 率	16%	13%	3%	N/A	3Ppkt	N/A	11Ppkt

N/A - 意味なし

- セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではパーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

追加情報

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加（減 少）		2012年度から2013 年度の増加（減 少）	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
運用資産 ¹	1,039	923	920	116	13	3	0
正味新規資金	40	-13	-25	53	N/A	12	-48

N/A - 意味なし

- 我々は、運用資産を(a)我々が顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)我々が運用管理する顧客資産と定義する。我々は、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

2014年度

2014年度において、ドイチェAWMは引き続き運用資産の増加から恩恵を受けた。これは、市場水準の上昇、正味新規資金の増加、および米ドル高による外国為替のプラスの影響によるものであり、これらの要因により経常収益の増加傾向が高まった。業績は、規制に係る費用の増加および預金収益の利鞘を悪化させる低金利環境の継続の影響を引き続き受けている。純収益は、Abbey Lifeの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動により減少し、利息以外の費用の中の保険業務に係る費用と相殺され、全体として減少した。

ドイチェAWMの2014年度全体の純収益は、2013年度と比較して27百万ユーロ（1%）減の47億ユーロであった。

運用フィーおよびその他の経常収益は、顧客からの正味新規資金の増加、外国為替の有利な推移および相場上昇に起因する平均運用資産の増加により、161百万ユーロ（7%）増加した。業績および取引フィーならびにその他の非経常収益は、資産運用における業績フィーの減少、ならびに個人顧客向けの債券および外国為替商品からの取引収益の減少により、97百万ユーロ（11%）減少した。純利息収益は、融資残高の増加、前期の利息の戻入および貸出の利鞘の改善により、45百万ユーロ（8%）増加した。その他の商品による収益は、2013年度と比較して68百万ユーロ（23%）増加した。これは、オルタナティブからの収益の増加が一因であったが、この増加は長期金利の低下の影響を受けた保証の公正価値の不利な変動により一部相殺された。Abbey Lifeの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、2013年度から202百万ユーロ（41%）減少したが、大部分は利息以外の費用において相殺された。

信用リスク引当金繰入額は、主に特定の顧客への貸出金に対する引当金が減少したことおよび2014年度に過去の費用を戻入れたことにより30百万ユーロ減少した。

利息以外の費用は、主に保険給付の減少、Scudderに関する無形資産の評価減の戻入、OpExに関連する達成費用の減少および継続的なOpExプログラムの施策によるプラスの影響ならびに訴訟費用の減少により、2013年度と比較して245百万ユーロ（6%）減少した。この減少は、戦略的人材採用、報酬についての規制要件の遵守および年金変更に伴う一時的な影響と一部相殺された。

2014年度の税引前利益は10億ユーロであり、2013年度と比較して245百万ユーロ増加した。収益の業績はわずかに低下したが、信用リスク引当金繰入額および利息以外の費用がそれ以上に減少した。

2014年12月31日現在のドイチェAWMの運用資産は1.0兆ユーロであり、2013年12月31日現在と比較して1,160億ユーロ（13%）増加した。これは主に、為替の変動による500億ユーロ、相場上昇による430億ユーロおよび流入による400億ユーロによるものであった。

2013年度

2013年度において、ドイチェAWMは株式市場および債券市場の取引増加による恩恵を受けた。さらに、ドイチェAWMの運用プラットフォームを改善する取り組みが費用効率を上げた。

ドイチェAWMの2013年度全体の純収益は、2012年度と比較して263百万ユーロ（6%）増の47億ユーロであった。

運用フィーおよびその他の経常収益は、158百万ユーロ（7%）増加した。これは、好調な市況、ならびにオルタナティブおよび個人顧客の増加による商品構成の有利な変化による利鞘の改善を受け、当年度の平均運用資産が増加したことによるものであった。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動は、2012年度から74百万ユーロ（18%）増加したが、利息以外の費用により大幅に相殺された。純利息収益は、証券化された貸出金および商業用モーゲージに関する貸出業務収益の力強い成長により、83百万ユーロ（17%）増加した。業績および取引フィーならびにその他の非経常収益は、オルタナティブ全般における業績フィーの増加および積極的な資金運用により、19百万ユーロ（2%）増加した。その他の商品による収益は、主に前年度のバリュー・リテール事業の売却利得により、2012年度と比較して70百万ユーロ（19%）減少した。

信用リスク引当金繰入額は、主にスイスの特定の顧客への貸出金に対する引当金により、2012年度と比較して5百万ユーロ増加した。

利息以外の費用は、主に2013年度のOpExに関連した人員削減ならびに2012年度のScudderおよびIT関連の減損（Abbey Lifeに関連する上記の影響により一部相殺された。）により、2012年度と比較して370百万ユーロ（9%）減少した。

2013年度の税引前利益は782百万ユーロであり、2012年度と比較して628百万ユーロ増加した。これは、堅調な収益の業績、2012年度に計上された減損および2013年度におけるOpExの進展を反映したものである。

2013年12月31日現在のドイチェAWMの運用資産は9,230億ユーロであり、2012年12月31日現在と比較して30億ユーロ増加した。これは主に、市場評価の上昇による400億ユーロによるものであり、為替の影響、流出およびその他の変動により一部相殺された。正味流出は、主に機関投資家顧客の利鞘の低下によるものであり、個人顧客からの流入110億ユーロにより一部相殺された。

非中核事業ユニット・コーポレート部門

『

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加(減少)		2012年度から2013 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	211	964	1,427	-753	-78	-463	-32
このうち：							
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得(損失)	-573	245	650	-818	N/A	-405	-62
信用リスク引当金繰入額	259	818	634	-559	-68	185	29
利息以外の費用合計	2,804	3,550	3,697	-746	-21	-147	-4
このうち：							
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/A	0	N/A
再構築費用	4	25	12	-20	-83	13	104
無形資産の減損	194	0	421	194	N/A	-421	N/A
非支配持分	-2	-3	31	1	-24	-34	N/A
税引前利益(損失)	-2,851	-3,402	-2,935	551	-16	-467	16
費用収益比率	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
資産 ¹	38,853	63,810	113,247	-24,957	-39	-49,437	-44
リスク・ウェイトed・アセット ²	58,538	52,443	84,743	N/A	N/A	-32,300	-38
平均アクティブ資本 ³	7,649	10,296	12,440	-2,647	-26	-2,143	-17
税引前平均アクティブ資本利益率	-37%	-33%	-24%	N/A	-4Ppkt	N/A	-9Ppkt

N/A - 意味なし

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトed・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2014年度

2014年度において、NCOUは引き続きリスク圧縮戦略を推進し、特に旧コーポレート・インベストメンツ部門が以前保有していた事業用資産の売却に注力した。BHF-BANKおよびThe Cosmopolitan of Las Vegasを含む売却を2014年度に完了した。これらに追加して、モノライン・ポートフォリオ内一部のクレジット・デリバティブのプロテクションをその参照債券の売却と共に期限前解約して、信用関連ポートフォリオからのCRD IVエクスポージャーを大幅に削減するなど、さらに従前の銀行資産が縮小された。2014年度における資産のリスク圧縮により、純利得181百万ユーロが生じた。

NCOUの当報告期間における純収益は、753百万ユーロ(78%)減の211百万ユーロであった。これは、ポートフォリオの収益水準が資産削減の達成に伴い低下したことおよび資産圧縮に係る利得の減少を反映したものであり、当期間における評価調整の減少により一部相殺された。2014年度の特定項目には、Maher Terminalsの債券による資金調達に再編に関連したスワップ取引に係る累積の時価評価損が、その他の包括利益からその他の収益に組替えられたことによる314百万ユーロの損失および米国の電力セクターにおける取引商品に対する当行のエクスポージャーに関連したスペシャル・コモディティーズ・グループの151百万ユーロの損失が含まれていた。2013年度の純収益には、BHF-BANKの売却に関連した損失183百万ユーロ、資金調達評価調整(FVA)の初回適用によるマイナスの影響171百万ユーロおよびモーゲージの買戻費用122百万ユーロが含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2013年度と比較して559百万ユーロ(68%)減少した。これは、IAS第39号に基づき分類変更された資産および商業用不動産に対する信用リスク引当金繰入額の減少によるものであった。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の減少により、2013年度と比較して746百万ユーロ(21%)減少した。また、直接費は、当年度におけるBHF-BANKの売却およびその他のリスク圧縮手法により、327百万ユーロ(21%)減少した。これは、当年度においてMaher Terminalsに対する投資に関して計上された特定の減損損失194百万ユーロにより相殺された。

税引前損失は、前年度と比較して551百万ユーロ減の29億ユーロであった。収益および信用損失が、リスク圧縮の進展を反映して減少する一方で、利息以外の費用も減少したが、特定項目の時期および性質の影響を引き続き受けた。

2013年度

純収益は2012年度と比較して463百万ユーロ（32％）減少した。これは、ポートフォリオの収益が、資産の水準に沿って落ち込み減少したためであった。2013年度の特定期間には、BHF-BANKの売却計画に関連する損失183百万ユーロ、資金調達評価調整（FVA）の初回適用によるマイナスの影響171百万ユーロ、モーゲージの買戻費用122百万ユーロおよび様々な減損の影響が含まれていた。これらは、当期間に発生したリスク圧縮による純利得の増加により一部相殺された。2012年度の純収益には、従来保有していたActavis Groupのエクスポージャーに対する減損に関連したマイナスの影響257百万ユーロ、CVA手法の精緻化203百万ユーロおよびモーゲージの買戻費用233百万ユーロが含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2012年度と比較して185百万ユーロ（29％）増加した。これは主に、ヨーロッパの商業用不動産に対するエクスポージャーを含む、ポートフォリオ全体に見られた特定の信用事象によるものであった。

利息以外の費用は、2012年度と比較して147百万ユーロ減少した。この変動には訴訟関連費用の増加が含まれており、前年度に報告された無形資産の減損421百万ユーロが発生しなかったことにより相殺された。

税引前損失は、前年度と比較して467百万ユーロ増の34億ユーロであった。純収益の減少が主な原因であったが、いずれの期間も特定項目の時期および性質の影響を受けた。

連結および調整

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	2014年度	2013年度	2012年度	2013年度から2014 年度の増加（減少）		2012年度から2013 年度の増加（減少）	
				金額	比率 （％）	金額	比率 （％）
純収益 ¹	-497	-929	-975	432	-47	46	-5
信用リスク引当金繰入額	1	0	0	0	38	0	N/A
利息以外の費用合計	389	830	582	-440	-53	247	42
非支配持分	-28	-15	-65	-13	82	49	-76
税引前利益（損失）	-859	-1,744	-1,493	885	-51	-251	17
資産 ²	10,474	10,371	11,576	102	1	-1,205	-10
リスク・ウェイトド・アセット ³	20,437	10,832	16,133	N/A	N/A	-5,300	-33
平均アクティブ資本 ⁴	2,037	0	0	2,037	N/A	0	N/A

N/A - 意味なし

- 1 純利息収益および利息以外の収益。
- 2 C&Aの資産には、繰延税金資産や部門横断的な清算勘定といった、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されている。
- 3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではパーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Aのリスク・ウェイトド・アセットは、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されており、その主な内容は、当グループの年金制度に関連する全社的資産である。2013年度のリスク・ウェイトド・アセットの減少は、主に当行の年金資産に関するリスク圧縮の取り組みによるものであった。
- 4 C&Aに割り当てられた平均アクティブ資本は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」に記載の通り、各セグメントに配分されなかった資本の残額を反映している。』

2014年度

2014年度のC&Aの純収益マイナス497百万ユーロには、資本性金融商品のスプレッドに関連したマイナス336百万ユーロ、及び財務部とCB&S間での内部の無担保デリバティブ取引に対するFVAからの損失66百万ユーロが含まれていた。2013年度における上記項目の金額は、資本性金融商品のスプレッドに関連したマイナス330百万ユーロ、及び同年度にFVAを初めて計上したことによるFVAからのマイナス276百万ユーロであった。また、2014年度の収益は、ユーロ／米ドル間のベースス・スプレッドのボラティリティの減少および当行の信用スプレッドの影響の低下を受けて、評価および時期の相違による影響が、2013年度のマイナス249百万ユーロからマイナス172百万ユーロになったことを反映した。

利息以外の費用は、前年度と比較して53％減の389百万ユーロであった。これは、主に2013年度において非経常の多額の訴訟費用528百万ユーロが発生したことによるものであった。また、利息以外の費用には、銀行税関連費用342百万ユーロが含まれていた。この費用は、2013年度には197百万ユーロであった

2014年度の非支配持分は28百万ユーロであった。これは主にストラクチャード・ファイナンス取引によるものであり、2013年度は主にポストバンクによる15百万ユーロであった。これらの非支配持分は、各部門の税引前利益から控除されC&Aにおいて戻入れられる。

税引前損失は、2013年度の17億ユーロと比較して859百万ユーロとなった。この結果は主に、大規模な訴訟項目が発生しなかったことによるものであったが、銀行税の増加により一部相殺された。

2013年度

2013年度のC&Aの純収益マイナス929百万ユーロには、資本性金融商品のスプレッドに関連したマイナス330百万ユーロ、及び財務部とCB&S間での内部の無担保デリバティブ取引に対するFVAを初めて計上したことによる損失276百万ユーロが含まれていた。また、経営管理報告上は公正価値で測定され、IFRS上は償却原価で測定されるポジションに関連した認識時期の相違による差額マイナス249百万ユーロが含まれていた。これらの影響は、当該ポジションの期間全体では元に戻る。2012年度と比較して、主にユーロ/米ドル間のベースス・リスクの変動の減少、および前年度の損失の損益計算書上の戻入を反映して、これらの影響に係るマイナスは大幅に減少した。

利息以外の費用は、主にKirchグループとの和解に関連した528百万ユーロを含む訴訟関連費用により、前年度と比較して42%増の830百万ユーロとなった。これは、2013年度における過去の内部費用配分の訂正により一部相殺された。また、2013年度の利息以外の費用には、銀行税関連費用197百万ユーロが含まれていた。

非支配持分（各部門の税引前利益から控除されC&Aにおいて戻入れられる）の減少は、主にポストバンクによるものであった。

2013年度の税引前損失は、2012年度の15億ユーロと比較して17億ユーロとなった。この増加は主に、Kirchグループとの和解およびFVAを初めて計上したことによる上記の損失によるものであった。これは、評価および計上時期の相違によるマイナスの影響が減少したこと、ならびに利息以外の費用が減少したことにより一部相殺された。

財政状態

単位：百万ユーロ	2014年12月31日 現在	2013年12月31日 現在	2013年度から2014年度の増加（減少）	
			金額	比率（％）
現金および銀行預け金	20,055	17,155	2,900	17
利付銀行預け金	63,518	77,984	-14,466	-19
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付 買入有価証券および借入有価証券	43,630	48,233	-4,603	-10
トレーディング資産	195,681	210,070	-14,389	-7
デリバティブ金融商品のプラスの時価	629,958	504,590	125,368	25
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	117,285	184,597	-67,311	-36
このうち：売戻条件付買入有価証券	60,473	116,764	-56,291	-48
このうち：借入有価証券	20,404	32,485	-12,082	-37
貸出金	405,612	376,582	29,030	8
ブローカー業務および有価証券に関連 する債権	115,054	83,185	31,869	38
その他の資産	117,910	109,004	8,905	8
資産合計	1,708,703	1,611,400	97,303	6
預金	532,931	527,750	5,181	1
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付 売却有価証券および貸付有価証券	13,226	15,685	-2,459	-16
トレーディング負債	41,843	55,804	-13,961	-25
デリバティブ金融商品のマイナスの時 価	610,202	483,428	126,774	26
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融負債	37,131	90,104	-52,973	-59
このうち：買戻条件付売却有価証券	21,053	73,642	-52,590	-71
このうち：貸付有価証券	1,189	1,249	-60	-5
その他の短期借入金	42,931	59,767	-16,836	-28
長期債務	144,837	133,082	11,755	9
ブローカー業務および有価証券に関連 する債務	143,210	118,992	24,219	20
その他の負債	69,170	71,822	-2,653	-4
負債合計	1,635,481	1,556,434	79,047	5
資本合計	73,223	54,966	18,257	33

資産の変動

2013年12月31日現在と比較した2014年12月31日現在の全体としての増加は970億ユーロ（6％）であった。これは、エクスポージャーの削減のために取引の見直しおよび更改を大幅に進めたにもかかわらず、主に当年度におけるデリバティブ金融商品のプラスの時価が1,250億ユーロ増加したことによるものであり、主に第4四半期における金利および外国為替商品に関連していた。

貸借対照表全体の変動には、外国為替レートの変動による910億ユーロの増加が含まれていた。これは、特に当年度後半のユーロに対する大幅な米ドル高に関連したものであり、増加全体のうち790億ユーロを占めていた。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権は、全体の増加に対して320億ユーロ寄与した。これは主に、デリバティブ金融商品のマイナスの時価の大幅な増加に対応した担保要求の増加によるものであった。

貸出金は290億ユーロ増加した。これに伴いICB&S、ドイチェAWMおよびGTBのエクスポージャーが増加したが、当行のNCOUにおける管理された減少により一部相殺された。

売却可能金融資産（その他の資産の一部として報告された）は160億ユーロ増加した。これは主に、当グループの戦略的な流動性準備金における流動性の高い有価証券の増加120億ユーロによるものであった。この増加は、当行の流動性準備金の最適化の進展の結果である。

これらの増加は、償却原価および公正価値の両方に基づき評価されている、中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券の730億ユーロの減少により一部相殺された。これは主に、当行の顧客向け担保付資金調達の減少、

ショート・ポジションの削減に対応したショート・カバーのための有価証券借入の減少によるもの、ならびに特定条件下における二者間のリバース・レポおよびレポ取引に関して金融資産と金融負債の相殺を認めるIAS第32号Rを2014年度に適用した結果によるものであった。

トレーディング資産は、140億ユーロ減少した。これは主に、負債証券によるものであり、持分証券の増加により一部相殺された。

利付銀行預け金は、現金および銀行預け金の30億ユーロの増加により一部相殺され、同期間において140億ユーロ減少した。これは、主にホールセール預金の管理された減少によるものであった。

負債の変動

2014年12月31日現在の負債合計は、2013年度末と比較して790億ユーロ（5%）増加した。

2013年12月31日現在と比較して、デリバティブ金融商品のマイナスの時価が1,270億ユーロ増加し、ブローカー業務および有価証券に関連する債務が240億ユーロ増加した。これは主に、前述のデリバティブ金融商品のプラスの時価ならびにブローカー業務および有価証券に関連する債権の変動と同じ理由によるものである。

長期債務は、主に当年度における資金調達が満期到来の債務額を上回ったことにより、120億ユーロ増加した。

預金は、主にトランザクション・バンキングおよびリテールを通じた資金調達の増加により、50億ユーロ増加した。これは、無担保ホールセール資金調達額の減少により一部相殺された。

償却原価および公正価値の両方に基づき評価されている、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券は、合計550億ユーロ減少した。これは主に、顧客に提供される担保付資金調達および特定条件下における二者間のリバース・レポおよびレポ取引に対して金融資産と金融負債の相殺を認めるIAS第32号Rを2014年度において適用した結果によるものであった。

その他の短期借入金は、主にCB&Sにおける発行減少およびGTBにおける発行減少（やや規模は小さい）により、170億ユーロ減少した。

トレーディング負債は140億ユーロ減少した。これは主に負債証券によるもので、持分証券の増加により一部相殺された。

資産合計と同様に、負債の全体としての増加も当年度の外国為替レートの変動による影響を反映していた。

流動性

2014年12月31日現在の流動性準備金は、合計1,840億ユーロ（2013年12月31日現在：1,960億ユーロ）であった。当行は2014年12月31日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）での正の流動性ポジションを維持した。

資本

2014年12月31日現在の資本合計は、2013年12月31日現在と比較して183億ユーロ増加した。この増加に寄与した主な要因は、2014年6月に行った359.8百万株の普通株式の新規発行による85億ユーロの増資および2014年5月20日と11月19日に行った47億ユーロの追加の資本項目（IFRSに基づき資本として扱われるその他Tier 1証券）の新規発行であった。増加に寄与したその他の要因としては、ドイツ銀行株主に帰属する純利益17億ユーロ、為替レートの変動によるプラスの影響29億ユーロ（特に、米ドルによる）、主にヨーロッパの発行体の負債証券の市場価格の改善により生じた売却可能金融資産に係る未実現純利得14億ユーロがあった。これらは、ドイツ銀行株主に支払われた現金配当765百万ユーロによって一部相殺された。

規制自己資本

本報告書に記載された規制自己資本および自己資本比率の算定には、取締役会が監査役会および年次株主総会に提案した、1株当たり0.75ユーロの配当支払控除後の期末利益を含んでいる。詳細については、「リスク・レポート - 規制自己資本」の「ソルベンシー・レポートにおける期末利益の取扱い」の項に示している。

2013年12月31日現在、当行の規制自己資本の計算は、「バーゼル2.5フレームワーク」に基づいている。2014年1月1日より、当行の規制自己資本、リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率の計算には、一定の経過規定を含む2013年6月27日に公表された所要自己資本規制（CRR）および所要自己資本指令第4次改正（CRD 4）に従った所要自己資本を組み込んでいる。そのため当行は、現在当行に適用されている経過規定に従った業績に言及する際には「CRR/CRD 4」という用語を使用している。当行は、最終的なフレームワークの完全適用に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。

2014年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4に従ったTier 1資本は639億ユーロであり、CRR/CRD 4によるTier 1資本比率は16.1%であった。2013年12月31日現在の当行のバーゼル2.5に従ったTier 1資本は507億ユーロであり、バーゼル2.5によるTier 1資本比率は16.9%であった。2014年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4に従った普通株式等Tier 1資本（バーゼル2.5に基づきコアTier 1と呼ばれる。以下「CET 1」という。）は601億ユーロであり、CRR/CRD 4によるCET 1資本比率は15.2%であった。2013

年度末現在、当行のバーゼル2.5に従ったCET 1資本は385億ユーロであり、バーゼル2.5によるCET 1資本比率は12.8%であった。

CRR/CRD 4に基づく新たな所要自己資本の導入により、当行のTier 1資本は適用初日にマイナス15億ユーロの影響を受けた。この減少は主に、CRR/CRD 4の完全適用に基づくTier 1資本に適格でなくなり、また段階的導入の取扱いの対象となるAT1商品の認識可能な最大金額（キャップ）を22億ユーロ超過していた当行の従来のハイブリッドTier 1資本商品の認識の中止によるものであった。当行のTier 1資本の減少も、2014年度に段階的に20%導入されたことによる15億ユーロの控除によるものであった。これは主に、繰延税金資産および確定給付年金資産の控除に関連したものであった。この減少は、適用初日の証券化ポジションからのプラスの影響9億ユーロにより一部相殺された。これに際しては、当行は控除処理ではなく1,250%のリスク・ウェイトを選択した。さらに、金融および保険企業に対する重要な投資からのプラスの影響12億ユーロがあった。この投資は、関連するCET 1資本の15%を下回る金額に関する控除の適用除外による恩恵を受け、その代わりに250%のリスク・ウェイトの対象となった。

さらに当行のTier 1資本が増加した主な要因としては、授權資本の枠内での総額85億ユーロの現金払い込みによる増資や、2つの取引で実行され46億ユーロの適格金額となったCRR/CRD 4に準拠したその他Tier 1ノート（AT1ノート）の発行があった。ドイツ銀行株主に帰属する純利益17億ユーロも、未払いの配当およびAT 1クーポン12億ユーロの控除後で増加に寄与した。さらに、外国為替の変動によるTier 1資本へのプラスの影響15億ユーロがあった。

2014年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は507億ユーロであり、CRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本比率は12.9%であった。2014年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本は461億ユーロであり、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は11.7%であった。

2014年12月31日現在、当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、当行のCRR/CRD 4によるTier 1資本と比較して132億ユーロ少ない。これは、当行の従来のハイブリッドTier 1資本商品の100億ユーロの認識中止および総額36億ユーロの特定のCET 1控除を完全に考慮したことによるものであった。これは主に、繰延税金資産および確定給付年金基金資産に関連したもので、経過規定に従ってAT1資本から控除された。

2014年12月31日現在のCRR/CRD 4に従ったリスク・ウェイト・アセット(RWA)は3,970億ユーロであり、2013年度末のバーゼル2.5規制に従ったリスク・ウェイト・アセットは3,000億ユーロであった。信用リスクに関するRWAは420億ユーロ増加した。これは主に、CRR/CRD 4フレームワークの影響、特に当年度下半期の外国為替の変動による影響およびモデルの更新による影響を反映したものであった。これは、さらなるリスク圧縮努力および資産の売却により一部相殺された。CRR/CRD 4フレームワークに従ったCVAに関するRWAの新たな計算は、全体の増加に210億ユーロ寄与した。マーケット・リスクに関するRWAの170億ユーロの増加は、リスクが高くなった証券化ポジションに関する従前の資本控除項目をCRR/CRD 4フレームワークに従ったRWAの計算に含めたことによるものであった。これは、リスク水準の変動により一部相殺された。オペレーショナル・リスクRWAは160億ユーロ増加した。これは主に、2014年度第2四半期における当行の先進的計測手法（AMA）モデルの強化の早期認識および合理的に可能性のある訴訟損失に関連したモデルの変更によるものであった。

2014年12月31日現在のCRR/CRD 4の完全適用に従ったリスク・ウェイト・アセットは3,940億ユーロであった。上記の変動に加えて、主に年金基金の軽減によりRWAが30億ユーロ減少した。

IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2014年12月31日および2013年12月31日現在、分類変更された資産の帳簿価額は、2014年12月31日および2013年12月31日現在のそれぞれ74億ユーロおよび82億ユーロの公正価値と比較して、それぞれ74億ユーロおよび86億ユーロであった。これらの資産はNCOUにおいて保有されている。

これらの資産およびその分類変更の影響に関する追加情報については、注記13「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、『金融資産の分類変更』」を参照のこと。

モノライン保険会社に対するエクスポージャー

CD0およびその他の市場流通証券が基準とする担保プールの価値を付保または保証してきた、モノライン保険会社などの金融保証会社にとって、米国サブプライム・モーゲージ市場および関連市場の悪化は大きなエクスポージャーを生んでいる。基礎となる資産（または担保）に実際の債務不履行が起こった場合にのみ、モノライン保険会社に対する実際の請求について支払が行われる。いくつかのモノライン保険会社が、銀行またはその他のプロテクションの買手に対するそのすべての債務に対応できるかどうかに関しては継続的な不確実性がある。一定の状況下（清算等）においては、当行は基礎となる資産に係る実際の損失にかかわらず請求を前倒しすることができる。

下表は、米国の住宅用モーゲージ関連業務およびその他の業務に関してそれぞれ、モノライン保険会社に対する相手先エクスポージャーの公正価値を、モノライン保険会社が保証または引き受けた名目価値と比較した資産の公正価値に基づいてそれぞれ要約したものである。二番目の表に記載されているその他のエクスポージャーは、ローン担保証券（CLO）、商業用モーゲージ担保証券（CMBS）、信託優先証券（TPS）、学生ローン、および公共部門債または地方債を含む一連の顧客およびトレー

ディング活動から生じる。この表は、当行がエクスポージャーに対して計上した関連する信用評価調整（以下「CVA」という。）を示している。活発に取引されるCDSを伴うモノラインについては、信用評価調整は、全面的にCDSを基礎とした評価モデルを用いて計算される。活発に取引されるCDSを伴わないモノラインについては、多様な入力要因を伴うモデル・ベースのアプローチが使用される。入力要因には、市場由来の債務不履行発生確率、（条件変更または支払不能のいずれかの）事象が発生する可能性、条件変更発生時における潜在的決済の評価、および条件変更または支払不能発生時における回収率が含まれる。モノラインのCVA手法は経営陣により四半期ごとにレビューされ、2011年度第2四半期からは、市場に基づくスプレッドが、CVA評価において、より広範囲にわたって使用されている。

下表の格付は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたは当行自体の内部信用格付のうち最も低いものである。

米国の住宅用モーゲージに関連するモノライン・エクスポージャー

	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値
単位：百万ユーロ								
AA モノライン：								
その他のサブプライム	95	30	-7	23	94	29	-5	23
Alt-A	1,405	423	-61	361	2,256	768	-105	663
AA モノライン合計	1,500	452	-68	384	2,350	797	-110	686

その他のモノライン・エクスポージャー

	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値
単位：百万ユーロ								
AA モノライン：								
TPS-CLO	1,269	254	-43	210	1,512	298	-41	257
CMBS	712	-2	0	-2	1,030	-3	0	-3
企業向けシングル・ネーム / 企業向けCDO	0	0	0	0	0	0	0	0
学生ローン	322	44	-9	35	285	0	0	0
その他	506	72	-14	59	511	69	-7	62
AA モノライン合計	2,810	368	-66	302	3,338	364	-48	316
投資不適格モノライン：								
TPS-CLO	329	77	-16	61	353	67	-8	58
CMBS	1,476	-2	0	-2	1,444	7	0	6
企業向けシングル・ネーム / 企業向けCDO	28	5	0	5	0	0	0	0
学生ローン	679	66	-9	57	604	116	-11	105
その他	774	136	-50	86	827	90	-31	60
投資不適格モノライン合計	3,285	282	-75	207	3,228	280	-50	229
合計	6,095	650	-141	509	6,566	644	-98	545

上記の表は、ラップ債券に関連するモノライン保険会社に対する相手先のエクスポージャーを除外している。ラップ債券は、第三者によって付保または保証されている債券である。2014年12月31日および2013年12月31日現在、米国住宅用モーゲージに関連するラップ債券に係るエクスポージャーはそれぞれゼロユーロおよびゼロユーロであり、米国住宅用モーゲージに関連するものの以外のラップ債券に係るエクスポージャーはそれぞれ22百万ユーロおよび15百万ユーロであった。それぞれのエクスポージャーは、モノラインの債務不履行の場合のラップ資産の潜在的な評価減の見積りを表している。

この時価評価モノライン・エクスポージャーの一部は、その他の市場の相手先と結んだCDSプロテクションおよびその他の経済的ヘッジ活動によって軽減されている。

2014年12月31日現在、モノライン保険会社に対して保有する信用評価調整の総額は209百万ユーロであった。エクスポージャーの低減による影響が当期のモノラインの信用スプレッドの変動に相殺されたため、2013年12月31日と比較してモノラインに対する信用評価調整の総額に変動はなかった。

流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、当行のリスク・レポートを参照のこと。

長期信用格付

2014年度において、業界全体の規制の進展が格付機関の行動を左右した。

2014年3月および4月において、フィッチ・レーティングスおよびスタンダード・アンド・プアーズは、ヨーロッパの銀行セクターにおける政府支援の前提を業界全体として見直すことの一環として、ドイツ銀行の長期格付の見通しを「安定的」から「ネガティブ」に変更した。両格付機関は、金融サービス業の安定性をさらに保護することを目的とした現行の欧州連合の銀行再建・破綻処理指令に対応した。この指令の主な目的の例としては、損失の負担を納税者から株主および債権者へ移すことである。

2014年7月、ムーディーズは、ドイツ銀行の長期、単体および短期の信用格付を1段階引き下げ、それぞれA3、baa3およびP-2とした。ドイツ銀行単体の格付見通しは現在安定的である一方、長期の格付見通しは、引き続きネガティブである。スタンダード・アンド・プアーズおよびフィッチ・レーティングスと同様に、ムーディーズのネガティブ見通しは、欧州連合の銀行に関する体系的支援が一般的に減少する傾向にあるという見解を反映したものである。

2015年2月3日、スタンダード・アンド・プアーズはドイツ銀行の長期格付をクレジット・ウォッチ・ネガティブに指定した。これは、ドイツ、オーストリアおよび英国の銀行の見直しの一環であり、2015年1月1日現在これらの3ヶ国においてペイル・イン規則が法制化されたことを反映したものである。格付機関はクレジット・ウォッチ指定を2015年5月上旬までに決定する見込みである。

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (ニューヨーク) ¹	A3	A2	A2
スタンダード・アンド・プアーズ (ニューヨーク) ²	A	A	A+
フィッチ・レーティングス (ニューヨーク) ³	A+	A+	A+

- 1 ムーディーズは、Aの格付を、中級の上位で信用リスクが低い債務として定義している。数字付加記号の2は、Aカテゴリー中の中位の格付を示している。数字付加記号の3は、Aカテゴリー中の下位の格付を示している。
- 2 スタンダード・アンド・プアーズは、Aの格付を、上位のカテゴリーの格付の債務に比べ、事業環境および経済状況の変動から悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。
- 3 フィッチ・レーティングスは、Aの格付を、高い信用の質として定義している。フィッチ・レーティングスは、債務不履行リスクが低いことを示す場合にA格付を使用する。フィッチ・レーティングスによれば、A格付は、財務的コミットメントの支払能力が高いことを示している。しかし、この能力は、上位の格付けの場合よりも、事業環境または経済状況の悪化に対してより脆弱な場合がある。プラスはAカテゴリー中の最高位の格付を示している。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意味の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。これらの長期信用格付は、当行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものとするべきではない。

契約上の債務の表形式による開示

2014年12月31日現在の要現金支払額

契約上の債務

単位：百万ユーロ	期間別要支払額				
	合計	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
長期債務 ¹	164,450	28,776	50,678	32,755	52,241
信託優先証券 ¹	12,270	5,579	2,202	4,238	251
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債 ²	10,535	1,965	3,737	1,147	3,686
ファイナンス・リース債務	114	6	13	11	84
オペレーティング・リース債務	5,103	778	1,322	1,047	1,955
購入債務	1,920	528	810	285	298
長期預金 ¹	26,336	0	8,980	4,863	12,492
その他の長期負債	5,063	918	986	557	2,602

合計	225,790	38,550	68,726	44,904	73,610
----	---------	--------	--------	--------	--------

- 1 利息の支払いが含まれている。
- 2 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

上記の金額は、オペレーティング・リースについて171百万ユーロの取消不能転貸に係る収益を含まない。財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年以内の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記5「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）」、注記24「リース」、注記28「預金」および注記32「長期債務および信託優先証券」である。

後発事象

修正を要する主要な後発事象は、当行の経営成績、財政状態および純資産に認識された。

[次へ](#)

見通し

世界経済

当行は、2015年の世界経済の成長率は依然として3.4%の水準にとどまると予想しており、これは金融危機以前の成長率のトレンドを下回っている。2015年のグローバル・インフレ率に関しては、コモディティ価格が軟調に推移していることや設備の低稼働状態が続いていることから、3.2%に減速する可能性が高い。

当行は、先進国の成長率は2015年に2.3%に急加速し、消費者物価はわずかに0.4%上昇すると予測している。新興市場国の成長率は4.3%に減速し、インフレ率は5.3%になると見込んでいる。

当行は、ユーロ圏では、世界経済の好転、貸出条件の緩和、原油価格の大幅下落およびユーロ安に支えられ、2015年のGDPは1.3%の緩やかな上昇になると予測している。ウクライナ危機をはじめ引き続き存在する地政学的なリスクや、民間セクターの負債水準を削減する必要性に迫られていることが成長を抑制すると予想される。この緩やかな経済成長は労働市場を改善させるには十分とは言えない可能性が高く、引き続き高い失業率が見込まれる。コモディティ価格が軟調に推移していることや設備の低稼働状態が続いていることから、2015年の消費者物価は0.3%下落すると予測している。欧州中央銀行（以下「ECB」という。）の非常に拡張的な金融政策が、異例の金融政策手法の支援により欧州経済を支える見込みである。ECBは2015年3月から、資産買入れを毎月600億ユーロに増額するほか、カバード・ボンドや資産担保証券の購入に加えて、ユーロ圏の中央政府、政府機関および欧州金融機関が発行する債券の購入も追加で行う予定である。ギリシャ総選挙で急進左派連合（Syriza）が決定的な勝利を収めたことや、フィンランド、ポルトガル、スペインの選挙で欧州統合懐疑派団体が得票数を伸ばしていることから、2015年中も引き続き政治不安が続く見込みである。ドイツ経済は主に国内需要に支えられ、ユーロ圏の平均経済成長率を上回る2.0%の成長が予想される。

米国では、2015年においてトレンドを上回る3.4%の経済成長率が見込まれる。したがって、米国が先進国の中で経済成長の主要な牽引役となる可能性が高い。コモディティ価格の低迷や適度な賃金上昇圧力によって、2015年の消費者物価の上昇率は0.6%にとどまる可能性が高い。この高水準の成長率は、引き続き好調な労働市場および住宅関連支出の増加によって支えられる見込みである。米国の家計が健全な財政状態を保っていることに加え、エネルギー・コストの急落もあり、より強力な消費の刺激となるだろう。連邦準備制度理事会の金融政策によって、米国経済がさらに刺激されるであろう。主要金利は2015年の下半期に上昇し、同年末には1.0%に達すると予測している。しかし実質金利は引き続き年間平均ではマイナスとなる可能性が高い。

日本の経済成長率は2015年において0.7%に拡大すると予測している。財政措置および非常に拡張的な金融政策によってさらなる成長に向けた刺激策がもたらされる見込みである。インフレ率は、消費税率引き上げの影響が和らぐことやコモディティ価格の低迷といった要因によって0.9%に下落すると予想される。

新興市場諸国では、2015年における主要な地域の経済成長は全般的に鈍化すると予想している。アジア（日本を除く。）の経済活動による成長率は6.4%の微減、インフレ率は2.9%を見込んでいる。中国では、2015年に主に不動産市場の冷え込みの結果として、経済成長率は7.0%に鈍化し、インフレ率は1.8%になると予測する。より拡張的な金融政策および財政政策によって、2015年下半期の成長率は緩やかに回復する見込みである。インドについては、2015年において、投資の水準が回復し消費も増加することから、経済成長率は7.5%に上昇すると見込まれる。消費者物価に関しては5.3%の上昇を予測している。

東欧、中東およびアフリカの新興市場経済では、2015年の成長率は0.6%に鈍化し、消費者物価は7.5%上昇すると予測する。原油価格の下落は産油国にとって圧力となり、特にロシア経済は大きな影響を受けるだろう。ロシア経済は景気後退に陥り経済は5.2%収縮すると予想される。特にウクライナ危機に対応して課された経済制裁によって、ロシア経済は大きな打撃を受けると予想される。ロシアのインフレ率は13.3%になると予想している。

ラテン・アメリカでは、供給サイドの制約やコモディティ価格の低迷によって、2015年の経済成長率は0.7%に減速する可能性が高い。消費者物価は12.4%上昇すると予測する。ブラジル経済は、2015年は0.7%縮小する見込みであり、消費者物価は7.3%上昇すると予測している。

当行の見通しに関するリスクには、米国の金融政策の差し迫った方向転換が含まれており、これにより債券市場における金利上昇が当行の予想よりも大きくなる可能性がある。これによって金融市場はマイナスの影響を受け、特に新興経済に大きな問題が生じる可能性がある。欧州においては、ECBの政策理事会に総意がないことや、財政再建の欠如、構造改革の実行の遅れ、さらには欧州統合懐疑派団体の支持の伸張が、当行の見通しに重大な影響をもたらす可能性がある。新興市場諸国の経済発展に関する当行の見通しについては、主に次の3つのリスク、すなわち先進工業国の需要が予測より弱くなるリスク、ウクライナ危機が悪化するリスク、および中国による経済過熱を抑える試みがハードランディングに終わるリスクを抱えている。

銀行業界

2015年において、欧州の銀行業界では収益の伸びがやや回復する可能性がある。長期間にわたる法人貸出金の低迷は終息を迎え、家計に対する貸出はやや増加すると見ている。預金受入業務は、超低金利のために非常に難しい局面が続く可能性がある

る。貸倒引当金は引き続き正常な水準で推移するだろう。しかしコスト面においては、デジタル・プラットフォームや、近代的な支店ネットワーク、一層強固な内部統制機能の構築のために必要な投資により、新たに増加することが予想される。

米国における銀行の収益は比較的堅調に推移することが予想される。米国においても、貸出量の増加による純利息収益の増加は、金利の利鞘の低下によって一部相殺される見込みである。低調な預金受入業務は、予想される金利の好転によって恩恵を受ける可能性がある。一方で、これまでのトレンドが転換する兆候も多くみられ、これによって非常に低い水準であった貸倒引当金が今後増加に転じる可能性がある。

世界の投資銀行では、マクロ経済の改善やボラティリティの上昇を背景とした、株式市場と一部の債券市場セグメントが牽引する形で、緩やかな回復が概ね見込まれる。しかし、特にコモディティ価格の急落等によって、証券化、高利回り債券および新興市場といった一部の利鞘が高いセグメントの不調が予想される。M&Aアドバイザリー業務の見通しは概ね良好だろう。

資産運用業務は、2015年において、欧州や米国の力強い経済成長および継続的な資本市場における評価の上昇による恩恵を受ける可能性がある。両地域における証券市場のパフォーマンスは、おそらく今後も中央銀行の政策に大きく左右され、場合によっては大幅なボラティリティにさらされる可能性がある。米国連邦準備制度理事会の金利政策の転換によって債券市場の利回りは緩やかに上昇するだろう。

規制および監督の変化として、欧州では、単一監督メカニズムの十分な確立、破綻銀行の秩序ある再建および破綻処理のための規則の段階的な導入、ならびにバーゼル3の流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）の導入に焦点が当てられるだろう。もう一つの主要な論点として、破綻処理および預金保険基金に対する様々な銀行課税や拠出金がある。いわゆる銀行構造改革や金融取引税に関する決定がなされるだろう。最後に、欧州資本市場同盟の設立に関する提案がより具体化する可能性がある。米国では、モーゲージ融資やレポ市場のシステムに改革がみられる可能性がある。世界的には、総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）に係る新規制導入および名目レバレッジ比率に関する議論が非常に重要になるだろう。これを受けて、欧州および米国の銀行は一樣に自己資本比率をさらに上げるだろう。訴訟関連費用および規制関連費用は引き続き重要な論点となるであろう。

ドイツ銀行グループ

2012年に、よりバランスの取れた筋肉質の強固で安定した組織を目指して、ドイツ銀行は戦略2015プラスを導入した。このビジョンを達成するために、顧客、コンピテンシー、資本、費用および文化に係る5つの方策が掲げられた。さらに当グループは、戦略2015プラスの財務目的を強調するためいくつかの財務目標も発表した。

2012年におけるマクロ経済状況、市場環境ならびに規制環境における困難が予想より大きかったために、当行は2014年5月に、資本基盤を強化し、競争力を高め、クライアント・フランチャイズに投資をすることを目指す一連の施策を公表した。これらの施策には、資本基盤を改善し、将来の不確実性に対するバッファーとするための資本の発行が含まれていた。これに関連して、当行は当グループおよび各部門の財務目標を更新した。

2014年5月に更新された当行の目標に関する重要な仮定には、現行の規則や予想されるドイツ銀行への影響に関する当行の理解に基づく規制上のフレームワーク（例えば、CRD 4、EBAガイダンス）の導入、年率2%から4%の範囲での安定した世界のGDP成長率、2016年以前における安定した金利環境、および米国における中央銀行の介入の後退が含まれている。

当行は目標達成に向けて大きく前進した。市場や規制環境におけるさらなる困難が予想されるものの、当行は、戦略2015プラスの遂行に継続的に取り組む所存である。

現在当行の経営陣は、当グループの全体的な戦略的レビューを実施している。ドイツ銀行は、戦略2015プラスの現行目標に向けて、改定された戦略目標が完全に組み込まれるまで、継続的に取り組む予定である。当行は、戦略2015プラスに基づく現行目標および継続的な進展に基づいた見通しを示している。

主要な業績指標

当グループの主要な業績指標	2014年度末の状況	2015年度の目標	2016年度の目標
税引後平均アクティブ資本利益率 ¹	(調整後) 7.1% (報告値) 2.7%	~ (調整後) 12%	~ (報告値) 12%
費用収益比率 ²	(調整後) 74.4% (報告値) 86.7%	~ (調整後) 65%	~ (報告値) 65%
費用削減 ³	年間33億ユーロ	年間45億ユーロ	
削減を達成するための費用 ⁴	29億ユーロ	40億ユーロ	
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率 ⁵	11.7%	10%超	10%超
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁶	3.5%	~ 3.5%	~ 3.5%

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益（ただし、訴訟、CtA、のれんおよび無形資産の減損、その他の退職金ならびにCRR/CRD 4の信用評価調整（CVA）/債務評価調整（DVA）/資金調達評価調整（FVA）に関する調整後）に基づいている。2014年12月31日終了年度の計算に関しては調整された税率34%に基づいている。
- 2 費用収益比率（報告値）は、純利息収益（信用リスク引当金繰入額控除前）および利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合に基づいている。費用収益比率（調整後）は、報告された収益に対する利息以外の費用（ただし、訴訟、CtA、のれんおよび無形資産の減損、保険業務に係る費用、その他の退職金ならびに部門固有の一時的な費用に関する調整後）の割合に基づいている。
- 3 OpExプログラム導入の結果生じた費用削減（総額）である。
- 4 削減を達成するための費用（CtA）は、OpExプログラムにおいて費用削減を達成するために直接必要な費用である。
- 5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier 1資本比率に関する当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 6 CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率は、2015年1月17日に公表された法令に従って改訂されたCRR/CRD 4に基づく当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、本報告書の「貸借対照表の管理」に記載されている。

費用管理は、当行の戦略の重要な推進力となっている。持続可能な業績は、短期の利益より長期の成功を優先させることで実現される。すなわち、当行は人材やインフラに投資することで将来に向けて準備をしているのである。オペレーショナル・エクセレンス（以下「OpEx」という。）プログラムの下で、組織全体で160以上のプロジェクトを抱えるフランチャイズの転換を行っている。プロセスを合理化および標準化し、時間と資源を削減するために、当行はすでに29億ユーロ投資している。当初2014年度に目標としていた支出の大半は、より強固で効率的なプラットフォームを実現するために、規制の進展に合わせて2015年度に費やされる見込みである。当行は、2014年度に年間33億ユーロの費用削減を実現し、現在計画を前倒しで実行している。

単位：十億ユーロ	目標とする投資	目標とする削減の増加
2012年度	0.6	0.4
2013年度	1.7	1.2
2014年度	1.5	1.3
2015年度	0.2	1.6
合計	4.0	4.5

当行は、戦略2015プラスの目標である年間45億ユーロの費用削減の達成に向けて努力を続けている。当行は、引き続きテクノロジーへの投資、組織の効率化およびプロセスの簡素化に注力し、より効率的に資源を活用していく予定である。

2014年5月の発表において、当行は調整後の費用収益比率約65%という目標を設定した。当該発表以降、規制により生じたプロジェクト、統制機能を強化し追加的な規制要求を遵守するための人員増、ならびに銀行課税等の継続的な費用負担の増加により当初の予想を上回る費用が生じている。さらに、低金利をはじめとする市場の困難な状況が続いており、特定の地域においては当年度にさらに状況が悪化し、当行の収益成長に影響を与えている。当行は費用収益比率の目標達成に向けて最大限努力するものの、これらの規制および市場環境の逆風により、2015年度の目標達成は非常に困難になると予測する。

2014年度における当行の税引後資本利益率は、資本基盤の増強を含む様々な要因により影響を受けた。当行の税引後平均アクティブ資本利益率（調整後）の修正後の目標である12%前後の実現に向けた当行の取り組みは、規制により生じる費用、追加的な銀行課税、継続的に困難な市場の状況および変動しやすい実効税率によって引き続き影響を受けるだろう。当行は目標の達成に向けた取り組みを継続するものの、現況の逆風下で困難な道のりが予想される。

当行は資本管理にも引き続き重点を置いている。2014年度に、当行は戦略2015プラスに沿った形でリスク・ウェイト・アセット（以下「RWA」という。）のポジションを一層削減したが、2015年度も継続して厳格なRWA統制を実行していく予定である。当行はリスク圧縮プログラムも継続するが、NCOUポートフォリオの規模縮小に伴いリスク圧縮のスピードは鈍化する見込みである。2014年度末現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率（以下「CET 1比率」という。）は11.7%であったが、これは既に戦略2015プラスの目標である10%超を上回っており、2015年度においても引き続き目標を上回ると予測する。しかし、規制も継続して強化される見込みである。慎重な価値評価をはじめとする欧州銀行監督局の規制技術基準および単一監督メカニズムへの移行は、2015年度における当行の資本ポジションに重要な影響をもたらす可能性がある。

当行は、既にレバレッジ・エクスポージャーを大幅に引き下げている。新規資本の発行やCRD 4エクスポージャーの削減によって、当行のレバレッジ比率は2014年度末までに3.5%に強化された。前述したように、規制上の要求は今年度さらに強化される見込みである。しかし、当行は、引き続き積極的なCRD 4のエクスポージャー管理によって、2015年度末現在のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率3.5%前後の達成を目指して最大限努力する予定である。

顧客の利益が当行のすべての活動の軸である。銀行業務は今後数年の間に根本的に変わる見込みであり、この変革は既に始まっている。ソーシャル・メディア、ブログおよびフォーラムによって関連するサービス、情報および商品が顧客に提供される。そのため、デジタル技術やイノベーションを通して顧客関係の再設計が促進されるだろう。さらに、当行は、当行のビジョンである真にグローバルたることを達成するためには協力が不可欠であると考えており、今後は全体としてより密接かつ集中的に銀行業務を提供することで、当行の「One Bank」サービスを顧客に提供していく予定である。

当行は引き続き、企業文化の変化、価値観および信念の浸透ならびに統制環境の改善に注力していく。当行は、内部統制システムを包括的に分析するために「3つの防衛線(Three Lines of Defense)」プログラムを立ち上げ、ガバナンス構造や統制プロセスの強化を確実にすることを目指している。当行は、顧客中心の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンの達成のためには多様性および協力関係が不可欠であるという信念を持って、引き続き組織全体で多様性および協力関係を促進していく。

機会

戦略2015プラスに基づき実行されたコア・バンクの再構築は、すでに当行の業績に大きな影響を与えており、将来の成長機会をもたらす可能性がある。当行のシステム、プロセスおよび統制の継続的改善によってより効率化が進み、新しい機会に対しより機敏になるだろう。さらに、非中核資産の継続的なリスク圧縮によって当行の資本ポジションは強化されており、これによって不確実な市場における当行の安定性が高まり、当行の事業規模にプラスの影響を与える可能性がある。主要な競争相手の市場からの撤退や規制環境における透明性の向上もまた、当行に成長機会をもたらす可能性がある。

当行の見通しは、記載のとおり様々な経済上の仮定に基づいている。これらの仮定が予想水準を上回る改善を示し、収益の増加（追加費用により一部相殺）につながる可能性がある。これにより、税引前利益および費用収益比率が直接的に改善され、次いでCET 1およびレバレッジ比率のような規制上の測定尺度が改善されるだろう。

リスク

当行の戦略的な目標に向けた取り組みまたは予測される恩恵の実現は、当行が活動している市場における極端な混乱の再発、世界全体、地域および国の景気低迷、事業の競争激化ならびに特に欧州の政情不安などの一定の経済的要因によってもマイナスの影響を受ける可能性がある。新しい規制上の要求が当行の費用を増加させるまたは当行の活動を制限する可能性がある。当局によっては構造改革に関する取り組みを実施している、または実施することを検討しているところがある。これらの政治上のイニシアチブが継続的な議論の対象になっているため、当行は現段階で将来の影響を定量化することができない。当行の事業の性質上、当行はドイツおよびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において訴訟、仲裁ならびに規制上の訴訟手続および調査に関与している。これらの問題は多くの不確実性の対象となっている。当行は多数の重要な法的問題を解決しており、その他の問題についても進展しているが、訴訟環境は引き続き困難になると予想している。

当行の事業セグメント

前述のように、当行の市場および規制環境における困難が予想より大きかったことを受けて、2014年5月に戦略2015プラスに基づく部門目標が修正された。事業セグメントごとに公表された最新の目標および2015年度の予測を下記に詳述している。

2015年度に当グループは、平均アクティブ資本および特定の収益や費用項目を事業セグメントに配分する方法を変更する予定であるが、これは現在は連結および調整で報告されている。当該変更によって、従来のアプローチと比較すると、事業セグメントに対する平均アクティブ資本の配分が増加し、従来は連結および調整で報告されていた銀行課税を含む追加的な費用負担が増える結果となる。当該変更によってCB&Sが最も影響を受けることになる。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

2015年度における投資銀行業界は、マクロ経済の見通しの好転やボラティリティの上昇に支えられ、緩やかに成長する見込みである。しかし、継続的な規制の圧力、資源に関する継続的な圧力および地政学的事象の潜在的な影響を含む困難は引き続き存在するだろう。

当行は、2015年において世界経済の成長は継続すると予測するが、地域により異なる成長率により、金融政策の相違は拡大するだろう。主要なソブリン債の利回りはこの一年の間に緩やかに上昇すると予想するが、近い将来において利率がさらに低くなることも考えられる。2014年度における上昇にもかかわらず、株式相場は、収益の増加、景気の不透明感が緩和される中で景況感の上昇ならびに比較的低い世界的な預金利回りおよび債券利回りに支えられ、高止まりすると予想される。

当行は、費用、資本およびレバレッジに係る目標を遂行する一方で、引き続きダイナミックに事業の最適化を図ることを目指す。地域的には、確実に市場機会に対して資源を適切に配分できるようにし、収益性およびリターンを最大化する。

2014年度に、CB&Sは調整後の税引後平均アクティブ資本利益率13%を達成した。2015年度に関しては、当行の財務目標である調整後の税引後平均アクティブ資本利益率13%から15%を達成するにあたり、大きな困難に直面すると予測するが、その要因の一つとして、前述の新たな部門配分アプローチがある。さらに、従前の銀行課税の水準と比べて増加する単一破綻処理基金への拠出を含む規制により生じる支出が、当部門の税引後平均アクティブ資本利益率にマイナスの影響を与えるだろう。

継続的なリスクや不確実性には、イベント・リスクに対する世界のマクロ経済の成長のエクスポージャー、米国の金融政策の変化による潜在的な影響、継続的な規制の強化、貸借対照表のさらなるレバレッジ解消の影響、訴訟および規制関連費用、ならびに規制により要求される支出やプラットフォームの増強により相殺されるOpEx費用の進展が含まれる。

セールス・アンド・トレーディングでは、金融政策の相違の拡大によるボラティリティの上昇および顧客活動の増加に支えられ、2015年度のグローバル債券収益が2014年度の水準と比較してわずかに増加すると予想する。現物株式フロー収益は、中期的には米国を中心とする世界経済の成長に支えられるだろう。

コーポレート・ファイナンスでは、2015年度のフィー・プールは、金融危機以降最も高い水準を記録した2014年度と比較するとわずかに減少すると予想する。M&A業務は、一つには2014年度に公表された大規模な取引によって、2014年度と比較すると若干増加すると予想されるものの、債券発行水準を引き下げる米国の金利環境の上昇および資本発行水準を引き下げるボラティリティの上昇によって、市場商品全体の活動は減少すると見込まれる。

近年見られた困難な市場環境および継続する不確実な見通しにもかかわらず、引き続きポートフォリオをダイナミックに最適化し資源を有効化することを通して、将来の環境がもたらすであろう潜在的な困難および機会に立ち向かうのにCB&Sは良い地位にあるだろう。

個人顧客および中堅企業

個人顧客および中堅企業（以下、「PBC」という。）に関して、当行が業務を行う国々におけるマクロ経済の全体的な見直しは、2015年度において緩やかな成長路線が続くと予測する。しかしながら、市場全体の環境は困難な状況が続くだろう。ユーロ圏における継続的な拡張的金融政策によって、今後短期間に低金利環境が緩和される見込みはないだろう。

当行の預金受入業務は、この低金利環境によって引き続き多大な圧力を受ける可能性がある。投資商品の収益の拡大は、欧州のマクロ経済環境やドイツの顧客マインドの回復に非常に左右される。規制環境がさらに変更されることで、当行の全体的な収益生成能力にさらに影響を与える可能性がある。ポストバンク業務を統合し、適時かつ効率的に当行のOpExプログラムを実行しなければ、目標とする効率性の向上に重要な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は、厳選された国際市場において好位置につけているアドバイザリー拠点の拡大を進める一方、ドイツ国内市場における当行の主導権をさらに強化することで、成長機会を実現しようと努めている。信用商品に関しては、厳格なリスク統制を保持し慎重に資本利用を最適化しながら利鞘や取引高をさらに拡大することで、中核となるドイツの業務を成長させることが当行の目標である。投資商品に関しては、当行の業務すべての領域において成長路線を継続させることに努めている。さらに、当行の複数チャネルでの提供を拡大させるために、当行は厳選したデジタル化された提供に投資を行う予定である。当行はこのデジタル化プログラムをすべての業務に展開している。当行はPBCの効率性を改善するために、PBC業務を統合するための当行プログラムを通して、当行の共同サービスおよびITプラットフォームを結合し機能を高めている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングでは、PBCとGTBのジョイント・ベンチャーである中小企業顧客向けの統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを活用することで、市場における当行の地位の強化を目指す。当行は引き続き低リスクのモーゲージ業務に重点を置き、当行の投資・保険商品業務を発展させ、費用の厳格な統制を維持していく。

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）では、当行はヨーロッパにおけるアドバイザリーの強化に投資しているほか、主要なアジア諸国に対する成長投資を引き続き有効に活用していく。

ポストバンクは、業務提携を継続する一方で、ドイツにおける成長路線を追求し、組織的な測定尺度を通じた費用削減に努める。ポストバンクの統合の進展により、PBCが目標とするシナジーを達成可能になるであろう。Deutsche Post DHLとの新しい契約によって、2015年度の収益は著しく減少し、ポストバンクの純収益も前年比で減少するが、これらは費用の減少によって一部相殺されるだろう。

当行のポストバンク統合に関する達成費用（CtA）およびOpExプログラムのその他の測定尺度は、概ね当行の当初目標の範囲内になると見込まれるが、依然として個別のプロジェクトの段階や進捗に左右される。2015年度のCtAに係る支出は2014年度と比較して減少する見込みであるが、関連する費用削減の取り組みは2015年度以降も継続する。

2014年度にPBCは、貸出業務手数料に関する重要かつ非経常的な費用負担といった逆風があったにもかかわらず、13億ユーロの税引前利益を計上した。2015年度は、引き続き野心的に25億ユーロから30億ユーロの税引前利益を達成することを目指している。しかし、当行の業績は、ポストバンクの統合によるシナジーの実現等の戦略的イニシアチブ、継続的な市場の状況、および規制環境における不確実性を含む様々な要因によって影響を受ける。

グローバル・トランザクション・バンキング

トランザクション・バンキングは、2014年度と同様に、引き続きいくつかの重要な要因による影響を受けるであろう。比較的低い金利水準（いくつかの主要な市場におけるマイナス金利を含む。）は継続する見込みであるが、今年度の下半期には特定の市場、特に米国においては回復する可能性がある。2015年度は、米国経済が健全な回復路線に戻ることを予想されることで、世界経済の成長が加速する可能性がある。ユーロ圏は緩やかな回復が続く一方で、新興市場における成長率はばらつきが予想される。トランザクション・バンキングにおける収益プールは、商品間で異なる動きをしながら緩やかに成長する見直し

である。利鞘に対する継続的な圧力および前述の継続的な低金利の環境により、取引高の拡大は相殺される見込みである。潜在的な構造の変化、コスト圧力を含む非常に包括的で厳格な規制および訴訟が、銀行業界全体にとっての課題となるだろう。

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）業務は、上記のトレンドによって引き続き影響を受けるであろう。近年の基礎となる業務における収益性成長および顧客獲得の持続する勢い、ならびにその高品質で革新的な商品により、当行は、これらの困難に対処し顧客基盤を成長させるのに有利な地位にある。トレード・ファイナンスは世界経済の成長およびそれに関連した外国貿易の需要の恩恵を受けるだろう。さらに、貸出業務の収縮は終息に向かい、近年観測される利益の安定化が継続する可能性がある。セキュリティーズ・サービスの収益プールは、2015年度において安定的に増加すると予想されており、投資銀行サービスへの集中傾向と併せて、成長機会をもたらすであろう。キャッシュ・マネジメントについては、世界の活動水準の上昇が潜在的なプラス要因であるが、一方で、予測される継続的な低金利環境が成長を阻害する要因となるだろう。当業務は、引き続き複雑な法人・機関投資家顧客との顧客関係を深化させることに重点を置いていると同時に、一定の新興市場においてさらなる成長を後押ししている。より広範囲の顧客が当行の商品およびサービスから恩恵を受けることを確保するため、当行の他の分野とより密接な協力（CB&Sセールスとの強力な関係を含む。）を継続的に拡大している。これには、国内市場で主導的な地位を強化するために、2013年9月に定めた、ドイツにおける中小企業顧客向け商業銀行業務（調整・統合後）のカバレッジも含まれる。

更新された戦略2015プラスにおいて、当行は、2015年度までに税引前利益を16億ユーロから18億ユーロの範囲に増加させることを計画していた。2014年度に、GTBは12億ユーロの税引前利益を計上した。全体としては、ドイツ銀行にとって業務拡大は依然として優先すべき事項であり、関連する取り組みは順調に進む見込みである。オランダの商業銀行業務の再建が無事完了したことも、GTBの戦略目標に貢献するだろう。しかし、業務の非常に競争的な環境は依然として厳しく、低金利水準（当年度下半期にはマイナス金利にまで転じた。）も継続すると当行は予測している。さらに、規制要求の増大および訴訟関連事項の潜在的和解に関する費用負担を含むコスト圧力は、引き続きGTBに困難をもたらすだろう。戦略2015プラスの目標達成に向けて引き続き努めるものの、現在の事業環境においては目標とする成長の達成には困難が予想される。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント

2015年度における資産運用およびウェルス・マネジメント業界は、引き続き世界経済の回復に支えられる見込みである。業界は、欧州のソブリン債務問題、新興市場のボラティリティおよび規制環境の変化等、一定のマクロ経済の進展によって引き続き困難な状況下にあるものの、当行の2015年度の見通しは明るい。先進諸国におけるインフレは依然として低い水準にとどまり、米国の金利は緩やかに上昇し、拡張的金融政策は株式市場を活性化すると予測している。当行では、これらの要因が、規模および効率性を活かして顧客に高度な投資ソリューションを提供することができる大手運用会社に有利に働くとみている。

ドイチェAWMの2015年度の戦略的方向性は、2014年度の堅調な業績達成にも支えられ、業界の動向から恩恵を受けるのに有利な立場にある。中核的な変革プロジェクトの導入で2014年度に大きな成果を遂げたことを受け、効率性改善および収益強化の双方の要因によって、当年度の業績はさらに改善される見込みである。2014年度におけるドイチェAWMの税引前利益は10億ユーロであった。2015年度の当部門は、2014年度の実績と比べ大幅に改善される見込みであり、当年度末における目標税引前利益である17億ユーロを達成すると当行は予測している。当行では、顧客に高品質のサービスを提供し、プラットフォームの持続可能な効率性を追求することで、この成長の勢いを維持することに努める。

当行の地域展開戦略は、特にドイツ銀行グループが世界展開していることを活用して、引き続き厳選された市場で業務提供能力を高めることでさらなる成長を目指す。特に、富の創出によって資産運用およびウェルス・マネジメント・サービスの需要が急拡大している新興市場の成長から恩恵を受けることに当行は引き続き注力していく。また、2015年度における当行の集中戦略には、厳選された事業ポートフォリオの最適化も含まれる。

超高額個人資産家（以下「UHNW」という。）との関係の数を2012年度から2015年度にかけて約50%増加させるという目標に従って、当行は次年度もUHNWビジネスを引き続き世界的に拡大する。他のウェルス・セグメントよりも早くUHNWが成長しているため、これは非常に魅力的な機会といえる。こうした洗練された顧客に対するサービス提供を継続的に成功させるために、当行のグローバル・カバレッジ・モデルおよび一元化された顧客サービス・チームは極めて重要である。主要顧客パートナーズ（KCP）デスクは、資産クラスの組合せ、国際間の投資機会ならびにファイナンス・ソリューションに対するアクセスを提供しているが、2015年度は当デスクによって最も洗練されたUHNW顧客との関係は一層深まるだろう。

2015年度は投資選好のシフトがさらに進み、安定したリスク調整後のリターンがもたらされるオルタナティブ商品（ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ、不動産およびコモディティ）および比較的手数料が低いパッシブ型商品（ETF）への投資が進むだろう。このため2015年度は、オルタナティブ商品やパッシブ型商品への資産の流入がその他の資産クラスを上回ると当行は予測している。当行が継続を予想するもう一つの主要な動向が、特に先進国市場における、人口動態の影響を受けた退職関連商品および成果重視型ソリューションの需要の増加である。

パッシブ運用業務における現物複製型の上場投資信託（以下「ETF」という。）への転換は、2015年度には完了し、欧州最大手の直接複製型ETFの提供業者の一社としてドイチェAWMは確固たる地位を築く予定である。これら既存の商品および2015年度

に新たに売り出す商品は、当行の運用資産の成長の原動力になると予想している。新しい現物ETFの募集の成功は、パッシブ型現物投資に対する顧客の需要の継続に左右される部分もある。

ドイツ銀行グループの他の部門との協働を強化することは、引き続き2015年度における優先事項である。当行はこれらの関係を重要な機会とみなしている。継続している協働関係には、ドイツにおいてPBCがDWSファンドを販売していること、およびCB&Sが富裕層顧客に対し当該顧客の企業の資金調達所要額を支援していることが含まれる。また、当行はアクティブ投資プラットフォーム（すなわち債券ファンドおよび配当株ファンド）の強みを引き続き活用して、顧客に対し魅力的なサービスを提供する予定である。

2014年度に開始したITおよび業務運営の改善は2015年度に完全に導入される見込みであり、これによってウェルスおよびアセット・マネジメントの顧客にサービス提供するための最先端のIT基盤がドイチェAWMに設置されることになる。例えば、当行が順調に展開しているウェルス・プラットフォームが、効率性および機能性の点で著しい改善をもたらすことを目的として2015年度に使用される予定である。2015年度には、目標とするプラットフォーム改善のために若干の追加投資も行われる予定である。総じて、当行の地理的および営業上の拠点の最適化の戦略は、幅広い一連の取り組みから構成されている。ドイチェAWMの2015年度の財務成績は、これらのプロジェクトの順調な遂行に左右される部分がある。また、当行の目標を達成するために、運用資産の増加および新規資産に係るリターンの改善も不可欠である。これらの目標を達成するため、当行は引き続き総合的カバレッジ・モデルを活用し、商品提供を拡大していく。

非中核事業ユニット

非中核事業ユニット（NCOU）は、レバレッジ解消プログラムを含む当グループの戦略目標にさらに貢献すると予想されている。戦略および指示は、リスク圧縮の促進に集中しており、当行全体の目標と整合したものとなっている。その目的は、貸借対照表の規模の圧縮、資産の流動化、ならびに残余資産および事業活動のリスクの削減により株主価値を守ることである。

これは、資本需要の減少の重視につながっており、株主価値を希薄化せずにドイツ銀行の資本比率を改善させることになる。将来、CRR/CRD 4に基づき測定される貸借対照表のレバレッジ解消にも重点を置くことで、当行がレバレッジ比率の目標を達成する助けになるだろう。さらに、周期的に発生する顕著な偶発リスクおよびノンバンク資産、ならびにNCOU部門の基礎となるコスト基盤とリスク圧縮の進捗を調整することにも重点を置く。

当該戦略の達成には課題が残っている。NCOUには、個別企業に対する重要な投資が含まれており、すでに当行の中核事業の一部ではないその他の資産が計上されている。これらの投資および資産は、経済環境および市場環境の変化にさらされている。このような変化により、リスク圧縮活動に関連するスケジュールが不透明になり、将来の業績も影響を受ける可能性がある。さらに、多額の負債から生じる関連費用およびDBグループのプラットフォーム使用に係る関連費用が、NCOUで引き続き発生している。

リスク圧縮のペースは、ポートフォリオの規模の縮小とともに減速している。これによって、リスク・ウェイトド・アセットの計算におけるボラティリティに対する感応度が、特にマーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクにおいて高まり、近い将来において資本取引全体に影響が及ぶ可能性がある。NCOUのリスク圧縮戦略に起因する不確実性に加え、訴訟および規制環境が引き続き厳しくなると当行は予想している。

[次へ](#)

概要

IFRS第7号、IAS第1号およびIFRS第4号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示、および国際会計基準第1号（IAS第1号）「財務諸表の表示」によって要求される資本の開示、ならびに国際財務報告基準第4号（IFRS第4号）「保険契約」の要求に従った保険リスクに関する定性的および定量的開示を提供している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、余白の角括弧（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

バーゼル3自己資本フレームワークの第三の柱に従った開示

以下のリスク・レポートには、バーゼル3(以前はバーゼル2およびバーゼル2.5)として知られるバーゼル銀行監督委員会により設定された国際的な規制上の自己資本および流動性のフレームワークで要求される第三の柱の開示を組み込んでいる。これは、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）の第8章に定められた開示要求において導入された。ドイツはこれらのCRD 4の要求を、ドイツ銀行法(「Kreditwesengesetz」または「KWG」)第26a条において国内法に導入した。規制により、第三の柱の開示を監査することは要求されていない。そのため、一定の第三の柱の開示は無監査と記載されている。

本リスク・レポート全体を通して、「バーゼル2.5」という用語は、ドイツの法律に導入され2013年12月31日まで有効であった所要自己資本指令第2次および第3次改正を指している。したがって、2013年度末について言及する場合、当行は「バーゼル2.5」という用語を使用している。2014年1月1日より、当行の規制自己資本、リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率の計算には、一定の経過規定を含むCRRおよびCRD 4に従った所要自己資本を組み込んでいる。そのため、経過規定に従った2014年度の業績に言及する際には、当行は、別途記載のものを除き「CRR/CRD 4」という用語を使用している。本フレームワークの完全適用（適用可能な経過規定の手法を考慮しない。）に従った業績に言及する際には、当行は、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。

当行は、ドイツ連邦金融監督公社（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsichtまたは「BaFin」）による承認を受けて、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクを測定する内部モデルに基づき、当行のリスク・エクスポージャーの大部分に関してバーゼル3自己資本フレームワークを適用している。第三の柱に関連するすべての開示は、当行が適用するリスク開示方針に規定された、内部で定められた一連の原則および関連するプロセスに基づき作成されている。

以下の表は、本リスク・レポートにおける主要な第三の柱の開示項目の配置を示している。

当行の財務報告書における主要な第三の柱の開示

第三の柱の開示項目	当行の財務報告における開示場所
開示要求の概要および適用範囲	「概要」、「規制上の連結の範囲」、「重要な子会社に関する追加的开示要求」
リスク管理の目的および方針	「リスク管理の概要」、「リスク管理原則」、「リスク評価および報告」、「リスク一覧」、「貸借対照表の管理」、「資本管理」および「総合的リスク・ポジション」
自己資本、所要自己資本、自己資本バッファ	「規制上の自己資本」、「資本管理」、「総合的リスク・ポジション」および当行のウェブページに開示された追加情報
相手先の信用リスクに対するエクスポージャー、信用リスク調整、信用リスクに対するIRBアプローチの利用および信用リスク軽減技法の利用	「信用リスク」、「資産の質」、「リスク評価および報告」、「相手先の信用リスク:規制上の評価」、「総合的リスク・ポジション」および注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」
制約を受けない資産	「流動性リスク」
外部信用評価機関（以下「ECAI」という。）の利用	「相手先の信用リスク:規制上の評価」
証券化ポジションに対するエクスポージャー	「証券化」、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」および注記14「公正価値で計上される金融商品」

トレーディング勘定に含まれない資本におけるエクスポージャー	「トレーディング以外のマーケット・リスク」、「保有持分投資」、「規制上の自己資本」、注記17「持分法適用投資」および注記46「保有株式」
マーケット・リスクに対するエクスポージャー、トレーディング勘定に含まれないポジションに係る金利リスクに対するエクスポージャーおよび内部マーケット・リスク・モデルの利用	「トレーディング・マーケット・リスク」、「トレーディング以外のマーケット・リスク」、「持分投資の会計処理および評価」、「規制上の自己資本」ならびに注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り - 公正価値の決定」
オペレーショナル・リスクおよびオペレーショナル・リスクに対する先進的計測手法の利用	「オペレーショナル・リスク」および「規制上の自己資本」
流動性リスク	「流動性リスク」
レバレッジ	「リスク管理の概要」、「リスク管理原則」および「貸借対照表の管理」
グローバルなシステム上重要な指標	当行のウェブページに開示

開示強化タスクフォース（EDTF）の原則および推奨に従った開示

2012年度において、財政安定化委員会の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）が設立された。EDTFのメンバーとして、当行は推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入した。

バーゼル3およびCRR/CRD 4

欧州連合において、2013年6月27日に公表された、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によってバーゼル3自己資本フレームワークが導入された。CRR/CRD 4フレームワークは、バーゼル2およびバーゼル2.5と一般に呼ばれるバーゼル銀行監督委員会の提言を受けた国際的な適正自己資本基準を導入する法律を置き換えた。単一の「ルールブック」として、CRRは、欧州連合における金融機関および投資会社に直接適用される。したがって、多くの場合、各国が規制上の法律を制定する必要はなくなった。その結果、ドイツ銀行法（KWG）およびドイツのソルベンシー規制（SolVv）が、CRRに置き換わるすべての規制を削除するよう改正された。所要規制自己資本、相手先リスクおよび証券化の評価ならびに当行に関連するその他の多くの規制は、現在はCRRを通して規制されている。さらに、CRD 4は、ドイツ銀行法（KWG）およびドイツのソルベンシー規制（SolVv）ならびに付随規制のさらなる改正によりドイツの法律に導入された。これらの法律および規則は共同で、ドイツにおいて特に資本、レバレッジおよび流動性ならびに第三の柱の開示に適用される新たな規制上のフレームワークを説明している。

この新たな規制上のフレームワークは経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。経過規定に従ったドイツ銀行の業績に言及する際には、当行は「CRR/CRD 4」という用語を使用している。最終的なフレームワークの完全適用（適用可能な経過規定の手法を考慮しない。）に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、100%のリスク・ウェイトで持分投資の新規制からの適用除外を認める規定（グランド・ファーザー規定）、ならびにマーケット・リスク標準的アプローチにおける測定基準として、ロングおよびショートの双方のポジションの合計ではなく、ロングおよびショートのポジションのうちより大きなポジションを選択することを認める規定を含んでいる。これらの場合、当行のCRR/CRD 4の手法は、当該免除規定の失効前の基礎となる資産の売却またはその他の手段を通じて、当該グランド・ファーザー規定の失効の影響が軽減されると想定している。

新たな最低自己資本比率は2015年まで段階的に適用される。規制上の調整の大部分（例えば自己資本控除および規制上のフィルター）は2018年まで段階的に適用される。新たな規則に基づき適格でなくなる資本性金融商品は2022年まで段階的に除外される。新たな所要自己資本バッファは2019年まで段階的に適用される。これらは2014年から開始される監督報告の対象となるが、拘束力のある短期流動性に関する最低要件は2015年に導入される予定であり、長期流動性に関する基準は2018年に適用されると予想されている。拘束力のあるレバレッジ比率の導入は、2015年度の当該比率の開示開始後に、2018年から導入されると予想されている。

CRR/CRD 4規則に関する解釈の一部はまだ不確定であり、関連する拘束力のある技術基準の一部が最終版として利用可能でない。そのため、当該規則に関する当行および業界の理解および解釈が進展するに従って、当行は仮定およびモデルを引き続き精緻化する予定である。このような背景から、現在のCRR/CRD 4による測定尺度は従来の予想と比較可能でない場合がある。ま

た、これらの導入に関する当行の競合他社の仮定および見積りが当行のものと異なる可能性があることから、当行のCRR/CRD 4による測定尺度は、競合他社が使用する類似の名称の測定尺度と比較可能でない場合がある。

連結の範囲

定量的情報を提供する以下の項では、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した当行の財務諸表について言及している。したがって、本報告は通常IFRSの評価および連結原則に基づいている。しかし、特に第三の柱の目的上は、当行の財務諸表に適用されている原則と異なる規制上の連結原則が重要であり、以下に詳述されている。規制に関連する範囲が使用されている場合にはそれは明確に記載されている。

規制上の連結の範囲

フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行AG」という。）は、ドイツ銀行機関グループ（以下「規制上のグループ」という。）の親機関であり、KWGおよびSolwVの監督規定（CRRおよびCRD 4の参照を含む。）の対象となっている。CRR第11条および第18条に関連するKWG第10a条に基づき、規制上のグループ機関は、親会社である機関（金融機関または投資会社を意味する。）、ならびにCRR第4条(16)の意義の範囲内の子会社であるかまたは任意に含められたその他のすべての機関および金融機関（特に金融持株会社、支払機関、資産運用会社で構成される。）で構成されている。子会社は完全連結されるが、子会社以外の会社は比例持分にに基づき含められる。

保険会社および銀行業・金融業以外の事業会社は、規制上の機関グループには連結されない。規制上の機関グループならびにその子会社および保険業に対する参加持分が「金融コングロマリット」として分類される場合、金融コングロマリットの監督に関するドイツの法律（Finanzkonglomerate-Aufsichtsgesetz）が適用され、これに従って追加的な適正自己資本の計算（「ソルベンシー・マージン」とも呼ばれる。）に保険会社が含められなければならない。当行は2007年10月にBaFinによって金融コングロマリットとして指定された。

2014年12月31日現在、ドイツ銀行AG、ならびにその子会社でありドイツ銀行の規制上のグループにおいてすべて連結されたDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG、norisbank GmbH、Deutsche Bank Europe GmbH、Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA、Deutsche Oppenheim Family Office AG、Deutsche Immobilien Leasing GmbHおよびLeasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbHは、CRR第7条に関連するKWG第2a条に従った免除規定に定められている免除を適用していたため、単独ベースの規制自己資本比率を計算または報告しなかった。その結果、これらは単独ベースの規制自己資本に関するKWGおよびCRRの一定の要件（ソルベンシーおよびレバレッジの計算ならびに規制自己資本比率およびレバレッジ比率の報告を含む。）を遵守する義務を免除されている。これらの免除規定はドイツ国内のグループ会社に対してのみ利用可能であり、特にドイツ銀行AGのリスク戦略およびリスク管理プロセスが当該免除規定を適用する会社も含んでいる場合、ドイツ銀行AGから各子会社への、または当該グループ内の全子会社からドイツ銀行AGへの、自己資本の迅速な振替または債務の返済に対する重要な実務的および法律的障害がない場合、および各子会社によりもたらされるリスクが重要でない場合を除き、ドイツ銀行AGがそれらの債務に対する責任を負う場合にのみ適用される。

当行の規制上のグループに関する連結原則は、当行の財務諸表に適用される原則と同一ではない。それにもかかわらず、規制上のグループの子会社の大部分は同様に、当行の連結財務諸表においてIFRSに準拠して完全連結されている。

規制上の連結と会計上の連結間の主要な差異は以下のとおりである。

- 銀行業および金融業以外の子会社は、規制上の機関グループに連結されないが、IFRSに従った連結財務諸表に含められる。
- IFRSに基づき連結される当行の特別目的事業体（以下「SPE」という。）の大部分は、CRR第4条(1)(16)に従った規制上の子会社の定義を満たしていないため、当行の規制上のグループには連結されなかった。しかし、これらの事業体に対する当行のエクスポージャーから生じるリスクは、所要規制自己資本に反映される。
- 規制上のグループに含められるごく一部の事業体は、会計目的上子会社として連結されないが、異なる取扱いがなされる。会計目的上連結されなかった主に重要性のない13の子会社は、規制上のグループに連結された。さらに2つの事業体は所有者に共同支配されており、会計目的上は持分法に従って会計処理されているが、規制上のグループに比例連結された。さらに4つの事業体は規制目的上任意に比例連結された。IFRSに従った当行の財務諸表上、このうち1つの事業体は持分法に従って会計処理され、1つの事業体は売却可能資産として扱われ、1つの事業体はSPE規則に従って連結され、1つの事業体はその他の資産としてみなされた。

2014年度末現在、当行の規制上のグループは、769の事業体（親会社であるドイツ銀行AGを除く。）で構成されており、このうち6社は比例連結されていた。当行の規制上のグループは、115の金融機関、2つの支払機関、60の金融サービス機関、396の金融会社、8つの投資ファンド管理会社および188の付帯サービス会社で構成されていた。

2013年度末現在、当行の規制上のグループは、844の事業体（親会社であるドイツ銀行AGを除く。）で構成されており、このうち7社は比例連結されていた。当行の規制上のグループは、127の金融機関、1つの支払機関、67の金融サービス機関、449の金融会社、12の投資ファンド管理会社および188の付帯サービス会社で構成されていた。

2014年度の当行の規制上のグループ内の金融機関数の減少¹²は、主に当行が償還した4つの信託優先証券シリーズの発行形態の一部であった4つの事業体の段階的縮小、および売却されたBHF-BANKグループに属していた3つの金融機関の売却によるものであった。

2014年度末現在、CRR第19条に関連するKWG第31条第3項に従って106の事業体（2013年度末現在：120の事業体）が規制上の連結を免除された。これらの規則は、規制上の連結報告の適用範囲において、グループの資産合計（オフバランス項目を含む。）が10百万ユーロ未満または全体の資産合計の1%未満である小規模事業体の除外を認めている。これらの事業体はいずれもIFRSに準拠した当行の財務諸表において連結の必要はない。

これらの規制上の非連結事業体は、CRR第43条(c)に関連するCRR第36条(1)(i)に従って、金融業の事業体に対する重要な投資に関する控除の処理に含められなければならない。これらの資本に対する当行の参加持分の2014年度末現在の帳簿価額合計40百万ユーロ（2013年度末現在：20百万ユーロ）は、控除の処理に含められた。当行はさらに、2014年度末現在当行が10%超の資本に投資している、金融業の248の規制上の非連結事業体（3つの保険会社を含む。）（2013年度末現在：260の事業体）に対し控除の処理を適用した。CRR第48条に関連するCRR第36条(1)(i)に従って、金融業の事業体の資本に対する投資は、金融機関のCET 1自己資本合計の10%を超過する場合、または将来の収益性に依存し一時差異から生じる繰延税金資産との合計で関連するCET 1資本の15%を超過する場合、CET 1資本から控除されなければならない。当行は金融コングロマリットに分類されているため、金融コングロマリットのレベルでの当行のソルベンシーの計算に含められた保険会社に対する投資は、当行の規制自己資本から控除されなかった。

金融コングロマリット

ドイツ銀行グループは2007年10月にBaFinによって金融コングロマリットとして指定された。そのため、金融コングロマリットのソルベンシー規制(FkSoIV)に関連する金融コングロマリットの監督に関するドイツの法律（Finanzkonglomerate-AufsichtsgesetzまたはFKAG）が当行に適用される。

ドイツ銀行の金融コングロマリットは、主に規制上のグループに属する事業体および少数の独立した保険業の事業体から構成される。これらの保険会社のうち3社は、重要性がないことから当行の規制上の資本から控除されている。重要な保険業の事業体は以下の通りである。

- Abbey Life Assurance Company Limited
- DB Re S.A.
- DB Vita S.A.
- Legacy Reinsurance, LLC
- Primelux Insurances S.A.

これらの保険会社は、金融コングロマリットに関する追加的な適正自己資本の計算（「ソルベンシー・マージン」とも呼ばれる。）に含まれている。ドイツ銀行の保険業の子会社は合計で、ドイツ銀行グループ全体のIFRSによる残高の1%を占めるにすぎない。

法律上、これらのすべての保険会社が直接関連しているとは限らない。すなわち、これらの保険会社は他の保険会社に対する参加持分を保有していないため、その結果、これらの保険会社がそれ自体でグループを形成しているわけではない。

一般的統治の観点からは、これらの保険会社は、ドイツ銀行グループの他の法人と異なることなく原則としてドイツ銀行グループに組み入れられる。これは特に、子会社が（CRR第18条に従って）プルデンシャルな連結グループの一部を構成しているか否かにかかわらず、ドイツ銀行がすべての子会社に対してグループ方針を公表している事実から裏付けられる。同様に、関連するグループ方針の適用可能性は、保険業の子会社が、他の規制上のグループのものと同様のガバナンス構造および経営構造を効果的に維持できるようにしている。FKAG第25条第4項に従った組織上の要件に関する詳細は、コーポレート・ガバナンス・レポートならびに当行のリスク・レポート内の「リスク管理フレームワーク」および「リスク・ガバナンス」の項を参照のこと。

重要な子会社に関する追加的開示要求

CRR第13条(1)に従って、当行の重要な子会社および現地の市場において非常に重要な子会社は、単独または準連結ベースでの自己資本、所要自己資本、資本バッファ、信用リスク調整、報酬方針、レバレッジおよび信用リスク軽減技法の使用に関して適用可能な範囲で情報を開示することを要求されている。

ドイツに所在する当行の一部の子会社に関しては、CRR第7条に関連するKWG第2a条に従った免除規定に定められた免除に適格である場合には、単独ベースの規制上の自己資本またはレバレッジ比率を計算または報告する義務はない。これらの場合、上記の開示要件もまた当該子会社については適用されない。

重要な子会社を識別するため、CRRに基づき「金融機関」または「投資会社」として分類されるすべての子会社、およびCRR第7条に関連するKWG第2a条に従った免除規定に適格でない子会社に適用される基準一覧が作成されている。下表に記載された基準のうち少なくとも1つを満たす場合には、子会社はCRR第13条における要求（上記のとおり）に従うことが必要とされている。

る。この基準は、当行の事業活動ならびに各子会社の複雑性およびリスク・プロファイルに関連して定義されている。以下に参照されたすべての金額は、2014年12月31日現在のIFRSベースで計算されている。

- 資産合計が300億ユーロ以上（単独または準連結ベース）である。
- グループ・レベルのリスク・ウェイト・アセットが5%以上である。
- 子会社が所在する各国において国内総生産の20%以上、ただし資産合計が最低50億ユーロ（単独または準連結ベース）である。
- 欧州安定メカニズム(ESM)、欧州金融安定化基金(EFSF)または類似のメカニズムによって直接的に支援されている機関である。
- 子会社が所在する各国において上位3位（資産合計額を参照）の機関に属する機関である。
- 現地の管轄当局によって「現地のシステム上重要な機関」として分類されている。

安定メカニズムの類から支援を受けている当行の子会社はない。

上記の選択プロセスの結果、当行は以下の4つの子会社を当グループにとって「重要」として識別したため、CRR第13条に記載された追加的開示要求を提供することを求められた。

- Deutsche Postbank AG、ドイツ
- Deutsche Bank Luxembourg S.A.、ルクセンブルグ
- Deutsche Bank Securities Inc.、米国
- Deutsche Bank Trust Company Americas、米国

CRR第13条に関連する当行の重要な子会社に関する追加的開示は、各子会社のウェブサイトに公表された第三の柱の報告書内または当行の米国事業体に関する当グループのウェブサイトに記載されている。

総合的なリスク評価

当行の主要なリスク区分には、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク(法務リスクを含む。)、ビジネス・リスク(税務リスクおよび戦略的リスクを含む。)、風評リスク、流動性リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク(MaRisk、すなわちリスク管理に関する最低要件)が含まれている。当行は、内部的なガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの利用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行の積極的なアプローチは、当行の経営成績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。

当行の通常リスクおよびクロス・リスク分析の一環として、ボトムアップのリスク評価およびトップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析を利用して、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がレビューされる。この二方面からのアプローチにより、当行のリスク一覧および業務部門全体に影響を与えるリスクだけでなく特定のポートフォリオのみに関連するリスクを把握することが可能になる。

当行が引き続き焦点を置いている現在のポートフォリオの幅広いリスクには、ヨーロッパ国家債務危機が再燃する可能性、アジアの成長が減速する可能性、米国の金融引締めによる混乱および特に新興市場へのこの影響ならびに地政学的ショック(ロシアとウクライナ間の継続中の緊張関係を含む。)の潜在的リスクが含まれている。これらのリスクは直近の四半期を通じて一貫して焦点となっていた。また、最近数ヶ月間において、当行は主要産出国および関連産業における原油価格の下落の影響に焦点を置いている。これらのリスクの潜在的影響の評価は、これらの事象が生じた場合に当行が吸収する能力を評価する当行のグループ全体のストレス・テストへの統合を通じて行われる。これらのテストの結果は、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にその影響を吸収するために十分な資本および流動性準備を当行が現在有していることを示していた。これらの影響および当行のポートフォリオが直面するその他のリスクに関する詳細は「信用エクスポージャー」の項に記載されている。

過年度と同様に、2014年度は金融サービス業における国際的な規制を増やすトレンドが引き続き見られた。これは今後数年継続する可能性が高いと当行は考えている。当行は、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行のビジネス・モデルプロセスに起こりうる影響を評価することに焦点を置いている。

2014年度を通じたリスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行のリスク戦略に従って当行のリスク・プロファイルを維持すること、当行の資本基盤を増加させることおよび貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行の戦略的経営の取り組みを支援することであった。このアプローチは、以下に要約する異なるリスク測定基準全体で反映されている。

CRR第431条の目的で、当行は、当行のリスク開示が適切な法律上、規制上および会計上のリスク開示基準に従っている旨の結論を支持することを目的とした正式なリスク開示方針を適用した。上級代表者ならびに財務部およびリスク部の特定問題の専門家で構成されるリスク開示委員会が、当行の各リスク開示プロセスを管理している。当行の評価および検証に基づき、本リスク・レポート全体で示されている当行のリスク開示は、適切かつ包括的に当行全体のリスク・プロファイルを伝えていると考えている。

リスク・プロファイル

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行は、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

2013年度末と比較して、当行の経済的資本の増加は、主に、為替の影響ならびにオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクに関する経済的資本の利用増加を一因として、信用リスクおよびマーケット・リスク水準の上昇を反映したCB&Sによるものであった。さらなる増加は、構造的な為替リスクおよび年金リスクに関する手法の強化に関してトレーディング以外のマーケット・リスクが増加したことを要因とする連結および調整によるものであった。観測されたRWAの増加は、大部分はバーゼル2.5フレームワークから新しいICRR/CRD 4規則へRWAの計算を移行したことおよび手法のさらなる更新によるものである。さらなる変動は、為替レートの変動およびNCOUのリスク圧縮によるリスク負担の相殺の増加によるものである。

業績測定基準と比較した経済的資本、リスク・ウェイト・アセットによって測定された当行の事業部門のリスク・プロファイル

2014年12月31日現在								
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トラッキング・バンク	ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業ユニット	連結および調整	合計 (百万ユーロ)	合計 (%)
信用リスク	5,799	3,547	2,302	323	868	46	12,885	40
マーケット・リスク	5,153	3,200	185	1,987	1,308	3,020	14,852	47
オペレーショナル・リスク	3,569	1,088	150	722	2,070	0	7,598	24
ビジネス・リスク	2,581	0	4	1	499	0	3,084	10
分散効果 ¹	-3,441	-1,095	-262	-611	-1,087	-59	-6,554	-21
EC合計(百万ユーロ)	13,661	6,740	2,379	2,420	3,658	3,008	31,866	100
(%)	43	21	7	8	11	9	100	0

税引前利益(損失)	3,266	1,335	1,198	1,027	-2,851	-859	3,116	N/A
税引前平均アクティブ資本利益率 ²	13%	9%	20%	16%	-37%	N/A	5%	N/A
リスク・ウェイト・アセット ³	175,561	79,571	43,265	16,597	58,538	20,437	393,969	N/A

N/A - 意味なし

- 1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク(ビジネス・リスクの最大部分)全体にわたる分散効果である。
- 2 CRR/CRD 4(完全適用)に従った、リスク・ウェイト・アセットおよび一定の規制自己資本の控除項目による、帳簿上の資本の配分フレームワークである。平均アクティブ資本がどのように各部門に配分されるかの説明に関しては、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照。
- 3 リスク・ウェイト・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5規則に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

2013年12月31日現在 ¹								
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トラッキング・バンク	ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業ユニット	連結および調整	合計 (百万ユーロ)	合計 (%)
信用リスク	4,597	3,742	1,900	373	1,392	9	12,013	44
マーケット・リスク	4,658	2,967	193	1,535	1,565	1,820	12,738	47
オペレーショナル・リスク	2,453	803	96	580	1,320	0	5,253	19
ビジネス・リスク	1,413	0	6	1	263	0	1,682	6
分散効果 ²	-1,945	-842	-156	-478	-974	-120	-4,515	-17
EC合計(百万ユーロ)	11,175	6,671	2,039	2,010	3,566	1,710	27,171	100
(%)	41	25	8	7	13	6	100	0

税引前利益(損失)	3,158	1,555	1,107	782	-3,402	-1,744	1,456	N/A
税引前平均アクティブ資本利益率 ³	16%	11%	22%	13%	-33%	N/A	3%	N/A
リスク・ウェイトド・アセット ⁴	114,729	73,001	36,811	12,553	52,443	10,832	300,369	N/A

N/A - 意味なし

- 1 事業セグメントに配分される金額は、2014年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。
- 2 2013年度の分散効果の計算に含まれていなかった戦略的リスクを除く。
- 3 CRR/CRD 4 (完全適用) に従った、リスク・ウェイトド・アセットおよび一定の規制自己資本控除項目による、帳簿上の資本の配分フレームワークである。平均アクティブ資本がどのように各部門に配分されるかの説明に関しては、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照。
- 4 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5規則に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CB&S)のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メイキング業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。さらに、信用リスクは法人および金融機関に対するエクスポージャーから発生する。CB&Sの現在のビジネス・モデルに基づく、残りはオペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクから生じるが、それぞれ特に潜在的な法的リスクおよび収益変動リスクによるものである。2014年度のCB&Sの税引前利益は2013年度と比較して108百万ユーロ(3%)増加したが、2014年度のCB&Sの税引前平均アクティブ資本利益率は2013年度と比較して3パーセンテージ・ポイント減の13%であった。この変動は主に、当行の2014年5月の増資に関連する平均アクティブ資本の配分の増加および主にバーゼル2.5フレームワークからCRR/CRD 4規則への変更により大部分が関連する手法の変更によるRWAの増加によるものであった。

個人顧客および中堅企業(PBC)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業(SME)貸出からの信用リスクと投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクからなる。PBCのリスク・プロファイルは年間を通じて実質的に変化していないが、報告された税引前利益は2013年度と比較して大幅に減少した。これは、2014年5月および10月におけるローン手数料に関するドイツの法律慣行の変更により生じた費用によるものであった。これにより、税引前平均アクティブ資本利益率がわずかに減少した。

グローバル・トランザクション・バンキング(GTB)の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分は、貿易金融事業における信用リスクに関連しており、その他の事業からの信用リスクは低いが存在しない。比較的低いマーケット・リスクが、主にデリバティブのヘッジ・ポジションから生じる。2014年度における税引前平均アクティブ資本利益率は20%であり、2013年度と比較してわずかに減少した。GTBの収益性は増加したが、平均アクティブ資本利益率の減少は、主に競争激化および低金利環境における取引量の増加に関連している。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント(ドイチェAWM)の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、ドイチェAWMのアドバイザリーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。ドイチェAWMの平均アクティブ資本利益率は年々増加している。これは、達成費用の減少、無形資産の減損の戻入および訴訟費用の減少を所与とした損益計算書の業績改善によるものであった。経済的資本の利用増加は、主に保証型ファンドに関するトレーディング以外のマーケット・リスクの増加によるものであった。

非中核事業ユニット(NCOU)のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、事業、環境、法律または規制の変動に著しく影響を受ける資産、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、信用リスクからなる当行の全事業範囲にわたるリスクならびにリスク圧縮の加速の対象となる可能性があるマーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスク(法務リスクを含む。)を対象としている。税引前平均アクティブ資本利益率の変動は、業績のマイナス以上に、リスク圧縮により資本配分が減少したことを表している。リスク圧縮戦略により資本が増強されたのに対し、純利益は引き続き法律上および規制上の問題に関連する流出によって影響を受けている。

連結および調整は主に、構造的な為替リスクおよび年金リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

リスク管理の概要

信用リスクの概要

- 信用リスクに対する最大エクスポージャーは、2013年12月31日と比較して1,050億ユーロ(6%)増の1.8兆ユーロであった。これは主に、エクスポージャーを減少させるための取引の見直しおよび契約更改における重要な活動があったにもかかわらず、主に第4四半期において金利および為替商品に関連してデリバティブ商品のプラスの時価が増加したことによるものであった。信用リスクに対する最大エクスポージャーの信用の質は、2014年12月31日現在79%が投資適格であり、2013年12月31日現在の77%からわずかに増加した。

- 主な信用エクスポージャーは、地域、業界および相手先別に分散され続けていた。地域エクスポージャーは当行の主要市場（北米31%、ドイツ29%、ドイツ以外の西ヨーロッパ26%）全体で均等に分散され、地域分布は前年度比では安定していた。当行の最大の業界エクスポージャーは銀行および保険であり、全体的なエクスポージャー総額（すなわち担保考慮前）の25%（2013年12月31日現在は33%）を占めていた。相手先レベルでは、当行は、2013年12月31日現在の10%に対して、主要な信用エクスポージャー総合計の7%に相当する上位10位のエクスポージャーの十分な分散を維持していた。これらすべては格付けの高い投資適格な相手先であった。
- 2014年度の信用リスク引当金繰入額は、すべての事業における大幅な減少を反映して2013年度と比較して931百万ユーロ（45%）減の11億ユーロであった。NCOUにおける減少は、IAS第39号の再分類および商業用不動産資産に関する信用リスク引当金繰入額の減少によるものであった。当行のコア・バンクは、戻入の増加および単独の顧客による多額の繰入額が発生しなかったことによる恩恵を受けた。
- 2014年12月31日現在の当行全体の貸出金勘定は、2013年12月31日現在の3,820億ユーロから290億ユーロ（7%）増の4,110億ユーロであった。この増加は、為替の影響、CB&S内のETF事業に関連する担保の再構築ならびにCB&SおよびドイチェAWM全体にわたる事業成長によるものであり、NCOUにおける減少によって一部相殺された。当行の最大の貸出金勘定の区分は2014年12月31日現在1,530億ユーロの住宅用モーゲージであり、このうち1,190億ユーロは安定的なドイツ市場におけるものである。当行の法人貸出金勘定は、貸出金勘定合計の55%を占めており、2014年12月31日現在投資適格の格付けを有する貸出金65%で構成されている。これは、2013年12月31日現在の64%からわずかに増加した。
- 2014年12月31日現在の信用リスクに関する経済的資本使用額は、2013年度末現在の120億ユーロから129億ユーロに増加した。これはCB&SおよびGTBにおけるエクスポージャーの増加を反映したものであり、NCOUにおけるエクスポージャーの減少により一部相殺された。
- 信用リスクに関するRWAは、2013年12月31日現在から419億ユーロ（21%）増の2,440億ユーロであった。これは主に、新たなCRR/CRD 4の規制上のフレームワークの導入、為替変動の影響およびモデルの精緻化によるものであり、リスク圧縮活動による減少および主にNCOUにおける資産売却により一部相殺された。

マーケット・リスクの概要

- 当行のトレーディング・ユニットの平均バリュエーション・リスクは、2013年度の53.6百万ユーロと比較して、2014年度は51.6百万ユーロであった。この減少は、信用スプレッド・リスクおよびコモディティ・リスクのエクスポージャー・レベルの低下によるものであった。
- マーケット・リスクに関するRWAは、2013年12月31日現在から170億ユーロ（36%）増の642億ユーロであった。これは主に、CB&S内のトレーディング勘定の証券化エクスポージャーに関するRWAを増加させる新たなCRR/CRD 4の規制上のフレームワークの導入および当行内部の追加的リスクに係る自己資本賦課モデルの変更によるものであった。
- トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2014年12月31日現在、14億ユーロ（16%）増の99億ユーロであった。この増加は主に、構造的な為替リスク・エクスポージャーの増加、年金リスクに関する手法の強化および保証型ファンド・リスクの増加によるものであり、NCOUにおけるリスク圧縮活動により一部相殺された。
- 2014年12月31日現在のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2013年度末現在の42億ユーロと比較して合計50億ユーロであった。この増加は主に公正価値で計上されるバンキング勘定におけるエクスポージャーの増加によるものであった。

オペレーショナル・リスクの概要

- オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額は2013年度末現在の53億ユーロと比較して2014年12月31日現在76億ユーロに増加した。この増加は主に、2014年度第2四半期に導入された当行の先進的計測手法（AMA）モデルに対するモデルの強化の影響の早期認識によるものであり、これにより追加的な経済的資本11億ユーロが当初生じた。追加的な要因はドイツ銀行および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加であった。経済的資本使用額の増加を実現および生じさせる、関連するオペレーショナル・リスク損失は、主に訴訟、調査および執行措置に関連するアウトフローによるものである。
- 当行は引き続き、当行のAMAモデルに対する経済的資本の余裕安全率を形式的に適用している。これは予測不能な法的リスクをカバーする目的で2011年度に初めて導入された。余裕安全率を置き換えることを目的として最近提案されたリスク感応度モデルの強化により、当該余裕安全率と比較して必要とされる経済的資本の金額が増加することになる。経営陣は、2014年度第2四半期に増加分を初回認識することを決定した。
- オペレーショナル・リスクに関するRWAは、2013年度末現在の509億ユーロと比較して2014年12月31日現在671億ユーロに増加した。この162億ユーロの増加は、2014年度第2四半期における当行の先進的計測手法（AMA）モデルの強化の早期認識によるものであり、これにより追加的なRWA77億ユーロが生じた。追加的な要因は、ドイツ銀行および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるものであった。

流動性リスクの概要

- 2014年12月31日現在の流動性準備は1,840億ユーロ（2013年12月31日現在1,960億ユーロ）であった。当行は、2014年12月31日現在のプラスの流動性ストレスの結果（結合シナリオに基づく）を維持していた。
- 2014年度通年で、当行は、平均スプレッド45ベース・ポイントおよび平均期間4.8年で440億ユーロを資本市場から調達した。2014年度の当行の資金調達要求はすべて完了した。
- 当行全体の資金調達のうち76%は、資本市場および株式、リテールおよびトランザクション・バンキングからなる、当行が最も安定的と区分した資金調達源泉によるものであった。

資本管理の概要

- CRR/CRD 4（段階的導入率20%）に基づき計算された普通株式等Tier 1（CET 1、旧称：コアTier 1）資本比率は、バーゼル2.5に基づく2013年度末現在の12.8%と比較して、2014年12月31日現在は15.2%であった。想定上のCRR/CRD 4（段階的導入率0%）のCET 1資本比率は、2013年度末現在14.6%であった。
- CRR/CRD 4に基づくCET 1資本は、バーゼル2.5に基づくCET 1資本385億ユーロと比較して216億ユーロ増加して601億ユーロとなった。フレームワークが変更されたことにより、2014年度に適用された段階的導入率20%に起因して適用初日におけるプラスの影響104億ユーロが発生した。これは主に無形資産92億ユーロの取扱いに起因していた。移行期間中、CRR/CRD 4は、銀行の「完全適用」規則への移行を円滑化するためにCET 1資本の代わりにその他のTier 1資本から一定のCET 1控除項目の控除を認めている。残りの111億ユーロの増加は、主に授權資本からの現金払い込みによる増資（収入総額85億ユーロ）によるものであった。
- CRR/CRD 4に基づくその他Tier 1（AT1）資本は、バーゼル2.5に基づくAT 1資本122億ユーロと比較して84億ユーロ減少して38億ユーロとなった。CRR/CRD 4規則の適用初日におけるマイナスの影響が120億ユーロあったが、これは主に無形資産92億ユーロの控除ならびに既にAT 1資本として適格ではなくなったAT 1金融商品22億ユーロの認識中止を反映したものであった。適用初日における影響は、CRR/CRD 4に準拠したAT 1ノート46億ユーロの発行により一部相殺された。
- CRR/CRD 4に基づくTier 2資本は、バーゼル2.5に基づくTier 2資本47億ユーロと比較して4億ユーロ減少して44億ユーロとなった。これは主に、償還および償却の調整によるもので、証券化および金融および保険企業に対する重要な投資による控除項目の軽減により一部相殺された。
- CRR/CRD 4に基づくRWAは、バーゼル2.5に基づく2013年度末現在の3,000億ユーロと比較して960億ユーロ増加して、2014年12月31日現在は3,970億ユーロとなった。想定上のCRR/CRD 4のRWAは、2013年度末現在3,550億ユーロであった。RWA増加は主に、CRR/CRD 4フレームワーク（CVAに関するRWAを含む。）による影響、オペレーショナル・リスクRWAおよび信用リスクRWAの増加（外国為替の変動を含む。）を反映している。それはリスク圧縮および資産売却で一部相殺された。
- 内部適正自己資本比率は、2013年12月31日現在の165%と比較して2014年12月31日現在の177%に増加した。
- CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は、2014年度において2013年12月31日現在の想定上の9.7%から2014年12月31日現在の11.7%に大幅に改善した。この199ベース・ポイントの比率の上昇は、2014年度第2四半期における当行の普通株式の発行から生じた約250ベース・ポイントの上昇によるものであり、これはリスク・ウェイト・アセットの増加により一部相殺された。

貸借対照表管理の概要

- 適用されるエクスポージャーの測定尺度14,450億ユーロに対する完全適用によるTier 1資本507億ユーロ（2013年12月31日現在それぞれ340億ユーロおよび14,450億ユーロ）を考慮すると、GAAP以外の財務的測定尺度である改正後規則に基づく当行のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率は、2013年12月31日現在の想定上のCRR/CRD 4レバレッジ比率（レバレッジ比率の規則に関する最近の改正を考慮していない。）2.4%と比較して、2014年12月31日現在は3.5%であった。
- 改正後のCRR/CRD 4規則の詳細に関しては、本報告書の貸借対照表の管理の項を参照のこと。

リスク管理原則

リスク管理フレームワーク

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、評価、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行は各部門、業務ユニットおよびインフラ機能を通じ、一つの統合されたグループとして営業活動を行っている。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造ならびに測定プロセスおよび監視プロセスを通じて、管理されている。

Ⓕ

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク管理委員会に対し委任される。監査役会は定期的にリスクおよび資本プロファイルを監視する。

- 当行は、3つの防衛線でリスク管理モデルを運用しており、これにより、フロント・オフィス機能、リスク管理の監視、および保証の役割が、相互に独立した機能により果たされる。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当グループのリスク選好、戦略および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 主要なリスク・クラスはすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。これには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク（MaRisk、すなわちリスク管理に関する最低要件）が含まれる。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、主要リスク・クラス全体にわたり横断的に実施される。標準以外のリスク（風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク）は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、特にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク内で暗黙のうちにカバーされている。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の決定的に重要な構成要素である。
- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした措置一覧を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は当行の国内の破綻処理当局によって厳密に監督される。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは納税者救済措置の必要性がないようにすること、および広く経済に提供される重要なサービスを継続することで金融の安定性を強化することを目的として設計されている。

リスク・ガバナンス

監督の観点から、当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの管轄区域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびに必要な応じ2014年1月1日からドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークに当行が準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。』

ドイツの銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、「規制自己資本」の項で詳述されている。

内部統治の観点から、当行は団結したリスク統治を行うためにいくつかの管理階層を有している。

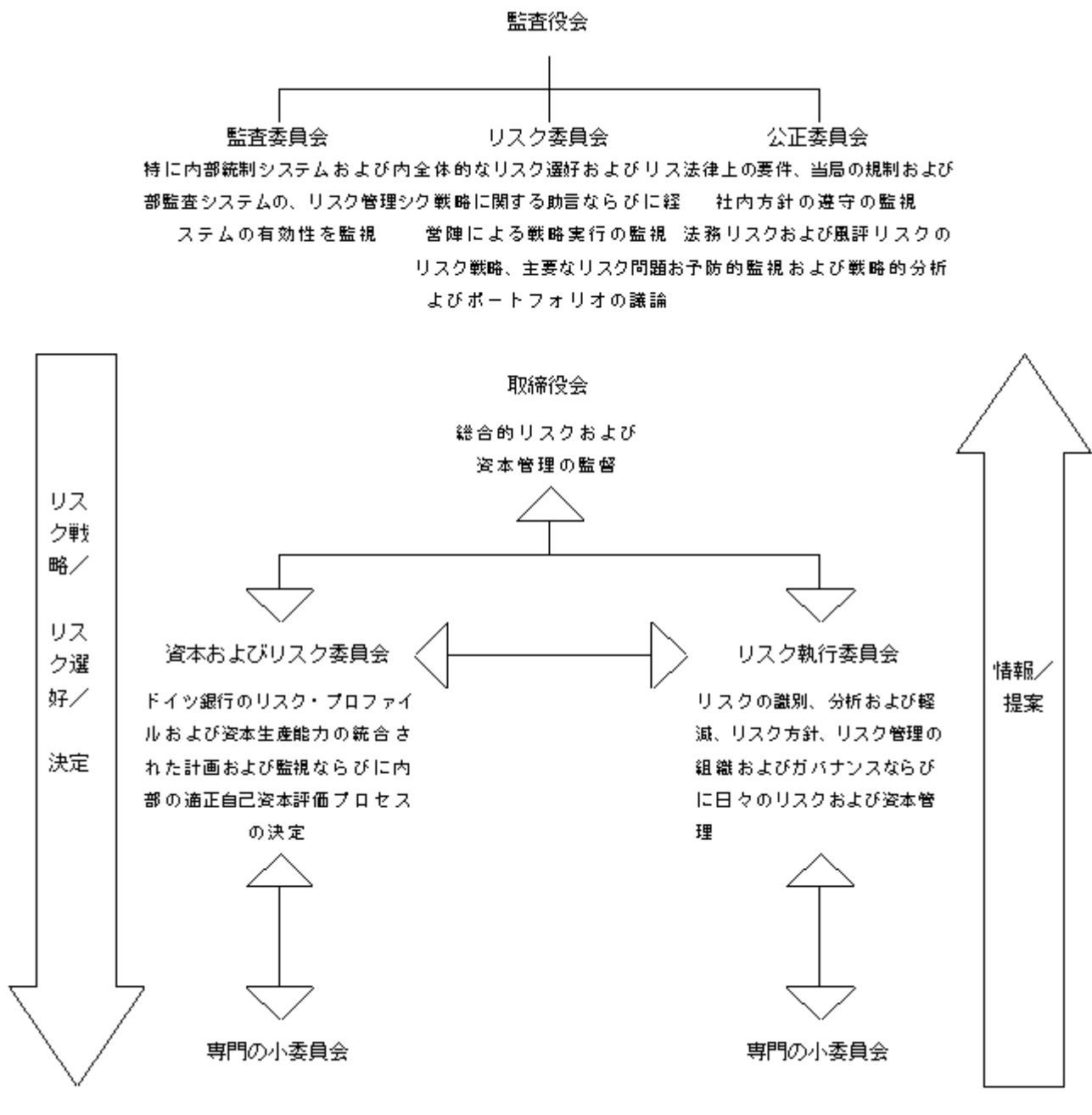
『

- 監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制の特別な進展ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告されなければならない。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクならびに訴訟リスクおよび風評リスクについて報告する。また、信用リスク戦略、信用ポートフォリオ、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金、資本資源の問題およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。リスク委員会は、集積されたリスクの処理およびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議する。
- 公正委員会は、法律上の要件、当局の規制および会社内部の方針の会社による遵守を向上させる取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、当行の法務リスクおよび風評リスクを監視および分析しその回避を提言している。
- 監査役会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- 取締役会は、法律、定款および当行の利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。監査役会との合意により、リソースおよびリスクの効果的なガバナンスを確実にすることを目的として、取締役会は資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）およびリスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）を設定している。これらの役割については以下に詳述されている。』

当行全体の業績が当行のリスク戦略と整合性を確保することを目的とした方法に関する詳細な情報に関しては、「リスク選好およびリスク能力」ならびに「戦略的および資本計画」の項を参照のこと。

『

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- CaRIは、当行のリスク・プロファイルおよび資本生産能力に関する統合された計画および監視を監督および統制し、リスク選好、所要自己資本および資金調達／流動性ニーズと、当グループ、各部門および各下位部門の事業戦略との整合性を提供する。これは、リスク部、政府および規制関連業務部、財務部および業務部門における資本、資金調達および流動性に影響を与える戦略上の問題を検討および合意する基盤を提供している。CaRIは措置に着手および／または取締役会に提言を行う。また、定期的に当行のリスク選好に対する当行のリスク・プロファイルを監視し、上申またはその他の措置が取られるようにする責任を有している。CaRIは、早期警戒指標および再建トリガーに対する当行のリスク・プロファイルの実績を監視し、取締役会に対して、必要な場合には再建ガバナンス・フレームワークに基づく所定のプロセスおよび／または措置の実施を提言する。
- 当行のリスクExCoは、当行のリスク管理の最上位の機能委員会として、グループ・レベルでのリスクの集中を含むすべてのリスクを、識別、統制および管理する。これは、リスク方針、リスク管理の組織およびガバナンスに責任を有しており、取締役会によって承認されたリスクおよび資本戦略（リスクおよび資本需要計画）の範囲内での識別、評価およびリスク削減を含むリスクおよび資本管理の実施を監督している。リスクExCoは、リスク管理の特定分野に関して責任を負う小委員会（複数の政策委員会、ポートフォリオ・リスク委員会（以下「PRC」という。）およびグループ風評リスク委員会

(以下「GRRC」という。)を含む。)の支援を受けている。2015年2月、GRRCをリスクExCoの小委員会から取締役会直属とすることが合意された。

- PRCは、リスクExCoおよびCaRを支援し、特に、グループ全体のリスク・パターンの管理に重点を置く。PRCは、CaRからの権限委譲に基づき、当行の内部適正自己資本評価プロセス(以下「ICAAP」という。)の日々の監視および統制に関して責任を負っている。また、PRCは、当行のグループ全体のストレス・テストを監視し、結果をレビューし、必要に応じて経営行動を提案する。これは、ストレス・テストのプロセスの有効性を監視し、当行のストレス・テストのフレームワークの継続的な改善に取り組む。
- リビング・ウィル委員会(以下「LWC」という。)は、再建および破綻処理計画に焦点を当てたCaRの専門の小委員会である。これは、重大なストレスまたは重大なストレスの脅威に対処するために、当行の再建および破綻処理計画ならびに当グループの運用上の準備の強化の実施を監視している。
- 規制自己資本委員会は、当行の資本およびリスク委員会のさらなる小委員会である。これは、当行のリスク定量化モデルに関する監督の任務を負っている。包括的な監督を促進するため、これは、一定の種類のモデルおよびモデルに関連する問題をカバーするいくつかの小委員会によって支援されている。

CaRの複数のメンバーはリスクExCoのメンバーでもあることから、2つの委員会間での情報の流れが促進される。

取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者(以下「CRO」という。)は、すべての信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスクの包括的コントロール(流動性リスクを含む。)およびリスク測定手法の継続的開発に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、最高リスク責任者は、資産と負債のギャップ、資本、流動性、法務、コンプライアンスおよび規制上のリスクを含む包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROは、信用リスク管理、マーケット・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理および流動性リスク管理のリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。

これらは、以下の職責で設置している。

- 各部門の業務が、取締役会が設定したフレームワーク内でCaRの設定したリスク選好と整合するよう支援する。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- 信用リスク、マーケット・リスクおよび流動性リスクの限度枠を承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

これらのリスク管理機能の責任者に加えて、ドイツ、アメリカおよびアジア太平洋に関しては専属の地域最高リスク責任者、ドイチェAWMおよびNCOUに関しては部門最高リスク責任者が、総体的リスク管理能力バレッジを設定するよう指名されている。

上記のリスク管理機能の責任者ならびに地域および部門の最高リスク責任者は、CROに直接報告する系統を有している。

さらに、リスク管理機能の中のいくつかのチームがリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、当行のリスク・ポートフォリオ管理を一層強化するために、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

- 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行(規制の遵守を含む。)間のより強い結びつきを確立する。
- 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する(リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク)。
- 当行のリスク文化を強化する。
- 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

当行の財務、リスクおよびグループ監査機能は、当行の業務部門から独立して活動している。当行が引受けたリスクを数値化および検証し、リスク関連データの質および統一性を維持することは財務部およびリスク部の責任である。グループ監査部は、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手順ならびに対応する内部統制手続を通じて促進されている。共同ガバナンスの主要な要因は以下のとおりである。

- ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
- ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、選定された主要な委員会に関してはその逆も同様。
- ポストバンクにおける主要なグループのリスク方針の導入。

そのすべてにおいてポストバンクの最高リスク責任者またはドイツ銀行の上級リスク・マネジャーが投票メンバーであるポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

- 全体的なリスク選好ならびにリスクおよび資本配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
- 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
- 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。
- 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における限度枠の配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
- すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。

当業務の主要な焦点は、合意された規制のIRBA計画表に従うこと、および当行の共同リスク管理インフラをさらに発展させることである。2013年度において、オペレーショナル・リスクに関するグループ全体のAMAモデルは、ポストバンクで使用することを規制当局に承認された。

2014年度において、大規模顧客の完全な統合が完了した。これらは現在、当行の信用プラットフォームにおいて中央管理されており、規制当局は、大企業および金融機関の共同モデルのパラメータの利用に関する規制上の承認を延長した。その他の顧客の種類（中小企業、リテール、企業向け不動産）は2015年度以降に焦点となる分野である。』

リスク文化

当行は、組織全体にわたり強靱なリスク文化を促進するよう努めている。強靱なリスク文化は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することを目的としている。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。このメッセージをさらに強化するため、当行は的を絞った研修を強化している。2014年度において、当行の従業員は全世界で88,000超の必須研修モジュールに参加した。これには、例えばグローバルな情報セキュリティの認識、MaRisk入門および新たに導入された「トップの姿勢」モジュールが含まれていた。当行のリスク文化を強化する継続的な努力の一環として、当行はさらにモジュールを発展させるため、または既存の内容を強化するために定期的に研修一式をレビューしている。

さらに、当行の業績管理プロセスを強化するためのその他の手法に加えて、当行はリスク文化に関連する行動の正式な測定尺度を当行の従業員の業績評価、昇進および報酬プロセスと結びつけるプロセスを設計および導入している。このプロセスは当行のCB&SおよびGTB部門において2010年度から実施されており、その後すべての部門および機能に広げられ、2015年1月にPBC（ドイツ）が最後にこのプロセスを導入している。このプロセスは従業員の責任をさらに強化するよう設計されている。

また、当行は、部門および地域レベルでリスク文化を計測するためのダッシュボードを開発した。これは2014年度にCB&SおよびAWMで試験導入され、今後数ヶ月にわたりさらに開発される予定である。

追加的な測定尺度がすでにレビュー中であり、2015年度のプログラムに追加される予定である。

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するためにリスク能力の範囲内で引き受ける準備のある、リスク水準を示しており、最低限の定量的手法および定性的基準の組み合わせとして定義される。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、通常およびストレス下の両方の状況で当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスクおよび資本需要計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時にリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行は、当計画の遵守をテスト

し、ストレス下の市場状況も検討するため、ストレス・テストのプロセスを活用する。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行のリスク選好およびリスク能力と、当グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行は、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行は、当行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク測定基準を指定している。これに加えて、当行はリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。具体的には、当行はストレス下における一連の測定基準（CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1(以下「CET1」という。）比率、内部適正自己資本(以下「ICA」という。）比率およびストレスのかかった正味流動性ポジション(以下「SNLP」という。))を、定期的実施されるベンチマークの範囲内およびより厳格なグループ全体のストレス・テストの範囲内で評価し、これらを以下の表で定義するRed-Amber-Green(以下「RAG」という。))の水準と比較している。

主要な測定基準に関するリスク選好基準

RAGの水準	CRR/CRD 4の完全適用による CET1資本比率	内部適正自己資本	ストレス下における 正味流動性ポジション
正常	8.0%超	135%超	50億ユーロ超
警告	8.0% - 5.5%	135% - 120%	50億ユーロ - 0十億ユーロ
危機的状況	5.5%未満	120%未満	0十億ユーロ未満

当行のリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。2014年度を通じて、当行の実際のリスク・プロファイルは、上表で定義された正常レベルを維持していた。当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会ならびに最終的には最高リスク責任者および取締役会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、最高リスク責任者または取締役会全体で承認されなければならない。当行の年次リスク選好基準の調整実行の一環として、当行は2015年以降に適用される正常レベルのCRR/CRD 4の完全適用によるCET1比率を8.5%に、当行のICA比率を140%にさらに調整している。したがって、CRR/CRD 4の完全適用によるCET1比率およびICA比率の警告レベルの上限は、これらの変更に関しても調整される予定である。

戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野/ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンへの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって最適な成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給および資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関してグループ執行委員会で協議される。このプロセスにおいて、翌3年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトム・アップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のためにグループ執行委員会および取締役会に提示される。取締役会の承認後、最終的な計画が監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
 - リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
 - 規制上の要件の遵守。
 - 堅固な資本および流動性ポジション。
 - 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。
- 戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要および経済的資本）が導出される。

2015年度末までに完全適用によるCET1比率10%超およびレバレッジ比率3.5%という目標は適切な経営委員会において継続ペースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行が、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセスの要求を遵守していることも確実にする（すべての時点の段階的適用ペースにおけるCET1比率が最低10%）。

再建および破綻処理計画

2007年/2008年の金融危機は、銀行および広範な金融市場を前例のない圧力にさらした。これらの圧力は、政府による一定の銀行に対する大規模支援および中央銀行による大規模介入を招いた。また、この危機は多くの金融機関に、事業を大幅に再構築し、資本、流動性および資金調達基盤を強化することを強いた。この危機は、多くの金融機関が、急速に進展するシステムミック危機に十分に備えていなかったため、潜在的な破綻を回避し、金融システムおよび最終的には経済および社会に重大な悪影響を与えることを防ぐ方法で行動および対処できないことを明らかにした。

この危機に対応して、金融安定化委員会(FSB)は、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)の一覧を公表し、そのメンバーである金融機関に対しG-SIB内における再建および破綻処理計画の作成を命じて支援する旨を助言した。これに対応する法律が欧州連合(EU)加盟国、ドイツ、英国および米国を含むいくつかの法域で制定または場合に依拠して提案された。当行はG-SIBの1行として識別されたため、当グループの再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを関連する当行の規制当局に提出した。事業および規制上の要件の変動を反映するため、再建計画は少なくとも年1回更新される。

再建計画は、極端なストレスのかかった状況において当行の財務体質および存続可能性を回復する準備を当行に実施させる。再建計画のより具体的な目的は、当行の資本または流動性ポジションに重大な影響を与える金融ストレスのかかった状況にどのように対応可能かの概要をまとめる点である。そのため、これは当行、当行の顧客および市場を守り、よりコストの高い潜在的な破綻処理事象を防ぐことを目的とした一連の所定の措置を定めている。規制上のガイダンスに従って、当行は様々な種類のストレス・シナリオを軽減する幅広い再建手法を識別している。これらのシナリオは特異かつ市場全体の両方の事象から生じる。これは、資本および流動性に重大な影響を与え、当行の業績および貸借対照表にも影響を与える。再建計画（対応する方針を含む。）は、危機的状況が発生した場合に、再建措置の効果的な監視、上申、計画および実行を可能にすることを目的としている。

再建計画の主な目的は、当行が十分な資本および資金調達を維持するために適切な再建措置を選定することによって、危機的状況からの再建を支援することである。この計画は、危機が当行の存続を脅かす可能性のある極端なシナリオ（例えば重大な資本の喪失または必要な時に市場の流動性にアクセスできない状況）において、当行のリスク管理フレームワークを拡大し実行することができる。取締役会は、いつ再建計画を実行しなければならないか、どの再建手法が適切と考えられるかを決定する。

再建計画は、FSB、EU、ドイツおよびその他の主要法域の規制を含む多数の規制をカバーするように設計されている。さらに、この計画は、主要な国内およびホスト当局により組織された当行の危機管理グループ(以下「CMG」という。)との広範囲の協議からのフィードバックを組み込んでいる。当行は、当行に影響を与える世界的な金融危機の管理および解決に対する準備を強化および促進する目的でCMGに報告を行う。また、このCMGは、企業がシステムミックな存在感を有しているその他の法域における当局と緊密に協力することを目的としている。

また、当行は、銀行再建および破綻処理指令およびドイツ再建および破綻処理法（以下「Sanierungs- und Abwicklungsgesetz」または「SAG」という。）に規定されるドイツ銀行のグループ破綻処理計画を作成するため当行の国内の破綻処理当局と緊密に作業を行っている。

さらに、ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法の第1編、ならびに連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社(以下「FDIC」という。)によって公表された施行規則は、ドイツ銀行AG(以下「DBAG」という。)を含む資産500億米ドル超の各銀行の持株会社に、重大な財政難または破産が生じた場合の子会社の整然とした破綻処理および運営計画（以下「第1編の米国の破綻処理計画」という。）を毎年作成および提出することを要求している。DBAG等の国外に拠点を置く対象

となる会社に関しては、第1編の米国破綻処理計画は、子会社、支店、代理店ならびに全体または重要部分について米国を拠点とするまたは米国で運営されている事業にのみ関連している。2014年度において、第1編の米国の破綻処理計画に加えて、米国においてDBAGが保証する預託機関（以下「IDI」という。）の一つであるDeutsche Bank Trust Company Americas（以下「DBTCA」という。）が、連邦預金保険法（以下「IDI規則」という。）に基づく破綻の場合の破綻処理計画をFDICに対して定期的に提出することを資産合計500億米ドル超のIDIに対して要求するFDICの最終規則の対象となった。DBTCAは、2013年度における平均連結資産合計でIDI規則の基準値である500億米ドルを超過していた。また、DBAGは、IDI規則の要求にも対応するよう2014年度の第1編の米国破綻処理計画を拡充した（第1編の米国破綻処理計画とIDI計画を合わせて「米国の破綻処理計画」という。）。

米国の破綻処理計画の核となるのは、重要な法人（以下「ME」という。）、核となる事業ライン（以下「CBL」という。）、重要な事業（以下「CO」という。）およびIDI計画の目的上は重要なサービスである。米国の破綻処理計画は、COまたはCBLの活動にとって重要な事業体として定義される各MEに関して破綻処理戦略を計画し、どのように各ME、CBLおよびCO（適用される場合）が迅速かつ整然とした方法で、米国の金融の安定に対しシステミックな影響を与えることなく破綻処理されるかを説明している。米国の破綻処理計画は、破綻処理中の重要なサービスの継続に関する戦略についても議論している。米国の破綻処理計画において対処される主要な要因には、以下を確実に実施する方法が含まれている。

- その他の米国および米国外の法人ならびに支払サービサー、取引所および主要ベンダーのような第三者からのサービスに対する継続的アクセス
- 外部および内部の両方の源泉からの資金調達の利用可能性
- 破綻処理中の主要な従業員の確保
- 効率的かつ協調的な国外の契約の終了

米国の破綻処理計画は、事業、重要なインフラおよび主要な相互関係を正確に反映するために、米国の事業およびインフラ・グループと共同で起草された。

リスク評価および報告

リスク測定基準

当行は、リスクの評価および管理のために、広範な定量的および定性的手法を用いている。当行は、定量的手法および測定基準の適切性と信頼性を、変化するリスク環境に照らして絶えず評価することを方針としている。その中には、多くのリスク区分に共通の手法もあれば、特定のリスク区分の特色に合わせて特に調整された手法もある。当行のリスクの測定、管理および報告に現在用いられている先進的内部手法および測定基準は以下のとおりである。

- RWA相当額。これは、リスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）合計に、RWAに転換された場合の個別に配分された普通株式等Tier 1資本控除項目の理論上の金額を加えた金額として定義されている。RWAは、普通株式等Tier 1資本比率に反映されるため、当行の規制上の適正自己資本を決定する際の主要な要素を構成する。RWA相当額は、当行の業務の成長に関する目標を設定するために使用され、当行の経営管理報告システム内で監視される。一般的に、RWAは、（必要に応じて）ドイツの法律に導入された現在有効なCRR/CRD 4フレームワークに従って計算され、当行の将来のリスクおよび資本計画プロセスにおいて使用される。
- 予想損失。当行は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの測定尺度として、予想損失を用いている。予想損失は、当行の過去の損失実績に基づいて、各報告日現在で1年以内にこうしたリスクから予想される債務不履行によって引き起こされる損失の測定値である。信用リスクの予想損失の計算に当たって当行は、信用リスク格付、担保、返済期限および統計的平均化手法を考慮に入れて、異なる種類のエクスポージャーおよび与信枠に関するリスク特性を反映する。すべてのパラメータの仮定は、当行の内部的な債務不履行および損失実績に基づく最大9年間の統計的検討ならびに外部のベンチマークに基づいている。当行は、リスク管理プロセスの手法として、また経営管理報告システムの一環として、予想損失を用いている。当行はまた、財務諸表に計上される集成的評価の信用リスク引当金の構成要素として、該当する予想損失の計算結果を考慮する。オペレーショナル・リスクに関しては、内部損失実績の統計的平均値、最近のリスク傾向および将来の見積りから予想損失を算定している。
- リスク・ウェイトド・アセット利益率（以下「RoRWA」という。）。規制自己資本による制約を受ける時代において、RoRWAは、当行の顧客との関係の収益性（特に信用リスク）を評価するための重要な測定基準になっている。RoRWAは現在、主要な業績指標であり、従来使用されていた経済的資本に基づくRARoCによる収益性の測定尺度よりも注目され続けている。
- バリュース・アット・リスク。当行では、正常な市場状況における当行のトレーディング勘定のマーケット・リスクを定量的に測定する方法として、バリュース・アット・リスク・アプローチを用いており、また、ストレス下の市場状況におけるストレスのかかったバリュース・アット・リスクを用いている。それぞれのバリュース・アット・リスク数値は、内部報告および外部（規制目的）報告の両面において役割を果たしている。バリュース・アット・リスクは、あるポートフォリオについて、正常な/ストレス下の市場状況で所定の信頼水準および所定の期間において将来発生する可能性のある（時価に関

連する)損失の最大値を測定する。ポートフォリオ全体のバリュー・アット・リスクは、正常な/ストレス下の市場状況での、そのポートフォリオの分散されたマーケット・リスク(所定の相関関係を用いて集計)の測定尺度となる。

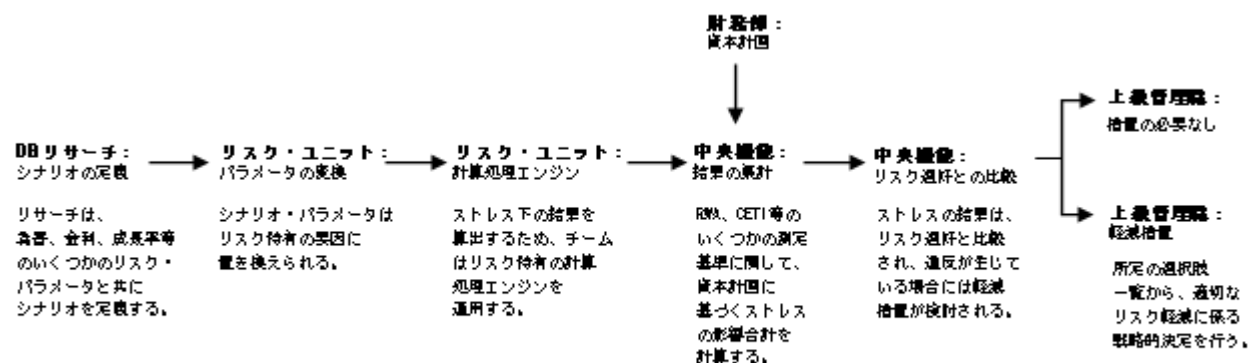
- 経済的資本。経済的資本は、エクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定したものである。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。当行では、信用リスク、マーケット・リスク(トレーディング債務不履行リスクを含む。)、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて、経済的資本を計算している。

ストレス・テスト

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的に実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベンチマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行はすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは1年間である。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため内部専門家および規制当局から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが年次で実施される。統合された手続きにより、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

当行の内部的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力してdbResearchによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。dbResearchは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが、当行の事業への影響を反映するために適宜設定される。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて対象となる問題の専門家による特定のリスク要因に置き換えられる。RWAのような内部的なモデル測定基準を使用することにより、ストレス下における損失および経済的資本がリスク種類別に計算される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるSNLP、CET1比率およびICA比率等の主要な測定基準が算定される。ストレス・テストの結果および基礎となるシナリオは、リスク部、財務部および事業ユニット内のシニア・マネージャーによって様々なレベルでリスク種類全体にわたりレビューされる。これらの結果を当行の所定のリスク選好と比較し一定の限度枠を超える場合には、上級管理職は、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置を決定する。また、この結果は、危機の際の銀行の回収可能性に関して重要な年次再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、銀行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級管理職に提出される。2014年度において、当行は様々な厳しいストレス事象に基づく内部的なストレス・テスト・プログラムの範囲内で引き続き十分な資本を有していた。当行の整備された再建手法の集積から措置を選択することにより、これらのストレス・シナリオ下の不足額を直接軽減することができるであろう。リバース・ストレス・テストは、当行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオの重大度を決定するために年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、仮定のマクロ経済シナリオまたは特異的な事象に基づき、当行の業績に対する主要なリスクの重大な影響を考慮に入れる。リバース・ストレス・テストに従って当行が存続不可能になるような仮定のマクロ経済シナリオを現在の経済環境と比較することで、当行はこのような仮定のマクロ経済シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えている。リバース・ストレス・テストのシナリオの極めて低い発生可能性を考えると、当行の事業の継続性はリスクにさらされていないと当行は考えている。

ドイツ銀行グループのストレス・テストのフレームワーク



リスクの報告および測定システム

当行は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク（法務リスクを含む。）、ビジネス・リスク、風評リスク、流動性リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク（MaRiskに準拠）に関し、規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告の裏付けとなるリスク・データおよびシステムを、中央に一元化している。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる個々に適した報告のための基礎を提供している。財務部およびリスク部内に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を促進しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けている。当行のリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。当行の取締役会は、CRR第435条目的で、当行のリスク管理システムは当行のリスク・プロファイルおよび戦略に適合していることを確認している。

中央のガバナンス組織に当グループのリスク・エクスポージャー関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 当行のリスクおよび資本プロファイルは、CaRおよび取締役会に月次で提出され、その後に監査役会のリスク委員会に参考情報として提出される。この報告書は、当グループの現在のリスク、資本および流動性の状況の概要からなり、規制自己資本および経済的資本の適正性に関する情報も組み込まれている。
- 当行の資本、流動性および資金調達に関する概要は、グループ資本管理およびグループ財務部長により、CaRに毎月提出される。この報告書は、CRR/CRD 4に基づく普通株式等Tier 1資本およびCRR/CRD 4によるレバレッジ比率ならびに当行の現在の資金調達・流動性の状況、流動性ストレス・テストの結果および偶発事象の測定尺度の概要を含む重要な測定基準に関する情報からなる。
- 四半期毎に2回および／またはそれ以上の頻度で実施されるグループ全体のマクロ経済のストレス・テストの結果がPRCに報告され議論される。

上記の報告書は、リスク部および財務部の、他の一連の標準および特別の経営管理報告書により補完される。これらは、グループ・レベルのリスクおよび資本管理に責任を負う複数の異なる上級委員会に提示される。

『

リスク一覧

当行は事業活動の結果として以下に記載する様々なリスクに直面する。信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクから規制自己資本が導かれる。当行の内部の適正自己資本評価プロセスの一環として、当行は、当行の事業活動から生じるリスクをカバーするために、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクから経済的資本の金額を、これらのリスク種類全体にわたる分散効果を考慮に入れて計算する。さらに、当行の経済的資本フレームワークは、例えば専用の経済的資本モデルが存在しない風評リスク、借換リスクなどの追加的なリスクを暗黙のうちにカバーしている。流動性リスクは別個にカバーされるため経済的資本の計算から除外されている。リスク一覧は、MaRiskに沿ってリスクの識別および重要性評価プロセスを実施することにより、少なくとも年1回または必要な場合は数回定期的に更新される。2014年度は、風評リスク、コンプライアンス・リスクおよびモデル・リスクが新たに重要と評価された。

信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権（以下のより詳細な信用リスクの項を参照。）を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、トレーディング可能債券および売却可能負債証券または顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ、外国為替予約および金利先

渡契約等)の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

当行では信用リスクを3種に区分している。

- 債務不履行(相手先)リスクは、信用リスクの最も重要な要素であり、相手先が上記の債権に関連する契約上の義務を履行しないリスクである。
- 決済リスクは、取引の決済または清算が行われないリスクである。決済リスクは、現金、有価証券および/またはその他の資産の交換が同時でない場合には常に生じ、当行は相手先が債務不履行をした場合の潜在的損失にさらされる。
- カントリー・リスクは、ある国において、重要な経済状況の悪化、政治的・社会的激変、資産の国有化・没収、対外債務に対する政府による支払拒絶または破壊的な通貨の下落・切り下げを含む、主にその法域における相手先に影響を与える様々なマクロ経済または社会的事象により、当行が予期しない債務不履行または決済リスクおよびその後の損失を経験する可能性があるリスクである。また、カントリー・リスクは、国家の直接的介入により非居住者に対する資産の移転ができなくなったため債務者がその義務を履行することができなくなった際に生じる移転リスクを含んでいる。

マーケット・リスク

マーケット・リスクは、市場価格および相場(金利、株価、外国為替レートおよびコモディティ価格を含む。)、それらの相関関係ならびにボラティリティ水準の変動に関する不確実性から発生する。当行はマーケット・リスクを大きく異なる以下の3種類に区分している。

- トレーディング・マーケット・リスクは、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CB&S)部門のマーケット・メーカー活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- トレーディング債務不履行リスクは、トレーディング商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行のトレーディング・ユニット業務以外の、当行のバンキング勘定およびオフバランス項目の市場の変動から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスクならびに当行の年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から発生するマーケット・リスクが含まれている。また、トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデル化によるリスクが含まれている。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス、人員およびシステムが不十分または機能しないこと、または外部の事象から生じる損失のリスクを意味しており、法務リスクが含まれている。オペレーショナル・リスクには、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行することができない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を履行することができない潜在的可能性から生じるリスクである。』

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクは、市場環境、顧客行動、技術進歩といった一般事業状況の潜在的な変化により当行が引き受けるリスクを表す。当行がこれらの状況変化に迅速に適応できなければ業績に影響が及ぶ恐れがある。ビジネス・リスクは、戦略的リスク、税務リスクおよび借換リスクで構成され、このうち戦略的リスクのみが重要と評価されている。

風評リスク

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ある顧客に関わる取引、相手先または実務慣行に関する評判が当行の組織に対する一般大衆の信頼にマイナスの影響を与えるリスクとして定義されている。

モデル・リスク

モデル・リスクは、不適切、不正確または誤使用されたモデルに基づき行われた決定から悪影響が生じる可能性のリスクである。この場合のモデルは、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチとして定義される。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスク（MaRisk、すなわちリスク管理に関する最低要件）は、法律、規則、規制、合意事項、所定の慣行または倫理基準への違反または不遵守から生じる利益および資本に対する現在または将来のリスクと定義され、罰金、損害賠償および／または契約破棄につながる可能性があり、機関の風評に悪影響を与える可能性がある。

『

保険業務特有のリスク

当行の保険リスクに対するエクスポージャーは、Abbey Life Assurance Company Limitedおよび当行の確定給付年金債務に関連している。また、年金および保険リスク・マーケット業務において保険関連のリスクがある。当行のリスク管理のフレームワークにおいては、当行は保険関連リスクを主に重要なリスクとして分類されるトレーディング以外のマーケット・リスクとしている。当行は、これらのリスクの計算における基礎となる仮定を定期的に監視し、適切とみなした場合には再保険等のリスク軽減措置を追求する。当行は主に以下の保険関連リスクにさらされている。

- 長寿リスク。即時型年金商品および据置型年金商品に係る平均余命の改善率が予測範囲を外れるリスク。
- 死亡および罹病リスク。保険商品に係る死亡請求数または障害請求数が予測範囲を外れるリスクおよび1件以上の大型請求が発生するリスク。
- 費用リスク。保険契約の管理費が予測範囲を外れるリスク。
- 継続リスク。保険契約の失効率が予測範囲を外れるリスク。

実績値が基礎となる仮定より好ましくない範囲で、またはより煩雑な仮定により引当金の積み増しが必要となる範囲で、保険会社の資本必要額が増加する可能性がある。

リスクの集中

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびその他のリスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域／国々、業界および商品の中でおおよびこれらに横断的に起こる可能性がある。集中の管理は、個別のリスク種類の管理の一環として統合され継続的に監視されている。その主要目的は、ポートフォリオにおける過度の集中を回避することであり、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク項目（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク管理およびその他）別に評価、監視および軽減される。これは、リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および／または管理することによって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップ・ダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトム・アップのレビューを通じて管理される。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、2014年度を通じてポートフォリオ・リスク委員会(PRC)であった。これは、資本およびリスク委員会(CaR)およびリスク執行委員会(リスクExCo)の小委員会である。』

リスク種類の分散効果

リスク種類の分散効果は、経済的資本の計算において、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク間の分散の影響を定量化している。これらのリスク種類の相関が1.0未満の範囲内において、リスク種類の分散効果が生じている。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスク管理フレームワーク - 重要なリスク

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクのリスク管理フレームワークは、「信用リスク」、「トレーディング・マーケット・リスク」、「トレーディング以外のマーケット・リスク」、「オペレーショナル・リスク」および「流動性リスク」の項で説明されている。当行は、その他の重要なリスクに関するリスク管理アプローチを以下で説明している。

戦略的リスク

戦略的リスクは、モデルの対象となる期間中に、コスト削減で補うことのできない営業収益の減少を要因として、予期しない営業上の損失（すなわちマイナスの利益）を被るリスクを表している。戦略的リスクは、ポジション・テイキング（マーケット・リスク）、信用損失（信用リスク）および営業上の事象（オペレーショナル・リスク）に帰属しない収益または費用のボラティリティのみをカバーしている。これは、これらの要素はすでに各リスク種類において明示的にカバーされているためである。当行は、単一または少数のマーケットまたは商品への依存度を削減することを目的としたポートフォリオの分散、

商品のイノベーションおよび当行の戦略および資本計画の実行の詳細な監視を通じて、ならびにコスト基盤の柔軟性を確保（例えばアウトソーシングを通じて）することで、当行の事業ユニット内の戦略的リスクを軽減することを目指している。

風評リスク

当行の風評リスクは、風評リスク管理プログラム(RRMプログラム)によって管理されている。RRMプログラムは、顧客との取引からまたは異なる事業活動を通じて生じる風評リスク問題の識別、上申および解決のための一貫した基準を規定するために設定された。風評リスク問題の識別、上申および解決に関する一義的な責任は、各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクを最小化するために起こりうるリスク要因の観点から近い将来の取引または予定されている取引を分析および評価する義務がある。潜在的な風評リスクが識別された場合、各業務部門内の十分な上級レベルでのさらなる検討のため回付されなければならない。問題が残る場合には、その後、関連する事業および管理グループの適切な上席メンバー間の協議のために上申されなければならない。このような非公式の協議を通じて満足いく結論に達しない風評リスクの問題は、その後、定められた風評リスク上申プロセスを通じたさらなるレビューおよび最終決定のために上申されなければならない。

グループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）は、風評リスク問題の上申が必要であると事業および地域の上級管理職がみなす場合、またはグループの方針および手続きに基づき要求される場合に、当該問題のすべておよび新たな顧客の受け入れに関してレビューおよび最終決定を行う。2014年を通じてGRRCはリスクExCoの小委員会であったが、その後、2015年2月より取締役会の小委員会に昇格した。

モデル・リスク

新しいモデル・リスクの機能が2014年度に設定された。これは、銀行全体のすべての中核的なモデル・リスク管理活動を1つの独立した機能に集めたものであった。

- モデルの検証は、モデルの方法論の側面からの独立した検証を提供している。モデルの検証の主な目的は、モデルが設計目標および業務上の利用に沿って期待通りに機能していることを検証することであり、モデルが論理的かつ概念的に妥当であることを確保し、導入方法の適切性および正確性を評価することを目的としている。
- モデル・リスク・ガバナンスは、フロント・オフィスからバック・オフィスまでのモデル・リスク管理フレームワークの確立を支援している。これには、モデルの開発、利用および検証に関する共通基準の定義、モデリングにおける問題および不一致の識別および改善、ならびに銀行全体のモデル一覧の維持が含まれている。
- モデル・リスクに対処する主要な上級管理職によるフォーラムは、グループ・モデル・リスク管理委員会（以下「GMRMC」という。）および価格決定モデル・リスク管理委員会（以下「PMRMC」という。）である。両委員会ともCaRおよびリスクExCoの小委員会であり、取締役会を代表して行動する。PMRMCは、評価モデル（トレーディング・ポジションの正式な価格決定およびリスク管理に利用されるフロント・オフィス・モデル）からのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。GMRMCは、リスクおよび資本モデルからのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス部は、以下を通じて当該リスクを管理している。

- 不遵守が当行の資産の毀損につながる可能性のある重要な規則および規制を識別する（当行の事業部門、インフラ機能または地域管理により支援される。）。
- 重要な規則および規制の遵守に関して取締役会に助言および支援を行い、適用される重要な規則および規制に準拠するための効果的な手続きを導入するために行動し、これらに対応する統制を構築する。
- 当行の事業部門別、インフラ機能別または地域管理別に、新しいまたは変更された重要な規則および規制（適切な統制の潜在的な導入計画を含む。）の適用範囲を監視する。コンプライアンス部は、自らの監視プログラムを運用するよう明示的に要求されることはないが、監視活動を実行する権限を有している。
- 当行の事業部門別、インフラ機能別または地域管理別に、すべての既存の重要な規則および規制の適用範囲ならびにこれらに対応する統制環境の存在を評価する。
- 少なくとも年1回および適宜に取締役会および監査役会に報告する。

[次へ](#)

『

信用リスク

当行は以下の原理および原則を使用して信用リスクを測定および管理する。

- 当行の信用リスク管理機能は、当行の業務部門から独立しており、当行の各部門において、与信意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデュー・ディリジェンスである。最初の防衛線である当行の業務部門の担当者と共同で、当行の顧客の選択が達成される。
- 当行は、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行のリスク選好に対して評価および管理される。
- 当行は、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな方向での信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、当行は、無担保のキャッシュ・ポジションを引受け、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、当行は担保契約を通じて当行のデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。
- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および既存の与信枠の延長または重要な変更（残存期間、担保構成または主要な約款等）にはすべて、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。当行は、資格、経験および研修内容に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- 当行は、規制上の要件に従って、適用されるグローバルな基準に基づいて、連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを測定し、統合する。
- 当行は信用エクスポージャーを「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- 当行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。NCOUに移管された資産に関する信用カバレッジには、当行の中核信用組織の専門知識を利用する。
- 当行の信用関連業務は、当行の信用リスク管理原則により統治される。当該原則は、信用リスクに関する当行の全般的なリスク原理、ならびに当該リスクを管理するための当行の手法につき定義している。当該原則は、信用リスク管理に関する主要な組織上の要件、役割および責任、ならびにプロセスの原則を定めており、当行が行うすべての信用関連業務に適用される。

信用リスク格付

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、リスク選好の決定ならびに与信意思決定および取引価格設定のための基礎を形成する。借手はそれぞれ格付けされ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視により、格付が最新状態に保たれることが促進される。信用格付なしで与信限度枠が設定されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、さまざまな格付アプローチが確立されている。

当行の非均質なポートフォリオにおける相手先は、当行の独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。カントリ・リスク関連の格付は、dbResearchから入手される。

当行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行は行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行の21等級に分かれた格付等級を適用している。以前の26等級の格付等級は、7つの債務不履行クラスを2つに統合した、21等級の格付等級に置き換えられている。これらの2つには、引当金が設定されてるエクスポージャーかまたは（例えば担保の結果として）引当金が設定されていないエクスポージャーのいずれかが含まれている。この手法の変更は、RWA、ELおよびECには影響を及ぼさなかった。

当行の格付手法の大部分は、適用されるパーゼル規則に基づく先進的内部格付手法内での使用が承認されている。当行の格付等級により、当行の内部格付を一般市場慣行と比較することができ、また、当行機関の異なるサブポートフォリオ間の比較可能性が促進される。当行は通常、相手先を個別に格付けしているが、一定の購入債権または証券化債権ポートフォリオについてはプール・ベースで格付けしている。格付は、十分に文書化される必要がある。すべての相手先の格付手続のアルゴリズムは、債務不履行実績ならびにその他の外部・内部要因および専門家の判断に基づき定期的に再調整される。

中央政府および中央銀行の格付には、経済的、政治的および社会人口学的な指標（国の政治環境等）が考慮される。モデルには、総合的なリスクを算出するために、カントリー・リスクに関する実証的分析の分野および早期警戒クライシス・モデルでカバーされる関連した側面が組み込まれている。

法人、機関およびSMEの格付は、財務情報の定量的分析と、特に業界の動向、市場ポジション及び経営者の経験に関する定性的評価を組み合わせで行われる。財務分析では、キャッシュ・フローの創出および相手先の債務の元金返済能力に特に重点が置かれ、同業他社との比較も行われる。当行は、必要と思われる場合には、財務情報の分析を相手先の財務プロフィールに関する内部的な予測によって補完している。購入した法人債権については、法人格付アプローチが適用される。

SME顧客の格付は、財務的側面やアカウント管理等に関する自動化されたサブ・レーティングに基づいている。スペシャライズド・レンディングは特別な信用リスク管理チームによって管理される（例えば、不動産、船舶金融やレバレッジ取引）。基礎となる信用取引の個々の特性に従って、当行は必要に応じてカスタマイズしたスコアカードを開発し、信用格付を算出している。

当行のリテール業務においては、通常は自動判定エンジンを利用することで信用度調査および相手先の格付けが入手される。自動判定エンジンには、定量側面（財務数値等）、行動的側面、信用調査所（ドイツのSCHUFA等）の情報および一般的な顧客データが組み込まれている。判定エンジンは、これらの入力要因を使用して、借手の信用度に加え、担保の考慮後、予想損失を決定する。当行のリテール業務において実施している定着した格付手続は、多変量統計モデルに基づいている。

これらは、リテール・ポートフォリオに関する個々の与信意思決定を支援するため、および自動化された方法でポートフォリオを継続的に監視するために使用される。この監視プロセスの一環としてリスクの上昇が識別された場合、または新たな規制上の要件が適用される場合、これらの影響を受ける相手先につき信用格付が個別に見直される。

エクイティ・ポジションから発生する信用リスクは、信用リスク管理部内の別個のチームによって管理される。エクイティ・ポジションの予想損失の測定のために、当行は通常、利用可能な場合には外部の格付を、またはデフォルトとして標準的な格付アプローチを使用して、エクイティ・ポジションの予想損失を測定している。

ポストバンクもまた、CRRに基づく基礎的または先進的内部格付手法内での使用が承認された内部格付システムを利用している。すべての内部格付およびスコアリングは、当該クラスについて決定されたデフォルト確率にそれぞれの格付またはスコアリング結果を割り当てる統一的なマスター・スケールに基づいている。リスク・ガバナンスは、ポストバンク内の委員会組織によって、ならびにドイツ銀行グループのグローバル・リスク委員会へのポストバンクの完全な統合および代表の派遣によりグループ・レベルで提供される。』

格付ガバナンス

ポストバンクを除く当行の格付手法はすべて、当該手法を与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、規制自己資本委員会の小委員会である資本手法委員会（以下「CMC」という。）による承認を得なければならない。加えて、規制上の承認が必要な場合もある。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、CMCに報告されなければならない。格付手法に関する検証計画は各暦年の年初にCMCに提出され、四半期ごとに最新の状況が報告される。

ポストバンクについては、内部格付システムの有効性の実現および監視に関する責任は、ポストバンクのリスク分析ユニットおよびポストバンクの信用リスク統制部のリーダーが委員長を務めるポストバンクの検証委員会が負う。格付システムはすべて、最高信用リスク責任者が委員長を務めるポストバンクの銀行リスク委員会の承認を得る必要がある。格付システムの有効性および格付結果は、ポストバンクの取締役会に定期的に報告される。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスが確保される。

『

信用リスクの測定尺度

当行の信用ポートフォリオを管理するために当行が適用する主要な信用リスクの測定尺度（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）は、内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーである。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行は内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行は現在の時価および取引の存続期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行は通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。

与信承認および与信権限

与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。与信承認は、各与信権限保有者による与信報告書への署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として各人に委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして妥当であることの確保を支援するために、定期的にレビューされる。

各個人の与信権限が必要な与信限度枠を設定するのに不十分である場合、対象取引は、より上位の与信権限保有者に委ねられるか、必要に応じて引受委員会等の適切な与信委員会に委ねられる。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。

信用リスクの軽減

相手先の信用の質および当行のリスク選好の決定に加えて、当行はまた、信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を減少させるために、様々な信用リスク軽減技法を使用する。信用リスクの軽減は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる受入担保。
- 当行の信用ポートフォリオ戦略グループによって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクの可能性を第三者に対し移転するリスクの移転。
- デリバティブならびにレボおよびレボ形式の取引からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。

受入担保

当行は通常、信用リスクにさらされる契約において、顧客から担保を受け取るまたは顧客に担保を差し入れることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、借手の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、通常、質の高い引受基準の必要性に取って代わるものではない。

当行は受入担保を以下の2種類に分類している。

- 金融およびその他の担保は、借手がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保資産を清算することにより、当行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権または棚卸資産の譲渡担保、設備（例えば、工場、機械および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。
- 保証担保は、法的契約に基づく債務を履行する借手の能力を補完するものであり、このため第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよびリスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。

当行のプロセスは、当行がリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには、定期的に専門チームによって評価される実現可能および測定可能な担保資産に関する法的効力および強制力のある文書整備の追求が含まれる。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信息意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカット含めて保守的に実施されなければならない。当行は、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点において当行は、借手の相手先リスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保については、保証人の信用度の分析プロセスが、借手に関する与信評価プロセスとリンクされている。』

リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(CPSG)によって行われる。

CPSGは、CB&Sコーポレート部門およびGTBコーポレート部門内の機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、CPSGは、CB&S部門およびGTB部門の各業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

CPSGは、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブ取引（先物およびオプション）と店頭で取引されるデリバティブ取引（以下「OTCデリバティブ取引」という。）の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、証券金融取引にも適用される。

先物およびオプションはすべて、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。利用可能な場合、および相手先と合意した範囲で、当行はCCPクリアリングを当行のOTCデリバティブ取引にも利用する。ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なCCPクリアリングを2013年に導入した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なCCPクリアリングを導入する予定であり、現在のところ一定の金利デリバティブおよびクレジット・デリバティブにつき2015年度第4四半期の開始が見込まれている。CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺（ペイメント・ネットティング）を規定しており、それにより当行の決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行のデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、CCPの債務不履行時における清算されたすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング（以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。）も規定しており、それにより当行の信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行は、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定の法的妥当性および強制力について当行が満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

『

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、当行は相手先と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する。当行はまた、デリバティブ業務の一部（為替取引等）でマスター・アグリーメントを締結しており、この契約の下、当該マスター・アグリーメントの対象となる取引に関してペイメント・ネットティングが適用され、当行の決済リスクを削減している。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントの法的妥当性および強制力について当行が満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

当行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項（credit support annexes）（以下「CSA」という。）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーの定期的（通常は毎日）なマーギニングを通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットティングと同様に、当行が当該条項に強制力があると考える場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。当行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、当行のみに適用される場合もある。当行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テスト・アプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テスト結果」の表を参照のこと。

『

信用リスク軽減内における集中

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。当行は、さまざまな定量的手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動を監視している。これには、専用のストレス・テストによって支援される、担保の種類内における潜在的な集中の監視も含まれる。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

『

信用リスクの監視および管理

ドイツ銀行の信用リスク・ポジションの継続的かつ積極的な監視および管理は、当行の信用リスク管理のフレームワークにおいて不可欠な一部である。信用リスクの過度の集中を回避するために、監視の主な重点は、質的傾向ならびに相手先リスク、業界リスク、カンントリー・リスクおよび商品特有のリスクの各側面における集中に置かれる。ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

当行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行の信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

相手先リスク管理

信用関連の相手先は主に、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）または経済圏（例えば、新興市場）とリンクした与信チーム内の信用責任者ならびに専門の格付アナリスト・チームに割り当てられる。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信息意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、リテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先のポートフォリオについて、継続的な信用監視を実施する責任を負う。当行はまた、損失リスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

債務不履行損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを要注意リストに記載する。当行は、信用エクスポージャーを効果的に管理し回収額を最大化するために、リスク管理手法の適用により、問題の起こる可能性が示された相手先を十分前もって識別することを目標としている。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見は当行の与信カルチャーの基本理念であり、このようなエクスポージャーに対する注意を確実に強化することを意図したものである。

業界リスク管理

業界リスクを管理するため、当行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。これらの各サブ・ポートフォリオに関して、通常年1回「業界バッチ報告書」が作成される。この報告書は、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク／経済価値プロファイル进行分析し、景気悪化の場合のストレス・テストを組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

業界バッチ報告書は、リスク執行委員会の小委員会であるCRMポートフォリオ委員会に提示され、その後取締役会に提出される。合意されたスケジュールに従って、一定数の業界バッチ報告書が、監査役会のリスク委員会にも提出される。これらの業界バッチ報告書に加えて、業界別サブ・ポートフォリオの動向は年度中、定期的に監視され、承認されたサブ・ポートフォリオ戦略と比較される。最近の動向を議論し必要な場合の対応に合意するため、CRMポートフォリオ委員会のために定期的な概略が作成される。』

カンントリー・リスク管理

地域の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理のフレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、新興市場および特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカンントリー・リスク限度枠が適用される。新興市場は地域別にグループ化され、当該各地域およびリスクの高い先進国市場に関して、通常年1回「カンントリー・バッチ報告書」が作成される。当該報告書は、主要なマクロ経済の動向および見通しを評価し、ポートフォリオの構成および集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク／経済価値プロファイル进行分析する。これに基づき、各国に関する、および必要な場合には地域全体に関する限度枠および戦略が設定される。カンントリー・リスク限度枠は、委譲された権限に従い、当行の取締役会またはポートフォリオ・リスク委員会（当行のリスク執行委員会ならびに資本およびリスク委員会の小委員会）のいずれかによって承認される。

カンントリー限度枠のフレームワークは、各リスク分野別に管理されるすべての主要なリスク区分をカバーする。

- 信用リスク： 限度枠は、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、所定の国における相手先の信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。当該限度枠には、現地で設立された事業体に加え、国外の多国籍企業の子会社に対するエクスポージャーが含まれる。これとは別に、移転リスク限度枠がこれらの相手先の与信限度枠のサブリミットとして設定され、ドイツ銀行のクロスボーダー・エクスポージャーに適用される。
- マーケット・リスク： 限度枠は、新興市場におけるトレーディング・ポジションのリスクを管理するために設定され、潜在的なストレスのかかった市場イベントが当該ポジションに及ぼす損益計算書上の影響に基づいて設定される。

- 財務リスク： あるドイツ銀行事業体の他のドイツ銀行事業体に対するエクスポージャー（資金調達、資本またはマージン）は、これらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクを考慮して、限度枠の対象となる。
- ギャップ・リスク： 限度枠は、国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。

当行のカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを管理する上で主要な手法である。これらはドイツ銀行内にある独立したdbResearch機能により設定され、以下を含んでいる。

- ソブリン格付： 当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の測定尺度。
- 移転リスク格付： 「移転リスク・イベント」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率の測定尺度。
- イベント・リスク格付： 当該国に関連するマーケット・リスク要因（金利、信用スプレッド等）に大きな混乱が発生する確率の測定尺度。本報告書の「マーケット・リスクの監視」の項に記載されているように、イベント・リスクは当行のイベント・リスク・シナリオの一部として測定される。

すべてのソブリン格付および移転リスク格付は、クロス・リスク・レビュー委員会によって少なくとも年に1回レビューされる。ただし、必要と思われる場合には、より頻繁にレビューが実施される。

すべての関連する国々のカントリー・リスク限度枠およびソブリン・リスク限度枠は、ポストバンクの取締役会によって年1回承認される。

商品特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、当行は商品特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には選択的に限度枠を設定している。特定の商品の限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の場合に重大な損失につながる可能性がある場合に特に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品が影響を受けやすい市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは一定のクレジット商品に影響を及ぼす他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。特定の商品の限度枠は、特定の業界に対するエクスポージャーまたは信用ポートフォリオ全体のいずれかに対して設定できる。当行は、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ業務およびグローバル・トランザクション・バンキング業務に関して、商品の限度額の設定および年次レビューに関する統一的なフレームワークを導入している。エクスポージャーは定期的に監視され、承認限度枠を上回る利用の超過があった場合には是正措置が必要となる。

主な重点は引受上限に置かれる。こうした上限は、リスクの一部を第三者に売却または販売する目的で当行がコミットメントを引き受ける場合における取引に関する複合リスクを限定する。これらのコミットメントには、銀行貸出のための資金提供および公債発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。リスクは、当行が与信枠の売却に成功しない可能性であり、これは、当行が当初予定していたより長期間にわたり、予定より大きな基礎となるリスクを保持しなければならないことを意味する。これらの引受コミットメントはさらに、信用スプレッドの拡大の形でマーケット・リスクにもさらされる。当行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

さらに、PBC業務において、当行はモーゲージおよび企業・消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオ等、個々に合わせた顧客分析が二次的なものである場合、十分に均質なポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を適用する。ウェルス・マネジメントでは、基礎となる担保の流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。

『

決済リスク管理

当行のトレーディング業務は、それらの取引の決済時にリスクを生じさせる可能性がある。決済リスクは、ドイツ銀行が現金またはその他の資産の価値を相手先と交換する際に生じる。決済リスクとは、当行が（現金またはその他の資産の）支払または引渡義務を相手先に対して履行した後で、相手先が（現金またはその他の資産の）引渡義務を当行に対して果たせない場合に発生する損失のリスクである。

当行は多様な取引について、クリアリング機関を通じて取引を清算することにより、決済リスクを軽減している。クリアリング機関は、両当事者のステークホルダーとして有効に機能し、両当事者がそれぞれの契約上の義務を満たした場合にのみ取引の決済を行う。

このような決済システムが存在しない場合には、トレーディング当事者間で取引上の支払と引渡を同時に起こすのが実務上一般的である（自由決済）。こうした場合、当行は二者間のペイメント・ネットリング契約の締結を通じて決済リスクの軽減を図ることができる。当行はまた、決済リスクを削減するための業界のイニシアチブにも参加している。自由決済取引に関する決済リスクを引受けるには、事前に承認された決済リスク限度枠か、あるいは特定の取引ごとの承認のいずれかにより、当行の信用リスク部の承認を受ける必要がある。当行では、与信承認目的で、決済リスク限度枠を他の信用エクスポージャーと合算することはない。しかし、ある決済リスクが受入れ可能かどうかを判断する際は、エクスポージャーの総額を考慮に入れる。』

信用リスク手法 - 信用リスクに関する経済的資本

当行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.98%の確率で吸収するレベルに設定される。

当行の信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが債務不履行が起らなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、パーゼル2.5内部モデル手法（以下「IMM」という。）に基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。アルファ係数は、リスク・ウェイト・アセットの計算に使用されるものと同一であるが、1.0を下限としている。2014年12月31日現在のアルファ係数は1.11に調整された。当行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

信用エクスポージャー

相手先信用エクスポージャーは、当行の伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金や偶発負債といった要素を含む。）に加え、一定の金融商品（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブを含む。）における顧客との直接的トレーディング活動から発生する。エクイティ商品および取引クレジット商品（債券等）における当行のポジションから、債務不履行リスクも発生する。

当行では、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

『

最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の当行の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング契約の影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行は、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ ¹	最大信用リスク・エクスポージャー ²	信用補完			
		ネットティング	保証およびクレ 担保 ジット・デリバ ティブ ³	信用補完 合計	
現金および銀行預け金	20,055	0	7	0	7
利付銀行預け金	63,518	0	53	21	74
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	17,796	0	16,988	0	16,988
借入有価証券	25,834	0	24,700	0	24,700
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	862,035	522,373	163,576	1,102	687,051
トレーディング資産	125,130	0	3,537	533	4,070
デリバティブ金融商品のプラスの時価	629,958	519,590	76,512	336	596,439
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	106,947	2,782	83,527	233	86,542
このうち：					
売戻条件付買入有価証券	60,473	2,415	58,058	0	58,058
借入有価証券	20,404	368	19,955	0	19,955

売却可能金融資産 ⁴	62,038	0	938	0	938
貸出金 ⁵	410,825	0	205,376	28,496	233,872
信用リスクにさらされるその他の資産	85,061	67,009	768	363	68,140
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁶	62,087	0	6,741	8,723	15,464
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁶	154,446	0	5,958	8,582	14,540
最大信用リスク・エクスポージャー	1,763,695	589,381	425,106	47,287	1,061,774

- 1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
- 2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（680,699百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。利付銀行預け金は主に、流動性準備金に関連している。
- 3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。
- 4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
- 5 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。
- 6 数値は名目金額で反映されている。

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ ¹	最大信用リスク・エクスポージャー ²	信用補完			
		ネットティング	保証およびクレ 担保 ジット・デリバ ティブ ³	信用補完 合計	
現金および銀行預け金	17,155	0	0	13	13
利付銀行預け金	77,984	0	2	31	34
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	27,363	0	25,100	0	25,100
借入有価証券	20,870	0	20,055	0	20,055
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	824,458	423,737	196,321	3,892	623,951
トレーディング資産	145,170	0	2,333	2,660	4,993
デリバティブ金融商品のプラスの時価 ⁵	504,590	406,616	57,493	274	464,383
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	174,698	17,121	136,495	959	154,575
このうち：					
売戻条件付買入有価証券	116,764	16,198	100,091	0	116,289
借入有価証券	32,485	923	31,017	0	31,941
売却可能金融資産 ⁴	46,413	0	760	110	870
貸出金 ⁶	382,171	0	198,668	29,971	228,640
信用リスクにさらされるその他の資産	59,030	43,574	1,150	385	45,109
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁷	65,630	0	7,209	11,513	18,722
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ^{7,8}	137,202	0	4,538	9,182	13,720
最大信用リスク・エクスポージャー	1,658,275	467,311	453,803	55,097	976,212

- 1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
- 2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（1,035,946百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。利付銀行預け金は主に、流動性準備金に関連している。
- 3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。
- 4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
- 5 比較数値は、過去の開示で誤って含められた10,591百万ユーロ（ネットティング）および9,681百万ユーロ（担保）につき修正再表示されている。
- 6 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。
- 7 数値は名目金額で反映されている。
- 8 2014年度において、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために比較数値が10,542 百万ユーロ修正再表示されている。』

2014年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全般的な増加は主に、期中におけるデリバティブ金融商品のプラスの時価の1,250億ユーロの増加、およびさまざまな商品にわたる為替の影響によるものであり、本報告書の他のさまざまな項で説明されている、公正価値および償却原価の両方に基づき評価されている売戻条件付買入有価証券および借入有価証券の730億ユーロの減少によって一部相殺された。当行全体の貸出金勘定は、2013年12月31日現在の3,820億ユーロから290億ユーロ

(7%)増加し、2014年12月31日現在で4,110億ユーロとなった。この増加は、為替の影響、CB&S内のETF業務に関連した担保構成の変更、ならびにCB&SおよびドイチェAWMにわたる事業成長によるものであり、NCOUにおける減少によって一部相殺された。

Ⅱ

2014年12月31日現在、トレーディング資産の区分には、80%超が投資適格(2013年12月31日現在86%超)のトレーディング可能債券1,080億ユーロ(2013年12月31日現在1,260億ユーロ)が含まれていた。上記の売却可能金融資産の区分は、主に94%超が投資適格(2013年12月31日現在97%超)の負債証券を反映していた。

信用補完は、3つの区分(ネットティング、担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブ)に分けられる。ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断に対しては慎重なアプローチが取られ、市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないようにしている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に西ヨーロッパ諸国および米国に所在している。さらに当行は、均質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ(主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。)の担保プールを有している。

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

当行は、信用の質を内部格付から導き出し、当行のエクスポージャーを以下に示す各クラスにグループ化している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスク格付」および「格付ガバナンス」の項を参照のこと。

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

2014年12月31日現在							
単位：百万ユーロ ¹	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
銀行預け金	17,220	896	1,161	727	48	4	20,055
利付銀行預け金	57,175	4,514	1,081	578	28	141	63,518
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	854	13,564	1,553	1,414	332	79	17,796
借入有価証券	18,705	5,200	1,114	727	88	0	25,834
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²	312,470	385,335	81,930	58,678	16,094	7,529	862,036
トレーディング資産	58,014	15,973	18,230	21,767	7,061	4,085	125,130
デリバティブ金融商品のプラスの時価	208,057	348,179	46,675	20,062	5,120	1,865	629,958
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	46,399	21,183	17,025	16,848	3,914	1,578	106,947
このうち：							
売戻条件付買入有価証券	17,213	13,820	12,432	14,219	1,529	1,259	60,473
借入有価証券	17,110	3,266	20	7	0	0	20,404
売却可能金融資産 ^{2,3}	50,810	3,375	1,782	3,958	194	1,719	61,838
貸出金 ⁴	47,554	56,865	112,106	130,438	39,181	10,313	396,458
このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金	2,109	1,353	1,408	1,051	685	274	6,880
信用リスクにさらされるその他の資産	13,538	48,714	7,049	13,927	1,105	728	85,061
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁵	6,281	17,696	20,190	11,640	4,929	1,352	62,087
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁵	22,938	39,336	40,145	31,492	18,924	1,612	154,446
合計	547,546	575,494	268,110	253,577	80,924	23,477	1,749,129

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

3 本報告書の「資産の質」の項と整合させるため、延滞金融商品が含まれている。

4 貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

5 数値は名目金額で反映されている。

2013年12月31日現在							
単位：百万ユーロ ¹	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
銀行預け金	13,804	1,971	998	311	17	55	17,155
利付銀行預け金	71,053	5,078	1,145	391	282	35	77,984
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	3,774	19,949	1,904	1,516	201	19	27,363
借入有価証券	12,783	6,381	1,057	382	267	0	20,870
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²	282,000	368,969	69,497	84,517	14,009	5,466	824,458
トレーディング資産	70,398	17,245	13,902	35,957	4,640	3,028	145,170
デリバティブ金融商品のプラスの時価	143,770	303,107	36,452	15,743	3,876	1,642	504,590
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	67,832	48,617	19,144	32,816	5,493	796	174,698
このうち：							
売戻条件付買入有価証券	29,217	40,922	14,960	28,119	3,095	452	116,764
借入有価証券	29,104	3,260	75	37	10	0	32,485

売却可能金融資産 ^{2,3}	35,708	5,435	1,788	1,267	876	1,218	46,293
貸出金 ⁴	34,708	53,624	99,941	127,613	40,869	9,581	366,336
このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金	999	2,894	2,088	962	817	286	8,046
信用リスクにさらされるその他の資産	7,923	37,446	2,821	9,416	1,140	284	59,030
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁵	8,318	19,285	20,234	11,604	4,382	1,807	65,630
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ^{5,6}	19,794	32,452	39,216	28,523	15,857	1,360	137,202
合計	489,864	550,591	238,600	265,540	77,900	19,826	1,642,321

- 1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
- 2 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
- 3 本報告書の「資産の質」の項と整合させるため、前期の数値は延滞金融商品を含めるために15億ユーロ修正再表示されている。
- 4 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。2013年12月31日現在の数値は、過去の開示で誤って除外された、延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金303百万ユーロを増額して修正された。
- 5 数値は名目金額で反映されている。
- 6 2014年度において、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために比較数値が105億ユーロ修正再表示されている。』

2014年12月31日現在の信用エクスポージャー合計の全般的な増加（1,070億ユーロ）は主に、投資適格格付区分のデリバティブ金融商品のプラスの時価の増加（主に最上位の区分であるiAAA-iAAにおける増加）、およびさまざまな商品にわたる為替の影響によるものである。

主要な信用エクスポージャーの区分

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレバおよびレバ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結したOTCデリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適切なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レバおよびレバ形式の取引」は、逆レバ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、利付銀行預け金、現金および銀行預け金、売却目的保有資産ならびに未収利息は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。伝統的な証券化ポジションおよび持分投資についても除外されており、これらはそれぞれ「証券化」ならびに「トレーディング以外のマーケット・リスク - 投資リスク」および「トレーディング以外のマーケット・リスク - 保有する持分投資」の項で具体的に扱われている。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2014年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レバおよびレバ形式の取引 ⁴	合計

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	61,820	119,995	4,865	43,407	14,865	92,272	34,411	112,605	484,239
個人顧客および中堅企業	214,688	11,687	1,735	464	0	2	16,665	8,714	253,955
グローバル・トラザクション・バンキング	77,334	17,121	51,663	595	614	87	184	3,159	150,758
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	38,676	4,158	2,681	839	12	7,940	3,403	11	57,719
非中核事業ユニット	18,049	954	1,072	1,760	1,163	7,509	4,358	17	34,883
連結および調整	258	530	71	13	0	0	111	0	983
合計	410,825	154,446	62,087	47,078	16,654	107,808	59,132	124,507	982,537

- 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。
- 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2013年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ^{2,3}	偶発負債	OTCデリバティブ ⁴	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レボおよびレボ形式の取引 ⁵	合計
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	40,335	102,776	6,716	40,709	14,921	109,864	19,947	176,720	511,988
個人顧客および中堅企業	213,252	13,685	1,595	498	0	1	16,240	15,090	260,362
グローバル・トラザクション・バンキング	72,868	15,931	52,049	500	958	65	171	5,630	148,172
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	32,214	3,070	2,795	791	16	9,023	2,946	15	50,869
非中核事業ユニット	23,395	1,450	2,416	2,211	1,891	7,203	4,841	15	43,423
連結および調整	106	289	58	7	1	5	97	12	575
合計	382,171	137,202	65,630	44,716	17,787	126,160	44,242	197,482	1,015,390

- 2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。
- 2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 比較数値は、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために105億ユーロ修正再表示されている。
- 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

当行の主要な信用エクスポージャーは329億ユーロ減少した。

- 部門の観点からは、CB&Sにより277億ユーロ、NCOUにより85億ユーロおよびPBCにより64億ユーロの減少が達成された。
- 商品の観点からは、レボおよびレボ形式の取引ならびにトレーディング可能債券についてエクスポージャーの大幅な減少が見られた。また、偶発負債およびトレーディング可能債権についても、エクスポージャーのわずかな減少が見られた。
- CB&S内のETFに関連した担保構成の変更により、当行の現物有価証券エクスポージャーは完全ファンデッド型トータル・リターン・スワップの締結によって置き換えられた。結果として、有価証券エクスポージャーが組み込まれたCB&Sの貸出金が増加し、一方、トレーディング資産内の有価証券エクスポージャーが減少した。

産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2014年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レボおよびレボ形式の取引 ⁴	合計
銀行および保険	24,179	23,701	14,368	18,967	4,291	34,856	19,227	110,112	249,700
ファンド運用管理	12,145	6,670	612	3,065	149	3,051	349	49	26,089
製造	25,633	40,483	18,205	2,292	1,604	2,312	204	0	90,732
卸売および小売	15,781	11,975	5,926	1,156	865	839	94	0	36,636

個人	197,853	11,203	2,192	739	183	2	0	35	212,207
商業用不動産 ⁵	35,743	3,864	646	2,054	3,129	606	74	576	46,691
公共部門	16,790	1,696	231	7,416	446	55,181	34,846	615	117,220
その他	82,700 ⁶	54,855	19,908	11,389	5,989	10,963	4,339	13,119	203,262
合計	410,825	154,446	62,087	47,078	16,654	107,808	59,132	124,507	982,537

- 1 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。
- 5 商業用不動産は、業務ユニットの所属にかかわらず、相手先の産業の区分に基づいている。最も関与している業務ユニットは、「商業用不動産」（172億ユーロ）および「PBCモーゲージ」（112億ユーロ）である。
- 6 「その他」の貸出金エクスポージャーは、リース金融を含む。

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ^{2,3}	偶発負債	OTCデリバティブ ⁴	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レボおよびレボ形式の取引 ⁵	合計
銀行および保険	25,100	21,234	15,289	22,243	5,389	34,427	14,212	195,273	333,166
ファンド運用管理	10,029	4,756	1,255	3,326	421	4,771	235	20	24,814
製造	21,406	33,120	18,767	1,077	1,301	2,999	314	0	78,983
卸売および小売	13,965	11,850	5,610	904	936	811	128	0	34,205
個人	193,515	10,839	2,645	665	611	1	0	59	208,336
商業用不動産 ⁶	34,259	2,808	831	661	2,047	1,140	88	136	41,969
公共部門	16,228	1,931	135	4,299	592	64,286	26,101	681	114,253
その他	67,668 ⁷	50,664	21,099	11,541	6,488	17,726	3,166	1,313	179,663
合計	382,171	137,202	65,630	44,716	17,787	126,160	44,242	197,482	1,015,390

- 1 2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 比較数値は、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために105億ユーロ修正再表示されている。
- 4 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 5 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。
- 6 商業用不動産は、業務ユニットの所属にかかわらず、相手先の産業の区分に基づいている。最も関与している業務ユニットは、「PBCモーゲージ」および「商業用不動産」である。
- 7 「その他」の貸出金エクスポージャーは、リース金融を含む。

上記の表は、当行の産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、当行が取引を行う相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。

産業の観点からは、当行の信用エクスポージャーは主に、レボおよびレボ形式の取引の減少に起因した銀行および保険における減少（835億ユーロ）によって対前年度比で減少したが、特に「その他」区分における増加（236億ユーロ）によって一部相殺された。

「その他」区分における貸出金エクスポージャーの増加は主に、CB&S内のETFに関連した担保構成の変更によるものである。これは、当行の現物有価証券エクスポージャーを完全ファンデッド型トータル・リターン・スワップの締結によって置き換えたことに起因しており、結果としてトレーディング資産内の有価証券エクスポージャーに対応する減少が生じた。

銀行および保険、製造ならびに公共部門の各産業部門に対する貸出金エクスポージャーは、その大部分が、投資適格の貸出金から成る。当該ポートフォリオは、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

シンジケートを意図した貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受与信委員会および/または取締役会のレビューを受ける。こうした取引の組成は、リスク圧縮が適時に、かつ費用効果の高い方法で達成できるよう、極めて重要視されている。これらの区分内のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものであり、また信用ポートフォリオ戦略グループの活動の記載において概説した更なるリスク軽減の対象にもなっている。

2014年12月31日現在1,980億ユーロ（2013年12月31日現在1,940億ユーロ）の当行の個人の貸出金エクスポージャーは、当行のPBCのポートフォリオに主に関連している。当該ポートフォリオのうち1,530億ユーロ（77%）はモーゲージから成り、このうち1,190億ユーロがドイツで保有されている。残りのエクスポージャー（450億ユーロ、23%）は主に、消費者金融業務関連である。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は主に、所有者占有不動産に関する融資であり、ヨーロッパ（主にドイツだが、スペイン、イタリアおよびポーランドにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。そのエクスポージャーは通常、不動産価格を超えることはない。消費者金融は、個人向け分割返済ローン、クレジット・ラインおよびクレジット・カードに区分される。多様な貸出要件（最大貸出金額および最長期限を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる（例えば、消費者貸出金については、最大貸出金額は個人の正味所得を考慮する。）。金利は、特にドイツでは、一定期間にわたり概ね固定されている。第二順位抵当貸出金は、積極的には推進していない。

モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者金融貸出金よりも大口であり、より長期のタイムホライズンで供与される。消費者金融貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。無担保であることに鑑み、これらは、モーゲージに比べて金額的にもより小口であり、より短期で供与される。当行の引受基準およびプロセス、分散されたポートフォリオ（顧客/不動産）、ならびに低い融資（以下「LTV」という。）比率に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者金融は中リスクとして分類されている。

当行の商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保され、上記の「信用リスク管理原則」に規定された与信引受要件（すなわち、格付およびそれに続く、割り当てられた与信権限に基づく与信承認）に従い、また、LTV比率を通常75%未満とする等の追加的な引受および政策ガイドラインの対象となる。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、当行の評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、批判的に検討することに責任を負う。

NCOUに移管されたエクスポージャーを除き、商業用不動産グループは、例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している（ただし、当行はメザニン・ローンの引受は行っている。）。一方、ポストバンクのポートフォリオは、重要性の低い劣後トランシェのサブ・ポートフォリオを保有している。証券化のために組成された貸出金は、パイプライン限度枠に基づき、慎重に監視される。証券化された貸出金のポジションは完全に売却される（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）が、一方で当行は、銀行シンジケート・ローンの一部は頻繁に留保している。この保有ポートフォリオは償却原価で保有され、これもまた上述の原則および政策ガイドラインの対象となる。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の公開会社（通常、投資適格）を対象とした、保守的に引き受ける無担保クレジット・ラインにも関与している。当行は、固定金利（通常、証券化商品）および変動金利の両方の貸出金を提供しており、金利エクスポージャーはヘッジの取決めの対象となっている。さらに、準不履行および不履行の貸出金および貸出金プールを、他の金融機関から、名目金額および現在の担保価値の双方に対して通常は大幅に割引いて取得する。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、マクロ経済の状況および、基礎となる不動産が固有イベントに至ることにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳格な制約が課されている。

「その他」の区分の貸出金は、2014年12月31日現在のエクスポージャーが830億ユーロ（2013年12月31日現在680億ユーロ）であり、多数の少額の産業部門に関連し、単独で貸出金合計の5%を超える産業部門はない。

2014年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち7%（2013年12月31日現在10%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

『

地域別の主要な信用エクスポージャー区分

2014年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レボおよびレボ形式の取引 ⁴	合計
ドイツ	202,658	26,176	14,356	3,250	1,206	6,679	16,339	13,533	284,198
西ヨーロッパ （ドイツを除く）	94,386	36,781	18,984	18,190	3,295	21,516	33,683	23,935	250,771
このうち：									
フランス	2,674	6,053	2,434	936	423	3,684	5,346	3,656	25,207
ルクセンブルグ	14,156	3,835	754	1,766	552	2,028	6,240	190	29,522
オランダ	10,630	5,548	2,548	5,257	436	2,726	7,751	348	35,244
英国	7,878	9,118	1,911	1,058	586	4,530	5,141	13,607	43,828
東ヨーロッパ	10,524	1,755	2,136	927	1,542	2,494	561	243	20,183
このうち：									
ポーランド	7,055	651	315	74	0	1,353	64	0	9,511
ロシア	2,068	524	693	205	1,081	238	0	39	4,848
北アメリカ	55,540	83,400	14,291	14,338	7,531	52,898	5,736	71,306	305,040
このうち：									
カナダ	880	2,237	932	1,087	240	1,309	278	1,325	8,287
ケイマン諸島	2,571	1,982	61	542	322	2,256	124	12,660	20,519
米国	45,899	77,960	12,881	12,614	6,725	48,669	5,323	56,630	266,702
中央および南アメリカ	5,071	777	1,445	1,350	604	2,936	24	1,151	13,358
このうち：									
ブラジル	1,787	210	781	241	175	1,558	0	656	5,409
メキシコ	363	90	51	447	199	450	19	301	1,919
アジア／太平洋	40,081	4,774	10,062	8,643	2,226	20,677	2,467	13,818	102,747
このうち：									
中国	9,372	331	950	523	180	1,698	0	1,320	14,373
日本	866	489	397	3,398	173	2,371	90	4,250	12,032
韓国	2,069	11	1,095	591	0	842	0	342	4,949
アフリカ	1,924	627	805	351	124	541	49	520	4,941
その他	640	156	7	29	126	67	273	0	1,297
合計	410,825	154,446	62,087	47,078	16,654	107,808	59,132	124,507	982,537

1 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。

2 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2013年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ^{2,3}	偶発負債	OTCデリバティブ ⁴	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レボおよびレボ形式の取引 ⁵	合計
ドイツ	200,106	24,099	14,572	2,413	1,451	12,608	10,961	16,444	282,655
西ヨーロッパ （ドイツを除く）	86,846	37,457	19,991	17,056	5,179	31,296	26,309	58,843	282,978
このうち：									
フランス	2,675	7,815	2,014	1,273	672	6,585	3,691	11,811	36,536
ルクセンブルグ	5,566	2,186	622	1,735	1,362	3,892	3,976	572	19,912
オランダ	12,163	6,446	3,179	3,099	863	4,111	6,382	429	36,674
英国	8,719	8,414	1,817	3,834	942	6,421	5,018	31,403	66,567
東ヨーロッパ	9,773	1,573	2,173	844	2,177	2,532	390	529	19,991

このうち：									
ポーランド	6,862	761	215	59	38	867	259	0	9,061
ロシア	1,752	463	753	74	1,822	600	0	357	5,822
北アメリカ	42,748	67,833	17,212	14,404	6,111	52,298	4,041	92,099	296,745
このうち：									
カナダ	572	2,286	1,571	648	499	2,132	165	798	8,672
ケイマン諸島	2,294	1,725	486	1,118	313	1,909	154	25,633	33,632
米国	35,019	63,067	14,680	12,308	5,113	47,710	3,716	64,532	246,146
中央および南アメリカ	4,539	745	1,338	701	364	3,016	129	1,310	12,143
このうち：									
ブラジル	1,413	249	712	120	162	1,638	17	349	4,660
メキシコ	271	122	34	218	163	279	74	321	1,483
アジア／太平洋	36,151	4,782	9,392	9,081	2,341	23,740	2,286	28,043	115,817
このうち：									
中国	8,894	432	788	623	69	1,183	0	2,123	14,113
日本	848	408	396	3,920	405	5,112	884	16,065	28,038
韓国	2,150	7	930	515	22	977	65	337	5,004
アフリカ	1,879	668	932	191	111	552	0	214	4,546
その他	130	44	19	25	52	118	126	0	515
合計	382,171	137,202	65,630	44,716	17,787	126,160	44,242	197,482	1,015,390

- 1 2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 比較数値は、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために105億ユーロ修正再表示されている。
- 4 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 5 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。』

上記の表は、当行の地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。「所在国の観点」に関する詳細については、本報告書の「一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー」の項も参照のこと。

『

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ業務、トレーディング可能資産ならびにレボおよびレボ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあった。産業の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレボおよびレボ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。』

当行の貸出金勘定は、2013年12月31日現在では3,820億ユーロであったのに対し、2014年12月31日現在では4,110億ユーロに増加した。これは主に、北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）におけるものであり、その他、個人および製造が最大の増加となった。ルクセンブルクの貸出金の増加は、CB&S内のETFに関連した担保構成の変更に起因しており、現物有価証券エクスポージャーは完全ファンデッド型トータル・リターン・スワップの締結によって置き換えられた。レボおよびレボ形式の取引の減少（730億ユーロ）は主に、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにおける銀行および保険会社とのポジションであり、同時に主に北アメリカにおいて取消不能貸出コミットメントが増加（170億ユーロ）した。ロシアに対する信用エクスポージャーは、リスク圧縮が成功した結果10億ユーロ減少して50億ユーロとなり、戦略的に重要な産業部門の企業に集中している。ウクライナに対する信用エクスポージャーは比較的小さく、370百万ユーロである。

一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。当該リスクの高まりは、関連ソブリンに影響を及ぼす多数の要因から生じており、それには、高い公的債務水準および／または巨額の財政赤字、資本市場への限定的なアクセス、近接した債務返済期限、脆弱な経済ファンダメンタルズおよび見通し（国内総生産の低成長率、弱い競争力、高失業率および政情不安を含む。）が含まれる。ファンダメンタルズはある程度改善しており、これらの経済の成長見通しは安定化し、競争力は改善し、対外不均衡（すなわち、経常赤字）は減少しつつある。この調整プロセスは、ECBのアウトライト・マネタリー・トランザクション(OMT)プログラムおよび欧州安定メカニズム（ESM）によって支援されてきた。これらは、（検証されてはいないが）信頼性の高いバックストップを提供し、資金調達コストの抑制を支援してきた。法務官の最近の見解では、OMTプログラムは欧州法に基づいて有効であるはずとしているが、欧州連合司法裁判所は2015年の夏まで最終決定を下さないと見込まれている。新たに発表された量的緩和（QE）プログラムもまた、ユーロ圏全域の資金調達コストの低減の

一助となるであろう。これらの措置の有効性により、2015年1月の選挙での急進左派連合（SYRIZA）の勝利後、ギリシャのプログラムの将来に関わる不確実性が増大したにもかかわらず、他のユーロ圏の債券市場への影響の波及が今までのところ抑制されている。

これら一定のユーロ圏諸国に対する当行のエクスポージャーの表示に関して、当行は以下の2つの基本概念を適用している。

- 当行の「リスク管理の観点」において、当行は、グループ親会社の所在国を考慮し、それに従って一債務者の原則を反映している。（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有することにより）相互に関係のある借手のグループに対する与信枠はすべて、一債務者の下に統合される。この借手のグループは通常、それぞれの親会社の所在国に割り当てられる。例えば、スペインに所在する相手先に対する貸出金は、所在国の観点に基づけばスペインのリスクであるが、当該各相手先がドイツに所在する親会社と関係があれば、リスク管理の観点からは上述の一債務者の原則に従ってドイツのリスクと見なされる。このリスク管理の観点において、当行はまた、デリバティブのネットティングも考慮し、エクスポージャーをヘッジおよび担保を控除後で表示する。担保の評価は、別途概説しているものと同じ厳格なアプローチおよび原則に従って行われる。また、リスク管理上、当行は、特別目的事業体に対するエクスポージャーを、当該特別目的事業体の所在国ではなく、基礎となる資産の所在国に基づいて分類している。仕組み商品に関しては、追加的検討が適用される。例えば、仕組みノートがアイルランドに所在する特別目的事業体により発行された場合、これは「所在国の観点」においてはアイルランドのリスクと見なされるが、当該仕組みノートを担保する基礎となる資産がドイツのモーゲージ貸出金である場合には、当該エクスポージャーは「リスク管理の観点」においてはドイツのリスクに含まれる。
- 当行の「所在国の観点」において、当行は、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行は、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

一定のユーロ圏諸国との正味信用リスク・エクスポージャー - リスク管理の観点

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
ギリシャ	416	466
アイルランド	750	455
イタリア	14,808	15,419
ポルトガル	1,002	708
スペイン	8,273	9,886
合計	25,249	26,935

正味信用リスク・エクスポージャーは、2013年度末から17億ユーロ減少した。これは、主として当行のソブリン・エクスポージャーの減少によるスペインおよびイタリアにわたる減少に主に起因しており、主に取引信用ポジションの増加に起因したアイルランドおよびポルトガルにおける増加によって一部相殺された。

当行の上記のエクスポージャーは主に、高度に分散された低リスクのリテール・ポートフォリオ、イタリアおよびスペインの中小企業、ならびにより強力な企業および分散された中堅企業顧客に対するものである。当行の金融機関向けエクスポージャーは、その大部分がスペインおよびイタリアの大手銀行に対するものであり、通常は担保付である。ギリシャのユーロ離脱といった不利な事象の後により全般的な影響の波及がない限り、ソブリン・エクスポージャーは当行が管理可能と考える水準にある。

以下の表は、所在国の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行の総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーの金額、および当行の正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在するクレジット・デリバティブの正味購入プロテクション、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特にリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマーギニング（証拠金の評価）の取決めに基づく。）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。一定の場合には、当行の相手先の未利用のコミットメントを利用する能力が、特定の契約書に含まれる条件によって制限される。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、および更なるリスク軽減措置（クレジット・デリバティブの売却/（購入）プロテクションの正味名目金額を含む。）の影響を考慮後で表示されている。記載されている一定のヨーロッパ諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行のコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質により、例えば同一の名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額に関する意味のある表示は不可能である。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

	ソブリン		金融機関		法人		リテール		その他		合計 ¹	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
単位：百万ユーロ	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31	12月31
	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在
ギリシャ												
総額	100	52	716	605	1,176	1,338	8	9	34	0	2,033	2,004
未利用	0	0	20	18	72	101	3	3	0	0	95	122
正味	89	52	107	23	134	214	3	3	34	0	367	291
アイルランド												
総額	553	765	1,100	721	8,282	6,177	40	48	2,350 ²	1,958 ²	12,325	9,669
未利用	0	0	48	6	2,257	1,680	1	1	476 ²	358 ²	2,783	2,045
正味	-21	175	524	438	5,154	4,537	5	9	2,350 ²	1,951 ²	8,012	7,110
イタリア												
総額	4,673	1,900	5,736	5,232	8,512	8,400	19,330	19,650	1,310	648	39,560	35,830
未利用	0	0	952	955	3,064	3,407	199	190	28	2	4,242	4,554
正味	244	1,374	3,431	2,500	5,900	6,529	6,768	6,994	1,229	572	17,573	17,969
ポルトガル												
総額	-5	38	404	257	1,053	1,392	2,023	2,163	205	78	3,680	3,928
未利用	0	0	37	36	122	172	31	28	0	0	191	237
正味	-76	25	357	221	504	849	221	282	205	78	1,210	1,456
スペイン												
総額	696	1,473	2,465	3,349	9,345	9,288	10,585	10,721	840	637	23,931	25,468
未利用	0	4	738	662	3,832	3,321	481	521	16	3	5,068	4,510
正味	275	1,452	2,084	2,389	6,834	6,436	1,894	2,060	792	502	11,879	12,839
総額合計	6,018	4,228	10,421	10,164	28,368	26,595	31,986	32,591	4,738	3,321	81,530	76,899
未利用合計	0	4	1,795	1,677	9,348	8,680	715	743	520	364	12,378	11,468
正味合計 ³	511	3,078	6,504	5,572	18,526	18,566	8,892	9,347	4,609	3,103	39,041	39,666

- 2014年12月31日現在の正味のエクスポージャー全体の約56%が翌5年以内に期日到来する。
- アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。
- 正味エクスポージャー合計は、デリバティブの信用評価調整（2014年12月31日現在300百万ユーロ、2013年12月31日現在136百万ユーロ）を除外している。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は2014年度に625百万ユーロ減少した。この減少は主に、スペインおよびイタリアに対するエクスポージャー（主にソブリン、加えてリテール顧客に関連）の減少に起因しており、主にイタリアの金融機関に対するエクスポージャーの増加により一部相殺された。

金融商品の種類別の一定のユーロ圏諸国に対する正味信用リスク合計

	償却原価で計上される金融資産		公正価値で測定される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		2014年12月31日現在
単位：百万ユーロ	貸出金（貸倒引当金控除前）	貸出金（貸倒引当金控除後）	売却可能金融資産 ¹	デリバティブ	その他	合計 ³
ギリシャ	201	182	92	0	85	387
アイルランド	2,101	2,068	2,707	481	1,728	7,827
イタリア	10,785	9,775	3,791	672	3,085	21,393
ポルトガル	639	588	306	20	558	1,507
スペイン	5,622	4,983	3,642	231	2,015	11,381
合計	19,348	17,595	10,537	1,404	7,414	42,496

- 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。

- 2 エクイティおよびその他の資本持分を除く。
3 貸倒引当金控除後。

	償却原価で計上される金融資産			公正価値で測定される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	2013年12月31日現在	
	貸出金（貸倒引当金控除前）	貸出金（貸倒引当金控除後）	売却可能金融資産 ¹	売却可能金融資産 ²	デリバティブ	その他	合計 ³
単位：百万ユーロ							
ギリシャ	240	207	15	5	7	69	302
アイルランド	1,342	1,332	2,840	502	800	1,518	6,993
イタリア	10,678	9,735	4,143	875	3,559	-176	18,136
ポルトガル	686	640	400	34	94	538	1,706
スペイン	6,214	5,460	3,386	1,015	510	1,483	11,853
合計	19,159	17,373	10,784	2,431	4,970	3,432	38,990

1 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。

2 エクイティおよびその他の資本持分を除く。

3 貸倒引当金控除後。

上記の表では、下記の表で別途報告しているクレジット・デリバティブ・エクスポージャーを除外している。当該ユーロ圏諸国に対する当行のクレジット・デリバティブ・エクスポージャーについて、当行は、売却プロテクションおよび購入プロテクションの名目金額を総額レベルで表示するとともに、結果的な正味の名目ポジションおよびその公正価値も表示している。

基礎となる資産が一定のユーロ圏諸国に所在するクレジット・デリバティブ・エクスポージャー

	名目金額			2014年12月31日現在
単位：百万ユーロ	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/（購入）プロテクション	正味公正価値
ギリシャ	901	-921	-20	2
アイルランド	4,344	-4,158	186	4
イタリア	41,433	-45,253	-3,821	156
ポルトガル	5,876	-6,173	-297	6
スペイン	18,061	-17,563	498	10
合計	70,614	-74,068	-3,454	177

	名目金額			2013年12月31日現在
単位：百万ユーロ	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/（購入）プロテクション	正味公正価値
ギリシャ	1,260	-1,271	-11	-1
アイルランド	7,438	-7,321	117	0
イタリア	60,203	-60,370	-167	100
ポルトガル	10,183	-10,432	-250	7
スペイン	28,452	-27,466	986	-4
合計	107,536	-106,860	675	101

一般的な業界慣行に沿って当行は、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を、信用リスク管理の重要な手段の一つとして、信用ポートフォリオの過度の集中を回避する目的で利用している。CDS契約は、標準的なISDA文書により統治されており、そこでは、決済金支払の引き金となるトリガー・イベントが定義されている。当該トリガーの例には、参照企業の破産、参照企業の契約上の義務の不履行（例えば、金利または元本の返済）および参照企業の債務の条件変更が含まれる。これらのトリガーは、クレジット・デフォルト・スワップのプロテクション売却契約にも適用される。当行のクレジット・デフォルト・スワップ購入プロテクションは、リスク軽減手段として機能し、その大部分は高格付の金融機関により、担保契約に従って発行される。ヘッジ/担保を含む正味リスクに明確に焦点を合わせる一方で、当行は、CDSヘッジ前の総額ポジションについても、CDSのトリガー・イベントが予測通りに発生しない潜在的リスクを考慮してレビューしている。

上記の当該諸国に関連するエクスポージャーは、本リスク報告書の「信用リスク」の項で説明した与信プロセスを用いて管理および監視されている。これには、詳細な相手先の格付、相手先の継続的な監視、ならびに上記の「カントリー・リスク」および「業界リスク」の項に記載した集中リスク管理のフレームワークが含まれる。このフレームワークは、当該諸国に的を絞ったポートフォリオ・レビューを含む定期的な経営管理報告およびポートフォリオのリスク圧縮イニシアチブにより補完されている。

信用保全目的で当行は、期限のミスマッチを回避するよう努めている。しかし、回避の成否は、市場における必要なヘッジ手段の利用可能性に左右される。期限のミスマッチを回避できない場合、当該ポジションは厳重に監視される。当行は、期限のミスマッチを中立化させるため、ヘッジ手段および基礎となる資産の感応度を考慮に入れる。

当行のガバナンス・フレームワークは、リスク軽減および業務上の緊急対策の面でのユーロ危機イベントへの十分な準備および当該イベントを管理する能力を可能にすることを意図しており、当行はキプロスのストレスが増大した際にこれが有効であったと考えている。当行全体の一貫した業務上および戦略上の対応を促進するために、リスク、法務、業務およびその他のインフラ機能の間で緊密な連携が取られる。

一般的に当行は、GIIPS諸国に対するエクスポージャーを債務危機の初期段階から管理しており、ソブリン・リスクおよび脆弱な相手先に重点を置いた選択的な早期のリスク圧縮の後、当行の信用ポートフォリオがよくポジショニングされていると信じている。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

下記の金額は、「所在国の観点」の当行の正味のソブリン・エクスポージャーを反映している。

『

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	ソブリン債		メモ項目：		ソブリン債		メモ項目：	
	直接的ソブリン・エクスポージャー ¹	を参照資産とするCDSの正味名目金額	直接的ソブリン・エクスポージャー	を参照資産とするCDSの正味公正価値 ²	直接的ソブリン・エクスポージャー ¹	を参照資産とするCDSの正味名目金額	直接的ソブリン・エクスポージャー	を参照資産とするCDSの正味公正価値 ²
ギリシャ	100	-11	89	1	52	0	52	2
アイルランド	-26	4	-21	2	61	114	175	0
イタリア	4,600	-4,356	244	133	1,861	-487	1,374	116
ポルトガル	-5	-71	-76	2	38	-12	25	4
スペイン	688	-413	275	1	1,193	259	1,452	-4
合計	5,358	-4,848	511	139	3,205	-126	3,078	118

1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類された債務を含む。

2 この金額は、それぞれの国のソブリン債を参照資産とするクレジット・デフォルト・スワップに関連した正味公正価値（すなわち、相手先の信用リスク）を反映している。』

正味のソブリン信用リスク・エクスポージャーの2013年度末からの減少は、トレーディング負債証券およびデリバティブ・ポジションからの変動を主に反映している。イタリアの正味ソブリン・エクスポージャーは、直接的ソブリン・エクスポージャーの増加（債券のショート・ポジションの減少に起因）を相殺して余りある、正味ヘッジ・ポジションの増加（売却したCDSプロテクションの減少に主に起因）により、2013年度末から減少した。スペインに対する当行の直接的ソブリン・エクスポージャーの減少は、トレーディング負債証券におけるエクスポージャーの変動を主に反映している。ギリシャの増加は、デリバティブ・ポジションに主に起因している。

上記の直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対するエクスポージャーを含んでおり、これらは2014年12月31日現在で13億ユーロであり、そのうち償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金の帳簿価額はイタリアが279百万ユーロおよびスペインが580百万ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類された、一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャーの公正価値

2014年12月31日現在

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	ソブリンを相手 先とするデリバ			ソブリンを相手 先とするデリバ		
	ソブリン債の公 正価値	ソブリン債の公 正価値	ソブリン・エク スポートの 公正価値合計	ソブリン債の公 正価値	ソブリン債の公 正価値	ソブリン・エク スポートの 公正価値合計
ギリシャ	20	80	100	52	0	52
アイルランド	-22	0	-22	67	1	69
イタリア	385 ²	3,459	3,844	-1,959 ²	2,997	1,038
ポルトガル	-8	0	-8	-35	70	34
スペイン	66	20	86	543	22	565
合計	441	3,559	4,000	-1,332	3,090	1,757

1 マスター・ネットリング契約および担保契約の影響を含む。

2 イタリアのソブリン債のロング・ポジションは、その大部分が、対応するクレジット・デリバティブにより相殺される仕組み取引に関連していた。

売却可能金融資産として分類された、一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	ソブリン債の公 正価値	純利益に認識さ れた減損損失累 計額（税引後）	ソブリン債の公 正価値	純利益に認識さ れた減損損失累 計額（税引後）	ソブリン債の公 正価値	純利益に認識さ れた減損損失累 計額（税引後）
ギリシャ	0	0	0	0	0	0
アイルランド	0	0	0	0	0	0
イタリア	77	81	0	97	101	0
ポルトガル	4	4	0	3	3	0
スペイン	0	0	0	0	0	0
合計	81	85	0	101	105	0

貸出による信用エクスポージャー

当行の貸出業務は、開始時および継続ベースの双方において、信用リスク管理プロセスの対象となっている。当該プロセスの概要については、本リスク報告書の「信用リスク」の項に記載されている。

低中高リスク・バケットへと分けられた貸出金勘定区分

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在 ¹	
	合計	このうち：非中核	合計	このうち：非中核
低リスク・バケット：				
PBCモーゲージ	157,099	6,637	154,444	7,372
投資適格 / ポストバンク非リ				
テール	30,604	465	30,751	1,077
GTB	77,334	0	72,868	0
ドイツエAWM	39,298	622	33,147	934
PBC小規模企業	17,640	140	16,601	280
政府担保 / 仕組み取引 ²	40	0	33	0
コーポレート・インベストメン				
ツ	33	33	28	28
低リスク・バケット小計	322,048	7,897	307,871	9,690
中リスク・バケット：				
PBC消費者金融	20,188	412	20,204	796
アセット・ファイナンス				
(ドイツ銀行をスポンサーとする				
コンジット)	13,961	2,648	12,728	2,832
担保付のヘッジされた仕組み				
取引	21,394	3,422	11,470	3,328
パイプライン資産の資金調達 ³	0	0	375	22

中リスク・バケット小計	55,543	6,482	44,778	6,977
高リスク・バケット：				
商業用不動産 ⁴	17,406	1,010	15,832	3,410
レバレッジド・ファイナンス ⁵	4,877	229	4,707	633
その他 ⁶	10,951	2,432	8,983	2,504
高リスク・バケット小計	33,234	3,670	29,522	6,548
貸出金勘定合計	410,825	18,049	382,171	23,215

- 1 過度な労力を要することから、前年度の数値には2014年12月31日現在の事業セグメント構成を反映するための修正再表示が行われなかった。
- 2 貸出金は主に2013年3月に減少した。
- 3 2014年12月31日現在、このうち、レバレッジド・ファイナンスの売却された貸出金に係るベンダーの資金調達額は0百万ユーロ、商業用不動産の売却された貸出金に係るベンダーの資金調達額は0百万ユーロである（2013年12月31日現在それぞれ353百万ユーロおよび22百万ユーロ）。
- 4 CMBSの証券化による貸出金を含む。商業用不動産は、相手先の産業区分にかかわらず、業務ユニットの区分に基づいている。最も寄与の大きい産業は「商業用不動産」（2014年12月31日現在139億ユーロ）である。
- 5 CPSGが管理する貸出金を含む。
- 6 その他の小口貸出金（大半がCB&S業務部門）を含む。

2014年12月31日現在の当行の担保付のヘッジされた仕組み取引内のエクスポージャーは、前年度末から100億ユーロ増加した。この増加は主に、CB&S内のETFに関連した担保構成の変更に起因しており、結果として現物有価証券エクスポージャーは完全ファンデッド型トータル・リターン・スワップの締結によって置き換えられた。

当行の低リスク・エクスポージャーの大部分は、PBCのリテール・バンキング業務に関連している。2014年12月31日現在、当行の貸出金勘定の78%が低リスク区分にあった。

当行の高リスク・バケットは、主に商業用不動産エクスポージャーに関連しており、当該エクスポージャーは2014年12月31日現在、前年度末から16億ユーロ増加した。当行の信用リスク管理アプローチは、当行が高リスクとみなしたポートフォリオに特に厳しく重点を置いて行われる。これらのポートフォリオに関して、ポートフォリオ戦略および信用モニタリング管理が整備されている。

高リスク貸出金バケットの減損債権および貸倒引当金

	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	合計		このうち：非中核		合計		このうち：非中核	
単位：百万ユーロ	減損債権	貸倒引当金	減損債権	貸倒引当金	減損債権	貸倒引当金	減損債権	貸倒引当金
商業用不動産	775	321	486	181	1,592	698	1,109	443
レバレッジド・ファイナンス	48	69	43	29	119	116	0	1
その他	355	188	351	158	403	136	372	127
合計	1,178	578	880	368	2,114	951	1,481	570

2014年度において、減損債権および貸倒引当金は、それぞれ44%および39%の大幅な減少となった。これは商業用不動産およびNCOUにおけるエクスポージャーの減少および引当金の償却に起因しており、いくつかある要因の中でも特に処分およびIFRS第10号に基づく借手の統合を反映している。

信用エクスポージャーの分類

当行はまた、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、消費者信用エクスポージャーおよび法人信用エクスポージャーに分類している。

- 当行の消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準的均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行の個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行の法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたものの以外のすべてのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

下記の表は、当行の法人信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスク格付」および「格付ガバナンス」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 総額

単位：百万ユーロ
(別途記載のものを除く)

2014年12月31日現在

格付区分	デフォルト 確率 ¹	貸出金 ²	取消不能貸出 コミットメント ³	偶発負債	OTCデリバティブ ⁴	売却可能負債 証券	合計
iAAA - iAA	0.00-0.04 %	46,493	22,938	6,281	23,068	50,808	149,589
iA	0.04-0.11 %	44,799	39,336	17,696	9,469	3,371	114,670
iBBB	0.11-0.5 %	54,167	40,145	20,190	7,810	1,746	124,057
iBB	0.5-2.27 %	50,183	31,492	11,640	3,926	3,140	100,380
iB	2.27-10.22 %	19,359	18,924	4,929	2,253	17	45,482
iCCC以下	10.22-100 %	9,417	1,612	1,352	552	50	12,983
合計		224,418	154,446	62,087	47,078	59,132	547,161

- 12ヶ月ベースのデフォルト確率。
- 2014年12月31日現在56億ユーロの、主に「iCCC以下」区分の減損債権を含む。
- 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。

単位：百万ユーロ
(別途記載のものを除く)

2013年12月31日現在

格付区分	デフォルト 確率 ¹	貸出金 ²	取消不能貸出 コミットメント ^{3,4}	偶発負債	OTCデリバティブ ⁵	売却可能負債 証券	合計
iAAA - iAA	0.00-0.04 %	33,213	19,794	8,318	19,222	35,699	116,246
iA	0.04-0.11 %	43,193	32,452	19,285	11,934	5,332	112,197
iBBB	0.11-0.5 %	50,441	39,216	20,234	6,700	1,764	118,354
iBB	0.5-2.27 %	43,529	28,523	11,604	4,775	920	89,351
iB	2.27-10.22 %	16,173	15,857	4,382	1,711	443	38,566
iCCC以下	10.22-100 %	11,076	1,360	1,807	374	85	14,702
合計		197,625	137,202	65,630	44,716	44,242	489,416

- 12ヶ月ベースのデフォルト確率。
- 2013年12月31日現在59億ユーロの、主に「iCCC以下」区分の減損債権を含む。
- 2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 比較数値は、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために105億ユーロ修正再表示されている。
- 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。

上記の表は、2014年度における当行の法人信用エクスポージャーの577億ユーロ（11.8%）の全般的な増加を示している。貸出金の増加（268億ユーロ）は、主に北アメリカおよびアジアにおけるものであり、この地域の当行の成長戦略に起因していた。これには、最上位の格付区分における133億ユーロの大幅な増加が含まれており、これは主にCB&S内のETF業務に関連した担保構成の変更に起因している。売却可能負債証券は、当グループの戦略的流動性準備金内に保有する流動性の高い有価証券の120億ユーロの増加に主に起因して、149億ユーロ増加した。こうした増加は、当行の流動性準備金に関する継続的な最適化の結果として生じた。売却可能負債証券の増加は、ほぼ全額が最上位の格付区分に関連している。リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、2013年12月31日現在と比較して安定した状態を保っており、投資適格格付のエクスポージャーが71%を占めていた。

当行は上述のリスク軽減技法を使用して、当行の法人信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。下記の表は、担保、保証およびヘッジを控除後の当行の法人信用エクスポージャーの推移に関する開示である。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 純額

単位：百万ユーロ
(別途記載のものを除く)

2014年12月31日現在¹

格付区分	デフォルト 確率 ²	貸出金	取消不能貸出 コミットメント	偶発負債	OTCデリバティブ	売却可能負債 証券	合計
------	--------------------------	-----	-------------------	------	-----------	--------------	----

iAAA - iAA	0.00-0.04 %	33,582	19,407	4,282	15,843	50,808	123,922
iA	0.04-0.11 %	29,585	36,137	15,268	3,957	3,370	88,318
iBBB	0.11-0.5 %	28,354	35,807	16,377	6,487	1,746	88,771
iBB	0.5-2.27 %	24,635	29,634	7,274	2,746	3,140	67,428
iB	2.27-10.22 %	8,582	17,514	2,865	2,164	17	31,143
iCCC以下	10.22-100 %	4,308	1,451	556	552	50	6,917
合計		129,046	139,950	46,622	31,748	59,131	406,498

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 12ヶ月ベースのデフォルト確率。

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2013年12月31日現在¹

格付区分	デフォルト 確率 ²	貸出金	取消不能貸出 コミットメント ³	偶発負債	OTCデリバティブ	売却可能負債 証券	合計
iAAA - iAA	0.00-0.04 %	21,474	16,606	5,589	15,901	35,669	95,238
iA	0.04-0.11 %	28,001	27,946	15,893	8,183	5,332	85,355
iBBB	0.11-0.5 %	24,302	33,157	15,410	5,878	1,744	80,491
iBB	0.5-2.27 %	20,835	24,330	6,814	3,694	912	56,584
iB	2.27-10.22 %	6,257	14,313	2,535	1,536	443	25,084
iCCC以下	10.22-100 %	4,947	1,160	781	362	25	7,274
合計		105,815	117,511	47,022	35,554	44,125	350,027

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 12ヶ月ベースのデフォルト確率。

3 比較数値は、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために105億ユーロ修正再表示されている。

2014年12月31日現在、担保控除後の法人信用エクスポージャーは4,065億ユーロであり、総額の法人エクスポージャーと比較して26% (1,407億ユーロ) のリスク軽減となった。これには、当行の貸出金エクスポージャーに関する42%のより大幅な減少 (低格付の投資適格未満の貸出金に関する54%の減少および高格付の投資適格の貸出金に関する37%の減少を含む。) が含まれている。最下位の格付区分におけるリスク軽減は47%であり、最上位の格付区分における17%と比較して大幅に高かった。

1,407億ユーロのリスク軽減は、保証およびヘッジ31%ならびにその他の担保69%に分けられる。

法人信用エクスポージャーに関するCPSGのリスク軽減

当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(以下「CPSG」という。)は、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。CPSGのリスク削減活動の名目金額は、ヘッジを必要とする貸出金の名目金額の増加およびマーケット・リスク管理に使用されるヘッジの増加に起因して、2013年12月31日現在の338億ユーロから2014年12月31日現在の382億ユーロに13%増加した。

2014年度末現在、CPSGは、基礎となる名目金額が68億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2013年12月31日現在、このポジションの総額は104億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

CPSGは、また、2014年12月31日現在で、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券、そして、それより程度は低いが、ファースト・ロス部分を売却したクレジット・デリバティブにより、貸出金および貸出関連コミットメント314億ユーロの信用リスクを軽減した。2013年12月31日現在、このポジションの総額は234億ユーロであった。

CPSGは、IAS第39号に基づく公正価値オプションの使用を選択し、当該オプションの基準が満たされる限り、貸出金およびコミットメントを公正価値で報告している。公正価値で報告されたCPSGの貸出金およびコミットメントの名目金額は、2013年12月31日現在の255億ユーロから期中に減少して2014年12月31日現在には141億ユーロとなった。貸出金およびコミットメントを公正価値で報告することにより、CPSGは、すべての貸出金およびコミットメントが償却原価で報告される一方で、デリバティブ・ヘッジが公正価値で報告されるとき会計上のミスマッチから生じる損益ボラティリティを大幅に削減している。

消費者信用エクスポージャー

当行の消費者信用エクスポージャーにおいて、当行は期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト (取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額) を監視している。

消費者信用エクスポージャー、延滞消費者貸出金および純信用コスト

	エクスポージャー総額 (単位：百万ユーロ)		期日後90日以上延滞 (エクスポージャー総額に対する比率) ¹		純信用コスト (エクスポージャー総額に対する比率)	
	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
消費者信用エクスポージャー、ドイツ	147,647	145,929	1.15	1.23	0.22	0.23
消費者および中小企業向け融資	19,980	20,778	3.93	3.81	1.09	1.04
モーゲージ貸出	127,667	125,151	0.71	0.81	0.08	0.10
消費者信用エクスポージャー、ドイツ以外	38,761	38,616	5.35	5.38	0.69	0.76
消費者および中小企業向け融資	11,913	12,307	11.19	11.34	1.64	1.75
モーゲージ貸出	26,848	26,309	2.76	2.60	0.26	0.29
消費者信用エクスポージャー総額 ²	186,408	184,545	2.02	2.10	0.32	0.34

1 ポストバンクの消費者信用エクスポージャー、ドイツの期日後90日以上延滞の金額は、過去の開示で誤って除外された626百万ユーロ（ドイツの消費者信用エクスポージャー総額の0.43%）が2013年12月31日現在に遡って修正再表示された。

2 2014年12月31日現在は44億ユーロ、2013年12月31日現在は42億ユーロの減損債権を含む。

当行の消費者信用エクスポージャーの総額は、2013年度末から2014年度末にかけて19億ユーロ（1.0%）増加した。これは主に、ドイツにおけるモーゲージ貸出（25億ユーロ増加）に起因しており、消費者および中小企業向け融資エクスポージャーの減少（ポストバンクでの取得債権の売却に起因）によって一部相殺された。ドイツ以外では、消費者信用エクスポージャーは、インドで298百万ユーロおよびポーランドで209百万ユーロ増加した。ポルトガルの信用エクスポージャーは186百万ユーロ減少した。

当行の消費者信用エクスポージャーに関する期日後90日以上延滞比率は、2013年度末現在の2.10%から、2014年度末現在では2.02%に下落した。ドイツの消費者および中小企業向け融資に関する期日後90日以上延滞比率は、上述のポストバンクのポートフォリオの総額の減少を相殺して余りある、ドイツのモーゲージ貸出の改善により、上昇した。ドイツ以外の消費者および中小企業向け融資に関する期日後90日以上延滞比率は、第3四半期におけるイタリアでの不履行の貸出金の売却による恩恵を受けた。一方、ドイツ以外のモーゲージ貸出に関する同比率は、イタリアのポストバンクにおける延滞エクスポージャーにより上昇した。

当行の消費者信用エクスポージャーに対する純信用コスト総額の比率は、2013年度末現在の0.34%から下落して、2014年度末現在では0.32%になった。ドイツの消費者および中小企業向け融資に対する純信用コストの比率は、2013年度における不履行の貸出金の売却によるプラスの効果がより大きかったことから、対前年度でわずかな上昇となったが、当行のドイツのモーゲージ業務の好ましい環境はそれを相殺して余りあるものであった。ドイツ以外における当該比率の対前年度の下落は、上述の2014年度第3四半期におけるイタリアでの不履行の貸出金の売却によるプラスの影響を受けている。

融資比率バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー¹

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
50%以下	68%	69%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	9%
90%超100%以下	2%	2%
100%超110%以下	1%	1%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	1%	1%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTVは、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行のLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、当該各担保価値が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって保証されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行の信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行のリスク管理の不可欠な部分である。当行は通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2014年12月31日現在、モーゲージ貸出ポートフォリオ関連の当行のエクスポージャーの68%は、LTV比率が50%以下であった。

デリバティブによる信用エクスポージャー

取引所売買デリバティブ取引（例えば、先物やオプション）は、中央清算機関を通じて定期的に決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次のマージニングを規定している。当行は、可能な範囲で、中央清算機関のクリアリング・サービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これにより中央清算機関の決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なOTCクリアリングを2013年に導入した。また、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するマージニング要求は2015年12月から段階的に導入される見込みである。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、ならびにOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なクリアリングは2015年後半に開始される見込みであり、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するマージニング要求は2015年12月から段階的に導入される見込みである。

デリバティブ取引の名目金額および時価総額

2014年12月31日現在				名目金額の 期限別分類			
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超 - 5年 以内	5年超	合計	プラスの時価	マイナスの 時価	正味時価
金利関連：							
OTC	16,193,068	13,319,460	8,081,916	37,594,443	439,519	413,696	25,823
取引所売買	3,253,648	841,043	714	4,095,406	152	152	-1
金利関連合計	19,446,716	14,160,503	8,082,630	41,689,849	439,671	413,849	25,822
通貨関連：							
OTC	4,783,759	1,307,251	609,549	6,700,559	130,775	134,567	-3,792
取引所売買	12,428	103	0	12,531	55	106	-51
通貨関連合計	4,796,187	1,307,354	609,549	6,713,090	130,829	134,673	-3,844
エクイティ / 指数関連：							
OTC	1,203,958	203,328	35,678	1,442,964	27,404	31,949	-4,545
取引所売買	499,899	71,213	4,240	575,353	7,406	7,230	176
エクイティ / 指数関連合計	1,703,857	274,542	39,919	2,018,317	34,810	39,179	-4,369
クレジット・デリバティブ	337,245	935,967	119,549	1,392,760	25,370	23,074	2,296
コモディティ関連：							
OTC	13,708	2,549	7,115	23,371	2,030	1,804	226
取引所売買	89,656	22,218	66	111,939	605	697	-92
コモディティ 関連合計	103,364	24,766	7,181	135,311	2,635	2,501	134
その他：							
OTC	34,340	8,945	0	43,285	1,017	1,929	-912
取引所売買	9,186	1,037	0	10,223	28	60	-32
その他合計	43,526	9,982	0	53,509	1,045	1,989	-944
OTC業務合計	22,566,078	15,777,500	8,853,806	47,197,384	626,115	607,019	19,096
取引所売買業務合計	3,864,818	935,614	5,021	4,805,453	8,246	8,246	0
総計	26,430,896	16,713,114	8,858,826	52,002,836	634,361	615,265	19,096
プラスの時価（ネットティングおよび 受入現金担保考慮後）					49,416		

2013年12月31日現在				名目金額の 期限別分類			
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超 - 5年 以内	5年超	合計	プラスの時価	マイナスの 時価 ¹	正味時価 ¹
金利関連：							
OTC	13,773,939	16,401,710	10,438,348	40,613,997	333,660	305,152	28,508
取引所売買	2,770,393	1,568,462	8,838	4,347,694	387	379	8

金利関連合計	16,544,331	17,970,173	10,447,186	44,961,690	334,047	305,531	28,517
通貨関連：							
OTC	4,000,994	1,433,173	628,773	6,062,940	96,805	99,182	-2,376
取引所売買	27,390	350	0	27,739	42	60	-18
通貨関連合計	4,028,383	1,433,523	628,773	6,090,679	96,848	99,242	-2,394
エクイティ / 指数関連：							
OTC	300,884	237,554	69,688	608,126	26,462	30,534	-4,072
取引所売買	443,280	69,573	3,009	515,862	8,435	5,812	2,623
エクイティ / 指数関連合計	744,164	307,127	72,697	1,123,988	34,897	36,346	-1,449
クレジット・デリバティブ	363,890	1,599,773	148,388	2,112,051	33,461	32,727	735
コモディティ関連：							
OTC	39,179	48,227	5,016	92,422	5,615	6,262	-647
取引所売買	149,053	73,469	1,067	223,589	1,993	1,712	280
コモディティ関連合計	188,233	121,696	6,083	316,012	7,607	7,974	-367
その他：							
OTC	24,935	12,571	35	37,541	1,727	2,183	-455
取引所売買	8,896	1,226	0	10,122	14	42	-28
その他合計	33,831	13,797	35	47,663	1,741	2,225	-484
OTC業務合計	18,503,821	19,733,008	11,290,248	49,527,077	497,730	476,038	21,692
取引所売買業務合計	3,399,012	1,713,080	12,914	5,125,006	10,871	8,006	2,866
総計	21,902,833	21,446,088	11,303,162	54,652,083	508,602	484,044	24,557
プラスの時価（ネットティングおよび 受入現金担保考慮後）					50,504		

1 2014年度において、2013年度の数値が過去の開示で誤って含まれた30億ユーロ（合計）につき修正再表示されている。

以下の表は、OTCデリバティブ資産・負債の名目金額の内訳をクリアリング・チャンネル別に示している。

クリアリング・チャンネルおよびデリバティブの種類別のOTCデリバティブの名目金額

	2014年12月31日現在 ¹				
	二者間		CCP		
単位：百万ユーロ	名目金額	割合（％）	名目金額	割合（％）	合計
金利関連	15,829,914	63 %	21,764,529	98 %	37,594,443
通貨関連	6,677,149	27 %	23,410	0 %	6,700,559
エクイティ / 指数関連	1,442,964	6 %	0	0 %	1,442,964
クレジット・デリバティブ	1,069,035	4 %	323,725	1 %	1,392,760
コモディティ関連	23,352	0 %	19	0 %	23,371
その他	43,285	0 %	0	0 %	43,285
合計	25,085,700	100 %	22,111,683	100 %	47,197,384

1 この表はEDTFの提言の結果として初めて開示されるため、2014年度の報告には前期の情報は含まれていない。

中央清算機関を通じて決済されたOTCデリバティブ資産の名目金額は、2013年12月31日現在で12.5兆ユーロであった。

以下の2つの表は、第三の柱に関連した特定の開示を示している。規制により、第三の柱に係る開示の監査は要求されていない。

トレーディング・デリバティブ取引に係るプラスの時価または再調達原価（無監査）

単位：百万ユーロ ¹	2014年12月31日現在						2013年12月31日現在	
	プラスの時価 （ネットティ ングおよび担 保契約考慮前）		適格担保 ²	プラスの時価 （ネットティ ングおよび担 保契約考慮後）		適格担保 ²	プラスの時価 （ネットティ ングおよび担 保契約考慮後）	
	ネットティ ング契約	ネットティ ング契約		ネットティ ング契約	ネットティ ング契約		ネットティ ング契約	ネットティ ング契約
金利関連	435,569	366,769	52,638	16,161	327,761	269,903	41,253	16,604
通貨関連	130,528	102,537	18,004	9,988	99,782	79,101	11,203	9,478
エクイティ / 指数関連	34,810	27,663	3,417	3,730	34,566	23,542	2,590	8,434
クレジット・デリバティブ	25,370	20,587	1,798	2,985	33,216	27,712	1,896	3,609

コモディティ関連	2,635	1,231	949	456	7,536	4,954	657	1,925
その他	1,045	804	42	199	1,728	1,402	168	158
合計	629,958	519,590	76,848	33,520	504,590	406,616	57,767	40,207

- 1 2014年12月31日および2013年12月31日現在、ヘッジ会計に適切なデリバティブに関してそれぞれ44億ユーロ（40億ユーロ）のプラスの時価（ネットティングおよび担保考慮前）および566百万ユーロ（493百万ユーロ）のプラスの時価（ネットティングおよび担保考慮後）を除外している。
- 2 2014年12月31日現在615億ユーロの現金担保および153億ユーロの現金以外の担保ならびに2013年12月31日現在475億ユーロの現金担保および103億ユーロの現金以外の担保を含む。

上記の表は、ネットティングおよび担保考慮後のプラスの時価を示しており、これはIFRSに基づくプラスの時価合計の5.3%にすぎない。マスター・ネットティング契約以外に、当行は様々な種類の担保契約（マスター・アグリーメントの付随契約としての信用補充条項（以下「CSA」という。）等）を締結しており、その大部分が二者間契約である。

クレジット・デリバティブ・エクスポージャーの名目金額（無監査）

2014年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	自己の信用ポートフォリオのために使用				合計 ¹
	購入プロテクション	売却プロテクション	購入プロテクション	売却プロテクション	
クレジット・デフォルト・スワップ・シングル・ネーム	10,067	418	435,814	416,060	862,359
クレジット・デフォルト・スワップ・マルチ・ネーム	184	100	259,089	258,356	517,729
トータル・リターン・スワップ	160	30	6,748	5,734	12,672
クレジット・デリバティブの名目金額合計	10,411	548	701,650	680,151	1,392,760

- 1 指数に関するクレジット・デフォルト・スワップおよび特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップを含む。

2013年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	自己の信用ポートフォリオのために使用				合計 ¹
	購入プロテクション	売却プロテクション	購入プロテクション	売却プロテクション	
クレジット・デフォルト・スワップ・シングル・ネーム	17,102	2,033	592,523	584,072	1,195,730
クレジット・デフォルト・スワップ・マルチ・ネーム	25,086	15,715	435,078	429,333	905,213
トータル・リターン・スワップ	34	843	6,282	3,950	11,108
クレジット・デリバティブの名目金額合計	42,222	18,590	1,033,883	1,017,356	2,112,051

- 1 指数に関するクレジット・デフォルト・スワップおよび特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップを含む。

上記の表では、エクスポージャーを、規制上のバンキング勘定に保有する部分（「自己の信用ポートフォリオのために使用」の項目に表示されている。）と、規制上のトレーディング勘定に保有する部分（「仲介業務」と呼称されている。）とに分けている。クレジット・デリバティブの減少は主に、当行のリスク圧縮活動およびクレジット・デリバティブ市場における取引高の減少に関連している。

デリバティブ・ポートフォリオの再調達価額は、市場相場の動きやポートフォリオ内の取引における変化に伴って変動するため、当行では、ポートフォリオの存続期間にわたって、あるいは有担保ポートフォリオの場合には適切な担保解除までの期間にわたって、潜在的な将来の再調達原価も見積もっている。当行では潜在的な将来のエクスポージャーを個々の限度枠に対して測定する。当行のエクスポージャーが極端な市場イベントから直接受ける影響（例えば新興市場ポートフォリオにおけるイベント・リスク）を見積もるため、当行では潜在的な将来のエクスポージャー分析をストレス・テストにより補完する。

当行が使用する潜在的な将来エクスポージャーの測定値は通常、各相手先のデリバティブ・ポートフォリオのシミュレートされたプラスの時価の時間プロファイルにより得られ、これにはネットティングおよび担保が考慮される。限度枠の監視のために、当行は、結果として得られる時価分布の第95百分位点を使用しており、内部でこれを潜在的な将来エクスポージャー（以下「PFE」という。）と呼称している。同じ計算プロセスにより作成される平均エクスポージャー・プロファイルは、いわゆる平均予想エクスポージャー（以下「AEE」という。）測定値（当行はこれを、信用リスクに関する経済的資本内に予想される将来の再調達原価を反映するために使用している。）およびプラスの予想エクスポージャー（以下「EPE」という。）測定値（当行の所要規制自己資本の算出に使用される。）を算出するために使用される。AEEおよびEPEは通常、1年のタイム・ホライズンに関して計算されるが、PFEは、無担保ポートフォリオの場合には取引またはネットティング設定の存続期間全体にわたり、有担保ポートフォリオの場合には適切な担保解除までの期間にわたり、それぞれ測定される。当行はまた、信用ポートフォリオの

ストレス・テストにインプットするためのストレスを加えたエクスポージャー結果を算出するために、前述の計算プロセスを使用している。

各相手先のPFEプロファイルは、責任ある与信業務担当者が設定したPFE限度枠プロファイルと日々比較される。PFE限度枠は、他の種類の限度枠とともに、全体的な相手先信用エクスポージャーの管理における不可欠な一部である。いずれの1プロファイル・タイム・ポイントにおけるPEF限度枠の違反も、行動のために当行の信用リスク管理プロセス内で強調される。EPEは、いわゆる内部モデル手法（以下「IMM」という。）に基づくIRBA規制自己資本の顧客レベルの計算において直接使用される。一方、AEEは、貸出金同等物として当グループの信用ポートフォリオ・モデルへと入力され、そこで各シミュレーションおよび配分プロセス内の相手先に対する他のすべてのエクスポージャーと組み合わせられる（「信用リスクの監視および管理」の項を参照。）。

株式エクスポージャー

下記の表は、IFRSの定義に基づく当行の持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。当行は、各ポジションを当行のマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
トレーディング株式	69,831	61,393
トレーディング以外の株式 ¹	6,402	5,614
株式エクスポージャー合計	76,233	67,008

1 2014年12月31日現在338百万ユーロおよび2013年12月31日現在695百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2014年12月31日現在、当行のトレーディング株式エクスポージャーは主に、CB&S業務からの652億ユーロおよびドイチェAWM業務からの46億ユーロから構成されていた。トレーディング株式全体は、CB&S（75億ユーロの増加）およびドイチェAWM（9億ユーロの増加）におけるエクスポージャーの増加に起因して、対前年度比で84億ユーロ増加した。

当行のトレーディング以外の株式エクスポージャーに関する詳細については、「トレーディング以外のマーケット・リスク」の項の「保有する持分投資」の項を参照のこと。

[次へ](#)

資産の質

この項では、当行の貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行の経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在 ¹		
	法人貸出金	消費者貸出金	合計	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	217,772	177,925	395,697	190,022	175,483	365,506
延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	1,307	3,652	4,959	1,293	4,446	5,739
再交渉されたが、減損していない貸出金	349	473	821	388	395	783
減損債権	4,990	4,358	9,348	5,922	4,221	10,143
合計	224,418	186,408	410,825	197,625	184,545	382,171

1 2013年12月31日現在の金額は、延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金303百万ユーロ、および再交渉されたが、減損していない貸出金112百万ユーロについて追加調整されている。これらは、誤って従前の開示には含まれていなかった。

『

延滞貸出金

貸出金は、連結を通じて取得したものを除き、契約上合意された元本および／または利息の支払が借手から未払のままである場合に延滞と見なされる。連結を通じて取得した貸出金の場合には、当該貸出金の最初の連結時において一定の支払日に見込まれていた元本および／または利息の支払が借手により未払である場合に延滞と見なされる。

延滞状況別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上されている。）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在 ¹
30日未満延滞の貸出金	3,223	3,218
30日以上60日未満延滞の貸出金	534	857
60日以上90日未満延滞の貸出金	363	363
90日以上延滞の貸出金	898	1,376
合計	5,018	5,813

1 2013年12月31日現在の金額は、誤って従前の開示には含まれていなかった303百万ユーロの延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金について追加調整されている。

』

産業別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上されている。）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在 ¹
銀行および保険	3	32
ファンド運用管理	95	4
製造	141	131
卸売および小売	159	201
個人	3,388	3,906
商業用不動産	801	895
公共部門	3	6
その他	429	640
合計	5,018	5,813

1 2013年12月31日現在の金額は、誤って従前の開示には含まれていなかった303百万ユーロの延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金について追加調整されている。

地域別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上されている。）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在 ¹
ドイツ	2,410	3,201

西ヨーロッパ（ドイツを除く）	1,694	2,077
東ヨーロッパ	143	110
北アメリカ	678	345
中央および南アメリカ	29	0
アジア／太平洋	63	74
アフリカ	1	7
その他	0	0
合計	5,018	5,813

1 2013年12月31日現在の金額は、誤って従前の開示には含まれていなかった303百万ユーロの、延滞しているが、再交渉されておらず、減損していない貸出金について追加調整されている。

当行の減損していない延滞貸出金は、主にポストバンクにおける期日後90日以上延滞の貸出金343百万ユーロの減少に起因して、795百万ユーロ減少し、2014年12月31日現在で50億ユーロとなった。当該貸出金343百万ユーロの一部は集会的評価の対象となる減損債権に振り替えられた。

『

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保価値の総額（担保の公正価値は貸出金残高を上限としている。）		
単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
金融およびその他の担保	2,854	3,260
受取保証	226	161
合計	3,080	3,421

』

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保の2014年12月31日現在の総額は、減損していない延滞貸出金が前期と比較して減少したことに伴い減少している。

再交渉された貸出金および支払猶予貸出金

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限って契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限って支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

借手の財政的困難に関連した経済的または法的理由により、当行がさなければ検討しなかったような譲歩を借手に与える形で再交渉された貸出金は、再交渉された貸出金として開示され、支払猶予貸出金の一部になる。

2014年2月20日付けで、EBAは規制（EU）第575/2013号第99条第4項に基づき、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告について実施技術基準（以下「ITS」という。）草案を公表した。

2014年に当行は、再交渉および条件緩和された貸出金の定義を差し替え、EBAの支払猶予貸出金の新しい定義を採用した。新しい定義の範囲は、従前に適用されていた定義を大幅に拡大し、財政的困難に直面する可能性のある顧客への対策も含んでいる。当行は、貸出金がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予貸出金の報告から除外している。

支払猶予貸出金

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在 ¹		
	履行	不履行	支払猶予貸出金合計
	減損していない	減損していない	減損している
ドイツ	1,078	276	1,045
ドイツ以外	951	651	1,902
合計	2,029	927	2,947
			5,903

1 新規データのため2014年度の数値についてのみ実務的に集計可能であった。

『

減損債権

信用リスク管理部は、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の当初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行は、IAS第10号の要件に従い、財務諸表の発日付までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- その損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、グループ・ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。このレビューの結果は、グループ・ファイナンスおよびリスクの上級管理職からなる監視委員会に報告され承認される。

減損債権に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

減損損失および貸倒引当金

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行は減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行に移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行は、法人信用エクスポージャーの減損を個別に評価しているが、小口標準的均質貸出金の減損については集散的に評価している。

非減損債権に関する集散的評価引当金は、個別に識別されておらず、かつ、小口均質貸出金の減損評価の一部として引当計上されていない発生損失をカバーするための引当金を反映している。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行の会計方針の詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

業務部門別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在			2013年度から2014年度の増加 (減少)	
	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバレッジ比率 (%)	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバレッジ比率 (%)	減損債権	減損債権カバレッジ比率 (%)
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	637	318	50	818	344	42	-181	8
個人顧客および中堅企業	4,269	2,486	58	4,121	2,519	61	148	-3
グローバル・トランザクション・バンキング	1,574	995	63	1,662	1,078	65	-88	-2
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	66	33	50	69	39	56	-3	-6
非中核事業ユニット	2,803	1,380	49	3,473	1,609	46	-670	3
このうち、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された資産	986	518	53	1,007	479	48	-20	5
合計	9,348	5,212	56	10,143	5,589	55	-795	1

産業別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバレッジ 比率（％）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金	
銀行および保険	0	0	0	0	0	16	N/A
ファンド運用管理	64	0	64	1	0	5	9
製造	525	232	757	428	126	71	83
卸売および小売	362	229	591	211	148	36	67
個人	451	3,299	3,750	370	1,947	85	64
商業用不動産	1,733	314	2,047	475	39	21	26
公共部門	50	0	50	29	0	2	63
その他	1,806	284	2,090	849	195	158	58
合計	4,990	4,359	9,348	2,364	2,455	393	56

N/A-意味なし

2013年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバレッジ 比率（％）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金	
銀行および保険	45	0	45	3	2	15	45
ファンド運用管理	92	1	93	1	0	3	5
製造	589	222	811	519	111	54	84
卸売および小売	441	220	661	225	107	36	56
個人	477	3,194	3,671	298	1,889	113	63
商業用不動産	2,388	295	2,683	931	26	38	37
公共部門	39	0	39	18	0	1	51
その他	1,849	289	2,139	861	188	147	56
合計	5,922	4,221	10,143	2,857	2,324	407	55

地域別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

2014年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバレッジ 比率（％）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金	
ドイツ	1,604	1,896	3,499	740	1,017	116	54
西ヨーロッパ （ドイツを除く）	2,683	2,303	4,986	1,302	1,311	128	55
東ヨーロッパ	107	152	259	51	125	10	72
北アメリカ	423	2	425	204	0	70	64
中央および南アメリカ	2	0	3	3	0	6	356
アジア／太平洋	170	5	174	63	1	50	65
アフリカ	0	1	1	0	0	3	346
その他	1	0	1	0	0	11	N/A
合計	4,990	4,359	9,348	2,364	2,455	393	56

N/A - 意味なし

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金				減損債権 カバレッジ 比率（％）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金	合計	
ドイツ	1,586	1,675	3,261	864	964	149	1,977	61
西ヨーロッパ （ドイツを除く）	3,469	2,363	5,832	1,624	1,232	158	3,015	51
東ヨーロッパ	77	175	252	35	128	9	171	68
北アメリカ	588	1	590	253	0	41	294	50
中央および南アメリカ	32	0	32	27	0	4	32	99
アジア／太平洋	170	4	175	54	1	38	92	53
アフリカ	0	1	1	0	0	3	3	337
その他	0	0	0	0	0	4	4	0
合計	5,922	4,221	10,143	2,857	2,324	407	5,589	55

』

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計
期首残高	5,922	4,221	10,143	6,129	4,206	10,335
期中に減損債権に分類され たもの ¹	2,112	2,181	4,293	4,553	2,939	7,492
期中に非減損債権に振り替 えられたもの ¹	-1,425	-1,182	-2,607	-2,618	-2,134	-4,752
貸倒償却	-1,037	-613	-1,651	-730	-485	-1,215
減損債権の処分	-514	-254	-768	-744	-293	-1,037
為替レートおよびその他の 変動	-68	6	-62	-669	-12	-680 ²
期末残高	4,990	4,359	9,348	5,922	4,221	10,143

1 返済を含む。

2 当グループがストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を合計598百万ユーロ（2013年12月31日現在）で獲得したことにより連結された項目を含む。

当行の減損債権は、個別評価の減損債権の減少が集合的評価の減損債権の若干の増加と一部相殺された結果、2014年度において795百万ユーロ（7.8％）減少して93億ユーロとなった。個別評価の減損債権の減少の主たる要因は、処分による減少に加えて、主にNCOUにおいて過年度に減損が計上されたことを反映して新規の減損が減少したこと、および当行の勘定の結果的なリスク圧縮によるものである。当行のコア・バンクも、処分および改善する経済環境下で新規減損の減少に関連して、全体的な減少に寄与していた。集合的評価の減損債権の増加は、ポストバンクの中核事業に起因している。

減損債権カバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集合的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く）で除したものと定義される。）は、NCOUに起因して2013年度末現在の55％から56％に微増した。

当行の減損債権には、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された貸出金986百万ユーロ（前期比20百万ユーロ減）が含まれていた。

産業別の貸倒引当金繰入額および取戻額¹

					2014年度	2013年度	
貸倒引当金繰入額（取戻額考慮前）							
単位：百万ユーロ	個別評価貸出金	集合的評価 減損債権	集合的評価 非減損債権	合計	取戻額	貸倒引当金 繰入額 （取戻額考慮 前） 合計	取戻額
銀行および保険	0	0	-1	-1	0	40	0
ファンド運用管理	0	0	1	1	0	-41	0

製造	10	31	15	56	11	40	15
卸売および小売	27	38	2	67	9	105	4
個人	119	589	-18	690	101	822	120
商業用不動産	187	13	-17	182	5	732	2
公共部門	8	0	0	8	0	19	0
その他	188	64	14	266	15	505	21
合計	539	735	-3	1,270	141	2,222	162

1 CRR第442条g)) (2014年度以前の報告期間には適用されない。) に従った構成要素別の2014年度の貸倒引当金繰入額。

減損債権を有する債務者に対する追加資金の既存の貸出コミットメントは、2014年12月31日現在では76百万ユーロ年、2013年12月31日現在では168百万ユーロあった。

『

減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
金融およびその他の担保	3,215	3,411
受取保証	296	763
減損債権に対して保有していた担保合計	3,511	4,174

』

2014年12月31日現在、減損債権に対して保有していた担保合計は、減損債権の減少に伴い前年度と比較して663百万ユーロ減少し、その大部分はロンドンとスペインで保有していた貸出金に対するものであった。担保を含むカバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集成的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額と減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）の合計額をIFRSに基づく減損債権で除したものと定義される。）は、2013年12月31日現在96%であったのに対し、2014年12月31日現在は93%と僅かに減少した。

『

売却可能金融資産

減損の概念は売却可能負債性金融商品にも適用される。これらは、減損していない場合には公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。売却可能負債性金融商品が減損していると判断された場合には、その金融商品の償却原価と現時点の公正価値の差額が減損累計額として反映される。当行の会計処理手続に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

減損認識後の売却可能金融資産、減損累計額、およびカバレッジ比率

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在 ¹
減損認識後の売却可能金融資産	200
売却可能金融資産の減損累計額	68
減損認識後の売却可能金融資産カバレッジ比率（%）	34

1 新規データのため2014年度の数値についてのみ実務的に集計可能であった。

取得した担保

当行は、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求することにより、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。2014年度に取得した商業用および住宅用不動産担保は、主に当行の米国およびスペインのエクスポートジャーに関連している。

報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
商業用不動産	21	10
住宅用不動産	44	48
その他	0	0
報告期間中に取得した担保合計	65	58

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。これらの信託の取得担保に関連する期末残高は、2014年12月31日現在が6百万ユーロ、2013年12月31日現在が4百万ユーロであった。

』

信用リスク引当金

信用リスク引当金の増減

	2014年度						
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			
単位：百万ユーロ	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	合計
期首残高	2,857	2,732	5,589	102	114	216	5,805
信用リスク引当金繰入額	499	631	1,129	-13	18	4	1,134
このうち：							
減損債権の処分による（利得）／損失	-45	-16	-61	0	0	0	-61
純貸倒償却額：	-997	-512	-1,509	0	0	0	-1,509
貸倒償却額	-1,037	-613	-1,650	0	0	0	-1,650
取戻額	40	101	141	0	0	0	141
その他の変動	5	-2	3	-4	10	6	9
期末残高	2,364	2,849	5,212	85	141	226	5,439
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
絶対的	-878	-52	-930	2	-3	-1	-931
相対的	-64%	-8%	-45%	-14%	-14%	-12%	-45%
純貸倒償却額							
絶対的	-296	-160	-456	0	0	0	-456
相対的	42%	45%	43%	0%	0%	0%	43%
期末残高							
絶対的	-494	117	-376	-17	28	11	-366
相対的	-17%	4%	-7%	-17%	24%	5%	-6%

当行の個別評価の貸出金ポートフォリオに関する2014年度の貸倒引当金繰入額の878百万ユーロの減少は、全事業にわたる大幅な減少を反映している。NCOUにおける減少は、IAS第39号に従って分類変更された資産および商業用不動産における信用リスク引当金繰入額の減少に起因し、一方ではコア・バンクの業績には戻入れの増加および単独の顧客による多額の繰入額が発生しなかったことが貢献した。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する引当金繰入額の前期からの減少は、他の要因の中でも特に、ドイツの信用市場が継続的に良好であることを反映している。

個別評価の貸出金ポートフォリオに対する貸倒償却額の増加の主たる要因は、ポストバンクにおけるプロセスの調整であった。この調整により、償却の加速や、統合後に減損が判明したがかつてポストバンクの貸出金の信用の質の改善を理由に誤って利息収益に分類された部分の消去を反映して、ポストバンクで計上された貸出金の貸倒引当金の水準につき233百万ユーロの調整が生じた。さらに、GTBにおける一顧客の前期の信用事由に関連した貸倒償却額の増加が全体の増加に寄与し、その一部はIAS第39号に従って分類変更された資産に関する貸倒償却額の減少と相殺された。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する貸倒償却額の増加は、主にイタリアにおける減損債権の処分に関連していた。

IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2014年度末の当行の貸倒引当金（NCOUにおいて計上される。）は518百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の10%に相当し、前年度末現在の479百万ユーロ（貸倒引当金合計額の9%）から8%増加した。この増加は主としてIAS第39号に従って分類変更された資産のほとんどがユーロ以外の通貨建てであったことによる為替換算に起因しており、54百万ユーロの貸倒引当金の追加繰入額の大部分は、43百万ユーロの純貸倒償却額と相殺された。2014年度のIAS第39号に従って分類変更された資産に関する貸倒引当金繰入額は、2013年度と比較して319百万ユーロ減少し、純貸倒償却額は305百万ユーロ減少した。この減少はどちらも比較年度に発生した事由の規模の大きさに対して、当期は大きな事由がなかったことによるものである。

	2013年度						
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			
単位：百万ユーロ	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	合計
期首残高	2,266	2,426	4,692	118	97	215	4,907
信用リスク引当金繰入額	1,377	683	2,060	-15	21	5	2,065
このうち：							
減損債権の処分による（利得）／損失	-19	-2	-20	0	0	0	-20
純貸倒償却額：	-701	-352	-1,053	0	0	0	-1,053
貸倒償却額	-730	-485	-1,215	0	0	0	-1,215
取戻額	30	132	162	0	0	0	162
その他の変動	-85	-25	-110	0	-3	-4	-114
期末残高	2,857	2,732	5,589	102	114	216	5,805

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
絶対的	262	70	332	-8	20	12	344
相対的	24%	11%	19%	119%	0%	-177%	20%
純貸倒償却額							
絶対的	61	-28	33	0	0	0	33
相対的	-8%	9%	-3%	0%	0%	0%	-3%
期末残高							
絶対的	591	306	897	-16	17	1	898
相対的	26%	13%	19%	-13%	18%	1%	18%

2013年度の当行の個別評価の貸出金ポートフォリオにおける貸倒引当金繰入額の増加は、GTBで認識された一顧客の信用事由、CB&Sで計上された船舶ファイナンスのエクスポージャーに係る繰入額の増加、およびNCOUにおける一顧客案件（特にヨーロッパの商業用不動産部門に関連するもの）による費用の増加に起因している。当行の集合的評価の貸出金ポートフォリオにおける貸倒引当金繰入額の増加は、NCOUによるものであった。この増加は、主に当行の中核業務における減少（ドイツのリテール市場の信用環境が前年度に比べて改善したことを反映している。）により一部相殺された。当行のオフバランス信用リスク引当金繰入額合計は、GTBでの集合的評価の引当金が増加した（特にボリュームの増加によるもの）結果、前年度から12百万ユーロ増加した。

2013年度末現在、IAS第39号に従って分類変更された資産に関する当行の貸倒引当金は479百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の9%に相当し、前年度末現在の489百万ユーロ（貸倒引当金合計額の10%）から僅かに減少した。2013年度の僅かな減少は、貸倒償却額349百万ユーロおよびその他の変動額35百万ユーロに起因する減少が貸倒引当金の追加繰入額373百万ユーロに起因する増加を上回ったことによるものであった。IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2013年度の貸倒引当金繰入額は、商業用不動産とは別のポートフォリオの減少に起因して、前年度から43百万ユーロ（415百万ユーロから373百万ユーロに）減少した。IAS第39号に従って分類変更された資産に関連する2013年度の純貸倒償却額は、2012年度の331百万ユーロから僅かに18百万ユーロ増加して349百万ユーロとなった。この増加は、商業用不動産部門における僅かな貸倒償却（関連する借手は、一部償却後に、当グループが2013年度第2四半期から第3四半期の間にストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を獲得したことにより連結されている。）に起因していた。

デリバティブ - 信用評価調整

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットिंग契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

当行は、モノライン・エクスポージャー総額に対して、2014年12月31日現在、2013年12月31日現在と同額の209百万ユーロのCVAを計上した。モノラインの相手先に対するCVAに関する詳細については、「財政状態 - モノライン保険会社に対するエクスポージャー」の項を参照のこと。

デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントには通常、広範な標準的または特定の終了権が規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。当行は、クリアリングCCPにより適用される規則および規制には満足していない。なぜならクリアリング・メンバーの清算基金拠出金および保証に主に依存しており、契約の終了または清算（他の手段がすべて失敗した後に初めて考慮される。）は重要視されていないためである。金融システムへの重大な組織的混乱（CCPの無秩序な破綻によって起こりかねない。）を考慮して、金融安定化委員会（FSB）は2014年10月に、CCPをグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に適用されるものと同等の目標と規定を課す破綻処理の枠組みの対象とするべきであると提言した。

当行の契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実に行うための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手続により定められている。これらの手続きには必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、ポストバンクを除く当行は、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国／産業／地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを設定しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生するエクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級管理職に提出される。さらに、ポストバンクを除く当行は、当行自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積もっている。ポストバンクのデリバティブの相手先リスクは、当グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

相手先の信用リスク：規制上の評価

「相手先の信用リスク：規制上の評価」に関する以下の項は、第三の柱に関連した特定の開示を示している。規制により、第三の柱に係る開示の監査は要求されていない。そのため、「証券化」の項の始まりで終わるこの項は無監査である。表示されている定量的情報は、規制上の連結範囲に従っている。

相手先リスクに関する規制上の評価の概論

原則として、当行はBaFinから得た各承認に基づき、当行の先進的IRBAに適切な信用ポートフォリオの大部分に対して先進的IRBAを適用して、CRR/CRD 4のフレームワークに従って所要規制自己資本を計算している。

格付手法の開発およびリスク・パラメータの決定のための前提条件は、顧客のデフォルト・イベントの適切な定義、識別および記録である。当行は、IRBAの承認プロセスの一環としてBaFinが確認した、CRR第178条の要件に従ったデフォルト定義を適用している。

当行の相手先の信用エクスポージャーのための先進的IRBAの監査プロセスの結果として得たBaFinの承認により、ポストバンクのエクスポージャーを除く規制自己資本の計算目的で68個の内部開発格付システムの使用が認められている。このうち37個の格付システムは2007年12月に承認され、残りの31個のシステムは2014年度末までに承認された。これらは概して、先進的IRBAに適切なエクスポージャー・クラスである「中央政府および中央銀行」、「機関」、「法人」および「リテール」におけるポストバンクを除く当行のすべての重要なエクスポージャーをカバーしている。

ポストバンクが得たBaFinの各承認および当行が先進的IRBAのステータスを有しているという事実に基づいて、ポストバンクにおいてもリテール・ポートフォリオは先進的IRBAに割り当てられている。さらに、2014年度中にポストバンクは、各監査プロセスの後に、「機関」および「法人」各エクスポージャー・クラス内で先進的IRBAの適用を開始するための、1個のポストバンク特有の格付システムおよびグループ・レベルではすでに適用されていた9個の格付システムの使用に関するBaFinの承認を得た。当行は、ポストバンクのIRBAに適格な残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、ポストバンクが近年得たBaFinの各承認に基づいて、基礎的IRBAを適用している。

要約すれば、ポストバンクが相手先の信用エクスポージャーのためのIRBAの監査プロセスの結果として得たBaFinの承認により、IRBAに基づく規制自己資本の計算目的で8個の内部開発格付システムの使用およびグループ・レベルではすでに使用されて

いた9個の格付システムの使用が認められている。これらは概して、先進的IRBAに適格なエクスポージャー・クラスである「リテール」におけるポストバンクの重要なエクスポージャー、ならびに先進的および基礎的IRBAに適格なエクスポージャー・クラスである「中央政府および中央銀行」、「機関」および「法人」におけるポストバンクの重要なエクスポージャーをカバーしている。

次に続く表の中で2014年12月31日時点のRWAおよびEADを参照している場合には、別段の記載がない限り通常当行はCRR/CRD 4の経過規定に従って報告している。

先進的IRBAおよび先進的IRBAエクスポージャーの詳細は、「先進的内部格付手法」の項および「先進的IRBAエクスポージャー」の項に記載されている。基礎的IRBAおよび基礎的IRBAエクスポージャーは、「基礎的内部格付手法」の項および「基礎的IRBAエクスポージャー」の項に記載されている。

IRBA機関として、当行は特定の持分ポジションおよびその他の債権以外の資産を通常、IRBA内で処理するよう要求される。これらのエクスポージャーの種類に対しては通常、規制上定められたIRBAリスク・ウェイトが適用される。基礎的IRBAとして報告されている当行のスペシャライズド・レンディング・エクスポージャーも規制上のリスク・ウェイトの対象となる。

ポストバンクを除くグループ・レベルでは、当行は、残りの少数の先進的IRBAに適格な小規模なポートフォリオを、一時的に標準的アプローチに割り当てている。これらに関して、実行計画および承認スケジュールが設定されており、ドイツ連邦銀行およびBaFinならびにECBと合意されている。ポストバンクのIRBAに適格なポートフォリオの一部もまた、未だ一時的に標準的アプローチに割り当てられている。2014年度中に、ポストバンクを除くグループとポストバンクの実行計画がグループ・レベル全体の実行計画に一本化されており、統合された承認スケジュールが設定され、BaFinおよびドイツ連邦銀行と合意された。

標準的アプローチおよび標準的アプローチ・エクスポージャーに関する詳細は、「標準的アプローチ」の項に記載されている。

2014年12月31日現在、当行の先進的IRBAのカバレッジ比率（ポストバンクを除く。）は、Solv第11条に従って適用される測定尺度を使用して、エクスポージャー価値（以下「EAD」という。）では96.5%、RWAでは93%と、ヨーロッパの規制上の要件を上回っており、2013年12月31日現在の水準（EADは96.7%、RWAは93%）からほとんど変化していない。当該比率は、恒久的に標準的アプローチに割り当てられるエクスポージャー（CRR第150条に準拠）、その他のIRBAエクスポージャーおよび証券化ポジションを除外していた。各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、常に満たされていた。ポストバンクを除くグループとポストバンクの実行計画が一本化された後、グループ全体の総合的なIRBAカバレッジ比率も設定されている。これらはSolv第11条に従って測定されており、2014年度において規制上定義された当初の基準値を大幅に上回っていた。

次の表は、信用リスク・エクスポージャーの概要をモデル・アプローチおよび業務部門別に分けて示している。

先進的IRBAの「その他」の項目は、バンキング勘定における証券化ポジションおよび特定の持分ポジションならびにその他の債権以外の資産からのEADを反映している。標準的アプローチ内では、「中央政府および中央銀行」は地域政府および地方自治体、公共部門事業体、国際開発金融機関、ならびに国際機関に対するエクスポージャーを含んでいる。標準的アプローチの「その他」は不動産の抵当権設定による担保付エクスポージャー、債務不履行エクスポージャー、特定の高リスク関連項目、カバード・ボンド、短期信用評価による機関および法人に対する債権、集团的投資事業（CIU）、持分ポジション（グランド・ファザー規定を適用）、バンキング勘定の証券化ポジション、およびその他の項目を含んでいる。

モデル・アプローチおよび業務部門別のEAD純額

2014年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業ユニット	連結／調整およびその他	合計
信用リスク							
先進的IRBA	298,982	225,016	115,780	50,954	20,890	8,248	719,868
中央政府および中央銀行	58,284	989	30,048	1,694	390	574	91,978
機関	41,988	7,651	10,662	1,000	1,497	297	63,095
法人	151,859	19,570	72,600	46,275	11,970	1,239	303,513
リテール	823	188,652	112	1,604	1,936	0	193,127
その他	46,028	8,154	2,359	380	5,097	6,138	68,156
基礎的IRBA	2,410	7,708	142	0	10	0	10,269
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	2,410	7,708	142	0	10	0	10,269
標準的アプローチ	84,565	31,721	15,734	3,767	8,702	26,572	171,060

中央政府および中央銀行	48,777	19,474	7,910	264	565	185	77,175
機関	29,195	2,973	98	20	32	173	32,491
法人	5,323	1,522	5,720	1,529	1,340	548	15,982
リテール	10	5,761	743	64	1,523	24	8,124
その他	1,260	1,990	1,264	1,891	5,243	25,641	37,288
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	1,531	62	1	0	2	0	1,595
合計	387,487	264,506	131,656	54,720	29,603	34,820	902,793

以下の表は、モデル・アプローチおよび規制上のエクスポージャー・クラス別の、信用リスク軽減考慮前の信用リスクおよびエクスポージャーの平均金額ならびにRWAの内訳を示している。規制目的の定義上のEADは総額ベースで表示されている（すなわち保証またはクレジット・デリバティブによってカバーされているエクスポージャーに関する情報は当初の相手先のエクスポージャー・クラスに割り当てられている。）。平均EADは当期の4四半期の平均である。EAD総額とは対照的に、RWAは信用リスク軽減考慮後の金額で示されている。

モデル・アプローチおよびエクスポージャー・クラス別のEAD総額、平均EAD総額およびRWA

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		
	EAD総額	平均EAD総額	RWA
先進的IRBA			
中央政府および中央銀行	85,182	91,911	5,385
機関	61,785	67,954	13,869
法人	311,791	295,878	101,533
このうち：SME	21,661	7,200	6,040
リテール	192,891	191,604	38,867
このうち：			
不動産SME担保付	1,093	3,860	327
不動産非SME担保付	155,145	150,999	24,863
適格なりボルピング	4,417	4,376	532
その他のSME	3,159	3,562	973
その他の非SME	29,078	28,807	12,172
持分	4,318	4,056	12,216
証券化ポジション	53,670	49,804	13,296
その他の債権以外の資産	10,168	7,638	14,258
先進的IRBA合計	719,805	708,845	199,422
基礎的アプローチ			
中央政府および中央銀行	0	2	0
機関	0	1,230	0
法人	10,358	14,010	5,490
このうち：SME	235	115	83
基礎的アプローチ合計	10,359	15,242	5,491
標準的アプローチ			
中央政府および中央銀行	40,445	45,438	0
地域政府および地方自治体	18,322	18,231	7
公共部門事業体	10,182	9,185	107
国際開発金融機関	4,931	2,585	0
国際機関	2,357	1,438	0
機関	32,449	29,759	810
法人	16,381	19,961	11,759
このうち：SME	1,399	1,519	1,125
リテール	8,613	8,444	5,697
このうち：SME	690	787	357

不動産の抵当権設定による担保付	3,956	4,448	1,345
このうち：SME	9	6	4
デフォルト時エクスポージャー	3,423	3,566	4,275
特定の高リスク関連項目	161	219	229
カバード・ボンド	22	25	2
短期信用評価による機関および法人に対する債権	0	0	0
集団的投資事業（CIU）	25,262	23,892	9,046
持分	2,707	2,563	2,707
その他の項目	419	311	350
証券化ポジション	1,404	1,950	1,188
標準的アプローチ合計	171,034	172,016	37,522
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	1,595	1,587	1,693
合計	902,793	897,690	244,128
このうち、以下に関する相手先の信用リスク			
デリバティブ	122,742	115,728	37,690
証券金融取引	44,208	54,357	3,427

以下の3表は、モデル・アプローチおよび規制上のエクスポージャー・クラス別の信用リスク軽減考慮前の信用リスク・ポートフォリオを地理的拠点および産業ならびに残余期間別に示したものである。

モデル・アプローチおよびエクスポージャー・クラスならびに地理的拠点別のEAD総額

2014年12月31日現在									
	ドイツ	西ヨーロッパ （ドイツを除く）	東ヨーロッパ パ	北アメリカ	中央および 南アメリカ	アジア／太 平洋	アフリカ	その他	合計
単位：百万ユーロ									
先進的IRBA									
中央政府および中央銀行	0	5,983	3,579	54,008	1,405	13,060	1,135	6,011	85,182
機関	7,411	25,959	620	12,873	2,042	9,355	450	3,075	61,785
法人	42,305	86,364	6,331	107,428	6,207	48,578	2,643	11,935	311,791
このうち：SME	2,229	3,739	1,510	2,185	288	9,930	322	1,459	21,661
リテール	160,601	26,101	5,719	100	126	98	77	71	192,891
このうち：									
不動産SME担保付	23	739	327	2	0	0	1	1	1,093
不動産非SME担保付	133,332	16,795	4,799	69	19	67	14	49	155,145
適格ナリバルピング	4,351	38	5	5	5	7	2	3	4,417
その他のSME	291	2,529	336	1	0	2	0	0	3,159
その他の非SME	22,601	5,999	254	23	102	22	60	18	29,078
持分	934	241	0	383	4	2,614	4	138	4,318
証券化ポジション	3,459	12,568	592	22,023	273	14,194	33	528	53,670
その他の債権以外の資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10,168
先進的IRBA合計	214,710	157,216	16,841	196,814	10,057	87,899	4,343	21,758	719,805
基礎的アプローチ									
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人	6,379	2,487	223	645	50	108	8	459	10,358
このうち：SME	201	32	1	0	0	1	0	0	235
基礎的アプローチ合計	6,380	2,487	223	645	50	108	8	458	10,359
標準的アプローチ									
中央政府および中央銀行	10,895	29,467	49	15	0	0	0	20	40,445
地域政府および地方自治体	17,993	329	0	0	0	0	0	0	18,322
公共部門事業体	9,430	719	0	32	0	0	0	0	10,182

国際開発金融機関	0	724	0	0	0	0	0	4,207	4,931
国際機関	0	0	0	0	0	0	0	2,357	2,357
機関	6,501	12,830	1	10,064	627	2,326	0	101	32,449
法人	2,504	10,840	206	1,556	147	788	94	244	16,381
このうち：SME	90	1,287	11	0	0	3	0	7	1,399
リテール	2,345	5,088	411	143	0	616	0	10	8,613
このうち：SME	43	637	8	0	0	0	0	2	690
不動産の抵当権設定による担保付	258	3,263	24	4	0	251	0	156	3,956
このうち：SME	6	2	0	0	0	0	0	0	9
デフォルト時エクスポージャー	651	1,905	13	665	1	185	0	4	3,423
特定の高リスク関連項目	1	136	0	0	0	0	0	24	161
カバード・ボンド	22	0	0	0	0	0	0	0	22
短期信用評価による機関および法人に対する債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団的投資事業（CIU）	16,431	7,108	0	1,630	28	66	0	0	25,262
持分	295	1,593	0	611	0	79	0	129	2,707
その他の項目	88	327	0	5	0	0	0	0	419
証券化ポジション	294	646	0	464	0	0	0	0	1,404
標準的アプローチ合計	67,708	75,042	704	15,189	803	4,311	94	7,184	171,034
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1,595
合計	288,798	234,744	17,768	212,648	10,910	92,317	4,445	29,400	902,793
このうち、以下に関する相手先の信用リスク									
デリバティブ	12,831	53,911	1,290	38,924	2,034	10,726	689	2,337	122,742
証券金融取引	1,056	15,242	1,160	18,534	1,499	3,436	393	2,887	44,208

N/A—意味なし

モデル・アプローチおよびエクスポージャー・クラスならびに産業別のEAD総額

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ	銀行および保険	ファンド運用管理	製造	卸売および小売	個人	商業用不動産	公共事業	その他	合計
先進的IRBA									
中央政府および中央銀行	66,993	49	0	0	0	0	12,068	6,072	85,182
機関	49,192	364	465	221	0	129	2,072	9,342	61,785
法人	25,334	8,889	45,262	19,952	31,536	23,758	1,328	155,731	311,791
このうち：SME	13,691	205	2,519	938	232	256	4	3,814	21,661
リテール	2	38	1,989	2,108	171,826	12,519	3	4,405	192,891
このうち：									
不動産SME担保付	0	0	0	0	642	451	0	0	1,093
不動産非SME担保付	0	0	0	0	143,497	11,647	0	1	155,145
適格ナリバルピング	0	0	0	0	4,417	0	0	0	4,417
その他のSME	0	0	1,020	890	490	55	1	704	3,159
その他の非SME	2	38	969	1,218	22,781	366	3	3,701	29,078
持分	93	22	7	16	0	155	0	4,025	4,318
証券化ポジション	950	17,521	0	0	672	340	156	34,032	53,670
その他の債権以外の資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10,168
先進的IRBA合計	142,563	26,883	47,723	22,298	204,034	36,901	15,628	213,607	719,805
基礎的アプローチ									
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0

機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人	127	25	1,961	3,545	314	1,238	1	3,148	10,358
このうち：SME	0	0	115	107	0	0	0	13	235
基礎的アプローチ合計	128	25	1,961	3,545	314	1,238	1	3,147	10,359
標準的アプローチ									
中央政府および中央銀行	10,174	2	0	0	0	0	29,476	793	40,445
地域政府および地方自治体	0	0	0	50	0	59	17,593	620	18,322
公共部門事業体	6,697	0	0	42	0	8	2,258	1,176	10,182
国際開発金融機関	724	0	0	0	0	0	4,207	0	4,931
国際機関	1,602	0	0	0	0	0	0	755	2,357
機関	1,090	2	0	0	0	0	0	31,357	32,449
法人	175	1,650	1,356	1,873	364	1,933	38	8,991	16,381
このうち：SME	10	0	177	345	10	275	0	581	1,399
リテール	0	0	105	210	7,286	464	0	546	8,613
このうち：SME	0	0	71	175	50	58	0	336	690
不動産の抵当権設定による担保付	0	0	0	4	3,428	368	0	156	3,956
このうち：SME	0	0	0	0	1	2	0	0	3
デフォルト時エクスポージャー	147	9	224	138	911	583	5	1,407	3,423
特定の高リスク関連項目	0	0	5	10	100	8	0	38	161
カバード・ボンド	22	0	0	0	0	0	0	0	22
短期信用評価による機関および法人に対する債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集团的投資事業（CIU）	0	0	9	0	0	0	1,569	23,684	25,262
持分	1,354	15	25	1	0	137	14	1,161	2,707
その他の項目	84	0	0	0	0	0	0	335	419
証券化ポジション	5	514	0	0	784	0	0	101	1,404
標準的アプローチ合計	22,076	2,191	1,724	2,329	12,873	3,559	55,161	71,120	171,034
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1,595
合計	164,767	29,099	51,408	28,172	217,222	41,699	70,789	287,874	902,793
このうち、以下に関する相手先の信用リスク									
デリバティブ	21,586	6,133	4,073	1,776	1,348	2,826	9,046	75,955	122,742
証券金融取引	16,710	184	18	6	420	131	85	26,654	44,208

N/A—意味なし

モデル・アプローチおよびエクスポージャー・クラスならびに残余期間別のEAD総額

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在					
	1ヶ月以内	1ヶ月超1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超	合計
先進的IRBA						
中央政府および中央銀行	60,299	9,280	1,408	14,010	184	85,182
機関	13,513	23,081	6,503	18,509	179	61,785
法人	38,426	106,617	32,795	129,733	4,220	311,791
このうち：SME	4,063	10,459	1,627	4,924	588	21,661
リテール	10,981	6,136	4,526	16,573	154,675	192,891
このうち：						
不動産SME担保付	2	3	6	98	985	1,093
不動産非SME担保付	1,558	2,712	2,761	8,359	139,755	155,145
適格なりバルピング	4,238	179	0	0	0	4,417
その他のSME	821	1,067	182	759	331	3,159
その他の非SME	4,363	2,174	1,577	7,359	13,605	29,078
持分	1	44	22	3,573	678	4,318

証券化ポジション	1,445	4,313	1,738	20,684	25,490	53,670
その他の債権以外の資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10,168
先進的IRBA合計	124,666	149,470	46,994	203,082	185,425	719,805
基礎的アプローチ						
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0
法人	524	880	261	3,026	5,668	10,358
このうち：SME	23	5	1	28	178	235
基礎的アプローチ合計	524	880	261	3,026	5,669	10,359
標準的アプローチ						
中央政府および中央銀行	9,569	2,175	4,706	23,995	0	40,445
地域政府および地方自治体	468	7,052	1,253	6,087	3,462	18,322
公共部門事業体	129	817	1,463	7,551	222	10,182
国際開発金融機関	17	54	247	4,614	0	4,931
国際機関	0	51	123	2,184	0	2,357
機関	1,854	7,610	9,679	13,232	73	32,449
法人	2,460	3,625	1,812	7,919	565	16,381
このうち：SME	355	170	89	734	51	1,399
リテール	1,430	881	400	2,285	3,617	8,613
このうち：SME	182	30	52	404	22	690
不動産の抵当権設定による担保付	125	920	146	745	2,020	3,956
このうち：SME	0	0	0	6	3	9
デフォルト時エクスポージャー	842	463	212	1,561	345	3,423
特定の高リスク関連項目	14	13	33	53	48	161
カバード・ボンド	22	0	0	0	0	22
短期信用評価による機関および法人に対する債権						
集団的投資事業（CIU）	9	0	0	17,836	7,417	25,262
持分	0	480	6	2,143	78	2,707
その他の項目	5	35	22	242	116	419
証券化ポジション	19	67	165	436	716	1,404
標準的アプローチ合計	16,964	24,242	20,265	90,884	18,679	171,034
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額						
N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1,595
合計	142,153	174,592	67,519	296,992	209,774	902,793
このうち、以下に関する相手先の信用リスク						
デリバティブ	265	33,504	23,697	63,770	1,506	122,742
証券金融取引	29,488	10,566	1,621	2,533	0	44,208

N/A—意味なし

[次へ](#)

先進的内部格付手法

先進的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行は、当行の内部格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）およびマチュリティ（以下「M」という。）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）の見積りの一部としての与信換算掛目（以下「CCF」という。）が含まれる。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年以上の過去の情報が利用可能である。当行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を反映している。

顧客に関するデフォルト確率は、当行の内部格付システムから算出される。当行は、ポストバンクを除く当行のすべてのエクスポージャーに関する透明性の高い一貫した21等級のマスター・レーティング・スケールに基づいて、各関連相手先の信用エクスポージャーにデフォルト確率を割り当てている。割り当てられる借手の格付は、内部開発の格付モデルに基づいて算出される。当該モデルは、一貫性のある固有の顧客関連の基準を特定し、ある顧客に関して得られた特定の基準のセットに基づいて格付等級を割り当てる。基準のセットは、各顧客区分に関連した情報のセット（一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ等）から得られる。使用されている手法は、統計的スコアリング・モデルから専門家ベースのモデルまで多岐にわたり、入手可能な関連する定量的および定性的情報が考慮される。専門家ベースのモデルは通常、「中央政府および中央銀行」、「機関」および「法人」（中小規模事業体を除く。）の各エクスポージャー・クラスの相手先に対して適用される。中小企業およびリテール区分に対しては、統計的スコアリング・モデルまたは両アプローチを組み合わせたハイブリッド・モデルが通常使用される。定量的格付手法は、ロジスティック回帰等の適用可能な統計的モデリング技法に基づいて開発される。CRR第174条に従って、これらのモデルは、モデルに基づく割り当てをレビューし、モデルが適切に使用されていることを確保するために、人による判断および監督によって補完される。当行の内部格付等級は基本的に格付機関からの外部の格付等級に対応するように設計されているため、当行が内部のリスク格付を割り当てる際、当行は、可能な場合、当該内部格付を大手の国際的格付機関が当行の相手先に割り当てた外部のリスク格付と比較することができる。外部のスタンダード・アンド・プアーズの格付等級に対応した格付等級の粒度に基づく当行の先進的および基礎的IRBAエクスポージャーに関する定量的情報については、「先進的IRBAエクスポージャー」の項および「基礎的IRBAエクスポージャー」の項を参照のこと。

顧客特有の特徴を適切に反映するために、異なる格付手法が様々な顧客区分に対して適用されるが、これらはすべて、同じリスク管理原則に従っている。与信プロセスに係る方針は、様々な格付システムへの顧客の分類に関するガイダンスを提供している。与信プロセスおよび同プロセス内で使用される各格付手法に関する詳細な情報については、「信用リスク格付」の項および「格付ガバナンス」の項を参照のこと。

ポストバンクもまた、同行のポートフォリオに関する内部の格付マスター・スケールに基づいて、各関連相手先の信用エクスポージャーにデフォルト確率を割り当てている。割り当てられる格付は、一貫性のある固有の顧客関連の基準を特定する、内部開発の格付モデルに基づいて算出される。これらの格付モデルは、借手に関する内部および外部情報に基づく内部開発の統計的スコアリング・モデルまたは格付モデルであり、統計的手続を使用してデフォルト確率を評価する。結果として得られたスコアまたはデフォルト確率は次に、ポストバンクの内部の格付マスター・スケールへとマッピングされる。

当行は、内部で見積ったLGD係数を、BaFinに承認された先進的IRBAの所要自己資本の計算の一部として適用している。LGDは、相手先の債務不履行の場合において起こり得る損失の強度と定義されている。LGDは、デフォルト・イベントにおいて回収できないエクスポージャーの見積りを提供し、そのため損失の強度を捕捉する。概念上、LGDの見積りは、顧客のデフォルト確率とは無関係である。LGDモデルは、損失の主な要因（例えば、担保の水準および質の違い、顧客または商品の種類、与信枠の優先順位）が特定のLGD係数に反映されることを確保している。ポストバンクを除く当行のLGDモデルにおいて、当行は、担保の種類に特有のLGDパラメータを、担保付エクスポージャー（ヘアカットを適用後の担保価値）に割り当てる。さらに、無担保エクスポージャーに関するLGDは、担保付エクスポージャーに割り当てられるLGDを下回ってはならず、また、規制上の下限（住宅用モーゲージ貸出金については10%）が適用される。

先進的IRBAの適用の一部として、当行は特定のCCFを適用してEAD価値を計算している。概念上、EADは、相手先の債務不履行時における相手先に対する信用エクスポージャーの予想金額と定義される。先進的IRBA計算の目的上、当行はCRR第166条の定義する一般原則を適用して取引のEADを算定している。しかし、ポストバンク以外の取引が未利用の限度枠を伴う場合には、相手先の債務不履行時における予想残高を適切に反映するために、当該未利用の限度枠の一定割合が残高に加算される。これは、債務不履行時におけるコミットメントの利用が現在の利用を上回る可能性があるという仮定を反映している。取引がさらなる偶発的要素（例えば保証）を伴う場合には、債務不履行時における保証引出額を見積るために、さらなる一定割合（利用係数）がCCFモデルの一部として適用される。先進的IRBAの下で認められる場合には、CCFは内部で見積られる。当該パラメータの調整は、統計上の実績および内部の過去のデータに基づいて行われ、顧客および商品の種類の詳細が考慮される。承認プ

ロセスの一環として、BaFinは当行のCCFモデルを評価し、規制上の所要自己資本の計算プロセスにおける当該モデルの使用の妥当性を表明した。

概してポストバンクは、内部で見積ったデフォルト確率、損失率および換算掛目を最低所要規制自己資本の計算の基礎として使用し、先進的IRBAを同行のリテール・ポートフォリオならびに先進的IRBAでカバーされる機関および法人ポートフォリオに適用するための同様の基準を整備している。

デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（以下「SFT」という。）の大部分に関して、ポストバンクを除く当行は、CRR第283条以下およびSolv第18条以下に従って内部モデル手法（以下「IMM」という。）を使用している。この点において、証券金融取引には、レボ取引、有価証券またはコモディティの貸借およびマージン・レンディング取引（プライム・ブローカレッジを含む。）が含まれる。IMMは、デリバティブおよびSFTに関するEADを計算するためのより洗練されたアプローチであり、これについても、最初に適用する前にBaFinによる事前承認が必要となる。このアプローチの適用により、当行は取引の将来時価に関するモンテカルロ・シミュレーションに基づいて当行のEAD計算を構築する。このシミュレーション・プロセス内で、金利、為替レート、信用スプレッド、株価およびコモディティ価格は、確率過程によりモデル化され、各デリバティブおよび証券金融取引は、内部で承認された評価ルーチンにより、所定の時間グリッドの各ポイントにおいて再評価される。このプロセスの結果として、各取引の各時間グリッド・ポイントにおける将来時価の分布が生成される。これらの分布から、適切なネットティングおよび担保契約を考慮の上、当行は、「デリバティブによる信用エクスポージャー」の項で言及されている潜在的な将来エクスポージャー（以下「PFE」という。）、平均予想エクスポージャー（以下「AEE」という。）およびプラスの予想エクスポージャー（以下「EPE」という。）の各エクスポージャー測定尺度を算出する。規制上適格なネットティング・セットにつき評価されたEPE測定尺度は、当行のデリバティブおよびSFTポートフォリオの大部分について、当行の規制上の自己資本の計算内で、デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引に関するEADを定義する。一方、自身で調整したアルファ係数（最低水準の1.2を下限としている。）がその計算において適用されている。2014年12月31日現在、アルファ係数は1.11に調整されたため、結果的に下限係数が適用された。シミュレーションが計算できない少数の取引、または規制上の制約の対象となっている取引（例えば、BaFinに承認されていないリスク要因が伴うもの、または特定の誤方向のリスクに関するもの）に関しては、使用するEADはCRR第274条に従って時価評価方式から算出される。

ポストバンクに起因する当行のデリバティブの相手先の信用リスクについても、当行はCRR第274条に従って時価評価方式を適用している。すなわち当行は、デリバティブ取引のプラスの正味公正価値に規制上のアドオンを加えた合計としてEADを計算する。ポストバンクに起因するEADデリバティブ・ポジションは、当行全体のデリバティブの相手先の信用リスク・ポジションに対して1%未満であることから、当行はポストバンクのデリバティブ・ポジションが重要ではないと考えている。

先進的IRBA - モデル検証

当行のリスク管理フレームワークの重要な要素として、当行は格付手法および信用リスク・パラメータを定期的に検証している。格付手法の検証ではモデルの識別力に重点を置く一方、PD、LGDおよびEADに関するリスク・パラメータの検証では過去のデフォルトおよび損失実績と比較してのこれらのパラメータの予測力を分析する。

当行の基準に従って、およびCRRの定義する最低要件に沿って、PD、LGDおよびEAD各パラメータは年に1回レビューされる。ポストバンクを除く当行が使用するパラメータの検証プロセスは、財務部、リスク分析&リビング・ウィル部および信用リスク管理部のメンバーから成る検証委員会によって調整および監視される。リスク・パラメータの検証は、内部の過去のデータの定量的分析から成り、検証のためのデータが信頼性のある検証結果を得るために統計上不十分な場合には定性的評価によって強化される。検証結果に基づいて必要な場合には、特定のパラメータ設定の再調整が行われる。年次の検証に加え、インプット係数の系統的な変化（例えば、支払行動の変化）やポートフォリオの構成の変化による質の悪化への初期段階での対応として、臨時のレビューが必要に応じて実施される。

ポストバンクにおいても同様に、PD、CCFおよびLGD各インプット・パラメータの見積りの結果は、年に1回レビューされる。ポストバンクのモデル検証委員会は、すべてのモデルに関する年次の検証プロセスを監督する責任を負う。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスを促進している。

先進的IRBA格付システムに関して2014年度に実施したレビューの結果、以下の表に示す再調整が行われた。パラメータの全体的な個数の変動は新たに承認された格付システム、または既存のリスク・パラメータの割り当てにおける粒度の変化によるものであり、ポストバンクを含んでいる。これらの再調整は、個別でも、すべての再調整による影響の合計でも、当行の所要規制自己資本に重要な影響を及ぼさなかった。

当行の先進的IRBAに使用されたリスク・パラメータに関する検証結果

2014年度					
PD		LGD		EAD	
個数	EAD (%)	個数	EAD (%)	個数	EAD (%)

適切	166	86.4	138	74.6	59	57.1
過度に保守的	2	0.1	2	9.4	14	42.9
進歩的	16	13.5	22	16.0	1	0.0
合計	184	100.0	162	100.0	74	100.0

このうち、2014年度に既に再調整および導入されたもの

過度に保守的	0	0.0	2	9.4	1	0.1
進歩的	5	10.8	0	0.0	0	0.0
合計	5	10.8	2	9.4	1	0.1

	2013年度					
	PD		LGD		EAD	
	個数	EAD (%)	個数	EAD (%)	個数	EAD (%)
適切	136	80.8	150	87.3	50	52.2
過度に保守的	8	7.9	6	7.5	21	43.6
進歩的	10	11.3	6	5.1	8	4.2
合計	154	100.0	162	100.0	79	100.0

このうち、2013年度に既に再調整および導入されたもの

過度に保守的	3	5.2	2	1.0	7	38.6
進歩的	6	6.9	4	5.1	4	3.5
合計	9	12.1	6	6.0	11	42.1

個々のリスク・パラメータの設定は、検証の結果再調整が行われず、そのため現在のパラメータ設定が依然として十分に保守的であることから適用が継続される場合、適切として分類される。パラメータは、検証の結果再調整分析が行われ、現在の設定の潜在的な引き下げまたは引き上げにつながる場合はそれぞれ、過度に保守的または進歩的として分類されている。PD、LGDおよびEADの内訳は、個数ならびに2014年12月31日および2013年12月31日現在で各パラメータに紐付けされている関連EADにより表示されている。

2014年度の検証は、当行のパラメータ設定を概ね裏付けている。否定的な検証結果となったPDパラメータのうち重要性の高いものは、2個の格付システムに起因していた。ポストバンクの1個の格付システムは、EADの約5.4%に寄与しており、PDパラメータは進歩的過ぎ、LGDパラメータは過度に保守的であると分類された。両パラメータともに既に修正された。ドイツ銀行の1個の格付システムはEADの約3.9%に寄与している。進歩的なPDパラメータは2013年度に既に開始された対象エクスポージャーの再格付によって既に緩和された。ポストバンクの1個の格付システムはEADの約4%に寄与しており、LGDパラメータは、2013年度に増加した後に、過度に保守的であると分類された結果再調整された。EADの約7.7%に寄与していたドイツ銀行の1個の格付システムのLGDパラメータは、過度に進歩的であると分類された。再調整は2015年度第2四半期に予定されている。さらに、EADの約6.2%に寄与する1個のLGDパラメータは進歩的過ぎであることが判明し、また、フリー・リミットの4.7%に寄与する1個のEADパラメータは、過度に保守的であると分類された。両方のパラメータは当行で使用されており、再調整は2015年度第2四半期に予定されている。フリー・リミットの37.7%に寄与する当行で使用される1個のEADパラメータは、過度に保守的であった。2013年度に3パーセント・ポイント引き下げられたものの依然として高い保守的水準を保っており、パラメータの将来的な引き下げは計画されていない。否定的な検証結果となった他のパラメータはすべて、小規模なポートフォリオに適用されている。

検証の結果2014年度中に変更が示唆された57個のリスク・パラメータのうち、8個については2014年度に既に修正された。残る49個のパラメータの変更のうち、45個は2015年度上半期に実施される予定である。上述の重要性の高い1個のEADパラメータは意図的に保守的のまま維持する予定である。残る3個のパラメータ設定は、2015年度中に実施される予定である。実施した検証により2013年度中に変更が示唆された59個のリスク・パラメータのうち、26個については2013年度に既に導入され、1個のパラメータ設定はポートフォリオ構成の変更によりそのまま維持された。その後、25個のパラメータの変更が2014年度に実施され、4個のパラメータ設定は意図的に保守的のまま維持された。残る3個のパラメータ設定は、各々の格付システムの使用中止により、変更されなかった。

上記に加え、規制上の予想損失（以下「EL」という。）の見積りと計上された実際損失との比較もまた、当行のパラメータ見積りの予測力について、および結果としてのEL計算について、一定の洞察を提供する。

この比較に使用されるELは、1年の期間にわたる当行のエクスポージャーに関する相手先の債務不履行による予想信用損失であり、前年の12月31日現在の履行エクスポージャーに関するPD、LGDおよびEADを乗じたものとして計算される。実際損失の測定尺度は、当行によって、各報告年度中に純損益を通じて当行の財務諸表に計上された、新たに減損したエクスポージャーに関する新規繰入額と定義されている。

当行はこのアプローチが一定の洞察を提供するものと信じているが、この2つの測定尺度が直接的に比較できないことから、この比較には限界がある。特に、EL計算の基礎となるLGDパラメータがワークアウト期間終了までの損失予想を表すのに対し、上記に定義されている実際損失は特定の1事業年度に計上された会計情報を表す。さらに、ELは特定の貸借対照表日現在における当行の信用エクスポージャーのスナップショットに対する予想信用損失の測定尺度であるのに対し、実際損失は1事業年度にわたり変動する信用ポートフォリオについて計上される（つまり、当該年度中に新規に締結された貸出金に係る損失が含まれる。）。

上記の手法に従って、以下の表は、2013年度末現在から2009年度末現在までの貸出金、コミットメントおよび偶発負債に関するELの見積りと、2014事業年度から2010事業年度までに計上された実際損失との比較を、先進的IRBAエクスポージャーに関する規制上のエクスポージャー・クラス別に示している。ポストバンクは、2010年度末現在のELの見積りと2011事業年度に関して計上された実際損失との比較において初めて反映されている。

先進的IRBAエクスポージャーに関する規制上のエクスポージャー・クラス別の貸出金、コミットメントおよび偶発負債に関する予想損失の見積りと計上された実際損失との比較

	2013年 12月31日		2012年 12月31日		2011年 12月31日		2010年 12月31日		2009年 12月31日	
	現在	2014年度	現在	2013年度	現在	2012年度	現在	2011年度	現在	2010年度
単位：百万ユーロ	予想損失 ¹	実際損失	予想損失	実際損失	予想損失	実際損失 ²	予想損失	実際損失	予想損失	実際損失
中央政府および中央銀行	3	0	3	18	1	0	2	0	2	0
機関	13	4	10	1	7	14	22	2	16	1
法人	355	229	351	717	445	393	449	363	471	358
不動産担保付リテール・エクスポージャー	324	212	284	223	294	224	222	359	118	101
適格なりボルピング・リテール・エクスポージャー	21	8	23	7	23	12	2	30	2	5
その他のリテール・エクスポージャー	378	355	404	370	418	385	390	301	301	282
先進的IRBAにおける 予想損失合計および 実際損失合計	1,095	808	1,075	1,336	1,188	1,028	1,088	1,055	910	747

1 2013年度のEL数値は想定上のCRR/CRD 4に基づく。

2 2013年度において、2012年12月31日現在の実際損失の金額は、ポストバンクの計算モデルを当グループのアプローチへと整合させたことに起因して、修正再表示されている。

2014年度の実実際損失は、主に法人エクスポージャーおよび不動産担保付リテール・エクスポージャーの業績が著しく良好だったことに起因して予想を下回った。

2013年度の実実際損失は、予想損失を261百万ユーロ（24%）上回っていた。これは主に、通常は低リスクのGTBのポートフォリオにおける一顧客の大きな信用事由およびNCOU内の1件の大きな損失に起因して、当行の法人ポートフォリオにおける引当金繰入額水準が予想を上回ったことによるものであった。加えて、中央政府に関する実際損失は、一顧客に起因して予想を上回った。すべてのリテール・エクスポージャー・クラスおよび機関において実績が予想より良かったことが、予想損失と比較しての実実際損失の全般的な超過を一部相殺した。

2012年度の実実際損失は、すべてのエクスポージャー・クラス全体で予想損失を13%下回っていた（一顧客に起因した実際損失が発生した機関を除く。）。

2011年12月31日現在と比較しての2012年12月31日現在の予想損失の減少は、主にエクスポージャーの減少およびより程度は少ないがLGDパラメータが一部低かったことに起因している。

ポストバンクの連結の結果、予想損失が2010年12月31日以降、実際損失が2011年度以降増加している。

2010年度の実実際損失は、当該損失がIAS第39号に従って分類変更された資産に関する引当金繰入額の減少によりプラスの影響を受けたことから、予想損失を18%下回っていた。

2009年度の予想損失と比較しての2010年度の予想損失の減少は、金融危機後の経済環境の若干の改善を反映していた。

以下の表は、実際損失の対前年度比較を規制上のエクスポージャー・クラス別に示している。ポストバンクは2011年度報告期間において初めて含まれている。

IRBAエクスポージャー・クラス別の実際損失の対前年度比較

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度 ¹	2011年度	2010年度
中央政府および中央銀行	0	18	0	0	0
機関	4	1	14	2	1
法人	229	717	393	363	358
不動産担保付リテール・エクスポージャー	212	223	224	359	101
適格なりボルピング・リテール・エクスポージャー	8	7	12	30	5
その他のリテール・エクスポージャー	355	370	385	301	282
実際損失合計	808	1,336	1,028	1,055	747

1 2013年度において、2012年12月31日現在の実際損失の金額は、ポストバンクの計算モデルを当グループのアプローチへと整合させたことに起因して、修正再表示されている。

2014年度における実際損失は、全事業にわたり新規減損が比較的少なかったことにより、前年度と比較して大幅に減少した。

2013年度における実際損失は、主に当行の法人ポートフォリオ、およびより程度は少ないが中央政府に対するエクスポージャーに起因して、2012年度と比較して308百万ユーロ（30%）増加した。当行の法人ポートフォリオにおける増加は、GTBにおける一顧客の信用事由に加え、CB&Sで計上された船会社に関する実際損失の増加およびヨーロッパの商業用不動産部門に関連したNCOUにおける1件の大きな損失に起因していた。一方、中央政府における実際損失の増加は、一顧客に対する引当金に起因している。これらの増加は、当行のリテール・ポートフォリオおよび機関における僅かな減少によって一部相殺された。

2011年度と比較しての2012年度の実際損失の27百万ユーロ（3%）の僅かな減少は、不動産担保付リテール・エクスポージャーに起因しており、ポストバンクの計算モデルを当グループのアプローチへと整合させたことによるものである。

2011年度の新規引当金繰入額は、ポストバンクが初めて通年で連結されたことに起因して、2010年度と比較して308百万ユーロ増加した。

先進的IRBAエクスポージャー

先進的IRBAでは、当行の信用ポートフォリオを様々な規制上定義されたエクスポージャー・クラスに細分化する必要がある。当行は、顧客特有の特徴、使用する格付システムおよび規制上定義された一定の重要性基準値といった要因を考慮して、各エクスポージャーに対して関連する規制上のエクスポージャー・クラスを識別している。

IRBA機関として、当行は特定の持分ポジションおよびその他の債権以外の資産を通常、IRBA内で処理するよう要求される。これらのエクスポージャーの種類に関しては通常、規制上定められたIRBAリスク・ウェイトが適用される。これらのポジションに関する詳細は、「規制上定められたリスク・ウェイトを伴うエクスポージャー」の項に記載されている。

次の表は、当行の先進的IRBAエクスポージャーの格付等級別分布を規制上のIRBAエクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人およびリテール）別に示している。これには、規制上定められたIRBAリスク・ウェイト（規制上のバンキング勘定における証券化ポジション、特定の持分ポジション、ならびにその他の債権以外の資産）が適用される先進的IRBAエクスポージャーの種類は含まれていないが、別途示されている。

EADは、エクスポージャー加重平均PDおよびLGD、リスク・ウェイト・アセット（以下「RWA」という。）ならびに平均リスク・ウェイト（RWAをEAD純額で除したものと計算される。）（以下「RW」という。）とともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。ダブル・デフォルト効果は、ポストバンクのリテール・エクスポージャー以外で適用される範囲で、平均リスク・ウェイトに考慮されている。これは、保証付エクスポージャーについては、主たる債務者と保証人が同時に債務不履行する場合にのみ損失が発生することを意味する。

保証またはクレジット・デリバティブによってカバーされているエクスポージャーに関するEAD総額の情報は、それぞれ当初の相手先のエクスポージャー・クラスに割り当てられているのに対し、EAD純額の情報ではエクスポージャーをプロテクションの売手に割り当てている点に留意されたい。結果として、EAD純額がEAD総額を上回る場合がある。

以下に続く表には、先進的IRBAに割り当てられている範囲で、デリバティブおよび証券金融取引からの当行の相手先の信用リスク・ポジションも含まれている。これらのエクスポージャーの大部分について、当行はEADの算出にIMMを使用しており、適切なネットリングおよび担保契約が既に考慮されている場合には担保を控除後のEADとなっている。以下の表ではさらに、デフォルトしていないエクスポージャーに関するEADに対する予想損失の比率も提供している。デフォルトしたエクスポージャー

について当行は、CRR第181条(1)(h)によって要求されるように、潜在的な非予想損失を損失率見積りに既に組み込んだLGD概念を適用している。

PDの範囲別の先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD

2014年12月31日現在										
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	iAAA-iAA 0.00- 0.04%	iA 0.04- 0.11%	iBBB 0.11- 0.5%	iBB 0.5- 2.27%	iB 2.27- 10.22%	iCCC 10.22- 99.99%	合計(デ フォルト を除く)	デフォルト	合計(デ フォルト を含む)	前年度から の増減合計
中央政府および中央銀行										
EAD総額	74,384	3,566	4,421	1,864	819	73	85,127	55	85,182	-633
EAD純額	81,915	4,754	4,126	847	211	71	91,923	55	91,978	-375
平均PD(%)	0.00	0.07	0.28	1.48	5.46	13.02	0.05	100.00	0.11	0.01Ppkt
平均LGD(%)	48.95	47.96	46.40	12.22	35.85	47.54	48.41	66.15	48.42	0.77Ppkt
平均RW(%)	1.69	30.01	45.57	28.82	115.20	247.13	5.82	65.52	5.85	1.14Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.00	0.03	0.13	0.12	1.61	6.19	0.00	N/A	0.02	0.00Ppkt
機関										
EAD総額	15,553	29,759	12,771	2,450	1,001	71	61,606	179	61,785	1,412
EAD純額	17,615	30,257	11,866	2,174	935	67	62,915	179	63,095	2,182
平均PD(%)	0.03	0.07	0.30	0.99	3.17	21.29	0.20	100.00	0.49	-0.28Ppkt
平均LGD(%)	39.28	27.87	25.76	29.81	15.32	28.77	30.55	8.00	30.48	1.39Ppkt
平均RW(%)	13.00	17.67	34.28	66.53	50.73	188.08	21.86	64.28	21.98	6.92Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.01	0.02	0.08	0.31	0.52	6.15	0.05	N/A	0.05	0.00Ppkt
法人										
EAD総額	69,955	68,859	75,021	57,709	27,362	4,738	303,644	8,147	311,791	37,836
EAD純額	73,958	70,172	73,202	51,908	22,730	3,816	295,786	7,727	303,513	38,762
平均PD(%)	0.03	0.07	0.26	1.13	4.74	20.23	0.91	100.00	3.43	-1.35Ppkt
平均LGD(%)	27.88	33.16	33.24	28.91	21.38	16.99	30.00	26.18	29.90	0.77Ppkt
平均RW(%)	10.90	19.86	37.15	57.28	74.84	93.01	33.63	26.53	33.45	2.71Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.01	0.02	0.08	0.29	0.95	3.30	0.20	N/A	0.20	-0.02Ppkt
不動産担保付リテール・エクスポージャー										
EAD総額	974	13,247	57,031	65,093	13,385	3,989	153,719	2,518	156,238	2,680
EAD純額	974	13,246	56,998	65,000	13,328	3,951	153,498	2,476	155,974	2,703
平均PD(%)	0.04	0.09	0.28	1.09	4.43	19.76	1.47	100.00	3.03	-0.50Ppkt
平均LGD(%)	12.02	13.63	13.13	13.05	12.76	14.39	13.13	22.44	13.28	2.38Ppkt
平均RW(%)	1.39	3.12	7.15	18.50	42.24	73.32	16.32	5.52	16.15	1.46Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.00	0.01	0.04	0.14	0.57	2.74	0.19	N/A	0.19	0.00Ppkt
適格なりボリング・リテール・エクスポージャー										
EAD総額	319	1,208	1,715	877	210	62	4,391	26	4,417	-120
EAD純額	319	1,208	1,715	877	210	62	4,391	26	4,417	-120
平均PD(%)	0.03	0.08	0.24	1.03	4.41	19.47	0.81	100.00	1.38	-0.26Ppkt
平均LGD(%)	46.82	46.95	46.05	45.45	48.68	48.09	46.39	51.29	46.42	-0.27Ppkt
平均RW(%)	1.38	2.66	6.46	19.90	59.91	132.66	12.07	9.27	12.06	-1.63Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.02	0.04	0.11	0.47	2.17	9.19	0.38	N/A	0.38	-0.10Ppkt
その他のリテール・エクスポージャー										
EAD総額	425	1,161	7,767	12,885	5,784	1,759	29,781	2,456	32,237	-256

EAD純額	662	1,273	7,969	12,954	5,797	1,758	30,414	2,323	32,737	-344
平均PD (%)	0.04	0.08	0.29	1.16	4.68	18.90	2.56	100.00	9.47	-0.41Ppkt
平均LGD (%)	38.08	31.26	36.36	42.85	42.97	42.46	40.56	56.29	41.68	-0.98Ppkt
平均RW (%)	4.84	7.34	19.76	45.92	64.76	91.82	42.80	5.47	40.15	-2.14Ppkt
EL/EAD純額 (%)	0.01	0.03	0.11	0.50	2.00	7.99	1.09	N/A	1.09	-0.07Ppkt

合計

EAD総額	161,609	117,801	158,726	140,879	48,561	10,692	638,268	13,381	651,650	40,919
EAD純額	175,443	120,911	155,877	133,761	43,210	9,725	638,928	12,785	651,713	42,807
平均PD (%)	0.02	0.07	0.27	1.11	4.60	19.75	0.92	100.00	2.87	-0.74Ppkt
平均LGD (%)	38.84	30.40	25.96	22.57	21.69	21.04	28.90	30.89	29.30	1.09Ppkt
平均RW (%)	6.71	17.58	24.96	37.06	63.03	86.83	23.98	19.30	24.50	2.81Ppkt
EL/EAD純額 (%)	0.01	0.02	0.07	0.24	0.98	4.00	0.20	N/A	0.20	-0.01Ppkt

N/A—意味なし

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	iAAA-iAA 0.00- 0.04%	iA 0.04- 0.11%	iBBB 0.11- 0.5%	iBB 0.5- 2.27%	iB 2.27- 10.22%	iCCC 10.22- 99.99%	合計(デ フォルト を除く)	デフォルト	合計(デ フォルト を含む)	前年度から の増減合計
中央政府および中央銀行										
EAD総額	74,299	5,162	3,676	1,893	606	126	126	55	85,815	-9,847
EAD純額	81,527	6,462	3,504	603	113	90	90	55	92,354	-10,845
平均PD(%)	0.00	0.08	0.30	1.40	5.31	13.04	13.04	100.00	0.11	0.07Ppkt
平均LGD(%)	48.67	40.71	43.23	13.80	43.35	38.31	38.31	34.93	47.65	-0.61Ppkt
平均RW(%)	0.83	22.37	48.90	32.84	136.69	170.16	170.16	25.65	4.71	1.07Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.00	0.03	0.13	0.13	2.19	4.98	0.00	N/A	0.02	0.00Ppkt
機関										
EAD総額	16,869	27,549	12,297	2,098	1,070	196	196	294	60,373	-5,995
EAD純額	17,872	28,258	11,499	1,776	1,019	195	195	294	60,913	-4,944
平均PD(%)	0.03	0.07	0.32	1.10	4.64	21.66	21.66	100.00	0.77	0.13Ppkt
平均LGD(%)	38.53	26.98	23.23	21.71	12.42	6.27	6.27	4.40	29.09	3.39Ppkt
平均RW(%)	8.46	11.72	25.15	42.61	47.81	34.73	34.73	50.16	15.06	1.48Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.01	0.02	0.07	0.23	0.56	1.66	1.66	N/A	0.05	0.00Ppkt
法人										
EAD総額	63,599	57,266	65,756	50,198	22,020	4,520	4,520	10,596	273,955	-20,508
EAD純額	66,663	57,687	62,670	44,726	18,912	3,859	3,859	10,235	264,751	-16,439
平均PD(%)	0.03	0.07	0.25	1.11	4.70	21.56	21.56	100.00	4.79	1.18Ppkt
平均LGD(%)	27.06	34.75	32.13	26.18	20.41	19.12	19.12	25.27	29.13	-1.31Ppkt
平均RW(%)	8.64	18.26	33.75	53.42	70.92	107.07	107.07	24.59	30.74	1.71Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.01	0.02	0.08	0.30	1.02	4.26	4.26	N/A	0.22	0.01Ppkt
不動産担保付リテール・エクスポージャー										
EAD総額	1,357	10,556	47,510	65,038	20,654	5,892	5,892	2,550	153,558	59,756
EAD純額	1,357	10,556	47,485	64,936	20,576	5,844	5,844	2,518	153,271	59,201
平均PD(%)	0.04	0.08	0.28	1.12	4.10	20.19	20.19	100.00	3.53	-1.84Ppkt
平均LGD(%)	12.93	13.13	11.07	10.67	9.47	9.97	9.97	17.27	10.90	-9.72Ppkt
平均RW(%)	1.63	3.08	6.04	14.97	29.33	56.69	56.69	9.44	14.69	-7.92Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.00	0.01	0.03	0.12	0.39	1.98	1.98	N/A	0.19	-0.26Ppkt
適格なリボルビング・リテール・エクスポージャー										
EAD総額	175	998	1,890	1,075	288	83	83	28	4,537	-72,898
EAD純額	175	998	1,890	1,075	288	83	83	28	4,537	-72,784
平均PD(%)	0.04	0.08	0.24	1.04	4.54	19.65	19.65	100.00	1.64	-2.21Ppkt
平均LGD(%)	47.43	46.95	46.81	45.40	48.01	49.99	49.99	51.09	46.69	37.22Ppkt
平均RW(%)	1.34	2.54	6.19	18.73	57.26	130.55	130.55	8.55	13.69	0.65Ppkt
EL/EAD純額(%)	0.02	0.04	0.11	0.48	2.22	9.51	9.51	N/A	0.49	0.29Ppkt
その他のリテール・エクスポージャー										
EAD総額	197	1,336	6,877	12,920	6,687	1,934	1,934	2,542	32,493	20,790
EAD純額	411	1,537	7,101	13,041	6,666	1,917	1,917	2,409	33,081	21,378
平均PD(%)	0.03	0.08	0.29	1.16	4.65	19.68	19.68	100.00	9.88	1.93Ppkt
平均LGD(%)	40.35	43.53	41.09	42.25	42.29	40.13	40.13	52.36	42.66	-8.76Ppkt

平均RW (%)	4.54	9.42	22.11	46.39	65.31	90.86	90.86	4.68	42.29	2.17Ppkt
EL/EAD純額 (%)	0.01	0.03	0.12	0.49	1.95	7.84	7.84	N/A	1.15	-0.17Ppkt

合計

EAD総額	156,496	102,867	138,005	133,222	51,325	12,751	12,751	16,065	610,731	-28,702
EAD純額	168,004	105,497	134,148	126,157	47,573	11,987	11,987	15,540	608,906	-24,432
平均PD (%)	0.02	0.07	0.27	1.12	4.43	20.52	20.52	100.00	3.61	0.52Ppkt
平均LGD (%)	38.71	31.11	24.88	19.90	18.79	18.17	18.17	27.86	28.21	-1.01Ppkt
平均RW (%)	4.76	14.97	22.60	32.36	51.72	79.38	79.38	19.50	21.69	1.10Ppkt
EL/EAD純額 (%)	0.01	0.02	0.06	0.22	0.88	3.72	3.72	N/A	0.21	0.00Ppkt

N/A - 意味なし

エクスポージャー価値の増加は主に、法人エクスポージャー・クラスにおけるものであり、主としてCRR/CRD 4に起因する手法の変更、為替変動による影響、ならびに程度は少ないが基礎的IRBAから先進的IRBAへのポストバンクの大手法人／金融機関のポートフォリオの移転によるものである。

以下の表は、デリバティブおよびSFTからの相手先の信用リスク・エクスポージャーを除く、中央政府および中央銀行、機関および法人に関する当行の先進的IRBAエクスポージャーの内部格付等級別分布を、各等級に関するPDの範囲とともに示している。当行の内部の格付等級は、外部のスタンダード・アンド・プアーズの各格付等級を考慮に入れている。EAD純額は、エクスポージャー加重平均PDおよびLGD、RWAならびに平均RWとともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。ダブル・デフォルト効果は、ポストバンク以外のエクスポージャーに適用される範囲で、平均リスク・ウェイトに考慮されている。これは、保証付エクスポージャーについては、主たる債務者と保証人が同時に債務不履行する場合にのみ損失が発生することを意味する。

PD等級別の中央政府および中央銀行に関する先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

内部格付	2014年12月31日現在						2013年12月31日現在					
	EAD純額	平均PD (%)	平均LGD (%)	RWA	平均RW (%)	EL/EAD純額 (%)	EAD純額	平均PD (%)	平均LGD (%)	RWA	平均RW (%)	EL/EAD純額 (%)
iAAA	76,611	0.00	49.51	557	0.73	0.00	75,749	0.00	49.69	264	0.35	0.00
iAA+	1,329	0.02	38.78	195	14.69	0.01	589	0.02	29.73	28	4.81	0.01
iAA	263	0.03	31.07	32	12.30	0.01	189	0.03	29.68	18	9.49	0.01
iAA-	125	0.04	30.08	23	18.04	0.01	148	0.04	27.84	26	17.24	0.01
iA+	1,308	0.05	50.00	165	12.60	0.02	965	0.05	49.95	134	13.94	0.02
iA	1,358	0.07	48.80	523	38.52	0.03	1,304	0.07	49.45	469	35.93	0.03
iA-	1,567	0.09	49.79	598	38.17	0.04	1,659	0.09	48.59	563	33.93	0.04
iBBB+	114	0.14	45.21	35	30.37	0.06	339	0.14	42.56	71	20.97	0.06
iBBB	1,068	0.23	49.80	440	41.19	0.11	848	0.23	41.15	313	36.83	0.09
iBBB-	1,673	0.39	49.57	916	54.79	0.19	1,509	0.39	49.05	820	54.33	0.19
iBB+	88	0.64	32.92	69	78.44	0.21	87	0.64	26.15	50	57.98	0.17
iBB	62	1.07	49.45	57	93.00	0.53	22	1.07	47.69	23	103.98	0.51
iBB-	609	1.76	2.46	47	7.67	0.04	377	1.76	2.79	32	8.55	0.05
iB+	38	2.92	49.65	51	134.53	1.45	44	2.92	47.63	60	136.12	1.39
iB	1	4.82	10.20	0	37.36	0.49	22	4.82	49.88	31	138.78	2.40
iB-	106	7.95	22.35	99	93.83	1.78	45	7.95	36.40	62	138.37	2.89
iCCC+	56	13.00	50.00	147	261.42	6.50	88	13.00	38.22	150	169.45	4.97
iCCC	0	22.00	45.63	1	324.35	10.04	0	22.00	0.10	0	0.58	0.02
iCCC-	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	31.00	8.06	0	50.39	2.50
合計（デフォルトを除く）	86,376	0.05	48.88	3,955	4.58	0.02	83,984	0.04	49.06	3,113	3.71	0.02
デフォルト	55	100.00	66.15	36	65.52	N/A	55	100.00	34.93	14	25.65	N/A

合計（デフォルトを含む）	86,431	0.11	48.89	3,991	4.62	0.02	84,040	0.11	49.05	3,127	3.72	0.02
--------------	--------	------	-------	-------	------	------	--------	------	-------	-------	------	------

N/A - 意味なし

PD等級別の機関に関する先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）

内部格付	2014年12月31日現在						2013年12月31日現在					
	EAD純額	平均PD（％） ¹	平均LGD（％）	RWA	平均RW（％）	EL/EAD純額（％）	EAD純額	平均PD（％）	平均LGD（％）	RWA	平均RW（％）	EL/EAD純額（％）
iAAA	3,087	0.02	41.31	498	16.14	0.01	2,036	0.02	41.53	311	15.27	0.01
iAA+	275	0.03	40.10	49	17.91	0.01	108	0.03	41.53	15	13.59	0.01
iAA	1,944	0.03	41.84	112	5.75	0.01	3,483	0.03	43.72	195	5.59	0.01
iAA-	3,943	0.03	52.10	316	8.00	0.01	4,313	0.04	40.19	317	7.34	0.02
iA+	2,916	0.05	32.44	410	14.06	0.02	2,774	0.05	34.39	284	10.24	0.02
iA	4,506	0.07	29.54	624	13.85	0.02	7,220	0.07	25.66	585	8.10	0.02
iA-	4,317	0.09	22.65	697	16.13	0.02	4,713	0.09	28.23	655	13.89	0.03
iBBB+	1,230	0.14	32.55	356	28.93	0.05	865	0.14	34.93	259	29.91	0.05
iBBB	1,076	0.23	24.98	301	28.01	0.06	1,097	0.23	25.26	310	28.25	0.06
iBBB-	4,352	0.39	35.95	2,320	53.31	0.14	3,319	0.39	31.43	1,222	36.81	0.12
iBB+	812	0.64	20.78	287	35.39	0.14	307	0.64	30.66	131	42.65	0.20
iBB	456	1.07	37.72	361	79.23	0.40	299	1.07	37.81	220	73.64	0.40
iBB-	379	1.76	30.67	350	92.37	0.54	222	1.76	18.63	104	46.80	0.33
iB+	521	2.92	12.53	226	43.44	0.37	114	2.92	23.75	83	72.51	0.69
iB	67	4.88	25.09	63	94.67	1.22	784	4.82	10.69	349	44.57	0.52
iB-	8	7.95	26.86	9	101.79	2.14	17	7.95	22.98	16	91.92	1.83
iCCC+	6	13.00	22.37	6	102.71	2.91	7	13.00	38.50	13	186.27	5.01
iCCC	30	22.00	9.67	17	56.77	2.13	141	22.00	3.36	25	18.12	0.74
iCCC-	1	31.00	0.30	0	1.69	0.09	0	31.00	20.03	0	111.29	6.21
合計（デフォルトを除く）	29,925	0.25	34.38	7,002	23.40	0.06	31,820	0.36	32.30	5,092	16.00	0.06
デフォルト	62	100.00	13.65	42	67.28	N/A	272	100.00	4.56	143	52.33	N/A
合計（デフォルトを含む）	29,987	0.46	34.33	7,044	23.49	0.06	32,092	1.20	32.06	5,235	16.31	0.06

N/A - 意味なし

- 1 内部格付等級iAAAおよびiAA+に関する平均PD（％）が定義より高いのは、機関および法人エクスポージャーが3ペーシス・ポイントのPD下限の対象となるためである。

エクスポージャーの減少は主にリスク圧縮活動の結果であり、一部が替変動と相殺されている。同時に、リスク・ウェイト・アセットは、手法の変更（例えば大手の規制対象となる金融機関と相関関係にある資産価額）により増加した。

PD等級別の法人に関する先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）

内部格付	2014年12月31日現在						2013年12月31日現在					
	EAD純額	平均PD（％） ¹	平均LGD（％）	RWA	平均RW（％）	EL/EAD純額（％）	EAD純額	平均PD（％）	平均LGD（％）	RWA	平均RW（％）	EL/EAD純額（％）
iAAA	4,893	0.03	21.82	325	6.64	0.01	3,084	0.03	24.81	196	6.35	0.01
iAA+	5,700	0.03	20.58	326	5.72	0.01	5,448	0.03	19.67	286	5.25	0.01
iAA	11,377	0.03	16.32	534	4.69	0.00	7,555	0.03	18.29	420	5.56	0.01
iAA-	12,583	0.04	33.75	1,405	11.17	0.01	11,213	0.04	31.29	922	8.22	0.01
iA+	13,744	0.05	29.51	1,849	13.45	0.01	11,167	0.05	28.56	1,293	11.58	0.01
iA	20,367	0.07	31.06	3,363	16.51	0.02	14,927	0.07	31.28	2,349	15.73	0.02
iA-	20,146	0.09	35.14	4,756	23.61	0.03	17,690	0.09	35.62	3,705	20.95	0.03
iBBB+	19,495	0.14	34.90	5,734	29.41	0.05	18,121	0.14	31.90	4,512	24.90	0.04

iBBB	21,891	0.23	30.95	7,238	33.06	0.07	18,145	0.23	32.54	5,984	32.98	0.07
iBBB-	20,057	0.39	31.70	8,730	43.53	0.12	16,884	0.39	31.05	6,885	40.78	0.11
iBB+	13,892	0.64	29.84	6,752	48.60	0.18	9,958	0.64	32.21	5,436	54.60	0.20
iBB	13,993	1.08	26.46	7,647	54.65	0.27	11,819	1.07	28.10	6,835	57.83	0.30
iBB-	13,013	1.77	25.07	7,838	60.23	0.41	9,062	1.76	24.59	5,625	62.07	0.43
iB+	8,157	2.92	19.93	4,942	60.59	0.56	6,452	2.92	19.94	3,969	61.51	0.84
iB	8,096	4.80	20.92	6,215	76.76	1.00	5,167	4.79	21.45	3,948	76.42	1.02
iB-	4,339	7.93	17.21	3,210	73.99	1.35	3,935	7.94	15.90	2,664	67.71	1.26
iCCC+	1,382	12.99	20.65	1,420	102.72	2.69	1,140	13.00	14.58	809	70.94	1.89
iCCC	643	21.56	16.75	655	101.80	3.81	738	21.95	23.77	1,035	140.38	5.19
iCCC-	535	31.00	14.78	458	85.59	4.59	802	31.00	12.15	569	70.92	3.77
合計（デフォルトを除く）	214,302	0.99	28.65	73,397	34.25	0.21	173,309	1.06	28.87	57,442	33.14	0.23
デフォルト	7,531	100.00	26.72	1,963	26.07	N/A	9,975	100.00	25.77	2,405	24.11	N/A
合計（デフォルトを含む）	221,832	4.36	28.58	75,360	33.97	0.21	183,284	6.44	28.70	59,847	32.65	0.23

N/A - 意味なし

1 内部格付等級iAAAおよびiAA+に関する平均PD（％）が定義より高いのは、機関および法人エクスポージャーが3ベース・ポイントのPD下限の対象となるためである。

これらのエクスポージャーの大部分は、すべてのエクスポージャー・クラスにおいて、投資適格顧客に割り当てられている。低格付クラスにおけるエクスポージャーは、大部分が担保付である。

当報告期間においてエクスポージャーの水準が上昇したが、これは主に為替変動、CB&SおよびGTBの成長ならびにCRR/CRD 4の手法の変更に起因していた。基礎的アプローチから先進的IRBAへのポストバンクの大手法人／金融機関のポートフォリオの移転も要因に挙げられた。

以下の表は、各々関連する地理的拠点における、対応するエクスポージャー・クラス別の当行の先進的IRBAエクスポージャーを示している。地理的拠点として、当行が支店または子会社を有し、エクスポージャーの金額が0.5百万ユーロ以上である国々を示している。この要件に満たないエクスポージャーは「その他」に表示されており、これには国際機関に対するエクスポージャーも含まれている。エクスポージャーは、それぞれの相手先の所在国に基づいて特定の地理的拠点に割り当てられている。EAD純額は、エクスポージャー加重平均LGD（％）およびPD（％）とともに表示されている。規制上のバンキング勘定における証券化ポジションおよび特定の持分ポジションならびにその他の債権以外の資産のエクスポージャー・クラスは除外されている。

地理的拠点別の先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額、平均LGDおよび平均PD（デリバティブおよびSFTを含む。）

2014年12月31日現在							
単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	中央政府および中央銀行	機関	法人	SMEに対する リテール・エクスポージャー	住宅用不動産 担保付リテール・エクスポージャー	その他のリテール・エクスポージャー	合計
米領バージン諸島							
EAD純額	0	0	277	0	0	0	277
平均LGD（％）	0	0	5.79	0	0	0	6
平均PD（％）	0	0	0.47	0	0	0	0.47
アルゼンチン							
EAD純額	43	0	92	0	1	6	143
平均LGD（％）	45.97	0	20.99	61.89	13.81	16.34	28.27
平均PD（％）	13.00	0	6.27	31.00	7.08	1.78	8.13
オーストラリア							
EAD純額	1,508	2,002	3,054	1	12	2	6,579
平均LGD（％）	33.43	34.01	33.71	38.71	14.15	22.46	33.70
平均PD（％）	0.02	0.05	0.89	0.23	2.41	0.76	0.44
オーストリア							
EAD純額	181	528	957	0	44	19	1,728

平均LGD (%)	42.06	32.83	37.63	0	14.10	23.26	35.88
平均PD (%)	0.01	0.17	2.43	0	3.40	5.86	1.55
バルバドス							
EAD純額	0	0	139	0	0	0	139
平均LGD (%)	0	0	16.11	0	0	26.19	16.11
平均PD (%)	0	0	0.33	0	0	0.45	0.33
ベルギー							
EAD純額	604	1,383	1,783	0	43	9	3,823
平均LGD (%)	47.10	43.16	31.72	61.90	18.02	37.38	38.15
平均PD (%)	0	0.05	0.56	0.39	5.32	3.58	0.35
バミューダ							
EAD純額	0	3	1,876	0	0	0	1,879
平均LGD (%)	0	40.00	25.21	0	0	47.60	25.24
平均PD (%)	0	0.12	3.05	0	0	0.09	3.04
ブラジル							
EAD純額	334	1,159	1,584	0	6	3	3,086
平均LGD (%)	50.00	22.51	34.23	52.70	13.41	27.38	31.49
平均PD (%)	0.14	0.22	3.18	1.07	2.25	2.03	1.74
英領バージン諸島							
EAD純額	0	0	7,347	0	0	0	7,347
平均LGD (%)	50.00	0	12.66	0	0	55.59	12.66
平均PD (%)	0	0	3.02	0	0	0.41	3.02
カナダ							
EAD純額	324	1,934	4,325	1	6	7	6,598
平均LGD (%)	33.89	28.20	34.14	13.31	12.08	12.85	32.34
平均PD (%)	0.03	0.05	0.70	0.64	1.10	3.39	0.48
ケイマン諸島							
EAD純額	0	0	7,347	0	0	0	7,348
平均LGD (%)	0	0	34.31	0	5.00	96.11	34.31
平均PD (%)	0	0	1.37	0	0.39	0.62	1.37
チリ							
EAD純額	0	184	443	0	0	3	630
平均LGD (%)	49.06	44.07	44.22	0	5.00	38.25	44.15
平均PD (%)	0.01	0.12	0.20	0	0.09	0.84	0.18
中国							
EAD純額	2,004	8	13,574	0	13	4	15,603
平均LGD (%)	51.62	50.00	44.55	85.20	12.90	36.92	45.44
平均PD (%)	0	0.03	0.46	100.00	0.94	0.80	0.40
コロンビア							
EAD純額	0	0	197	0	1	1	199
平均LGD (%)	0	0	38.67	0	12.75	57.12	38.59
平均PD (%)	0	0	0.49	0	0.42	2.08	0.50
チェコ共和国							
EAD純額	451	81	296	1	4	3	835
平均LGD (%)	50.00	38.52	41.20	55.67	13.34	34.38	45.57
平均PD (%)	0	0.13	0.25	0.44	1.67	2.27	0.12
デンマーク							
EAD純額	47	453	943	0	16	3	1,463
平均LGD (%)	31.62	39.58	41.78	0	14.74	43.78	40.47

平均PD (%)	0	0.33	0.47	0	6.57	4.04	0.48
フィンランド							
EAD純額	5	191	671	0	2	0	869
平均LGD (%)	50.00	23.91	37.58	0	12.18	44.65	34.60
平均PD (%)	0	0.04	0.21	0	2.74	0.54	0.18
フランス							
EAD純額	1,195	4,333	6,016	1	65	90	11,700
平均LGD (%)	46.69	32.85	39.95	26.31	15.13	17.77	37.70
平均PD (%)	0.01	0.10	1.77	0.56	5.09	4.96	1.01
ドイツ							
EAD純額	1,953	7,861	45,320	306	133,182	27,031	215,653
平均LGD (%)	47.88	18.86	33.92	54.16	13.04	39.37	21.31
平均PD (%)	0	0.25	4.42	2.82	2.92	5.08	3.39
ジブラルタル							
EAD純額	0	0	17	0	1	0	19
平均LGD (%)	0	0	18.98	0	19.08	69.61	19.06
平均PD (%)	0	0	0.37	0	0.41	62.34	0.46
ギリシャ							
EAD純額	0	50	1,482	0	5	3	1,541
平均LGD (%)	50.00	31.94	15.11	0	8.47	29.90	15.67
平均PD (%)	4.82	22.00	8.21	0	2.23	1.71	8.63
ガーンジー							
EAD純額	0	0	401	0	0	0	401
平均LGD (%)	0	0	16.64	0	0	47.62	16.65
平均PD (%)	0	0	1.49	0	0	0.40	1.49
香港							
EAD純額	147	501	5,513	0	6	1	6,168
平均LGD (%)	30.00	33.25	26.62	0	11.44	29.29	27.22
平均PD (%)	0.02	0.07	1.32	0	0.73	0.47	1.19
ハンガリー							
EAD純額	164	44	329	0	2	3	542
平均LGD (%)	50.00	50.79	46.90	0	25.94	39.23	48.03
平均PD (%)	0.39	0.43	1.61	0	2.10	6.59	1.17
インド							
EAD純額	1,375	3,048	5,550	0	1	4	9,978
平均LGD (%)	49	45	39	0	9	53	42
平均PD (%)	0	0	2	0	1	3	1
インドネシア							
EAD純額	312	0	2,291	0	1	2	2,605
平均LGD (%)	50	0	35	0	8	10	37
平均PD (%)	0	0	2	0	18	1	1
アイルランド							
EAD純額	5	1,993	6,483	1	34	2	8,517
平均LGD (%)	50	6	25	57	13	21	21
平均PD (%)	0	6	18	86	11	2	15
イスラエル							
EAD純額	16	0	462	0	17	1	496
平均LGD (%)	50	0	35	62	9	23	34
平均PD (%)	0	0	3	0	8	4	3

イタリア（含サンマリノ）							
EAD純額	1,488	2,105	5,930	1,578	7,153	4,038	22,292
平均LGD（％）	45	32	36	21	7	64	31
平均PD（％）	0	0	10	13	2	24	8
日本							
EAD純額	5,626	1,498	2,225	0	1	1	9,350
平均LGD（％）	50	39	30	0	7	39	44
平均PD（％）	0	0	8	0	1	0	2
ジャージー							
EAD純額	0	0	914	0	0	0	915
平均LGD（％）	0	40	14	0	35	48	14
平均PD（％）	0	2	2	0	57	0	2
ルクセンブルグ							
EAD純額	20	986	10,662	0	40	2	11,709
平均LGD（％）	50	28	23	0	10	44	23
平均PD（％）	0	0	6	0	9	20	5
マレーシア							
EAD純額	65	0	855	0	3	2	925
平均LGD（％）	44	0	45	0	9	7	45
平均PD（％）	0	0	0	0	80	82	1
マルタ							
EAD純額	13	19	202	0	2	0	237
平均LGD（％）	50	38	5	0	12	59	11
平均PD（％）	0	0	1	0	7	7	1
モーリシャス							
EAD純額	0	0	134	0	1	0	135
平均LGD（％）	0	0	37	0	6	27	36
平均PD（％）	0	0	1	0	0	0	1
メキシコ							
EAD純額	0	347	755	0	4	77	1,183
平均LGD（％）	50	47	44	0	10	42	44
平均PD（％）	0	0	1	0	4	45	4
オランダ							
EAD純額	213	4,779	11,300	0	79	18	16,389
平均LGD（％）	47.53	23.42	31.49	26.96	14.93	31.08	29.26
平均PD（％）	0.02	0.06	4.91	1.61	4.18	2.99	3.43
ニュージーランド							
EAD純額	24	88	319	0	1	0	432
平均LGD（％）	50.00	27.24	39.20	0	8.84	46.39	37.32
平均PD（％）	0	0.04	0.14	0	0.81	0.46	0.11
ナイジェリア							
EAD純額	30	0	617	0	1	0	649
平均LGD（％）	3.76	0	8.18	0	29.27	47.14	8.02
平均PD（％）	0.64	0	3.33	0	0.83	2.24	3.20
ノルウェー							
EAD純額	12	614	1,038	1	17	1	1,682
平均LGD（％）	50.00	41.65	26.63	10.10	17.66	54.45	32.20
平均PD（％）	0	0.04	1.96	1.64	2.98	7.38	1.25
パキスタン							

EAD純額	0	0	180	0	0	1	182
平均LGD (%)	50.00	0	40.77	0	7.94	15.72	40.54
平均PD (%)	7.95	0	5.79	0	0.23	0.40	5.75
ペルー							
EAD純額	91	0	234	0	0	2	327
平均LGD (%)	50.00	0	28.77	0	0	13.76	34.58
平均PD (%)	0.05	0	0.48	0	0	0.83	0.36
フィリピン							
EAD純額	310	0	427	0	1	0	739
平均LGD (%)	50.00	0	39.13	0	12.03	44.29	43.64
平均PD (%)	0.23	0	0.66	0	0.29	0.78	0.48
ポーランド							
EAD純額	1,223	102	1,060	662	4,738	196	7,981
平均LGD (%)	50.00	33.33	40.14	45.49	29.81	39.45	35.86
平均PD (%)	0.05	0.13	13.38	9.58	1.40	11.49	3.69
ポルトガル							
EAD純額	4	250	537	120	1,431	418	2,759
平均LGD (%)	50.00	14.66	34.01	18.80	9.81	19.98	16.94
平均PD (%)	0.64	2.47	8.41	12.58	5.39	11.53	6.95
カタール							
EAD純額	0	0	377	0	1	0	378
平均LGD (%)	0	0	31.77	0	7.98	30.27	31.71
平均PD (%)	0	0	0.26	0	2.01	2.09	0.26
ルーマニア							
EAD純額	0	2	38	0	0	1	41
平均LGD (%)	0	49.83	47.93	0	3.31	22.73	46.91
平均PD (%)	0	0.51	0.22	0	1.37	2.32	0.30
サウジアラビア							
EAD純額	101	733	2,074	0	3	1	2,912
平均LGD (%)	49.99	28.11	28.76	0	25.84	37.27	29.33
平均PD (%)	0	0.08	0.55	0	0.56	1.32	0.41
シンガポール							
EAD純額	915	392	5,250	0	14	3	6,573
平均LGD (%)	50.00	39.95	18.25	61.90	9.20	17.99	23.94
平均PD (%)	0	0.04	2.06	0.64	0.74	0.60	1.65
スロバキア							
EAD純額	8	4	29	0	0	0	41
平均LGD (%)	50.00	23.68	44.76	0	5.18	35.73	43.43
平均PD (%)	0.05	0.09	0.23	0	18.46	4.16	0.39
南アフリカ							
EAD純額	56	389	457	1	6	3	910
平均LGD (%)	50.00	19.48	44.57	5.40	10.26	24.21	33.89
平均PD (%)	0.09	0.17	0.88	0.09	8.50	2.43	0.58
韓国							
EAD純額	1,410	1,403	2,180	0	2	0	4,995
平均LGD (%)	48.41	38.49	41.21	0	8.58	38.68	42.47
平均PD (%)	0	0.08	1.53	0	1.33	1.11	0.69
スペイン							
EAD純額	923	1,209	4,958	1,429	7,344	1,468	17,331

平均LGD (%)	50.41	24.62	32.84	38.63	12.65	58.08	27.26
平均PD (%)	1.04	1.28	15.73	4.90	5.26	18.25	8.82
スリランカ							
EAD純額	102	0	101	0	0	0	203
平均LGD (%)	50.00	0	46.64	0	5.00	40.59	48.32
平均PD (%)	2.92	0	1.65	0	0.23	4.34	2.29
スウェーデン							
EAD純額	3	548	1,094	0	14	2	1,661
平均LGD (%)	30.00	39.50	41.24	0	14.72	45.14	40.43
平均PD (%)	0.03	0.09	0.57	0	1.99	21.22	0.45
スイス							
EAD純額	4,313	2,357	9,909	2	169	55	16,805
平均LGD (%)	49.77	29.28	21.73	8.40	14.01	23.01	29.91
平均PD (%)	0	0.06	1.94	0.34	4.32	4.59	1.21
台湾							
EAD純額	742	0	1,501	0	0	5	2,248
平均LGD (%)	33.55	0	39.97	0	0	3.55	37.77
平均PD (%)	0	0	0.32	0	0	0.95	0.22
タイ							
EAD純額	595	0	1,169	0	3	1	1,768
平均LGD (%)	50.00	0	43.82	0	10.72	21.30	45.83
平均PD (%)	0.09	0	0.52	0	0.82	0.32	0.37
トルコ							
EAD純額	191	2,827	885	0	5	2	3,910
平均LGD (%)	50.00	10.08	47.28	0	9.80	33.37	20.46
平均PD (%)	0.39	0.41	4.15	0	2.70	4.92	1.26
ウクライナ							
EAD純額	27	0	112	0	2	0	142
平均LGD (%)	50.00	0	49.91	0	17.93	46.13	49.50
平均PD (%)	13.00	0	10.40	0	0.42	2.14	10.75
アラブ首長国連邦							
EAD純額	214	0	2,640	0	13	15	2,881
平均LGD (%)	50.00	0	38.10	0	12.09	36.33	38.86
平均PD (%)	0.01	0	2.49	0	0.81	0.42	2.29
英国							
EAD純額	334	4,652	20,311	6	232	176	25,711
平均LGD (%)	50.00	40.25	31.00	23.76	18.77	14.40	32.69
平均PD (%)	0	0.30	2.36	2.56	14.14	83.52	2.62
米国							
EAD純額	54,744	11,045	85,958	1	63	283	152,093
平均LGD (%)	49.54	37.15	25.77	40.69	12.96	37.15	35.17
平均PD (%)	0.09	0.11	2.02	0.59	3.60	2.35	1.19
ウルグアイ							
EAD純額	0	0	62	0	0	2	65
平均LGD (%)	50.00	0	9.46	0	6.98	5.36	9.33
平均PD (%)	0.23	0	15.16	0	0.45	0.13	14.61
ベネズエラ							
EAD純額	9	0	42	0	1	9	62
平均LGD (%)	31.42	0	27.59	49.65	12.35	5.21	24.40

平均PD (%)	7.95	0	13.67	0.15	0.85	0.59	10.52
ベトナム							
EAD純額	60	0	153	0	2	0	215
平均LGD (%)	50.00	0	43.20	0	8.37	32.61	44.82
平均PD (%)	1.07	0	2.22	0	0.46	1.53	1.89
その他							
EAD純額	7,445	991	8,052	2	93	132	16,715
平均LGD (%)	42.96	40.43	24.30	27.24	15.19	11.71	33.42
平均PD (%)	0.29	5.20	5.96	5.45	2.87	4.54	3.36
このうち：							
国際機関							
EAD純額	5,117	354	143	0	0	0	5,614
平均LGD (%)	45.30	49.45	41.26	0	0	18.30	45.46
平均PD (%)	0.01	0.01	0.08	0	0	2.92	0.01
合計	91,978	63,095	303,513	4,112	154,900	34,115	651,713

以下の表は、先進的IRBA内で処理される当行の未利用コミットメントのエクスポージャーを示している。これは、規制上のエクスポージャー・クラス別の内訳であり、対応するエクスポージャー加重与信換算掛目および結果としてのEADも表示している。

規制上のエクスポージャー・クラス別の先進的IRBA内の未利用コミットメントのエクスポージャー

	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	未利用コミット メント(百万 ユーロ)	加重与信換算掛 目(CCF) (%)	未利用コミット メントに係るエ クスポート 価値(EAD) (百万ユーロ)	未利用コミット メント(百万 ユーロ)	加重与信換算掛 目(CCF) (%)	未利用コミット メントに係るエ クスポート 価値(EAD) (百万ユーロ)
中央政府および中央銀行	889	81	718	782	79	614
機関	2,057	36	748	1,673	37	621
法人	174,303	33	57,536	138,047	33	46,058
不動産担保付リテール・エクス ポージャー	6,174	76	4,716	6,827	74	5,085
適格なりボルピング・リテー ル・エクスポージャー	5,660	66	3,752	5,779	65	3,780
その他のリテール・エクスポート ージャー	7,777	53	4,096	7,799	51	3,980
先進的IRBA内の未利用コミット メントに係るEAD合計	196,860	36	71,566	160,906	37	60,137

対前年度比較は、特に為替変動およびCB&SおよびGTBにおける特有のビジネスの成長によって法人のエクスポージャーが増加したことに起因する利用コミットメントの増加を示している。基礎的IRBAから先進的IRBAへのポストバンクの大手法人／金融機関のポートフォリオの移転も増加の要因に挙げられる。

規制上定められたリスク・ウェイトに関するエクスポージャー

IRBA機関として、当行は持分投資、集团的投資事業（以下「CIU」という。）およびその他の債権以外の資産を通常、IRBA内で処理するよう要求される。これらのエクスポージャーの種類に対しては通常、規制上定められたIRBAリスク・ウェイトが適用される。

当行は、2008年1月1日以降に締結した持分ポジションに対する当行の投資につき、CRR第155条(2)に従って、簡便なリスク・ウェイト・アプローチを使用している。当該アプローチでは持分に対するエクスポージャーを非取引所売買が十分に分散化されているもの、取引所売買およびその他の非取引所売買に区分し、規制上定められたリスク・ウェイトである190%、290%または370%をそれぞれ使用する。当行はまた、金融部門事業体のCET 1金融商品への重大な投資（CRR第48条で定められた基準値免除条項の対象となる。）に対して第48条(4)により250%のリスク・ウェイトが課されるエクスポージャーも含めている。

「その他の債権以外の資産」エクスポージャー・クラスに割り当てられたエクスポージャーは、キャッシュ・ポジションの場合には0%、将来の収益性に依存し、一時差異から発生する繰延税金資産（CRR第48条で定められた基準値免除条項の対象となる。）の場合には250%、または100%のIRBAリスク・ウェイトを受ける。

以下の表は、規制上のリスク・ウェイトが適用される持分およびその他の債権以外の資産に関する当行のIRBAエクスポージャーをEADベースで要約している。信用リスク軽減技法は適用されていない。

リスク・ウェイト別の持分投資およびその他の債権以外の資産のEAD純額

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
0%	2,130	883
100%	3,891	5,739
190%	0	62
250%	7,103	0
290%	266	184
370%	1,096	1,089
持分投資およびその他の債権以外の資産のEAD合計	14,486	7,957

増加は主に、CRR/CRD 4による金融部門事業体への重大な投資に対するCRR第48条に基づく250%のリスク・ウェイトの導入および上述の繰延税金資産（10 / 15%ルール）に起因する。

[次へ](#)

基礎的內部格付手法

当行は、当行の基礎的IRBAに適格なポストバンクの残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、これらが2014年度中に先進的IRBAに新たに割り当てられていない範囲で、基礎的IRBAを適用している。基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）が含まれ、一方、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）および与信換算掛目（以下「CCF」という。）は規制上のフレームワークにおいて定められている。

機関および法人クラス内のエクスポージャーについて、各基礎的IRBA格付システムが開発されている。デフォルト確率は、透明性の高い一貫したマスター・レーティング・スケールに基づいて、各関連相手先の信用エクスポージャーに割り当てられる。割り当てられる借手の格付は、内部開発の格付モデルに基づいて算出される。当該モデルは、一貫性のある固有の顧客関連の基準を特定し、ある顧客に関して得られた特定の基準のセットに基づいて格付等級を割り当てる。基準のセットは、各顧客区分に関連した情報のセット（一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ等）から得られる。使用されている手法は、統計的分析に基づいており、入手可能な関連する定量的および定性的情報を考慮した上で、特定のポートフォリオ区分については専門家ベースの評価によって修正される。当該格付システムには、大手格付機関（すなわち、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングス）からの外部の長期格付が考慮される。

基礎的IRBAには、CRR第178条の要件に準拠し、IRBAの承認プロセスの一環としてBaFinが確認したデフォルト定義が適用された。

基礎的內部格付 - モデル検証

当行は、当行の格付手法およびポストバンクの信用リスク・パラメータを定期的に検証している。格付手法の検証ではモデルの識別力に重点を置く一方、PDに関するリスク・パラメータの検証では過去のデフォルト実績と比較しての当該パラメータの予測力を分析する。

当行の基礎的IRBAに使用されたポストバンクにおけるリスク・パラメータに関する検証結果

	PD			
	2014年度		2013年度	
	個数	EAD (%)	個数	EAD (%)
適切	0	0.0	2	99.6
過度に保守的	0	0.0	1	0.4
進歩的	2	100.0	0	0.0
合計	2	100.0	3	100.0

このうち、既に再調整および導入されたもの	2014年度中		2013年度中	
	個数	EAD (%)	個数	EAD (%)
過度に保守的	0	0.0	0	0.0
進歩的	0	0.0	0	0.0
合計	0	0.0	0	0.0

上記の表は、ポストバンクに関連した当行の基礎的IRBAに使用されたPDリスク・パラメータに関するモデル検証の結果の要約である。個々のリスク・パラメータの設定が適切として分類された場合には、検証の結果再調整は行われない。内訳は、2014年12月31日および2013年12月31日現在の個数および各パラメータに紐付けされている関連EADにより表示されている。

検証によりポストバンクの2個の基礎的IRBA関連格付システムに関するPDパラメータ設定は進歩的過ぎると分類された。再調整は2015年度に予定されている。2013年度に過度に保守的であると分類された格付システムは2014年度に使用が中止された。

基礎的IRBAエクスポージャー

ポストバンクのポートフォリオ内において、当行は、顧客特有の特徴および使用する格付システムといった要因を考慮して、当行のエクスポージャーを関連する規制上のエクスポージャー・クラスに割り当てている。以下の表では、基礎的IRBAに割り当てられている範囲で、ポストバンクのデリバティブおよびSFTからの相手先の信用リスク・ポジションも考慮している。

以下の表は、EADをエクスポージャー加重平均リスク・ウェイト（以下「RW」という。）とともに表示している。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。保証またはクレジット・デリバティブによってカバーされているエクスポージャーに関するEAD総額の情報は

当初の相手先のエクスポージャー・クラスに割り当てられているのに対し、EAD純額の情報ではエクスポージャーをプロテクションの売手に割り当てている。

格付等級別の各エクスポージャーに関する基礎的IRBAエクスポージャー

2014年12月31日現在							
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	iAAA-iAA 0.000- 0.045%	iA 0.045- 0.125%	iBBB 0.125- 0.475%	iBB-iCCC 0.475%超	合計(デフォルトを除く)	デフォルト	合計(デフォルトを含む)
中央政府および中央銀行							
EAD総額	0	0	0	0	0	0	0
EAD純額	0	0	0	0	0	0	0
このうち：未利用コミットメント	0	0	0	0	0	0	0
平均RW(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
機関							
EAD総額	0	0	1	0	1	0	1
EAD純額	0	0	0	0	0	0	0
このうち：未利用コミットメント	0	0	0	0	0	0	0
平均RW(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法人							
EAD総額	1,785	267	2,261	1,559	5,872	167	6,039
EAD純額	1,785	848	2,031	1,222	5,886	167	6,053
このうち：未利用コミットメント	8	1	169	41	219	5	224
平均RW(%)	10.23	16.49	41.36	81.77	36.72	0.11	35.71
合計							
EAD総額	1,785	267	2,262	1,559	5,873	167	6,040
EAD純額	1,785	848	2,031	1,222	5,886	167	6,053
このうち：未利用コミットメント	8	1	169	41	219	5	224
平均RW(%)	10.23	16.49	41.36	81.77	36.72	0.11	35.71

2013年12月31日現在							
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	iAAA-iAA 0.000- 0.045%	iA 0.045- 0.125%	iBBB 0.125- 0.475%	iBB-iCCC 0.475%超	合計(デフォルトを除く)	デフォルト	合計(デフォルトを含む)
中央政府および中央銀行							
EAD総額	0	8	0	0	8	0	8
EAD純額	0	8	0	0	8	0	8
このうち：未利用コミットメント	0	0	0	0	0	0	0
平均RW(%)	0.00	27.57	0.00	0.00	25.57	0.00	27.57
機関							
EAD総額	259	3,413	1,790	130	5,592	0	5,592
EAD純額	259	3,413	1,790	130	5,592	0	5,592
このうち：未利用コミットメント	0	0	6	0	6	0	6
平均RW(%)	17.11	16.09	30.22	141.57	23.58	0.00	23.58
法人							
EAD総額	35	557	4,449	2,399	7,440	81	7,521
EAD純額	35	928	4,224	2,128	7,315	81	7,396
このうち：未利用コミットメント	0	2	606	154	762	5	767
平均RW(%)	15.31	26.16	53.72	110.99	66.71	0.00	65.97

合計							
EAD総額	294	3,978	6,239	2,529	13,040	81	13,121
EAD純額	294	4,349	6,014	2,258	12,915	81	12,996
このうち：未利用コミットメント	0	2	612	154	768	5	773
平均RW（％）	16.90	18.25	46.72	112.75	48.01	0.00	47.70

以下の表は、デリバティブおよびSFTからの相手先の信用リスク・エクスポージャーを除く、中央政府および中央銀行、機関および法人に関する当行の基礎的IRBAエクスポージャーの内部格付等級別分布を、各等級に関するPDの範囲とともに示している。当該内部の格付等級は外部のスタンダード・アンド・プアーズの各格付等級を考慮に入れている。EAD純額は、計算されたリスク・ウェイト・アセットおよび平均RWとともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。

PD等級別の中央政府および中央銀行に関する基礎的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブ・ポジションおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

内部格付	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	EAD純額	平均PD（％）	RWA	平均RW（％）	EAD純額	平均PD（％）	RWA	平均RW（％）
iAAA	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iA	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iA-	0	0.00	0	0.00	8	0.08	2	27.57
iBBB+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iBBB	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iBBB-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iBB+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iBB	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iBB-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iB+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iB	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iB-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iCCC+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iCCC	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iCCC-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計（デフォルトを除く）	0	0.00	0	0.00	8	0.08	2	27.57
デフォルト	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計（デフォルトを含む）	0	0.00	0	0.00	8	0.08	2	27.57

PD等級別の機関に関する基礎的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブ・ポジションおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

内部格付	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	EAD純額	平均PD（％）	RWA	平均RW（％）	EAD純額	平均PD（％）	RWA	平均RW（％）
iAAA	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00

iAA	0	0.00	0	0.00	98	0.03	15	15.31
iAA-	0	0.00	0	0.00	155	0.04	28	18.21
iA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iA	0	0.00	0	0.00	405	0.06	27	6.77
iA-	0	0.00	0	0.00	2,934	0.09	499	17.00
iBBB+	0	0.00	0	0.00	411	0.15	141	34.24
iBBB	0	0.00	0	0.00	994	0.23	260	26.18
iBBB-	0	0.00	0	0.00	369	0.38	133	36.14
iBB+	0	0.00	0	0.00	64	0.69	54	84.83
iBB	0	0.00	0	0.00	15	1.23	16	105.09
iBB-	0	0.00	0	0.00	9	2.06	11	122.67
iB+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iB	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iB-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iCCC+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iCCC	0	0.00	0	0.00	41	18.00	102	246.68
iCCC-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計（デフォルトを除く）	0	0.00	0	0.00	5,495	0.29	1,286	23.43
デフォルト	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計（デフォルトを含む）	0	0.00	0	0.00	5,495	0.29	1,286	23.43

PD等級別の法人に関する基礎的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブ・ポジションおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

内部格付	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	EAD純額	平均PD（％）	RWA	平均RW（％）	EAD純額	平均PD（％）	RWA	平均RW（％）
iAAA	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA	1,767	0.03	180	10.20	35	0.03	5	15.31
iAA-	18	0.04	2	13.26	0	0.00	0	0.00
iA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iA	26	0.06	4	16.90	518	0.06	115	22.13
iA-	814	0.08	133	16.31	405	0.10	127	31.30
iBBB+	540	0.15	121	22.32	912	0.15	362	39.65
iBBB	879	0.23	379	43.12	1,510	0.23	754	49.93
iBBB-	549	0.38	306	55.82	1,666	0.38	1,076	64.60
iBB+	736	0.69	494	67.12	1,121	0.69	951	84.81
iBB	236	1.23	162	68.79	272	1.23	284	104.62
iBB-	35	2.06	28	78.64	287	2.06	347	120.99
iB+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iB	32	3.78	17	54.16	170	3.78	246	144.76
iB-	28	7.26	32	113.90	37	7.26	66	177.02
iCCC+	5	12.76	11	198.16	1	12.76	3	223.09
iCCC	62	18.00	156	250.41	163	18.00	382	234.34
iCCC-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計（デフォルトを除く）	5,727	0.52	2,025	35.36	7,097	0.95	4,718	66.48
デフォルト	165	100.00	0	0.11	80	100.00	0	0.00
合計（デフォルトを含む）	5,892	3.31	2,025	34.38	7,177	2.05	4,718	65.73

中央政府および銀行、機関、ならびに法人の基礎的IRBAエクスポージャー・クラスにおける減少は、主としてポストバンクの大手法人／金融機関のポートフォリオが先進的IRBAへ移転したことに起因している。

以下の表は、各々関連する地理的拠点における、対応するエクスポージャー・クラス別の当行の基礎的IRBAエクスポージャーを示している。地理的拠点として、当行が支店または子会社を有し、エクスポージャーの金額が50万ユーロまたはそれ以上である国々を示している。この要件に満たないエクスポージャーは「その他」として表示しており、これには国際機関に対するエクスポージャーも含まれている。エクスポージャーは、それぞれの相手先の所在国に基づいて特定の地理的拠点に割り当てられている。

地理的拠点別の基礎的IRBA信用エクスポージャー内のEAD純額および平均PD（デリバティブおよびSFTを含む。）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年12月31日現在			
	中央政府および 中央銀行	機関	法人	合計
アルゼンチン				
EAD純額	0	0	9	9
平均PD(%)	0	0	0.13	0.13
オーストラリア				
EAD純額	0	0	6	6
平均PD(%)	0	0	0.27	0.27
オーストリア				
EAD純額	0	0	249	249
平均PD(%)	0	0	0.20	0.20
ベルギー				
EAD純額	0	0	88	88
平均PD(%)	0	0	2.15	2.15
ブラジル				
EAD純額	0	0	13	13
平均PD(%)	0	0	0.28	0.28
チリ				
EAD純額	0	0	1	1
平均PD(%)	0	0	0.07	0.07
中国				
EAD純額	0	0	5	5
平均PD(%)	0	0	1.17	1.17
コロンビア				
EAD純額	0	0	3	3
平均PD(%)	0	0	0.16	0.16
チェコ共和国				
EAD純額	0	0	19	19
平均PD(%)	0	0	0.28	0.28
デンマーク				
平均LGD(%)	0	0	12	12
平均PD(%)	0	0	1.47	1.47
フィンランド				
EAD純額	0	0	12	12
平均PD(%)	0	0	0.17	0.17
フランス				
EAD純額	0	0	180	180
平均PD(%)	0	0	1.06	1.06

ドイツ				
EAD純額	0	0	4,621	4,621
平均PD (%)	0	0	2.72	2.72
ギリシャ				
EAD純額	0	0	10	10
平均PD (%)	0	0	0.07	0.07
香港				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD (%)	0	0	0.34	0.34
ハンガリー				
EAD純額	0	0	19	19
平均PD (%)	0	0	0.43	0.43
インド				
EAD純額	0	0	6	6
平均PD (%)	0	0	0.31	0.31
インドネシア				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD (%)	0	0	0.28	0.28
アイルランド				
EAD純額	0	0	8	8
平均PD (%)	0	0	0.27	0.27
イスラエル				
EAD純額	0	0	1	1
平均PD (%)	0	0	0.43	0.43
イタリア				
EAD純額	0	0	117	117
平均PD (%)	0	0	0.25	0.25
日本				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD (%)	0	0	0.35	0.35
ルクセンブルグ				
EAD純額	0	0	42	42
平均PD (%)	0	0	0.16	0.16
マレーシア				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD (%)	0	0	0.31	0.31
メキシコ				
EAD純額	0	0	7	7
平均PD (%)	0	0	0.16	0.16
オランダ				
EAD純額	0	0	102	102
平均PD (%)	0	0	0.42	0.42
ナイジェリア				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD (%)	0	0	8.72	8.72
ノルウェー				
EAD純額	0	0	3	3
平均PD (%)	0	0	0.13	0.13
ペルー				

EAD純額	0	0	2	2
平均PD（％）	0	0	0.13	0.13
ポーランド				
EAD純額	0	0	26	26
平均PD（％）	0	0	0.70	0.70
ポルトガル				
EAD純額	0	0	7	7
平均PD（％）	0	0	0.22	0.22
カタール				
EAD純額	0	0	1	1
平均PD（％）	0	0	0.09	0.09
ルーマニア				
EAD純額	0	0	17	17
平均PD（％）	0	0	0.81	0.81
シンガポール				
EAD純額	0	0	3	3
平均PD（％）	0	0	0.13	0.13
スロバキア				
EAD純額	0	0	12	12
平均PD（％）	0	0	0.59	0.59
南アフリカ				
EAD純額	0	0	1	1
平均PD（％）	0	0	0.20	0.20
韓国				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD（％）	0	0	0.31	0.31
スペイン				
EAD純額	0	0	47	47
平均PD（％）	0	0	0.41	0.41
スウェーデン				
EAD純額	0	0	21	21
平均PD（％）	0	0	0.29	0.29
スイス				
EAD純額	0	0	111	111
平均PD（％）	0	0	0.81	0.81
台湾				
EAD純額	0	0	1	1
平均PD（％）	0	0	0.35	0.35
タイ				
EAD純額	0	0	3	3
平均PD（％）	0	0	0.22	0.22
トルコ				
EAD純額	0	0	3	3
平均PD（％）	0	0	1.40	1.40
アラブ首長国連邦				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD（％）	0	0	0.19	0.19
英国				
EAD純額	0	0	158	158

平均PD (%)	0	0	41.44	41.44
米国				
EAD純額	0	0	51	51
平均PD (%)	0	0	0.47	0.47
ウルグアイ				
EAD純額	0	0	2	2
平均PD (%)	0	0	0.12	0.12
その他				
EAD	0	0	40	40
平均PD (%)	0	0	2.15	2.15
このうち：国際機関				
EAD	0	0	0	0
平均PD (%)	0	0	0	0
合計	0	0	6,053	6,053

以下の表は、当行のスペシャライズド・レンディングに関する基礎的アプローチのエクスポージャーをEADベースで要約している。最低所要自己資本の計算に関して、特定の仕組みへのリスク・ウェイトの割り当てに潜在的なリスク軽減要素が既に考慮されている場合には、規制上のリスク・ウェイトが適用される。追加の信用リスク軽減技法は適用されていない。

リスク・ウェイト別のスペシャライズド・レンディングに関するエクスポージャー

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
リスク・ウェイト区分1（優）	2,806	8,223
リスク・ウェイト区分2（良）	811	680
リスク・ウェイト区分3（可）	429	139
リスク・ウェイト区分4（弱い）	41	65
リスク・ウェイト区分5（デフォルト）	128	1,061
スペシャライズド・レンディングのEAD合計	4,215	10,169

減少は主に、スペシャライズド・レンディングに関する先進的IRBA格付システムが2014年度にBaFinに承認された結果生じたポストバンクのエクスポージャーの一部によるものである。

標準的アプローチ

当行は、当行の信用リスク・エクスポージャーのサブセットを標準的アプローチ内で処理している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。

当行は、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの半分以上を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

一定のCIUエクスポージャーに関して、当行はCIUを基礎となる投資へと分解する「ルック・スルー」処理を適用している。CRR第152条に従って、これらのエクスポージャー（主として確定給付年金基金資産で構成される。）は、標準的アプローチに割り当てられる。

CRR第150条およびSoIvV第10条に従って、当行はさらなる（通常はIRBAに適格な）エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。この母集団は、IRBAに含めるのに個別では重要性が低いと見なされる複数の小規模ポートフォリオから構成される。

その他の小規模な信用エクスポージャーは、一時的に標準的アプローチに割り当てられており、当行は徐々にそれらをIRBAに移行する計画である。優先順位付けおよび対応する移行計画は、管轄当局であるBaFinおよびドイツ連邦銀行と協議され、合意される。

2008年1月1日より前に締結された持分ポジションは、IRBAを免除する移行措置の対象となり、標準的アプローチの処理に従って100%のリスク・ウェイトが適用される。

標準的アプローチに基づいて所要規制自己資本を計算するために、当行はスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスおよび場合によってはDBRSからの適格な外部格付を使用している。DBRSの格付は、標準的アプローチにおいて、2009年度以降、少数のエクスポージャーに対して適用されている。格付は、標準的アプローチにおけるすべての関連するエクスポージャー・クラスに適用される。特定の相手先に関して複数の格付が利用可能な場合、自己資本の計算のための関連するリスク・ウェイトを決定するために、CRR第138条の規定する選定基準が適用される。さらに、標準的アプローチの下でカバーされるエクスポージャーの量が少ないこと、およびそこに含まれる（外部格付された）中央政府エクスポージャーの割合が高いことを考えて、当行は発行体の格付から借手の格付を推測していない。

以下の表には、リスク・ウェイト別に細分化された標準的アプローチ内のエクスポージャー価値が、適格な金融担保、保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮前および考慮後で表示されている。なお、規制上のバンキング勘定における証券化ポジションおよび標準的アプローチに割り当てられているポストバンクのCIUエクスポージャー（後述の「リスク・ウェイト別の標準的アプローチ内のポストバンクのCIUに係るEAD」の表に表示されている。）は除外されている。

リスク・ウェイト別の標準的アプローチ内のエクスポージャー価値

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	信用リスク軽減考慮前	信用リスク軽減考慮後	信用リスク軽減考慮前	信用リスク軽減考慮後
0%	83,870	84,907	78,483	80,150
2%	31,773	31,654	0	0
4%	0	0	0	0
10%	22	22	34	34
20%	1,131	1,197	1,661	1,656
35%	3,699	3,698	11,606	11,601
50%	12,020	12,056	5,914	5,960
70%	2,992	2,992	0	0
75%	8,612	7,250	15,043	12,300
100%	20,388	15,152	27,050	17,861
150%	3,062	2,926	889	880
標準的アプローチ内のEAD合計	167,568	161,854	140,680	130,441

EADの増加は主に、2%の固定のリスク・ウェイトに報告されている中央清算機関に対する当行のトレード・エクスポージャーに関して、CRR/CRD 4のフレームワークが導入されたことに起因する。2014年度に段階的導入率20%で計算された当行の確定給付年金基金資産の影響も、この増加の要因として挙げられる。

以下の表は、「ルック・スルー」処理に基づいて標準的アプローチに割り当てられた集団的投資事業の形での債券、ならびにリスク・ウェイトが第三者によって計算されるポストバンクからの集団的投資事業に係るエクスポージャー価値から構成されている。信用リスク軽減技法は適用されていない。

リスク・ウェイト別の標準的アプローチ内のポストバンクのCIUに係るEAD

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
CIU内の債券		
0%	0	1,058
5%	1,569	0
11%	0	0
22%	2	26
55%	0	274
110%	0	327
200%	44	45
300%	0	0
CIU内の債券に係るEAD	1,615	1,730
リスク・ウェイトが第三者によって計算されるCIU		

22%未満	0	0
22%超110%未満	215	182
110%超	8	8
リスク・ウェイトが第三者によって計算されるCIUに係るEAD	223	190
標準的アプローチ内のCIUに係るEAD合計	1,838	1,920

信用リスク軽減技法の規制上の適用

リスク・ウェイトed・アセットおよび所要規制自己資本は、信用リスク軽減技法により積極的に管理可能である。規制上の計算における認識の前提条件として、当行はCRRの規定する担保管理、監視プロセスおよび法的強制力に関する一定の最低要件を遵守しなければならない。

規制上の認識に適格な担保の範囲は、特定のリスク・ポジションに関して使用される規制自己資本の計算方法に主に依存する。基礎となる手法の洗練度がより高いほど、許容される担保の範囲ならびに保証およびクレジット・デリバティブを通じてプロテクションを認識するオプションの範囲がより広くなるのが原則である。しかし、遵守すべき最低要件およびリスク軽減による便益を反映するために利用可能なメカニズムもまた、適用される規制上の計算方法に主に依存する。

先進的IRBAは通常、あらゆる種類の金融担保ならびに不動産、譲渡担保およびその他の物的担保を受け入れる。担保価値の信頼性のある見積りが可能でありかつ基本的要件が満たされていることを当行が管轄当局に証明できる限り、当行の先進的IRBAの適用において、許容される担保の範囲に基本的に制限はない。

保証およびクレジット・デリバティブ契約からの便益の享受にも同じ原則が適用される。一定の基本的最低要件が満たされている限り、先進的IRBA内において、適格な担保提供者の範囲にも基本的に制限はない。ただし、担保提供者の信用の質およびその他の関連要素は当行の内部モデルを通じて組み込まれる。

当行の先進的IRBA計算において、金融およびその他の担保は通常、リスク・ウェイトを決定するためのインプット・パラメータとしての適用されるLGDへの調整を通じて考慮される。保証およびクレジット・デリバティブからのプロテクションの認識に関して、通常、PD置き換えアプローチが適用される。すなわち、先進的IRBAのリスク・ウェイトの計算内において、借手のPDがプロテクションの売手または保証人のPDに置き換えられる。しかし、一定の担保付エクスポージャーおよび一定のプロテクション提供者に関しては、いわゆるダブル・デフォルトの取扱いが適用される。ダブル・デフォルト効果は、保証付エクスポージャーについては、オリジネーターと保証人が同時に債務不履行する場合にのみ損失が発生することを意味する。

以下の表は、信用リスク軽減考慮前の先進的IRBAエクスポージャーを、先進的IRBAに適格な担保ならびに保証およびデリバティブに比例配分した金額と共に示している。

エクスポージャー・クラス別の先進的IRBAにおける担保付相手先の信用リスク・エクスポージャー

	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	EAD合計	先進的IRBA に適格な担保	保証および クレジット・デリバ ティブ	担保付EAD 合計 ¹	EAD合計	先進的IRBA に適格な担保	保証および クレジット・デリバ ティブ	担保付EAD 合計 ¹
単位：百万ユーロ								
中央政府および中央銀行	85,182	1,004	2,129	3,133	85,815	2,716	2,042	4,758
機関	61,785	12,036	2,456	14,492	60,373	13,751	2,255	16,005
法人	311,791 ²	67,424	25,091	92,515	273,955 ²	66,369	21,540	87,908
リテール	192,891	135,969	968	136,937	190,588	133,104	1,009	134,113
合計	651,649	216,433	30,644	247,077	610,731	215,940	26,845	242,785

1 EPE測定尺度に反映されている担保を除く。

2 希薄化リスクにさらされるエクスポージャー（2014年度末現在14.3億ユーロ、2013年度末現在11.6億ユーロ）を含む。

EADおよび関連する担保付EADの増加は主に、モデルの変更および為替変動ならびに法人エクスポージャーにおけるCB&SおよびGTBの特有の成長に起因している。基礎的IRBAから先進的IRBAへのポストバンクの大手法人／金融機関のポートフォリオの移転も増加の要因に挙げられた。

基礎的IRBAでは、先進的IRBAと比較してより厳しい制限が信用リスク軽減の適格性に関して設定されているが、金融担保、保証およびクレジット・デリバティブならびに基礎的IRBAに適格なその他の担保（モーゲージおよび譲渡担保等）の考慮を認めている。

基礎的IRBAにおいて認識される金融担保は、原則的に、現金、債券およびレポ・レンディングに関連したその他の有価証券である。

以下の表は、信用リスク軽減考慮前の基礎的IRBAエクスポージャーを、金融担保およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブに比例配分した金額と共に示している。

エクスポート・クラス別の基礎的IRBAにおける担保付相手先の信用リスク・エクスポート

2014年12月31日現在

	EAD合計	金融担保	その他の担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計
単位：百万ユーロ					
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0
機関	1	0	0	0	0
法人	6,039	0	0	567	567
合計	6,040	0	0	567	567

2013年12月31日現在

	EAD合計	金融担保	その他の担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計
単位：百万ユーロ					
中央政府および中央銀行	8	0	0	0	0
機関	5,592	0	0	0	0
法人	7,521	0	0	643	643
合計	13,121	0	0	643	643

EADの減少の要因は主として、基礎的IRBAから先進的IRBAへのポストバンクの大手法人／金融機関のポートフォリオの移転であり、したがって、上述の影響が部分的に反映されている。

標準的アプローチにおいて、担保の認識は、現金、金地金、一定の負債証券、株式およびCIUといった適格な金融担保に限定され、多くの場合、そのボラティリティ調整後の担保価値のみである。一般的な構造において、標準的アプローチは、「不動産担保付債権」に対して好ましい（より低い）リスク・ウェイトを与える。この好ましいリスク・ウェイトを考慮して、不動産は標準的アプローチの下で担保項目とは見なされない。適格な保証およびクレジット・デリバティブの提供者に関してさらなる制限が考慮されなければならない。

所要自己資本の計算にリスク軽減技法を反映するために、当行は金融担保の包括的手法を適用している。これは、当該手法の洗練度の高さからより広範囲の適格担保が許容されるためである。このアプローチ内において、金融担保は、各リスク・ポジションに関するエクスポート価値の減少を通じて反映され、一方、保証およびクレジット・デリバティブの形でのプロテクションは置き換え（すなわち、借手のリスク・ウェイトがプロテクション提供者のリスク・ウェイトに置き換えられる。）によって考慮される。

以下の表は、エクスポート・クラス別の標準的アプローチにおけるエクスポート、金融担保、ならびに保証およびクレジット・デリバティブを示している。エクスポート・クラスはCRR/CRD 4に従っており、これはバーゼル2.5のフレームワークに従ったエクスポート・クラスと概して比較可能である。

エクスポート・クラス別の標準的アプローチにおけるエクスポート価値

2014年12月31日現在

2013年12月31日現在

	EAD合計	金融担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計	EAD合計	金融担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計
単位：百万ユーロ								
中央政府および中央銀行	40,445	29	431	460	49,961	2	891	893
地域政府および地方自治体	18,322	4	33	37	19,744	3	1	3
公共部門事業体	10,182	1	474	475	4,180	1	587	588
国際開発金融機関	4,931	0	0	0	921	0	2	2
国際機関	2,357	0	0	0	550	0	0	0
機関	32,449	169	42	211	4,796	339	97	435
法人	16,381	4,268	20	4,288	23,763	7,985	115	8,100
リテール	8,613	385	0	385	9,656	618	0	618
不動産の抵当権設定による担保	3,956	0	0	0	5,173	11	0	11
デフォルト時エクスポート	3,423	138	0	138	1,304	16	0	16
特定の高リスク関連項目	161	2	0	2	0	0	0	0

カバード・ボンド	22	0	0	0	34	0	0	0
短期信用評価による機関 および法人に対する債権	0	0	0	0	0	0	0	0
集团的投資事業（CIU）	25,262	0	0	0	1,920	0	0	0
持分投資	2,707	0	0	0	3,023	0	0	0
その他の項目	419	0	0	0	17,575	0	0	0
合計	169,630	4,996	1,001	5,996	142,600	8,975	1,693	10,667

EADの増加の主たる要因は、現在ではエクスポージャー・クラスのうち機関に報告されている中央清算機関に対する当行のトレード・エクスポージャーに関して、CRR/CRD 4のフレームワークが導入されたことである。確定給付年金基金資産のエクスポージャー（2013年度には「その他の項目」のエクスポージャー・クラスとして報告されていた。）は、エクスポージャー・クラスのうち「集团的投資事業（CIU）」に含まれており、ここで2014年度には段階的導入率20%で計算された影響も、エクスポージャーの増加の要因として挙げられた。エクスポージャー・クラス「デフォルト時エクスポージャー」のEADの増加は、主にCRR/CRD 4のフレームワークでのデフォルト定義が調整されたことに起因する。

[次へ](#)

証券化

証券化についての以下の項（199ページ（訳者注：原文のページ）まで）は、第三の柱に関連する特定の開示を表示している。規制により、第三の柱の開示の監査は要求されていない。したがって、この項は無監査である。表示されている定量的情報は、規制上の連結の範囲に従っている。

当行の証券化活動の概要

当行は、証券化ストラクチャーを使用する様々な事業活動に従事している。主な目的は、資産の特定のポートフォリオに関連するリスクおよびリターンへのアクセスを投資家たる顧客に提供すること、資金調達へのアクセスを借入を行う顧客に提供すること、ならびに当行の自己の信用リスク・エクスポージャーを管理することである。

証券化市場の参加者は、通常は、CRR第4条(1)(13,14)で定義されているとおり、オリジネーター、スポンサー、または投資家としての3つの異なる役割を選択することができる。オリジネーターとは、証券化エクスポージャーの組成または購入に際し、それ自体で、または関連する事業体を通じて、直接的または間接的に関与する機関である。スポンサーの役割で、機関は資産担保コマーシャル・ペーパー・プログラム（以下「ABCP」という。）またはその他の証券化取引の創設および管理は行うが、組成または購入資産の貸借対照表上への計上は行わない。当行が締結したその他すべての証券化ポジションは、投資家としての立場で引き受けられている。当行は事業目標を達成するために、証券化市場における3つのすべての役割を果たしている。

バンキング勘定の証券化

当行は、オリジネーターとして、主に信用リスクを軽減する戦略から、主に信用ポートフォリオ戦略グループ（以下「CPSG」という。）を通じて証券化商品を使用している。このグループは、CB&Sコーポレート部門およびGTBコーポレート部門内の国際的投資適格ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中規模企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの信用リスクを管理するために、特にシンセティック証券化商品を使用する。信用リスクは、シンセティック・ローン担保証券を通じて主に金融保証の形態で、そして、それより程度は少ないが、ファースト・ロス・プロテクションを提供するクレジット・デリバティブとして、主に相手先に移転される。

オリジネーターとして移転した信用リスクの全体量は、CB&Sにおいては増加した。これは主に、2014年度におけるオリジネーター活動に起因した。これらの取引はヨーロッパの中小企業（以下「SME」という。）ならびに大企業・大規模機関に関連するヨーロッパおよびアメリカの資産に関連している。PBCにおける信用リスクの移転量は、ポストバンクの取引における原プールの返済に伴って減少した。

当行は2008年度および2009年度に、積極的な流動性リスク管理戦略の一環として、制限付きで証券化取引を開始した。当行は2015年度にこの一部を置き換える予定である。これらの取引は信用リスクを移転しないため、この項の定量的部分には含まれていない。

当行は、第三者により組成された資産の証券化を通じて、多くのABCPプログラムを創設し、スポンサーとなり、管理を行っている。これらのプログラムは、コマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）市場での資金調達へのアクセスを顧客に提供し、顧客のために投資商品を創出する。各プログラムは、CPを発行する特別目的事業体（いわゆる「コンジット」）、およびそれを補佐する1社以上のSPEから構成されており、これらを通じて資産が購入されている。コンジットおよびSPEは、有限責任会社として、または同等の法的形態で組織化されている。ABCPプログラムを通じて証券化された資産には、オート・ローン、オート・リース、自動車ディーラー向けフロア・プラン債権、学生ローン、クレジット・カード債権、営業債権、キャピタル・コール債権、住宅用および商業用モーゲージ・ローン、将来フローならびにその他の資産が含まれている。当行は、CPプログラムの事務管理代行機関として、CPコンジットによるドイツ銀行グループ以外の貸出金、有価証券およびその他の債権の購入に便宜を図り、そこでコンジットは、購入資金を得るために、原資産を担保とする高格付け短期CPを市場に発行する。コンジットは、CPに関して投資適格格付を維持するため、十分な担保、信用補完および流動性サポートを必要とする。当行は、これらのコンジットに対する流動性および信用補完の提供者として活動しており、関連する与信枠が規制上のバンキング勘定に計上されている。また、当行は、為替および金利スワップに係るコンジットに直面する場合もあり、これらはトレーディング勘定に計上される。ABCPプログラムの一部としての当行のコンジット・エクスポージャーの詳細については、「証券化のスポンサーとしてドイツ銀行が使用する特別目的事業体の種類」の項で提供されている。

さらに、当行は第三者が発行した証券化商品からのトランシェの購入を通じて、または流動性、信用サポートもしくはその他の形態の融資を提供することによって、第三者の証券化に対する投資家として活動している。加えて、当行は証券化ストラクチャーに関連するデリバティブを提供することにより、第三者の証券化を支援している。これらには、通貨、金利、エクイティおよびクレジット・デリバティブが含まれている。

当行の2014年度の証券化勘定のほぼ半分は、主にCPSGにおける取引、すなわち当行の既存の貸出金ポートフォリオに関するリスク圧縮活動を通じたオリジネーション活動に関連していた。当行の証券化エクスポージャーの約8%はスポンサーとしての役割と考えられ、その残りは投資家として活動したものであった。

2014年度において、証券化勘定の合計は、35億ユーロ増加し551億ユーロとなった。主な要因は、上記の信用リスクを軽減するためのオリジネーター活動、および為替関連の変動であった。

全体として、証券化ポジションは、多様な資産クラスのパフォーマンスにさらされている。これには主に、コーポレート・シニア・ローンまたは無担保貸出金、オート・ローンまたは学生ローン等の消費者貸出金、ならびに住宅用または商業用の第1順位および第2順位モーゲージが含まれている。当行は資本構成全体にわたって活動しており、より上位のシニア・トランシェに重点を置いている。再証券化の一部は、主に原プールにおける企業債権の証券化が裏付けとなっている。

証券化エクスポージャーに関する遡及は最初に原資産に対して行われる。関連するリスクは、通常は超過担保、優先劣後構造の順位、準備金勘定、超過利息またはその他のサポート契約の形態での信用補完により軽減される。そのほかのプロテクションの特徴には、業績のトリガー、財務制限条項ならびに債務不履行事象が含まれており、不履行時の期限の利益の喪失、差押権および/またはその他の救済手段を定めている法定書類に明記されている。

新たなバンキング勘定のエクスポージャーに対する当初のデュー・デリジェンスは通常、取引の特徴に応じて、以下のいずれかまたはすべてを含んでいる：(a)条件概要書、サービサー報告書またはその他の過去の業績データ、格付機関による分析等の第三者評価報告書（外部で格付けされている場合）等の関係書類のレビュー、(b)資産クラスに特有のキャッシュ・フロー・モデルを通じた基本および下振れシナリオのモデリング、(c)サービサーのプロセスおよび財務健全性に関する信頼性を評価するためのサービサー・レビュー。当該デュー・デリジェンスの結果は、エクスポージャーの規模および割り当てられた内部格付により、適切な与信権限レベルによる承認を要する、信用および格付のレビューに要約される。

適用される規制上の要件に従った、リスク保持、デュー・デリジェンスおよびモニタリングに関する規制上の要件の遵守は、当行の信用レビュー・プロセスの一部であり、関連データは、信用レビュー・プロセスおよび財務報告プロセスに使用されるITシステムの支援を受けて報告目的で集約される。

現在行われている定期的な業績レビューには、貸出契約書の業績のトリガー/財務制限条項に対する定期的なサービサー報告書のチェック、ならびに経済、地域、セクターおよびサービサーの発展に照らした全体的な業績動向のチェックが含まれる。再証券化の一部を監視する際には、証券化されたトランシェの原資産の業績を入手可能な範囲で考慮する。

より長期の貸出関連コミットメントに関しては、内部格付の見直しが少なくとも年1回必要である。資産の業績が著しくマイナス（またはプラス）に変動することにより、見直しの日程が早まることがある。全面的な信用レビューも年1回必要であり、高格付のエクスポージャーに関しては、隔年の実施が必要である。さらに、損失リスクがより高いと識別されたエクスポージャーに関しては、個別の要注意先リスト・プロセス（通常四半期ごとに実施）があり、このプロセスでは資産およびサービサーの業績の個別の評価が必要である。それは、エクスポージャー戦略の見直しを含み、また損失の可能性を軽減するために取るべき次の方策を識別する。再証券化取引に対するアプローチに差異はない。

構造上の完全性の評価は、証券化におけるリスク管理のもう一つの重要な構成要素である。その評価は、法定書類で定められている証券化の構造上のプロテクション（すなわち、担保権の完全化、支払フローの分離および監査権）に焦点を当てている。各証券化の評価は、第三者である監査人と契約し、監査範囲を決定し、その外部監査の結果を査閲する専門チームによって行われる。これらのリスク・レビューおよび評価の結果は、信用リスク管理部によって実施された信用および格付レビュー・プロセスを補完している。

証券化活動は、当行の流動性活動に影響を及ぼす。前述のとおり、当行は2008年度および2009年度に、積極的な流動性リスク管理戦略の一環として証券化取引を開始したが、一方で、当行は、ドイツ銀行をスポンサーとする資産担保コマーシャル・ペーパーまたはその他のリボルビング・コミットメントを支援する流動性のバックストップ機能のもとで、流動性が低下する可能性にさらされている。この流動性リスクは、当行の財務部門によって監視されており、当行の流動性計画および定期的なストレス・テストに含まれている。

当行は、証券化取引の既存の勘定の一部を、リスク圧縮のために割り当てた「レガシー勘定」として識別した。これは当行のNCOUの一部を形成している。リスクを圧縮するということは、通常、既存の当行の勘定上のポジションの一部またはすべてが、適正な価格が成立し得る限り、市場に売却されることを意味する。これらのポジションは償却（該当がある場合）を通じた減少からも利益を享受する。2014年度には、このレガシー勘定は25億ユーロ純減し、52億ユーロを計上した。

証券化エクスポージャーに関する信用ヘッジ要件は、個々の与信承認時に求められ、内部信用レビューまたは格付レビューごとに再度確認される。ただし、信用リスク管理は、そのほとんどが借手、サービサーおよび資産クラスのレベルに対する過度なリスクの集中を回避することにより行われている。当初引き受けたより高めのリスクはいずれも、主にシンジケーションまたは流通市場での売却を通じて、与信承認時に求められた最終保有にまで圧縮される。リスク圧縮が成功しているかどうかは監視されており、上級管理職に定期的に報告される。バンキング勘定では、かなり限定された信用ヘッジ活動のみが行われている。

さらに、証券化取引を構築する中で、ヘッジは通常、含まれている資産によって左右される金利リスクおよびクロス・カレンシー・リスクをSPEから切り離す（必要がある場合）ために取り組まれる。このヘッジが当行によって提供されるものである

場合、証券化構造に係る関連する相手先リスクは、信用リスク管理部のレビュー・プロセスに含まれており、実際は当行のトレーディング勘定の一部であるが、バンキング勘定のエクスポージャーの一部として以下で報告されている。このヘッジが当行によって提供されるものではない場合、その大部分は、強固な財務基盤を備えた国際的な大規模金融機関で取り組まれている。このような間接的な相手先リスクは、ヘッジの相手先の信用責任者に報告され、その信用評価の一部となる。

トレーディング勘定の証券化

トレーディング勘定では、当行はオリジネーター、スポンサーおよび投資家として活動している。投資家の役割では、当行の主な目的は、流通市場におけるマーケット・メーカーとしての役割を果たすことである。マーケット・メーカー機能は、トレーディング収益のフローを生み出すため、当行の顧客に流動性を提供すること、および双方向の市場（買いおよび売り）を提供することから成る。オリジネーターの役割では、当行は主に、法人またはSMEに対する貸出金を裏付けとした短期のシンセティック・シングル・トランシェCDO（以下「SST - CDO」という。）を取り扱っている。さらに、オリジネーターとしての役割では、主に商業用不動産事業において、当行は証券化予定の貸出金に融資している。当行がスポンサーの役割を持つトレーディング勘定での活動（上記のマルチ・セラー型のオリジネーター取引から派生する活動を除く。）はごく僅かである。

当行は、徐々に縮小しつつあるあるNCOUのポートフォリオ内に資産担保証券（以下「ABS」という。）のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオを有している。リスク圧縮促進以外に新しい活動は生じていない。当該ポジションは管理されており、後述のマーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークの一部である。

当行の証券化デスクは、証券化および再証券化の両方を通じて、大規模な優先劣後構造を備えたシニア債からファースト・ロス劣後トランシェまでのすべての資本構造にわたる資産を取引している。トレーディング勘定内の再証券化に対する当行のエクスポージャーは、前年度末時点の1,025百万ユーロと比較して2014年12月31日現在801百万ユーロで、その大部分が古くからのローン担保証券（証券化商品の持分を含む。）で構成されており、格付は中位のBBB+である。資本構造に係る様々なリスクの程度は、資産が取引される価格に反映される。これは、市場がそれらの投資に対して損失の調整後に得られる最低限のリターンを求めているためである。証券化ポジションは、そのほとんどが第1順位と第2順位の担保付貸出金に裏付けされた住宅用モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）および商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、コーポレート・シニア・ローンおよび無担保貸出金に裏付けされたローン担保証券（以下「CLO」という。）、ならびに有担保および無担保クレジットに裏付けされた消費者ABSから構成される。

その他の固定利付および信用資産と同様に、証券化の取引高は、危機的局面において観察されたとおり、流動性に影響を与え、取引高の減少をもたらし得るグローバルな経済成長および地政学的な事象と連動している。現在進められている規制の変更および最終的な導入に関する不確実性が、証券化商品にわたってボラティリティの上昇および流動性／取引量の減少につながる可能性がある。証券化資産に内在するその他の潜在的リスクは、期限前償還、債務不履行、損失の強度およびサービス履行である。ここで留意すべきことは、トレーディング勘定の資産は時価評価され、前述のリスクはポジションの価格に反映されるということである。

当行のマーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークは、トレーディング勘定内で保有するすべての証券化ポジションに適用される。証券化に適用されたリスク・ガバナンスのフレームワークには、新商品の承認、新しい取引の承認、リスク・モデルおよび測定、ならびに資産管理システムおよび取引の開始に関連する方針と手続が含まれている。すべての証券化ポジションは、バリュエーション・アット・リスク、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクおよび経済的資本を用いて把握および測定される。当該測定は、内部・外部のモデルおよびプロセスに依拠しており、それには基礎となる担保に関連するリスクの第三者評価の使用を含んでいる。トレーディング勘定内で保有するすべての証券化ポジションは、グローバル、地域および商品レベルで、リスク・ガバナンスのフレームワーク内で把握、報告および制限され、信用リスクおよびマーケット・リスクの変動はいずれも報告される。

制限の仕組みには、バリュエーション・アット・リスクおよび商品への特定の限度枠が含まれる。資産クラスの市場価額の限度枠は順位／格付および流動性に基づいており、そこでは格付の低いポジションまたは流動性の低い資産クラスのポジションであれば、取引の限度枠も低く設定される。限度枠監視システムは、エクスポージャーを把握し、限界値を超えると注意喚起する。限度枠を超える取引はすべて、マーケット・リスク管理部の承認が必要である。証券化および再証券化のプロセスも同様である。

マーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークはまた、トレーディング勘定における証券化ポジションに関する発行体（信用）リスクを把握する。MRMのプロセスは、リスクの集中を管理し、ポジション・レベルでの限度枠を設定する。限度枠の構造は資産クラスおよび格付に基づいており、流動性の低いポジションおよび格付の低いポジションであれば低い取引限度枠が割り当てられる。限度枠管理報告書は、ポジション・レベルの限度枠の遵守性を推進し、いかなる限度枠超過の可能性をも検知するために作成される。ポジションがグローバル基準でそれぞれ市場価額の限度枠を超える場合は、MRMの承認が必要である。取引の承認を必要とするポジションについては、さらなるデュー・デリジェンスが実施される。これには、有価証券の信用パフォーマンスの分析および取引リスクの評価が含まれる。さらに、担保レベルのストレス・テストおよび業績の監視が、リスク管理プロセスに組み込まれている。このプロセスは、証券化および再証券化の両方をカバーしている。

証券化デスクは、証券化ポートフォリオ全体の信用リスク、金利リスクおよび一定のテール・リスクを軽減するために、マクロ・ヘッジおよびポジション・レベルのヘッジの組み合わせを取り入れている。デュレーションおよび信用感応度（DV01およびCS01）は、適切なヘッジの計算に使用される主要なリスク感応度の測定尺度である。いくつかの利用されたヘッジ商品には、プレーンバニラ金利スワップ、米国財務省証券および商品特有の流動性指数を含んでいる。当該ヘッジ（資金調達型および資金未調達型の両方）のマーケット・リスクは、上述のマーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークに組み込まれ、管理されている。また、当該ヘッジ（資金調達型および資金未調達型の両方）の相手先リスク（主に主要なグローバル金融機関から成る。）は、信用リスク管理部によって行われる正式なリスク管理プロセスを通じて管理および承認される。

CRR規則に準拠すると、すべての関連するポジションについて取引前にデュー・デリジェンスを実施することが要求される。各取引デスクは、取引前のデュー・デリジェンスを実施し、その後関連するデュー・デリジェンス項目が実施されたか否かを示すために、取引実行時に適切なデータ・レコードを記録する責任がある。取引前のデュー・デリジェンス項目には、取引の構造上の特性の確認、基礎となるポートフォリオの実績の監視、および関連する保有高の開示が含まれる。

GT0の規制証券化グループはその後、エラーまたはフラグの変更に關して取引のインプットをレビューし、規制管理レポートを配布して、この件の上位の連絡先としての役割を負う。フラグの変更またはトレーディングデスクのエラーの検証後、GT0の規制証券化グループはこれに伴う変更を伝達し実行する。該当する関連ポジションが事前に定義した限度枠を超える場合、CRRに關してMRMにより、さらなる取引前のデュー・デリジェンスが実施される（上述のとおりのプロセス）。

証券化に関する会計方針および評価方針

当行の会計方針は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に含まれている。当行が組成した証券化プログラム、および当行が証券化する意図で購入した資産を保有している場合の最も関連性のある会計方針は、「連結の原則」、「金融資産および金融負債」ならびに「金融資産および金融負債の認識の中止」である。さらに注記14「公正価値で計上される金融商品」も参照のこと。

証券化のスポンサーとしてドイツ銀行が使用する特別目的事業体の種類

当行は、第三者から取得した資産を証券化する、資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「ABCP」という。）プログラムの創設および管理をスポンサーとして行っている。各プログラムは、コマーシャル・ペーパーを発行する特別目的ビークル（いわゆる「コンジット」）、およびそれを補佐する1社以上の特別目的事業体（以下「SPE」という。）から構成されており、これらを通じて資産が購入されている。ABCPプログラムを通じて証券化された資産には、オート・ローン、オート・リース、自動車ディーラー向けフロア・プラン債権、学生ローン、クレジット・カード債権、営業債権、キャピタル・コール債権、住宅用および商業用モーゲージ・ローン、将来フローならびにその他の資産が含まれている。

2014年度にコマーシャル・ペーパーの発行に使用された主なコンジットは、Aspen Funding Corp.、Newport Funding Corp.、Gemini Securitization Corp.およびRhein-Main Securitization Ltd.である。資産購入SPEはコンジット発行社債（多様な資金調達社債を含む。）により資金拠出されるか、または与信枠を締結する。以下の表は、当行のコンジット別の証券化フレームワークにおいて規制上の計算目的で適用されるABCP関連エクスポージャーを表している。2014年7月にムーティーズによる当行の短期格付が格下げされたことに關連して、第三者証券化の資金調達源としてのコンジットの利用が重要視されなくなり、ABCPに關連するエクスポージャーの低下の主な原因となった。

主なコンジット別のABCPプログラム・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
Aspen Funding Corp.	1,022	959
Newport Funding Corp.	546	582
Gemini Securitization Corp. LLC ¹	1,074	6,176
Sedona Capital Funding Corp. LLC	1	1,659
Montage Funding LLC	0	894
Saratoga Funding Corp. LLC	0	1,047
Rhein Main Securitization Ltd. ²	1,077	3,195
RM Multi-Asset Ltd.	0	215
RM Fife Ltd.	296	922
RM AYR Ltd.	0	551
RM Sussex Ltd.	777	963
RM Chestnut LTd.	0	543
Sword Securitization Ltd.、Scimitar Securitization Ltd.	0	338
SPAN NO 9 PT LIMITED	0	338

合計	3,720	11,250
----	-------	--------

- 1 Gemini Securitization Corp. LLCは、直接エクスポージャー（1,073百万ユーロ）および上記のコンジットの下に表示された各SPEからの追加エクスポージャー（主にSedona Capital Funding Corp. LLC からの1百万ユーロ）から成る。
- 2 Rhein Main Securitization Ltd.は、直接エクスポージャー（4百万ユーロ）および上記のコンジットの下に表示された各SPEからの追加エクスポージャー（主にRM Fife Ltd.からの296百万ユーロおよびRM Sussex Ltd.からの777百万ユーロ）から成る。

当行は、SPVまたは関連するコンジットに付与された流動性と信枠、信用状、トータル・リターン・スワップまたは類似の信用補完、金利および為替関連デリバティブならびにコマーシャル・ペーパーから生じるオンバランスおよびオフバランス両方のエクスポージャーを引き受ける。

当行はまた、スポンサーとして、証券化資産の選択およびトランシェの構築において一部の特別目的事業体を支援する。この種の取引には、証券化資産のごく一部（例えば住宅用・商業用モーゲージ・ローンの正常債権および不良債権）が当行によって組成されたマルチ・セラー型の証券化が含まれている可能性がある。当行は、ファースト・ロス・トランシェまたは金利および為替関連デリバティブを含むオンバランスおよびオフバランスのエクスポージャーを引き受けることがある。

当行は、証券化取引のオリジネーターまたはスポンサーとして、ABCPおよびその他の証券化トランシェを、「取引執行のみ（execution only）」の取引形態でのみ、かつ自己のリスク評価に依拠する取引に精通した現法人顧客に対してのみ販売する（または指定のマーケット・メーカー機関を通じた販売の手配を行う。）。通常の事業の過程で、当行は、投資アドバイザー・サービスを同時に提供する現法人顧客に対しては、このようなトランシェを提案しない。

当行の部門のドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（ドイチェAWM）は、集団投資（ミューチュアル・ファンドおよびオルタナティブ投資ファンドを含む。）に係る事業者に対して、およびすべての主要な資産クラス（証券化ポジションを含む。）にわたる伝統的およびオルタナティブ投資へのアクセスを申し入れる私人に対して、資産運用サービスを提供している。それらのポジションのごく一部である3.0%が、ドイツ銀行がオリジネーターまたはスポンサーとして行動する証券化取引におけるトランシェで構成された。

規制上の証券化フレームワーク

CRR第4条(1)(61)は、規制上の報告上、どのような取引種類およびポジションが証券化取引および証券化ポジションとして分類されなければならないかを定義している。

証券化取引とは、証券化ポートフォリオの信用リスクが2つ以上の証券化トランシェに分割されており、かつトランシェ保有者に対する支払いが証券化ポートフォリオの業績に依拠している取引として基本的に定義されている。それぞれのトランシェには、優先順位の序列（ウォーターフォール）があり、それがトランシェ保有者に対する支払いまたは損失の分配の順序および金額を決定している。ジュニア・トランシェに対する損失の分配をもって、全証券化取引の終了とはならない。すなわち、シニア・トランシェは存続し、劣後トランシェに対して損失を分配する。

証券化ポジションは、証券化トランシェに対する投資、ウォーターフォールに含まれる金利および外国為替リスクをヘッジするためのデリバティブ取引、流動性と信枠、信用補完、資金未調達型信用プロテクションまたは証券化トランシェに関する担保を含む様々な形態で取得することができる。

証券化の意図を持って組成または取得された資産は、規制上のバンキング勘定またはトレーディング勘定への割り当てのため全般的なアプローチに従う。詳細は「規制上のトレーディング勘定に対するポジションの配分」の章に記載されている。

バンキング勘定およびトレーディング勘定の証券化ポジションに関する所要規制自己資本の計算アプローチは、欧州の所要自己資本規制（以下「CRR」という。）で規定されている。

バンキング勘定の証券化に関する所要規制自己資本の計算

バンキング勘定の証券化の信用リスクに関する所要規制自己資本は、CRR第242条から270条に準拠した証券化のフレームワークに基づいて決定される。それは、信用リスク標準的アプローチ（以下「CRSA」という。）の証券化ポジションと内部格付手法（以下「IRBA」という。）の証券化ポジションに区分している。証券化ポジションのCRSAの証券化ポジションまたはIRBAの証券化ポジションのいずれかへの分類は、証券化ポートフォリオの性質によって決まる。基本的に、CRSAの証券化ポジションとは、証券化ポートフォリオが主に信用リスク・エクスポージャーを含んでいる場合のポジションであり、それらが当行によって直接保有されている場合には、信用リスクのフレームワークに基づきCRSAのエクスポージャーとして適格となる。一方で、証券化ポートフォリオの大部分がIRBAのエクスポージャーとして適格となる場合、その証券化ポジションはIRBAの証券化ポジションとして適格となる。

CRSAの証券化ポジションのリスク・ウェイトは、それらの関連する外部格付（利用可能な場合）から導き出される。外部格付をリスク・ウェイトの計算で使用するためには、一定の適格基準を満たさなければならない。適格な外部格付は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスおよびDBRSから得られる。特定の証券化ポジションに対して、適格な格付が1つ以上利用可能な場合、CRR第269条に定められた規定に準拠して、関連する外部格付は、2番目に高い

適格な格付として決定される。適格な外部格付がないICRSAの証券化ポジションについては、CRR第259条(3)との関連でCRR第109条(1)に準拠する内部評価アプローチの適用が適格でなかった場合、リスク・ウェイトは1,250%となるが、CRR第253条に準拠するリスクの集中アプローチの適用が適格でなかった場合のリスク・ウェイトは1,250%未満となる可能性がある。

IRBAの証券化ポジションのリスク・ウェイトは、以下のヒエラルキーに従って決定される。

- IRBAの証券化ポジションについて、適格な外部格付が1つ以上存在する場合、または外部格付をベンチマークとなる証券化ポジションの適格な外部格付から推量することができる場合、リスク・ウェイトは関連する外部格付から導き出される（格付に基づくアプローチ）。
- 一方、適格な外部格付が存在しない、または推量することができない場合、IRBAの証券化ポジションのリスク・ウェイトは、通常、CRR第262条に準拠したスーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチまたはCRR第259条(3)および(4)に準拠した内部評価アプローチに基づいて決定されることになる。
- 前述のアプローチのどちらも適用することができない場合、ポジションのリスク・ウェイトは1,250%となる。

格付に基づくアプローチは、当行のIRBAの証券化ポジションおよびICRSAの証券化ポジションの大部分に適用されており、ほとんどがより低い（良い）リスク・ウェイト帯におさまっている。当行は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスおよびDBRSの外部格付を使用している。適格な外部の信用評価または推量された外部の信用評価がある証券化ポジションの大部分は、投資家として保有する証券化ポジションである。リスクの集中アプローチは、当行のバンキング勘定の証券化エクスポージャー総額に比べて少ない、少額のICRSAの証券化エクスポージャーに適用されている。スーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチおよび内部評価アプローチの適用範囲は以下のとおりである。

当行が証券化取引のオリジネーターに関する特別規定を適用している証券化ポジション（CRR第256条およびCRR第265条それぞれに準拠して、オリジネーターが認識することになる投資家の持分を含む。）はない。

スーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチおよび内部評価アプローチ

スーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチ（以下「SFA」という。）の対象となる証券化ポジションのリスク・ウェイトは、特に証券化ポートフォリオの所要自己資本およびウォーターフォールにおける上位の証券化ポジションを入力値として使用する計算式に基づいて決定される。SFAを適用する場合、当行は、証券化ポートフォリオに含まれる資産に関するリスク・パラメータのPDおよびLGDを、これらの資産を対象に内部で開発された承認済みの格付システムを使って見積もっている。当行は、当行が組成していない資産に適用される予定の同質の資産プールを対象とする新しい格付システムの開発を継続している。この格付システムは、比較可能な資産の過去の債務不履行および損失に関する情報に基づいている。リスク・パラメータのPDおよびLGDは、リスク・プールのレベルで導き出される。

バンキング勘定の証券化ポジション合計の約72%がSFAの対象である。このアプローチは、主に法人貸出金、自動車関連の債権および商業用不動産に裏付けされたポジションの格付けに使用される。

ABCPプログラムに関連しているが、資産担保コマーシャル・ペーパーではない、未格付のIRBAの証券化ポジションについては、リスク・ウェイトは内部評価アプローチ（以下「IAA」という。）に基づいて計算される。規制目的でこの概念を使用することとは別に、内部格付は予想損失および経済的資本の計算にも使用され、与信意思決定および監視プロセスの場面でも重要な役割を果たしている。

当行は、当行のABCPコンジット証券化エクスポージャーの約71%にIAAを適用することについて、BaFinから承認を得ている。

IAAの対象となる資産クラスは、資産クラス別の特定の詳細な一連の規則によって管理されている。これらの資産クラスの規則文書（以下「ACW」という。）は、信用リスク管理部、リスク分析＆リビング・ウィル部およびフロント・オフィスにより設定された。当該規則は、公式な内部プロセスにおいてレビューおよび承認され、少なくとも年1回のレビューの対象となっている。BaFinにより承認された資産クラスについて、レビュー・プロセスにおいて重要な変更がある場合には、ACWは規制当局による再承認を必要とする。

現在、消費者用および商業用の両方の資産のうち14の異なる資産クラスについて、IAAに関するBaFinの承認を受けている。ストレス・ファクターは、資産クラス毎および格付等級毎に異なる。それらは「有力な」外部格付機関が設定した基準に基づいて設定されており、内部の定性的および定量的な格付分析の基礎を形成している。ストレス・ファクター乗数は、一般に予想損失プールのレベルと比較して特定の格付を得るためにどれほどの信用補完が必要であることを示している。

以下の表は、(a)格付等級毎のストレス・ファクター乗数、または(b)所定のストレス・ファクター乗数を使用しない場合の主要なストレス・テスト手法（それぞれの有力格付機関によって公表された手法に基づいている。）を要約している。

有力格付機関別格付等級毎のストレス・ファクター乗数

資産クラス	オート・ローン	CD0	商業用リースおよび貸出金	消費者貸出金	クレジット・カード	営業債権
有力格付機関	S&P	ムーディーズ	S&P	S&P	S&P	S&P

AAA	3.75-5	1.95	5	4-5	3-6.6	2.5
AA	3-4	1.8-1.76	4	3-4	2.5-5	2.25
A	2-3	1.73-1.69	3	2-3	2-3.75	2
BBB	1.75-2	1.67-1.63	2	1.5-2	1.5-2.5	1.5
BB	1.5-1.75	1.5-1.2		1-1.5	1.25-1.5	

所定のストレス・ファクター乗数を使用しない場合の格付機関のストレス・ファクター手法の要約

資産クラス	キャピタル・コ ール	MBS サービ サー・ア ドバンス	市場価額 CDO	RMBS オースト ラリア	RMBS ヨーロッ パ	RMBS 米国	賠償年金払 決済 (Structured Settlements)	学生ロー ン FFELP
有力格付 機関	ムー ディーズ	ムー ディーズ	S&P	S&P	S&P	S&P	S&P	ムー ディーズ
コメント	債務者の 格付およ び回収率 に関する 保守的な 仮定に基 づく手法 (保守的 な相関関 係基準に より裏付 けされて いる)。	サービ サー・ア ドバンス の種類別 に、格付 固有のス トレスの かかった 回収曲線 を適用す る手法。 キャッ シュ・フ ローはマ ルチプル 金利スト レス・シ ナリオの もとで流 出入す る。	S&Pおよび ムー ディーズ の両社が ストレ ス・ファ クター乗 数の代わ りに使用 するアド バンス・ レート を用いる 手法(そ れぞれの ウェブ・ サイトか ら入手可 能)。	ベンチ マークと なるプー ルに基づく格付等 級毎の債 務不履行 および損 失仮定を 用いる手 法(比較 されるそ れぞれの プールに 対して適 宜調整を 加える)。	ベンチ マークと なるプー ルに基づく格付等 級毎の債 務不履行 および損 失仮定を 用いる手 法(比較 されるそ れぞれの プールに 対して適 宜調整を 加える)。	プール内 の各個別 貸出金に 係る格付 等級毎の S&Pの債務 不履行お よび損失 仮定を適 用するス トレス・ テスト。	業界特有の回 収率が用いら れるポート フォリオに 関して、各格付 等級ごとに、 潜在的なデ フォルト(債 務不履行)確 率の確率分布 を生成する。 大口の債務者 および大口の 業種の債務不 履行に関して は追加的なス トレス・テス トを実施す る。	所定の累 積デフォ ルト率、 自発的期 限前返済 率、サー ビスサー のリジェ クト率お よび借手 のベネ フィット・ レート を含む 特定のス トレスを かけた格 付等級の 適用。

それぞれの有力格付機関によって公表された手法に基づく情報(随時改訂される可能性がある。)。

さらに、資産クラス毎の基礎となるキャッシュ・フロー・モデルも、上述の定期的なレビュー・プロセスの対象である。これらの資産クラスの証券化については、当行は、外部信用評価機関、すなわち上表に示されているスタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズを利用している。

トレーディング勘定の証券化に関する所要規制自己資本の計算

トレーディング勘定の証券化のマーケット・リスクに関する所要規制自己資本は、内部モデルとCRR第337条以下に準拠した規制上の標準的アプローチの組み合わせに基づいて決定される。

トレーディング勘定の証券化ポジションの通常のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、(i)通常のマーケット・リスクに対するバリュエーション・リスクに基づいた所要自己資本、および(ii)通常のマーケット・リスクに関するストレスのかかったバリュエーション・リスクに基づく所要自己資本の合計として決定される。

トレーディング勘定の証券化ポジションの特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、当該ポジションが規制上のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ(以下「CTP」という。)に割り当てられるかどうかによって左右される。

CTPに割り当てられない証券化ポジションについては、特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、マーケット・リスク標準的アプローチ(以下「MRSA」という。)に基づいて計算される。トレーディング勘定の証券化ポジションに関するMRSAのリスク・ウェイトは、通常、バンキング勘定の証券化ポジションに適用されるのと同じ手法を使用することにより計算される。唯一異なるのは、トレーディング勘定の証券化ポジションに対してSFAが使用されることに関連している。ここでの証券化ポートフォリオの所要自己資本は、追加的リスクに係る自己資本賦課モデルに基づき、リスク・パラメータ(デフォルト確率およびデフォルト時損失)を使用することによって決定される。特定のリスクに関するMRSAに基づく所要自己資本は、CTPを除くすべての証券化の正味ロング・ポジションおよび正味ショート・ポジションに関する所要自己資本のより大きい額として決定される。特定のリスクに関するMRSAの計算に含まれた証券化ポジションは、さらに特定のリスクに関するバリュエーション・リスクおよびストレスのかかったバリュエーション・リスクの計算にも含まれる。

MRSAによる処理の対象となるトレーディング勘定の証券化は、それぞれ基礎となる担保の種類ごとに区別された様々な資産クラスを含んでいる。

- 住宅用モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)

- 商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）
- ローン担保証券（以下「CLO」という。）
- 債務担保証券（以下「CDO」という。）
- 資産担保証券（クレジットカード、オートローンおよびオートリース、学生ローン、設備ローンおよびリース、ディーラー向けフロア・プラン融資等を含む。）

それらはまた、上記の商品に基づくシンセティック・クレジット・デリバティブおよび一般的に取引されているインデックスを含んでいる。

逆に、CTPに割り当てられる証券化ポジションの特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、(i)特定のリスクに関するバリュー・アット・リスクに基づく所要自己資本、(ii)特定のリスクに関するストレスのかかったバリュー・アット・リスクに基づく所要自己資本、および(iii)包括的なリスク計測（以下「CRM」という。）モデルから導き出される特定のリスクに関する所要自己資本の合計として決定される。CRMに基づく所要自己資本は、MRSAに基づくすべての証券化の正味ロング・ポジションおよび正味ショート・ポジションの特定のリスクに関する所要自己資本のより大きい額の8%に等しい下限の対象となっている。

CTPには、主に以下の要件を満たすトレーディング・コリレーション目的で保有する証券化ポジションおよび特定順位参照型クレジット・デリバティブが含まれている。

- すべての参照商品は、シングル・ネーム・クレジット・デリバティブ（双方向の流動性のある市場が存在する。）を含むシングル・ネーム商品、またはそれらの参照事業体に基づく一般的に取引されているインデックスのいずれかである。
- ポジションは、再証券化ポジションでも、証券化トランシェに係るオプションでも、証券化トランシェからの収入に対する比例持分を提供しない証券化エクスポージャーのその他のいかなるデリバティブでもない。
- ポジションは、特別目的事業体に対する債権、不動産またはリテールに係る債権または偶発債権を参照しない。

CTPには、ポートフォリオ内の証券化および特定順位参照型ポジションに対するヘッジ取引も含まれるが、ただし、当該商品またはその原資産に双方向の流動性のある市場が存在している場合に限る。CTPに割り当てられた典型的な商品は、シンセティックCDO、特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）ならびにインデックスおよびシングル・ネームCDSである。規制上のCTPをカバーするCRMに関する詳細については、「トレーディング・マーケット・リスク」の項を参照のこと。

証券化の詳細

以下の表における報告金額は、規制上のバンキング勘定およびトレーディング勘定別に、当行の証券化エクスポージャーの詳細を提供している。バンキング勘定およびトレーディング勘定のエクスポージャーの表示は、前年度の開示に則している。MRSAの対象となる当行のトレーディング勘定の証券化ポジションの詳細はこの章に含まれているが、包括的なリスク計測（以下「CRM」という。）の対象となるトレーディング勘定の証券化ポジションの詳細は「トレーディング・マーケット・リスク」の章に記載されている。

証券化エクスポージャー残高

当行は、以下に示すように、証券化エクスポージャーに関連して、当行が関連する証券化ポジションを留保または購入している範囲で、その信用リスクまたはマーケット・リスクにのみさらされている。留保または購入したポジションのリスクは、証券化取引の支払いにおけるウォーターフォール構造の中での順位に左右される。開示目的上、マルチ・セラー型の証券化の場合は、当行はオリジネーターのほか、スポンサーとしてみなされる。これは、スポンサー欄の証券化エクスポージャー残高合計およびオリジネーター欄の同エクスポージャーの当行持分の開示に反映されている。

当行はオリジネーターまたはスポンサーのいずれかの役割で、当行の能力の範囲内で伝統的な証券化取引またはシンセティック証券化取引を通じた証券化を行っており、以下の表はエクスポージャーの種類別に分割したバンキング勘定のエクスポージャー残高合計、すなわちプール規模合計の詳細である。当表は、オリジネーター欄の中で、当行の貸借対照表を元としていたか、または第三者から取得したかいずれかの基礎となる証券化資産プールの情報を提供している。報告金額は、シンセティック証券化のオンバランスのエクスポージャーに関する当行の連結財務諸表上で報告された帳簿価額が、または伝統的な証券化およびシンセティック取引のオフバランスのエクスポージャーに関する想定元本金額のいずれかである。以下の表において、オリジネーターとして報告された2014年12月31日現在の証券化エクスポージャー残高合計465億ユーロのうち、当行が留保した金額は270億ユーロであり、2013年12月31日現在の証券化残高および留保したエクスポージャー（それぞれ423億ユーロおよび227億ユーロ）に比べて増加している。

スポンサーとしての関連では、以下の表で報告された証券化エクスポージャー残高合計は、有価証券およびその他の債権を発行する事業体のエクスポージャー残高の想定元本金額を表している。2014年12月31日現在、マルチ・セラー型取引を含むスポンサー欄に表示された証券化エクスポージャー残高合計293億ユーロのうち、当行が留保または買い戻したエクスポージャーは92億ユーロであった。残りのエクスポージャーは、第三者が保有している。2013年12月31日現在、マルチ・セラー型取引を

含むスポンサー活動による証券化エクスポージャー残高合計772億ユーロに関する当行のエクスポージャーは130億ユーロであった。当行のエクスポージャーの減少は、主にABCPコンジットを通じて資金調達する証券化勘定を縮小させるという経営陣の決定に起因するものであった。報告された証券化エクスポージャー残高合計は、コンジットと関係がある第三者のサービス報告書から入手した情報を使用して算出されている。

バンキング勘定におけるエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（プール規模合計）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	オリジネーター		スポンサー ¹		オリジネーター		スポンサー ¹	
	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	8,485	2,171	635	64	9,379	2,945	3,867	0
商業用モーゲージ	9,978	0	7,525	0	9,265	0	7,980	0
クレジット・カード債権	0	0	1,560	0	0	0	4,118	0
リース	89	0	3,691	0	0	0	8,439	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ²	1,320	24,420	6,814	0	2,215	18,522	13,342	0
消費者貸出金	0	0	6,506	0	0	0	15,185	0
営業債権	0	0	547	0	0	0	193	0
カバード・ボンド	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の資産 ³	0	0	1,974	0	0	0	24,107	0
証券化エクスポージャー 残高合計 ⁴	19,873	26,592	29,252	64	20,858	21,467	77,232	0

1 2014年12月31日現在、スポンサー欄に含まれるマルチ・セラー型関連の証券化エクスポージャーの金額88億ユーロのうち、当行が組成したものは48億ユーロである。したがって、この金額はオリジネーター欄の金額にも含まれている。2013年12月31日現在、当該金額はそれぞれ110億ユーロおよび58億ユーロであった。

2 SMEは中小企業を指す。

3 2013年度の金額はレンタカーおよびディーラー向けフロア・プラン活動を支援する証券化から成る。

4 バンキング勘定における証券化活動に関連する信用リスクに対する当行のエクスポージャーの規制上の評価については、「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」の表を参照のこと。

以下の表は、オリジネーターおよびスポンサーとしての活動別に分けて、当行の規制上のトレーディング勘定で保有する証券化ポジションに関連する証券化エクスポージャー残高合計を提供しており、さらに伝統的な取引およびシンセティック取引別に分類している。短期シンセティック・シングル・トランシェCD0は、オリジネーターのポジションとして反映されており、そのシンセティックのプール規模は、所与のシンセティック・プールを参照する当該ポジションの集合体の最大プール規模として決定された。以下の表に示されている証券化エクスポージャー残高合計は、当行のリスクを反映していない。それは、この残高合計には当行が留保していないエクスポージャーを含んでいること、関連するポジションのウォーターフォールにおける様々な順位を考慮していないこと、また特に同一のトランシェに係るヘッジ以外のヘッジを反映していないことによる。前年度と比較して、シンセティック証券化に関する証券化エクスポージャー残高のプールは、MRSAに含まれる一部のCTPのポジションがCRMに適格でないため、これらのポジションを考慮したことによって増加した。

トレーディング勘定におけるエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（プール規模合計）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	オリジネーター		スポンサー ¹		オリジネーター		スポンサー ¹	
	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	9,227	0	9,362	0	11,026	0	5,200	0
商業用モーゲージ	41,404	14,588	72,439	0	29,714	0	52,633	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0	0	0	0
リース	0	0	0	0	494	0	0	0

法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ²	768	104,513	1,402	0	1,998	91,965	3,720	0
消費者貸出金	0	147	0	0	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0	0	0	0	0
カバード・ボンド	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の資産	1,451	0	0	0	0	0	0	0
証券化エクスポージャー								
残高合計 ³	52,850	119,247	83,204	0	43,232	91,965	61,553	0

1 2014年12月31日現在、スポンサー欄に含まれるマルチ・セラー型関連の証券化エクスポージャーの金額734億ユーロのうち、当行が組成したものは283億ユーロである。したがって、この金額はオリジネーター欄の金額にも含まれている。2013年12月31日現在、当該金額はそれぞれ565億ユーロおよび225億ユーロであった。

2 SMEは中小企業を指す。

3 トレーディング勘定における証券化活動に関連する信用リスクに対する当行のエクスポージャーの規制上の評価については、「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」の表を参照のこと。この表はオリジネーターとしての証券化エクスポージャー124億ユーロおよびスポンサーとしての証券化エクスポージャー92億ユーロを含んでおり、「バンキング勘定におけるエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（プール規模合計）」の表に既に反映されている。

以下の表は、当行がオリジネーターで、規制上のバンキング勘定にポジションを有している証券化エクスポージャー残高の原資産プールの質の詳細を提供している。エクスポージャーは、30日以上延滞している状況であるが、未だ減損として含まれていない場合には、延滞として報告されている。当行が組成したシンセティック証券化商品については、減損および延滞エクスポージャーの金額は、当行内部の管理組織を通じて決定される。一方、当行が組成した伝統的な証券化商品については、減損および延滞エクスポージャーの金額は、主に基礎となるエクスポージャーの投資家報告書から導き出されている。

さらに、当表は、オリジネーターとして留保または購入した証券化ポジションに関して、2014年度および2013年度に当行が認識した損失のエクスポージャー種類別の詳細である。この損失は、連結損益計算書で報告されている損失である。これらの損失がすべての適格な信用プロテクションを考慮した後に、当行が留保または購入した証券化ポジションに配分される限りでは、当該金額は原資産プールの実際の損失である。これは伝統的な取引およびシンセティック取引の両方に適用される。

オリジネーターとしてのエクスポージャー種類別減損および延滞証券化エクスポージャーならびに認識した損失（プール規模合計）

	2014年12月31日		2013年12月31日	
	現在	2014年度	現在	2013年度
単位：百万ユーロ	減損 / 延滞 ¹	損失	減損 / 延滞 ¹	損失
住宅用モーゲージ	2,406	2	3,118	40
商業用モーゲージ	0	0	0	17
クレジット・カード債権	0	0	0	0
リース	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ²	14	13	32	17
消費者貸出金	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0
カバード・ボンド	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0
減損および延滞証券化エクスポージャー				
合計および認識した損失合計 ³	2,420	15	3,150	74

1 マルチ・セラー型の証券化のプール全体に関連する減損および延滞エクスポージャーを含む。これらは、当行が組成した部分以外も反映している可能性がある。

2 SMEは中小企業を指す。

3 バンキング勘定における証券化活動に関連する信用リスクに対する当行のエクスポージャーの規制上の評価については、「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」の表を参照のこと。

2014年度において、減損または延滞証券化エクスポージャー合計は24億ユーロ減少した。この減少は、主にエクスポージャー種類の「住宅用モーゲージ」および「法人またはSMEに対する貸出金」に起因していた。2014年度に当行が計上した損失は、2013年度の74百万ユーロから15百万ユーロにまで減少した。

以下の表は、エクスポージャー種類別に分けたバンキング勘定およびトレーディング勘定の既存のエクスポージャー残高の詳細を提供している。近い将来、経営陣は既存または新しい証券化取引のいずれかで、これらを証券化する意向である。証券化を控えているエクスポージャー残高には、リスクの移転のない証券化予定の資産（すなわち当行がすべてのトランシェを保有する場合の証券化）は含まれていない。

証券化を控えているエクスポージャー残高（エクスポージャーの金額）

	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	バンキング勘定	トレーディング勘定	バンキング勘定	トレーディング勘定
単位：百万ユーロ				
住宅用モーゲージ	0	0	0	741
商業用モーゲージ	0	1,754	0	2,295
クレジット・カード債権	0	0	0	0
リース	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ¹	1,645	15	0	0
消費者貸出金	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0
カバード・ボンド	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0
証券化を控えているエクスポージャー				
残高	1,645	1,770	0	3,036

1 SMEは中小企業を指す。

証券化を控えているエクスポージャー残高の大部分は、トレーディング勘定の「商業用モーゲージ」およびバンキング勘定の「法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金」であった。

留保または購入した証券化ポジション

以下の表はバンキング勘定において留保または購入した証券化ポジションの金額を示している。報告金額は、信用リスクの軽減を適用する前の規制上のエクスポージャーの値に基づいている。規制上のトレーディング勘定の証券化ポジションは、同一の、または密接に適合する有価証券およびデリバティブは相殺して純額ポジションとするCRR第327条から332条のエクスポージャーの定義に基づいて報告されていた。証券化ポジション（規制上のバンキング勘定および規制上のトレーディング勘定の両方）に関する所要自己資本は、さらに原エクスポージャーの種類別に報告されている。

エクスポージャー種類別の留保または購入した証券化ポジション

2014年12月31日現在										
	バンキング勘定					トレーディング勘定				
	オフバ ランスのデ リバティ ブ	このうち、 リスク・ ウェイトが 1,250%の もの	所要 自己資本	オフバ ランスのデ リバティ ブ	このうち、 リスク・ ウェイトが 1,250%の もの	所要 自己資本	オフバ ランスのデ リバティ ブ	このうち、 リスク・ ウェイトが 1,250%の もの	所要 自己資本	オフバ ランスのデ リバティ ブ
単位： 百万ユーロ	オンバラ ンス証券 化ポジ ション	およびSFT 証券化ポ ジション	規制上のエ クスポー ジャーの値	オンバラ ンス証券 化ポジ ション	およびSFT 証券化ポ ジション	規制上のエ クスポー ジャーの値	オンバラ ンス証券 化ポジ ション	およびSFT 証券化ポ ジション	規制上のエ クスポー ジャーの値	およびSFT 証券化ポ ジション
住宅用 モーゲージ	3,048	1,532	4,581	113	239	3,020	20	3,040	537	625
商業用 モーゲージ	1,854	882	2,736	158	169	1,682	2,573	4,256	287	399
クレジット・ カード債権	0	970	970	0	7	63	16	78	6	10
リース	2,582	1,439	4,021	5	77	10	0	10	0	1
法人またはSME （法人扱い） に対する 貸出金 ¹	27,622	3,269	30,891	42	343	1,443	3,715	5,158	231	359
消費者貸出金	6,423	2,031	8,454	7	193	345	0	345	66	70
営業債権	0	0	0	0	0	16	0	16	0	0
カバード・ ボンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の資産	3,083	338	3,421	99	131	665	8	673	182	218
留保または購 入した証券化 ポジション合 計 ²	44,612	10,461	55,074	424	1,159	7,243	6,332	13,576	1,309	1,682

1 SMEは中小企業を指す。

2 証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」および表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

2013年12月31日現在										
	バンキング勘定					トレーディング勘定				
	オフバ ランスのデ リバティ ブ	このうち、 リスク・ ウェイトが 1,250%の もの	所要 自己資本	オフバ ランスのデ リバティ ブ	このうち、 リスク・ ウェイトが 1,250%の もの	所要 自己資本	オフバ ランスのデ リバティ ブ	このうち、 リスク・ ウェイトが 1,250%の もの	所要 自己資本	オフバ ランスのデ リバティ ブ
単位：百万 ユーロ	オンバラ ンス証券 化ポジ ション	およびSFT 証券化ポ ジション	規制上のエ クスポー ジャーの値	オンバラ ンス証券 化ポジ ション	およびSFT 証券化ポ ジション	規制上のエ クスポー ジャーの値	オンバラ ンス証券 化ポジ ション	およびSFT 証券化ポ ジション	規制上のエ クスポー ジャーの値	およびSFT 証券化ポ ジション

住宅用モー ゲージ	4,794	3,334	8,128	1,048	280	2,406	44	2,450	477	546
商業用モー ゲージ	806	599	1,404	406	192	1,978	3,090	5,068	377	565
クレジット・ カード債権	0	1,520	1,520	0	12	91	0	91	0	5
リース	1,749	722	2,471	0	31	17	0	17	0	1
法人またはSME (法人扱い) に対する貸出 金 ¹	19,598	4,644	24,241	143	320	1,338	4,087	5,424	312	423
消費者貸出金	2,142	2,724	4,866	15	108	370	0	370	44	55
営業債権	0	158	158	0	1	1	0	1	0	0
カバード・ボ ンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の資産	5,029	3,933	8,962	176	186	1,258	135	1,393	275	363
留保または購 入した証券化 ポジション合 計 ²	34,117	17,634	51,751	1,789	1,130	7,458	7,356	14,814	1,485	1,958

1 SMEは中小企業を指す。

2 証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」および表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

バンキング勘定における留保または購入した証券化ポジションの合計は、「法人またはSMEに対する貸出金」のエクスポージャー種類に関するオリジネーター活動、「商業用モーゲージ」のエクスポージャー種類に関する新たなエクスポージャーおよび外国為替に関連する変動に起因して2014年度を通じて増加した。「住宅用モーゲージ」のエクスポージャー種類の減少は、主に取引の終了/返済およびCRR第246条(1)による新しいエクスポージャーの定義に起因する。トレーディング勘定において、主に「商業用モーゲージ」および「その他の資産」のエクスポージャー種類が、「住宅用モーゲージ」のエクスポージャー種類の増加と部分的に相殺され、証券化エクスポージャーは12億ユーロ(8%)減少した。

地域別の留保または購入した証券化ポジション(エクスポージャーの金額)

単位: 百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	バンキング勘定	トレーディング勘定	バンキング勘定	トレーディング勘定
ヨーロッパ	19,024	3,531	22,017	3,371
アメリカ	32,888	8,485	26,837	9,680
アジア/太平洋	3,004	1,456	2,849	1,355
その他	157	104	49	408
留保または購入した証券化ポジション合計 ¹	55,074	13,576	51,751	14,814

1 証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」および表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

上記の表に記載された金額は、証券化されたエクスポージャーの債務者の居住国に基づく。バンキング勘定における「アメリカ」地域のエクスポージャーの増加は、当行のオリジネーター活動および外国為替に関連する変動に起因した。これにより同地域のトレーディング勘定のエクスポージャーは減少した。

バンキング勘定における証券化エクスポージャー

バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位: 百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	エクスポージャー の金額	所要自己資本 IRBA ¹	所要自己資本 標準的アプローチ	エクスポージャー の金額	所要自己資本 IRBA ¹	所要自己資本 標準的アプローチ

10%	44,968	246	0	36,301	192	0
> 10 20%	4,170	37	9	5,759	50	12
> 20 50%	2,427	97	1	4,895	171	9
> 50 100%	2,313	124	53	2,385	77	74
> 100 350%	313	40	3	283	29	1
> 350 650%	160	51	0	247	75	0
> 650 < 1,250%	299	202	0	91	33	0
1,250% / 控除 ²	424	266	29	1,789	349	58
留保または購入した証券化ポジション合計	55,074	1,064	95	51,751	976	154

- 1 2014年度についてはCRR第266条(1,2)による価値修正を、2013年度についてはSolv第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。原プールの名目加重平均リスク・ウェイトとして定義されるリスク・ウェイト帯別のシンセティック証券化の期限のミスマッチに対する所要自己資本を含む。
- 2 資本からの控除は、2014年度以降には適用されない。

10%以下の区分に含まれるエクスポージャーは、主に新しいオリジネーター活動に起因して450億ユーロに増加した。一方、1,250%の区分に含まれるエクスポージャーは、CRR第246条(1)による新たなエクスポージャーの定義に伴って424百万ユーロに減少した。バンキング勘定のエクスポージャーは全体で6%増加して551億ユーロとなったが、所要自己資本は僅かに3%増加して12億ユーロとなった。

バンキング勘定におけるIRBA適格証券化エクスポージャーの最大部分は、指定関数方式（以下「SFA」という。）に従い処理されている。バンキング勘定における残りのIRBA適格証券化エクスポージャーについては、主にABCPスポンサー活動に関して内部評価方式（以下「IAA」という。）または外部格付準拠方式（以下「RBA」という。）を使用している。

バンキング勘定におけるIRBA外部格付準拠方式（RBA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-RBA ¹		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-RBA ¹	
	証券化	再証券化	証券化 ²	再証券化	証券化	再証券化	証券化 ²	再証券化
10%	5,295	0	33	0	6,449	0	35	0
> 10 20%	2,056	0	21	0	1,463	0	14	0
> 20 50%	854	1,064	50	34	1,378	1,564	85	44
> 50 100%	1,487	29	120	1	1,020	0	63	0
> 100 350%	78	7	7	1	59	108	2	11
> 350 650%	58	0	19	0	235	0	71	0
> 650 < 1,250%	154	16	85	9	13	64	7	12
1,250% / 控除 ³	342	46	244	19	662	152	253	22
留保または購入した証券化ポジション合計	10,324	1,162	579	64	11,279	1,889	531	89

- 1 2014年度についてはCRR第266条(1,2)による価値修正を、2013年度についてはSolV第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。
- 2 原プールの名目加重平均リスク・ウェイトとして定義されるリスク・ウェイト帯別のシンセティック証券化の期限のミスマッチに対する所要自己資本を含む。
- 3 資本からの控除は、2014年度以降には適用されない。

証券化に関して、IRBA-RBAの対象となるエクスポージャーは、主にポストバンクのシンセティック証券化のエクスポージャーの減少に起因して、10億ユーロ減少した。再証券化のエクスポージャーは、1件の重要な取引へのコミットメントの減少に伴って7億ユーロ減少した。

バンキング勘定におけるIRBA内部評価方式（IAA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-IAA ¹		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-IAA ¹	
	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%	996	0	7	0	4,670	0	29	0

	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
> 10 ⁽²⁾ ₍₆₎ 20%	1,160	0	11	0	3,319
> 20 ⁽²⁾ ₍₆₎ 50%	245	33	5	1	1,283
> 50 ⁽²⁾ ₍₆₎ 100%	47	0	3	0	210
> 100 ⁽²⁾ ₍₆₎ 350%	166	0	28	0	0
> 350 ⁽²⁾ ₍₆₎ 650%	0	0	0	0	0
> 650 < 1,250%	0	0	0	0	0
1,250% / 控除 ²	0	0	0	0	0
留保または購入した証券化ポジション合計	2,614	33	53	1	9,482

- 1 2014年度についてはCRR第266条(1,2)による価値修正を、2013年度についてはSolv第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。
- 2 資本からの控除は、2014年度以降には適用されない。

IRBA内部評価方式（IAA）の対象となるエクスポージャーの減少は、主にABCPコンジットを通じて資金調達する証券化勘定を縮小させるという経営陣の決定に起因するものであった。2014年度にエクスポージャーは全体で、2013年12月31日現在の99億ユーロから73%減少して26億ユーロとなった。

バンキング勘定におけるIRBA指定関数方式（SFA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-SFA ¹		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-SFA ¹	
単位：百万ユーロ	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
⁽²⁾ ₍₆₎ 10%	38,676	0	206	0	25,182	0	128	0
> 10 ⁽²⁾ ₍₆₎ 20%	317	49	3	1	172	0	2	0
> 20 ⁽²⁾ ₍₆₎ 50%	217	0	7	0	81	0	2	0
> 50 ⁽²⁾ ₍₆₎ 100%	5	0	0	0	32	0	2	0
> 100 ⁽²⁾ ₍₆₎ 350%	36	0	5	0	74	0	12	0
> 350 ⁽²⁾ ₍₆₎ 650%	102	0	32	0	13	0	4	0
> 650 < 1,250%	129	0	108	0	14	0	14	0
1,250% / 控除 ²	7	0	3	0	917	0	74	0
留保または購入した証券化ポジション合計	39,487	49	365	1	26,485	0	239	0

- 1 2014年度についてはCRR第266条(1,2)による価値修正を、2013年度についてはSolv第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。
- 2 資本からの控除は、2014年度以降には適用されない。

2014年度に、IRBA指定関数方式（SFA）の対象となるバンキング勘定のエクスポージャーは全体として395億ユーロに増加した。この増加は、主にオリジネーター活動、および以前はIRBA内部評価方式（IAA）に基づいて計算していたABCPコンジットから資金調達源が変更となった証券化ポジションに起因する。

原ポートフォリオが主に信用リスク・エクスポージャーに関連する証券化ポジションに対しては、信用リスク標準的アプローチ（以下「CRSA」という。）が使用される。当行が直接的に当該エクスポージャーを有する場合に、CRSAの適用対象となる。

バンキング勘定における信用リスク標準的アプローチ（CRSA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、SA		エクスポージャーの金額		所要自己資本、SA	
単位：百万ユーロ	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
⁽²⁾ ₍₆₎ 10%	0	0	0	0	0	0	0	0
> 10 ⁽²⁾ ₍₆₎ 20%	588	0	9	0	802	3	12	0
> 20 ⁽²⁾ ₍₆₎ 50%	14	0	1	0	238	0	9	0
> 50 ⁽²⁾ ₍₆₎ 100%	745	0	53	0	1,119	0	74	0
> 100 ⁽²⁾ ₍₆₎ 350%	27	0	3	0	9	0	1	0

> 350 ②④ 650%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
> 650 < 1,250%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,250% / 控除 ¹	23	6	23	6	16	41	16	41	41
留保または購入した証券化ポジション合計	1,398	6	89	6	2,184	44	113	41	41

1 資本からの控除は、2014年度以降には適用されない。

CRSAの対象となるエクスポージャーは、主にポストバンクのエクスポージャーの減少に起因して824百万ユーロ減少した。

トレーディング勘定における証券化エクスポージャー

CRMにおいてカバーされないトレーディング勘定における証券化ポジションについては、特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本はMRSAに基づいて計算される。トレーディング勘定における証券化ポジションのMRSAリスク・ウェイトの計算は、通常バンキング勘定における証券化ポジションに適用されるものと同じ手法に基づく。当該アプローチの詳細は、「規制証券化フレームワーク」の項および「トレーディング・マーケット・リスク」の項に記載されている。

トレーディング勘定におけるマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、MRSA		エクスポージャーの金額		所要自己資本、MRSA	
	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
②④ 10%	4,540	0	26	0	5,254	0	30	0
> 10 ②④ 20%	4,568	0	51	0	4,677	0	52	0
> 20 ②④ 50%	1,289	249	29	8	1,095	338	32	10
> 50 ②④ 100%	582	100	35	6	674	141	42	10
> 100 ②④ 350%	533	96	73	14	558	132	88	20
> 350 ②④ 650%	174	36	63	13	237	100	77	44
> 650 < 1,250%	81	18	45	11	118	6	65	3
1,250% / 控除 ¹	1,008	302	1,008	302	1,177	308	1,177	308
留保または購入した証券化ポジション合計	12,774	801	1,329	353	13,790	1,025	1,563	395

1 資本からの控除は、2014年度以降には適用されない。

前年比では、トレーディング勘定の証券化ポジションは、主に10%以下の区分（所要自己資本に対するわずかな影響を伴う）および1,250%のリスク・ウェイト区分において減少し、この結果、資本使用額が減少して169百万ユーロとなった。

再証券化ポジション

トレーディング勘定再証券化エクスポージャーは、CRR第327条から332条に従ってヘッジを認識した結果、39%減少している。

留保または購入した再証券化ポジション（エクスポージャーの金額）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	バンキング勘定		トレーディング勘定		バンキング勘定		トレーディング勘定	
	ヘッジ / 保険前	ヘッジ / 保険後	ヘッジ / 保険前	ヘッジ / 保険後	ヘッジ / 保険前	ヘッジ / 保険後	ヘッジ / 保険前	ヘッジ / 保険後
再証券化ポジション	1,250	1,250	1,313	801	2,322	2,320	3,190	1,025

金融保証の形でのリスク軽減策は、バンキング勘定またはトレーディング勘定のどちらにおいても、当行の再証券化ポジションに対して適用されなかった。

証券化活動

以下の表の2014年度末残高は、当行の証券化スポンサー活動が、2013年度と比較して増加したことを示している。2014年度末における当行の証券化オリジネーター活動の増加は、「法人またはSMEに対する貸出金」のエクスポージャー種類に主に関連

し、信用ポートフォリオ戦略グループ（CPSG）が行ったシンセティック取引からなっていた。「商業用モーゲージ」における増加は、主にアメリカからの資産に基づく、新しい伝統的な取引に起因している。

証券化活動 - バンキング勘定内のエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（すなわち、原プール）合計

	オリジネーター			スポンサー	
	2014年12月31日現在		2014年度	2014年12月31日現在	
	売却 / 清算による実現利得				
単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	(損失)	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	0	0	0	0	0
商業用モーゲージ	1,279	0	23	0	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0
リース	89	0	0	43	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ¹	0	7,594	0	689	0
消費者貸出金	0	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	547	0
カバード・ボンド	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0	0
証券化エクスポージャー残高合計 ²	1,368	7,594	23	1,279	0

1 SMEは中小企業を指す。

2 バンキング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

	オリジネーター			スポンサー	
	2013年12月31日現在		2012年度	2013年12月31日現在	
	売却 / 清算による実現利得				
単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	(損失)	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	0	0	0	1,551	0
商業用モーゲージ	2,328	0	52	2,880	0
クレジット・カード債権	0	0	0	2,455	0
リース	0	0	0	4,036	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ¹	0	10,069	0	2,405	0
消費者貸出金	0	0	0	3,532	0
営業債権	0	0	0	193	0
カバード・ボンド	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0
その他の資産 ²	0	0	0	5,211	0
証券化エクスポージャー残高合計 ³	2,328	10,069	52	22,263	0

1 SMEは中小企業を指す。

2 スポンサー欄には証券化エクスポージャー28億ユーロが含まれる。そのうち15億ユーロは当行が組成しており、オリジネーター欄にも含まれる。

3 バンキング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

2013年度と比較して、2014年度における伝統的証券化によるより高いエクスポージャーは、主に当該セグメントにおける全体的な市場回復に起因する、CMBS証券化における市場活動の増加によるものである。当行のリスク圧縮戦略に従って、新しいシンセティック取引はトレーディング勘定において締結されていない。

証券化活動 - トレーディング勘定内のエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高合計

	オリジネーター	スポンサー ¹
--	---------	--------------------

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2014年度	2014年12月31日現在	
			売却 / 清算による実現利得		
	伝統的	シンセティック	(損失)	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	725	0	0	3,553	0
商業用モーゲージ	12,179	0	174	20,049	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0
リース	0	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ²	0	0	0	0	0
消費者貸出金	0	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0	0
カバード・ボンド	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0
その他の資産	1,451	0	0	0	0
証券化エクスポージャー残高合計 ³	14,354	0	174	23,601	0

- 1 スポンサー欄には証券化エクスポージャー193億ユーロが含まれる。そのうち74億ユーロは当行が組成しており、オリジネーター欄にも含まれる。
- 2 SMEは中小企業を指す。
- 3 トレーディング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

単位：百万ユーロ	オリジネーター		2013年度	スポンサー ¹	
			売却 / 清算による実現利得		
	伝統的	シンセティック	(損失)	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	508	0	0	2,989	0
商業用モーゲージ	7,162	0	173	12,475	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0
リース	0	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金 ²	20	584	0	0	0
消費者貸出金	0	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0	0
カバード・ボンド	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0	0
証券化エクスポージャー残高合計 ³	7,690	584	173	15,464	0

- 1 スポンサー欄には証券化エクスポージャー125億ユーロが含まれる。そのうち53億ユーロは当行が組成しており、オリジネーター欄にも含まれる。
- 2 SMEは中小企業を指す。
- 3 トレーディング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

[次へ](#)

『

トレーディング・マーケット・リスク

当行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。

当行の独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主な目的は、当行の各業務ユニットが、リスクと経済価値の関係を最適化し、許容できない当行のリスク選好の範囲を超える損失に当行をさらさないことを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

マーケット・リスクは、大幅に異なる3種類のリスクに区分される。

- トレーディング・マーケット・リスクは、CB&S部門のマーケット・メイキング活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行の年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理のフレームワーク

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスク（トレーディング・マーケット・リスク、取引債務不履行リスクおよびトレーディング以外のマーケット・リスクを含む。）の監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行のマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務分野への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

マーケット・リスクの測定および評価

マーケット・リスク管理部は、経済上および規制上の要件を反映した包括的な一連のリスク測定基準により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

経済上および規制上の要件に従って、当行は、以下のいくつかの主要なリスク測定基準によってマーケット・リスクおよび関連するリスクを測定している。

- バリュースコア・リスクおよびストレスのかかったバリュースコア・リスク
- 特定のリスクに関する3つの測定基準：追加的リスクに係る自己資本賦課、包括的リスク計測およびマーケット・リスク標準的アプローチ
- 3種類のストレス・テスト：ポートフォリオ・ストレス・テスト、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ
- マーケット・リスクに関する経済的資本（取引債務不履行リスクを含む。）
- 感応度
- 時価／想定元本（集中リスク）
- デフォルト時損失

これらの測定基準は、相互に補完するものと考えられ、全体としてマーケット・リスクのフレームワークを明確化している。これにより全業務の測定および監視が可能となる。

所要規制自己資本およびアプローチおよびリスク種類別の表示を含むトレーディング・マーケット・リスクに関するRWAに係る詳細については、「所要規制自己資本」の項に記載されている。

『

マーケット・リスクの監視

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、当行の限度枠フレームワークの適用である。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体の

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テスト（極端なシナリオ）の限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の限度枠を、予想されるビジネス・プランおよびリスク選好に基づいて、当グループのコーポレート部門およびCB&S内の個々の業務ユニット（すなわち、フィクスト・インカムおよびカレンシー、ストラクチャード・ファイナンス、エクイティ等）に配分する。個々の業務ユニット内において、ビジネス・リーダーは、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することにより、各業務の限度枠を設定する。

実際には、マーケット・リスク管理部は、特定のリスク要因に対するエクスポージャーを把握するために重要な限度枠を設定するが、これは本質的にグローバルな傾向にある。各業務の限度枠は、特定の地域または特定のポートフォリオを含む多様な要因に特有のものである。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中/流動性、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、日次、週次および月次で監視される。限度枠の超過があった場合には、マーケット・リスク管理部が、それらの超過額を適時に識別および上申することに責任を負う。

各業務ユニットは、限度枠内のエクスポージャーを管理するためにいくつものリスク軽減策を講じているが、とりわけ以下を使用している。

- ポートフォリオ管理：様々なポジションからなるポートフォリオにおいてはリスクの分散が生じる。価値が上昇する投資もあれば下落する投資もあるため、分散はポートフォリオの全般的なリスク・プロファイル水準を下げるのに役立ち得る。
- ヘッジ：ヘッジには、関連金融資産のポジション・テイキングが含まれ、またデリバティブ商品（先物、スワップおよびオプション等）が含まれる。ヘッジ活動は、条件の違い、固有の特質、またはヘッジ手段とヘッジ対象エクスポージャーとの間に存在し得るその他のベシス・リスクのため、常に有効に損失を軽減するわけではない。ヘッジ会計に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。』

マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各資産クラスの限度枠超過に関する報告書を作成する。

『

マーケット・リスクの測定

ドイツ銀行グループ（ポストバンクを除く。）のバリュー・アット・リスク（VaR）

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因するトレーディング・ポジションの潜在的な最大損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、対数正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジ

の網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。感応度を関連するリスク種類に割り当て、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、固定価格のインプライド・ボラティリティのグリッドに関する感応度に基づくアプローチと全面的再評価アプローチを組み合わせることによって、線形のおよび（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れている。

VaRの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネットティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは把握されない。
- トレーディング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。』

当行は、独自リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビューおよび改善のために多くの資源を配分している。さらに、当行は、現在当行のバリュエーション・アット・リスク・モデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスの更なる開発および改善を行っている。これらのリスクの重要性のレベルを決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。バリュエーション・アット・リスクに含まれないすべてのリスクは定期的に監視され評価される。

2014年度において、バリュエーション・アット・リスクの計算はさらに精緻化された。特に、CVA-RWAの計算に関して欧州銀行監督局が公表した新しい規制基準の遵守において、市場データのベンチマークの粒度（granularity）が増加した。

トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストिंग

当行は、バックテストिंग等の統計的手法を使用して当行のバリュエーション・アット・リスク・モデルの潜在的な脆弱性について継続的に分析すると同時に、リスク管理の経験も利用している。

バックテストिंगとは、長期保有の前提に基づく仮定の日次損益（以下「日次長期保有収益」という。）の比較を含め、当行のバリュエーション・アット・リスク計算の予測力を立証するために、ドイツの規制上の要件に準拠して当行が用いる手続きをさす。当行は、この前提の下で、現在の市場価格およびパラメータで評価されたあるトレーディング日のポートフォリオ（ただし当日全く動きがないという仮定に基づく）に与えたであろうP&Lの影響を予測し、当該予測を前日のバリュエーション・アット・リスク・モデルの予測と比較する。当行の仮定の日次損益（長期保有収益）の計算には、日中の取引からの利得および損失、フィーおよび手数料、キャリー（正味金利マージンを含む。）、引当金およびその他の雑収入は含まれていない。前日からの当行のバリュエーション・アット・リスクを超過する仮定の長期保有トレーディング損失が異常値となる。平均すると、当行では99%の信頼水準で、ある1年において約260日のトレーディング日の1%に相当する2~3の異常値が生じると予想している。当行は、異常値の背景にある理由を分析および文書化し、それらを、市場の変動、バリュエーション・アット・リスク・モデルに含まれないリスク、またはモデルやプロセスの欠陥のいずれかに分類する。当行は、バリュエーション・アット・リスク・モデルの手法をより高めるために当該結果を使用している。グループ・レベルでのすべての異常値の裏側にある理由を説明する公式な連絡はBaFinおよびECBに提供される。

バリュエーション・アット・リスクの分位点における標準的なバックテストिंग分析に加えて、分布全体にわたる分布適合度を分析すること（全分布バックテストिंग）により、バリュエーション・アット・リスク・モデルのパフォーマンスの更なる検証を行っている。特定の商品およびそのヘッジのバリュエーション・アット・リスクのパフォーマンスをテストするために、仮定のポートフォリオについても定期的なバックテストिंगが実施される。

マーケット・リスク管理部、マーケット・リスク分析部、リスク分析&リビング・ウィル部、ならびに財務部が参加するグローバル・バックテストिंग委員会が定期的に開催され、全体および各業務のバックテストिंग結果をレビューする。当

委員会はパフォーマンスの変動を分析し、当行のバリュエーション・アット・リスク・モデルの予測力を評価して、それをその後のリスク見積プロセスの改善および調整につなげる。

独立したモデル検証チームが、当行のバリュエーション・アット・リスク・モデルのすべての定量的な側面を定期的にレビューしている。このレビューは、リスク要因の分布の仮定の適切性、リスク・パラメータの再調整アプローチおよびモデルの仮定をカバーしているが、これらに限定されない。検証結果および是正措置は上級管理職に提示され、期限の遵守を促すための追跡が行われる。

ホリスティック検証プロセス

ホリスティック検証（HV）のプロセスは、5つの統制分野（限度枠、バックテスト、プロセス、モデルの検証およびVaRに含まれないリスク）にわたるバリュエーション・アット・リスクのモデルおよびフレームワークの包括的な評価を提供する。HVは、四半期ごとに実施され、統制分野のそれぞれに関する詳細な報告書（HV統制パック）および各統制分野の健全性を示すHVダッシュボードを提供する。これに加えて、四半期ビジネス・ライン・レビュー（QBLR）がビジネス・ラインのトレーディング戦略および対応するリスク・リターン・プロファイルの概観を提供する。四半期ごとの関連する正式なHVガバナンスのフレームワークは、以下のとおりである。

- レベル1：資産クラス・レベルのHV統制パック・レビューの一連の会議（マーケット・リスク管理部の各資産クラスのリーダーが議長を務める。）。この会議では、HV統制パックをレビューし、HVダッシュボードの状況について合意する。
- レベル2：HVガバナンス委員会（マーケット・リスク管理部のグローバル・リーダーが議長を務める。）。この委員会では、QBLRを提示し、HVダッシュボード全体について合意する。
- レベル3：資本およびリスク委員会、取締役会および監査役会に対するものを含む、上級管理職による一連の要約の報告を通じて、トップレベルのHVガバナンスを達成する。この要約の報告は、業務にわたるバリュエーション・アット・リスクの質および統制の概要、CB&S業務のトレーディング戦略および対応するリスク管理戦略の概観を提供する。

2014年度において、規制上の乗数の下限である3に対して、当行のバリュエーション・アット・リスクの乗数およびストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクの乗数は4で維持された。

マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の極端な変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用中核的な定量的ツールの1つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト、すなわち、ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の業務レベルのストレス・テスト、イベント・リスク・シナリオを実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。

ポートフォリオ・ストレス・テストは、異なる強度の既定のシナリオ（ヒストリカル・シナリオまたは仮定のシナリオのいずれかであり、マクロ・レベルで定められる。）に基づき、潜在的な市場イベントによる損益への影響を測定する。ポートフォリオ・ストレス・テストの範囲が最も極端なシナリオ（経済的資本）と潜在的な日々の損失（バリュエーション・アット・リスク）とのギャップを埋めているという前提で、マーケット・リスク管理部は、その他の測定基準が提供するリスクの全体像をポートフォリオ・ストレス・テストを用いて完成させる。動的シナリオに加えて、当行は3つの静的シナリオを有している。これらは限度枠に対して週次で計算され、監視される。

各業務レベルのストレス・テストについて、マーケット・リスク管理者は、関連するリスク要因を識別し、マクロ経済的動向または業務特有の動向のいずれかに関連したストレス・シナリオを策定する。業務レベルのストレス・テストは、固有リスクおよびベースス・リスクを把握する。

イベント・リスク・シナリオは、特定の新興市場の国および地域に関するトレーディング・ポジションの過去に観察可能であったイベントまたは仮定的な状況の損益に対する影響を測定する。個別の国に対する当行のトレーディング勘定のエクスポージャーは、重大な市場の危機および流動性の低下が発生した際の同国にわたる市場の変動を再現する、単一のシナリオのもとでストレスがかけられる。

これらのマーケット・リスク特有のストレス・テストに加えて、マーケット・リスク管理部はグループ全体のストレス・テスト・プロセスにも参加している。この場合、マクロ経済上のシナリオがdbリサーチにより定められ、各リスク部門は同じシナリオを当該リスク部門のポートフォリオに適用することが要求される関連するショックに変換する。これには、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクが含まれる。ストレス・テスト監視委員会が結果をレビューする。

テール・リスク、すなわち報告されたバリュエーション・アット・リスクを超過した極端な損失イベントが発生する可能性は、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク、経済的資本、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測を通じて把握される。これはストレス・テストを通じても把握される。

トレーディング・マーケット・リスク要件

2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測のモデルにつき、BaFinよりモデル認可を受けた。これらは、当行がマーケット・リスク・エクスポージャーの測定に用いる追加的な手法である。

- ストレスのかかったバリュー・アット・リスク：ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- 追加的リスクに係る自己資本賦課：トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、バリュー・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。
- 包括的リスク計測：コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。
- マーケット・リスク標準的アプローチ：証券化商品および特定順位参照型クレジット・デリバティブについて、規制自己資本を計算する。』

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測は、関連するすべてのポートフォリオにつき計算される。モデルの計算結果は、当行の継続的なリスク管理に使用され、また規制自己資本の定義にも使用される。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%および保有期間1日を用いて計算する。規制目的では、保有期間は10日である。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同じのシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期（すなわち、高いボラティリティを特徴とする。）からの過去の市場データが、モンテカルロ・シミュレーションの入力値として使用される点である。ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算のためにタイム・ウインドウを選択するプロセスは、高いレベルのボラティリティおよび最上位のバリュー・アット・リスク貢献額の極端な変動を特徴とするタイム・ウインドウの識別に基づいている。これらの2つの指標（ボラティリティおよび異常値の数）からの結果は、定性的側面も考慮に入れること（すなわち、重要な危機の期間の包含）を確保することを目的として選択されたウェイトを使用して組み合わせられる。

追加的リスクに係る自己資本賦課

追加的リスクに係る自己資本賦課は、当行の内部モデルに基づいており、バリュー・アット・リスクのモデリング・フレームワークを補完することを意図している。これは、証券化されていないクレジット商品の債務不履行リスクおよび格付遷移リスクに係る、資本ホライズンを1年、信頼水準を99.9%とした見積りを示すものであり、個別ポジションまたはポジション・セットの流動性ホライズンを考慮に入れている。当行は、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率およびデフォルト確率、格付遷移、期限、ならびに流動性ホライズンである。

当行は、追加的リスクに係る自己資本賦課を週次で計算している。当該賦課は、直近12週間の追加的リスクに係る自己資本賦課平均値と直近の追加的リスクに係る自己資本賦課とのいずれかが大きい方として決定される。

予想される不足額の配分により計算される個別ポジションの追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額は、ポートフォリオ内のリスクの集中の識別に対し、基礎を提供する。

流動性ホライズンは、ストレスのかかった市場においてポジションを売却するために、または重要な関連価格リスクをすべてヘッジするために要する期間として保守的に設定される。流動性ホライズンは商品レベルで特定され、システムティックおよび固有ストレス期における実際の実務および経験を反映している。当行は、流動性ホライズンの適用に用いるポジション・セットを、各セットの流動性の差異を有意に反映するような方法で定めている。各商品種類に専門性を持ったマーケット・リスク管理者が、流動性ホライズンの下限を3ヶ月として流動性ホライズンを決定する。流動性ホライズンは、売却またはヘッジの活動それ自体が価格に重要な影響を与えないよう、定期的にレビューされる。2014年度末現在、規制上のRWAの計算において、すべての流動性ホライズンは保守的に12ヶ月に設定されているが、当行は選択方法を見直し中である。デフォルト確率および格付遷移確率は、外部の格付実績データに基づいて調整される格付遷移マトリクスにより定められる。マトリクスの粒度と安定性との間の折り合いを考慮して、当行は7つの主要な格付バンドから成る、世界的な企業マトリクスおよび国家マトリクスを適用する。このため、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチの格付機関による証券または発行体の格付けが各ポジションに割り当てられる。

格付遷移による損失を定量化するため、新たな格付けの下でポジションの再評価が実施される。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、追加的リスクに係る自己資本賦課モデルの格付遷移および格付けの相関関係によって決定される。これ

らの相関関係は、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定され、過去の格付遷移および時系列の株価で調整される。シミュレーション・プロセスには、リスク水準を一定と仮定したロールオーバー戦略が組み入れられている。この仮定は、流動性ホライズンの間に債務不履行または格付遷移を経験したポジションが、その流動性ホライズン末において再バランスし、当初のリスク水準に達することを含意する。異なる流動性ホライズンを有するポジション間の相関関係は、基礎となるシステムティック・リスク要因および固有リスク要因の依存構造から黙示的に特定され、これにより流動性ホライズンを横断してポートフォリオの集中が識別されることを確保する一助としている。特に、ヘッジおよびヘッジ対象ポジションの流動性ホライズンおよび期限の差異が認識される。

バックテスト法による追加的リスクに係る自己資本賦課の直接的検証は不可能である。自己資本賦課は、コンセプトの健全性の評価、継続的な監視、プロセス検証ならびにベンチマーキングおよび結果分析といった検証原則の対象となっている。追加的リスクに係る自己資本賦課の手法に関する検証は、追加的リスクに係る自己資本賦課特有の側面に特に焦点を当てる形で、当行の信用ポートフォリオ・モデルを対象とした検証プロセスに組み込まれている。モデルの検証は、ストレス・テストおよび感応度分析を含む間接的手法に、より多く依拠している。関連するパラメータは、現行の規制上のフレームワークにおいて確立された年次検証サイクルに含まれている。追加的リスクに係る自己資本賦課は、当行の信用エンジン内のストレス・テスト機能を用いる四半期ごとのグループ全体のストレス・テストの一部をなしている。ストレスのかかった追加的リスクに係る自己資本賦課の値は、グループ・レベルで報告され、ストレス・テスト・ワーキング・グループ（STWG）およびポートフォリオ・リスク委員会（PRC）に提出される。

包括的リスク計測

コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの包括的リスク計測は、当行の内部モデルに基づいている。当行は、信頼水準を99.9%、資本ホライズンを1年とし、モンテカルロ・シミュレーション技法に基づいて包括的リスク計測値を計算している。当行のモデルは、適格コリレーション・トレーディング・ポジションに適用される。このポジションの典型的な商品は、債務担保証券、特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップならびに一般的に取引されるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップおよびシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップである。再証券化またはリテールの債権もしくは不動産のエクスポージャーを参照している商品は適格でない。さらに、包括的リスク計測の対象となる取引は、適格になるために最低流動性基準を満たさなければならない。このモデルは、全面的再評価アプローチにより、ポートフォリオの集中および非線形的な影響を組み入れている。

包括的リスク計測は、債務不履行およびリスク・ドライバー（金利、信用スプレッド、回収率、外国為替レートおよびベース相関、インデックス対構成要素およびベース相関のベシス・リスク）を把握するように設計されている。

包括的リスク計測は週次で計算される。最初にコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ内の適格な取引母集団が識別され、次に損益のリスク・ドライバーが1年のタイム・ホライズンでシミュレートされる。その際、取引母集団は、様々なモンテカルロ・シミュレーション・シナリオに基づいて再評価され、損失分布の99.9%分位点が抽出される。

市場およびポジションのデータはフロント・オフィス・システムから収集され、品質統制を受ける。包括的リスク計測の値は注意深く監視され、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの管理において重要な役割を果たす。当行は、包括的リスク計測のリスク・ドライバーの見積りに、3年の過去の市場データを使用する。

当行の包括的リスク計測モデルにおいて、流動性ホライズンは12ヶ月に設定される。これは資本ホライズンと等しい。

当行の包括的リスク計測モデルの品質を維持するため、当行はこのモデルの潜在的な欠陥を継続的に監視している。取引の評価および単一のリスク要因の伝播のバックテストが月次で実施され、四半期ごとにパラメータの再調整が行われる。さらに、一連のストレス・テストがコリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて定められており、そこでは、ショックの規模は過去の困窮した市場状況に関連付けられている。

モデルの検証は、独立したチームにより実施され、上記のバックテスト、リスク要因を導き出すモデル、リスク要因の適切性および網羅性、モンテカルロ・シミュレーションによる安定性（ただしこれらに限定されない。）をレビューし、感応度分析を実施する。

規制報告目的では、包括的リスク計測は、報告日における内部モデルのスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の下で、マーケット・リスク管理部がエクスポージャーを監視し、リスクの問題および一定のエクスポージャーの集中に対応する。当行は、特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップの金利リスクおよび包括的リスク計測に適格でないコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの証券化ポジションに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。当行はこれらのポジションに対して、未格付けまたはBBより低い格付けの留保される証券化ポジションすべてに、エクスポージャーに対する1,250パーセントのリスク・ウェイトを割り当てる。

当行はまた、CRR/CRD 4に規定されるように、長寿リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。

さらに、特定の種類の投資ファンドは、MRSAに基づき自己資本賦課が要求される。リスク管理目的では、当該ポジションもまた当行の内部報告フレームワークに含まれる。

フロント・オフィスのモデルの検証

独立したチームが、トレーディング・ポジションの正式なプライシングおよびリスク管理に使用されるフロント・オフィスのモデルを検証している。モデル検証の主な目的は以下のとおりである。

- モデルの設計上の目標および目的（フロント・オフィスのモデルに関して、これは評価およびリスク感応度である。）に即した論理上および概念上の妥当性（モデルの設計および構造）を評価し、検証する。
- 導入手法の適切性および正確性を評価する。
- 価格を決定する対象商品および管理されるリスクに対するモデルの適切性を評価し、使用のための潜在的な限界および条件を特定する。

『

ポストバンクのトレーディング・マーケット・リスク管理のフレームワーク

ポストバンクに起因するマーケット・リスクは、2010年度から当行の報告に含まれている。2012年9月にドイツ銀行とポストバンクとの支配の取決めに効力が生じてから、ポストバンクに関するマーケット・リスク総限度枠が当行のマーケット・リスク限度枠のフレームワークに従ってドイツ銀行により設定された。ポストバンクのマーケット・リスク管理のリーダーには当行のマーケット・リスク管理組織に対する機能上の報告ラインがあり、ポストバンクに割り当てられたマーケット・リスク限度枠に従って、マーケット・リスク・エクスポージャーの監視、報告および管理に関して委譲された権限に基づく活動を行っている。』

ポストバンク・マーケット・リスク委員会によって個々のオペレーティング業務ユニットにサブ限度枠が配分される。ポストバンク・マーケット・リスク委員会において、ドイツ銀行からは、マーケット・リスク管理部のシニア・メンバーが代表を務めている。特定の事業活動に配分されたマーケット・リスク経済的資本限度枠は、ポストバンクにとって損益の観点から合理的かつ望ましいマーケット・リスクの水準を定めている。

ポストバンクのマーケット・リスクは、バリュー・アット・リスクに基づく限度枠のシステムを用いて日次で監視されている。さらに、ポストバンクのマーケット・リスク委員会は、トレーディング勘定およびバンキング勘定ならびに重要なサブ・ポートフォリオに関して感応度の限度枠を定めている。ポストバンクは、バリュー・アット・リスクの計算に加えて、シナリオ分析およびストレス・テストも実施している。ストレス・テストの基礎となる仮定は、継続ベースでレビューされ、検証される。

『

ポストバンクのバリュー・アット・リスク

ポストバンクもまた、引き受けるマーケット・リスクを定量化および監視するためバリュー・アット・リスクの概念を使用している。バリュー・アット・リスクは、モンテカルロ・シミュレーションを用いて計算される。バリュー・アット・リスクにおいて考慮されるリスク要因には、信用スプレッドの変動から生じるリスクに加えて、金利、株価、外国為替レートおよびボラティリティが含まれている。リスク要因間の相関関係の影響は、均等加重した過去のデータから算出される。』

ポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、現在、残りのグループのバリュー・アット・リスクに統合されていない。しかし、バリュー・アット・リスクの内部報告において個別に表示される。

当行は、ポストバンクのトレーディング・マーケット・リスクに係る規制自己資本賦課の算定にも、MRSAを適用している。

マーケット・リスクに関する経済的資本

マーケット・リスクに関する経済的資本は、1年の期間にわたるエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定する。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年のタイム・ホライズンの非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに基礎となる経済的資本が設定されることを意味する。

当行の経済的資本モデルは、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」構成要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、業務特有のストレス・テスト（BSST）一式は「共通リスク」構成要素を強化する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに調整されている。

取引マーケット・リスク経済的資本モデルの「共通リスク」構成要素は、当行の規制上のストレスのかかったバリュー・アット・リスク・アプローチの強化版に基づいている。したがって、経済的資本モデルは、より長期的な流動性ホライズンを考慮したバリュー・アット・リスク・モデルの恩恵を受けている。

トレーディング・ユニットから生じるマーケット・リスクに関する経済的資本の計算は、毎週行われる。モデルには、金利、信用スプレッド、株価、外国為替レート、コモディティ価格および相関関係といったリスク要因が組み込まれる。

当行はまた、継続的にBSSTの評価および精緻化を行い、それらが重要なリスクを捉えることを促進するとともに、可能性のある極端な市場の動きを反映するよう努めている。さらに、リスク管理者が、最悪事例のシナリオを定義するために、過去の極端な市場の動きに関する知識に基づいて専門家の判断を行っているにも係わらず、すべての下方シナリオを予測しシミュレートすることはできないことから、当行のマーケット・リスク・ポジションが経済的資本の見積額を超えて価値を下げる可能性はある。

取引債務不履行リスクに関する経済的資本は、クレジット商品の債務不履行リスクおよび格付遷移リスクに係る、信頼水準を99.98%とした見積りを示すものであり、各サブ・ポートフォリオの流動性ホライズンを考慮に入れている。これは、以下のポジションを対象としている。

- バンキング勘定の公正価値資産
- コリレーション・トレーディング・ポートフォリオを除くトレーディング勘定の証券化されていないクレジット商品
- コリレーション・トレーディング・ポートフォリオを除くトレーディング勘定の証券化商品
- コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ

コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの取引債務不履行リスクに関する経済的資本は、包括的リスク計測を使用して計算される。他のすべてのポジションについては、取引債務不履行リスクに関する経済的資本の計算は、当行の信用ポートフォリオ・モデルに基づく。取引債務不履行リスクは、当行のトレーディング勘定にわたる信用エクスポージャーを把握し、格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中制限およびポートフォリオ限度枠により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの制限は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト・エクスポージャー（現在の回収率（RR）による瞬間的なデフォルトのP&Lへの影響）および債券相当時価（MV）（回収率0%によるデフォルト・エクスポージャー）である。さらに、取引債務不履行リスクに関する経済的資本の限度枠が、マーケット・リスクに関する経済的資本のフレームワーク内で設定され、その一方で追加的リスクに係る自己資本賦課がこれらのポジションに関連する所要規制自己資本を監視する。分散効果および集中による影響を把握するため、当行は、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率は、トレーディング勘定については市場情報および外部格付けから、バンキング勘定の信用リスクに関する経済的資本については内部評価から導き出される。格付遷移は、格付機関および内部の観察による過去の格付の時系列から得られる格付遷移マトリクスにより管理されている。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

マーケット・リスクに関する経済的資本の検証は、独立したチームにより実施される。定期的なレビューは、リスク要因の適切性、調整技法、パラメータ設定およびモデルの仮定をカバーするが、これらに限定されない。

規制上のトレーディング勘定に対するポジションの配分

欧州の規制目的では、当行のすべてのポジションは、トレーディング勘定またはバンキング勘定に割り当てられなければならない。当該ポジションの分類は、その規制上の取り扱い、とりわけポジションに関する規制自己資本賦課の計算に影響を与える。当行は、トレーディング勘定またはバンキング勘定へのポジションの配分に関する規準を内部方針文書に列挙しており、当該規準はCRR第102条から106条に記載されるグループに適用される各要件に基づいていた。

財務部の中枢機能は、方針ガイダンスに関する責任を有しており、その適用に係る質問に関する集中的な権限を有している。個別の業務領域に係る財務部機能は、方針要件に沿ったポジションの分類に責任を有する。

当行は、トレーディング目的または他のトレーディング勘定ポジションをヘッジする目的で保有する金融商品またはコモディティであるポジションをトレーディング勘定に含めている。

トレーディング勘定に含まれるポジションは、その譲渡可能性またはヘッジ能力に関する制限条項が一切ないことが求められる。

さらに、トレーディング勘定に割り当てられたポジションは、日次で評価されなければならない。当行が使用した評価手法に関する詳細な情報は、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されている。

ポジションをトレーディング勘定に含めることが上述の内部方針ガイダンスと継続的に合致していることを確認するために行われている手続きの一部として、トレーディング業務のための財務部機能は、ポジションの分類について四半期ごとにグローバル・レベルでレビューを行う。レビュー結果は文書化され、財務部と法務部の代表者で構成されるトレーディング勘定レビュー委員会に提示される。

内部方針ガイダンスの範囲内でのみ、トレーディング勘定とバンキング勘定の間でポジションを再配分することが可能である。当該再配分は文書化され、上述した財務部の中枢機能による承認が必要となる。

貸借対照表ならびにトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債

下表は、規制の観点から当行の貸借対照表の資産および負債をトレーディング勘定またはバンキング勘定に区分したものを表示している。

貸借対照表の一部としての規制上のトレーディング勘定資産とトレーディング勘定負債

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定 ¹	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定 ¹
資産						
現金および銀行預け金	20,055	198	19,857	17,155	91	17,063
利付銀行預け金	63,518	1,202	62,316	77,984	4,391	73,593
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ） ²	17,796	3,888	13,908	27,363	5,784	21,578
借入有価証券	25,834	25,730	103	20,870	20,712	157
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	942,924	891,945	50,979	899,257	843,374	55,883
トレーディング資産 ³	195,681	176,591	19,090	210,070	187,939	22,131
デリバティブ金融商品のプラスの時価	629,958	625,595	4,363	504,590	499,279	5,311
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	117,285	89,759	27,527	184,597	156,155	28,441
売却可能金融資産	64,297	110	64,187	48,326	600	47,725
持分法適用投資	4,143	3	4,140	3,581	8	3,573
貸出金	405,612	10,593	395,019	376,582	1,617	374,964
土地建物および設備	2,909	0	2,909	4,420	0	4,420
のれんおよびその他の無形資産	14,951	0	14,951	13,932	0	13,932
その他の資産 ⁴	137,980	34,516	103,464	112,539	34,995	77,545
当期税金資産	1,819	0	1,819	2,322	0	2,322
繰延税金資産	6,865	0	6,865	7,071	0	7,071
資産合計	1,708,703	968,185	740,519	1,611,400	911,574	699,826

1 規制上連結対象とならない事業体に関連するエクスポージャーを含む。

2 2014年12月31日現在および2013年12月31日現在の売戻条件付買入有価証券のみを含む。

3 規制上のバンキング勘定は、主に当行の流動性ポートフォリオの一部である負債証券および規制上のトレーディング勘定に配分されるための基準を満たさないトレーディング可能債権を含む。

4 規制上のトレーディング勘定のポジションは、主にブローカー業務に関連する債権およびヘッジ会計に適切なデリバティブを含む。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債						
トレーディング負債	697,699	694,526	3,174	637,404	631,182	6,222
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	41,843	41,602	241	55,804	55,604	200
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	610,202	607,376	2,826	483,428	478,005	5,423
投資契約負債	37,131	37,024	107	90,104	89,505	599
投資契約負債	8,523	8,523	0	8,067	8,067	0
残りの負債	937,782	62,328	875,454	919,030	65,733	853,298
負債合計	1,635,481	756,854	878,628	1,556,434	696,914	859,520

当行の貸借対照表におけるトレーディング勘定資産の大半は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産である。2013年度末と比較して、貸借対照表上の資産が合計で970億ユーロ増加したのは、当報告書の他の項ですでに説明したように、デリバティブ金融商品のプラスの時価が増加したことに主に起因する。他の要因は、トレーディング勘定の貸出金の増加90億ユーロである。この増加は、CB & S内のETF業務に関連する担保の条件変更に起因している。

負債において当行のトレーディング勘定の大半を占めるのは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債である。2013年度末と比較して、貸借対照表上の負債が合計で790億ユーロ増加したのは、当報告書の他の項ですでに説明したように、デリバティブ金融商品のマイナスの時価が増加したことに主に起因する。

当行のトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る当行の純利息収益および純利得または損失のより詳細な内訳は、注記5「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）」を参照のこと。

『

ドイツ銀行グループ（ポストバンクを除く。）のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準

以下の表およびグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

リスク種類別のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
金利リスク	18.1	27.2
信用スプレッド・リスク	29.6	37.9
株価リスク	15.5	20.2
外国為替リスク ¹	20.5	12.4
コモディティ価格リスク	1.3	7.8
分散効果	-36.0	-57.7
バリュー・アット・リスク合計	49.0	47.9

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

』

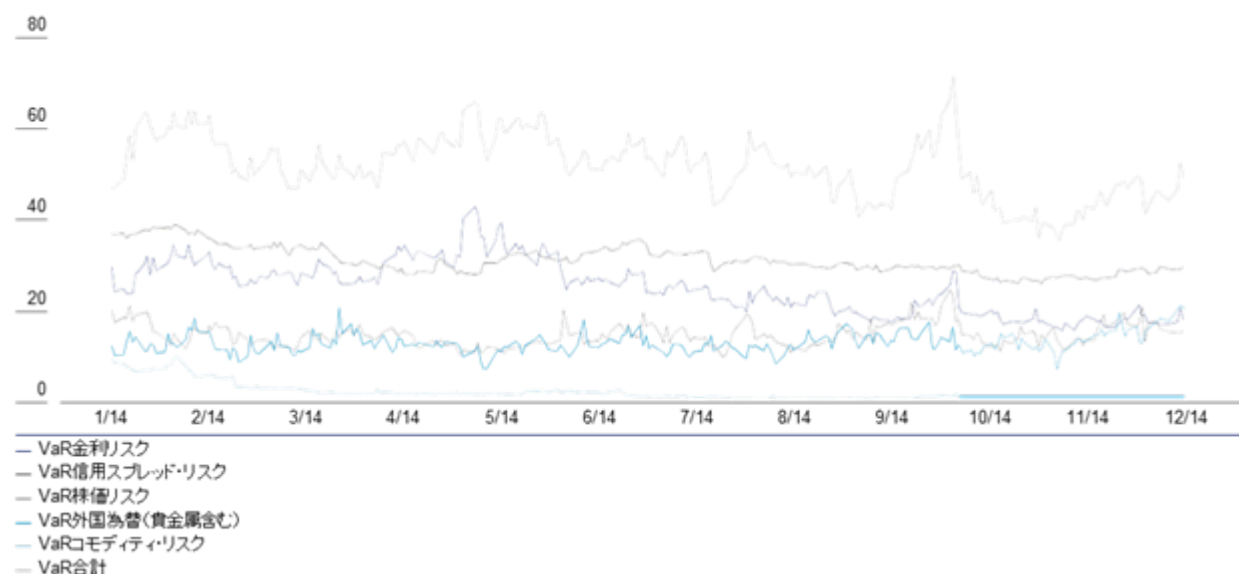
報告期間におけるトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
平均	51.6	53.6	-34.9	-50.0	25.1	26.5	31.2	41.6	14.8	13.4	13.2	13.8	2.2	8.3
最大	71.4	69.0	-61.9	-62.1	42.8	36.6	38.9	48.0	24.6	23.9	21.2	27.8	10.2	12.8
最小	35.4	43.0	-24.4	-38.5	15.7	18.7	25.9	34.9	9.9	8.8	6.9	5.8	0.7	5.5

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2014年度のリスク種類別バリュー・アット・リスクの推移

単位：百万ユーロ



2014年度の平均バリュー・アット・リスクは51.6百万ユーロであり、2013年度通年と比較すると2.0百万ユーロの減少である。信用スプレッドにわたり平均バリュー・アット・リスクは大幅に減少したが、これは主にコモディティ業務の縮小によるネーム特有のリスクおよびコモディティ・リスクの低下に起因する。ポートフォリオの構成の変更に伴い、全体として分散の恩恵は少なかった。2014年度においてバリュー・アット・リスクは、特に年度の後半に、2013年度よりも大きい幅で変動した。バリュー・アット・リスクは、2014年10月に71.4百万ユーロの最高値に達したが、市場におけるボラティリティの上昇のためポートフォリオのリスク圧縮に取り組んだことに伴い、その直後の11月には35.4百万ユーロの最低値になった。

Ⓕ

規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定尺度（ポストバンクを除く。）

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのストレスのかかったバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

リスク種類別のストレスのかかったバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
金利リスク	52.3	53.0
信用スプレッド・リスク	140.8	114.4
株価リスク	18.8	27.5
外国為替リスク ¹	46.2	27.0
コモディティ価格リスク	1.8	8.9
分散効果	-139.3	-125.3
トレーディング・ユニットのストレスのかかったバリュー・アット・リスク合計	120.7	105.5

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

』

リスク種類別の平均、最大および最小のストレスのかかったバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2014	2013年	2014	2013年	2014	2013年	2014	2013年	2014	2013年	2014	2013年	2014	2013年
	年 度	度	年 度	度	年 度	度	年 度	度	年 度	度	年 度	度	年 度	度
平均	109.6	114.0	-125.4	-127.5	64.4	59.3	124.0	118.1	11.5	19.2	29.7	29.6	5.4	15.2
最大	161.1	169.2	-168.0	-166.8	85.9	93.1	142.8	149.5	42.6	53.6	70.3	59.2	16.7	37.1
最小	81.6	75.1	-102.3	-105.5	48.8	44.4	100.7	90.0	0.0	4.3	13.7	12.1	1.4	7.1

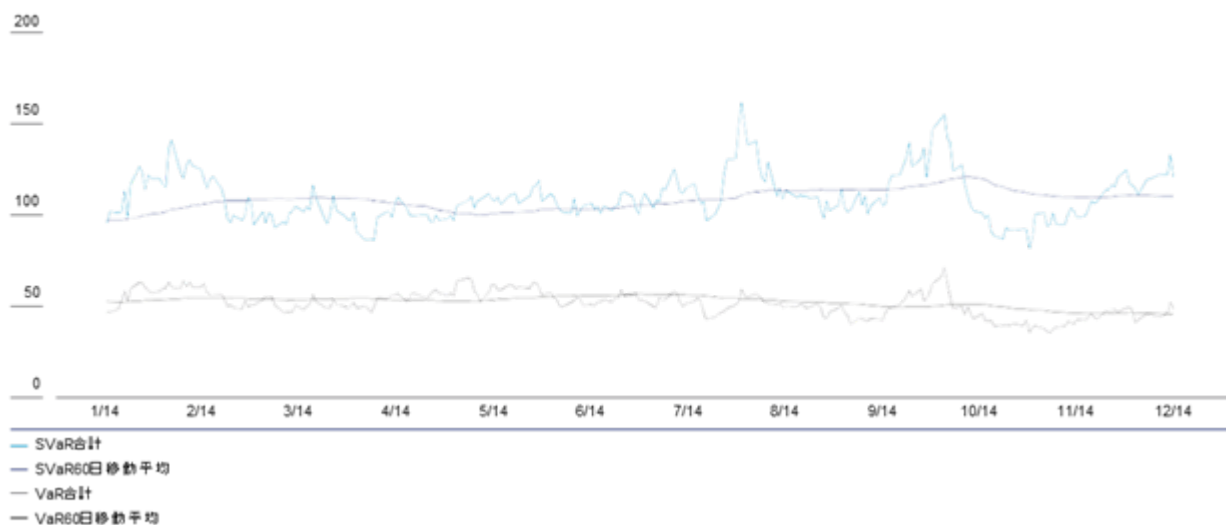
1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2014年度の平均のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは109.6百万ユーロであり、2013年度通年と比較すると4.4百万ユーロの減少であった。この減少は主として、ダウンサイド・プロテクションの保有によるエクイティ・リスクの低下およびコモディティ業務の縮小によるコモディティ・リスクの低下に起因する。これは、2014年度にわたるエクスポージャーの全体的な増加に伴う信用スプレッド・リスクの増加により一部相殺され、金利リスクはやや増加した。

以下のグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットにおける日次のバリュー・アット・リスクの推移を、日次のストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよびその60日平均と比較したものである。金額は百万ユーロで示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

2014年度のバリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの推移

単位：百万ユーロ



『

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。これに対して、以下の報告日および報告期間について表示した追加的リスクに係る自己資本賦課の金額は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間における平均、最大および最小の価額である。

トレーディング・ユニットの、追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
グローバル・ファイナンスおよび外国為替	109.0	82.4
レートおよびクレジット・トレーディング	494.5	563.4
NCOU	39.4	-3.9
新興市場 - 債券	170.5	168.3
その他	224.4	185.5
追加的リスクに係る自己資本賦課合計	1,037.8	995.6

』

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

	2014年度				2013年度			
	加重平均流動性ホライズン (月)	平均 ¹	最大 ¹	最小 ¹	加重平均流動性ホライズン (月)	平均 ¹	最大 ¹	最小 ¹
単位：百万ユーロ								
グローバル・ファイナンスおよび外国為替レートおよびクレジット・トレーディング	12.0	148.3	251.1	68.9	6.0	66.9	82.4	43.5
NCOU	12.0	-3.6	39.4	-25.8	6.0	-20.6	-3.7	-36.6
新興市場 - 債券	12.0	164.1	220.2	119.5	6.0	179.5	205.0	156.1
その他	12.0	118.6	224.4	38.9	6.0	236.5	323.9	185.1
トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課合計	12.0	811.9	1,065.4	647.9	6.0	968.2	1,044.8	928.5

1 金額は、2014年12月31日および2013年12月31日に先立つ12週間の価額の変動幅を示している。

2014年度末現在の追加的リスクに係る自己資本賦課は1,038百万ユーロであり、2013年度末と比較して42百万ユーロ（4%）増加した。2014年度末における追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は812百万ユーロであり、2013年12月31日に終了した12週間の平均と比較して156百万ユーロ（16%）減少した。2014年度末現在の増加は、加重平均流動性ホライズンを6ヶ月から12ヶ月に拡大し、デフォルトした未格付の事業体に対する賦課を増加させたモデルの変更に起因する。

『

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日における内部のスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

トレーディング・ユニットの包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
コリレーション・トレーディング ¹	222.0	223.8

1 期末の内部モデルによる包括的リスク計測のスポットの価額。

』

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

	2014年度				2013年度			
	加重平均流動性ホライズン (月)	平均 ¹	最大 ¹	最小 ¹	加重平均流動性ホライズン (月)	平均 ¹	最大 ¹	最小 ¹
単位：百万ユーロ								
コリレーション・トレーディング	12.0	246.9	257.5	223.0	12.0	316.0	359.6	285.9

1 規制上の包括的リスク計測は、12月31日に終了した12週間について計算されている。

2014年度末現在の包括的リスク計測は222百万ユーロであり、2013年度末と比較して2百万ユーロ（1%）減少した。2014年度末現在の当行の包括的リスク測定は12週間の平均は247百万ユーロであり、2013年12月31日に終了した12週間の平均と比較して69百万ユーロ（22%）減少した。CRR/CRD 4のフレームワークに基づく計算に適用される下限が引き上げられた影響による増加があったが、これは現在、ポートフォリオのリスク圧縮によって相殺されている。

マーケット・リスク標準的アプローチ

2014年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いて特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、所要自己資本1,682百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセット210億ユーロが算出された。2013年12月31日現

在、当該ポジションにより、所要自己資本473百万ユーロ、および更なる自己資本の控除項目15億ユーロ、対応するRWA相当合計133億ユーロが算出された。RWAにおける増加は、リスク・ウェイト1,250%のポジションの取扱いにおける規制当局による変更に関連していた。この結果として、当該ポジションは現在、前年度のCDIと比較したRWAのもとで開示されている。新しいICRD 4規制フレームワークにより2013年度末のポートフォリオを修正した後で同様の比較を行ったとしたら、RWAはポジションの処分に伴い、前年度比34億ユーロの減少を示す。

2014年12月31日現在の特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップに関する所要自己資本は1百万ユーロに減少し、対応するリスク・ウェイト・アセットは19百万ユーロであった。一方、2013年12月31日現在はそれぞれ5百万ユーロおよび63百万ユーロであった。当該推移は、改善された市場の流動性に基づき、当行の包括的リスク計測モデルについて、特定のポジションが適格になったことによるものであった。

さらに、2014年12月31日現在のマーケット・リスク標準的アプローチに基づく投資ファンドに係る所要自己資本は91百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセットは1,139百万ユーロであり、これに対して、2013年12月31日現在では78百万ユーロおよび977百万ユーロであった。

2014年12月31日現在のマーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本は26百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセットは326百万ユーロであり、これに対して、2013年12月31日現在では29百万ユーロおよび363百万ユーロであった。

ポストバンクのバリュー・アット・リスク

信頼水準99%、保有期間1日として計算された、ポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、2014年12月31日現在ゼロであったが、これに対して2013年度末現在では0.1百万ユーロであった。すべての他のリスク要素（分散効果を含む。）が0.0百万ユーロであった一方で、2013年度末現在の唯一の影響は、外国為替リスクから生じた0.1百万ユーロであった。「分散効果」とは、所与の1日におけるバリュー・アット・リスク総額が、個々のリスク・クラスに関連するバリュー・アット・リスクの合計を下回る効果をいう。個々のリスク・クラスのバリュー・アット・リスク数値を単純に合計してバリュー・アット・リスク総額とすることは、すべてのリスク区分における損失が同時に生じるという仮定を含意する。ポストバンクの現在のトレーディング戦略は、トレーディング勘定に関する新しいトレーディング活動を認めていない。したがって、ポストバンクのトレーディング勘定には、2014年度末現在でポジションは含まれていなかった。それでもなお、ポストバンクのトレーディング勘定機関としての分類に変更はない。

以下の表は、2014年度における、ポストバンクのトレーディング勘定の平均、最大および最小バリュー・アット・リスクの金額を表示している。

ポストバンクのトレーディング勘定の平均、最大および最小バリュー・アット・リスク

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク		コモディティ価格リスク	
単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
平均	0.1	0.3	0.0	-0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
最大	0.1	1.1	-0.1	-0.9	0.0	0.5	0.0	1.1	0.0	0.1	0.1	0.5	0.0	0.0
最小	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0

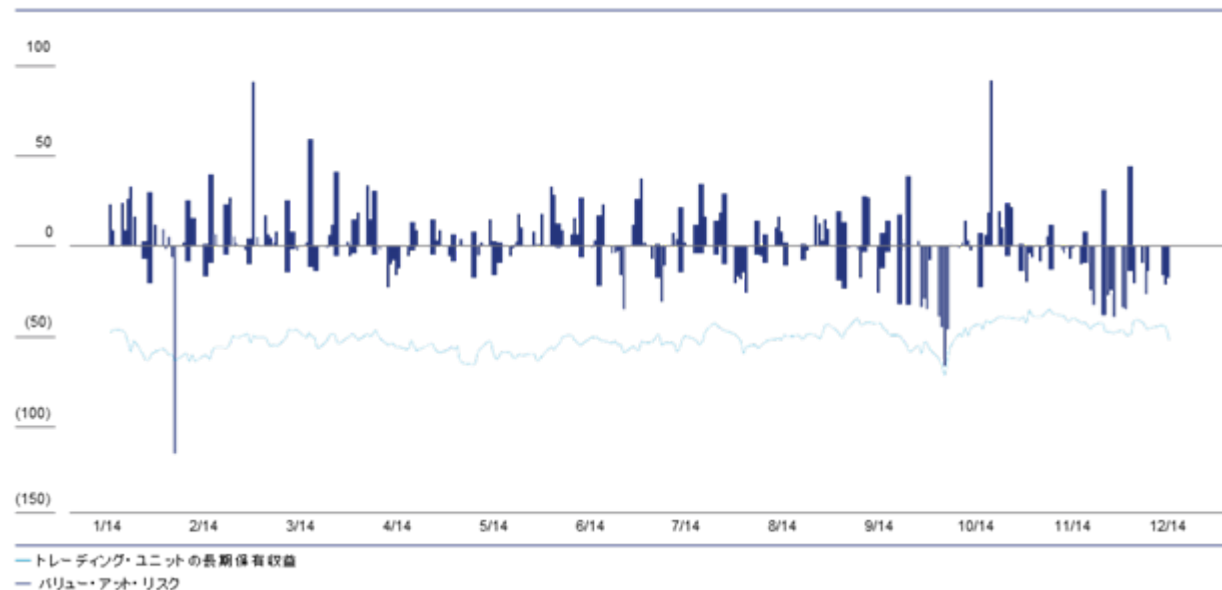
トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2014年度において、2013年度の2つの異常値に対して、当行は、1つのグローバルな異常値を観察した。2014年1月に発生したこの異常値は、主として過去の1年間の99パーセンタイル値を超過する市場の変動および現行の1年のタイム・ウィンドウでは捕捉されないリスク要因間の共変動の水準の上昇により生じた。バックテストの結果、異常値の基礎となる理由の当行の分析、当行のバリュー・アット・リスク・モデル手法に含まれる補完により、当行は、当行のバリュー・アット・リスク・モデルは正常な市況下におけるトレーディング・マーケット・リスクのための適切な測定尺度を維持すると引き続き考えている。

以下のグラフは、報告期間のトレーディング日について、前営業日終了時点のバリュー・アット・リスクとトレーディング・ユニットの日次長期保有収益との比較を示している。当行のトレーディング・ポジションの予想される潜在的な損失を長期保有収益と視覚的に比較するために、バリュー・アット・リスクはマイナスの金額で示されている。数値は百万ユーロ単位で示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。このグラフは、当行のトレーディング・ユニットが、2014年度の取引日の52%においてプラスの長期保有収益を達成し（2013年度：52%）、2014年度においては1つのグローバルな異常値が発生したことを示している。

2014年度のトレーディング・ユニットの日次長期保有収益とバリュース・アット・リスクの比較

単位:百万ユーロ

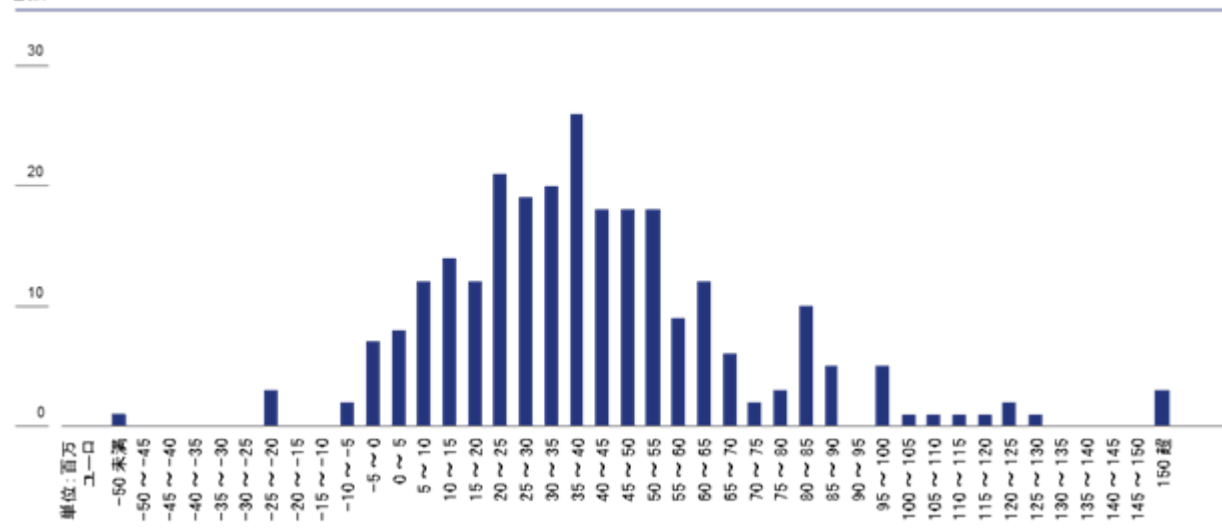


トレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、トレーディング・ユニットの日次収益（ポストバンクを除く。）の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリーおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2014年度のトレーディング・ユニットの日次収益の分布

日数



当行のトレーディング・ユニットは、2014年度に95%（2013年度：94%）の取引日においてプラスの実際収益を達成した。

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2013年度末現在の42億ユーロに対して、2014年度末現在は50億ユーロであった。当行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、約758百万ユーロ（18%）増加した。当該増加は、主として、バンキング勘定の公正価値におけるエクスポージャーの増加によるものである。

当行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額に対するポストバンクの貢献は僅かであった。

マーケット・リスク・ポジションの評価

公正価値の決定方法の詳細に関しては、当行の財務諸表の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」の各項を参照のこと。

公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に従って、機関は公正価値で測定するすべての資産にCRR第105条が要求する慎重な評価を適用しなければならない、必要な追加的価値修正の金額をCET1資本から控除しなければならない。

当行が公正価値で測定する資産の慎重な評価に適用したアプローチは、これらの要件に基づいており、過年度から変更してならず、慎重な評価に関するEBAの最終基準で説明されている手法を反映していない。

当該要件の当行による解釈に基づき、当行は、公正価値で測定する資産の規制上の慎重な評価額を決定するために考慮すべき評価修正の区分は、IFRSの公正価値測定に関する当行の基準および方針、ならびにオペレーショナル・リスクに関するものを含む他の規制基準によりすでにカバーされているという結論に達した。この結論は、関連する評価修正の区分がIFRSに基づく資産の公正価値の算定に考慮されているとすれば、IFRSに基づいて公正価値で測定する資産は現行の規制上の慎重な評価の要件を満たすという理解に基づいている。当行は、IFRSに基づいて当行が使用した評価手法に関する詳細情報を注記14「公正価値で計上される金融商品」において提供している。

2015年1月に、欧州銀行監督局（EBA）は、規制テクニカル・スタンダード（EBA RTS 2014/06/rev1）のドラフトを再公表した。これは、追加的価値修正に必要な金額を計算するための特定の測定手法を定めている。この測定手法は、当行の現行および過去的手法とは異なるが、現在欧州委員会が欧州銀行規制への採用を検討している。

当行は、必要な追加的価値修正の金額の計算にこの新しい基準を将来適用する可能性に関して現在準備している。慎重な評価のために検討しなければならない評価修正の区分を特定する現行の要件とは対照的に、新しい基準は各区分の追加的価値修正の計算のために特定の測定手法を定めている。この手法はIFRSに基づいて使用している手法とは異なるため、この新しい基準の将来の適用により、IFRSの公正価値と規制上の慎重な評価額との間に相違が生じる。

当行は現在、新しい基準を将来に適用した場合に生じる追加的価値修正の金額を15億ユーロから20億ユーロの間で見積っている。欧州委員会により新しい基準が採用され、公表されれば、EBAが定めるガイダンスに従って、当行は、この追加的価値修正をCET1資本の計算においてのみ考慮する予定である。

[次へ](#)

『

トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類のモデリングにおける行動の仮定からのモデル・リスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的外国為替リスクおよび株式報酬リスク

当行のトレーディング以外の活動のマーケット・リスクの構成要素は、当行のリスク管理組織内の専門のグループが監視している。トレーディング以外のマーケット・リスクにさらされる業務およびイニシアチブの多様性により、対象範囲は以下の3つの主要な分野に分けられる。

- マーケット・リスク管理 - PBC、GTB、ドイチェAWM、NCOUの業務ユニットおよび財務部ならびに他のグループ活動で生じるマーケット・リスク（構造的外国為替リスク、株式報酬リスクおよび年金リスク等）をカバーする。
- CRM自己勘定投資 - トレーディング以外のオルタナティブ資産に係る活動のリスク関連の側面を専門的に取り扱い、銀行のオルタナティブ資産ポートフォリオのリスク・プロファイルについて定期的なレビューを実施する。
- 資産運用リスク - ドイチェAWMコーポレート部門の資産運用およびファンド運用業務の信託リスク関連の側面を専門的に取り扱っている。この分野における重要なリスクは、営業上の保証および／または元本保証、ならびに顧客資金の運用管理に関連した風評リスクから生じる。

戦略的投資に関する投資の提案は、グループ投資委員会によって分析される。戦略的投資には、投資のサイズに応じて、グループ投資委員会、取締役会または監査役会の承認が必要となることがある。戦略的投資の動向は、グループ投資委員会によって定期的に監視される。資本およびリスク委員会ならびにリスク執行委員会の複数のメンバーはグループ投資委員会のメンバーでもあり、委員会間で密接な連携が確立されている。

リスク部の独立したチームが、トレーディング以外のマーケット・リスクのモデルを検証している。通常、この検証には、リスク要因、パラメータ、パラメータの調整およびモデルの仮定の適切性のレビューが含まれる。検証の結果は上級管理職に提示され、マーケット・リスク管理手法部により、様々なリスクの種類に使用される特定のモデルを改善するために適切な是正措置が取られる。

トレーディング以外のポートフォリオのマーケット・リスクの評価

当行のトレーディング以外のポートフォリオのマーケット・リスクの大部分は、ストレス・テスト手続を用いて定量化される。当行は、各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および預金商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたストレス・テストを使用する。この評価は、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを監視し、集計および管理することを可能にする経済的資本の計算の基礎を形成する。』

バンキング勘定における金利リスク

トレーディング以外の資産および負債ポジション（一部の事業体およびポートフォリオを除く。）に起因する金利リスクの大部分は、内部取引を通じてCB&S部門に移転されている。この内部で移転された金利リスクは、トレーディング・ポートフォリオの数値に反映されているように、バリュエーション・リスクに基づいて管理される。当行のトレーディング・ポートフォリオにおける金利リスクの処理およびバリュエーション・リスクのモデルの適用は、本書の「トレーディング・マーケット・リスク」の項で説明されている。

前段落からの最も顕著な例外は、ポストバンクを含むドイツのPBCコーポレート部門および米国ユニットのドイチェAWMモーゲージ業務である。これらの事業体は、マーケット・リスク管理部が設定し監視するバンキング勘定のバリュエーション・リスク限度枠に従い、専門的な資産負債管理部門を通じて金利リスクを個別に管理する。これらの専門的な資産負債管理機能が管理する金利リスクの測定および報告は、PBC部門においては日次で、ドイチェAWMについては週次で実施される。加えて、当グループは財務部が管理する選定されたポジションを保有しており、同部門では金利リスクの測定および報告は日次で実施される。バンキング勘定におけるグローバルの金利は月次で報告される。

規制上要求される、イールドカーブの-200ベース・ポイントおよび+200ベース・ポイントの平行シフトを適用した場合の、バンキング勘定のポジションの現在価値の最大のマイナスの変動額は、2014年12月31日現在の当行の総規制自己資本の2%であった。したがって、バンキング勘定における金利リスクは、当行にとって重要でないと考えられる。

当行のPBC、GTBおよびドイツEAWM業務は、顧客預金ならびに貯蓄および貸出金商品に関するモデル・リスクにさらされている。バンキング勘定におけるこれらの商品種類の金利リスクの測定は、顧客行動、預金残高の将来の利用可能性および市場金利に対する預金金利の感応度（契約上の期間よりも長期の実効デュレーションとなる）に関する仮定に基づく。これらのパラメータは、当行の経済的資本フレームワークにおけるストレス・テストの対象である。さらに、貸出金商品については期限前返済行動に関する検討が行われる。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。残高、金利または顧客行動の将来の動向がこれらの仮定と異なる場合、これはバンキング勘定における金利リスクに影響を及ぼす可能性がある。

外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、CB&S内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されており、したがって、残余リスクのみがポートフォリオ内に残っている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のMRMの監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外の外国為替リスクの大部分は、主に当行の米国、英国および中国の事業体のヘッジされていない構造的な外国為替エクスポージャーに関連している。構造的な外国為替エクスポージャーは、当行の連結子会社および支店が保有する現地資本（利益剰余金を含む。）および持分法により会計処理されている投資から生じる。基礎となる機能通貨の外国為替レートの変動の結果、資本および利益剰余金が再評価され、為替換算調整（以下「CTA」という。）としてその他の包括利益に認識される。

構造的な外国為替エクスポージャーを管理する主な目的は、連結自己資本比率を為替レートの変動の影響から切り離し安定させることである。したがって、特定の事業体およびグループ全体の自己資本比率のボラティリティを回避するために多数のコア通貨建てにしている多額のリスク・ウェイトド・アセットに関して、同コア通貨のエクスポージャーがヘッジされずに残存している。

投資リスク

投資エクスポージャーからのトレーディング以外のマーケット・リスクは、主に戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分されるバンキング勘定の非連結投資の保有に起因するエクイティ・リスクである。

戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために当行が行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、資本増価のために行った、プライベート・エクイティ（レバレッジド・パイ・アウト・ファンドのコミットメントおよびエクイティ・ブリッジ・コミットメントを含む。）、不動産（メザニン債を含む。）およびベンチャー・キャピタルに対する直接投資である。さらに、外部顧客への売上げの成績を確立するためにヘッジ・ファンドおよび投資信託に対しても自己勘定投資を行う。その他の非戦略的投資資産は、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産または非戦略的性質のプライベート・エクイティおよび不動産に対する、古くから保有しているその他の投資資産から成る。

年金リスク

ドイツ銀行は、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。予想される年金の支払を満たす年金制度の能力は投資および継続的な制度による拠出を通じて維持される。マーケット・リスクは、各年金制度の資産の時価の潜在的低下または負債の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部は、当行の確定給付年金制度の資産および負債の両側に係るすべてのマーケット・リスク（金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む。）を監視し、報告する。当行の確定給付年金制度債務の詳細については、追加的注記35「従業員給付」を参照のこと。

その他のリスク

上記のリスクに加えて、マーケット・リスク管理部は、当行の財務部門による資本および流動性リスク管理活動から生じるマーケット・リスクを監視し、管理する義務を負う。構造的な外国為替資本ヘッジのプロセスに加えて、これには当行の株式報酬制度に起因するマーケット・リスクが含まれる。

当行のドイツEAWMの資産管理活動におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

業務分野別のトレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオに関する経済的資本使用額

業務部門別のトレーディング以外のポートフォリオに関する経済的資本使用額

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2013年度から2014年度 の増加（減少）	
			金額	比率 （％）
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	382	333	49	15
個人顧客および中堅企業	3,196	2,964	232	8
グローバル・トランザクション・バンキング	172	143	29	20
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	1,748	1,295	453	35
非中核事業ユニット	804	1,362	-558	-41
連結および調整	3,596	2,444	1,152	47
合計	9,898	8,541	1,357	16

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2014年12月31日現在、合計9,898百万ユーロであり、2013年度末現在の経済的資本使用額から1,357百万ユーロ（16％）増加した。

経済的資本使用額の増加は主に、構造的外国為替リスクおよび年金リスクの増加によるものであり、ともに連結および調整に反映された。

ドイチェAWMの経済的資本使用額の増加は主に、持続的な低金利環境に起因した保証型ファンド・リスクの増加によるものであった。PBCでは、経済的資本使用額の増加は主に、華夏銀行股份有限公司に対する当行の参加持分に関連している。NCOUに関する減少は主に、The Cosmopolitan Resort & Casinoの売却に起因している。

『

トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額

トレーディング以外のポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額

単位：百万ユーロ	帳簿価額		経済的資本使用額	
	2014年12月31日 現在	2013年12月31日 現在	2014年12月31日 現在	2013年12月31日 現在
戦略的投資	4,051	3,257	1,676	1,277
オルタナティブ資産	3,414	4,761	1,171	1,722
自己勘定投資	1,900	1,526	902	718
その他の非戦略的投資資産	1,514	3,234	269	1,004
その他のトレーディング以外の マーケット・リスク ¹	N/A	N/A	7,051	5,542
金利リスク	N/A	N/A	1,683	1,601 ²
信用スプレッド・リスク	N/A	N/A	319	444
株式報酬リスク	N/A	N/A	-237	-262
年金リスク	N/A	N/A	1,189	734
構造的外国為替リスク	N/A	N/A	2,672	2,037
保証型ファンド・リスク	N/A	N/A	1,425	988
トレーディング以外のマーケット・ リスク・ポートフォリオ合計	7,465	8,018	9,898	8,541

1 N/Aは、リスクがオフバランス項目および負債項目に主に関連していることを示す。

2 前期の数値は、AWMモーゲージ業務を反映するために44百万ユーロ修正された。

経済的資本合計の数値においては、金利および信用スプレッド・リスク、株式報酬リスク、年金リスクならびに構造的外国為替リスク間の分散効果が考慮されている。

- 戦略的投資。 経済的資本使用額は主に、華夏銀行股份有限公司に対する当行の参加持分に起因していた。
- オルタナティブ資産。 トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本が2014年度に減少したのは、主にオルタナティブ資産ポートフォリオ内のさらなるリスク圧縮イニシアチブ、評価および外国為替の影響によるものであった。
- その他のトレーディング以外のマーケット・リスク：
 - 金利リスク。 トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオにおける未決済の金利リスク・ポジションへの経済的資本の配分に加え、この区分の主な構成要素は、契約上短期の定期預金の返済期限の変更である。契約上短期の定期預金の実効デュレーションは、観察可能な顧客の行動、市場金利に対する預金金利の弾力性(以下

「DRE」という。)、預金残高のボラティリティおよびドイツ銀行の自己の信用スプレッドに基づく。経済的資本は、翌日物預金の実効デュレーションに関するモデル仮定(特にDRE)にストレスを与えることによって算出される。当行のモーゲージ業務の実効デュレーションおよび任意のエクスポージャーを計算する際には、行動および経済特性が考慮される。2014年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で1,683百万ユーロ(2013年12月31日現在では1,601百万ユーロ)であり、主にPBC(ポストバンク、BHWおよびDeutsche Bank Bausparを含む。)および財務部(連結および調整に反映されている。)に起因していた。

- 信用スプレッド・リスク。重要な信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2014年12月31日現在の経済的資本使用額は319百万ユーロであり、これに対して2013年12月31日現在では444百万ユーロであった。経済的資本使用額の減少は、トレーディング・マーケット・リスクや年金リスクといった他の分野との分散効果の増加によるものであった。
- 株式報酬リスク。制限付エクイティ・ユニットから生じる、当行の株価への構造的なショート・ポジションから発生するリスク。2014年12月31日現在の経済的資本使用額は、分散後ベースで(237)百万ユーロであり、これに対して2013年12月31日現在では(262)百万ユーロであった。分散後ベースの経済的資本への貢献はマイナスであったが、これは、経済的資本の計算手法で表現した場合、下方シナリオにおいて当行の株価が下落すると、株式報酬負債による当行の資本ポジションへのマイナスの影響が低減される、という事実から生じた。
- 年金リスク。金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む、当行の確定給付制度債務から生じるリスクである。経済的資本使用額は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、それぞれ1,189百万ユーロおよび734百万ユーロであった。増加は主に、期中における金利の低下および信用スプレッドの縮小に起因した年金負債の増加、ならびに計算手法をトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本の計算と継続的に整合させた後の分散効果の変化によるものである。
- 構造的な外国為替リスク。一定子会社のヘッジされていない非ユーロ通貨建ての資本および利益剰余金から生じる外国為替エクスポージャー。2014年12月31日現在の経済的資本使用額は、分散後ベースで2,672百万ユーロであり、これに対して2013年12月31日現在では2,037百万ユーロであった。増加は主に、米ドル高および非ユーロ通貨建てのその他Tier 1ノートの発行に起因している。
- 保証型ファンド・リスク。2014年12月31日現在の経済的資本使用額の1,425百万ユーロへの増加は、主に、持続的な低金利や一部ではマイナス金利に起因した金利リスクの上昇によって引き起こされた。2013年12月31日現在、経済的資本は988百万ユーロであった。』

持分投資の会計処理および評価

トレーディング業務の範囲外で、規制目的上の連結対象ではなく、規制自己資本からの控除項目でもない持分投資が、規制上のバンキング勘定のエクイティ・ポジションとして保有されている。当行の連結貸借対照表において、これらの持分投資は「売却可能金融資産(以下「AFS」という。))」、「持分法適用投資」または「純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産」に分類される。

AFS資本性金融商品ならびに関連会社および共同支配企業に対する投資に関連した当行の会計方針および評価方針の詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」、注記14「公正価値で計上される金融商品」および注記17「持分法適用投資」を参照のこと。

保有する持分投資(無監査)

225ページ(訳者注:原文のページ)で終了する、保有する持分投資に関する以下の項では、第三の柱に関連する特定の開示を表示している。規則では、第三の柱に関連する開示の監査は要求されない。したがって、当項は無監査に分類される。

以下の表は、IFRSの分類および保有する持分投資に係る利得(損失)を表示している。これらの持分投資は、主に規制上のバンキング勘定のエクイティ・ポジションまたはCRRに基づく自己資本からの控除項目である。しかしながら、保有する持分投資(以下に表示)を規制上のバンキング勘定のエクイティ・ポジションと比較する際には、以下の点を考慮する必要がある。

- 事業体が保有する持分投資で、IFRS目的上連結対象であるが、規制目的上は連結対象でないものが、これらの表には含まれている。
- 集团的投資事業は、IFRS目的上は開示されるが、規制目的上は扱いが異なり、これらの表には含まれていない。
- 規制目的上連結対象であるがIFRSに従って連結されていない、持分投資を保有する事業体については、IFRSの貸借対照表および損益情報は提供しておらず、これらの表から除外されている。これらの除外された持分投資の規制上のエクスポージャー価値(以下「EAD」という。)は、2014年12月31日現在で13百万ユーロ、および2013年12月31日現在で176百万ユーロであった。
- デリバティブ取引から生じた資本性の原資産や、規制上の観点から「バンキング勘定におけるエクイティ」のエクスポージャー・クラスにも割り当てられる特定の劣後債等のその他のポジションは、表から除外されている。これらのEADは、2014年12月31日現在で304百万ユーロ、および2013年12月31日現在で167百万ユーロであった。

- この規制上のエクイティ・ポジションには、IFRSの観点から当グループ内部の持分投資に関して、2014年12月31日現在で19億ユーロのEADおよび2013年12月31日現在で33億ユーロのEADが含まれている。
- 「取引所売買以外のポジション」は、十分に分散されたポートフォリオ内のプライベート・エクイティ・エクスポージャーとCRR第447条(c)に基づくその他のエクスポージャーを組み合わせている。

IFRSの分類に基づく持分投資

単位：百万ユーロ	帳簿価額	
	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
売却可能金融資産 - 資本性金融商品	1,928	1,226
取引所売買ポジション	291	327
取引所売買以外のポジション	1,637	899
持分法適用投資	4,134	3,574
取引所売買ポジション	3,181	2,616 ¹
取引所売買以外のポジション	953	958 ¹
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - 資本性金融商品	2	119
取引所売買ポジション	0	0
取引所売買以外のポジション	2	119
持分投資合計	6,064	4,919

1 比較数値は、該当する場合に参加持分を取引所売買ポジションとして表示するために26億ユーロ修正再表示されている。

これらの持分投資の種類および性質は主に、本報告書の「投資リスク」の項に記載されている投資に関連している。

投資ポジションの帳簿価額とその公正価値の僅かな差額は、取引所売買の持分法適用投資についてのみ観察可能であり、当該投資は、2014年12月31日現在の帳簿価額が32億ユーロ、公正価値が32億ユーロであり、一方2013年12月31日現在の帳簿価額が26億ユーロ、公正価値が19億ユーロであった。

持分投資からの報告期間における実現利得（損失）および期末における未実現利得（損失）

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
処分に係る利得および損失	202	97
減損	-54	-110
純利益（損失）に対する比例持分	569	433
持分投資による実現利得（損失）合計	716	420

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
未実現再評価利得（損失）	658	424
帳簿価額と公正価値の差額	46	-682
持分投資による未実現利得（損失）合計	704	-258

AFS持分投資に関して、考慮された構成要素は、売却および清算による実現利得および損失ならびに未実現再評価利得および損失ならびに減損である。持分法適用投資に関して、利得および損失の要素は、売却および清算による実現利得および損失、純利益（損失）に対する比例持分、減損ならびに帳簿価額と公正価値との差額で表される未実現再評価利得（損失）から成る。これに関して、処分に係る実現利得（損失）、減損および純利益（損失）に対する比例持分は、2014年度および2013年度の報告期間に言及しているが、未実現再評価利得（損失）および持分投資の帳簿価額と公正価値との差額は2014年12月31日現在および2013年12月31日現在の金額を表示している。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクである。オペレーショナル・リスクには、法的リスクは含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

当行は、2014年度の自己評価プロセスのために、オペレーショナル・リスクを以下のリスクの種類に分類している。

- 発行および実行リスクは、商品／サービス／取引の発行およびその実行における不備および／または誤り、不適切な商慣行、または契約上の義務の結果として損失が生じるリスクである。
- 不正リスクは、個人的なおよび／または業務上の利得のため、個人的なおよび／または業務上の損失を回避するため、または不適切なもしくは未承認の活動を隠蔽することを目的とした、従業員または第三者による不正な方法での故意の行動または不作為の結果として損失を被るリスクである。これには、記録および報告の偽造または変造、援助、背任行為、故意の遺漏、虚偽の表示、隠蔽、誤解させること、および地位の乱用が含まれる。
- 事業継続リスクは、通常の業務活動の中断から発生する損失を被るリスクである。これには当行のインフラに加え、当行の業務を支えるインフラ（第三者ベンダーを含む。）および当行が所在するコミュニティを支えるインフラの中断が含まれる。
- 規制遵守リスクは、適用される法令、規則および規制の不遵守の結果として、規制上の制裁（業務活動に対する制限、罰金または報告要件の強化を含む。）や、財務上および／または風評上の損害を被るリスクである。
- 情報技術リスクは、当行の情報技術が数値化できる損失を招くリスクである。これは、管理可能性、排他性、完全性、制御可能性および継続性の観点から不適切な情報技術および処理に起因する。
- 情報セキュリティ・リスクは、組織資産のセキュリティ侵害（組織資産の不正使用、喪失、破損、開示や変更を含むが、これに限定されない。）をもたらす可能性のあるイベントのリスクである。これには、組織へのサイバー脅威のリスクが含まれる。
- ベンダー・リスクは、ベンダーの選択の失敗、ベンダーおよび／またはベンダーが提供するサービスに対する不十分な管理・監督、ならびにベンダー自身が受けるその他の影響による、悪影響を及ぼすイベントおよびリスクの集中に起因している。
- 受託業務リスクは、助言ならびに顧客資産の投資、管理および保護を行う際に顧客の利益を最優先して行動できないリスクであり、受託者責任に関する過失および／または違反を回避、検知もしくは是正できないこと、ならびに発生し得る受託上の利害の衝突に適切に対処できないことが含まれる。

- 財務報告・記録リスクは、財務諸表における誤った報告または誤った記録が、オペレーショナル・リスク関連のイベント、また潜在的にオペレーショナル・リスク関連の損失をもたらすリスクである。
- 不動産リスクまたは設備およびインフラ・リスクは、当行の設備／インフラの損傷や使用不能損害の結果として損失を被るリスクである。
- 従業員リスクは、内部従業員の雇用に関連したプロセスおよび手続における欠陥が、直接的に損失を生じさせるかまたは間接的に他のリスク区分におけるイベントの発生に寄与するリスクである。
- 税務コンプライアンス・リスクは、納税申告書の提出および他の税務関連業務に関連したオペレーショナル・リスクを表している（例えば、事前納税申告書の提出を怠ること、税務調査の対象となること、税金の支払いが生じること等）。
- 取引処理リスクは、取引処理または当行の内部プロセスもしくは内部統制における不備が損失をもたらすリスクである。当該リスクは、人為的過誤、ITアプリケーション・システム障害および不十分なプロセス設計によって生じる。

財務リスクは、上記のリスクの種類のいずれにおいても実体化することがある。これは、各種類において当行が契約上または他の法制的もしくは法令上の責任の不遵守を申立てる請求もしくは手続の対象となる可能性があるという事実、または、それ以外で当行が他の法制的状況から発生するとされる損失にさらされる可能性があるという事実による。引当金に関する詳細は、当行の連結財務諸表に対する注記29「引当金」を参照のこと。

当行は、リスク評価プロセスを支援するために、取引処理リスク、プロジェクトおよび変革リスクならびに風評リスクといった非財務リスクをカバーする新たなリスク分類法へと2015年度中に移行する予定である。

組織およびガバナンス構造

オペレーショナル・リスク管理部（以下「ORM」という。）のリーダーは、オペレーショナル・リスク管理委員会（以下「ORMC」という。）の議長を務める。オペレーショナル・リスク管理委員会は、リスク執行委員会の常設小委員会であり、当行の各部門およびインフラ機能のオペレーショナル・リスクの管理責任者から成る。オペレーショナル・リスク管理委員会は、すべてのオペレーショナル・リスク管理事項に関する主要な意思決定委員会である。

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は各業務部門およびインフラ機能にある。一方、ORM機能は、部門横断的および地域横断的なオペレーショナル・リスクならびにリスクの集中を管理し、当行全体にわたるオペレーショナル・リスク管理フレームワークの一貫した適用を促進する。当行の業務パートナーシップ・モデルを通じて、当行は、オペレーショナル・リスクの綿密な監視と高い意識を維持することを目指している。

「3つの防衛線」を通じての統制の強化

3つの防衛線プログラムは、ドイツ銀行の戦略アジェンダの不可欠な部分である。これは、規制上の基準の強化を背景に、取締役会によって2013年度第4四半期に開始された。当該プログラムは、過去の統制の失敗から学んだ教訓を土台としており、ドイツ銀行の非財務リスクの管理能力ならびに全コーポレート部門およびインフラ機能にわたるコンプライアンス文化の強化を目指している。さらに、同プログラムは、当行全体で現在進行中の統制強化イニシアチブの一貫性の維持を意図している。

ドイツ銀行は3つの防衛線を以下のように定義している。

- 第一の防衛線には、すべてのコーポレート部門および一部のインフラ機能が含まれる。第一の防衛線ユニットは、その業務プロセスにおけるすべてのリスクおよび統制について最終的な責任を負う。
- 第二の防衛線には、リスク、コンプライアンス、法務、人事、財務および税務といったすべての統制機能が含まれる。これらは、ドイツ銀行の方針フレームワークの策定および独立したリスク評価に責任を負う。第二の防衛線ユニットは、第一の防衛線ユニットから独立している。
- 第三の防衛線は、グループ監査部であり、リスク管理、内部統制およびガバナンス・プロセスの有効性に関する独立した客観的な保証を提供する責任を負う。

2014年度において、当該プログラムは、ドイツ銀行の非財務リスクならびに統制組織および支援管理プロセスに関する系統的なレビューを実施した。その結果、以下の変更が行われた。

- 統制環境の管理に関する各部門の説明責任を強化するために、第一の防衛線の各部門に専用の統制ユニットが設置された。
- 第二の防衛線の統制機能にわたるリスクおよび統制責任が、共通のリスクおよび統制フレームワーク内に再編された。選定されたリスクについては、ドイツ銀行の統制フレームワークを一層強化するために新たなイニシアチブが開始された。
- 共通基準の使用を確保するために、リスクおよび統制評価アプローチが、3つの防衛線のすべてに共通の統合的なフレームワークに向けて改善された。

2015年度の主要テーマは、統制組織の更なる構築、改善されたリスクおよび統制評価フレームワークの導入、ならびに3つの防衛線すべてにわたる特定の統制の強化に関する作業の継続である。これには、改善された3つの防衛線モデルの各地域への導入も含まれる。

オペレーショナル・リスク管理

当行は、グループ全体で一貫したフレームワークに基づいてオペレーショナル・リスクを管理する。このフレームワークにより、当行のリスク許容度と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスク・テーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。グローバルのオペレーショナル・リスクのフレームワークは、オペレーショナル・リスクの定義に含まれるリスクの種類のすべてに適用される。

オペレーショナル・リスクの定義で要約した広範なオペレーショナル・リスクの種類をカバーするために、当行のフレームワークには、多くのオペレーショナル・リスク管理技法が含まれている。これらは、当行の業務におけるオペレーショナル・リスクを効率的に管理することを目的とし、オペレーショナル・リスクを識別、評価および軽減するために使用される。

- オペレーショナル・リスク管理の前提条件としてのオペレーショナル・リスクの損失イベントの継続的な収集には、詳細な分析、軽減措置の識別および上級管理職への適時の情報提供が含まれる。10,000ユーロを超えるすべての損失は、当行の「dbインシデント・レポーティング・システム」（以下「dbIRS」という。）に収集される。
- 教訓プロセスは、1百万ユーロを超えるイベント（ニアミスを含む。）に関して発動される。このプロセスには以下を含むが、これに限定されない。
 - 損失が発生した事業環境の説明、過去のイベント、ニアミスおよびイベント固有の主要リスク・インディケータ（以下「KRI」という。）を含む系統的なリスク分析。
 - とられた特定のリスクに関連したリスク管理上の意思決定の検討。
 - 根本原因の分析。
 - 再発を防止または低減するための統制の改善およびその他の措置の検討。
 - 残余するオペレーショナル・リスク・エクスポージャーの評価。
- 教訓プロセスは、リスクの固有の分野を識別し、適切なリスク軽減措置を規定するための重要な手段である。すべての是正措置は、解決のために、当行のトラッキング・システムである「dbトラック」の行動計画を通じて把握および監視される。是正措置の実行は、ORMCを通じて月次で上級管理職に報告される。
- 銀行業界で発生した外部の損失イベントに関する情報を系統的に利用することで、同様の突発事象が当行に発生することを防止する（例えば、特別なディープ・ダイブ分析またはリスク・プロファイル・レビューによる。）。
- 内部および外部の損失情報のほかに、シナリオを利用し、そこから対応を導き出す。シナリオのセットは、公開データベースの提供する関連ある外部シナリオ、および内部シナリオからなり、後者は当行のリスク・プロファイルを網羅するように作成される。
- 各業務部門、当行が営業活動を行う国々および当行のインフラ機能についてのグループ・レベルのオペレーショナル・リスク・プロファイルに関する定期的な報告が、各部門の上級管理職と共にレビューおよび協議される。リスク・プロファイルの定期的なレビューにより、各業務ユニットのリスク・プロファイルおよびグループ全体のリスクの集中の変動を早期に発見し、適切な是正措置を講じることが可能となる。
- 当行は、新商品、アウトソーシング活動、戦略的イニシアチブならびに取得および処分の結果としての、当行のリスク・プロファイルの変動の影響を評価し、承認する。
- オペレーショナル・リスクが識別された場合には、「合理的に実施可能な限り低減する（ALARP）」原則にしたがって、軽減コストとその便益とのバランスをとり、残存オペレーショナル・リスクについては正式に許容することにより、これを軽減することが求められる。適用される国内または国際的な法規制に違反するリスクは許容できないため、こうしたリスクは、識別した時点で、常に、軽減しなければならない。
- リスク軽減手段を実行する際、解決までそれらをトラッキング・ツールである「dbトラック」内で監視する。「重要」を超えると評価された残存オペレーショナル・リスクについては、リスクを負担する部門およびORMCの承認を必要とする。
- 上述の活動の結果を検討する、トップ・リスク分析を実施する。トップ・リスク分析は、年間のオペレーショナル・リスク管理戦略および計画プロセスにとっての主要な入力値である。オペレーショナル・リスク管理の戦略的および戦術的計画に加えて、資本および予想損失の目標を定義する。これらの目標は、四半期毎の予測プロセスの中で定期的に監視される。
- 識別された問題にドイツ銀行内の複数の事業体および所在地にわたるより広範なアプローチが必要か否かを評価するために、プロセスの改善を継続的に模索する。重要な発見事項についてはレビューを実施し、発生地域以外の当行の地域への関連性を評価する。
- オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し、差し迫った問題を組織に対してタイムリーに警告するためにKRIを使用する。KRIにより、当行の統制文化および事業環境の監視が可能となり、また、リスク軽減措置が発動される。KRIにより、KRIから発せられる早期の警告に基づく、将来を見据えたオペレーショナル・リスクの管理が容易になる。
- 少なくとも年1回実施する、ボトムアップの自己評価（以下「SA」という。）プロセスにおいて、潜在的风险の高い分野を浮き彫りにし、問題解決のためのリスク軽減手段を識別する。当行はリスク・ワークショップを定期的実施する。こ

れは、現地の法人企業および当行が営業活動を行う国々に特有のリスクを評価し、適切なリスク軽減措置を講じることを目的としている。

グローバルのオペレーショナル・リスク・フレームワークを補完し、リスクの種類に個別に対応するために、責任を負う部門が導入した追加的な機能、手法およびツールが利用される。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 2013年度に法務部内に「法務リスク管理」（以下「LRM」という。）機能が設置された。この機能は、法務リスクの識別および管理に特化している。LRMの分析は、報告目的に使用されることに加え、法務リスクに関連することから当行の統制フレームワークに適用され、（新たなまたは既存のイニシアチブにより）浮き彫りになった問題の改善を含めて、その十分な健全性を促進する。当該分析はまた、当行の業務のための重要な意思決定基準である法務部の情報のさらなる手段としても適用される。LRM機能は、法務リスクの積極的な管理を目的とした幅広い種類の任務にあたる職責を負う。これには、年間法務リスク評価プログラムの考案、実行および監視、結果として行われるポートフォリオ・レビューおよび軽減計画への合意および参加、ならびに法務教訓プロセスの管理が含まれる。LRM機能はまた、ドイツ銀行の3つの防衛線プログラムへの法務部の対応を調整する。
- 「法務リスク評価プログラム」により、当行は既存のおよび過去の法務リスクを分析するとともに、重要なことに、将来の法務リスク・イベントの可能性をより良く評価することができる。これには、業務部門（部門統制責任者（以下「DCO」という。）によって代表される。）、法務顧問、LRMおよびORMの関与が必要となり、事前定義された基準に基づく各業務部門による一次的な自己評価と、当該業務部門の商品、活動および所在地に関するグローバルな見解を形成することを目的とした関連する法務顧問チームによる二次的な評価が含まれる。
- 法務教訓プロセスは、当行の業務から発生する法務リスクを四半期ごとに識別し、将来的にそうしたリスクを修正、軽減または回避するための適切な措置を考案する手段である。法務教訓プロセスは回顧的プロセスであり、既存のまたは終了した事例から学ぶことのできる法務教訓を識別し、そうした法務教訓に関して必要な措置を講じることを目的として、これらの事例が検討される。法務教訓プロセスを全般的に管理する責任はLRM機能にあり、運営委員会を通じてORM、DCOおよび法務部と協力して行われる。
- アウトソーシングによるオペレーショナル・リスクは、ベンダー・リスク管理（以下「VRM」という。）プロセスにより管理され、VRMデータベースにおいて文書化される。アウトソーシング・リスクは、ベンダー・リスク管理方針に従って、および全般的なORMフレームワークに沿って、すべてのアウトソーシング契約に関して個別に評価され、管理される。適切なリスク水準を促進するために、広範なガバナンス構造が構築されている。
- 不正リスクは、ドイツ銀行法（KWG）第25a条ならびにその他の法律上および規制上の要件に基づき、リスクに基づくアプローチを通じて管理され、グローバル反トラスト方針および対応する法令遵守および反マネーロンダリング（AML）のフレームワークが適用される。規制上の要件にしたがって、グローバルのリスク評価が定期的実施される。オペレーショナル・リスクの通常の管理において、専門的な不正リスクの関連側面は自己評価プロセスの一部である。
- ドイツ銀行は、事業継続管理（以下「BCM」という。）プログラムで事業継続（以下「BC」という。）リスクを管理している。同プログラムは、中断の様々なレベルに応じて事業の移転または回復についての中核となる手続を要約している。このプログラム内で、中核業務機能およびインフラ・グループのそれぞれは、事業継続計画（以下「BC計画」という。）を設定、維持および定期的にテストして、継続的かつ信頼性のあるサービスを促進する。BCMプログラムには明確な役割と責任があり、それらは企業の基準で文書化されている。これらの基準の遵守は専門の事業継続チームにより地域ごとに監視されている。グループ運営委員会の小委員会であるグループ・レジリエンシー委員会への報告が、四半期ごとに要求される。さらに、確立したBCM統制環境に関する重要な情報が、オペレーショナル・リスクのKRIに使用される。
- ITリスクに関するオペレーショナル・リスクは、IT管理の国際的な基準に従って技術の分野内で管理される。アプリケーションおよびITインフラは、分類され定期的に評価されており、安定性の監視が確立されている。確立した評価および統制環境の重要な結果は、オペレーショナル・リスク測定基準（KRI等）や自己評価のためのインプットとして使用される。
- 銀行変革プロセスのための新たなオペレーショナル・リスク評価方針が、重要なシステムおよびプロセスの変更に對して導入されている。重要な変革イニシアチブはすべて、銀行変革活動に係るオペレーショナル・リスク評価のための組み込まれたORMフレームワークを通じて、プロセス/システム変更から生じるオペレーショナル・リスクにつき評価される。識別されたリスクおよび軽減措置は、上述のように、ドイツ銀行のシステムにおいて追跡される。

当行は、オペレーショナル・リスクを管理するための包括的なフレームワーク（特定の手法および技法を含む。）を確立しているが、それでもなお、銀行業界の多くでこれまで見られたように、オペレーショナル・リスク損失および資本需要が増加する傾向に直面している。オペレーショナル・リスク管理フレームワークを継続的に強化する統合された取り組みにおいて、当行は最近、当行の経営管理報告への追加的な報告要素としてトップ・リスク分析を加えた。

トップ・リスク分析は、当行および各業務部門にとってその可能性および強度の点で最も重要なリスクを識別することを目的としている。標準的なグローバル・オペレーショナル・リスク管理報告にトップ・リスク報告要素を含めることで、当行が営業活動を行う地域および各業務部門のオペレーショナル・リスク・ポートフォリオに関する透明性を提供することによって、当行はオペレーショナル・リスク管理プロセスにおける上級管理職の関与を強めている。これは、グローバル・レベルで

の包括的な報告を形成する。これは、当行のトップ・リスクに関する上級管理職の会話を促し、リスク許容度に適応されたリスク軽減に向けての具体的な行動計画（責任および目標期日を含む。）を示すことで当事者意識および説明責任を強める。

トップ・リスク分析の利用およびこのプロセスから導き出された固有のリスクを軽減するための行動に関する選定された例を以下に示している。主要な同業他社と同様に、および金融業界全体の全般的な状況に沿って、当行は現在、金融危機からの直接的および二次的な影響といったトピックを当行のトップ・リスクとして識別している。

- 訴訟に関連した資金の流出に関する不確実性：危機によってまたは危機後に過去の不適切なまたは潜在的に不適切な商行為が明らかにされ、危機に起因した市場心理の変化からさらなる訴訟が引き起こされている。これらは、重大な規制上の罰金または各業務相手先によって開始された訴訟からの和解金を生じさせており、将来的にもその可能性がある。
- 規制上の要件に起因したチェンジ・アジェンダ：金融危機への対応としての多数の新たな規制上の要件が、当行に既に多大な負担およびコストを課しているが、不遵守の場合には追加的な規制上の制裁につながる可能性がある。
- 内部要因に起因したチェンジ・アジェンダ：収益性の目標を達成するために、当行は効率を高める必要がある。このことは、上述の点と相まって、当行のポートフォリオおよび業務プロセスを再編および合理化するための当行への圧力となる。それぞれの変革イニシアチブは、潜在的な移行リスクを伴うが、または潜在的に当行を新たなオペレーショナル・リスクにさらす可能性がある。

金融危機に関する課題に対応して、ORMは、組織の健全性の強化およびリスク管理プロセスの向上により、トップ・リスクに関するオペレーショナル・リスク管理を改善するために、一連の措置および修正された手法を導入した。以下に主要なプロジェクトの概要を示している。

オペレーショナル・リスク管理のターゲット・オペレーティング・モデル

当行は現在、3つの防衛線プログラムの導入に基づき、当グループ内のオペレーティング・リスク管理に関する責任の再定義を行っている。3つの防衛線モデル内の主要な変更および改善は、第一および第二の防衛線の役割および責任、リスクの分類法、ならびにORMの組織構造に影響を及ぼす。リスクの分類法については、ORMは、以下の非財務リスクの種類（すなわち取引処理リスク、プロジェクトおよび変革リスク、ならびに風評リスク）に関する第二の防衛線の統制機能に対する責任を負う。これはORMの組織構造に反映される予定である。

ORMのターゲット・オペレーティング・モデルの一部としての自己評価プロセス

当行は自己評価プロセスを見直し、結果として得られる定性的なリスク管理情報セットを向上させるためのプロジェクトを開始した。これは、重要な非財務リスク評価プロセス（例えば、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクおよび法務リスク関連）を調整し、結び付け、統合するものである。

変革イニシアチブに関するオペレーショナル・リスクの評価

当行の包括的なチェンジ・アジェンダおよび固有のオペレーショナル・プロジェクト・リスクに対応して、当行は特定のオペレーショナル・リスク評価を設定した。重要な統制イニシアチブ（すなわち、当行の文化変革プログラムの成功に不可欠と見なされるイニシアチブ）については、当該イニシアチブによる当グループへのオペレーショナル・リスクの影響を評価するために、内部統制環境に関する特定のオペレーショナル・リスク評価が導入された。

オペレーショナル・リスクの測定

当行は、内部的な先進的計測手法（以下「AMA」という。）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行のAMAによる資本計算は、損失分布アプローチ（以下「LDA」という。）に基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクスチェンジ・アソシエーション（以下「ORX」という。）協会のデータ）からの総損失に直接回収額を調整した金額ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。次に、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。資本はその後、各業務部門に割り当てられ、質的調整および予想損失の控除の双方が行われる。

質的調整（以下「QA」という。）は、KRIおよび自己評価スコアを通じて日々のオペレーショナル・リスク管理活動の有効性およびパフォーマンスを反映するものであり、事業環境および内部統制要因に重点を置いている。質的調整は、最終的な資本数値に対するパーセンテージ調整として適用される。このアプローチにより、各業務の管理者にとって質的調整が透明なものになるとともに、リスク・プロファイルおよびオペレーショナル・リスク管理の成功に関するフィードバックが提供される。このため、当該アプローチは、各業務が自らの分野におけるオペレーショナル・リスク管理を継続的に改善する動機を提供する。

オペレーショナル・リスクに関する予想損失（以下「EL」という。）は、過去の損失経験、および事業における営業上の損失の予想コストを意味する事業の変化を考慮した専門家の判断に基づいている。これは、部門の業務計画で検討される範囲で、一定の制約内でAMAの資本数値から控除される。各業務部門の非予想損失（QAおよびELを控除後）は合算され、グループのAMAの資本数値が算定される。

オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本および経済的資本の計算は、四半期ごとに行われる。使用される内部データは、四半期生産サイクルの始めのスナップショットにおいて捕捉され、品質保証および承認プロセスを受ける。このため、過去の四半期の内部損失に係る全実績が、自己資本数値の計算に考慮される。ORX外部データがORXメンバーから送付され、当該データもまた品質保証および承認プロセスを受ける。これらのデータは最も早く6ヶ月後に自己資本の計算に認識される。IBM OpData（以前はOpVantageという名称であった。）から提供される追加的な外部損失データについては、当行は利用可能なデータを年に2回（第1および第3四半期に）利用している。

経済的資本は、99.98%パーセンタイル値から算出され、各業務部門に割り当てられ、業績の測定および資源の配分目的で使用される。このことは、オペレーショナル・リスクを管理する動機を与えると同時に、経済的資本の利用を最適化する。オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本については、99.9%パーセンタイル値が適用される。経済的資本および規制自己資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

オペレーショナル・リスク・フレームワークの継続的な開発

当行のリスク・プロファイルを適切に反映するため、AMAモデルは継続的に検証および向上が図られている。当行のモデルの継続的な向上および検証の一環として、当行はBaFinに対してモデルの変更を申請し、共同監督チーム（BaFinおよびECB）からの承認を待っている。これらのモデルの変更には、当行のAMAモデルにおける保険金の回収に関する検証および再調整の手法の改善、損失頻度のモデル化に対する変更、ならびに自己評価結果に関するスコアリング・メカニズムの向上が含まれる。

また当行は、2011年の導入以来継続して適用してきた10億ユーロの経済的資本のセーフティ・マージンを置き換えるために、BaFinに対して追加的なモデル変更の申請を行っている。このモデル変更は、AMAモデルに対して将来的な側面を追加するものであり、セーフティ・マージンを除外後でも経済的資本が増加する結果となる。この変更により、合理的に発生し得る訴訟損失を当行の「関連する損失データ」セットに含めることで、当行のモデルのリスク感応度が高まる。合理的に発生し得る訴訟損失は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは四半期毎に見直され、当行の法務部の判断に基づいている。

これらのモデルの改善に関する共同監督チームとの当行の協議は継続中であるが、経営陣は、それらがBaFinにより従前承認された当行のモデルと比較して所要自己資本の増加をもたらす場合には、これらのモデル変更の影響を2014年度第2四半期に認識することを決定した。

オペレーショナル・リスク管理におけるストレス・テストのコンセプト

当行は、ストレス・テストを、定期的に、また当行のAMA手法から切り離して実施することにより、極端なマクロ・シナリオが当行の資本および損益勘定に与える影響を分析している。2014年度において、ORMが銀行全体のすべてのストレス・テストのシナリオに参加し、様々なストレス・レベルのシナリオに対するオペレーショナル・リスクの影響を評価した。マクロのストレス・テスト・シナリオに対するオペレーショナル・リスクの影響は、資本に関しては中程度で、予想された範囲内にとどまった。

AMAモデルの検証および品質保証のレビューのコンセプト

当行は、AMAモデルのすべての構成要素（シナリオ分析、KRIおよび自己評価、予想損失ならびに内部損失データを含むが、これに限定されない。）を個々に、独立して検証する。検証の実施結果は、検証報告書に要約され、識別された問題は解決に向けて追跡される。このことにより、手法の向上が促進される。2013年度に実施された検証活動では、当行のAMAモデルにおいて損失頻度の見積りおよび合理的に発生し得る訴訟損失の使用に関する改善分野が検出された。この検証結果は、モデルの改善につながり、結果として経済的資本が増加した。

また、品質保証レビューが、AMAの構成要素について実施される。当該レビューでは、各業務部門によるデータ入力値の提供が求められ、また、レビューの結果は資本に影響を与える。資本の計算の一貫性および適正性の維持を容易にするため、AMAの構成要素のデータおよび文書は批判的に検討され、また各業務部門間で比較される。

オペレーショナル・リスク・リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度 ¹
顧客、商品および商慣行	1,742	2,438

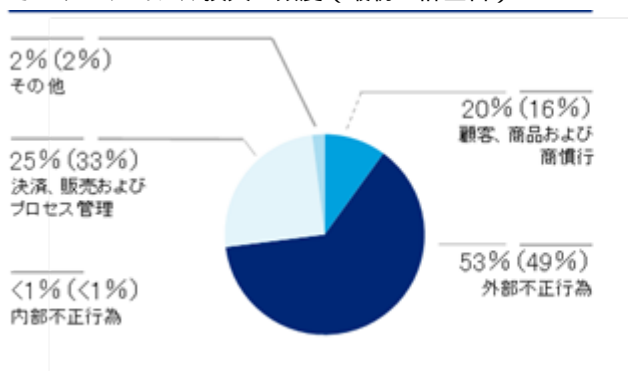
内部不正行為	498	913
外部不正行為	20	-69
決済、販売およびプロセス管理	72	68
その他	61	32
合計	2,393	3,382

1 2013年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して修正された。

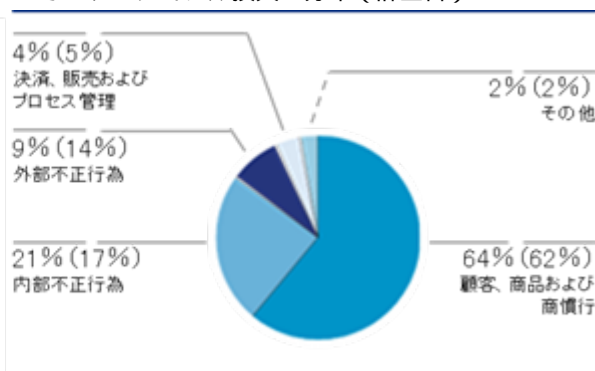
損益ベースのオペレーショナル損失は、2013年度末と比較して10億ユーロ（29％）減少した。この減少は主に「顧客、商品および商慣行」および「内部不正行為」（「オペレーショナル・リスクの定義 - 不正リスク」の項を参照のこと。）各イベント・タイプによるものであり、和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の減少に起因していた。「外部不正行為」イベント・タイプの増加は、2013年度における直接回収からの利得に起因している。「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプは安定的であり、「その他」イベント・タイプは僅かに増加した。

2010年から2014年（2009年から2013年）⁽¹⁾の期間に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失

オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）



オペレーショナル損失の分布（計上日）



1 括弧内の比率は、2009年から2013年の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。頻度および金額は後に変更される可能性がある。

上の左の円グラフ「オペレーショナル損失の頻度」は、2010年から2014年までの5年間に発生したオペレーショナル・リスク・イベントを、当該イベントに関して損失が最初に認識された期間に基づいて要約している。例えば、2002年に最初に認識され、2014年に追加の損益イベントが認識された損失イベントの場合、当該損失イベントは頻度のグラフには含まれないが、損失分布のグラフには各期間に認識された損益が含まれる。

頻度の大部分（観察された全損失イベントの53％）を「外部不正行為」イベント・タイプが占めており、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプが25％、および「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが20％を占めている。「その他」は2％で安定的である。「内部不正行為」イベント・タイプは頻度が低く、2010年から2014年の期間における損失イベントの0.2％となり、2009年から2013年の期間から変わっていない。

上の右の円グラフ「オペレーショナル損失の分布」は、2010年から2014年までの5年間にわたって損益に認識されたオペレーショナル・リスク損失の計上を要約している。オペレーショナル損失の分布の大部分（64％の割合）を「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが占めており、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローを反映している。「内部不正行為」は21％と2番目に割合が高く、これは当行が近年経験した規制上のイベントに関連している。最後に、「外部不正行為」イベント・タイプ（9％）および「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプ（4％）は他のイベント・タイプと比較して重要性が低いと見なせる。

オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額

業務部門別のオペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2013年度から2014年度 の増加（減少） ¹	
			金額	比率 （％）
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	3,569	2,453	1,116	45
個人顧客および中堅企業	1,088	803	285	35
グローバル・トランザクション・バンキング	150	96	54	56

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	722	580	142	24
非中核事業ユニット	2,070	1,320	750	57
オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額合計	7,598	5,253	2,345	45

1 各業務部門に割り当てられた金額は、2014年12月31日現在の構造に合わせた比較数値を反映するために修正再表示されている。

2014年12月31日現在のオペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額は76億ユーロであり、2013年度末と比較して23億ユーロ（45％）増加した。増加は主に、当行の先進的計測手法(AMA)モデルに対するモデルの改善による影響の早期認識によるものであった。この改善は第2四半期に導入され、当初、経済的資本の11億ユーロの増加をもたらした。こうしたモデルの改善は、既に実体化したオペレーショナル・リスク損失（主に訴訟、調査および執行行為に起因）の反映につながった。経済的資本の増加は、すべての業務部門にわたって分散している。

経済的資本は、引き続き当行のAMAモデルで適用されるセーフティー・マージンを含んでいる。これは、最近の金融危機からの不測の法務リスクをカバーするために2011年度に導入された。上述のモデルの改善は、セーフティー・マージンを、よりリスク感応度の高い測定尺度に置き換えることを意図している。このため、セーフティー・マージンを超えるモデルの変更による影響額は、経済的資本に認識される。これにより、セーフティー・マージンを除外後でも経済的資本が増加する結果となる。

コーポレート・インシュアランス / Deukonaの役割

当行の保険戦略ならびに支えとなる保険契約およびガイドラインを定義するのは、当行の専門のユニットであるコーポレート・インシュアランス / Deukona（以下「CI/D」という。）の責任である。CI/Dは、当行の全世界の企業保険契約に責任を負い、当該契約は取締役会により承認される。

CI/Dは、保険担保の獲得、ならびに契約条件および保険料の交渉に責任を負う。CI/Dはさらに、保険料を各業務に割り当てる役割を有する。CI/Dの専門家は、資本計算に保険を反映するための手法の考案、および規制上の要件を反映するためのパラメータの決定を支援する。それらは、AMAモデルにおいて使用される保険パラメータの設定を検証し、それぞれの更新を行う。CI/Dは、保険による影響を資本計算の結果に反映させる業界の取り組みに積極的に関与している。

当行は、不測かつ多額の予測不能な損失に対して自らを保護する目的で保険を購入している。識別、規模の定義および使用する見積手続は、広く認められている保険の原則および手法に基づく。保険対象リスクごとの最大限度枠には、保険市場が保険契約の制限的 / 限定的文言および特定の免責により保険担保を減少させようとする場合には特に、保険会社の信頼性および費用便益比率が考慮される。

当行は、多数のキャプティブ保険会社（元受保険会社および再保険会社の双方）を維持している。しかし、提供される保険契約は、リスクが外部の保険市場において再保険される場合のみ、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本の保険関連の控除額のモデリング / 計算において考慮される。

規制自己資本の数値には、保険担保に関する控除額が2014年12月31日現在で564百万ユーロ、2013年12月31日現在で522百万ユーロ含まれている。現在、AMAモデルに認識されている保険以外のその他のリスク移転技法はない。

CI/Dは、CRRの規定する規制上の要件に厳密に従って、および先進的計測手法における保険の認識に関する各対象問題の専門家の提言に基づいて、保険パートナーを選定する。保険ポートフォリオ、およびCI/Dの活動は、グループ監査部によりリスクに基づくアプローチで監査される。

『

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的可能性から生じるリスクである。

当行の流動性リスク管理のフレームワークは、2014年度において十分な流動性の維持および資金調達プロファイルの管理における重要な要素である。

流動性リスク管理のフレームワーク

取締役会は、当行の流動性リスク戦略を定め、資本およびリスク委員会による提言に基づき、特に当行の流動性リスクの許容度を定める。少なくとも毎年1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するためにグループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

流動性リスク戦略において定められたとおり、当行の財務機能が、グローバルでの流動性および資金調達リスクの管理に責任を負う。当行の流動性リスク管理のフレームワークは、当行の流動性リスク・ポジションを識別、測定および管理するため

に設計されている。流動性リスク統制部が、流動性および資金調達に関する当行全体にわたるグローバル・レベルおよび地域レベルでの内部報告に責任を負う。これに関連して、取締役会は、流動性スコアカードにより少なくとも週1回最新情報を受け取る。流動性リスク統制部はさらに、当行の流動性リスク・フレームワークの監視および検証に責任を負う。これには、すべての流動性リスク・モデルに関する独立した検証、ならびに限度枠の見直しおよびバックテストが含まれる。当行の流動性リスク管理アプローチは、日中レベルのキャッシュ・フローの予測および当行の中央銀行の利用の管理から始まる。次に、担保付および無担保資金調達源泉の利用を取り扱う戦術的流動性リスク管理を対象とする。最後に、戦略的見通しは、すべての資産および負債の期限プロファイル（資金調達マトリクス）ならびに発行戦略から成っている。

キャッシュ・フローに基づく当行の報告システムは、日次の流動性リスク情報を世界レベルおよび地域レベルの経営陣に提供している。

ストレス・テストおよびシナリオ分析は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて中心的役割を果たす。これには、様々なストレス・シナリオにおける資産の流動性（すなわち、手許資産の特性）ならびにオフバランスのコミットメントからの偶発的資金調達要求の評価も組み込まれている。日次のストレス・テストの結果は、取締役会の全般的な流動性リスク許容度への当行の継続的遵守を監視するために使用される。さらに、フレームワークの重要なツールである短期のホールセール資金調達プロファイル限度枠（無担保および担保付の両方）は、ストレス・テストの結果に対して月次ベースで調整される。

短期流動性およびホールセール資金調達

当行のグループ全体の報告システムは、12ヶ月間のタイム・ホライズンにわたり日次でホールセール資金調達源泉からのすべての契約上のキャッシュ・フローを追跡する。当行は、この目的で、主にグローバル・リクイディティ・マネジメント業務が調達する無担保負債ならびに主にグローバル・リクイディティ・マネジメント業務およびエクイティズ業務が調達する担保付負債をホールセール資金調達と考えている。このような負債は、主に企業、銀行およびその他の金融機関、政府および国家から発生する。ホールセール資金調達プロファイル限度枠は、当行の月次のストレス・テストの結果に対して調整され、内部ガバナンスに従い取締役会によって承認されるが、流動性リスクに関する当行の最大許容度を表すものである。ホールセール資金調達限度枠は、世界レベルのそれぞれの累積的キャッシュ・アウトフローおよび無担保ホールセール資金調達総額に適用され、日次で監視される。当行の流動性準備金は、短期のホールセール資金調達市場におけるストレスに対する主な軽減策である。個々の事業体レベルで、当行は、重要または適切と考えられる場合に、キャッシュ・フローの広範囲にわたる流動性アウトフロー限度枠を設定できる。

資金調達市場および資本市場発行

2014年は銀行の信用状態および資金調達状況にとって比較的な穏やかな年であった。このことは、iTraxx金融指数（シニア債）の推移からも明らかであり、同指数は1月の106ベース・ポイントをピークに、第1四半期は平均92ベース・ポイント、第2四半期は平均75ベース・ポイントとなり、年末の終値は69ベース・ポイントであった。当行の5年物CDSは58-102ベース・ポイントのレンジ内で取引され、2月にピークとなった。それ以降、スプレッドは縮小し、年末時点では年間のレンジの半ばで取引されていた。当行の債券のスプレッドも類似のボラティリティを示した。例えば、当行の9年物ユーロのベンチマーク（2.375%クーポン、2023年1月に期日到来）は27-60ベース・ポイントのレンジで取引され、年間の最安値付近でこの年の取引を終了した。

2014年度の当行の最大350億ユーロの資金調達計画（当初の返済期限が1年超の債券発行から成る。）は、すべて完了し、タム・ファンディングで441億ユーロを調達して2014年度を締めくくった。91億ユーロの調達超過は、2015年度分の事前調達を示している。この資金調達の源泉は、無担保ベンチマーク債（171億ユーロ）、その他Tier 1ベンチマーク債（48億ユーロ）、無担保リテール・ターゲット債（98億ユーロ）、ならびに無担保および担保付私募債（123億ユーロ）の多岐にわたった。合計441億ユーロのうち、大部分は米ドル建て（222億ユーロ）であった。さらに、当行は、ユーロ建てで178億ユーロを発行し、日本円および英ポンド建てでさらに少ない金額の発行を行った。直接発行に加えて、当行は、長期クロスカレンシー・スワップを使用してユーロ以外の資金需要を管理している。当行の投資家基盤は、リテール顧客（25%）、銀行（19%）、資産運用会社および年金基金（29%）、保険会社（6%）および機関投資家を含むその他（21%）から成っていた。地理的分布は、ドイツ（19%）、残りのヨーロッパ（29%）、米国（29%）、アジア太平洋（16%）およびその他（6%）に分かれていた。2014年12月31日現在の当行の資本市場発行合計残高のうち、約85%は無担保ベースで発行された。

関連する変動指標（例えば、Libor）に対する当行の発行の平均スプレッドは、通年で45ベース・ポイントであり、平均残存期間は4.8年であった。当行の発行活動は上半期の方が活発で、2014年度下半期には発行量が減少した。当行は、各四半期において、それぞれ85億ユーロ、163億ユーロ、114億ユーロおよび79億ユーロを発行した。』

2015年度において、当行のベースケースの資金調達計画は300億ユーロから350億ユーロであり、当行は、これを上記の資金調達源泉の利用によりカバーし、いずれか1つの源泉に過度に依存しないようにする予定である。さらに、当行はこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行

では、2015年に、資本市場発行の合計約220億ユーロ（法的に行使可能なコール・オプションを除く。）の返済期限が到来する。

ホールセール資金調達および資本市場発行の期限プロファイルに関する情報については、240ページ（訳者注：原文のページ）の表を参照のこと。

『

資金調達の分散

投資家タイプ、地域、商品および証券の面から見た当行の資金調達プロファイルの分散は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて重要な要素である。当行の最も安定した資金調達源泉は、資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキング顧客から生じる。その他の顧客預金およびホールセール顧客からの借入は、追加的な資金調達源泉である。無担保ホールセール資金調達は、主にグローバル・リクイディティ・マネジメント業務からの無担保ホールセール負債を表す。これらの負債は、比較的短期的な性質であることを考慮して、主に現金および流動性のあるトレーディング資産を賄うために使用される。

借換業務の追加的な分散を促進するため、当行は、抵当ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）の発行を可能にするファンドブリーフ債のライセンスを有している。

2014年度において、当行では、広範な貸借対照表の債務圧縮に沿って、全般的な資金調達量を減少させた。外部資金調達総額は期中に640億ユーロ（6.5%）減少したが、その大部分がCB&S業務によるものであり、当行は特に担保付資金調達およびショートを690億ユーロ（46%）、その他の顧客を230億ユーロ（24%）および無担保ホールセール資金調達を190億ユーロ（26%）減少させた。資金調達ピークル（70億ユーロ、37%）からも、より少ないが減少が見られた。これらの減少は、資本市場およびエクイティ（290億ユーロ、16%）、リテール顧客（190億ユーロ、7%）ならびにトランザクション・バンキング（60億ユーロ、4%）における増加を相殺して余りあるものであった。当行の最も安定した資金調達源泉（資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキングから成る。）の全体的な割合は、66%から76%に上昇した。

無担保ホールセール資金調達は、主に1年までの期間にわたる様々な範囲の無担保の商品（例えば譲渡性預金（CD）、コマーシャル・ペーパー（CP）ならびに定期預金、コール預金およびオーバーナイト預金）から成っている。コンジットを通じて発行した資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）は、資金調達ピークルに含まれている。

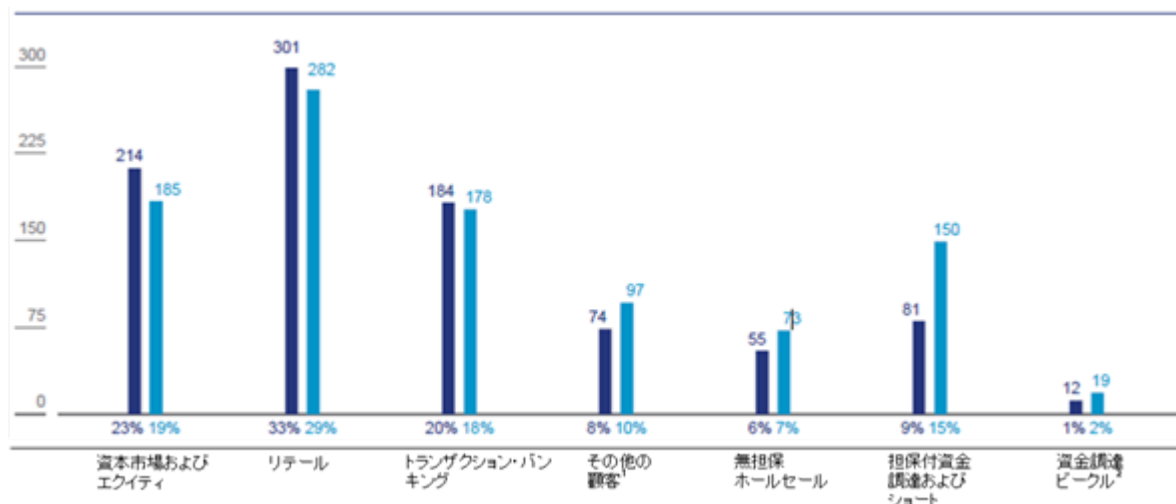
無担保ホールセール資金調達および担保付資金調達の全体量は、当行の基礎となる事業活動に基づき報告日間で変動した。こうした変動は、顧客関連の証券金融業務や、流動性の高いトレーディング資産の手元有高の四半期中の変動に左右される。

これらの短期資金調達源泉への望ましくない依存を回避するため、また、所定のリスク許容度に従った正常な短期の資金調達プロファイルを促進するため、当行はこれらの資金調達源泉に対する限度枠の構造（残存期間にわたる。）を導入している。これは当行の月次のストレス・テスト分析から算定される。さらに当行は、全般的な資金調達の分散化の一環として、無担保ホールセール資金調達の総量に関する限度枠を設定して、当該資金調達源泉への依存を管理している。

下のグラフは、流動性リスク・ポジションに貢献する外部資金調達源泉の構成を、十億ユーロ単位で、および外部資金調達源泉総額に対する割合で示している。

外部資金調達源泉の構成

単位：十億ユーロ



■ 2014年12月31日現在：総額9,190億ユーロ

■ 2013年12月31日現在：総額9,840億ユーロ

1 その他には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-markets等）および委託証拠金ノプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。

2 ABCPコンジットを含む。

参考：貸借対照表合計に対する調整：2014年12月31日および2013年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高6,600億ユーロ（5,240億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットティングの影響に関する加算750億ユーロ（500億ユーロ）、その他の非資金調達負債540億ユーロ（550億ユーロ）。数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

以下の表は、短期のホールセール資金調達（無担保ホールセール資金調達に資産担保コマーシャル・ペーパーを加えたものから成る。）および資本市場発行の契約上の返済期限を示している。

無担保ホールセール資金調達、ABCPおよび資本市場発行の返済期限¹

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在							
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	7,816	5,373	7,930	2,541	23,661	42	350	24,053
その他のホールセール顧客からの預金	2,828	1,569	2,979	2,387	9,763	306	404	10,473
CDおよびCP	1,747	4,629	8,080	5,623	20,080	20	28	20,128
ABCP	2,849	233	0	0	3,082	0	0	3,082
シニア無担保プレーンバニラ債	756	2,823	4,589	4,978	13,145	12,904	40,031	66,080
シニア無担保仕組みノート	528	1,721	2,384	3,655	8,288	3,698	22,242	34,227
カバード・ボンド / ABS	0	11	1,223	458	1,693	1,701	20,325	23,719
劣後負債	636	2,352	1,772	799	5,559	537	9,889	15,985
その他	0	0	0	166	166	13	131	310
合計 ²	17,161	18,711	28,958	20,607	85,437	19,220	93,401	198,057
このうち：								
担保付きのもの	2,849	244	1,223	458	4,775	1,701	20,325	26,801
無担保のもの	14,311	18,467	27,735	20,149	80,662	17,519	73,076	171,256

¹ 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier 1ノートは除外されている。

² コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は行っていない。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、ABCPおよび資本市場発行の合計金額は2014年12月31日現在850億ユーロであり、流動性準備金合計の1,840億ユーロとの関連で考えられるべきである。1年以内に満期が到来する金額の260億ユーロの減少は主に、当行の貸借対照表の債務圧縮イニシアチブによるものである。

2013年12月31日現在								
単位：百万ユーロ	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	14,446	5,704	5,536	1,350	27,035	9	148	27,192
その他のホールセール顧客からの預金	5,589	4,419	861	259	11,127	129	128	11,384
CDおよびCP	4,819	19,135	7,188	3,646	34,789	31	14	34,834
ABCP	5,221	4,833	541	0	10,596	0	0	10,596
シニア無担保プレーンバニラ債	2,364	1,632	3,203	3,561	10,760	10,014	32,851	53,625
シニア無担保仕組みノート	470	1,566	1,257	3,585	6,877	4,312	19,746	30,935
カバード・ボンド / ABS	149	1,208	113	1,660	3,130	1,677	20,457	25,263
劣後負債	255	4,527	1,137	670	6,588	2,511	10,948	20,048
その他	70	21	6	0	97	0	76	173
合計 ¹	33,382	43,046	19,841	14,730	110,999	18,683	84,368	214,050
このうち：								
担保付きのもの	5,370	6,042	654	1,660	13,726	1,677	20,457	35,859
無担保のもの	28,012	37,004	19,187	13,070	97,274	17,006	63,911	178,190

1 コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日に表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は行っていない。

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、ABCP資金調達および資本市場発行の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、ABCPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

2014年12月31日現在						2013年12月31日現在				
単位：百万ユーロ	その他の					その他の				
	ユーロ	米ドル	英ポンド	通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	通貨	合計
銀行からの預金	6,123	15,738	284	1,907	24,053	2,630	19,453	1,516	3,592	27,192
その他のホールセール顧客からの預金	3,379	4,621	800	1,673	10,473	2,177	6,413	667	2,127	11,384
CDおよびCP	13,572	3,216	1,655	1,685	20,128	6,291	22,467	4,394	1,682	34,834
ABCP	312	2,674	96	0	3,082	1,245	8,132	1,219	0	10,596
シニア無担保プレーンバニラ債	43,498	16,923	378	5,282	66,080	39,500	8,676	1,794	3,656	53,625
シニア無担保仕組みノート	12,136	16,884	168	5,038	34,227	13,381	12,072	164	5,319	30,935
カバード・ボンド / ABS	23,653	66	0	0	23,719	25,263	0	0	0	25,263
劣後負債	7,632	7,376	590	388	15,985	11,264	8,028	176	579	20,048
その他	72	218	0	20	310	72	2	2	97	173
合計	110,377	67,715	3,972	15,993	198,057	101,823	85,243	9,932	17,052	214,050
このうち：										
担保付きのもの	23,965	2,740	96	0	26,801	26,508	8,132	1,219	0	35,859
無担保のもの	86,412	64,975	3,876	15,993	171,256	75,314	77,111	8,713	17,052	178,190

『

資金調達マトリクス

当行は、期限プロファイル（資金調達マトリクス）を作成するため、すべての資金調達関連資産およびすべての負債をその経済的期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。資金調達マトリクスは、全通貨ベースに加え、選定された個別の通貨および法人企業に関しても作成される。当行は、トレーディング資産の流動性は概して契約上の期限が示唆する

よりも高いと仮定し、相対的な流動性価値を反映した個々の流動性プロファイルを決定している。当行は、資本市場の状況に関わらず更新または期限延長される傾向にあるリテール・バンキング業務からの資産および負債（モーゲージ貸出金およびリテール預金）については、予想される期限延長を反映したタイム・バケットに割当てている。ホールセール・バンキング商品は、契約上の期限で含まれている。

資金調達マトリクスは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することにより、未手当の流動性エクスポージャーの管理を容易にする。資金調達マトリクス分析は業務ユニット全体の資金調達の需要と供給を予測する戦略的流動性計画プロセスとともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行はまた、独立した米ドルの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（>1年から>10年）における最大ショート・ポジションを100億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（>1年から>10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク許容度を補完するものである。2014年度および2013年度末現在、両方の資金調達マトリクスが各リスク許容度に従っていた。』

移転価格決定

当行は、すべての業務および地域に適用され、(i)基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、()流動性価値および資金調達期限に従った負債の価格決定、および()予期しない現金需要の資金調達のために相応の流動性準備金を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進する世界的な移転価格決定フレームワークを運営している。

この移転価格決定フレームワーク内で、当行は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的成本を反映する市場価格に基づいて、資金調達および流動性リスクの費用および便益を当行の業務ユニットに配分する。財務部は、当行の流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。さらに、ドイツ銀行の移転価格決定フレームワークでは、規制上の原則およびガイドラインを反映している。当該フレームワークは、当行の資金調達コストの流動性ユーザーへのグループ全体の綿密な配分を確保する一方で、各業務が安定的、長期的、かつストレス準拠の資金調達を生み出すためのインセンティブに基づく報酬フレームワークも提供している。資金調達関連の取引は、市況に応じて流動性（期間）プレミアムおよび/またはその他の移転価格決定メカニズムの対象となる。流動性プレミアムは財務部によって設定され、分離された財務部の流動性勘定に集められる。財務部の流動性勘定は流動性費用の集合である。流動性勘定のコスト・ベースの管理および配分は、ドイツ銀行の資金調達コストの決済にとって重要な変数である。

流動性準備金

『

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。』

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される月次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、当行は、ストレス軽減策として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。以下に報告された流動性準備金に加え、現地のストレス時のアウトフローを超える、320億ユーロの流動性準備金が存在していた。これは、現地の関連する貸出要件または同様の規制上の制約により移転制限の対象となる事業体に留保されている。このため当行は、この金額を自由に移転可能な流動性準備金には含めていない。

親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	65	65	78	77
親会社（在外支店を含む）	54	54	68	67
子会社	11	11	10	10
流動性の高い有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む）	103	96	95	89

親会社（在外支店を含む）	81	75	71	67
子会社	23	20	24	22
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	16	11	23	17
親会社（在外支店を含む）	14	10	17	13
子会社	2	1	6	4
流動性準備金合計	184	171	196	183
親会社（在外支店を含む）	149	139	156	147
子会社	35	32	41	36

2014年12月31日現在の自由に移転可能な流動性準備金は、2013年12月31日現在1,960億ユーロであったのに対し、1,840億ユーロであった。2014年度における120億ユーロの減少の主な要因は、期中の無担保ホールセール資金調達190億ユーロの減少に加え、他の負債源泉における減少であった。当期中の当行の平均流動性準備金は、2013年度が2,160億ユーロであったのに対し、1,900億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

『

ストレス・テストおよびシナリオ分析

当行は、当行の流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス・イベントの影響を評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析を使用している。当行が適用するシナリオは、過去のイベント（1987年の株式市場暴落、1990年の米国における流動性危機、および2001年9月のテロ攻撃等）、流動性危機の事例研究および仮定のイベントならびに最近の金融市場危機から学んだ教訓に基づいている。

これらには、長期にわたる短期金融市場および担保付資金調達の停滞、担保放棄、通貨の交換可能性の減少、シンジケーションの頓挫ならびにその他のシステム的な連鎖反応が含まれている。シナリオの種類は、機関特有のイベント（例えば、格下げ）、市場関連のイベント（例えば、システム・マーケット・リスク）およびシステム的なマーケット・ショックと複数段階の格下げを結びつける両方の複合シナリオをカバーしている。当行は、特定の重要な通貨および事業体にストレス・シナリオを適用する。最近のドイツ銀行の信用格付の引き下げを受けて、当行は最も重大な独自のシナリオ（以前は「A-2/P-2」）を修正した。このシナリオは現在、「重大な格下げシナリオ」と呼称され、すべての主要な格付機関にわたるドイツ銀行の長期格付レベルBBB/Baa2および短期格付A-3/P-3への格下げを表している。

これらの各シナリオの下で、当行は、ホールセール以外の顧客に対する期日到来貸出金の貸換率が高く（フランチャイズ価値を支えるため）、一方で負債の借換えには部分的または完全に失敗することにより資金調達ギャップが生じる、と仮定する。これに関連して、最もリスク感度の高い源泉（商業銀行からの無担保資金調達、短期金融市場投資信託および資産担保コマーシャル・ペーパーを含む。）からのホールセール資金調達は、ストレスの深刻な局面において契約上借換えできないことが仮定されている。さらに、当行は、ストレス下において実現する恐れのある偶発リスクからの潜在的な資金調達要求を分析する。これには与信枠の引出、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加、および契約上格付トリガーのある預金からのアウトフローが含まれる。次いで当行は、結果として生じた資金の純不足額を埋め合わせる対策をモデリングする。この対策には、当行の流動性準備金およびその他の制約を受けない有価証券からの潜在的なさらなる資産の流動性が含まれる。ストレス・テストは、グローバルのレベルおよび各法人企業レベルで、重要なユーロ圏外の通貨（特にユーロ以外の主要な資金調達通貨としての米ドル）にわたって実施される。当行は、ストレス・テストの重要な仮定を定期的にレビューし、2014年度にわたって多数の仮定の強度を増加させている。

ストレス・テストは当行の流動性リスク管理のフレームワークの中に完全に統合されている。当該目的上、当行は、8週間のタイム・ホライズン（流動性危機に陥った場合の最も危機的な期間と当行が考えるもの）にわたり契約上のホールセール・キャッシュ・フローを通貨別、商品別に使用し、オンバランスおよびオフバランスの商品からのすべての潜在的リスク・ドライバーに対して関連のストレス・ケースを適用する。8週間のタイム・ホライズンを超える期間については、当行は、12ヶ月間までのより長期的なストレス期間の影響を月次で分析する。流動性ストレス・テストは、当行の緊急時資金調達計画（取締役会によって承認される。）のための基礎を提供する。』

当行のストレス・テスト分析は、極端な状況下で十分な流動性を生み出す能力について評価するものであり、目標とする流動性リスク・ポジションを定義する際の重要な情報となっている。ストレス・テスト分析は日次で行われる。以下の表は、定義され、定期的にレビューされた各シナリオの下で、当行がプラスの正味流動性ポジションを維持することを示している。これは、異なる源泉を通じて当行が創出できる埋め合わせ流動性が、トリガー・イベントが起こった後8週間のタイム・ホライズンにわたる当行の累積的資金調達ギャップを相殺して余りあることによる。

全通貨の世界的な月次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在 ¹		
	資金調達 ギャップ ²	ギャップ解消 ³	正味流動性ポ ジション	資金調達 ギャップ ²	ギャップ解消 ³	正味流動性ポ ジション
システミック・マーケット・リスク	49	183	134	31	179	148
新興市場	9	185	176	10	195	185
1段階の格下げ（DB独自）	42	166	124	37	178	141
重大な格下げ（DB独自）	163	202	38	170	208	37
複合シナリオ ⁴	190	214	24	181	204	23

1 2013年度の数値は当時の手法に基づいており、当期中に導入されたストレス・テストに関する仮定の変更を反映するための修正は行われていない。

2 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

3 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

米ドルの世界的な月次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在 ¹		
	資金調達 ギャップ ²	ギャップ解消 ³	正味流動性ポ ジション	資金調達 ギャップ ²	ギャップ解消 ³	正味流動性ポ ジション
複合シナリオ ⁴	92	149	56	89	132	43

1 2013年度の数値は当時の手法に基づいており、当期中に導入されたストレス・テストに関する仮定の変更を反映するための修正は行われていない。

2 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

3 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に追加で要求される担保の金額を表示している。

追加的な契約上の義務

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	1段階の格下げ	2段階の格下げ	1段階の格下げ	2段階の格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	6,806	7,893	5,459	9,071
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	529	689	0	502

金融業界において流動性管理の重要性が増しているため、当行では、流動性リスク関連事項について中央銀行、監督機関、格付機関および市場参加者との活発な協議を継続している。当行は流動性に関し多数のワーキング・グループに参加しており、金融機関における流動性リスクの評価および管理のための業界標準の創設への取り組みを支援している。当行の内部流動性管理システムに加え、ドイツの銀行の流動性エクスポージャーは、ドイツ銀行法、CRR、単一監督メカニズムおよび付随する規則により規制されている。

CRRに基づく流動性要求

バーゼル銀行監督委員会は、バーゼル3規則の一部として、銀行のための2つの最低流動性基準を定めた。

流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）：LCRは、2013年1月にバーゼル委員会によって最終決定されたが、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、ストレスのかかったシナリオにおける正味キャッシュ・アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額として定義されている。

この要求は、2015年1月17日に公表された欧州委員会委任法を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、欧州では早くても2015年10月1日まで要求されない。流動性カバレッジ比率は、移行的な段階的導入期間の対象となり、2015年10月に60%で開始され、2016年には70%、2017年には80%、2018年には100%に引き上げられる。欧州銀行監督局（EBA）は、委任法に基づいて、基準を計算するための報告形式について協議を進めている。

比較可能性の向上の目的で、バーゼル3の規定に基づく当行の想定上のLCR（2014年12月31日現在119%）が計算されている。

安定調達比率（以下「NSFR」という。）：パーゼル3には、安定調達比率（NSFR）を導入する提案も含まれており、これは十分に安定的な調達源を使用して活動のための資金を調達することを銀行に要求することで、中・長期的な資金調達リスクを低減することを目的としている。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求している。当該比率は、所要安定調達額（さまざま保有資産の流動性の特性の関数）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

NSFRは2018年1月1日までに国際的な最低基準となる見込みであるが、当該比率は国内で導入される必要がある。欧州では、NSFRに関する規則は、欧州委員会によって2016年に委任法の形で最終決定される見込みである。このため、欧州の銀行にとって、当該比率の最終的な形態および関連する導入の時間枠は未だ確定していない。

資産の制約

2014年6月27日、EBAはCRR第443条が規定する制約を受ける資産および制約を受けない資産の開示に関するガイドラインを公表した。当該ガイドラインは、資産の制約に関するフレームワークを決定するための第一段階であり、EBAが2016年までに策定予定の拘束力のある技術的基準の基礎を成す見込みである。当行は以下の項の記載に当該ガイドラインを使用している。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、担保スワップおよびその他の担保付債務の担保として差し入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。さらに当行は、規制上の資産の制約の報告に関するEBAの技術的基準に従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行はまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。ここには、保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険子会社が担保に差し入れた資産については連結財務諸表に対する注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記39「子会社に関する情報」に記載されている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「流動性準備金」の項を参照のこと。）ではなく、現在の貸借対照表上の帳簿価額を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差し入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。この区分には、借入有価証券、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

単位：十億ユーロ オンバランス	2014年12月31日現在					
	帳簿価額				公正価値	
	制約を受けない資産				制約を受ける 資産	制約を受けない 資産
	資産	制約を受ける 資産	すぐに利用 可能	その他		
負債証券	184.2	42.4	141.8	0	42.4	141.8
資本性金融商品	69.5	49.7	19.8	0	49.7	19.8
その他の資産：						
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	82.0	6.9	75.1	0		
借入有価証券および売却条件付買入有価証券 ¹	43.6	0	0	43.6		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²						
トレーディング資産	17.1	0	17.1	0		
デリバティブ金融商品のプラスの時価	630.4	0	0	630.4		
借入有価証券および売却条件付買入有価証券 ¹	80.9	0	0	80.9		

純損益を通じて公正価値で測定する				
その他の金融資産	14.9	0	14.9	0
売却可能金融資産 ²	2.9	0	2.9	0
貸出金	398.0	44.9	19.4	333.7
その他の資産	166.5	62.9	0	103.6
合計	1,689.9	206.7	291.0	1,192.2

- 1 借入有価証券および売却条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。基礎となる担保の使用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。
- 2 負債証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている）。

単位：十億ユーロ オフバランス	2014年12月31日現在			
	受入担保の公正価値			
	制約を受けない資産			
	資産	制約を受ける資産	すぐに利用可能	その他
受入担保：	253.1	201.9	49.8	1.4
負債証券	175.4	127.0	48.4	0
資本性金融商品	76.3	74.9	1.4	0
その他の受入担保	1.4	0	0	1.4
カバード・ボンドおよび資産担保証券以外の 自己の発行済負債証券	0	0	0	0

上記の表は、オンバランス項目およびオフバランス項目の内訳を、制約を受ける資産、すぐに利用可能およびその他に分けて示している。借入有価証券および売却条件付買入有価証券は、受入担保の公正価値に基づいて表示されている。

上記の制約を受ける資産の表には、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産が含まれている。こうした制約は、現地の関連する貸出要件による場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々のオンバランス項目を識別することは不可能である。「カバード・ボンドおよび資産担保証券以外の自己の発行済負債証券」は、非IFRS機関の貸借対照表から認識が中止されていない自己債券の保有を意味する。これはドイツ銀行AGには適用されない。

単位：十億ユーロ	2014年12月31日現在	
	制約を受ける資産の帳簿価額、制約を受ける受入担保および自己の発行済負債証券の公正価値	
	対応する負債、偶発負債、貸付有価証券	
特定の金融負債および金融資産のオンバランス / オフバランスの金額	382.5	408.7

上記の表は、制約を生じさせた対応する負債、偶発負債または貸付有価証券に対する、制約を受けるオンバランスおよびオフバランスの資産の合計金額を示している。2014年12月31日現在、当グループのオンバランスの資産のうち制約を受けるものは僅か2,070億ユーロであった。これらの資産は主に、トレーディング・ポートフォリオおよびその他の有価証券に関する融資、ローン担保に裏付けされた資金調達（例えばファンドブリーフ債やカバード・ボンド）、ならびにデリバティブの委託証拠金要求に関する現金担保に関連していた。

2014年12月31日現在、当グループが担保として受け入れていた有価証券の公正価値は2,530億ユーロであり、このうち2,020億ユーロは売却されたかまたは担保として差し入れられていた。こうした担保は通常、プライム・ブローカレッジを含む顧客活動を促進するための取引に加え、取引所取引ファンドに関して差し入れられた担保およびデリバティブの委託証拠金要求に関連している。

資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「ストレス・テスト」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「資金調達マトリクス」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2014年および2013年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2014年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	要求払 (オーバーナイトおよび1 日前 通知を含む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年 以内	1年超 2年 以内	2年超 5年 以内	5年超	合計
現金および銀行預け金	78,501	2,695	194	16	15	1,780	101	120	151	83,572
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	4	3,553	2,416	8,143	1,659	1,719	51	240	12	17,796
対銀行	4	2,154	533	647	333	561	0	2	12	4,245
対顧客	0	1,399	1,883	7,496	1,326	1,159	51	238	0	13,551
借入有価証券	21,598	4,202	0	0	0	0	0	0	34	25,834
対銀行	550	964	0	0	0	0	0	0	0	1,515
対顧客	21,047	3,238	0	0	0	0	0	0	34	24,319
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング	840,858	43,382	12,360	5,371	2,068	2,090	4,855	7,624	24,316	942,924
トレーディング資産	195,681	0	0	0	0	0	0	0	0	195,681
固定利付有価証券および貸出金	124,462	0	0	0	0	0	0	0	0	124,462
持分証券およびその他の変動利付有価証券	69,831	0	0	0	0	0	0	0	0	69,831
その他のトレーディング資産	1,387	0	0	0	0	0	0	0	0	1,387
デリバティブ金融商品のプラスの時価	629,958	0	0	0	0	0	0	0	0	629,958
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	15,219	43,382	12,360	5,371	2,068	2,090	4,855	7,624	24,316	117,285
売戻条件付買入有価証券	1,757	36,255	11,109	4,568	1,883	501	1,530	1,849	1,021	60,473
借入有価証券	13,462	5,783	1,159	0	0	0	0	0	0	20,404
固定利付有価証券および貸出金	0	1,344	92	660	184	1,588	3,010	5,775	12,957	25,612
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0	10,339	10,339
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	0	0	0	142	0	1	315	0	0	459
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	30	140	108	69	37	177	791	3,050	4,403
売却可能金融資産	20	1,895	1,610	2,797	643	774	4,702	25,756	26,099	64,297
固定利付有価証券および貸出金	20	1,895	1,610	2,797	643	774	4,408	25,754	24,137	62,038
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	0	295	2	1,962	2,259
貸出金	19,917	35,866	32,121	26,780	9,101	11,591	26,638	69,501	174,098	405,612
対銀行	880	4,744	4,945	4,986	1,321	944	2,859	1,974	408	23,059
対顧客	19,037	31,122	27,176	21,794	7,780	10,647	23,779	67,528	173,690	382,553
リテール	3,947	10,852	4,038	4,836	2,884	3,288	9,491	25,572	131,277	196,186
法人およびその他の顧客	15,090	20,270	23,138	16,959	4,896	7,359	14,288	41,955	42,412	186,367

その他の金融資産	119,485	474	387	349	113	99	18	76	4,050	125,050
金融資産合計	1,080,383	92,098	49,229	43,564	13,668	18,090	36,542	104,108	231,809	1,669,490
その他の資産	15,514	1,322	707	626	196	260	268	763	19,559	39,214
資産合計	1,095,896	93,421	49,935	44,189	13,864	18,350	36,809	104,871	251,368	1,708,703

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2013年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	要求払 (オー バーナ イトお よび1日 前 通知を 含む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年 以内	1年超 2年 以内	2年超 5年 以内	5年超	合計
現金および銀行預け金	86,474	6,911	50	131	1,383	26	55	38	70	95,139
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	529	10,359	6,437	4,917	3,449	665	999	8	0	27,363
対銀行	304	3,564	786	1,028	0	0	77	8	0	5,766
対顧客	225	6,795	5,651	3,890	3,449	665	923	0	0	21,596
借入有価証券	20,648	171	0	0	0	0	0	22	30	20,870
対銀行	1,664	0	0	0	0	0	0	0	0	1,664
対顧客	18,983	171	0	0	0	0	0	22	30	19,205
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産 - ト レーディング	738,021	101,913	17,680	6,432	2,658	1,027	4,086	6,393	21,046	899,257
トレーディング資産	210,070	0	0	0	0	0	0	0	0	210,070
固定利付有価証券お よび貸出金	143,947	0	0	0	0	0	0	0	0	143,947
持分証券およびその 他の変動利付有価証 券	61,393	0	0	0	0	0	0	0	0	61,393
その他のトレーディ ング資産	4,730	0	0	0	0	0	0	0	0	4,730
デリバティブ金融商品 のプラスの時価	504,590	0	0	0	0	0	0	0	0	504,590
純損益を通じて公正価 値で測定するものとし て指定された金融資産	23,360	101,913	17,680	6,432	2,658	1,027	4,086	6,393	21,046	184,597
売戻条件付買入有価 証券	8,485	84,607	13,783	3,789	2,054	749	1,914	1,081	301	116,764
借入有価証券	14,875	14,187	3,424	0	0	0	0	0	0	32,485
固定利付有価証券お よび貸出金	0	3,109	474	2,531	598	273	2,106	5,128	10,806	25,025
持分証券およびその 他の変動利付有価証 券	0	10	0	0	1	0	16	0	9,872	9,898
純損益を通じて公正 価値で測定するもの として指定されたそ の他の金融資産	0	0	0	111	6	5	50	185	67	424
ヘッジ会計に適切なデリ バティブ金融商品のプ ラスの時価	0	15	82	163	31	37	227	1,562	1,895	4,011
売却可能金融資産	0	1,533	1,641	1,900	749	737	4,756	20,317	16,692	48,326
固定利付有価証券およ び貸出金	0	1,533	1,641	1,900	749	737	4,572	20,317	14,962	46,413
持分証券およびその 他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	0	183	0	1,730	1,913
貸出金	18,458	41,810	21,623	20,283	9,662	9,730	26,867	64,249	163,899	376,582
対銀行	322	4,043	5,152	4,236	1,752	882	2,610	4,053	389	23,440

対顧客	18,136	37,767	16,470	16,047	7,909	8,848	24,258	60,196	163,510	353,142
リテール	3,911	13,715	2,973	5,204	3,257	3,177	9,294	24,055	124,745	190,331
法人およびその他の顧客	14,226	24,052	13,497	10,844	4,652	5,671	14,961	36,139	38,770	162,810
その他の金融資産	87,181	780	353	216	93	103	40	0	3,541	92,307
金融資産合計	951,311	163,492	47,865	34,042	18,025	12,326	37,031	92,588	207,173	1,563,854
その他の資産	19,633	3,374	988	703	372	254	426	1,064	20,733	47,546
資産合計	970,944	166,866	48,852	34,745	18,397	12,581	37,457	93,652	227,906	1,611,400

以下の表は、それぞれ2014年および2013年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2014年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイト および1 日前 通知を含 む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年 以内	1年超 2年 以内	2年超 5年 以内	5年超	合計
預金	298,701	45,396	114,001	31,733	9,820	8,832	5,557	7,618	11,276	532,931
対銀行	55,538	6,866	12,896	10,400	3,243	1,862	2,593	5,741	9,212	108,350
対顧客	243,163	38,530	101,105	21,333	6,577	6,970	2,964	1,878	2,064	424,584
リテール	96,651	18,777	83,460	4,919	2,105	1,816	1,095	744	215	209,781
法人およびその他の顧客	146,512	19,753	17,645	16,414	4,473	5,154	1,869	1,134	1,849	214,803
トレーディング負債	652,045	0	0	0	0	0	0	0	0	652,045
トレーディング証券	41,112	0	0	0	0	0	0	0	0	41,112
その他のトレーディング負債	731	0	0	0	0	0	0	0	0	731
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	610,202	0	0	0	0	0	0	0	0	610,202
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（貸出コミットメントおよび金融保証を除く。）	2,560	6,612	4,573	12,082	1,300	1,047	2,263	2,909	3,686	37,032
買戻条件付売却有価証券	1,361	4,241	3,711	11,058	393	0	288	0	0	21,053
長期債務	6	116	334	734	553	672	1,582	2,716	3,205	9,919
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	1,193	2,255	527	289	355	375	394	193	481	6,061
投資契約負債	0	30	61	61	61	726	93	1,493	5,999	8,523
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	0	42	240	350	231	55	398	1,145	2,602	5,063
中央銀行ファンド借入金	986	0	0	0	0	0	0	0	0	986
買戻条件付売却有価証券	3,677	1,397	3,225	1,001	202	400	0	0	0	9,901
対銀行	3,518	1,170	3,155	1,001	202	400	0	0	0	9,445
対顧客	158	227	70	0	0	0	0	0	0	456
貸付有価証券	1,960	15	1	0	0	0	0	0	363	2,339
対銀行	130	5	0	0	0	0	0	0	1	136
対顧客	1,830	10	1	0	0	0	0	0	361	2,203
その他の短期借入金	26,642	5,099	2,766	4,499	1,995	1,929	0	0	0	42,931
長期債務	0	1,027	4,778	6,261	6,401	7,272	24,219	51,257	43,622	144,837

負債証券 - 優先	0	923	3,833	5,190	5,616	6,767	18,224	46,138	32,755	119,446
負債証券 - 劣後	0	0	645	262	601	236	500	169	2,633	5,047
その他の長期債務 - 優先	0	104	300	750	148	124	5,291	4,351	7,930	18,999
その他の長期債務 - 劣後	0	0	0	59	35	145	205	598	304	1,345
信託優先証券	0	832	3,053	655	89	277	726	4,757	184	10,573
その他の金融負債	155,055	884	3,126	217	78	174	352	20	23	159,929
金融負債合計	1,141,627	61,336	135,822	56,857	20,177	20,712	33,608	69,200	67,754	1,607,093
その他の負債	28,288	0	0	0	0	0	0	0	0	28,288
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	73,223	73,223
負債および資本合計	1,169,915	61,336	135,822	56,857	20,177	20,712	33,608	69,200	140,976	1,708,604
オフバランスのコミットメントの付与	6,924	10,505	10,433	16,063	10,182	15,092	28,165	93,727	25,441	216,533
銀行	203	815	1,995	2,316	696	1,009	1,873	1,700	761	11,368
リテール	682	324	284	548	526	1,009	2,183	1,010	6,817	13,383
法人およびその他の顧客	6,039	9,366	8,154	13,199	8,960	13,075	24,108	91,017	17,864	191,782

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 （オー バーナイトおよび1 日前 通知を含む。）	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年 以内	1年超 2年 以内	2年超 5年 以内	5年超	合計
預金	290,284	66,181	117,026	16,936	7,290	6,258	4,849	8,203	10,721	527,750
対銀行	61,302	15,357	9,993	6,987	1,503	1,154	2,801	5,982	9,099	114,176
対顧客	228,982	50,824	107,034	9,949	5,788	5,104	2,048	2,222	1,623	413,574
リテール	89,689	5,874	90,186	3,695	2,825	2,478	1,144	1,065	194	197,149
法人およびその他の顧客	139,294	44,950	16,848	6,254	2,963	2,626	904	1,157	1,429	216,425
トレーディング負債	539,232	0	0	0	0	0	0	0	0	539,232
トレーディング証券	54,951	0	0	0	0	0	0	0	0	54,951
その他のトレーディング負債	853	0	0	0	0	0	0	0	0	853
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	483,428	0	0	0	0	0	0	0	0	483,428
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（貸出コミットメントおよび金融保証を除く。）	25,428	12,660	39,535	1,639	654	770	1,835	4,673	2,717	89,911
買戻条件付売却有価証券	22,870	11,887	38,221	639	26	0	0	0	0	73,642
長期債務	531	16	774	479	425	637	1,387	2,649	2,443	9,342
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	2,028	757	540	521	202	133	449	2,023	274	6,927
投資契約負債	0	25	50	50	50	692	72	1,255	5,871	8,067
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	0	1	19	17	13	5	57	181	323	616
中央銀行ファンド借入金	2,056	0	0	0	0	400	0	0	0	2,455
買戻条件付売却有価証券	6,477	3,227	703	519	0	0	0	0	0	10,926
対銀行	6,405	2,077	469	447	0	0	0	0	0	9,399
対顧客	72	1,150	234	71	0	0	0	0	0	1,528

貸付有価証券	2,079	27	0	0	0	0	0	0	198	2,304
対銀行	215	15	0	0	0	0	0	0	0	230
対顧客	1,865	12	0	0	0	0	0	0	198	2,075
その他の短期借入金	36,693	6,950	9,252	5,076	408	1,388	0	0	0	59,767
長期債務	0	8,903	6,692	5,685	4,690	5,395	17,636	42,665	41,417	133,082
負債証券 - 優先	0	2,704	4,026	4,251	3,804	5,009	15,751	37,412	30,500	103,457
負債証券 - 劣後	0	62	2,318	871	152	241	763	620	2,550	7,578
その他の長期債務 - 優先	0	6,133	337	336	705	126	920	3,919	8,033	20,508
その他の長期債務 - 劣後	0	5	10	227	28	19	201	714	334	1,539
信託優先証券	0	1,101	3,219	483	107	280	1,544	5,018	174	11,926
その他の金融負債	131,965	525	3,374	91	350	226	468	254	107	137,362
金融負債合計	1,034,216	99,602	179,871	30,496	13,562	15,413	26,461	62,249	61,528	1,523,400
その他の負債	32,841	0	0	0	0	0	0	0	0	32,841
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	54,966	54,966
負債および資本合計	1,067,057	99,602	179,871	30,496	13,562	15,413	26,461	62,249	116,494	1,611,207
オフバランスのコミットメントの付与 ¹	5,249	11,088	11,871	15,458	9,783	14,175	27,257	82,326	25,624	202,832
銀行	9	1,327	1,580	2,280	1,074	1,025	1,980	1,405	323	11,005
リテール	567	372	218	481	743	629	2,321	759	7,393	13,484
法人およびその他の顧客	4,673	9,390	10,073	12,696	7,966	12,520	22,956	80,162	17,909	178,344

1 2014年度において、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために比較数値が105億ユーロ修正再表示されている。

[次へ](#)

資本管理

当行の財務機能は、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルの両方で、資本を管理している。財務部は、株式の発行および買戻しを含む、資本戦略（それ自体は資本およびリスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。当行は、経済的および規制上の両方の観点から、健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、常におよびあらゆる観点から、経済的および規制上の考察の最善のバランスを達成するために、当行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。これらの観点には、IFRSの会計基準に基づく帳簿上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本が含まれている。

当行の全世界の支店および子会社の資本のニーズをカバーする地域の資本計画は、年に1回作成され、グループ投資委員会に提出される。子会社の大部分は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。現地の資産負債委員会は、当行の地域の財務チームの管理下でそのニーズに応える。現地の資産負債委員会はさらに、ドイツ銀行AGへの送金が可能で配当金に係る制限または親銀行に対し貸出を行う子会社の能力に係る制限といったあらゆる要件への準拠性を確保する。資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を考慮に入れる。

当行のコアの通貨は、ユーロ、米ドルおよび英ポンドである。財務部は、コア通貨の変動に対する当行の自己資本比率の感応度を管理している。当行の在外子会社および支店に投下された他のコア以外の通貨建ての資本は、その大部分が外国為替の変動に対してヘッジされている。財務部は、どの通貨をヘッジすべきかを決定し、リスク管理部と緊密に連携して適切なヘッジ戦略を策定し、最終的にこれらのヘッジを実行する。

財務部は、ドイツ銀行最大の年金基金の投資委員会のメンバーとなっており、同委員会が投資の指針を設定している。このことは、年金資産と年金負債の整合性を確保し、結果として当行の資本基盤を保護することを意図している。

財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、当行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を創出する、カウンターシクリカルな機会を示している。

報告期間中、当行は、当初2013年度に開始された内部的な資本配分フレームワークを適用していた。新手法は2015年1月から導入される。

2013年度に開始された手法のもと、当行は、CRR/CRD 4に基づく規制上の要件ならびに伝達済みの資本目標および資本利益率目標を反映して、事業セグメントに平均アクティブ資本を配分した。所要規制自己資本は当時、経済的観点からの所要額を上回っていた。この手法のもと、当行の内部的な所要規制自己資本は、CRR/CRD 4完全適用フレームワークに従って、グループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率を10.0%として算出された。このため、この手法に基づく帳簿上の資本の配分フレームワークは、CRR/CRD 4完全適用フレームワークに基づくリスク・ウェイト・アセットおよび一定の規制自己資本の控除項目に左右された。当行の平均アクティブ資本が、全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれか高い方を超過した場合、当該超過金額は連結および調整に割り当てられた。』

2015年度に導入される新手法には、当行のレバレッジ要求の重要性の増加が組み込まれている。規制上の要件は今後、CET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか高い方に左右されることになる。内部的な資本配分の順位については、ソルベンシーに基づく配分が優先され、次に増分レバレッジによる配分が行われる。新手法では2段階のアプローチを使用しており、まず、ソルベンシーに基づく平均アクティブ資本の配分が、外部に伝達済の目標であるCET 1ソルベンシー比率10%（CRR/CRD 4を完全適用ベースで計算）を満たすまで行われ、次に、各部門の比例レバレッジ・エクスポージャーに基づく増分レバレッジ資本配分が、外部に伝達済の目標であるレバレッジ比率3.5%（CRR/CRD 4を完全適用ベースで計算）を満たすために行われる。この配分は、CET 1およびレバレッジ比率に関する外部に伝達済の目標に修正が必要な場合には、変更される可能性がある。新手法ではさらに、各事業セグメントに関して異なる資本コスト率を適用し、個々のビジネス・モデルの利益の変動性をより差別化した方法で反映している。これにより、業績管理および投資決定の改善が可能になる。

『2013年度年次株主総会では、2018年4月末までに上限101.9百万株の自社株買いを行う権限が当行の取締役会に付与された。このうち51.0百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。これらの権限により、2012年度年次株主総会の権限は置き換えられた。2013年度年次株主総会から2014年度年次株主総会（2014年5月22日）までの間に31.3百万株が購入され、このうち9.4百万株はデリバティブを通じて行われた。買い戻した株式は同じ期間中に株式報酬目的で使用された。

2014年度年次株主総会では、2019年4月末までに上限101.9百万株の自社株買いを行う権限が当行の取締役会に付与された。このうち51.0百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。これらの権限により、2013年度年次株主総会の権限は置き換えられた。当行は、これらの権限の実行につき、新たなCRR/CRD 4規則のもとで要求されるBaFinからの承認を得ている。2014年度年次株主総会から2014年12月31日までの間に当行は17.2百万株を購入した。買い戻した株式は、同じ期間中に株式報酬目的およびドイツ銀行の従業員を対象としたグローバル・シェア・パーチェス・プラン（GSPP）のために使用された。結果として、2014年12月31日現在、自社株買いにより自己株式に保有する株式数は0.1百万株であった。

2014年度第3四半期中のドイツ銀行の株安を利用して、財務部は、2012年5月から2014年2月の間に購入した8.9百万個の現物決済コール・オプションを手仕舞い、大幅に低い行使価格を有する8.9百万個の現物決済コール・オプションを新たに締結した。これらのコール・オプションは、2014年度年次株主総会の権限のもとで購入された。8.9百万個のコール・オプションのうち、2.3百万個については満期までの残存期間が18ヶ月を超えている。

2013年度年次株主総会ではさらに、既存の額面価格230.4百万ユーロ（90百万株）の授權資本を、同じ金額だがより広範で、新株引受権を除外した株式発行も認める新たな権限に置き換えた。利用可能な授權資本の額面価格の総額は922百万ユーロ（360百万株）であった。さらに、取締役会が利用可能な条件付資本の額面価格の総額は691百万ユーロ（270百万株）であった。

2014年6月25日、ドイツ銀行AGは、授權資本から、現金払い込みによる増資を完了した。これによる収入総額は85億ユーロであった。ドイツ銀行AGの株式数は359.8百万株増加して、1,019.5百万株から1,379.3百万株になった。この増加分には、安定投資家に対する新株予約権を付さない新株59.9百万株の発行と、当行の全額引受けによる新株予約権の割当を通じた新株299.8百万株の公募の両方が含まれている。

全額引受けによるライツ・オフリングのローンチ前に、当行は、パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッドに対し、新株59.9百万株を1株当たり29.20ユーロの価格で発行した。同社は、カタールの王族であるシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が最終的に実質所有・管理する投資ピークルであり、同氏は引き続きドイツ銀行の安定投資家となる見込みである。当該取引は、新株予約権を除外した増資として仕組まれており、米国の1933年証券法の登録規定の対象外とされ、米国内での募集および売り出しは行われなかった。当該募集による収入総額は17億ユーロであった。

全額引受けによる新株予約権の割当を通じた公募において、299.8百万株の記名式無額面株式（普通株式）が新たに発行された。応募価格は1株当たり22.50ユーロであった。新株予約権のうち約99.1%が行使された。応募のなかった残りの新株は、市場で売却された。当該募集からの収入総額は68億ユーロであった。

当該増資により、取締役会が利用可能な授權資本の額面価格の総額が922百万ユーロ（360百万株）から0.6百万ユーロ（0.2百万株）に減少した。加えて、2014年度年次株主総会で額面価格256百万ユーロ（100百万株）の資本が承認された。

前述のように、2014年度年次株主総会の前は、取締役会が利用可能な条件付資本は691百万ユーロ（270百万株）であった。従前の権限の一部置き換えによる新たな条件付資本256百万ユーロ（100百万株）の承認を受けて、現在、条件付資本は486百万ユーロ（190百万株）となっている。さらに、2014年度年次株主総会において、その他Tier 1（AT1）資本目的で無担保のパーティシパトリー・ノートの発行が承認された。

ドイツ銀行AGは、総額47億ユーロのAT1ノートを発行する2件の取引を、1件は2014年5月に、もう1件は2014年11月に実行した。これらの取引は、2015年度末までの発行が予定されていたCRR/CRD 4に準拠したその他Tier 1資本の目標総額である約50億ユーロを実質的に完了するものである。

2014年5月20日、ドイツ銀行AGは、35億ユーロ相当の無期限のAT1ノートを発行した。当該募集は3つのトランシェ、すなわち利率6%の17.5億ユーロのトランシェ、利率6.25%の12.5億米ドルのトランシェおよび利率7.125%の650百万英ポンドのトランシェから構成されていた。すべてのトランシェの発行価格が額面（100%）またはそれ以上とされた。個々のノートの額面金額はそれぞれ100,000ユーロ、200,000米ドルおよび100,000英ポンドである。

当該AT1ノートは、パーティシパトリー・ノートの形態をとり、普通株式等Tier 1資本比率（段階的導入ベース）5.125%のトリガー水準で一時的な元本削減が行われる。当該AT1ノートは株主の新株引受権を除外したワラント付きで発行された。この決定は、2012年度年次株主総会で付与された権限に基づいている。各AT1ノートには1個のワラントが付いており、保有者にドイツ銀行AGの普通株式1株を購入する権利を与えている。当初当該ノートに付いていた、3つの全トランシェからの合計30,250株を引き受けるワラントは、最初の引受人によって既に切り離された。当該ワラントは2014年度第4四半期に期限切れとなり、行使されなかった。

2014年11月18日、ドイツ銀行は元本金額15億米ドル（12億ユーロ相当）の無期限のその他Tier 1ノートを発行した。当該ノートの額面金額は200,000米ドルである。当該ノートは米国証券取引委員会に登録されている。2014年5月に発行したAT1ノートと同様、当該証券は、ドイツ銀行の普通株式等Tier 1資本比率（段階的導入ベース）が5.125%を下回った場合には元本削減規定の対象となり、また、適用される自己資本規則に従ってその他の損失吸収条項の対象となる。当該AT1ノートは、2014年度年次株主総会での新たな権限に基づいて発行され、ワラントは付いていなかった。

当行の従来のハイブリッドTier 1資本金性金融商品（ほぼすべてが非累積的信託優先証券）は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、もはや完全には認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもと、その大部分がその他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然として一部をTier 2資本として認識することができる。段階的廃止の移行期間中に、2012年12月31日現在のパーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）減少する予定である。これにより、2014年12月31日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は146億ユーロ（すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品100億ユーロ）となった。名目金額が

27億ユーロで適格相当額が25億ユーロの4つのハイブリッドTier 1資本性金融商品が2014年度に繰上償還された。従来のハイブリッドTier 1金融商品のうち86億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。

バーゼル2.5に準拠したTier 2商品タイプ（劣後債務、利益参加権、累積の優先証券）およびUpper / Lower Tier 2資本へのカテゴリー化は、CRR/CRD 4のもとではもはや適用されない。

2014年12月31日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識された当行のTier 2資本は合計49億ユーロであった。このうち4億ユーロは、Tier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品であり、従来のハイブリッドTier 1金融商品の残高が移行期間中の各上限金額（いわゆる「スピル・オーバー」）を超過する金額を示している。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、66億ユーロであった。CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識可能なTier 2資本との差異は主に、満期へアカットに関する資本控除（満期前5年間に於ける金融商品の適格金額の一定比率での減額を規定している。）によるものである。名目金額が合計33億ユーロの15のTier 2資本性金融商品が2014年度に繰上償還された。

規制自己資本

適正自己資本

2014年1月1日から、当行の規制自己資本の計算には、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（所要自己資本規制または「CRR」）およびドイツの法律に導入された「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）に準拠した所要自己資本が組み込まれている。この項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法（Kreditwesengesetz（以下「KWG」という。））に従って、銀行規制目的上の連結機関グループの適正自己資本について言及している。ここには保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険会社は、金融コングロマリットに対するドイツ・ソルベンシー規制に基づく追加的適正自己資本（以下「ソルベンシー・マージン」ともいう。）の計算に含まれる。当行の金融コングロマリットとしてのソルベンシー・マージンは、依然としてその銀行業務に左右される。

上述の規制を踏まえて、以下の情報は銀行規制上の連結の原則に基づいている。

2014年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2（T2）資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1（CET 1）資本およびその他Tier 1（AT1）資本に細分化される。

普通株式等Tier 1（CET 1）資本は、主に普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整（すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除）の対象となる。

CRR第32条から35条に基づくCET 1のブルデンシャル・フィルターは、（ ）証券化資産、（ ）キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、（ ）公正価値で測定される未実現利得および損失、ならびに（ ）追加的な価値の調整から構成されている。

CET 1資本に適用される規制上の調整には、（ ）無形資産、（ ）将来の収益性に依存する繰延税金資産、（ ）予想損失に対する引当金の不足額、および（ ）確定給付年金基金資産を除外することが含まれていた。

一定の控除項目には、控除の免除または控除の代替が存在する。金融部門事業体の資本（CET 1、AT1、T2）に対する重要でない投資（特に投資が当該事業体のCET 1資本の10%未満である場合）は、これらの投資の合計額が機関の自己のCET 1資本の10%を超過する範囲で、対応する資本の構成要素（CET 1、AT1、T2）から控除しなければならない。当該10%基準を下回る金額については、リスク・ウェイトされる。金融部門事業体のCET 1金融商品に対する重要な投資（当該事業体のCET 1資本の10%以上）、および将来の収益性に依存し、かつ一時差異から発生する繰延税金資産については、当該項目の合計が関連するCET 1資本の15%以下である場合には、控除を免除することができる。免除に係る15%基準に算入される適格な金額は、上述の金融部門事業体の資本に対する重要な各投資の関連するCET 1資本の10%までの金額、および将来の収益性に依存し、かつ一時差異から発生する繰延税金資産である。控除されなかったすべての項目（すなわち、基準を下回る金額）は、250%のリスク・ウェイトの対象となる。金融部門事業体として適格な保険会社の資本に対する投資は、金融コングロマリット指令に基づく金融コングロマリットのソルベンシー・マージンの計算上、控除を免除することができる。控除されなかった金額は、トレーディングおよびバンキング勘定に適用される規則に従って、リスク・ウェイトの対象となる。さらに機関は、さもなければ1,250%のリスク・ウェイトに適格な一定の項目（バンキング勘定の証券化ポジション等）のエクスポージャー金額につき、控除の代替を選択することができる。

すべての資本の構成要素に対してさらなる規制上の調整（すなわち、（ ）自己の資本性金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有、（ ）金融部門事業体との資本の相互持合い、および（ ）金融部門事業体の資本に対する投資）が適用される。金融部門事業体の資本に対する投資に関する控除はすべて、当行自身が発行した場合に適格となる資本の構成要素から行われる。

移行期間中、特定の追加の規制上の調整が適用される。CET 1の控除金額は、新たな規則に従って控除される金額（すなわち、2014年度に適用される比率は20%）と、従来の国内の処理の代替を示す特定の移行規定の対象となる残存金額に分けられる。CET 1控除の残存金額については、異なる処理が実施されている。無形資産および自己のCET 1金融商品の直接的な保有に関する残存金額は、Tier 1資本から控除される。予想損失に対する引当金の不足額ならびに金融部門事業体に対する重要な投資および重要でない投資の直接的な保有に関する残存金額は、Tier 1資本およびTier 2資本のそれぞれから半分ずつ控除される。

その他Tier 1 (AT1) 資本は、その他Tier 1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1への算入に適格な非支配持分から構成されており、規制上の調整の対象となる。CRR/CRD 4のもとAT1として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない。こうした転換または元本削減のためのトリガー水準は、最低でCET 1比率5.125%に設定されている。さらなる要件の充足が必要とされ、特に、これらの金融商品は永久的なもの（すなわち、無期限のものまたは早期償還インセンティブを有さないもの）でなければならない、かつ、機関は常に配当／クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない。

Tier 2 (T2) 資本は、適格な資本性金融商品および関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2への算入に適格なT2非支配持分から構成されている。T2として適格であるためには、資本性金融商品または劣後ローンは、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファーザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される（その認識の上限は2014年度に80%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。）。

バーゼル2.5ソルベンシー尺度

当行の2013年度末に関する比較数値は、バーゼル2.5規則に基づいている。規制自己資本の計算における重要な差異は、CRR/CRD 4フレームワークによって導入された、すべての資本の構成要素に関するより厳密な定義および資本の各構成要素の計算に適用されるより厳格な規制上の調整に関連している。

バーゼル2.5に基づく普通株式等Tier 1資本は、主に普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）および利益剰余金から構成されていた。CRR/CRD 4移行規定のもと、もはや適格でない資本性金融商品は段階的に除外される。但し、ドイツ法に基づく普通株式に重要な変更がないことに留意すること。

バーゼル2.5に基づく規制上の調整には特に、当行が10%を超える資本を保有する金融機関や保険会社に関する控除、予想損失に対する引当金の不足額、1,250%のリスク・ウェイトに適格な証券化ポジションといった、Tier 1資本およびTier 2資本のそれぞれから半分ずつ控除された項目が含まれていた。これらの項目は、上記の項で概説したように、CRR/CRD 4のもとでは異なる処理が行われる。

その他の規制上の調整には、自己の信用リスクに起因する、金融負債に公正価値オプションを適用したことにより生じた資本への影響を取り除くことが含まれていた。こうした資本への影響の除外は、CRR/CRD 4のもとでも導入され、さらに、デリバティブ負債に関連した機関の自己の信用リスクから生じるすべての公正価値利得および損失にも適用される。

バーゼル2.5のもとでは、その他Tier 1資本は、非累積的信託優先証券等のハイブリッド資本項目から構成されていた。ハイブリッド資本性金融商品の金額には、その質に応じて、一定の制限が設けられていた。こうした制限は、CRR/CRD 4規則のもとでは導入されていない。もはや適格でない資本性金融商品は段階的に除外されるが、グランド・ファーザー規定の対象となる。

Tier 2資本は、主に累積的信託優先証券、一定の利益参加権および長期劣後債務、ならびに一定の上場有価証券に係る未実現利得の45%から構成されていた。Tier 2資本として含められる長期劣後債務の金額は、Tier 1資本の50%までに制限されていた。Tier 2資本の合計額は、Tier 1資本の100%までに制限されていた。CRR/CRD 4規則のもとではこうした制限は導入されていない。もはや適格でない資本性金融商品は段階的に除外されるが、グランド・ファーザー規定の対象となる。CRR/CRD 4のもとでは、未実現利得はもはやT2に算入されない。』

資本性金融商品

ドイツ銀行が発行した普通株式等Tier 1、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品の主な特徴に関する説明は、ドイツ銀行のウェブサイト（https://www.deutsche-bank.de/ir/de/content/kapitalinstrumente_prospekte.htm）で公表されている。さらに、このウェブサイトでは、すべての普通株式等Tier 1、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品に関する全ての諸条件を掲載している。

最低所要自己資本および追加的な資本バッファー

CRR/CRD 4の導入は、特にCET 1資本に関するより高い最低所要自己資本の設定や、CET 1資本のみで充足する必要のある新たな資本バッファ要求の導入により、銀行システムにおける規制自己資本の増強を意図している。新たな最低所要自己資本は2014年から段階的に導入され、新たな資本バッファ要求は2016年から段階的に導入される。

2013年には、バーゼル2.5規則に基づき、CET 1資本に関する最低所要自己資本は、RWAの2%に設定されていた。CRR/CRD 4の新たな規則に基づき、この最低所要自己資本は大幅に引き上げられ、2014年には4%、2015年以降は4.5%となり、CET 1最低所要自己資本の段階導入期間が終了する。2015年以降、8%の合計所要自己資本には、AT 1資本を最大1.5%およびTier 2資本を最大2%充当できる追加のリソースが要求される。2014年末現在、ドイツ銀行はこれらの最低要件を大幅に上回っていた。

『最低所要自己資本を満たさなかった場合、BaFinおよびECBにより、規制自己資本に係る配当金の支払いまたはその他の利益分配を停止または減少させる命令および裁量的措置が発せられることがある。そうした措置が取られた場合は、当行の事業に直接重要な影響を与える可能性がある。2014年度において当行は適正自己資本規制に従っていた。自己の最低自己資本基準に従う必要があり、かつ、重要性が低いことから当行の規制上の連結に含まれていない当行の子会社は、1件のケースにおいて、2014年度に重要性の低い16千ユーロの資本の欠損を報告した。』

最低所要自己資本に加えて、CRR/CRD 4では、経済的ストレス期に損失吸収のために取崩し可能なさらなる資本バッファの充足を機関に要求している。それにもかかわらず、これらは最低要件には分類されていない。以下はさまざまな資本バッファの概要を示している。

資本保全バッファは、ストレス期以外の時期に機関が必要な時に取崩し可能な資本バッファを積み上げることを確保するように設計されている。資本保全バッファは、CET 1でRWAの2.5%の要求に相当する。ドイツでは、これは2016年から2019年までの移行期間中に0.625%ずつ段階的に導入される。これは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入された。そのためこのバッファは2014年度末現在では適用されていない。

カウンターシクリカル資本バッファは、CRD 4第135条から139条に基づいてドイツ銀行法第10d条およびドイツ・ソルベンシー規則第33条から35条に導入されたが、経済における過度な信用拡大に対処することを意図している。これは、過度な信用拡大がシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。これは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する管轄区域において適用されるカウンターシクリカル資本バッファを加重平均して算出される。当該バッファは、CET 1でRWAの0%から2.5%の間で多様であり、さまざまな国の規制当局によって設定される個別の要求に応じてそれ以上に設定される場合もある。これは2016年度から2019年度まで移行ベースで導入される。2014年度末現在、ドイツ銀行に関連するカウンターシクリカル資本バッファはなかった。

グローバルなシステム上重要な機関のためのバッファ（G-SIIバッファ）は、CRD 4第131条(2)、(4)、(9)から(18)に基づいてドイツ銀行法第10f条に導入されたが、「too-big-to fail」問題（すなわち、こうした大規模な金融機関が、その規模、市場における重要性または相互関連性により、破綻した場合に金融システムに及ぼすリスクが高いこと）に対処することを意図している。この問題に取り組むため、銀行は、金融安定理事会（FSB）が提案した指標ベースのアプローチに基づき、さまざまなバッファ要求にリンクしたバケットに分類されている。当該アプローチは、5つの主要な指標（規模、相互関連性、代替可能性（すなわち、すぐに利用可能な代替または金融機関インフラの欠如）、複雑性、および国際的（管轄区域を越える）活動）から構成されている。G-SIIバッファは、その機関の上述のシステム上の重要性に応じて、CET 1でRWAの1%から2.5%の範囲となる。加えて、機関がより一層システム上重要となることを抑制するための手段として、当初は空の3.5%のバケットが存在する。ドイツ銀行は、2014年に当行のウェブサイトで公開された指標に基づいて、2番目に高いバケットに分類されるG-SIIとして適格であり、これがCET 1でRWAの2%が要求されるベースとなった。2%の追加的なバッファ要求は、2016年から段階的に導入される。当行は引き続き当行の指標をウェブサイトで公開する予定である。

「too-big-to fail」問題に対処するための次の別の要求は、現在協議段階にある総損失吸収力（TLAC）である。この要求の目的は、グローバルなシステム上重要な機関の破綻時における十分な損失吸収力の利用可能性を確保することである。現在のところ2019年に導入が予定されている。ドイツ銀行はこの要求に関する進展を継続的に監視し、その充足に備えている。

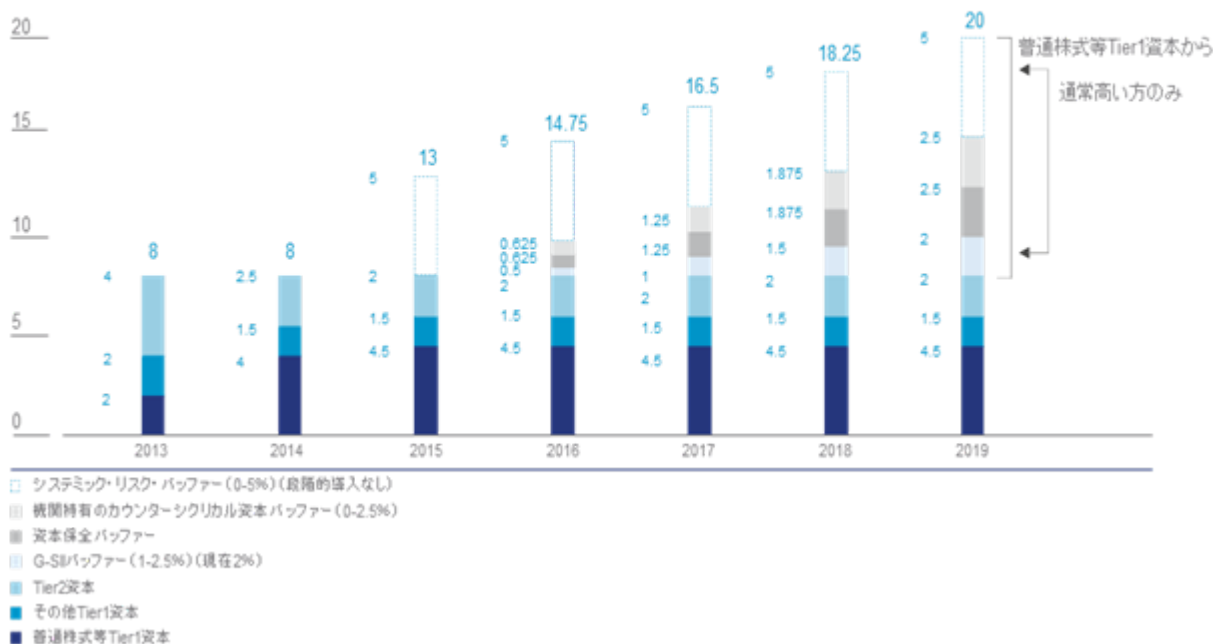
バーゼルによって導入されたバッファに加えて、各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非周期的システムミック・リスクおよびマクロ・プルーデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステムミック・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でCET 1でRWAの5%の追加的なバッファを要求する可能性がある。通常は、システムミック・リスク・バッファとG-SIIバッファのいずれか高い方のみの適用を求められることに留意されたい。2014年度末現在、この資本バッファはドイツ銀行には適用されていなかった。

以下のグラフは、2014年度末現在ドイツ銀行に適用されていたCRR/CRD 4の所要自己資本、および2015年度以降適用される所要自己資本を示している。グラフは、CRD 4およびそのドイツ法への導入に基づいて生じる可能性のある要求の最大値を示しており、監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果として生じる追加的な要求を考慮前のものである。SREPに従って、ECBは、法令の要求よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。2015年2月20日、ECBは、当行が常に最低10%のCET 1比率（段階的導入ベース）の維持を要求されることを当行に通知した。

[次へ](#)

合計所要自己資本および資本バッファの概要

所要自己資本(RWAに対する比率(%))



円

ソルベンシー・レポートにおける期末利益の取扱い

2015年2月11日、当行は、CRR第26条(2)に従って、金融機関に対してCET 1資本に中間利益または期末利益を算入することを認める条件について定義した2015年2月4日のECBの決定(EU) (2015/4) に沿って、規制当局に2014年12月31日現在のドイツ銀行グループのソルベンシー・レポートを提出した。この決定に従い、その時点で、当行は、CET 1資本計算から通期の利益を除外した結果、資本数値、RWAおよび自己資本比率は以下の通りとなった。

期末利益を控除したCRR/CRD 4およびバーゼル2.5に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要 (監査済)

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在
	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	65,270	65,694	53,558
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-19,759	-6,086	-15,024
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	45,511	59,608	38,534
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	14,696	12,701
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-57	-10,907	-519
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,619	3,789	12,182
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	50,129	63,397	50,717
規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本	12,412	4,913	7,787
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	-36	-523	-3,040
Tier 2 (T2) 資本	12,376	4,390	4,747
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	62,506	67,787	55,464
リスク・ウェイトッド・アセット合計	393,757	396,468	300,369

自己資本比率

普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率)	11.6	15.0	12.8
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率)	12.7	16.0	16.9

規制自己資本合計比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	15.9	17.1	18.5
---------------------------------	------	------	------

ECBの決定(EU)（2015/4）は、経営体によって公式に提案または決定された配当の控除後の期末利益をCET 1資本に算入することを認めている。

このレポートに表示された規制自己資本の数値および比率の計算には、取締役会が監査役会および年次株主総会に提案した1株当たり0.75ユーロの配当金支払を控除後の期末利益が含まれている。』

主要な推移：

- CRR/CRD 4（段階的導入率20％）に基づき計算された普通株式等Tier 1（CET 1、旧称：コアTier 1）資本比率は、バーゼル2.5に基づく2013年度末現在の12.8％と比較して、2014年12月31日現在は15.2％であった。想定上のCRR/CRD 4（段階的導入率0％）のCET 1資本比率は、2013年度末現在14.6％であった。
- CRR/CRD 4に基づくCET 1資本は、バーゼル2.5に基づく2013年度末現在のCET 1資本385億ユーロと比較して216億ユーロ増加して、2014年12月31日現在は601億ユーロとなった。フレームワークが変更されたことにより、2014年度に適用された段階的導入率20％に起因して適用初日におけるプラスの影響104億ユーロが発生した。これは主に無形資産92億ユーロの取扱いに起因していた。移行期間中、CRR/CRD 4は、銀行の「完全適用」規則への移行を円滑化するためにCET 1資本の代わりにその他のTier 1資本から一定のCET 1控除項目の控除を認めている。残りの111億ユーロの増加は、主に授權資本からの現金払い込みによる増資（収入総額85億ユーロ）によるものであった。
- CRR/CRD 4に基づくその他Tier 1（AT1）資本は、バーゼル2.5に基づく2013年度末現在のAT 1資本122億ユーロと比較して84億ユーロ減少して、2014年12月31日現在は38億ユーロとなった。CRR/CRD 4規則の適用初日におけるマイナスの影響が120億ユーロあったが、これは主に無形資産92億ユーロの控除ならびに既にAT 1資本として適格ではなくなったAT 1金融商品22億ユーロの認識中止を反映したものであった。適用初日における影響は、CRR/CRD 4に準拠したAT 1ノート46億ユーロの発行により一部相殺された。
- CRR/CRD 4に基づくTier 2資本は、バーゼル2.5に基づく2013年度末現在のTier 2資本47億ユーロと比較して4億ユーロ減少して、2014年12月31日現在は44億ユーロとなった。これは主に、償還および償却の調整によるもので、証券化および金融および保険企業に対する重要な投資による控除項目の軽減により一部相殺された。
- CRR/CRD 4に基づくRWAは、バーゼル2.5に基づく2013年度末現在の3,000億ユーロと比較して960億ユーロ増加して、2014年12月31日現在は3,970億ユーロとなった。想定上のCRR/CRD 4のRWAは、2013年度末現在3,550億ユーロであった。RWA増加は主に、CRR/CRD 4フレームワーク（CVAIに関するRWAを含む。）による影響、オペレーショナル・リスクRWAおよび信用リスクRWAの増加(外国為替の変動を含む。)を反映している。それはリスク圧縮および資産売却で一部相殺された。

[次へ](#)

『

CRR/CRD 4およびバーゼル2.5に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要（監査済）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在
	CRR/CRD 4の完全適用	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	65,750	66,175	53,558
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-19,674	-6,072	-15,024
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	46,076	60,103	38,534
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	14,696	12,701
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-57	-10,902	-519
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,619	3,794	12,182
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	50,695	63,898	50,717
規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本	12,412	4,891	7,787
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	-36	-496	-3,040
Tier 2 (T2) 資本	12,376	4,395	4,747
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	63,072	68,293	55,464
リスク・ウェイトッド・アセット合計	393,969	396,648	300,369
自己資本比率			
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率）	11.7	15.2	12.8
Tier 1資本比率（リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率）	12.9	16.1	16.9
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率）	16.0	17.2	18.5

』

想定上のCRR/CRD 4に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要（無監査）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	
	想定上のCRR/CRD 4の完全適用	想定上のCRR/CRD 4
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	53,846	53,557
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-19,850	-1,824
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	33,995	51,733
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	0	11,741
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	0	-12,785
その他Tier 1 (AT1) 資本	0	0
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	33,995	51,733
規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本	14,291	6,085
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	-107	-906
Tier 2 (T2) 資本	14,184	5,179
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	48,179	56,912
リスク・ウェイトッド・アセット合計	350,143	355,127
自己資本比率		
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率）	9.7	14.6
Tier 1資本比率（リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率）	9.7	14.6
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイトッド・アセットに対する比率）	13.8	16.0

IFRSに準拠した連結貸借対照表から規制上の貸借対照表への調整（無監査）

2014年12月31日現在

2013年12月31日現在

	連結 貸借対照表	事業体の 非連結 / 連結	規制上の 貸借対照表	連結 貸借対照表	事業体の 非連結 / 連結	規制上の 貸借対照表	参照 ¹
単位：百万ユーロ							
資産：							
現金および銀行預け金	20,055	-246	19,809	17,155	-318	16,836	
利付銀行預け金	63,518	-1,358	62,160	77,984	-838	77,146	
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	17,796	0	17,796	27,363	0	27,363	
借入有価証券	25,834	-11	25,823	20,870	-15	20,855	
純損益を通じて公正価値で測 定する金融資産							
トレーディング資産	195,681	-7,846	187,835	210,070	-9,921	200,149	
デリバティブ金融商品のプ ラスの時価	629,958	421	630,379	504,590	779	505,369	
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定さ れた金融資産	117,285	-12,490	104,795	184,597	-11,985	172,611	
純損益を通じて公正価値で測 定する金融資産合計	942,924	-19,915	923,009	899,257	-21,128	878,129	
売却可能金融資産	64,297	434	64,731	48,326	-2,738	45,588	
持分法適用投資	4,143	-218	3,925	3,581	-195	3,386	h
このうち、のれん	430	0	430	25	0	25	e
貸出金	405,612	-3,348	402,264	376,582	-7,413	369,168	
土地建物および設備	2,909	-193	2,716	4,420	-166	4,254	
のれんおよびその他の無形資 産	14,951	-1,817	13,134	13,932	-1,943	11,990	e
その他の資産	137,980	-1,027	136,953	112,539	4,200	116,739	
このうち、確定給付年金基 金資産	961	0	961	639	0	639	g
当期税金資産	1,819	-115	1,704	2,322	-6	2,317	
繰延税金資産	6,865	-16	6,849	7,071	-83	6,987	f
資産合計	1,708,703	-27,832	1,680,872	1,611,400	-30,643	1,580,758	

負債および資本：						
預金	532,931	4,823	537,754	527,750	5,167	532,917
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	10,887	0	10,887	13,381	0	13,381
貸付有価証券	2,339	-10	2,329	2,304	-12	2,292
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債						
トレーディング負債	41,843	-200	41,643	55,804	-219	55,585
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	610,202	603	610,805	483,428	1,512	484,941
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	37,131	-2,315	34,816	90,104	-2,307	87,797
投資契約負債	8,523	-8,523	0	8,067	-8,067	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	697,699	-10,435	687,264	637,404	-9,081	628,323
その他の短期借入金	42,931	-8,780	34,151	59,767	-11,784	47,983
その他の負債	183,823	-12,628	171,195	163,595	13,639	149,956
引当金	6,677	-81	6,596	4,524	-88	4,435
当期税金負債	1,608	-40	1,568	1,600	-45	1,556
繰延税金負債	1,175	-443	732	1,101	-331	769
長期債務	144,837	772	145,609	133,082	-1,057	132,025
このうち、劣後長期債務 ²	6,392	0	6,392	9,117	13	9,131 j, k
信託優先証券 ²	10,573	516	11,089	11,926	455	12,380 j, k
自己普通株式購入義務	0	0	0	0	0	0
負債合計	1,635,481	-26,308	1,609,173	1,556,434	30,416	1,526,019
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	3,531	0	3,531	2,610	0	2,610 a
資本剰余金	33,626	-5	33,621	26,204	-12	26,192 a
利益剰余金	29,279	-1,107	28,171	28,376	-516	27,860 b
自己普通株式、取得原価	-8	0	-8	-13	0	-13 a
その他の包括利益累計額、税引後	1,923	-306	1,617	-2,457	418	-2,039 c
株主持分合計	68,351	-1,419	66,932	54,719	-110	54,609
その他の資本構成要素	4,619	0	4,619	0	0	0 i
非支配持分	253	-105	148	247	-117	130 d
資本合計	73,223	-1,523	71,699	54,966	-227	54,739
負債および資本合計	1,708,703	-27,832	1,680,872	1,611,400	-30,643	1,580,758

- 1 「参照」欄には、規制自己資本の計算に用いた、規制上の貸借対照表項目のマッピングを記している。当該マッピングは「CRR/CRD 4（無監査）およびバーゼル2.5（監査済）に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート」の「参照」欄に記載されているものと同等である。必要に応じて、対応する脚注に詳細情報を示している。
- 2 その他Tier 1およびTier 2の適格金融商品は、IFRSに基づく価値で貸借対照表のポジションに反映されている。

CRR/CRD 4 (無監査) およびパーゼル2.5 (監査済) に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート

	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の完全適用	CRR/CRD 4	パーゼル2.5	参照 ¹
単位：百万ユーロ				
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	37,144	37,144	28,789	a
このうち、普通株式 ²	37,144	37,144	28,789	a
利益剰余金	26,509	26,509	27,195	b
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	1,617	1,923	-2,457	c
一般的な銀行リスクに関する資金	0	0	0	
CET 1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(3)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/A	0	N/A	
2018年1月1日まで新規規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/A	N/A	N/A	
非支配持分（連結CET 1に認められる金額）	0	118	130	d
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） ³	481	481	-98	b
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	65,750	66,175	53,558	
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整				
追加的な価値の調整（マイナスの金額） ⁴	0	0	0	
無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-12,979	-2,596	-11,466	e
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,620	-524	N/A	f
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金	-181	-181	N/A	
予想損失に対する引当金の不足額（マイナスの金額）	-712	-147	-430	
証券化資産に起因する資本の増加（マイナスの金額）	0	0	0	
自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失 ⁵	-544	-210	-1	
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-961	-192	N/A	g
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額） ⁶	-54	-11	-3	
機関の自己資本を人為的に嵩上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額） ⁷	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額） ⁸	0	0	-1,589	
機関が控除の選択肢を選択した場合に1,250%のリスク・ウェイトが適用される以下の項目に関するエクスポージャー金額	0	0	-945	
このうち、金融部門以外の適格な保有（マイナスの金額）	0	0	0	
このうち、証券化ポジション（マイナスの金額）	0	0	-945	
このうち、フリー・デリバリー（マイナスの金額）	0	0	N/A	
一時差異から生じた繰延税金資産（10%基準超過額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-78	-16	N/A	f

15%基準超過額（マイナスの金額）	-1,199	-202	N/A	
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	-499	-84	N/A	h
このうち、一時差異から生じた繰延税金資産	-700	-118	N/A	f
当期損失（マイナスの金額）	0	0	0	
CRR前措置の対象となる金額に関してCET 1資本に適用される規制上の調整	N/A	0	N/A	
CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整 ⁹	N/A	-1,648	-215	
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してCET 1資本に対して減算または加算される金額 ¹⁰	-345	-345	-374	
機関のAT1資本を超過する適格なAT1控除（マイナスの金額）	0	0	0	
その他の規制上の調整	0	0	0	
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-19,674	-6,072	-15,024	
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	46,076	60,103	38,534	
その他Tier 1（AT1）資本：金融商品				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	12,701	i
このうち、適用される会計基準の下で資本に分類されるもの	4,676	4,676	0	i
このうち、適用される会計基準の下で負債に分類されるもの	0	0	12,701	
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/A	10,021	N/A	j
2018年1月1日まで新規規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/A	N/A	N/A	
子会社が発行し第三者が保有する、連結AT1資本に含まれる適格Tier 1資本	0	0	0	
このうち、段階的除外の対象となる子会社が発行した金融商品	N/A	0	N/A	
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	4,676	14,696	12,701	
その他Tier 1（AT1）資本：規制上の調整				
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額） ¹¹	-57	-57	-519	i
機関の自己資本を人為的に嵩上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを控除後）（マイナスの金額） ⁷	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを控除後）（マイナスの金額） ⁸	0	0	0	
CRRに規定されている段階的除外の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関して、AT1資本に適用される規制上の調整（すなわち、残存金額）	N/A	0	N/A	
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/A	-10,845	N/A	
このうち、無形資産（関連する税金負債を控除後）	N/A	-10,383	N/A	e
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	N/A	-294	N/A	
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	N/A	-168	N/A	

CRR第475条に従って移行期間中にTier 2 (T2) 資本からの控除に関してAT1資本から控除される残存金額	N/A	0	N/A
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してAT1資本に対して減算または加算される金額	N/A	0	N/A
機関のT2資本を超過する適格T2控除 (マイナスの金額)	0	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計 ¹²	-57	-10,902	-519
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,619	3,794	12,182
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1) ¹³	50,695	63,898	50,717

Tier 2 (T2) 資本：金融商品および引当金

資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定 ¹⁴	11,505	2,942	7,787	k
T2からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(5)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/A	721	N/A	k
2018年1月1日まで新規規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/A	N/A	N/A	
子会社が発行し第三者が保有する、連結T2資本に含まれる適格な自己資本金融商品	908	1,228	0	k
このうち、段階的除外の対象となる子会社発行の金融商品	N/A	0	N/A	
信用リスク調整	0	0	0	
規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本	12,412	4,891	7,787	

Tier 2 (T2) 資本：規制上の調整

機関による自己のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的およびシンセティックな保有 (マイナスの金額) ¹¹	-36	-34	-75	k
機関の自己資本を人為的に高上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的およびシンセティックな保有 (マイナスの金額)	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的およびシンセティックな保有 (10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後) (マイナスの金額) ⁷	0	0	0	
このうち、移行措置の対象とならない新規の保有	N/A	N/A	N/A	
このうち、2013年1月1日より前に存在し、移行措置の対象となる保有	N/A	N/A	N/A	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的およびシンセティックな保有 (適格なショート・ポジションを相殺後) (マイナスの金額) ⁸	0	0	0	
CRRに規定されている段階的除外の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関して、Tier 2資本に適用される規制上の調整 (すなわち、残存金額)	N/A	0	N/A	
CRR第472条に従って移行期間中に普通株式等Tier 1資本からの控除に関連してTier 2資本から控除される残存金額	N/A	-462	N/A	
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	N/A	-294	N/A	
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	N/A	-168	N/A	
CRR第475条に従って移行期間中にその他Tier 1資本からの控除に関連してTier 2資本から控除される残存金額	N/A	0	N/A	
このうち、AT1金融商品の相互持合い	N/A	0	N/A	
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要でない投資の直接的な保有	N/A	0	N/A	
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してTier 2資本に対して減算または加算される金額	0	0	-2,965	
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	-36	-496	-3,040	
Tier 2 (T2) 資本	12,376	4,395	4,747	

規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	63,072	68,293	55,464
CRRに規定されている段階的除外の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関連したリスク・ウェイト・アセット (すなわち、残存金額) ¹⁵	N/A	0	N/A
このうち、CET 1から控除されない項目 (CRR残存金額)	N/A	0	N/A
このうち、AT1項目から控除されない項目 (CRR残存金額)	N/A	0	N/A
このうち、T2項目から控除されない項目 (CRR残存金額)	N/A	0	N/A
このうち、自己のT2金融商品の間接的およびシンセティックな保有	N/A	0	N/A
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要でない投資の間接的およびシンセティックな保有	N/A	0	N/A
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要な投資の間接的およびシンセティックな保有	N/A	0	N/A
リスク・ウェイト・アセット合計	393,969	396,648	300,369
このうち、信用リスク (決済リスクを含む)	241,475	244,155	202,219
このうち、信用評価調整 (CVA)	21,203	21,203	N/A
このうち、マーケット・リスク	64,209	64,209	47,259
このうち、オペレーショナル・リスク	67,082	67,082	50,891
自己資本比率およびバッファ			
普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	11.7	15.2	12.8
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	12.9	16.1	16.9
規制自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	16.0	17.2	18.5
機関特有のバッファ要求 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率で表した、CRR第92条(1)(a)に基づくCET 1要求、資本保全およびカウンターシクリカル・バッファ要求、システミック・リスク・バッファ、ならびにシステム上重要な機関のバッファ (G-SIIまたはO-SIIバッファ)) ¹⁶	9.0	4.0	N/A
このうち、資本保全バッファ要求	2.5	0.0	N/A
このうち、カウンターシクリカル・バッファ要求 ¹⁷	N/A	N/A	N/A
このうち、システミック・リスク・バッファ要求	0.0	0.0	N/A
このうち、グローバルなシステム上重要な機関 (G-SII) またはその他のシステム上重要な機関 (O-SII) のバッファ ¹⁸	2.0	0.0	N/A
バッファを満たすために利用可能な普通株式等Tier 1資本 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率) ¹⁹	6.9	9.2	N/A
控除の基準未満の金額 (リスク・ウェイト前)			
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体の資本の直接的、間接的およびシンセティックな保有 (10%基準未満の金額。適格なショート・ポジションを相殺後) ⁷	3,148	3,148	N/A
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有 (10%基準未満の金額。適格なショート・ポジションを相殺後) ⁸	2,877	2,956	N/A
一時差異から生じた繰延税金資産 (10%基準未満の金額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)	4,035	4,146	N/A
Tier 2資本への引当金の算入に適用される上限			
標準的アプローチの対象となるエクスポージャーに関連してT2に算入される信用リスク調整 (上限適用前)	0	0	N/A
標準的アプローチに基づく信用リスク調整のT2への算入の上限	454	454	N/A
内部格付手法の対象となるエクスポージャーに関連してT2に算入される信用リスク調整 (上限適用前)	0	0	0
内部格付手法に基づく信用リスク調整のT2への算入の上限	991	991	894
段階的除外措置の対象となる資本性金融商品			

段階的除外措置の対象となるCET 1金融商品に対する現行の上限	N/A	0	N/A
上限によりCET 1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/A	0	N/A
段階的除外措置の対象となるAT1金融商品に対する現行の上限	N/A	10,021	N/A
上限によりAT1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/A	446	N/A
段階的除外措置の対象となるT2金融商品に対する現行の上限	N/A	2,701	N/A
上限によりT2から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/A	0	N/A

N/A - 意味なし

- 1 「参照」欄には、規制自己資本の計算に用いた、規制上の貸借対照表項目のマッピングを記している。当該マッピングは「IFRSに準拠した連結貸借対照表から規制上の貸借対照表への調整（無監査）」の「参照」欄に記載されているものと同様である。必要に応じて、対応する脚注に詳細情報を示している。
 - 2 CRR第26条(3)に言及されているEBAリストに基づく。
 - 3 取締役会が監査役会および年次株主総会に提案した、1株当たり0.75ユーロの配当支払控除後の期末利益を含む。詳細については、当項の「ソルベンシー・レポートにおける期末利益の取扱い」の параグラフに示している。
 - 4 EBAが発行した規制技術基準は、欧州委員会による採択および公表はなされていない。詳細については、「リスク・レポート・トレーディング・マーケット・リスク」の項にある「公正価値で測定する金融資産の慎重性に基づく評価」を参照のこと。
 - 5 CRR第33条(1)(b)に基づく機関の自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で評価される機関の負債に係る利得および損失、ならびにCRR第33条(1)(c)に基づくデリバティブ負債に関連した機関の自己の信用リスクから生じるすべての公正価値利得および損失。
 - 6 普通株式等の会計上の基礎額に既に考慮されている保有持分を除く。バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有のみ）。
 - 7 当行の現在の解釈に基づき、控除は見込まれていない。バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有およびバーゼル2.5の閾値のみ）。
 - 8 バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有およびバーゼル2.5の閾値のみ）。
 - 9 バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、連結財務諸表調整規則(Konzernabschlussüberleitungsverordnung)に基づくブルデンシャル・フィルター）。
 - 10 住宅ローンおよび預金保護のための資金（Fonds zur baupartechnischen Absicherung）ならびに非金融持分法適用投資から生じる資本への影響に関するブルデンシャル・フィルター。
 - 11 バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有のみ）。
 - 12 AT1資本を超過する適格なAT1控除はCET 1資本から控除されている（「普通株式等Tier 1(CET 1)資本に対する規制上の調整合計」に反映されている）。
 - 13 2014年12月31日現在の匿名参加分16百万ユーロおよび2013年12月31日現在の匿名参加分20百万ユーロを含む。
 - 14 償却が考慮されている。
 - 15 CRRで規定される段階的除外の対象となっているトレーディング勘定のポジションに係るリスク・ウェイト・アセット（すなわち、CRR残存金額）は、ポートフォリオ・ベースで計算されているため除かれている。
 - 16 CRR第465条(1)(a)は、2014年1月1日から2014年12月31日までの期間について、最低4%の普通株式等Tier 1資本比率を要求している。CRR第92条(1)(a)は、上記の期間後の年度について、最低4.5%の普通株式等Tier 1資本比率（追加的な資本バッファを除く）を要求している。
 - 17 カウンターシクリカル・バッファ比率は未だ入手できない。
 - 18 金融安定理事会が2014年11月に公表したG-SIIバッファ。
 - 19 CET 1資本から、Tier 1および合計所要自己資本を満たすために使用されるCET 1項目を控除したものととして計算された。
- a 普通株式、資本剰余金および自己普通株式は、規制上適格なCET 1資本金金融商品を反映している。
 - b 規制上の貸借対照表における利益剰余金のポジションは、ドイツ銀行株主に帰属する純利益（税引後）1,663百万ユーロ（2013年度：666百万ユーロ）を含む。これは、規制自己資本の移行テンプレートにおける利益剰余金のポジションからは除かれており、予測可能な配当1,182百万ユーロ（2013年度：765百万ユーロ）と合わせて、個別にレビューされる中間利益（予測可能な変動または配当控除後）に別途開示されている。
 - c 未実現利益および損失に係るブルデンシャル・フィルターに起因する規制上の貸借対照表のポジションに対する差額。
 - d 2014年度に80%の割合でなされた非支配持分の段階的除外（2013年度バーゼル2.5：N/A）。
 - e 規制上適用される金額は、のれんおよびその他の無形資産13,134百万ユーロ（2013年度：11,990百万ユーロ）に持分法適用投資によるのれん430百万ユーロ（2013年度：25百万ユーロ）を加算したものである。規制上の貸借対照表における金額はその他の無形資産に係る繰延税金負債585百万ユーロ（2013年度：548百万ユーロ）により減少する。CET 1の控除額合計は20%の割合で段階的に導入される。残存金額はAT1資本から控除される。
 - f 貸借対照表のポジションとの差額は主に、CRR第38条(2)から(5)に規定される調整（規制上の相殺規則など）に起因する。
 - g 2014年度における20%の割合での段階的導入（2013年度バーゼル2.5：N/A）。
 - h 華夏銀行は、持分法適用投資のポジションおよび金融部門事業体に対するCET 1金融商品の重要な保有の大部分を占めており、控除の上限対象となっている。CET 1控除額は20%の割合で段階的に導入される。残存金額はAT1資本から控除される。
 - i その他の資本構成要素には、規制上適格なAT1資本制性金融商品が反映されている。
 - j 規制上の貸借対照表における差額は、CRR第51条から61条に規定される規制上の調整（段階的除外の対象となるAT1金融商品に関する現行の上限）に起因する。

- k 規制上の貸借対照表における差額は、CRR第62条から71条に規定される規制上の調整（満期控除額、非支配持分など）に起因する。

以下の表は、規制上適格な金額に基づく2014年度および2013年度の期首から期末までの当行の普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1資本およびTier 2資本の主な変動の詳細を示している。

規制自己資本の変動

単位：百万ユーロ

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高 ¹	38,534	37,957
普通株式	921	230
このうち、新株発行 (+) の純影響	921	230
このうち、株式消却 (-) の純影響	0	0
資本剰余金	7,429	2,428
利益剰余金	1,077	-57
このうち、確定給付制度に係る数理計算上の差益 (損)、税金 / 外貨換算調整額を控除後	5	-659
このうち、ドイツ銀行株主に帰属する純利益	1,663	666
自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響	6	47
その他の包括利益累計額の増減	2,947	-1,121
このうち、外貨換算調整勘定、税引後	2,865	-1,121
このうち、未実現利得および損失	0	0
このうち、その他	82	0
未払配当およびAT 1クーポン	-1,182	-765
このうち、配当総額 (減算)	-1,034	-765
このうち、配当に代わる株式発行 (加算)	0	0
このうち、AT 1クーポン総額 (減算)	-148	0
追加評価調整	0	0
無形資産 (関連する税金負債を控除後)	8,870	113
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	9,173	N/A
将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く)	-524	0
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	-441	N/A
リスク引当金を上回る予想損失	283	9
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	231	N/A
自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得 / 損失 (税引後) の除外	-209	1
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	-103	N/A
確定給付年金基金資産	-192	N/A
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	-133	N/A
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	1,505	-96
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	1,469	N/A
リスク・ウェイトed・アセットに含まれない証券化ポジション	945	7
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	945	N/A
一時差異から生じた繰延税金資産 (10%および15%基準超過額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)	-133	0
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	-474	N/A

その他（規制上の調整を含む）	-174	-218
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	-226	N/A
普通株式等Tier 1（CET 1）資本 - 期末残高	60,103	38,534
その他Tier 1（AT1）資本 - 期首残高 ¹	12,182	12,526
その他Tier 1に適格な資本の新規発行	4,619	0
満期到来したおよび償還された金融商品	-2,512	0
移行措置	-11,292	N/A
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額	-446	N/A
このうち、無形資産（関連する税金負債を控除後）	-10,383	N/A
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	-294	N/A
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	-168	N/A
このうち、CRR/CRD 4規則の適用初日における影響	-11,972	N/A
その他（規制上の調整を含む）	797	-344
その他Tier 1（AT1）資本 - 期末残高	3,794	12,182
Tier 1資本（T1 = CET 1 + AT1）	63,898	50,717
Tier 2（T2）資本 - 期首残高 ¹	4,747	6,532
Tier 2に適格な資本の新規発行	83	1,088
満期到来したおよび償還された金融商品	-1,615	-965
償却調整	-1,502	-1,871
移行措置	2,949	N/A
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額の加算	446	N/A
このうち、CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してTier 2資本に対して減算または加算される金額	2,965	N/A
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	-294	N/A
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	-168	N/A
その他（規制上の調整を含む）	-268	-37
Tier 2（T2）資本 - 期末残高	4,395	4,747
規制自己資本合計（TC = T1 + T2）	68,293	55,464

N/A - 意味なし

1 両期間の期首残高は、ともにバーゼル2.5の価格を反映している。

P

株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
会計上の貸借対照表による株主持分合計	68,351	54,719
事業体の非連結/連結	-1,419	-110
このうち、資本剰余金	-5	-12
このうち、利益剰余金	-1,107	-516
このうち、その他の包括利益累計額、税引後	-306	418
規制上の貸借対照表による株主持分合計	66,932	54,609
経過規定に基づく非支配持分	118	130
未払配当およびAT1クーポン	-1,182	-765
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益累計額の戻入れ、税引後	306	-418
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	66,175	53,556
プルデンシャル・フィルター	-2,039	-216
このうち、追加評価調整	0	0
このうち、証券化資産に起因する資本の増加	0	0
このうち、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金および自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失	-391	-1
このうち、CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-1,648	-215
規制上の調整	-4,032	-14,807
このうち、無形資産（関連する税金負債を控除後）	-2,596	-11,466
このうち、将来の収益性に依存する繰延税金資産	-657	N/A
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	-147	-430
このうち、確定給付年金基金資産	-192	N/A
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	-84	-1,589
このうち、リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション	0	-945
このうち、その他 ¹	-356	-377
普通株式等Tier 1資本	60,103	38,534
その他Tier 1資本	3,794	12,182
その他Tier 1ノート（AT1ノート）	4,619	0
貸借対照表上の数値	4,619	0
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	0	0
ハイブリッド資本証券	10,002	12,163
貸借対照表上の数値	10,573	11,926
事業体の非連結/連結	516	455
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-1,087	-218
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額	-446	N/A
このうち、その他	-640	-218
その他の規制上の調整	19	20
その他Tier 1資本からの控除	-10,845	0
Tier 1資本	63,898	50,717

Tier 2資本	4,395	4,747
劣後債務	4,120	7,293
貸借対照表上の数値	6,392	9,117
事業体の非連結/連結	0	13
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-2,272	-1,837
このうち、CRR第64条に基づく償却	-2,101	-2,109
このうち、その他	-171	272
その他の規制上の調整	737	419
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額の加算	446	N/A
このうち、その他	291	419
Tier 2資本からの控除	-462	-2,965
規制自己資本合計	68,293	55,464

N/A - 意味なし

- 主に、住宅ローンおよび預金保護のための資金（Fonds zur baupar technischen Absicherung）ならびに非金融持分法適用投資から生じる資本への影響に関するブルデンシャル・フィルターに関連する。

』

[次へ](#)

所要規制自己資本

CRR/CRD 4に基づき、全体的な所要自己資本が計算され、上述の規制自己資本と比較されなければならない。全体的な所要自己資本はリスク・ウェイト・アセットで表現されることが多いが、これによると合計所要自己資本はリスク・ウェイト・アセットの8%である。以下の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

2014年1月1日より、当行の規制自己資本、リスク・ウェイト・アセットおよび自己資本比率の計算は、2013年6月27日に公表されたCRR/CRD 4のフレームワークに基づいている。

このフレームワークは、主にRWAに関連する以下の追加的な要件を導入した。

- 信用評価調整（CVA）： バリュエーション・アット・リスク・モデルにおけるOTCデリバティブに関連する相手先の信用リスク・エクスポージャーからの予想損失のボラティリティを捕捉する新しい規制自己資本賦課である。
- 相手先の信用リスクの変更（CCR）： 相手先の信用リスク・エクスポージャーの決定に関する内部モデル手法（IMM）の利用に関して様々な変更、特に、IMMの計算に使用される、現在およびストレス時の調整ならびにリスクのマージン期間の増加が導入されている。
- 中央清算機関（CCP）： バーゼル2.5に基づくCCPに対するリスク・ウェイトがゼロのエクスポージャーは、現在、トレード・エクスポージャーおよび清算基金エクスポージャーの両方に関して自己資本賦課の対象である。トレード・エクスポージャーは、デリバティブおよび証券金融取引から発生する。規制上のEADは、内部モデル手法を利用して計算され、シミュレーションが計算できない取引は時価により算定される。適格なCCPに対するトレード・エクスポージャーには2%のリスク・ウェイトが適用される。清算基金エクスポージャーは、CCPの損失相互負担スキームに対する清算会員の拠出金から発生するものであり、これは、マージンおよびCCP自身の基金が発生した損失をカバーするのに十分でない場合に、清算会員の1社または複数社のデフォルトから生じた損失をカバーするために利用される。清算基金エクスポージャーに関するリスク・ウェイトは、事前に積立てられた清算基金拠出金の財務資源およびCCPの自己基金と比較したCCPの仮想所要自己資本に応じて2%から1,500%の間で変動する。
- 金融部門エクスポージャー： 先進的IRBAに基づくエクスポージャーおよびCRR第142条(1)に定義された金融部門事業体に対するエクスポージャーに関しては、資産の相関パラメータが25%上昇した。
- 証券化ポジション： バーゼル2.5に基づきTier 1およびTier 2資本からそれぞれ半分が控除されていた規制上のバンキング勘定およびトレーディング勘定におけるエクスポージャーは、1,250%のリスク・ウェイトの対象となっている。
- 重要な投資および繰延税金資産（DTA）： 金融部門事業体のCET 1金融商品に対する重要な投資、ならびに将来の収益性に依存しCRR第48条に概説された基準額控除の対象となる一時差異から生じるDTAは、250%のリスク・ウェイトを受ける。

こうした背景の下、当行は以下のアプローチに基づいて当行のRWAを計算している。

2007年12月、BaFinは、当行の相手先の信用リスク・ポジションの大部分（ポストバンクに連結されているエクスポージャーを除く。）について、先進的IRBAの使用を承認した。2008年から2014年の期間中に、先進的IRBAに関連したBaFinによるさらなる承認が得られた。先進的IRBAは、バーゼル体制の下で利用可能な最も洗練されたアプローチを成す。ポストバンクは、リテール業務および「機関」や「法人」のエクスポージャー・クラスの一部のエクスポージャーに適用される先進的IRBA、ならびに他の相手先の信用リスク・エクスポージャーの一部に適用される基礎的IRBAについてBaFinの承認を得ている。

IRBAに適格な残りのエクスポージャーは、標準的アプローチ内で、一時的に（一定の残りの小規模なポートフォリオについて当行が規制上の承認を求めている場合）または恒久的に（CRR第150条に従ってエクスポージャーが標準的アプローチの下で処理される場合）カバーされる。このトピックに関する詳細は「相手先の信用リスク：規制上の評価」の項に記載されている。

証券化ポジションに関する所要自己資本は、概ねIRBAアプローチを使用して計算され、重要性の低いエクスポージャーのみ、標準的アプローチに基づいて捕捉される。証券化ポジションの処理に関する詳細は「証券化」の項に記載されている。

2008年1月1日より前に締結された持分投資については、当行はこれらのポジションのIRBA処理を免除する移行措置を使用し、グランド・ファーザー規定を適用して、100%のリスク・ウェイトを使用している。2008年1月1日以降に締結した持分ポジションに対する投資について当行は、当行のエクスポージャーに関するIRBA内の簡便なリスク・ウェイト・アプローチを適用している。持分投資に関する詳細は「トレーディング以外のマーケット・リスク - 投資リスク」の項および「トレーディング以外のマーケット・リスク - 保有持分投資」の項を参照のこと。

新しいCVA（信用評価調整）自己資本賦課がバーゼル3のフレームワークに導入され、所要自己資本指令（EU 575/2013）を通じてEUに導入された。この賦課は、デリバティブ・エクスポージャーからの予想損失のボラティリティを捕捉することを目的としている。これは、各相手先のデリバティブ・エクスポージャーを計算し、相手先のエクスポージャーおよび信用スプレッドに基づき信用スプレッドの感応度を算出し、これらの感応度に適格ヘッジを含むバリュエーション・アット・リスク・モデルを適用することにより実行される。

ドイツ銀行は、CVA自己資本賦課を計算するために先進的手法を利用するBaFinの承認を得ている。これは、デリバティブ・エクスポージャーが内部モデル手法（相手先の信用リスクRWAに関して利用されるのと同様のモデル）を利用して計算されることを意味している。必要に応じてエクスポージャーに対してネットティングおよび担保が適用される。

既存の承認されたマーケット・リスクのバリュエーション・モデルに組み込まれるCVAの感応度は、規則で定められた所定の感応度の公式を使用して計算される。相手先の信用スプレッドが市場で入手できない場合、ウォーター・フォール法を使用して識別される、適切な代替信用スプレッドが代わりに使用される。CVAに関して使用されるバリュエーション・モデルは、トレーディング勘定に関するマーケット・リスクのバリュエーション・モデルの計算に使用されるものと同じである。各相手先のCVAの感応度および適格なCDSヘッジは、トレーディング勘定の社債またはCDSがマーケット・リスクのバリュエーション・モデルに関するリスク要因に指定されるのと同様に、相手先の特徴またはヘッジに基づくリスク要因に指定されている。

CVA自己資本賦課の範囲は、店頭デリバティブ（規則に定めるCVAから免除される相手先と取引されるものを除く）である。2014年において、EBAによって定められたバリュエーション・モデルに関する新しい代替手法がドイツ銀行に導入され、現在、通常のトレーディング勘定およびCVAの両方に関するバリュエーション・モデルの計算に使用されている。

マーケット・リスクに関する所要規制自己資本の計算は通常、当行のマーケット・リスク・エクスポージャーに関して1998年10月にBaFinが承認した内部バリュエーション・モデルに基づいて行われる。2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュエーション・モデル、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測につき、BaFinよりモデル承認を受けた。トレーディング勘定の証券化および特定順位参照型クレジット・デリバティブの特定の金利リスクに関する当行の規制自己資本の計算は、マーケット・リスク標準的アプローチに基づいて行われる。標準的アプローチでカバーされるその他のマーケット・リスク・ポジションには、例えば、ポストバンクに関連したエクスポージャー、長寿リスクおよび一定の種類の投資ファンドがある。前述の内部モデルに関する詳細は「トレーディング・マーケット・リスク」の項に記載されている。

2007年12月、当行は、当行のオペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本の算定に先進的計測手法（AMA）を適用するための承認を得た。2013年5月15日に、BaFinは当行の規制自己資本の計算にポストバンクを組み込むことを承認し、これは2013年度第2四半期以降反映されている。

リスク・ウェイト・アセットの変動

下表は、リスク・ウェイト・アセットの概要を、モデル・アプローチおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当する場合）およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

当報告日に関して表示された金額は、経過規定に従ったCRR/CRD 4のフレームワークに基づいている。比較期間の金額は当時適用可能であったバーゼル2.5のフレームワークにより表示されている。

コモディティ事業を縮小および一部廃止する当行の決定に従って、廃止される事業を含む一定のポートフォリオが、スペシャル・コモディティーズ・グループ（SCG）に集計された。これはその後、2014年度第1四半期にCB&SからNCOUに振替えられた。比較期間の信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクRWAの金額は、それぞれのセグメント間の再配分による関連する影響を含めて修正再表示されている。

信用リスク内の先進的IRBAの「その他」の項目は、バンキング勘定における証券化ポジションからのRWA、特定の持分ポジションおよびその他の債権以外の資産を反映している。標準的アプローチ内では、「その他」の項目の大部分が当行の年金基金資産からのRWAであり、残りがバンキング勘定の証券化からのRWA、ならびに中央政府または中央銀行、機関、法人およびリテール以外のその他のエクスポージャー・クラスに割り当てられたエクスポージャーである。

モデル・アプローチおよび業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2014年12月31日現在							
CRR/CRD 4							
単位：百万ユーロ	コーポレート・ バンキング・ア ンド・セキュリ ティーズ	個人顧客および 中堅企業	グローバル・ト ランザクショ ン・バンキング	ドイツ・ア セット&ウェ ルス・マネジ メント	非中核事業ユ ニット	連結およ び調整等	合計
信用リスク	83,548	69,584	41,740	7,310	19,280	22,666	244,128
セグメント間の再配分	-2,200	520	3,327	330	94	-2,071	0
先進的IRBA	77,263	58,786	31,763	3,910	13,062	14,638	199,422
中央政府および中央銀行	3,948	124	1,020	0	74	218	5,385
機関	8,359	1,538	3,103	73	623	171	13,869
法人	55,678	9,938	26,916	2,740	5,062	1,199	101,533
リテール	121	37,852	30	91	773	0	38,867
その他	9,157	9,334	694	1,006	6,529	13,049	39,769
基礎的IRBA	2,079	3,303	107	0	1	0	5,491
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	2,079	3,303	107	0	1	0	5,490
標準的アプローチ	4,804	6,884	6,542	3,070	6,122	10,099	37,522
中央政府および中央銀行	21	63	27	3	0	0	114
機関	593	124	51	4	3	35	810
法人	2,841	1,401	4,747	1,111	1,075	584	11,759
リテール	7	4,064	422	45	1,141	18	5,697
その他	1,341	1,232	1,296	1,908	3,903	9,462	19,142
清算基金拠出金に関するリ スク・エクスポージャーの 金額	1,601	90	1	0	1	0	1,693
決済リスク	25	0	0	0	0	1	27
信用評価調整(CVA)	16,024	445	7	445	4,019	262	21,203
内部モデル・アプローチ	15,953	417	7	443	3,953	1	20,774
標準的アプローチ	71	28	0	2	66	261	428
マーケット・リスク	44,469	92	199	2,483	16,967	0	64,209
内部モデル・アプローチ	31,439	0	199	1,339	8,625	0	41,602
標準的アプローチ	13,029	92	0	1,144	8,342	0	22,607
オペレーショナル・リスク	31,512	9,605	1,321	6,368	18,275	0	67,082
先進的計測手法	31,512	9,605	1,321	6,368	18,275	0	67,082
合計	175,578	79,725	43,268	16,607	58,541	22,929	396,648

2013年12月31日現在

バーゼル2.5

単位：百万ユーロ	コーポレート・ バンキング・ア ンド・セキュリ ティーズ ¹	個人顧客および 中堅企業	グローバル・ト ランザクショ ン・バンキング	ドイチェ・ア セット&ウェ ルス・マネジ メント	非中核事業ユ ニット ¹	連結およ び調整等	合計
信用リスク	61,599	65,909	35,417	5,809	22,632	10,818	202,184
セグメント間の再配分	-658	553	1,912	259	86	-2,152	0
先進的IRBA	56,974	46,066	26,159	3,029	14,852	3,237	150,317
中央政府および中央銀行	2,927	90	896	5	253	181	4,353
機関	5,438	803	1,921	80	909	12	9,163
法人	43,075	5,638	22,378	2,398	7,301	620	81,409
リテール	124	35,844	33	106	1,027	0	37,134
その他	5,410	3,692	931	440	5,362	2,424	18,258
基礎的IRBA	1,367	10,568	67	0	266	0	12,268
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	2	0	2
機関	0	1,059	0	0	261	0	1,320
法人	1,367	9,509	67	0	3	0	10,946
標準的アプローチ	3,916	8,722	7,279	2,521	7,428	9,733	39,599
中央政府および中央銀行	61	0	39	0	40	0	141
機関	28	116	12	8	32	1	198
法人	2,929	2,004	6,107	942	2,905	470	15,357
リテール	10	4,423	915	44	1,164	0	6,557
その他	887	2,179	206	1,526	3,287	9,261	17,346
清算基金拠出金に関するリ スク・エクスポージャーの 金額	0	0	0	0	0	0	0
決済リスク	19	0	0	0	0	15	34
信用評価調整(CVA)	0	0	0	0	0	0	0
内部モデル・アプローチ	0	0	0	0	0	0	0
標準的アプローチ	0	0	0	0	0	0	0
マーケット・リスク	34,473	128	562	2,085	10,011	0	47,259
内部モデル・アプローチ	29,156	0	562	1,102	8,892	0	39,712
標準的アプローチ	5,317	128	0	983	1,120	0	7,547
オペレーショナル・リスク	22,598	6,964	832	4,659	15,839	0	50,891
先進的計測手法	22,598	6,964	832	4,659	15,839	0	50,891
合計	118,689	73,001	36,811	12,553	48,483	10,832	300,369

¹ 上記の2013年12月の数値は、スペシャル・コモディティーズ・グループ（SCG）の修正再表示が行われていなかった。

特定のリスク種類に関するリスク・ウェイト・アセットの全体的な変動は、「信用リスクに関するリスク・ウェイト・アセットの変動」で開始する以下の項に詳細が記載されている。

所要規制自己資本およびリスク・ウェイト・アセット

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	所要自己資本	RWA	所要自己資本	RWA
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4	バーゼル2.5	バーゼル2.5
相手先の信用リスク				
先進的IRBA				
中央政府および中央銀行	431	5,385	348	4,353
機関	1,109	13,869	734	9,175
法人	8,123	101,533	6,512	81,397
リテール	3,109	38,867	2,970	37,134
持分	977	12,216	375	4,685
証券化ポジション	1,064	13,296	627	7,834
その他の債権以外の資産	1,141	14,258	459	5,739
先進的IRBA合計	15,954	199,422	12,025	150,317
基礎的アプローチ				
中央政府および中央銀行	0	0	0	2
機関	0	0	106	1,320
法人	439	5,490	876	10,946
基礎的アプローチ合計	439	5,491	981	12,268
標準的アプローチ				
中央政府および中央銀行	0	0	2	28
地域政府および地方自治体	1	7	5	68
公共部門事業体	9	107	9	118
国際開発金融機関	0	0	0	0
国際機関	0	0	0	0
機関	65	810	16	198
法人	941	11,759	1,219	15,235
リテール	456	5,697	479	5,982
不動産の抵当権設定による担保	108	1,345	182	2,275
デフォルト時エクスポージャー	342	4,275	124	1,553
特定の高リスク関連項目	18	229	0	0
カバードボンド	0	2	0	3
短期信用評価による機関および法人に対する債権	0	0	0	0
集团的投資事業(CIU)	724	9,046	54	670
持分	217	2,707	242	3,023
その他の項目	28	350	738	9,223
証券化ポジション	95	1,188	98	1,222
標準的アプローチ合計	3,002	37,522	3,168	39,598
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	135	1,693	0	0
相手先の信用リスク合計	19,530	244,128	16,175	202,185
決済リスク	2	27	3	34
信用評価調整(CVA)				
内部モデル・アプローチ	1,662	20,774	0	0
標準的アプローチ	34	428	0	0
信用評価調整合計	1,696	21,203	0	0
トレーディング勘定におけるマーケット・リスク				
内部モデル・アプローチ	3,328	41,602	3,179	39,738
バリュー・アット・リスク	613	7,662	674	8,427
ストレスのかかったバリュー・アット・リスク	1,454	18,181	1,254	15,673

追加的リスクに係る自己資本 賦課	1,038	12,972	996	12,446
包括的リスク計測（コリレー ション・トレーディング）	223	2,788	255	3,193
標準的アプローチ	1,809	22,607	602	7,521
流通負債性金融商品	1,684	21,049	479	5,984
エクイティ・リスク	84	1,051	0	0
外国為替リスク	14	181	16	200
コモディティ・リスク	0	0	0	0
その他のマーケット・リスク	26	326	107	1,338
トレーディング勘定におけるマー ケット・リスク合計	5,137	64,209	3,781	47,259
オペレーショナル・リスク				
先進的計測手法	5,367	67,082	4,071	50,891
所要規制自己資本およびRWA合計	31,732	396,648	24,030	300,369

下表は、当報告期間に信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関して観察された、CRR/CRD 4に
基づくRWAの変動の主な要因の分析である。

信用リスクに関するリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	CRR/CRD 4		バーゼル2.5	
	相手先の信用 リスク	このうち、デリバティブ およびレボ形式の取引	相手先の信用 リスク	このうち、デリバティブ およびレボ形式の取引
信用リスクRWAの残高、期首現在	202,186 ¹	29,454 ¹	228,952	35,274
勘定の規模	-5,024	-5,327	4,272	621
勘定の質	-2,348	1,841	-18,522	-5,036
モデルの更新	11,676	11,676	-2,061	0
手法および方針	24,110	297	0	0
取得および処分	-3,198	-62	-5,467	-3
外国為替の変動	11,752	3,237	-4,988	-1,403
その他	4,974	0	0	0
信用リスクRWAの残高、期末現在	244,128	41,117	202,186	29,454

¹ 2014年度期首現在のRWAの残高はバーゼル2.5に基づいている。

RWA信用リスクの変動表に関する主要な要素の分類は、開示強化タスクフォース（EDTF）の推奨と完全に一致している。「勘定の質」の項目は主にポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデルのパラメータの再調整ならびに担保によるカバレッジ業務による影響を示している。当行のポートフォリオの規模および構成における自律的变化は、「勘定の規模」の項目において考慮されている。「モデルの更新」にはモデルの改善および先進的モデルの公表が含まれている。新しい規制の適用などの外部の規制上の変更に起因するRWAの変動は、現在は「手法および方針」の項目において考慮されている。「取得および処分」は新規事業および処分に関連する業務に明らかに割り当てることができる重要なエクスポージャーの変動を示すために用意されている。

2013年12月31日以降の相手先の信用リスクに関するRWAの20.7%（419億ユーロ）の増加は、主に、米ドル高を要因とする外国為替の変動の影響、および「手法および方針」に示す新しいCRR/CRD 4の規制上のフレームワークの導入によるものである。

「モデルの更新」項目の増加は、信用評価調整(CVA)のRWAに関して適用されるマーケット・リスク・モデルに依拠するデリバティブの信用リスクRWAの計算の際に、銀行が満期1年を利用することを可能にする満期キャップのより限定的な適用の影響、デリバティブRWAに影響を与える当行の内部モデル手法に関するモデルの変更、ならびに証券金融の担保のヘアカットのより限定的な適用を表している。「勘定の規模」の項目の全体的な減少は、主に、当行のリスク圧縮活動を反映したコア・バンクにおけるデリバティブおよび証券金融取引のポジションによるものである。「取得および処分」の項目の減少は、BHF-BANKの売却およびThe Cosmopolitan of Las Vegasの売却の影響を示している。「その他」の項目の増加は、2014年度第2四半期における当行の増資（40億ユーロ）後のRWAに係る影響を反映しており、残りは10/15%基準の規則の適用による変動から生じたものである。

信用評価調整に関するリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在
	CRR/CRD 4
CVA RWAの残高、期首現在	0
リスク水準の変動	2,017
市場データの変動および再調整	-1,914
モデルの更新	7,400
手法および方針	12,330
取得および処分	0
外国為替の変動	1,370
CVA RWAの残高、期末現在	21,203

新しいCRR/CRD 4の規制上のフレームワークに基づき、当行は、当行の相手先の信用度を考慮に入れたCVAを使用してRWAを計算することを要求されている。CVAに関するRWAは、OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連する予想される相手先リスクに係る時価評価による損失リスクをカバーしている。当行は、BaFinに承認された当行自身の内部モデルに基づき大部分のCVAを計算している。

CVA RWAの変動は以下の多数の項目別に示されている。リスク水準の変動は、ポートフォリオの規模および内訳の変更を含んでいる。市場データの変動および再調整は、市場データ水準およびボラティリティの変動ならびに再調整を含んでいる。モデルの更新は、CVA RWAに関して使用されるIMM信用エクスポージャー・モデルまたはバリュエーション・アット・リスク・モデルのいずれかの変更を指している。手法および方針は、2014年のCVA RWAの初回導入に関する規制の変更に関連するものである。重要な事業の取得または処分はそれ自体でハイライトされている。

2014年12月31日現在、CVAに関するRWAは合計212億ユーロであり、2013年12月31日現在の当行の想定上の計算123億ユーロと比較して89億ユーロ(72%)増加した。この増加は、通常の事業活動の一部としての年度を通じたポートフォリオの変動によるものであったが、CVA RWAヘッジ・プログラムおよびマーケット・ボラティリティの最適化も要因としていた。第4四半期中に、当行は、CVAに関するEBA指針に従ってバリュエーション・アット・リスク・モデルの変更を導入したことでCVA RWAが増加した。これは、中核および非中核事業ユニットの双方において資本需要を減少させたさらなるリスク圧縮努力によって一部相殺された。

マーケット・リスクに関するリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
マーケット・リスクRWAの残高、期首現在	47,259 ¹	53,058
リスク水準の変動	-10,161	-8,598
市場データの変動および再調整	-730	1,136
モデルの更新	5,101	542
手法および方針	20,089	1,200
取得および処分	-81	0
外国為替の変動	2,732	-79
マーケット・リスクRWAの残高、期末現在	64,209	47,259

¹ 2014年度期首現在のRWAの残高はバーゼル2.5に基づいている。

マーケット・リスクに関する分析は、バリュエーション・アット・リスク、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測に関する当行の内部モデルにおける変動、ならびに（例えば、トレーディング証券化および特定順位参照型デリバティブまたはポストバンクのトレーディング・エクスポージャーに関する）マーケット・リスク標準的アプローチからの結果をカバーしている。市場データ水準、ボラティリティ、相関、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、市場データの変動および再調整の項目に含まれていた。手法の強化またはリスク範囲の拡張などの当行のマーケット・リスクRWAの内部モデルの変更は、モデルの更新の項目に含まれていた。手法および方針の項目において、当行は、当行のマーケット・リスクRWAモデルおよび計算の規制による変更を反映している。重要な新規事業および処分は、取得および処分の項目に割り当てられている。

2013年12月31日以降のマーケット・リスクに関するRWAの170億ユーロ（36%）の増加は、主に手法および方針の項目ならびにリスク水準の変動の項目の増加によるものであった。手法および方針に関してはRWAが201億ユーロ増加した。これは主に、2014年1月1日に適用された新しい規制上のCRR/CRD 4のフレームワークを要因とする、証券化に関するマーケット・リスク標準

的アプローチによるものである。新しいフレームワークにおいて、当行は、すべての保持された格付けなしまたはBB未満の留保された証券化ポジションを、エクスポージャーに対するリスク・ウェイト1,250%に割り当てている。これらのエクスポージャーは従来は資本控除項目としてみなされていたが、現在はRWAに含まれている。また、この新しいフレームワークに基づき、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに関する包括的リスク計測に適用されるフロアーが増加したが、リスク圧縮によって現在は相殺されている。モデルの変更による増加は、格付けなしおよびデフォルトとなったエクスポージャーの処理に関する変動による追加的リスクに係る自己資本賦課ならびに流動性ホライズンの増加によるものである。2013年12月31日以降、リスク水準の変動により減少した。これは特に、追加的リスクに係る自己資本賦課、包括的リスク計測および証券化に関するマーケット・リスクの標準的アプローチによるものであった。また、主に2014年度下半期中の為替の変動により増加した。

オペレーショナル・リスクに関するリスク・ウェイトed・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期首現在	50,891 ¹	51,595
損失プロファイルの変動（外部および内部）	9,345	2,623
予想損失の変動	37	-959
将来のリスクの構成要素	-734	-515
モデルの更新	7,652	1,885
手法および方針	0	0
取得および処分	-109	-3,738
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期末現在	67,082	50,891

¹ 2014年度期首現在のRWAの残高はバーゼル2.5に基づいている。

RWAの全体的な増加162億ユーロは、主に当年度第2四半期における当行の先進的計測手法（AMA）モデルの強化の初期認識によるものであり、これによりRWAが77億ユーロ増加した。第3四半期より、合理的に可能性のある訴訟損失に関連する当該モデルの変更のさらなる影響が「損失プロファイルの変動」の項目に示されている。

「損失プロファイルの変動」の増加は、金融機関による規制上の問題の解決等の当行のAMAモデルに反映されている大規模な外部マーケットのオペレーショナル・リスク事象から生じたものである。

その他のオペレーショナル・リスクRWAの構成要素（特に予想損失に関するもの）に関してAMAモデルの強化によりさらに組み込まれる影響は、承認待ちのモデルの共同監督チームによる承認後、モデルの変更が導入された際に実現すると見込まれている。

[次へ](#)

貸借対照表の管理

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行は、資本およびリスク委員会による議論および管理活動を発動する。2013年6月27日のCRR / CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR / CRD 4フレームワーク（完全適用）に従ったレバレッジ比率（無監査）

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

2014年10月10日、欧州委員会は2015年1月17日に欧州連合官報に公表された委任法を採択した。当該委任法は、改訂版CRR/CRD 4のフレームワークに基づくレバレッジ比率に係るレバレッジ・エクスポージャー測定尺度の計算に実質的な変更を促すものである。

- 売建クレジット・デリバティブ：売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度に含まれることになった。その結果生じるエクスポージャー測定尺度は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分さらに減額されることがある。
- 変動証拠金の相殺：相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の現在の再構築コスト部分から控除することができ、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度から控除される。
- 証券金融取引（SFT）：証券金融取引（SFT）に係る債権総額は、一定の条件を満たす場合、SFT未払金との相殺が認められる。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ・エクスポージャーの純額にかかるアドオンをSFTエクスポージャー測定尺度に含めることが要求される。監督上のボラティリティ調整アプローチ（SVAA）から正味エクスポージャーへと移行する過程で、エクスポージャー測定尺度からヘアカットが除かれた。
- オフバランス・エクスポージャー：オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0 %、20 %、50 %、または100 %）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。
- 規制上の調整：金融部門事業体への投資に関連する規制上の調整の変更は規制資本から控除されない。

レバレッジ比率およびその構成要素の開示を調和させるため、CRR第451条(2)では、バーゼル委員会公表のフレームワークおよびバーゼル3レバレッジ比率に係る開示の要求事項に基づいたインプリメンテーション・テクニカル・スタンダード（ITS）のドラフト作成を欧州銀行監督局（EBA）に委任する条項が含まれている。このような背景に反して、2014年6月5日公表のレバレッジ比率の開示に係るドラフトITSには、レバレッジ比率およびその構成要素の開示に係る共通のテンプレートが含まれていた。上述のとおり、欧州委員会がついに委任法を採択し、それに従い、レバレッジ比率の開示に係るドラフトITSの変更が予想される。最終的なITSテンプレートが出るまで、当行はドラフト・テンプレートを調整し、委任法に基づく変更が反映されるようにした。

以下の表は、改訂版CRR / CRD 4規則に基づくレバレッジ比率エクスポージャーを示すものである。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年 12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,709
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	-28
デリバティブ金融商品に関する調整	-276
証券金融取引に関する調整	16
オフバランス項目に関する調整(すなわち、オフバランス・エクスポージャーの 信用相当額への転換)	127
その他の調整	-103
レバレッジ比率エクスポージャー	1,445

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年 12月31日現在
デリバティブ・エクスポージャー：	
デリバティブ取引に関連する再構築コスト(受領した現金変動証拠金相殺後)	72
デリバティブ取引に関連するPFEに関するアドオン	221
クレジット・デフォルト・スワップの想定元本	65
デリバティブ・エクスポージャー合計	358
証券金融取引エクスポージャー：	
SFT総額	138
相手先信用リスクに関するSFTアドオン	14
証券金融取引エクスポージャー合計	152
オフバランス・エクスポージャー：	
10%の与信換算掛目によるオフバランス項目	4
20%の与信換算掛目によるオフバランス項目	10
50%の与信換算掛目によるオフバランス項目	69
100%の与信換算掛目によるオフバランス項目	44
オフバランス・エクスポージャー合計	127
その他の資産	827
完全適用によるTier 1資本の算定上控除された資産額	-19
自己資本およびエクスポージャー総額	
完全適用によるTier 1資本	50.7
エクスポージャー総額	1,445
レバレッジ比率 - 完全適用によるTier 1資本の定義を使用	3.5%

オンバランス・エクスポージャーの内訳(デリバティブおよびSFTを除く)

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年 12月31日現在
オンバランス・エクスポージャー合計(デリバティブおよびSFTを除く)	827
このうち：	
トレーディング勘定におけるエクスポージャー	245
銀行勘定におけるエクスポージャー	582
このうち：	
カバード・ボンド	5
ソブリンとして扱われたエクスポージャー	147
ソブリンとして扱われない、地域政府、国際開発銀行、国際機関およびPSEによるエクスポージャー	2
機関	19
不動産担保	159
リテール・エクスポージャー	35
法人エクスポージャー	170
デフォルトに係るエクスポージャー	11
支払った現金変動証拠金控除後のその他のエクスポージャー(株式、証券化およびその他の債権以外の資産など)	33

レバレッジ超過のリスク管理に使用されるプロセスの説明(無監査)

本レポートの「リスク管理原則」の項に示したとおり、資本およびリスク委員会(CaR)は、総合計画の監督および管理、ならびに当行のリスク・プロファイルおよび資本生産能力の監視を担っている。当社は、以下の目的のため積極的に当行の限度枠を管理している。

- レバレッジに対するエクスポージャーの限度を配分する。
- 戦略的業績計画に基づく事業達成をサポートする。
- 目標レバレッジ比率達成のための基礎を提供する。
- グループ全体のベンチマークに基づき、限界的に適切な選択を行うよう各事業に奨励する。
- リスク統制を維持する。

限度枠超過の場合、各部門に賦課される。限度枠超過による賦課は、グループ全体のレバレッジに関する限度枠設定フレームワークに従い計算される。

2014年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明(無監査)

2014年12月31日現在、改訂規則に基づく完全適用によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率(これはGAAP以外の財務的測定尺度である。)は3.5%であった。これに対し、2013年12月31日現在の想定上のCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率(レバレッジ比率規則に対する最近の改訂を考慮していない。)は2.4%であった。2014年12月31日現在の値には、適用されるエクスポージャー測定尺度の14,450億ユーロに対して完全適用によるTier 1資本の507億ユーロ(2013年12月31日現在ではそれぞれ14,450億ユーロおよび340億ユーロ)が考慮されている。

2014年度にかけて、当行がレバレッジ・エクスポージャーを積極的に管理したことで、レバレッジ比率のエクスポージャーが減少し1,770億ユーロとなったが、この減少は、通貨の影響および2014年度下半期に適用した改訂版CRR/CRD 4が導入した規則変更の影響により相殺された。

当年度上半期において、改訂前の規則に従いレバレッジ比率のエクスポージャーを70億ユーロ減少させたが、これは通貨の影響100億ユーロにより相殺された。この減少は主に、デリバティブおよび証券金融取引のエクスポージャーの減少310億ユーロならびにNCOUにおけるレバレッジ解消240億ユーロによるものだが、この一部は残余資産、現金および銀行預け金ならびに貸出金の増加440億ユーロにより相殺された。

2014年度下半期に改訂版CRR/CRD 4規則を導入したことで、レバレッジ比率のエクスポージャーは850億ユーロ増加したが、これは前述した算定規則の実質的な変更および主に対米ドルユーロ安に起因する外国為替の影響830億ユーロによるものであった。これらの影響はレバレッジ比率のエクスポージャーの減少1,700億ユーロにより相殺されたが、この減少は主にデリバティブ・ポートフォリオおよび証券金融取引の減少980億ユーロ、デリバティブ以外のトレーディング資産の減少270億ユーロ、オフバランスおよびその他の項目の減少250億ユーロ、ならびにNCOUにおけるリスク圧縮200億ユーロに起因するものであった。このようなリスクの減少は、当行のリスク減少に対する強いコミットメントを証明するものである。

Tier 1資本の推移の主な要因については、本レポートの「流動性および資本資源」の項を参照のこと。

総合的リスク・ポジション

経済的資本

当行は通常、総合的（規制対象外）リスク・ポジションを算定するために、リスク種類間の分散効果を考慮している。

経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2013年度からの 2014年度の増加（減少）	
			単位： 百万ユーロ	単位：％
信用リスク	12,885	12,013	872	7
マーケット・リスク：	14,852	12,738	2,114	17
トレーディング・マーケット・リスク	4,955	4,197	757	18
トレーディング以外のマーケット・リスク	9,898	8,541	1,357	16
オペレーショナル・リスク	7,598	5,253	2,345	45
ビジネス・リスク	3,084	1,682	1,403	83
分散効果 ¹	-6,554	-4,515 ²	-2,039	45
経済的資本使用額合計	31,866	27,171	4,695	17

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果

2 戦略リスク（2013年度の分散効果の算定には含まれていない。）を除く。

2014年12月31日現在、当行の経済的資本使用額合計は、2013年12月31日現在の経済的資本使用額272億ユーロに対し、47億ユーロ（17%）増の319億ユーロとなった。この総合的リスク・ポジションの増加は、すべてのリスク種類におけるリスク負担の増加およびリスク手法の向上によるものである。

2014年12月31日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2013年度末から872百万ユーロ（7%）増加して、129億ユーロとなった。この増加は、CB&SおよびGTBの比較的高いエクスポージャーがNCOUの比較的低いエクスポージャーと一部相殺されたことによるものである。

2014年12月31日現在のトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2013年末現在の42億ユーロから増加して、50億ユーロとなった。これは主に、公正価値によるバンキング勘定におけるエクスポージャーの増加によるものであった。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は、14億ユーロ（16%）増加したが、これは主に、構造的外国為替リスク・エクスポージャーの増加、年金リスクに関する手法の向上および保証型ファンド・リスクの増加が、NCOUにおけるリスク圧縮により一部相殺されたことによるものである。

2014年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2013年末現在の53億ユーロから増加し、76億ユーロとなった。この増加は主に、当行が2014年度第2四半期に導入した先進的計測手法（AMA）モデルの改善による影響を早期に認識したことによるものであり、これにより追加の経済的資本11億ユーロが発生した。それ以外の要因としては、ドイツ銀行および業界全体のオペレーショナル・リスク損失プロファイルが増加したことがあげられる。実現し経済的資本使用額の増加を招いたオペレーショナル・リスク損失は、主に訴訟、調査および強制措置に関連するアウトフローによるものである。

当行のビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスクならびに税務リスクの要素を把握する。2014年12月31日現在のビジネス・リスクに関する経済的資本使用額は、2013年12月31日現在の17億ユーロから14億ユーロ（83%）増加し、合計31億ユーロとなった。この増加は主に、2014年度のビジネス・プランと比較して2015年度の戦略計画に調整を行ったことに起因して戦略リスク要素に関する経済的資本使用額が増加したことによるものであった。

2014年12月31日現在の信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、2013年12月31日現在から20億ユーロ（45%）増加した。この増加は主に、2014年第1四半期において、分散および手法変更（とりわけ、戦略リスクが分散計算に組み込まれたこと）の前に経済的資本使用額が増加したことによるものであった。

内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行は、バーゼル2の第二の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求する、ICAAPへの準拠を、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで維持している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

- リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス
- 承認されたリスクおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス
- リスクおよび資本に関する経営陣への頻繁な報告
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク

主要なリスク項目ごとにまとめたリスク管理に関するより詳細な情報は、「リスク管理原則 - リスク・ガバナンス」の項に記載されている。

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。2014年度において、当行は確定給付年金基金資産を当行の資本供給の定義に含め、CRR / CRD 4の資本フレームワークを反映させるようにした。前年度の比較情報は、それに応じて変更されている。

内部適正自己資本

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く）

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
資本供給		
株主持分	68,351	54,719
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 ¹	-544	-537
確定給付年金基金資産 ²	-961	-639
繰延税金資産	-6,865	-7,071
貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正 ³	0	-363
非支配持分 ⁴	0	0
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	16,158	12,182
Tier 2資本性金融商品	6,620	9,689
資本供給	82,759	67,980
資本需要		
所要経済的資本	31,866	27,171
無形資産	14,951	13,932
資本需要	46,817	41,103
内部適正自己資本比率	177%	165%

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

4 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2013年12月31日現在の165%と比較して、2014年12月31日現在177%であった。この比率の変動は、資本供給の増加に起因していた。株主持分は136億ユーロ増加したが、これは主に2014年6月25日の増資によるものであった。ハイブリッドTier 1資本性金融商品は40億ユーロ増加したが、これは主に、2014年5月20日および2014年11月19日付でその他Tier 1ノートの発行が完了したことによるものであった。Tier 2資本性金融商品は31億ユーロ減少したが、これは主に資本性金融商品の償還によるものであった。さらなる詳細は、「資本管理」の項に説明されている。資本需要の増加は、「総合的リスク・ポジション」の項で説明した所要経済的資本の増加および無形資産の増加10億ユーロによるものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本レポートの各項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている（特に「信用リスク手法 - 信用リスクに関する経

済的資本」、「マーケット・リスクに関する経済的資本」、「業務分野別のトレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオに関する経済的資本使用額」、「トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額」、「オペレーショナル・リスクの測定」および「オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額」を参照のこと）。

[次へ](#)

報酬報告書

はじめに

2014年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体（別途開示を行っているポストバンクを除く。）の詳細な定性的および定量的情報を提供している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstitutsVergV」という。））に基づき識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

報告書は、以下の項から成っている。

- グループ報酬の概要および開示
- 重要なリスク・テイク
- 取締役会の報告書および開示
- 監査役会の報告書および開示

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、InstitutsVergV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

グループ報酬の概要および開示

概要

2014年度は、当行にとって重要な節目となる年であった。2013年度は、重要な外部規制が導入され、内部では企業文化の変革を組織に浸透させるためのプロジェクトが開始された。当年度は、この2013年度に築かれた基盤に立脚し、変革を実行に移し遂行していくことに焦点が当てられた。中でも最も大きな変化は、新しい規制要件により報酬構造の修正が必要となったことであった。こうした変化は、組織に新たな価値観および信念を根付かせる良い機会となっている。

2014事業年度の当グループの変動報酬（以下「VC」という。）プールは27億ユーロであった。過去のアプローチに沿って、プールの45%が3年から5年繰り延べられ、行動および業績に基づく失効規定の組合せの対象となっている。失効規定の範囲は2013年度に大幅に拡大され、当行は引き続き2014業績年度にもこれらの規定を維持した。

企業文化の発展と報酬戦略

ドイツ銀行は銀行業界における文化の変革の必要性を認識しており、この変革の最先端に立つことを目指す。当行は、企業文化は長期的な成功のための重要な要素の一つであると固く信じている。それゆえ、社会的価値に沿った業績に継続的に報いる企業文化を発展させることが、戦略2015プラスの中核的な要素となっている。

2013年度において、当行は企業文化の変革の基盤を築き、新たな価値観および信念を打ち出した。6つの中核的価値観となる公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制およびパートナーシップは、18の信念によって支えられている。2014年度においては、従業員が関与し、価値観および信念を各部門、機能および地域に定着させることが焦点となった。当行は、この難題に異なる3つの戦略をもって取り組んできた。

- 銀行全体で、対話という手段、透明性およびワークショップの主催・実施を通じて、個別業務における変革の必要性やその意味合いに焦点を当てながら、経営陣自らがその姿勢を示し、従業員が積極的に関与していく。
- 文化を定着させる仕組み、人事プロセスおよびシステムの調整、ならびに報酬慣行の見直しを実施していく。
- 商慣行の変革を通して、企業文化の変革を反映させる。

2015年度も引き続き、価値観および信念の定着を図っていく。

当行の報酬戦略は、当行の価値観と連動した安全な報酬慣行を有する多様化されたユニバーサル・バンキング・モデルを支援するものである。報酬戦略はドイツ銀行の戦略2015プラスの5つの方策のすべてを推進するために必要不可欠である。

- 顧客：フランチャイズ競争力および顧客重視を確実にすることにより当行の顧客フランチャイズに戦略の重点を置くこと。
- 能力：当行が商品および統制機能／インフラストラクチャー分野にわたり適切な人材を惹きつけ、定着させることを確実にすること。
- 資本：有機的資本成長、リスク・ウェイト・アセットの削減および当行の資本計画を支援する報酬制度を促進すること。
- 費用：長期的費用目標および継続的費用抑制を推進する行為にインセンティブを与えること。
- 文化：持続的業績、金融統制および適切なリスク文化を支える行動にインセンティブを結び付けること。具体的には、改善された失効規定を通して報酬実績が懲戒行為にさらに密接に結び付けられた。

規制の進展

当行は、報酬規制の変更に率先して対応するよう努めてきた。そして、今後もこの新たな要件をすべて遵守するために、当行の新しい健全性監督機関である欧州中央銀行（以下「ECB」という。）と連携していく。

所要自己資本指令第4次改正（以下「CRD 4」という。）

CRD 4の要件は、2014年1月1日に施行され、EUに本社を置く世界中の金融機関に適用される。変動報酬に対する固定報酬の比率を制限する主要な措置は2014業績年度に関する報酬に適用される。CRD 4がその最大比率を「重要なリスク・テイカー」にのみ適用する一方で、InstitutsVergVおよびドイツ銀行法はその適用範囲を世界中のすべての従業員に拡大している。当行は、規制の変更に十分に認識しており、新たな要件に準拠している。

CRD 4およびその後InstitutsVergVにおいて採択された要件に従い、当行は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1（株主の承認があれば1:2）の対象となっている。2014年5月22日、当行の年次株主総会において、この比率を1:2に引き上げることが株主に承認された。管理機能の従業員に関する最大比率に明確に対処した外部の規制要件に基づき、取締役会は管理機能（監査、コンプライアンス、財務、人事、法務、リスク、CISOおよびCSBC）の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

この決議の導入において、報酬構造に影響を与える措置が講じられた。多数の従業員は、報酬の「リバランス」が必要と識別され、2014年8月に固定報酬の増額を受け取った。詳細については、「CRD 4の導入」の項を参照のこと。

重要なリスク・テイカー（以下「MRT」という。）

2014年6月に施行された欧州銀行監督局（以下「EBA」という。）規制専門基準（以下「RTS」という。）では、重要なリスク・テイカー（MRT）を識別するための定量的・定性的基準が説明されている。EBA RTSはInstitutsVergVによって採択され、それに従い、当行は2014年度に2,903人のMRTを識別した。これは、2013年度から124%増に相当する。

MRTグループのうち約44%は、欧州連合（EU）を本拠地としている。MRT集団から、当行はさらに、139人の従業員から構成される中核上級管理職グループを識別した。当行のリーダーおよび幹事として、その報酬の大部分が当グループの長期的成功に結び付くように慎重である。そのため、その繰延エクイティ報酬は5年の繰延および保有期間の組合せの対象であり、当該グループの変動報酬の平均繰延率は99%を超えている。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）および金融商品市場指令（以下「MiFID」という。）

当行は、AIFMDおよびMiFID等のその他のEU指令にも準拠することを求められている。AIFMDは、EU指令の1つであり、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）が、特定のカテゴリーに属する従業員に対する報酬方針を策定し適用する際に、従うべき規則を説明した報酬規定を含んでいる。AIFMDリスク・テイカーは、AIFMレベルで識別される。AIFMDの大部分はCRD 3に端を発するものであるため、その報酬に関する多くの考え方がすでに当行に導入されている。1つの重要な違いは、AIFMD MRTは、CRD 4に規定された変動報酬に対する固定報酬の比率の制限の対象とならないことである。

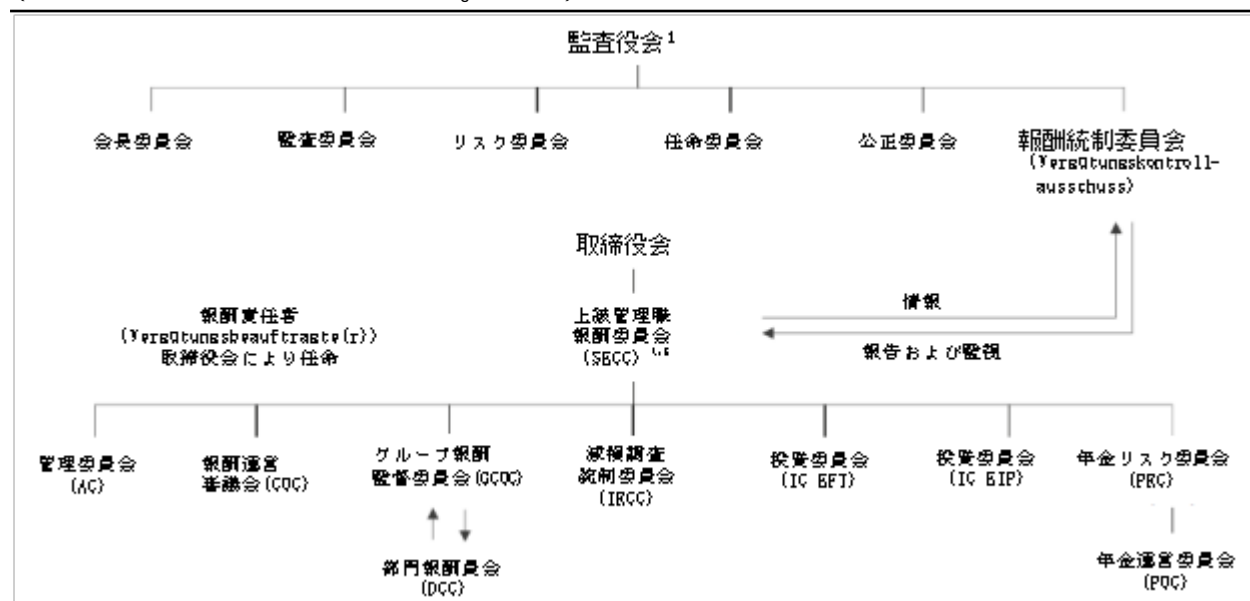
MiFIDには、顧客の最善の利益に反した従業員の行動を誘引するような報酬構造および慣行を禁止することを目的とした報酬要件が含まれている。BaFinが発行するMaComp Circularには、MiFIDの報酬に関する考え方が導入されている。MaCompでは、一般的な要件、報酬制度の見直し、および関係者（以下「RP」という。）とみなされる従業員集団の識別に対処する報酬方針の導入を求めている。すべてのInstitutsVergVの要件は、この集団に同様の範囲で適用される。

報酬ガバナンス

強固なガバナンス構造により、当行の報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。すべての報酬事項および規制要件への全体的な準拠は、グローバル・リワード・ガバナンス構造を構成する重要な委員会により監督されている。

報酬ガバナンス構造

(ドイツ銀行法第25d条第12項およびInstitutsVergVに基づく)



1 任意：独立した外部の顧問。

2 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、取締役会は上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という）に支援され、当グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。SECCは、少なくとも2カ月に1度（2014業績年度においては24回）会合を開いており、両者とも取締役であるStefan Krause (CFO)およびStephan Leithner (2014年度：ヨーロッパ（ドイツおよび英国を除く。）のCEO、人事、法務およびコンプライアンス、政府および規制関連業務）が共同会長を務めている。残りは、Stuart Lewis (CROおよび取締役)ならびに財務および人事の上層部の従業員で構成されている。独立性を維持するため、SECCの委員には当行のいずれの業務部門関連の従業員も含まれていない。SECCは、小委員会を通して報酬戦略および構造に関する重要なグループ・レベルの決定事項の作成および取締役会への提言ならびに全体的な報酬プロセスの監督を行う。

取締役会はグループの報酬戦略を承認し、これにより報酬慣行がグループの業務およびリスク戦略と完全に連動することを確実にしている。また、当行は、グループ報酬方針の一つとして、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび構造について従業員に情報を提供し教育することに重点を置いた内部文書を用意している。これらの文書は、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に確認できるものとしており、InstitutsVergV第13条に従い、当行のイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

InstitutsVergVに従い、SECCは、当グループの事項に関して報酬統制委員会（以下「CCC」という。）と連携している。CCCは、監査役に構成され、上級管理職および従業員に対する報酬制度の構造を監視することにより、監査役会によるグループ報酬事項とより密接に連動させ、当該事項に焦点を当てる。また、監査役会が関連する内部統制機能が報酬制度の構築に十分関与しているかを監視すること、ならびに株主、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益が確実に考慮されることを、CCCは支援している。さらに、InstV第23条から26条に従って、取締役会はCCCと共同で報酬責任者を任命した。報酬責任者は、CCCの会長と密接に連携し、報酬制度の適切性を常時監視する責任を負う。また、会長の任務遂行を補佐する副会長も任命された。CCCは、2014業績年度において7回の会合を開いた。

報酬ガバナンス強化

2013年度の進展を足がかりにして、2014年度はいくつかの追加的なガバナンス強化が行われ、グループ報酬監督委員会（以下「GCOC」という）の権限および業務ならびに小委員会（ガバナンス構造から除外された、以前にグループ報酬調査委員会に報告していた小委員会を含む。）のSECCへの直接報告に特に焦点が当てられた。

GCOC

SECCの受任組織として、GCOCは部門の年度末の報酬プロセスのガバナンスの監督に責任を有する。これには、部門報酬委員会（以下「DCC」という。）が (i) 確立されたガバナンス要件を満たしているか、(ii) 変動報酬（以下「VC」という。）プール

を部門内で配分する際に健全な報酬パラメータ（財務および非財務）が考慮され、またVCの配分の決定を行う際は決定権を持つマネジャーが行っているかを、確実に調査することが含まれている。2014業績年度において、GCOCは、強化されより合理化されたガバナンス・プロセスを提供するよう尽力した。

GCOCは、当グループの年度末の報酬プロセスにわたる確立された報酬ガバナンス要件に関するDCCの進展を監視し、プロセス終了前にSECCへ最終的な発見事項および提言の要約などを含め継続的に情報を提供した。

GCOCは、2014年度の報酬ガバナンス・プロセスに関していくつかの重要な強化を行った。これらの強化には以下のものが含まれるが、それらに限定されなかった。

- すべての現行の報酬ガバナンス要件の見直しおよび精緻化
- 当グループの価値観および信念の報酬ガバナンス要件へのさらなる統合
- 期待を十分理解するための報酬ガバナンス要件に関するDCCとの関与の増加
- 各変動報酬の決定の文書化に関する大幅に強化された要件の導入
- 報酬ガバナンス要件を遵守しない場合の影響の拡大

これらの強化の結果、当行は2014年度に、より堅固で、より明確な、そしてより優れた、文書化されたGCOCプロセスを実現した。

報酬構造

当行は、総額報酬制を採用しており、報酬は固定報酬と変動報酬(以下「VC」という。)で構成される。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。ドイツ銀行の従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

VCは、適切な人材を惹きつけ、定着させながら、費用の柔軟性を維持するという業界目的に基づいている。VCにはまた、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して実績を差別化し、行動の原動力となることができるという利点がある。その結果、VCは、世界的に銀行業分野の多くの事業ラインにおける報酬の市場慣行の重要な特徴である。固定報酬と共に、費用効果および柔軟性の両方がある報酬総額実績となっている。

CRD 4の導入

前述したように、ドイツ銀行法（KWG）第25a条第5項およびInstitutsVergV第6条第2項に従い、当行は、変動報酬に対する固定報酬の最大比率の対象となっている。この導入に伴い、当行は報酬構造に影響を与えるいくつかの措置を講じてきた。比率1:1および1:2の規制要件を導入すること自体は、各従業員の報酬総額の上昇につながるわけではない。報酬総額は、引き続き業績と市場に基づき決定される。報酬総額の水準が競争力を保つことを確実にするために、比率1:1および1:2の適用により、多数の従業員の報酬構造について調整が必要となった。

報酬の「リバランス」が必要と識別された従業員が世界中に多数おり、固定報酬の増額を受けた。各業務に関する固定報酬の適切な水準は、当該業務の実勢市場価値および報酬総額構造の規制要件を参照して決定される。固定報酬は増額の余地を残している。これは、競争力向上の十分な可能性および高い業績を上げる従業員に対する報酬向上の可能性を確保するために重要なものである。多くの国およびビジネスモデルにおいて適切な人材を惹きつけ、定着させるのを支援するために、市場競争力のある固定報酬水準は、当行が戦略目的を達成するために必要な十分な競争力を有することを確実にするための重要な役割を果たす。

固定報酬の調整を受けた従業員のうち、一定の従業員は追加固定給（以下「AFPS」という。）を受け取った。取締役会は、主に給付および年金費用管理目的のために、AFPSの導入を承認した。毎月の固定報酬と追加固定給を合わせたものが「固定報酬総額」を形成する。総額としては同額であるが、固定報酬の増額を受けた従業員の変動報酬は減額される。

2014年7月に調整が行われた際、当行の世界中の従業員全体の約1%にあたる約1,100人の従業員が固定報酬の増額を受ける適格者と識別され、2014事業年度の費用への影響は3億ユーロであった。

グループ全体の変動報酬の決定

当行は、形式化した透明性のあるプロセスを使用し、当グループ全体の推奨VCプールを算出している。事業部門ごとに、部門の支給率を部門の賞与に適格なリスク調整後業績に適用することにより推奨VCプールが計算される。部門の支給率は、過去の平均支給額と競合他社のベンチマークの両方に調整され、当初の推奨プールの透明性を確保している。インフラストラクチャーの推奨プールは別途決定され、InstitutsVergV第5条第4項に従い、彼らが監督する部門の業績には左右されない。

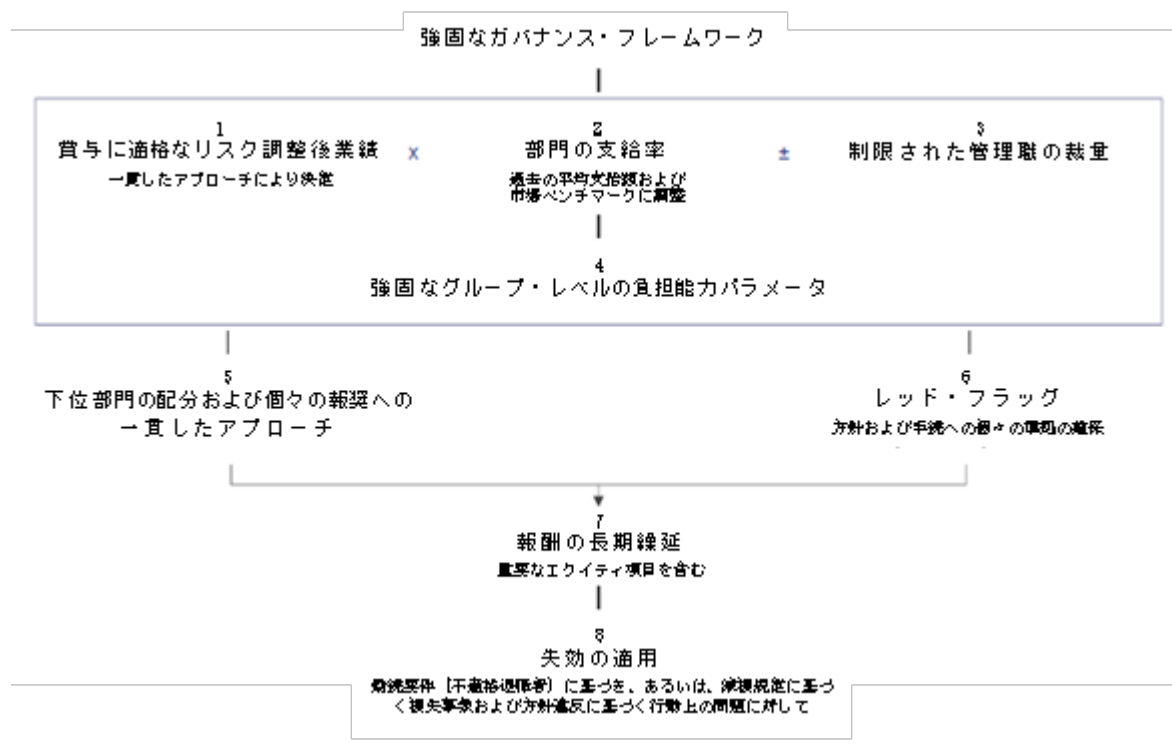
算出された推奨プールはその後、その他の戦略的定性的要因および外部ベンチマークを考慮に入れて、検討および見直しが行われる。InstitutsVergV規制に従い、具体的には重要な統制機能におけるインフラストラクチャー担当従業員の大半の報酬は、固定報酬に重点が置かれている。

VCプールを決定する際の優先的な検討事項は、当グループの負担能力と競争力のバランスをとることである。具体的には、InstitutsVergV第7条および第19条に従い、当行が外部に公表する目標、流動性および所要自己資本を満たすことを確実にすることである。推奨VCプールの規模が適切かどうかを決定するために、グループ・レベルでの負担能力テストが行われる。具体的には、グループの報酬戦略および当行の価値観および信念に沿って、長期的な収益性および当行の持続可能な発展を支援できるかテストされる。グループの負担能力を評価するためにSECCが使用する指標は以下を含むが、これに限定されない。

- 想定上のCRR/CRD 4による普通株式等Tier1資本比率
- 流動性
- リスク負担能力
- 費用収益比率
- 報酬比率
- 税引前利益（IBIT）
- 純利益
- SECCから要請されたその他の関連財務指標

これらの主要な財務指標と整合し、将来の規制上および戦略上の目標達成予測と整合的である場合に、当グループのVCプールは負担能力ありとみなされる。

VCプールの決定プロセスおよび包括的ガバナンス・フレームワークの要約



変動報酬構造およびピークル

VCは、高い業績をあげる従業員へのインセンティブ、報奨および定着のために当行が長年使用してきたものであり、それによって報酬総額実績を差別化している。すべての個人のVCの決定は、業績に基づき、またグループ、部門および個人のリスク調整後の業績の組み合わせと連動したものでなければならない。マネジャーは、裁量権を行使する際に、VCの配分がバランスの取れたものであり、不適切にリスク・テイクを奨励することがないことを確実にするために、個々人の絶対的および相対的なリスク・テイク行動の両方を十分に理解しなければならない。

上層部レベルにおいて、VC報奨の大部分が、適切な業績条件および失効規定と共に、最低3年間の報奨繰延構造を通して当行の長期的発展および業績に結び付くことが確実になることを当行は約束している。

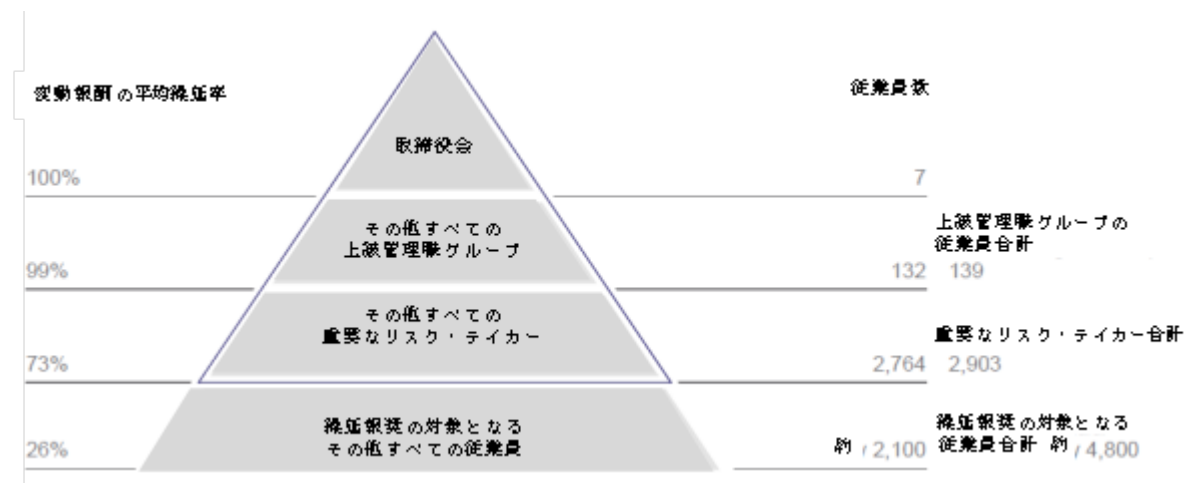
繰延報奨の全体的利益ならびに保有およびリスク管理の観点からのプラス面はまた、将来の報酬費用の管理および増加する繰延水準の影響と注意深くバランスがとられなければならない。適切なバランスを保つために、2014年度のグループ全体の賞与プールの45%（エクイティ・アップフロント報奨を含まない。）が繰延報酬の形をとると決定された。

2014年度に当行は、CRD 4の導入を受けて、市場の繰延水準および規制要件を十分に配慮した上で、VCプールの縮小および繰延水準を変更できる集団の制限することの両方のCRD 4による影響を考慮した。

2014年度の繰延マトリックスは、報酬総額ベースで2013年度と類似した従業員の繰延水準を示している。主要な変更は、新たに基準値を導入し、500,000ユーロを超える固定報酬を受ける従業員は、100%のVCが繰延の対象となる。非常に高い水準の固定報酬を受ける従業員に対して100%の繰延を導入したことは、ドイツ銀行が公表する目標である報酬変革を率先して実施することを強固にしている。

固定報酬が500,000ユーロ以下の従業員は、当行のVC繰延マトリックスの対象となる。これらの従業員に関しては、繰延基準値が100,000ユーロに設定されており、これを超えるVCの少なくとも50%が繰り延べられた。この繰延マトリックスは規制要件と完全に整合しており、高所得者に関しては適切な金額の繰延を確保する一方で、引き続き低所得者保護に力を注いでいる。これによって、500,000ユーロを超える変動報酬部分は100%完全に繰り延べられた。

上層部の従業員集団グループおよび変動報酬の平均繰延率



InstiuttsVergVに従って重要なリスク・テイカーと識別される全集団

2014年度の繰延VC報奨の対象となる従業員は、報奨の50%を繰延エクイティの形で、50%を繰延現金の形で受領した（注：当行のドイチェAWM部門の上層部の従業員の少数は、繰延報奨の一部を従業員投資制度（EIP）報奨の形で受領した。これらは事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、その他すべての報奨と同じである。）。

これを達成するために以下の手段が使用された。

制限付エクイティ報奨

繰延エクイティ部分は、最低3年間（または上級管理職グループについては4.5年間）にわたって案分して権利確定する制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）として交付された。ドイチェAWMの個人顧客向けサービス（以下「PCS」という。）業務の従業員はREAの代わりに、PCS報奨を受領している。REAの価値は、権利確定期間（該当する場合は保有期間）にわたる当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。特定の失効規定が繰延期間中に、該当する場合には保有期間中に適用される。

制限付奨励報奨

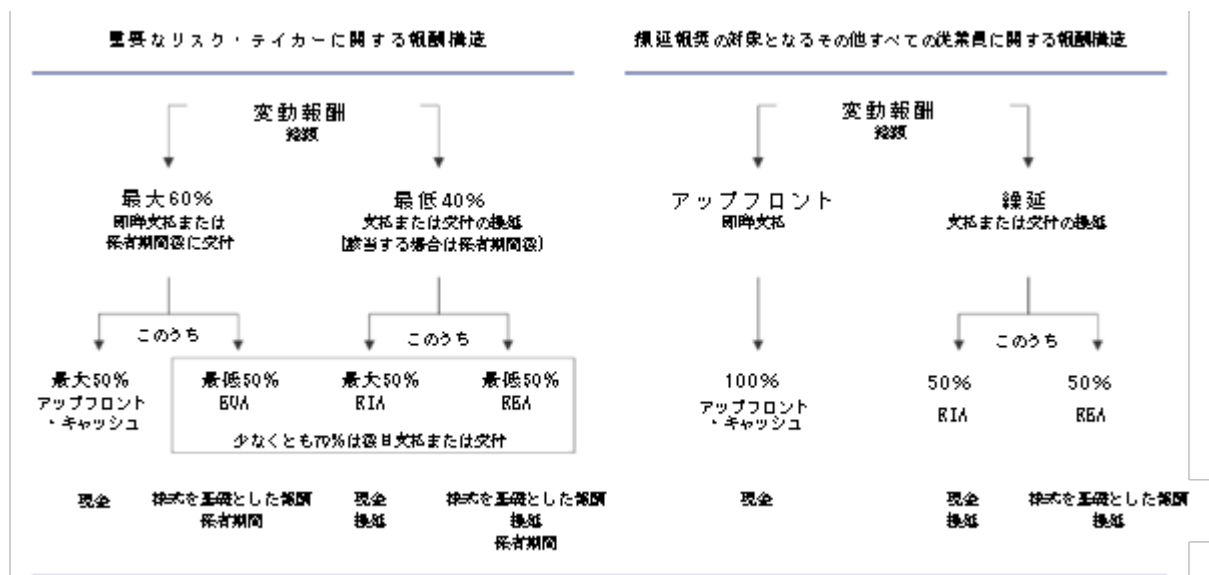
株式を基礎としない部分は、最低3年間（取締役にはより長期の繰延期間が適用される。）にわたって案分して権利確定する繰延現金報酬（制限付奨励報奨（以下「RIA」という。））として付与される。特定の失効規定が繰延期間中に適用される。

エクイティ・アップフロント報奨

上記の繰延報奨に加えて、すべての重要なリスク・テイカーはアップフロント（非繰延）報奨の50%をエクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で受領する。

EUAは、付与時に権利確定するが、6ヵ月の保有期間の対象である。EUAの価値は、保有期間中の当行の株価と結び付いているため、当行の持続的業績と結び付いている。勤務要件に加えて特定の失効規定が保有期間中に適用される。

以下の図は、重要なリスク・テイカーおよび繰延報奨の対象となるその他すべての従業員に関して使用された上記の報酬ピークルの要約である。



EUA = エクイティ・アップフロント報奨
RIA = 制限付奨励報奨
REA = 制限付エクイティ報奨

繰延スケジュール

規制要件は、重要なリスク・テイカーの繰延期間が最低3年でなければならない旨を求めている。前年度と同様に、当行はこれらの最低要件を繰延報奨の対象となるすべての従業員に適用することを選択した。当行はまた、最上層部のMRTの小集団を再度識別した。この上級管理職グループ（139人の従業員から構成される。）は、REAに関して4.5年の（一括型権利確定）繰延期間の対象である。これは、上級管理職グループがその他の従業員よりも当行の長期の持続的業績における権利確定の利益を有することを確実にする意図である。

また6ヶ月の保有期間が、MRTの各REAトランシェの権利確定後に適用される。上級管理職グループについては、6ヶ月の保有期間が4.5年の権利確定期間の後に続く。そのため、上級管理職グループは2015年度のREAの価値を少なくとも2020年2月まで（付与後5年）実現しない。

すべてのMRTはまた、アップフロント報奨の50%をEUAの形で受領する。EUAは、付与時に権利確定するが、（規制要件に加えて）失効規定が適用される6ヶ月の保有期間の対象である。

以下は、繰延報奨の対象となる従業員の各集団（取締役会を除く。）に関する権利確定構造の要約である。

2014年度の繰延報酬構造

		アップフロント		繰延	
		現金賞与 (アップフロント報奨の 50%)	エクイティ・ アップフロント報奨(EUA) (アップフロント報奨の 50%)	制限付奨励報奨(RIA) (繰延現金) (繰延報奨の50%)	制限付エクイティ報奨(REA) (繰延エクイティ) (繰延報奨の50%)
従業員集団					
上級管理職 グループ1	権利確定スケジュール (付与日2015年2月)		付与時に全額権利確定 (2015年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)	4.5年一括型権利確定 (2019年8月)
	保有期間 (権利確定期間後)		保有期間終了 2015年8月		保有期間終了 2020年2月
その他の重要な リスク・テイカー	権利確定スケジュール (付与日2015年2月)		付与時に全額権利確定 (2015年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)
	保有期間 (権利確定期間後)		保有期間終了 2015年8月		保有期間終了 2016年、2017年、2018年8月
繰延報奨の対象 となるその他 すべての従業員	権利確定スケジュール (付与日2015年2月)			3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)
	保有期間 (権利確定期間後)				

1 取締役会を除く。

変動報酬のリスク調整

一連の措置は、事前調整と事後調整の両方を取扱う効果的なリスク管理プロセスが報酬制度に組み込まれることを促進するのが目的である。

事前リスク調整

適切な事前リスク調整を行うため、当行は、事業ごとの賞与に適格な（以下「RA-BE」という。）リスク調整後業績（RA-BEリスク調整後純利益（賞与および税引前）（以下「NIBBT」という。））を測定するための一貫した銀行全体の標準手法を使用する。VC計算のためのすべての業績は、InstitutsVergV第19条の要件に従って、経済的資本使用額に基づいて適切にリスク調整されている。

当行の経済的資本モデルは、リスク機能内で開発された、当行が将来さらされる可能性のあるリスクの度合いを計算するための主要な方法である。このモデルは、当行のエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の金額を測定する。

経済的資本は、当行の最善の将来見積りであるが現行のポートフォリオから実現していない損失として、したがって、VCプールを調整するための最善の測定基準として検証された。SECCは、リスク調整手法の適切性を検討したが、この検討は毎年行われる。

当行の経済資本モデルは4つのリスク領域からのインプットを捕捉する：

- 信用リスク
- マーケット・リスク
- オペレーショナル・リスク
- ビジネス・リスク

これらのリスクは、個別に、そして各リスク領域を構成する様々な要素を考慮に入れて、モデル化される。

信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。信用リスクには、「債務不履行リスク」、「カントリー・リスク」および「決済リスク」が含まれている。

マーケット・リスク

マーケット・リスクは、市場価格および相場（金利、株価、外国為替レートおよびコモディティ価格を含む。）、それらの相関関係ならびにボラティリティ水準の変動に関する不確実性から生じる。マーケット・リスクには、「トレーディング・マーケット・リスク」、「トレーディング以外のマーケット・リスク」および「取引債務不履行リスク」が含まれている。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス、人員およびシステムが不十分または機能しないこと、または外部の事象から生じる損失のリスクを意味している。オペレーショナル・リスクには、インフラストラクチャー・リスクならびに規制リスクおよび法的リスクなどのその他の非金融リスクが含まれている。また、モデル・リスクも含まれている。このリスクは、資産または負債の価格決定、リスク計測もしくはその他の領域（例えば、トレーディング戦略の導入、経済発展の予測、投資の分析またはパフォーマンスの最適化）で使用するモデルの不具合により、損失を被るまたは誤った戦略上の決定を行う当行のリスクで構成されている。

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクは、市場環境、顧客行動、技術進歩といった一般事業状況の潜在的な変化により当行が引き受けるリスクを表す。当行がこれらの状況変化に迅速に適応できなければ業績に影響が及ぶ恐れがあるからである。ビジネス・リスクの最も重要な側面は「戦略的リスク」である。このリスクは、個別のタイム・ホライズン内で費用を削減しても補えない事業収益の減少により、事業上の非予想損失を被るリスクを表している。戦略的リスクは、ポジション・テイキング（マーケット・リスク）、信用損失（信用リスク）およびオペレーショナル事象（オペレーショナル・リスク）に起因しない収益または費用の変動のみを対象としている。

当行は原則的に、当行の経済的資本フレームワークの主要な上記4種類のリスク内のすべての重要なリスクを捕捉する。その他のリスクは、適切な包括的リスク種類に割り当てられる。

上記の手法の結果として、組織のリスク・プロファイルの水準が上昇すれば、経済的資本賦課も増加することにより、銀行全体の経済的採算性が低下し、さらには変動報奨の減少につながる。当行は、リスク調整後損益の使用は極めて効果的で健全な事前リスク調整手法であり、行き過ぎたリスクを取ることを抑止する役割を果たすと考えている。なぜなら、このモデルは、変動報酬の支払い額と取られたリスク量を関係づけているためである。

経済的資本に基づくリスク調整法は、唯一の調整法ではない。損益に計上される信用、マーケットおよびオペレーショナル・リスクに係る損失は、NIBBTに反映され、さらに、下位部門への配分ではその他の適切なリスク基準および「レッド・フラッグ」データを考慮に入れる。部門別のVCプールも、資金移転価格を通じて流動性費用の影響を含んでいる。これにより、流動性の使用者および提供者に適切なインセンティブが与えられる。流動性費用はすべて業務に割り当てられ、業務実績の一部として報告される。この価格決定を構成する要素の根拠および規模は、財務部によって継続的に監視される。

事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを確実にしている。本報告書の統計が示すように、繰延の対象となるVC報奨の割合ならびに業績および失効条件は、収益に沿って増加している。リスク調整措置の範囲に関連して、これらの適用期間は同様に重要であり、報奨が支払われるまで当該条件の適用に反映される。

以下の業績および失効規定は2014年度の繰延VC報奨（2015年2月に付与）に適用された。

グループの普通株式等Tier 1資本比率の業績条件

この業績条件は繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員に適用される。取締役会の決定による200ベース・ポイントの追加のリスクバッファを含めても、権利確定期間中かつ決済前のいずれかの四半期末に当グループの普通株式等Tier 1資本比率が、適用される最低所要自己資本水準を下回った場合、繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員の未支給のREAの全額が失効する。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、CET 1規定に該当した場合には、未支給のREAの全額が失効する。

グループIBITの業績条件

グループ税引前利益（IBIT）がマイナスの場合、この業績条件に該当し、繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員に適用される。グループIBITが権利確定の前年においてマイナスであると取締役会が決済前に判断した場合、業績条件は満たされず、全従業員に対して当該年度に支給予定のREAトランシェの100%が失効する。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度においてグループIBITがマイナスであった場合（ただし、CET 1規定には該当しない。）、当該年度の報奨の20%が失効する。

重要なリスク・テイカーに関しては、グループIBIT規定のトランシェの側面もまたRIAに適用され、グループIBITが権利確定の前年度においてマイナスであると取締役会が決済前に判断した場合、業績条件は満たされず、当該年度に決済予定のRIAトランシェの100%が失効する。

部門IBITの業績条件

この業績条件は、MRTにのみ適用され、従業員の各部門のIBITがマイナスの場合に該当する。ある部門のIBITが権利確定の前年度においてマイナスであった場合、グループ業績が依然としてプラスであっても、（決済前の取締役会の決定により）当該部門の全MRTについて当該年度に決済予定のREAおよびRIAトランシェの100%が失効する。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度において部門IBITがマイナスであった場合、当該年度の報奨の20%が失効する。

部門失効措置は、取締役会またはリージョナル・マネジメントもしくはインフラストラクチャー部門で働く従業員に対しては適用されない。グループ失効規定のみが適用される。

収益減損規定

この失効規定はRIAおよびREAに適用され、これにより当行は、報奨後の実績に基づき調整が必要か否かを決定することができる。業績の測定が後に著しく不正確であるとみなされたため当初の報奨の価値（または対象者へのその他の報償の付与、権利確定もしくは支給）が適切でないことが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引がグループ企業、部門または当グループ全体に対し著しい悪影響をもたらした場合、従業員報奨の100%までが失効可能となる。

この規定は、2013年度に初めてMRTのEUAを含むように拡大され、以前よりも大きい割合のMRTの報奨が潜在的な業績に基づく失効の対象となることが確実にになっている。さらに現在では、REAの権利確定後の保有期間中にも適用されて、業績失効措置はMRTのエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）にわたり拡張されることを確実にしている。

方針 / 規制違反規定

この行動に基づく失効規定はREAとRIAの両方に適用され、内部方針および手続の違反または外部から課せられた該当する法令の違反に対して、未支給の繰延報酬の100%まで失効すると規定されている。

MRTに対して、この規定はEUAおよびREAの権利確定後の6ヶ月の保有期間にも適用され、行動に基づく失効措置が、重要なリスク・テイクに付与されたエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）は依然として適用されることを確実にしている。

上記の規定の要約は以下のとおりである。

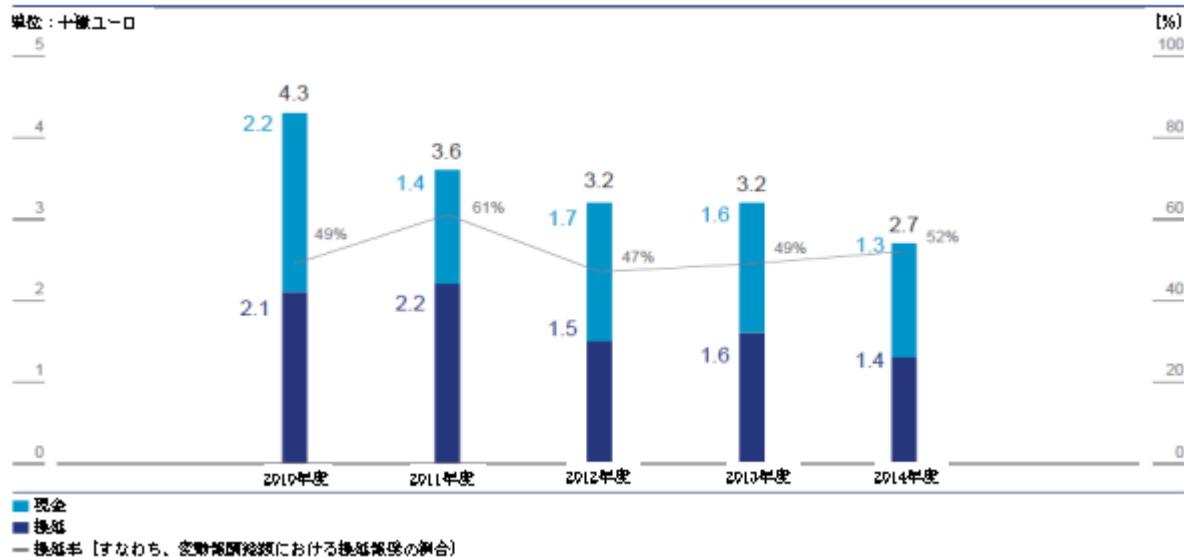
2014年度の繰延報酬報奨：失効規定

業績条件および失効規定	上級管理職グループ およびその他の重要な リスク・テイク	繰延報奨の対象となる その他すべての従業員
グループ業績規定（REA） - 決済前のREAトランシェに適用可能 - グループIBITがマイナスの場合、REAの次の権利確定トランシェは失効する。 - グループ純利益がマイナスあるいはその他の理由により、CRR第92条(1)(a)に従い、CET1資本比率がグループに適用される最低所要自己資本水準の200ベース・ポイント未満となった場合、未支給の2014年度のREAは100%失効する。	適用	適用
グループ業績規定（RIA） - MRTの決済前のRIAトランシェに適用可能 - グループIBITがマイナスの場合、RIAの次の権利確定トランシェは失効する。	適用	
部門業績規定 - MRTの決済前のREAおよびRIAトランシェに適用可能 - 部門IBITがマイナスの場合、REAおよびRIAの次の権利確定トランシェは失効する。 - 規定は、インフラストラクチャー、リージョナル・マネジメントおよびNCOUの従業員には適用されない。	適用	
収益減損失効 - 未支給のRIAおよびREAに適用可能	適用	適用
収益減損失効 - MRTに対して、EUAおよびREAの権利確定後の保有期間に適用可能	適用	
方針違反 - 未支給のRIAおよびREAに適用可能	適用	適用
方針違反 - MRTに対して、EUAおよびREAの権利確定後の保有期間に適用可能	適用	

2014年度の変動報酬報奨

2014年度の変動報酬報奨（前年度の繰延費用を除くが、将来償却される当年度の報奨を含む。）は、総額27億ユーロであった。グループ全体の繰延率（EUAを含む。）は52%であった。

変動報酬および繰延率



	2014年度					2013年度
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	CB&S	GTB	ドイチェ AWM	PBC	NCOU	グループ 合計
報酬総額 ¹	4,472	998	1,502	2,830	218	10,020
このうち：						
固定報酬	2,771	756	1,037	2,580	169	7,313
変動報酬	1,701	242	465	250	49	2,707
年度末の従業員数（フルタイム換算）：	25,843	11,284	11,635	47,619	1,757	98,138
						98,254

1 報酬総額は固定報酬（基本給 + AFPS + 地域に関連する地域手当）と変動報酬の合計として定義されている。

表のすべての数値には、当行の確立された費用配分基準に従って配分されたインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。

上記の表には、変動報酬が用いられている。取締役会で承認された通り、グループ合計で27億ユーロがVCプールに振り向けられる。変動報酬に対する固定報酬の比率の計算目的では、変動報酬およびその他の裁量による報酬から構成される「変動報酬」が使用されていることに留意が必要である。

「CRD 4の導入」の項で詳述したように、多数の従業員について1:1および1:2の比率の適用に際し、変動報酬から固定報酬へのリバランスを要した。上記の表の報酬総額における固定および変動報酬の割合は、定められた比率を守るための措置が反映されている。

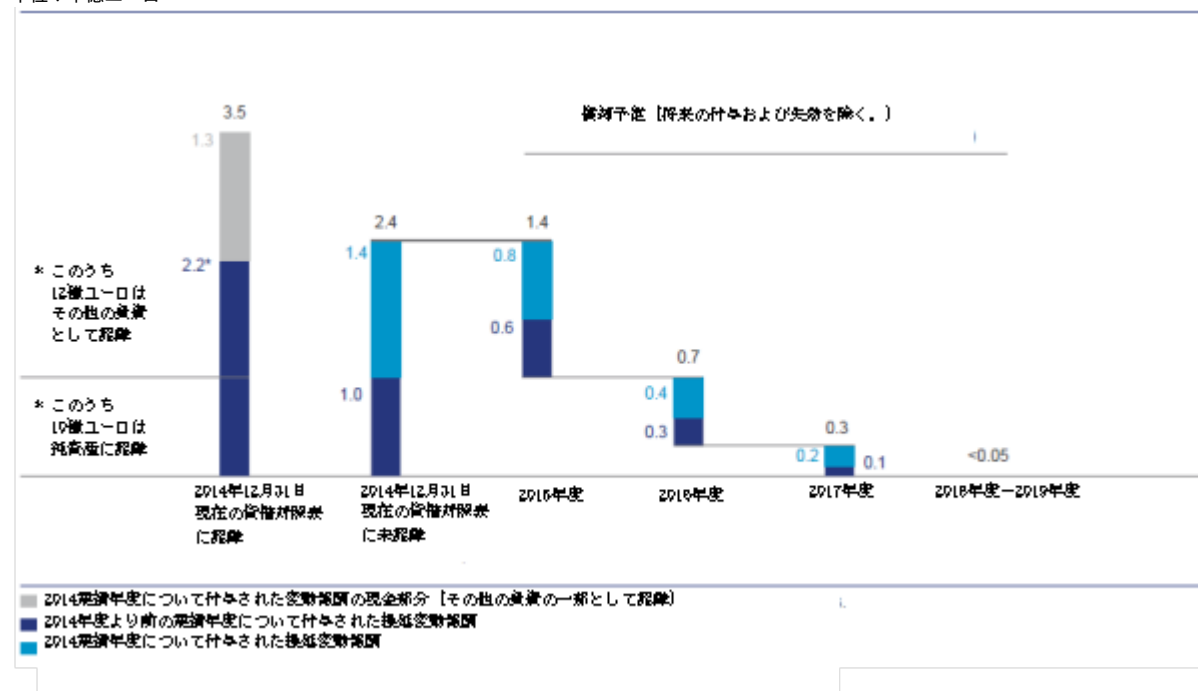
付与された変動報酬の認識および償却

2014年12月31日現在、2015年2月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬費用は、約24億ユーロである。

変動報酬

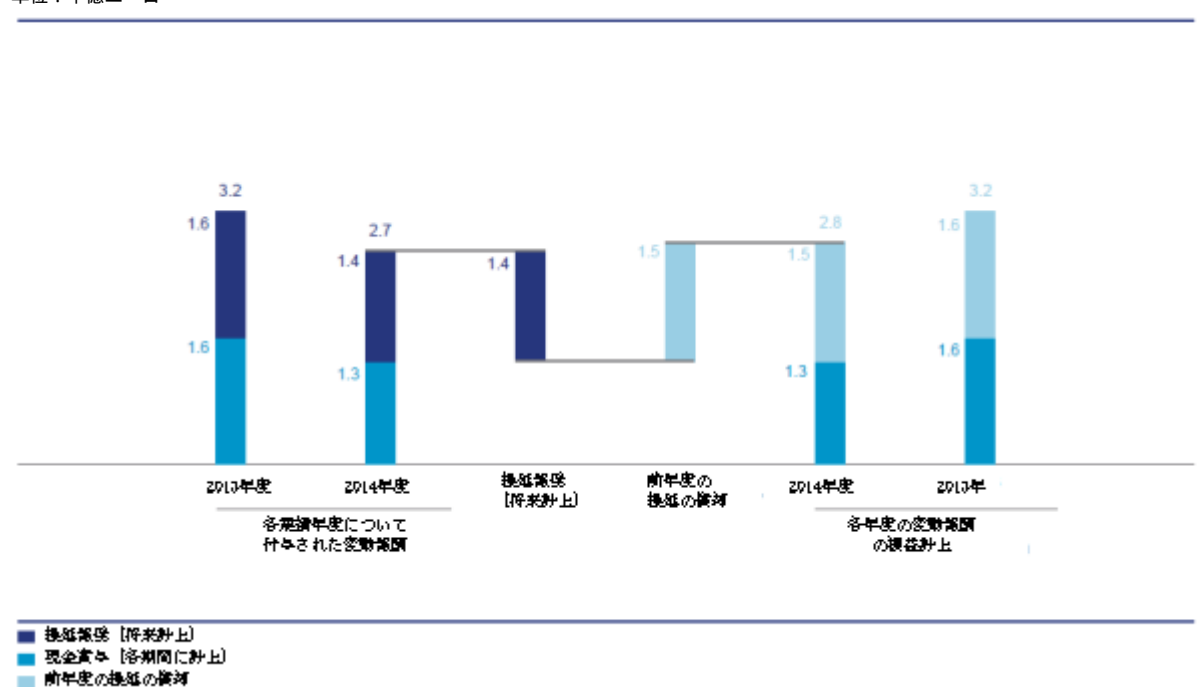
2014年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定

単位：十億ユーロ

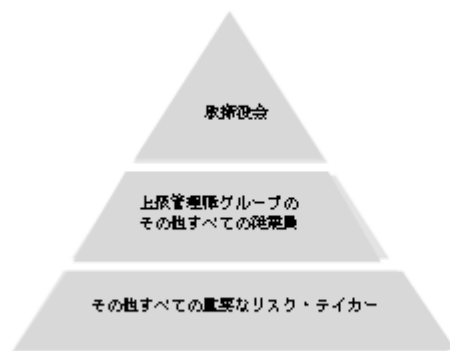


付与された変動報酬と損益計上との調整

単位：十億ユーロ



重要なリスク・テイク



当行は、InstitutsVergVに従い、その業務が当グループのリスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと思われる全従業員を識別しなければならない。重要なリスク・テイク（以下「MRT」という。）を適切に識別し、その後適切な報酬構造を構築することは、不適切なリスク負担を誘引しないために不可欠である。欧州銀行監督局の規制技術基準（以下「EBA RTS」という。）は、InstitutsVergVに採択されており、2014年6月に発効した。RTSは、MRTを識別するための規範的で定量的および定性的な基準の概要を示している。

新規要件との整合を促進するために、2014年度のMRTの識別プロセスは、EBA RTSに規定された定性的および定量的基準、ならびに、専門業務が当行のリスク・プロファイルに重要な影響を与える追加的な従業員区分を識別するために当行で作成された内部基準の組み合わせに基づいて行われた。

2014業績年度に関しては、全世界で47の国にわたり2,903人の従業員がMRTと識別された。これは、1,295人が識別された2013年度と比較して124%増に相当する。過去の年度における当行のMRTの人数は、多くの主要な競合他社と比較して、絶対数からも総従業員数に対する割合からも非常に多かった。しかしながら、EBA RTSの適用により、その目的通りにより均等になると見込まれている。

重要なリスク・テイクに関する報酬構造

重要なリスク・テイクは、VCの少なくとも40%から60%は繰延べられなければならないという要件を除いては、一般の従業員集団と同じ繰延マトリックスの対象となる。MRTのVCが当グループのグローバル繰延マトリックスにおいて少なくとも40%の繰延とならない場合（ただし、変動報酬が50,000ユーロを超える場合）、規制上の義務の履行を確保するために、当該マトリックスは無効化される。しかし平均して、MRTは、最低40%から60%とする規制要件を超える繰延率の対象となっている。

すべてのMRTは、その繰延変動報酬の50%を制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）の形で、通常は残りの50%を制限付奨励報奨（以下「RIA」という。）の形で受け取る。ドイチェAWMの少数のMRTは、RIAの一部を従業員投資制度（EIP）報奨の形で受け取った。これは、事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨であり、EIPに基づく繰延および失効規定は、RIAと同じである。当該従業員はなお、規制要件に従い、繰延報奨の50%を株式で（REAとして）受け取った。

各REAトランシェの権利確定時に（または上級管理職グループについては4.5年の権利確定期間の終了時に）、さらに最低6ヶ月の保有期間が適用され、その間は従業員は株式を売却することが認められない。方針／規制違反および収益減損失効規定に基づき、または保有期間中に正当解雇の対象となった場合には、従業員のREAは失効する可能性がある。

繰延報奨に加えて、アップフロント報奨の50%（繰延項目計算後の残余分）はまた、エクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で株式で付与される。株式報奨は、最低6ヶ月の保有期間（株式が売却できない期間）の対象となっている。報奨の繰延部分へのEUAの追加は、平均して、MRTが2014年度のVCの15%未満を即時現金支払（すなわち、85%超の平均繰延率）で受領するということを意味する。EUAは、保有期間中は方針／規制違反および収益減損失効規定の対象となり、従業員が当グループを自主退職した場合または正当解雇された場合のいずれでもまた失効する。

すべての繰延報奨およびEUAは、方針／規制違反または収益減損失効発生時に失効の対象となる。さらに、すべての繰延報奨は、各部門および／またはグループ全体の業績と連動した失効規定の対象となる。

業績および失効規定の要約についてはグループ報酬の概要および開示の項の「事後リスク調整」を参照のこと。

InstitutsVergV第16条に従った報酬の開示

InstitutsVergV第16条は、規制（EU）第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）第450条が単独で機関に関する開示義務を決定すると規定している。CRR第450条は新たな開示要件を導入しており、以下の表はそれに基づいて作成されている。

報酬総額

上記のとおり、当行はInstitutsVergVの要件に従い重要なリスク・テイカーを識別するため、構造化された包括的なアプローチを構築、改善および実行した。当該従業員集団に対する報酬の構成項目全体の詳細は以下の表に示されている。表中の「変動報酬」には、変動報酬およびその他の裁量による報酬が含まれている。この変動報酬は、変動報酬に対する固定報酬の比率に用いられている。

すべての取締役およびInstitutsVergV第1条および第17条による他の重要な当グループの子会社の取締役は、Geschäftsleiter欄に記載されている。非業務執行役員および監査役は隣の列に含まれている。非業務執行役員および監査役の報酬情報は報告されていない。その報酬（固定フィー / 費用に限定される）は、SECCの権限または管理の対象ではない。

	2014年度							
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) ¹	CB&S	PBC	GTB	ドイチェ AWM	Geschäftsleiter (重要な機関)	非執行および 監査役会 (重要な機関)	NCOU	グループ 合計
従業員数	2,057	108	141	388	76	67	67	2,903
このうち								
上級管理職グループ	58	15	13	21	25	0	7	139
その他の重要なリスク・テイク	1,998	93	128	367	51	67	60	2,764
報酬総額	2,072	98	120	381	109	N/A	74	2,854
このうち								
固定報酬 ²	980	50	55	169	54	N/A	38	1,347
変動報酬 ³	1,092	48	65	212	55	N/A	36	1,508
変動報酬	1,092	48	65	212	55	N/A	36	1,508
このうち								
現金	553	24	32	108	25	N/A	19	761
株式	539	24	32	102	30	N/A	17	745
株式連動商品	0	0	0	0	0	N/A	0	0
その他の種類の商品	0	0	0	2	0	N/A	0	2
未払いの繰延変動報酬	2,049	81	94	296	167	N/A	73	2,760
このうち								
権利確定報奨	12	0	0	0	12	N/A	0	25
権利未確定報奨	2,037	81	94	296	154	N/A	73	2,735
退職金 ⁴	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4
受益者数	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6

N/A - 意味なし

1 ポストバンクを除く。

2 固定報酬は、基本給、追加的固定給付および地域に関連する地域手当の合計として定義されている。

3 変動報酬は、VCおよびその他の裁量による報酬の合計として定義されている。

4 退職金は、受領者が少人数であるため従業員の秘密保持の目的で、当グループの合算が開示されている。

表のすべての数値には、当行の費用配分基準に従ったインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。

サインオン報奨は、優れた新規雇用者に対する一時的な支払いであり、変動報酬に対する固定報酬の最大比率に合わせて入社した年度の変動報酬として含められる。そのため、上記の表において、サインオン報奨は変動報酬に含まれている。2014年度には、6.09百万ユーロのサインオン報奨が合計15人のMRTに付与された。

裁量的な退職金は、在職中における当行の成功に対する個々の個人的な貢献の持続的なコミットメントに基づき決定されなければならないことに当行は留意している。2014年度における単一の最高報償額は3.01百万ユーロであった。

2014年度中に、7人のMRTの報奨が正当解雇または方針 / 規制違反もしくは収益減損の発覚により失効規定の対象となった。失効総額（付与時の報奨額に基づく）は2.75百万ユーロであった。2014年度末現在、1人の従業員が当行の委員会では審査中であり、調査中のため権利確定および繰延報奨の支給の差し止めの対象となっている。

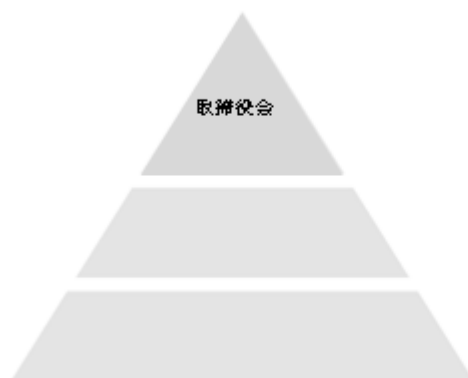
高所得者の報酬

CRR第450条により、当行は1百万ユーロ以上の報酬を受ける従業員の人数を開示することを要求されている。その情報は、下記の通りである。

	2014年度
	従業員数
報酬総額 ¹	
1,000,000以上1,499,999以下	391
1,500,000以上1,999,999以下	168
2,000,000以上2,499,999以下	85
2,500,000以上2,999,999以下	56
3,000,000以上3,499,999以下	35
3,500,000以上3,999,999以下	25
4,000,000以上4,499,999以下	19
4,500,000以上4,999,999以下	8
5,000,000以上5,999,999以下	15
6,000,000以上6,999,999以下	7
7,000,000以上7,999,999以下	5
8,000,000以上8,999,999以下	2

1 報酬総額は固定報酬（基本給 + AFPS + 地域に関連する地域手当）と変動報酬（VC + その他の裁量による報酬）の合計として定義されている。

取締役会の報告書および開示



取締役報酬制度

責任

本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。2014事業年度現在、監査役会は新しい報酬統制委員会により支援されている。監査役から成る追加的な当該委員会の設置要求は、CRD 4に基づく規制アプローチの結果である。この指令は国レベルで、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz（以下「KWG」という。））の改正およびInstitutsVergVの改訂を経て、CRD 4施行法によりドイツ法への整合および移行が行われた。

法律の要求により、報酬統制委員会は4人で構成され、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。取締役会に関して、報酬統制委員会は以前は会長委員会により行われていた重要な機能を引き受けており、特に報酬制度の適切な構築ならびに各報酬額に関する監査役会の決議案の作成において監査役会を支援および監視することは重要である。

株主総会による報酬制度の承認

監査役会は取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会は、取締役報酬の適切性に関するドイツ法（Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung（以下「VorstAG」という。））に基づき、株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。直近では2013年5月に、株主総会は、2013年1月1日に遡って、88.71%の賛成多数により新報酬制度を承認した。

新たな規制および法令要件

また、CRD 4に基づく規制アプローチにより、報酬制度の構築に関する新たな難題が生じている。当該要件は、2014年事業年度に関する取締役報酬の決定に対して初めて適用される。規制上の規定で重要な要素となるのが、変動報酬に対する固定報酬の比率1:1（上限規制）の制限である。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。この背景には、過度に高額の変動報酬は不適切に大きなリスクを取るインセンティブを高める可能性があるという考え方がある。

新たな法令要件に基づき承認された制度を維持するには、固定報酬を増やし直接現金で支払う部分を大幅に増やす必要性が出てくる。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。

2014年5月、株主総会はこの法令上の容認規定を利用し、前述の比率1:2を設定することを90.84%の賛成多数により承認した。結果として、固定費用の増加は最小限に抑えられ、現行の制度内での報酬総額の構成要素により高い柔軟性が保持される。さらに、当行の年金制度への拠出も、比率1:2の計算に含める（これにより、固定報酬を増やす必要性がさらに小さくなる。）ことができるように修正されたことで、年金給付に関連する望ましくない費用増加も避けられる。

報酬制度の原則

取締役報酬制度の構築は、法令上および規制上の要件のフレームワークを考慮し、その範囲内で行われる。世界的に適用される要件の広範な変更は、監査役会に対し、規制要件の範囲内で、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つ全体的な報酬パッケージを提示することができるかという難題を与えている。

報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が確保されることに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結びつく明記された主要な財務上の数値を利用し、変動報酬総額の少なくとも50%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。変動報酬を決定する際には、株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、複数年の後にのみ支払が有効になる。

報酬制度の構造を通して、取締役が不当に高いリスクを回避し、当行の戦略に定められた目的を達成し、当グループの前向きな発展を継続的に促進するための動機付けとなる。

報酬制度の見直しおよび変動報酬の決定において、監査役会は、独立した外部の報酬顧問および、必要に応じて、法律顧問の専門知識を活用している。

報酬構造

2013年1月1日より、取締役報酬制度は監査役会によって根本的に変更され、これは2014年度において新たな規制要件に適應させられた。監査役会が承認した報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の契約に反映される。

事業年度の年初に、監査役会は、固定報酬および変動報酬項目の目標値を見直す。さらに、全般的なグループ全体の目標および各取締役の目標を決定し、長期業績報奨について設定された標準の目標が依然として当行の長期的戦略と連動していることを検証する。各取締役の業績は、監査役会により評価され、当該年度を通しておよび年度末に取締役と議論される。

新しい報酬制度による報酬総額は業績非連動項目および業績連動項目の両方に分割される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していない。

固定報酬は、主に基本給から構成されている。基本給は、12ヶ月にわたり均等に支給される基本給として支出される。新たな規制要件を考慮して、基本給は2014年度中に見直され、以下のように決定された。

単位：ユーロ	2014年度	2013年度
基本給		
共同会長	3,800,000	2,300,000
一般の取締役	2,400,000	1,150,000

InstitutsVergVは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含まれる可能性を規定している。そのため、上記の基本給額は、企業年金制度への拠出を考慮して決定されている。

2014事業年度以降の企業年金制度への拠出額は、以下のとおりである。

単位：ユーロ	2014年度
--------	--------

企業年金への拠出	
共同会長	650,000
一般の取締役	400,000

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以前と同様に、以下の2つの項目から構成される。

- 年間業績報奨
- 長期業績報奨

年間業績報奨（APA）

APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

APAの総額は、様々な項目に基づき決定される。

- 報奨額の60％は、すべての取締役について同一の全般的なグループ全体の目標による。
- 報奨額の残りの40％は、監査役会が各取締役について各機能に基づき個別に設定した個々の業績および目標に基づく。

戦略2015プラスに関して、目標は「資本」、「費用」、「能力」、「顧客」および「文化」といったカテゴリーと基本的に連動し、定量的目標を反映するだけでなく、達成された業績の定性的側面も扱っている。

2014事業年度の目標

以下のグループ全体の重要な財務上の数値は、2014事業年度の測定基準として合意されており、すべての取締役に等しく適用される。達成すべき目標にはまた基本的に、5つの識別されたカテゴリーから生じるその他の側面（投資利益率の目標値等）も含まれる。

- 資本カテゴリー：普通株式等Tier 1比率（CET 1）およびレバレッジ比率
- 費用カテゴリー：費用収益比率（CIR）
- 能力カテゴリー：報告された付加価値
- 文化／顧客カテゴリー：従業員コミットメント、行動およびレピュテーション

これらの目標の各カテゴリーは、報奨額の決定において15％を占める。すなわち、APA全体におけるこれらのカテゴリーの割合は60％に等しい。

個人的業績項目を評価する際、監査役会は、以下の事項について個別に各監査役と合意する。

- 資本／費用／能力カテゴリーにおける定量的目標
- 文化／顧客カテゴリーにおける定性的目標

これら2つの目標の各々はまた、報奨額の決定において15％を占める。すなわち、APA全体におけるこれらの目標の割合は30％である。

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の90％である。追加の最大10％については、監査役会が広範な裁量権の行使として優れた貢献（当該事業年度にわたる特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与する。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度末に達成度評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成水準およびAPAの最終額は算定式を基礎として定義されることはもはやないが、予め設定された要因に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。以下の要因が考慮される。すなわち、達成した実績値、計画値および外部に公表した目標値、当行の同業他社との比較値、複数年度の推移の見直しにおける前年度の価値ならびに達成水準の定性的分析および当行の全体的リスク志向性である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はAPAを付与しない旨を決定することができる。

報酬制度のCRD 4要件への調整を考慮した一般の取締役および取締役会の共同会長の2014年度のAPAの目標値および最高値は、以下のとおりである。

単位：ユーロ	2014年度			2013年度
	最低	目標	最高	目標
共同会長				
目標の15％	0	225,000	450,000	345,000

APA合計	0	1,500,000	3,000,000	2,300,000
一般の取締役				
目標の15%	0	150,000	300,000	225,000
APA合計	0	1,000,000	2,000,000	1,500,000

長期業績報奨（LTPA）

長期業績報奨の水準は、選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスのみを基礎として決定されることはもはやない。むしろ、非財務的パラメータを追加的に含むことにより、目標がどのように達成されるかにも方向付けられている。これにより、持続的業績推移がさらに促進される。

したがって、LTPAの水準は引き続き、相対的総株主利益率と結び付いており、さらに文化および顧客要因を基礎とする。LTPAの水準は概して、引き続き算定式に基づいており、予め設定された目標値を基礎として計算される。この報酬項目の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率の継続的な決定により維持される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率

ドイツ銀行の相対的総株主利益率（RTSR）は、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該報奨部分の水準は引き続き、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。過去と同様に、相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額するが、割引規定が修正されている。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。以前と同様に、RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

報酬制度の変更およびドイツ銀行の戦略との連動強化の一環として、相対的総株主利益率の計算に使用される同業他社グループが調整された。同業他社グループは現在、以下の銀行で構成されている。

- BNP ParibasおよびSociété Générale（両行ともユーロ圏）
- Barclays、Credit SuisseおよびUBS（ユーロ圏以外のヨーロッパ）
- Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanley（すべて米国）

同業他社グループを選定するために使用される基準は、基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在である。選定は引き続き、今後も定期的に見直される。



文化および顧客要因

文化および顧客要因を通して、持続的な顧客との関係を促進するために、顧客満足度および顧客対応力が測定される。今後、この要因は算定式アプローチに基づき決定される。対応する制度の稼働に向けた取り組みが進行中である。

移行段階について、この制度が最終構築および調整されるまでは、監査役会は、「平均以下」、「平均」、「良」および「優」の4つのカテゴリーに沿って、部門別調査結果ならびその他の市場分析に基づき裁量によりこれらの側面における当行の推移状況を評価する。「優」カテゴリーには文化および顧客要因の目標値の150%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

報酬制度のCRD 4要件への調整を考慮して、LTPAは、達成されたRTSRならびに文化および顧客要因に関連して修正された目標値に基づき計算される。LTPAは最大で各目標値の150%とすることが可能である。

これら2つの業績測定基準の比重は、RTSRの価値が3分の2、文化および顧客の価値が3分の1である。

単位：ユーロ			2014年度	2013年度
	最低	目標	最高	目標
共同会長				
RTSR項目	0	2,533,333	3,800,000	3,066,667
文化および顧客項目	0	1,266,667	1,900,000	1,533,333
LTPA合計	0	3,800,000	5,700,000	4,600,000
一般の取締役				
RTSR項目	0	1,600,000	2,400,000	2,000,000
文化および顧客項目	0	800,000	1,200,000	1,000,000
LTPA合計	0	2,400,000	3,600,000	3,000,000

最高報酬額

規制要件の導入に従い、前述の各報酬項目に基づく最高額は、以下の通りである。

単位：ユーロ				2014年度	2013年度
	基本給	APA	LTPA	報酬総額	報酬総額
共同会長					
新構造					
目標	3,800,000	1,500,000	3,800,000	9,100,000	9,200,000
最高	3,800,000	3,000,000	5,700,000	12,500,000	12,650,000
一般の取締役					
新構造					
目標	2,400,000	1,000,000	2,400,000	5,800,000	5,650,000
最高	2,400,000	2,000,000	3,600,000	8,000,000	7,900,000

規制要件の導入後も、取締役の報酬総額は、監査役会が2014事業年度の全体的な報酬総額について任意に設定した9.85百万ユーロの個別の上限の対象となっている。したがって、共同会長の12.5百万ユーロの最高報酬総額の計算は有効にならず、各共同会長の可能な最高変動報酬は6.05百万ユーロに制限される。

長期奨励 / 持続性

InstitutsVergVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半数以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目についてはその後に保有期間が続かなければならない。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する場合がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与することができる。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成されなければならない。残りの部分のみが現金で直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付しなければならない。

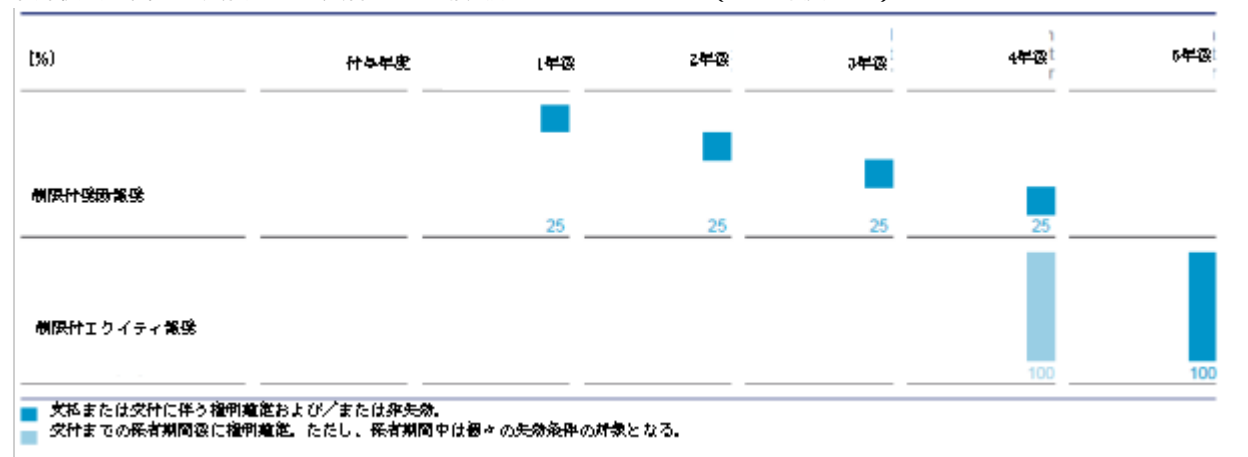
2013年度以前（2013年を含む）は、APAは非繰延変動項目として付与されたものがあつた（以下「アップフロント報奨」という。）。各アップフロント報奨額は、最大で変動報酬総額の40%であつた。規制要件に従って、アップフロント報奨額の少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目として付与された（以下「エクイティ・アップフロント報奨」という。）。エクイティ・アップフロント報奨は、3年の保有期間の対象であつた。この保有期間終了後にのみ報奨を売却することができる。残りの部分は、現金で即時支給された（以下「キャッシュ・アップフロント」という。）。規制要件または銀行特有の規定により必要であつた場合は、APAの一部は繰延報酬として付与されたが、基本的に繰延現金報酬項目の形で付与された（以下「制限付奨励報奨」という。）。制限付奨励報奨は4つに均等分割したトランシェにて権利確定した。第1トランシェは、付与から約1年半後に権利確定した。残りのトランシェは各々、その後1年間隔で権利確定した。権利確定時に支払が行われた。すなわち、繰延現金報酬は約4年半の期間にわたって支給された。

2014年度の規制要件の導入およびそれに関連した固定給の増加に伴い、APAは今後、繰延ベースでのみ付与されるが、基本的に、少なくとも4年間の繰延を伴う繰延現金報酬項目（以下「制限付奨励報奨」という。）の形で付与される。これにより、非繰延アップフロント報奨は後は付与されない。

LTPAは、100%が繰延報奨として、株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付エクイティ報奨」という。）。制限付エクイティ報奨は、約4年半後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加の6ヶ月の保有期間がある。したがって、取締役は、当該期間中に失効条件への該当による権利の失効がなかった場合、約5年後に初めて株式を処分することが認められる。

以下の図は、即時現金報酬の支払日、およびその他の変動報酬項目の付与年度からの5年間における支払または交付の具体的な時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム（2014年度から）



制限付奨励報奨には、支払まで利息が発生しないため、付与の時点で2%の一度限りのプレミアムが追加される。

付与された株式を基礎とした報奨は、実際に配当が支払われ株主に対するリターンを伴う報奨と整合させるために、配当同等物を受ける権利がある。配当同等物は、以下の算定式に従って決定される。

$$\frac{\text{実際の配当}}{\text{配当支払日におけるドイツ銀行の株価}} \times \text{株式報奨の数}$$

失効条件

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付エクイティ報奨、制限付奨励報奨およびエクイティ・アップフロント報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、制限付エクイティ報奨および制限付奨励報奨についてはマイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、LTPAは完全に失効する。

異例の成長があった場合の制限

異例の成長があった場合には（例えば、大規模な投資の売却があった場合）、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。変動報酬項目の支払は、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従ってドイツ連邦金融監督公社により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

ドイツ銀行と株主との一体化を促進するため、取締役は、個人的な資金の一部をドイツ銀行株式に投資しなければならない。この目的のために、取締役は、多数のドイツ銀行株式を有価証券勘定に継続して保有する。当該義務を履行するために、繰延べられた株式を基礎とした報酬の価値の75%を考慮に入れることができる。

2013年度の保有株数は、共同会長については年間基本給の3倍、一般の取締役については年間基本給の2倍相当であった。2014年度に行われた固定報酬の調整およびそれに関連した変動報酬部分の削減により、取締役に対する株式保有ガイドラインの調整が必要となる。2014年度以降、保有株数は、共同会長については年間基本給の2倍、一般の取締役については年間基本給の1倍相当となる。

共同会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間があり、その期間はこの要件が履行されていない。株式保有義務は、共同会長については2016年度から、一般の取締役については2015年度からのみ有効となる。しかし、すべての取締役は、2014年度に当該要件を履行していた。当該要件の遵守は、6月30日と12月31日の半年ごとに検討される。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検討までに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は、繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

取締役会の報酬

原則

取締役の変動報酬の決定に関する監査役会の決議案が、2015年1月末に報酬統制委員会により詳細に議論され、本会議体としての監査役会のために作成された。特に、当行の競合他社との水平的分析ならびにドイツ・コーポレート・ガバナンス法の要件上の垂直的分析における報酬の適切性を見直しに焦点が当てられた。この比較検討において、報酬の適切性は以下の点に関して見直しが行われた。

- 変動報酬に対する固定報酬の比率
- 長期的報酬項目に対する短期的報酬項目の比率
- 繰延報酬項目に対する即時支払報酬の比率
- 失効条件の対象となる報酬項目に対する即時に権利確定する報酬項目の比率

さらに、従業員の平均所得に対する報酬総額の適切性が考慮された。

基本給

2014事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は3,800,000ユーロであり、一般の取締役は2,400,000ユーロであった。

変動報酬

監査役会は報酬統制委員会の提案に基づき、2014事業年度の実績の他、当行の収益への各取締役の貢献を十分に考慮した。この目的のために、当行の収益への個々の貢献は、合意した目標の達成度を基礎として決定され、各取締役ごとに個別に評価された。

報酬総額

取締役は、2014事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、取締役業務について合算で総額35,277,666ユーロ（2013年度：38,496,509ユーロ）を当年度に受け取った。このうち、19,600,000ユーロ（2013年度：10,350,000ユーロ）が基本給、15,677,666ユーロ（2013年度：27,096,509ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）、および0ユーロ（2013年度：1,050,000ユーロ）が業績連動項目（長期奨励なし）であった。

監査役会は、前述の2014年度の報酬を個人別に次のように決定した。

単位：ユーロ	2014年度			2013年度	
	基本給	APA ¹	LTPA ²	報酬総額	報酬総額
Jürgen Fitschen	3,800,000	860,625	2,001,333	6,661,958	7,474,597
Anshuman Jain	3,800,000	860,625	2,001,333	6,661,958	7,474,597
Stefan Krause	2,400,000	688,500	1,264,000	4,352,500	4,676,415
Dr. Stephan Leithner	2,400,000	803,250	1,264,000	4,467,250	4,706,250
Stuart Lewis	2,400,000	765,000	1,264,000	4,429,000	4,671,825
Rainer Neske	2,400,000	688,500	1,264,000	4,352,500	4,821,000
Henry Ritchotte	2,400,000	688,500	1,264,000	4,352,500	4,671,825
合計	19,600,000	5,355,000	10,322,666	35,277,666	38,496,509

1 APAとは、2%のプレミアムを含む年間業績報奨（額）である。

2 LTPAとは、長期業績報奨である。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード(以下「GCGC」という。)に準拠した報酬

GCGC 4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する短期的および長期的な変動報酬が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、2014事業年度に付与された報酬を示している。

GCGCに従って2014年度（および2013年度）に付与された報酬

Jürgen
Fitschen
共同会長

	2014年度 (付与)	2014年度 (目標)	2014年度 (最小)	2014年度 (最大)	2013年度 (付与)	2013年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	2,300,000	2,300,000
付加給付	118,852	118,852	118,852	118,852	236,590	236,590
合計	3,918,852	3,918,852	3,918,852	3,918,852	2,536,590	2,536,590
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,024,597	6,750,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	860,625	1,500,000	0	3,000,000	1,347,930	2,000,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	2,001,333	3,800,000	0	5,700,000	3,526,667	4,600,000
合計	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,174,597	6,900,000
年金勤務費用	648,216	648,216	648,216	648,216	290,457	290,457
報酬総額（GCGC）	7,429,026	9,867,068	4,567,068	13,267,068	8,001,644	9,727,047
報酬総額 ¹	6,661,958	9,100,000	3,800,000	12,500,000	7,474,597	9,200,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	2014年度 (付与)	2014年度 (目標)	2014年度 (最小)	2014年度 (最大)	2013年度 (付与)	2013年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	2,300,000	2,300,000
付加給付	718,914	718,914	718,914	718,914	804,032	804,032
合計	4,518,914	4,518,914	4,518,914	4,518,914	3,104,032	3,104,032
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,024,597	6,750,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	860,625	1,500,000	0	3,000,000	1,347,930	2,000,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	2,001,333	3,800,000	0	5,700,000	3,526,667	4,600,000
合計	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,174,597	6,900,000
年金勤務費用	857,192	857,192	857,192	857,192	692,433	692,433
報酬総額（GCGC）	8,238,064	10,676,106	5,376,106	14,076,106	8,971,062	10,696,465
報酬総額 ¹	6,661,958	9,100,000	3,800,000	12,500,000	7,474,597	9,200,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	2014年度 (付与)	2014年度 (目標)	2014年度 (最小)	2014年度 (最大)	2013年度 (付与)	2013年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	124,753	124,753	124,753	124,753	105,609	105,609
合計	2,524,753	2,524,753	2,524,753	2,524,753	1,255,609	1,255,609
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000

複数年年度変動報酬	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,376,415	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	688,500	1,000,000	0	2,000,000	926,415	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,526,415	4,500,000
年金勤務費用	521,887	521,887	521,887	521,887	340,985	340,985
報酬総額（GCGC）	4,999,140	6,446,640	3,046,640	8,646,640	5,123,009	6,096,594
報酬総額 ¹	4,352,500	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,676,415	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Dr. Stephan Leithner					
単位：ユーロ	2014年度（付与）	2014年度（目標）	2014年度（最小）	2014年度（最大）	2013年度（付与）	2013年度（目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	353,552	353,552	353,552	353,552	119,905	119,905
合計	2,753,552	2,753,552	2,753,552	2,753,552	1,269,905	1,269,905
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年年度変動報酬	2,067,250	3,400,000	0	5,600,000	3,406,250	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	803,250	1,000,000	0	2,000,000	956,250	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	2,067,250	3,400,000	0	5,600,000	3,556,250	4,500,000
年金勤務費用	561,694	561,694	561,694	561,694	360,800	360,800
報酬総額（GCGC）	5,382,496	6,715,246	3,315,246	8,915,246	5,186,955	6,130,705
報酬総額 ¹	4,467,250	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,706,250	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Stuart Lewis					
単位：ユーロ	2014年度（付与）	2014年度（目標）	2014年度（最小）	2014年度（最大）	2013年度（付与）	2013年度（目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	84,937	84,937	84,937	84,937	89,844	89,844
合計	2,484,937	2,484,937	2,484,937	2,484,937	1,239,844	1,239,844
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年年度変動報酬	2,029,000	3,400,000	0	5,600,000	3,371,825	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	765,000	1,000,000	0	2,000,000	921,825	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	2,029,000	3,400,000	0	5,600,000	3,521,825	4,500,000
年金勤務費用	551,095	551,095	551,095	551,095	351,335	351,335

報酬総額（GCGC）	5,065,032	6,436,032	3,036,032	8,636,032	5,113,004	6,091,179
報酬総額 ¹	4,429,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,671,825	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Rainer Neske					
単位：ユーロ	2014年度 （付与）	2014年度 （目標）	2014年度 （最小）	2014年度 （最大）	2013年度 （付与）	2013年度 （目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	96,155	96,155	96,155	96,155	104,900	104,900
合計	2,496,155	2,496,155	2,496,155	2,496,155	1,254,900	1,254,900
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,521,000	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	688,500	1,000,000	0	2,000,000	1,071,000	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,671,000	4,500,000
年金勤務費用	539,553	539,553	539,553	539,553	348,352	348,352
報酬総額（GCGC）	4,988,208	6,435,708	3,035,708	8,635,708	5,274,252	6,103,352
報酬総額 ¹	4,352,500	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,821,000	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Henry Ritchotte					
単位：ユーロ	2014年度 （付与）	2014年度 （目標）	2014年度 （最小）	2014年度 （最大）	2013年度 （付与）	2013年度 （目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	289,842	289,842	289,842	289,842	132,370	132,370
合計	2,689,842	2,689,842	2,689,842	2,689,842	1,282,370	1,282,370
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,371,825	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	688,500	1,000,000	0	2,000,000	921,825	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,521,825	4,500,000
年金勤務費用	530,086	530,086	530,086	530,086	344,689	344,689
報酬総額（GCGC）	5,172,428	6,619,928	3,219,928	8,819,928	5,148,884	6,127,059
報酬総額 ¹	4,352,500	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,671,825	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

以下の表は、2014年度に支払われた金額を示している。

GCGCに従って2014年度（および2013年度）に支払われた金額

	Jürgen Fitschen 共同会長		Anshuman Jain 共同会長		Stefan Krause		Dr.Stephan Leithner	
単位：ユーロ	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
固定報酬（基本給）	3,800,000	2,300,000	3,800,000	2,300,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000
付加給付	118,852	236,590	718,914	804,032	124,753	105,609	353,552	119,905
合計	3,918,852	2,536,590	4,518,914	3,104,032	2,524,753	1,255,609	2,753,552	1,269,905
単年度変動報酬	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
このうち即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
複数年年度変動報酬	420,542	1,642,906	829,761	4,425,616	446,444	2,017,466	0	0
このうちエクイティ・アップフロント報酬：								
2010年度のEUA（2014年度まで）	420,542	0	829,761	0	446,444	0	0	0
このうち制限付奨励報酬：								
2011年度のRIA（2016年度まで）	0	356,221	0	1,051,846	0	356,221	0	0
2010年度のRIA（2015年度まで）	0	199,943	0	1,091,853	0	212,257	0	0
2009年度のRIA（2013年度まで）	0	68,480	0	234,988	0	91,306	0	0
このうち制限付エクイティ報酬：								
2009年度のREA（2013年度まで）	0	1,018,262	0	2,046,929	0	1,357,682	0	0
合計	420,542	1,792,906	829,761	4,575,616	446,444	2,167,466	0	150,000
年金勤務費用	648,216	290,457	857,192	692,433	521,887	340,985	561,964	360,800
報酬総額（GCGC）	4,987,610	4,619,953	6,205,867	8,372,081	3,493,084	3,764,060	3,315,246	1,780,705

単位：ユーロ	Stuart Lewis		Rainer Neske		Henry Ritchotte	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
固定報酬（基本給）	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000
付加給付	84,937	89,844	96,155	104,900	289,842	132,370
合計	2,484,937	1,239,844	2,496,155	1,254,900	2,689,842	1,282,370
単年度変動報酬	0	150,000	0	150,000	0	150,000
このうち即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000
複数年度変動報酬	0	0	433,493	1,649,063	0	0
このうちエクイティ・アップフロント報奨：						
2010年度のEUA（2014年度まで）	0	0	433,493	0	0	0
このうち制限付奨励報奨：						
2011年度のRIA（2016年度まで）	0	0	0	356,221	0	0
2010年度のRIA（2015年度まで）	0	0	0	206,100	0	0
2009年度のRIA（2013年度まで）	0	0	0	68,480	0	0
このうち制限付エクイティ報奨：						
2009年度のREA（2013年度まで）	0	0	0	1,018,262	0	0
合計	0	150,000	433,493	1,799,063	0	150,000
年金勤務費用	551,095	351,335	539,553	348,352	530,086	344,689
報酬総額（GCGC）	3,036,032	1,741,179	3,469,201	3,402,315	3,219,928	1,777,059

2014年度において、監査役会は、すべての取締役に対して、非失効および／または2014年8月に支払いの対象になっていた繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2014年8月に支払われていない（あるいは株式を基礎とする項目の場合は、交付されていない）報酬項目は含まれていない。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2014事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額31,709,671ユーロ（2013年度：36,890,500ユーロ）を受け取った。このうち、19,600,000ユーロ（2013年度：10,350,000ユーロ）が基本給、1,787,005ユーロ（2013年度：1,593,250ユーロ）が付加給付、10,322,666ユーロ（2013年度：23,897,250ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）、および0ユーロ（2013年度：1,050,000ユーロ）が業績連動項目（長期奨励なし）であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2014年度および2013年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付および年金給付に係る勤務費用を含む。）を受領した。

[次へ](#)

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	Jürgen Fitschen 共同会長		Anshuman Jain 共同会長		Stefan Krause		Dr.Stephan Leithner	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励なし								
即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	624,644	0	2,378,687	0	659,784	0	0
株式を基礎とする								
エクイティ・アップフロント報奨	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
制限付エクイティ報奨	2,001,333	3,526,667	2,001,333	3,526,667	1,264,000	2,300,000	1,264,000	2,300,000
業績非連動項目								
基本給	3,800,000	2,300,000	3,800,000	2,300,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000
給付								
業績非連動項目								
付加給付	118,852	236,590	718,914	804,032	124,753	105,609	353,552	119,905
年金勤務費用	648,216	290,457	857,192	692,433	521,887	340,985	561,694	360,800
総額（勤務費用を除く。）	5,920,185	6,987,901	6,520,247	9,309,386	3,788,753	4,515,393	4,017,552	3,869,905
総額（勤務費用を含む。）	6,568,401	7,278,358	7,377,439	10,001,819	4,310,640	4,856,378	4,579,246	4,230,705

単位：ユーロ	Stuart Lewis		Rainer Neske		Henry Ritchotte		総額	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励なし								
即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	1,050,000
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	630,801	0	0	0	4,293,916
株式を基礎とする								
エクイティ・アップフロント報奨	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	1,050,000
制限付エクイティ報奨	1,264,000	2,300,000	1,264,000	2,300,000	1,264,000	2,300,000	10,322,666	18,553,334
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000	19,600,000	10,350,000
給付								
業績非連動項目								
付加給付	84,937	89,844	96,155	104,900	289,842	132,370	1,787,005	1,593,250
年金勤務費用	551,095	351,335	539,553	348,352	530,086	344,689	4,209,723	2,729,051
総額（勤務費用を除く。）	3,748,937	3,839,844	3,760,155	4,485,701	3,953,842	3,882,370	31,709,671	36,890,500
総額（勤務費用を含む。）	4,300,032	4,191,179	4,299,708	4,834,053	4,483,928	4,227,059	35,919,394	39,619,551

2014年度において、監査役会は、すべての取締役に対して、非失効の対象または2014年8月に権利確定予定の繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2014年8月に支払われていない制限付奨励報奨は含まれていない。

2013年度について上記の報酬総額は、2009事業年度に関して2010年度に付与された制限付奨励報奨の第3トランシェの総額463,254ユーロ、2010事業年度に関して2011年度に付与された制限付奨励報奨の第2トランシェの総額1,710,153ユーロ、および2011事業年度に関して2012年度に付与された制限付奨励報奨の第1トランシェの総額2,120,509ユーロが含まれている。

株式報奨

各取締役に対して2014年度に関して2015年度に付与された制限付エクイティ報奨（REA）の形の株式報奨の数は、それぞれのユーロ建ての報奨額を27.108ユーロ（2015年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均（前年度：2014年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均は35.4385ユーロ））で割ることにより算定された。その結果、付与された株式報奨の数は以下のとおりであった（四捨五入）。

取締役	ユニット	年度	エクイティ・	制限付
			アップフロント報奨 （保有期間あり）	エクイティ報奨 （繰延および 追加保有期間あり）
Jürgen Fitschen		2014年度	0	73,828
		2013年度	4,233	99,515
Anshuman Jain		2014年度	0	73,828
		2013年度	4,233	99,515
Stefan Krause		2014年度	0	46,628
		2013年度	4,233	64,901
Dr. Stephan Leithner		2014年度	0	46,628
		2013年度	4,233	64,901
Stuart Lewis		2014年度	0	46,628
		2013年度	4,233	64,901
Rainer Neske		2014年度	0	46,628
		2013年度	4,233	64,901
Henry Ritchotte		2014年度	0	46,628
		2013年度	4,233	64,901

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

年金および移行給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

2013年度まで（2013年度を含む）、この年次拠出額は、所定の上限額までの各取締役の基本給および賞与総額に個々の拠出率を適用して計算され、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均6%の利率により、前払利息が発生した。61歳から退任までは、年金勘定の2013年度まで（2013年度を含む）行われた拠出部分に年6%の利息が付与される。

報酬制度の再設計の一環として、年金の契約内容が変更され2014年1月に効力が生じた。それによって、取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受けとる。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の2014年度以降に行われた拠出部分に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常的事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

当行からの退職に伴い、Dr. Ackermannは、2014年度に移行報酬を受け取る権利が与えられた。契約上合意された一時払の移行報酬は、2,750,000ユーロであった。

以下の表は、2014年度および2013年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2014年12月31日および2013年12月31日現在の各取締役の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役	確定給付制度債務			
	年間拠出額 ¹ （各年度）	利息 （各年度）	勘定残高 （各年度）	勤務費用 （各年度）
				現在の価値 （年度末）

単位：ユーロ	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
Jürgen Fitschen	650,000	230,000	65,351	48,633	1,804,524	1,089,173	648,216	290,457	1,935,819	1,442,337
Anshuman Jain	903,500	690,000	0	0	2,016,125	1,112,625	857,192	692,433	1,884,104	1,129,633
Stefan Krause	536,000	327,750	0	0	3,522,137	2,986,137	521,887	340,985	3,336,863	3,036,880
Dr. Stephan Leithner	620,000	396,750	0	0	1,258,250	638,250	561,694	360,800	1,128,360	586,293
Stuart Lewis	600,000	379,500	0	0	1,210,938	610,938	551,095	351,335	1,103,545	571,042
Rainer Neske	576,000	362,250	0	0	3,372,865	2,796,865	539,553	348,352	3,068,819	2,628,520
Henry Ritchotte	556,000	345,000	0	0	1,112,313	556,313	530,086	344,689	1,053,970	561,276

1 年齢的要因を含む。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消しまたは解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、2年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、3年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

前述の退職金は監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。原則として、退職金は2回に分けて支給される。2回目の支給は権利が確定するまで一定の失効条件の対象となる。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役	費用計上額			
	株式を基礎とする報酬項目		現金を基礎とする報酬項目	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
単位：ユーロ				
Jürgen Fitschen	734,201	1,196,942	1,278,486	1,117,213
Anshuman Jain	707,318	3,152,852	2,140,366	2,693,501
Stefan Krause	464,263	1,107,799	946,856	919,828
Dr. Stephan Leithner	496,929	103,399	500,137	172,939
Stuart Lewis	447,126	103,399	487,735	172,939
Rainer Neske	487,657	1,103,157	996,551	916,694
Henry Ritchotte	484,343	103,399	487,735	172,939

取締役会の株式所有状況

2015年2月21日および2014年2月21日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

取締役	株式数	
Jürgen Fitschen	2015年度	262,166
	2014年度	205,173
Anshuman Jain	2015年度	786,188
	2014年度	615,276
Stefan Krause	2015年度	35,065
	2014年度	27,442
Dr. Stephan Leithner	2015年度	85,736
	2014年度	57,488
Stuart Lewis	2015年度	51,347
	2014年度	32,530
Rainer Neske	2015年度	100,777
	2014年度	95,533
Henry Ritchotte	2015年度	234,996
	2014年度	166,526
Christian Sewing	2015年度	30,488
合計	2015年度	1,586,763
	2014年度	1,199,968

現取締役は2015年2月21日現在、合計1,586,763株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.12%に相当していた。

以下の表は、2014年2月21日および2015年2月21日の各日現在において取締役が保有していた株式報酬の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報酬の数を示している。

取締役	2014年2月21日 現在の残高	付与数	交付数	失効数	2015年2月21日 現在の残高
Jürgen Fitschen	206,872	87,642	0	0	294,514
Anshuman Jain	368,930	95,502	0	0	464,432
Stefan Krause	158,565	56,801	0	0	215,366
Dr. Stephan Leithner	187,181	59,914	50,888	0	196,207
Stuart Lewis	125,128	55,688	18,506	0	162,310
Rainer Neske	158,010	56,774	0	0	214,784
Henry Ritchotte	158,960	58,709	33,706	0	183,963

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2014年5月22日の年次株主総会で決議され、2014年7月17日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

2014年12月31日現在

単位：ユーロ

委員会¹

	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会 ²	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会 ³	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000

1 委員は、財務報告書の補足情報に記載されている。

2 2014年7月16日まで任命委員会の職務に対して、追加の報酬は支払われていない。

3 2014年7月16日まで公正委員会の職務に対して、追加の年間固定報酬が支払われ、委員長が100,000ユーロ、委員が50,000ユーロであった。

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、案分して（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ／切下げて）支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2014事業年度の監査役報酬

各監査役は2014事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2014事業年度報酬		2013事業年度報酬	
	2015年2月に		2014年2月に	
単位：ユーロ	固定	支払	固定	支払
Dr. Paul Achleitner	818,548	613,911	645,833	484,374
Karin Ruck ¹	0	0	125,000	125,000
Alfred Herling	272,849	204,637	187,500	140,625
Wolfgang Böhr ¹	0	0	41,667	41,667
Frank Bsirske	222,849	167,137	95,833	71,874
John Cryan	400,000	300,000	233,333	174,999
Dina Dublon	200,000	150,000	33,333	24,999
Dr. Karl-Gerhard Eick ¹	0	0	125,000	125,000
Katherine Garrett-Cox	100,000	75,000	100,000	75,000
Timo Heider	172,849	129,637	87,500	65,625
Sabine Irrgang	172,849	129,637	87,500	65,625
Prof. Dr. Henning Kagermann	222,849	167,137	200,000	150,000
Martina Klee	172,849	129,637	129,167	96,875
Suzanne Labarge ²	100,000	100,000	200,000	150,000
Peter Löscher	172,849	129,637	129,167	96,875
Henriette Mark	200,000	150,000	200,000	150,000
Louise Parent ³	91,667	68,750	0	0

Gabriele Platscher	200,000	150,000	158,333	118,749
Bernd Rose	200,000	150,000	116,667	87,500
Rudolf Stockem	200,000	150,000	158,333	118,749
Stephan Szukalski	100,000	75,000	58,333	43,749
Dr. Johannes Teyssen	122,849	92,137	100,000	75,000
Marlehn Thieme ¹	0	0	83,333	83,333
Georg Thoma	245,699	184,274	116,667	87,500
Tilman Todenhöfer ⁴	0	0	125,000	125,000
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	200,000	150,000	200,000	150,000
Stefan Viertel ¹	0	0	41,667	41,667
Renate Voigt ¹	0	0	41,667	41,667
Werner Wenning ¹	0	0	41,667	41,667
合計	4,588,710	3,466,532	3,862,500	3,053,119

1 2013年5月23日退任。

2 2014年6月30日退任。

3 2014年7月1日就任。

4 2013年10月31日退任。

2015年2月に明細を提出した後、2014事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、25.676ユーロ（2015年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2014年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2014年度（2013年度）の報酬の一部として監査役について2015年（2014年）2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）および監査役就任中に累積した仮想株式数を示している。

	仮想株式数			
監査役	2014年度の報酬 の一部として	2013年度の報酬 の一部として	2015年2月に支払 ²	
	2015年2月に転換	2014年2月に転換	合計（累積）	単位：ユーロ
Dr. Paul Achleitner	7,969.976	4,370.945	12,340.921	0
Alfred Herling	2,656.659	1,268.948	3,925.607	0
Frank Bsirske	2,169.823	648.592	2,818.415	0
John Cryan	3,894.688	1,579.180	5,473.868	0
Dina Dublon	1,947.344	225.597	2,172.941	0
Katherine Garrett-Cox	973.672	676.791	1,650.463	0
Timo Heider	1,682.987	592.193	2,275.180	0
Sabine Irrgang	1,682.987	592.193	2,275.180	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	2,169.823	1,353.583	3,523.406	0
Martina Klee	1,682.987	874.189	2,557.176	0
Suzanne Labarge ¹	0	1,353.583	1,353.583	34,755
Peter Löscher	1,682.987	874.189	2,557.176	0
Henriette Mark	1,947.344	1,353.583	3,300.927	0
Louise Parent	892.533	0	892.533	0
Gabriele Platscher	1,947.344	1,071.586	3,018.930	0
Bernd Rose	1,947.344	789.590	2,736.934	0
Rudolf Stockem	1,947.344	1,071.586	3,018.930	0
Stephan Szukalski	973.672	394.795	1,368.467	0
Dr. Johannes Teyssen	1,196.151	676.791	1,872.942	0
Georg Thoma	2,392.301	789.590	3,181.891	0
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	1,947.344	1,353.583	3,300.927	0

合計	43,705.305	21,911.123	65,616.428	34,755
----	------------	------------	------------	--------

1 2014年6月30日、監査役会を退任。

2 2015年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価25.676ユーロに基づく。

従業員より選出された全監査役（Mr. BsirskeおよびMr. Stockemを除く。）は、当行により雇用されている。2014事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.10百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2014年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Achleitnerは無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Achleitnerに対し、当行の利益において当該業務に関して無料でインフラストラクチャーおよび支援サービスを提供している。したがってDr. Achleitnerは、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Achleitnerは、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Achleitnerの監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitnerとの間のこの契約に基づき、2014事業年度において206,000ユーロ（2013年度：185,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、196,271ユーロ（2013年度：137,502ユーロ）の費用が払戻された。

ドイツ銀行の監査役会の会長委員会は、Mr. Thomaが監査役会に任命された時点で存在していたShearman & Sterling LLPとドイツ銀行AG（およびその関係会社）との間のすべての委任事項ならびにドイツ銀行AG（またはその関係会社）がサービスを受けるすべての新しい委任事項を承認した。これらの委任に基づき、約5.0百万ユーロがドイツ銀行グループ会社からShearman & Sterling LLPに対し、2014年1月1日から2014年12月31日の報告期間（2013年度：Mr. Thomaの任命以降2.3百万ユーロ）に支払われた。これには、主幹事会社経由で請求されたかなりの金額が含まれていないため、Shearman & Sterling LLPまたは当行のいずれによっても、当行からShearman & Sterling LLPへの支払として計上されていない。Mr. Thomaは、当該委任事項のいずれにも関与しなかった。Mr. Thomaは、157人のエクイティ・パートナーの一人としての地位を通してのみShearman & Sterling LLPの経済的成功に関与している（2014年12月31日現在）。2014年12月31日をもって、Mr. Thomaは、Shearman & Sterling LLPのエクイティ・パートナーを退任した。

[次へ](#)

企業責任

ガバナンスおよび統制の強化、オペレーショナル・エクセレンスの向上、ならびに規制上の新基準への対処は、2014年度において引き続きドイツ銀行の優先事項であった。これらの課題に加えて、当行は銀行の価値を社会に示すことで信頼を獲得すべく尽力している。例えば、教育機会の促進、社会参画または気候変動といったグローバル問題への当行の取組みが挙げられる。

当行の改定された業務行動・倫理規範には、持続性に対する当行のコミットメントが定義されており、それは当行の企業責任の原則の中核である。我々は経済的に成功し、また国際的な競争力を有することが、当行のステークホルダーに対する価値の創造につながると確信している。持続可能な将来を支えるために、我々の行動が環境および社会へ与える影響を考慮すると共に、高い水準の環境および社会基準を当行の事業に適用する。

このコミットメントは戦略2015プラスに沿ったものであり、当行の価値観と信念を反映している。当行のすべてのステークホルダーの多様な視点および変化するニーズに関して、当行はこれらの義務を考慮する。

現在の複雑な環境の中、当行は持続性を念頭に置きながら、ドイツ銀行の中核事業の舵取りをする努力を強化し続けている。当行のアプローチは、より高い透明性、世界のトレンドから生じる機会の模索、潜在的な環境および社会的リスクの管理を中心に構築されている。

当行のコミットメントは、当行の中核事業の範囲を優に超えている。企業市民として、ドイツ銀行は、深刻なグローバルの課題に対処する新しいアイデアを発信できる独自の立場にある。

環境および社会的リスク

環境および社会的（ES）リスクに関するデュー・ディリジェンスが、全ての取引に関して、特に慎重さを要するセクターにおける事業活動について、承認手続きの不可欠な要素としてESリスク・フレームワークにより要求されている。当行は、バンキング・チームに対して、実務慣行全体におけるクライアントとの関与方法を含めた、実務的なガイダンスを提供している。当行はまた、世界遺産またはその周辺での活動に関する立場を確立し、森林破壊を阻止するというコミットメントを再確認した。当行は他の銀行および投資家と共に、炭素資産リスクの管理に向けたアプローチの開発に携わった。当行は、取引レビュー・プロセスを改善し、その適用範囲を拡大するための大規模なITプロジェクトに着手した。

ESリスク・フレームワークに基づきレビューされた取引件数は2014年度も増加し、1,250件（2013年度は721件）に達した。これは、当該リスクに対するバンキング・チームの意識の向上の表れである。

当行の事業におけるガイドラインの適用およびESリスク管理プロセスの強化を支援するには、研修もまた有力な手段である。当行は研修のコンセプトを発展させた。それは持続可能性リスクの意識をさらに高め理解を深めるために、サステナビリティ・デーおよびアース・ウィークならびにビジネス・イベントでのプレゼンテーション等の取り組みを追加した。当該研修は2015年度に世界的に実施される予定である。

アセット・マネジメントにおけるESGの要因

当行は、環境・社会・ガバナンス（ESG）問題を投資プロセスに統合する取組みを継続して進めてきた。この取組みを進展させるため、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントは2014年度にその中心を担うチームを設置した。そのチームは、ESG戦略の実現および部門間の連携、ならびに持続可能な投資分野における能力とコンピテンシーの開発および向上に責任を有する。これは当行のクライアントにとって、可能な限りの長期的な業績を達成するための前提条件であると確信しており、また当行の信託義務の一部であると認識している。

2014年度に当行は、客観性および信頼性を最大限に高める、外部の主要データ提供会社5社から提供されたデータを使用する独自のリサーチ・ツールを開発した。この新たな「ESGエンジン」を使用して、5,000社以上に関する法人のESG活動の一部を最大1,500件スクリーニングすることが可能となる。アクティブ/パッシブ型商品の開発および既存商品に対して過度にESGを高めることが可能なだけでなく、このシステムにより個別の投資家特有のESG基準に合わせた商品を設計する機会が得られる。

2014年度末においてドイツ銀行は、ESG基準に従って投資された資産約54億ユーロを管理していた（2013年度：51億ユーロ）。

環境・社会投資のための資金調達

ドイツ銀行はクリーンエネルギーにおける主要な民間部門融資企業の1つである。2014年度には、ドイツ銀行は978百万ユーロ（2013年度：782.9百万ユーロ）を超える金額を顧客の再生可能エネルギー・プロジェクトに配分した。当行は、合計1,793メガワット（43億ユーロ相当）のプロジェクトに対して助言および融資を行った。

グリーンボンドは、再生可能エネルギー、エネルギーの効率化、浄水等の開発を行う資金を調達するために債券市場を利用することにより、環境および社会に有益なプロジェクトに対して資本を開放する斬新な方法を提供している。ドイツ銀行は、2014年度初めにグリーンボンド原則（当該商品の公正性および透明性に関するフレームワークを規定している。）を公表する

にあたり、12社の他の主要金融機関を結び付けた。グリーンボンド原則は、調達した資金が人々および環境に確実に効果をもたらすために、グリーンボンドにより調達した資本の指定、開示、管理および報告に関する要求事項を定めている。

原則が明瞭であることは、前年度から市場が4倍成長する助けとなっている。ドイツ銀行は複数の主要な発行業務で主幹を務め、それにはKfWの15億ユーロの債券とUnileverが250百万ポンドを調達した最初のグリーンボンドが含まれていた。

カーボン・ニュートラル・オペレーション

ドイツ銀行は2014年度も、エネルギー効率化プロジェクトへ投資し、再生可能電力を利用し、および高水準のオフセット証書を購入および償却して残存する放出量をオフセットすることにより、カーボン・ニュートラルで事業を行った。

社会問題への取り組み

世界的な総合銀行として、ドイツ銀行はコミュニティおよび経済が繁栄できるように支援する独自の立場にある。2014年度には合計80.5百万ユーロ（2013年度は78.2百万ユーロ）を投資し、ドイツ銀行および当行の基金は引き続き世界で最も活動的なコーポレート・シチズンであった。昨年は5.8百万人超の人々が当行のプログラムの恩恵を受けている。

当行は、ヨーロッパ、アジア、南アフリカ、およびアメリカの全域で「ボーン・トゥー・ビー」ユース・エンゲージメント・プログラム（「Born to Be」Youth Engagement Programme）を公開した。このプログラムは、教育および自己啓発の障壁を取り除き、若者が自らの大志を貫くためのスキルを磨き実社会への準備を行うことを奨励することに注力している。2014年度には、世界中で100万人を超える若者たちが、この「ボーン・トゥー・ビー」プログラムに参加した。

当行の社会投資プログラムは、2014年度に1.6百万人の人々の生活に関わってきた。当該プログラムは、コミュニティの発展を介したマイクロファイナンスおよびインパクト投資、恵まれない人々を支援するための企業の取り組みの構築など多岐にわたっている。マイクロファイナンスにおけるパイオニアならびに今後の方向性を示す指導者として、当行は51ヶ国で130超のマイクロファイナンス機関に約330百万米ドルを融資し、1997年以降に約3.9百万件（18億米ドル相当）の小口融資を提供してきた。そして、専門的スキルを活かして社会的企業を支援する当行の従業員は年々増加している。

将来の課題に対処するためには先進的な思考および革新が要求される。世界の巨大都市の問題に取り組むアルフレート・ヘルハウゼン協会（Alfred Herrhausen Society）のアーバン・エイジ（Urban Age）会議は今年で10年目を迎え、その参加者は5,000人を越えた。「ランドマーク・イン・ザ・ランド・オブ・アイディア（Landmarks in the Land of Ideas）」コンペティションは2006年の創設以来、ドイツの都市部および農村部の開発を促進する2,700件以上の革新的なコンセプトを支持してきた。

名高い文化機関と当行との戦略的パートナーシップは、より多くの人々が芸術と音楽に触れる機会を増やし、若き才能に活躍の舞台を提供している。2014年に25周年を記念した当行とベルリン・フィルハーモニーとのパートナーシップは、独自のデジタル・コンサート・ホールを実現させただけでなく、2002年以降に「エデュケーション・プログラム（Education Programme）」に参加した37,000人以上の若者を感化した。さらに当行は、35年以上にわたり世界中900ヶ所において、展示会および目的を絞った教育プログラムならびにパートナーシップを通じて、現代アートに触れる機会を提供してきた。2014年度には、合計3百万人以上の人々が、当行の芸術および音楽プログラムに参加した。

最後に強調すべきは、2014年度には世界で約17,000人（全世界の従業員の21%）の従業員が、190,000時間を越える自らの時間、スキルおよび専門知識をボランティア活動に捧げ、当行の取り組みの影響力を最大限に高めると共に、当行およびその従業員が業績の文化と責任の文化をどのように融合しているかを実証した。

[次へ](#)

従業員

当グループの従業員数

2014年12月31日現在、雇用従業員数は合計98,138名であった（2013年12月31日現在は98,254名）。当行は従業員数をフルタイム換算で計算している。これは、パートタイム従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2014年、2013年および2012年12月31日現在におけるフルタイム換算の従業員数を示している。

従業員数 ¹	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
ドイツ	45,392	46,377	46,308
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東および アフリカ	23,063	23,186	23,755
アジア / 太平洋	19,023	18,361	17,827
北アメリカ ^{2, 3}	10,054	9,752	9,787
ラテン・アメリカ	606	578	542
従業員合計 ³	98,138	98,254	98,219

1 フルタイム換算の従業員数。2014年度に、以前はヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカに含まれていたモーリシャスの従業員がアジア / 太平洋に割り当てられた。2013年度の人数（従業員186名）および2012年度の人数（従業員197名）はこれを反映して再分類された。2013年度に、以前はアジア / 太平洋に含まれていたパキスタンの従業員が中東に割り当てられた。2012年度の人数（従業員79名）はこれを反映して再分類された。

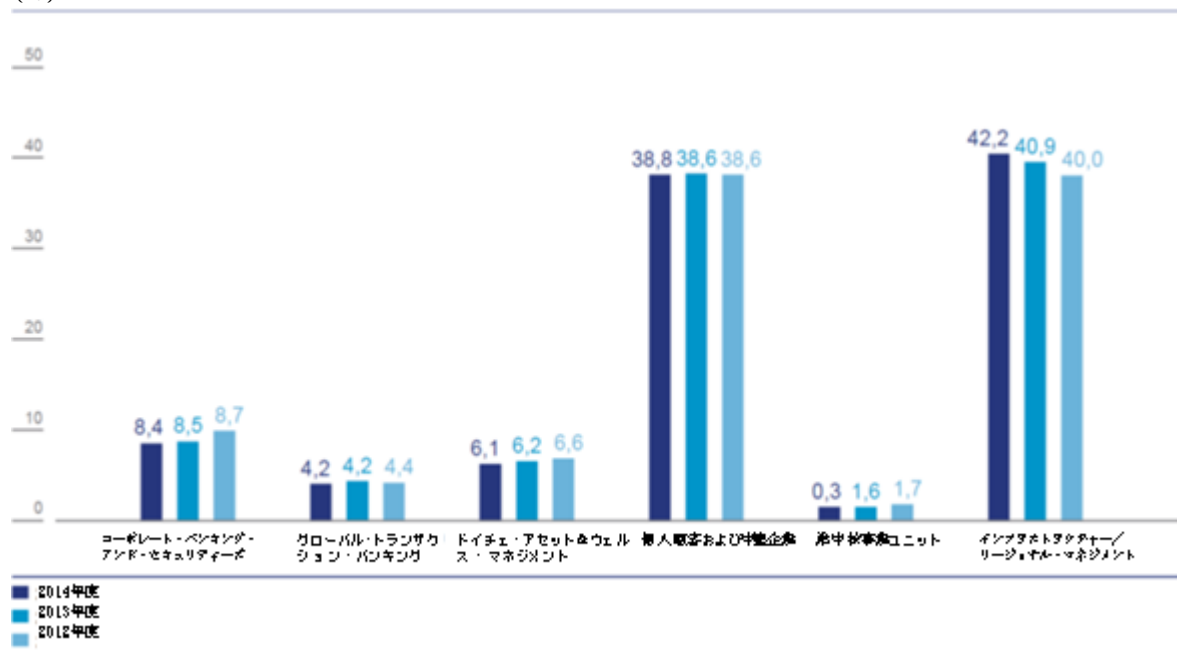
2 主に米国。

3 The Cosmopolitan of Las Vegasは、2014年度に売却された。2013年12月31日現在、The Cosmopolitan of Las Vegasの名目上の人数は4,393名であった（2012年12月31日現在4,371名）。人数はフルタイムおよびパートタイム従業員により構成されており、これは、フルタイム換算の従業員数の一部を成していない。

当行の従業員数は、以下の要因により、2014年度において117名（0.1%）減少した。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（以下「CB&S」という。）の従業員数が、主に市場の推移に関連する調整により150名減少した。
- グローバル・トランザクション・バンキング（以下「GTB」という。）の従業員数が、主に貿易金融の推移により、52名増加した。
- ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（以下「ドイツAWM」という。）の従業員数は136名減少した。これは特に、英国におけるTilneyの売却およびドイツにおけるSal. Oppenheimの事業体に関連する調整によるものであった。
- 個人顧客および中堅企業（以下「PBC」という。）の従業員数合計は、ドイツにおける共同バンキング・サービス・プラットフォームの設置により165名増加した。
- 非中核事業ユニット（NCOU）の従業員は、1,291名減少したが、これは主にドイツにおけるBHF-BANKの売却によるものであった。
- インフラ機能の従業員数は、主に、事業プラットフォームの増設ならびにコンプライアンス、リスクおよび監査などの統制機能の強化により1,243名増加した。

従業員
(%)



労使関係

ドイツでは、労働組合および雇用者組合は通常、管理職より下位の従業員の給与および給付に関する団体協約に関する交渉を行う。当行および当行の重要なドイツ子会社を含むドイツの多くの企業は、雇用者組合のメンバーであり団体協約により制約されている。

当行の雇用者組合（Arbeitgeberverband des privaten Bankgewerbes e.V.）は通常、当行の多くの従業員をカバーした団体協約の再交渉を毎年行う。2014年6月に達した現行の協約には、2014年7月からの賃上げ2.4%および2015年7月からの第2回賃上げ2.1%ならびに2015年1月の一時払い150ユーロが含まれる。早期退職に関する既存の団体協約は延長されず、2016年4月に失効する。

当行の雇用者組合は、以下の組合との交渉を行う。

- ver.di (Vereinigte Dienstleistungsgewerkschaft) (2001年7月に旧銀行組合であるDeutsche Angestellten GewerkschaftおよびGewerkschaft Handel, Banken und Versicherungenを含む5つの組合が合併して結成された組合)
- Deutscher Bankangestellten Verband (DBV – Gewerkschaft der Finanzdienstleister)
- Deutscher Handels- und Industrieangestellten Verband (DHV – Die Berufsgewerkschaft)
- Komba Gewerkschaft (ポストバンクのみに関連する公共事業組合)
- DPVKom – Die Kommunikationsgewerkschaft (ポストバンクのみに関連)

ドイツの法律では、当行の従業員に対し労働組合員か否かを質問することは禁じられている。そのため、当行は従業員のうち何名が労働組合員かを把握していない。ドイツ銀行業界における従業員のうち約15%が労働組合に加入している。当行は、ドイツの従業員のうち15%未満は労働組合に加入しているから見積っている（労働組合加入率が約60%と非常に高い水準を伝統的に保持しているポストバンクを除く。）。全世界規模では、当行の従業員のうち約15%が労働組合員であると見積っている（25%未満のポストバンクを含む。）。

2014年12月31日現在、ポストバンクの従業員のうち約34%は公務員（フルタイム換算）である（2013年12月31日現在は38%）。

退職後給付制度

当行は、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度および確定給付制度の両方）のスポンサーとなっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行の世界的に調整された会計処理において、当行のグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

当行のグローバルな原則を適用して財務上および人口統計上の仮定を決定することにより、当行はそれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

従業員給付制度の詳細は、連結財務諸表に対する注記35「従業員給付」を参照のこと。

戦略的ヒューマン・リソースに関するアジェンダ

人材を優先することは当行の戦略を強力に支援する

人材は、当行にとって最も貴重な資産である。ドイツ銀行では、145ヶ国からの正規職員98,000名が在職しており、顧客重視の世界的な有数のユニバーサル・バンクを目指す当行のビジョンを達成する上で、人材が極めて重要な役割を担っている。世界的に競争が激化する中で、才能ある人材を惹きつけ定着させ続けることは、ドイツ銀行にとってこれまでにないほど重要になっている。当行は、金融セクターにおける世界的に魅力的な雇用主となることを目指しており、戦略的ヒューマン・リソース（HR）に関するアジェンダを通じ、企業文化変化の実施、ダイバーシティおよびインクルージョンにおける差別化をはかること、報酬構造の見直し、ならびに強固なリーダーシップの育成および才能ある人材の管理を行うことで、その目標を達成しようとしている。

企業文化変化

主要プロセスに従業員を参加させ、企業文化を取り入れること

ドイツ銀行は、企業文化を戦略2015年プラス達成の鍵となる5つの方策のひとつとすることで、投資家に向けて明確なメッセージを発信している。共通の価値観および信念の上に築かれた強力な企業文化は、当行の長期的な成功に必要な不可欠である。規制および経済的環境が変化する中で、企業文化は行動および意思決定の指標となり、当行が顧客および社会全体に利益

をもたらすような正しい行動を選択する助けとなる。ドイツ銀行は、その価値観および信念を、リクルート、面接、入社プロセスだけでなく、従業員のドイツ銀行におけるキャリア・サイクル全体を通じた育成活動においても取り入れている。

2014年度に、当行は業績管理プロセスを変更した。現在では価値観および信念の遵守は、個人の業績評価の50%を占め、昇進決定の判断要素となっている。また、報酬の要素の一部は、正しい行動を促し、報酬を与え、支援することおよび誤った行動を罰することに割り当てられた。これには、ドイツ銀行の価値観に関する主要マトリックスを取締役会および全部門の従業員の年度末報酬のプロセスに追加すること、規律慣行に対する世界的なアプローチを開発すること、ならびに懲戒、警告および業績管理プロセスを、規律上のプロセスおよび年度末レビューのプロセスと整合させることが含まれる。

当行の価値観を示しつつ優れた業績を達成した従業員を表彰するため、ドイツ銀行は、2014年度に共同CEOをスポンサーとして「リビング・ザ・パリュー」賞の授与を開始した。世界中からシニア・マネージャーによる推薦が100近くあり、10チームの受賞が発表された。

従業員調査

調査結果は2015年度の当行のアクションに引き続き影響する

1999年度より、ドイツ銀行は定期的に従業員調査を行い、当行の企業文化およびその他の主要な指標に対する従業員の意見およびコミットメントを評価してきた。当行は2014年度に従業員調査の内容を更新し、当行の価値観および信念を反映し、OpExの適用を評価できるようにした。

2014年度には、全従業員の58%の60,000名以上の従業員が従業員調査に回答し、ポストバンクも初めて回答に参加した。2年前の調査以降、従業員は厳しい市場環境や株価変動の困難を経験してきた。そのような状況にもかかわらず、従業員は前回調査で、当行は企業文化の構築および強化に関して、引き続き取り組むべき点が多いものの進歩していると回答した。

回答者の82%が当行の価値観および信念を認知しているものの、当行の価値観を実践することが戦略2015プラスの達成にプラスの影響を与えるだろうと考えているのは50%未満にとどまった。他方、35%が行動に変化が起きたと回答した。

上述のコミットメント水準（2012年度の73%から66%に下落）は、金融サービスのベンチマークと同水準であり、従業員は自身のスキルおよび能力をより活用できると感じると回答した（2012年度の64%から68%に上昇）。しかし、他者にドイツ銀行を勧めたいと考える従業員は減少しており、組織への誇りが低下したことを示している。

当行の価値観に関する質問や、価値観をどのように実感するかという質問を含めることで、貴重な意見が得られた。従業員は、経験した変化のうち、リスクのバランスを取ること、企業家精神の尊重、リスクの認識、顧客の信頼の獲得、ダイバーシティの尊重およびプロセスの改善などは評価する一方で、改善すべき点はまだあると回答した。この調査により、当行は引き続き、従業員に分かりやすい形で、個々のパフォーマンスとその結果を連動させ、従業員がより創造的に考えられる時間を許容する必要があると判明した。多くの従業員が業務の遂行に必要な人材を十分に確保することが困難だとも感じている。当行はこのことを、当行の企業文化変化の一環として、われわれの事業および人材活用を必要に応じてさらに変化および適応させていく必要があると受け取っている。

調査結果は2014年6月に公表された。そのフィードバックは明らかで、当行は有言実行に努め、従業員の誇りを取り戻す必要があるというものであった。それ以降、全部門が調査結果に対するフォローアップを優先し、実践してきた。例えば、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（ドイチェAWM）は、部門間協力の手続きを強化し、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は業務提供、地域的な拠点および顧客のポートフォリオの定期的なレビューを実施して長期的に持続可能な業績を確保できるようにし、グループ技術および運用はシリコンバレー、ロンドンおよびベルリンにイノベーション・ラボを設置した。

ダイバーシティおよびインクルージョンにおける差別化をはかる

リーダーシップを要するポジションにおける女性の増加

ドイツ銀行は、多様性のある受容的な組織の価値を認識している。当行は、人口構成の変化によって表される機会および課題を積極的に受け入れている。しかし、多様性を持つチームが十分に能力を発揮できるのは、信頼および尊重の上に築かれたオープンな職場環境においてのみである。よって当行は、管理職に向けて、インクルーシブ・リーダーシップのプラスの影響に対する認識を広めている。この目的のため、管理職向けのダイバーシティ目標を策定することで、確実に、多様な才能に投資し、ダイバーシティに対する認識およびインクルーシブ・リーダーシップを広めることができるようにした。

2014年度に、当行は上層部のリーダーたちがより参加しやすいように、ドイツのより多くの地域で「無意識の偏見を管理する(Managing Unconscious Bias)」ワークショップを開催した。ドイツ銀行は、新たな焦点のグローバル・Eラーニング・プログラム「優れた精神は、同じように考えない。異なる視点のパワー (Great Minds Don't Think Alike - The power of different perspectives)」を更新した。6,000名以上の従業員がすでにこのEラーニング・プログラムに参加している。

リーダーシップを要するポジションにいる女性の割合（2014年度：19.4%、2013年度：18.7%）および女性責任者の割合（2014年度：31.7%、2013年度：31.1%）は上昇した。2014年度に、当行はGECに2名の女性幹部を採用し、両者ともに豊富な経験を新たなポジションに活かし、上級管理職に多様な観点を補完している。

さらに、リーダーシップを要するポジションにいる女性を支援するプログラムも引き続き成功を収めた。2009年の開始以来、42名の女性が、アワードを獲得している、女性マネージング・ディレクターのためのアカンパリッシュト・トップ・リーダーズ・アドバンスメント・ストラテジー(ATLAS)プログラムに参加している。現在も活動中のプログラム卒業者の56%が少なくとも1度昇進しており、13名が現在では世界的または地域的な事業執行委員会のメンバーとなっている。2014年6月、37名の女性ディレクターが、INSEADビジネス・スクールで第5回ドイツ銀行の女性ディレクターのためのウーマン・グローバル・リーダーズ・プログラムに参加した。

ドイツ銀行は、他のDAX（ドイツ株価指数）企業と共に、2011年度にコミットメントにサインし、全世界の適用法令に従って、2018年度末までに、女性上級管理職（マネージング・ディレクターおよびディレクター・レベル）の割合を25%まで、また女性責任者の割合を35%まで増加させることを約束した。全体的なダイバーシティおよびインクルージョン戦略に沿って、また当該コミットメントによる支援を受けて、当行は監査役会および上級管理職レベルにさらに多くの女性マネージャーを採用した。2010年以降、女性マネージング・ディレクターおよびディレクターの数は260名（17%）増加し、女性責任者は2,200名（18%）増加した。Tier 1からTier 3の子会社の監査役会およびリージョナル・アドバイザリー・ボードの女性の人数を増加させる目的で、「ウーマン・オン・ボード」イニシアチブが設立された。2014年度にリージョナル・アドバイザリー・ボードの女性割合は8.5%に増加し、2011年度のイニシアチブ開始時に比べて2倍となったものの、監査役会における増加は見られなかった。

当行は毎年、グローバル・ダイバーシティ・ウィークを開催しており、2014年度の焦点は「インクルージョンの文化」を作るであった。2011年度にはわずか6,000名だった従業員の参加者は、2014年度には大幅に増加して20,000名となり、1週間にわたり世界中で250ものイベントに参加した。

強固なリーダーシップおよび能力管理の育成

改善された人材プロセスは、キャリアを通じて従業員に関与し支援する。

従業員に刺激を与え関与していくリーダーとしての役割はこれまでにないほど重要になってきている。2014年度に、当行は、リーダーシップ能力を強化し、キャリア・モビリティ、後継者選びおよび開発活動を支援するため、上層部のリーダーシップ形成に関する新たなフレームワークを開発した。2014年度に、69名の上層部のリーダーが当プロセスに参加した。現在および将来の従業員の雇用継続可能性に重要なリスクがあると規制当局がみなしていることが非常に重要になってきているため、当行は重要なリスク・テイクを優先している。

上層部の配属は本部で調整されている。このプロセスは、後継者選びのアプローチと密接に関連しており、部門間モビリティ、キャリア開発、重要な才能の定着および女性リーダーシップの大きな発展を支援するものである。この目的のため、内部配属の50%は部門間異動であり、約63%の内部候補者は当行の後継者選びからの人材である。さらに、上層部のリーダーシップ・グループの配属のうち25%は女性マネージング・ディレクターであり、当行の最上層部の管理者ポジションにおけるジェンダー・ダイバーシティにプラスの影響を与えている。

適材適所な人材の配置

ドイツ銀行の文化を実践できる従業員を惹きつけ定着させること

2014年度に、若手人材のニーズを満たすため、当行は、さまざまな部門および所在地にわたる卒業生の採用、研修および管理に対して、より一貫したアプローチの適用を開始した。これにより、効率性が高まり、当行の新入社員を将来に活用可能な人材プールと位置付けることができる。2014年7月、当行の事業およびインフラ機能全体で751名の卒業生が入行したが、これは2013年度と比較して19%の増加に相当する。当行の所在地に係る戦略ならびに所在地での拠点展開（ジャクソンビル、カリフォルニア、モスクワおよびバーミンガムなど）により、ほぼ4分の1が沿岸部での採用であった。これにより、ドイツ銀行は、成長性の高いさまざまな場所で多様な大学に投資すること可能になり、その結果、当行のターゲット層に対して当行のリーチおよびブランドを広めることができた。さらに522名のインターンがドイツ銀行のサマー・インターンシップ・プログラムに参加した。

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（以下「IKSRL」という。）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の共同最高経営責任者および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下「COSO」という。）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに関与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業機能およびインフラ機能により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに関与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が関与している：財務、グループ技術および運用、リスクならびにグループ税務。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢献する統制責任を、様々な部署が負っている。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、インフラおよび法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。企業および事業担当の専門家は、事業的な観点に法人企業の視点を加え、担当企業の財務報告を承認する。
- 財務 - グループ報告 - 当グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当グループ全体の活動に責任を負う。財務 - グループ報告は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
- 会計方針および助言グループ（以下「APAG」という。） - 国際財務報告基準の当グループによる解釈の展開、およびその当グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。

- グループ評価および事業連携の評価専門家 - 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に関連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価関連事項に関する一本化された対応窓口となる。
- IKSRLの運用はまた、グループ技術および運用、リスクおよびグループ税務からも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。
- グループ技術および運用（以下「GT0」という。） - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。GT0はまた、当グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
 - リスク - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。
 - グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および／または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施。承認された会計方針に準拠して、当グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ。総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認（以下「NPA/NTA」という。）。記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制（対外的および対内的の両方）。システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価（独立価格検証プロセス（以下「IPV」という。）を含む。）。財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務。税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性。裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- 連結およびその他の期末報告統制。期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の除去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。

- 財務諸表の開示および表示。開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

内部統制の有効性の測定

当グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、グループ監査部が実施する特定の追加手続により入手した証拠とともに、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2014年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

ドイツ商法第315条第4項に基づく情報および説明報告書

株式資本の構成

2014年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、全額払い込まれ、記名式で発行された無額面普通株式1,379,273,131株からなり、3,530,939,215.36ユーロであった。1株につき1議決権が付与されている。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2014年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、

監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う（ドイツ株式会社法第85条）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的经验を有する証明を、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない（銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、BaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。取締役が信頼できない、もしくは必要な専門知識を有していない場合、または健全な経営の原則の重大な違反を見逃している場合、または識別された違反に対処していない場合、BaFinは、取締役会全体の責任および権限を特別な代表者に委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する（銀行法第46条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

取締役会は、現金払込による新株発行増資および非常に限定的な金額の現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2014年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2019年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠256,000,000ユーロ、2018年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠579,863.04ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授權資本	対価	新株予約権	失効日
256,000,000ユーロ	現金	株式会社法第186条第3項第4文に従って、除外（一部除外）されることがある。	2019年4月30日
579,863.04ユーロ	現金または現金以外	増資が会社、持分もしくはその他の資産の取得目的で現金以外の対価による場合、および株式会社法第186条第3項第4文に従って、除外されることがある。	2018年4月30日

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券、その他Tier 1資本として適格とされる規制上の要件を満たすその他のハイブリッド負債証券および／または転換社債および／または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関連会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および／もしくは交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

条件付資本	転換権および／または オプション権による 発行の失効日
230,400,000ユーロ	2017年4月30日
256,000,000ユーロ	2019年4月30日

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2013年5月23日の年次株主総会において、取締役会は、2018年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2014年5月22日の年次株主総会において、取締役会は、2019年4月30日まで、決議がなされた時点における株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および／またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授権に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授権に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび／または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および／または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および／または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2014年5月22日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2019年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

世界的または戦略的に重要な責任を有する一定の幹部従業員については既存の雇用契約が適用される。支配の変更の枠内で、所定の期間内に、当該幹部従業員が責任を負うべき理由なく雇用関係が終了した場合、または当行が責任を減少させる一定の手段を取ったことにより当該幹部従業員が雇用関係を終了した場合、当該雇用契約により、退職金を受け取る権利が与えられる。退職金は、原則として、支配の変更前に付与された年間報酬総額（基本給ならびに、現金および株式を基礎とする変動報酬）の1.5倍から2.5倍を基に計算される。ここで、支配の変更前の3暦年の報酬総額の推移が適宜考慮される。

[次へ](#)

連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2014年度	2013年度	2012年度
利息および類似収益	5	25,001	25,601	31,593
利息費用	5	10,729	10,768	15,619
純利息収益	5	14,272	14,834	15,975
		(/19,354)	(/20,116)	(/21,664)
信用リスク引当金繰入額	20	1,134	2,065	1,721
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益		13,138	12,769	14,254
		(/17,816)	(/17,316)	(/19,330)
手数料およびフィー収益	6	12,409	12,308	11,809
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	5	4,299	3,817	5,608
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	7	242	394	301
持分法適用投資による純利益（損失）	17	619	369	163
その他の収益（損失）	8	108	193	-120
利息以外の収益合計		17,677	17,082	17,761
		(/23,972)	(/23,165)	(/24,086)
給与手当	35	12,512	12,329	13,490
一般管理費	9	14,654	15,126	15,017
保険業務に係る費用		289	460	414
無形資産の減損	25	111	79	1,886
再構築費用	10	133	399	394
利息以外の費用合計		27,699	28,394	31,201
		(/37,563)	(/38,505)	(/42,312)
税引前利益		3,116	1,456	814
		(/4,226)	(/1,974)	(/1,104)
法人所得税費用	36	1,425	775	498
当期純利益		1,691	681	316
		(/2,293)	(/924)	(/429)
非支配持分に帰属する純利益		28	15	53
ドイツ銀行株主に帰属する純利益		1,663	666	263

普通株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2014年度	2013年度	2012年度
1株当たり利益： ¹	11			
基本的		1.34 (/181.72)	0.64 (/86.79)	0.27 (/36.61)
希薄化後 ²		1.31 (/177.65)	0.62 (/84.08)	0.26 (/35.26)
株式数 単位：百万株 ¹				
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数		1,241.9	1,045.4	979.0
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数		1,269.5	1,073.2	1,004.7

- 1 基本的および希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2014年6月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、すべての期間について修正されている。
- 2 想定される転換による分子への影響が含まれている。詳細は注記11「1株当たり利益」を参照のこと。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2014年度	2013年度	2012年度
損益計算書に認識された純利益	1,691 (/2,293)	681 (/924)	316 (/429)
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-403	-717	-891
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	407	58	407
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	1,912	64	1,874
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-87	-313	-164
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-6	91	42
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	339	35	45
売却目的保有として分類された資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	0	3	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-3	0	0
外貨換算調整勘定			
期中未実現純利得（損失）、税引前	2,955	-948	-537
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	3	-1	5
持分法適用投資			
期中純利得（損失）	-35	63	-38
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	-672	-160	-447
その他の包括利益（損失）、税引後	4,410 (/5,980)	-1,825 (/ 2,475)	296 (/401)
包括利益（損失）合計、税引後	6,102 (/8,275)	-1,144 (/ 1,551)	612 (/830)
以下に帰属：			
非支配持分	54	13	148
ドイツ銀行株主	6,048	-1,157	464

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2014年	2013年
		12月31日現在	12月31日現在
資産：			
現金および銀行預け金		20,055	17,155
利付銀行預け金		63,518	77,984
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	21, 22	17,796	27,363
借入有価証券	21, 22	25,834	20,870
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産		195,681	210,070
デリバティブ金融商品のプラスの時価		629,958	504,590
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		117,285	184,597
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	12, 16, 21, 22, 37	942,924	899,257
売却可能金融資産	16, 21, 22	64,297	48,326
持分法適用投資	17	4,143	3,581
貸出金	19, 20, 21, 22	405,612	376,582
土地建物および設備	23	2,909	4,420
のれんおよびその他の無形資産	25	14,951	13,932
その他の資産	26, 27	137,980	112,539
当期税金資産	36	1,819	2,322
繰延税金資産	36	6,865	7,071
資産合計		1,708,703	1,611,400
		(/2,317,172)	(/2,185,220)

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
負債および資本：			
預金	28	532,931	527,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	21, 22	10,887	13,381
貸付有価証券	21, 22	2,339	2,304
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	12, 16, 37		
トレーディング負債		41,843	55,804
デリバティブ金融商品のマイナスの時価		610,202	483,428
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		37,131	90,104
投資契約負債		8,523	8,067
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計		697,699	637,404
その他の短期借入金	31	42,931	59,767
その他の負債	26, 27	183,823	163,595
引当金	20, 29	6,677	4,524
当期税金負債	36	1,608	1,600
繰延税金負債	36	1,175	1,101
長期債務	32	144,837	133,082
信託優先証券	32	10,573	11,926
自己普通株式購入義務		0	0
負債合計		1,635,481	1,556,434
		(/2,217,876)	(/2,110,680)
普通株式、無額面、名目価値2.56ユーロ	34	3,531	2,610
資本剰余金		33,626	26,204
利益剰余金		29,279	28,376
自己普通株式、取得原価	34	-8	-13
自己普通株式購入義務振替額		0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後		1,923	-2,457
株主持分合計		68,351	54,719
		(/92,691)	(/74,204)
その他の資本構成要素		4,619	0
非支配持分		253	247
資本合計		73,223	54,966
		(/99,298)	(/74,539)
負債および資本合計		1,708,703	1,611,400
		(/2,317,172)	(/2,185,220)

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株式、取得原価	自己普通株式購入義務振替額
2011年12月31日現在残高	2,380 (/3,228)	23,695 (/32,133)	30,119 (/40,844)	-823 (/ 1,116))	0 (/-)
包括利益合計、税引後 ¹	0	0	263	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-689	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-480	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-342	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	1,481	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	-4
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	4
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-63	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-12,152	0
自己株式の売却	0	0	0	11,434	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	77	0	0	0
その他 ²	0	407	-14	0	0
2012年12月31日現在残高	2,380 (/3,228)	23,776 (/32,243)	29,199 (/39,597)	-60 (/ 81)	0 (/-)
包括利益合計、税引後 ¹	0	0	666	0	0
普通株式の発行	230	2,731	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-764	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-659	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-385	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	1,160	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	30	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	-1
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	1
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-49	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-13,648	0
自己株式の売却	0	0	0	12,535	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-49	0	0	0
その他	0	150	-65	0	0
2013年12月31日現在残高	2,610 (/3,539)	26,204 (/35,535)	28,376 (/38,481)	-13 (/ 18)	0 (/-)
包括利益合計、税引後 ¹	0	0	1,663	0	0
普通株式の発行	921	7,587	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-765	0	0

確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	5	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-103	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	840	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-32	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-65	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-9,187	0
自己株式の売却	0	0	0	8,352	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-6	0	0	0
その他	0	41	0	0	0
2014年12月31日現在残高	3,531	33,626	29,279	-8	0
	(/4,788)	(/45,600)	(/39,705)	(/ 11)	(/-)

単位：百万ユーロ（億円）	売却可能金 融資産に係 る未実現純 利得（損 失）、該当 する税金お よびその他 控除後 ³	キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジ目的のデ リバティブ に係る未実 現純利得 （損失）、 税引後 ³	売却目的保 有として分 類された資 産に係る未 実現純利得 （損失）、 税引後	外貨換算調 整勘定、税 引後 ³	持分法適用 投資による 未実現純利 得（損失）
2011年12月31日現在残高	-617 (/ 837)	-226 (/ 306)	0 (/ -)	-1,166 (/ 1,581)	28 (/ 38)
包括利益合計、税引後 ¹	1,077	67	0	-424	-38
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分 配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネ フィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオ プションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他 ²	8	0	0	-3	0
2012年12月31日現在残高	468 (/ 635)	-159 (/ 216)	0 (/ -)	-1,593 (/ 2,160)	-10 (/ 14)
包括利益合計、税引後 ¹	-165	57	2	-1,121	63
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分 配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネ フィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオ プションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2013年12月31日現在残高	303 (/ 411)	-101 (/ 137)	2 (/ 3)	-2,713 (/ 3,679)	53 (/ 72)
包括利益合計、税引後 ¹	1,372	181	-2	2,865	-35
普通株式の発行	0	0	0	0	0

現金配当の支払	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2014年12月31日現在残高	1,675	79	0	151	18
	(/2,271)	(/107)	(/-)	(/205)	(/24)

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包 括利益累計 額、税引後 ¹	株主持分合 計	その他の資 本構成要素 ⁴	非支配持分	資本合計
2011年12月31日現在残高	-1,981	53,390	0	1,270	54,660
	(/ 2,686)	(/72,402)	(/-)	(/1,722)	(/74,124)
包括利益合計、税引後 ¹	681	944	0	152	1,096
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	-689	0	-3	-692
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-480	0	-4	-484
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-342	0	0	-342
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	1,481	0	0	1,481
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0	2
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	-4	0	0	-4
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	4	0	0	4
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-63	0	0	-63
自己株式の購入	0	-12,152	0	0	-12,152
自己株式の売却	0	11,434	0	0	11,434
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	77	0	0	77
その他 ²	5	398	0	-1,176	-778
2012年12月31日現在残高	-1,294	54,001	0	239	54,240
	(/ 1,755)	(/73,231)	(/-)	(/324)	(/73,555)
包括利益合計、税引後 ¹	-1,164	-498	0	13	-485
普通株式の発行	0	2,961	0	0	2,961
現金配当の支払	0	-764	0	-13	-777
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-659	0	0	-659
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-385	0	0	-385
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	1,160	0	0	1,160
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	30	0	0	30
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	-1	0	0	-1
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	1	0	0	1
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-49	0	0	-49
自己株式の購入	0	-13,648	0	0	-13,648
自己株式の売却	0	12,535	0	0	12,535
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-49	0	0	-49
その他	0	85	0	8	93
2013年12月31日現在残高	-2,457	54,719	0	247	54,966
	(/ 3,332)	(/74,204)	(/-)	(/335)	(/74,539)
包括利益合計、税引後 ¹	4,380	6,043	0	54	6,097
普通株式の発行	0	8,508	0	0	8,508
現金配当の支払	0	-765	0	-4	-769

確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	5	0	0	5
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-103	0	0	-103
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	840	0	0	840
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-32	0	0	-32
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-65	0	0	-65
自己株式の購入	0	-9,187	0	0	-9,187
自己株式の売却	0	8,352	0	0	8,352
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-6	0	0	-6
その他	0	41	4,619	-44	4,616
2014年12月31日現在残高	1,923 (/2,608)	68,351 (/92,691)	4,619 (/6,264)	253 (/343)	73,223 (/99,298)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 会計基準書の適用による累積的影響を含む。
- 3 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 4 その他Tier 1ノートを含む。これは、ドイツ銀行の無担保劣後ノートであり、IFRSに従って資本として分類されている。
- 5 このうち約-750百万ユーロは、ドイツ・ポストバンクAGの非支配持分に起因したもので、当グループの保有する株式数の増加、およびポストバンクとその直接の親会社であるDB Finanz-Holding GmbH（ドイツ銀行AGの完全所有子会社）との間で交わされた支配の取決めの結果、2012年度に大幅に減少した。
- 6 その他の資本構成要素の発行、買戻しおよび売却による収入（純額）を含む。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2014年度	2013年度	2012年度
当期純利益	1,691	681	316
	(/ 2,293)	(/ 924)	(/ 429)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用リスク引当金繰入額	1,134	2,065	1,721
再構築費用	133	399	394
売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-391	-493	-627
繰延法人所得税、純額	673	-179	723
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	4,567	2,443	3,236
持分法適用会社の純利益に対する持分	-569	-433	-397
非資金損益項目等調整後利益	7,238	4,483	5,365
	(/ 9,815)	(/ 6,079)	(/ 7,275)
営業資産および負債の純変動に関する調整：			
利付定期銀行預け金	8,959	55,515	1,320
中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券、借入有価証券	5,450	11,267	-3,429
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	70,639	-27	-6,561
貸出金	-26,909	16,007	11,756
その他の資産	-28,812	12,048	32,249
預金	1,551	-42,281	-25,995
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債	-54,334	-18,558	-9,126
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券	-2,963	-23,080	-4,202
その他の短期借入金	-17,875	-9,529	3,335
その他の負債	22,183	-17,625	-11,483
優先長期債務	14,315	-22,056	-5,079
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	4,288	38,013	-9,310
その他、純額	-4,360	3,007	-2,794
営業活動によるキャッシュ・フロー	-630	7,184	-23,954
	(/ 854)	(/ 9,742)	(/ 32,484)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
収入：			
売却可能金融資産の売却	11,974	18,054	7,476
売却可能金融資産の満期償還	8,745	11,564	12,922
持分法適用投資の売却	124	76	163
土地建物および設備の売却	133	137	197
購入：			
売却可能金融資産	-34,158	-31,588	-22,170
持分法適用投資	-78	-21	-14
土地建物および設備	-669	-513	-614
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	1,931	-128	96
その他、純額	-826	-596	-703

投資活動によるキャッシュ・フロー	-12,824 (/ 17,391)	-3,015 (/ 4,089)	-2,647 (/ 3,590)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行	101	1,217	62
劣後長期債務の返済および償還	-3,142	-2,776	-708
信託優先証券の発行	49	11	17
信託優先証券の返済および償還	-3	-49	-30
増資	8,508	2,961	0
自己株式の購入	-9,187	-13,648	-12,171
自己株式の売却	8,318	12,494	11,437
その他の資本構成要素による収入（純額） ¹	4,619	0	0
非支配持分への配当の支払	-4	-13	-3
非支配持分の純変動	-17	23	-67
現金配当の支払	-765	-764	-689
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,477 (/11,496)	-544 (/ 738)	-2,152 (/ 2,918)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	897 (/1,216)	-907 (/ 1,230)	39 (/53)
現金および現金同等物の純増加（減少）	-4,080	2,718	-28,714
現金および現金同等物、期首残高	56,041	53,321	82,032
現金および現金同等物、期末残高	51,960	56,041	53,321
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む			
法人所得税支払（還付）額、純額	377	742	1,280
利息支払額	11,423	10,687	15,825
利息および配当受取額	25,404	25,573	32,003
現金および現金同等物の構成要素			
現金および銀行預け金	20,055	17,155	27,877
利付要求払銀行預け金（2014年12月31日現在31,612百万ユーロ、 2013年12月31日現在39,097百万ユーロおよび2012年12月31日現在 95,193百万ユーロの定期預金を含んでいない）	31,905	38,886	25,444
合計	51,960 (/70,463)	56,041 (/75,997)	53,321 (/72,309)

1 その他の資本構成要素の発行、買戻しおよび売却による収入（純額）を含む。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

連結財務諸表に対する注記

連結財務諸表に対する注記

01 -

重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下「当グループ」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

取締役会報告書に組み込まれたIFRSの開示の一部は連結財務諸表の不可欠な一部である。これらの開示には、取締役会報告書の経営および財務の概況に記載されたIFRS第8号「事業セグメント」に基づく、セグメント別の経営成績および純収益の内訳の全社開示が含まれている。また、リスク・レポートには、IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき要求される資本の開示ならびにIFRS第4号「保険契約」に記載された保険契約に関連する開示が含まれている。これらの監査済の開示は、取締役会報告書の余白における角括弧（本書では『 』で表示されている。）により識別される。

重要な見積りの変更および表示の変更

資金調達評価調整(FVA)

2013年度第4四半期において、当グループは、無担保デリバティブ・ポジションの市場が示す資金調達コストを組み込むための評価手法（一般に資金調達評価調整と呼ばれる。）の導入を完了した。資金調達評価調整の導入は、ターム・ファンディングが無担保デリバティブの公正価値の重要な構成要素であるという証拠の増加に対応したものであり、2013年度第4四半期において366百万ユーロの損失が発生し連結損益計算書に認識された。

借入有価証券および貸付有価証券の利息収益および利息費用ならびにアドバイザー・フィー

2013年度第4四半期において、当グループは、2012年12月31日終了年度の連結損益計算書の一定の勘定科目の比較情報を、以下の通り誤謬の影響に関して修正再表示した。これらの修正再表示は純利息収益、純収益、純利益または株主持分に影響を与えなかった。

単位：百万ユーロ	2012年度			
	報告残高	借入有価証券 / 貸付有価証券	アドバイザー・ フィー	修正後残高
利息収益	32,315	-722	0	31,593
利息費用	-16,341	722	0	-15,619
手数料およびフィー収益	11,383	0	426	11,809
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/ 負債に係る純利得（損失）	6,034	0	-426	5,608

借入有価証券および貸付有価証券の利息収益および利息費用 - 借入有価証券 / 貸付有価証券取引に係る支払 / 受取フィーをより正確に反映するよう、利息収益および利息費用を修正再表示するための遡及的な修正が行われた。この修正により、利息収益および利息費用の両方が減少したが、純利息収益、純利益または株主持分に影響を与えなかった。

アドバイザー・フィー - 当グループの会計方針に従った活動に基づくサービスとしての性質を反映させるため、アドバイザー・フィーを、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）から、手数料およびフィー収益に分類変更するための遡及的修正が行われた。この分類変更は純収益、純利益または株主持分に影響を与えなかった。

決定的に重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類の資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告

期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当グループの重要な会計方針は「重要な会計方針」に記載されている。

当グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する決定的に重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確実で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような決定的に重要な会計上の見積りは、毎期変動し、当グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、決定的に重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当グループが識別した、決定的に重要な会計上の見積りを含む重要な会計方針は以下のとおりである。

- 関連会社の減損(以下の「関連会社」を参照。)
- 売却可能金融資産の減損(以下の「金融資産および負債 - 売却可能として分類された金融資産」を参照。)
- 公正価値の決定(以下の「金融資産および負債 - 公正価値の決定」を参照。)
- 取引日利益の認識(以下の「金融資産および負債 - 取引日利益の認識」を参照。)
- 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額(以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」を参照。)
- のれんおよびその他の無形資産の減損(以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。)
- 繰延税金資産の認識および測定(以下の「法人所得税」を参照。)
- 法律上 / 規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理(以下の「引当金」を参照。)

重要な会計方針

当グループの重要な会計方針は以下に記載する通りである。前述の場合を除き、これらの方針は、2012年度、2013年度および2014年度に一貫して適用されている。

連結の原則

当連結財務諸表中の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

子会社

当グループの子会社は、当グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当グループの能力によって証明される。

当グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、以下の1つ以上の要因によって示すように、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

- 当グループとの契約に基づいて、他の投資者が議決権の過半数を支配するパワーを有する。
- 法令または契約に基づいて、他の投資者が当該投資先の財務および営業の方針を支配するパワーを有する。
- 他の投資者が、取締役会または同等の経営機関の構成員の過半数を指名または解任するパワーを有しており、投資先が当該取締役会または当該機関に支配されている。
- 他の投資者が、取締役会または同等の経営機関の会議において過半数の票を投じるパワーを有しており、投資先企業が当該取締役会または当該機関に支配されている。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

子会社は、当グループに支配が移転した日から連結され、支配が終了した日から連結除外とされる。

当グループは、少なくともすべての四半期報告日において連結の状況を再評価する。したがって、1つ以上の支配要因の変動につながるすべての構造変動の発生時に再評価が要求される。これは、意思決定権の変更、契約上の取決めの変更、財務上、所有権または資本構造の変更および当初の文書化において予想されていたトリガー事象につながる変更を含んでいる。

連結会社間の取引高、残高、およびグループ会社間の取引に係る未実現利得はすべて、連結に当たり相殺消去されている。

また、連結目的上、全グループを通じて一貫した会計方針が適用されている。子会社株式の第三者に対する発行は、非支配持分として扱われている。非支配持分に帰属する利益または損失は、連結損益計算書および連結包括利益計算書上、区分して報告されている。

当グループは子会社の支配の喪失日に、a)当該子会社の資産（帰属するのれんを含む。）および負債につき、その帳簿価額で認識の中止を行い、b)元子会社に対する非支配持分の帳簿価額について認識の中止を行い、c)受取対価の公正価値および子会社株式の分配を認識し、d)元子会社に対する残存投資をその公正価値で認識し、e)上記項目の結果として生じた差額を利得または損失として損益計算書に認識する。当該子会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額はすべて、連結損益計算書に振り替えられるか、または他のIFRSで要求される場合は利益剰余金に直接振り替えられる。

関連会社

関連会社は、企業の経営および財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、当グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業である。一般的に、当グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会(ドイツの株式会社の場合は監査役会)への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社の経営成績に対する当グループの持分は、当グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。連結会社間の売上から生じる関連会社の純損益に対する当グループの持分は、連結に当たり相殺消去される。

当グループが以前にある企業に対する資本持分を（例えば、売却可能として）保有しており、後に重要な影響力を獲得した場合、以前に保有していた資本持分は公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には連結損益計算書に認識される。当該資本持分に関連して以前にその他の包括利益に認識された金額はすべて、当グループが重要な影響力を獲得した日に、あたかも当グループが以前に保有していた資本持分を処分したかのように連結損益計算書に振り替えられる。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上された後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益(または損失)および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当グループの比例按分持分を反映して、増額(または減額)される。関連会社または共同支配企業の取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額(減損損失累計額を控除後)に含められる。のれんは個別に報告されないため、特に減損テストは行われない。しかし、持分法適用投資全体に関しては減損テストが行われる。

当グループは、関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力を喪失した日に、当該持分法適用投資の処分に係る利得または損失（残存投資の公正価値および関連会社の処分による収入の合計金額と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識する。当該関連会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、投資先が関連資産または負債を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で会計処理される。

当グループは、各貸借対照表日現在において、関連会社に対する投資が減損しているという客観的な証拠があるか否かを評価する。減損の客観的な証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。過去の期間に認識された減損損失は、最後に減損損失が認識された以後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ戻し入れられる。その場合、投資の帳簿価額が高い方の回収可能価額に増額される。

決定的に重要な会計上の見積り：減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当グループではこれを、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。

外貨換算

当連結財務諸表は、当グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得(損失)として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。売却可能な非貨幣性項目(持分証券)に係る換算差額は、その他の包括利益に含まれ、売却可能な非貨幣性項目が売却されると、関連する累積換算差額は当該項目の全体の売却損益の一部として連結損益計算書に振り替えられる。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産、負債および資本は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートまたは、実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含まれる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その営業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に振り替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引と見なされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に振り替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に振り替えられる。

利息、手数料およびフィー

収益は、収益の額および関連する原価を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益の実現する可能性が高く、かつその取引の進捗度を信頼性をもって測定できる時に認識される。この概念は、当グループの重要な収益創出活動に対して、以下のように適用される。

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。この計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関する契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。

貸出金や売却可能負債証券といった金融資産に係る減損損失がいったん認識されると、その商品の契約条件に基づく利息の発生計上は停止されるが、利息収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した金利に基づいて認識される。貸出金の場合、この金利は当初の実効金利である。売却可能負債証券の場合、減損が公正価値に対して測定されることから、減損が発生するたびに新たな実効金利が設定されるため、この金利は現行市場金利に基づく。

手数料およびフィー収益 - フィー収益（手数料を含む。）の認識は、当該フィーを請求する目的および関連する金融商品の会計処理方法によって決定される。関連する金融商品がある場合、当該金融商品の実効金利の不可欠な一部であるフィーは、実効利回りの計算に含まれている。しかし、金融商品を純損益を通じて公正価値で計上する場合には、公正価値の決定に使用される重要な観察不可能な入力値がないことを条件に、関連するフィーは、当該商品の当初認識時に純損益に認識される。特定のサービス期間にわたって提供するサービスにより稼得されるフィーは、当該サービス提供期間にわたり認識される。特定のサービスの完了または重要事象により稼得されるフィーは、サービスの完了または事象の発生時に認識される。

純損益を通じて公正価値で会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

実績連動のフィーまたはフィー要素は、当該実績基準が満たされた時に認識される。

以下のフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたって提供するサービスにより稼得される：投資信託運用管理フィー、信託フィー、保管フィー、ポートフォリオおよびその他の運用管理およびアドバイザリー・フィー、信用関連フィー、ならびに手数料収益。その大部分が取引タイプのサービスの提供により稼得されるフィーには、引受フィー、コーポレート・ファイナンス・フィーおよびブローカー・フィーが含まれる。

フィー収益の創出に直接関連する増分費用は、手数料およびフィー収益に純額で表示される。

複合的なサービスまたは商品に関する契約 - 当グループが一相手先に対して複合的な商品、サービスまたは権利を提供する契約をしている場合、収益認識目的上、フィー全体を契約の別々の構成要素に割り当てるべきか否かに関して評価が行われる。当グループによって実行される仕組み取引は、このような契約の主たる例であり、取引ごとに評価される。当該評価は、契約

のその他の観点において当グループの継続的関与が引渡済の項目に必要なことを確認するため、引渡済の項目またはサービスの価値を考慮する。当該評価は、未引渡の項目の価値も評価し、引渡済の項目について返品権がある場合には、残りの項目またはサービスの将来の引渡可能性を評価する。契約を別々の構成要素として考えることが適切と判断された場合には、受取金額は各構成要素の相対的価値に基づいて割り当てられる。

引渡済の項目の価値について客観的で信頼できる証拠がない場合、または個別の項目について公正価値による認識が要求されている場合には残差法が使用される。残差法は、引渡済の構成要素の認識金額を、適切な収益金額をその他の全構成要素に対して割り当てた後の残額として計算する。

金融資産および負債

当グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能（以下「AFS」という。）金融資産ならびにその他の金融負債である。当グループは、いずれの金融商品も満期保有の区分には分類していない。金融資産および負債の適切な分類は、当初認識時または連結貸借対照表内での分類変更時に決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融商品およびAFSとして分類された金融資産については、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当グループが資産の購入または売却あるいは金融負債の発行または買戻しを確約した日である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

当グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。関連する実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金や負債証券といった利付資産に係る利息および資本性金融商品に係る配当は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の利息および類似収益に表示される。

トレーディング資産および負債 - 金融商品は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または、識別された金融商品からなるポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債証券および持分証券、トレーディング目的で保有するデリバティブ、コモディティならびにトレーディング貸出金が含まれている。これには、当グループのコモディティ・トレーディング事業が保有する実物商品が、売却コスト控除後の公正価値で含まれている。トレーディング負債は主にデリバティブ負債およびショート・ポジションからなる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品 - トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしてはならない。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3)その商品がまたは複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。）。さらに、当グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債には、レボおよび逆レボ、一定の貸出金および貸出コミットメント、負債証券および持分証券ならびに仕組み債の負債が含まれている。

貸出コミットメント

一定の貸出コミットメントは、トレーディング目的で保有するデリバティブとして分類されているか、または公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。その他のすべての貸出コミットメントはオフバランス項目のままである。したがって、当グループは、これらのオフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利またはクレジット・スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」で明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントについては個別に（必要に応じて集会的に）減損の評価を行っている。

貸出金

貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、公正価値を表すその取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引コストおよびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。取得日後、当グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。貸出金に減損が生じていると判断された場合には、貸倒引当金が認識され、対応する額は連結損益計算書の信用リスク引当金繰入額科目に借方計上される。当初認識後に設定されたこのような貸倒引当金の戻入は、当行の信用リスク引当金繰入額の科目に含まれている。損失引当金が計上されていないこれらの貸出金の信用の質がその後改善した場合には、現在の帳簿価額の修正を通じて即時に認識され、対応する利得が利息収益に認識される。

売却可能として分類された金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、AFSとして分類される。AFSとして分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。AFSとして分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、その他の包括利益に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。AFSとして分類された貨幣性金融資産（負債性金融商品）については、外国為替レートの変動に関連する帳簿価額の変動は連結損益計算書に認識され、その他の帳簿価額の変動は、上述のとおり、その他の包括利益に認識される。AFSとして分類された非貨幣性項目の金融資産（資本性金融商品）については、関連する外国為替部分も、その他の包括利益に認識される損益に含まれる。

AFSとして分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。AFSとして分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。

減損の証拠がある場合、以前その他の包括利益に認識された金額は、当期の連結損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。この当期の減損損失は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前連結損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。

AFS負債証券に減損が生じた場合、その後の公正価値の下落は、更なる減損と見なされるため、連結損益計算書に認識される。その後の公正価値の上昇についても、当該資産がもはや減損していないと見なされるまでは、連結損益計算書に認識される。AFS負債証券の公正価値が少なくとも償却原価まで回復した場合、当該証券はもはや減損したとは見なされず、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。

AFSとして分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は連結損益計算書を通じては行われず、減損計上後の公正価値の増加額は、その他の包括利益に認識される。

実現損益は、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。金融資産の原価の算定には通常、加重平均原価法が使用される。その他の包括利益に計上された未実現損益は、売却可能資産の処分時において連結損益計算書に振り替えられ、売却可能金融資産に係る純利得（損失）として報告される。

決定的に重要な会計上の見積り - 減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当グループでは売却可能として分類された金融資産の減損を、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。追加情報については、注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」を参照のこと。

金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更

当グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われない。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産および金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当グループが適用した相殺の大部分は、デリバティブならびにレボおよび逆レボに関連している。相殺の大部分は、金利デリバティブおよび関連する委託証拠金残高に適用される。これらは、ロンドン清算機関等の中央清算機関を通じて清算されている。また、当グループは相殺する権利を有しており、純額で決済するか、資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有しているレボおよび逆レボを相殺している。詳細な情報については注記18「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。当グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

- 金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定の市場リスク（または複数の市場リスク）または特定の相手先の信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。
- 公正価値が経営幹部に対して提供されている。
- 金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当グループがマーケット・リスクおよび相手先の信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

決定的に重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ入力値は、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。重要な経営陣の判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級管理職に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ入力値が活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ入力値の流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のための入力値は、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに、評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

IFRSの下では、公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法への入力値に従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不可能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当グループは、観察不可能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、重要な経営陣の判断が要求される。

償却原価で測定された金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には重要な経営陣の判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記14「公正価値で計上される金融商品」および注記15「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

取引日利益の認識

評価技法で使用された重要な入力値に観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となるか、または当グループが商品のリスクを実質的に取り除く相殺取引を締結した時に連結損益計算書に認識される。取引日損失が生じる稀な状況では、損失が発生した可能性が高く、かつ損失金額を信頼性をもって見積ることが可能な範囲に限って、取引開始時に損失が認識される。

決定的に重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、評価技法に重要で観察不可能な入力値があるか否かの判定において要求される。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に含まれる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体が純損益を通じて公正価値

で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識される。主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

ヘッジ会計

会計目的上、ヘッジには3種類ある。それは(1)資産、負債または未認識の確定コミットメントの公正価値変動のヘッジ（公正価値ヘッジ）、(2)可能性が非常に高い予定取引および変動利付資産・負債からの将来キャッシュ・フロー変動のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）および(3)在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の表示通貨へ換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）である。

ヘッジ会計が適用される場合、当グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との関係、ヘッジ取引実行のリスク管理目的および戦略ならびにヘッジされるリスクの性質を指定し文書化する。この文書化には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性を、当グループがどのように評価するかに関する記述が含まれる。ヘッジの有効性は、ヘッジの開始時および各ヘッジ関係の期間全体を通じて評価される。デリバティブおよびヘッジ対象項目の契約条件が一致している場合でも、ヘッジの有効性を常に評価する。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に振り替えられる。

公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。AFS有価証券の外国為替リスクをヘッジする場合も、当該証券の外国為替エクスポージャーに関連する公正価値の修正額は同様に、その他の収益に計上される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、ヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベシス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識中止される場合にはいつでも、あらゆるベシス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。

将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に振り替えられる。従って、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮想の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に振り替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額中の関連する金額は、予定取引からの利益または損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に振り替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に振り替えられる。

在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益中の外貨換算調整勘定として計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額

当グループは最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集散的に評価する。

個別ベースで損失事象が発生しているかを経営陣が判断できるように、すべての重要な相手先との関係は定期的にレビューされる。この評価では、相手先が抱える重要な財政難または契約違反（例えば利息または元本の支払の不履行または延滞）等の、相手先に関連する現在の情報および事象を考慮する。

個別の相手先との関係について減損損失をもたらす減損の証拠がある場合には、損失の金額は、貸出金の帳簿価額（未収利息を含む。）と、貸出金の見積将来キャッシュ・フロー（担保権実行によるキャッシュ・フローから担保の獲得・売却コストを控除した額を含む。）の当初の実効金利または貸出金への分類変更時に設定された実効金利で割引かれた現在価値との差額として決定される。貸出金の帳簿価額は、引当金勘定を使用して減額され、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識される。

減損の集会的評価は、個別には重要であるが減損の客観的証拠がないか、または個別には重要でないがポートフォリオ・ベースでは損失金額が発生している可能性が高く、それを合理的に見積ることが可能な貸出金に関連する引当金金額を設定するために行われる。損失金額には3つの構成要素がある。第一の構成要素は、各所在国における経済情勢または政治情勢により、相手先の返済条件を遵守する能力に重大な疑義がある国々における貸出金エクスポージャーに関する移転リスクおよび通貨交換リスクに係る金額である。この金額は、カントリー・リスクおよび移転リスクに関する格付を使用して計算される。この格付は、当グループが事業を行っている各国について設定され定期的にレビューされる。第二の構成要素は、富裕層および一般個人顧客向けビジネスの個人顧客および中小企業顧客に対する貸出金である小口均質貸出金のポートフォリオに係る発生損失に相当する引当金の金額である。これらの貸出金は、類似の信用リスク特性に従ってグループ化され、各グループの引当金は、過去の経験に基づき統計モデルを使用して決定される。第三の構成要素は、個別にも識別されず、小口均質貸出金の一部としても測定されていない貸出金グループに内在する発生損失の見積額を示している。個別ベースの評価の際に減損していないと判定された貸出金は、引当金のうち当該構成要素の範囲に含まれる。

貸出金の減損が識別されると、貸出金の契約条件に従った利息の発生計上が停止されるが、当該貸出金の評価減後の金額の時間の経過による正味現在価値の増価は、貸出金の当初の実効金利に基づき、利息収益として認識される。

各貸借対照表日において、減損債権はすべてレビューされ、貸出金の当初の実効金利によって割引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値に変更される。以前認識された減損損失の変更は、引当金勘定の変更として認識され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

現実的な回収の見込みがないと見なされ、かつ、担保がすべて実現しているかまたは当グループに譲渡されている場合、当該貸出金および関連する引当金は償却される（当該貸出金および関連する引当金は貸借対照表から除去される）。特定の貸倒引当金が設定されている個別に重要な貸出金は、少なくとも四半期ごとに、個別に評価される。このカテゴリーの貸出金については、その延滞日数が償却のための一つの指標ではあるが、決定的要因ではない。償却は、すべての関連する情報（例えば、借手が債務を履行できなくなるような、借手の財政状態における重要な変化の発生や、担保からの受取金が貸出金の現在の帳簿価額を完全に充足するには不十分であること等）を考慮した上でのみ行われる。

集会的に評価される貸出金（主にモーゲージおよび消費者金融貸出金）については、その償却の時期は、裏付けとなる担保の有無、および回収可能額に関する当グループの見積りに左右される。モーゲージ貸出金に関しては、貸出金のうち無担保の部分は、モーゲージが遅くとも840日延滞した時点で償却される。消費者金融貸出金に関しては、残高のうち当行が回収を見込んでいない部分は、クレジット・カード債権については180日延滞した時点で、その他の消費者金融貸出金については270日延滞した時点で償却される。

その後の回収額がある場合には、引当金勘定に貸方計上され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

オフバランス信用リスク引当金繰入額を決定する過程は、貸出金に関して用いられる手法と類似している。損失金額が生じた場合は、引当金として連結貸借対照表の引当金に認識され、また、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に費用計上される。

その後の期間において、以前に認識した減損損失が減少し、当該減少が減損が認識された後に生じた事象に起因する場合、減損損失はそれに応じて引当金勘定を減額することで戻し入れられる。当該戻入は純損益に認識される。

決定的に重要な会計上の見積り - 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金に関連する会計上の見積りおよび判断は決定的に重要な会計上の見積りである。というのは、個別および集会的の両方の減損評価に使用される基礎となる仮定は、毎期変動する可能性があり、かつ、当グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これは、近年の金融危機のように経済および金融面で不確実な状況において予想キャッシュ・フローの進展および変更が、より急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る場合に、特にそうである。将来キャッシュ・フローの実額の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

個別に重要であるとみなされた貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

小口均質貸出金のポートフォリオ、ならびに個別に重要ではあるが減損が存在する客観的な証拠がない貸出金に係る引当金の決定は統計モデルを使用して算定される。このような統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。

定量的開示は、注記19「貸出金」および注記20「信用リスク引当金」に記載されている。

金融資産および負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融資産の所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引では、同資産に対する支配が留保されない場合（すなわち、譲受人が譲渡資産を売却できる実際上の能力を有する場合）に、当グループは譲渡資産の認識を中止する。譲渡において留保される権利および義務は、適宜資産および負債に区分して認識される。資産に対する支配が留保されている場合には、その継続的関与を有する範囲において、当グループは資産の認識を継続する。この継続的関与の範囲は、当グループが依然として譲渡資産の価値の変動リスクにさらされる範囲によって決定される。

認識中止の基準は、資産全体ではなく資産の一部の譲渡や、適用可能な場合には類似した金融資産のグループ全体に対しても適用される。資産の一部を譲渡する場合には、当該一部は、個別に識別したキャッシュ・フロー、資産の完全比例配分額、または個別に識別したキャッシュ・フローの完全比例配分額でなければならない。

既存の金融資産が同一の相手先による実質上異なる条件の他の資産と交換された場合、または既存の金融資産の条件が実質上変更された場合（支払猶予の措置またはその他の理由により）、既存の金融資産の認識が中止され、新たな資産が認識される。各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

証券化

当グループは、様々な消費者金融資産および商業用金融資産を証券化している。これは当該資産をストラクチャード・エンティティに譲渡し、ストラクチャード・エンティティが当該資産の取得に出資する投資家に証券を発行することによって達成される。証券化を控えている金融資産は、適宜「金融資産および金融負債」の項の方針に基づき分類および測定される。ストラクチャード・エンティティが連結されない場合、譲渡資産は、金融資産の認識の中止に係る方針に基づき、全部または一部の認識中止の要件を満たすことがある。シンセティック証券化ストラクチャーには通常、「デリバティブおよびヘッジ会計」の項の方針が適用されるデリバティブ金融商品が含まれる。認識中止の要件を満たさない譲渡は、担保付資金調達として報告されるか、または継続的関与に係る負債の認識を生じさせる場合がある。投資家および証券化ビークルは通常、金融資産の発行体が当該資産の当初条件の履行を怠った場合に、当グループの他の資産に対する償還請求権をもたない。

証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後トランシェ、利息のみのストリップス債またはその他の留保持分（以下、合わせて「留保持分」という。）の形式で留保することができる。当グループの留保持分によりストラクチャード・エンティティの連結が行われず、また譲渡資産の継続的認識も行われない場合、当該持分は通常、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、公正価値で計上される。類似金融商品の評価と同様に、留保トランシェまたは金融資産の当初およびその後の公正価値の決定は、入手可能な場合には市場相場価格を使用して、またはイールドカーブ、期限前償還率、デフォルト率、損失強度、金利のボラティリティおよびスプレッドといった変数を利用した内部の価格決定モデルを使用して行われる。価格決定に使用する仮定は、類似証券の観察可能な取引に基づいており、入手可能な場合には外部の価格決定ソースにより確認される。類似証券の観察可能な取引およびその他の外部の価格決定ソースが入手できない場合、公正価値の決定には経営陣の判断が要求される。また、当グループは定期的に証券化された金融資産に対する持分を保有する場合があります、これを償却原価で計上している。

当グループが、非連結の証券化事業体に対する財務的支援を提供する現在の債務（法的または契約上のいずれか）を有している場合、当該債務が信頼性をもって測定可能であり、債務の決済のために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合には引当金が設定される。

資産が認識中止される場合、受取対価と譲渡資産の帳簿価額の差額と等しい損益が計上される。資産の一部が認識中止される場合、証券化に係る損益は、一部、譲渡金融資産の帳簿価額に依拠し、その帳簿価額は、譲渡日現在の相対的公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分に割り当てられる。

金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効したときに認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レボ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レボ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。現金を支払う当事者は、融資の担保としての役目を果たす、融資した元本以上の市場価額を有する有価証券を占有する。逆レボに基づく受入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を取得しないため貸借対照表に認識されず、レボに基づく差入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を放棄しないため貸借対照表から認識中止されない。貸借対照表から認識中止されない、レボに基づく差入有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

当グループは、公正価値ベースで管理される一定のレボおよび逆レボのポートフォリオに対して公正価値オプションの適用を選択している。

逆レボに係る利息収益およびレボに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

借入有価証券および貸付有価証券

有価証券借入取引は通常、当グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。有価証券貸付取引の場合、当グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。当グループは、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を監視しており、必要な場合には追加の担保を支払うかまたは受け取っている。

現金貸出額または現金受取額は連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上される。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスクフリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかのいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、各企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が企業の事業をどのように監視しているかや、経営陣が企業の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含められる。

一定の非統合の投資はCGUに配分されない。これらの各資産について個別に減損テストが行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から25年の期間にわたり定額法で償却される。モーゲージの回収サービス権は、取得原価で計上され、回収サービス純収益に比例してその見積期間にわたり償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかと見なされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年に1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合に、減損テストが行われる。

決定的に重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値またはその他の評価技法あるいはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当グループではこの見積りを、決定的に重要と考えている。

定量的開示は、注記25「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

引当金

引当金は、当グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要とされる対価の最善の見積りである。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、引当金は、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該債務に固有のリスクを反映した税引前割引率を使用して割引かれ、債務の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定される。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識される。

引当金の決済に必要とされる一部または全部の経済的便益が、第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には資産が認識される。

決定的に重要な会計上の見積り - 訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当グループは、訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失について、それぞれ、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」またはIAS第12号「法人所得税」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当グループの経験と他社の経験、および弁護士の見解を考慮した上での、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に関する情報については、注記29「引当金」を参照のこと。

法人所得税

当グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含められた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合（この場合は、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。）を除き純損益に認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、（１）それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、（２）相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ（３）それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産および負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、AFS投資の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

当グループの英国における保険事業（Abbey Life Assurance Company Limited）は、保険契約者の投資収益に係る所得税（保険契約者税）の対象となっている。この税金は、経済的には保険契約者の所得税費用／ベネフィットであるが、当グループの法人所得税費用／ベネフィットに含まれ、保険契約者に対する当グループの負債を減額／増額する。

決定的に重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当グループは、過去の税金負担力および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。四半期ごとに当グループは、繰延税金資産に関連する見積りを、将来の収益性に関する仮定も含めて再評価する。

当グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、重要な経営陣の判断が要求されることから、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産が変更される可能性がある。当グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

当グループの繰延税金に関する更なる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記36「法人所得税」を参照のこと。

企業結合および非支配持分

当グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されると同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金に報告される。

売却目的保有の非流動資産

個々の非流動非金融資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いと見なされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならない。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は修正再表示されない。処分グループに金融商品が含まれる場合、当該商品の帳簿価額の修正は認められない。

土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア(オペレーティング・システムのみ)を含んでいる。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間が当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から10年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日現在の減損テストの対象となり、回収可能価額（売却コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

ファイナンス・リースによるリース不動産は、土地建物および設備に資産として計上され、リース期間にわたり減価償却される。

金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

当グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で財務諸表に当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績ならびに経営陣が決定した最善の見積りに基づき決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用リスク引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

リース取引

当グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。これらの契約の条件の評価が行われ、リースはリース開始時における経済的実質に基づいてオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに基づく保有資産は、リース資産の公正価値相当額または最低リース料支払額の現在価値の低い方で連結貸借対照表に当初認識される。これに対応する貸手に対する負債は、ファイナンス・リース債務として連結貸借対照表に含まれる。最低リース料支払額の現在価値の計算に使用される割引率は、リースの計算利率（決定可能な場合）または追加借入利率である。変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

オペレーティング・リースの賃借債務は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。これは、借手が資産の物的使用を支配した時から開始する。リース・インセンティブは、リース料の減少として扱われ、同様にリース期間にわたり定額法で認識される。オペレーティング・リースに基づき発生する変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

従業員給付

年金給付

当グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法の下では、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当グループの給付制度の大部分は、積立式である。

その他の退職後給付

さらに、当グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関する更なる情報については、注記35「従業員給付」を参照のこと。

解雇給付

解雇給付は、当グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

自己普通株式購入義務

ドイツ銀行株式の先渡購入契約およびドイツ銀行株式を基礎数値とする売建プット・オプションは、株式数が固定され、固定額の現金による現物決済が必要とされる場合、自己普通株式購入義務として報告される。契約開始時に、この義務は先渡契約またはオプションの決済金額の現在価値で計上される。ドイツ銀行株式の先渡購入契約および売建プット・オプションについては、対応する額が株主持分に借方計上され、自己普通株式購入義務振替額として報告される。

負債は発生主義により会計処理され、当該負債に係る利息コスト（貨幣の時間価値および配当から成る。）は、利息費用として報告される。このような先渡購入契約および売建プット・オプションの決済時には、負債が消滅し、株主持分の借方計上額は自己普通株式に組替えられる。

このような先渡契約の対象となっているドイツ銀行普通株式は、基本的1株当たり利益計算目的では社外流通とみなされないが、希薄化後1株当たり利益計算目的では、実際に希薄化している範囲で社外流通とみなされる。

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を

運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入が主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当グループは、優先長期債務の発行を営業活動と見なしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（CB&Sの事業ラインによって設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務部が発行する債務（他の資金源と交換可能であると見なされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であると見なされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変動による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

保険

当グループの保険事業は2種類の契約を発行している。

保険契約 - これらは、特定の不確実な将来事象が保険契約者に悪影響を及ぼす場合に保険契約者の補償に合意することで、当グループが他方当事者（保険契約者）から重要な保険リスクを受け入れる、年金契約および終身契約である。これらの契約は、すべての権利および義務が消滅または終了するまで保険契約として維持される。IFRSにより認められているように、当グループは、IFRSの適用前に当グループが適用していた以下に詳述される保険契約に関する会計方針（US GAAP）を維持している。

非参加型投資契約（以下「投資契約」という。） - これらの契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。これらは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されるその他の金融負債と同様に測定および報告される。

年金契約の裏付けとして保有する金融資産は、AFSとして分類されている。その他の保険および投資契約のために保有する金融資産は、公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

保険契約

一時払保険事業の保険料は、受取時に収益として認識される。これは、保険証書が有効になった日である。定期払保険契約に関しては、支払期日に債権が認識される。保険料は、手数料控除前で表示される。保険料を受領しなかったことにより保険証書が失効する場合、失効とみなされた日から、関連するすべての未収保険料収益が、関連費用控除後で、保険料と相殺される。

保険金は、発生時に費用として計上され、配当宣言の予想により配分される保険契約者の利益配当を含み、年度中に発生したすべての保険金の原価を反映している。

終身保険契約の保険準備金の総額は勘定残高と等しく、保険証書に充当された受取保険料および投資収益（死亡コストおよび管理費控除後）を表している。その他のユニット・リンク型の保険契約に関しては、保険準備金は基礎となる資産の公正価値を表している。

年金契約に関しては、負債は、契約の有効期間にわたる見積将来キャッシュ・フローを、発生確率を考慮して評価日まで割引くことで計算される。この仮定は取得日現在で固定され、適切な逆偏差引当金（PAD）が計上される。この計算された負債の価値は、最善の見積仮定および基礎となる資産の償却原価に係る利回りに基づく利子率を使用して計算された価値に対して検証される。この検証によってより高い価値が算定された場合には、負債の金額が再設定される。

保険準備金の総額は、当グループのユニット・リンク型年金商品に付された一定のオプションに関する負債を含んでいる。これらの負債は、数理計算上の仮定を使用して契約上の債務に基づき計算される。

将来の保険金、費用、受取保険料および比例する投資収益の見積りに基づき、保険ポートフォリオに関して負債の妥当性の検証が実施される。長期の契約に関しては、投資利回り、死亡率、罹病率、解約または費用に関する実績が、既存の契約負債と将来の保険料総額の現在価値が将来の給付の現在価値をカバーするのに不十分であり、繰延新契約費を回収するのに不十分であることを示している場合には、保険料不足額が認識される。

保険の増加分の取得および投資事業に直接帰属するコストは、これらの契約に係る収入の将来の利益から回収可能と見込まれる範囲で繰延べられる。これらのコストは、これらの将来の利益から回収可能と見込まれる期間内にわたり定期的に償却される。

投資契約

当グループの投資契約はすべてユニット・リンク型である。これらの契約に係る負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約所有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。

この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属可能な投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

投資契約のための金融資産は、公正価値で計上され、公正価値の変動およびそれと相殺される対応する金融負債の公正価値の変動は純損益に計上される。

再保険

再保険料、および発生した保険業務に係る費用に関連する再保険金は適宜、収益および費用に報告される。再保険に関連する資産および負債は、重要性が高い場合には総額ベースで報告される。保険契約準備金から再保険者に対して出再される金額は、再保険リスクと整合する方法で見積られる。したがって、再保険契約に関連する収益および費用は、再保険される事業の基礎となるリスクと整合する方法で認識される。

重要な新たな再保険契約はすべて、現地取締役会による承認を受けなければならない。一旦処理されると、これらの契約は、信用リスクに関する定期的なレビュー（全エクスポージャーならびに貸付および担保規定に関する評価を含む。）を受ける。減損は、当グループの会計方針の「金融資産の減損」の項に従って判断される。

[次へ](#)

最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

最近適用された会計基準書

当グループに関係があり、2014年度中に当連結財務諸表の作成に当たり適用された会計基準書は以下のとおりである。

IAS第32号

2014年1月1日、当グループは、IAS第32号の修正「金融資産と金融負債の相殺」（以下「IAS第32号R」という。）を適用した。IAS第32号Rは、（a）企業の現時点で法的強制力のある相殺権の意味、および（b）どのような場合に総額決済システムが純額決済と同等と見なされるかを明確にしている。IAS第32号Rは、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えなかった。

IFRIC第21号

2014年1月1日、当グループは、IFRIC第21号「賦課金」を適用した。これは、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の解釈指針であり、関連する法律によって特定された、賦課金を支払う原因となる活動が生じた場合にのみ、企業が賦課金に関する負債を認識することを明確化している。IFRIC第21号は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えなかった。

新しい会計基準書

2014年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりであった。

IFRSの改善（2010年 - 2012年および2011年 - 2013年サイクル）

2013年12月、IASBは、2010年 - 2012年および2011年 - 2013年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによる複数のIFRSの基準の修正を公表した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、2014年7月1日以後開始事業年度から適用される。当該修正は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えないと見込まれている。

IFRS第9号の分類および測定、減損およびヘッジ会計

2014年7月、IASBは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号を公表した。IFRS第9号は、金融資産の企業による分類および測定方法について新たな要求を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、事業体のビジネス・モデルおよび金融商品の契約上のキャッシュフローが、財務諸表上のその分類および測定を決定することを要求している。当初認識時に、各金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」という。）、償却原価、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI」という。）のいずれかとして分類される。これらの要件は既存のIAS第39号の規則に基づく評価と異なることから、IAS第39号に基づく金融資産の分類および測定と一部異なることが予想される。

金融負債の分類および測定は、IFRS第9号に基づいても現在の要件からほとんど変更はない。しかし、発行債務の負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、事業体の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、IFRS第9号に基づき損益計算書ではなく、その他の包括利益に認識されるようになる。

金融資産の減損

IFRS第9号に基づく減損の規則は、償却原価またはFVOCIで測定される金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。減損は、IAS第39号に基づく「トリガー」事象が発生した時に信用損失を認識するモデルから、その時点での潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時（または当グループがローン・コミットメントもしくは金融保証の当事者になった日）に引当金を計上する予想損失モデルに移行する。

当初認識時に計上される信用損失引当金は、今後12ヶ月間の予想信用損失基準に基づく。その後、各報告日現在において、当グループは、金融商品の信用リスクが著しく増加したか否かを評価しなければならない。著しく増加した場合には、全期間にわたる金融資産の予想信用損失（以下「全期間の予想損失」という。）を引当金に反映しなければならない。減損規則に対する変更の結果として、引当金が、金融資産の全期間にわたり継続的に監視され更新される将来の確率に重点を置いた情報に基づくことになるため、IFRS第9号により主観性が高まることになる。これは、引当金の計上前に1つ以上の損失事象の発生を

要求するIAS第39号に基づく減損の認識とは対照的である。IFRS第9号は、全体的な減損引当金の水準上昇をもたらすと見込まれている。これは、当初認識時以降信用リスクが著しく増加していない金融商品に係る今後12ヶ月間の予想信用損失に相当する引当金を計上することを要求されるため、およびIAS第39号に基づき損失事象がすでに発生している金融資産の母集団と比較して、全期間の予想損失が適用される金融資産の母集団の方が大きい可能性が高いためである。

ヘッジ会計

また、IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務を整合させることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいる。全般的に、現在の規則に基づく一部の制限が削除され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目がヘッジ会計を利用可能になる。

IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当グループは現在、IFRS第9号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2014年5月、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益を認識する方法および時期について規定しているが、IFRS第9号 / IAS第39号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IFRS第15号は、IFRSの下で収益認識を現在規定する他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。当該基準はまた、より有益で目的適合性のある開示を財務諸表の利用者に提供するように企業に要求している。IFRS第15号は、2017年1月1日以後開始事業年度から適用される。当グループは現在、IFRS第15号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

IFRSの改善（2012年 - 2014年サイクル）

2014年9月、IASBは、2012年 - 2014年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによる複数のIFRSの基準の修正を公表した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当グループは現在、当該修正が当グループの連結財務諸表に与える影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

IAS第1号

2014年12月、IASBは、財務報告における表示および開示を改善する取り組みの一環としてIAS第1号の修正「財務諸表の表示」を公表した。当該修正は、財務諸表全体に対して重要性の原則が適用可能なこと、開示の決定に際しては専門家の判断を適用すべきことおよび重要性のないデータを含めることが開示の有効性を低下させることを明確化している。当該修正は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。IAS第1号の修正は、当グループの開示にのみ影響を与える。当該修正は、EUの支持をまだ受けていない。

[次へ](#)

03 -

取得および処分

2014年度に完了した企業結合

2014年度において、当グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

2013年度に完了した企業結合

2013年9月2日、ドイツ銀行AGは、その共同支配企業であるXchanging etb GmbH（以下「Xetb」という。）の残りの51%持分の購入を完了したことを発表した。Xetbは、Xchanging Transaction Bank GmbH（以下「XTB」という。）の持株会社である。段階取得に関して支払われた購入価格は、基礎となる構成要素の41百万ユーロから成るが、一定の調整の対象となる。この金額のうち、36百万ユーロは現金対価として取得企業によって支払われた。残りの5百万ユーロは、当該取引のクロージングの過程でXTBによって売手であるXchanging plc.（以下「Xchanging」という。）に支払われ、結果として取得した純資産が減少した。ドイツ銀行とXchangingとの合意は、2013年5月に署名された。規制当局およびXchangingの株主からのものを含む必要な承認が得られたため、ドイツ銀行への支配の変更が2013年9月1日（取得日）に有効となった。当該取引の完了時に、ドイツ銀行はXTBに対する完全な所有権および営業上の支配を獲得した。当該取引は、営業上の効率性を改善し、プロセスの重複、複雑性および費用を削減するための「ドイツ銀行の戦略 2015+」に寄与することを目的としている。

Xetbは、Xchangingとの共同支配企業として2004年に設立され、当グループの旧完全子会社european transaction bank ag（以下「etb」という。）であったXTBの持株会社である。XTBは、ドイツ銀行および外部顧客に有価証券処理事業に関連するサービスを提供している。取得された企業はドイツ銀行のインフラ事業に統合された。XTBに対する支配を獲得する前に、当グループはXetbの49%持分を直接保有しており、被投資企業の財務および営業の方針に重要な影響を与える能力を有していた。したがって、取引完了日まで、子会社XTBを含むXetbは持分法を使用して会計処理されていた。被取得企業に対する資本持分の取得日公正価値は21百万ユーロであった。公正価値の再測定によって利得または損失は生じなかった。

当該取得の会計処理が2014年度第2四半期に確定し、結果として支払購入対価が純額で1百万ユーロ増加し、それに対応して認識のれんが1百万ユーロ増加した。したがって、当該取引に起因したのれんの最終金額は38百万ユーロとなり、PBC（25百万ユーロ）、GTB（6百万ユーロ）、CB&S（5百万ユーロ）およびドイチェAWM（2百万ユーロ）に配分された。取得日現在の購入対価合計および開始貸借対照表の調整は、以下の通りであった。

取得日における取得資産および引受負債の公正価値

単位：百万ユーロ

移転された現金対価	36
以前から保有する持分の公正価値	21
以前からの関係の清算に関する減少	8
購入対価合計（企業結合前に当グループが保有していた資本持分の公正価値を含む）	50
識別可能な取得資産および引受負債の認識額 ¹	
現金および現金同等物	6
売却可能金融資産	24
無形資産	6
その他の資産合計	31
引当金	22
その他の負債合計	34
識別可能純資産合計	12
のれん	38
取得した識別可能純資産およびのれん合計	50

1 取得資産および引受負債の主な種類別。

取得前において、ドイツ銀行およびXTBはドイツ銀行に対する有価証券処理サービスの提供に関する共同サービス契約の当事者であった。当該サービス契約は以前からの関係とみなされ、上記の購入取引とは別個に会計処理されている。2016年5月に満了する当該サービス契約は、当該取引の完了に伴って終了した。当該サービス契約に帰属する清算額は、割引キャッシュ・フロー・アプローチを使用して算定された。この認識により生じた8百万ユーロの損失は、当グループの2013年度の損益計算書において一般管理費に計上された。

2012年度に完了した企業結合

2012年度において、当グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

支配を維持する非支配持分の取得および処分

2014年度中に、当グループは、関連する子会社に対して支配を維持する非支配持分の取得および処分は行わなかった。2013年度に、ドイツ銀行は、当グループが唯一の所有者ではない子会社への投資に関連した、各子会社に対する支配の喪失を伴わない非支配持分の取得および処分を完了した。かかる取引は、IFRS第10号に従い、当グループの損益計算書上利得および損失が認識されない当グループと外部株主との資本取引として会計処理が行われた。これらの取引に関して2013年度に移転された対価の総額は、合計11百万ユーロであった。関連する支配持分および非支配持分の帳簿価額は、これら子会社に対する当グループの持分の変動を反映するよう修正が行われた。移転された対価または受取対価の公正価値と、非支配持分を修正した金額との差額は、株主持分に直接認識されている。

以下の表では、2013年度および2014年度にこれらの子会社に関して計上された当グループの所有持分の変動による影響の合計が要約されている。

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
期首現在のドイツ銀行の所有持分	0	24
ドイツ銀行の所有持分の増加（純額）	0	7
純損益に対するドイツ銀行の持分	0	1
その他の包括利益に対するドイツ銀行の持分	0	-4
その他の持分変動に対するドイツ銀行の持分	0	-1
期末現在のドイツ銀行の所有持分	0	27

処分

2014年度、2013年度および2012年度中に、当グループはいくつかの子会社 / 事業の処分を完了した。これらの処分には主に、当グループが以前に売却目的保有として分類していた事業が含まれていた。2014年度、2013年度および2012年度においてこれらの処分に対して受け取った現金対価総額は、それぞれ19億ユーロ、57百万ユーロおよび99百万ユーロであった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
現金および現金同等物	0	156	0
残りの全資産	8,346	33	1,937
処分資産合計	8,346	189	1,937
処分負債合計	6,602	196	1,592

04 -

事業セグメントおよび関連情報

当グループのセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高経営意思決定者（ドイツ銀行取締役会）がセグメントに資源を配分し経営成績を評価するために定期的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

2014年度第1四半期から、純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズの米国非課税有価証券につき、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示の変更により、2014年度通年のCB&Sの純利息収益が65.4百万ユーロ増加した。この増加は、C&Aにおける戻入れを通じて、グループ連結の数値において相殺されている。重要性が低いことから、過年度の比較数値は修正されていない。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、35%である。中核業務と非中核業務の管理におけるアプローチの違いから、NCOUが保有する米国非課税有価証券は、完全な課税対象ベースでは表示されていない。

事業セグメント

当グループの事業セグメントは、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）、個人顧客および中堅企業（PBC）、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（ドイチェAWM）および非中核事業ユニット（NCOU）の5つのコーポレート部門から成る当グループの組織体制を表している。

当グループのビジネス・モデルに対する現行の最適化の一環として、変化する市場および規制環境に対応して、当グループは当グループの事業ポートフォリオの評価を継続しており、これが現在の市場機会を反映し、顧客のニーズを満たすよう適合させている。その背景において、2014年度末に当グループは、シングル・ネームCDSおよび貴金属現物の大部分の取引を停止することを発表した。

2013年度にドイチェAWMは収益の開示区分を変更した。新しい収益の開示は、収益を経常的および非経常的な要素、純利息収益およびその他の商品からの収益に区別できるようにするため、その性質および種類によって収益を区分している。当該新しい開示はより市場慣習に合致しており、透明性を強化し、事業のより明解な分析を可能にしている。これらの変更を反映するため、過年度は修正再表示された。

セグメント報告に重要な影響を及ぼした経営責任のその他の変更は以下に記載するとおりである。

- 2014年度に、PBCは商品収益の開示区分を改定した。PBCは、PBCの収益構成に一層の透明性を与えるため、新たな収益区分「ポータルおよび付随的なポストバンク・サービス」を導入した。これは以前はその他の収益の一部であったものである。これらの変更を反映するため、過年度は修正再表示された。
- 2013年度第4四半期中に、コモディティーズ・ビジネスの要素を縮小・撤退するという決定がなされた。非継続事業を含むポートフォリオは、スペシャル・コモディティーズ・グループ（SCG）に集約され、SCGはその後2014年度第1四半期にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）から非中核事業部門（NCOU）に移管された。SCGは、エネルギー、農業、ベースメタルおよびドライバルクのエクスポージャーに関連する資産、負債および偶発リスクを含む。CB&SおよびNCOUの比較数値は、これに従って修正再表示されている。コモディティーズの継続事業はCB&Sに残されている。
- 2013年度に、ドイツ中堅企業顧客の長期現金貸付ポートフォリオはCB&Sコーポレート部門からGTBコーポレート部門に移管された。
- 2012年度第4四半期から、ETF等のパッシブ投資 / 第三者オルタナティブ業務の管理責任はCB&Sから新規に統合されたドイチェAWMに移管された。

セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）を要求している。当該調整は、「取締役会報告書：経営および財務の概況：ドイツ銀行グループ：コーポレート部門：連結および調整」に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。当グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。

当グループの経営管理報告においてIFRSに準拠しない会計処理方法が使用されるのはまれであり、その場合、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、（例えば当グループのCB&SおよびPBCにおける財務勘定の一定の金融商品に関して）経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（主にCB&S）のに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用リスク引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（C&Aで戻入れ）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその営業活動は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは「市場金利法」に従っており、当グループ外部からの純利息収益は、各事業セグメントに対し、すべてのポジションがホールセール金融・資本市場を通して資金調達または投資されている、との仮定に基づいて配分されている。したがって、当グループは、自己の資本を有する法的に独立したユニットを持つ競合他社との比較可能性を得るため、各事業セグメントに対し、各事業セグメントの平均アクティブ資本配分額に比例して、当グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益（一定の在外営業活動体に対する純投資のヘッジ等、一定の関連費用を控除後）を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の測定尺度が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当グループは、投資家およびアナリストが、当グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの測定尺度を開示している。これらの測定尺度は、以下の項目を含んでいる。

平均アクティブ資本 - 当グループは、いくつかの比率の計算に平均アクティブ資本を使用する。しかしながら、アクティブ資本はIFRSに規定された測定尺度ではないため、当グループの平均アクティブ資本に基づく比率は、計算方法の違いを考慮せず

に他社の比率と比較すべきではない。2013年7月1日付で、アクティブ資本の定義をCRR/CRD 4のフレームワークと整合させた。改訂後の定義のもとでは、株主持分は未払配当金についてのみ調整される（すなわち、外貨換算調整額を除くその他の包括利益（損失）累計額（税引後）は現在はアクティブ資本の一部である。）。過去の期間はそれに応じて修正された。

- 配分される平均アクティブ資本の合計金額は、当グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれかが高い方を基に決定される。2013年度より、当グループは、CRR/CRD 4に基づく規制上の要件の一層の増加を反映して、資本の配分を当行の伝達済みの資本目標および資本利益率目標と整合させる目的で、事業セグメントに対する平均アクティブ資本の配分を精緻化した。新手法のもとでは、内部的な所要規制自己資本は、グループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率を10.0%とし、CRR/CRD 4規則の完全適用を仮定して算出されている。したがって、配分の基礎、すなわちリスク・ウェイト・アセットおよび一定の規制自己資本の控除項目にも、CRR/CRD 4が完全適用されている。当グループの平均アクティブ資本が、全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれかが高い方を超過する場合、当該超過金額はC&Aに割り当てられる。
- 平均アクティブ資本利益率（%）は税引前利益（損失）（税引前非支配持分控除後）の平均アクティブ資本に対する比率と定義されている。平均アクティブ資本に基づくこれらの利益率は、当該比率の計算方法の違いを考慮せずに他社の数値と比較すべきではない。

セグメント別の経営成績

IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む、事業セグメントの経営成績については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」を参照のこと。

全社的開示

当グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。純収益の構成要素の詳細については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2014年、2013年および2012年12月31日終了年度における地域別の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前）を示している。CB&S、GTB、ドイチェAWM、PBCおよびNCOUについて示された情報は、主に収益が計上される当グループの事務所の所在地に基づき分類されている。C&Aに関する情報は、C&Aの管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
ドイツ：			
CB&S	872	1,008	1,367
PBC	7,704	7,723	7,559
GTB	1,258	1,348	1,364
ドイチェAWM	1,356	1,193	1,157
NCOU	-176	364	1,029
ドイツ合計	11,013	11,636	12,477
英国：			
CB&S	3,849	4,027	4,426
PBC	0	0	0
GTB	319	291	318
ドイチェAWM	592	983	398
NCOU	17	-50	-317
英国合計	4,778	5,251	4,825
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ：			
CB&S	929	850	1,052
PBC	1,912	1,812	1,949
GTB	953	977	1,158
ドイチェAWM	795	894	823
NCOU	10	-28	113
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ合計	4,599	4,506	5,095
アメリカ（主に米国）：			
CB&S	5,497	4,871	5,570
PBC	-21	-21	0
GTB	889	833	771
ドイチェAWM	1,432	1,173	1,669
NCOU	358	703	568
アメリカ合計	8,155	7,559	8,579
アジア／太平洋：			
CB&S	2,595	2,770	2,658
PBC	44	36	32
GTB	727	620	588
ドイチェAWM	533	491	424
NCOU	2	-25	33
アジア／太平洋合計	3,901	3,892	3,735
連結および調整	-497	-929	-975
連結純収益 ¹	31,949	31,915	33,736

¹ 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）からなっている。収益は、当グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本

社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結したか促進した当グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

連結損益計算書に対する注記

05 -

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）

純利息収益

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
利息および類似収益：			
利付銀行預け金	683	759	928
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	408	412	762
借入有価証券 ¹	-313	-375	-519
売却可能金融資産に係る利息収益	1,341	1,312	1,449
売却可能金融資産に係る配当収益	97	81	141
貸出金	11,820	11,941	13,658
その他	1,161	741	986
純損益を通じて公正価値で測定しない利息および類似収益合計	15,196	14,872	17,404
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,805	10,729	14,189
利息および類似収益合計 ¹	25,001	25,601	31,593
利息費用：			
利付預金 ²	3,210	3,360	4,946
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	160	186	315
貸付有価証券 ¹	-157	-216	-301
その他の短期借入金	214	285	342
長期債務 ²	1,882	1,568	2,686
信託優先証券	785	849	842
その他	371	200	140
純損益を通じて公正価値で測定しない利息費用合計	6,465	6,232	8,971
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,264	4,535	6,648
利息費用合計 ¹	10,729	10,768	15,619
純利息収益	14,272	14,834	15,975

1 過年度は修正再表示されている。詳細については、本報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 2012年度において、利息費用の780百万ユーロが、利付預金から長期債務に振り替えられた。

2014年、2013年および2012年12月31日終了年度において、減損した金融資産に関して計上した利息収益は、それぞれ94百万ユーロ、76百万ユーロおよび100百万ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
トレーディング収益：			
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	1,686	1,573	1,594
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	2,583	2,465	4,810
セールス・アンド・トレーディング合計	4,269	4,039	6,404
その他のトレーディング収益	137	-377	-1,205
トレーディング収益合計 ¹	4,407	3,662	5,199

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産/負債に係る純利得（損失）：

金融資産/負債の種類別内訳：

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券	-15	31	14
借入有価証券および貸付有価証券	0	0	-1
貸出金および貸出コミットメント	-20	-46	739
預金	-1	73	-56
長期債務 ²	-538	133	-328
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 / 負債	467	-35	41
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	-108	155	409
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	4,299	3,817	5,608

- 1 過年度は修正再表示されている。詳細については、本報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。
- 2 2014年度、2013年度および2012年度において、証券化ストラクチャーによるものがそれぞれ48百万ユーロ、(86)百万ユーロおよび(94)百万ユーロ含まれている。過年度の比較情報は修正再表示されている。2014年度、2013年度および2012年度において、関連する金融商品の公正価値の変動(315)百万ユーロ、390百万ユーロおよび358百万ユーロが、それぞれトレーディング収益に報告されている。過年度の比較情報は修正再表示されている。この両方が「セールス・アンド・トレーディング (債券およびその他の商品)」に報告されている。かかる利得および損失合計額は、これら連結対象の証券化ストラクチャーの損失に対する当グループの持分を表している。

合算ベースの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
純利息収益	14,272	14,834	15,975
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	4,299	3,817	5,608
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	18,570	18,651	21,583
コーポレート部門別 / 商品別の、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) :			
セールス・アンド・トレーディング (エクイティ)	2,314	2,129	1,732
セールス・アンド・トレーディング (債券およびその他の商品)	6,685	6,069	7,851
セールス・アンド・トレーディング合計	8,998	8,197	9,582
貸出金商品 ¹	695	599	182
その他の商品 ²	-61	72	589
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	9,632	8,869	10,353
個人顧客および中堅企業	5,962	5,966	6,220
グローバル・トランザクション・バンキング	2,232	1,984	2,016
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	1,505	1,568	1,974
非中核事業ユニット	-573	245	650
連結および調整	-187	19	369
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	18,570	18,651	21,583

- 1 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。
- 2 発行業務、アドバイザーおよびその他の商品の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) を含む。

当グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益 (すなわち、クーポンおよび配当収益) ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) のいずれかの区分に期ごとに計上することができる。より業務に焦点を置いた表示を行うため、当グループは、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) を業務部門別に、またCB&Sについては商品別にまとめている。

06 -

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度 ²
手数料およびフィーの収益および費用：			
手数料およびフィー収益 ¹	15,746	15,252	14,575
手数料およびフィー費用	3,337	2,943	2,766
純手数料およびフィー収益	12,409	12,308	11,809

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
純手数料およびフィー収益：			
信託業務による純手数料およびフィー	3,745	3,646	3,298
有価証券業務による純手数料およびフィー ¹	4,033	3,920	3,845
その他の顧客サービスによる純フィー	4,632	4,742	4,667
純手数料およびフィー収益	12,409	12,308	11,809

1 過年度は修正再表示されている。詳細については、本報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 手数料およびフィーの収益および費用はそれぞれ316百万ユーロ総額計上されている。

07 -

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
売却可能金融資産に係る純利得（損失）：			
負債証券に係る純利得（損失）：	153	321	65
処分による純利得（損失）	144	319	116
減損	9	2	-51
持分証券に係る純利得（損失）：	109	77	206
処分／再測定による純利得（損失）	121	92	306
減損	-12	-15	-100
貸出金に係る純利得（損失）：	-9	6	55
処分による純利得（損失）	16	33	63
減損	-25	-27	-8
減損の戻入	0	0	0
その他の資本持分に係る純利得（損失）：	-12	-12	-25
処分による純利得（損失）	9	9	-24
減損	-21	-21	-1
売却可能金融資産に係る純利得（損失）合計	242	394	301

本報告書の注記16「売却可能金融資産」もあわせて参照のこと。

08 -

その他の収益

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
その他の収益：			
投資不動産による純収益	57	23	-23
投資不動産の処分に係る純利得（損失）	5	-3	31

連結子会社の処分に係る純利得（損失）	18	4	41
貸出金の処分に係る純利得（損失）	-2	288	4
保険料 ¹	141	190	219
ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失）	-1,349	-1,227	-1,081
連結対象の投資	949	881	768
その他	290	37	-78
その他の収益（損失）合計	108	193	-120

1 支払再保険料控除後である。増減は主にAbbey Life Assurance Company Limitedにより生じている。

09 -

一般管理費

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
一般管理費：			
IT関連費用	3,333	3,074	2,547
不動産関連費および設備費	1,978	2,073	2,115
専門的サービス報酬 ¹	2,029	1,772	1,887
通信およびデータ・サービス ¹	725	706	756
旅費および交際費 ¹	500	496	579
バンキングおよびトランザクション費用 ¹	660	743	1,274
マーケティング費用	313	314	362
連結対象の投資	811	797	760
その他の費用 ^{1,2}	4,305	5,151	4,736
一般管理費合計	14,654	15,126	15,017

1 過年度の比較数値は、当グループの費用報告の変更を反映するために修正再表示されている。

2 2014年度に16億ユーロ、2013年度に30億ユーロおよび2012年度に25億ユーロの訴訟関連費用を含む。訴訟に関する詳細は、注記29「引当金」を参照のこと。

10 -

再構築

再構築は、当グループのオペレーショナル・エクセレンス(OpEx)プログラムの一部を成している。再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の前倒しを補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。2014年度に133百万ユーロ（2013年度：399百万ユーロ）の再構築費用を認識した。

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	-112	-130	-236
個人顧客および中堅企業	-9	-22	0
グローバル・トランザクション・バンキング	-10	-54	-40
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	3	-170	-104
非中核事業ユニット	-4	-25	-12
インフラストラクチャー／リージョナル・マネジメント	0	0	-1
連結および調整	0	0	0
再構築費用純額合計	-133	-399	-394

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
再構築 - 従業員関連	-124	-364	-394
このうち：			
退職金	-94	-287	-307
繰延報酬の前倒し償却	-29	-72	-83

社会保障	-1	-4	-4
再構築 - 従業員関連以外	-9	-35	0
再構築費用純額合計	-133	-399	-394

2014年12月31日および2013年12月31日において、再構築引当金はそれぞれ120百万ユーロおよび207百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、2015年度中に使用される見込みである。

2014年度において、再構築により1,371名のフルタイム換算（以下「FTE」という。）の従業員が削減された(2013年度：1,287名)。

フルタイム換算従業員	2014年度	2013年度
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	319	374
個人顧客および中堅企業	92	42
グローバル・トラザクシオン・バンキング	157	172
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	207	224
非中核事業ユニット	11	0
インフラストラクチャー/リージョナル・マネジメント	585	475
フルタイム換算従業員数合計	1,371	1,287

11 -

1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約の下で取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

基本および希薄化後1株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子	1,663	666	263
希薄化証券の影響：			
先渡契約およびオプション	0	0	0
転換社債	0	0	0
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子	1,663	666	263
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母	1,241.9	1,045.4	979.0
希薄化証券の影響：			
先渡契約	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
転換社債	0.0	0.0	0.0
繰延株式	27.6	27.8	25.8
その他（トレーディング・オプションを含む）	0.0	0.0	0.0
希薄化性潜在的普通株式	27.6	27.8	25.8
転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母	1,269.5	1,073.2	1,004.7

1株当たり利益

単位：ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
基本的1株当たり利益	1.34	0.64	0.27
希薄化後1株当たり利益	1.31	0.62	0.26

2014年6月25日、ドイツ銀行AGは、新株予約権による増資を完了した。新株の発行価格が既存株式の市場価格を下回っていたため、当増資には無償部分が含まれた。IAS第33号によると、無償部分は、資産の完全な比例的変動を伴わない、増資前のすべての期間における社外流通株式数の計算上の変動による結果である。その結果、加重平均社外流通株式数は遡及的に調整されている。

社外流通または未決済であるが、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった金融商品¹

株式数（単位：百万株）	2014年度	2013年度	2012年度
先渡購入契約	0.0	0.0	0.0
転換社債	0.0	0.0	0.0
売建プット・オプション	0.0	0.0	0.0
売建コール・オプション	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.1	0.2	0.3
繰延株式	0.0	0.0	0.0

1 逆希薄化となるため、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった。

[次へ](#)

連結貸借対照表に対する注記

12 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
トレーディング資産：		
トレーディング証券	177,639	187,554
その他のトレーディング資産 ¹	18,041	22,516
トレーディング資産合計	195,681	210,070
デリバティブ金融商品のプラスの時価	629,958	504,590
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券	60,473	116,764
借入有価証券	20,404	32,485
貸出金	15,331	15,579
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	21,078	19,768
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	117,285	184,597
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	942,924	899,257

1 2014年および2013年12月31日現在、それぞれ16.7百万ユーロおよび17.8百万ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
トレーディング負債：		
トレーディング証券	41,112	54,951
その他のトレーディング負債	731	853
トレーディング負債合計	41,843	55,804
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	610,202	483,428
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券	21,053	73,642
貸出コミットメント	99	193
長期債務	9,919	9,342
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	6,061	6,927
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	37,131	90,104
投資契約負債 ¹	8,523	8,067
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	697,699	637,404

1 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細は注記41「保険および投資契約」を参照。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当グループは、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定している。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金（売戻条件付買入有価証券および借入有価証券を含む。）に係る信用リスクに対する当グループの最大エクスポージャーは、2014年および2013年12月31日現在それぞれ960億ユーロおよび1,650億ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主に相手先の信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係る相手先の信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

相手先の信用リスク²の変動に起因する貸出金¹および貸出コミットメントの公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	貸出金	貸出コミットメント	貸出金	貸出コミットメント
信用リスクにさらされる貸出金および貸出コミットメントの名目金額	5,146	15,393	6,874	26,349
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	3	43	43	254
公正価値の累積的変動 ³	14	470	55	742
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	417	8,152	627	13,050
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	-1	-19	-15	-343
公正価値の累積的変動 ³	-3	-257	-14	-574

1 貸出金が増減に担保されている場合、相手先の信用リスクの変動による貸出金の当期または累積の評価に重要な変動は生じない。

2 マーケット・リスクに関連する公正価値の影響額を除いた評価モデルを使用して決定されている。

3 変動額は報告日に保有されていた貸出金および貸出コミットメントに起因するものであり、これらは過年度に保有していたものと異なる場合がある。基礎となる母集団の差異を反映させるための前年度の調整は行われていない。

当グループの信用リスク¹の変動に起因する金融負債の公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	-23	85
公正価値の累積的変動	134	151

1 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいます。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

金融負債¹の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在 ²
未利用の貸出コミットメントを含む ³	18,261	28,662
未利用の貸出コミットメントを除く	1,621	2,357

1 当グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。

2 2014年度に前年度の数値は修正再表示された（未利用の貸出コミットメントを含む金融負債の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額について1,430百万ユーロの増加、未利用の貸出コミットメントを除く金融負債の契約上の満期時の支払額が帳簿価額を超過する額について1,430百万ユーロの増加）。

3 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

13 -

IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2008年10月に公表されたIAS第39号およびIFRS第7号の修正により、2008年度下半期および2009年度第1四半期において、一定の金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産から貸出金に分類変更された。2009年度第1四半期より後には分類変更は行われていない。

当グループは、分類変更日現在で、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することと、その意思および能力に明確な変更のあった当該修正に基づく適格な資産を識別した。当該分類変更は、分類変更日現在の資産の公正価値で行われた。

分類変更された金融資産

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	貸出金に分類変更された トレーディング資産	貸出金に分類変更された 売却可能金融資産
分類変更日現在における帳簿価額	26.6	11.4
その他の包括利益累計額内の未実現公正価値 損失	0.0	-1.1
分類変更日現在における実効金利：		
範囲の上限	13.1%	9.9%

範囲の下限	2.8%	3.9%
分類変更日現在における回収可能見込みのキャッシュ・フロー	39.6	17.6

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産種類別の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸出金に分類変更されたトレーディング資産：				
証券化資産	1,983	2,124	1,985	1,872
負債証券	1,067	1,160	1,062	1,068
貸出金	1,146	888	2,367	2,064
貸出金に分類変更されたトレーディング資産合計	4,197	4,171	5,415	5,004
貸出金に分類変更された売却可能金融資産：				
証券化資産	1,782	1,743	1,972	1,955
負債証券	1,378	1,493	1,220	1,284
貸出金に分類変更された売却可能金融資産合計	3,160	3,236	3,192	3,239
貸出金に分類変更された金融資産合計	7,357 ¹	7,408	8,606	8,243

1 上記の表で示した分類変更された資産の帳簿価額に対して、金利リスクに関する有効な公正価値ヘッジ会計による帳簿価額への影響が存在している。この影響により、2014年12月31日および2013年12月31日現在の帳簿価額が、それぞれ86百万ユーロおよび34百万ユーロ増加している。

すべての分類変更された資産はNCOUにより管理され、当該ポートフォリオにわたる処分の決定は、リスク圧縮の決定権限に従いNCOUにより行われる。2014年12月31日終了年度において、当グループは帳簿価額137百万ユーロの分類変更された資産を売却し、その結果売却したポジションにより純利得4.1百万ユーロが発生した。

売却に加えて、以前トレーディングに分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還および満期到来額13億ユーロが含まれる。以前売却可能に分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還および満期到来額5億ユーロが含まれている。

当該分類変更が行われなかったと仮定した場合に、純損益に認識されていたであろう未実現公正価値利得（損失）、およびその他の包括利益に認識されていたであろう純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
分類変更されたトレーディング資産に係る未実現公正価値利得（損失）（信用リスク引当金繰入額控除前）	342	245	38
分類変更された減損の生じた売却可能金融資産に係る減損（損失）/戻入	-6	9	-29
分類変更された減損の生じていない売却可能金融資産に係る追加の未実現公正価値利得（損失）を表す、その他の包括利益に認識された純利得（損失）	137	130	415

すべての分類変更された資産が、損益計算書の税引前利益に寄与した金額

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
利息収益	161	272	578
信用リスク引当金繰入額	-40	-348	-186
その他の収益 ¹	5	-141	-35
分類変更されたトレーディング資産に係る税引前利益	126	-217	357
利息収益	97	96	139
信用リスク引当金繰入額	-13	-25	-228
その他の収益 ¹	0	-66	-58
分類変更された売却可能金融資産に係る税引前利益	84	5	-147

1 分類変更された資産の売却損益に関連する。

分類変更された金融資産：資産クラス別の帳簿価額および公正価値

IAS第39号により分類変更されたすべての資産は、2012年度第4四半期のNCOUの創設に際して当該新部門に移管された。NCOUは資本需要合計および調整資産合計を低減させるため、リスク圧縮を促進する役割を担っている。損益計算書、規制自己資本

およびレバレッジへの影響を含む多数の要因が、資産を売却するか否かおよび資産売却時期の決定に関して考慮される。帳簿価額および公正価値の変動は以下の表に示している。

2008年度および2009年度に分類変更された資産の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得/(損失)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得/(損失)
分類変更された証券化資産および負債証券						
米国地方債	2,302	2,503	201	2,155	2,232	77
学生ローンABS	1,464	1,529	65	1,263	1,305	42
CD0 / CL0	717	689	-28	979	938	-41
カバード・ボンド	893	987	95	885	788	-97
商業用モーゲージ証券	187	192	5	281	260	-21
住宅用モーゲージABS	83	92	9	74	71	-3
その他 ¹	566	528	-38	602	585	-17
分類変更された証券化資産および負債証券 合計	6,211	6,520	309	6,239	6,179	-60
分類変更された貸出金						
商業用モーゲージ	227	226	0	1,463	1,428	-35
住宅用モーゲージ	871	616	-255	844	598	-246
その他	49	46	-3	61	38	-22
分類変更された貸出金合計	1,146	888	-259	2,367	2,064	-303
貸出金に分類変更された金融資産合計	7,357	7,408	51	8,606	8,243	-363

1 航空業界に関連する資産担保証券ならびにその他の証券化資産および負債証券の組合せが含まれている。

証券化資産および負債証券

地方債 - 米国地方債は、主に分類変更後に金利が下落した固定利付金融商品であることに起因して帳簿価額を上回る公正価値を有している。公正価値はまた、流動性および信用リスクに関する市場予測により影響を受けるが、信用リスクは当期に総じて改善し、公正価値を増加させた。帳簿価額の増加はFXの変動に主に起因しており、償還および減損損失（16百万ユーロ）により一部相殺された。

カバード・ボンド - 当該ポートフォリオにおけるエクスポージャーの大部分は、スペインの銀行および政府発行体に対するものである。ユーロ圏の信用リスクの改善およびこれらのポジションの流動性の増加を受け、公正価値は帳簿価額を上回っており、当期に増加した。当期中に当該ポートフォリオの重要な減損はなかった。

CD0 / CL0 - これは、様々な原資産および資本構成におけるトランシェの水準を含む多様なポートフォリオから成る。帳簿価額と公正価値との差額は、多数の要素（流動性、および主に発生信用損失に基づく償却原価減損モデルと比較した、存続期間の予想損失に係る市場予測を取り入れる公正価値モデルを含む。）により生じる。帳簿価額と公正価値との差額の主な変動は当期の元本の一部返済によるもので、FXの変動およびディスカウントの増価により若干相殺されている。当期に重要な貸倒引当金の繰り入れはなかった。

学生ローンABS - 学生ローンABSの流動性は継続的に改善し、結果として公正価値は増加した。帳簿価額の増加はFXの変動に主に起因している。当期に当該資産クラスにおいてリスク圧縮活動や減損損失はなかった。

商業用モーゲージ証券 - 公正価値と帳簿価額との差額は、流動性、および発生損失モデルと比較した信用損失の市場予測を含む多数の要素によって生じる。当期において、帳簿価額は主に55百万ユーロの償還、22百万ユーロの減損および25百万ユーロの売却により減少した。

その他 - その他は、証券化した航空機およびコモディティ原資産、インフラ・プロジェクト・ファイナンスのエクスポージャー、ならびに仕組み社債を含む様々な資産から成る。帳簿価額のわずかな減少は元本の返済に主に起因しており、FXの変動により若干相殺された。

貸出金

商業用モーゲージ - 公正価値と帳簿価額との差額は、流動性、および発生損失モデルと比較した信用損失の市場予測を含む多数の要素によって生じる。帳簿価額の変動は当期の11億ユーロの償還に主に起因する。当該カテゴリーの当期の貸倒引当金繰入額は19百万ユーロであった。

住宅用モーゲージ - 当該カテゴリーには英国、イタリア、スペインおよびドイツにおける住宅用モーゲージが含まれる。公正価値と帳簿価額との差額が対前年度比で変動していないのは、市場では観察可能ではないものの、推定市場流動性を反映するより大きな割引率が公正価値の決定に適用されていることに主に起因していた。当期において、当該ポートフォリオにおける売却または貸倒引当金の重要な変動はなかった。

14 -

公正価値で計上される金融商品

評価方法および統制

当グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへの入力値として使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還率、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、頻繁に多重のパラメータ入力値を要求する。パラメータ入力値は、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ入力値について観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ入力値を支援するために使用される。パラメータ入力値を支援するための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ入力値は、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、流動性および相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表しているため、その公正価値とされる。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値・売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ入力値は通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場または相手先のリスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値および売呼値ならびにその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整(以下「CVA」という。)は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVA金額は、関連するすべての店頭（以下「OTC」という。）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデ

フォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

純損益を通じて公正価値で測定する当グループの金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および仕組み債の負債）の公正価値には、当該金融負債に係る当グループの自己の信用リスクの変動を測定するため債務評価調整（以下「DVA」という。）が織り込まれる。デリバティブ負債については、当グループは、すべての相手先の当グループに対する潜在的な将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当グループの市場でのCDS水準に基づいて、当グループが差し入れた担保、関連するネットティングの取決めの影響、当グループの予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を勘案する。仕組み債の負債に係る当グループの自己の信用リスクの変動は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローを、測定日現在で類似の金融商品が発行されるとした場合の利率を用いて割り引くことにより計算される。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

資金調達評価調整（以下「FVA」という。）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

検証および統制 - 当グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、財務機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営者の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ入力値は、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ入力値、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が、当グループの手許有高内で価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、国債、取引所売買デリバティブ、および活発で流動性のある取引所で取引されている持分証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一定のCDS、多くの債務担保証券（以下「CDO」という。）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（以下「ABS」という。）、流動性の低いCDO（現金およびシンセティック）、モノライン・エクスポージャー、一部の第三者割当増資、多くの商業用不動産（以下「CRE」という。）貸出金、流動性の低い貸出金および一定の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額¹

	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	活発な市場 における相 場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメータ による評価 技法 (レベル3)	活発な市場 における相 場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメータ による評価 技法 (レベル3)
単位：百万ユーロ						
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	82,020	100,505	13,155	86,634	111,411	12,025
トレーディング証券	81,789	86,894	8,957	86,325	94,269	6,960
その他のトレーディング資産	232	13,611	4,198	309	17,143	5,065
デリバティブ金融商品のプラスの時価	5,439	614,960	9,559	7,421	486,614	10,556
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	8,826	104,307	4,152	7,083	174,391	3,123
売却可能金融資産	36,272	23,597	4,427	23,948	21,049	3,329
公正価値で測定するその他の金融資産 ^{2,3}	0	4,335 ²	0	60	7,347 ²	1
公正価値で保有する金融資産合計	132,558	847,705	31,294	125,146	800,811	29,033
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	25,290	16,510	43	36,449	19,331	24
トレーディング証券	25,244	15,826	43	36,438	18,490	24
その他のトレーディング負債	46	685	0	12	841	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	5,890	597,759	6,553	7,815	467,293	8,321
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	2	34,763	2,366	197	88,466	1,442
投資契約負債 ⁴	0	8,523	0	0	8,067	0
公正価値で測定するその他の金融負債 ^{2,3}	0	5,561 ²	-552 ⁵	4	1,495 ²	-247 ⁵
公正価値で保有する金融負債合計	31,181	663,117	8,410	44,465	584,651	9,539

1 注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載するように、金融商品の相殺に関する当グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適格なデリバティブに主に関連している。

3 2013年度におけるBHF-BANKに関連する売却目的保有資産および負債が含まれている。

4 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約の詳細は注記41「保険および投資契約」を参照。

5 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

2014年度において、流動性のテスト手続に基づいて、トレーディング証券（110億ユーロの資産および23億ユーロの負債）の公正価値ヒエラルキーのレベル1からレベル2への振替、および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（15億ユーロ）のレベル2からレベル1への振替があった。

評価技法

以下は、当グループが取引している異なった種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（「MBS」/「ABS」）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合において、ABSは、適用可能なときは、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込む業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび強度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 一定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があり、それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ピークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に影響を与える。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は当グループが保有する。当グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、同一または類似するものについて相殺が行われる、観察不可能な入力値に対するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で資産および負債として表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 一定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーの当該レベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期の増加は主に、購入およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメーターの観察可能性の変更に伴う、レベル3とレベル2の間での振替の組合せに起因している。

公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類されるデリバティブ商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、一定の相関関係、一定の長期ボラティリティ、一定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、基礎となる企業資産の参照プールが、定期的に市場で取引されるインデックスと厳密には比較可能でないカスタマイズされたCDOデリバティブ、一定のトランシェ分けされたインデックス・クレジット・デリバティブ、ボラティリティが観察不可能な一定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な一定のバスケット・オプション、長期金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な一定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

当期の減少は、決済およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメーターの観察可能性の変更に伴うレベル2とレベル3の間での振替に起因していた。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当年度において残高は、売却を主因として減少した。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期の資産の増加は主に新規発行に起因している。負債については、増加はレベル3への振替および新規発行に起因している。

売却可能金融資産には、トレーディング目的でない不良債権のポートフォリオおよび近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。当期の資産の増加は主に、購入および当該金融商品の時価評価益に起因している。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

2014年12月31日現在										
単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得 / 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3へレベル3からの振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産：										
トレーディング証券	6,960	0	738	3,567	-2,081	0	-597	2,175	-1,804	8,957
デリバティブ金融商品のプラスの時価	10,556	0	740	0	0	0	-1,250	1,167	-1,654	9,559
その他のトレーディング資産	5,065	0	-43	1,642	-2,167	778	-845	943	-1,173	4,198

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	3,123	0	266	265	-5	2,175	-1,802	192	-61	4,152
売却可能金融資産	3,329	0	533 ⁵	1,901	-406	0	-1,234	432	-126	4,427
公正価値で測定するその他の金融資産	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	29,033	-1	2,233 ^{7,8}	7,373	-4,659	2,953	-5,727	4,908	-4,819	31,294
公正価値で保有する金融負債：										
トレーディング証券	24	0	2	0	0	0	-5	40	-18	43
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	8,321	0	490	0	0	0	-1,434	1,196	-2,019	6,553
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	1,442	0	-53	0	0	557	-221	882	-241	2,366
公正価値で測定するその他の金融負債	-247	0	-69	0	0	0	-207	63	-93	-552
公正価値で保有する金融負債合計	9,539	0	371 ^{7,8}	0	0	557	-1,867	2,182	-2,371	8,410

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中に表示された利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力値のパラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当年度における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得144百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示された、損益計算書に認識された利得31百万ユーロが含まれている。
- 6 BHF-BANKに関連した売却目的保有資産を示している。
- 7 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は585百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は128百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 8 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2013年12月31日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得 / 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3へレベル3からの振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産：										

トレーディング証券	10,306	0	-64	1,142	-2,981	0	-911	2,256	-2,788	6,960
デリバティブ金融商品のプラスの時価	15,210	0	-2,355	0	0	0	-2,113	1,924	-2,111	10,556
その他のトレーディング資産	4,609	0	-218	1,485	-1,744	1,266	-651	706	-389	5,065
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	3,956	0	170	25	-41	906	-1,815	258	-336	3,123
売却可能金融資産	3,940	-80	15 ⁵	1,143	-160	0	-1,417	709	-820 ⁶	3,329
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	1 ⁶	0	1
公正価値で保有する金融資産合計	38,021	-80	-2,452 ^{7,8}	3,794	-4,925	2,173	-6,907	5,853	-6,444	29,033
公正価値で保有する金融負債：										
トレーディング証券	318	0	8	0	0	0	-169	12	-146	24
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	9,286	0	224	0	0	0	-1,241	1,684	-1,631	8,321
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	1,417	0	-275	0	0	108	-94	570	-284	1,442
公正価値で測定するその他の金融負債	-176	0	159	0	0	0	35	-220	-45	-247
公正価値で保有する金融負債合計	10,845	0	116 ^{7,8}	0	0	108	-1,468	2,045	-2,106	9,539

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中に表示された利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力値のパラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当年度における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得10百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示された、損益計算書に認識された利得20百万ユーロが含まれている。
- 6 BHF-BANKに関連する売却可能金融資産から売却目的保有資産への振替1百万ユーロが含まれている。
- 7 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は497百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は60百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 8 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2014年12月31日現在では、公正価値は33億ユーロ増加または29億ユーロ減少した可能性がある。2013年12月31日現在では、公正価値は30億ユーロ増加または26億ユーロ減少した可能性がある。これらの影響の見積りの際に、当グループは、合理的に可能性のある代替的なパラメータ価値を使用して一定の金融商品を再評価したかまたは買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整に係る評価調整手法に基づくアプローチを使用した。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、保有金融商品またはコンポーネント・リスクを手仕舞いするために支払わなければならない金額を反映しており、また、それらは市場の非流動性および不確実性などの要因も反映している。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測するものでも暗示するものでもない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳¹

	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債証券	833	725	643	542
商業用モーゲージ担保證券	57	47	39	32
モーゲージ担保證券およびその他の資産担保證券	235	229	233	229
ソブリン債および準ソブリン債	63	37	6	6
社債およびその他の債務証券	478	412	365	275
持分証券	124	224	32	97
デリバティブ：				
信用	432	457	524	509
エクイティ	157	115	281	171
金利関連	392	184	405	255
外国為替	4	2	24	6
その他	75	74	83	61
貸出金：				
貸出金	1,175	988	701	619
貸出コミットメント	6	5	17	17
その他	79	79	255	277
合計	3,277	2,854	2,966	2,554

¹ 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。以下に、主要な各パラメータの種類の簡単な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate (CDR)）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate (CPR)）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否かを見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価が、一定のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間の関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間の関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの相関関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間の関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用される。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2014年12月31日現在

公正価値

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	資産	負債	評価技法 ¹	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲
公正価値で保有する金融 商品-トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券： 商業用モーゲージ担保証券	342	0	価格に基づく技法	価格	0% 106%
			割引キャッシュ・フ ロー	信用 スプレッド (bps) 年率換算デフォル ト率 ²	246 1,375
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	2,342	0	価格に基づく技法	価格	0% 184%
			割引キャッシュ・フ ロー	信用 スプレッド (bps) 回収率 年率換算デフォル ト率 年率換算期限前償 還率	72 1,648 0% 97% 0% 13% 0% 22%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	2,684	0			
負債証券およびその他の債務 証券	5,936	1,202	価格に基づく技法	価格	0% 286%
トレーディング目的保有	5,477	43	割引キャッシュ・フ ロー	信用 スプレッド (bps)	32 1,629
ソブリン債および準ソブ リン債	835				
社債およびその他の債務 証券	4,643				
売却可能	459				
公正価値で測定するものと して指定	0	1,159			
持分証券	1,719	0	マーケット・ア プローチ	価格 / 純資産価額	49% 100%
トレーディング目的保有	795	0		企業価値 / EBITDA (マルチプル)	1 18
売却可能	895		割引キャッシュ・フ ロー	加重平均資本コス ト	6% 13%
公正価値で測定するものと して指定	29				
貸出金	10,648	0	価格に基づく技法	価格	0% 137%
トレーディング目的保有	4,148	0	割引キャッシュ・フ ロー	信用 スプレッド (bps) 年率換算デフォル ト率	95 3,040 2% 21%
公正価値で測定するものと して指定	3,719			回収率	0% 67%
貸出コミットメント	0	87	割引キャッシュ・フ ロー	信用 スプレッド (bps) 回収率	115 1,000 20% 80%
			ローン価格決定モデ ル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	748 ³	1,121 ⁴	割引キャッシュ・フ ロー	IRR	2% 24%

公正価値で保有するデリバ
ティブ以外の金融商品合計 21,735 2,409

- 1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。
- 2 もはや重要で観察不可能な入力値ではない。
- 3 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産50百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産405百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産293百万ユーロが含まれている。
- 4 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券10億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債104百万ユーロが含まれている。

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品：						
デリバティブ金融商品の時価：						
金利デリバティブ	3,324	2,211	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps)	42	2,418
				インフレ・スワップ・レート	-1%	8%
				年率換算デフォルト率	2%	27%
				年率換算期限前償還率	2%	21%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ	0%	8%
				金利ボラティリティ	1%	101%
				金利間の相関関係	-2%	100%
				ハイブリッド相関関係	-70%	95%
クレジット・デリバティブ	3,586	1,921	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	155	9,480
				回収率	0%	100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	96%
エクイティ・デリバティブ	1,118	1,258	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ	8%	84%
				インデックス・ボラティリティ	8%	99%
				インデックス間の相関関係	48%	98%
				株式間の相関関係	9%	95%
FXデリバティブ	264	242	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	6%	26%
その他のデリバティブ	1,267	368 ¹	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	44	1,500
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ	7%	138%
				コモディティ相関関係	-30%	60%
				コモディティ先渡 (ユーロ/トン) ²		

デリバティブ金融商品の時価 合計	9,559	6,001
---------------------	-------	-------

- 1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。
2 もはやこのパラメータに関する重要なエクスポージャーはない。

2013年12月31日現在

	公正価値			重要で観察不可能な入力値 (レベル3)		範囲
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	資産	負債	評価技法 ¹			
公正価値で保有する金融 商品・トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	361	0	価格に基づく技法	価格	0%	103%
			割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (bps)	100	2,470
				年率換算デフォル ト率	1%	3%
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	2,274	0	価格に基づく技法	価格	0%	134%
			割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (bps)	70	3,180
				回収率	0%	70%
				年率換算デフォル ト率	0%	25%
				年率換算期限前償 還率	0%	30%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	2,635	0				
負債証券およびその他の債務 証券	4,016	1,205	価格に基づく技法	価格	0%	156%
トレーディング目的保有	3,898	16	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (bps)	438	5,000
ソブリン債および準ソブ リン債	597					
社債およびその他の債務 証券	3,300					
売却可能	118					
公正価値で測定するものと して指定		1,189				
持分証券	1,074	8	マーケット・アプ ローチ	価格／純資産価額	62%	100%
トレーディング目的保有	428	8		企業価値／EBITDA (マルチプル)	1	14
売却可能	646		割引キャッシュ・フ ロー	加重平均資本コス ト	7%	12%
公正価値で測定するものと して指定						
貸出金	8,878	0	価格に基づく技法	価格	0%	122%
トレーディング目的保有	4,280	0	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (bps)	59	3,500
公正価値で測定するものと して指定	2,621			年率換算デフォル ト率	5%	22%
売却可能	1,976			回収率	15%	60%
貸出コミットメント	0	186	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (bps)	5	1,000

			回収率	35%	80%	
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
			ル			
その他の金融商品	1,875 ²	67 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	2%	46%

公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計 18,477 1,466

- 1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。
- 2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産784百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産502百万ユーロ、その他の売却可能金融資産588百万ユーロ、およびBHF-BANKに関連した売却目的保有資産1百万ユーロが含まれている。
- 3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債67百万ユーロが含まれている。

2013年12月31日現在						
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品：						
デリバティブ金融商品の時価：						
金利デリバティブ	2,551	2,156	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps)	2	1,336
				インフレ・スワップ・レート	0%	8%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ	0%	3%
				金利ボラティリティ	10%	95%
				金利間の相関関係	-2%	91%
				ハイブリッド相関関係	-70%	95%
クレジット・デリバティブ	4,377	2,334	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	2	4,093
				回収率	0%	75%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	88%
エクイティ・デリバティブ	1,419	1,987	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ	10%	100%
				インデックス・ボラティリティ	11%	98%
				インデックス間の相関関係	62%	98%
				株式間の相関関係	10%	97%
FXデリバティブ	529	455	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	0%	30%
その他のデリバティブ	1,680	1,142 ¹	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	320	1,500
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ	4%	23%
				コモディティ相関関係	-30%	100%
				コモディティ先渡 (ユーロ/トン)	97	106
デリバティブ金融商品の時価合計	10,556	8,074				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、報告日において保有されているIFRS第13号に従ってレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	617	-5
デリバティブ金融商品のプラスの時価	951	-1,609
その他のトレーディング資産	-251	-50
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	147	220
売却可能金融資産	190	25
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	1,652	-1,419
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	0	5
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-787	-396
その他のトレーディング負債	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	-48	25
公正価値で測定するその他の金融負債	46	-159
公正価値で保有する金融負債合計	-789	-525
合計	864	-1,944

取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の前年度比の変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
期首残高	796	699
期中の新規取引	650	595
償却	-251	-315
満期取引	-173	-127
その後の観察可能性の変更	-67	-40
為替レートの変動	18	-16
期末残高	973	796

15 -

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

貸借対照表において公正価値で計上されない当グループの金融商品の公正価値を設定するために使用される評価技法、およびそれぞれのIFRSにおける公正価値ヒエラルキーの区分は注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

注記13「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」」に記載されたとおり、当グループは、一部の適格資産をトレーディングおよび売却可能分類から貸出金に分類変更した。当グループは、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載された関連する評価技法を分類変更後の資産に対して引き続き適用する。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には重要な経営陣の判断が要求される。

短期金融商品 - 主として短期である以下の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的見積額を表している。

資産	負債
現金および銀行預け金	預金
利付銀行預け金	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券
借入有価証券	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

これらの区分の長期金融商品については、貸借対照表日現在において、類似する残存期間および信用リスクの資産に関して得られるであろう金利、負債の場合は、類似する残存期間の負債を発行した場合の金利を使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。

貸出金 - 公正価値は、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を必要に応じて組み込む、割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して決定される。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金契約またはクレジット・デフォルト・スワップ市場からの情報を使用して決定される。

多数の均質貸出金（すなわち、ドイツ住宅用モーゲージ）による小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、リスク・フリー利率を使用してポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。この現在価値計算は、貸借対照表日現在において類似の貸出金が発行された場合に当該貸出金が稼得し得るマージンで割引くことにより信用リスクが調整される。その他のポートフォリオについては、現在価値計算は、多様なパラメータ（デフォルト確率、デフォルト時損失率および担保設定度を含む。）に基づく見積貸出期間にわたる予想損失を計算することにより信用リスクが調整される。法人貸出ポートフォリオの公正価値は、当グループの法人貸出ポートフォリオに類似する貸出金ポートフォリオに担保される、ローン担保証券（以下「CLO」という。）取引の現在市場価値から得られるパラメータを使用して、予想残存期間にわたる予測マージンを割引くことにより見積られる。

売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券 - 公正価値は、適切な信用リスク調整後の割引率を使用して将来キャッシュ・フローを割引く評価技法から得られる。信用リスク調整後の割引率には、取引において受け取った、または差し入れた担保が考慮される。これらの商品は、通常短期であり十分に担保されているため、公正価値は帳簿価額と著しく相違していない。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、貸借対照表日現在において類似の特性を有する金融商品が発行された場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値¹

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				
	帳簿価額	公正価値	活発な市場における相場価格（レベル1）	観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）	観察不可能なパラメータによる評価技法（レベル3）
金融資産：					
現金および銀行預け金	20,055	20,055	20,055	0	0
利付銀行預け金	63,518	63,518	30,334	33,184	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	17,796	17,796	0	17,796	0
借入有価証券	25,834	25,834	0	25,834	0
貸出金	405,612	410,769	0	29,786	380,983

その他の金融資産	120,838	120,827	0	120,820	7
金融負債：					
預金	532,931	532,581	2,754	529,826	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	10,887	10,887	0	10,887	0
貸付有価証券	2,339	2,339	0	2,339	0
その他の短期借入金	42,931	42,929	0	42,825	105
その他の金融負債	159,930	159,930	2,575	157,300	55
長期債務	144,837	146,215	0	135,016	11,199
信託優先証券	10,573	12,251	0	11,075	1,176

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在				
	帳簿価額	公正価値	活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)
金融資産：					
現金および銀行預け金	17,155	17,155	17,155	0	0
利付銀行預け金	77,984	77,985	2,413	75,571	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	27,363	27,363	0	27,363	0
借入有価証券	20,870	20,870	0	20,870	0
貸出金	376,582	378,085	0	27,171	350,913
その他の金融資産	92,507	92,532	0	90,379	2,153
金融負債：					
預金	527,750	527,609	3,888	523,721	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	13,381	13,385	0	13,385	0
貸付有価証券	2,304	2,304	0	2,171	134
その他の短期借入金	59,767	59,763	0	59,717	45
その他の金融負債 ²	142,649	142,666	3,031	139,627	8
長期債務	133,082	134,359	0	105,954	28,406
信託優先証券	11,926	12,915	0	11,828	1,087

1 注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された金融商品の相殺に関する当グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示された。

2 2014年度に前年度の数値は修正再表示されている（レベル1のその他の金融負債について30億ユーロの増加、レベル2のその他の金融負債について30億ユーロの減少）。

貸出 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当初認識以降の市場の価格決定が暗に示すとおり、主として、予想デフォルト確率の上昇および流動性の低下により生じた。これらの公正価値の減少は、固定利付金融商品の金利変動による公正価値の増加と相殺されている。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことによる影響に起因している。

16 -

売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
負債証券：		
ドイツ政府	14,370	9,076
米国財務省および米国政府機関	235	1,571
米国州（地方自治体）	2,777	126

その他の外国政府	31,805	22,570
企業	8,512	9,248
その他の資産担保証券	646	943
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む）	236	53
その他の負債証券	551	656
負債証券合計	59,132	44,242
持分証券：		
株式	1,184	979
投資証券および投資信託	99	98
持分証券合計	1,283	1,076
その他の資本持分	976	837
貸出金	2,906	2,170
売却可能金融資産合計	64,297	48,326

本報告書の注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」も参照のこと。

17 -

持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

当グループは関連会社116社（2013年度：115社）および共同支配企業15社（2013年度：20社）に対する持分を保有している。関連会社の1つは、投資の帳簿価額および当該投資先からの当グループの収益に基づき当グループにとって重要と考えられる。

2014年12月31日現在の重要な投資

投資	主要な事業 の場所	関係の内容	所有持分
華夏銀行 ¹	中国、北京	戦略的投資	19.99%

1 当グループは、所有持分および取締役会の議席を通じて当該投資先に対する重要な影響力を有している。

華夏銀行の財務情報の要約

単位：百万ユーロ	2014年9月30日に終了 した12ヶ月間 ¹	2013年9月30日に終了 した12ヶ月間 ¹
純収益合計	6,350	5,398
純利益	2,109	1,815
その他の包括利益	74	-89
包括利益合計 ²	2,183	1,727

資産合計	229,921	187,305
負債合計	217,433	177,343
持分法適用投資先の純資産	12,488	9,962

1 当該数値は、2014年9月30日および2013年9月30日に終了した12ヶ月間の中国GAAPに基づく四半期ごとに発行される投資先の財務諸表に基づいている。

2 当グループは、2014年度報告期間において98百万ユーロ（2013年度：78百万ユーロ）の配当を華夏銀行から受領した。

純資産合計の当グループの帳簿価額への調整

単位：百万ユーロ	2014年9月30日に終了 した12ヶ月間 ¹	2013年9月30日に終了 した12ヶ月間 ¹
持分法適用投資先の純資産	12,488	9,962
投資先の資本に対する当グループの所有割合	19.99%	19.99%
純資産のDB持分	2,496	1,991

のれん	392	367
無形資産	71	69
その他の調整	-18	38
帳簿価額 ²	2,941	2,464

- 1 当該数値は、2014年9月30日および2013年9月30日に終了した12ヶ月間の中国GAAPに基づく四半期ごとに発行される投資先の財務諸表に基づいている。
- 2 2014年12月31日現在の華夏銀行の市場相場価格は3,180百万ユーロで、持分の帳簿価額は3,144百万ユーロである。したがって、IAS第36号に従った減損テストは要求されていない。

個々には重要性のない当グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
当グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	999	1,037
継続事業からの利益（損失）のうち当グループの持分の合算額	130	59
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当グループの持分の合算額	0	0
その他の包括利益のうち当グループの持分の合算額	3	69
包括利益合計のうち当グループの持分の合算額	133	127

18 -

金融資産と金融負債の相殺

当グループは、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

単位：百万ユーロ	2014年						
	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額 マス ター・ ネット ティ ング契 約の 影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（強制力あり）	17,051	-2,419	14,632	0	0	-14,602	29
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（強制力なし）	3,164	0	3,164	0	0	-2,386	779
借入有価証券（強制力あり）	11,891	0	11,891	0	0	-11,406	485
借入有価証券（強制力なし）	13,943	0	13,943	0	0	-13,294	649
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産							
トレーディング資産	196,157	-476	195,681	0	-11	-1,049	194,621
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力あり）	823,578	-217,158	606,421	-519,590	-61,518	-15,330	9,982
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力なし）	23,537	0	23,537	0	0	0	23,537
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力あり）	101,845	-37,075	64,770	-2,782	-1,924	-50,245	9,819
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力なし）	52,516	0	52,516	0	0	-31,358	21,158
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,197,633	-254,708	942,924	-522,373	-63,453	-97,982	259,117
貸出金	405,673	-61	405,612	0	-16,259	-46,112	343,242

その他の資産	157,771	-19,792	137,980	-67,009	-239	-13	70,720
このうち、ヘッジ会計に適切な デリバティブのプラスの時価 (強制力あり)	10,723	-6,320	4,403	-3,837	0	0	566
ネットティングの対象とならない残 りの資産	178,557	0	178,557	0	-874	-451	177,231
資産合計	1,985,683	-276,980	1,708,703	-589,381	-80,825	-186,246	852,252

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2014年

単位：百万ユーロ	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マス ター・ ネット ィング契約 の影響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	532,992	-61	532,931	0	0	0	532,931
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（強制力あ り）	5,673	-2,419	3,254	0	0	-2,966	288
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（強制力な し）	7,633	0	7,633	0	0	-2,278	5,356
貸付有価証券（強制力あり）	1,791	0	1,791	0	0	-1,614	177
貸付有価証券（強制力なし）	549	0	549	0	0	-209	339
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債							
トレーディング負債	42,960	-1,117	41,843	0	0	0	41,843
デリバティブ金融商品の マイナスの時価（強制力あり）	803,073	-217,597	585,475	-518,364	-63,172	-3,939	0
デリバティブ金融商品の マイナスの時価（強制力なし）	24,726	0	24,726	0	0	-11,996	12,731
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 負債（強制力あり）	52,517	-35,994	16,523	-2,782	0	-13,741	0
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 負債（強制力なし）	96,452	0	96,452	0	-3,130	-5,718	87,603
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債合計	1,019,728	-254,708	765,019	-521,146	-66,302	-35,394	142,176
その他の負債	136,294	-19,792	116,502	-71,645	0	0	44,858
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのマイナスの時価 （強制力あり）	11,383	-6,320	5,063	-5,063	0	0	0
ネットィングの対象とならない残 りの負債	207,801	0	207,801	0	0	0	207,801
負債合計	1,912,461	-276,980	1,635,481	-592,791	-66,302	-42,460	933,927

資産

2013年

単位：百万ユーロ	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マス ター・ ネットィ ング契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あり）	26,675	-2,390	24,285	0	0	-24,271	15
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力なし）	3,077	0	3,077	0	0	-830	2,248
借入有価証券（強制力あり）	11,438	0	11,438	0	0	-11,051	386

借入有価証券（強制力なし）	9,432	0	9,432	0	0	-9,004	428
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産							
トレーディング資産	211,260	-1,190	210,070	0	-311	-2,881	206,878
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力あり）	738,425	-270,584	467,841	-406,616	-47,470	-10,297	3,458
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力なし）	36,749	0	36,749	0	0	0	36,749
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力あり）	133,122	-19,575	113,547	-17,121	0	-84,266	12,160
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力なし）	71,050	0	71,050	0	0	-50,263	20,787
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,190,605	-291,348	899,257	-423,737	-47,781	-147,706	280,032
貸出金	376,638	-56	376,582	0	-11,042	-46,899	318,640
その他の資産	128,724	-16,185	112,539	-43,574	-278	-385	68,302
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのプラスの時価（強制力あり）	9,375	-5,412	3,963	-3,518	0	0	445
ネットティングの対象とならない残りの資産	174,790	0	174,790	0	0	-755	174,035
資産合計	1,921,380	-309,979	1,611,400	-467,311	-59,102	-240,901	844,087

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2013年

単位：百万ユーロ	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マス ター・ ネット ィング 契約 の影響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	527,750	0	527,750	0	0	0	527,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	7,098	-2,390	4,708	0	0	-4,675	33
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	8,673	0	8,673	0	0	-7,080	1,594
貸付有価証券（強制力あり）	2,304	0	2,304	0	0	-2,112	192
貸付有価証券（強制力なし）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	57,702	-1,898	55,804	0	0	0	55,804
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	721,233	-268,819	452,414	-411,547	-40,055	-812	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	31,015	0	31,015	0	0	-7,639	23,376
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	88,021	-18,262	69,759	-17,121	-588	-49,055	2,995
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	28,413	0	28,413	0	0	-3,890	24,523
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	926,384	-288,980	637,404	-428,668	-40,644	-61,395	106,698
その他の負債	182,204	-18,610	163,595	-46,058	0	0	117,537
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	6,028	-5,412	616	-616	0	0	0
ネットティングの対象とならない残りの負債	212,000	0	212,000	0	0	0	212,000
負債合計	1,866,414	-309,979	1,556,434	-474,725	-40,644	-75,262	965,803

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットिंग契約の影響」の欄は、マスター・ネットिंग契約の対象であるが、純額決済 / 同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているため相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットング契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

19 -

貸出金

産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
銀行および保険	24,202	25,100
製造	25,619	21,406
個人（モーゲージを除く）	44,839	45,440
個人-モーゲージ	153,140	148,076
公共部門	16,819	16,228
卸売および小売	15,714	13,965
商業用不動産	35,764	34,259
リース金融	1,165	1,429
ファンド運用業務	12,138	10,029
その他	81,483	66,154
貸出金総額	410,883	382,086
（繰延費用） / 前受収益	58	-85
（繰延費用） / 前受収益控除後貸出金	410,825	382,171
控除：貸倒引当金	5,212	5,589
貸出金合計	405,612	376,582

[次へ](#)

20 -

信用リスク引当金

信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金から成っている。

当グループの貸倒引当金の変動の内訳

単位：百万ユーロ	2014年度			2013年度			2012年度		
	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計
期首引当金残高	2,857	2,732	5,589	2,266	2,426	4,692	2,011	2,147	4,158
貸倒引当金繰入額	499	631	1,129	1,377	683	2,060	1,115	613	1,728
純貸倒償却額：	-997	-512	-1,509	-701	-352	-1,053	-762	-324	-1,086
貸倒償却額	-1,037	-613	-1,650	-730	-485	-1,215	-798	-483	-1,281
取戻額	40	101	141	30	132	162	36	158	195
その他の変動	5	-2	3	-85	-25	-110	-98	-9	-108
期末引当金残高	2,364	2,849	5,212	2,857	2,732	5,589	2,266	2,426	4,692

当グループのオフバランス信用リスク引当金の動き（偶発負債および貸出コミットメント）

単位：百万ユーロ	2014年度			2013年度			2012年度		
	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計
期首引当金残高	102	114	216	118	97	215	127	98	225
オフバランス信用 リスク引当金繰入 額	-13	18	4	-15	21	5	-7	0	-7
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の変動	-4	10	6	0	-3	-4	-2	-1	-3
期末引当金残高	85	141	226	102	114	216	118	97	215

21 -

金融資産の譲渡

当グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結する。その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体を認識中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引として見なされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流出入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ

2014年12月31日現在

2013年12月31日現在

譲渡資産の帳簿価額

以下の取引により認識中止されなかったトレーディング証券：

買戻契約	24,410	32,714
有価証券貸付契約	52,531	42,884
トータル・リターン・スワップ	3,738	7,960
当連結グループをスポンサーとする証券化	507	168
トレーディング証券合計	81,186	83,726
その他のトレーディング資産	433	866
売却可能金融資産	1,731	507
貸出金	2,225	2,085
合計	85,575	87,183
関連負債の帳簿価額	57,800	68,435

認識中止の要件を満たさず、関連負債¹が譲渡資産に対してのみ償還請求権がある譲渡資産に関する情報

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
トレーディング証券	507	507	168	168
その他のトレーディング資産	370	370	333	333
売却可能金融資産	1,660	1,660	252	252
貸出金	2,074	2,087	1,902	1,928
合計	4,611	4,624	2,654	2,680
関連負債	4,282	4,282	2,663	2,663
正味ポジション	329	342	-9	17

1 関連負債は、当連結グループをスポンサーとする証券化事業体が発行した債券である。

当グループが引き続きその継続的関与を有する範囲の資産の会計処理を行う譲渡資産の帳簿価額：

単位：百万ユーロ

2014年12月31日現在

2013年12月31日現在

当初譲渡資産の帳簿価額：

トレーディング証券	254	210
その他のトレーディング資産	0	1

認識継続資産の帳簿価額：

トレーディング証券	26	57
その他のトレーディング資産	0	1
関連負債の帳簿価額	25	58

当グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないといみなされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当グループ貸借対照表への影響

	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	損失に対する 最大エクスポージャー ¹	帳簿価額	公正価値	損失に対する 最大エクスポージャー ¹
単位：百万ユーロ						
貸出金：						
証券化債券	93	89	153	289	198	365
その他	12	12	12	0	0	0
貸出金合計	105	101	165	289	198	365
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産：						
証券化債券	511	511	511	1,153	1,153	1,153
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	33	33	33	178	178	178
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	544	544	544	1,332	1,332	1,332
売却可能金融資産：						
証券化債券	13	13	13	12	12	12
売却可能金融資産合計	13	13	13	12	12	12
継続中の関与を示す金融資産合計	662	658	722	1,633	1,542	1,708
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債：						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	32	32	0	40	40	0
継続中の関与を示す金融負債合計	32	32	0	40	40	0

1 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当グループ損益計算書への影響

	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)
単位：百万ユーロ						
証券化債券	55	171	0	323	282	0 ¹
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	30	671	0	267	729	3
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失)	85	842	0	590	1,011	3

1 証券化ビークルへの資産の売却は、通常純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された資産に関するものであった。このため、処分による利得(損失)はすべて重要ではない。

22 -

担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当グループは主に、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、またOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。

当グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	53,699	67,059
売却可能金融資産	3,517	4,237
貸出金	45,919	46,562
その他	302	884
合計	103,438	118,741

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計¹

単位：百万ユーロ

2014年12月31日現在

2013年12月31日現在

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	73,557	73,960
売却可能金融資産	67	0
合計	73,624	73,960

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

当グループは主に、逆レポ、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れる。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ

2014年12月31日現在

2013年12月31日現在

担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	253,722	281,974
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	203,321	241,700

23 -

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者占有 不動産	設備	リース資産 改良費	建設仮勘定	合計
取得原価：					
2013年1月1日現在残高	4,018	4,054	2,146	235	10,453
連結会社グループの変動	0	14	9	0	24
増加	42	247	111	113	513
振替	-23	45	116	-173	-35
「売却目的保有」(への)/からの分類 変更	-105	-19	-5	-3	-131
処分	89	279	76	0	443
為替レートの変動	-94	-137	-63	-2	-296
2013年12月31日現在残高	3,749	3,926	2,240	170	10,084
連結会社グループの変動	-8	11	-1	0	3
増加	42	332	122	173	669
振替	10	26	122	-153	5
「売却目的保有」(への)/からの分類 変更	-2,507	-1,364	-133	-55	-4,058
処分	0	201	39	0	241
為替レートの変動	275	217	68	6	566
2014年12月31日現在残高	1,560	2,947	2,379	141	7,027

減価償却および減損累計額：

2013年1月1日現在残高	1,468	2,717	1,305	0	5,490
連結会社グループの変動	0	14	6	0	20
減価償却費	77	376	171	0	625
減損損失	52	17	1	0	69
減損損失の戻入	0	0	0	0	0
振替	-2	1	-2	0	-3
「売却目的保有」(への)/からの分類 変更	0	-13	-1	0	-14

処分	27	243	64	0	334
為替レートの変動	-43	-106	-39	0	-188
2013年12月31日現在残高	1,525	2,762	1,378	0	5,665
連結会社グループの変動	0	8	-1	0	6
減価償却費	39	271	179	0	490
減損損失	58	105	10	0	172
減損損失の戻入	0	0	0	0	0
振替	28	10	22	0	59
「売却目的保有」(への)/からの分類 変更	-1,289	-1,127	-95	0	-2,511
処分	2	83	34	0	119
為替レートの変動	140	175	41	0	356
2014年12月31日現在残高	498	2,121	1,500	0	4,118

帳簿価額：

2013年12月31日現在残高	2,224	1,164	862	170	4,420
2014年12月31日現在残高	1,062	826	880	141	2,909

土地建物および設備に係る減損損失は、損益計算書の一般管理費に計上されている。

売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2014年12月31日現在57百万ユーロであった。

土地建物および設備の取得のコミットメントは2014年度末現在42百万ユーロであった。

当年度においてThe Cosmopolitan of Las Vegasは売却目的保有に分類変更され、その後売却された。詳細な情報については注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

24 -

リース

当グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の借手となっている。

ファイナンス・リース契約

当グループのファイナンス・リース契約の大部分は、通常の諸条件に基づいて行われている。

ファイナンス・リースに基づき保有するリース資産の純帳簿価額

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
土地建物	13	82
設備	1	1
その他	5	0
純帳簿価額	19	84

当グループのファイナンス・リースに基づき要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	6	26
1年超5年以内	24	11
5年超	84	10
将来の最低リース料支払額合計	114	47
控除：将来の利息相当額	71	19
ファイナンス・リース契約の現在価値	43	28
受け取ると予想される将来の最低リース料支払額	9	12

損益計算書に認識された変動リース料 ¹	0	1
--------------------------------	---	---

1 変動リース料は市場金利（3ヶ月物EURIBOR等）に基づいており、一定率未満の場合、当グループはリベートを受け取る。

オペレーティング・リース契約

当グループは、大部分のオフィスおよび支店を長期契約に基づいてリースしている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、またはさらなるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。当グループは、5回のリース延長選択権（期間は各5年）が付された1件の重要なリース契約を有しており、当該リースには購入選択権は付されていない。

当グループのオペレーティング・リースにより要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
将来の最低リース料支払額		
1年以内	778	824
1年超5年以内	2,370	2,324
5年超	1,955	1,865
将来の最低リース料支払額合計	5,103	5,013
控除：受け取ると予想される将来の最低リース料	171	161
将来の最低リース料支払額純額	4,932	4,852

2014年12月31日現在、将来の最低リース料支払額合計には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する386百万ユーロが含まれていた。当グループは当取引に関連したすべての施設に関し、181ヶ月のリースバック契約を締結した。

2014年度において、リースおよびサブリース契約に係るリース料支払額は合計815百万ユーロであり、これには最低リース料支払額に係る835百万ユーロの費用および変動リース料に係る10百万ユーロの費用、ならびにサブリース料受取額に関連した29百万ユーロが含まれていた。

25 -

のれんおよびその他の無形資産

のれん

のれんの変動

2014年および2013年12月31日終了年度の、のれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。

資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	コーポ レート・ バンキン グ・アン ド・セ キュリ ティーズ	個人顧 客およ び中堅 企業	グロー バル・ トラ ンザク ション・ バン キン グ	ドイ チ・ア セット & ウェル ス・マ ネジ メント	非中核 事業ユ ニット ¹	その他	合計
2013年1月1日現在残高	1,953	2,736	432	3,979	0	197	9,297
期中に取得したのれん	4	24	6	2	0	0	37
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0	0	0
振替	-9	0	8	1	0	0	0
「売却目的保有」からの／（への） 分類変更	0	0	0	-5	0	0	-5
「売却目的保有」に分類されない処分 に関連するのれん	-1	0	-1	-1	0	0	-3
減損損失 ²	0	0	0	0	0	0	0

為替レートの変動 / その他	-84	-2	-14	-133	0	-18	-252
2013年12月31日現在残高	1,863	2,758	431	3,843	0	179	9,074
のれんの総額	2,963	2,758	431	3,843	651	646	11,292
減損損失累計額	-1,100	0	0	0	-651	-467	-2,218
2014年1月1日現在残高	1,863	2,758	431	3,843	0	179	9,074
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理の調整額	0	1	0	0	0	0	1
振替	0	0	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの / (への) 分類変更	-13	-1	0	-3	0	0	-17
「売却目的保有」に分類されない処分に関連するのれん	0	0	-1	-2	0	0	-3
減損損失 ²	0	0	0	0	0	-49	-49
為替レートの変動 / その他	166	5	44	293	0	4	512
2014年12月31日現在残高	2,016	2,763	474	4,131	0	134	9,518
のれんの総額	3,249	2,763	474	4,131	0	676	11,944
減損損失累計額	-1,233	0	0	0	0	-542	-2,426

1 主要なCGUであるNCOUホールセール・アセットおよびNCOUオペレーティング・アセットを含む。

2 のれんの減損損失は、損益計算書において無形資産の減損として計上されている。

主要なCGUに加えて、CB&SおよびNCOUセグメントでは、それぞれのセグメントの主要なCGUに配分されていない非統合の投資の取得から生じたのれんを保有している。そのようなのれんは、上表の「その他」にまとめられている。NCOUの非統合の投資は、Maher Terminals LLCおよびMaher Terminals of Canada Corp.から構成されている。

2014年度におけるのれんの変動(為替レートの変動に関連するもの以外)には、主にMaher Terminals LLCへの非統合の投資(上表の「その他」欄に含まれる)に関連したのれんの評価減によってNCOUで計上された、のれんの減損49百万ユーロが含まれていた。これは、事業規模に影響を与える米国の消費需要に関する不確実性に基づくものであった。処分コスト控除後の公正価値は、割引フリー・キャッシュ・フロー・モデルに基づき決定された。その結果、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3として分類された。Maher Terminals LLCの帳簿価額は、回収可能価額を超過しており、194百万ユーロの減損損失が生じ、無形資産の減損として計上された。当該減損金額のうち、49百万ユーロはすべてののれんの評価減に配分され、残りの145百万ユーロはCGUに含まれるその他の無形資産に配分された(当注記の「その他の償却対象となる無形資産」を参照のこと)。当該公正価値の見積りに使用された主要な仮定には、割引率(税引後の加重平均資本コスト)9.3%(前年度は9.1%)、残存価値の成長率5.3%およびEBITDAの平均成長率13.2%が含まれていた。

2013年度におけるのれんの変動には主に、当グループの共同支配企業であるXchanging etb GmbHの段階取得に関する37百万ユーロの増加が含まれていた。当該取引の詳細については、注記3「取得および処分」を参照のこと。

2012年度におけるのれんの変動には主に、新たなセグメント区分の実施前と実施後の両方の組織構造において行われたのれんの年次減損テストの結果、第4四半期に計上された減損1,595百万ユーロが含まれていた。

のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんはCGUに配分される。注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」の記載に基づき、当グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。「その他」ののれんは、各非統合の投資レベルでの減損が個別にテストされる。のれんは、のれんが計上された各CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することで、年1回第4四半期において減損テストが行われる。加えて、当グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、IAS第36号に従ってのれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。

主要な各CGUの帳簿価額は、資本配分モデルを使用して算出される。この配分では、評価日時点の当グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1ノート(以下「AT1ノート」という。)が含まれる。資本合計は、前述のとおり減損が個別にテストされる非統合の投資に関連する特定の影響、および非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。帳簿価額(AT1ノートを除く)は、2段階のプロセスで主要なCGUに配分される。第1段階では、容易に識別可能な資本合計が、それぞれの個別のCGUに配分される。これには、のれん(非支配持分に関する追加調整を加算)、償却対象とならないその他の無形資産、ならびに資本および非支配持分に直接計上された一定の未実現純利得および損失が含まれる。第2段階では、帳簿価額(AT1ノートを除く)の残額は、各CGUのリスク・ウェイトド・アセットおよび一定の自己資本の控除項目が当グループ全体に占める割合に基づいて、CGU全体に横断的に配分される(非統合の投資に関する項目についてそれぞれ調整される。)。非統合の投資に関する帳簿価額

は、それぞれの資本に基づいて決定される。AT1ノートは、主要なCGUに対して、それぞれのレバレッジ比率不足額（以下「LRS」という。）に比例して配分される。LRSは、当グループの目標レバレッジ比率、CGUのレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度および配分された普通株式等Tier1資本の役割を果たす。

2014年度および2013年度の両方におけるのれんの年次減損テストの結果、これらのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、当グループの主要なCGUののれんの減損損失は発生しなかった。

2012年度第4四半期中に実施された当グループの新たなセグメント区分の結果（詳細については、注記4「事業セグメントおよび関連情報 - 事業セグメント」を参照のこと。）、年次減損テストは、新たなセグメント区分の実施前（「旧構造」）と実施後（「新構造」）の両方において行われなければならなかった。この年次減損テストにより、合計1,595百万ユーロののれんの減損が計上され、そののれんの内訳は、旧構造においてCGUであるCB&Sに対して1,174百万ユーロ、新構造においてNCOUコーポレート部門内のCGUであるホールセール・アセット（369百万ユーロ）およびオペレーティング・アセット（52百万ユーロ）に対して421百万ユーロであった。

回収可能価額

当グループは、DCFモデルを用いて、使用価値に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定しており、そのDCFモデルは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映している。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの使用価値も含んでおり、帳簿価額の処理と一貫して主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、経営陣によって承認された財務5カ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定（最低自己資本比率：普通株式等Tier 1資本比率：10%、Tier1自己資本比率11.5%およびTier1レバレッジ比率：3.5%）を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正され、継続企業の場合には、一定の長期成長率3.2%（2013年度：3.2%）により増加するか、またはそれへ収束すると仮定される。これは、国内総生産およびインフレ率の推移予測に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUの使用価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、より小さな範囲で長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステマティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。

主要な資金生成単位

	割引率（税引後の割引率に基づいて默示的に決定された税引前の割引率）	
	2014年度	2013年度
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	14.5%	16.5%
個人顧客および中堅企業	13.7%	14.3%
グローバル・トランザクション・バンキング	11.7%	13.1%
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	12.6%	12.8%
非中核事業ユニット ¹	14.8%/14.5%	17.0%/16.6%

1 NCOUホールセール・アセット（14.8%）およびNCOUオペレーティング・アセット（14.5%）の2つの主要なCGUから構成されていた。所定の税引前割引率は、両方のCGUが同一の税引後割引率を適用して評価される一方で、税引後評価についての最悪のシナリオを想定している。税引前の割引率が異なるのは、異なるキャッシュ・フローの構成およびパターンに起因する。

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

主な資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	- 顧客のフローおよびソリューションに重点を置き、顧客市場における主導的シェアおよび顧客密着度の向上からの利益を享受。 - ヨーロッパは低成長が見込まれる一方で、特にアメリカにおけるマクロ環境の改善。 - 全般的なCB&Sの収益プールは緩やかな成長が見込まれる。コーポレート・ファイナンスおよびエクイティの収益プールは上昇傾向が見込まれる一方でセールス・アンド・トレーディングの債券収益プールは引き続き圧力にさらされるだろう。 - 規制変更による影響の軽減に向けた、ターゲット・リスクおよびバランスシート削減ならびに管理活動の実施。 - 新規の規制フレームワークおよび厳正に管理されたリスク・エクスポージャーの下での資産効率の向上。 - オペレーショナル・エクセレンス（OpEx）プログラムによる利益を享受。 - 規制上の要件を完全に順守する一方で、フロントからバックまでの基盤改善による効率性の向上に重点を置く。 - 組織の他の部門との緊密な協力関係の活用。	- 活動の鈍化および投資家の意欲の減退を招く潜在的なイベント・リスク（具体的にはグローバル経済への銀行の支援の無秩序な撤退）の影響を受けた脆弱な成長に伴うマクロ経済環境弱体化の可能性。 - 様々な法域において草案が出されている規制変更の範囲（構成および内容）が、予想以上に深刻な影響をもたらす可能性。 - 想定水準を上回る所要自己資本の引下げを伴う潜在的なマージン圧縮および商品競争の激化。 - 主要な訴訟事件の結果。 - グループ全体のオペレーショナル・エクセレンス（OpEx）・プログラムによるコストおよび効率性の改善および期待される便益が、予想よりも実現されないこと。 - 規制に基づく支出によるコスト圧力の増加。 - リスク軽減戦略実施の遅延ならびに規制の技術基準、オペレーショナル・リスクに対する規制の集中およびパーゼルレベルでのRWA測定の継続的な見直しによるさらなる逆風。
個人顧客および中堅企業	- ドイツ国内市場におけるリーダーとしての地位、その他のヨーロッパ市場における確固たる地位、主要アジア諸国における成長余地、および効率性の高い基盤。 - PBCにおける重要なイニシアチブとしてデジタル機能の改善。 - クレジット商品の選択的成長ならびに低金利環境および借入制限条項による影響を部分的に軽減するアドバイザリー・バンキング分野における投資および保険事業の拡大。 - ドイツ銀行とポストバンクとの間の収益およびコスト面でのシナジーの達成。 - グループ全体のOpExを踏まえたコスト削減。 - 主要アジア諸国への成長投資からの効率的な活用。	- 大幅な景気の落込みによる失業率の上昇、信用リスク引当金の増加および事業成長の低迷。 - 投資商品市場の成長および収益が投資および投資に対する顧客の信頼に依存する度合の増大。 - さらなるマージン圧縮を招く可能性のある低金利の継続。 - ポストバンクの取得に関連したシナジーが実現しないか、実現が予想よりも遅れること。 - PBCの効率性プログラムに関連するシナジーの達成率の低迷。 - 未だ予測されていない収益およびコストへの影響を招く規制強化の環境。
グローバル・トランザクション・バンキング	- グループ全体のOpExを踏まえたコスト削減。 - 銀行の他分野とのより密接な協力により生じるシナジーの活用。 - マクロ経済の回復。 - 2015年半ばからの金利回復。 - 国際的な取引量、国際支払いおよび企業活動における前向きな動き。 - 既存地域において複雑な法人・機関投資家顧客との関係を深める一方で、新興市場での一層の成長を推し進めること。 - オランダにおける商業銀行業務の再建に成功。	- 世界経済の回復の遅延、およびそれによる取引量、金利および為替相場への影響。 - 想定水準を上回る信用取引の不振ならびに主要な市場および商品における不利な競争水準。 - 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。 - グループ全体のOpExを踏まえたコスト削減が、予想よりも具現化しないこと。 - 潜在的な法的問題の結果。 - オランダにおける商業銀行業務の再建策による便益が、予想よりも実現されないこと。

主な資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
ドイツ・アセット & ウェルス・マネ ジメント	- グループ全体のOpExならびにAM、PWMおよびパッシブCB&Sの統合により新設されたドイツAWMの基盤の最適化を踏まえたコスト削減。 - グローバルでの富の創造、拡大する退職市場ならびにオルタナティブおよびパッシブ投資の募集の急速な拡大を含む市場の動向および推移により継続的に特徴付けられるドイツAWMの全般的な内部戦略。 - 超富裕層顧客に対する事業の拡大。 - オルタナティブおよびパッシブ投資 / ETF事業の構築。 - ウェルス・マネジメントおよびDWSを通じたドイツ国内市場でのリーダーシップの確保。 - アジア / 太平洋およびアメリカにおける有機的成長戦略、ならびにCB&SおよびGTBとの連携強化。 - 新興市場に対する高い市場占有率。 - 断片的な競争環境における市場シェアの維持または拡大。	- 主要な業界の脅威（すなわち、市場のボラティリティ、国家債務負担、規制変更に伴うコストの増加）。 - 投資家が引き続き資産を市場外で保持し、現金またはより単純でフィーの低い商品に退避すること。 - ビジネス・リスク / 実行リスク（すなわち、市場の不確実性による新規マネーターゲット（純額）の未達成、優秀なリレーションシップ・マネージャーの喪失）。 - 特定の制限（例えばリレーションシップ・マネージャーの採用が不可能となること）により有機的成長戦略の実施が困難となること。 - 効率性の向上および想定されたIT / プロセスの改善によるコスト削減が、計画した程度まで達成されないこと。 - 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。
非中核事業ユニット ホールセール・ア セッツ	- リスク圧縮プログラムの継続的な実施の成功。 - 成功したリスク圧縮プログラムの促進に向けた他部門の販売・流通網への継続的な投資。	- 活動の鈍化および経済的に実行可能な水準でのリスク圧縮能力の低下を招くイベント・リスク（具体的にはグローバル経済への銀行の支援の無秩序な撤退）の影響を受けた脆弱な成長に伴うマクロ経済環境弱体化の可能性。 - 様々な法域において草案が出されている規制変更の範囲（構成および内容）が、予想以上に深刻な影響をもたらす可能性。 - 訴訟事件の結果。
非中核事業ユニット オペレーティング・ アセッツ	- 最終的な売却に備えた営業用資産の基礎となる業績の向上に向けた継続的な取り組み。	- 活動の鈍化および経済的に実行可能な水準での営業用資産の処分能力の低下を招くイベント・リスク（具体的にはグローバル経済への銀行の支援の無秩序な撤退）の影響を受けた脆弱な成長に伴うマクロ経済環境弱体化の可能性。 - 訴訟事件の結果。

感応度：CGUについて決定された使用価値を検証する際に、特定の外的要因および各CGUの主要な価値の要因が定期的にレビューされる。2014年度においてドイツ銀行の時価総額は帳簿価額を下回り続けた。DCFモデルにおいて使用される主要な仮定（例えば、割引率および損益予測）は、使用価値の弾力性をテストするよう精度設定される。経営陣は、主要な仮定に合理的に可能性のある変更が起こることにより、減損損失が生じ得るCGUは、CB&SおよびPBCのみであろうと想定している。CB&SおよびPBCにおいては、回収可能価額が各帳簿価額を16%、金額にして50億ユーロ（CB&S）および63%、金額にして99億ユーロ（PBC）上回った。

回収可能価額を帳簿価額と同額にする特定の主要な仮定の変更

主要な仮定の変更	CB&S	PBC
割引率（税引後）の上昇（から / へ）	10.3 %/11.5%	10.0 %/14.1%
各期間の将来の予想収益	-12%	-34%
長期成長率	N/A ¹	N/A ¹

N/A - 意味なし

1 0%の成長率でも、回収可能価額は帳簿価額を上回る。

残りすべての主要なCGUの回収可能価額（NCOUにおける回収可能価額を除く。）は、各帳簿価額を大幅に上回っていた。

しかし、当グループの戦略の見直し、あるいは銀行業界の一定の政治的または世界的リスク（ヨーロッパの国家債務危機の再発、既に適用済みの規制の実施に関する不確実性、および既に協議中の法令の導入ならびにGDP成長率の減速等）が、当グループの一定のCGUの業績予測に悪影響を与える可能性があり、そのため将来のれんの減損が生じ得る。

その他の無形資産

2014年および2013年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動は以下のとおりである。

単位： 百万ユーロ	購入した無形資産								内部生成 無形資産	その他 の無形資 産 合計
	償却対象とならない				償却対象となる				償却対象 となる	
	小口投資 運用契約	その他	償却対象 とならない購入し た無形資産合計	顧客関連 無形資産	取得事業 の価値	契約に基 づく無形 資産	ソフト ウェアお よびその他	償却対象 となる購入した無 形資産 合計	ソフト ウェア	
取得原価／製造 原価：										
2013年1月1日 現在残高	878	440	1,318	1,519	848	686	938	3,991	2,261	7,570
増加	0	0	0	24	0	0	41	65	663	728
連結会社グループの変動	0	0	0	-12	0	0	11	-1	0	-1
処分	0	0	0	0	0	0	19	19	36	55
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	-48	0	0	-41	-89	-10	-99
振替	0	0	0	0	0	0	22	22	-68	-46
為替レートの変動	-38	1	-37	-34	-18	-25	-16	-93	-34	-164
2013年12月31日 現在残高	840	441	1,281	1,449	830	661	936	3,876	2,776	7,933
増加	0	0	0	40	0	0	52	92	962	1,054
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-14	-2	-16	0	-16
処分	0	0	0	9	0	0	12	21	99	120
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	-3	0	-1	17	13	-26	-13
為替レートの変動	111	0	111	53	58	74	33	218	102	431
2014年12月31日 現在残高	951	441	1,392	1,530	888	720	1,024	4,162	3,715	9,269
償却および減損 累計額：										
2013年1月1日 現在残高	300	2	302	741	164	142	592	1,639	707	2,648
当期の償却	0	0	0	99	32	36	112	279	239	518 ¹
連結会社グループの変動	0	0	0	-12	0	0	6	-6	0	-6
処分	0	0	0	0	0	0	13	13	34	47
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	-39	0	0	-32	-71	-6	-77
減損損失	0	0	0	72	0	7	4	83	43	126 ²
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	0	10	10	-21	-11
為替レートの変動	-13	0	-13	-25	-2	-5	-12	-44	-19	-76
2013年12月31日 現在残高	287	2	289	836	194	180	667	1,877	909	3,075
当期の償却	0	0	0	99	35	35	78	247	335	582 ³
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-6	-2	-8	-1	-9
処分	0	0	0	8	0	0	12	20	97	117
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

減損損失	0	0	0	0	0	117	29	146	48	194 ⁴
減損損失の戻入	84	0	84	0	0	0	0	0	0	84 ⁵
振替	0	0	0	1	0	0	2	3	-8	-5
為替レートの変動	37	1	38	49	14	17	19	99	63	200
2014年12月31日現在残高	240	3	243	977	243	343	781	2,344	1,249	3,836
帳簿価額：										
2013年12月31日現在残高	553	439	992	613	636	481	269	1,999	1,867	4,858
2014年12月31日現在残高	711	438	1,149	553	645	377	243	1,818	2,466	5,433

- 518百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- このうち79百万ユーロは無形資産の減損に含まれており、顧客関連無形資産（72百万ユーロ）および受益契約（7百万ユーロ）の減損で構成されていた。さらに、購入したソフトウェア（4百万ユーロ）および内部開発したソフトウェア（43百万ユーロ）に関連する減損47百万ユーロが一般管理費に計上されていた。
- 582百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- このうち146百万ユーロは無形資産の減損に含まれており、契約に基づく無形資産（117百万ユーロ）および商標権（29百万ユーロ）の減損で構成されていた。さらに、内部開発したソフトウェアに関連する減損48百万ユーロが一般管理費に計上されていた。
- 84百万ユーロは、前年度の減損損失の戻入として計上され、無形資産の減損損失に含まれている。

償却対象となる無形資産

2014年度における内部生成無形資産の増加は962百万ユーロで、これは自己使用ソフトウェアの開発に関連する当グループの活動に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。購入したその他の無形資産に関して計上された減損146百万ユーロの大部分は、Maher Terminals LLC（NCOU）に起因するものであった。このうち116百万ユーロはリース権利（「契約に基づく」）および29百万ユーロは商標権（「ソフトウェアおよびその他」）に係るもので、コンテナおよび取引高についての継続的なネガティブな見通しを受けたものであった（Maher Terminals LLCの評価結果に関する追加の情報については、当注記内の「のれんの変動」を参照のこと。）。内部開発ソフトウェアの減損48百万ユーロの大部分は、OpExプログラムにおける現在の基盤ソフトウェアの再評価の結果によるものであった。

2013年度において認識された償却対象となるその他の無形資産の変動には主に、内部生成無形資産の増加663百万ユーロが含まれていた。購入したその他の無形資産に関して計上された減損83百万ユーロの大部分は、オランダにおける商業銀行業務（GTB）によるものであり、既に2012年度に同様の減損損失があった。内部開発ソフトウェアの減損43百万ユーロの大部分は、OpExプログラムにおける現在の基盤ソフトウェアの再評価によるものであった。

2012年度において顧客関連無形資産に関して計上された減損は合計86百万ユーロであり、オランダにおいて取得した商業銀行業務（GTB）の再建に向けて2012年度第4四半期に開始した方策に関連する73百万ユーロ、およびPBCのコンシューマー・バンキングの提案の再調整に関連する13百万ユーロが含まれていた。内部開発ソフトウェアの減損95百万ユーロは、主にドイチェAWMにおいてITシステムの計画的開発に変更が生じたことによるものであった。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される（注記41「保険および投資契約」で説明されているVOBAを除く。）。

資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	
顧客関連無形資産	25年以内
契約に基づく無形資産	23年以内
取得事業価値	30年以内
その他	80年以内

償却対象とならない無形資産

当グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、一定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および一定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計711百万ユーロであり、当グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、ドイツAWMのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をDWS Investmentsに与える契約である。これらの契約は容易に更新可能であり、更新費用が少額であり、更新を行ってきた長い歴史があるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年における当グループのZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

当該資産の回収可能価額711百万ユーロは、複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測および実効手数料率が含まれる。算出に適用された割引率（資本コスト）は、2014年度において10.7%、2013年度は11.4%であった。その結果、2014年度において84百万ユーロの減損の戻入が認識され、損益計算書の無形資産の減損に計上された。これは主に、フランチャイズの強化を背景としたプラスのフロー予測、有利な資産ミックスおよび割引率の低下に起因していた。2013年度においては、前年度から評価が安定していたため、減損損失も評価増も計上されなかった。2012年度において、損失202百万ユーロが無形資産の減損として損益計算書に認識された。当該減損損失は主に、過去の成長傾向、2012年に実施された事業の戦略的レビューによる影響、ならびに競争環境を考慮したことにより、投資対象資産流入の上昇予想が減少したことによるものであった。

商標権：その他の償却対象とならない無形資産には、2010年に取得されたポストバンクの商標権（CGUであるPBCに配分される。）およびSal. Oppenheimの商標権（CGUであるDeutsche AWMに配分される。）が含まれる。ポストバンクの商標権は、2010年度に、当初382百万ユーロで認識された。2011年度において購入価格の配分を確定するにあたり、ポストバンクの商標権の公正価値は411百万ユーロに増加した。Sal. Oppenheimの商標権は、27百万ユーロで認識された。両方の商標権とも無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれていることから、償却対象とならない無形資産に分類されている。両方の商標権は、第三者評価に基づき取得日現在の公正価値で計上された。回収可能価額の計算において、商標権の処分コスト控除後の公正価値は、インカム・アプローチに基づき、ロイヤルティ免除法が使用された。取得以降、減損は生じていない。

26 -

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
現金、銀行預け金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	0	574
トレーディング資産、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	0	525
売却可能金融資産	0	2,917
貸出金	0	2,032
土地建物および設備	142	212
その他の資産	38	411
売却目的保有に分類された資産合計	180	6,670
預金、中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	0	4,425
トレーディング負債、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融負債	0	439
長期債務	0	856
その他の負債	0	544
売却目的保有に分類された負債合計	0	6,264

2014年および2013年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産および処分グループに関連して、それぞれ0百万ユーロおよび2百万ユーロの未実現純利得が、その他の包括利益(損失)累計額（税引後）に直接認識された。

2014年12月31日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

OpExプログラムの一部および、ホールセール情報テクノロジー(IT)インフラサービスの一部をアウトソーシングするための取り組みとして、当グループは主にITに関連する固定資産を売却目的保有の処分グループとして再分類した。当該資産は主に土地建物および設備で構成されており、当初はインフラ分野に含められ、1年以内に売却予定である。処分グループから売却目的保有カテゴリーへの再分類により11百万ユーロの減損損失が発生し、その他の収益に計上された。

2014年度の第1四半期において、当グループは、差押不動産ポートフォリオをNCOUコーポレート部門内の売却目的保有に分類した。当該ポートフォリオはその後売却されている。売却目的予定への分類による減損損失の認識は行われなかった。

2014年度においてまた、当グループはCB&Sにおけるいくつかの処分グループ(差押物件から構成されている。)を売却目的保有に分類した。すべての資産は、1年以内に売却予定である。売却目的保有への分類による減損損失の認識は行われなかった。各資産は非経常的に売却コスト控除後の公正価値で測定されており、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されている。

2014年度における処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
非中核事業ユニット	完全所有子会社で、有数のリゾートおよびカジノであるThe Cosmopolitan of Las Vegas (以下「The Cosmopolitan」という。)の所有会社であるNevada Property 1 LLCのBlackstoneへの売却。当該取引に基づき、Blackstoneは、The Cosmopolitanの100%を約14億ユーロ(17.3億米ドル)の現金対価で取得した。	2014年度第4四半期に減損損失9百万ユーロの計上。	2014年度第4四半期
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	英国における当グループのウェルス・マネジメント事業の一部の売却。	2014年度第1四半期に減損損失9百万ユーロの計上。	2014年度第3四半期
個人顧客および中堅企業	土地建物および設備として以前保有されていたオフィスビル	なし	2014年度第2四半期
非中核事業ユニット	残る規制上の承認の受領を受けての、当グループ子会社BHF-BANK AGのKleinwort Benson GroupおよびRHJ International (以下「RHJI」という。)への売却。当グループは340百万ユーロの合計対価(クロージングにおける購入価格の調整の対象となる。)を受領した。これは309百万ユーロの現金および額面発行されたRHJIの株式31百万ユーロから構成されていた。	なし	2014年度第1四半期
非中核事業ユニット	以前その他の資産内に投資不動産として保有していたオフィスビルの売却	なし	2014年度第1四半期

1 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2013年12月31日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

部門	売却目的保有の非流動資産および処分グループ	財務上の影響 ¹	追加情報
非中核事業ユニット	当グループ子会社BHF-BANKの処分	2013年度第4四半期に減損損失183百万ユーロの計上。	2014年度第1四半期における処分
非中核事業ユニット / 個人顧客および中堅企業	土地建物および設備または投資不動産として保有していたいくつかのオフィスビル	2013年度第4四半期に減損損失4百万ユーロ(PBC)の計上。	2014年度における処分

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	差押物件から成るいくつかの処分グループ	なし	2014年度における処分
ドイチェ・アセット& ウェルス・マネジメン ト	英国における当グループのウェルス・マネジメン ト事業の一部の売却。	2013年度第4四半期に減損損失 5百万ユーロの計上。	2014年度第3四半期における処分

1 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2013年度における処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
非中核事業ユニット	土地建物および設備として保有される建物	なし	2013年度第4四半期
ドイチェ・アセット& ウェルス・マネジメン ト	土地建物および設備として保有される建物	なし	2013年度第3四半期
グローバル・トランザクション・バンキング	多国籍顧客向けにマーチャント取得サービスを提供する完全所有子会社	なし	2013年度第2四半期
ドイチェ・アセット& ウェルス・マネジメン ト	主に不動産ファンド・ユニットから成る処分グループ	なし	2013年度第1四半期

1 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

27 -

その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
その他の資産：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	65,096	40,938
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	10,785	9,140
決済日経過の未決済有価証券取引	4,741	2,697
未決済の通常取引に係る受取債権	34,432	30,410
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	115,054	83,185
未収利息	2,791	3,236
売却目的保有資産	180	6,670
その他	19,955	19,448
その他の資産合計	137,980	112,539

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
その他の負債：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	70,558	53,435
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	33,985	30,266
決済日経過の未決済有価証券取引	3,473	2,289
未決済の通常取引に係る支払債務	35,195	33,001
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	143,210	118,992
未払利息	2,953	3,673
売却目的保有負債	0	6,264
その他	37,659	34,666
その他の負債合計	183,823	163,595

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

28 - 預金

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
無利息要求払預金	160,733	149,471
利付預金		
要求払預金	137,966	140,813
定期預金	124,347	127,787
貯蓄預金	109,885	109,679
利付預金合計	372,198	378,279
預金合計	532,931	527,750

29 - 引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	住宅貯蓄事業	営業 / 訴訟	再構築	モーゲージ 買戻し請求	その他 ¹	合計
2013年1月1日現在残高	963	2,604	165	341	822	4,895
連結会社グループの変動	0	3	0	0	2	5
新規繰入額	200	2,673	344	119	408	3,744
取崩額	-119	-2,717	-275	-101	-299	-3,511
戻入額	-11	-401	-22	0	-152	-586
為替レート変動の影響 / 割引の 巻戻し	-19	-38	-6	-14	-10	-87
振替	-3	-18	1	0	-131	-151 ²
その他	0	0	0	0	0	0
2013年12月31日現在残高	1,011	2,106	207	345	639	4,308
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0
新規繰入額	211	2,049	154	411	609	3,434
取崩額	-104	-307	-195	-45	-194	-845
戻入額	-3	-319	-52	-88	-189	-651
為替レート変動の影響 / 割引の 巻戻し	35	103	6	46	14	204
振替	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
2014年12月31日現在残高	1,150	3,632	120	669	880	6,451

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記20「信用リスク引当金」を参照のこと。

2 主に売却目的保有負債（への） / からの分類変更が含まれている。

引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それに従って、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業／訴訟引当金は、オペレーショナル・リスクから発生する。オペレーショナル・リスクは、従業員、契約の記載事項および書類作成、技術、インフラの崩壊およびそれによる惨事、外部からの影響ならびに顧客との関係に関連した機能停止（法的要素を含む。）の潜在的可能性である。オペレーショナル・リスクには、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。オペレーショナル・リスク問題は、顧客、相手先および規制機関からの請求や、法的手続を引き起こす可能性がある。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行は当該事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、貸出金を買戻すか、または表明・保証の重大な違反により生じたと主張されている損失に関して購入者、投資家または金融保証会社に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利および適用される出訴期限に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2014年12月31日現在、ドイツ銀行は約48億米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービサーによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2014年12月31日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金813百万米ドル（669百万ユーロ）を設定した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は2014年度に債権を認識し、2014年12月31日現在359百万米ドル（295百万ユーロ）であった。2014年12月31日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は454百万米ドル（374百万ユーロ）であった。同様の補償債権は過年度については認識されていなかった。

2014年12月31日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約53億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したか、解約合意を取得したか、またはそれ以外の方法で請求を解決していた。これらの買戻し、合意および解決に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約729億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対してモーゲージ貸出金の買戻し請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があると予想しているが、それらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。これは特に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連してニューヨーク州控訴審裁判所で係属中の控訴におけるものを含む、表明・保証の違反に係る出訴期限がいつ発生するかに関する裁判所の決定により影響を受ける可能性がある。ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービサーではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、英国銀行課税に対する引当金、ドイツ銀行と華夏銀行のクレジット・カード事業での業務提携に基づく引当金（注記38「関連当事者との取引」を参照。）を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

偶発負債

偶発負債は、現在の債務および過去の事象から生じ得る債務から発生する可能性がある。当グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い重要な偶発負債については、当グループは、見積可能であると考える場合に、可能性のある損失を見積っている。

当グループは、当グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、通常の事業活動の過程で生じた訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当グループが重要な引当金を設定したか、または可能性が「ほとんどない」よりも高い重要な偶発負債がある法律上および規制上の請求は、以下に記載されている。類似の問題はグループ化され、その一部の問題は複数の請求から構成されている。それぞれに関する見積損失（そうした見積りが可能な場合）は、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にすると予測できると当グループが結論付けたことから、個々の問題に関しては開示されていない。引当金が特定の請求に対して設定されている場合、偶発負債は計上されていない。

どの請求が損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関する可能性のある損失を見積るに当たり、当グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁決機関による判決、類似の案件における当グループの経験および他社の経験（当グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。他の開示された問題には、損失の可能性は「ほとんどない」よりも高いが、そうした見積りが不可能なものもある。見積りが可能な当行の重大な問題に関して、当グループの現在の見積りでは、可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い将来損失の総額は、2014年12月31日現在、約20億ユーロ（2013年度は15億ユーロ）である。この金額には、当グループの潜在的負債が連帯責任であるか、または当該負債が第三者によって支払われると当グループが見込んでいた問題に係る偶発負債が含まれている。

当該可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知／未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や反対者による可能性の高い訴訟や見解に関する当グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当グループが判断する問題、ならびに見積り可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性はほとんどないと当グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当グループの潜在的最大損失エクスポージャーを表していない。

当グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当グループは、（当グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が和解コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当グループが信じる状況においても、相手先に損失を払戻しすることがある。

現在の個別の訴訟

クレジット・デフォルト・スワップの反トラスト事項 2013年7月1日、欧州委員会（EC）は、ドイツ銀行、Markit Group Limited（Markit）、国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）ならびに他の12の銀行に対して、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第101条および欧州経済領域協定（以下「EEA協定」という。）第53条に基づく反競争的行為を主張する異議告知書を発行した。当該異議告知書は、（ ）2006年から2009年までの期間に、一定の事業体によるアンファンデッド・クレジット・デリバティブの取引所取引を実施する試みが、不適切な集団行動によって阻害された、および（ ）Markit、ISDA、ドイツ銀行および他の12の銀行による行為がTFEU第101条およびEEA協定第53条に対する単一かつ継続的違反を構成したとするECの予備的結論を表明している。違反が発生したとする結論をECが最終的に下した場合、ECはドイツ銀行、Markit、ISDAおよび他の12の銀行に対する罰金およびその他の救済措置の賦課を求める可能性がある。ドイツ銀行は、ECの予備的結論に異議を唱える回答を2014年1月に提出した。ドイツ銀行および当該異議告知書の他の受取人は、2014年5月の口頭審理において、その回答の重要部分を口頭で示した。当該口頭審理を受けて、ECは当該事実のさらなる調査を実施する意向を発表した。

クレジット・デフォルト・スワップに関する反トラスト訴訟 ドイツ銀行および他の多数のクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）・ディーラー兼銀行ならびにMarkitおよびISDAに対する広域民事集団訴訟が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中である。2014年4月11日、これらの銀行がMarkitおよびISDAと共謀して店頭CDS取引の価格をつり上げるによりCDSの取引所取引の成立を阻害したことを主張して、原告は2回目の併合された修正集団訴状を提出した。2008年1月1日から2013年12月31日までの期間に米国で被告から直接CDSを購入したか、または被告へ直接CDSを販売した米国内外の個人および企業の集団を形成することを原告は求めている。2014年5月23日、被告は当該2回目の併合された修正集団訴状の却下を求める申立てをした。2014年9月4日、裁判所は却下申立の一部を認め、一部を否認した。原告の残りの請求の開示手続は進行中である。

クレジット・コリレーション 規制当局は信用危機の間のドイツ銀行のテラーメイド・クレジット・コリレーションのトレーディング勘定および当該勘定に含まれる一定のリスクを調査している。調査対象には、当該勘定のポジションの評価方法ならびに評価方法の適用管理の安定性が含まれる。ドイツ銀行は本件の調査の解決に関してSEC職員と議論している。そのような解決が実現する保証はない。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA (以下「Sal. Oppenheim」という。)はドイツ銀行による2010年の取得以前、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に関与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Project GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状の全てではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債に対する補償を受けることを求めている。当該訴状は、投資家の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとする点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行っている世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。当行はこれらの調査に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行っている。当該調査に関連して、当行は、該当する場合には個人に対する懲戒処分を行ってきており、また今後も引き続き行う。ドイツ銀行はまた、外国為替相場を操作したとしてニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された、3件の推定上の反トラスト集団代表訴訟（2件は非米国の原告に関係し、1件は米国の原告に関係）において被告に指定された。2015年1月28日、当該集団代表訴訟を監督する連邦裁判官は、米国の原告に関係する訴訟の却下申立を否認する一方で、非米国の原告に関係する2件の訴訟の却下申立を再訴不能の形で認めた。

高頻度取引／ダークプール取引 ドイツ銀行は、一定の規制当局から高頻度取引およびドイツ銀行のオルタナティブ取引システム（以下「ATS」あるいは「ダークプール」という。）であるSuperX事業に関する情報要請を受け取っている。当行はこれらの要請に協力している。ドイツ銀行は当初、高頻度取引に関連して、米国証券取引法違反を主張する推定上の集団代表訴訟の訴状において被告に指定されていたが、2014年9月2日に提出された併合された修正訴状では、原告はドイツ銀行を被告に含めていなかった。

銀行間出し手金利事項 ドイツ銀行は、ヨーロッパ、北アメリカおよびアジア／太平洋地域の様々な規制当局および法執行機関から、ロンドン銀行間出し手金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間出し手金利（EURIBOR）、東京銀行間出し手金利（TIBOR）およびその他の銀行間出し手金利の設定に関する業界全体の調査に関連した召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

以前報告したとおり、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として、2013年12月4日に欧州委員会との間で和解に達した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は総額725百万ユーロを支払うことで合意した。ドイツ銀行はそれにもかかわらず引き続き民事訴訟、さらにはこれらのベンチマークに関する規制措置にさらされている。

ドイツ銀行は、これらの問題を調査する一定の当局から、調査中の当該問題のいくつかの側面に関してドイツ銀行に対する訴訟が望ましいとの連絡を受けており、ドイツ銀行はそれらの調査の潜在的な解決について当該当局との協議に従事している。

2012年半ばから2014年秋までの期間において、金融機関5社は英国金融行動監視機構（以前は金融サービス機構）、米国商品先物取引委員会、米国司法省（DOJ）およびその他の規制当局と和解を締結した。様々な和解の条件が異なっていた一方で、それらはすべて多額の制裁金および規制上の結果を伴っていた。例えば、金融機関3社の和解には、訴追延期合意が含まれ、それに従って、DOJは、当該金融機関が訴追延期合意の条件を満たせば、当該企業に対する刑事訴追を見送ることに合意した。その他の金融機関2社の和解の条件には、不訴追合意が含まれ、それに従って、DOJは、一定の条件を満たす限り、当該企業に対する刑事訴追を行わないことに合意した。さらに、金融機関2社の関連会社は、関連する行為に係る罪を米国の裁判所で認めることに合意した。

ドイツ銀行および他の多数の銀行に対し、推定上の集団代表訴訟を含む複数の民事訴訟がニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）内の連邦裁判所で係属中である。これらの訴訟は2件を除いてすべて、米ドルLIBORベースのデリバティブまたはその他の金融商品を保有するか、または取引を行い、被告が米ドルLIBORの設定に関し共謀または操作を意図した結果、損害を被ったと主張する当事者を代表して提訴された。1件を除き、これらの米ドルLIBORに関してSDNYに係属中の民事訴訟のすべては、広域係属訴訟（米ドルLIBOR MDL）の一部として併合されている。2013年3月、裁判所は、連邦および州の反トラスト請求、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（RICO）に基づく請求、ならびに6件の修正訴状において主張されている特定の州法に基づく請求を却下した。米ドルLIBORに関する追加の訴訟が独立してSDNYに係属中であり、却下の申立はまだ係属中で

ある。推定上の債券保有者の集団を代表する原告は現在、現段階で上訴を進めることを許可する米国最高裁判所の判決を受け、米ドルLIBOR MDLからの単独訴訟（連邦反トラスト訴訟）の米国第二巡回控訴裁判所への上訴を進めている。地方裁判所はまた、米ドルLIBOR MDLの他の原告で、連邦反トラスト訴訟が地方裁判所によって却下された者、または地方裁判所によって裁判が停止されており債券保有者である原告の最高裁判所への上訴が係属中である者による連邦反トラスト訴訟の第二巡回裁判所への即時の上訴の申請を許可した。（第二巡回裁判所は別の原告団による上訴の復活申立を却下したが、当該上訴は当初、時機を失しているとして2013年に却下されていた。当該原告団は現在、新規の上訴申立を提出した。）米ドルLIBORを操作したとする追加の訴状が、SDNYに提出または移送され、米ドルLIBOR MDLの一部として併合されている。2014年6月、裁判所は、商品取引法（CEA）、一定の州法および不当利得請求に基づき一定の請求について原告が訴訟を起こすことを許可する判決を下した。個人の法的資格（非集団訴訟）で訴訟を起こしている様々な原告は修正訴状を提出し却下を申立てた。住宅所有者および貸主の推定上の集団を代表する原告もまた修正訴状を提出し却下を申立てた。当行はまた、対人管轄権の欠如から、米ドルLIBORを参照して店頭取引金融商品の取引を行ったとする原告の推定上の集団および米ドルLIBORを参照して取引所売買商品の取引を行ったとする原告による訴状を却下する申立を提出した。米ドルLIBORに関する追加の訴訟が独立してSDNYに係属中であり、却下の申立はまだ係属中である。最後に、当行はまた、米ドルLIBORに関してカリフォルニア州中央地区で係属中の民事訴訟の被告として指定されている。裁判所は、対人管轄権の欠如による当行の却下申立を認め、他の被告に対して主張された訴状も却下した。原告は米国第九巡回裁判所による再審理を求め、上訴通知書を提出した。

ドイツ銀行およびその他の銀行に対する円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとする推定上の集団代表訴訟が提起された。2014年3月28日、SDNY裁判所は、米国連邦独占禁止法に基づいておよび不当利得に関して主張された請求の却下を求める被告の申立を認めたものの、CEAに基づいて主張された一定の請求に関する被告の申立については否認した。ドイツ銀行および一定の他の外国の被告から提出された、対人管轄権の欠如による当該訴訟の却下申立は現在係属中であり、開示は2015年4月7日まで停止されている。ドイツ銀行はまた、Euriborを操作したとする推定上の集団代表訴訟においても被告となっている。裁判所は2015年5月12日までの開示の停止申立を認めた。被告の当該訴状への応答期限は、訴状の修正までの間停止している。これらの訴訟において、CEA、連邦および州独占禁止法、RICOならびにその他の連邦法および州法の違反を含む様々な法理論に基づいて損害賠償の請求が主張されている。

キルヒ ミュンヘンの検察庁は、ドイツ銀行AGの数名の元取締役会メンバーおよび2名の現取締役会メンバー（ユルゲン・フィッチェンおよびステファン・ライトナー）について、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続きが含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行AG取締役会スポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士（および同氏の会社）が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

現取締役会メンバー（ユルゲン・フィッチェン）および数名の元取締役会メンバーに関係する捜査は終結した。2014年8月初旬、フィッチェン氏および元取締役会メンバーに対し、ミュンヘン地方裁判所に起訴状が提出された。検察庁は、ドイツ秩序違反法第30条に基づく潜在的な規制違反に関する訴訟への補助参加をドイツ銀行に命じるよう、裁判所に申請した。2014年9月、当該起訴状は元取締役会メンバーのフィッチェン氏およびドイツ銀行AGに対して送達された。2015年3月2日、ミュンヘン地方裁判所は当該起訴状を認め、全被告に対する裁判を開始した。裁判所はまた、ドイツ銀行AGに補助参加を命じた。

現取締役会メンバー（ステファン・ライトナー）に関連する調査は進行中である。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、2名の現取締役会メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後、速やかな訂正を怠ったというものである。ドイツの法律の下、民事訴訟の当事者には、法廷で行う事実の陳述がすべて正確であることを確保する法律上の義務がある。ライトナー氏の調査およびフィッチェン氏の起訴は、（当行の他の現取締役会メンバーとは違って）キルヒ訴訟に関連した特別な知識または責任を有していたとの主張に基づいている。元取締役会メンバーに関する起訴は、ミュンヘン上級地方裁判所で当該元取締役会メンバーが虚偽の証言を行ったとの主張に基づいている。

当行の監査役会および取締役会は、国際的な法律事務所およびドイツの主要な控訴裁判所の一つの元長官から、フィッチェン氏およびライトナー氏に対して検察庁が行った犯罪行為の告発には根拠がないとの意見をj得ている。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に協力している。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクロージング・オークションでの韓国総合株価指数200（以下「KOSPI200」という。）の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁（以下「FSS」という。）は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定

した。すなわち、()ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co. (DSK)に対し、様々な法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、()DSKの現物株式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA(ダイレクト・マーケット・アクセス)現物株式トレーディングを2011年4月1日に開始し2011年9月30日に終了する6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ連動証券の流動性供給者としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。DSKおよび起訴された4名のうち1名に関する判決が2015年中に下される可能性がある。加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一定の団体によって、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。原告は250百万ユーロ(現在の為替レートで)の総請求金額に加えて金利および費用の損害賠償を求めている。これらの訴訟は様々な審理の段階にあり、いくつかの訴訟の判決が2015年中に下される可能性がある。

モーゲージ関連および資産担保証券の事項および調査 ドイツ銀行および一部の関連会社(これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。)は、米国金融詐欺対策タスクフォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関からモーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券(RMBS)、商業用モーゲージ担保証券(CMBS)、債務担保証券、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請に応えて、全面的に協力している。

ドイツ銀行は、バージニア州によって提起された民事訴訟において被告として指定されている。バージニア州は、ドイツ銀行が発行または引受けたRMBSをバージニア州退職制度(VRS)が購入した結果として、詐欺およびバージニア州の納税者に対する詐欺に関する法律の違反に関する請求を主張している。ドイツ銀行は、被告として指定されている13の金融機関のうちの1つである。原告は合計11.5億ドルの損害賠償を全ての被告に対して主張しているが、それぞれの被告に求められる損害賠償は指定していない。当該訴訟は当初、民間団体により非公開で提起されていたが、2014年9月16日にバージニア州検察官が訴訟に参加することを決定したことを受けて公開された。当該訴訟は早期の段階にあり、ドイツ銀行は、バージニア州裁判所が本訴訟について対人管轄権を行使できるとのVRSによる主張に抗弁している。

ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人を含む様々な役割について、多数のその他の民事訴訟において被告として指定されている。下記のこれらの訴訟には、推定上の集団代表訴訟、個人の有価証券購入者による訴訟およびRMBS信託を代表する受託者による訴訟が含まれている。主張は訴訟によって異なるが、これらの訴訟は概して、RMBSの売出し書類に重要な虚偽記載および脱漏(基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。)があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。

ドイツ銀行は、その他の金融機関とともに、IndyMac MBS, Inc.が発行したRMBSの引受人としての役割に関連して、推定上の集団代表訴訟の被告となっている。2014年9月8日、ドイツ銀行、一定の他の金融機関の被告および原告代表は当該訴訟を和解する合意を締結した。2014年9月30日、裁判所は、当該集団の和解を認める命令を下し、当該集団に対し承認通知書を発行した。2015年2月23日、裁判所は和解を認め、訴訟を却下する命令を下した。当該和解に基づき、和解した全ての被告は合計で340百万ドルを支払った。当該和解におけるドイツ銀行の支払部分は、重要なものではない。

ドイツ銀行は、その他の金融機関とともに、Novastar Mortgage Corporationが発行したRMBSの引受人としての役割に関連して、推定上の集団代表訴訟の被告となっている。2015年2月4日、裁判所は、6件のRMBS売出しのうち5件を訴訟から却下した以前の判決を無効とする命令を下した。裁判所は原告に対し、効力が発生した訴状を修正し、以前に却下された売出しを含めるよう命令した。訴訟の開示手続は、原告の申立に係属中の間は停止されていたが、まもなく再開される予定である。

2013年12月18日、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所は、Residential Accredit Loans, Inc.およびその関連会社が発行したRMBSに関連する推定上の集団代表訴訟におけるドイツ銀行に対する請求を却下した。

ドイツ銀行は、RMBSの購入者とされる人々およびRMBSに関連した取引に関与した相手先ならびにそれらの関連会社による、様々な集団代表訴訟以外の訴訟および仲裁の被告および被申立人となっている。当該相手先には、Aozora Bank, Ltd.、Commerzbank AG、the Federal Deposit Insurance Corporation(Colonial Bank、Franklin Bank S.S.B.、Guaranty Bank、Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankのコンサベーターとして)、the Federal Home Loan Bank of Boston、the Federal Home Loan Bank of San Francisco、the Federal Home Loan Bank of Seattle、HSBC Bank USA、National Association(一部のRMBS信託の受託者として)、Knights of Columbus、Mass Mutual Life Insurance Company、Phoenix Light SF Limited(WestLB AGが設立および/または管理する特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として)、Royal Park Investments(Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として)、Sealink Funding Ltd.(Sachsen Landesbankおよびその子会社が設立および/または管理する特別目的

ピークルによる請求を意図した代理人として)、Texas County & District Retirement SystemおよびThe Charles Schwab Corporationが含まれている。

2014年11月17日、2014年11月6日に締結された秘密和解契約に基づき、Assured Guaranty Municipal Corporationはドイツ銀行に対し提起していた訴訟を再訴不能の形で取り下げ、ドイツ銀行はGreenpoint Mortgage Funding, Inc.に対し当該訴訟において提起していた第三者請求を再訴不能の形で取り下げた。和解による純額の財務上の影響はドイツ銀行にとって重要なものではなかった。

2014年12月15日、2014年12月9日に締結された秘密和解契約に基づき、Landesbank Baden-Württembergはドイツ銀行に対し提起していた訴訟を再訴不能の形で取り下げた。和解の金銭的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

2014年12月18日、Countrywideに関連する企業により発行された売出しに関連して、ドイツ銀行に対して提起された請求を再訴不能の形で取り下げる合意がMass Mutual Life Insurance Companyによって提起された。ドイツ銀行の理解では、当該売出しに関する取り下げはドイツ銀行が当事者ではない秘密和解契約に基づくものであった。ドイツ銀行は、Countrywideに関連する企業によって発行されたものではない証券に関連してMass Mutual Life Insurance Companyから提起された別の訴訟では引き続き被告である。

2015年1月14日、裁判所は、Blue Edge ABS CDO Ltd.として識別される債務担保証券に関連してAozora Bank, Ltd.によって提起された訴訟に対するドイツ銀行による却下の申立を認めた。2015年2月17日、Aozora Bank, Ltd.は再議論またはその代替として修正訴状を提出する申立を提出した。ドイツ銀行は当該申立に対抗している。ドイツ銀行はまた、Brooklyn Structured Finance CDO, Ltd.として識別される債務担保証券に関連して、UBS AGおよび関連企業とともに、Aozora Bankにより提起された訴訟において被告であるが、現在は却下の申立が裁判に先立ち係属中である。

2015年1月15日付の秘密和解契約に基づき、John Hancock Life Insurance Company (U.S.A.)および関連企業は、ドイツ銀行に対して提起していた訴訟を再訴不能の形で取り下げることに同意した。和解の金銭的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

2015年1月22日、2015年1月14日付のドイツ銀行との秘密和解契約に基づき、the Federal Home Loan Bank of San Franciscoは、7件のRMBS売出しに関連してドイツ銀行に対して提起していた訴訟を再訴不能の形で取り下げた。

2015年1月26日、the Federal Home Loan Bank of San FranciscoおよびCountrywide間の秘密契約に基づき、the Federal Home Loan Bank of San Franciscoは、Countrywideの関連企業による15件の売出しに関連してドイツ銀行に対してFederal Home Loan Bank of San Franciscoにより提起されていた訴訟を再訴不能の形で取り下げる命令を締結した。ドイツ銀行の理解では、これらの15件の売出しに関する取り下げは、ドイツ銀行が当事者ではない秘密和解契約に基づくものであった。ドイツ銀行は、1件のRMBS売出しおよびRMBS証券の再証券化として説明された2件の売出しに関する訴訟において引き続き被告である。この訴訟は開示手続の段階にある。

ドイツ銀行およびMonarch Alternative Capital LPならびに同社の一定のアドバイザー顧客および管理された投資ピークル(Monarch)は2014年12月18日、HSBC Bank USA, National Association (HSBC)に対して3件のRMBS信託に関連する訴訟を解決するための和解契約を提案することに合意した。Monarchとの当該合意に基づき、MonarchはHSBCに対し、提案された和解の承認または拒否に関して、各信託における証券保有者の投票を実施することを依頼した。HSBCは提案された和解契約に関連する証券保有者に通知し、現在提案された契約の検討を実施しており、提案された契約について証券保有者に対して将来通知書をまもなく発行する意向である。1件またはそれ以上の和解が完了した場合、ドイツ銀行により支払われている和解基金のかなりの部分は訴訟の非当事者から払い戻されることとなるだろう。和解による正味の経済的な影響はドイツ銀行にとって重要ではない。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

ドイツ銀行は、様々なRMBSの売出しおよびその他の関連商品についてドイツ銀行に対して請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。加えて、ドイツ銀行はこれらの一部の企業と和解契約を締結しており、その金銭的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

Deutsche Bank National Trust Company (以下「DBNTC」という。)およびDeutsche Bank Trust Company Americas (以下「DBTCA」という。)は、一定のRMBS信託の受託者としての役割について、民事訴訟において投資家により提訴されている。2014年6月18日、投資家のグループは、その称するところでは544のプライベート・レーベルのRMBS信託を代表しておよびその利益のために、DBNTCおよびDBTCAに対する民事訴訟をニューヨーク州第一審裁判所に提起した。当該訴訟では、DBNTCおよびDBTCAが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして主張されている1939年信託証書法(TIA)違反、契約違反、信託義務違反および過失に対する請求が主張されている。2014年6月18日、Royal Park Investments SA/NVは、10件のRMBS信託に対する投資家を代表して、DBNTCに対する集団代表訴訟を意図した訴訟をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起し

た。当該訴訟では、DBNTCが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして主張されているTIA違反、契約違反および信託違反に対する請求が主張されている。DBNTCは当該訴訟を却下するために動いている。2014年11月7日、the National Credit Union Administration Boardは、121のRMBS信託に対する投資家として、DBNTCが当該信託の受託者として一定の法定および契約上の義務の履行を怠ったとしてTIAおよびNew York Streit Act違反を主張し、DBNTCに対する訴訟をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起した。2014年12月23日、21のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDOは、DBNTCが信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして、TIAおよびthe Streit Act違反、契約違反、受託者義務違反、過失、重大な過失および過失による不実表示による請求を主張し、信託の受託者としてDBNTCに対する訴訟をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起した。

貴金属調査および訴訟 ドイツ銀行は、貴金属取引および様々なその他の側面を調査している一定の規制当局および法執行機関から、情報要請を受け取っている。当行はこれらの要請に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、貴金属取引および貴金属事業のその他の側面について、独自の内部レビューを実施している。ドイツ銀行はさらに、Gold FixおよびSilver Fixへの参加を通じて金および銀の価格操作を行ったとして米国独占禁止法および米国商品取引法違反を主張する、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所で係属中のいくつかの推定集団代表訴訟の訴状において被告として指定されている。

紹介雇用慣行調査 一定の規制当局は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行およびアジア / 太平洋地域におけるコンサルタント契約に関して、海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令順守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。

米国の禁輸措置に関連した事項 ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。これらの機関は、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについて調査している。2006年、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を行わないこと、および法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、および法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。ドイツ銀行はこれらの機関に情報を提供するとともに、それ以外に当該調査機関に協力している。

30 -

信用関連コミットメントおよび偶発負債

通常の事業活動の過程において、当グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めるであろう。当グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記全ての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ

2014年12月31日現在 2013年12月31日現在

取消不能貸出コミットメント	154,446	137,202 ¹
偶発負債	62,087	65,630
合計	216,533	202,832

1 2014年度に、過去の開示で誤って含まれていなかったフロンティング・コミットメントを含めるため、比較情報は105億ユーロ修正再表示されている。

政府援助

当グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものとがある。短中長期融資に対してECAが供与するこうした保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、非常に似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当グループはこうしたプログラムを選択的に利用している。当グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理として行動するEuler-Hermes Kreditversicherungs AG、または合衆国の代理として行動する商品金融公社（Commodity Credit Corporation）により発行されたものであった。

31 -

その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	14,787	20,852
その他	28,144	38,915
その他の短期借入金合計	42,931	59,767

32 -

長期債務および信託優先証券

最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2015年 度期限	2016年 度期限	2017年 度期限	2018年 度期限	2019年 度期限	2019年度 より後の 期限	2014年 12月31日 現在合計	2013年 12月31日 現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	15,155	11,887	15,733	6,288	9,344	26,389	84,795	76,953
変動利付	7,174	6,337	5,131	3,129	6,514	6,365	34,651	26,503
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	705	500	1	70	28	1,385	2,689	3,022
変動利付	1,039	0	0	50	20	1,248	2,358	4,557
その他	1,666	5,495	1,615	2,110	1,224	8,234	20,344	22,047
長期債務合計	25,739	24,219	22,480	11,647	17,130	43,622	144,837	133,082

当グループには、2014年度および2013年度の債務に関して、元本、利息の債務不履行およびその他の違反はなかった。

信託優先証券¹

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
固定利付	8,662	8,613
変動利付	1,912	3,313
信託優先証券合計	10,573	11,926

1 無期限の金融商品であり、当グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

33 -

金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				
	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3 - 12ヶ月	期限 1 - 5年	期限 5年超
無利息預金	160,733	0	0	0	0
利付預金	138,030	160,290	51,183	13,855	12,503
トレーディング負債 ¹	41,843	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	610,202	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	29,752	12,543	4,292	3,947	6,696
投資契約負債 ²	0	91	847	1,586	5,999
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³	0	282	636	1,543	2,602
中央銀行ファンド借入金	986	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	3,696	4,964	2,007	0	0
貸付有価証券	1,961	26	0	0	363
その他の短期借入金	26,633	8,035	8,832	0	0
長期債務	543	6,597	21,983	83,529	51,855
信託優先証券	0	4,183	1,396	6,440	251
その他の金融負債	155,066	4,011	477	372	23
オフバランスの貸出コミットメント	139,342	0	0	0	0
金融保証	22,344	0	0	0	0
合計 ⁴	1,331,132	201,023	91,653	111,271	80,292

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記41「保険および投資契約」を参照。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当グループの最悪事例のシナリオを示している。当グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在				
	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3 - 12ヶ月	期限 1 - 5年	期限 5年超
無利息預金	149,471	0	0	0	0
利付預金	140,882	184,274	31,136	14,172	12,282

トレーディング負債 ¹	55,804	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	483,428	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 ²	50,477	54,198	4,247	6,389	6,240
投資契約負債 ³	0	76	793	1,328	5,871
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ⁴	0	20	35	238	323
中央銀行ファンド借入金	2,056	0	400	0	0
買戻条件付売却有価証券	6,485	4,630	645	0	0
貸付有価証券	2,081	39	0	0	207
その他の短期借入金	36,694	16,211	6,874	0	0
長期債務	840	16,663	16,713	67,325	50,105
信託優先証券	0	4,595	1,176	7,860	237
その他の金融負債	131,998	3,946	669	722	107
オフバランスの貸出コミットメント ⁵	114,617	0	0	0	0
金融保証	20,605	0	0	0	0
合計 ⁶	1,195,438	284,650	62,688	98,034	75,373

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 2014年度に、要求される名目金額ではなく帳簿価額が誤って使用されていたため、比較情報は14億ユーロ修正再表示されている。
- 3 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記41「保険および投資契約」を参照。
- 4 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 5 2014年度に、過去の開示で誤って含まれていなかったフロンティング・コミットメントを含めるため、比較情報は105億ユーロ修正再表示されている。
- 6 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当グループの最悪事例のシナリオを示している。当グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

[次へ](#)

追加的注記

34 -
普通株式

普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、各株式の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ 全額払込済	自己株式	社外流通
2013年1月1日現在の普通株式	929,499,640	-315,742	929,183,898
株式報酬制度に基づく株式の発行 増資	0 90,000,000	0 0	0 90,000,000
自己株式の購入	0	-396,958,039	-396,958,039
自己株式の売却または割当	0	397,101,877	397,101,877
2013年12月31日現在の普通株式	1,019,499,640	-171,904	1,019,327,736
株式報酬制度に基づく株式の発行 増資	0 359,773,491	0 0	0 359,773,491
自己株式の購入	0	-310,846,161	-310,846,161
自己株式の売却または割当	0	310,757,883	310,757,883
2014年12月31日現在の普通株式	1,379,273,131	-260,182	1,379,012,949

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

自己株式の購入は、一時的に当グループが保有する株式、および短期で再売却する意図で購入した株式から成る。さらに、当グループは、株式報酬のために株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に今後の株式報酬に充当の予定である。

2014年6月5日付で、ドイツ銀行AGは59.9百万株の普通株式を1株当たり29.20ユーロで新規に発行し、これによる収入総額は17億ユーロとなった。当該株式は授權資本から2014年度分の配当の全額受給権付で新株予約権を除外して発行された。当該株式はParamount Services Holdings Ltdによって保有された。

2014年6月25日、ドイツ銀行AGは、授權資本から、現金払い込みによる新株引受権の割当を通じた公募増資を完了した。合計299.8百万株の新株（普通株式）が発行され、これによる収入総額は68億ユーロとなった。当該株式は、2014年度分の配当の全額受給権付で発行された。新株引受権の99.1%が行使されたため、297.1百万株の新株が1株当たり22.50ユーロの発行価格で発行された。残る2.8百万株の新株は、1株当たり平均価格26.58ユーロで市場で売却された。

これらの増資に関連して資本に直接計上された取引費用は、税引後で1億ユーロであった。

授權資本

取締役会は、現金払込による新株発行増資および一定の場合には現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2014年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2019年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠256,579,863ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授權資本	対価	新株予約権	失効日
579,863ユーロ	現金または現金以外	増資が会社の取得または会社の持分保有目的で、現金以外の対価による場合、除外されることがあり、また、株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがある。	2018年4月30日
256,000,000ユーロ	現金または現金以外	増資が会社の取得または会社の持分保有目的で、現金以外の対価による場合、除外されることがあり、また、株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがある。	2019年4月30日

条件付資本

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および／または転換社債および／または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関連会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および／または交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

条件付資本	転換権および／または オプション権による 発行の失効日
230,400,000ユーロ	2017年4月30日
256,000,000ユーロ	2019年4月30日

配当

以下の表は、2014年、2013年および2012年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2014年度（提案）	2013年度	2012年度
宣言現金配当（単位：百万ユーロ） ¹	1,034	765	764
普通株式1株当たり宣言現金配当（単位：ユーロ）	0.75	0.75	0.75

1 2014年度の現金配当は、2014年12月31日現在の発行済株式数に基づいている。

貸借対照表日以後に宣言された配当はなかった。

その他の資本構成要素

2014年度に、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1 ノート（以下「AT1 ノート」または「ノート」という。）を2つのトランシェで合計47億ユーロ発行した。

2014年5月20日に、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1 ノートを合計35億ユーロ発行した。当該ノートに当初付いていた合計30,250株を購入できるワラントは、最初の引受人によって既に切り離された。

さらに2014年11月19日に、AT1 ノートが合計15億ドル（12億ユーロ相当）発行された。当該ノートは、毎年支払われる7.50%の固定クーポンが、当行が当該ノートを償還可能な最初の日である2025年4月30日まで付されている。

AT1 ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から最初の繰上償還日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行が要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、各最初の繰上償還日およびその後5年ごとにまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（但し一部は不可）を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定された普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

35 -

従業員給付

株式報酬制度

当グループは、DBエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

DBエクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。権利確定は通常、解雇または退職等の場合には、離職後も継続する。

法律上またはその他の制限により株式の受渡しに支障がある国では、報奨を付与するためにDBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用された。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	早期退職規定	適格者
2014/2013	年次報奨	1/3：12ヶ月 ¹ 1/3：24ヶ月 ¹ 1/3：36ヶ月 ¹	あり	年次リテンション報奨に 選ばれた従業員
		または、54ヶ月後に 一括で権利確定 ¹	あり ²	取締役会または上級管理 職グループのメンバー
	リテンション / 新規雇用	個別仕様	あり	主要なスタッフを引き付 けるまたは引き留める ために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフ ロント	付与時に直ちに 権利確定 ³	なし	規制従業員
2012/ 2011	年次報奨	1/3：12ヶ月 ⁴ 1/3：24ヶ月 ⁴ 1/3：36ヶ月 ⁴	あり	年次リテンション報奨に 選ばれた従業員
	リテンション / 新規雇用	個別仕様	あり	主要なスタッフを引き付 けるまたは引き留める ために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフ ロント	付与時に直ちに 権利確定 ³	なし	規制従業員
2010	年次報奨	付与後12ヶ月から 45ヶ月までを9つの 期間に均等に分け、 段階的に権利確定	あり	年次リテンション報奨に 選ばれた従業員
		または、54ヶ月後に 一括で権利確定	あり	年次リテンション報奨に 選ばれた従業員
	リテンション / 新規雇用	個別仕様	なし	主要なスタッフを引き付 けるまたは引き留める ために選ばれた従業員
2009	年次報奨	50%：24ヶ月 25%：36ヶ月 25%：48ヶ月	なし	年次リテンション報奨に 選ばれた従業員
	リテンション / 新規雇用	個別仕様	なし	主要なスタッフを引き付 けるまたは引き留める ために選ばれた従業員

- 1 取締役または上級管理職グループのメンバーおよびその他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間が適用される。
- 2 早期退職規定は取締役に適用されない。
- 3 取締役にについては、3年のリテンション期間後の株式受渡し。その他の全規制従業員については、6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡し。
- 4 取締役にについては、別のスケジュールが適用される。その他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡し

さらに、当グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プラン（以下「GSPP」という。）という名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。GSPPは、加入しているドイツ銀行事業体に在職中の全従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行はその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2014年11月から始まった第6期には、30ヶ国の従業員計20,000名以上が当該制度に加入していた。

当グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

シェア・プランの変動状況

	株式ユニット (単位：千)	1ユニット当たり 加重平均付与日 公正価値 (ユーロ)
2012年12月31日現在残高	62,499	35.25
付与	26,250	34.89
発行	-35,555	37.37
失効	-1,903	34.95
2013年12月31日現在残高	51,291	33.61

付与	31,298	31.01
発行	-28,982	34.47
失効	-1,158	32.81
2014年12月31日現在残高	52,449	31.60

この表には、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2014年、2013年および2012年12月31日終了年度において、それぞれ合計約21百万ユーロ、約32百万ユーロおよび約44百万ユーロであった。

2014年12月31日現在、発行済株式報酬の付与総額は約17億ユーロであった。このうち、11億ユーロが報酬費用として当該報告年度、またはそれ以前に認識された。このため、2014年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、合計6億ユーロであった。

上記の表に示された数量に加えて、過年度に付与されたDBエクイティ・プラン報酬の権利確定により、2015年2月に約8.3百万株が制度加入者に発行された（このうち、0.3百万ユニットは当該DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づいていた。）。

さらに、当グループは、2015年2月に、DBエクイティ・プランに基づき、約30.2百万ユニットの報酬を1ユニット当たり付与価値27.11ユーロで付与した。このうち約0.6百万ユニットは、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づき付与された。

2015年2月に発行および付与されたユニットを考慮した、2015年2月末現在の発行済株式報酬残高は、約74.3百万ユニットであった。

退職後給付制度

制度の特性

当グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当グループの確定給付制度に重点を置いている。

当グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達が決定される部分がある。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,611	813	405	780	6,609
受給待機中の加入者	1,983	2,266	478	195	4,922
受給中の加入者	4,669	1,216	492	285	6,662
確定給付制度債務合計	11,263	4,295	1,375	1,260	18,193
制度資産の公正価値	10,634	5,095	1,072	1,109	17,910
積立率（％）	94	119	78	88	98

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	3,670	659	359	671	5,359
受給待機中の加入者	1,577	1,894	399	122	3,992
受給中の加入者	4,240	1,035	378	229	5,882
確定給付制度債務合計	9,487	3,588	1,136	1,022	15,233
制度資産の公正価値	9,142	4,099	856	921	15,018
積立率（％）	96	114	75	90	99

当グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスおよびオランダにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会および

その同等組織と団体ベースで合意される。当グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって組織された委員会によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当グループにとって長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当グループのアプローチである。同時に、当グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当グループは従業員の現在の給与に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利でまたは当グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額（例えば、最低でも拠出された金額の支払い）を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。英国では、当グループに対する全体的な長期リスク・エクスポージャーを削減する目的で、主要な確定給付年金制度が依然として当該制度に適切な在職中の従業員のために2011年に再設計された。

当グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、その所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当グループの2014年12月31日および2013年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計197百万ユーロおよび151百万ユーロであった。給付構造と組み合わせて、これらの制度は当グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度については当グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
2014年度の実際の給付支払額	379	79	75	72	605
2015年度の給付支払予定額	375	74	66	69	584
2016年度の給付支払予定額	386	78	68	56	588
2017年度の給付支払予定額	403	87	70	57	617
2018年度の給付支払予定額	423	93	69	57	642
2019年度の給付支払予定額	440	102	74	56	672
2020年度から2024年度の給付支払予定額	2,471	654	368	288	3,781
確定給付制度債務の加重平均期間（年）	15	21	13	17	16

複数事業主制度

当グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBVVのメンバーである。BVVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBVVへの拠出を行う。BVVは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額は増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BVVは複数事業主確定給付制度であるが、当グループでは、当グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BVVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。BVVの直近の開示によると、当該制度には当グループの将来の拠出に影響を及ぼすような現在の積立不足は存在しない。また、将来発生する制度の積立超過はすべて制度加入者に分配されるため、当グループの将来の拠出額は減少しない。

確定拠出制度に対する当グループの費用には、ドイツ・ポストバンクAGによるドイツの郵便局公務員に対する年金積立金への年間拠出額が含まれている。これらの給付に係る負債に対する責任はドイツ政府が負う。

ガバナンスおよびリスク

当グループでは、当グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金リスク委員会を維持している。当該委員会は、四半期毎に開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでいうリスク管理とは、市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ

等)、資産投資、規制または法的要件に関連する当グループのリスクの管理および統制に加え、人口統計上の変化(寿命等)の監視を指す。さらに当グループは、当グループの制度資産に影響を与える可能性がある不確実な税務ポジションに関する見積りおよび提供を行っている。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当グループの最終的な負債が大きく異なる可能性がある。中でも、取得の際および取得後や、外部環境(法令、税制等)の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部の承認を要するプロセスを経た上で行われる。年金制度が積立られている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

当グループの主要な年金諸国において、当グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。

現状では全体的に当グループは、退職後給付の資金調達に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。当グループは、この目的のために当グループが開発した特定の測定基準およびストレス・シナリオを使用して、年金リスク・エクスポージャーを定期的に測定している。

積立

当グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。

当グループの積立方針は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務に対して、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー(現地の規制や慣行に変更があった場合等)の対象となる。当グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の大部分には、最低積立要件が定められている。当グループは、当グループの積立方針に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国など、受託者と当行が共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当グループの主要な積立式確定給付制度においてポジションがほぼ完全に積立されていることおよび採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。例えば英国および米国の場合、これらの国における2015年度の主要制度の積立拠出はほぼゼロになると見込まれている。ドイツでは一般的に最低積立要件は適用されないが、当グループは当グループの積立方針に基づいて、当年度中に当グループの資産である現金の拠出により支払われた給付に関する補填を、外部の年金信託に対して行うことを検討する予定である。

退職後医療制度については、当グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時にグループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模で一貫性を確保するために、当グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを現地保険数理士に提供している。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2014年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 ¹	その他
割引率(%)	2.0	3.7	3.9	2.3
物価インフレ率(%)	1.5	3.4	2.2	2.0
将来給与水準の名目上昇率(%)	2.0	4.4	2.2	2.6
年金支給額の名目上昇率(%)	1.4	3.2	2.2	1.2
仮定された65歳時の余命				
測定日現在65歳の男性	18.9	23.7	21.7	21.5
測定日現在65歳の女性	22.9	25.3	23.9	24.1
測定日現在45歳の男性	21.5	25.4	23.4	23.2
測定日現在45歳の女性	25.5	27.1	25.6	25.7
適用した死亡率表	ホイベックの 2005年G ガイドライン表	SAPS Light表と CMIの2013年予測	RP2014 Aggregate表	各国特有の表

	2013年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 ¹	その他
割引率（％）	3.6	4.5	4.8	3.4
物価インフレ率（％）	1.9	3.7	2.3	2.2
将来給与水準の名目上昇率（％）	2.8	4.7	2.3	3.1
年金支給額の名目上昇率（％）	1.9	3.5	2.3	1.4
仮定された65歳時の余命				
測定日現在65歳の男性	18.7	23.6	19.1	21.0
測定日現在65歳の女性	22.8	25.2	20.9	23.3
測定日現在45歳の男性	21.4	25.3	20.5	22.6
測定日現在45歳の女性	25.3	27.0	21.7	24.7
適用した死亡率表	ホイベックの 2005年G ガイドライン表	SAPS Light表と CMIの2013年予測	RP2000 Combined Healthy表	各国特有の表

1 キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当グループの最も重要な制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールドカーブ（信頼性の高い第三者のインデックス提供業者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付が実際に支払われると予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。社債に関する情報が限定的でデューレーションがより長期の場合は、関連する実際のスワップ・レートやクレジット・スプレッドの仮定値を用いた合理的なイールドカーブ外挿法が適用される。各通貨圏では全制度に対し、当該通貨圏において当グループ最大規模の制度で適用されている仮定を基に、一貫した割引率を用いている。それ以外の国々の制度の割引率は、必要に応じて、関連する制度の債務と概ね整合したデューレーションをもつ、各測定日現在の各通貨で適用される優良社債または国債の利回りに基づいている。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ測定尺度を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来給与水準の名目上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の慣行に従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含められる。

負債および資産の増減の調整表 - 貸借対照表に与える影響

	2014年度				
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	9,487	3,588	1,136	1,022	15,233
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	163	28	21	53	265
利息費用	330	166	55	35	586
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	13	1	0	17	31
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	1,883	405	35	184	2,507
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	0	0	50	-1	49
実績により生じた数理計算上の差異	26	-22	-5	6	5

キャッシュ・フローおよびその他の変動

制度加入者による拠出額	4	0	0	13	17
給付の支払	-379	-79	-75	-72	-605
決済に係る支払	0	0	0	-10	-10
取得 / 売却 ¹	-265	-57	0	-15	-337
為替レートの変動	0	265	158	25	448
その他 ²	1	0	0	3	4

期末残高	11,263	4,295	1,375	1,260	18,193
------	--------	-------	-------	-------	--------

このうち：

非積立式	0	15	197	122	334
積立式	11,263	4,280	1,178	1,138	17,859

制度資産の公正価値の増減：

期首残高	9,142	4,099	856	921	15,018
------	-------	-------	-----	-----	--------

純損益で認識された確定給付費用

利息収益	322	189	41	32	584
------	-----	-----	----	----	-----

その他の包括利益で認識された確定給付費用

制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	1,334	621	44	126	2,125
----------------------	-------	-----	----	-----	-------

キャッシュ・フローおよびその他の変動

制度加入者による拠出額	4	0	0	13	17
事業主による拠出額	449	3	76	46	574
給付の支払 ³	-378	-78	-65	-39	-560
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却 ¹	-238	-43	0	-14	-295
為替レートの変動	0	307	122	24	453
制度管理費用	-1	-3	-2	0	-6

期末残高	10,634	5,095	1,072	1,109	17,910
------	--------	-------	-------	-------	--------

期末現在の積立状況	-629	800	-303	-151	-283
-----------	------	-----	------	------	------

回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）

期首残高	0	0	0	-29	-29
利息費用	0	0	0	-1	-1
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	30	30
為替レートの変動	0	0	0	0	0
期末残高	0	0	0	0	0

認識された純資産（負債）	-629	800	-303	-151	-283 ⁴
--------------	------	-----	------	------	-------------------

1 BHF Bank、Tilney。

2 小規模な制度の初度適用にかかる期首残高が含まれる。

3 積立式制度のみ。

4 このうち952百万ユーロはその他の資産に、1,235百万ユーロはその他の負債に認識された。

2013年度

単位：百万ユーロ

	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	9,263	3,299	1,281	1,129	14,972
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	163	28	24	70	285
利息費用	340	145	48	33	566
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	19	2	-3	-42	-24
その他の包括利益で認識された確定給付費用					

財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	-4	278	-71	-12	191
人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	-1	-34	1	-2	-36
実績により生じた数理計算上の差異	-12	3	14	-10	-5
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	5	0	0	14	19
給付の支払	-375	-70	-107	-102	-654
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却 ¹	90	0	0	0	90
為替レートの変動	0	-63	-51	-40	-154
その他 ²	-1	0	0	-16	-17
期末残高	9,487	3,588	1,136	1,022	15,233
このうち：					
非積立式	7	14	154	137	312
積立式	9,480	3,574	982	885	14,921
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	7,741	3,980	949	932	13,602
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	316	175	35	30	556
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-601	98	-46	-8	-557
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	5	0	0	14	19
事業主による拠出額	1,960	3	53	53	2,069
給付の支払 ³	-352	-69	-95	-79	-595
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	73	0	0	0	73
為替レートの変動	0	-81	-38	-19	-138
制度管理費用	0	-7	-2	-2	-11
期末残高	9,142	4,099	856	921	15,018
期末現在の積立状況	-345	511	-280	-101	-215
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	-29	-29
期末残高	0	0	0	-29	-29
認識された純資産（負債）					
	-345	511	-280	-130	-244 ⁴

1 DB Investment Services。

2 退職後給付制度のその他の長期従業員給付制度への分類変更。

3 積立式制度のみ。

4 このうち952百万ユーロはその他の資産に、840百万ユーロはその他の負債に認識された。さらに、25百万ユーロおよび57百万ユーロが、それぞれ売却目的保有資産および売却目的保有負債に認識されている。

当グループに係る補填の権利はない。

スイスでは制度の統合により制度の一部が清算され、結果として退職する従業員や異動する従業員の未払給付が増加し、2014年度の過去勤務費用は12百万ユーロであった。当該制度の統合ならびに当年度における資産と比較した負債の増加により、2014年度末における当該制度は若干の積立不足のポジションとなっている。これにより、2013年度末の資産上限額29百万ユーロは、2014年度末に消去が認められている。

退職後給付制度資産については、2014年度において、当グループが外部の年金信託に対して行った通常の拠出に加え、米国とドイツで特定の制度の積立ポジションを補填するために約100百万ユーロの一時的な拠出が共同で行われた。2013年度は、ドイツで、これまで積立不足であったポストバンクの確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、約14.5億ユーロの拠出が行われた。

投資戦略

当グループの主たる投資目標は、従業員に対して長期間給付を行う当グループの費用を削減するため、デュレーション・ミスマッチおよび資産クラスの多様化を通じていくらかの限定された金額のリスク負担を負うことで、確定給付制度のIFRSに基づく積立状況の著しい変動に対する免疫性を当グループに持たせることである。

当グループの積立式確定給付制度の大半には、年金負債対応投資（LDI）アプローチが適用されている。その目的は、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクを最小化することにある。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。

これらのリスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利およびインフレ・スワップが含まれる。また、クレジット・デフォルト・スワップや金利先物等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、長期収益の向上および分散効果を生み出すためのさらなる資産区分が含まれている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している。（すなわち、エクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の双方を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在					2013年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,056	102	25	68	1,251	976	134	40	59	1,209
資本性金融商品 ¹	134	560	108	208	1,010	138	486	84	259	967
投資適格債 ²										
国債	3,517	1,502	400	255	5,674	3,043	1,201	312	227	4,783
民間債	5,731	2,035	447	358	8,571	5,118	1,513	333	247	7,211
投資不適格債										
国債	54	0	0	14	68	103	0	0	1	104
民間債	215	109	12	30	366	135	45	4	22	206
仕組み商品	14	389	42	29	474	20	531	40	22	613
保険	0	0	0	17	17	0	0	0	41	41
オルタナティブ										
不動産	114	117	0	35	266	59	95	0	30	184
コモディティ	25	0	0	2	27	25	0	0	2	27
プライベート・エクイティ	51	0	0	0	51	50	1	0	0	51
その他	56	0	0	33	89	40	0	0	3	43
デリバティブ（時価）										
金利	482	409	38	73	1,002	-267	62	43	7	-155
クレジット	-27	-1	0	-1	-29	36	0	0	0	36
インフレ	-763	-214	0	-12	-989	-349	29	0	0	-320
為替	-51	40	0	-1	-12	18	2	0	1	21
その他	26	47	0	1	74	-3	0	0	0	-3

制度資産の公正価値合計	10,634	5,095	1,072	1,109	17,910	9,142	4,099	856	921	15,018
-------------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-----	-----	--------

- 1 株式エクスポージャーの配分は概ね、各市場における代表的な指数に沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス）。
- 2 投資適格とはBBB以上を指す。当グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格程度である。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在					2013年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,056	100	14	50	1,220	976	132	35	59	1,202
資本性金融商品	131	560	108	206	1,005	99	486	84	259	928
投資適格債										
国債	2,255	1,502	0	182	3,939	2,205	1,201	0	219	3,625
民間債	26	1,887	0	84	1,997	0	0	0	0	0
投資不適格債										
国債	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0
民間債	78	97	0	3	178	0	0	0	0	0
仕組み商品	0	368	0	29	397	0	0	0	0	0
保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オルタナティブ										
不動産	9	68	0	0	77	0	0	0	0	0
コモディティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デリバティブ（時価）										
金利	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0
クレジット	-27	-1	0	0	-28	0	0	0	0	0
インフレ	0	0	0	-3	-3	0	0	0	0	0
為替	0	40	0	0	40	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相場価格のある制度資産の公正価値合計	3,528	4,621	122	578	8,849	3,280	1,819	119	537	5,755

上記以外の資産はすべて「その他」の資産に投資されており、その大半はIFRS第13号に基づくレベル2の資産（主に投資適格社債）に投資されている。全体的に比較的小規模な要素がIFRS第13号に基づくレベル3の資産に分類されており、これらは主に不動産、保険契約およびデリバティブ契約である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産とそれ以外の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在						
	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	1,052	106	57	7	9	20	1,251
資本性金融商品	75	84	415	174	168	94	1,010
国債 ¹	2,089	1,457	628	933	82	553	5,742
民間債 （投資適格以上）	473	1,644	2,302	3,106 ²	688	358	8,571
民間債 （投資不適格）	18	76	91	132	17	32	366
仕組み商品	14	409	36	13	2	0	474
小計	3,721	3,776	3,529	4,365	966	1,057	17,414
割合（％）	21	22	20	25	6	6	100
その他の資産区分							496
制度資産の公正価値							17,910

- 1 投資適格および投資不適格の国債が含まれている。
- 2 この金額の大半がフランス、イタリアおよびオランダの社債関連である。

2013年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	976	134	40	25	28	6	1,209
資本性金融商品	176	84	315	87	221	84	967
国債 ¹	2,332	1,226	346	394	34	555	4,887
民間債 (投資適格以上)	686	1,025	1,627	2,739 ²	855	279	7,211
民間債 (投資不適格)	5	28	84	55	20	14	206
仕組み商品	21	534	39	10	8	1	613
小計	4,196	3,031	2,451	3,310	1,166	939	15,093
割合(%)	28	20	16	22	8	6	100
その他の資産区分							-75
制度資産の公正価値							15,018

- 1 投資適格および投資不適格の国債が含まれている。
- 2 この金額の大半がフランスおよびオランダの社債関連である。

2014年12月31日現在の制度資産には、時価が約マイナス255百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当グループが発行した有価証券6百万ユーロおよび当グループの資産に対するその他の債権約70百万ユーロが含まれている。制度資産には、当グループで使用している不動産は一切含まれていない。

主要なリスク感応度

当グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各市場リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に関する合理的な近似値を表すリスク測定尺度の一つである。

例えば、割引率デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、割引率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデュレーションは、割引率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

当グループでは大半の積立式確定給付制度においてLDIアプローチを適用していることから、資本市場の状況が数理計算上の仮定（主に割引率と物価インフレ率）および制度資産を通して制度債務に影響を及ぼす。そのため、主要な資本市場の変動に関連した当グループのリスク・エクスポージャーに関する理解を助けるため、関連する市場リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。制度資産に影響しない数理計算上の仮定の変更への感応度については、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当グループの主要制度の資産関連の感応度は、当グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示しているが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成するさまざまな制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国	その他	ドイツ	英国	米国	その他
割引率(-100bp)：								
DB0の増加額(-)	-1,740	-950	-90	-220	-1,355	-800	-60	-155

制度資産の予想増加額 (+) ¹	1,525	925	75	115	1,200	640	55	85
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-215	-25	-15	-105	-155	-160	-5	-70
割引率 (+100bp) :								
DB0の減少額 (+)	1,505	775	85	180	1,185	650	55	130
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-1,525	-925	-75	-115	-1,200	-640	-55	-85
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-20	-150	10	65	-15	10	0	45
信用スプレッド (-100bp) :								
DB0の増加額 (-)	-1,740	-950	-180	-230	-1,355	-800	-140	-155
制度資産の予想増加額 (+) ¹	880	225	45	40	705	170	35	20
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-860	-725	-135	-190	-650	-630	-105	-135
信用スプレッド (+100bp) :								
DB0の減少額 (+)	1,505	775	160	190	1,185	650	125	130
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-880	-225	-45	-40	-705	-170	-35	-20
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	625	550	115	150	480	480	90	110
物価インフレ率 (-50bp) : ²								
DB0の減少額 (+)	350	330	0	75	325	265	0	55
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-245	-290	0	-10	-195	-260	0	-15
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	105	40	0	65	130	5	0	40
物価インフレ率 (+50bp) : ²								
DB0の増加額 (-)	-365	-355	0	-80	-335	-285	0	-60
制度資産の予想増加額 (+) ¹	245	290	0	10	195	260	0	15
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-120	-65	0	-70	-140	-25	0	-45
将来給与水準の実質上昇率 (-50bp) :								
DB0の減少額 (+)、積立状況への 純影響額	80	15	0	15	70	10	0	20
将来給与水準の実質上昇率 (+50bp) :								
DB0の増加額 (-)、積立状況への 純影響額	-80	-15	0	-15	-70	-10	0	-20

寿命の10%の改善 : ³

DB0の増加額 (-)、積立状況への 純影響額	-275	-85	-25	-20	-220	-75	-20	-15
------------------------------	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

- 1 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイス、オランダおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の公正価値には変動がないと仮定している。
- 2 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金支払額の名目上昇率の変動への感応度を組み込んでいる。
- 3 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2015年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

	2015年度
単位：百万ユーロ	合計
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	265
BVV	50
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	100
その他確定拠出制度	230
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	35

退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	680
-------------------------	-----

従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定にそれぞれ基づく特定の費用の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
確定給付制度費用：			
勤務費用	296	261	289
純利息費用（収益）	3	10	11
確定給付制度費用合計	299	271	300
確定拠出制度費用：			
BVV	51	51	51
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	97	97	105
その他の確定拠出制度	228	221	219
確定拠出制度費用合計	376	369	375
退職後給付制度費用合計	675	640	675
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	229	230	231
株式に基づく報酬費用（株式決済型） ¹	860	918	1,097
株式に基づく報酬費用（現金決済型） ¹	11	29	17
現金定着制度に関する費用 ¹	815	811	1,133
退職金の支払いに関する費用 ²	205	274	472

1 新規雇用報償に関する費用および当グループの再構築費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の前倒しを含む。

2 未償却の繰延報酬報償に関する費用の前倒しを除く。

36 -

法人所得税

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	764	913	731
過年度修正 ¹	-12	41	-956
当期税金費用（ベネフィット）合計	752	954	-225
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生および解消	644	7	579
税法および／または税率改正の影響	44	35	9
過年度修正 ¹	-15	-221	135
繰延税金費用（ベネフィット）合計	673	-179	723
法人所得税費用（ベネフィット）合計	1,425	775	498

1 2012年度の過年度修正には、当期税金ベネフィット435百万ユーロが含まれ、同額が繰延税金費用と相殺されている。

法人所得税費用には、保険契約者利益に帰属する保険契約者税（2014年度では法人所得税費用が2百万ユーロ、2013年度では法人所得税費用が23百万ユーロおよび2012年度では法人所得税費用が12百万ユーロ）が含まれている。

当期税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金、税額控除および将来減算一時差異からのベネフィットが含まれており、これらは2014年度の当期税金費用を5百万ユーロ減少させた。これらの影響により、2013年度の当期税金費用が3百万ユーロ減少し、2012年度の当期税金ベネフィットが94百万ユーロ増加した。

繰延税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除／将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の評価減の戻入および繰延税金資産の評価減から生じた費用が含まれており、これらは2014年度の繰延税金費用を303百万ユーロ減少させた。これらの影響により、2013年度の繰延税金ベネフィットが237百万ユーロ増加し、2012年度の繰延税金費用が91百万ユーロ増加した。

ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用との差異

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
内国法人所得税率31%（2013年度および2012年度31%）による予想税金費用	966	451	252
外国税率差異	88	154	36
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-371	-337	-497
持分法適用投資による損失（利益）	-93	-84	-74
減算不能費用	649	571	563
のれんの減損	0	0	630
繰延税金資産の認識および測定の変更 ¹	-308	-240	-3
税法および／または税率改正の影響	44	35	9
株式に基づく報酬に関連する影響	78	-5	-17
保険契約者税の影響	-2	23	12
その他 ¹	374	207	-413
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	1,425	775	498

1 過年度に関連した当期および繰延税金費用／（ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

当グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の2014年度、2013年度および2012年度の「その他」は主に、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

2014年度、2013年度および2012年度の繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は31%であった。

資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
確定給付制度に関連する数理計算上の差益／損	407	58	407
売却可能金融資産：			
期中未実現純利得／損失	-457	-21	-539
純損益に振り替えられた純利得／損失	5	103	6
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得／損失	-7	-58	-5
純損益に振り替えられた純利得／損失	-146	-10	-13
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得／損失	-68	-175	104
純損益に振り替えられた純利得／損失	1	1	0
その他の包括利益に（借方計上）貸方計上された法人所得税	-265	-102	-40
資本に（借方計上）貸方計上されたその他の法人所得税	-21	65	34

当グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
繰延税金資産：		
繰越欠損金	2,785	2,300
繰越税額控除	192	191
将来減算一時差異：		
トレーディング業務	8,454	8,719
土地建物および設備	459	796
その他の資産	2,382	2,355
有価証券評価	93	280

貸倒引当金	1,020	814
その他の引当金	811	952
その他の負債	838	1,103
繰延税金資産合計（相殺前）	17,034	17,510

繰延税金負債：

将来加算一時差異：

トレーディング業務	7,746	8,024
土地建物および設備	52	49
その他の資産	832	843
有価証券評価	1,628	1,123
貸倒引当金	71	97
その他の引当金	233	298
その他の負債	782	1,106
繰延税金負債合計（相殺前）	11,344	11,540

繰延税金資産および負債（相殺後）

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
繰延税金資産として表示	6,865	7,071
繰延税金負債として表示	1,175	1,101
繰延税金資産純額	5,690	5,970

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用／（ベネフィット）と一致していない。これは、(1)資本に直接計上された繰延税金、(2)ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、(3)通常の活動の一環としての企業の取得および処分、および(4)その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更に起因している。

繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在 ¹	2013年12月31日現在 ¹
将来減算一時差異	-314	-341
無期限	-3,745	-3,720
翌期に期限到来	-4	-1
翌期後に期限到来	-1,334	-1,671
繰越欠損金	-5,083	-5,392
翌期後に期限到来	-88	-224
繰越税額控除	-88	-224

1 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2014年12月31日および2013年12月31日現在、当グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産をそれぞれ55億ユーロおよび54億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。一般的に、繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当グループは、2014年12月31日および2013年12月31日現在、当グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ134百万ユーロおよび120百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

デリバティブ

デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当グループは、トレーディング目的およびリスク管理目的の双方で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された当グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

トレーディング目的で保有するデリバティブ

セールス・アンド・トレーディング

当グループのデリバティブ取引の大半は、セールス・アンド・トレーディング活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。トレーディングには、マーケット・メーカー、ポジションおよび裁定取引活動が含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。ポジションは、価格、レートまたは指標の有利な変動から利益を得ることを見越したリスク・ポジションの管理を意味する。裁定取引には、市場および商品間の価格差の識別およびその価格差から利益を得ることが含まれる。

リスク管理

当グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

ヘッジ会計に適格なデリバティブ

デリバティブが注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ会計

当グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いて公正価値ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ	3,679	2,136	2,810	200

2014年、2013年および2012年12月31日終了年度において、それぞれ10億ユーロの利得、24億ユーロの損失および1億ユーロの損失が、ヘッジ手段に関して認識された。同期間におけるヘッジ対象の損益（ヘッジ対象リスクに起因）は、それぞれ13億ユーロの損失、17億ユーロの利得および4億ユーロの損失であった。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

当グループは、金利、株式および為替レートの変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップ、株式指標スワップおよび外国為替予約を用いてキャッシュ・フロー・ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ	234	0	30	276

ヘッジ対象キャッシュ・フローの発生が見込まれる期間およびこれらが損益計算書に影響を与えると見込まれる期間

単位：百万ユーロ	1年内	1年から3年	3年から5年	5年超
2014年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	23	35	5	0
負債からのキャッシュ・アウトフロー	-21	-35	-28	-25
2014年度の正味キャッシュ・フロー	2	0	-23	-25
2013年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	80	110	53	136
負債からのキャッシュ・アウトフロー	-25	-37	-37	-36
2013年度の正味キャッシュ・フロー	55	73	16	100

キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資本への計上額 ¹	118	-215	-341
このうち、終了したプログラム関連	-15	-16	-17
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	-6	91	42
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	-339	-35	-45
純損益に計上された非有効部分	-3	1	1

1 「資本への計上額」は、連結包括利益計算書に表示されているその他の包括利益累計額を参照している。

2014年6月初旬に、Maher Terminalsの外部借入による資金調達を当グループ内の資金調達に切り替えることが決定がされ、外部借入の満期である2014年7月1日初めに行われた。それまでは当該資金調達は、当グループ最大のキャッシュ・フロー・ヘッジ・プログラムであった。当該決定により、IAS第39号のヘッジ会計原則に従い、外部借入による資金調達に関連するスワップ取引の累積時価評価損失313百万ユーロが、第2四半期においてその他の包括利益から損益計算書に振り替えられた。

2014年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2022年である。

純投資ヘッジ会計

当グループは、為替予約およびスワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
純投資ヘッジとして保有するデリバティブ	490	2,927	1,171	141

2014年、2013年および2012年12月31日終了年度において、ヘッジの非有効部分によりそれぞれ357百万ユーロ、320百万ユーロおよび357百万ユーロの損失が認識された。当該非有効部分には、ヘッジ手段に係るフォワード・ポイントを要因とするものが含まれている。

38 -

関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

当グループは、関連当事者との間にいくつかの取引関係を有している。こうした当事者との取引は、通常の事業活動の過程において、その時点で比較可能な他者との取引に関する一般的な条件と実質上同じ条件（金利および担保を含む。）で行われ

ている。これらの取引は、回収可能性について通常を上回るリスクを含んでおらず、また、その他の不利な特徴を示していなかった。

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当グループは、親会社および取締役の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2012年度
短期従業員給付	26	18	17
退職後給付	4	3	3
その他の長期給付	7	6	14
退職給付	0	0	15
株式に基づく報酬	5	8	16
合計	42	35	65

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらの監査役に支払われる報酬総額の上限は、2014年12月31日現在1.1百万ユーロ、2013年12月31日現在1百万ユーロおよび2012年12月31日現在1.6百万ユーロであった。

2014年12月31日現在の当グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント3百万ユーロ、ならびに預金16百万ユーロが含まれていた。2013年12月31日現在の当グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント4百万ユーロ、ならびに預金12百万ユーロが含まれていた。

加えて、当グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれらの各子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

貸出金

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
期首貸出金残高	357	918
当期貸出額	596	528
当期貸出金返済額	657	676
連結会社グループの変動 ¹	-1	-397
為替レートの変動/その他	27	-16
期末貸出金残高 ²	321	357
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	5	6
貸倒引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	45	54

1 2014年度における連結会社グループの変動は軽微であった。2013年度第2四半期に、以前は持分法適用投資として分類されていたいくつかの事業体が初めて完全連結された。このため、これらの投資に対して行われた貸出は、連結上消去された。結果として、関連する貸倒引当金繰入額および貸倒引当金が同時に減少した。

2 延滞貸出金は、2014年12月31日現在3百万ユーロおよび2013年12月31日現在2百万ユーロであった。2014年12月31日および2013年12月31日現在、当グループは上記の貸出金に対してそれぞれ70百万ユーロおよび73百万ユーロの担保を保有していた。

預金

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
----------	--------	--------

期首預金残高	167	245
当期預金受入額	245	105
当期預金払戻額	244	179
連結会社グループの変動	-43	-3
為替レートの変動／その他	4	-2
期末預金残高 ¹	128	167

1 預金は無保証である。

その他の取引

2014年12月31日現在、関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は合計87百万ユーロであり、2013年12月31日現在では130百万ユーロであった。2014年12月31日現在、関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は合計0.0百万ユーロであり、2013年12月31日現在では1百万ユーロであった。

関連当事者とのその他の取引には、以下の取引も反映された。

華夏銀行（Hua Xia Bank）：当グループは、華夏銀行に対する持分19.99%を保有しており、2011年2月11日より当該関連会社について持分法による会計処理を行っている。2006年度に、ドイツ銀行と華夏銀行は、クレジット・カード業務におけるドイツ銀行AGの国際的なノウハウおよび華夏銀行の現地の専門知識を組み合わせ、クレジット・カード事業での業務提携を共同で開始した。当該提携に関して、2014年12月31日現在で引当金52百万ユーロが認識されている。この引当金は、当グループの当該提携からの見積債務を取り込んだものである。詳細は注記17「持分法適用投資」に含まれている。

年金制度との取引

IFRSでは、一定の退職後給付制度は関連当事者とみなされる。当グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当グループは、これらの制度に対して、投資運用管理サービスを含む金融サービスを提供している。当グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
制度資産内に保有されている当グループが発行した株式	6	2
その他の資産	73	29
制度資産から当グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	31	39
当グループが相手先であるデリバティブの時価	-255	-419
当グループが相手先であるデリバティブの名目金額	11,806	13,851

39 -

子会社に関する情報

当グループの構成

ドイツ銀行AGは、当グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当グループは1,485（2013年度は1,639）の連結された事業体から構成されており、このうち756（2013年度は812）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当グループが支配する869（2013年度は968）の事業体については、当グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。616（2013年度は671）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。サイロ構造の集計方法が改善され、いくつかのサイロが個別に集計されなくなったことにより、過年度における連結された事業体および第三者所有持分の数が調整された。2013年および2014年12月31日現在、非支配持分は個別でも総額でも当グループにとって重要ではない。

当グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

当グループは貸借対照表日現在において重要な非支配持分を有していなかったため、これらに関連した保護権は重要な制約を生じさせなかった。

資産を使用する当グループの能力に影響を及ぼす制約：

- 当グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保差入資産を保有する。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。
- 保険子会社が保有する資産は、主に当該企業の保険契約者に対する債務を履行するために保有される。
- 規制上の要件や中央銀行からの要求または現地の会社法により、特定の法域において、グループ内の他の事業体との間で資産を移転する当グループの能力が制限される場合がある。

制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	63,518	1,254	77,984	1,115
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	942,924	82,612	899,257	94,388
売却可能金融資産	64,297	10,638	48,326	7,821
貸出金	405,612	51,450	376,582	56,553
その他	232,352	9,506	209,252	7,675
合計	1,708,703	155,460	1,611,400	167,552

上記の表では、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産を除外している。こうした制約は、現地の関連する貸出要件に基づく場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能個々の貸借対照表項目を識別することは不可能である。これは規制上の最低流動性要件についても同様である。当グループは現地のストレス時の流動性アウトフローを超える流動性準備金の額を識別する。そうした流動性準備金で、この目的で制約を受けると見なされる総額は、2014年12月31日現在および2013年12月31日現在それぞれ324億ユーロおよび194億ユーロである。

40 -

ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティへの当グループの関与の性質、目的および範囲

当グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債証券および持分証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債証券および持分証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

連結対象のストラクチャード・エンティティ

当グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。

証券化ピークル

当グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ピークルを利用している。当グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2014年12月31日および2013年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はそれぞれ20億ユーロおよび60億ユーロであった。

ファンド

当グループは、当グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2014年12月31日および2013年12月31日現在、当グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額はそれぞれ280億ユーロおよび270億ユーロであった。

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当グループの関与の範囲はストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

第三者資金提供企業

当グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるピークルは、借手が融資にかかる追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ピークルを連結する。

証券化ピークル

当グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保证券（ほとんどが商業用モーゲージ担保证券、住宅用モーゲージ担保证券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールの購入する証券化ピークルを設立している。これらのピークルは、負債証券および持分証券の複数ランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はピークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当グループでは多くの場合、これらの証券化ピークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行っている。

当グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ピークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。

証券化ピークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一方的に解任するパワーまたは能力を当グループが有していない場合には、当該証券化ピークルは当グループに連結されない。

[次へ](#)

ファンド

当グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資している。グループ企業は、ファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、グループがスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当グループは当該ファンドを連結しない。

その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。

当グループがこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当グループによって連結されない。

ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、運用フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産／負債に係る純利得／（純損失）」に認識される。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当グループの関与とは、当グループをストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証、および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当グループが信用プロテクションを購入した場合、当グループは、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とは見なされていない。

非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。当グループの解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2014年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ3,010億ユーロ、6,150億ユーロおよび320億ユーロであった。

2013年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ3,110億ユーロ、5,290億ユーロおよび273億ユーロであった。

ストラクチャード・エンティティの規模

当グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる測定尺度をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の測定尺度が適切な指標だと考えられている。

- ファンド：当グループがファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当グループの関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化：当グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額。当グループの関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業：当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業：発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当グループではドイツ銀行が受け取った / 差し入れた担保またはドイツ銀行の当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。この表ではまた、ストラクチャード・エンティティの規模に関する指標も示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当グループが直面するリターンの真の変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2014年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供 企業	証券化	ファンド	合計
資産					
利付銀行預け金	0	13 ¹	0	405	419
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	0	0	0	1,599	1,599
借入有価証券	0	0	0	17,367	17,367
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	1,292	6,875	21,282	65,934	95,384
トレーディング資産	963	4,315	21,108	13,419	39,805
プラスの時価 (デリバティブ金融商品)	329	703	143	8,789	9,963
純損益を通じて公正価値で測定するも のとして指定された金融資産	0	1,858	31	43,726	45,616
売却可能金融資産	0	410	875	1,418	2,703
貸出金	77	32,553	16,250	15,671	64,551
その他の資産	11	87	2,280	21,447	23,824
資産合計	1,380	39,938	40,687	123,842	205,846
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	225	626	579	16,968	18,398
マイナスの時価 (デリバティブ金融商品)	225	626	579	16,968	18,398
負債合計	225	626	579	16,968	18,398
オフバランスのエクスポージャー	3	3,064	1,268	27,699	32,035
合計	1,158	42,376	41,375	134,572	219,483
ストラクチャード・エンティティの規模					
ストラクチャード・エンティティの規模	10,938	98,197	3,044,623	3,695,476	

1 現金および銀行預け金13百万ユーロを含む。

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供 企業	証券化	ファンド	合計
資産					
利付銀行預け金	0	0	0	303	303
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	0	0	0	1,797	1,797
借入有価証券	0	0	0	6,819	6,819
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	1,830	3,097	26,180	89,365	120,472
トレーディング資産	1,216	2,586	26,002	12,949	42,753
プラスの時価 （デリバティブ金融商品）	600	175	169	7,640	8,584
純損益を通じて公正価値で測定するも のとして指定された金融資産	15	336	9	68,776	69,136
売却可能金融資産	3	414	2,279	867	3,564
貸出金	101	27,978	13,406	6,153	47,639
その他の資産 ¹	0	47	546	7,869	8,461
資産合計	1,935	31,536	42,412	113,173	189,056
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	471	85	223	8,836	9,615
マイナスの時価 （デリバティブ金融商品）	471	85	223	8,836	9,615
負債合計	471	85	223	8,836	9,615
オフバランスのエクスポージャー	0	2,135	1,104	24,064	27,304
合計	1,464	33,587	43,293	128,401	206,745
ストラクチャード・エンティティの規模	20,771	74,278	1,665,626	4,488,622	

1 過年度にその他の資産に開示され、当グループの関与の定義から削除された未決済残高294億ユーロを除外するために、2014年度に過年度の数字が修正再表示された。

トレーディング資産 - 2014年12月31日および2013年12月31日現在のトレーディング資産合計はそれぞれ398億ユーロおよび428億ユーロであった。これは主に、証券化に対する投資211億ユーロおよび260億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資134億ユーロおよび129億ユーロからそれぞれ構成されている。当グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メイキングに関するものであるが、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - この区分における関与の大半はファンドへの逆レポ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

貸出金 - 2014年12月31日および2013年12月31日現在の貸出金は、それぞれ646億ユーロおよび476億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

その他の資産 - 2014年12月31日および2013年12月31日現在のその他の資産それぞれ238億ユーロおよび84億ユーロは、主にプライム・ブローカレッジ業務に係る債権および委託証拠金残高から構成されている。

財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2014年12月31日および2013年12月31日現在ドイツ銀行が関与を有していない企業

ドイツ銀行はスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティを当グループと合理的に関連付ける場合にも、ドイツ銀行は当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、ドイツ銀行がスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2014年12月31日および2013年12月31日現在当グループが関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれ166百万ユーロと527百万ユーロであった。当グループがスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識されている。2014年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して469百万ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して19億ユーロであった。2013年度においては、証券化に対して32億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して37億ユーロであった。

41 -

保険および投資契約

保険および投資契約から生じる負債

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	総額	再保険	純額	総額	再保険	純額
保険契約	4,750	-67	4,683	4,581	-67	4,514
投資契約	8,523	0	8,523	8,067	0	8,067
合計	13,273	-67	13,206	12,648	-67	12,581

一般的に、再保険契約に関連する金額は、これらの各貸借対照表科目に与える影響が重要でない場合を除き、総額で報告される。

帳簿価額

以下の表は、保険契約および投資契約に係る負債の増減の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2014年度		2013年度	
	保険契約	投資契約	保険契約	投資契約
期首残高	4,581	8,067	4,654	7,732
新規業務	158	52	205	52
請求／引出による支払	-427	-544	-485	-589
既存業務に係るその他の変動	118	429	306	1,023
為替レートの変動	320	519	-99	-151
期末残高	4,750	8,523	4,581	8,067

2014年および2013年12月31日終了年度の各年度における、投資契約の「既存業務に係るその他の変動」の429百万ユーロおよび1,023百万ユーロは、主に基礎となる資産の公正価値の変動に起因するものである。

2014年12月31日現在、当グループは保険契約に係る負債48億ユーロを有していた。このうち、25億ユーロは伝統的な年金の支払い、18億ユーロは終身契約および444百万ユーロは年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約を表している。保証された年金利回りは、退職時において、保険契約の開始時点で固定された利回りで伝統的な年金を受け取るオプションを保険契約者に付与している。年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約の負債444百万ユーロは、ユニット・リンク型負債288百万ユーロおよび保証された年金利回りに関する最善の見積りに基づく準備金156百万ユーロで構成されている。後者は、固定利率と最善の見積りによる利率の差異、ユニット・リンク型負債の規模および利用率に係る仮定を使用して計算される。

2013年12月31日現在、当グループは保険契約に係る負債46億ユーロを有していた。このうち、24億ユーロは伝統的な年金の支払い、18億ユーロは終身契約および397百万ユーロは年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約（ユニット・リンク型負債288百万ユーロおよび保証された年金利回りに関する最善の見積りに基づく準備金109百万ユーロで構成されている。）を表している。

保険業務関連の主要な仮定

負債は、金利（特に、将来支払う保証付給付コストに適用されるもの）、投資収益、ならびに将来の死亡率が不確実な生命保険および年金給付に係るコストの変動に伴って変動する。

仮定は、将来の金利、死亡率およびコストを含む、将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすすべての重要な要素に関連して設定される。長期業務に係る金額が最も影響を受ける仮定は、キャッシュ・フローの割引に使用される金利および死亡率の仮定（特に年金の場合）である。

仮定は、以下のとおりである。

金利

負債の裏付けに使用される資産の性質および期間を考慮した、将来の投資収益の最善の見積りを反映する金利が使用される。予定金利には、債務不履行リスクに対する適切なマージンが加味されている。

死亡率

死亡率は、公表された生命表に基づいているが、同表公表後の基礎となる国民死亡率の変動、会社の過去の実績、および将来の死亡率に関する予測の変更を考慮して、適切に調整されている。保険死亡率には、必要に応じて、将来の不利な変動に対するマージンが加えられる。年金受給者の死亡率は、年金受給者の将来の寿命改善を考慮して調整される。年金受給者の死亡率の改善は、2013年継続死亡率調査の死亡率改善表に100%基づいており、終局的な改善率を年率1%としている。

コスト

非リンク型の契約については、契約ごとの将来の予定コストに対して明確に引当金が計上される。

その他の仮定

年金業務に係る年金利回り保証オプションの利用率を、2014年12月31日終了年度および2013年12月31日終了年度では67%と仮定している。

取得事業の価値（VOBA）に影響を及ぼす主要な仮定

保険事業の取得において、購入価格が、識別可能資産、負債および偶発負債の公正価値純額に対する取得企業の持分を超過した額は、無形資産として会計処理される。この無形資産は、取得日現在の将来キャッシュ・フローの現在価値が報告負債を上回る部分を表している。これは取得事業の価値（以下「VOBA」という。）として知られている。

VOBAは、取得事業のプロファイルおよび予想される価値の減少を考慮して決定された償却率で、償却される。取得したVOBAは、定期的に価値の減損レビューが行われ、価値の減少は費用として連結損益計算書に計上される。

Abbey Life Assurance Company Limitedの買収に伴って生じたVOBAの開始残高は、取得日現在の当該事業に係る将来キャッシュ・フローの現在価値が報告負債を上回る部分を資産計上することにより算定された。将来の死亡率、疾病、継続および費用に関する仮定が必要な場合には、これらは、最善の見積りに基づき当該事業の過去の実績を考慮して算定された。一般的な経済的仮定は、取得日現在の経済指標を考慮して設定された。

VOBAの償却率は、取得事業のプロファイルおよび予想される将来価値の減少を考慮して決定される。各会計期間末において、VOBAの残高は、取得日現在で実施された当該事業に関連する将来の純利益予想と比較して検証される。

純利益が不十分である場合には、VOBAは裏付け可能な価値まで評価減される。

仮定の主な変更

2007年10月のAbbey Life Assurance Company Limitedの取得時に、保険契約に係る負債は、規制に基づいた金額からIFRS第4号の規定に従った最善の見積額に再計算された。その時に設定された非経済的仮定は変更されていないが、経済的仮定については主要な経済指標の変動に照らして再検討されている。年金契約については、負債は、取得日現在で決定された固定の計算基礎を使用して評価された。

感応度分析（保険契約に関してのみ）

以下の表は、保険契約に係る負債の計算に使用されるいくつかの主要な仮定の変動に対する、当グループの税引前利益および資本の感応度を示している。各感応度テストでは、他の仮定は変動しないことを前提として、ある単独の要素に合理的に想定される変動が起きた場合の影響額が示されている。

単位：百万ユーロ	税引前利益への影響		資本への影響	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
変数：				
死亡率（10%の悪化） ¹	-10	-8	-8	-6
更新費用（10%の増加）	-1	0	-1	0
金利（1%の増加）	8	10	-185	-144

1 死亡率による影響は、年金受給者の死亡率が10%減少し、他の保険契約に係る死亡率が10%増加すると仮定している。

一定の保険契約については、基礎となる評価基準に、逆偏差引当金（以下「PAD」という。）が含まれている。これらの契約では、予想される将来の経験値が悪化しても、すべてのPADが取り崩されるまでは、保有する準備金の水準は変更されない。一方、経験値が改善しても準備金は増加しない。このため、当該感応度分析において、変数の変動が経験値の悪化を示す場合、表示されている影響は、貸借対照表日現在の最善の見積りに基づく負債額がPAD残高を超過する額である。このため、この表に開示されている数値は、異なる水準の変動による影響を示すものとして利用されるべきではなく、また、異なる時点で変動が生じた場合の影響が同じであると仮定されるべきではない。

42 -

流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2014年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2014年12月31日現在
現金および銀行預け金	20,055	0	20,055
利付銀行預け金	63,146	371	63,518
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	17,494	303	17,796
借入有価証券	25,800	34	25,834
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	906,129	36,796	942,924
売却可能金融資産	7,740	56,557	64,297
持分法適用投資	0	4,143	4,143
貸出金	135,376	270,236	405,612
土地建物および設備	0	2,909	2,909
のれんおよびその他の無形資産	0	14,951	14,951
その他の資産	130,891	7,089	137,980
当期税金資産	1,589	230	1,819
繰延税金資産考慮前の資産合計	1,308,224	393,614	1,701,838
繰延税金資産			6,865
資産合計			1,708,703

2014年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2014年12月31日現在
預金	508,481	24,451	532,931
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	10,887	0	10,887
貸付有価証券	1,976	363	2,339
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	680,496	17,203	697,699

その他の短期借入金	42,931	0	42,931
その他の負債	177,798	6,024	183,823
引当金	6,677	0	6,677
当期税金負債	780	828	1,608
長期債務	25,739	119,098	144,837
信託優先証券	4,906	5,667	10,573
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,460,672	173,634	1,634,306
繰延税金負債			1,175
負債合計			1,635,481

2013年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2013年12月31日現在
現金および銀行預け金	17,155	0	17,155
利付銀行預け金	77,821	163	77,984
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	26,355	1,008	27,363
借入有価証券	20,818	51	20,870
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	867,731	31,525	899,257
売却可能金融資産	6,561	41,765	48,326
持分法適用投資	0	3,581	3,581
貸出金	121,566	255,016	376,582
土地建物および設備	0	4,420	4,420
のれんおよびその他の無形資産	0	13,932	13,932
その他の資産	106,737	5,803	112,539
当期税金資産	2,098	224	2,322
繰延税金資産考慮前の資産合計	1,246,842	357,487	1,604,330
繰延税金資産			7,071
資産合計			1,611,400

2013年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2013年12月31日現在
預金	503,976	23,773	527,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	13,381	0	13,381
貸付有価証券	2,106	198	2,304
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	620,172	17,232	637,404
その他の短期借入金	59,767	0	59,767
その他の負債	161,239	2,356	163,595
引当金	4,524	0	4,524
当期税金負債	870	730	1,600
長期債務	31,365	101,718	133,082
信託優先証券	5,190	6,736	11,926
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,402,591	152,743	1,555,333
繰延税金負債			1,101
負債合計			1,556,434

修正を要する主要な後発事象はすべて、当グループの経営成績、財政状態および純資産に認識された。

44 -

ドイツ商法第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

人件費

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
人件費：		
賃金および給料	10,466	10,406
社会保障費	2,046	1,923
このうち：年金に関するもの	659	615
合計	12,512	12,329

従業員

2014年度の平均実働従業員数は97,689名（2013年度：97,991名）で、このうち女性は43,281名（2013年度：43,488名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均51,932名（2013年度：51,323名）であった。

取締役会および監査役会の報酬

ドイツ会計基準第17号に準拠した取締役会に対する報酬総額は2014年および2013年12月31日終了年度においてそれぞれ31,709,671ユーロおよび36,890,500ユーロであり、このうち10,322,666ユーロおよび24,947,250ユーロは変動報酬項目であった。

ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族には、2014年および2013年12月31日終了年度において、それぞれ20,591,504ユーロおよび31,933,691ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2014年5月22日の年次株主総会の決議で最終改定が行われ、2014年7月17日に発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任しないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2014事業年度に関して、監査役は総額4,588,710ユーロ（2013事業年度：3,862,500ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,466,532ユーロは定款の規定に従って2015年2月（2014年2月：3,053,119ユーロ）に支払われた。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2014年および2013年12月31日現在それぞれ総額222,790,668ユーロおよび200,878,857ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2014年および2013年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して2,378,392ユーロおよび2,646,301ユーロ、監査役に対して1,028,188ユーロおよび1,010,814ユーロであった。監査役は2014年度に貸出金64,063ユーロを返済した。

資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を総資産で除した数値と定義されている。2014年および2013年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれ0.10%および0.04%であった。

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ（www.deutsche-bank.de/ir/de/content/entsprechenserklaerungen.htm）で公表されている。

主要な会計報酬およびサービス

当グループの監査人に対する報酬の内訳

報酬区分 (単位: 百万ユーロ)	2014年度	2013年度
監査報酬	54	55
このうちKPMG AG	25	31
監査関連報酬	14	16
このうちKPMG AG	11	12
税務関連報酬	8	8
このうちKPMG AG	6	2
その他の全報酬	2	0
このうちKPMG AG	2	0
報酬合計	78	79

45 -

国別の報告

KWG第26a条は、特定の情報を各国別に年次開示することを要求している。開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、当該情報は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の各国別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ国におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は各国の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一であり、そのほとんどが配当支払によるものである。

子会社および支店の所在地は、設立国または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記46「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

単位: 百万ユーロ (別段の記載がない限り)	2014年12月31日			
	純収益 (売上高)	従業員 (フルタイム 換算による)	税引前利益 (損失)	法人所得税 (費用)/ベ ネフィット
アルゼンチン	102	84	80	-28
オーストラリア	357	547	49	-12
オーストリア	35	119	6	-3
ベルギー	183	644	17	0
ブラジル	145	334	40	-18
カナダ	69	50	7	-3
ケイマン諸島	20	33	7	0
チリ	36	43	28	-6
中国	313	524	193	-45
コロンビア	0	0	-1	0
チェコ共和国	8	43	2	0
デンマーク	0	1	1	0
フィンランド	0	4	0	0
フランス	89	210	29	-9
ドイツ	12,037	45,392	1,980	-440
英国	3,806	8,057	-2,241	120
ギリシャ	0	11	0	0
ガーンジー島	6	0	1	0
香港	941	1,266	272	-39
ハンガリー	21	59	8	-3
インド	529	10,456	344	-160

インドネシア	127	296	74	-19
アイルランド	19	398	5	-1
イスラエル	24	13	15	-4
イタリア	1,082	3,979	95	-55
日本	602	686	257	-108
ジャージー島	24	122	-5	1
ラトビア	1	0	0	0
ルクセンブルク	812	610	549	-157
マレーシア	71	202	46	-12
マルタ	84	4	83	-23
モーリシャス	33	198	14	-2
メキシコ	63	126	30	0
オランダ	419	862	1	0
ニュージーランド	40	22	24	-5
ノルウェー	0	2	0	0
パキスタン	15	78	7	-2
ペルー	14	19	10	-3
フィリピン	43	2,142	21	-6
ポーランド	277	2,191	88	-20
ポルトガル	70	415	3	-3
カタール	0	3	-1	0
ルーマニア	3	198	2	0
ロシア連邦	161	1,276	77	-20
サウジアラビア	34	60	21	-5
シンガポール	1,089	1,905	443	-24
南アフリカ	38	105	9	5
韓国	152	310	52	-13
スペイン	541	2,522	-64	20
スリランカ	24	62	14	-5
スウェーデン	3	40	7	-2
スイス	357	726	3	-2
台湾	56	197	14	-2
タイ	30	138	1	1
トルコ	77	129	50	-10
UAE	63	161	5	-1
ウクライナ	5	20	2	0
ウルグアイ	0	0	0	0
米国	7,702	9,972	1,080	-274
ベトナム	18	71	8	-2

[次へ](#)

46 -
保有株式

- 506 子会社（訳者注：行頭の数字は原文のページ；以下同）
- 520 連結ストラクチャード・エンティティ
- 531 持分法により会計処理されている会社
- 533 20%以上保有するその他の会社
- 538 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- 1 特別ファンド。
- 2 支配されている。
- 3 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- 4 ある地方債を購入して、短期プットブル登録免除調整証書（Short Puttable Exempt Adjusted Receipts（SPEARs））および長期逆変動利付登録免除証書（Long Inverse Floating Exempt Receipts（LIFERs））を発行し、その後それらを投資家に売却する239個の独立した信託（シリーズ番号／存続期間が異なるのみ）からなる。
- 5 マネージング・ゼネラル・パートナーを通じて支配されている。
- 6 支配されていない。
- 7 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- 8 IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 9 IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 10 売却可能有価証券として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- 11 重要な影響力はない。
- 12 公正価値で測定されるものとして分類されたため、持分法により会計処理されていない。

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1	ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト	フランクフルト・ アム・マイン		預金等受入金融機関	
子会社					
2	Abbey Life Assurance Company Limited	ロンドン		保険会社	100.0
3	Abbey Life Trust Securities Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
4	Abbey Life Trustee Services Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
5	ABFS I Incorporated	バルチモア		金融企業	100.0
6	ABS Leasing Services Company	シカゴ		支援サービス提供会社	100.0
7	ABS MB Ltd.	バルチモア		金融企業	100.0
8	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
9	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
10	Agripower Buddosò Società Agricola a Responsabilità Limitata	ペーザロ		その他の企業	100.0
11	Airport Club für International Executives GmbH	フランクフルト		その他の企業	84.0
12	Alex. Brown Financial Services Incorporated	バルチモア		金融企業	100.0
13	Alex. Brown Investments Incorporated	バルチモア		金融企業	100.0
14	Alex. Brown Management Services, Inc.	バルチモア		金融企業	100.0
15	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH	ベルリン		その他の企業	100.0
16	Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.	マドリード		その他の企業	100.0
17	Apexel LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
18	Argent Incorporated	バルチモア		金融機関	100.0
19	Autumn Leasing Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
20	AWM Luxembourg SICAV-SIF	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
21	AXOS Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		金融企業	100.0
22	B.T.I. Investments	ロンドン		金融企業	100.0
23	BAG	フランクフルト	1	金融企業	100.0
24	Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
25	Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		その他の企業	100.0
26	Bainsec Nominees Pty Ltd	シドニー		その他の企業	100.0
27	Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited	セントヘリア		金融企業	100.0
28	Bankers Trust International Limited (メン バーによる任意清算中)	ロンドン		金融機関	100.0
29	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
30	Bankers Trust Nominees Limited (メンバーに よる任意清算中)	ロンドン		その他の企業	100.0
31	Barkly Investments Ltd.	セントヘリア		金融企業	100.0
32	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		金融企業	100.0
33	Beachwood Properties Corp.	ウィルミントン	2	その他の企業	0.0
34	Bebek Varlik Yönetim A.S.	イスタンブール		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
35	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
36	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン		金融企業	100.0
37	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH & Co. Immobilienverwaltungs KG	ハーメルン		支援サービス提供会社	100.0
38	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		預金等受入金融機関	100.0
39	BHW Financial Srl 清算中	ヴェローナ		支援サービス提供会社	100.0
40	BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH	ハーメルン		金融企業	100.0
41	BHW Holding AG	ハーメルン		金融持株会社	100.0
42	BHW Invest, Société à responsabilité limitée	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
43	BHF Kreditservice GmbH	ハーメルン		支援サービス提供会社	100.0
44	Billboard Partners L.P.	ジョージタウン		金融企業	99.9
45	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
46	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
47	Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
48	Blue Ridge CLO Holding Company LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
49	Bluewater Creek Management Co.	ウィルミントン		金融機関	100.0
50	BNA Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
51	Bonsai Investment AG	フラウエンフェルト		支援サービス提供会社	100.0
52	Borfield S.A.	モンテビデオ		その他の企業	100.0
53	BRIMCO, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		その他の企業	100.0
54	BT Commercial Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
55	BT CTAG Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		その他の企業	100.0
56	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
57	BT International (Nigeria) Limited	ラゴス		支援サービス提供会社	100.0
58	BT Maulbronn GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
59	BT Milford (Cayman) Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
60	BT Muritz GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
61	BT Opera Trading S.A.	パリ		金融企業	100.0
62	BT Sable, L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
63	BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
64	BTAS Cayman GP	ジョージタウン		金融企業	100.0
65	BTD Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
66	BTVR Investments No. 1 Limited	セントヘリア		金融企業	100.0
67	Buxtal Pty. Limited	シドニー		金融企業	100.0
68	C. J. Lawrence Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
69	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン		金融企業	100.0
70	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン		金融企業	100.0
71	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン		金融企業	100.0
72	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン		金融企業	100.0
73	3160343 Canada Inc.	トロント		金融企業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
74	Caneel Bay Holding Corp.	シカゴ	2	金融企業	0.0
75	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
76	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
77	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		金融企業	82.6
78	Cardales Management Limited	セント・ピー ター・ポート		証券取引会社	100.0
79	Cardales UK Limited	ロンドン		金融企業	100.0
80	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
81	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
82	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス		その他の企業	100.0
83	Career Blazers LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
84	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
85	Career Blazers New York, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
86	Career Blazers of Ontario Inc.	ロンドン, オンタリ オ州		その他の企業	100.0
87	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.		その他の企業	100.0
88	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー		金融企業	100.0
89	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
90	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	2	金融企業	0.0
91	Castlewood Expansion Partners, L.P.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	87.5
92	Castor LLC	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
93	Cathay Advisory (Beijing) Company Ltd	北京		その他の企業	100.0
94	Cathay Asset Management Company Limited	ポートルイス		金融企業	100.0
95	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポートルイス		金融企業	67.6
96	CBI NY Training, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
97	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
98	Centennial River 1 Inc.	デンバー		その他の企業	100.0
99	Centennial River 2 Inc.	オースティン		その他の企業	100.0
100	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン		その他の企業	100.0
101	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン		その他の企業	100.0
102	Centennial River Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
103	Channel Nominees Limited (メンバーによる任 意清算中)	ロンドン		その他の企業	100.0
104	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
105	Civic Investments Limited	セントヘリア		金融企業	100.0
106	Consumo Finance S.p.A.	ミラノ		金融機関	100.0
107	Coronus L.P.	セントヘリア		証券取引会社	100.0
108	CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH	ボン		支援サービス提供会社	100.0
109	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH	ミュンヘン		金融企業	100.0
110	Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
111	D B Rail Holdings (UK) No. 1 Limited (メン バーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
112	D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社	東京		金融サービス機関	100.0
113	D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
114	DAHOC (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
115	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
116	DB (Gibraltar) Holdings Limited (メンバーに よる任意清算中)	ジブラルタル		金融企業	100.0
117	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		その他の企業	100.0
118	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		その他の企業	100.0
119	DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
120	DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		金融企業	100.0
121	DB (Tip Top) Limited Partnership	トロント		その他の企業	99.9
122	DB Abalone LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
123	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		金融企業	100.0
124	DB Alps Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
125	DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
126	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
127	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
128	DB Bluebell Investments (Cayman) Partnership	ジョージタウン		金融企業	100.0
129	DB Boracay LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
130	DB Broker GmbH	フランクフルト		証券取引会社	100.0
131	DB CAPAM GmbH	ケルン		支援サービス提供会社	100.0
132	DB Capital Management, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
133	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
134	DB Capital Partners (Asia), L.P.	ジョージタウン		金融企業	99.7
135	DB Capital Partners (Europe) 2000 - A Founder Partner LP	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
136	DB Capital Partners (Europe) 2000 - B Founder Partner LP	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
137	DB Capital Partners Asia G.P. Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
138	DB Capital Partners Europe 2002 Founder Partner LP	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
139	DB Capital Partners General Partner Limited	ロンドン		金融企業	100.0
140	DB Capital Partners Latin America, G.P. Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
141	DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
142	DB Capital Partners, Latin America, L.P.	ジョージタウン		金融企業	80.2
143	DB Capital, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
144	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ポスエロ・デ・ア ラルコン		支援サービス提供会社	100.0
145	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
146	DB Commodities Canada Ltd.	トロント		支援サービス提供会社	100.0
147	DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
148	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		支援サービス提供会社	100.0
149	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		金融企業	100.0
150	DB Crest Limited	セントヘリア		金融機関	100.0
151	DB Delaware Holdings (Europe) LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
152	DB Delaware Holdings (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
153	DB Depositor Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
154	DB Energy Commodities Limited	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
155	DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
156	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア		金融企業	100.0
157	DB Enfield Infrastructure Investments Limited	セントヘリア		支援サービス提供会社	100.0
158	DB Enterprise GmbH & Co. Zweite Beteiligungs KG	リュッツェン-ゴスタウ		金融企業	100.0
159	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		金融企業	100.0
160	DB Equity Limited	ロンドン		金融企業	100.0
161	DB Equity S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
162	DB Fillmore Lender Corp.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
163	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
164	DB Finanz-Holding GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
165	DB Fund Services LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
166	DB Funding LLC #4	ウィルミントン		金融機関	100.0
167	DB Funding LLC #5	ウィルミントン		金融機関	100.0
168	DB Funding LLC #6	ウィルミントン		金融機関	100.0
169	DB Global Technology SRL	ブカレスト		支援サービス提供会社	100.0
170	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
171	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
172	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		金融企業	100.0
173	DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
174	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
175	DB iCON Investments Limited	ロンドン		金融企業	100.0
176	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ		金融企業	100.0
177	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン-ゴスタウ		金融企業	100.0
178	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		金融企業	100.0
179	DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
180	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
181	DB International (Asia) Limited	シンガポール		預金等受入金融機関	100.0
182	DB International Investments Limited	ロンドン		金融企業	100.0
183	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		その他の企業	100.0
184	DB Investment Management, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
185	DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
186	DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
187	DB Investment Services GmbH	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
188	DB Investments (GB) Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
189	DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		金融企業	100.0
190	DB Jasmine (Cayman) Limited (任意清算中)	ジョージタウン		金融企業	100.0
191	DB Kredit Service GmbH	ベルリン		支援サービス提供会社	100.0
192	DB Leasing Services GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
193	DB Management Support GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
194	DB Managers, LLC	ウエスト トレン トン		証券取引会社	100.0
195	DB Mortgage Investment Inc.	バルチモア		支援サービス提供会社	100.0
196	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
197	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
198	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
199	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		支援サービス提供会社	100.0
200	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		その他の企業	100.0
201	DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
202	DB Omega Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
203	DB Omega S.C.S.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
204	DB Operaciones y Servicios Interactivos, A.I.E.	バルセロナ		支援サービス提供会社	99.9
205	DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
206	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
207	DB Partnership Management II, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
208	DB Partnership Management Ltd.	ウィルミントン		金融企業	100.0
209	DB Platinum Advisors	ルクセンブルク		ファンド管理会社	100.0
210	DB Portfolio Southwest, Inc.	ヒューストン		支援サービス提供会社	100.0
211	DB Print GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
212	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
213	DB Private Equity GmbH	ケルン		ファンド管理会社	100.0
214	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
215	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン		金融企業	100.0
216	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		金融機関	100.0
217	DB PWM Private Markets I GP	ルクセンブルク		金融企業	100.0
218	DB Rail Trading (UK) Limited (メンバーによ る任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
219	DB Re S.A.	ルクセンブルク		再保険会社	100.0
220	DB Risk Center GmbH	ベルリン		支援サービス提供会社	100.0
221	DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン		金融機関	100.0
222	DB Road (UK) Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
223	DB Samay Finance No. 2, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
224	DB Securities S.A.	ワルシャワ		証券取引会社	100.0
225	DB Service Centre Limited	ダブリン		支払機関	100.0
226	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ		金融機関	100.0
227	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
228	DB Services New Jersey, Inc.	ウエスト トレン トン		支援サービス提供会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
229	DB Servicios México, Sociedad Anónima de Capital Variable	メキシコシティ		支援サービス提供会社	100.0
230	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		支援サービス提供会社	100.0
231	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		支援サービス提供会社	100.0
232	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
233	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
234	DB Trips Investments Limited	ジョージタウン	2	証券取引会社	0.0
235	DB Trustee Services Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
236	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		その他の企業	100.0
237	DB U.K. Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
238	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
239	DB UK Australia Finance Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
240	DB UK Australia Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
241	DB UK Bank Limited	ロンドン		預金等受入金融機関	100.0
242	DB UK Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
243	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
244	DB USA Corporation	ウィルミントン		金融持株会社	100.0
245	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		金融持株会社	100.0
246	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		金融持株会社	100.0
247	DB Vanquish (UK) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
248	DB Vantage (UK) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
249	DB Vantage No.2 (UK) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
250	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		保険会社	75.0
251	DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
252	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
253	DBAS Cayman Holdings 2 Limited (任意清算中)	ジョージタウン	2	金融機関	0.0
254	DBC Continuance Inc.	トロント		その他の企業	100.0
255	DBCCA Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
256	DBCIBZ1	ジョージタウン		金融企業	100.0
257	DBCIBZ2	ジョージタウン		金融企業	100.0
258	DBFIC, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
259	DBG Vermögensverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
260	DBNY Brazil Invest Co.	ウィルミントン		金融企業	100.0
261	DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
262	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
263	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		支援サービス提供会社	100.0
264	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
265	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
266	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
267	DBRMSGP1	ジョージタウン		金融企業	100.0
268	DBRMSGP2	ジョージタウン		金融企業	100.0
269	DBS Technology Ventures, L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
270	DBUK PCAM Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
271	DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
272	DBUSBZ2, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
273	DBVR Investments No. 3 Ltd.	ウィルミントン		金融企業	100.0
274	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
275	DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
276	dbX-Asian Long/Short Equity 3 Fund	セントヘリア	1	金融企業	100.0
277	dbX-Commodity 1 Fund	セントヘリア	1	金融企業	100.0
278	dbX-Credit 2 Fund	セントヘリア	1	金融企業	94.8
279	dbX-Credit 3 Fund	セントヘリア	1	金融企業	78.4
280	dbX-CTA 11 Fund	セントヘリア	1	金融企業	98.6
281	dbX-CTA 16 Fund	セントヘリア	1	金融企業	80.3
282	dbX-CTA 18 Fund	セントヘリア	1	金融企業	98.7
283	dbX-CTA 2 Fund	セントヘリア	1	金融企業	98.7
284	dbX-CTA 7 Fund	セントヘリア	1	金融企業	93.3
285	dbX-CTA 9 Fund	セントヘリア	1	金融企業	100.0
286	dbX-Emerging Markets Macro 1 Fund	セントヘリア	1	金融企業	85.1
287	dbX-Event Driven 1 Fund	セントヘリア	1	金融企業	100.0
288	dbX-Global Long/Short Equity 10 (Sabre)	セントヘリア	1	金融企業	98.8
289	dbX-Global Long/Short Equity 9 Fund	セントヘリア	1	金融企業	100.0
290	dbX-Global Macro 9 Fund	セントヘリア	1	金融企業	96.9
291	dbX-Japan Long/Short Equity 4 (AlphaGen Hokuto)	セントヘリア	1	金融企業	98.8
292	dbX-Risk Arbitrage 1 Fund	セントヘリア	1	金融企業	96.7
293	dbX-Risk Arbitrage 6 Fund	セントヘリア	1	金融企業	94.9
294	dbX-Risk Arbitrage 9 Fund	セントヘリア	1	金融企業	99.2
295	dbX-US Long/Short Equity 13 Fund	セントヘリア	1	金融企業	100.0
296	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		支援サービス提供会社	100.0
297	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン		金融企業	100.0
298	DeAWM Distributors, Inc.	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
299	DeAWM Service Company	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
300	DeAWM Trust Company	セイラム		証券取引会社	100.0
301	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
302	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
303	DEGRU Erste Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	エシュボルン		金融企業	100.0
304	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
305	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
306	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
307	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
308	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
309	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
310	Deutsche Aeolia Power Production S.A.	アテネ		その他の企業	80.0
311	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
312	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ		その他の企業	100.0
313	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
314	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		金融サービス機関	100.0
315	Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
316	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		金融持株会社	100.0
317	Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH	フランクフルト		証券取引会社	100.0
318	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	フランクフルト		ファンド管理会社	100.0
319	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール		証券取引会社	100.0
320	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港		証券取引会社	100.0
321	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		証券取引会社	100.0
322	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	東京		証券取引会社	100.0
323	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		証券取引会社	100.0
324	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
325	Deutsche Asset Management Canada Limited	トロント		金融企業	100.0
326	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン		金融企業	100.0
327	Deutsche Auskunftstei Service GmbH	ハンブルク		支援サービス提供会社	100.0
328	Deutsche Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
329	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		預金等受入金融機関	100.0
330	DEUTSCHE BANK (CHILE) S.A.	サンティアゴ		預金等受入金融機関	100.0
331	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		預金等受入金融機関	100.0
332	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		預金等受入金融機関	100.0
333	Deutsche Bank (Malta) Ltd	フロリアナ		預金等受入金融機関	100.0
334	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポート・ルイス		預金等受入金融機関	100.0
335	Deutsche Bank (Perú) S.A.	リマ		預金等受入金融機関	100.0
336	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		預金等受入金融機関	100.0
337	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテヴィデオ		預金等受入金融機関	100.0
338	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		預金等受入金融機関	100.0
339	Deutsche Bank Americas Finance LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
340	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		金融持株会社	100.0
341	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0
342	Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.	サンパウロ		証券取引会社	100.0
343	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0
344	Deutsche Bank Financial Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
345	Deutsche Bank Financial LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
346	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
347	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア		その他の企業	100.0
348	Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		金融企業	100.0
349	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア		預金等受入金融機関	100.0
350	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
351	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セント・ピー ター・ポート		その他の企業	100.0
352	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セント・ピー ター・ポート		金融企業	100.0
353	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		預金等受入金融機関	100.0
354	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		金融機関	100.0
355	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		預金等受入金融機関	100.0
356	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		金融機関	100.0
357	Deutsche Bank Nederland N.V.	アムステルダム		預金等受入金融機関	100.0
358	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
359	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		預金等受入金融機関	100.0
360	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0
361	ドイツ銀不動産有限会社	東京		支援サービス提供会社	100.0
362	Deutsche Bank Realty Advisors, Inc.	ニューヨーク		金融企業	100.0
363	Deutsche Bank S.A.	ブエノスアイレス		預金等受入金融機関	100.0
364	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		預金等受入金融機関	100.0
365	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
366	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		証券取引会社	100.0
367	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア		支援サービス提供会社	100.0
368	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		預金等受入金融機関	99.8
369	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		預金等受入金融機関	100.0
370	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		預金等受入金融機関	100.0
371	Deutsche Bank Trust Company New Jersey Ltd.	ジャージーシティ		金融機関	100.0
372	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		金融機関	100.0
373	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		金融持株会社	100.0
374	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セント・ピー ター・ポート		支援サービス提供会社	100.0
375	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン		預金等受入金融機関	100.0
376	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリード		預金等受入金融機関	99.8
377	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
378	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		金融企業	100.0
379	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		証券取引会社	100.0
380	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
381	Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		その他の企業	100.0
382	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		支援サービス提供会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
383	Deutsche Climate Change Fixed Income QP Trust	セイラム	2	金融企業	0.0
384	Deutsche Clubholding GmbH	フランクフルト		金融企業	95.0
385	Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.	上海		証券取引会社	100.0
386	Deutsche Custody Global B.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
387	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
388	Deutsche Custody Nederland B.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
389	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
390	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		支援サービス提供会社	99.9
391	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		証券取引会社	100.0
392	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北		金融サービス機関	60.0
393	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーヴ		その他の企業	100.0
394	Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
395	Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
396	Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
397	Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
398	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
399	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
400	Deutsche Finance No. 4 (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融機関	100.0
401	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
402	Deutsche Friedland	パリ		金融企業	100.0
403	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール		証券取引会社	100.0
404	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
405	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		金融企業	100.0
406	Deutsche Group Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		金融企業	100.0
407	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		支援サービス提供会社	100.0
408	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		金融企業	100.0
409	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		その他の企業	99.8
410	Deutsche Haussmann, S.à r.l.	ルクセンブルク		証券取引会社	100.0
411	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
412	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		金融持株会社	100.0
413	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	フロリアナ		金融持株会社	100.0
414	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		金融企業	100.0
415	Deutsche Holdings Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
416	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
417	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
418	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		金融企業	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
419	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ		金融サービス機関	100.0
420	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		金融持株会社	100.0
421	Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
422	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		金融企業	100.0
423	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
424	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
425	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン		証券取引会社	100.0
426	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム		その他の企業	100.0
427	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited	ポート・ルイス		その他の企業	100.0
428	Deutsche Inversiones Dos S.A.	サンティアゴ		金融持株会社	100.0

[次へ](#)

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
429	Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		金融企業	100.0
430	Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン		金融サービス機関	100.0
431	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		金融企業	100.0
432	Deutsche Investments Australia Limited	シドニー		証券取引会社	100.0
433	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
434	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
435	Deutsche IT License GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
436	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		支援サービス提供会社	100.0
437	Deutsche Long Duration Government/Credit QP Trust	セイラム	2	金融企業	0.0
438	Deutsche Managed Investments Limited	シドニー		金融機関	100.0
439	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		金融企業	100.0
440	Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
441	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン		金融機関	100.0
442	Deutsche Morgan Grenfell Nominees Pte Ltd	シンガポール		その他の企業	100.0
443	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
444	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
445	Deutsche New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
446	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
447	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン		証券取引会社	100.0
448	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		支援サービス提供会社	100.0
449	Deutsche Postbank AG	ボン		預金等受入金融機関	94.1
450	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットランジュ		支援サービス提供会社	100.0
451	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
452	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		証券取引銀行	100.0
453	Deutsche Securities (Perú) S.A.	リマ		その他の企業	100.0
454	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		証券取引会社	97.8
455	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		金融企業	97.8
456	Deutsche Securities Asia Limited	香港		証券取引会社	100.0
457	Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		証券取引銀行	100.0
458	Deutsche Securities Corredores de Bolsa Spa	サンティアゴ		証券取引会社	100.0
459	ドイツ証券株式会社	東京		証券取引銀行	100.0
460	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		証券取引会社	100.0
461	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		証券取引会社	100.0
462	Deutsche Securities Limited	香港		金融企業	100.0
463	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポート・ルイス		証券取引会社	100.0
464	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		証券取引会社	100.0
465	Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド		証券取引会社	100.0
466	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド		証券取引銀行	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
467	Deutsche Securities Sociedad de Bolsa S.A.	ブエノスアイレス		証券取引会社	100.0
468	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		金融企業	100.0
469	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		証券取引会社	100.0
470	Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		証券取引会社	100.0
471	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
472	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン		その他の企業	100.0
473	Deutsche Trust Company Limited Japan	東京		その他の企業	100.0
474	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
475	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
476	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		その他の企業	100.0
477	Deutsche Ultra Core Fixed Income QP Trust	セイラム	2	金融企業	0.0
478	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		その他の企業	78.0
479	DFC Residual Corp.	カーソンシティ		金融企業	100.0
480	DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
481	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
482	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		その他の企業	100.0
483	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ		その他の企業	100.0
484	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
485	DIV Holding GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		金融企業	100.0
486	DMG Technology Management, L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
487	DMJV	ニューヨーク	2	支援サービス提供会社	0.0
488	DNU Nominees Pty Limited	シドニー		支援サービス提供会社	100.0
489	DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン		支援サービス提供会社	100.0
490	DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		金融企業	100.0
491	DTS Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
492	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
493	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト		金融企業	99.4
494	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		ファンド管理会社	100.0
495	DWS Investments (Spain), S.G.I.I.C., S.A.	マドリード		ファンド管理会社	100.0
496	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		その他の企業	65.2
497	Elba Finance GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
498	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
499	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
500	Equipment Management Services LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
501	Estate Holdings, Inc.	セント・トーマス島	2	その他の企業	0.0
502	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		金融企業	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
503	Evergreen Amsterdam Holdings B.V.	アムステルダム		金融企業	100.0
504	Evergreen International Holdings B.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
505	Evergreen International Investments B.V.	アムステルダム		金融企業	100.0
506	Evergreen International Leasing B.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
507	Exinor SA	バスターニュ		その他の企業	100.0
508	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH	ケルン		金融企業	100.0
509	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		金融企業	100.0
510	Farezco I, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
511	Farezco II, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
512	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
513	Fenix Mercury 1 S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		その他の企業	60.0
514	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		証券取引会社	100.0
515	Filaine, Inc.	ウィルミントン	2	その他の企業	0.0
516	Finanza & Futuro Banca SpA	ミラノ		金融機関	100.0
517	Firstee Investments LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
518	Fondo de Inversión Privado NPL Fund Two	サンティアゴ	1	金融サービス機関	70.0
519	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
520	Funds Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		その他の企業	100.0
521	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. SuhI "Rimbachzentrum" KG	バート・ホンブルク		その他の企業	74.0
522	G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
523	GbR Goethestraße	ケルン		支援サービス提供会社	94.0
524	Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
525	German Access LLP	ロンドン		金融企業	100.0
526	German American Capital Corporation	ボルチモア		金融機関	100.0
527	Global Commercial Real Estate Special Opportunities Limited	セントヘリア		支援サービス提供会社	100.0
528	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	2	金融企業	0.0
529	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		その他の企業	94.9
530	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン		金融企業	100.0
531	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		その他の企業	59.7
532	Gulara Pty Ltd	シドニー		金融企業	100.0
533	GUO Mao International Hotels B.V.	アムステルダム		金融企業	100.0
534	Hac Investments Ltd.	ウィルミントン		金融企業	100.0
535	HAC Investments Portugal - Servicos de Consultadoria e Gestao Lda	リスボン		金融企業	100.0
536	八景島合同会社	東京		金融企業	95.0
537	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム		その他の企業	100.0
538	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン		事業持株	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
539	Hypothesen-Verwaltungs-Gesellschaft mbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
540	IKARIA Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	100.0
541	International Operator Limited (メンバーに よる任意清算中)	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
542	IOS Finance EFC, S.A.	バルセロナ		金融企業	100.0
543	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		金融企業	100.0
544	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
545	IVAF II Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
546	JADE Residential Property AG	エシュボルン		金融企業	100.0
547	JR Nominees (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		その他の企業	100.0
548	城ヶ島合同会社	東京		金融企業	100.0
549	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
550	KHP Knüppe, Huntebrinker & Co. GmbH	オスナブリュック		証券取引会社	100.0
551	Kidson Pte Ltd	シンガポール		金融企業	100.0
552	Kingfisher Nominees Limited	オークランド		支援サービス提供会社	100.0
553	Konsul Inkasso GmbH	エッセン		支援サービス提供会社	100.0
554	Kradavim UK Lease Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
555	Kunshan RREEF Equity Investment Fund Management Co. Ltd.	崑山		金融企業	100.0
556	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		金融企業	75.0
557	Lammermuir Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
558	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		金融企業	100.0
559	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		金融サービス機関	100.0
560	Legacy Reinsurance, LLC	バーリントン		再保険会社	100.0
561	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		金融企業	100.0
562	Long-Tail Risk Insurers, Ltd.	ハミルトン		保険会社	100.0
563	LWC Nominees Limited	オークランド		支援サービス提供会社	100.0
564	MAC Investments Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
565	Maher 1210 Corbin LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
566	Maher Chassis Management LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
567	Maher Terminals Holding Corp.	トロント		その他の企業	100.0
568	Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		金融企業	100.0
569	Maher Terminals LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
570	Maher Terminals Logistics Systems LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
571	Maher Terminals USA, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
572	Maritime Indemnity Insurance Co. Ltd.	ハミルトン		保険会社	100.0
573	Maxblue Americas Holdings, S.A.	マドリッド		金融企業	100.0
574	Mayfair Center, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
575	MEF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
576	MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	62.0
577	MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン		保険会社	100.0
578	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		金融企業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
579	"modernes Frankfurt" private Gesellschaft für Stadtentwicklung mbH i.L.	フランクフルト		その他の企業	100.0
580	Morgan Nominees Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		その他の企業	100.0
581	Mortgage Trading (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
582	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
583	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
584	MXB U.S.A., Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
585	Navigator - SGFTC, S.A.	リスボン		支援サービス提供会社	100.0
586	NCKR, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
587	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand- Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン		金融企業	100.0
588	Nevada Mezz 1 LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
589	Nevada Parent 1 LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
590	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融企業	100.0
591	norisbank GmbH	ボン		預金等受入金融機関	100.0
592	North American Income Fund PLC	ダブリン		金融企業	67.3
593	Novelties Distribution LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
594	OAM Köln GmbH	ケルン		金融企業	100.0
595	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		支援サービス提供会社	100.0
596	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		預金等受入金融機関	100.0
597	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company	ダブリン		支援サービス提供会社	100.0
598	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		金融企業	100.0
599	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		金融企業	100.0
600	OPB-Holding GmbH	ケルン		金融企業	100.0
601	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
602	OPB-Oktava GmbH	ケルン		金融企業	100.0
603	OPB-Quarta GmbH	ケルン		金融企業	100.0
604	OPB-Quinta GmbH	ケルン		金融企業	100.0
605	OPB-Septima GmbH	ケルン		金融企業	100.0
606	Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.	ルクセンブルク		ファンド管理会社	100.0
607	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		金融企業	100.0
608	Oppenheim Eunomia GmbH	ケルン		金融企業	100.0
609	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン		金融企業	83.3
610	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン		支援サービス提供会社	100.0
611	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		金融企業	100.0
612	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	100.0
613	OPS Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
614	OVT Trust 1 GmbH	ケルン		その他の企業	100.0
615	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		金融企業	100.0
616	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
617	Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		その他の企業	100.0
618	PB Factoring GmbH	ボン		金融サービス機関	100.0
619	PB Firmenkunden AG	ボン		支援サービス提供会社	100.0
620	PB International S.A.	シュットランジュ		金融企業	100.0
621	PB Sechste Beteiligungen GmbH	ボン		その他の企業	100.0
622	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		支援サービス提供会社	98.5
623	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
624	PBC Services GmbH der Deutschen Bank	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
625	PED Private Equity Deutschland GmbH & Co. geschl. Inv. KG	ケルン		金融企業	100.0
626	Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク		支援サービス提供会社	100.0
627	Pembol Nominees Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		その他の企業	100.0
628	PHARMA/WHEALTH Management Company S.A.	ルクセンブルク		ファンド管理会社	99.9
629	Phoebus Investments LP	ウィルミントン		金融機関	100.0
630	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス 島		その他の企業	100.0
631	Pollus L.P.	セントヘリア		支援サービス提供会社	100.0
632	Polydeuce LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
633	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン		その他の企業	100.0
634	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン		金融企業	100.0
635	Postbank Direkt GmbH	ボン		金融企業	100.0
636	Postbank Filial GmbH	ボン		支援サービス提供会社	100.0
637	Postbank Filialvertrieb AG	ボン		金融企業	100.0
638	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		その他の企業	100.0
639	Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン		その他の企業	100.0
640	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン		金融企業	100.0
641	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン		支援サービス提供会社	90.0
642	Postbank Leasing GmbH	ボン		金融サービス機関	100.0
643	Postbank P.O.S. Transact GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
644	Postbank Service GmbH	エッセン		支援サービス提供会社	100.0
645	Postbank Systems AG	ボン		支援サービス提供会社	100.0
646	Postbank Versicherungsvermittlung GmbH	ボン		その他の企業	100.0
647	Primelux Insurance S.A.	ルクセンブルク		保険会社	100.0
648	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	100.0
649	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	100.0
650	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	100.0
651	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	100.0
652	Private Financing Initiatives, S.L.	バルセロナ		金融企業	51.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
653	PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH	レーダーマルク		その他の企業	80.2
654	PT. Deutsche Securities Indonesia	ジャカルタ		証券取引銀行	99.0
655	PT. Deutsche Verdhana Indonesia	ジャカルタ	2	証券取引会社	40.0
656	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	キエフ		預金等受入金融機関	100.0
657	Pyramid Ventures, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
658	R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		その他の企業	100.0
659	RDIF SLP Feeder, L.P.	エディンバラ		金融企業	100.0
660	Regula Limited	ロードタウン		その他の企業	100.0
661	REIB Europe Investments Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
662	REIB International Holdings Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
663	Rimvalley Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	100.0
664	RMS Investments (Cayman)	ジョージタウン		金融企業	100.0
665	RoCalwest, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
666	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
667	Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
668	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	100.0
669	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
670	RREEF China REIT Management Limited	香港		その他の企業	100.0
671	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
672	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
673	RREEF Investment GmbH	フランクフルト		ファンド管理会社	99.9
674	RREEF Management GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
675	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
676	RREEF Shanghai Investment Consultancy Company	上海		その他の企業	100.0
677	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト		ファンド管理会社	100.0
678	RTS Nominees Pty Limited	シドニー		支援サービス提供会社	100.0
679	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		金融企業	100.0
680	Sagamore Limited	ロンドン		金融企業	100.0
681	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
682	佐島合同会社	東京	2	金融企業	0.0
683	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン		金融企業	100.0
684	Sal. Oppenheim Global Invest GmbH	ケルン		支援サービス提供会社	100.0
685	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン		預金等受入金融機関	100.0
686	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		金融企業	100.0
687	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン		金融企業	100.0
688	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		預金等受入金融機関	100.0
689	Sal. Oppenheim Private Equity Partners S.A., 任意清算中	ルクセンブルク		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
690	SALOMON OPPENHEIM GmbH i.L.	ケルン		金融企業	100.0
691	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
692	Service Company Four Limited	香港		その他の企業	100.0
693	Service Company Three Limited	香港		その他の企業	100.0
694	Sharps SP I LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
695	Sherwood Properties Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
696	Shopready Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
697	Silver Leaf 1 LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
698	Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
699	Sunbelt Rentals Exchange Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
700	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融企業	100.0
701	ティー・エー・エフ・ツー有限会社	東京		金融企業	100.0
702	Tapeorder Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
703	Telefon-Servicegesellschaft der Deutschen Bank mbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
704	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融企業	100.0
705	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
706	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		金融企業	100.0
707	TOKOS GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		金融企業	100.0
708	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
709	Trevona Limited	ロードタウン		その他の企業	100.0
710	Triplereason Limited	ロンドン		金融企業	100.0
711	Urbistar Settlement Services, LLC	ハリスバーグ		支援サービス提供会社	100.0
712	VCG Venture Capital Fonds III Verwaltungs GmbH	ミュンヘン		金融企業	100.0
713	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH	ミュンヘン		金融企業	100.0
714	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III KG i.L.	ミュンヘン	2	金融企業	37.0
715	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III Management KG	ミュンヘン	2	その他の企業	26.7
716	VCM MIP III GmbH & Co. KG	ケルン		金融企業	61.0
717	VCM MIP IV GmbH & Co. KG	ケルン		金融企業	61.0
718	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン		金融企業	100.0
719	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	100.0
720	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	100.0
721	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden	ベルリン		支援サービス提供会社	100.0
722	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		支援サービス提供会社	100.0
723	VI Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	2	その他の企業	0.0
724	VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト		支払機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
725	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン		金融企業	100.0
726	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
727	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
728	5000 Yonge Street Toronto Inc.	トロント		金融企業	100.0
729	Zürich - Swiss Value AG 清算中	チューリッヒ		金融企業	50.1
連結ストラクチャード・エンティティ					
730	Aberdeen Capital Trust	ロンドン		その他の企業	100.0
731	Affordable Housing I LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
732	Aggregator Solutions Public Limited Company - Opportunities Fund 2012	ダブリン		金融企業	
733	Allsar Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
734	Almutkirk Limited	ダブリン		金融企業	
735	Amber Investment S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
736	Andramad Limited	ダブリン		金融企業	
737	Apex Fleet Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
738	Aqueduct Capital S.à r.l.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	100.0
739	Argentina Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	3	その他の企業	
740	アジア1特定目的会社	東京		その他の企業	
741	Asian Hybrid Investments LLP	シンガポール	2	支援サービス提供会社	0.0
742	Aspen Funding Corp.	ウィルミントン		金融企業	
743	Asset Repackaging Trust Five B.V.	アムステルダム	3	金融企業	
744	Asset Repackaging Trust Six B.V.	アムステルダム	3	金融企業	
745	Atena SPV S.r.l	コネリアノ		金融企業	
746	Atlas Investment Company 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
747	Atlas Investment Company 2 S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
748	Atlas Investment Company 3 S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
749	Atlas Investment Company 4 S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
750	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン		金融企業	0.0
751	Atlas SICAV – FIS	ルクセンブルク	3	その他の企業	
752	Avizandum Limited	ダブリン		金融企業	
753	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	3	再保険会社	
754	Axiom Shelter Island LLC	サンディエゴ		支援サービス提供会社	100.0
755	Azurix AGOSBA S.R.L.	ブエノスアイレス		金融企業	100.0
756	Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
757	Azurix Buenos Aires S.A. (清算中)	ブエノスアイレス		支援サービス提供会社	100.0
758	Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
759	Azurix Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
760	Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
761	BAL Servicing Corporation	ウィルミントン		その他の企業	100.0
762	Baltics Credit Solutions Latvia SIA	リガ		金融企業	
763	Bleeker Investments Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
764	Block 1949, LLC	ウィルミントン	2	支援サービス提供会社	0.0
765	BNP Paribas Flexi III - Fortis Bond Taiwan	ルクセンブルク		その他の企業	
766	Bridge No.1 Pty Limited	シドニー		その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
767	Broome Investments Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
768	Büro Center Berlin-West Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
769	Bürohaus Blasewitzer Straße Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
770	Bürohaus Hauptstraße Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
771	Bürohaus Kronberg Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
772	Büropark Heimstetten Vermögensverwaltungs Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
773	CA Berlin Funding Company Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
774	Capital Access Program Trust	ウィルミントン		金融企業	
775	Capital Solutions Exchange Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
776	Castlebay Asia Flexible Fund SICAV-FIS - Taiwan Bond Fund	ルクセンブルク		その他の企業	
777	Cathay Capital (Labuan) Company Limited	ラブアン		その他の企業	
778	Cathay Capital Company Limited	ポート・ルイス		金融企業	9.5
779	Cathay Strategic Investment Company Limited	香港		金融企業	
780	Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited	ジョージタウン		金融企業	
781	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	
782	Cedar Investment Co.	ウィルミントン		金融企業	100.0
783	Cepangie Limited	ダブリン		金融企業	
784	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
785	Charitable Luxembourg Three S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
786	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
787	Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
788	China Recovery Fund LLC	ウィルミントン		金融企業	85.0
789	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
790	CLASS Limited	セントヘリア	3	その他の企業	
791	Concept Fund Solutions Public Limited Company	ダブリン	3	その他の企業	1.9
792	Coriolanus Limited	ダブリン	3	金融企業	
793	COUNTS Trust Series 2007 – 3	ニューアーク	3	支援サービス提供会社	
794	Crofton Invest, S.L.	マドリード		その他の企業	
795	Crystal CLO, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
796	Danube Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
797	Dariconic Limited	ダブリン		金融企業	
798	Dawn-BV II LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
799	Dawn-BV LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
800	Dawn-BV-Helios LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
801	Dawn-G II LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
802	Dawn-G LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
803	Dawn-G-Helios LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
804	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		支援サービス提供会社	100.0
805	DB Aircraft Leasing Master Trust	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
806	DB Alternative Strategies Limited	ジョージタウン		証券取引会社	100.0
807	DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
808	DB Apex Finance Limited	セント・ジュリアンズ		金融企業	90.0
809	DB Apex Management Capital S.C.S.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
810	DB Apex Management Income S.C.S.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
811	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
812	DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
813	DB Aster II, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
814	DB Aster III, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
815	DB Aster, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
816	DB Aster, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
817	DB Capital Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
818	DB Chambers Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
819	DB Clyde, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
820	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ		金融企業	90.0
821	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	100.0
822	DB Dawn, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
823	DB Elara LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
824	DB ESC Corporation	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
825	db ETC Index plc	セントヘリア	3	支援サービス提供会社	
826	db ETC plc	セントヘリア	3	支援サービス提供会社	
827	DB Finance International GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
828	DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン		金融機関	100.0
829	DB Global Markets Multi-Strategy Fund I Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
830	DB Global Masters Multi-Strategy Trust	ジョージタウン		金融企業	100.0
831	DB Global Masters Trust	ジョージタウン	3	証券取引会社	
832	DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
833	DB Green, Inc.	ニューヨーク		金融企業	100.0
834	DB Hawks Nest, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
835	DB Hypernova LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
836	DB Immobilienfonds 1 Wieland KG	フランクフルト		その他の企業	
837	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	74.0
838	DB Immobilienfonds 4 GmbH & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	0.2
839	DB Immobilienfonds 5 Wieland KG	フランクフルト		その他の企業	
840	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
841	DB Infrastructure Holdings (UK) No.1 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
842	DB Infrastructure Holdings (UK) No.2 Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
843	DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
844	DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
845	DB Io LP	ウィルミントン		金融企業	100.0
846	DB Jasmine Holdings Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
847	DB Lexington Investments Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
848	DB Like-Kind Exchange Services Corp.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
849	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
850	DB Master Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados de Precatórios Federais	リオ・デ・ジャネイロ		金融企業	29.5
851	DB Perry Investments Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
852	DB Platinum	ルクセンブルク	3	その他の企業	2.4
853	DB Platinum II	ルクセンブルク	3	その他の企業	3.5
854	DB Platinum IV	ルクセンブルク	3	その他の企業	3.0
855	DB Portfolio Euro Liquidity	ルクセンブルク		金融企業	
856	DB Prevision 12, FP	バルセロナ		金融企業	
857	DB PWM II - LiquidAlts UCITS (Euro)	ルクセンブルク		その他の企業	79.4
858	DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
859	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント		金融企業	100.0
860	DB Rivington Investments Limited (任意清算中)	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
861	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン		金融企業	100.0
862	DB STG Lux 4 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
863	DB STG Lux 5 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
864	DB STG Lux 6 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
865	DB STG Lux 7 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
866	DB STG Lux 8 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
867	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
868	DB Sylvester Funding Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
869	DB Warren Investments Limited (任意清算中)	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
870	db x-trackers	ルクセンブルク	3	その他の企業	2.3
871	db x-trackers (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		証券取引会社	100.0
872	db x-trackers II	ルクセンブルク	3	その他の企業	2.9
873	dbInvestor Solutions Public Limited Company	ダブリン	3	金融企業	
874	DBRMS4	ジョージタウン		金融企業	100.0
875	DBX ETF Trust	ウィルミントン	3	その他の企業	
876	De Heng Asset Management Company Limited	北京		金融企業	
877	DeAM Capital Protect 2014	フランクフルト		その他の企業	
878	DeAM Capital Protect 2019	フランクフルト		その他の企業	
879	DeAM Capital Protect 2024	フランクフルト		その他の企業	
880	DeAM Capital Protect 2029	フランクフルト		その他の企業	
881	DeAM Capital Protect 2034	フランクフルト		その他の企業	
882	DeAM Capital Protect 2039	フランクフルト		その他の企業	
883	DeAM Capital Protect 2044	フランクフルト		その他の企業	
884	DeAM Capital Protect 2049	フランクフルト		その他の企業	
885	Deco 17 - Pan Europe 7 Limited	ダブリン		金融企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
886	Deer River, L.P.	ウィルミントン		金融企業	100.0
887	Deutsche Alt-A Securities Mortgage Loan Trust, Series 2007-3	ウィルミントン		金融企業	
888	Deutsche Alt-A Securities Mortgage Loan Trust, Series 2007-OA5	ウィルミントン		金融企業	
889	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
890	Deutsche Bank Capital Finance Trust I	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
891	Deutsche Bank Capital Funding LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
892	Deutsche Bank Capital Funding LLC IX	ウィルミントン		金融機関	100.0
893	Deutsche Bank Capital Funding LLC V	ウィルミントン		金融機関	100.0
894	Deutsche Bank Capital Funding LLC VI	ウィルミントン		金融機関	100.0
895	Deutsche Bank Capital Funding LLC VII	ウィルミントン		金融機関	100.0
896	Deutsche Bank Capital Funding LLC VIII	ウィルミントン		金融機関	100.0
897	Deutsche Bank Capital Funding LLC XI	ウィルミントン		金融機関	100.0
898	Deutsche Bank Capital Funding Trust I	ニューアーク	2	金融企業	0.0
899	Deutsche Bank Capital Funding Trust IX	ウィルミントン	2	金融企業	0.0

[次へ](#)

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
900	Deutsche Bank Capital Funding Trust V	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
901	Deutsche Bank Capital Funding Trust VI	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
902	Deutsche Bank Capital Funding Trust VII	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
903	Deutsche Bank Capital Funding Trust VIII	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
904	Deutsche Bank Capital Funding Trust XI	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
905	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
906	Deutsche Bank Capital LLC II	ウィルミントン		金融機関	100.0
907	Deutsche Bank Capital LLC IV	ウィルミントン		金融機関	100.0
908	Deutsche Bank Capital LLC V	ウィルミントン		金融機関	100.0
909	Deutsche Bank Capital Trust I	ニューアーク	2	金融企業	0.0
910	Deutsche Bank Capital Trust II	ニューアーク	2	金融企業	0.0
911	Deutsche Bank Capital Trust IV	ニューアーク	2	金融企業	0.0
912	Deutsche Bank Capital Trust V	ニューアーク	2	金融企業	0.0
913	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		金融機関	100.0
914	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン		金融機関	100.0
915	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン		金融機関	100.0
916	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		金融機関	100.0
917	Deutsche Bank Contingent Capital Trust II	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
918	Deutsche Bank Contingent Capital Trust III	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
919	Deutsche Bank Contingent Capital Trust IV	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
920	Deutsche Bank Contingent Capital Trust V	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
921	Deutsche Bank LIFERs Trust	ウィルミントン	3	支援サービス提供会社	
922	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルク	3	その他の企業	
923	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルク	3	その他の企業	
924	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs Trust	ウィルミントン	3	支援サービス提供会社	
925	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs Trust (DB Series 100)	ウィルミントン	4	支援サービス提供会社	
926	Deutsche Colombia S.A.	ボゴタ		証券取引会社	100.0
927	Deutsche GUO Mao Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		金融企業	100.0
928	Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		金融企業	100.0
929	Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-Remic Trust Certificates, Series 2007-RS4	ニューヨーク		金融企業	
930	Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-Remic Trust Certificates, Series 2007-RS5	ニューヨーク		金融企業	
931	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
932	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		金融機関	100.0
933	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		金融機関	100.0
934	Deutsche Postbank Funding LLC IV	ウィルミントン		金融機関	100.0
935	Deutsche Postbank Funding Trust I	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
936	Deutsche Postbank Funding Trust II	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
937	Deutsche Postbank Funding Trust III	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
938	Deutsche Postbank Funding Trust IV	ウィルミントン	2	金融企業	0.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
939	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		支援サービス提供会社	100.0
940	Deutsche Strategic Equity Long/Short Fund	ボストン		その他の企業	68.8
941	DJ Williston Swaps LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
942	Dusk II, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
943	Dusk LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
944	DWS (CH) - Pension Garant 2014	チューリッヒ		その他の企業	
945	DWS (CH) - Pension Garant 2017	チューリッヒ		その他の企業	
946	DWS China A-Fund	ルクセンブルク	3	その他の企業	100.0
947	DWS Dividende Garant 2016	ルクセンブルク		金融企業	
948	DWS Garant 80 FPI	ルクセンブルク		金融企業	
949	DWS Garant Top Dividende 2018	ルクセンブルク		その他の企業	
950	DWS Global Protect 80 II	ルクセンブルク		金融企業	
951	DWS Institutional Money plus	ルクセンブルク		その他の企業	
952	DWS Institutional Rendite 2017	ルクセンブルク		その他の企業	
953	DWS Institutional USD Money plus	ルクセンブルク		その他の企業	
954	DWS Mauritius Company	ポート・ルイス		その他の企業	100.0
955	DWS Megatrend Performance 2016	ルクセンブルク		金融企業	
956	DWS Performance Rainbow 2015	ルクセンブルク		金融企業	
957	DWS Rendite Garant 2015	ルクセンブルク		金融企業	
958	DWS Rendite Garant 2015 II	ルクセンブルク		金融企業	
959	DWS SachwertStrategie Protekt Plus	ルクセンブルク		金融企業	
960	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルク		金融企業	
961	Earls Eight Limited	ジョージタウン	3	その他の企業	
962	Earls Four Limited	ジョージタウン	3	その他の企業	
963	EARLS Trading Limited	ジョージタウン		金融企業	
964	1221 East Denny Owner, LLC	ウィルミントン		その他の企業	
965	ECT Holdings Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
966	Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG	ケルン		その他の企業	
967	Eirles Three Limited	ダブリン	3	金融企業	
968	Eirles Two Limited	ダブリン	3	金融企業	
969	Elmo Funding GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
970	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
971	Emerald Asset Repackaging Limited	ダブリン		支援サービス提供会社	100.0
972	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	3	その他の企業	
973	Emeris	ジョージタウン		証券取引会社	
974	Enterprise Fleet Management Exchange, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
975	Equinox Credit Funding Public Limited Company	ダブリン	3	金融企業	
976	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
977	Escoyla Limited	ダブリン		金融企業	
978	Eurohome (Italy) Mortgages S.r.l.	コネリアノ		金融企業	
979	Fandaro Limited	ダブリン		金融企業	
980	Feale Sp. z o.o.	ポリツァ		その他の企業	

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
981	Finaqua Limited	ロンドン		金融企業	
982	Finsbury Circle Limited	ダブリン		その他の企業	
983	Fondo Privado de Titulización PYMES I Limited	ダブリン		金融企業	
984	Fortis Flexi IV - Bond Medium Term RMB	ルクセンブルク		金融サービス機関	100.0
985	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
986	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Global Markets	リオ・デ・ジャネイ ロ		金融企業	100.0
987	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Nao-Padronizados - Precatório Federal 4870-1	リオ・デ・ジャネイ ロ		金融企業	100.0
988	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Nao-Padronizados - Precatórios Federais DB I	リオ・デ・ジャネイ ロ		金融企業	100.0
989	Fundo de Investimento em Quotas de Fundos de Investimento em Direitos Creditórios Nao-Padronizados Global Markets	リオ・デ・ジャネ イロ		金融企業	100.0
990	GAC-HEL II, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
991	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
992	Gemini Securitization Corp., LLC	ウィルミントン		金融企業	
993	Gewerbepark Neurott Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
994	GGGolf, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
995	Glacier Mountain, L.P.	ウィルミントン		金融企業	100.0
996	Global Credit Reinsurance Limited	ハミルトン	3	その他の企業	
997	Global Markets Fundo de Investimento Multimercado	リオ・デ・ジャネイ ロ		金融企業	100.0
998	Global Markets III Fundo de Investimento Multimercado - Crédito Privado e Investimento No Exterior	リオ・デ・ジャネイ ロ		金融企業	100.0
999	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン		金融企業	
1000	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ウィルミントン		金融企業	
1001	合同会社CKRF8	東京		その他の企業	
1002	Goth Park GmbH	フランクフルト		その他の企業	
1003	Grundstücksverwaltung Martin-Behaim-Strasse Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
1004	GSAM ALPS Fund EUR	ジョージタウン		証券取引会社	
1005	GSAM ALPS Fund USD	ジョージタウン		証券取引会社	
1006	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1007	HAH Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
1008	Hamildak Limited	ダブリン		金融企業	
1009	Harbour Finance Limited	ダブリン		金融機関	
1010	Harvest Select Funds - Harvest China Fixed Income Fund I	香港		その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1011	Harvest Select Funds - Harvest China Fixed Income Fund II	香港		その他の企業	
1012	HCA Exchange, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
1013	Herodotus Limited (任意清算中)	ジョージタウン	2	金融企業	0.0
1014	Hertz Car Exchange Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
1015	Hotel Majestic LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1016	Iberia Inversiones II Limited	ダブリン		金融企業	
1017	Iberia Inversiones Limited	ダブリン		金融企業	
1018	Infrastructure Holdings (Cayman) SPC	ジョージタウン		金融企業	
1019	Inn Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1020	Investor Solutions Limited	セントヘリア	3	その他の企業	
1021	Isar Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1022	ITAPEVA II Multicarteira FIDC Não-Padronizado	サンパウロ		金融企業	100.0
1023	ITAPEVA Multicarteira FIDC Não-Padronizado	サンパウロ		金融企業	100.0
1024	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア		支援サービス提供会社	
1025	Jovian Limited	ダグラス		その他の企業	
1026	JWB Leasing Limited Partnership	ロンドン		金融企業	100.0
1027	Kelsey Street LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1028	Kelvivo Limited	ダブリン		金融企業	
1029	Kingfisher Canada Holdings LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1030	Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1031	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1032	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG	デュッセルドルフ		支援サービス提供会社	96.1
1033	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG	デュッセルドルフ		支援サービス提供会社	97.0
1034	La Fayette Dedicated Basket Ltd.	ロードタウン		証券取引会社	
1035	Lagoon Finance Limited	ダブリン	3	金融企業	
1036	Latin America Recovery Fund LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1037	Lemontree Investments GmbH & Co. KG	ベルリン		金融企業	
1038	Leo Consumo 1 S.r.l.	コネリアノ		金融企業	
1039	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアノ		金融企業	70.0
1040	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1041	Leonardo Charitable 1 LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	9.9
1042	Leonardo Secondary Opportunities III (SLP GP) Limited	エディンバラ		金融企業	
1043	Life Mortgage S.r.l.	ローマ		金融企業	
1044	Luscina Limited	ダブリン		金融企業	
1045	MacDougal Investments Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
1046	Mallard Place, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
1047	Manta Acquisition LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1048	Manta Group LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1049	Mars Investment Trust II	ニューヨーク		金融企業	100.0
1050	Mars Investment Trust III	ニューヨーク		金融企業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1051	Master Aggregation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1052	Maxima Alpha Bomaral Limited (清算中)	セントヘリア		証券取引会社	
1053	Mercer Investments Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
1054	Merlin I	ジョージタウン		証券取引会社	
1055	Merlin II	ジョージタウン		証券取引会社	
1056	Merlin XI	ジョージタウン		証券取引会社	
1057	Mexico Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	3	その他の企業	
1058	MH Germany Property III S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	
1059	MH Germany Property V S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	
1060	Mickleham Limited	ダブリン		支援サービス提供会社	
1061	Micro-E Finance S.r.l.	ローマ		金融企業	
1062	Midco 2 Limited	ロンドン		金融企業	
1063	Midco 3 Limited	ロンドン		金融企業	
1064	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
1065	MMCapS Funding XVIII Ltd. - Resecuritization Trust 2010-RS1	ウィルミントン		支援サービス提供会社	
1066	MMDB Noonmark L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
1067	Montage Funding LLC	ドーバー		金融企業	
1068	Monterey Funding LLC	ドーバー		金融企業	
1069	Moon Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
1070	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		金融企業	100.0
1071	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
1072	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1073	Newhall LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1074	Newport Funding Corp.	ウィルミントン		金融企業	
1075	Nineco Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
1076	North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1077	Northern Pines Funding, LLC	ドーバー		金融機関	100.0
1078	Norvadano Limited	ダブリン		金融企業	
1079	Oakwood Properties Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
1080	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアノ	2	金融企業	0.0
1081	Oder Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1082	Odin Mortgages Limited	ロンドン		金融企業	
1083	Oona Solutions, Fonds Commun de Placement	ルクセンブルク	3	その他の企業	
1084	OPAL 任意清算中	ルクセンブルク	3	その他の企業	
1085	Operadora de Buenos Aires S.R.L.	ブエノスアイレス		金融企業	100.0
1086	Opus Niestandaryzowany Sekurytyzacyjny Fundusz Inwestycyjny Zamkniety	ワルシャワ		金融企業	
1087	Oran Limited	ジョージタウン		金融企業	
1088	Orchid Pubs & Restaurants Limited	ロンドン		その他の企業	
1089	Orchid Structureco 2 Limited	ロンドン		金融企業	
1090	OTTAM Mexican Capital Trust Limited	ダブリン	3	金融企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1091	Owner Trust MSN 23336	ソルトレイクシティ		金融企業	
1092	Owner Trust MSN 23337	ソルトレイクシティ		金融企業	
1093	Owner Trust MSN 23338	ソルトレイクシティ		金融企業	
1094	Owner Trust MSN 23344	ソルトレイクシティ		金融企業	
1095	Owner Trust MSN 24452	ソルトレイクシティ		金融企業	
1096	Owner Trust MSN 24453	ソルトレイクシティ		金融企業	
1097	Owner Trust MSN 24778	ソルトレイクシティ		金融企業	
1098	Owner Trust MSN 264	ソルトレイクシティ		金融企業	
1099	Owner Trust MSN 27833	ソルトレイクシティ		金融企業	
1100	Owner Trust MSN 87	ソルトレイクシティ		金融企業	
1101	Owner Trust MSN 88	ソルトレイクシティ		金融企業	
1102	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルク	3	金融企業	
1103	PALLO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1104	PALLO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Seniorenresidenzen KG	デュッセルドルフ		その他の企業	
1105	PanAsia Funds Investments Ltd.	ジョージタウン	3	金融企業	
1106	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1107	PARTS Student Loan Trust 2007-CT1	ウィルミントン		金融企業	100.0
1108	PARTS Student Loan Trust 2007-CT2	ウィルミントン		金融企業	100.0
1109	PD Germany Funding Company I, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1110	PD Germany Funding Company II, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1111	PD Germany Funding Company III, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1112	PD Germany Funding Company IV, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1113	PD Germany Funding Company V, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1114	Peruda Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
1115	Perus 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	
1116	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マニラ		金融サービス機関	95.0
1117	PIMCO PARS I - Poste Vite	ジョージタウン		その他の企業	
1118	PIMCO PARS V - Poste Vite	ジョージタウン		その他の企業	
1119	Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1120	Postbank Dynamik Best Garant	シュットランジュ		その他の企業	
1121	Postbank Dynamik DAX Garant II	シュットランジュ		その他の企業	
1122	Postbank Dynamik Klima Garant	シュットランジュ		その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1123	PPCenter, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
1124	PROVIDE Domicile 2009-1 GmbH	フランクフルト		金融企業	
1125	Pyxis Nautica S.A.	ルクセンブルク		支援サービス提供会社	
1126	Quantum 13 LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	49.0
1127	Quartz No. 1 S.A.	ルクセンブルク	2	金融企業	0.0
1128	Reade, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
1129	Red Lodge, L.P.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1130	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		金融機関	100.0
1131	Regal Limited	ジョージタウン	3	その他の企業	
1132	REO Properties Corporation	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1133	REO Properties Corporation II	ウィルミントン	2	支援サービス提供会社	0.0
1134	Residential Mortgage Funding Trust	トロント		金融企業	
1135	Rhein - Main Securitisation Limited	セントヘリア		金融企業	
1136	Rheingold Securitisation Limited	セントヘリア		金融企業	
1137	Rhine Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1138	RHOEN 2008-1 GmbH	フランクフルト		金融企業	
1139	Ripple Creek, L.P.	ウィルミントン		金融企業	100.0
1140	Riverside Funding LLC	ドーバー		金融企業	
1141	RM Ayr Limited	ダブリン		金融企業	
1142	RM Chestnut Limited	ダブリン		金融企業	
1143	RM Fife Limited	ダブリン		金融企業	
1144	RM Multi-Asset Limited	ダブリン		金融企業	
1145	RM Sussex Limited	ダブリン		金融企業	
1146	RM Triple-A Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	
1147	Royster Fund - Compartment SEPTEMBER 2013	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
1148	RREEF G.O. III Malta Limited	ヴァレッタ		金融企業	
1149	RREEF G.O. III Mauritius One Limited	ポート・ルイス		金融企業	
1150	RREEF G.O. III Mauritius Two Limited	ポート・ルイス		金融企業	
1151	RREEF Global Opportunities Fund III, LLC	ウィルミントン		金融企業	
1152	RREEF North American Infrastructure Fund A, L.P.	ウィルミントン		金融企業	99.9
1153	RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン		金融企業	99.9
1154	RV Dresden Funding Company Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1155	SABRE Securitisation Limited	シドニー		その他の企業	
1156	Saratoga Funding Corp., LLC	ドーバー		金融企業	
1157	Sedona Capital Funding Corp., LLC	ウィルミントン		金融企業	
1158	Serviced Office Investments Limited	セントヘリア		金融企業	100.0
1159	Silrendel, S. de R. L. de C. V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
1160	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1161	SIRES-STAR Limited	ジョージタウン	3	その他の企業	
1162	Sixco Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
1163	SMART SME CLO 2006-1, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1164	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1165	SP Mortgage Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1166	SPAN No. 5 Pty Limited	シドニー		その他の企業	
1167	Stewart-Denny Holdings, LLC	ウィルミントン		金融企業	
1168	STTN, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1169	Sunrise Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
1170	Survey Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1171	Swabia 1 Limited	ダブリン		金融企業	
1172	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
1173	Sylvester (2001) Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
1174	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		金融企業	100.0
1175	Thaumat Holdings Limited	ニコシア		金融企業	
1176	The CAP Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1177	The Debt Redemption Fund Limited	ジョージタウン		証券取引会社	99.8
1178	The GIII Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1179	The GPR Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1180	The PEB Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1181	The SLA Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1182	The Topiary Fund II Public Limited Company	ダブリン		証券取引会社	3.5
1183	THL Credit Wind River 2014-3 CLO Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
1184	Tintin III SPC	ジョージタウン		証券取引会社	
1185	Titian CDO Public Limited Company	ダブリン	3	金融企業	
1186	特定目的会社クレップ・インベストメント・ブ 東京イ		2	支援サービス提供会社	0.0
1187	TQI Exchange, LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
1188	Trave Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1189	TRS 1 LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1190	TRS Aria LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1191	TRS Babson I LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1192	TRS Birch LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1193	TRS Bluebay LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1194	TRS Bruin LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1195	TRS Callisto LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1196	TRS Camulos LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1197	TRS Cypress LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1198	TRS DB OH CC Fund Financing LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1199	TRS Eclipse LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1200	TRS Elara LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1201	TRS Elgin LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1202	TRS Elm LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1203	TRS Feingold O'Keefe LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1204	TRS Fore LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1205	TRS Ganymede LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1206	TRS GSC Credit Strategies LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1207	TRS Haka LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1208	TRS Io LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1209	TRS Landsbanki Islands LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1210	TRS Leda LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1211	TRS Maple LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1212	TRS Metis LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1213	TRS Oak LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1214	TRS Plainfield LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1215	TRS Poplar LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1216	TRS Quogue LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1217	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1218	TRS SeaCliff LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1219	TRS Spruce LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1220	TRS Stag LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1221	TRS Stark LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1222	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1223	TRS Sycamore LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1224	TRS Thebe LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1225	TRS Tupelo LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1226	TRS Venor LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1227	TRS Walnut LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1228	TRS Watermill LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1229	TXH Trust	ウィルミントン		その他の企業	
1230	Varick Investments Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
1231	VCM Golding Mezzanine GmbH & Co. KG	ミュンヘン	5	金融企業	0.0
1232	Vermögensfondmandat Flexible (80 % teilgeschützt)	ルクセンブルク		その他の企業	
1233	VEXCO, LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
1234	Village Hospitality LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1235	Whispering Woods LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1236	Whistling Pines LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
1237	Winchester Street PLC	ロンドン	3	金融企業	
1238	World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
1239	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1240	Zamalik Limited	ダブリン		金融企業	
1241	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1242	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Leben II KG	デュッセルドルフ		支援サービス提供会社	97.7
1243	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1244	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG	デュッセルドルフ		支援サービス提供会社	98.0
1245	Zugspitze 2008-1 GmbH	フランクフルト		金融企業	
1246	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
1247	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
持分法により会計処理されている会社					
1248	AcadiaSoft, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	5.8

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1249	Afinia Capital Group Limited	ハミルトン		金融企業	40.0
1250	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融機関	27.0
1251	Argantis GmbH i.L.	ケルン		事業持株	50.0
1252	Atriax Holdings Limited (メンバーによる任意 清算中)	サウスエンド・オ ン・シー		その他の企業	25.0
1253	Avacomm GmbH i.L.	ホルツキルヒェン		その他の企業	27.5
1254	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	バート・ゾーデン・ アム・タウヌス		事業持株	49.8
1255	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		その他の企業	30.0
1256	BATS Global Markets, Inc.	ウィルミントン		金融企業	6.7
1257	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融企業	49.0
1258	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク	6	金融企業	100.0
1259	BHS tabletop AG	ゼルブ		その他の企業	28.9
1260	Biopsytec Holding AG i.L.	ベルリン		その他の企業	43.1
1261	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリューンヴァルト		金融企業	50.0
1262	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリューンヴァルト		金融企業	50.0
1263	Caherciveen Partners, LLC	シカゴ		証券取引会社	20.0
1264	Comfund Consulting Limited	バンガロール		その他の企業	30.0
1265	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		証券取引銀行	49.9
1266	DB Development Holdings Limited	ラルナカ		金融企業	49.0
1267	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ・ペイ		金融企業	34.6
1268	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セントヘリア		金融企業	25.9
1269	DD Konut Finansman A.S.	シスリ		金融機関	49.0
1270	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		その他の企業	16.2
1271	Deutsche Financial Capital I Corp.	グリーンズボロ		金融企業	50.0
1272	Deutsche Financial Capital Limited Liability Company	グリーンズボロ		金融機関	50.0
1273	Deutsche Gulf Finance	リヤド		金融機関	40.0
1274	Deutsche Regis Partners Inc	マカティ・シティ		証券取引会社	49.0
1275	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		証券取引会社	49.0
1276	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		その他の企業	50.0
1277	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		その他の企業	25.1
1278	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1279	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		金融持株会社	21.1
1280	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1281	EOL2 Holding B.V.	アムステルダム		金融企業	45.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1282	eolec	イシー＝レ＝ムリ ノー		その他の企業	33.3
1283	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		その他の企業	50.0
1284	Erica Società a Responsabilità Limitata	ミラノ		金融企業	40.0
1285	EVROENERGIAMI S.A.	アレクサンドルーボ リ		その他の企業	40.0
1286	Finance in Motion GmbH	フランクフルト		証券取引会社	19.9
1287	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート・ホンブルク		その他の企業	40.7
1288	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート・ホンブルク		その他の企業	30.6
1289	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	15.7
1290	German Access Fund L.P.	ロンドン	6	金融企業	100.0
1291	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		金融機関	50.0
1292	Gesellschaft bürgerlichen Rechts Industrie- und Handelskammer/Rheinisch-Westfälische Börse	デュッセルドルフ	7	その他の企業	0.0
1293	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		事業持株	36.7
1294	giropay GmbH	フランクフルト		その他の企業	33.3
1295	Gordian Knot Limited	ロンドン		証券取引会社	32.4
1296	Graphite Resources (Knightsbridge) Limited	ニューカッスル・ア ポン・タイン		その他の企業	45.0
1297	Graphite Resources Holdings Limited	ニューカッスル・ア ポン・タイン	6	事業持株	70.0
1298	Great Future International Limited	ロードタウン		金融企業	43.0
1299	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ		その他の企業	44.9
1300	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		その他の企業	33.2
1301	Harvest Fund Management Company Limited	上海		証券取引会社	30.0
1302	Hua Xia Bank Company Limited	北京		預金等受入金融機関	19.9
1303	Huamao Property Holdings Ltd.	ジョージタウン	7	金融企業	0.0
1304	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		金融企業	40.7
1305	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1306	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ		その他の企業	50.0
1307	ISWAP Limited	ロンドン		証券取引会社	14.2
1308	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融企業	21.1
1309	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		その他の企業	21.6
1310	K & N Kenanga Holdings Bhd	クアラルンプール		金融持株会社	13.8

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1311	Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd	クアラルンプール		証券取引会社	27.0
1312	KeyNeurotek Pharmaceuticals AG i.l.	マクデブルグ		その他の企業	29.0
1313	KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	20.8
1314	Lion Residential Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	17.4
1315	Main Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1316	MergeOptics GmbH i.l.	ベルリン		その他の企業	24.3
1317	MidOcean (Europe) 2000-A LP	セントヘリア		金融企業	19.9
1318	MidOcean (Europe) 2003 LP	セントヘリア		金融企業	20.0
1319	MidOcean Partners, LP	ニューヨーク		金融企業	20.0
1320	Millennium Marine Rail, L.L.C.	エリザベス		その他の企業	50.0
1321	Nexus II LLC	ウィルミントン		金融企業	11.9
1322	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー	6	その他の企業	96.7
1323	Nummus Beteiligungs GmbH & Co. KG	フランクフルト		金融企業	27.8
1324	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		その他の企業	22.2
1325	Pago e Transaction Services GmbH i.L.	ケルン		その他の企業	50.0
1326	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン		その他の企業	37.7
1327	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1328	Powerlase Limited (メンバーによる任意清算 中)	ホヴ		その他の企業	24.8
1329	Private Capital Portfolio L.P.	ロンドン		金融企業	38.2
1330	PX Group Limited	ストックトン・オ ン・ティーズ		金融企業	29.4
1331	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		金融企業	33.0
1332	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		金融企業	33.3
1333	Raymond James New York Housing Opportunities Fund II L.L.C.	ニューヨーク		金融企業	19.5
1334	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	20.0
1335	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
1336	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
1337	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
1338	Roc Capital Group, LLC	ウィルミントン		金融企業	8.5
1339	Roc Capital Management, L.P.	ウィルミントン		証券取引会社	8.5
1340	RREEF Property Trust, Inc.	ポルチモア		その他の企業	26.1
1341	Sakaras Holding Limited	ビルキルカラ	7	金融企業	0.0
1342	Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS "DYCKBURG" i.l.	ハンブルク		その他の企業	41.3
1343	Schiffahrtsgesellschaft MS "Simon Braren" GmbH & Co KG	コルマール		その他の企業	26.7
1344	Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.	北京		その他の企業	6.4
1345	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		その他の企業	22.5
1346	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		支援サービス提供会社	49.9

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1347	Station Holdco LLC	ウィルミントン		事業持株	25.0
1348	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		その他の企業	45.0
1349	TradeWeb Markets LLC	ウィルミントン		証券取引会社	5.5
1350	Triton Beteiligungs GmbH	フランクフルト		事業持株	33.1
1351	Turquoise Global Holdings Limited	ロンドン		金融企業	7.1
1352	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund C L.P.	ドーバー		金融企業	22.5
1353	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ウィルミントン		金融企業	24.0
1354	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	6	金融企業	100.0
1355	Volbroker.com Limited	ロンドン		金融企業	22.5
1356	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
1357	WestLB Venture Capital Management GmbH & Co. KG	ケルン		その他の企業	50.0
1358	Wilson HTM Investment Group Ltd	ブリスベン		証券取引会社	19.8
1359	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	25.0
1360	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		証券取引銀行	33.3
1361	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1362	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融企業	25.0
1363	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーネフェルト		その他の企業	20.4
20%以上保有するその他の会社					
1364	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1365	ABATIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1366	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1367	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1368	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1369	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1370	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1371	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1372	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1373	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1374	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1375	AFFIRMATUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1376	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1377	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1378	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1379	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1380	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0

[次へ](#)

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1381	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1382	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1383	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1384	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1385	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1386	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1387	BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1388	Banks Island General Partner Inc.	トロント	8	金融企業	50.0
1389	Belzen Pty. Limited	シドニー	9	金融企業	100.0
1390	Benefit Trust GmbH	リュッツェン-ゴスタウ	9	金融企業	100.0
1391	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1392	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	33.2
1393	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	32.0
1394	Blue Ridge Trust	ウィルミントン	8	その他の企業	26.7
1395	BrisConnections Holding Trust	ケドロ	10	その他の企業	35.6
1396	BrisConnections Investment Trust	ケドロ	10	その他の企業	35.6
1397	Cabarez S.A.	ルクセンブルク	6,8	その他の企業	95.0
1398	CIBI Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1399	City Leasing (Donside) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン	9	金融企業	100.0
1400	City Leasing (Severnside) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン	9	金融企業	100.0
1401	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン	9	金融企業	100.0
1402	City Leasing Limited	ロンドン	9	金融企業	100.0
1403	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク	9	その他の企業	97.2
1404	DB Master Accomodation LLC	ウィルミントン	9	金融企業	100.0
1405	DB Petri LLC	ウィルミントン	9	金融機関	100.0
1406	dbalternatives Discovery Fund Limited	ジョージタウン	9	その他の企業	100.0
1407	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l.	ルクセンブルク	8	金融企業	49.0
1408	Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	40.2
1409	DIL Europa-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	9	その他の企業	100.0
1410	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1411	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1412	Donlen Exchange Services Inc.	ボストン	9	その他の企業	100.0
1413	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1414	DREIZEHNTHE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1415	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1416	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1417	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1418	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト	8	金融企業	50.0
1419	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1420	Enterprise Vehicle Exchange, Inc.	ウィルミントン	9	その他の企業	100.0
1421	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1422	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1423	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1424	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1425	Global Salamina, S.L.	マドリード	11	事業持株	26.7
1426	Goldman Sachs Multi-Strategy Portfolio XI, LLC	ウィルミントン	6,11	証券取引会社	99.7
1427	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH	グリューンヴァルト	9	金融企業	100.0
1428	Guggenheim Concinnity Strategy Fund LP	ウィルミントン	12	金融企業	23.3
1429	Hudson 12655 Jefferson, LLC	ウィルミントン	9	その他の企業	100.0
1430	Hydro S.r.l.	ローマ	10	事業持株	45.0
1431	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン	8	金融企業	20.5
1432	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	8	その他の企業	49.0
1433	JG Japan Grundbesitzverwaltungsgesellschaft mbH i.L.	エシュボルン	9	その他の企業	100.0
1434	Kinneil Leasing Company	ロンドン	8	金融企業	35.0
1435	Legacy BCC Receivables, LLC	ウィルミントン	9	その他の企業	100.0
1436	Lindsell Finance Limited	ヴァレッタ	9	支援サービス提供会社	100.0
1437	London Industrial Leasing Limited	ロンドン	9	金融企業	100.0
1438	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト	6,10	金融企業	77.1
1439	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルク	8	金融企業	49.7
1440	Magalhaes S.A.	ルクセンブルク	6,8	その他の企業	95.0
1441	Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.	マトジニョシュ	11	その他の企業	38.3
1442	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG	ハンプルク	10	その他の企業	33.8
1443	Memax Pty. Limited	シドニー	9	金融企業	100.0
1444	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	40.0
1445	MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG i.L.	グリューンヴァルト	8	その他の企業	29.6
1446	Midsel Limited	ロンドン	9	その他の企業	100.0
1447	Mount Hope Community Center Fund, LLC	ウィルミントン	10	金融企業	49.9

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1448	Mountaintop Energy Holdings LLC	ウィルミントン	8	金融企業	49.9
1449	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1450	NCW Holding Inc.	バンクーバー	9	金融企業	100.0
1451	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1452	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1453	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1454	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1455	Nortfol Pty. Limited	シドニー	9	金融企業	100.0
1456	NV Profit Share Limited	ジョージタウン	8	その他の企業	42.9
1457	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG	ケルン	2,9	金融企業	27.7
1458	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1459	PADOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1460	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1461	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1462	Pan-European Infrastructure II, L.P.	ロンドン	6,8	金融企業	100.0
1463	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1464	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1465	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1466	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1467	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1468	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1469	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1470	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1471	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1472	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1473	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1474	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1475	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1476	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1477	PMG Collins, LLC	タラハシー	9	その他の企業	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1478	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1479	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1480	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1481	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1482	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1483	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1484	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1485	PTL Fleet Sales, Inc.	ウィルミントン	9	その他の企業	100.0
1486	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1487	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1488	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1489	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1490	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1491	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1492	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1493	Safron NetOne Partners, L.P.	ジョージタウン	10	金融企業	21.7
1494	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1495	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1496	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ	9	金融企業	58.5
1497	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1498	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1499	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1500	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1501	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1502	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1503	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1504	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン	8	金融企業	33.2
1505	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1506	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ	9	金融企業	71.1
1507	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1508	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG	デュッセルドルフ	9	その他の企業	95.0
1509	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1510	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1511	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1512	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1513	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1514	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1515	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1516	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1517	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ	9	その他の企業	94.7
1518	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i.L.	デュッセルドルフ	9	その他の企業	100.0
1519	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	6,8	その他の企業	100.0
1520	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1521	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1522	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1523	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1524	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1525	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1526	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1527	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG	デュッセルドルフ	9	金融企業	83.8

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1528	SILIGO Mobili en-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1529	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1530	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1531	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1532	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1533	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ・アン・デ ア・ザーレ	8	その他の企業	30.5
1534	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1535	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1536	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1537	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1538	SPhinX, Ltd. (任意清算中)	ジョージタウン	8	その他の企業	43.6
1539	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	その他の企業	100.0
1540	SPLENDOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1541	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1542	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1543	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	金融企業	100.0
1544	STUPA Heizwerk Frankfurt (Oder) Nord Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	9	金融企業	100.0
1545	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1546	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Promohypermarkt Gelsenkirchen KG i.L.	デュッセルドルフ	8	金融企業	48.7
1547	SUBU Mobili en-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1548	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1549	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1550	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1551	SUSA Mobili en-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1552	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1553	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1554	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1555	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1556	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1557	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1558	TARES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	9	その他の企業	100.0
1559	TEBA Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	9	その他の企業	100.0
1560	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1561	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1562	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1563	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1564	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1565	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1566	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1567	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ	8	金融企業	25.0
1568	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1569	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1570	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	8	金融企業	50.0
1571	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1572	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1573	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融企業	100.0
1574	Triton Fund III G.L.P.	セントヘリア	6,8	金融企業	62.5
1575	TRS HY FNDS LLC	ウィルミントン	9	支援サービス提供会社	100.0
1576	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1577	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1578	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1579	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1580	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルク	6,8	その他の企業	95.0
1581	VCM / BHF Initiatoren GmbH & Co. Beteiligungs KG	アイヒェンリート	8	事業持株	48.8
1582	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン	8	金融企業	24.9
1583	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1584	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1585	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1586	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1587	Willem S.A.	ルクセンブルク	6,8	その他の企業	95.0
1588	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1589	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット	8	金融企業	50.0
1590	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1591	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1592	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1593	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1594	XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1595	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1596	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1597	ZANTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1598	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1599	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	25.0
1600	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1601	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1602	Zenwix Pty. Limited	シドニー	9	金融企業	100.0
1603	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1604	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1605	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1606	ZIBE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1607	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1608	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1609	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1610	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1611	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1612	ZITRAL Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1613	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	50.0
1614	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1615	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1616	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1617	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融企業	50.0
1618	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1619	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1620	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
1621	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融企業	25.0
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分					
1622	Abode Mortgage Holdings Corporation	バンクーバー		金融機関	8.5
1623	ABRAAJ Holdings	ジョージタウン		金融企業	8.8
1624	Accunia A/S	コペンハーゲン		証券取引会社	9.9
1625	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		金融機関	5.6
1626	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		金融機関	8.5
1627	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュヴェリーン		金融機関	8.4
1628	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		金融機関	6.3
1629	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルグ		金融機関	8.2
1630	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		金融機関	5.6
1631	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		金融機関	8.7
1632	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		金融機関	8.7
1633	Cecon ASA	アーレンダール		その他の企業	9.6
1634	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		その他の企業	8.4
1635	CIFG Holding Inc.	ウィルミントン		保険持株会社	11.5

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1636	ConCardis Gesellschaft mit beschränkter Haftung	エシュボルン		支払機関	16.8
1637	Damovo Group Holdings Limited	カマナ・ベイ		金融企業	16.0
1638	Deutsche Steinzeug Cremer & Breuer Aktiengesellschaft	アルフター		その他の企業	17.2
1639	HYPOPORT AG	ベルリン		金融企業	9.7
1640	IVG Institutional Funds GmbH	フランクフルト		ファンド管理会社	6.0
1641	株式会社ディーアンドエムホールディングス	川崎		その他の企業	15.1
1642	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	レーツェン		その他の企業	11.0
1643	Liquiditäts-Konsortialbank Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L.	フランクフルト		金融機関	7.7
1644	OTCderiv Limited	ロンドン		金融サービス機関	7.2
1645	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.L.	フランクフルト		その他の企業	19.5
1646	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		預金等受入金融機関	9.0
1647	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		金融機関	6.0
1648	PT Buana Listya Tama Tbk	ジャカルタ		その他の企業	14.8
1649	Reorganized RFS Corporation	ウィルミントン		保険持株会社	6.2
1650	りんかい日産建設株式会社	東京		その他の企業	8.5
1651	RREEF America REIT III, Inc.	ボルチモア		金融企業	7.9
1652	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		預金等受入金融機関	11.8
1653	Servicios de Infraestructura de Mercado OTC S.A.	サンティアゴ		金融機関	6.7
1654	Società per il Mercato dei Titoli di Stato - Borsa Obbligazionaria Europea S.p.A.	ローマ		その他の企業	5.0
1655	The Clearing House Association L.L.C.	ウィルミントン		その他の企業	5.6
1656	TORM A/S	ヘルレブ		その他の企業	6.2
1657	United Information Technology Co. Ltd.	ジョージタウン		事業持株	12.2

[次へ](#)

(2) 個別財務諸表 取締役会報告書

経営および財務の概況

組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2014年12月31日現在17,180億ユーロの総資産で測定して、ヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2014年度末現在、雇用従業員数はフルタイム換算で98,138名であり、世界71か国の2,814機関（このうち66%がドイツ）において勤務していた。当行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

包括的戦略レビューに従って、当行は2012年度第4四半期に組織体制を再編成した。当行は、ユニバーサル・バンキング・モデルおよび4つの既存のコポーレート部門に対するコミットメントを再確認した。当行は、取引所売買ファンド（ETF）等の、旧コポーレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ業務を含む統合されたドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・コポーレート部門を重視することを強化した。さらに、当行は非中核事業ユニットを設置した。このユニットは、旧コポーレート・インベストメンツ・グループ部門（CI）およびその他のコポーレート部門から再割当された非中核事業を含んでいる。

2014年12月31日現在、当行は以下の5つのコポーレート部門で組織されていた。

- コポーレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
- 個人顧客および中堅企業（PBC）
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
- ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（ドイチェAWM）
- 非中核事業ユニット（NCOU）

5つのコポーレート部門はインフラ機能によって支えられている。さらに、当行は全世界の地域別の責任を対象とした地域管理機能を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には以下が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店。
- その他の多数の国々における駐在員事務所。
- さらに多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者。

CB&Sは、コポーレート・ファイナンス業務部門およびマーケッツ業務部門で構成されている。これらの業務は、株式および債券の引受、投資家向けトレーディング・サービスおよび会社の資金需要のためのソリューションの作成を含み、世界中の金融商品を提供している。当行のコポーレート・ファイナンス業務部門において、当行の顧客は、合併および買収、エクイティおよび債券による資金調達ならびに総合的なコポーレート・ファイナンスの助言を提供されている。さらに、当行は公共部門に対して様々な金融サービスを提供している。マーケッツ業務部門は、様々な債券、エクイティ、エクイティ連動商品、為替およびコモディティ商品の販売、トレーディングおよび組成に責任を有している。当部門は、顧客の投資、ヘッジおよびその他のニーズのソリューションを提供することを目標としている。業務効率向上の一環として、当行のレーツ、フロー・クレジットおよび外国為替業務は現在、統合業務として1つの管理チームで運営されている。ストラクチャード・ファイナンス業務は、すべての産業および資産クラスにわたる顧客に対しフロー以外の資金調達および体系的なリスクを網羅している。

CB&S業務は信用ポートフォリオ戦略グループ（CPSG）によって支援されている。これは一連の貸出金ポートフォリオに対して責任を有しており、2013年度から一定の無担保の相手先に関するデリバティブのエクスポージャーのヘッジを中央一元化させており、計画されたヘッジ管理を実行することによりこれらのリスクを積極的に管理する。

GTBは、法人顧客および金融機関に、国内および海外の支払、国際貿易のための融資、貸出ならびに信託、代理、保管、管理および関連サービスの提供を含む、商業銀行商品およびサービスを提供している。当行の業務部門は以下から構成されている。

- トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コポーレート
- インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス

ドイチェAWMは世界の主要な投資機関の1つである。ドイチェAWMは、世界中の個人および機関投資家の財産の保護および成長を手助けし、すべての主要資産クラスにわたる伝統的なアクティブ、パッシブ投資およびオルタナティブ投資を提供している。また、ドイチェAWMは富裕層および超高額個人資産家およびファミリー・オフィスに対し、カスタマイズされた資産運用のソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。ドイチェAWMの投資機能は、アクティブおよび

パッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびヘッジ・ファンドを含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。また、当部門は、貸出および一任ポートフォリオ運用管理を含むカスタマイズされたウェルス・マネジメントのソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

PBCは、個人および富裕層顧客ならびに中小企業顧客のために尽力している。PBCコーポレート部門は、DBグループの共同サービスおよびITプラットフォームに支援された、1つの戦略的な舵取りに基づく以下の3つの業務で構成された「パワーハウス」ビジネス・モデルに従っている。

- プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングは、ドイツ銀行のブランドに基づくドイツにおけるすべてのPBCの事業で構成されている。

- アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、PBCのヨーロッパ（ドイツ以外）の事業およびアジアにおけるPBCの事業（華夏銀行に対する当行の持分および同社とのパートナーシップを含む。）を対象としている。

- ポストバンクは、特にポストバンク、norisbank、BHWおよびDB Bausparで構成されている。

PBCは、ヨーロッパおよびアジア全体で類似する範囲のバンキング商品およびサービスを提供しており、現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異がある。当行は、投資および保険、モーゲージ、ビジネス商品、消費者金融、支払、カードおよび口座、預金、当行のミッドキャップ合併事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品を提供している。

2012年11月に、当行は、ドイツ銀行の中核業務と並ぶ独立した部門として運営するためにNCOUを設置した。戦略2015プラスに記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することである。当行の世界の自己勘定投資の管理および一定のその他の非中核資産の満期までの保有に加えて、NCOU内で目標とするリスク圧縮活動は、当行が計画している将来戦略と関連しないリスクを削減し、それによりバランスシートを圧縮し、関連する資本需要を減少させる手助けとなることを目的としたものである。これらの目標とされるリスク圧縮活動の実行において、NCOUは、DBグループがバーゼル3に基づくコアTier 1資本比率を増強できるように、より不利な資本および高リスク・リターン・プロファイルのポジションを解消することを優先する予定である。

経済環境

世界経済

当行は、世界経済は依然として比較的低調であり、2014年度の成長率は年率平均3.4%で前年度と変わらないとみている。前年度比3.6%の成長率となった2014年度第1四半期に成長は頭打ちし、2014年度の残りの期間は3.3%へと減速した。

年率平均の成長率は、先進国は2014年度に加速したが、新興市場国は減速した。先進国の経済成長率は、2013年度の1.2%から2014年度に1.7%へ加速したとみられている。特にユーロ圏において家計債務の削減が引き続き成長を抑制している。主要な中央銀行は、引き続き極めて拡張的な金融政策を維持しており、世界経済を支えた。主要金利は2014年度も依然として歴史的低水準にあり、大規模な量的緩和がさらに景気を刺激した。

2013年度の中ごろに回復し始めたユーロ圏の景気は、2014年度も緩やか回復基調が続いている。2013年度に年率平均で0.4%縮小したGDPは、主に個人消費に支えられ、2014年度は0.9%拡大した。ドイツの経済成長率は2013年度の0.1%から2014年度の1.6%に加速した。経済は夏季に停滞した後、第4四半期に急激に加速した。ドイツ経済は、記録的な雇用水準と順調な実質所得の増加を背景とする堅調な個人消費に支えられている。低インフレ、インフレ期待の後退および信用供与を制限する脆弱な金融システムが引き起こす悪循環に関する懸念に対応するため、ヨーロッパ中央銀行（ECB）は2014年度にさらに拡張的な政策を打ち出すことを決定した。ECBは、当年度全体にわたって、主要金利を0.05%まで引き下げ、貸出条件付き長期資金供給オペ（TLTRO）を通して銀行に流動性を供給し、年度末にかけては、担保付債券と資産担保証券の買い入れプログラムを開始した。

米国の経済成長は、天候要因による影響で2014年度第1四半期に落ち込んだものの、2013年度の2.2%から2014年度は2.4%へ加速した。この加速は、進行中の不動産市場の回復と株式市場における急激な株価の上昇による正の資産効果とともに雇用統計の継続的改善およびシェールガスブームによるものであった。連邦準備制度理事会の拡張的な金融政策も経済成長を刺激した。良好な経済トレンドを受けて、連邦準備制度理事会は2014年度に資産購入の規模を徐々に縮小していき、10月に資産購入プログラムを終了した。

日本では、経済成長が2013年度の1.6%から2014年度は鈍化し停滞した。これは、主に2014年4月の5%から8%への消費税増税によるものであった。日本経済は引き続き「アベノミクス」第1の矢、第2の矢である非常に拡張的な国家財政・金融政策に支えられた。しかしながら、アベノミクス第3の矢である包括的な構造改革の大部分については、遅々として進んでいない。

新興市場国の経済活動は2013年度の5.0%から2014年度は約4.6%成長に減速した。これは、比較的弱い外需が一部の要因であったが、労働力の供給および資本ストックの伸び悩みなどの供給面の制約による要因もあった。新興市場国全体で低成長となり、特にラテン・アメリカにおいて激しく落ち込んだ。

アジア（日本を除く）の経済成長は、2013年度の6.6%よりわずかに減少し2014年度は6.5%になったとみている。2013年度に7.7%成長であった中国経済は、主に不動産市場の低迷により2014年度は7.4%成長にとどまった。インド経済は、モディ首相率いる新政権の投資家重視の改革により約7.2%成長し、2013年度の6.9%を上回った。

東欧、中東およびアフリカの新興市場の経済は、2013年度の2.6%成長から2014年度は約2.2%へ減速した。ロシアの成長は、コモディティ価格の下落傾向とウクライナ危機に対する制裁措置によって、2013年度の1.3%から2014年度の0.6%へ減速した。

ラテン・アメリカの経済活動は、2013年度の2.5%成長から落ち込み、2014年度は0.8%にとどまったとみている。ブラジルでは、大統領選挙に伴う政情不安、介入主義的経済政策、高いインフレ率及びコモディティ価格の低迷が重しとなっている。その結果、ブラジル経済は2013年度の2.5%成長に続き2014年度も低迷したとみている。

銀行業界

銀行業界全体としては、2014年度は緩やかな進展に特徴付けられる年であったが、ヨーロッパと米国の対照的な状況は続いた。

ヨーロッパでは、企業への貸出が徐々に減少する中、家計への貸出が再び年間を通じて徐々に増加した。しかしながら、全体としては、民間部門に対する貸出はやや減少した。預金業務は、低金利環境および政策金利の追加利下げの深刻な影響の本格化を考えると極めて堅調である。企業の預金は一貫して高い伸びを示し、個人の預金も堅調に増加した。ドイツでは、企業および家計への貸出が共に年間を通じてわずかに増加し、再びユーロ圏全体の増加を上回った。2014年度のヨーロッパの銀行は、過去数年間極めて低調であった負債による資金調達市場での動きを大幅に活発化したが、調達額は依然として過去10年の平均を下回っている。ECBのTLTROに対する需要も限定的だった。ユーロ圏の銀行の資産合計は年間を通じて2.5%の増加で、小幅ながら2011年度以来の増加となった。

米国では、2014年度の企業と個人への貸出がより顕著に対照的であった。個人への貸出が伸び悩んだのに対して、企業への貸出は二桁の増加となった。しかし、モーゲージ貸出金がわずかに減少する中で、消費者貸出金は堅調に増加した。モーゲージ担保証券の発行は前年比で大幅に縮小した。これは、近年の米国における不動産価格の上昇の大部分が貸出の増加によるものではないということを示唆している。銀行の預金高は2014年度に再び大幅に増加したが、年度末にその増加ペースは急激に鈍化した。

2014年度の世界の投資銀行の業績は比較的堅調であった。これは、主に株式の発行業務が大幅に増加し、債券の発行業務がわずかながら増加したことによるものである。M&A活動は急増した。結果的に、株式引受額およびM&A取引額が共に2007年度のブーム以来の最高水準を記録した。2014年度において、債券トレーディングが減少した一方で、株式トレーディングは増加した。コーポレート・ファイナンスの収益は、わずかに減少したシンジケート・ローン業務を除き、すべての業務で増加した。地域別では、アジアおよびヨーロッパの収益が、当初は芳しくなかったものの、2014年度全体では顕著な伸びを示した。

世界の資産運用業務は、引き続きすべての主要な地域で富裕層の財産が増加していることによる恩恵を受けた。これは、主に株式・債券市場の上昇によるものであった。10年物ドイツ国債の利回りはこの一年で、2%弱から0.5%へと大幅に低下し史上最低を何度か更新した。一方、北米およびヨーロッパの主要株価指数は史上最高値をつけた。コモディティ価格（とりわけ、原油価格の下落）および為替レートが非常に大きく変動したことに伴い、特に当年度下半期に市場のボラティリティが上昇したことが本業務にプラスの影響を与える可能性が高い。

銀行規制・金融監督の改革に関して2014年度にヨーロッパで注目されたのは、銀行同盟の設立準備であった。これは、ECBが統率する単一監督メカニズムの開始と共に当年度末に着手された。この着手に先立ち、ヨーロッパの大手銀行に対して包括的なバランスシート査定およびストレス・テストが実施された。これにより、銀行に関する情報の透明性および国際間の比較可能性が強化された。さらに、EUは、破綻銀行の再建および破綻処理に関する新しい規制を導入した。この中では、債権者による救済の原則が重要な役割を果たすことになる。米国では所要自己資本の引き上げが再び議題にあがっており、これをきっかけに総損失吸収能力（TLAC）に関するグローバルな議論が過熱した。米国とヨーロッパの銀行は、依然として数々の訴訟および執行問題に苦しんでおり、中には解決に多額の費用を要するものもある。

全体として、米国の銀行は再び収益性が非常に高くなり、業務が安定的なトレンドにあることおよび貸倒引当金が再度わずかに減少したことから史上最高レベルに匹敵する純利益を計上した。対照的に、ヨーロッパの銀行ではコスト・オブ・リスクが減少しているにもかかわらず、収益が低迷し費用が増加していることから、収益性は依然として不十分であった。

ドイツ銀行AG

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、個別のグループ会社よりもIFRSおよびグループ部門に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績を推進している。当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを利用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。そのため、当行はグループの財務データに基づき全体の業績を議論している。単体ベースの財務データの詳細は本報告書の次の項に示されている。

ドイツ銀行の業績

2014年度において、当行は将来の成長およびさらなる資本基盤の強化に向け、投資を続けてきた。厳しい市場環境にもかかわらず安定した業績を維持している。OpExプログラムによる費用削減を進めた一方で、規制に関連して必要な支出により費用はマイナスの影響を受けた。当行は、2015年度はさらなる挑戦および規律ある実行の年になると予想している。しかし、当行は引き続き2015年度の目標およびドイツ銀行の戦略ビジョンの達成に努めていく意向である。

当期間における当グループの財務ハイライトおよび主要業績指標は以下のように要約できる。

- 2014年度のグループ純収益は2013年度に対し34百万ユーロ増の319億ユーロであった。
- 税引前利益は2013年度に対し17億ユーロ増の31億ユーロであった。
- 純利益は2013年度に対し10億ユーロ増加し、2014年度は17億ユーロであった。
- 費用収益比率（報告値）は2013年度の89.0%から86.7%に低下した。費用収益比率（調整後）は2013年度の72.5%から74.4%に上昇した。
- CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は、2014年度末に11.7%であった。
- 税引後平均アクティブ資本利益率（報告値）は2013年度の1.2%から2.7%に上昇した。税引後平均アクティブ資本利益率（調整後）は2013年度の7.7%から7.1%に低下した。
- CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率は2014年度末に3.5%であった。
- CRR/CRD 4の完全適用によるリスク・ウェイト・アセットは2014年12月31日現在3,940億ユーロであった。

当グループの重要業績評価指標は以下の通りである。

当グループの重要業績評価指標	2014年度末の状況	2013年度末の状況
税引後平均アクティブ資本利益率（報告値） ¹	2.7%	1.2%
税引後平均アクティブ資本利益率（調整後） ²	7.1%	7.7%
費用収益比率（報告値） ³	86.7%	89.0%
費用収益比率（調整後） ⁴	74.4%	72.5%
費用削減 ⁵	33億ユーロ	21億ユーロ
削減を達成するための費用 ⁶	29億ユーロ	18億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁷	11.7%	9.7%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁸	3.5%	2.4% ⁹

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。

2 訴訟、達成費用、のれんおよび無形資産の減損、その他の退職金、およびCRR/CRD 4による信用評価調整（CVA）/債務評価調整（DVA）/資金調達評価調整（FVA）に関する調整後のドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。計算には、調整された税率34%が2014年に、36%が2013年に対して用いられている。

3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。

4 訴訟、達成費用、のれんおよび無形資産の減損、保険業務に係る費用、その他の退職金、およびその他の部門特有の一次的費用に関する調整後の利息以外の費用を、収益の報告値で除したものである。

5 OpExプログラムの実施により達成された費用削減である。

6 削減を達成する（CtA）ための費用とは、OpExプログラムにおいて削減実現のために直接要した費用のことである。

7 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。

8 この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。

9 CRR/CRD 4に基づくレバレッジ・エクスポージャーの計算に関する直近の改訂は考慮されていない。

税引前利益は前年比で大幅に増加し31億ユーロであった。これは、中核業務の堅調な業績、信用リスク引当金繰入額の減少、およびいくつかの案件の判決が2014年度以降に延期されたことにより2013年度と比較して訴訟費用が減少したことによるものであった。

2014年度の純収益は、2013年度から34百万ユーロ増の319億ユーロであった。厳しい市場環境にもかかわらず、Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動を受けてドイチェAWMの収益がわずかに減少した一方で、CB&S、GTBおよびPBCの2014年度の純収益が増加した。NCOUの収益は、前年度比で減少した。これは、主にリスク圧縮活動を受けてポートフォリオが減少したことによる影響であった。

2014年度の利息以外の費用は2013年度から2%減の277億ユーロであった。これは、主に訴訟費用の減少の恩恵を受けたものであった。それに加えて、保険業務に係る費用が減少し、OpExプログラムによる費用削減が実現し、再構築費用が減少した。しかし、給与手当は2013年度と比較して増加した。これは、主に給与に関する規制要件を遵守したことによるものであった。

OpExプログラムの2014年度の年間費用削減33億ユーロは、2014年度の目標であった29億ユーロを上回って達成された。累積達成費用は29億ユーロであった（このうち12億ユーロは2014年度、13億ユーロは2013年度および5億ユーロは2012年度に達成された。）。しかしながら、現状の事業環境および規制上の追加的な費用負担が、調整後費用収益比率および調整後税引後平均アクティブ資本利益率に悪影響を与えた。

当行の資本ポジションは、完全適用による普通株式等Tier 1比率が11.7%と当行の戦略2015プラスの目標を超え、より強固になった。また、2014年12月31日現在のCRR/CRD 4によるレバレッジ・エクスポージャー14,680億ユーロに基づき、2014年度末現在のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率は3.5%であった。

ドイツ銀行は、2014年度にヨーロッパ中央銀行(ECB)により実施された包括的評価の要件を満たした。この評価は資産の質の調査（AQR）およびストレステストから構成され、異なるストレシ・シナリオに基づく当行の適正自己資本をモデル化したものである。今回の評価により、当行の資本基盤が、厳しい市場のストレス下においても規制上の要件を上回るレベルであることが再確認され、また、当行の資産基盤の質の高さが明確に示された。識別されたAQRの調整は性質上重要ではなく、公表された業績または比率は変更されなかった。

概要

ドイツ銀行AGは、前年度の純利益893百万ユーロに続き、2014年度において純利益13億ユーロを計上した。この増加370百万ユーロは、いくつかの影響の純額であった。2013年度と比較して、税引前営業外費用純額は12億ユーロ減少したが、税引前営業利益も12億ユーロ減少したことで相殺された。一般的銀行業リスクのための資金への繰入が200百万ユーロ減少し、税金費用が676百万ユーロ（2013年度：850百万ユーロ）に減少したことで、純利益は370百万ユーロ増加した。

営業利益の減少12億ユーロは、主に管理費用の増加662百万ユーロ、収益の減少359百万ユーロおよびリスク引当金の増加171百万ユーロによるものであった。

純利息収益、純手数料収益およびトレーディング純損益からなる収益は、359百万ユーロ減少して185億ユーロであった。これは、一部相殺されたいくつかの推移の純額であった。純利息収益のわずかな減少43百万ユーロは、主に配当等収益が440百万ユーロ減少した一方で、貸出、短期金融市場取引、債券およびノートからの利息収益（対応する利息費用控除後）が397百万ユーロ増加したことによるものであった。純手数料収益は381百万ユーロ増加した。ドイツ商法（HGB）第340e条第4項に従ったトレーディング関連特別準備金の変動前のトレーディング純損益は247百万ユーロ減少した。トレーディング関連特別準備金の取崩450百万ユーロが発生しなかったことにより、全体のトレーディング損益は、前年度と比較して、さらに同額減少した。

管理費用合計は662百万ユーロ増加して132億ユーロであった。この推移は、主にその他の管理費用の増加11億ユーロであった。このうち387百万ユーロの増加は、グループ会社間で提供されるサービスに係る費用によるものであるが、これはグループ会社に対するサービスからの手数料収益の増加により一部相殺された。残りの管理費用の増加673百万ユーロについては、主に規制に起因する直接的または間接的な費用項目によるものであった。対照的に、人件費は415百万ユーロ減少した。これは、主に確定給付制度債務および繰延報酬に関する費用の減少に基づくものであった。

その他の営業収益／費用の差額は、(23)億ユーロで引き続き安定的であった。訴訟関連費用の減少および年金資産のプラスのリターンは、コスモポリタン・リポートのグループ会社への売却による損失およびトレーディング勘定に含まれない金融商品の純影響に相殺された。この売却による損失は、関係会社からの配当等収益に記載されている同額の配当収益により相殺された。

信用関連リスク引当金および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の費用合計は2014年度において171百万ユーロ増加し700百万ユーロであった。これは、リスク引当金純額の増加および流動性準備金において保有する有価証券からのプラスの純損益の減少がほぼ同額寄与したものであった。

2014年度の税引前営業外費用純額は、12億ユーロ減少してマイナス95百万ユーロであった。このマイナスの差額の減少は主に、子会社の減損純額の減少による純影響合計57百万ユーロ（2013年度：減損純額11億ユーロ）に起因したものであった。

一般的銀行業リスクのための資金への繰入は250百万ユーロ（2013年度：450百万ユーロの繰入）であった。

2014年度の税金費用合計は676百万ユーロ（2013年度：850百万ユーロ）であった。

2014年12月31日現在の資産合計は、1,350億ユーロ増加し15,200億ユーロであった。これは、主にトレーディング勘定におけるデリバティブのプラスおよびマイナスの時価の増加によるものであった。

当行は、安定した資金調達基盤および流動性基盤を維持し、強固な資本ポジションを増加させた。その他Tier 1規制自己資本に関する商品の発行がこのポジションに寄与し、2014年度末において48億ユーロとなった。

2014年度の株主持分（配当可能利益を除く。）は87億ユーロ増加し456億ユーロであった。これは、2014年6月の新たな普通株式359.8百万株の発行による増資によるものであった。

取締役会および監査役会は、1株当たり75ユーロ・セントの配当金の支払を年次株主総会に提案する予定である。

[次へ](#)

損益計算書

純利息収益のわずかな減少

純利息収益は、わずかに43百万ユーロ減少して88億ユーロとなった。これは、配当等収益の減少440百万ユーロによるものであったが、資金調達コストを控除後の貸出および有価証券からの純利息収益の増加397百万ユーロにより一部相殺された。配当等収益の減少は、利益移転契約の減少16億ユーロによるものであるが、関係会社に対する持分および参加持分からの収益の増加931百万ユーロならびに株式からの収益の増加265百万ユーロにより一部相殺された。この推移の一方で、貸出および短期金融市場取引からの利息収益の増加（11億ユーロ）は、債券およびノートからの利息収益の減少270百万ユーロならびに利息費用の増加（453百万ユーロ）により一部だけ相殺され、前述の純影響397百万ユーロとなった。

純手数料収益の増加

純手数料収益は前年度から381百万ユーロ増加して72億ユーロとなった。この推移は、大部分は引受業務によるフィーの純額の増加191百万ユーロおよびグループ会社に対して提供されたサービスからの収益の増加173百万ユーロによるものであった。

トレーディング純損益の減少

ドイツ銀行AGIは、2014年度のトレーディング純損益25億ユーロを報告し、前年度から697百万ユーロの減少となった。この減少は2つの要因によるものであった。営業トレーディング純損益が247百万ユーロ減少した。加えて、前年度に発生したドイツ商法（HGB）第340e条第4項に従ったトレーディング関連特別準備金の取崩しが今年度は発生しなかったため、トレーディング純損益全体として、さらに450百万ユーロの減少となった。

人件費の減少および営業コストの増加

人件費は、415百万ユーロ減少し50億ユーロとなった。この減少の主な要因は確定給付制度債務に関する費用の減少および繰延報酬費用の減少であった。

下表は、当行の従業員の地理的内訳を示している（フルタイム換算）。

従業員数（フルタイム換算） ¹	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在	増減
ドイツ	10,815	10,604	+211
ヨーロッパ（ドイツを除く）	8,905	9,143	(238)
アメリカ	1,796	1,755	+41
アフリカ / アジア / オーストラリア	5,928	5,869	+59
合計	27,444	27,371	+73

1 従業員数（フルタイム換算）＝パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツおよびアメリカにおける従業員数の増加は、主に当行の統制機能（コンプライアンス / リスク / 監査）の強化を反映したものであるが、その他の従業員数の増減は当行の事業プラットフォームの調整に起因するものである。

その他の管理費用（有形固定資産および無形資産の減価償却および償却を除く。）は11億ユーロ増加し77億ユーロとなった。主に、銀行監督に関する費用（124百万ユーロ）、銀行課税に関する費用の増加（111百万ユーロ）、パートタイム従業員に関する費用（104百万ユーロ）および法律顧問に関する費用（99百万ユーロ）が増加に寄与した。加えて、会社間取引費用が388百万ユーロの増加となった。この項目は、純手数料に記載されているグループ会社に対して提供されたサービスからの手数料の増加により一部相殺された。

2014年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は547百万ユーロ（2013年度：531百万ユーロ）となった。

その他の営業収益 / 費用

2014年度のその他の営業収益 / 費用を差引すると純費用23億ユーロとなり、前年度からの変動はなかった。この純損益は、いくつかの相殺し合う項目から成っている。前年度と比較して収益が増加した主な要素は、拠出資本に関する為替再評価によるプラスの純額（13億ユーロ）および訴訟関連費用の減少（10億ユーロ）であった。前年度と比較して営業純損益を減少させた項目は、グループ相互間の処分に関する損失の増加13億ユーロおよびトレーディング以外のデリバティブによる純損益（マイナス10億ユーロ）であった。グループ相互間の処分に関する損失は、関係会社から関連した配当を受け取ったことにより大部分が相殺された。

リスク引当金の増加

2014年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の合計は171百万ユーロ増加し700百万ユーロであった。この推移は、主に貸出業務におけるリスク引当金の増加89百万ユーロおよび流動性準備金において保有する有価証券のプラスの純損益の減少82百万ユーロに起因するものであった。このリスク引当金の増加は、ドイツ以外の顧客に対する特定の引当金の増加によるものであったが、ドイツの顧客に対する特定の引当金の減少により一部相殺された。

その他の経常収益 / 費用

その他の経常収益 / 費用の差額は合計(95)億ユーロ(2013年度：(13)億ユーロ)であった。この減少は主に以下の項目によるものであった。ドイツ商法(HGB)第340c条第2項に従った、過去の期間の減損の戻入を考慮後の関係会社に対する投資の評価調整に関する費用は10億ユーロ減少し57百万ユーロの費用純額であった。当行は固定資産として取り扱われる有価証券に係る純損失10百万ユーロ(2013年度：純損失250百万ユーロ)を計上した。これらの推移の一方で、2014年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却費は97百万ユーロ(2013年度：60百万ユーロ)であった。

特別利益および特別損失

特別利益298百万ユーロは、グループ会社の合併による公正価値利得に関連している。特別損失108百万ユーロ(2013年度：特別損失144百万ユーロ)は再構築活動を反映している。

一般的銀行業リスクのための資金への繰入

ドイツ商法第340g条に従った一般的銀行業リスクのための資金への繰入は250百万ユーロ(2013年度：450百万ユーロの繰入)であった。

税金

前年度においては税金費用850百万ユーロであったのに対し、2014年度においては税金費用676百万ユーロが計上された。当年度の実効法人所得税率は、主に税務目的上減算可能でない費用および非課税収益による影響を受けた。

純利益

2014年度に、ドイツ銀行AGは、前年度の純利益893百万ユーロに続き、純利益1,263百万ユーロを計上した。この増加370百万ユーロは、いくつかの影響の純額によるものであった。税引前営業外費用純額は12億ユーロ減少したが、税引前営業利益も2013年度と比較して12億ユーロ減少したことにより相殺された。一般的銀行業リスクのための資金への繰入が200百万ユーロ減少し、税金費用が676百万ユーロ(2013年度：850百万ユーロの税金費用)に減少したことで、純利益は370百万ユーロの改善となった。

利益処分案：前年度と同額の配当金75ユーロ・セント

前年度からの繰越利益156百万ユーロおよびその他の利益剰余金への繰入250百万ユーロを考慮すると、2014年12月31日現在の配当可能利益は1,169百万ユーロであった。当行は、この配当可能利益を1株当たり75ユーロ・セントの配当の支払に充当する旨を年次株主総会に提案する予定である。発行済株式数合計に基づく、配当金合計は1,034百万ユーロとなる予定である。また、残りの配当可能利益135百万ユーロは繰越す旨を提案する予定である。

ドイツ銀行AGの要約損益計算書

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	増 減	
			百万ユーロ	%
利息収益 ¹	10,227	9,377	850	9
配当等収益 ²	5,811	6,252	(440)	(7)
総利息収益	16,038	15,629	410	3
利息費用	7,264	6,811	453	7
純利息収益	8,774	8,817	(43)	0
手数料収益	8,731	8,015	715	9
手数料費用	1,497	1,163	334	29
純手数料収益	7,233	6,852	381	6
トレーディング純損益	2,456	3,153	(697)	(22)
このうち、ドイツ商法第340e条第4項に基づく トレーディング関連特別準備金戻入益	0	450	(450)	N/A
賃金および給料	4,502	4,411	90	2
強制社会保険拠出金 ³	465	970	(505)	(52)
人件費	4,967	5,381	(415)	(8)
その他の管理費用 ⁴	8,230	7,154	1,077	15
管理費用	13,197	12,535	662	5
その他の営業収益 / 費用の差額	(2,283)	(2,278)	(5)	0
リスク引当金	700	529	171	32
営業利益	2,284	3,481	(1,197)	(34)
その他の収益 / 費用の差額	(95)	(1,287)	1,192	(93)
一般的銀行業リスクのための資金への繰入	(250)	(450)	200	(44)
税引前純利益	1,939	1,743	196	11
税金	676	850	(175)	(21)
純利益	1,263	893	370	41
前期繰越利益	156	28	128	N/A
	1,419	920	499	54
利益剰余金への繰入	250	0	250	N/A
- その他の利益剰余金	250	0	250	N/A
配当可能利益	1,169	920	249	27

N/A - 意味なし

1 貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券、政府登録債ならびにリース業務による収益。

2 株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。

3 年金およびその他の従業員給付費用を含む。

4 有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。

貸借対照表

ドイツ銀行AGの総資産は、2014年12月31日現在15,205億ユーロとなった。この1,350億ユーロ（9.7%）の増加は、金利および外国為替商品を主としたトレーディング・デリバティブのプラスおよびマイナスの時価の増加に、主に関連したものであった。この時価の増加は、基礎となる市場価格の変動の増加によるものであった。

貸出金総額

貸出金総額（逆レボおよび有価証券スポット取引を除く。）は、516億ユーロ（24.0%）増加し2,664億ユーロとなった。総額1,881億ユーロ（343億ユーロ増）の債権は、法人顧客および機関投資家顧客に対する貸出金であり、個人顧客および中堅企業に対する貸出金は108億ユーロ（26百万ユーロ減）となった。貸出金総額の項目で報告される銀行に対する貸出金は134億ユーロ増加して524億ユーロとなった。

下表は、貸出金総額（逆レボおよび有価証券スポット取引を除く。）の内訳を示している。

単位：十億ユーロ	2014年	2013年	増減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
顧客に対する債権	214.0	175.8	38.2	21.7
残存期間：				
5年以内 ¹	190.7	158.4	32.3	20.4
5年超	23.3	17.4	5.9	33.9
銀行に対する貸出金	52.4	39.0	13.4	34.3
残存期間：				
5年以内 ¹	42.3	30.0	12.3	41.0
5年超	10.1	9.0	1.2	13.0
合計	266.4	214.8	51.6	24.0

1 要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、前年度から45億ユーロ減少して1,414億ユーロとなった。この推移は、主に清算勘定残高の減少によるものであった。

有価証券

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は全体として増加した。債券およびその他の固定利付有価証券は113億ユーロ増加し456億ユーロとなり、株式およびその他の変動利付有価証券は47百万ユーロ増加し340百万ユーロとなった。

トレーディング資産

トレーディング資産は9,383億ユーロであった。この大部分はデリバティブのプラスの時価により構成されており、1,234億ユーロ増加して6,332億ユーロとなった。この増加は主に、基礎となる市場が上昇の動きを見せた金利および外国為替関連のデリバティブによるものであった。

参加持分

参加持分として報告されている当行の株式所有は、前年度から15百万ユーロ減少して818百万ユーロとなった。

関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、21億ユーロ減少して487億ユーロとなった。関係会社に対する投資の増加は81億ユーロであり、減少は102億ユーロであった。この減少は、主に減資および従来直接的に保有していた関係会社の譲渡に起因していた。これは主に増資、外国為替のプラスの影響および評価増純額により相殺された。

預金および証券化負債

銀行に対する負債は、21億ユーロ減少して2,622億ユーロとなった。この推移は主に要求払預金の減少68億ユーロに起因していたが、定期預金の増加48億ユーロにより一部相殺された。

銀行子会社からの預金は、前年度から14億ユーロ増加して1,298億ユーロとなった。

顧客からの預金は、199億ユーロ増加して2,690億ユーロとなった。この主な要因は、法人顧客および機関投資家顧客からの預金の増加145億ユーロであり、残りはリテール顧客および公共部門からの預金の同程度の増加によるものであった。

証券形態の負債は、純額で47億ユーロ増加して1,198億ユーロとなった。発行債券は169億ユーロ増加したが、短期金融市場証券が124億ユーロ減少したことにより一部相殺された。

負債の内訳

単位：十億ユーロ	2014年	2013年	増 減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
銀行に対する負債	262.2	264.3	(2.1)	(0.8)
要求払	148.6	155.5	(6.8)	(4.4)
契約期限または通知期限付	113.6	108.8	+4.8	+4.4
顧客に対する負債	269.0	249.1	+19.9	+8.0
貯蓄預金	5.1	5.1	(0.1)	(1.1)

その他の負債				
要求払	189.0	179.6	+9.4	+5.2
契約期限または通知期限付	74.9	64.3	+10.6	+16.5
証券形態の負債	119.8	115.1	+4.7	+4.1
発行債券	97.2	80.3	+16.9	+21.1
証券形態のその他の負債	22.6	34.8	(12.2)	(35.0)
このうち：短期金融市場証券	19.4	31.8	(12.4)	(38.9)

劣後負債は、29億ユーロ減少して149億ユーロとなった。

トレーディング負債

トレーディング負債は1,066億ユーロ増加し7,791億ユーロとなった。この大部分はデリバティブのマイナスの時価により構成されており、前年度から1,282億ユーロ増加して6,188億ユーロとなった。この推移はプラスの時価の増加と同様の理由によるものであった。

その他Tier1規制自己資本に関する商品

2014年5月20日、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1ノート（以下「AT1 ノート」または「ノート」という。）を合計35億ユーロ発行した。2014年11月19日、ドイツ銀行AGは、AT1 ノートを合計12億ユーロさらに発行した。

株主資本

ドイツ銀行AGの株主資本（配当可能利益12億ユーロを含む。）は、90億ユーロ増加し468億ユーロとなった。この推移に寄与した主な要因は、2014年6月の新たな普通株式359.8百万株の発行による増資85億ユーロであった。

当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、現在はドイツ銀行グループのためにのみ、この資本ベースを計算している（47ページ（訳者注：原文のページ）を参照。）。

後発事象

修正を要する主要な後発事象はすべて、当行の経営成績、財政状態および純資産に認識された。

[次へ](#)

見通し

世界経済

当行は、2015年の世界経済の成長率は依然として3.4%の水準にとどまると予想しており、これは金融危機以前の成長率のトレンドを下回っている。2015年のグローバル・インフレ率に関しては、コモディティ価格が軟調に推移していることや設備の低稼働状態が続いていることから、3.2%に減速する可能性が高い。

当行は、先進国の成長率は2015年に2.3%に急加速し、消費者物価はわずかに0.4%上昇すると予測している。新興市場国の成長率は4.3%に減速し、インフレ率は5.3%になると見込んでいる。

当行は、ユーロ圏では、世界経済の好転、貸出条件の緩和、原油価格の大幅下落およびユーロ安に支えられ、2015年のGDPは1.3%の緩やかな上昇になると予測している。ウクライナ危機をはじめ引き続き存在する地政学的なリスクや、民間セクターの負債水準を削減する必要性に迫られていることが成長を抑制すると予想される。この緩やかな経済成長は労働市場を改善させるには十分とは言えない可能性が高く、引き続き高い失業率が見込まれる。コモディティ価格が軟調に推移していることや設備の低稼働状態が続いていることから、2015年の消費者物価は0.3%下落すると予測している。欧州中央銀行（以下「ECB」という。）の非常に拡張的な金融政策が、異例の金融政策手法の支援により欧州経済を支える見込みである。ECBは2015年3月から、資産買入れを毎月600億ユーロに増額するほか、カバード・ボンドや資産担保証券の購入に加えて、ユーロ圏の中央政府、政府機関および欧州金融機関が発行する債券の購入も追加で行う予定である。ギリシャ総選挙で急進左派連合（Syriza）が決定的な勝利を収めたことや、フィンランド、ポルトガル、スペインの選挙で欧州統合懐疑派団体が得票数を伸ばしていることから、2015年中も引き続き政治不安が続く見込みである。ドイツ経済は主に国内需要に支えられ、ユーロ圏の平均経済成長率を上回る2.0%の成長が予想される。

米国では、2015年においてトレンドを上回る3.4%の経済成長率が見込まれる。したがって、米国が先進国の中で経済成長の主要な牽引役となる可能性が高い。コモディティ価格の低迷や適度な賃金上昇圧力によって、2015年の消費者物価の上昇率は0.6%にとどまる可能性が高い。この高水準の成長率は、引き続き好調な労働市場および住宅関連支出の増加によって支えられる見込みである。米国の家計が健全な財政状態を保っていることに加え、エネルギー・コストの急落もあり、より強力な消費の刺激となるだろう。連邦準備制度理事会の金融政策によって、米国経済がさらに刺激されるであろう。主要金利は2015年の下半期に上昇し、同年末には1.0%に達すると予測している。しかし実質金利は引き続き年間平均ではマイナスとなる可能性が高い。

日本の経済成長率は2015年において0.7%に拡大すると予測している。財政措置および非常に拡張的な金融政策によってさらなる成長に向けた刺激策がもたらされる見込みである。インフレ率は、消費税率引き上げの影響が和らぐことやコモディティ価格の低迷といった要因によって0.9%に下落すると予想される。

新興市場諸国では、2015年における主要な地域の経済成長は全般的に鈍化すると予想している。アジア（日本を除く。）の経済活動による成長率は6.4%の微減、インフレ率は2.9%を見込んでいる。中国では、2015年に主に不動産市場の冷え込みの結果として、経済成長率は7.0%に鈍化し、インフレ率は1.8%になると予測する。より拡張的な金融政策および財政政策によって、2015年下半期の成長率は緩やかに回復する見込みである。インドについては、2015年において、投資の水準が回復し消費も増加することから、経済成長率は7.5%に上昇すると見込まれる。消費者物価に関しては5.3%の上昇を予測している。

東欧、中東およびアフリカの新興市場経済では、2015年の成長率は0.6%に鈍化し、消費者物価は7.5%上昇すると予測する。原油価格の下落は産油国にとって圧力となり、特にロシア経済は大きな影響を受けるだろう。ロシア経済は景気後退に陥り経済は5.2%収縮すると予想される。特にウクライナ危機に対応して課された経済制裁によって、ロシア経済は大きな打撃を受けると予想される。ロシアのインフレ率は13.3%になると予想している。

ラテン・アメリカでは、供給サイドの制約やコモディティ価格の低迷によって、2015年の経済成長率は0.7%に減速する可能性が高い。消費者物価は12.4%上昇すると予測する。ブラジル経済は、2015年は0.7%縮小する見込みであり、消費者物価は7.3%上昇すると予測している。

当行の見通しに関するリスクには、米国の金融政策の差し迫った方向転換が含まれており、これにより債券市場における金利上昇が当行の予想よりも大きくなる可能性がある。これによって金融市場はマイナスの影響を受け、特に新興経済に大きな問題が生じる可能性がある。欧州においては、ECBの政策理事会に総意がないことや、財政再建の欠如、構造改革の実行の遅れ、さらには欧州統合懐疑派団体の支持の伸張が、当行の見通しに重大な影響をもたらす可能性がある。新興市場諸国の経済発展に関する当行の見通しについては、主に次の3つのリスク、すなわち先進工業国の需要が予測より弱くなるリスク、ウクライナ危機が悪化するリスク、および中国による経済過熱を抑える試みがハードランディングに終わるリスクを抱えている。

銀行業界

2015年において、欧州の銀行業界では収益の伸びがやや回復する可能性がある。長期間にわたる法人貸出金の低迷は終息を迎え、家計に対する貸出はやや増加すると見ている。預金受入業務は、超低金利のために非常に難しい局面が続く可能性がある

る。貸倒引当金は引き続き正常な水準で推移するだろう。しかしコスト面においては、デジタル・プラットフォームや、近代的な支店ネットワーク、一層強固な内部統制機能の構築のために必要な投資により、新たに増加することが予想される。

米国における銀行の収益は比較的堅調に推移することが予想される。米国においても、貸出量の増加による純利息収益の増加は、金利の利鞘の低下によって一部相殺される見込みである。低調な預金受入業務は、予想される金利の好転によって恩恵を受ける可能性がある。一方で、これまでのトレンドが転換する兆候も多くみられ、これによって非常に低い水準であった貸倒引当金が今後増加に転じる可能性がある。

世界の投資銀行では、マクロ経済の改善やボラティリティの上昇を背景とした、株式市場と一部の債券市場セグメントが牽引する形で、緩やかな回復が概ね見込まれる。しかし、特にコモディティ価格の急落等によって、証券化、高利回り債券および新興市場といった一部の利鞘が高いセグメントの不調が予想される。M&Aアドバイザリー業務の見通しは概ね良好だろう。

資産運用業務は、2015年において、欧州や米国の力強い経済成長および継続的な資本市場における評価の上昇による恩恵を受ける可能性がある。両地域における証券市場のパフォーマンスは、おそらく今後も中央銀行の政策に大きく左右され、場合によっては大幅なボラティリティにさらされる可能性がある。米国連邦準備制度理事会の金利政策の転換によって債券市場の利回りは緩やかに上昇するだろう。

規制および監督の変化として、欧州では、単一監督メカニズムの十分な確立、破綻銀行の秩序ある再建および破綻処理のための規則の段階的な導入、ならびにバーゼル3の流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）の導入に焦点が当てられるだろう。もう一つの主要な論点として、破綻処理および預金保険基金に対する様々な銀行課税や拠出金がある。いわゆる銀行構造改革や金融取引税に関する決定がなされるだろう。最後に、欧州資本市場同盟の設立に関する提案がより具体化する可能性がある。米国では、モーゲージ融資やレポ市場のシステムに改革がみられる可能性がある。世界的には、総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）に係る新規制導入および名目レバレッジ比率に関する議論が非常に重要になるだろう。これを受けて、欧州および米国の銀行は一樣に自己資本比率をさらに上げるだろう。訴訟関連費用および規制関連費用は引き続き重要な論点となるであろう。

ドイツ銀行

ドイツ銀行AGは、当グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行は、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、以下の見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。

ドイツ銀行グループ

2012年に、よりバランスの取れた筋肉質の強固で安定した組織を目指して、ドイツ銀行は戦略2015プラスを導入した。このビジョンを達成するために、顧客、コンピテンシー、資本、費用および文化に係る5つの方策が掲げられた。さらに当グループは、戦略2015プラスの財務目的を強調するためいくつかの財務目標も発表した。

2012年におけるマクロ経済状況、市場環境ならびに規制環境における困難が予想より大きかったために、当行は2014年5月に、資本基盤を強化し、競争力を高め、クライアント・フランチャイズに投資をすることを目指す一連の施策を公表した。これらの施策には、資本基盤を改善し、将来の不確実性に対するバッファーとするための資本の発行が含まれていた。これに関連して、当行は当グループおよび各部門の財務目標を更新した。

2014年5月に更新された当行の目標に関する重要な仮定には、現行の規則や予想されるドイツ銀行への影響に関する当行の理解に基づく規制上のフレームワーク（例えば、CRD 4、EBAガイダンス）の導入、年率2%から4%の範囲での安定した世界のGDP成長率、2016年以前における安定した金利環境、および米国における中央銀行の介入の後退が含まれている。

当行は目標達成に向けて大きく前進した。市場や規制環境におけるさらなる困難が予想されるものの、当行は、戦略2015プラスの遂行に継続的に取り組む所存である。

現在当行の経営陣は、当グループの全体的な戦略的レビューを実施している。ドイツ銀行は、戦略2015プラスの現行目標に向けて、改定された戦略目標が完全に組み込まれるまで、継続的に取り組む予定である。当行は、戦略2015プラスに基づく現行目標および継続的な進展に基づいた見通しを示している。

主要な業績指標

当グループの主要な業績指標	2014年度末の状況	2015年度の目標	2016年度の目標
税引後平均アクティブ資本利益率 ¹	(調整後) 7.1% (報告値) 2.7%	~ (調整後) 12%	~ (報告値) 12%
費用収益比率 ²	(調整後) 74.4% (報告値) 86.7%	~ (調整後) 65%	~ (報告値) 65%

費用削減 ³	年間33億ユーロ	年間45億ユーロ	
削減を達成するための費用 ⁴	29億ユーロ	40億ユーロ	
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier資本比率 ⁵	11.7%	10%超	10%超
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁶	3.5%	~3.5%	~3.5%

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益（ただし、訴訟、CtA、のれんおよび無形資産の減損、その他の退職金ならびにCRR/CRD 4の信用評価調整（CVA）/債務評価調整（DVA）/資金調達評価調整（FVA）に関する調整後）に基づいている。2014年12月31日終了年度の計算に関しては調整された税率34%に基づいている。
- 2 費用収益比率（報告値）は、純利息収益（信用リスク引当金繰入額控除前）および利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合に基づいている。費用収益比率（調整後）は、報告された収益に対する利息以外の費用（ただし、訴訟、CtA、のれんおよび無形資産の減損、保険業務に係る費用、その他の退職金ならびに部門固有の一時的な費用に関する調整後）の割合に基づいている。
- 3 OpExプログラム導入の結果生じた費用削減（総額）である。
- 4 削減を達成するための費用（CtA）は、OpExプログラムにおいて費用削減を達成するために直接必要な費用である。
- 5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier資本比率に関する当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 6 CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率は、2015年1月7日に公表された法令に従って改訂されたCRR/CRD 4に基づく当行の計算を表している。

費用管理は、当行の戦略の重要な推進力となっている。持続可能な業績は、短期の利益より長期の成功を優先させることで実現される。すなわち、当行は人材やインフラに投資することで将来に向けて準備をしているのである。オペレーショナル・エクセレンス（以下「OpEx」という。）プログラムの下で、組織全体で160以上のプロジェクトを抱えるフランチャイズの転換を行っている。プロセスを合理化および標準化し、時間と資源を削減するために、当行はすでに29億ユーロ投資している。当初2014年度に目標としていた支出の大半は、より強固で効率的なプラットフォームを実現するために、規制の進展に合わせて2015年度に費やされる見込みである。当行は、2014年度に年間33億ユーロの費用削減を実現し、現在計画を前倒しで実行している。

単位：十億ユーロ	目標とする投資	目標とする削減の増加
2012年度	0.6	0.4
2013年度	1.7	1.2
2014年度	1.5	1.3
2015年度	0.2	1.6
合計	4.0	4.5

当行は、戦略2015プラスの目標である年間45億ユーロの費用削減の達成に向けて努力を続けている。当行は、引き続きテクノロジーへの投資、組織の効率化およびプロセスの簡素化に注力し、より効率的に資源を活用していく予定である。

2014年5月の発表において、当行は調整後の費用収益比率約65%という目標を設定した。当該発表以降、規制により生じたプロジェクト、統制機能を強化し追加的な規制要求を遵守するための人員増、ならびに銀行課税等の継続的な費用負担の増加により当初の予想を上回る費用が生じている。さらに、低金利をはじめとする市場の困難な状況が続いており、特定の地域においては当年度にさらに状況が悪化し、当行の収益成長に影響を与えている。当行は費用収益比率の目標達成に向けて最大限努力するものの、これらの規制および市場環境の逆風により、2015年度の目標達成は非常に困難になると予測する。

2014年度における当行の税引後資本利益率は、資本基盤の増強を含む様々な要因により影響を受けた。当行の税引後平均アクティブ資本利益率（調整後）の修正後の目標である12%前後の実現に向けた当行の取り組みは、規制により生じる費用、追加的な銀行課税、継続的に困難な市場の状況および変動しやすい実効税率によって引き続き影響を受けるだろう。当行は目標の達成に向けた取り組みを継続するものの、現況の逆風下で困難な道のりが予想される。

当行は資本管理にも引き続き重点を置いている。2014年度に、当行は戦略2015プラスに沿った形でリスク・ウェイト・アセット（以下「RWA」という。）のポジションを一層削減したが、2015年度も継続して厳格なRWA統制を実行していく予定である。当行はリスク圧縮プログラムも継続するが、NCOUポートフォリオの規模縮小に伴いリスク圧縮のスピードは鈍化する見込みである。2014年度末現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率（以下「CET 1比率」という。）は11.7%であったが、これは既に戦略2015プラスの目標である10%超を上回っており、2015年度においても引き続き目標を上回ると予測する。しかし、規制も継続して強化される見込みである。慎重な価値評価をはじめとする欧州銀行監督局の規制技術基準および単一監督メカニズムへの移行は、2015年度における当行の資本ポジションに重要な影響をもたらす可能性がある。

当行は、既にレバレッジ・エクスポージャーを大幅に引き下げている。新規資本の発行やCRD 4エクスポージャーの削減によって、当行のレバレッジ比率は2014年度末までに3.5%に強化された。前述したように、規制上の要求は今年度さらに強化さ

れる見込みである。しかし、当行は、引き続き積極的なCRD 4のエクスポージャー管理によって、2015年度末現在のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率3.5%前後の達成を目指して最大限努力する予定である。

顧客の利益が当行のすべての活動の軸である。銀行業務は今後数年の間に根本的に変わる見込みであり、この変革は既に始まっている。ソーシャル・メディア、ブログおよびフォーラムによって関連するサービス、情報および商品が顧客に提供される。そのため、デジタル技術やイノベーションを通して顧客関係の再設計が促進されるだろう。さらに、当行は、当行のビジョンである真にグローバルたることを達成するためには協力が不可欠であると考えており、今後は全体としてより密接かつ集中的に銀行業務を提供することで、当行の「One Bank」サービスを顧客に提供していく予定である。

当行は引き続き、企業文化の変化、価値観および信念の浸透ならびに統制環境の改善に注力していく。当行は、内部統制システムを包括的に分析するために「3つの防衛線(Three Lines of Defense)」プログラムを立ち上げ、ガバナンス構造や統制プロセスの強化を確実にすることを目指している。当行は、顧客中心の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンの達成のためには多様性および協力関係が不可欠であるという信念を持って、引き続き組織全体で多様性および協力関係を促進していく。

機会

戦略2015プラスに基づき実行されたコア・バンクの再構築は、すでに当行の業績に大きな影響を与えており、将来の成長機会をもたらす可能性がある。当行のシステム、プロセスおよび統制の継続的改善によってより効率化が進み、新しい機会に対しより機敏になるだろう。さらに、非中核資産の継続的なリスク圧縮によって当行の資本ポジションは強化されており、これによって不確実な市場における当行の安定性が高まり、当行の事業規模にプラスの影響を与える可能性がある。主要な競争相手の市場からの撤退や規制環境における透明性の向上もまた、当行に成長機会をもたらす可能性がある。

当行の見通しは、記載のとおり様々な経済上の仮定に基づいている。これらの仮定が予想水準を上回る改善を示し、収益の増加（追加費用により一部相殺）につながる可能性がある。これにより、税引前利益および費用収益比率が直接的に改善され、次いでCET 1およびレバレッジ比率のような規制上の測定尺度が改善されるだろう。

リスク

当行の戦略的な目標に向けた取り組みまたは予測される恩恵の実現は、当行が活動している市場における極端な混乱の再発、世界全体、地域および国の景気低迷、事業の競争激化ならびに特に欧州の政情不安などの一定の経済的要因によってもマイナスの影響を受ける可能性がある。新しい規制上の要求が当行の費用を増加させるまたは当行の活動を制限する可能性がある。当局によっては構造改革に関する取り組みを実施している、または実施することを検討しているところがある。これらの政治上のイニシアチブが継続的な議論の対象になっているため、当行は現段階で将来の影響を定量化することができない。当行の事業の性質上、当行はドイツおよびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において訴訟、仲裁ならびに規制上の訴訟手続および調査に関与している。これらの問題は多くの不確実性の対象となっている。当行は多数の重要な法的問題を解決しており、その他の問題についても進展しているが、訴訟環境は引き続き困難になると予想している。

当行の事業セグメント

前述のように、当行の市場および規制環境における困難が予想より大きかったことを受けて、2014年5月に戦略2015プラスに基づく部門目標が修正された。事業セグメントごとに公表された最新の目標および2015年度の予測を下記に詳述している。

2015年度に当グループは、平均アクティブ資本および特定の収益や費用項目を事業セグメントに配分する方法を変更する予定であるが、これは現在は連結および調整で報告されている。当該変更によって、従来のアプローチと比較すると、事業セグメントに対する平均アクティブ資本の配分が増加し、従来は連結および調整で報告されていた銀行課税を含む追加的な費用負担が増える結果となる。当該変更によってCB&Sが最も影響を受けることになる。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

2015年度における投資銀行業界は、マクロ経済の見通しの好転やボラティリティの上昇に支えられ、緩やかに成長する見込みである。しかし、継続的な規制の圧力、資源に関する継続的圧力および地政学的事象の潜在的な影響を含む困難は引き続き存在するだろう。

当行は、2015年において世界経済の成長は継続すると予測するが、地域により異なる成長率により、金融政策の相違は拡大するだろう。主要なソブリン債の利回りはこの一年の間に緩やかに上昇すると予想するが、近い将来において利率がさらに低くなることも考えられる。2014年度における上昇にもかかわらず、株式相場は、収益の増加、景気の不透明感が緩和される中で景況感の上昇ならびに比較的低い世界的な預金利回りおよび債券利回りに支えられ、高止まりすると予想される。

当行は、費用、資本およびレバレッジに係る目標を遂行する一方で、引き続きダイナミックに事業の最適化を図ることを目指す。地域的には、確実に市場機会に対して資源を適切に配分できるようにし、収益性およびリターンを最大化する。

2014年度に、CB&Sは調整後の税引後平均アクティブ資本利益率13%を達成した。2015年度に関しては、当行の財務目標である調整後の税引後平均アクティブ資本利益率13%から15%を達成するにあたり、大きな困難に直面すると予測するが、その要

因の一つとして、前述の新たな部門配分アプローチがある。さらに、従前の銀行課税の水準と比べて増加する単一破綻処理基金への拠出を含む規制により生じる支出が、当部門の税引後平均アクティブ資本利益率にマイナスの影響を与えるだろう。

継続的なリスクや不確実性には、イベント・リスクに対する世界のマクロ経済の成長のエクスポージャー、米国の金融政策の変化による潜在的な影響、継続的な規制の強化、貸借対照表のさらなるレバレッジ解消の影響、訴訟および規制関連費用、ならびに規制により要求される支出やプラットフォームの増強により相殺されるOpEx費用の進展が含まれる。

セールス・アンド・トレーディングでは、金融政策の相違の拡大によるボラティリティの上昇および顧客活動の増加に支えられ、2015年度のグローバル債券収益が2014年度の水準と比較してわずかに増加すると予想する。現物株式フロー収益は、中期的には米国を中心とする世界経済の成長に支えられるだろう。

コーポレート・ファイナンスでは、2015年度のフィー・プールは、金融危機以降最も高い水準を記録した2014年度と比較するとわずかに減少すると予想する。M&A業務は、一つには2014年度に公表された大規模な取引によって、2014年度と比較すると若干増加すると予想されるものの、債券発行水準を引き下げる米国の金利環境の上昇および資本発行水準を引き下げるボラティリティの上昇によって、市場商品全体の活動は減少すると見込まれる。

近年見られた困難な市場環境および継続する不確実な見通しにもかかわらず、引き続きポートフォリオをダイナミックに最適化し資源を有効化することを通して、将来の環境がもたらすであろう潜在的な困難および機会に立ち向かうのにCB&Sは良い地位にあるだろう。

個人顧客および中堅企業

個人顧客および中堅企業（以下、「PBC」という。）に関して、当行が業務を行う国々におけるマクロ経済の全体的な見通しは、2015年度において緩やかな成長路線が続くと予測する。しかしながら、市場全体の環境は困難な状況が続くだろう。ユーロ圏における継続的な拡張的金融政策によって、今後短期間に低金利環境が緩和される見込みはないだろう。

当行の預金受入業務は、この低金利環境によって引き続き多大な圧力を受ける可能性がある。投資商品の収益の拡大は、欧州のマクロ経済環境やドイツの顧客マインドの回復に非常に左右される。規制環境がさらに変更されることで、当行の全体的な収益生成能力にさらに影響を与える可能性がある。ポストバンク業務を統合し、適時かつ効率的に当行のOpExプログラムを実行しなければ、目標とする効率性の向上に重要な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は、厳選された国際市場において好位置につけているアドバイザリー拠点の拡大を進める一方、ドイツ国内市場における当行の主導権をさらに強化することで、成長機会を実現しようと努めている。信用商品に関しては、厳格なリスク統制を保持し慎重に資本利用を最適化しながら利鞘や取引高をさらに拡大することで、中核となるドイツの業務を成長させることが当行の目標である。投資商品に関しては、当行の業務すべての領域において成長路線を継続させることに努めている。さらに、当行の複数チャネルでの提供を拡大させるために、当行は厳選したデジタル化された提供に投資を行う予定である。当行はこのデジタル化プログラムをすべての業務に展開している。当行はPBCの効率性を改善するために、PBC業務を統合するための当行プログラムを通して、当行の共同サービスおよびITプラットフォームを結合し機能を高めている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングでは、PBCとGTBのジョイント・ベンチャーである中小企業顧客向けの統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを活用することで、市場における当行の地位の強化を目指す。当行は引き続き低リスクのモーゲージ業務に重点を置き、当行の投資・保険商品業務を発展させ、費用の厳格な統制を維持していく。

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）では、当行はヨーロッパにおけるアドバイザリーの強化に投資しているほか、主要なアジア諸国に対する成長投資を引き続き有効に活用していく。

ポストバンクは、業務提携を継続する一方で、ドイツにおける成長路線を追求し、組織的な測定尺度を通じた費用削減に努める。ポストバンクの統合の進展により、PBCが目標とするシナジーを達成可能になるであろう。Deutsche Post DHLとの新しい契約によって、2015年度の収益は著しく減少し、ポストバンクの純収益も前年比で減少するが、これらは費用の減少によって一部相殺されるだろう。

当行のポストバンク統合に関する達成費用（CtA）およびOpExプログラムのその他の測定尺度は、概ね当行の当初目標の範囲内になると見込まれるが、依然として個別のプロジェクトの段階や進捗に左右される。2015年度のCtAに係る支出は2014年度と比較して減少する見込みであるが、関連する費用削減の取り組みは2015年度以降も継続する。

2014年度にPBCは、貸出業務手数料に関する重要かつ非経常的な費用負担といった逆風があったにもかかわらず、13億ユーロの税引前利益を計上した。2015年度は、引き続き野心的に25億ユーロから30億ユーロの税引前利益を達成することを目標としている。しかし、当行の業績は、ポストバンクの統合によるシナジーの実現等の戦略的イニシアチブ、継続的な市場の状況、および規制環境における不確実性を含む様々な要因によって影響を受ける。

グローバル・トランザクション・バンキング

トランザクション・バンキングは、2014年度と同様に、引き続きいくつかの重要な要因による影響を受けるであろう。比較的低い金利水準（いくつかの主要な市場におけるマイナス金利を含む。）は継続する見込みであるが、今年度の下半期には特定の市場、特に米国においては回復する可能性がある。2015年度は、米国経済が健全な回復路線に戻ることが予想されること

で、世界経済の成長が加速する可能性がある。ユーロ圏は緩やかな回復が続く一方で、新興市場における成長率はばらつきが予想される。トランザクション・バンキングにおける収益プールは、商品間で異なる動きをしながら緩やかに成長する見通しである。利鞘に対する継続的な圧力および前述の継続的な低金利の環境により、取引高の拡大は相殺される見込みである。潜在的な構造の変化、コスト圧力を含む非常に包括的で厳格な規制および訴訟が、銀行業界全体にとっての課題となるだろう。

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）業務は、上記のトレンドによって引き続き影響を受けるであろう。近年の基礎となる業務における収益性成長および顧客獲得の持続する勢い、ならびにその高品質で革新的な商品により、当行は、これらの困難に対処し顧客基盤を成長させるのに有利な地位にある。トレード・ファイナンスは世界経済の成長およびそれに関連した外国貿易の需要の恩恵を受けるだろう。さらに、貸出業務の収縮は終息に向かい、近年観測される利益の安定化が継続する可能性がある。セキュリティーズ・サービスの収益プールは、2015年度において安定的に増加すると予想されており、投資銀行サービスへの集中傾向と併せて、成長機会をもたらすであろう。キャッシュ・マネジメントについては、世界の活動水準の上昇が潜在的なプラス要因であるが、一方で、予測される継続的な低金利環境が成長を阻害する要因となるだろう。当業務は、引き続き複雑な法人・機関投資家顧客との顧客関係を深化させることに重点を置いていると同時に、一定の新興市場においてさらなる成長を後押ししている。より広範囲の顧客が当行の商品およびサービスから恩恵を受けることを確保するため、当行の他の分野とより密接な協力（CB&Sセールスとの強力な関係を含む。）を継続的に拡大している。これには、国内市場で主導的な地位を強化するために、2013年9月に定めた、ドイツにおける中小企業顧客向け商業銀行業務（調整・統合後）のカバレッジも含まれる。

更新された戦略2015プラスにおいて、当行は、2015年度までに税引前利益を16億ユーロから18億ユーロの範囲に増加させることを計画していた。2014年度に、GTBは12億ユーロの税引前利益を計上した。全体としては、ドイツ銀行にとって業務拡大は依然として優先すべき事項であり、関連する取り組みは順調に進む見込みである。オランダの商業銀行業務の再建が無事完了したことも、GTBの戦略目標に貢献するだろう。しかし、業務の非常に競争的な環境は依然として厳しく、低金利水準（当年度下半期にはマイナス金利にまで転じた。）も継続すると当行は予測している。さらに、規制要求の増大および訴訟関連事項の潜在的和解に関する費用負担を含むコスト圧力は、引き続きGTBに困難をもたらすだろう。戦略2015プラスの目標達成に向けて引き続き努めるものの、現在の事業環境においては目標とする成長の達成には困難が予想される。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント

2015年度における資産運用およびウェルス・マネジメント業界は、引き続き世界経済の回復に支えられる見込みである。業界は、欧州のソブリン債務問題、新興市場のボラティリティおよび規制環境の変化等、一定のマクロ経済の進展によって引き続き困難な状況下にあるものの、当行の2015年度の見通しは明るい。先進諸国におけるインフレは依然として低い水準にとどまり、米国の金利は緩やかに上昇し、拡張的金融政策は株式市場を活性化すると予測している。当行では、これらの要因が、規模および効率性を活かして顧客に高度な投資ソリューションを提供することができる大手運用会社に有利に働くともみている。

ドイチェAWMの2015年度の戦略的方向性は、2014年度の堅調な業績達成にも支えられ、業界の動向から恩恵を受けるのに有利な立場にある。中核的な変革プロジェクトの導入で2014年度に大きな成果を遂げたことを受け、効率性改善および収益強化の双方の要因によって、当年度の業績はさらに改善される見込みである。2014年度におけるドイチェAWMの税引前利益は10億ユーロであった。2015年度の当部門は、2014年度の実績と比べ大幅に改善される見込みであり、当年度末における目標税引前利益である17億ユーロを達成すると当行は予測している。当行では、顧客に高品質のサービスを提供し、プラットフォームの持続可能な効率性を追求することで、この成長の勢いを維持することに努める。

当行の地域展開戦略は、特にドイツ銀行グループが世界展開していることを活用して、引き続き厳選された市場で業務提供能力を高めることでさらなる成長を目指す。特に、富の創出によって資産運用およびウェルス・マネジメント・サービスの需要が急拡大している新興市場の成長から恩恵を受けることに当行は引き続き注力していく。また、2015年度における当行の集中戦略には、厳選された事業ポートフォリオの最適化も含まれる。

超高額個人資産家（以下「UHNW」という。）との関係の数を2012年度から2015年度にかけて約50%増加させるという目標に従って、当行は次年度もUHNWビジネスを引き続き世界的に拡大する。他のウェルス・セグメントよりも早くUHNWが成長しているため、これは非常に魅力的な機会といえる。こうした洗練された顧客に対するサービス提供を継続的に成功させるために、当行のグローバル・カバレッジ・モデルおよび一元化された顧客サービス・チームは極めて重要である。主要顧客パートナーズ（KCP）デスクは、資産クラスの組合せ、国際間の投資機会ならびにファイナンス・ソリューションに対するアクセスを提供しているが、2015年度は当デスクによって最も洗練されたUHNW顧客との関係は一層深まるだろう。

2015年度は投資選好のシフトがさらに進み、安定したリスク調整後のリターンがもたらされるオルタナティブ商品（ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ、不動産およびコモディティ）および比較的手数料が低いパッシブ型商品（ETF）への投資が進むだろう。このため2015年度は、オルタナティブ商品やパッシブ型商品への資産の流入がその他の資産クラスを上回ると当行は予測している。当行が継続を予想するもう一つの主要な動向が、特に先進国市場における、人口動態の影響を受けた退職関連商品および成果重視型ソリューションの需要の増加である。

パッシブ運用業務における現物複製型の上場投資信託（以下「ETF」という。）への転換は、2015年度には完了し、欧州最大手の直接複製型ETFの提供業者の一社としてドイチェAWMは確固たる地位を築く予定である。これら既存の商品および2015年度に新たに売り出す商品は、当行の運用資産の成長の原動力になると予想している。新しい現物ETFの募集の成功は、パッシブ型現物投資に対する顧客の需要の継続に左右される部分もある。

ドイツ銀行グループの他の部門との協働を強化することは、引き続き2015年度における優先事項である。当行はこれらの関係を重要な機会とみなしている。継続している協働関係には、ドイツにおいてPBCがDWSファンドを販売していること、およびCB&Sが富裕層顧客に対し当該顧客の企業の資金調達所要額を支援していることが含まれる。また、当行はアクティブ投資プラットフォーム（すなわち債券ファンドおよび配当株ファンド）の強みを引き続き活用して、顧客に対し魅力的なサービスを提供する予定である。

2014年度に開始したITおよび業務運営の改善は2015年度に完全に導入される見込みであり、これによってウェルスおよびアセット・マネジメントの顧客にサービス提供するための最先端のIT基盤がドイチェAWMに設置されることになる。例えば、当行が順調に展開しているウェルス・プラットフォームが、効率性および機能性の点で著しい改善をもたらすことを目的として2015年度に使用される予定である。2015年度には、目標とするプラットフォーム改善のために若干の追加投資も行われる予定である。総じて、当行の地理的および営業上の拠点の最適化の戦略は、幅広い一連の取り組みから構成されている。ドイチェAWMの2015年度の財務成績は、これらのプロジェクトの順調な遂行に左右される部分がある。また、当行の目標を達成するために、運用資産の増加および新規資産に係るリターンの改善も不可欠である。これらの目標を達成するため、当行は引き続き総合的なバレッジ・モデルを活用し、商品提供を拡大していく。

非中核事業ユニット

非中核事業ユニット（NCOU）は、レバレッジ解消プログラムを含む当グループの戦略目標にさらに貢献すると予想されている。戦略および指示は、リスク圧縮の促進に集中しており、当行全体の目標と整合したものとなっている。その目的は、貸借対照表の規模の圧縮、資産の流動化、ならびに残余資産および事業活動のリスクの削減により株主価値を守ることである。

これは、資本需要の減少の重視につながっており、株主価値を希薄化せずにドイツ銀行の資本比率を改善させることになる。将来、CRR/CRD 4に基づき測定される貸借対照表のレバレッジ解消にも重点を置くことで、当行がレバレッジ比率の目標を達成する助けになるだろう。さらに、周期的に発生する顕著な偶発リスクおよびノンバンク資産、ならびにNCOU部門の基礎となるコスト基盤とリスク圧縮の進捗を調整することにも重点を置く。

当該戦略の達成には課題が残っている。NCOUには、個別企業に対する重要な投資が含まれており、すでに当行の中核事業の一部ではないその他の資産が計上されている。これらの投資および資産は、経済環境および市場環境の変化にさらされている。このような変化により、リスク圧縮活動に関連するスケジュールが不透明になり、将来の業績も影響を受ける可能性がある。さらに、多額の負債から生じる関連費用およびDBグループのプラットフォーム使用に係る関連費用が、NCOUで引き続き発生している。

リスク圧縮のペースは、ポートフォリオの規模の縮小とともに減速している。これによって、リスク・ウェイト・アセットの計算におけるボラティリティに対する感応度が、特にマーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクにおいて高まり、近い将来において資本取引全体に影響が及ぶ可能性がある。NCOUのリスク圧縮戦略に起因する不確実性に加え、訴訟および規制環境が引き続き厳しくなると当行は予想している。

[次へ](#)

リスク・レポート

リスク管理原則

当行は、組織全体にわたり強靱なリスク文化を促進するよう努めている。強靱なリスク文化は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することを目的としている。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。このメッセージをさらに強化するため、当行は是を絞った研修を強化している。2014年度において、当行の従業員は全世界で88,000超の必須研修モジュールに参加した。これには、例えばグローバルな情報セキュリティの認識、MaRisk入門および新たに導入された「トップの姿勢」モジュールが含まれていた。当行のリスク文化を強化する継続的な努力の一環として、当行はさらにモジュールを発展させるため、または既存の内容を強化するために定期的に研修一式をレビューしている。

さらに、当行の業績管理プロセスを強化するためのその他の手法に加えて、当行はリスク文化に関連する行動の正式な測定尺度を当行の従業員の業績評価、昇進および報酬プロセスと結びつけるプロセスを設計および導入している。このプロセスは当行のCB&SおよびGTB部門において2010年度から実施されており、その後すべての部門および機能に広げられ、2015年1月にPBC（ドイツ）が最後にこのプロセスを導入している。このプロセスは従業員の責任をさらに強化するように設計されている。

また、当行は、部門および地域レベルでリスク文化を計測するためのダッシュボードを開発した。これは2014年度にCB&SおよびAWMで試験導入され、今後数ヶ月にわたりさらに開発される予定である。

追加的な測定尺度がすでにレビュー中であり、2015年度のプログラムに追加される予定である。

リスク管理フレームワーク

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、評価、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行は各部門、業務ユニットおよびインフラ機能を通じ、一つの統合されたグループとして営業活動を行っている。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造ならびに測定プロセスおよび監視プロセスを通じて、管理されている。

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク管理委員会に対し委任される。監査役会は定期的にリスクおよび資本プロファイルを監視する。
- 当行は、3つの防衛線でリスク管理モデルを運用しており、これにより、フロント・オフィス機能、リスク管理の監視、および保証の役割が、相互に独立した機能により果たされる。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当グループのリスク選好、戦略および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 主要なリスク・クラスはすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。これには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク（MaRisk、すなわちリスク管理に関する最低要件）が含まれる。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデ

リングおよび測定アプローチが、主要リスク・クラス全体にわたり横断的に実施される。標準以外のリスク（風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク）は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、特にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク内で暗黙のうちにカバーされている。

- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の決定的に重要な構成要素である。
- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした措置一覧を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は当行の国内の破綻処理当局によって厳密に監督される。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは納税者救済措置の必要性がないようにすること、および広く経済に提供される重要なサービスを継続することで金融の安定性を強化することを目的として設計されている。

グループ・ネットワークの中でのドイツ銀行AGのリスク

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の独立の法人企業に対する影響と切り離せない。これにはいくつか理由がある。

- グループ部門別のグループ内部構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。外部の法的な構造は現地の法令によって決定されるため、内部構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国におけるグループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度あるいは市場価格の変動に、どの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にあたっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、まったく何の意味も持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合にグループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的危険を見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を推定できれば、グループ経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。このため、本リスク・レポートに記載されている金額はすべて、別途記載のない限り、ドイツ銀行グループについて言及している。

ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。グループ・ネットワークの中でのリスク管理の詳細については、グループの財務報告書中のグループのリスク・レポートを参照のこと。

リスク管理組織

監督の観点から、当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの管轄区域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびに必要な応じ2014年1月1日からドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークに当行が準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。

ドイツの銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、本リスク・レポートの「規制自己資本」の項で詳述されている。

内部統治の観点から、当行は団結したリスク統治を行うためにいくつかの管理階層を有している。

- 監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制の特別な進展ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告されなければならない。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクならびに訴訟リスクおよび風評リスクについて報告する。また、信用リスク戦略、信用ポートフォリオ、法律または定

款に従って監査役会の決議が必要な貸出金、資本資源の問題およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。リスク委員会は、集積されたリスクの処理およびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議する。

- 公正委員会は、法律上の要件、当局の規制および会社内部の方針の会社による遵守を向上させる取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、当行の法務リスクおよび風評リスクを監視および分析しその回避を提言している。
- 監査役会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- 取締役会は、法律、定款および当行の利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。監査役会との合意により、リソースおよびリスクの効果的なガバナンスを確実にすることを目的として、取締役会は資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）およびリスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）を設定している。これらの役割については以下に詳述されている。

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- CaRは、当行のリスク・プロファイルおよび資本生産能力に関する統合された計画および監視を監督および統制し、リスク選好、所要自己資本および資金調達／流動性ニーズと、当グループ、各部門および各下位部門の事業戦略との整合性を提供する。これは、リスク部、政府および規制関連業務部、財務部および業務部門における資本、資金調達および流動性に影響を与える戦略上の問題を検討および合意する基盤を提供している。CaRは措置に着手および／または取締役会に提言を行う。また、定期的に当行のリスク選好に対する当行のリスク・プロファイルを監視し、上申またはその他の措置が取られるようにする責任を有している。CaRは、早期警戒指標および再建トリガーに対する当行のリスク・プロファイルの実績を監視し、取締役会に対して、必要な場合には再建ガバナンス・フレームワークに基づく所定のプロセスおよび／または措置の実施を提言する。
- 当行のリスクExCoは、当行のリスク管理の最上位の機能委員会として、グループ・レベルでのリスクの集中を含むすべてのリスクを、識別、統制および管理する。これは、リスク方針、リスク管理の組織およびガバナンスに責任を有しており、取締役会によって承認されたリスクおよび資本戦略（リスクおよび資本需要計画）の範囲内での識別、評価およびリスク削減を含むリスクおよび資本管理の実施を監督している。リスクExCoは、リスク管理の特定分野に関して責任を負う小委員会（複数の政策委員会、ポートフォリオ・リスク委員会（以下「PRC」という。）およびグループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）を含む。）の支援を受けている。2015年2月、GRRCをリスクExCoの小委員会から取締役会直属とすることが合意された。
- PRCは、リスクExCoおよびCaRを支援し、特に、グループ全体のリスク・パターンの管理に重点を置く。PRCは、CaRからの権限委譲に基づき、当行の内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）の日々の監視および統制に関して責任を負っている。また、PRCは、当行のグループ全体のストレス・テストを監視し、結果をレビューし、必要に応じて経営行動を提案する。これは、ストレス・テストのプロセスの有効性を監視し、当行のストレス・テストのフレームワークの継続的な改善に取り組む。
- リビング・ウィル委員会(以下「LWC」という。)は、再建および破綻処理計画に焦点を当てたCaRの専門の小委員会である。これは、重大なストレスまたは重大なストレスの脅威に対処するために、当行の再建および破綻処理計画ならびに当グループの運用上の準備の強化の実施を監視している。
- 規制自己資本委員会は、当行の資本およびリスク委員会のさらなる小委員会である。これは、当行のリスク定量化モデルに関する監督の任務を負っている。包括的な監督を促進するため、これは、一定の種類のモデルおよびモデルに関連する問題をカバーするいくつかの小委員会によって支援されている。

CaRの複数のメンバーはリスクExCoのメンバーでもあることから、2つの委員会間での情報の流れが促進される。

取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者(以下「CRO」という。)は、すべての信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスクの包括的コントロール（流動性リスクを含む。）およびリスク測定手法の継続的開発に関して、グループ全体の、部門横断的な責任を有している。さらに、最高リスク責任者は、資産と負債のギャップ、資本、流動性、法務、コンプライアンスおよび規制上のリスクを含む包括ベースでのリスクの監視、分析および報告責任を有している。

CROは、信用リスク管理、マーケット・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理および流動性リスク管理のリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。

これらは、以下の職責で設置している。

- 各部門の業務が、取締役会が設定したフレームワーク内でCaRの設定したリスク選好と整合するよう支援する。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を決定し導入する。
- 信用リスク、マーケット・リスクおよび流動性リスクの限度枠を承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。

- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

これらのリスク管理機能の責任者に加えて、ドイツ、アメリカおよびアジア太平洋に関しては専属の地域最高リスク責任者、ドイツAWMおよびNCOUに関しては部門最高リスク責任者が、総体的リスク管理能力バレッジを設定するよう指名されている。

上記のリスク管理機能の責任者ならびに地域および部門の最高リスク責任者は、CROに直接報告する系統を有している。

さらに、リスク管理機能の中のいくつかのチームがリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、当行のリスク・ポートフォリオ管理を一層強化するために、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

- 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行（規制の遵守を含む。）間のより強い結びつきを確立する。
- 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する（リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク）。
- 当行のリスク文化を強化する。
- 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

当行の財務、リスクおよびグループ監査機能は、当行の業務部門から独立して活動している。当行が引受けたリスクを数値化および検証し、リスク関連データの質および統一性を維持することは財務部およびリスク部の責任である。グループ監査部は、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

リスク戦略およびリスク選好

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するためにリスク能力の範囲内で引き受ける準備のある、リスク水準を示しており、最低限の定量的手法および定性的基準の組み合わせとして定義される。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、通常およびストレス下の両方の状況で当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスクおよび資本需要計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時にリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行は、当計画の遵守をテストし、ストレス下の市場状況も検討するため、ストレス・テストのプロセスを活用する。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行のリスク選好およびリスク能力と、当グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行のリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。2014年度を通じて、当行の実際のリスク・プロファイルは、上表で定義された正常レベルを維持していた。当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会ならびに最終的には最高リスク責任者および取締役会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、最高リスク責任者または取締役会全体で承認されなければならない。当行の年次リスク選好基準の調整実行の一環として、当行は2015年以降に適用される正常レベルのCRR/CRD 4の完全適用によるCET1比率を8.5%に、当行の内部適正自己資本(以下「ICA」という。)比率を140%にさらに調整している。したがって、CRR/CRD 4の完全適用によるCET1比率およびICA比率の警告レベルの上限は、これらの変更に関しても調整される予定である。

戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野/ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンへの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総体的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって最適な成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給および資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関してグループ執行委員会で協議される。この

プロセスにおいて、翌3年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略の方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトム・アップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のためにグループ執行委員会および取締役会に提示される。取締役会の承認後、最終的な計画が監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要および経済的資本）が導出される。

2015年度末までに完全適用によるCET1比率10%超およびレバレッジ比率3.5%という目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行が、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセスの要求を遵守していることも確実にする（すべての時点の段階的適用ベースにおけるCET1比率が最低10%）。

リスク管理手法

当行は、リスクの評価および管理のために、広範な定量的および定性的手法を用いている。当行は、定量的手法および測定基準の適切性と信頼性を、変化するリスク環境に照らして絶えず評価することを方針としている。その中には、多くのリスク区分に共通の手法もあれば、特定のリスク区分の特色に合わせて特に調整された手法もある。当行のリスクの測定、管理および報告に現在用いられている先進的内部手法および測定基準は以下のとおりである。

- RWA相当額。これは、リスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）合計に、RWAに転換された場合の個別に配分された普通株式等Tier 1資本控除項目の理論上の金額を加えた金額として定義されている。RWAは、普通株式等Tier 1資本比率に反映されるため、当行の規制上の適正自己資本を決定する際の主要な要素を構成する。RWA相当額は、当行の業務の成長に関する目標を設定するために使用され、当行の経営管理報告システム内で監視される。一般的に、RWAは、（必要に応じて）ドイツの法律に導入された現在有効なCRR/CRD 4フレームワークに従って計算され、当行の将来のリスクおよび資本計画プロセスにおいて使用される。
- 予想損失。当行は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの測定尺度として、予想損失を用いている。予想損失は、当行の過去の損失実績に基づいて、各報告日現在で1年以内にこうしたリスクから予想される債務不履行によって引き起こされる損失の測定値である。信用リスクの予想損失の計算に当たって当行は、信用リスク格付、担保、返済期限および統計的平均化手法を考慮に入れて、異なる種類のエクスポージャーおよび与信枠に関するリスク特性を反映する。すべてのパラメータの仮定は、当行の内部的な債務不履行および損失実績に基づく最大9年間の統計的検討ならびに外部のベンチマークに基づいている。当行は、リスク管理プロセスの手法として、また経営管理報告システムの一環として、予想損失を用いている。当行はまた、財務諸表に計上される集会的評価の信用リスク引当金の構成要素として、該当する予想損失の計算結果を考慮する。オペレーショナル・リスクに関しては、内部損失実績の統計的平均値、最近のリスク傾向および将来の見積りから予想損失を算定している。
- リスク・ウェイトド・アセット利益率（以下「RoRWA」という。）。規制自己資本による制約を受ける時代において、RoRWAは、当行の顧客との関係の収益性（特に信用リスク）を評価するための重要な測定基準になっている。RoRWAは現

在、主要な業績指標であり、従来使用されていた経済的資本に基づくRARoCによる収益性の測定尺度よりも注目され続けている。

- バリュース・アット・リスク。当行では、正常な市場状況における当行のトレーディング勘定のマーケット・リスクを定量的に測定する方法として、バリュース・アット・リスク・アプローチを用いており、また、ストレス下の市場状況におけるストレスのかかったバリュース・アット・リスクを用いている。それぞれのバリュース・アット・リスク数値は、内部報告および外部（規制目的）報告の両面において役割を果たしている。バリュース・アット・リスクは、あるポートフォリオについて、正常なノストレス下の市場状況で所定の信頼水準および所定の期間において将来発生する可能性のある（時価に関連する）損失の最大値を測定する。ポートフォリオ全体のバリュース・アット・リスクは、正常なノストレス下の市場状況での、そのポートフォリオの分散されたマーケット・リスク（所定の相関関係を用いて集計）の測定尺度となる。
- 経済的資本。経済的資本は、エクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定したものである。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。当行では、信用リスク、マーケット・リスク（トレーディング債務不履行リスクを含む。）、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて、経済的資本を計算している。

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベンチマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行はすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは1年間である。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため内部専門家および規制当局から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが年次で実施される。統合された手続きにより、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

リスクの種類

ドイツ銀行AGは、様々なリスク、特に信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、風評リスク、モデル・リスク、コンプライアンス・リスクおよびビジネス・リスクにさらされている。

信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権（以下のより詳細な信用リスクの項を参照。）を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、トレーディング可能債券および売却可能負債証券または顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ、外国為替予約および金利先渡契約等）の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

ドイツ銀行AGのすべてのグループ部門は、信用リスクを引き受けている。グループの信用リスクは、リスク執行委員会および各グループ部門のリスク管理責任者を通じて管理される。

当行では、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。与信限度枠は、商品、エクスポージャーの状況、およびその他の要因に関連する。与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。ドイツ銀行の信用リスク・ポジションの継続的かつ積極的な監視および管理は、当行の信用リスク管理において不可欠な一部である。監視作業は主に、部門リスク・ユニットによって、ポートフォリオ管理機能と緊密に協力して実施される。当行は通常、信用リスクにさらされる契約において、顧客から担保を受け取るまたは顧客に担保を差し入れることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、借手の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、通常、質の高い引受基準の必要性に取って代わるものではない。

マーケット・リスク

マーケット・リスクは、市場価格および相場（金利、株価、外国為替レートおよびコモディティ価格を含む。）、それらの相関関係ならびにボラティリティ水準の変動に関する不確実性から発生する。当行は、トレーディング業務およびトレーディング以外の業務の双方においてマーケット・リスクを引き受けている。当行は、リスクの感応度、バリュース・アット・リスク、ストレス・テストおよび「経済的資本」測定基準を組み合わせてマーケット・リスクを管理し、限度枠を設定している。経済的資本は、トレーディング・ポートフォリオおよびトレーディング以外のポートフォリオの双方におけるすべてのマーケット・リスクを説明および集計するために使用される測定基準である。

トレーディング・マーケット・リスク

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、当行の限度枠フレームワークの適用である。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュース・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テスト（極端なシナリオ）の限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の限度枠を、予想されるビジネス・プランおよびリスク選好に基づいて、当グループのコーポレート部門およびCB&S内の個々の業務ユニット（すなわち、フィクスト・インカムおよびカレンシー、ストラクチャード・ファイナンス、エクイティ等）に配分する。個々の業務ユニット内において、ビジネス・リーダーは、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することにより、各業務の限度枠を設定する。

実際には、マーケット・リスク管理部は、特定のリスク要因に対するエクスポージャーを把握するために重要な限度枠を設定するが、これは本質的にグローバルな傾向にある。各業務の限度枠は、特定の地域または特定のポートフォリオを含む多様な要因に特有のものである。

バリュース・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中／流動性、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

バリュース・アット・リスクは、日次で計算され、正常な市場状況における潜在的な大損失の予測値を提供するが、ポートフォリオのテール・リスク、すなわち極端な損失イベントが発生する可能性を測定するには十分ではない。このため、当行は定期的なストレス・テストも実施し、バリュース・アット・リスク・モデルの信頼区間でカバーされない厳しい市場のシナリオに基づいて当行のトレーディング・ポートフォリオを評価する。

当行は、それらのリスク要因において過去に観察された厳しいショックからシナリオを導き出しているが、入手できる過去のデータが限られている場合や、市場動向が過去のデータが将来起こり得る市場シナリオのためのふさわしい指標とはならないと見なされる場合には、主観的評価によって補強される。テール・リスク、すなわち報告されたバリュース・アット・リスクを超過した極端な損失イベントが発生する可能性は、ストレスのかかったバリュース・アット・リスク、経済的資本、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測を通じて把握される。これはストレス・テストを通じても把握される。

これらのストレス・テストは、1年の期間にわたるエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するのに必要と当行が見積もる経済的資本を当行が評価するための基礎を形成している。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年のタイム・ホライズンの非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。

2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュース・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測のモデルにつき、BaFinよりモデル認可を受けた。これらは、当行がマーケット・リスク・エクスポージャーの測定に用いる追加的な手法である。

- ストレスのかかったバリュース・アット・リスク：ストレスのかかったバリュース・アット・リスク値を、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- 追加的リスクに係る自己資本賦課：トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、バリュース・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。
- 包括的リスク計測：コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。
- マーケット・リスク標準的アプローチ：証券化商品および特定順位参照型クレジット・デリバティブについて、規制自己資本を計算する。

ストレスのかかったバリュース・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測は、関連するすべてのポートフォリオにつき計算される。モデルの計算結果は、当行の継続的なリスク管理に使用され、また規制自己資本の定義にも使用される。

トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類のモデリングにおける行動の仮定からのモデル・リスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）
- 年金制度（下記の詳細を参照のこと。）および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク

当行のトレーディング以外のポートフォリオのマーケット・リスクの大部分は、ストレス・テスト手続を用いて定量化される。当行は、各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および預金商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたストレス・テストを使用する。この評価は、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを監視し、集計および管理することを可能にする経済的資本の計算の基礎を形成する。ポートフォリオの信用スプレッド・リスクに関する経済的資本賦課は、貸倒および格付遷移に起因するリスクについてポートフォリオに配分された信用リスクに係る経済的資本に追加される。

戦略的投資に関する投資の提案は、グループ投資委員会によって分析される。戦略的投資には、投資のサイズに応じて、グループ投資委員会、取締役会または監査役会の承認が必要となることがある。戦略的投資の動向は、グループ投資委員会によって定期的に監視される。資本およびリスク委員会ならびにリスク執行委員会の複数のメンバーはグループ投資委員会のメンバーでもあり、委員会間で密接な連携が確立されている。

年金債務の評価は、引当金の割引に関するドイツの規則(Rückstellungsabzinsungsverordnung)に基づいて、ドイツ連邦銀行が公表する割引率を適用して行われる。当該割引率は長期間の平均金利であることから、現在の低金利局面を背景に、安定的な金利水準ではあるものの、今後の貸借対照表日における当該割引率の緩やかな低下を見込む必要がある。このことは、他の条件が一定ならば、対応する引当金の計上につながり、結果として、収益状況への圧力につながる。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクである。オペレーショナル・リスクには、法的リスクは含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

オペレーショナル・リスク管理部のリーダーは、オペレーショナル・リスク管理委員会の議長を務める。オペレーショナル・リスク管理委員会は、リスク執行委員会の常設小委員会であり、当行の各部門およびインフラ機能のオペレーショナル・リスクの管理責任者から成る。オペレーショナル・リスク管理委員会は、すべてのオペレーショナル・リスク管理事項に関する主要な意思決定委員会である。

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は各業務部門およびインフラ機能にある。一方、ORM機能は、部門横断的および地域横断的なオペレーショナル・リスクならびにリスクの集中を管理し、当行全体にわたるオペレーショナル・リスク管理フレームワークの一貫した適用を促進する。当行の業務パートナーシップ・モデルを通じて、当行は、オペレーショナル・リスクの綿密な監視と高い意識を維持することを目指している。

当行は、グループ全体で一貫したフレームワークに基づいてオペレーショナル・リスクを管理する。このフレームワークにより、当行のリスク許容度と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスク・テーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。当行は、内部的な先進的計測手法を用いて、オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。経済的資本は、99.98%パーセンタイル値から算出され、各業務部門に割り当てられ、業績の測定および資源の配分目的で使用される。このことは、オペレーショナル・リスクを管理する動機を与えるとともに、経済的資本の利用を最適化する。オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本については、99.9%パーセンタイル値が適用される。経済的資本および規制自己資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的可能性から生じるリスクである。流動性リスク管理は、すべての支払義務を履行する当行の能力を保全するものである。当行の流動性リスク管理のフレームワークは、2014年度において十分な流動性の維持および資金調達プロファイルの管理における重要な要素である。

取締役会は、当行の流動性リスク戦略を定め、資本およびリスク委員会による提言に基づき、特に当行の流動性リスクの許容度を定める。少なくとも毎年1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するためにグループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

流動性リスク戦略において定められたとおり、当行の財務機能が、グローバルでの流動性および資金調達リスクの管理に責任を負う。当行の流動性リスク管理のフレームワークは、当行の流動性リスク・ポジションを識別、測定および管理するために設計されている。流動性リスク統制部が、流動性および資金調達に関する当行全体にわたるグローバル・レベルおよび地域レベルでの内部報告に責任を負う。これに関連して、取締役会は、流動性スコアカードにより少なくとも週1回最新情報を受け取る。流動性リスク統制部はさらに、当行の流動性リスク・フレームワークの監視および検証に責任を負う。これには、すべての流動性リスク・モデルに関する独立した検証、ならびに限度枠の見直しおよびバックテスティングが含まれる。当行の流動性リスク管理アプローチは、日中レベルのキャッシュ・フローの予測および当行の中央銀行の利用の管理から始まる。次に、担保付および無担保資金調達源泉の利用を取り扱う戦術的流動性リスク管理を対象とする。最後に、戦略的見通しは、すべての資産および負債の期限プロファイル（資金調達マトリクス）ならびに発行戦略から成っている。

キャッシュ・フローに基づく当行の報告システムは、日次の流動性リスク情報を世界レベルおよび地域レベルの経営陣に提供している。

ストレス・テストおよびシナリオ分析は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて中心的役割を果たす。これには、様々なストレス・シナリオにおける資産の流動性（すなわち、手許資産の特性）ならびにオフバランスのコミットメントからの偶発的資金調達要求の評価も組み込まれている。日次のストレス・テストの結果は、取締役会の全般的な流動性リスク許容度への当行の継続的遵守を監視するために使用される。さらに、フレームワークの重要なツールである短期のホールセル資金調達プロファイル限度枠（無担保および担保付の両方）は、ストレス・テストの結果に対して月次ベースで調整される。

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクは、市場環境、顧客行動、技術進歩といった一般事業状況の潜在的な変化により当行が引き受けるリスクを表す。当行がこれらの状況変化に迅速に適応できなければ業績に影響が及ぶ恐れがある。ビジネス・リスクは、戦略的リスク、税務リスクおよび借換リスクで構成され、このうち戦略的リスクのみが重要と評価されている。

戦略的リスクは、モデルの対象となる期間中に、コスト削減で補うことのできない営業収益の減少を要因として、予期しない営業上の損失（すなわちマイナスの利益）を被るリスクを表している。戦略的リスクは、ポジション・テイキング（マーケット・リスク）、信用損失（信用リスク）および営業上の事象（オペレーショナル・リスク）に帰属しない収益または費用のボラティリティのみをカバーしている。これは、これらの要素はすでに各リスク種類において明示的にカバーされているためである。当行は、単一または少数のマーケットまたは商品への依存度を削減することを目的としたポートフォリオの分散、商品のイノベーションおよび当行の戦略および資本計画の実行の詳細な監視を通じて、ならびにコスト基盤の柔軟性を確保（例えばアウトソーシングを通じて）することで、当行の事業ユニット内の戦略的リスクを軽減することを目指している。

風評リスク

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ある顧客に関わる取引、相手先または実務慣行に関する評判が当行の組織に対する一般大衆の信頼にマイナスの影響を与えるリスクとして定義されている。

当行の風評リスクは、風評リスク管理プログラム(RRMプログラム)によって管理されている。RRMプログラムは、顧客との取引からまたは異なる事業活動を通じて生じる風評リスク問題の識別、上申および解決のための一貫した基準を規定するために設定された。風評リスク問題の識別、上申および解決に関する一義的な責任は、各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクを最小化するために起こりうるリスク要因の観点から近い将来の取引または予定されている取引を分析および評価する義務がある。潜在的な風評リスクが識別された場合、各業務部門内の十分な上級レベルでのさらなる検討のため回付されなければならない。問題が残る場合には、その後、関連する事業および管理グループの適切な上席メンバー間の協議のために上申されなければならない。このような非公式の協議を通じて満足いく結論に達しない風評リスクの問題は、その後、定められた風評リスク上申プロセスを通じたさらなるレビューおよび最終決定のために上申されなければならない。

モデル・リスク

モデル・リスクは、不適切、不正確または誤使用されたモデルに基づき行われた決定から悪影響が生じる可能性のリスクである。この場合のモデルは、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチとして定義される。

新しいモデル・リスクの機能が2014年度に設定された。これは、銀行全体のすべての中核的なモデル・リスク管理活動を1つの独立した機能に集めたものであった。

- モデルの検証は、モデルの方法論の側面からの独立した検証を提供している。モデルの検証の主な目的は、モデルが設計目標および業務上の利用に沿って期待通りに機能していることを検証することであり、モデルが論理的かつ概念的に妥当であることを確保し、導入方法の適切性および正確性を評価することを目的としている。

- モデル・リスク・ガバナンスは、フロント・オフィスからバック・オフィスまでのモデル・リスク管理フレームワークの確立を支援している。これには、モデルの開発、利用および検証に関する共通基準の定義、モデリングにおける問題および不一致の識別および改善、ならびに銀行全体のモデル一覧の維持が含まれている。
- モデル・リスクに対処する主要な上級管理職によるフォーラムは、グループ・モデル・リスク管理委員会（以下「GMRMC」という。）および価格決定モデル・リスク管理委員会（以下「PMRMC」という。）である。両委員会ともCaRおよびリスクExCoの小委員会であり、取締役会を代表して行動する。PMRMCは、評価モデル（トレーディング・ポジションの正式な価格決定およびリスク管理に利用されるフロント・オフィス・モデル）からのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。GMRMCは、リスクおよび資本モデルからのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスク（MaRisk、すなわちリスク管理に関する最低要件）は、法律、規則、規制、合意事項、所定の慣行または倫理基準への違反または不遵守から生じる利益および資本に対する現在または将来のリスクと定義され、罰金、損害賠償および/または契約破棄につながる可能性があり、機関の風評に悪影響を与える可能性がある。コンプライアンス部は、以下を通じて当該リスクを管理している。

- 不遵守が当行の資産の毀損につながる可能性のある重要な規則および規制を識別する（当行の事業部門、インフラ機能または地域管理により支援される。）。
- 重要な規則および規制の遵守に関して取締役会に助言および支援を行い、適用される重要な規則および規制に準拠するための効果的な手続きを導入するために行動し、これらに対応する統制を構築する。
- 当行の事業部門別、インフラ機能別または地域管理別に、新しいまたは変更された重要な規則および規制（適切な統制の潜在的な導入計画を含む。）の適用範囲を監視する。コンプライアンス部は、自らの監視プログラムを運用するよう明示的に要求されることはないが、監視活動を実行する権限を有している。
- 当行の事業部門別、インフラ機能別または地域管理別に、すべての既存の重要な規則および規制の適用範囲ならびにこれらに対応する統制環境の存在を評価する。
- 少なくとも年1回および適宜に取締役会および監査役会に報告する。

リスク・プロファイル

当行は、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

2013年度末と比較して、当行の経済的資本の増加は、主に、為替の影響ならびにオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクに関する経済的資本の利用増加を一因として、信用リスクおよびマーケット・リスク水準の上昇を反映したCB&Sによるものであった。さらなる増加は、構造的な為替リスクおよび年金リスクに関する手法の強化に関してトレーディング以外のマーケット・リスクが増加したことを要因とする連結および調整によるものであった。観測されたRWAの増加は、大部分はバーゼル2.5フレームワークから新しいICRR/CRD 4規則へRWAの計算を移行したことおよび手法のさらなる更新によるものである。さらなる変動は、為替レートの変動およびNCOUのリスク圧縮によるリスク負担の相殺の増加によるものである。

経済的資本合計によって測定された当行のコーポレート部門のリスク・プロファイル

2014年12月31日現在								
	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トラッキング・バンク	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業ユニット	連結および調整	合計	合計
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)							(百万ユーロ)	(%)
信用リスク	5,799	3,547	2,302	323	868	46	12,885	40
マーケット・リスク	5,153	3,200	185	1,987	1,308	3,020	14,852	47
オペレーショナル・リスク	3,569	1,088	150	722	2,070	0	7,598	24
ビジネス・リスク	2,581	0	4	1	499	0	3,084	10
分散効果 ¹	-3,441	-1,095	-262	-611	-1,087	-59	-6,554	-21
EC合計（百万ユーロ）	13,661	6,740	2,379	2,420	3,658	3,008	31,866	100
(%)	43	21	7	8	11	9	100	0

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク（ビジネス・リスクの最大部分）全体にわたる分散効果である。

2013年12月31日現在¹

	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トラランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業ユニット	連結および調整	合計 (百万 ユーロ)	合計 (%)
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)								
信用リスク	4,597	3,742	1,900	373	1,392	9	12,013	44
マーケット・リスク	4,658	2,967	193	1,535	1,565	1,820	12,738	47
オペレーショナル・リスク	2,453	803	96	580	1,320	0	5,253	19
ビジネス・リスク	1,413	0	6	1	263	0	1,682	6
分散効果 ²	-1,945	-842	-156	-478	-974	-120	-4,515	-17
EC合計(百万ユーロ)	11,175	6,671	2,039	2,010	3,566	1,710	27,171	100
(%)	41	25	8	7	13	6	100	0

1 事業セグメントに配分される金額は、2014年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

2 2013年度の分散効果の計算に含まれていなかった戦略的リスクを除く。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CB&S)のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メーカー業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。さらに、信用リスクは法人および金融機関に対するエクスポージャーから発生する。CB&Sの現在のビジネス・モデルに基づく、残りはオペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクから生じるが、それぞれ特に潜在的な法的リスクおよび収益変動リスクによるものである。

個人顧客および中堅企業(PBC)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業(SME)貸出からの信用リスクと投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクからなる。

グローバル・トラランザクション・バンキング(GTB)の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分は、貿易金融事業における信用リスクに関連しており、その他の事業からの信用リスクは低いが存在しない。比較的低いマーケット・リスクが、主にデリバティブのヘッジ・ポジションから生じる。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント(ドイチェAWM)の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、ドイチェAWMのアドバイザーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。

非中核事業ユニット(NCOU)のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、事業、環境、法律または規制の変動に著しく影響を受ける資産、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、信用リスクからなる当行の全事業範囲にわたるリスクならびにリスク圧縮の加速の対象となる可能性があるマーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスク(法務リスクを含む。)を対象としている。

連結および調整は主に、構造的な為替リスクおよび年金リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

信用リスク

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭(以下「OTC」という。)デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレバおよびレバ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め(主に補償契約)から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結したOTCデリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットティングおよび受入現金担保考慮前である。

- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レボおよびレボ形式の取引」は、逆レボ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、利付銀行預け金、現金および銀行預け金、売却目的保有資産ならびに未収利息は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。伝統的な証券化ポジションおよび持分投資についても除外されている。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2014年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レボおよびレボ形式の取引 ⁴	合計
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	61,820	119,995	4,865	43,407	14,865	92,272	34,411	112,605	484,239
グローバル・トラザクション・バンキング	77,334	17,121	51,663	595	614	87	184	3,159	150,758
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	38,676	4,158	2,681	839	12	7,940	3,403	11	57,719
個人顧客および中堅企業	214,688	11,687	1,735	464	0	2	16,665	8,714	253,955
非中核事業ユニット	18,049	954	1,072	1,760	1,163	7,509	4,358	17	34,883
連結および調整	258	530	71	13	0	0	111	0	983
合計	410,825	154,446	62,087	47,078	16,654	107,808	59,132	124,507	982,537

1 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。

2 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2013年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ^{2,3}	偶発負債	OTCデリバティブ ⁴	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レボおよびレボ形式の取引 ⁵	合計
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	40,515	102,776	6,716	40,709	14,921	109,871	19,947	176,720	511,988
グローバル・トラザクション・バンキング	213,252	13,685	1,595	498	0	1	16,240	15,090	260,352
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	72,868	15,931	52,049	500	958	65	171	5,630	148,172
個人顧客および中堅企業	32,214	3,070	2,795	791	16	9,023	2,946	15	50,869
非中核事業ユニット	23,215	1,450	2,416	2,211	1,891	7,196	4,841	15	43,423
連結および調整	106	289	58	7	1	5	97	12	575
合計	382,171	137,202	65,630	44,716	17,787	126,160	44,242	197,482	1,015,390

1 2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。

2 2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 比較数値は、過去の開示で誤って除外されたフロンティング・コミットメントを含めるために105億ユーロ修正再表示されている。

4 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

5 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

当行の主要な信用エクスポージャーは329億ユーロ減少した。

- 部門の観点からは、CB&Sにより277億ユーロ、NCOUにより85億ユーロおよびPBCにより64億ユーロの減少が達成された。
- 商品の観点からは、レポおよびレポ形式の取引ならびにトレーディング可能債券についてエクスポージャーの大幅な減少が見られた。また、偶発負債およびトレーディング可能債権についても、エクスポージャーのわずかな減少が見られた。
- CB&S内のETFに関連した担保構成の変更により、当行の現物有価証券エクスポージャーは完全ファンデッド型トータル・リターン・スワップの締結によって置き換えられた。結果として、有価証券エクスポージャーが組み込まれたCB&Sの貸出金が増加し、一方、トレーディング資産内の有価証券エクスポージャーが減少した。
- 産業の観点からは、当行の信用エクスポージャーは主に、レポおよびレポ形式の取引の減少に起因した銀行および保険における減少（835億ユーロ）によって対前年度比で減少したが、特に「その他」区分における増加（236億ユーロ）によって一部相殺された。

2014年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち7%（2013年12月31日現在10%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ業務、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあった。産業の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。

マーケット・リスク

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因するトレーディング・ポジションの潜在的な最大損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、対数正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。感応度を関連するリスク種類に割り当て、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、固定価格のインプライド・ボラティリティのグリッドに関する感応度に基づくアプローチと全面的再評価アプローチを組み合わせることによって、線形的および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れている。

VaRの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネットティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99%分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは把握されない。
- トレーディング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。

以下の表およびグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

リスク種類別のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
金利リスク	18.1	27.2
信用スプレッド・リスク	29.6	37.9
株価リスク	15.5	20.2
外国為替リスク ¹	20.5	12.4
コモディティ価格リスク	1.3	7.8
分散効果	-36.0	-57.7
バリュー・アット・リスク合計	49.0	47.9

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

報告期間におけるトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
平均	51.6	53.6	-34.9	-50.0	25.1	26.5	31.2	41.6	14.8	13.4	13.2	13.8	2.2	8.3
最大	71.4	69.0	-61.9	-62.1	42.8	36.6	38.9	48.1	24.6	23.9	21.2	27.8	10.2	12.8
最小	35.4	43.0	-24.4	-38.5	15.7	18.7	25.9	34.9	9.9	8.8	6.9	5.8	0.7	5.5

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2014年度の平均バリュー・アット・リスクは51.6百万ユーロであり、2013年度通年と比較すると2.0百万ユーロの減少である。信用スプレッドにわたり平均バリュー・アット・リスクは大幅に減少したが、これは主にコモディティ業務の縮小によるネーム特有のリスクおよびコモディティ・リスクの低下に起因する。ポートフォリオの構成の変更に伴い、全体として分散の恩恵は少なかった。2014年度においてバリュー・アット・リスクは、特に年度の後半に、2013年度よりも大きい幅で変動した。バリュー・アット・リスクは、2014年10月に71.4百万ユーロの最高値に達したが、市場におけるボラティリティの上昇のためポートフォリオのリスク圧縮に取り組んだことに伴い、その直後の11月には35.4百万ユーロの最低値になった。

流動性リスク

資金調達マトリクス

当行は、期限プロファイル（資金調達マトリクス）を作成するため、すべての資金調達関連資産およびすべての負債をその経済的期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。資金調達マトリクスは、全通貨ベースに加え、選定された個別の通貨および法人企業に関しても作成される。当行は、トレーディング資産の流動性は概して契約上の期限が示唆するよりも高いと仮定し、相対的な流動性価値を反映した個々の流動性プロファイルを決定している。当行は、資本市場の状況に関わらず更新または期限延長される傾向にあるリテール・バンキング業務からの資産および負債（モーゲージ貸出金およびリテール預金）については、予想される期限延長を反映したタイム・バケットに割当てている。ホールセール・バンキング商品は、契約上の期限で含められている。

資金調達マトリクスは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することにより、未手当の流動性エクスポージャーの管理を容易にする。資金調達マトリクス分析は業務ユニット全体の資金調達の需要と供給を予測する戦略的流動性計画プロセスとともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行はまた、独立した米ドルの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（＞1年から＞10年）における最大ショート・ポジションを100億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（＞1年から＞10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク許容度を補完するものである。2014年度および2013年度末現在、両方の資金調達マトリクスが各リスク許容度に従っていた。

流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される月次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、当行は、ストレス軽減策として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。以下に報告された流動性準備金に加え、現地のストレス時のアウトフローを超える、320億ユーロの流動性準備金が存在していた。これは、現地の関連する貸出要件または同様の規制上の制約により移転制限の対象となる事業体に留保されている。このため当行は、この金額を自由に移転可能な流動性準備金には含めていない。

親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	65	65	78	77
親会社（在外支店を含む）	54	54	68	67
子会社	11	11	10	10
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	103	96	95	89
親会社（在外支店を含む）	81	75	71	67
子会社	23	20	24	22
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	16	11	23	17
親会社（在外支店を含む）	14	10	17	13
子会社	2	1	6	4
流動性準備金合計	184	171	196	183
親会社（在外支店を含む）	149	139	156	147
子会社	35	32	41	36

2014年12月31日現在の自由に移転可能な流動性準備金は、2013年12月31日現在1,960億ユーロであったのに対し、1,840億ユーロであった。2014年度における120億ユーロの減少の主な要因は、期中の無担保ホールセール資金調達の190億ユーロの減少に加え、他の負債源泉における減少であった。当期中の当行の平均流動性準備金は、2013年度が2,160億ユーロであったのに対し、1,900億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

所要規制自己資本および適正自己資本

欧州連合において、2013年6月27日に公表された、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に

関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によってバーゼル3自己資本フレームワークが導入された。CRR/CRD 4フレームワークは、バーゼル2およびバーゼル2.5と一般に呼ばれるバーゼル銀行監督委員会の提言を受けた国際的な適正自己資本基準を導入する法律を置き換えた。単一の「ルールブック」として、CRRは、欧州連合における金融機関および投資会社に直接適用される。したがって、多くの場合、各国が規制上の法律を制定する必要はなくなった。その結果、ドイツ銀行法（KWG）およびドイツのソルベンシー規制（SolvV）が、CRRに置き換わるすべての規制を削除するよう改正された。所要規制自己資本、相手先リスクおよび証券化の評価ならびに当行に関連するその他の多くの規制は、現在はCRRを通して規制されている。さらに、CRD 4は、ドイツ銀行法（KWG）およびドイツのソルベンシー規制（SolvV）ならびに付随規制のさらなる改正によりドイツの法律に導入された。これらの法律および規則は共同で、ドイツにおいて特に資本、レバレッジおよび流動性ならびに第三の柱の開示に適用される新たな規制上のフレームワークを説明している。

この新たな規制上のフレームワークは経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。経過規定に従ったドイツ銀行の業績に言及する際には、当行は「CRR/CRD 4」という用語を使用している。最終的なフレームワークの完全適用（適用可能な経過規定の手法を考慮しない。）に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、100%のリスク・ウェイトで持分投資の新規制からの適用除外を認める規定（グランド・ファーザー規定）、ならびにマーケット・リスク標準的アプローチにおける測定基準として、ロングおよびショートの双方のポジションの合計ではなく、ロングおよびショートのポジションのうちより大きなポジションを選択することを認める規定を含んでいる。これらの場合、当行のCRR/CRD 4の手法は、当該免除規定の失効前の基礎となる資産の売却またはその他の手段を通じて、当該グランド・ファーザー規定の失効の影響が軽減されると想定している。

新たな最低自己資本比率は2015年まで段階的に適用される。規制上の調整の大部分（例えば自己資本控除および規制上のフィルター）は2018年まで段階的に適用される。新たな規則に基づき適格でなくなる資本性金融商品は2022年まで段階的に除外される。新たな所要自己資本バッファは2019年まで段階的に適用される。これらは2014年から開始される監督報告の対象となるが、拘束力のある短期流動性に関する最低要件は2015年に導入される予定であり、長期流動性に関する基準は2018年に適用されると予想されている。拘束力のあるレバレッジ比率の導入は、2015年度の当該比率の開示開始後に、2018年から導入されると予想されている。

所要自己資本の厳格化に加え、CRR/CRD 4フレームワークには、コアTier 1という用語の代わりに普通株式等Tier 1という用語を使用するなど、適正自己資本および規制自己資本に関連する名称の変更も含まれている。

CRR/CRD 4規則に関する解釈の一部はまだ不確定であり、関連する拘束力のある技術基準の一部が最終版として利用可能でない。そのため、当該規則に関する当行および業界の理解および解釈が進展するに従って、当行は仮定およびモデルを引き続き精緻化する予定である。このような背景から、現在のCRR/CRD 4による測定尺度は従来の予想と比較可能でない場合がある。また、これらの導入に関する当行の競合他社の仮定および見積りが当行のものと異なる可能性があることから、当行のCRR/CRD 4による測定尺度は、競合他社が使用する類似の名称の測定尺度と比較可能でない場合がある。

リスク・ウェイト・アセット

CRR/CRD 4に基づき、全体的な所要自己資本が計算され、上述の規制自己資本と比較されなければならない。全体的な所要自己資本はリスク・ウェイト・アセットで表現されることが多いが、これによると合計所要自己資本はリスク・ウェイト・アセットの8%である。以下の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

リスク・ウェイト・アセットは、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの合計から成っている。リスク・ウェイト・アセットを計算する際に、ドイツ銀行は、3種類のリスクすべてについて、ドイツ連邦金融監督公社（以下「BaFin」という。）が承認した内部モデルを使用する。当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットिंग契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。2014年12月31日現在、当行の先進的IRBAのカバレッジ比率（ポストバンクを除く。）は、SolvV第11条に従って適用される測定尺度を使用して、エクスポージャー価値（以下「EAD」という。）では96.5%、RWAでは93%と、ヨーロッパの規制上の要件を上回っており、2013年12月31日現在の水準（EADは96.7%、RWAは93%）からほとんど変化していない。当該比率は、恒久的に標準的アプローチに割り当てられるエクスポージャー（CRR第150条に準拠）、その他のIRBAエクスポージャーおよび証券化ポジションを除外していた。各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、常に満たされていた。

ドイツ銀行のマーケット・リスクの構成要素は、BaFinが承認した当行の内部モデルに基づき規制目的で計算されたバリュエーション・アット・リスク数値の倍数からなっている。2011年12月31日からは、マーケット・リスクの構成要素には、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクおよびバリュエーション・アット・リスクの倍数、ならびに追加的リスクに係る自己資本賦課および、当グループのコリレーション・トレーディング・ポートフォリオに係る包括的リスク計測が含まれている。これらはす

べて、BaFinの承認した当グループの内部モデルに基づいて計算される。また、マーケット・リスクの構成要素には、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに該当しないトレーディング勘定の証券化も含まれ、これは、CRRに準拠した標準的アプローチにより測定されている。さらに、標準的な計算アプローチが、残りのマーケット・リスク・ポジションに用いられている。

オペレーショナル・リスクの計算に関しては、当グループは、CRR第321条から324条に従って、いわゆる先進的計測手法（以下「AMA」という。）を使用している。

OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連する予想される相手先リスクに係る時価評価による損失リスクをカバーする、CVAに関するRWAは主に、BaFinに承認された当行自身の内部モデルに基づいて計算されている。

ドイツ銀行グループのリスク・ウェイト・アセット

単位：百万ユーロ

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
信用リスク（決済リスクを含む。）	244,155	202,219
信用評価調整	21,203	0
マーケット・リスク	64,209	47,259
オペレーショナル・リスク	67,082	50,891
リスク・ウェイト・アセット合計	396,649	300,369

規制自己資本

2014年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2（T2）資本から構成されている。

Tier 1資本は、普通株式等Tier 1（CET 1）資本およびその他Tier 1（AT1）資本に細分化される。

普通株式等Tier 1（CET 1）資本は、主に普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整（すなわち、プルデンシャル・フィルターおよび控除）の対象となる。CRR第32条から35条に基づくCET 1のプルデンシャル・フィルターは、（ ）証券化資産、（ ）キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、（ ）公正価値で測定される未実現利得および損失、ならびに（ ）追加的な価値の調整から構成されている。

CET 1資本に適用される規制上の調整には、（ ）無形資産、（ ）将来の収益性に依存する繰延税金資産、（ ）予想損失に対する引当金の不足額、および（ ）確定給付年金基金資産を除外することが含まれていた。

一定の控除項目には、控除の免除または控除の代替が存在する。金融部門事業体の資本（CET 1、AT1、T2）に対する重要でない投資（特に投資が当該事業体のCET 1資本の10%未満である場合）は、これらの投資の合計額が機関の自己のCET 1資本の10%を超過する範囲で、対応する資本の構成要素（CET 1、AT1、T2）から控除しなければならない。当該10%基準を下回る金額については、リスク・ウェイトされる。金融部門事業体のCET 1金融商品に対する重要な投資（当該事業体のCET 1資本の10%以上）、および将来の収益性に依存し、かつ一時差異から発生する繰延税金資産については、当該項目の合計が関連するCET 1資本の15%以下である場合には、控除を免除することができる。免除に係る15%基準に算入される適格な金額は、上述の金融部門事業体の資本に対する重要な各投資の関連するCET 1資本の10%までの金額、および将来の収益性に依存し、かつ一時差異から発生する繰延税金資産である。控除されなかったすべての項目（すなわち、基準を下回る金額）は、250%のリスク・ウェイトの対象となる。金融部門事業体として適格な保険会社の資本に対する投資は、金融コングロマリット指令に基づく金融コングロマリットのソルベンシー・マージンの計算上、控除を免除することができる。控除されなかった金額は、トレーディングおよびバンキング勘定に適用される規則に従って、リスク・ウェイトの対象となる。さらに機関は、さもなければ1,250%のリスク・ウェイトに適格な一定の項目（バンキング勘定の証券化ポジション等）のエクスポージャー金額につき、控除の代替を選択することができる。

すべての資本の構成要素に対してさらなる規制上の調整（すなわち、（ ）自己の資本性金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有、（ ）金融部門事業体との資本の相互持合い、および（ ）金融部門事業体の資本に対する投資）が適用される。銀行および金融部門事業体の資本に対する投資に関する控除はすべて、当行自身が発行した場合に適格となる資本の構成要素から行われる。

移行期間中、特定の追加の規制上の調整が適用される。CET 1の控除金額は、新たな規則に従って控除される金額（すなわち、2014年度に適用される比率は20%）と、従来の国内の処理の代替を示す特定の移行規定の対象となる残存金額に分けられる。CET 1控除の残存金額については、異なる処理が実施されている。無形資産および自己のCET 1金融商品の直接的な保有に関する残存金額は、Tier 1資本から控除される。予想損失に対する引当金の不足額ならびに金融部門事業体に対する重要な投資および重要でない投資の直接的な保有に関する残存金額は、Tier 1資本およびTier 2資本のそれぞれから半分ずつ控除される。

その他Tier 1 (AT1) 資本は、その他Tier 1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1への算入に適格な非支配持分から構成されており、規制上の調整の対象となる。CRR/CRD 4のもとAT1として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない。こうした転換または元本削減のためのトリガー水準は、最低でCET 1比率5.125%に設定されている。さらなる要件の充足が必要とされ、特に、これらの金融商品は永久的なもの（すなわち、無期限のものまたは早期償還インセンティブを有さないもの）でなければならない、かつ、機関は常に配当ノクーポンに関する完全な裁量を有していなければならない。

Tier 2 (T2) 資本は、適格な資本性金融商品および関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2への算入に適格なT2非支配持分から構成されている。T2として適格であるためには、資本性金融商品または劣後ローンは、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

それぞれCRR/CRD 4およびバーゼル2.5に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要（無監査）

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4	バーゼル2.5
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	66,175	53,558
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-6,072	-15,024
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	60,103	38,534
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	14,696	12,701
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-10,902	-519
その他Tier 1 (AT1) 資本	3,794	12,182
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	63,898	50,717
規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本	4,913	7,787
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	-518	-3,040
Tier 2 (T2) 資本	4,395	4,747
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	68,293	55,464
リスク・ウェイトド・アセット合計	396,648	300,369
自己資本比率		
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	15.2	12.8
Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	16.1	16.9
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	17.2	18.5

このレポートに表示された規制自己資本の数値および比率の計算には、取締役会が監査役会および年次株主総会に提案した1株当たり0.75ユーロの配当金支払が含まれている。

当グループの合計規制自己資本比率は、2013年12月31日現在18.5%であったのに対し、2014年12月31日現在17.2%であった。いずれも、要求されている最低比率8%を大きく上回っていた。

2014年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、CRR第7条(3)およびドイツ銀行法第2a条に基づく免除規定に定められている免除を適用していたため、単独ベースの規制自己資本比率の計算も報告もしなかった。その結果、ドイツ銀行AGは単独ベースの規制自己資本に関する銀行法の一定の要件（ソルベンシー計算および規制自己資本比率の報告を含む。）を遵守する義務を免除されていた。

当グループの普通株式等Tier 1資本は、2014年12月31日現在601億ユーロおよび2013年12月31日現在385億ユーロであり、普通株式等Tier 1資本比率はそれぞれ15.2%および12.8%であった。当グループのTier 1資本は、2014年12月31日現在639億ユーロおよび2013年12月31日現在507億ユーロであった。Tier 1資本比率は、2014年12月31日現在16.1%および2013年12月31日現在16.9%であった。

2014年度末における2013年度と比較してのCET 1資本の増加には、バーゼル2.5フレームワークに代えてCRR/CRD 4規則を適用したことによる初日の影響の104億ユーロが含まれている。初日の影響を控除後の資本の増加額は111億ユーロであり、第2四半期における当行の株式発行による収入総額85億ユーロおよび外貨換算からのプラスの影響29億ユーロに主に起因していた。その他Tier 1資本は、AT1ノート（適格な金額は46億ユーロ）の発行により増加した。この増加は、CRR/CRD 4の移行規定および4つのハイブリッドTier 1資本性金融商品（適格な金額は25億ユーロ）の2014年度における早期償還によって完全に相殺された。

当グループのTier 2資本は、2014年12月31日現在44億ユーロ、2013年12月31日現在47億ユーロであった。

2013年度と比較してのTier 2資本の減少は、償還および償却調整（CRR/CRD 4の移行規定によって一部相殺された。）に主に起因していた。

CRR規則では、当行は、2014年12月31日現在のマーケット・リスクを、51億ユーロ（2013年12月31日現在では38億ユーロ）の規制自己資本合計（Tier 1 + 2 + 3）でカバーすることが要求された。信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについては最低カバレッジに関してこの要求は求められていなかったが、当行は、Tier 1およびTier 2資本をもって当該要求を完全に充足していた。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、BaFinにより、規制自己資本に係る配当金の支払いまたはその他の利益分配を停止または減少させる命令および裁量的措置が発せられることがある。そうした措置が取られた場合は、当行の事業に直接重要な影響を与える可能性がある。2014年度において当行は適正自己資本規制に従っていた。規制上の連結に含まれていない当行の子会社は、2014年度において資本の欠損を報告しなかった。

内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行は、パーゼル2の第二の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求する、ICAAPへの準拠を、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで維持している。

MaRiskおよびパーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

- リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス
- 承認されたリスクおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス
- リスクおよび資本に関する経営陣への頻繁な報告
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク

主要なリスク項目ごとにまとめたリスク管理に関するより詳細な情報は、「リスク管理原則 - リスク・ガバナンス」の項に記載されている。

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。2014年度において、当行は確定給付年金基金資産を当行の資本供給の定義に含め、CRR/CRD 4の資本フレームワークを反映させるようにした。前年度の比較情報は、それに応じて変更されている。

内部適正自己資本

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く）

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
資本供給		
株主持分	68,351	54,719
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 ¹	-544	-537
確定給付年金基金資産 ²	-961	-639
繰延税金資産	-6,865	-7,071
貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正 ³	0	-363
非支配持分 ⁴	0	0
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	16,158	12,182
Tier 2資本性金融商品	6,620	9,689
資本供給	82,759	67,980
資本需要		
所要経済的資本	31,866	27,171
無形資産	14,951	13,932

資本需要	46,817	41,103
------	--------	--------

内部適正自己資本比率	177%	165%
------------	------	------

- 1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。
- 2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金資産の積立超過に該当する。
- 3 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。
- 4 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

内部自己資本および規制自己資本の計算は、異なる法令上および規制上の計算の基礎に基づいている。このため、監督目的上計算された両方の数値の調整は、意味がないように思われる。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2013年12月31日現在の165%と比較して、2014年12月31日現在177%であった。この比率の変動は、資本供給の増加に起因していた。株主持分は136億ユーロ増加したが、これは主に2014年6月25日の増資によるものであった。ハイブリッドTier 1資本性金融商品は40億ユーロ増加したが、これは主に、2014年5月20日および2014年11月19日付でその他Tier 1ノートの発行が完了したことによるものであった。Tier 2資本性金融商品は31億ユーロ減少したが、これは主に資本性金融商品が繰上償還されたことによるものであった。さらなる詳細は、「規制自己資本」の項に示されている。資本需要の増加は、「規制自己資本」の項で説明した所要経済的資本の増加および無形資産の増加10億ユーロによるものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本報告書の関連する項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

[次へ](#)

報酬報告書

報酬報告書は、ドイツ銀行AGの取締役および監査役の報酬に関する原則およびその金額についての情報を提供する。この報酬報告書は、ドイツ商法（HGB）第285条第9号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Instituts-Vergütungsverordnung）およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

はじめに

2014年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体（別途開示を行っているポストバンクを除く。）の詳細な定性的および定量的情報を提供している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstitutsVergV」という。））に基づき識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

報告書は、以下の項から成っている。

- グループ報酬の概要および開示
- 重要なリスク・テイク
- 取締役会の報告書および開示
- 監査役会の報告書および開示

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、InstitutsVergV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

グループ報酬の概要および開示

概要

2014年度は、当行にとって重要な節目となる年であった。2013年度は、重要な外部規制が導入され、内部では企業文化の変革を組織に浸透させるためのプロジェクトが開始された。当年度は、この2013年度に築かれた基盤に立脚し、変革を実行に移し遂行していくことに焦点が当てられた。中でも最も大きな変化は、新しい規制要件により報酬構造の修正が必要となったことであった。こうした変化は、組織に新たな価値観および信念を根付かせる良い機会となっている。

2014事業年度の当グループの変動報酬（以下「VC」という。）プールは27億ユーロであった。過去のアプローチに沿って、プールの45%が3年から5年繰り延べられ、行動および業績に基づく失効規定の組合せの対象となっている。失効規定の範囲は2013年度に大幅に拡大され、当行は引き続き2014業績年度にもこれらの規定を維持した。

企業文化の発展と報酬戦略

ドイツ銀行は銀行業界における文化の変革の必要性を認識しており、この変革の最先端に立つことを目指す。当行は、企業文化は長期的な成功のための重要な要素の一つであると固く信じている。それゆえ、社会的価値に沿った業績に継続的に報いる企業文化を発展させることが、戦略2015プラスの中核的な要素となっている。

2013年度において、当行は企業文化の変革の基盤を築き、新たな価値観および信念を打ち出した。6つの中核的価値観となる公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制およびパートナーシップは、18の信念によって支えられている。2014年度においては、従業員が関与し、価値観および信念を各部門、機能および地域に定着させることが焦点となった。当行は、この難題に異なる3つの戦略をもって取り組んできた。

- 銀行全体で、対話という手段、透明性およびワークショップの主催・実施を通じて、個別業務における変革の必要性やその意味合いに焦点を当てながら、経営陣自らがその姿勢を示し、従業員が積極的に関与していく。
- 文化を定着させる仕組み、人事プロセスおよびシステムの調整、ならびに報酬慣行の見直しを実施していく。
- 商慣行の変革を通して、企業文化の変革を反映させる。

2015年度も引き続き、価値観および信念の定着を図っていく。

当行の報酬戦略は、当行の価値観と連動した安全な報酬慣行を有する多様化されたユニバーサル・バンキング・モデルを支援するものである。報酬戦略はドイツ銀行の戦略2015プラスの5つの方策のすべてを推進するために必要不可欠である。

- 顧客：フランチャイズ競争力および顧客重視を確実にすることにより当行の顧客フランチャイズに戦略の重点を置くこと。
- 能力：当行が商品および統制機能／インフラストラクチャー分野にわたり適切な人材を惹きつけ、定着させることを確実にすること。
- 資本：有機的資本成長、リスク・ウェイトド・アセットの削減および当行の資本計画を支援する報酬制度を促進すること。

- 費用：長期的費用目標および継続的費用抑制を推進する行為にインセンティブを与えること。
- 文化：持続的業績、金融統制および適切なリスク文化を支える行動にインセンティブを結び付けること。具体的には、改善された失効規定を通して報酬実績が懲戒行為にさらに密接に結び付けられた。

規制の進展

当行は、報酬規制の変更に率先して対応するよう努めてきた。そして、今後もこの新たな要件をすべて遵守するために、当行の新しい健全性監督機関である欧州中央銀行（以下「ECB」という。）と連携していく。

所要自己資本指令第4次改正（以下「CRD 4」という。）

CRD 4の要件は、2014年1月1日に施行され、EUに本社を置く世界中の金融機関に適用される。変動報酬に対する固定報酬の比率を制限する主要な措置は2014業績年度に関する報酬に適用される。CRD 4がその最大比率を「重要なリスク・テイカー」にのみ適用する一方で、InstitutsVergVおよびドイツ銀行法はその適用範囲を世界中のすべての従業員に拡大している。当行は、規制の変更を十分に認識しており、新たな要件に準拠している。

CRD 4およびその後InstitutsVergVにおいて採択された要件に従い、当行は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1（株主の承認があれば1:2）の対象となっている。2014年5月22日、当行の年次株主総会において、この比率を1:2に引き上げることが株主に承認された。管理機能の従業員に関する最大比率に明確に対処した外部の規制要件に基づき、取締役会は管理機能（監査、コンプライアンス、財務、人事、法務、リスク、CISOおよびCSBC）の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

この決議の導入において、報酬構造に影響を与える措置が講じられた。多数の従業員は、報酬の「リバランス」が必要と識別され、2014年8月に固定報酬の増額を受け取った。詳細については、「CRD 4の導入」の項を参照のこと。

重要なリスク・テイカー（以下「MRT」という。）

2014年6月に施行された欧州銀行監督局（以下「EBA」という。）規制専門基準（以下「RTS」という。）では、重要なリスク・テイカー（MRT）を識別するための定量的・定性的基準が説明されている。EBA RTSはInstitutsVergVによって採択され、それに従い、当行は2014年度に2,903人のMRTを識別した。これは、2013年度から124%増に相当する。

MRTグループのうち約44%は、欧州連合（EU）を本拠地としている。MRT集団から、当行はさらに、139人の従業員から構成される中核上級管理職グループを識別した。当行のリーダーおよび幹事として、その報酬の大部分が当グループの長期的成功に結び付くように慎重である。そのため、その繰延エクイティ報酬は5年の繰延および保有期間の組合せの対象であり、当該グループの変動報酬の平均繰延率は99%を超えている。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）および金融商品市場指令（以下「MiFID」という。）

当行は、AIFMDおよびMiFID等のその他のEU指令にも準拠することを求められている。AIFMDは、EU指令の1つであり、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）が、特定のカテゴリーに属する従業員に対する報酬方針を策定し適用する際に、従うべき規則を説明した報酬規定を含んでいる。AIFMDリスク・テイカーは、AIFMレベルで識別される。AIFMDの大部分はCRD 3に端を発するものであるため、その報酬に関する多くの考え方がすでに当行に導入されている。1つの重要な違いは、AIFMD MRTは、CRD 4に規定された変動報酬に対する固定報酬の比率の制限の対象とならないことである。

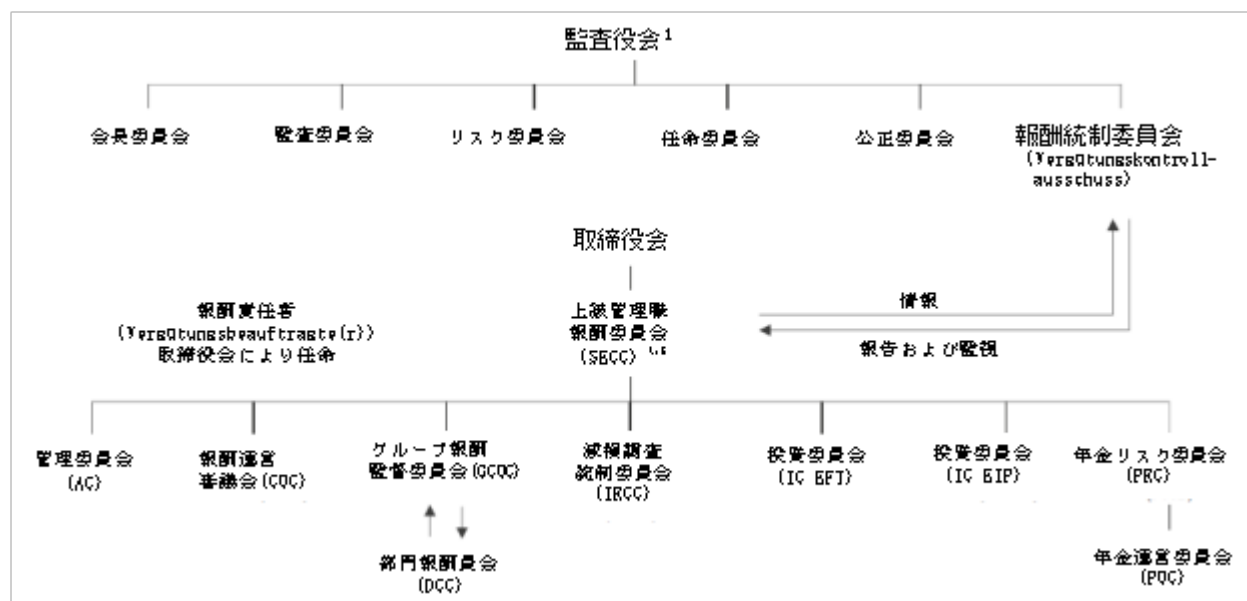
MiFIDには、顧客の最善の利益に反した従業員の行動を誘引するような報酬構造および慣行を禁止することを目的とした報酬要件が含まれている。BaFinが発行するMaComp Circularには、MiFIDの報酬に関する考え方が導入されている。MaCompでは、一般的な要件、報酬制度の見直し、および関係者（以下「RP」という。）とみなされる従業員集団の識別に対処する報酬方針の導入を求めている。すべてのInstitutsVergVの要件は、この集団に同様の範囲で適用される。

報酬ガバナンス

強固なガバナンス構造により、当行の報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。すべての報酬事項および規制要件への全体的な準拠は、グローバル・リワード・ガバナンス構造を構成する重要な委員会により監督されている。

報酬ガバナンス構造

(ドイツ銀行法第25d条第12項およびInstitutsVergVに基づく)



1 任意：独立した外部の顧問。

2 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、取締役会は上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という）に支援され、当グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。SECCは、少なくとも2カ月に1度（2014業績年度においては24回）会合を開いており、両者とも取締役であるStefan Krause (CFO)およびStephan Leithner (2014年度：ヨーロッパ（ドイツおよび英国を除く。）のCEO、人事、法務およびコンプライアンス、政府および規制関連業務）が共同会長を務めている。残りは、Stuart Lewis (CROおよび取締役)ならびに財務および人事の上層部の従業員で構成されている。独立性を維持するため、SECCの委員には当行のいずれの業務部門関連の従業員も含まれていない。SECCは、小委員会を通して報酬戦略および構造に関する重要なグループ・レベルの決定事項の作成および取締役会への提言ならびに全体的な報酬プロセスの監督を行う。

取締役会はグループの報酬戦略を承認し、これにより報酬慣行がグループの業務およびリスク戦略と完全に連動することを確実にしている。また、当行は、グループ報酬方針の一つとして、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび構造について従業員に情報を提供し教育することに重点を置いた内部文書を用意している。これらの文書は、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に確認できるものとしており、InstitutsVergV第13条に従い、当行のイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

InstitutsVergVに従い、SECCは、当グループの事項に関して報酬統制委員会（以下「CCC」という。）と連携している。CCCは、監査役で構成され、上級管理職および従業員に対する報酬制度の構造を監視することにより、監査役会によるグループ報酬事項とより密接に連動させ、当該事項に焦点を当てる。また、監査役会が関連する内部統制機能が報酬制度の構築に十分関与しているかを監視すること、ならびに株主、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益が確実に考慮されることを、CCCは支援している。さらに、InstVW第23条から26条に従って、取締役会はCCCと共同で報酬責任者を任命した。報酬責任者は、CCCの会長と密接に連携し、報酬制度の適切性を常時監視する責任を負う。また、会長の任務遂行を補佐する副会長も任命された。CCCは、2014業績年度において7回の会合を開いた。

報酬ガバナンス強化

2013年度の進展を足がかりにして、2014年度はいくつかの追加的なガバナンス強化が行われ、グループ報酬監督委員会（以下「GCOC」という）の権限および業務ならびに小委員会（ガバナンス構造から除外された、以前にグループ報酬調査委員会に報告していた小委員会を含む。）のSECCへの直接報告に特に焦点が当てられた。

GCOC

SECCの受任組織として、GCOCは部門の年度末の報酬プロセスのガバナンスの監督に責任を有する。これには、部門報酬委員会（以下「DCC」という。）が (i)確立されたガバナンス要件を満たしているか、(ii)変動報酬（以下「VC」という。）ルール

を部門内で配分する際に健全な報酬パラメータ（財務および非財務）が考慮され、またVCの配分の決定を行う際は決定権を持つマネジャーが行っているかを、確実に調査することが含まれている。2014業績年度において、GCOCは、強化されより合理化されたガバナンス・プロセスを提供するよう尽力した。

GCOCは、当グループの年度末の報酬プロセスにわたる確立された報酬ガバナンス要件に関するDCCの進展を監視し、プロセス終了前にSECCへ最終的な発見事項および提言の要約などを含め継続的に情報を提供した。

GCOCは、2014年度の報酬ガバナンス・プロセスに関していくつかの重要な強化を行った。これらの強化には以下のものが含まれるが、それらに限定されなかった。

- すべての現行の報酬ガバナンス要件の見直しおよび精緻化
- 当グループの価値観および信念の報酬ガバナンス要件へのさらなる統合
- 期待を十分理解するための報酬ガバナンス要件に関するDCCとの関与の増加
- 各変動報酬の決定の文書化に関する大幅に強化された要件の導入
- 報酬ガバナンス要件を遵守しない場合の影響の拡大

これらの強化の結果、当行は2014年度に、より堅固で、より明確な、そしてより優れた、文書化されたGCOCプロセスを実現した。

報酬構造

当行は、総額報酬制を採用しており、報酬は固定報酬と変動報酬(以下「VC」という。)で構成される。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。ドイツ銀行の従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

VCは、適切な人材を惹きつけ、定着させながら、費用の柔軟性を維持するという業界目的に基づいている。VCにはまた、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して実績を差別化し、行動の原動力となることができるという利点がある。その結果、VCは、世界的に銀行業分野の多くの事業ラインにおける報酬の市場慣行の重要な特徴である。固定報酬と共に、費用効果および柔軟性の両方がある報酬総額実績となっている。

CRD 4の導入

前述したように、ドイツ銀行法（KWG）第25a条第5項およびInstitutsVergV第6条第2項に従い、当行は、変動報酬に対する固定報酬の最大比率の対象となっている。この導入に伴い、当行は報酬構造に影響を与えるいくつかの措置を講じてきた。比率1:1および1:2の規制要件を導入すること自体は、各従業員の報酬総額の上昇につながるわけではない。報酬総額は、引き続き業績と市場に基づき決定される。報酬総額の水準が競争力を保つことを確実にするために、比率1:1および1:2の適用により、多数の従業員の報酬構造について調整が必要となった。

報酬の「リバランス」が必要と識別された従業員が世界中に多数おり、固定報酬の増額を受けた。各業務に関する固定報酬の適切な水準は、当該業務の実勢市場価値および報酬総額構造の規制要件を参照して決定される。固定報酬は増額の余地を残している。これは、競争力向上の十分な可能性および高い業績を上げる従業員に対する報酬向上の可能性を確保するために重要なものである。多くの国およびビジネスモデルにおいて適切な人材を惹きつけ、定着させるのを支援するために、市場競争力のある固定報酬水準は、当行が戦略目的を達成するために必要な十分な競争力を有することを確実にするための重要な役割を果たす。

固定報酬の調整を受けた従業員のうち、一定の従業員は追加固定給（以下「AFPS」という。）を受け取った。取締役会は、主に給付および年金費用管理目的のために、AFPSの導入を承認した。毎月の固定報酬と追加固定給を合わせたものが「固定報酬総額」を形成する。総額としては同額であるが、固定報酬の増額を受けた従業員の変動報酬は減額される。

2014年7月に調整が行われた際、当行の世界中の従業員全体の約1%にあたる約1,100人の従業員が固定報酬の増額を受ける適格者と識別され、2014事業年度の費用への影響は3億ユーロであった。

グループ全体の変動報酬の決定

当行は、形式化した透明性のあるプロセスを使用し、当グループ全体の推奨VCプールを算出している。事業部門ごとに、部門の支給率を部門の賞与に適格なリスク調整後業績に適用することにより推奨VCプールが計算される。部門の支給率は、過去の平均支給額と競合他社のベンチマークの両方に調整され、当初の推奨プールの透明性を確保している。インフラストラクチャーの推奨プールは別途決定され、InstitutsVergV第5条第4項に従い、彼らが監督する部門の業績には左右されない。

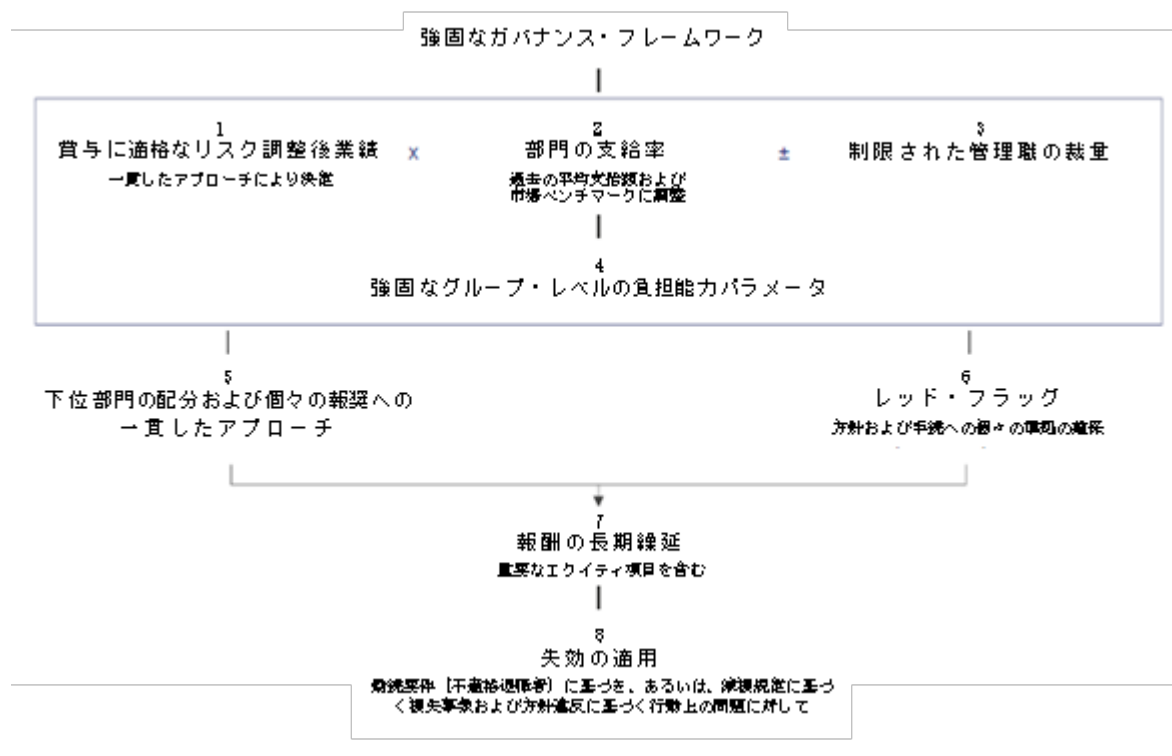
算出された推奨プールはその後、その他の戦略的定性的要因および外部ベンチマークを考慮に入れて、検討および見直しが行われる。InstitutsVergV規制に従い、具体的には重要な統制機能におけるインフラストラクチャー担当従業員の大半の報酬は、固定報酬に重点が置かれている。

VCプールを決定する際の優先的な検討事項は、当グループの負担能力と競争力のバランスをとることである。具体的には、InstitutsVergV第7条および第19条に従い、当行が外部に公表する目標、流動性および所要自己資本を満たすことを確実にすることである。推奨VCプールの規模が適切かどうかを決定するために、グループ・レベルでの負担能力テストが行われる。具体的には、グループの報酬戦略および当行の価値観および信念に沿って、長期的な収益性および当行の持続可能な発展を支援できるかテストされる。グループの負担能力を評価するためにSECCが使用する指標は以下を含むが、これに限定されない。

- 想定上のCRR/CRD 4による普通株式等Tier1資本比率
- 流動性
- リスク負担能力
- 費用収益比率
- 報酬比率
- 税引前利益（IBIT）
- 純利益
- SECCから要請されたその他の関連財務指標

これらの主要な財務指標と整合し、将来の規制上および戦略上の目標達成予測と整合的である場合に、当グループのVCプールは負担能力ありとみなされる。

VCプールの決定プロセスおよび包括的ガバナンス・フレームワークの要約



変動報酬構造およびピークル

VCは、高い業績をあげる従業員へのインセンティブ、報奨および定着のために当行が長年使用してきたものであり、それによって報酬総額実績を差別化している。すべての個人のVCの決定は、業績に基づき、またグループ、部門および個人のリスク調整後の業績の組み合わせと連動したものでなければならない。マネジャーは、裁量権を行使する際に、VCの配分がバランスの取れたものであり、不適切にリスク・テイクを奨励することがないことを確実にするために、個々人の絶対的および相対的なリスク・テイク行動の両方を十分に理解しなければならない。

上層部レベルにおいて、VC報奨の大部分が、適切な業績条件および失効規定と共に、最低3年間の報奨繰延構造を通して当行の長期的発展および業績に結び付くことが確実になることを当行は約束している。

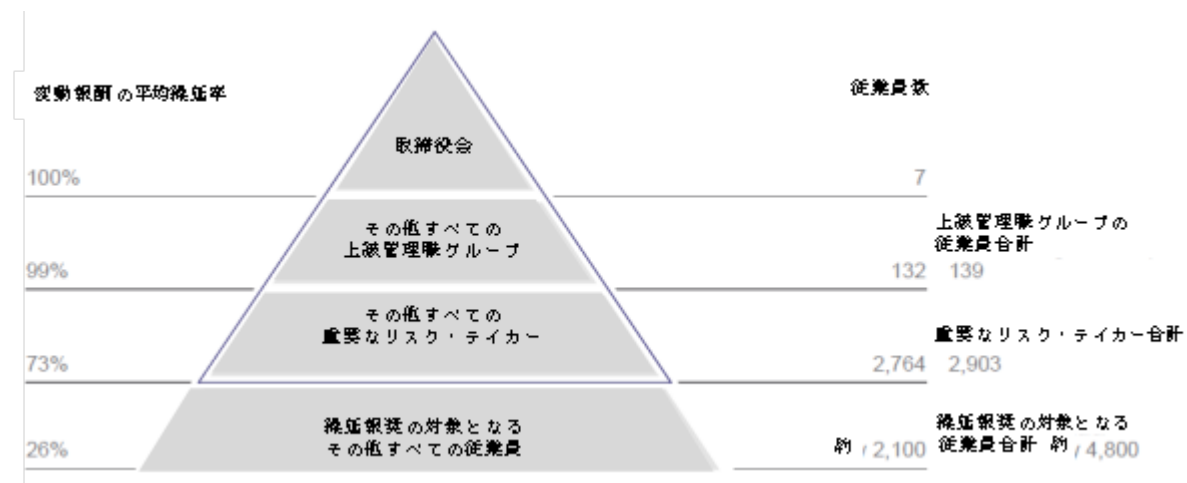
繰延報奨の全体的利益ならびに保有およびリスク管理の観点からのプラス面はまた、将来の報酬費用の管理および増加する繰延水準の影響と注意深くバランスがとられなければならない。適切なバランスを保つために、2014年度のグループ全体の賞与プールの45%（エクイティ・アップフロント報奨を含まない。）が繰延報酬の形をとると決定された。

2014年度に当行は、CRD 4の導入を受けて、市場の繰延水準および規制要件を十分に配慮した上で、VCプールの縮小および繰延水準を変更できる集団の制限することの両方のCRD 4による影響を考慮した。

2014年度の繰延マトリックスは、報酬総額ベースで2013年度と類似した従業員の繰延水準を示している。主要な変更は、新たに基準値を導入し、500,000ユーロを超える固定報酬を受ける従業員は、100%のVCが繰延の対象となる。非常に高い水準の固定報酬を受ける従業員に対して100%の繰延を導入したことは、ドイツ銀行が公表する目標である報酬変革を率先して実施することを強固にしている。

固定報酬が500,000ユーロ以下の従業員は、当行のVC繰延マトリックスの対象となる。これらの従業員に関しては、繰延基準値が100,000ユーロに設定されており、これを超えるVCの少なくとも50%が繰り延べられた。この繰延マトリックスは規制要件と完全に整合しており、高所得者に関しては適切な金額の繰延を確保する一方で、引き続き低所得者保護に力を注いでいる。これによって、500,000ユーロを超える変動報酬部分は100%完全に繰り延べられた。

上層部の従業員集団グループおよび変動報酬の平均繰延率



InstiuttsVergVに従って重要なリスク・テイカーと識別される全集団。

2014年度の繰延VC報奨の対象となる従業員は、報奨の50%を繰延エクイティの形で、50%を繰延現金の形で受領した（注：当行のドイチェAWM部門の上層部の従業員の少数は、繰延報奨の一部を従業員投資制度（EIP）報奨の形で受領した。これらは事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、その他すべての報奨と同じである。）。

これを達成するために以下の手段が使用された。

制限付エクイティ報奨

繰延エクイティ部分は、最低3年間（または上級管理職グループについては4.5年間）にわたって案分して権利確定する制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）として交付された。ドイチェAWMの個人顧客向けサービス（以下「PCS」という。）業務の従業員はREAの代わりに、PCS報奨を受領している。REAの価値は、権利確定期間（該当する場合は保有期間）にわたる当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。特定の失効規定が繰延期間中に、該当する場合には保有期間中に適用される。

制限付奨励報奨

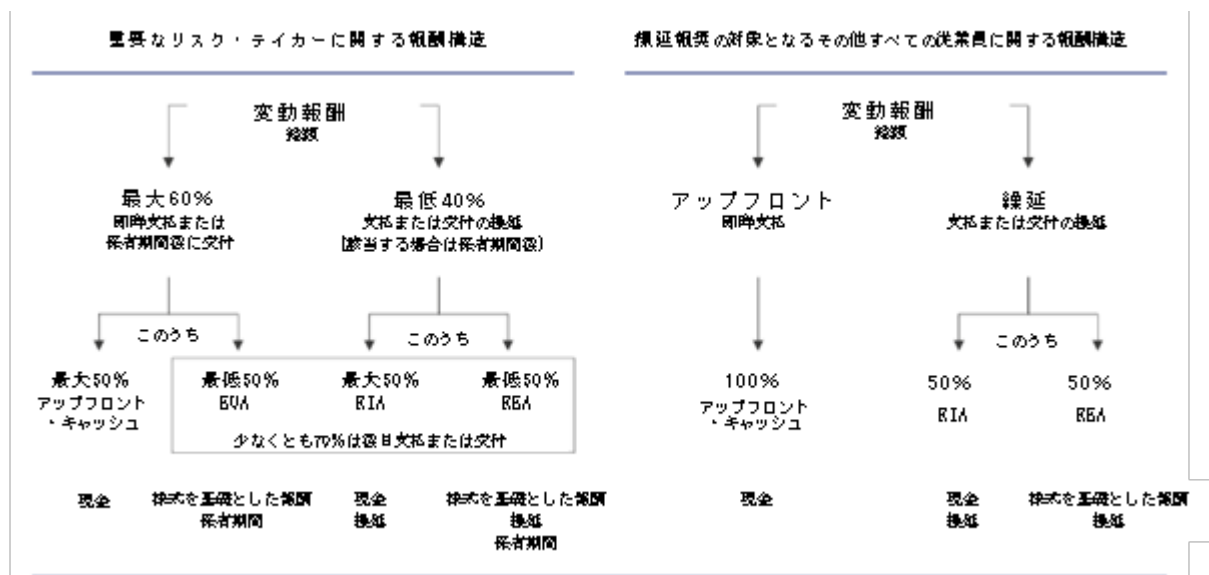
株式を基礎としない部分は、最低3年間（取締役にはより長期の繰延期間が適用される。）にわたって案分して権利確定する繰延現金報酬（制限付奨励報奨（以下「RIA」という。））として付与される。特定の失効規定が繰延期間中に適用される。

エクイティ・アップフロント報奨

上記の繰延報奨に加えて、すべての重要なリスク・テイカーはアップフロント（非繰延）報奨の50%をエクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で受領する。

EUAは、付与時に権利確定するが、6ヵ月の保有期間の対象である。EUAの価値は、保有期間中の当行の株価と結び付いているため、当行の持続的業績と結び付いている。勤務要件に加えて特定の失効規定が保有期間中に適用される。

以下の図は、重要なリスク・テイカーおよび繰延報奨の対象となるその他すべての従業員に関して使用された上記の報酬ピークルの要約である。



EUA = エクイティ・アップフロント報奨
RIA = 制限付奨励報奨
REA = 制限付エクイティ報奨

繰延スケジュール

規制要件は、重要なリスク・テイカーの繰延期間が最低3年でなければならない旨を求めている。前年度と同様に、当行はこれらの最低要件を繰延報奨の対象となるすべての従業員に適用することを選択した。当行はまた、最上層部のMRTの小集団を再度識別した。この上級管理職グループ（139人の従業員から構成される。）は、REAに関して4.5年の（一括型権利確定）繰延期間の対象である。これは、上級管理職グループがその他の従業員よりも当行の長期の持続的業績における権利確定の利益を有することを確実にする意図である。

また6ヶ月の保有期間が、MRTの各REAトランシェの権利確定後に適用される。上級管理職グループについては、6ヶ月の保有期間が4.5年の権利確定期間の後に続く。そのため、上級管理職グループは2015年度のREAの価値を少なくとも2020年2月まで（付与後5年）実現しない。

すべてのMRTはまた、アップフロント報奨の50%をEUAの形で受領する。EUAは、付与時に権利確定するが、（規制要件に加えて）失効規定が適用される6ヶ月の保有期間の対象である。

以下は、繰延報奨の対象となる従業員の各集団（取締役会を除く。）に関する権利確定構造の要約である。

2014年度の繰延報酬構造

		アップフロント		繰延	
		現金賞与 (アップフロント報奨の 50%)	エクイティ・ アップフロント報奨(EUA) (アップフロント報奨の 50%)	制限付奨励報奨(RIA) (繰延現金) (繰延報奨の50%)	制限付エクイティ報奨(REA) (繰延エクイティ) (繰延報奨の50%)
従業員集団					
	上級管理職 グループ1	権利確定スケジュール (付与日2015年2月)	付与時に全額権利確定 (2015年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)	4.5年一括型権利確定 (2019年8月)
		保有期間 (権利確定期間後)	保有期間終了 2015年8月		保有期間終了 2020年2月
	その他の重要な リスク・テイカー	権利確定スケジュール (付与日2015年2月)	付与時に全額権利確定 (2015年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)
		保有期間 (権利確定期間後)	保有期間終了 2015年8月		保有期間終了 2016年、2017年、2018年8月
	繰延報奨の対象 となるその他 すべての従業員	権利確定スケジュール (付与日2015年2月)		3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)	3年均等権利確定 (2016年、2017年、2018年2月)
		保有期間 (権利確定期間後)			

1 取締役会を除く。

変動報酬のリスク調整

一連の措置は、事前調整と事後調整の両方を取扱う効果的なリスク管理プロセスを報酬制度に組み込むことが目的である。

事前リスク調整

適切な事前リスク調整を行うため、当行は、事業ごとの賞与に適格な（以下「RA-BE」という。）リスク調整後業績（RA-BEリスク調整後純利益（賞与および税引前）（以下「NIBBT」という。））を測定するための一貫した銀行全体の標準手法を使用する。VC計算のためのすべての業績は、InstitutsVergV第19条の要件に従って、経済的資本使用額に基づいて適切にリスク調整されている。

当行の経済的資本モデルは、リスク機能内で開発された、当行が将来さらされる可能性のあるリスクの度合いを計算するための主要な方法である。このモデルは、当行のエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の金額を測定する。

経済的資本は、当行の最善の将来見積りであるが現行のポートフォリオから実現していない損失として、したがって、VCプールを調整するための最善の測定基準として検証された。SECCは、リスク調整手法の適切性を検討したが、この検討は毎年行われる。

当行の経済資本モデルは4つのリスク領域からのインプットを捕捉する：

- 信用リスク
- マーケット・リスク
- オペレーショナル・リスク
- ビジネス・リスク

これらのリスクは、個別に、そして各リスク領域を構成する様々な要素を考慮に入れて、モデル化される。

信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。信用リスクには、「債務不履行リスク」、「カントリー・リスク」および「決済リスク」が含まれている。

マーケット・リスク

マーケット・リスクは、市場価格および相場（金利、株価、外国為替レートおよびコモディティ価格を含む。）、それらの相関関係ならびにボラティリティ水準の変動に関する不確実性から生じる。マーケット・リスクには、「トレーディング・マーケット・リスク」、「トレーディング以外のマーケット・リスク」および「取引債務不履行リスク」が含まれている。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス、人員およびシステムが不十分または機能しないこと、または外部の事象から生じる損失のリスクを意味している。オペレーショナル・リスクには、インフラストラクチャー・リスクならびに規制リスクおよび法的リスクなどのその他の非金融リスクが含まれている。また、モデル・リスクも含まれている。このリスクは、資産または負債の価格決定、リスク計測もしくはその他の領域（例えば、トレーディング戦略の導入、経済発展の予測、投資の分析またはパフォーマンスの最適化）で使用するモデルの不具合により、損失を被るまたは誤った戦略上の決定を行う当行のリスクで構成されている。

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクは、市場環境、顧客行動、技術進歩といった一般事業状況の潜在的な変化により当行が引き受けるリスクを表す。当行がこれらの状況変化に迅速に適応できなければ業績に影響が及ぶ恐れがあるからである。ビジネス・リスクの最も重要な側面は「戦略的リスク」である。このリスクは、個別のタイム・ホライズン内で費用を削減しても補えない事業収益の減少により、事業上の非予想損失を被るリスクを表している。戦略的リスクは、ポジション・テイキング（マーケット・リスク）、信用損失（信用リスク）およびオペレーショナル事象（オペレーショナル・リスク）に起因しない収益または費用の変動のみを対象としている。

当行は原則的に、当行の経済的資本フレームワークの主要な上記4種類のリスク内のすべての重要なリスクを捕捉する。その他のリスクは、適切な包括的リスク種類に割り当てられる。

上記の手法の結果として、組織のリスク・プロファイルの水準が上昇すれば、経済的資本賦課も増加することにより、銀行全体の経済的採算性が低下し、さらには変動報奨の減少につながる。当行は、リスク調整後損益の使用は極めて効果的で健全な事前リスク調整手法であり、行き過ぎたリスクを取ることを抑止する役割を果たすと考えている。なぜなら、このモデルは、変動報酬の支払い額と取られたリスク量を関係づけているためである。

経済的資本に基づくリスク調整法は、唯一の調整法ではない。損益に計上される信用、マーケットおよびオペレーショナル・リスクに係る損失は、NIBBTに反映され、さらに、下位部門への配分ではその他の適切なリスク基準および「レッド・フラッグ」データを考慮に入れる。部門別のVCプールも、資金移転価格を通じて流動性費用の影響を含んでいる。これにより、流動性の使用者および提供者に適切なインセンティブが与えられる。流動性費用はすべて業務に割り当てられ、業務実績の一部として報告される。この価格決定を構成する要素の根拠および規模は、財務部によって継続的に監視される。

事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを確実にしている。本報告書の統計が示すように、繰延の対象となるVC報奨の割合ならびに業績および失効条件は、収益に沿って増加している。リスク調整措置の範囲に関連して、これらの適用期間は同様に重要であり、報奨が支払われるまで当該条件の適用に反映される。

以下の業績および失効規定は2014年度の繰延VC報奨（2015年2月に付与）に適用された。

グループの普通株式等Tier 1資本比率の業績条件

この業績条件は繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員に適用される。取締役会の決定による200ベース・ポイントの追加のリスクバッファを含めても、権利確定期間中かつ決済前のいずれかの四半期末に当グループの普通株式等Tier 1資本比率が、適用される最低所要自己資本水準を下回った場合、繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員の未支給のREAの全額が失効する。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、CET 1規定に該当した場合には、未支給のREAの全額が失効する。

グループIBITの業績条件

グループ税引前利益（IBIT）がマイナスの場合、この業績条件に該当し、繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員に適用される。グループIBITが権利確定の前年においてマイナスであると取締役会が決済前に判断した場合、業績条件は満たされず、全従業員に対して当該年度に支給予定のREAトランシェの100%が失効する。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度においてグループIBITがマイナスであった場合（ただし、CET 1規定には該当しない。）、当該年度の報奨の20%が失効する。

重要なリスク・テイカーに関しては、グループIBIT規定のトランシェの側面もまたRIAに適用され、グループIBITが権利確定の前年度においてマイナスであると取締役会が決済前に判断した場合、業績条件は満たされず、当該年度に決済予定のRIAトランシェの100%が失効する。

部門IBITの業績条件

この業績条件は、MRTにのみ適用され、従業員の各部門のIBITがマイナスの場合に該当する。ある部門のIBITが権利確定の前年度においてマイナスであった場合、グループ業績が依然としてプラスであっても、（決済前の取締役会の決定により）当該部門の全MRTについて当該年度に決済予定のREAおよびRIAトランシェの100%が失効する。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度において部門IBITがマイナスであった場合、当該年度の報奨の20%が失効する。

部門失効措置は、取締役会またはリージョナル・マネジメントもしくはインフラストラクチャー部門で働く従業員に対しては適用されない。グループ失効規定のみが適用される。

収益減損規定

この失効規定はREAおよびREAに適用され、これにより当行は、報奨後の実績に基づき調整が必要か否かを決定することができる。業績の測定が後に著しく不正確であるとみなされたため当初の報奨の価値（または対象者へのその他の報償の付与、権利確定もしくは支給）が適切でないことが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引がグループ企業、部門または当グループ全体に対し著しい悪影響をもたらした場合、従業員報奨の100%までが失効可能となる。

この規定は、2013年度に初めてMRTのEUAを含むように拡大され、以前よりも大きい割合のMRTの報奨が潜在的な業績に基づく失効の対象となることが確実にしている。さらに現在では、REAの権利確定後の保有期間中にも適用されて、業績失効措置はMRTのエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）にわたり拡張されることを確実にしている。

方針 / 規制違反規定

この行動に基づく失効規定はREAとRIAの両方に適用され、内部方針および手続の違反または外部から課せられた該当する法令の違反に対して、未支給の繰延報酬の100%まで失効すると規定されている。

MRTに対して、この規定はEUAおよびREAの権利確定後の6ヶ月の保有期間にも適用され、行動に基づく失効措置が、重要なリスク・テイクに付与されたエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）は依然として適用されることを確実にしている。

上記の規定の要約は以下のとおりである。

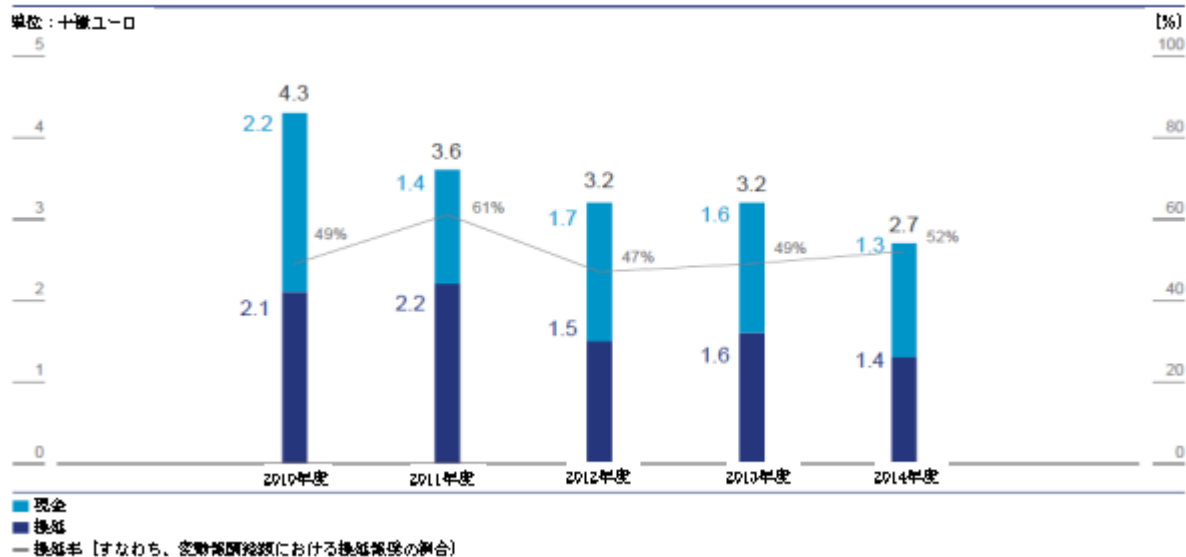
2014年度の繰延報酬報奨：失効規定

業績条件および失効規定	上級管理職グループ およびその他の重要な リスク・テイク	繰延報奨の対象となる その他すべての従業員
グループ業績規定（REA） - 決済前のREAトランシェに適用可能 - グループIBITがマイナスの場合、REAの次の権利確定トランシェは失効する。 - グループ純利益がマイナスあるいはその他の理由により、CRR第92条(1)(a)に従い、CET1資本比率がグループに適用される最低所要自己資本水準の200ベース・ポイント未満となった場合、未支給の2014年度のREAは100%失効する。	適用	適用
グループ業績規定（RIA） - MRTの決済前のRIAトランシェに適用可能 - グループIBITがマイナスの場合、RIAの次の権利確定トランシェは失効する。	適用	
部門業績規定 - MRTの決済前のREAおよびRIAトランシェに適用可能 - 部門IBITがマイナスの場合、REAおよびRIAの次の権利確定トランシェは失効する。 - 規定は、インフラストラクチャー、リージョナル・マネジメントおよびNCOUの従業員には適用されない。	適用	
収益減損失効 - 未支給のRIAおよびREAに適用可能	適用	適用
収益減損失効 - MRTに対して、EUAおよびREAの権利確定後の保有期間に適用可能	適用	
方針違反 - 未支給のRIAおよびREAに適用可能	適用	適用
方針違反 - MRTに対して、EUAおよびREAの権利確定後の保有期間に適用可能	適用	

2014年度の変動報酬報奨

2014年度の変動報酬報奨（前年度の繰延費用を除くが、将来償却される当年度の報奨を含む。）は、総額27億ユーロであった。グループ全体の繰延率（EUAを含む。）は52%であった。

変動報酬および繰延率



	2014年度					2013年度
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹	CB&S	GTB	ドイチェ AWM	PBC	NCOU	グループ 合計
報酬総額	4,472	998	1,502	2,830	218	10,020
このうち：						
固定報酬	2,771	756	1,037	2,580	169	7,313
変動報酬	1,701	242	465	250	49	2,707
年度末の従業員数（フルタイム換算）：	25,843	11,284	11,635	47,619	1,757	98,138
						98,254

¹ 報酬総額は固定報酬（基本給 + AFPS + 地域に関連する地域手当）と変動報酬の合計として定義されている。

表のすべての数値には、当行の確立された費用配分基準に従って配分されたインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。

上記の表には、変動報酬が用いられている。取締役会で承認された通り、グループ合計で27億ユーロがVCプールに振り向けられる。変動報酬に対する固定報酬の比率の計算目的では、変動報酬およびその他の裁量による報酬から構成される「変動報酬」が使用されていることに留意が必要である。

「CRD 4の導入」の項で詳述したように、多数の従業員について1:1および1:2の比率の適用に際し、変動報酬から固定報酬へのリバランスを要した。上記の表の報酬総額における固定および変動報酬の割合は、定められた比率を守るための措置が反映されている。

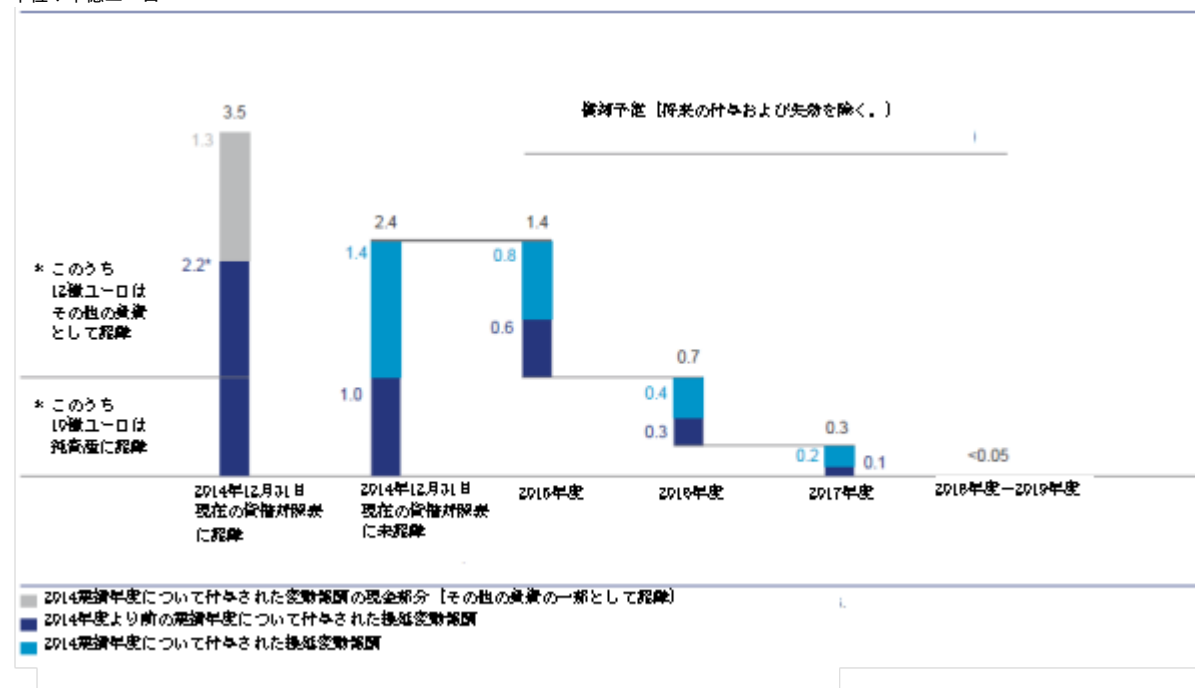
付与された変動報酬の認識および償却

2014年12月31日現在、2015年2月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬費用は、約24億ユーロである。

変動報酬

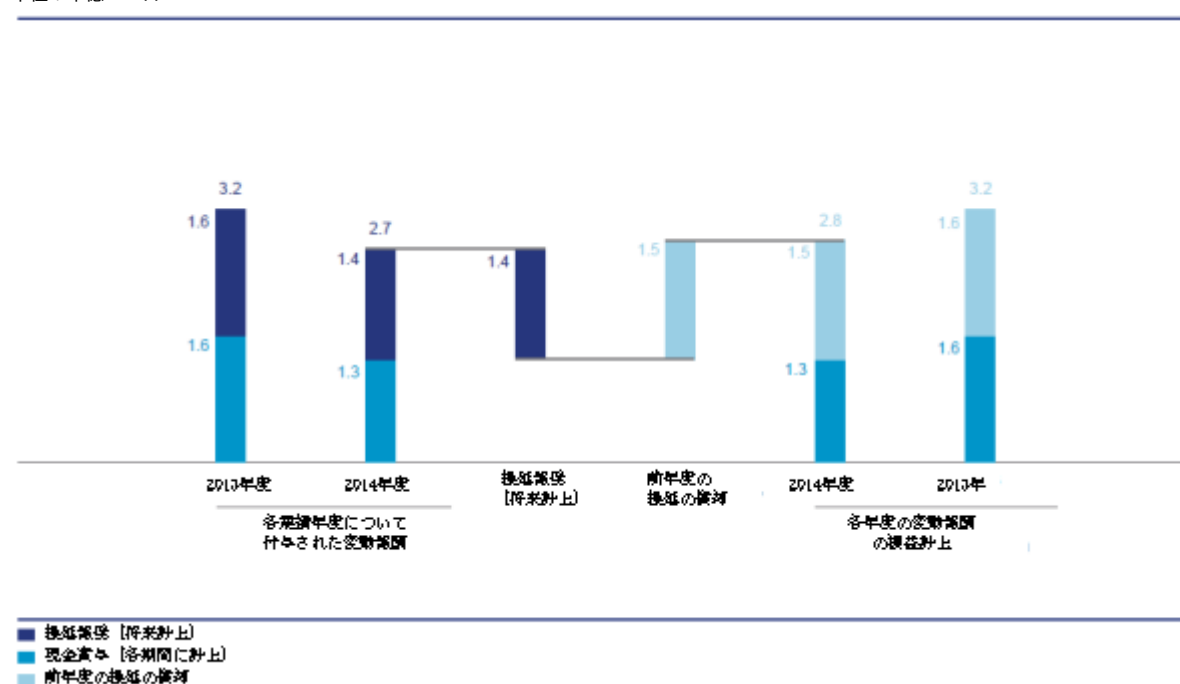
2014年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定

単位：十億ユーロ

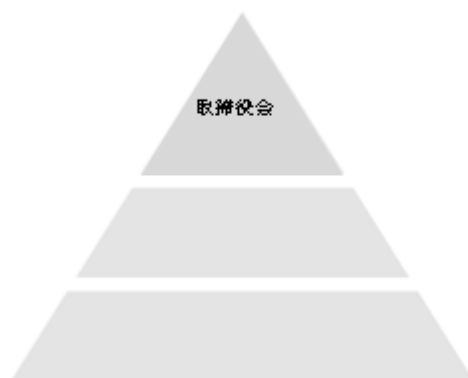


付与された変動報酬と損益計上との調整

単位：十億ユーロ



取締役会の報告書および開示



取締役報酬制度

責任

本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。2014事業年度現在、監査役会は新しい報酬統制委員会により支援されている。監査役から成る追加的な当該委員会の設置要求は、CRD 4に基づく規制アプローチの結果である。この指令は国レベルで、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz（以下「KWG」という。））の改正およびInstitutsVergVの改訂を経て、CRD 4施行法によりドイツ法への整合および移行が行われた。

法律の要求により、報酬統制委員会は4人で構成され、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。取締役会に関して、報酬統制委員会は以前は会長委員会により行われていた重要な機能を引き受けており、特に報酬制度の適切な構築ならびに各報酬額に関する監査役会の決議案の作成において監査役会を支援および監視することは重要である。

株主総会による報酬制度の承認

監査役会は取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会は、取締役報酬の適切性に関するドイツ法（Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung（以下「VorstAG」という。））に基づき、株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。直近では2013年5月に、株主総会は、2013年1月1日に遡って、88.71%の賛成多数により新報酬制度を承認した。

新たな規制および法令要件

また、CRD 4に基づく規制アプローチにより、報酬制度の構築に関する新たな難題が生じている。当該要件は、2014年事業年度に関する取締役報酬の決定に対して初めて適用される。規制上の規定で重要な要素となるのが、変動報酬に対する固定報酬の比率1:1（上限規制）の制限である。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。この背景には、過度に高額の変動報酬は不適切に大きなリスクを取るインセンティブを高める可能性があるという考え方がある。

新たな法令要件に基づき承認された制度を維持するには、固定報酬を増やし直接現金で支払う部分を大幅に増やす必要性が出てくる。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。

2014年5月、株主総会はこの法令上の容認規定を利用し、前述の比率1:2を設定することを90.84%の賛成多数により承認した。結果として、固定費用の増加は最小限に抑えられ、現行の制度内での報酬総額の構成要素により高い柔軟性が保持される。さらに、当行の年金制度への拠出も、比率1:2の計算に含める（これにより、固定報酬を増やす必要性がさらに小さくなる。）ことができるように修正されたことで、年金給付に関連する望ましくない費用増加も避けられる。

報酬制度の原則

取締役報酬制度の構築は、法令上および規制上の要件のフレームワークを考慮し、その範囲内で行われる。世界的に適用される要件の広範な変更は、監査役会に対し、規制要件の範囲内で、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つ全体的な報酬パッケージを提示することができるかという難題を与えている。

報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が確保されることに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結びつく明記された主要な財務上の数値を利用し、変動報酬総額の少なくとも50%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。変動報酬を決定する際には、株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、複数年の後にのみ支払が有効になる。

報酬制度の構造を通して、取締役が不当に高いリスクを回避し、当行の戦略に定められた目的を達成し、当グループの前向きな発展を継続的に促進するための動機付けとなる。

報酬制度の見直しおよび変動報酬の決定において、監査役会は、独立した外部の報酬顧問および、必要に応じて、法律顧問の専門知識を活用している。

報酬構造

2013年1月1日より、取締役報酬制度は監査役会によって根本的に変更され、これは2014年度において新たな規制要件に適應させられた。監査役会が承認した報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の契約に反映される。

事業年度の年初に、監査役会は、固定報酬および変動報酬項目の目標値を見直す。さらに、全般的なグループ全体の目標および各取締役の目標を決定し、長期業績報奨について設定された標準の目標が依然として当行の長期的戦略と連動していることを検証する。各取締役の業績は、監査役会により評価され、当該年度を通しておよび年度末に取締役と議論される。

新しい報酬制度による報酬総額は業績非連動項目および業績連動項目の両方に分割される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していない。

固定報酬は、主に基本給から構成されている。基本給は、12ヶ月にわたり均等に支給される基本給として支出される。新たな規制要件を考慮して、基本給は2014年度中に見直され、以下のように決定された。

単位：ユーロ	2014年度	2013年度
基本給		
共同会長	3,800,000	2,300,000
一般の取締役	2,400,000	1,150,000

InstitutsVergVは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含められる可能性を規定している。そのため、上記の基本給額は、企業年金制度への拠出を考慮して決定されている。

2014事業年度以降の企業年金制度への拠出額は、以下のとおりである。

単位：ユーロ	2014年度
企業年金への拠出	
共同会長	650,000
一般の取締役	400,000

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以前と同様に、以下の2つの項目から構成される。

- 年間業績報奨
- 長期業績報奨

年間業績報奨（APA）

APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

APAの総額は、様々な項目に基づき決定される。

- 報奨額の60%は、すべての取締役について同一の全般的なグループ全体の目標による。
 - 報奨額の残りの40%は、監査役会が各取締役について各機能に基づき個別に設定した個々の業績および目標に基づく。
- 戦略2015プラスに関して、目標は「資本」、「費用」、「能力」、「顧客」および「文化」といったカテゴリーと基本的に連動し、定量的目標を反映するだけでなく、達成された業績の定性的側面も扱っている。

2014事業年度の目標

以下のグループ全体の重要な財務上の数値は、2014事業年度の測定基準として合意されており、すべての取締役に等しく適用される。達成すべき目標にはまた基本的に、5つの識別されたカテゴリーから生じるその他の側面（投資利益率の目標値等）も含まれる。

- 資本カテゴリー：普通株式等Tier 1比率（CET 1）およびレバレッジ比率
- 費用カテゴリー：費用収益比率（CIR）
- 能力カテゴリー：報告された付加価値
- 文化／顧客カテゴリー：従業員コミットメント、行動およびレピュテーション

これらの目標の各カテゴリーは、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらのカテゴリーの割合は60%に等しい。

個人的業績項目を評価する際、監査役会は、以下の事項について個別に各監査役と合意する。

- 資本／費用／能力カテゴリーにおける定量的目標
- 文化／顧客カテゴリーにおける定性的目標

これら2つの目標の各々はまた、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらの目標の割合は30%である。

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の90%である。追加の最大10%については、監査役会が広範な裁量権の行使として優れた貢献（当該事業年度にわたる特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与する。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度末に達成度評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成水準およびAPAの最終額は算定式を基礎として定義されることはもはやないが、予め設定された要因に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。以下の要因が考慮される。すなわち、達成した実績値、計画値および外部に公表した目標値、当行の同業他社との比較値、複数年度の推移の見直しにおける前年度の価値ならびに達成水準の定性的分析および当行の全体的リスク志向性である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はAPAを付与しない旨を決定することができる。

報酬制度のCRD 4要件への調整を考慮した一般の取締役および取締役会の共同会長の2014年度のAPAの目標値および最高値は、以下のとおりである。

単位：ユーロ	2014年度			2013年度
	最低	目標	最高	目標
共同会長				
目標の15%	0	225,000	450,000	345,000
APA合計	0	1,500,000	3,000,000	2,300,000
一般の取締役				
目標の15%	0	150,000	300,000	225,000
APA合計	0	1,000,000	2,000,000	1,500,000

長期業績報奨（LTPA）

長期業績報奨の水準は、選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスのみを基礎として決定されることはもはやない。むしろ、非財務的パラメータを追加的に含むことにより、目標がどのように達成されるかにも方向付けられている。これにより、持続的業績推移がさらに促進される。

したがって、LTPAの水準は引き続き、相対的総株主利益率と結び付いており、さらに文化および顧客要因を基礎とする。LTPAの水準は概して、引き続き算定式に基づいており、予め設定された目標値を基礎として計算される。この報酬項目の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率の継続的な決定により維持される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率

ドイツ銀行の相対的総株主利益率（RTSR）は、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該報奨部分の水準は引き続き、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。過去と同様に、相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額するが、割引規定が修正されている。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。以前と同様に、RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

報酬制度の変更およびドイツ銀行の戦略との連動強化の一環として、相対的総株主利益率の計算に使用される同業他社グループが調整された。同業他社グループは現在、以下の銀行で構成されている。

- BNP ParibasおよびSociété Générale（両行ともユーロ圏）
- Barclays、Credit SuisseおよびUBS（ユーロ圏以外のヨーロッパ）
- Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanley（すべて米国）

同業他社グループを選定するために使用される基準は、基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在である。選定は引き続き、今後も定期的に見直される。



文化および顧客要因

文化および顧客要因を通して、持続的な顧客との関係を促進するために、顧客満足度および顧客対応力が測定される。今後、この要因は算定式アプローチに基づき決定される。対応する制度の稼働に向けた取り組みが進行中である。

移行段階について、この制度が最終構築および調整されるまでは、監査役会は、「平均以下」、「平均」、「良」および「優」の4つのカテゴリーに沿って、部門別調査結果ならびその他の市場分析に基づき裁量によりこれらの側面における当行の推移状況を評価する。「優」カテゴリーには文化および顧客要因の目標値の150%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

報酬制度のCRD 4要件への調整を考慮して、LTPAIは、達成されたRTSRならびに文化および顧客要因に関連して修正された目標値に基づき計算される。LTPAIは最大で各目標値の150%とすることが可能である。

これら2つの業績測定基準の比重は、RTSRの価値が3分の2、文化および顧客の価値が3分の1である。

単位：ユーロ			2014年度	2013年度
	最低	目標	最高	目標
共同会長				
RTSR項目	0	2,533,333	3,800,000	3,066,667
文化および顧客項目	0	1,266,667	1,900,000	1,533,333
LTPA合計	0	3,800,000	5,700,000	4,600,000
一般の取締役				
RTSR項目	0	1,600,000	2,400,000	2,000,000
文化および顧客項目	0	800,000	1,200,000	1,000,000
LTPA合計	0	2,400,000	3,600,000	3,000,000

最高報酬額

規制要件の導入に従い、前述の各報酬項目に基づく最高額は、以下の通りである。

単位：ユーロ				2014年度	2013年度
	基本給	APA	LTPA	報酬総額	報酬総額
共同会長					
新構造					
目標	3,800,000	1,500,000	3,800,000	9,100,000	9,200,000
最高	3,800,000	3,000,000	5,700,000	12,500,000	12,650,000
一般の取締役					
新構造					
目標	2,400,000	1,000,000	2,400,000	5,800,000	5,650,000
最高	2,400,000	2,000,000	3,600,000	8,000,000	7,900,000

規制要件の導入後も、取締役の報酬総額は、監査役会が2014事業年度の全体的な報酬総額について任意に設定した9.85百万ユーロの個別の上限の対象となっている。したがって、共同会長の12.5百万ユーロの最高報酬総額の計算は有効にならず、各共同会長の可能な最高変動報酬は6.05百万ユーロに制限される。

長期奨励 / 持続性

InstitutsVergVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半数以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目についてはその後に保有期間が続かなければならない。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する場合がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与することができる。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成されなければならない。残りの部分のみが現金で直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付しなければならない。

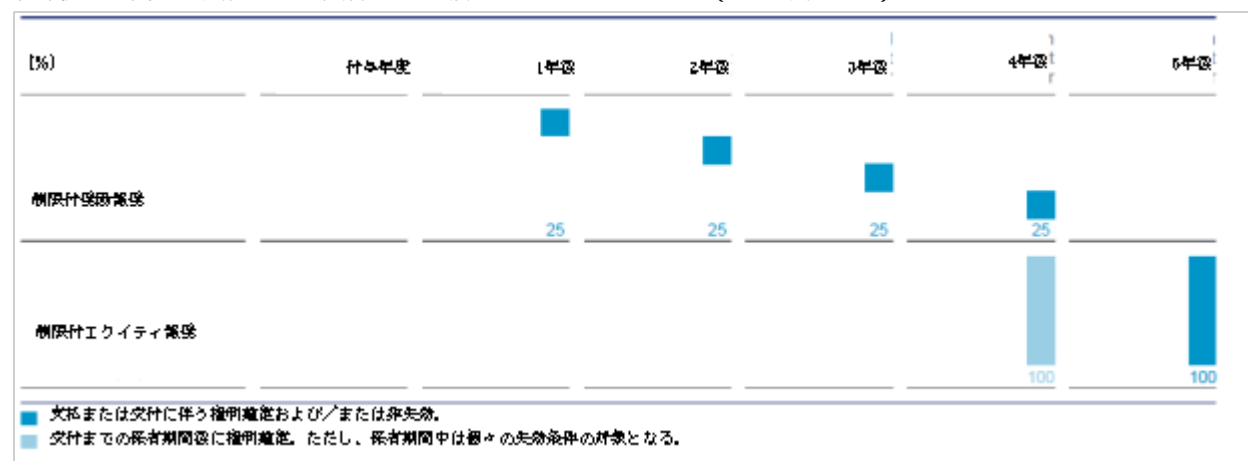
2013年度以前（2013年を含む）は、APAは非繰延変動項目として付与されたものがあつた（以下「アップフロント報奨」という。）。各アップフロント報奨額は、最大で変動報酬総額の40%であつた。規制要件に従って、アップフロント報奨額の少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目として付与された（以下「エクイティ・アップフロント報奨」という。）。エクイティ・アップフロント報奨は、3年の保有期間の対象であつた。この保有期間終了後にのみ報奨を売却することができる。残りの部分は、現金で即時支給された（以下「キャッシュ・アップフロント」という。）。規制要件または銀行特有の規定により必要であつた場合は、APAの一部は繰延報酬として付与されたが、基本的に繰延現金報酬項目の形で付与された（以下「制限付奨励報奨」という。）。制限付奨励報奨は4つに均等分割したトランシェにて権利確定した。第1トランシェは、付与から約1年半後に権利確定した。残りのトランシェは各々、その後1年間隔で権利確定した。権利確定時に支払が行われた。すなわち、繰延現金報酬は約4年半の期間にわたって支給された。

2014年度の規制要件の導入およびそれに関連した固定給の増加に伴い、APAは今後、繰延ベースでのみ付与されるが、基本的に、少なくとも4年間の繰延を伴う繰延現金報酬項目（以下「制限付奨励報奨」という。）の形で付与される。これにより、非繰延アップフロント報奨は今後は付与されない。

LTPAは、100%が繰延報奨として、株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付エクイティ報奨」という。）。制限付エクイティ報奨は、約4年半後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加の6ヶ月の保有期間がある。したがって、取締役は、当該期間中に失効条件への該当による権利の失効がなかった場合、約5年後に初めて株式を処分することが認められる。

以下の図は、即時現金報酬の支払日、およびその他の変動報酬項目の付与年度からの5年間における支払または交付の具体的な時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム（2014年度から）



制限付奨励報奨には、支払まで利息が発生しないため、付与の時点で2%の一度限りのプレミアムが追加される。

付与された株式を基礎とした報奨は、実際に配当が支払われ株主に対するリターンを伴う報奨と整合させるために、配当同等物を受ける権利がある。配当同等物は、以下の算定式に従って決定される。

$$\frac{\text{実際の配当} \times \text{株式報奨の数}}{\text{配当支払日におけるドイツ銀行の株価}}$$

失効条件

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付エクイティ報奨、制限付奨励報奨およびエクイティ・アップフロント報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、制限付エクイティ報奨および制限付奨励報奨についてはマイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、LTPAは完全に失効する。

異例の成長があった場合の制限

異例の成長があった場合には（例えば、大規模な投資の売却があった場合）、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。変動報酬項目の支払は、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従ってドイツ連邦金融監督公社により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

ドイツ銀行と株主との一体化を促進するため、取締役は、個人的な資金の一部をドイツ銀行株式に投資しなければならない。この目的のために、取締役は、多数のドイツ銀行株式を有価証券勘定に継続して保有する。当該義務を履行するために、繰延べられた株式を基礎とした報酬の価値の75%を考慮に入れることができる。

2013年度の保有株数は、共同会長については年間基本給の3倍、一般の取締役については年間基本給の2倍相当であった。2014年度に行われた固定報酬の調整およびそれに関連した変動報酬部分の削減により、取締役に対する株式保有ガイドラインの調整が必要となる。2014年度以降、保有株数は、共同会長については年間基本給の2倍、一般の取締役については年間基本給の1倍相当となる。

共同会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間があり、その期間はこの要件が履行されていない。株式保有義務は、共同会長については2016年度から、一般の取締役については2015年度からのみ有効となる。しかし、すべての取締役は、2014年度に当該要件を履行していた。当該要件の遵守は、6月30日と12月31日の半年ごとに検討される。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検討までに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は、繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

取締役会の報酬

原則

取締役の変動報酬の決定に関する監査役会の決議案が、2015年1月末に報酬統制委員会により詳細に議論され、本会議体としての監査役会のために作成された。特に、当行の競合他社との水平的分析ならびにドイツ・コーポレート・ガバナンス法の要件上の垂直的分析における報酬の適切性を見直しに焦点が当てられた。この比較検討において、報酬の適切性は以下の点に関して見直しが行われた。

- 変動報酬に対する固定報酬の比率
- 長期的報酬項目に対する短期的報酬項目の比率
- 繰延報酬項目に対する即時支払報酬の比率
- 失効条件の対象となる報酬項目に対する即時に権利確定する報酬項目の比率

さらに、従業員の平均所得に対する報酬総額の適切性が考慮された。

基本給

2014事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は3,800,000ユーロであり、一般の取締役は2,400,000ユーロであった。

変動報酬

監査役会は報酬統制委員会の提案に基づき、2014事業年度の実績の他、当行の収益への各取締役の貢献を十分に考慮した。この目的のために、当行の収益への個々の貢献は、合意した目標の達成度を基礎として決定され、各取締役ごとに個別に評価された。

報酬総額

取締役は、2014事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、取締役業務について合算で総額35,277,666ユーロ（2013年度：38,496,509ユーロ）を当年度に受け取った。このうち、19,600,000ユーロ（2013年度：10,350,000ユーロ）が基本給、15,677,666ユーロ（2013年度：27,096,509ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）、および0ユーロ（2013年度：1,050,000ユーロ）が業績連動項目（長期奨励なし）であった。

監査役会は、前述の2014年度の報酬を個人別に次のように決定した。

単位：ユーロ	2014年度			2013年度	
	基本給	APA ¹	LTPA ²	報酬総額	報酬総額
Jürgen Fitschen	3,800,000	860,625	2,001,333	6,661,958	7,474,597
Anshuman Jain	3,800,000	860,625	2,001,333	6,661,958	7,474,597
Stefan Krause	2,400,000	688,500	1,264,000	4,352,500	4,676,415
Dr. Stephan Leithner	2,400,000	803,250	1,264,000	4,467,250	4,706,250
Stuart Lewis	2,400,000	765,000	1,264,000	4,429,000	4,671,825
Rainer Neske	2,400,000	688,500	1,264,000	4,352,500	4,821,000
Henry Ritchotte	2,400,000	688,500	1,264,000	4,352,500	4,671,825
合計	19,600,000	5,355,000	10,322,666	35,277,666	38,496,509

1 APAとは、2%のプレミアムを含む年間業績報奨（額）である。

2 LTPAとは、長期業績報奨である。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード(以下「GCGC」という。)に準拠した報酬

GCGC 4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する短期的および長期的な変動報酬が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、2014事業年度に付与された報酬を示している。

GCGCに従って2014年度（および2013年度）に付与された報酬

Jürgen
Fitschen
共同会長

	2014年度 (付与)	2014年度 (目標)	2014年度 (最小)	2014年度 (最大)	2013年度 (付与)	2013年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	2,300,000	2,300,000
付加給付	118,852	118,852	118,852	118,852	236,590	236,590
合計	3,918,852	3,918,852	3,918,852	3,918,852	2,536,590	2,536,590
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,024,597	6,750,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	860,625	1,500,000	0	3,000,000	1,347,930	2,000,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	2,001,333	3,800,000	0	5,700,000	3,526,667	4,600,000
合計	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,174,597	6,900,000
年金勤務費用	648,216	648,216	648,216	648,216	290,457	290,457
報酬総額（GCGC）	7,429,026	9,867,068	4,567,068	13,267,068	8,001,644	9,727,047
報酬総額 ¹	6,661,958	9,100,000	3,800,000	12,500,000	7,474,597	9,200,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	2014年度 (付与)	2014年度 (目標)	2014年度 (最小)	2014年度 (最大)	2013年度 (付与)	2013年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	2,300,000	2,300,000
付加給付	718,914	718,914	718,914	718,914	804,032	804,032
合計	4,518,914	4,518,914	4,518,914	4,518,914	3,104,032	3,104,032
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,024,597	6,750,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	860,625	1,500,000	0	3,000,000	1,347,930	2,000,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	2,001,333	3,800,000	0	5,700,000	3,526,667	4,600,000
合計	2,861,958	5,300,000	0	8,700,000	5,174,597	6,900,000
年金勤務費用	857,192	857,192	857,192	857,192	692,433	692,433
報酬総額（GCGC）	8,238,064	10,676,106	5,376,106	14,076,106	8,971,062	10,696,455
報酬総額 ¹	6,661,958	9,100,000	3,800,000	12,500,000	7,474,597	9,200,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	2014年度 (付与)	2014年度 (目標)	2014年度 (最小)	2014年度 (最大)	2013年度 (付与)	2013年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	124,753	124,753	124,753	124,753	105,609	105,609
合計	2,524,753	2,524,753	2,524,753	2,524,753	1,255,609	1,255,609
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000

複数年年度変動報酬	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,376,415	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	688,500	1,000,000	0	2,000,000	926,415	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,526,415	4,500,000
年金勤務費用	521,887	521,887	521,887	521,887	340,985	340,985
報酬総額（GCGC）	4,999,140	6,446,640	3,046,640	8,646,640	5,123,009	6,096,594
報酬総額 ¹	4,352,500	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,676,415	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Dr. Stephan Leithner					
単位：ユーロ	2014年度（付与）	2014年度（目標）	2014年度（最小）	2014年度（最大）	2013年度（付与）	2013年度（目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	353,552	353,552	353,552	353,552	119,905	119,905
合計	2,753,552	2,753,552	2,753,552	2,753,552	1,269,905	1,269,905
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年年度変動報酬	2,067,250	3,400,000	0	5,600,000	3,406,250	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	803,250	1,000,000	0	2,000,000	956,250	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	2,067,250	3,400,000	0	5,600,000	3,556,250	4,500,000
年金勤務費用	561,694	561,694	561,694	561,694	360,800	360,800
報酬総額（GCGC）	5,382,496	6,715,246	3,315,246	8,915,246	5,186,955	6,130,705
報酬総額 ¹	4,467,250	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,706,250	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Stuart Lewis					
単位：ユーロ	2014年度（付与）	2014年度（目標）	2014年度（最小）	2014年度（最大）	2013年度（付与）	2013年度（目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	84,937	84,937	84,937	84,937	89,844	89,844
合計	2,484,937	2,484,937	2,484,937	2,484,937	1,239,844	1,239,844
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年年度変動報酬	2,029,000	3,400,000	0	5,600,000	3,371,825	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	765,000	1,000,000	0	2,000,000	921,825	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	2,029,000	3,400,000	0	5,600,000	3,521,825	4,500,000
年金勤務費用	551,095	551,095	551,095	551,095	351,335	351,335

報酬総額（GCGC）	5,065,032	6,436,032	3,036,032	8,636,032	5,113,004	6,091,179
報酬総額 ¹	4,429,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,671,825	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Rainer Neske					
単位：ユーロ	2014年度 （付与）	2014年度 （目標）	2014年度 （最小）	2014年度 （最大）	2013年度 （付与）	2013年度 （目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	96,155	96,155	96,155	96,155	104,900	104,900
合計	2,496,155	2,496,155	2,496,155	2,496,155	1,254,900	1,254,900
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,521,000	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	688,500	1,000,000	0	2,000,000	1,071,000	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,671,000	4,500,000
年金勤務費用	539,553	539,553	539,553	539,553	348,352	348,352
報酬総額（GCGC）	4,988,208	6,435,708	3,035,708	8,635,708	5,274,252	6,103,352
報酬総額 ¹	4,352,500	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,821,000	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

	Henry Ritchotte					
単位：ユーロ	2014年度 （付与）	2014年度 （目標）	2014年度 （最小）	2014年度 （最大）	2013年度 （付与）	2013年度 （目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,150,000	1,150,000
付加給付	289,842	289,842	289,842	289,842	132,370	132,370
合計	2,689,842	2,689,842	2,689,842	2,689,842	1,282,370	1,282,370
単年度変動報酬	0	0	0	0	150,000	150,000
このうち						
即時支払（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
複数年度変動報酬	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,371,825	4,350,000
このうち						
エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）	0	0	0	0	150,000	150,000
制限付奨励報奨（APA）	688,500	1,000,000	0	2,000,000	921,825	1,200,000
制限付エクイティ報奨（LTPA）	1,264,000	2,400,000	0	3,600,000	2,300,000	3,000,000
合計	1,952,500	3,400,000	0	5,600,000	3,521,825	4,500,000
年金勤務費用	530,086	530,086	530,086	530,086	344,689	344,689
報酬総額（GCGC）	5,172,428	6,619,928	3,219,928	8,819,928	5,148,884	6,127,059
報酬総額 ¹	4,352,500	5,800,000	2,400,000	8,000,000	4,671,825	5,650,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く

以下の表は、2014年度に支払われた金額を示している。

GCGCに従って2014年度（および2013年度）に支払われた金額

	Jürgen Fitschen 共同会長		Anshuman Jain 共同会長		Stefan Krause		Dr.Stephan Leithner	
単位：ユーロ	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
固定報酬（基本給）	3,800,000	2,300,000	3,800,000	2,300,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000
付加給付	118,852	236,590	718,914	804,032	124,753	105,609	353,552	119,905
合計	3,918,852	2,536,590	4,518,914	3,104,032	2,524,753	1,255,609	2,753,552	1,269,905
単年度変動報酬	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
このうち即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
複数年年度変動報酬	420,542	1,642,906	829,761	4,425,616	446,444	2,017,466	0	0
このうちエクイティ・アップフロント報酬：	420,542	0	829,761	0	446,444	0	0	0
2010年度のEUA（2014年度まで）								
このうち制限付奨励報酬：								
2011年度のRIA（2016年度まで）	0	356,221	0	1,051,846	0	356,221	0	0
2010年度のRIA（2015年度まで）	0	199,943	0	1,091,853	0	212,257	0	0
2009年度のRIA（2013年度まで）	0	68,480	0	234,988	0	91,306	0	0
このうち制限付エクイティ報酬：								
2009年度のREA（2013年度まで）	0	1,018,262	0	2,046,929	0	1,357,682	0	0
合計	420,542	1,792,906	829,761	4,575,616	446,444	2,167,466	0	150,000
年金勤務費用	648,216	290,457	857,192	692,433	521,887	340,985	561,964	360,800
報酬総額（GCGC）	4,987,610	4,619,953	6,205,867	8,372,081	3,493,084	3,764,060	3,315,246	1,780,705

単位：ユーロ	Stuart Lewis		Rainer Neske		Henry Ritchotte	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
固定報酬（基本給）	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000
付加給付	84,937	89,844	96,155	104,900	289,842	132,370
合計	2,484,937	1,239,844	2,496,155	1,254,900	2,689,842	1,282,370
単年度変動報酬	0	150,000	0	150,000	0	150,000
このうち即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000
複数年度変動報酬	0	0	433,493	1,649,063	0	0
このうちエクイティ・アップフロント報奨：						
2010年度のEUA（2014年度まで）	0	0	433,493	0	0	0
このうち制限付奨励報奨：						
2011年度のRIA（2016年度まで）	0	0	0	356,221	0	0
2010年度のRIA（2015年度まで）	0	0	0	206,100	0	0
2009年度のRIA（2013年度まで）	0	0	0	68,480	0	0
このうち制限付エクイティ報奨：						
2009年度のREA（2013年度まで）	0	0	0	1,018,262	0	0
合計	0	150,000	433,493	1,799,063	0	150,000
年金勤務費用	551,095	351,335	539,553	348,352	530,086	344,689
報酬総額（GCGC）	3,036,032	1,741,179	3,469,201	3,402,315	3,219,928	1,777,059

2014年度において、監査役会は、すべての取締役に対して、非失効および／または2014年8月に支払いの対象になっていた繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2014年8月に支払われていない（あるいは株式を基礎とする項目の場合は、交付されていない）報酬項目は含まれていない。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2014事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額31,709,671ユーロ（2013年度：36,890,500ユーロ）を受け取った。このうち、19,600,000ユーロ（2013年度：10,350,000ユーロ）が基本給、1,787,005ユーロ（2013年度：1,593,250ユーロ）が付加給付、10,322,666ユーロ（2013年度：23,897,250ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）、および0ユーロ（2013年度：1,050,000ユーロ）が業績連動項目（長期奨励なし）であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2014年度および2013年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付および年金給付に係る勤務費用を含む。）を受領した。

[次へ](#)

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	Jürgen Fitschen 共同会長		Anshuman Jain 共同会長		Stefan Krause		Dr.Stephan Leithner	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励なし								
即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	624,644	0	2,378,687	0	659,784	0	0
株式を基礎とする								
エクイティ・アップフロント報奨	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000
制限付エクイティ報奨	2,001,333	3,526,667	2,001,333	3,526,667	1,264,000	2,300,000	1,264,000	2,300,000
業績非連動項目								
基本給	3,800,000	2,300,000	3,800,000	2,300,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000
給付								
業績非連動項目								
付加給付	118,852	236,590	718,914	804,032	124,753	105,609	353,552	119,905
年金勤務費用	648,216	290,457	857,192	692,433	521,887	340,985	561,694	360,800
総額（勤務費用を除く。）	5,920,185	6,987,901	6,520,247	9,309,386	3,788,753	4,515,393	4,017,552	3,869,905
総額（勤務費用を含む。）	6,568,401	7,278,358	7,377,439	10,001,819	4,310,640	4,856,378	4,579,246	4,230,705

単位：ユーロ	Stuart Lewis		Rainer Neske		Henry Ritchotte		総額	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励なし								
即時支払	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	1,050,000
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	630,801	0	0	0	4,293,916
株式を基礎とする								
エクイティ・アップフロント報奨	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0	1,050,000
制限付エクイティ報奨	1,264,000	2,300,000	1,264,000	2,300,000	1,264,000	2,300,000	10,322,666	18,553,334
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000	2,400,000	1,150,000	19,600,000	10,350,000
給付								
業績非連動項目								
付加給付	84,937	89,844	96,155	104,900	289,842	132,370	1,787,005	1,593,250
年金勤務費用	551,095	351,355	539,553	348,352	530,086	344,689	4,209,723	2,729,051
総額（勤務費用を除く。）	3,748,937	3,839,844	3,760,155	4,485,701	3,953,842	3,882,370	31,709,671	36,890,500
総額（勤務費用を含む。）	4,300,032	4,191,179	4,299,708	4,834,053	4,483,928	4,227,059	35,919,394	39,619,551

2014年度において、監査役会は、すべての取締役に対して、非失効の対象または2014年8月に権利確定予定の繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2014年8月に支払われていない制限付奨励報奨は含まれていない。

2013年度について上記の報酬総額は、2009事業年度に関して2010年度に付与された制限付奨励報奨の第3トランシェの総額463,254ユーロ、2010事業年度に関して2011年度に付与された制限付奨励報奨の第2トランシェの総額1,710,153ユーロ、および2011事業年度に関して2012年度に付与された制限付奨励報奨の第1トランシェの総額2,120,509ユーロが含まれている。

株式報奨

各取締役に対して2014年度に関して2015年度に付与された制限付エクイティ報奨（REA）の形の株式報奨の数は、それぞれのユーロ建ての報奨額を27.108ユーロ（2015年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均（前年度：2014年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均は35.4385ユーロ））で割ることにより算定された。その結果、付与された株式報奨の数は以下のとおりであった（四捨五入）。

ユニット	年度	エクイティ・ アップフロント報奨 （保有期間あり）	制限付
			エクイティ報奨 （繰延および 追加保有期間あり）
Jürgen Fitschen	2014年度	0	73,828
	2013年度	4,233	99,515
Anshuman Jain	2014年度	0	73,828
	2013年度	4,233	99,515
Stefan Krause	2014年度	0	46,628
	2013年度	4,233	64,901
Dr. Stephan Leithner	2014年度	0	46,628
	2013年度	4,233	64,901
Stuart Lewis	2014年度	0	46,628
	2013年度	4,233	64,901
Rainer Neske	2014年度	0	46,628
	2013年度	4,233	64,901
Henry Ritchoffe	2014年度	0	46,628
	2013年度	4,233	64,901

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

年金および移行給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

2013年度まで（2013年度を含む）、この年次拠出額は、所定の上限額までの各取締役の基本給および賞与総額に個々の拠出率を適用して計算され、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均6%の利率により、前払利息が発生した。61歳から退任までは、年金勘定の2013年度まで（2013年度を含む）行われた拠出部分に年6%の利息が付与される。

報酬制度の再設計の一環として、年金の契約内容が変更され2014年1月に効力が生じた。それによって、取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受けとる。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の2014年度以降に行われた拠出部分に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常的事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

当行からの退職に伴い、Dr. Ackermannは、2014年度に移行報酬を受け取る権利が与えられた。契約上合意された一時払の移行報酬は、2,750,000ユーロであった。

以下の表は、2014年度および2013年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2014年12月31日および2013年12月31日現在の各取締役の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役	年間拠出額 ¹ （各年度）	利息 （各年度）	勘定残高 （各年度）	勤務費用 （各年度）	確定給付制度債務
					の現在価値 （年度末）

単位：ユーロ	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
Jürgen Fitschen	650,000	230,000	65,351	48,633	1,804,524	1,089,173	648,216	290,457	1,935,819	1,442,337
Anshuman Jain	903,500	690,000	0	0	2,016,125	1,112,625	857,192	692,433	1,884,104	1,129,633
Stefan Krause	536,000	327,750	0	0	3,522,137	2,986,137	521,887	340,985	3,336,863	3,036,880
Dr. Stephan Leithner	620,000	396,750	0	0	1,258,250	638,250	561,694	360,800	1,128,360	586,293
Stuart Lewis	600,000	379,500	0	0	1,210,938	610,938	551,095	351,335	1,103,545	571,042
Rainer Neske	576,000	362,250	0	0	3,372,865	2,796,865	539,553	348,352	3,068,819	2,628,520
Henry Ritchotte	556,000	345,000	0	0	1,112,313	556,313	530,086	344,689	1,053,970	561,276

1 年齢的要因を含む。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消しまたは解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、2年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、3年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

前述の退職金は監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。原則として、退職金は2回に分けて支給される。2回目の支給は権利が確定するまで一定の失効条件の対象となる。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役	費用計上額			
	株式を基礎とする報酬項目		現金を基礎とする報酬項目	
	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度
単位：ユーロ				
Jürgen Fitschen	734,201	1,196,942	1,278,486	1,117,213
Anshuman Jain	707,318	3,152,852	2,140,366	2,693,501
Stefan Krause	464,263	1,107,799	946,856	919,828
Dr. Stephan Leithner	496,929	103,399	500,137	172,939
Stuart Lewis	447,126	103,399	487,735	172,939
Rainer Neske	487,657	1,103,157	996,551	916,694
Henry Ritchotte	484,343	103,399	487,735	172,939

取締役会の株式所有状況

2015年2月21日および2014年2月21日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

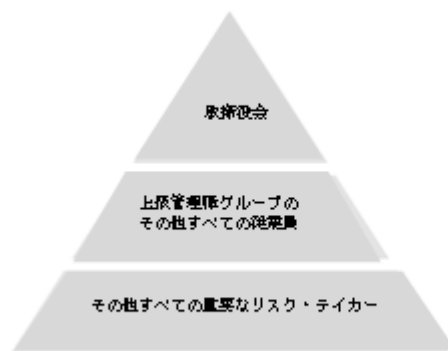
取締役	株式数	
Jürgen Fitschen	2015年度	262,166
	2014年度	205,173
Anshuman Jain	2015年度	786,188
	2014年度	615,276
Stefan Krause	2015年度	35,065
	2014年度	27,442
Dr. Stephan Leithner	2015年度	85,736
	2014年度	57,488
Stuart Lewis	2015年度	51,347
	2014年度	32,530
Rainer Neske	2015年度	100,777
	2014年度	95,533
Henry Ritchotte	2015年度	234,996
	2014年度	166,526
Christian Sewing	2015年度	30,488
合計	2015年度	1,586,763
	2014年度	1,199,968

現取締役は2015年2月21日現在、合計1,586,763株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.12%に相当していた。

以下の表は、2014年2月21日および2015年2月21日の各日現在において取締役が保有していた株式報酬の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報酬の数を示している。

取締役	2014年2月21日 現在の残高	付与数	交付数	失効数	2015年2月21日 現在の残高
Jürgen Fitschen	206,872	87,642	0	0	294,514
Anshuman Jain	368,930	95,502	0	0	464,432
Stefan Krause	158,565	56,801	0	0	215,366
Dr. Stephan Leithner	187,181	59,914	50,888	0	196,207
Stuart Lewis	125,128	55,688	18,506	0	162,310
Rainer Neske	158,010	56,774	0	0	214,784
Henry Ritchotte	158,960	58,709	33,706	0	183,963

重要なリスク・テイク



当行は、InstitutsVergVに従い、その業務が当グループのリスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと思われる全従業員を識別しなければならない。重要なリスク・テイク（以下「MRT」という。）を適切に識別し、その後適切な報酬構造を構築することは、不適切なリスク負担を誘引しないために不可欠である。欧州銀行監督局の規制技術基準（以下「EBA RTS」という。）は、InstitutsVergVに採択されており、2014年6月に発効した。RTSは、MRTを識別するための規範的で定量的および定性的な基準の概要を示している。

新規要件との整合を促進するために、2014年度のMRTの識別プロセスは、EBA RTSに規定された定性的および定量的基準、ならびに、専門業務が当行のリスク・プロファイルに重要な影響を与える追加的な従業員区分を識別するために当行で作成された内部基準の組み合わせに基づいて行われた。

2014業績年度に関しては、全世界で47の国にわたり2,903人の従業員がMRTと識別された。これは、1,295人が識別された2013年度と比較して124%増に相当する。過去の年度における当行のMRTの人数は、多くの主要な競合他社と比較して、絶対数からも総従業員数に対する割合からも非常に多かった。しかしながら、EBA RTSの適用により、その目的通りにより均等になると見込まれている。

重要なリスク・テイクに関する報酬構造

重要なリスク・テイクは、VCの少なくとも40%から60%は繰延べられなければならないという要件を除いては、一般の従業員集団と同じ繰延マトリックスの対象となる。MRTのVCが当グループのグローバル繰延マトリックスにおいて少なくとも40%の繰延とならない場合（ただし、変動報酬が50,000ユーロを超える場合）、規制上の義務の履行を確保するために、当該マトリックスは無効化される。しかし平均して、MRTは、最低40%から60%とする規制要件を超える繰延率の対象となっている。

すべてのMRTは、その繰延変動報酬の50%を制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）の形で、通常は残りの50%を制限付奨励報奨（以下「RIA」という。）の形で受け取る。ドイチェAWMの少数のMRTは、RIAの一部を従業員投資制度（EIP）報奨の形で受け取った。これは、事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨であり、EIPに基づく繰延および失効規定は、RIAと同じである。当該従業員はなお、規制要件に従い、繰延報奨の50%を株式で（REAとして）受け取った。

各REAトランシェの権利確定時に（または上級管理職グループについては4.5年の権利確定期間の終了時に）、さらに最低6ヶ月の保有期間が適用され、その間は従業員は株式を売却することが認められない。方針／規制違反および収益減損失効規定に基づき、または保有期間中に正当解雇の対象となった場合には、従業員のREAは失効する可能性がある。

繰延報奨に加えて、アップフロント報奨の50%（繰延項目計算後の残余分）はまた、エクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で株式で付与される。株式報奨は、最低6ヶ月の保有期間（株式が売却できない期間）の対象となっている。報奨の繰延部分へのEUAの追加は、平均して、MRTが2014年度のVCの15%未満を即時現金支払（すなわち、85%超の平均繰延率）で受領するということを意味する。EUAは、保有期間中は方針／規制違反および収益減損失効規定の対象となり、従業員が当グループを自主退職した場合または正当解雇された場合のいずれでもまた失効する。

すべての繰延報奨およびEUAは、方針／規制違反または収益減損失効発生時に失効の対象となる。さらに、すべての繰延報奨は、各部門および／またはグループ全体の業績と連動した失効規定の対象となる。

業績および失効規定の要約についてはグループ報酬の概要および開示の項の「事後リスク調整」を参照のこと。

InstitutsVergV第16条に従った報酬の開示

InstitutsVergV第16条は、規制（EU）第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）第450条が単独で機関に関する開示義務を決定すると規定している。CRR第450条は新たな開示要件を導入しており、以下の表はそれに基づいて作成されている。

報酬総額

上記のとおり、当行はInstitutsVergVの要件に従い重要なリスク・テイカーを識別するため、構造化された包括的なアプローチを構築、改善および実行した。当該従業員集団に対する報酬の構成項目全体の詳細は以下の表に示されている。表中の「変動報酬」には、変動報酬およびその他の裁量による報酬が含まれている。この変動報酬は、変動報酬に対する固定報酬の比率に用いられている。

すべての取締役およびInstitutsVergV第1条および第17条による他の重要な当グループの子会社の取締役は、Geschäftsleiter欄に記載されている。非業務執行役員および監査役は隣の列に含まれている。非業務執行役員および監査役の報酬情報は報告されていない。その報酬（固定フィー / 費用に限定される）は、SECCの権限または管理の対象ではない。

	2014年度							
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) ¹	CB&S	PBC	GTB	ドイチェ AWM	Geschäftsleiter (重要な機関)	非執行および 監査役会 (重要な機関)	NCOU	グループ 合計
従業員数	2,057	108	141	388	76	67	67	2,903
このうち								
上級管理職グループ	58	15	13	21	25	0	7	139
その他の重要なリスク・テイク	1,998	93	128	367	51	67	60	2,764
報酬総額	2,072	98	120	381	109	N/A	74	2,854
このうち								
固定報酬 ²	980	50	55	169	54	N/A	38	1,347
変動報酬 ³	1,092	48	65	212	55	N/A	36	1,508
変動報酬	1,092	48	65	212	55	N/A	36	1,508
このうち								
現金	553	24	32	108	25	N/A	19	761
株式	539	24	32	102	30	N/A	17	745
株式連動商品	0	0	0	0	0	N/A	0	0
その他の種類の商品	0	0	0	2	0	N/A	0	2
未払いの繰延変動報酬	2,049	81	94	296	167	N/A	73	2,760
このうち								
権利確定報奨	12	0	0	0	12	N/A	0	25
権利未確定報奨	2,037	81	94	296	154	N/A	73	2,735
退職金 ⁴	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4
受益者数	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6

N/A - 意味なし

1 ポストバンクを除く。

2 固定報酬は、基本給、追加的固定給付および地域に関連する地域手当の合計として定義されている。

3 変動報酬は、VCおよびその他の裁量による報酬の合計として定義されている。

4 退職金は、受領者が少数人数であるため従業員の秘密保持の目的で、当グループの合算が開示されている。

表のすべての数値には、当行の費用配分基準に従ったインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。

サインオン報奨は、優れた新規雇用者に対する一時的な支払いであり、変動報酬に対する固定報酬の最大比率に合わせて入社した年度の変動報酬として含められる。そのため、上記の表において、サインオン報奨は変動報酬に含まれている。2014年度には、6.09百万ユーロのサインオン報奨が合計15人のMRTに付与された。

裁量的な退職金は、在職中における当行の成功に対する個々の個人的な貢献の持続的なコミットメントに基づき決定されなければならないことに当行は留意している。2014年度における単一の最高報償額は3.01百万ユーロであった。

2014年度中に、7人のMRTの報奨が正当解雇または方針 / 規制違反もしくは収益減損の発覚により失効規定の対象となった。失効総額（付与時の報奨額に基づく）は2.75百万ユーロであった。2014年度末現在、1人の従業員が当行の委員会で審査中であり、調査中のため権利確定および繰延報奨の支給の差し止めの対象となっている。

高所得者の報酬

CRR第450条により、当行は1百万ユーロ以上の報酬を受ける従業員の人数を開示することを要求されている。その情報は、下記の通りである。

	2014年度
	従業員数
報酬総額 ¹	
1,000,000以上1,499,999以下	391
1,500,000以上1,999,999以下	168
2,000,000以上2,499,999以下	85
2,500,000以上2,999,999以下	56
3,000,000以上3,499,999以下	35
3,500,000以上3,999,999以下	25
4,000,000以上4,499,999以下	19
4,500,000以上4,999,999以下	8
5,000,000以上5,999,999以下	15
6,000,000以上6,999,999以下	7
7,000,000以上7,999,999以下	5
8,000,000以上8,999,999以下	2

1 報酬総額は固定報酬（基本給 + AFPS + 地域に関連する地域手当）と変動報酬（VC + その他の裁量による報酬）の合計として定義されている。

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2014年5月22日の年次株主総会で決議され、2014年7月17日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

2014年12月31日現在

単位：ユーロ

委員会¹

	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会 ²	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会 ³	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000

1 委員は、財務報告書の補足情報に記載されている。

2 2014年7月16日まで任命委員会の職務に対して、追加の報酬は支払われていない。

3 2014年7月16日まで公正委員会の職務に対して、追加の年間固定報酬が支払われ、委員長が100,000ユーロ、委員が50,000ユーロであった。

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、案分して（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ／切下げて）支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2014事業年度の監査役報酬

各監査役は2014事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2014事業年度報酬		2013事業年度報酬	
	2015年2月に		2014年2月に	
単位：ユーロ	固定	支払	固定	支払
Dr. Paul Achleitner	818,548	613,911	645,833	484,374
Karin Ruck ¹	0	0	125,000	125,000
Alfred Herling	272,849	204,637	187,500	140,625
Wolfgang Böhr ¹	0	0	41,667	41,667
Frank Bsirske	222,849	167,137	95,833	71,874
John Cryan	400,000	300,000	233,333	174,999
Dina Dublon	200,000	150,000	33,333	24,999
Dr. Karl-Gerhard Eick ¹	0	0	125,000	125,000
Katherine Garrett-Cox	100,000	75,000	100,000	75,000
Timo Heider	172,849	129,637	87,500	65,625
Sabine Irrgang	172,849	129,637	87,500	65,625
Prof. Dr. Henning Kagermann	222,849	167,137	200,000	150,000
Martina Klee	172,849	129,637	129,167	96,875
Suzanne Labarge ²	100,000	100,000	200,000	150,000
Peter Löscher	172,849	129,637	129,167	96,875
Henriette Mark	200,000	150,000	200,000	150,000
Louise Parent ³	91,667	68,750	0	0

Gabriele Platscher	200,000	150,000	158,333	118,749
Bernd Rose	200,000	150,000	116,667	87,500
Rudolf Stockem	200,000	150,000	158,333	118,749
Stephan Szukalski	100,000	75,000	58,333	43,749
Dr. Johannes Teyssen	122,849	92,137	100,000	75,000
Marlehn Thieme ¹	0	0	83,333	83,333
Georg Thoma	245,669	184,274	116,667	87,500
Tilman Todenhöfer ⁴	0	0	125,000	125,000
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	200,000	150,000	200,000	150,000
Stefan Viertel ¹	0	0	41,667	41,667
Renate Voigt ¹	0	0	41,667	41,667
Werner Wenning ¹	0	0	41,667	41,667
合計	4,588,710	3,466,532	3,862,500	3,053,119

1 2013年5月23日退任。

2 2014年6月30日退任。

3 2014年7月1日就任。

4 2013年10月31日退任。

2015年2月に明細を提出した後、2014事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、25.676ユーロ（2015年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2014年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2014年度（2013年度）の報酬の一部として監査役について2015年（2014年）2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）および監査役就任中に累積した仮想株式数を示している。

	仮想株式数			
監査役	2014年度の報酬 の一部として	2013年度の報酬 の一部として	2015年2月に支払 ²	
	2015年2月に転換	2014年2月に転換	合計（累積）	単位：ユーロ
Dr. Paul Achleitner	7,969.976	4,370.945	12,340.921	0
Alfred Herling	2,656.659	1,268.948	3,925.607	0
Frank Bsirske	2,169.823	648.592	2,818.415	0
John Cryan	3,894.688	1,579.180	5,473.868	0
Dina Dublon	1,947.344	225.597	2,172.941	0
Katherine Garrett-Cox	973.672	676.791	1,650.463	0
Timo Heider	1,682.987	592.193	2,275.180	0
Sabine Irrgang	1,682.987	592.193	2,275.180	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	2,169.823	1,353.583	3,523.406	0
Martina Klee	1,682.987	874.189	2,557.176	0
Suzanne Labarge ¹	0	1,353.583	1,353.583	34,755
Peter Löscher	1,682.987	874.189	2,557.176	0
Henriette Mark	1,947.344	1,353.583	3,300.927	0
Louise Parent	892.533	0	892.533	0
Gabriele Platscher	1,947.344	1,071.586	3,018.930	0
Bernd Rose	1,947.344	789.590	2,736.934	0
Rudolf Stockem	1,947.344	1,071.586	3,018.930	0
Stephan Szukalski	973.672	394.795	1,368.467	0
Dr. Johannes Teyssen	1,196.151	676.791	1,872.942	0
Georg Thoma	2,392.301	789.590	3,181.891	0
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	1,947.344	1,353.583	3,300.927	0

合計	43,705.305	21,911.123	65,616.428	34,755
----	------------	------------	------------	--------

1 2014年6月30日、監査役会を退任。

2 2015年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価25.676ユーロに基づく。

従業員より選出された全監査役（Mr. BsirskeおよびMr. Stockemを除く。）は、当行により雇用されている。2014事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.10百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2014年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Achleitnerは無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Achleitnerに対し、当行の利益において当該業務に関して無料でインフラストラクチャーおよび支援サービスを提供している。したがってDr. Achleitnerは、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Achleitnerは、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Achleitnerの監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitnerとの間のこの契約に基づき、2014事業年度において206,000ユーロ（2013年度：185,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、196,271ユーロ（2013年度：137,502ユーロ）の費用が払戻された。

ドイツ銀行の監査役会の会長委員会は、Mr. Thomaが監査役会に任命された時点で存在していたShearman & Sterling LLPとドイツ銀行AG（およびその関係会社）との間のすべての委任事項ならびにドイツ銀行AG（またはその関係会社）がサービスを受けるすべての新しい委任事項を承認した。これらの委任に基づき、約5.0百万ユーロがドイツ銀行グループ会社からShearman & Sterling LLPに対し、2014年1月1日から2014年12月31日の報告期間（2013年度：Mr. Thomaの任命以降2.3百万ユーロ）に支払われた。これには、主幹事会社経由で請求されたかなりの金額が含まれていないため、Shearman & Sterling LLPまたは当行のいずれによっても、当行からShearman & Sterling LLPへの支払として計上されていない。Mr. Thomaは、当該委任事項のいずれにも関与しなかった。Mr. Thomaは、157人のエクイティ・パートナーの一人としての地位を通してのみShearman & Sterling LLPの経済的成功に関与している（2014年12月31日現在）。2014年12月31日をもって、Mr. Thomaは、Shearman & Sterling LLPのエクイティ・パートナーを退任した。

HGB第289a条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

コーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行の以下のウェブサイトに掲載されている。

https://www.deutsche-bank.de/ir/de/content/corporate_governance_reports.htm

[次へ](#)

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（以下「IKSRL」という。）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の共同最高経営責任者および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立している。IKSRLは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下「COSO」という。）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに関与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業機能およびインフラ機能により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに関与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が関与している：財務、グループ技術および運用、リスクならびにグループ税務。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢献する統制責任を、様々な部署が負っている。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、インフラおよび法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。企業および事業担当の専門家は、事業的な観点に法人企業の視点を加え、担当企業の財務報告を承認する。
- 財務 - グループ報告 - 当グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当グループ全体の活動に責任を負う。財務 - グループ報告は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
- 会計方針および助言グループ（以下「APAG」という。） - 国際財務報告基準の当グループによる解釈の展開、およびその当グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。

- グループ評価および事業連携の評価専門家 - 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に関連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価関連事項に関する一本化された対応窓口となる。
- IKSRLの運用はまた、グループ技術および運用、リスクおよびグループ税務からも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。
- グループ技術および運用（以下「GT0」という。） - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。GT0はまた、当グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
 - リスク - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。
 - グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および／または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施。承認された会計方針に準拠して、当グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ。総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認（以下「NPA/NTA」という。）。記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制（対外的および対内的の両方）。システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価（独立価格検証プロセス（以下「IPV」という。）を含む。）。財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務。税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性。裏付け証拠に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- 連結およびその他の期末報告統制。期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の消去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。

- 財務諸表の開示および表示。開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

上記の統制は主にGAAP IFRSに関して実行され、HGBにも同様に適用される。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- 会社相互間の消去。HGB特有の残高について会社相互間の調整および消去。
- 分析的レビュー。支店および親会社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目のレビュー。

内部統制の有効性の測定

当グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、グループ監査部が実施する特定の追加手続により入手した証拠とともに、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2014年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

[次へ](#)

重要な非財務業績指標

以下の項は当グループに適用され、親会社に限定されない。

企業責任

ガバナンスおよび統制の強化、オペレーショナル・エクセレンスの向上、ならびに規制上の新基準への対処は、2014年度において引き続きドイツ銀行の優先事項であった。これらの課題に加えて、当行は銀行の価値を社会に示すことで信頼を獲得すべく尽力している。例えば、教育機会の促進、社会参画または気候変動といったグローバル問題への当行の取組みが挙げられる。

当行の改定された業務行動・倫理規範には、持続性に対する当行のコミットメントが定義されており、それは当行の企業責任の原則の中核である。我々は経済的に成功し、また国際的な競争力を有することが、当行のステークホルダーに対する価値の創造につながると確信している。持続可能な将来を支えるために、我々の行動が環境および社会へ与える影響を考慮すると共に、高い水準の環境および社会基準を当行の事業に適用する。

このコミットメントは戦略2015プラスに沿ったものであり、当行の価値観と信念を反映している。当行のすべてのステークホルダーの多様な視点および変化するニーズに関して、当行はこれらの義務を考慮する。

現在の複雑な環境の中、当行は持続性を念頭に置きながら、ドイツ銀行の中核事業の舵取りをする努力を強化し続けている。当行のアプローチは、より高い透明性、世界のトレンドから生じる機会の模索、潜在的な環境および社会的リスクの管理を中心に構築されている。

当行のコミットメントは、当行の中核事業の範囲を優に超えている。企業市民として、ドイツ銀行は、深刻なグローバルの課題に対処する新しいアイデアを発信できる独自の立場にある。

環境および社会的リスク

環境および社会的（ES）リスクに関するデュー・ディリジェンスが、全ての取引に関して、特に慎重さを要するセクターにおける事業活動について、承認手続きの不可欠な要素としてESリスク・フレームワークにより要求されている。当行は、バンキング・チームに対して、実務慣行全体におけるクライアントとの関与方法を含めた、実務的なガイダンスを提供している。当行はまた、世界遺産またはその周辺での活動に関する立場を確立し、森林破壊を阻止するというコミットメントを再確認した。当行は他の銀行および投資家と共に、炭素資産リスクの管理に向けたアプローチの開発に携わった。当行は、取引レビュー・プロセスを改善し、その適用範囲を拡大するための大規模なITプロジェクトに着手した。

ESリスク・フレームワークに基づきレビューされた取引件数は2014年度も増加し、1,250件（2013年度は721件）に達した。これは、当該リスクに対するバンキング・チームの意識の向上の表れである。

当行の事業におけるガイドラインの適用およびESリスク管理プロセスの強化を支援するには、研修もまた有力な手段である。当行は研修のコンセプトを発展させた。それは持続可能性リスクの意識をさらに高め理解を深めるために、サステナビリティ・デーおよびアース・ウィークならびにビジネス・イベントでのプレゼンテーション等の取り組みを追加した。当該研修は2015年度に世界的に実施される予定である。

アセット・マネジメントにおけるESGの要因

当行は、環境・社会・ガバナンス（ESG）問題を投資プロセスに統合する取組みを継続して進めてきた。この取組みを進展させるため、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントは2014年度にその中心を担うチームを設置した。そのチームは、ESG戦略の実現および部門間の連携、ならびに持続可能な投資分野における能力とコンピテンシーの開発および向上に責任を有する。これは当行のクライアントにとって、可能な限りの長期的な業績を達成するための前提条件であると確信しており、また当行の信託義務の一部であると認識している。

2014年度に当行は、客観性および信頼性を最大限に高める、外部の主要データ提供会社5社から提供されたデータを使用する独自のリサーチ・ツールを開発した。この新たな「ESGエンジン」を使用して、5,000社以上に関する法人のESG活動の一部を最大1,500件スクリーニングすることが可能となる。アクティブ/パッシブ型商品の開発および既存商品に対して過度にESGを高めることが可能なだけでなく、このシステムにより個別の投資家特有のESG基準に合わせた商品を設計する機会が得られる。

2014年度末においてドイツ銀行は、ESG基準に従って投資された資産約54億ユーロを管理していた（2013年度：51億ユーロ）。

環境・社会投資のための資金調達

ドイツ銀行はクリーンエネルギーにおける主要な民間部門融資企業の1つである。2014年度には、ドイツ銀行は978百万ユーロ（2013年度：782.9百万ユーロ）を超える金額を顧客の再生可能エネルギー・プロジェクトに配分した。当行は、合計1,793メガワット（43億ユーロ相当）のプロジェクトに対して助言および融資を行った。

グリーンボンドは、再生可能エネルギー、エネルギーの効率化、浄水等の開発を行う資金を調達するために債券市場を利用することにより、環境および社会に有益なプロジェクトに対して資本を開放する斬新な方法を提供している。ドイツ銀行は、2014年度初めにグリーンボンド原則（当該商品の公正性および透明性に関するフレームワークを規定している。）を公表するにあたり、12社の他の主要金融機関を結び付けた。グリーンボンド原則は、調達した資金が人々および環境に確実に効果をもたらすために、グリーンボンドにより調達した資本の指定、開示、管理および報告に関する要求事項を定めている。

原則が明瞭であることは、前年度から市場が4倍成長する助けとなっている。ドイツ銀行は複数の主要な発行業務で主幹事を務め、それにはKfWの15億ユーロの債券とUnileverが250百万ポンドを調達した最初のグリーンボンドが含まれていた。

カーボン・ニュートラル・オペレーション

ドイツ銀行は2014年度も、エネルギー効率化プロジェクトへ投資し、再生可能電力を利用し、および高水準のオフセット証書を購入および償却して残存する放出量をオフセットすることにより、カーボン・ニュートラルで事業を行った。

社会問題への取組み

世界的な総合銀行として、ドイツ銀行はコミュニティおよび経済が繁栄できるように支援する独自の立場にある。2014年度には合計80.5百万ユーロ（2013年度は78.2百万ユーロ）を投資し、ドイツ銀行および当行の基金は引き続き世界で最も活動的なコーポレート・シチズンであった。昨年は5.8百万人超の人々が当行のプログラムの恩恵を受けている。

当行は、ヨーロッパ、アジア、南アフリカ、およびアメリカの全域で「ボーン・トゥー・ビー」ユース・エンゲージメント・プログラム(Born to Be Youth Engagement Programme)を公開した。このプログラムは、教育および自己啓発の障壁を取り除き、若者が自らの大志を貫くためのスキルを磨き実社会への準備を行うことを奨励することに注力している。2014年度には、世界中で100万人を超える若者たちが、この「ボーン・トゥー・ビー」プログラムに参加した。

当行の社会投資プログラムは、2014年度に1.6百万人の人々の生活に関わってきた。当該プログラムは、コミュニティの発展を介したマイクロファイナンスおよびインパクト投資、恵まれない人々を支援するための企業の取り組みの構築など多岐にわたっている。マイクロファイナンスにおけるパイオニアならびに今後の方向性を示す指導者として、当行は51ヶ国で130超のマイクロファイナンス機関に約330百万米ドルを融資し、1997年以降に約3.9百万件（18億米ドル相当）の小口融資を提供してきた。そして、専門的スキルを活かして社会的企業を支援する当行の従業員は年々増加している。

将来の課題に対処するためには先進的な思考および革新が要求される。世界の巨大都市の問題に取り組むアルフレート・ヘルハウゼン協会(Alfred Herrhausen Society)のアーバン・エイジ(Urban Age)会議は今年で10年目を迎え、その参加者は5,000人を越えた。「ランドマーク・イン・ザ・ランド・オブ・アイディア(Landmarks in the Land of Ideas)」コンペティションは2006年の創設以来、ドイツの都市部および農村部の開発を促進する2,700件以上の革新的なコンセプトを支持してきた。

名高い文化機関と当行との戦略的パートナーシップは、より多くの人々が芸術と音楽に触れる機会を増やし、若き才能に活躍の舞台を提供している。2014年に25周年を記念した当行とベルリン・フィルハーモニーとのパートナーシップは、独自のデジタル・コンサート・ホールを実現させただけでなく、2002年以降に「エデュケーション・プログラム(Education Programme)」に参加した37,000人以上の若者を感化した。さらに当行は、35年以上にわたり世界中900ヶ所において、展示会および目的を絞った教育プログラムならびにパートナーシップを通じて、現代アートに触れる機会を提供してきた。2014年度には、合計3百万人以上の人々が、当行の芸術および音楽プログラムに参加した。

最後に強調すべきは、2014年度には世界で約17,000人（全世界の従業員の21%）の従業員が、190,000時間を越える自らの時間、スキルおよび専門知識をボランティア活動に捧げ、当行の取り組みの影響力を最大限に高めると共に、当行およびその従業員が業績の文化と責任の文化をどのように融合しているかを実証した。

戦略的ヒューマン・リソースに関するアジェンダ

人材を優先することは当行の戦略を強力に支援する

人材は、当行にとって最も貴重な資産である。ドイツ銀行では、145ヶ国からの正規職員98,000名が在職しており、顧客重視の世界的な有数のユニバーサル・バンクを目指す当行のビジョンを達成する上で、人材が極めて重要な役割を担っている。世界的に競争が激化する中で、才能ある人材を惹きつけ定着させ続けることは、ドイツ銀行にとってこれまでにないほど重要になっている。当行は、金融セクターにおける世界的に魅力的な雇用主となることを目指しており、戦略的ヒューマン・リソース(HR)に関するアジェンダを通じ、企業文化変化の実施、ダイバーシティおよびインクルージョンにおける差別化をはかること、報酬構造の見直し、ならびに強固なリーダーシップの育成および才能ある人材の管理を行うことで、その目標を達成しようとしている。

企業文化変化

主要プロセスに従業員を参加させ、企業文化を取り入れること

ドイツ銀行は、企業文化を戦略2015年プラス達成の鍵となる5つの方策のひとつとすることで、投資家に向けて明確なメッセージを発信している。共通の価値観および信念の上に築かれた強力な企業文化は、当行の長期的な成功に必要な不可欠である。規制および経済的環境が変化する中で、企業文化は行動および意思決定の指標となり、当行が顧客および社会全体に利益をもたらすような正しい行動を選択する助けとなる。ドイツ銀行は、その価値観および信念を、リクルート、面接、入社のプロセスだけでなく、従業員のドイツ銀行におけるキャリア・サイクル全体を通じた育成活動においても取り入れている。

2014年度に、当行は業績管理プロセスを変更した。現在では価値観および信念の遵守は、個人の業績評価の50%を占め、昇進決定の判断要素となっている。また、報酬の要素の一部は、正しい行動を促し、報酬を与え、支援することおよび誤った行動を罰することに割り当てられた。これには、ドイツ銀行の価値観に関する主要マトリックスを取締役会および全部門の従業員の年度末報酬のプロセスに追加すること、規律慣行に対する世界的な実務アプローチを開発すること、ならびに懲戒、警告および業績管理プロセスを、規律上のプロセスおよび年度末レビューのプロセスと整合させることが含まれる。

当行の価値観を示しつつ優れた業績を達成した従業員を表彰するため、ドイツ銀行は、2014年度に共同CEOをスポンサーとして「リビング・ザ・バリュー」賞の授与を開始した。世界中からシニア・マネージャーによる推薦が100件近くあり、10チームの受賞が発表された。

従業員調査

調査結果は2015年度の当行のアクションに引き続き影響する

1999年度より、ドイツ銀行は定期的に従業員調査を行い、当行の企業文化およびその他の主要な指標に対する従業員の意見およびコミットメントを評価してきた。当行は2014年度に従業員調査の内容を更新し、当行の価値観および信念を反映し、OpExの適用を評価できるようにした。

2014年度には、全従業員の58%の60,000名以上の従業員が従業員調査に回答し、ポストバンクも初めて回答に参加した。2年前の調査以降、従業員は厳しい市場環境や株価変動の困難を経験してきた。そのような状況にもかかわらず、従業員は前回調査で、当行は企業文化の構築および強化に関して、引き続き取り組むべき点が多いものの進歩していると回答した。

回答者の82%が当行の価値観および信念を認知しているものの、当行の価値観を実践することが戦略2015プラスの達成にプラスの影響を与えるだろうと考えているのは50%未満にとどまった。他方、35%が行動に変化が起きたと回答した。

上述のコミットメント水準（2012年度の73%から66%に下落）は、金融サービスのベンチマークと同水準であり、従業員は自身のスキルおよび能力をより活用できると感じると回答した（2012年度の64%から68%に上昇）。しかし、他者にドイツ銀行を勧めたいと考える従業員は減少しており、組織への誇りが低下したことを示している。

当行の価値観に関する質問や、価値観をどのように実感するかという質問を含めることで、貴重な意見が得られた。従業員は、経験した変化のうち、リスクのバランスを取ることで、企業家精神の尊重、リスクの認識、顧客の信頼の獲得、ダイバーシティの尊重およびプロセスの改善などは評価する一方で、改善すべき点はまだあると回答した。この調査により、当行は引き続き、従業員に分かりやすい形で、個々のパフォーマンスとその結果を連動させ、従業員がより創造的に考えられる時間を許容する必要があると判明した。多くの従業員が業務の遂行に必要な人材を十分に確保することが困難だとも感じている。当行はこのことを、当行の企業文化変化の一環として、われわれの事業および人材活用を必要に応じてさらに変化および適応させていく必要があると受け取っている。

調査結果は2014年6月に公表された。そのフィードバックは明らかで、当行は有言実行に努め、従業員の誇りを取り戻す必要があるというものであった。それ以降、全部門が調査結果に対するフォローアップを優先し、実践してきた。例えば、ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（ドイツAWM）は、部門間協力の手続きを強化し、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は業務提供、地域的な拠点および顧客のポートフォリオの定期的なレビューを実施して長期的に持続可能な業績を確保できるようにし、グループ技術および運用はシリコンバレー、ロンドンおよびベルリンにイノベーション・ラボを設置した。

ダイバーシティおよびインクルージョンにおける差別化をはかる

リーダーシップを要するポジションにおける女性の増加

ドイツ銀行は、多様性のある受容的な組織の価値を認識している。当行は、人口構成の変化によって表される機会および課題を積極的に受け入れている。しかし、多様性を持つチームが十分に能力を発揮できるのは、信頼および尊重の上に築かれたオープンな職場環境においてのみである。よって当行は、管理職に向けて、インクルーシブ・リーダーシップのプラスの影響に対する認識を広めている。この目的のため、管理職向けのダイバーシティ目標を策定することで、確実に、多様な才能に投資し、ダイバーシティに対する認識およびインクルーシブ・リーダーシップを広めることができたようにした。

2014年度に、当行は上層部のリーダーたちがより参加しやすいように、ドイツのより多くの地域で「無意識の偏見を管理する(Managing Unconscious Bias)」ワークショップを開催した。ドイツ銀行は、新たな焦点のグローバル・エラーニング・プログラム「優れた精神は、同じように考えない。異なる視点のパワー（Great Minds Don't Think Alike - The power of different perspectives）」を更新した。6,000名以上の従業員がすでにこのエラーニング・プログラムに参加している。

リーダーシップを要するポジションにいる女性の割合（2014年度：19.4%、2013年度：18.7%）および女性責任者の割合（2014年度：31.7%、2013年度：31.1%）は上昇した。2014年度に、当行はGECに2名の女性幹部を採用し、両者ともに豊富な経験を新たなポジションに活かし、上級管理職に多様な観点を補完している。

さらに、リーダーシップを要するポジションにいる女性を支援するプログラムも引き続き成功を収めた。2009年の開始以来、42名の女性が、アワードを獲得している、女性マネージング・ディレクターのためのアカンパリッシュト・トップ・リーダーズ・アドバンスメント・ストラテジー(ATLAS)プログラムに参加している。現在も活動中のプログラム卒業者の56%が少なくとも1度昇進しており、13名が現在では世界的または地域的な事業執行委員会のメンバーとなっている。2014年6月、37名

の女性ディレクターが、INSEADビジネス・スクールで第5回ドイツ銀行の女性ディレクターのためのウーマン・グローバル・リーダーズ・プログラムに参加した。

ドイツ銀行は、他のDAX（ドイツ株価指数）企業と共に、2011年度にコミットメントにサインし、全世界の適用法令に従って、2018年度末までに、女性上級管理職（マネージング・ディレクターおよびディレクター・レベル）の割合を25%まで、また女性責任者の割合を35%まで増加させることを約束した。全体的なダイバーシティおよびインクルージョン戦略に沿って、また当該コミットメントによる支援を受けて、当行は監査役会および上級管理職レベルにさらに多くの女性マネージャーを採用した。2010年以降、女性マネージング・ディレクターおよびディレクターの数は260名（17%）増加し、女性責任者は2,200名（18%）増加した。Tier 1からTier 3の子会社の監査役会およびリージョナル・アドバイザリー・ボードの女性の人数を増加させる目的で、「ウーマン・オン・ボード」イニシアチブが設立された。2014年度にリージョナル・アドバイザリー・ボードの女性割合は8.5%に増加し、2011年度のイニシアチブ開始時に比べて2倍となったものの、監査役会における増加は見られなかった。

当行は毎年、グローバル・ダイバーシティ・ウィークを開催しており、2014年度の焦点は「インクルージョンの文化」を作るであった。2011年度にはわずか6,000名だった従業員の参加者は、2014年度には大幅に増加して20,000名となり、1週間にわたり世界中で250ものイベントに参加した。

強固なリーダーシップおよび能力管理の育成

改善された人材プロセスは、キャリアを通じて従業員に関与し支援する。

従業員に刺激を与え関与していくリーダーとしての役割はこれまでにないほど重要になってきている。2014年度に、当行は、リーダーシップ能力を強化し、キャリア・モビリティ、後継者選びおよび開発活動を支援するため、上層部のリーダーシップ形成に関する新たなフレームワークを開発した。2014年度に、69名の上層部のリーダーが当プロセスに参加した。現在および将来の従業員の雇用継続可能性に重要なリスクがあると規制当局がみなしていることが非常に重要になってきているため、当行は重要なリスク・テイクを優先している。

上層部の配属は本部で調整されている。このプロセスは、後継者選びのアプローチと密接に関連しており、部門間モビリティ、キャリア開発、重要な才能の定着および女性リーダーシップの大きな発展を支援するものである。この目的のため、内部配属の50%は部門間異動であり、約63%の内部候補者は当行の後継者選びからの人材である。さらに、上層部のリーダーシップ・グループの配属のうち25%は女性マネージング・ディレクターであり、当行の最上層部の管理者ポジションにおけるジェンダー・ダイバーシティにプラスの影響を与えている。

適材適所な人材の配置

ドイツ銀行の文化を実践できる従業員を惹きつけ定着させること

2014年度に、若手人材のニーズを満たすため、当行は、さまざまな部門および所在地にわたる卒業生の採用、研修および管理に対して、より一貫したアプローチの適用を開始した。これにより、効率性が高まり、当行の新入社員を将来に活用可能な人材プールと位置付けることができる。2014年7月、当行の事業およびインフラ機能全体で751名の卒業生が入行したが、これは2013年度と比較して19%の増加に相当する。当行の所在地に係る戦略ならびに所在地での拠点展開（ジャクソンビル、カリフォルニア、モスクワおよびバーミンガムなど）により、ほぼ4分の1が沿岸部での採用であった。これにより、ドイツ銀行は、成長性の高いさまざまな場所で多様な大学に投資すること可能になり、その結果、当行のターゲット層に対して当行のリーチおよびブランドを広めることができた。さらに522名のインターンがドイツ銀行のサマー・インターンシップ・プログラムに参加した。

[次へ](#)

ドイツ商法第289条第4項に基づく情報および説明報告書

株式資本の構成

2014年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、全額払い込まれ、記名式で発行された無額面普通株式1,379,273,131株からなり、3,530,939,215.36ユーロであった。1株につき1議決権が付与されている。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2014年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社（BaFin）に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款（Satzung）に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法（第84条）およびドイツ銀行定款（第6条）により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法（Mitbestimmungsgesetz、第31条）は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う（ドイツ株式会社法第85条）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）および欧州中央銀行（ECB）の規制により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的実務的経験を有する証明を、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）、ドイツ連邦銀行およびECBに対して提出しなければならない（銀行法第24条第1項第1号、第24条第3c項第2文および第25c条第1項ならびにECBの規則（EU）第468/2014号第93条）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、BaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。取締役が信頼できない、もしくは必要な専門知識を有していない場合、または健全な経営の原則の重大な違反を見逃している場合、または識別された違反に対処していない場合、BaFinは、取締役会全体の責任および権限を特別な代表者に委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する（銀行法第46条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

取締役会は、現金払込による新株発行増資および非常に限定的な金額の現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2014年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2019年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠256,000,000ユーロ、2018年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠579,863.04ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授權資本	対価	新株予約権	失効日
256,000,000ユーロ	現金	株式会社法第186条第3項第4文に従って、除外（一部除外）されることがある。	2019年4月30日
579,863.04ユーロ	現金または現金以外	増資が会社、持分もしくはその他の資産の取得目的で現金以外の対価による場合、および株式会社法第186条第3項第4文に従って、除外されることがある。	2018年4月30日

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券、その他Tier 1資本として適格とされる規制上の要件を満たすその他のハイブリッド負債証券および／または転換社債および／または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関連会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および／もしくは交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

条件付資本	転換権および／または オプション権による 発行の失効日
230,400,000ユーロ	2017年4月30日
256,000,000ユーロ	2019年4月30日

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2013年5月23日の年次株主総会において、取締役会は、2018年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2014年5月22日の年次株主総会において、取締役会は、2019年4月30日まで、決議がなされた時点における株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および／またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび／または転換権を行使して資格を

得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および／または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および／または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2014年5月22日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2019年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

世界的または戦略的に重要な責任を有する一定の幹部従業員については既存の雇用契約が適用される。支配の変更の枠内で所定の期間内に雇用関係が終了した場合、および当該終了が当該幹部従業員が責任を負うべき理由によるものでない場合、当該雇用契約により、退職金を受け取る権利が与えられる。当該権利は、当行が責任を減少させる一定の手段を取ったことにより当該幹部従業員が雇用関係を終了した場合にも適用される。退職金は、原則として、支配の変更前に付与された年間報酬総額（基本給ならびに、現金および株式を基礎とする変動報酬）の1.5倍から2.5倍を基に計算される。ここで、支配の変更前の3暦年の報酬総額の推移が適宜考慮される。

[次へ](#)

2014年12月31日現在の貸借対照表

資産 単位：百万ユーロ（億円）		2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
現金および預け金			
a) 現金		59	59
b) 中央銀行預け金		41,055	56,916
このうち：ドイツ連邦銀行	4,743		13,906
		41,113	56,975
		(/ 55,753)	(/ 77,264)
公共部門事業体負債証券および中央銀行借入適格為替手形			
a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債証券		173	434
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	55		48
b) 為替手形		12	0
		185	434
		(/ 251)	(/ 589)
銀行に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		7	0
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		1,197	592
c) その他の債権		192,653	184,359
		193,856	184,951
		(/ 262,888)	(/ 250,812)
このうち：			
要求払	94,795		105,194
有価証券担保付債権	6,691		7,129
顧客に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		8,171	7,665
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		10,262	9,349
c) その他の債権		219,723	189,793
		238,155	206,807
		(/ 322,962)	(/ 280,451)
このうち：有価証券担保付債権	3,593		14,139
公社債およびその他の固定利付有価証券			
a) 短期金融市場証券			
a a) 公共部門発行体		2,546	2,455
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
		2,546	2,456
b) 公社債			
b a) 公共部門発行体		20,787	19,790
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	13,266		8,672
b b) その他の発行体		22,143	11,969
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	10,721		4,221
		42,929	31,759
c) 自己負債証券		100	106
額面金額	100		106
		45,576	34,321
		(/ 61,806)	(/ 46,543)
株式およびその他の変動利付有価証券		340	293
		(/ 461)	(/ 397)
トレーディング資産		938,258	832,109
		(/ 1,272,372)	(/ 1,128,423)
参加持分		818	833
		(/ 1,109)	(/ 1,130)
このうち：対銀行	586		596
対金融サービス機関	68		71
関係会社に対する投資		48,709	50,844
		(/ 66,054)	(/ 68,950)
このうち：対銀行	12,298		11,419
対金融サービス機関	224		1,343
信託資産		72	1,217
		(/ 98)	(/ 1,650)
このうち：信託貸出金	30		56

無形資産			
a) 自己開発無形資産	1,605		1,064
b) 購入した無形資産	59		45
c) のれん	96		141
d) 無形資産に係る頭金	<u>0</u>		<u>0</u>
		1,760	1,250
		(/ 2,387)	(/ 1,695)
有形固定資産		1,148	1,194
		(/ 1,557)	(/ 1,619)
その他の資産		5,042	8,497
		(/ 6,837)	(/ 11,523)
前払費用			
a) 発行および貸出金業務関連	69		616
b) その他	<u>880</u>		<u>512</u>
		949	1,128
		(/ 1,287)	(/ 1,530)
繰延税金資産		3,464	3,986
		(/ 4,698)	(/ 5,405)
積立超過の制度資産		1,013	591
		(/ 1,374)	(/ 801)
資産合計		1,520,459	1,385,430
		(/ 2,061,894)	(/ 1,878,782)

負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
銀行に対する負債		
c) その他の負債	262,224	264,297
	262,224	264,297
このうち：	(/ 355,602)	(/ 358,413)
要求払	148,625	155,455
顧客に対する負債		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	181	36
c) 貯蓄預金		
c a) 3ヶ月の契約通知期限付	2,785	3,175
c b) 3ヶ月超の契約通知期限付	2,272	1,940
	5,057	5,115
d) その他の負債	263,729	243,912
	268,968	249,062
	(/ 364,748)	(/ 337,753)
このうち：要求払	189,006	179,632
証券形態の負債		
a) 発行債券		
a a) 抵当ファンドブリーフ債	5,116	5,018
a c) その他の債券	92,079	75,239
	97,194	80,258
b) 証券形態のその他の負債	22,615	34,807
	119,810	115,065
	(/ 162,474)	(/ 156,040)
このうち：		
短期金融市場証券	19,430	31,804
未決済自行引受手形および約束手形	315	237
トレーディング負債	779,080	672,447
	(/ 1,056,510)	(/ 911,905)
信託負債	72	1,217
	(/ 98)	(/ 1,650)
このうち：信託貸出預り金	30	56
その他の負債	12,113	16,800
	(/ 16,426)	(/ 22,782)
繰延収益		
a) 発行および貸出金業務関連	104	73
b) その他	1,215	960
	1,319	1,033
	(/ 1,789)	(/ 1,401)
引当金		
a) 年金および類似の債務に対する引当金	48	57
b) 税金引当金	733	729
c) その他の引当金	6,606	6,372
	7,388	7,158
	(/ 10,019)	(/ 9,707)
劣後負債	14,897	17,834
	(/ 20,202)	(/ 24,185)
その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品	4,847	0
	(/ 6,573)	(/ -)
一般的銀行業リスクのための資金	2,926	2,676
	(/ 3,968)	(/ 3,629)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連 特別準備金	1,826	1,826
株主資本		
a) 引受済資本金	3,531	2,610
控除：自己株式の名目額面価額	0	0
	3,530	2,610
条件付資本金486百万ユーロ (2013年12月31日現在：691百万ユーロ)		
b) 資本剰余金	35,772	28,185
c) 利益剰余金		
c a) 法定準備金	13	13
c d) その他の利益剰余金	6,332	6,111
	6,344	6,124
d) 配当可能利益	1,169	920
	46,816	37,839
	(/ 63,487)	(/ 51,313)
負債および株主持分合計	1,520,459	1,385,430
	(/ 2,061,894)	(/ 1,878,782)

偶発負債			
b) 保証および補償契約による負債	60,392		55,353
c) 第三者負債の担保提供により生じる負債	<u>14</u>		<u>26</u>
		60,406	55,379
		(/ 81,917)	(/ 75,099)
その他の契約債務			
c) 取消不能貸出コミットメント	<u>120,408</u>		<u>87,658</u>
		120,408	87,658
		(/ 163,285)	(/ 118,873)

2014年1月1日から2014年12月31日までの期間に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2014年度	2013年度
利息収益		
a) 貸出および短期金融市場業務	8,367	7,246
b) 固定利付有価証券および政府登録債	1,861	2,131
	10,227	9,377
	(/ 13,869)	(/ 12,716)
利息費用	7,264	6,811
	(/ 9,851)	(/ 9,236)
	2,963	2,566
	(/ 4,018)	(/ 3,480)
配当等収益		
a) 株式およびその他の変動利付有価証券	2,626	2,361
b) 参加持分	60	48
c) 関係会社に対する投資	2,496	1,577
	5,181	3,985
	(/ 7,026)	(/ 5,404)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益	630	2,266
	(/ 854)	(/ 3,073)
手数料収益	8,731	8,015
	(/ 11,840)	(/ 10,869)
手数料費用	1,497	1,163
	(/ 2,030)	(/ 1,577)
	7,233	6,852
	(/ 9,809)	(/ 9,292)
トレーディング純損益	2,456	3,153
	(/ 3,331)	(/ 4,276)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金の戻入	0	450
その他の営業収益	2,159	3,970
	(/ 2,928)	(/ 5,384)
管理費用		
a) 人件費		
a a) 賃金および給料	4,502	4,411
a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員給付費用	465	970
	4,967	5,381
このうち：年金費用196百万ユーロ（2013年度：294百万ユーロ）		
b) その他の管理費用	7,683	6,623
	12,650	12,004
	(/ 17,155)	(/ 16,279)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正	645	591
	(/ 875)	(/ 801)
その他の営業費用	4,441	6,248
	(/ 6,022)	(/ 8,473)
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに貸倒引当金繰入額	700	529
	(/ 949)	(/ 717)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減および価値修正	57	1,084
	(/ 77)	(/ 1,470)
損失引受による費用	130	0
	(/ 176)	(/ -)
一般的銀行業リスクのための資金への繰入(-)	-250	-450
	(/ 339)	(/ 610)
経常利益	1,749	1,887
	(/ 2,372)	(/ 2,559)
特別利益	298	0
	(/ 404)	(/ -)
特別損失	108	144
	(/ 146)	(/ 195)
特別損益	190	-144
	(/ 258)	(/ 195)
法人所得税	602	775
	(/ 816)	(/ 1,051)
このうち：繰延税金703百万ユーロ（2013年度：380百万ユーロ）		
「その他の営業費用」として計上されないその他の税金	74	75
	(/ 100)	(/ 102)
	676	850
	(/ 917)	(/ 1,153)
純利益	1,263	893
	(/ 1,713)	(/ 1,211)
前期繰越利益	156	28

	(/ 212)	(/ 38)
	1,419	920
	(/ 1,924)	(/ 1,248)
利益剰余金への繰入		
- その他の利益剰余金への繰入	250	0
	250	0
	(/ 339)	(/ -)
配当可能利益	1,169	920
	(/ 1,585)	(/ 1,248)

[次へ](#)

年次財務諸表の注記

一般的な情報

ドイツ銀行AGの2014年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。

表示の基準

会計方針

債権

トレーディング目的で保有されている債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

リスク引当金

貸倒引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用リスク引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。一定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商事法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、ドイツ商法第340f条に従って計上される。ドイツ商法第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

有価証券

トレーディング目的で保有されている公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券の保有分は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブは一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有されるまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

トレーディング業務

トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、あるいは当該価格またはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積もられるか、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確定で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよび相手先リスク、および無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有されている金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で独立表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

リスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。

2014事業年度に初めて、トレーディング・デリバティブと特定の条件の下で相手先が差入れた現金担保が相殺された。個別の相手先ベースで相殺するために、信用補充条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づく適格なデリバティブが締結されている。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブの帳簿価額および差入担保額が含まれる。相殺により、トレーディング業務の帳簿価額が226億ユーロ減少した。

評価単位（ヘッジ会計）

会計目的上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジされるリスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動が当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ会計の目的上、コモディティを購入または売却する先渡契約は金融商品として取り扱われる。

分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類されなければならない。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有されている金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、文書化された当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに生じる。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはドイツ商法第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないとみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

参加持分および関係会社に対する投資は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。ドイツ商法第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却または償却を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

2010年1月1日以降、有価証券の貸付 / 借入取引は、ドイツ商法第246条第1項第2文に従って、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。その結果、譲渡人は所有に関する大部分のリスクおよび経済価値にさらされるため、貸付有価証券の認識は中止されない。

負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は現在価値で報告される。

その他Tier 1資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息費用は、金融商品の投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が設定される。

年金および類似の債務の決済金額が非流動金融資産として保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。

差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されているわけではないすべての利付ポジションについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生し得るか否かについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生し得るか否かについての評価には、予想将来純利息および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における利息関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定におけるオープン型利息関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価によるカバレッジならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たり未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、独立項目として取得原価で株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

通貨の換算

通貨の換算は、ドイツ商法第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先物相場で換算される。

当行がドイツ商法第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益／費用に含められている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。当行内部での貸借対照表科目の換算から生じる差額は、当行のドイツ国外の支店に割り当てられた資本（繰越損益を含む。）の換算から生じる為替差損を除き、「その他の資産」または「その他の負債」に計上され、純利益には影響を与えない。

[次へ](#)

貸借対照表注記

有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	上場		非上場	
	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	39,242	26,543	6,334	7,778
株式およびその他の変動利付有価証券	31	129	54	2
参加持分	573	573	18	13
関係会社に対する投資	1,075	1,184	0	0

固定資産として保有される公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれらの有価証券を予見可能な将来まで保有する意思であることから、償却原価で報告されている。報告日現在の公正価値は合計2,433百万ユーロ（帳簿価額は2,249百万ユーロ）であった。このポートフォリオには主に、金融市場における流動性が著しく低下したため実施された2008年度および2009年度の分類変更が含まれていた。分類変更された資産については、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと意思に変更が生じた。これらの資産は分類変更日現在のより低い公正価値で分類変更された。分類変更日現在、これらの資産の本源価値はその見積公正価値を上回っていた。固定資産として分類される有価証券は、分離されたポートフォリオにおいて管理されていた。

入手可能な場合、公正価値は、観察可能な価格またはパラメータから算出された。観察可能な市場価格または入力値が入手不可能な場合、特定の商品に適合する評価技法が適用された。1件の事例において、これらの固定資産の公正価値の決定には、当該固定資産を長期保有する意思を受けた取引日以後の流動性スプレッドの変動も、また信用リスクが信用リスク引当金繰入額に既に考慮された後の信用スプレッドの変動も含まれなかった。

投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を投資目的別に示している。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在			
	帳簿価額	公正価値	公正価値と帳簿 価額との差額	2014年度におけ る分配
株式ファンド	1,064	1,064	0	0
公社債ファンド	1,075	1,075	0	0
混合ファンド	3,349	3,349	0	0
通貨ファンド	2	2	0	0
コモディティ・ファンド	72	72	0	0
合計	5,562	5,562	0	0

ファンドに対する投資の大部分はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。当該ファンドの大部分は、ドイツ銀行が設定した取引所売買ファンドであった。

受益証券の償還を延期するための条件はファンドごとに異なり、最低資産価額に基づく場合もあれば、ファンド・ディレクターに一任される場合もある。受益証券の日々の償還に関する制限は、ある一時点であまりにも多くの投資家が償還を試みるケースに関連している。こうした場合、ファンドは、償還請求を履行できるようになるまで償還を延期する可能性がある。

トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有されている金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ	トレーディング資産	単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	633,239	デリバティブ金融商品	618,763
債権	136,517	負債	160,317
公社債およびその他の固定利付 有価証券	72,667		
株式およびその他の変動利付 有価証券	86,606		
その他の資産	9,773		
リスク調整	-544		
合計	938,258	合計	779,080

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「表示の基準」の項に詳述されている。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在
	名目金額
OTC商品	47,411,967
金利関連取引	37,622,673
為替レート関連取引	6,722,732
クレジット・デリバティブ	1,532,391
株式および指数関連取引	1,468,141
その他の取引	66,030
取引所売買商品	4,639,146
金利関連取引	4,127,770
株式および指数関連取引	418,751
為替レート関連取引	11,662
その他の取引	80,963
合計	52,051,113

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の展開、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュエーション・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「表示の基準」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュエーション・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は544百万ユーロである。

金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2014年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

デリバティブ金融商品

先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / インデックス関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）、トータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）、クレジットリンク債（以下「CLN」という。）。

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されないデリバティブ金融商品を示している。

		2014年12月31日現在			
		帳簿価額			公正価値
単位：百万ユーロ	名目金額	プラス	マイナス	プラス	マイナス
OTC商品					
金利関連取引	792,928	1,429	710	4,073	3,203
為替レート関連取引	103,989	301	329	565	5,861
株式および指数関連取引	87	29	14	225	0
クレジット・デリバティブ	7,125	23	150	96	148
その他の取引	5,813	22	0	26	16
合計	909,942	1,803	1,204	4,985	9,229

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

評価単位（ヘッジ会計）

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

ハイブリッド金融商品に組み込まれた分離可能なデリバティブから生じる追加リスクについても、ミクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをミクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジされたリスクの金額を含む。）を示している。ヘッジされた資産およびヘッジされた負債については、その帳簿価額も表示されている。

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ

	帳簿価額	ヘッジされたリスクの金額
ヘッジされた資産、合計	40,621	854
ヘッジされた負債、合計	95,477	-6,958

	名目金額	ヘッジされたリスクの金額
未履行取引	29,940	1,121

ヘッジされたリスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジされたリスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益（ヘッジを考慮後）に認識されなかったものに相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。マクロ・ヘッジを通じてヘッジされた純ポジションの帳簿価額は252億ユーロであった。ヘッジされたリスクの金額はマイナス532百万ユーロである。反対方向の直物相場の変動の最後の相殺は、拠出資本金の償還時に生じる。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

	取得 / 製造原価			減価償却 / 償却、評価減および価値修正			簿 価	
単位：百万ユーロ	2014年 1月1日 現在	増加	処分	累計額	このうち 当年度	このうち 処分	2014年 12月31日 現在	2013年 12月31日 現在
無形資産	2,391	830	60	1,401	343	44	1,760	1,250
自己開発無形資産	1,470	788	57	596	273	42	1,605	1,064
購入した無形資産	247	42	3	227	26	2	59	45
のれん	674	0	0	578	45	0	96	141
頭金	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産	3,268	158	51	2,227	256	3	1,148	1,194
土地および建物	104	4	0	30	4	0	78 ¹	78
事務所用什器備品	2,826	154	47	2,046	191	1	887	870
リース資産	338	0	4	151	61	2	183	246
変動								
参加持分			-15				818	833
関係会社に対する投資			-2,135 ²				48,709	50,844
公社債およびその他の固定利付有価証券			-98				2,249	2,347
このうち、商法第254条に従って評価単位に含められているもの			7				910	903
株式およびその他の変動利付有価証券			1				6	5
このうち、商法第254条に従って評価単位に含められているもの			0				0	0

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用された。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得／製造原価（2014年1月1日現在）と減価償却／償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

- 1 簿価総額77百万ユーロの土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。
- 2 関係会社に対する投資は21億ユーロ減少し487億ユーロとなった。関係会社に対する投資の減少額102億ユーロに対して、増加額は81億ユーロであった。この減少は主に、減資および以前に直接的に保有していた関係会社を譲渡したことに起因していた。これは、主に増資、外国為替換算によるプラスの影響および評価増純額により相殺された。

無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から15年にわたって償却される。その決定は、経済的および組織的要素（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の形態および期間、顧客基盤の活用ならびに集合的労働力）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数にわたって償却される。

その他の資産および負債

「その他の資産」50億ユーロは、主に、スワップに係るバルーン・ペイメント（18億ユーロ）、税務当局に対する債権（15億ユーロ）および利益共同体契約に係る債権（630百万ユーロ）から構成されている。

「その他の負債」121億ユーロには、主に、ドイツ商法第340h条に基づき特にカバーされるFXポジションに関連する負債（53億ユーロ）、認識中止されなかった負債（31億ユーロ）、支払予定の営業費用（907百万ユーロ）ならびに拠出資本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（788百万ユーロ）が含まれている。

前払費用および繰延収益

前払費用の949百万ユーロは、発行および貸出金業務関連の69百万ユーロの残高を含む。繰延収益の13億ユーロは、発行および貸出金業務関連の104百万ユーロの残高を含む。

繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定の商法会計上の帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主／パートナーである連結税務グループ子会社／パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含められる。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金在今后5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から42%の範囲内にある。

当報告期間において、合計35億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。それは主に、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ドイツ銀行AGのニューヨーク支店、およびドイツ銀行AGのロンドン支店によるものであった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

関係会社および参加関係のある会社に関する情報

単位：百万ユーロ	関係会社		参加関係のある会社	
	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
銀行に対する債権	115,590	113,131	84	154
顧客に対する債権	79,785	80,264	70	10
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,642	1,577	9	194
銀行に対する負債	129,838	128,469	38	18
顧客に対する負債	60,527	60,405	94	175
証券形態の負債	1,167	1,118	0	0
劣後負債	11,584	12,438	0	0

担保に供された資産

以下の負債に関して担保に供された資産

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
銀行に対する負債	25,740	39,495
顧客に対する負債	21,689	1,002

売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は93億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

信託業務

単位：百万ユーロ	信託資産		単位：百万ユーロ	信託負債	
	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在		2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
顧客に対する債権	30	56	銀行に対する負債	23	23
公社債およびその他の固定利付 有価証券	32	579	顧客に対する負債	49	1,194
株式およびその他の変動利付有 価証券	4	207			
参加持分	4	4			
その他の資産	2	371			
合計	72	1,217	合計	72	1,217

信託資産および負債の減少は、フィリピンにおいて現地信託業務を売却したことによるものである。

劣後資産および負債

劣後資産

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
銀行に対する債権	250	350
顧客に対する債権	245	246
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,153	1,759
トレーディング資産	8,650	6,199

劣後負債

劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に2年から24年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の劣後弁済でない債権に対して劣後弁済となる。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

10億ユーロ以上の重要な劣後負債

通貨	金額 単位：百万	種類	発行年度	表面利率	償還期限
ユーロ	1,150	無記名社債	2010	5.000%	2020年6月24日 ¹

米ドル	1,500	記名社債	2013	4.296%	2028年5月24日 ¹
ユーロ	1,000	記名社債	2008	8.000%	2038年5月15日 ¹
ユーロ	1,300	記名社債	2009	9.500%	2039年3月31日 ¹
米ドル	1,385	記名社債	2008	8.050%	期限なし ¹
米ドル	1,975	記名社債	2008	7.600%	期限なし ¹

¹ 所定の日に社債の繰上償還が可能であるため、早期償還の可能性がある。

すべての劣後負債（149億ユーロ）に係る費用は総額530百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息300百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

その他Tier 1規制上の資本の金融商品

2014年5月20日に、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1ノート（以下「AT1 ノート」または「ノート」という。）を合計35億ユーロ発行した。当該ノートに当初付いていた合計30,250株を購入できるワラントは、最初の引受人によって既に切り離された。2014年11月19日に、ドイツ銀行AGはさらにAT1 ノート12億ユーロを発行した。

AT1 ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から最初の繰上償還日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行に要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、各最初の繰上償還日およびその後5年ごとにまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（但し一部は不可）を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

当該ノートに係る利息費用は、その他の負債に未払計上され、2014年12月31日現在148百万ユーロであった。

2014年12月31日現在のAT1 ノートの残高

通貨	金額（単位：百万）	種類	発行日	表面金利	最初の繰上償還日
ユーロ	1,750	非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年5月20日	6.000%	2022年4月30日
米ドル	1,250	非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年5月20日	6.250%	2020年4月30日
英ポンド	650	非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年5月20日	7.125%	2026年4月30日
米ドル	1,500	非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年11月19日	7.500%	2025年4月30日

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数値計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はドイツ商法第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
割引率	4.44 %	4.79 %
インフレ率	1.70 %	2.00 %
将来給与水準の名目上昇率	2.20 %	3.00 %
年金支給額の名目上昇率	1.60 %	2.00 %

死亡表 / 障害表

Richttafeln Heubeck 2005 G Richttafeln Heubeck 2005 G

これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBVVのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続記念や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
年金債務	4,586	4,621
制度資産の公正価値	5,548	5,154
このうち：制度資産の取得原価	5,133	5,198
このうち：制度資産内の未実現利得合計	415	13
期末現在の積立超過額（純額）	962	533
制度資産（純額）	962	533
このうち：「積立超過の制度資産」認識額	1,010	591
このうち：「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	48	57

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2014年度	2013年度
制度資産からの運用収益	481	8
年金債務の割引の巻戻しに係る利息費用	398	514
純利息収益（費用）	83	-506
このうち：「その他の営業収益」認識額	89	4
このうち：「その他の営業費用」認識額	6	510

期限別内訳

債権の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く）	99,061	79,757
残存期間：		
3ヶ月以内	47,765	34,247
3ヶ月超1年以内	21,188	17,743
1年超5年以内	18,094	14,911
5年超	12,014	12,857
顧客に対する債権	238,155	206,807
残存期間：		
3ヶ月以内	133,267	131,953
3ヶ月超1年以内	43,056	25,332
1年超5年以内	37,745	31,369
5年超	23,300	17,389
期限なし	788	764

公社債およびその他の固定利付有価証券456億ユーロには、2015年に期限を迎えるものが47億ユーロ含まれている。

負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
----------	---------------	---------------

銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）	113,599	108,842
残存期間：		
3ヶ月以内	61,319	57,784
3ヶ月超1年以内	27,141	26,990
1年超5年以内	20,538	18,823
5年超	4,601	5,245
貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）	2,272	1,940
残存期間：		
3ヶ月以内	1,139	734
3ヶ月超1年以内	1,076	1,144
1年超5年以内	56	60
5年超	1	1
顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付）	74,903	64,315
残存期間：		
3ヶ月以内	41,044	40,886
3ヶ月超1年以内	20,871	11,558
1年超5年以内	5,006	4,816
5年超	7,982	7,055
証券形態のその他の負債	22,615	34,807
残存期間：		
3ヶ月以内	5,609	23,275
3ヶ月超1年以内	16,225	11,475
1年超5年以内	782	48
5年超	0	10

発行債券972億ユーロには、2015年に期限を迎えるものが204億ユーロ含まれている。

外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で9,424億ユーロ相当額、負債総額は7,956億ユーロ相当額であった。

ドイツ商法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、ドイツ商法第268条第8項に基づいて利益配当において考慮すべき金額を示している。ドイツ銀行AGでは、利益配当後の配当可能な剰余金の合計額に配当可能利益を加算した金額は、考慮すべき金額と少なくとも等しい。個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在
自己開発無形資産	1,528
繰延税金資産	3,561
制度資産に係る未実現利得	395
配当不能な金額合計	5,483

株主資本

自己株式

当行または当行の関係会社は、2014年度中にトレーディング目的で、ドイツ銀行株式280,902,168株を実勢市場価格で購入し、ドイツ銀行株式280,871,047株を実勢市場価格で売却した。この自己株式の購入は、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による2013年5月23日の株主総会の授権に基づいたものであり、各株式売買取引についてその制限が遵守されていた。平均購入価格は1株当たり29.60ユーロ、平均売却価格は1株当たり29.57ユーロであった。その損益は利益剰余金において認識された。

2014年度中にトレーディング目的で売買された当行の自己株式は当行株式資本の約20%に相当した。自己株式保有高が最大となった日の保有率は当行株式資本の0.12%、1日当たり平均保有率は0.03%であった。

さらに、当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2014年5月22日および2013年5月23日の株主総会により、自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限が遵守されていた。2013年5月23日の株主総会で付与され、2016年11月30日まで有効であった当行が自己株式を購入する権限は、2014年5月22日の授権の発効とともに取消された。

加えて、2014年5月22日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

2014年度末現在、ドイツ銀行AGは、株式会社法第71条第1項第7号による自己株式83,235株を保有していた。株式会社法第71条第1項第8号による保有高は108,039株であり、それは株式資本の0.00%に相当した。2014年12月31日現在で、ドイツ銀行株式4,411,112株（2013年度末：1,070,964株）、すなわち、株式資本の0.32%（2013年度末：0.11%）が貸出金の担保としてドイツ銀行およびその関係会社に差し入れられていた。

引受済、授権および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式1,379,273,131株に分割されている。2014年6月23日、授権資本の枠内で現金を対価として359,773,491株の新株が新株予約権を除外して発行された。2014年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は1,379,081,857株（2013年度末：1,019,443,379株）となった。当該報告期間の平均社外流通株式数は1,199,745,678株であった。

単位：ユーロ	引受済資本金 ¹	授権資本金	条件付資本金 (未利用)
2013年12月31日現在残高	2,609,919,078.40	921,600,000.00	691,200,000.00
現金対価による増資	921,020,136.96	-921,020,136.96	0
2014年5月22日の株主総会決議による取消	0	0	460,800,000.00
2014年5月22日の株主総会決議による増加	0	256,000,000.00	256,000,000.00
2014年12月31日現在残高	3,530,939,215.36	256,579,863.04	486,400,000.00

1 自己株式の名目価値を含む。

授権資本金および未利用の条件付資本金に関する詳細は注記「ドイツ商法第289条第4項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2013年12月31日現在残高	37,839
2014年度中の配当	-765
前期繰越利益	-156
現金対価による増資	
- 引受済資本の増加	921
- 資本剰余金への配分	7,587
自己株式	
- 自己株式の名目価値の変動	0
- 取得原価の変動	5
- 実現純利得（トレーディング以外）	0
- 実現損益（トレーディング）	-12
- 実現純損失（トレーディング以外）	-23
利益のその他の利益剰余金への繰入	250
2014年度の配当可能利益	1,169
2014年12月31日現在残高	46,816

損益計算書注記

市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2014年度	2013年度
ドイツ	8,266	9,164
ヨーロッパ（ドイツを除く）	9,911	11,027
アメリカ	6,218	4,270
アフリカ / アジア / オーストラリア	4,358	3,590
合計	28,754	28,051

第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅金融契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」22億ユーロは主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益733百万ユーロならびに資産および負債に関する通貨換算から生じた収益672百万ユーロからなっている。

「その他の営業費用」44億ユーロには、完全所有子会社であり、The Cosmopolitan of Las Vegas の所有者であるNevada Property 1 LLCの売却に係る費用14億ユーロが含まれる。この費用は、グループ会社（同社も当該売却取引に関与している。）からの配当収益により全額相殺される。受領した配当は、配当等収益に認識される。また、「その他の営業費用」にはトレーディング以外のデリバティブによる損益13億ユーロおよび訴訟費用856百万ユーロも含まれる。

特別損益

特別利益297.6百万ユーロは、関係会社2社を公正価値で合併した結果生じた利得（2013年度：0.0百万ユーロ）に関連するものである。特別損失の107.6百万ユーロは再構築費用を反映している（2013年度：143.5百万ユーロの損失）。

特別利益および特別損失の純額である特別損益は190.0百万ユーロであった（2013年度：-143.5百万ユーロ）。

[次へ](#)

その他の情報

オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金の認識のいずれによって行うかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、関連する顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により生じる損失についてリスク評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の場合、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、貸借対照表上引当金として計上されている。

偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

単位：百万ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
保証	48,594	49,117
信用状	5,545	5,131
信用負債	6,253	1,106

取消不能貸出コミットメント

2014年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,204億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,085億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行による引き出しが不可能な同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取るにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信託（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて

生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2014年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

その他の契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2014年12月31日現在合計14億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび与信枠管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないで便益を得ることを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2014年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は20億ユーロであり、契約満了までの残存期間は最長22年となっていた。

2014年12月31日現在、2015年2月初頭に付与された報奨を含んだ未償却の繰延変動報酬費用の総額は約13億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2014年度末現在で253百万ユーロとなった。

ドイツ銀行AGのLiquiditäts-Konsortialbank GmbH（フランクフルト・アム・マイン）に対する参加持分に関して、72百万ユーロまでの追加出資義務があり、また、ドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）に属する他の株主の出資義務の履行に関して持分に比例した偶発負債が存在する。

その他の出資に関する将来の払込義務は2014年12月31日現在総額0.1百万ユーロであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を出資または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

ドイツ銀行AGはまた、銀行建築貯蓄組合に関する預金保護基金規定第3条第1a項に基づき、Deutschen Bank Bauspar AG（フランクフルト・アム・マイン）のためにとった措置によりFachverband für Bank-Bausparkassen e.V.が何らかの損害を被った場合、補償を行う義務を負っている。

当行の国外支店の事業活動の一部に関して、法的規制により202億ユーロの担保保証金が要求された。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されているクリアリング機関に対する債務は、2014年12月31日現在で合計109億ユーロであった。

総額36百万ユーロの偶発負債があり、これは主に、商事会社Klöckner & Co.AG（ドゥイスブルグ）の転売に起因する。

支援宣言

次に掲げる会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

DB Investments (GB) Limited (ロンドン)	Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)
Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)
Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
Deutsche Australia Limited (シドニー)	Deutsche Holdings (Malta) Ltd. (セント・ジュリアン)
DEUTSCHE BANK A. ⁰¹ _{SE} (イスタンブール)	Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)
Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company (ロンドン)
Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)	Deutsche Postbank AG (ボン)
Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Securities Inc. (東京)
Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルク)	Deutsche Securities Asia Limited (香港)
Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)	Deutsche Securities Limited (香港)
Deutsche Bank Nederland N.V. (アムステルダム)	DWS Holding & Service GmbH (フランクフルト・アム・マイン)
Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ)	DWS Investment S.A. (ルクセンブルク)
Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG (フランクフルト・アム・マイン)	norisbank GmbH (ベルリン)
Deutsche Bank S.A. (プエノスアイレス)	Public joint-stock company „Deutsche Bank DBU “ (キエフ)
Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão (サンパウロ)	OOO „Deutsche Bank “ (モスクワ)
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリード)	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA (ケルン)
Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)	

ファンドブリーフ法 (Pfandbriefgesetz) 第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。

総合的エクスポージャー (ファンドブリーフ法第28条第1項第1号)

2014年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利およ びFXレートのス トレス・シナリ オ
抵当ファンドブリーフ債	5,229.9	5,603.3	5,128.2	5,710.7	5,128.2
担保資産	6,994.0	8,227.5	7,266.0	8,503.4	7,266.0
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	6,804.0	8,028.9	7,077.5	8,303.4	7,077.5
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号による担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号による担保資産 ¹	190.0	198.6	188.4	200.1	188.4
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	3.6	3.5	3.7	3.5	3.7
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号による担保資産 ²	190.0	198.6	188.4	200.1	188.4
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	3.6	3.5	3.7	3.5	3.7
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産 (債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産 (負債)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	0	0	0	0	0
担保超過額	1,764.1	2,624.2	2,137.8	2,792.7	2,137.8
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	33.7	46.8	41.7	48.9	41.7

* PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文における担保資産を含む。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産を含む。

2013年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利およ びFXレートのス トレス・シナリ オ
抵当ファンドブリーフ債	4,989.9	5,227.6	4,746.0	5,517.1	4,746.0
担保資産	6,495.2	7,312.9	6,479.2	7,994.1	6,479.2
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	6,309.2	7,120.7	6,299.4	7,796.4	6,299.4
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号による担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号による担保資産 ¹	186.0	192.2	179.8	197.7	179.8
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	3.7	3.7	3.8	3.6	3.8
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号による担保資産 ²	186.0	192.2	179.8	197.7	179.8
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	3.7	3.7	3.8	3.6	3.8
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産 (債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合	0	0	0	0	0

ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産（負債）	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	0	0	0	0	0
担保超過額	1,505.3	2,085.3	1,733.2	2,477.0	1,733.2
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	30.2	39.9	36.5	44.9	36.5

* PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文における担保資産を含む。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産を含む。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第2号）

期限プロファイル	ファンドブリーフ債残高の 期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
単位：百万ユーロ				
期間6ヶ月以下	200.0	35.0	428.2	417.2
期間6ヶ月超12ヶ月以下	200.0	0	235.7	166.7
期間12ヶ月超18ヶ月以下	1,000.0	200.0	199.7	255.2
期間18ヶ月超2年以下	200.0	200.0	241.2	237.5
期間2年超3年以下	205.0	1,200.0	381.5	438.0
期間3年超4年以下	1,000.0	205.0	514.4	369.1
期間4年超5年以下	759.9	1,000.0	940.4	494.8
期間5年超10年以下	1,510.0	2,139.9	2,880.1	3,048.4
期間10年超	155.0	10.0	1,172.8	1,068.3
合計	5,229.9	4,989.9	6,994.0	6,495.2

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第3号）

2014年12月31日および2013年12月31日現在、担保プールにはデリバティブは含まれていなかった。

名目価値による担保資産（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額68億ユーロ（2013年度：63億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ以下の担保資産は50億ユーロ（2013年度：47億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロ超1百万ユーロ以下の担保資産は13億ユーロ（2013年度：11億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロ超10百万ユーロ以下の担保資産は516百万ユーロ（2013年度：456百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は10百万ユーロ（2013年度：10百万ユーロ）であった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

2014年12月31日現在	住宅用					商業用				建物用の土地	合計
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物		
単位：百万ユーロ											
ドイツ	1,016.1	3,248.4	1,652.0	0	5,916.4	268.4	103.7	102.7	412.7	887.6	6,804.0
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,016.1	3,248.4	1,652.0	0	5,916.4	268.4	103.7	102.7	412.7	887.6	6,804.0

2013年12月31日現在	住宅用					商業用				建物用の土地	合計	
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物			
単位：百万ユーロ												
ドイツ	948.6	3,018.8	833.0	827.2	5,627.6	344.0	0	97.4	240.1	681.5	0	6,309.1
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	948.6	3,018.8	833.0	827.2	5,627.6	344.0	0	97.4	240.1	681.5	0	6,309.1

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第2号）

2014年12月31日および2013年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金について、90日以上延滞の支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2014年度および2013年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2014年度および2013年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

単位：ユーロ （別途記載のものを除く）	名目価値	
	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
固定金利抵当ファンドブリーフ債	4,695	4,420
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合	90	89
固定金利担保資産	6,821	6,255
担保資産合計に対する割合	98	96

通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

通貨 単位：百万ユーロ	正味現在価値	
	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
ユーロ	2,138	1,733

その他の特徴的な要因

（ファンドブリーフ法第28条第2項第3号¹、同法第28条第1項第11号²、同法第28条第1項第7号³）

単位：ユーロ	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
モーゲージ貸出額を用いて加重した平均LTV比率 ¹	50	0
モーゲージ貸出金の平均経過年数 ²	4	4
ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国） ³	0	0

株式会社法第160条第1項第8号による情報

2014年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第21条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、当行は以下の株主を認識している。

2014年6月25日現在、Paramount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）は、ドイツ銀行株式の5.83%を保有していると報告した。

2014年9月25日現在、BlackRock, Inc.（ニューヨーク）は、ドイツ銀行株式の6.62%を保有していると報告した。

取締役会および監査役会

取締役会に支払われた報酬総額の詳細は、82ページから90ページ（訳者注：原文のページ）の報酬報告書に示されている。2014年および2013年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族にそれぞれ20,591,504ユーロおよび31,933,691ユーロが支払われた。監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2014年5月22日の年次株主総会での決議による最終改定が行われ、2014年7月17日から発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任していないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2014事業年度に関して、監査役は総額4,588,710ユーロ（2013年度：3,862,500ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,466,532ユーロは定款の規定に従って2015年2月に支払われた（2014年2月：3,053,119ユーロ）。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2014年および2013年12月31日現在それぞれ総額181,829,400ユーロおよび183,207,646ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2014年および2013年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して2,378,392ユーロおよび2,646,301ユーロ、監査役に対して1,028,188ユーロおよび1,010,814ユーロであった。監査役は2014年度に貸出金64,063ユーロを返済した。

取締役会および監査役会のメンバーは、172ページから174ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は27,286名（2013年度：27,440名）で、このうち女性は10,114名であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均16,581名（2013年度：16,809名）であった。

コーポレート・ガバナンス

当行は、株式会社法第161条に規定された宣言を行っている。2014年10月29日付の適合宣言および過去のすべての適合宣言は、ドイツ銀行のウェブサイト

（<https://www.deutsche-bank.de/ir/de/content/entsprechenserklaerungen.htm>）において公表されている。

[次へ](#)

保有株式

148 - 20%以上保有する会社（訳者注：行頭の数字は原文のページ；以下同）

171 - 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第285条第11号に従って、以下のページはドイツ銀行AGの保有株式（ドイツ商法第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。ドイツ商法286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

- 1 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
- 2 2013事業年度の自己資本および年次損益。2014事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
- 3 会社はドイツ商法第264b条により提供されている免除規定を利用していた。
- 4 サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
- 5 IFRSに準拠した連結財務諸表。
- 6 ドイツ商法第285条第11a号に従った無限責任を有する株主としての立場。

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
20%以上保有する会社						
1	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
2	ABATIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
3	Abbey Life Assurance Company Limited	ロンドン		100.0	1078.8	162.6
4	Abbey Life Trust Securities Limited	ロンドン		100.0		
5	Abbey Life Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
6	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
7	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
8	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
9	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
10	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
11	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
12	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
13	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
14	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
15	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
16	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
17	AFFIRMATUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
18	Affordable Housing I LLC	ウィルミントン		100.0		
19	Afinia Capital Group Limited	ハミルトン		40.0		
20	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
21	Agripower Buddosò Società Agricola a responsabilità Limitata	ベーザロ		100.0		
22	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
23	Airport Club für International Executives GmbH	フランクフルト	1	84.0		
24	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		27.0	191.0	11.2
25	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
26	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH	ベルリン		100.0		
27	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
28	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
29	Amber Investment S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
30	Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.	マドリード		100.0		
31	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
32	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
33	Aqueduct Capital S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	10.6	-0.1
34	Argantis GmbH i.L.	ケルン		50.0		
35	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
36	Atriax Holdings Limited (メンバーによる任意清算中)	サウスエンド・オン・ シー		25.0		
37	Autumn Leasing Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
38	AvacommbGmbH i.L.	ホルツキルヒェン		27.5		
39	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
40	AWM Luxembourg SICAV-SIF	ルクセンブルク		100.0		
41	AXOS Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
42	B.T.I. Investments	ロンドン		100.0		
43	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co.KG	パート・ゾーデン・ア ム・タウヌス		49.8	18.4	0.1
44	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
45	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
46	BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
47	Bankers Trust International Limited (メンバーによ る任意清算中)	ロンドン		100.0		
48	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		100.0		
49	Bankers Trust Nominees Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		100.0		
50	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0	5.6	3.3
51	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
52	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		100.0		
53	Bebek Varlik Yönetim A.S.	イスタンブール		100.0	26.2	-0.3
54	Belzen Pty. Limited	シドニー		100.0		
55	Benefit Trust GmbH	リュッツェン-ゴスタ ウ		100.0	7635.9	13.9
56	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		
57	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト	1	100.0	190.8	0.0
58	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク		100.0		
59	BHS tabletop AG	ゼルブ		28.9	32.7	1.1
60	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH & Co.Immobilienerwaltungs KG	ハーメルン	2	100.0	74.2	-5.0
61	BHW Financial Srl 清算中	ヴェローナ		100.0		
62	BHW Invest, Société à responsabilité limitée	ルクセンブルク		100.0		
63	BHW Kreditservice GmbH	ハーメルン	1	100.0		
64	Billboard Partners L.P.	ジョージタウン		99.9		
65	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
66	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
67	Biopsytec Holding AG i.L.	ベルリン		43.1		
68	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
69	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		33.2		
70	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		32.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
71	Blue Ridge CLO Holding Company LLC	ウィルミントン		100.0		
72	Blue Ridge Trust	ウィルミントン		26.7		
73	Borfield S.A.	モンテヴィデオ		100.0		
74	BRIMCO, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
75	BrisConnections Holding Trust	ケドロン		35.6		
76	BrisConnections Investment Trust	ケドロン		35.6		
77	BT CTAG Nominees Limited (メンバーによる任意清算 中)	ロンドン		100.0		
78	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
79	BT International (Nigeria) Limited	ラゴス		100.0		
80	BT Opera Trading S.A.	パリ		100.0	89.5	4.6
81	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリーンヴァルト		50.0		
82	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリーンヴァルト		50.0	0.2	3.0
83	Cabarez S.A.	ルクセンブルク		95.0		
84	Caherciveen Partners, LLC	シカゴ		20.0		
85	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
86	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
87	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
88	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
89	3160343 Canada Inc.	トロント		100.0		
90	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		100.0		
91	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		100.0		
92	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		82.6		
93	Cardales Management Limited	セント・ピーター・ ポート		100.0		
94	Cardales UK Limited	ロンドン		100.0		
95	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オールバニー		100.0		
96	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オールバニー		100.0		
97	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス		100.0		
98	Career Blazers LLC	ウィルミントン		100.0		
99	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー		100.0		
100	Career Blazers New York, Inc.	オールバニー		100.0		
101	Career Blazers of Ontario Inc.	オンタリオ州ロンドン		100.0		
102	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.		100.0		
103	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー		100.0		
104	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
105	Cathay Advisory (Beijing) Company Ltd	北京		100.0		
106	Cathay Asset Management Company Limited	ポート・ルイス		100.0	0.9	22.7
107	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポート・ルイス		67.6	127.8	15.4
108	CBI NY Training, Inc.	オールバニー		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
109	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
110	Centennial River 1 Inc.	デンバー		100.0		
111	Centennial River 2 Inc.	オースティン		100.0		
112	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン		100.0		
113	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン		100.0		
114	Centennial River Corporation	ウィルミントン		100.0		
115	Channel Nominees Limited (メンバーによる任意清算 中)	ロンドン		100.0		
116	China Recovery Fund LLC	ウィルミントン		85.0	14.2	0.0
117	CIBI Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
118	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0	13.6	0.0
119	City Leasing (Donside) Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		100.0		
120	City Leasing (Severnside) Limited (メンバーによる 任意清算中)	ロンドン		100.0		
121	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		100.0		
122	City Leasing Limited	ロンドン		100.0		
123	Civic Investments Limited	セントヘリア		100.0		
124	Comfund Consulting Limited	バンガロール		30.0		
125	Consumo Finance S.p.A.	ミラノ		100.0		
126	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		49.9	25.0	10.6
127	CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH	ボン	1	100.0		
128	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH	ミュンヘン		100.0		
129	D B Rail Holdings (UK) No. 1 Limited (メンバーによ る任意清算中)	ロンドン		100.0	0.0	15.2
130	D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社	東京		100.0		
131	DAHOC (UK) Limited	ロンドン		100.0	58.5	0.7
132	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	315.9	0.0
133	Danube Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
134	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0		
135	DB (Gibraltar) Holdings Limited (メンバーによる任 意清算中)	ジブラルタル		100.0		
136	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
137	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
138	DB (Tip Top) Limited Partnership	トロント		99.9		
139	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク		97.2	10109.7	308.4
140	DB Alps Corporation	ウィルミントン		100.0	122.7	0.0
141	DB Alternative Strategies Limited	ジョージタウン		100.0		
142	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン	2	100.0	45.6	-11.8
143	DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	50.6	29.0
144	DB Apex Finance Limited	セント・ジュリアンズ		90.0	1000.5	28.9
145	DB Apex Management Capital S.C.S.	ルクセンブルク		100.0	188.9	7.1

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
146	DB Apex Management Income S.C.S.	ルクセンブルク		100.0	1185.3	45.0
147	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		100.0		
148	DB Aster III, LLC	ウィルミントン		100.0		
149	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	1	100.0		
150	DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0	169.3	69.8
151	DB Broker GmbH	フランクフルト	1	100.0		
152	DB CAPAM GmbH	ケルン	1	100.0		
153	DB Capital Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	-38.7	-57.7
154	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	1	100.0	2265.1	0.0
155	DB Capital Partners (Asia), L.P.	ジョージタウン		99.7		
156	DB Capital Partners Asia G.P. Limited	ジョージタウン		100.0		
157	DB Capital Partners General Partner Limited	ロンドン		100.0	4.4	4.4
158	DB Capital Partners Latin America, G.P. Limited	ジョージタウン		100.0		
159	DB Capital Partners, Latin America, L.P.	ジョージタウン		80.2		
160	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ボスエロ・デ・アラ コン		100.0	23.7	-4.6
161	DB Chambers Limited	ジョージタウン		100.0		
162	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
163	DB Commodities Canada Ltd.	トロント		100.0	-4.5	-8.5
164	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		100.0		
165	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
166	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ		90.0		
167	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
168	DB Crest Limited	セントヘリア	2	100.0	1343.8	-4.9
169	DB Delaware Holdings (Europe) LLC	ウィルミントン		100.0		
170	DB Delaware Holdings (UK) Limited	ロンドン	2	100.0	17.9	-0.1
171	DB Development Holdings Limited	ラルナカ		49.0		
172	DB Energy Commodities Limited	ロンドン		100.0	41.9	5.8
173	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア	2	100.0	28.9	0.0
174	DB Enfield Infrastructure Investments Limited	セントヘリア		100.0		
175	DB Enterprise GmbH & Co. Zweite Beteiligungs KG	リュッツェン-ゴスタ ウ	3	100.0	4649.5	-59.3
176	DB Equity Limited	ロンドン	2	100.0	28.2	0.0
177	DB Equity S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	3757.0	256.9
178	DB Fillmore Lender Corp.	ウィルミントン		100.0		
179	DB Finance International GmbH	エシュボルン		100.0		
180	DB Finanz-Holding GmbH	フランクフルト	1	100.0	7917.0	0.0
181	DB Global Technology SRL	ブカレスト		100.0	2.2	2.0
182	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		100.0		
183	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン	1	100.0		
184	DB iCON Investments Limited	ロンドン		100.0		
185	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG	フランクフルト		74.0		
186	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
187	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ		100.0		
188	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン-ゴスタ ウ	3	100.0	240.0	-0.9
189	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン-ゴスタ ウ		100.0	1539.6	15.1
190	DB Infrastructure Holdings (UK) No.1 Limited	ロンドン		100.0		
191	DB Infrastructure Holdings (UK) No.2 Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
192	DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited	ロンドン	2	100.0	39.1	30.0
193	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0	100.4	1.2
194	DB International (Asia) Limited	シンガポール		100.0	551.5	33.3
195	DB International Investments Limited	ロンドン		100.0		
196	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		100.0		
197	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	1	100.0	46.0	0.0
198	DB Investments (GB) Limited	ロンドン	2	100.0	1777.3	-3.5
199	DB Jasmine (Cayman) Limited (任意清算中)	ジョージタウン		100.0		
200	DB Jasmine Holdings Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
201	DB Kredit Service GmbH	ベルリン	1	100.0		
202	DB Leasing Services GmbH	フランクフルト		100.0		
203	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0		
204	DB Master Accomodation LLC	ウィルミントン		100.0		
205	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
206	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
207	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
208	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
209	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
210	DB Operaciones y Servicios Interactivos, A.I.E.	バルセロナ		99.9		
211	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	-66.4	-8.1
212	DB Petri LLC	ウィルミントン		100.0		
213	DB Platinum Advisors	ルクセンブルク		100.0	14.7	4.5
214	DB Print GmbH	フランクフルト	1	100.0		
215	DB Private Equity GmbH	ケルン		100.0	17.0	2.4
216	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
217	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
218	DB PWM Private Markets I GP	ルクセンブルク		100.0		
219	DB Rail Trading (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0	0.0	3.8
220	DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		100.0		
221	DB Re S.A.	ルクセンブルク		100.0		
222	DB Real Estate Canada invest 1 Inc.	トロント		100.0		
223	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ・ベイ		34.6	3.7	-4.3

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
224	DB Risk Center GmbH	ベルリン	1	100.0		
225	DB Road (UK) Limited	ジョージタウン	2	100.0	541.6	-2.1
226	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン		100.0		
227	DB Securities S.A.	ワルシャワ		100.0	11.4	1.3
228	DB Service Centre Limited	ダブリン		100.0		
229	DB Service Uruguay S.A.	モンテヴィデオ		100.0		
230	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0		
231	DB STG Lux 4 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
232	DB STG Lux 5 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
233	DB STG Lux 6 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
234	DB STG Lux 7 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
235	DB STG Lux 8 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
236	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
237	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		100.0		
238	DB Sylvester Funding Limited	ジョージタウン	2	100.0	623.0	-3.6
239	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
240	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
241	DB U.K. Nominees Limited (メンバーによる任意清算 中)	ロンドン		100.0		
242	DB UK Australia Finance Limited	ジョージタウン		100.0		
243	DB UK Australia Holdings Limited	ロンドン		100.0		
244	DB UK Bank Limited	ロンドン	2	100.0	698.2	8.2
245	DB UK Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	540.0	75.2
246	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		100.0	58.1	-1.5
247	DB USA Corporation (Teilkonzern)	ウィルミントン	4	100.0	3128.9	-521.0
248	-ABFS I Incorporated	ボルチモア		100.0		
249	-ABS Leasing Services Company	シカゴ		100.0		
250	-ABS MB Ltd.	ボルチモア		100.0		
251	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ボルチモア		100.0		
252	-Alex. Brown Investments Incorporated	ボルチモア		100.0		
253	-Alex. Brown Management Services, Inc.	ボルチモア		100.0		
254	-Al Isar Inc.	ウィルミントン		100.0		
255	-Apexel LLC	ウィルミントン		100.0		
256	-Argent Incorporated	ボルチモア		100.0		
257	-Axiom Shelter Island LLC	サンディエゴ		100.0		
258	-Azurix AGOSBA S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0		
259	-Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
260	-Azurix Buenos Aires S.A. (清算中)	ブエノスアイレス		100.0		
261	-Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン		100.0		
262	-Azurix Corp.	ウィルミントン		100.0		
263	-Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン		100.0		
264	-Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
265	-Barkly Investments Ltd.	セントヘリア		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
266	-Bleeker Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
267	-Bluewater Creek Management Co.	ウィルミントン		100.0		
268	-Bonsai Investment AG	フラウエンフェルト		100.0		
269	-Broome Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
270	-BT Maulbronn GmbH	エシュボルン		100.0		
271	-BT Milford (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
272	-BT Muritz GmbH	エシュボルン		100.0		
273	-BT Sable, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
274	-BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
275	-BTAS Cayman GP	ジョージタウン		100.0		
276	-BTVR Investments No. 1 Limited	セントヘリア		100.0		
277	-C. J. Lawrence Inc.	ウィルミントン		100.0		
278	-Castlewood Expansion Partners, L.P.	ウィルミントン		87.5		
279	-Cedar Investment Co.	ウィルミントン		100.0		
280	-Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		100.0		
281	-Coronus L.P.	セントヘリア		100.0		
282	-Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
283	-Dawn-BV II LLC	ウィルミントン		100.0		
284	-Dawn-BV LLC	ウィルミントン		100.0		
285	-Dawn-BV-Helios LLC	ウィルミントン		100.0		
286	-Dawn-G II LLC	ウィルミントン		100.0		
287	-Dawn-G LLC	ウィルミントン		100.0		
288	-Dawn-G-Helios LLC	ウィルミントン		100.0		
289	-DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		100.0		
290	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
291	-DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン		100.0		
292	-DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
293	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
294	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
295	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		
296	-DB Capital Management, Inc.	ウィルミントン		100.0		
297	-DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
298	-DB Capital, Inc.	ウィルミントン		100.0		
299	-DB Clyde, LLC	ウィルミントン		100.0		
300	-DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		100.0		
301	-DB Dawn, Inc.	ウィルミントン		100.0		
302	-DB Depositor Inc.	ウィルミントン		100.0		
303	-DB Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
304	-DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		100.0		
305	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
306	-DB ESC Corporation	ウィルミントン		100.0		
307	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
308	-DB Fund Services LLC	ウィルミントン		100.0		
309	-DB Funding LLC #4	ウィルミントン		100.0		
310	-DB Funding LLC #5	ウィルミントン		100.0		
311	-DB Funding LLC #6	ウィルミントン		100.0		
312	-DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン		100.0		
313	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		
314	-DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
315	-DB Green, Inc.	ニューヨーク		100.0		
316	-DB Hawks Nest, Inc.	ウィルミントン		100.0		
317	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
318	-DB Hypernova LLC	ウィルミントン		100.0		
319	-DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
320	-DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		100.0		
321	-DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
322	-DB Io LP	ウィルミントン		100.0		
323	-DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0		
324	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		
325	-DB Managers, LLC	ウェスト・トレントン		100.0		
326	-DB Mortgage Investment Inc.	ボルチモア		100.0		
327	-DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルク		100.0		
328	-DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0		
329	-DB Omega S.C.S.	ルクセンブルク		100.0		
330	-DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
331	-DB Partnership Management II, LLC	ウィルミントン		100.0		
332	-DB Perry Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
333	-DB Rivington Investments Limited (任意清算中)	ジョージタウン		100.0		
334	-DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン		100.0		
335	-DB Samay Finance No. 2, Inc.	ウィルミントン		100.0		
336	-DB Servicios México, Sociedad Anónima de Capital Variable	メキシコシティ		100.0		
337	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
338	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
339	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
340	-DB Warren Investments Limited (任意清算中)	ジョージタウン		100.0		
341	-DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		100.0		
342	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
343	-DBCCA Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
344	-DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0		
345	-DBCIBZ2	ジョージタウン		100.0		
346	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
347	-DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		100.0		
348	-DBS Technology Ventures, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
349	-DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
350	-DBUSBZ2, LLC	ウィルミントン		100.0		
351	-DBVR Investments No. 3 Ltd.	ウィルミントン		100.0		

[次へ](#)

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
352	-DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
353	-DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
354	-DeAWM Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0		
355	-DeAWM Service Company	ウィルミントン		100.0		
356	-DeAWM Trust Company	セイラム		100.0		
357	-Deer River, L.P.	ウィルミントン		100.0		
358	-Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン		100.0		
359	-Deutsche Asset Management Canada Limited	トロント		100.0		
360	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
361	-Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltipl	メキシコシティ		100.0		
362	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
363	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
364	-Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		100.0		
365	-Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン		100.0		
366	-Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0		
367	-Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		100.0		
368	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
369	-Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0		
370	-DFC Residual Corp.	カーソンシティ		100.0		
371	-DJ Williston Swaps LLC	ウィルミントン		100.0		
372	-DMG Technology Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
373	-Dusk LLC	ウィルミントン		100.0		
374	-ECT Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
375	-Equipment Management Services LLC	ウィルミントン		100.0		
376	-Firstee Investments LLC	ウィルミントン		100.0		
377	-G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
378	-GAC-HEL II, Inc.	ウィルミントン		100.0		
379	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
380	-Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		100.0		
381	-German American Capital Corporation	ボルチモア		100.0		
382	-GGGolf, LLC	ウィルミントン		100.0		
383	-Glacier Mountain, L.P.	ウィルミントン		100.0		
384	-Global Commercial Real Estate Special Opportunities Limited	セントヘリア		100.0		
385	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
386	-Hotel Majestic LLC	ウィルミントン		100.0		
387	-Kingfisher Canada Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
388	-Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
389	-Legacy Reinsurance, LLC	バーリントン		100.0		
390	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
391	-MacDougal Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
392	-Maher 1210 Corbin LLC	ウィルミントン		100.0		
393	-Maher Chassis Management LLC	ウィルミントン		100.0		
394	-Maher Terminals LLC	ウィルミントン		100.0		
395	-Maher Terminals Logistics Systems LLC	ウィルミントン		100.0		
396	-Maher Terminals USA, LLC	ウィルミントン		100.0		
397	-Mallard Place, Inc.	ウィルミントン		100.0		
398	-Manta Acquisition LLC	ウィルミントン		100.0		
399	-Manta Group LLC	ウィルミントン		100.0		
400	-Maritime Indemnity Insurance Co. Ltd.	ハミルトン		100.0		
401	-Mars Investment Trust II	ニューヨーク		100.0		
402	-Mars Investment Trust III	ニューヨーク		100.0		
403	-Mayfair Center, Inc.	ウィルミントン		100.0		
404	-Mercer Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
405	-MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン		100.0		
406	-MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		100.0		
407	-MMDB Noonmark L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
408	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
409	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
410	-NCKR, LLC	ウィルミントン		100.0		
411	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
412	-Newhall LLC	ウィルミントン		100.0		
413	-North American Income Fund PLC	ダブリン		67.3		
414	-Northern Pines Funding, LLC	ドーバー		100.0		
415	-Novelties Distribution LLC	ウィルミントン		100.0		
416	-Operadora de Buenos Aires S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0		
417	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
418	-PARTS Student Loan Trust 2007-CT1	ウィルミントン		100.0		
419	-PARTS Student Loan Trust 2007-CT2	ウィルミントン		100.0		
420	-Pollus L.P.	セントヘリア		100.0		
421	-Polydeuce LLC	ウィルミントン		100.0		
422	-Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
423	-Pyramid Ventures, Inc.	ウィルミントン		100.0		
424	-Reade, Inc.	ウィルミントン		100.0		
425	-Red Lodge, L.P.	ウィルミントン		100.0		
426	-REO Properties Corporation	ウィルミントン		100.0		
427	-Ripple Creek, L.P.	ウィルミントン		100.0		
428	-RMS Investments (Cayman)	ジョージタウン		100.0		
429	-RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
430	-Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
431	-RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
432	-RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
433	-RREEF North American Infrastructure Fund A, L.P.	ウィルミントン		99.9		
434	-RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン		99.9		
435	-Serviced Office Investments Limited	セントヘリア		100.0		
436	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
437	-Sherwood Properties Corp.	ウィルミントン		100.0		
438	-Silver Leaf 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
439	-Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		100.0		
440	-STTN, Inc.	ウィルミントン		100.0		
441	-Urbistar Settlement Services, LLC	ハリスバーグ		100.0		
442	-Varick Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
443	-Village Hospitality LLC	ウィルミントン		100.0		
444	-Whispering Woods LLC	ウィルミントン		100.0		
445	-Whistling Pines LLC	ウィルミントン		100.0		
446	-World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		100.0		
447	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	4678.0	640.2
448	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	54.9	-17.8
449	DB Vanquish (UK) Limited	ロンドン		100.0		
450	DB Vantage (UK) Limited	ロンドン		100.0		
451	DB Vantage No.2 (UK) Limited	ロンドン		100.0		
452	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		75.0	20.4	2.2
453	db x-trackers (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
454	db alternatives Discovery Fund Limited	ジョージタウン		100.0		
455	DBC Continuance Inc.	トロント		100.0	15.6	0.1
456	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セントヘリア		25.9	5.1	5.6
457	DBG Vermögensverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	36.5	0.0
458	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		100.0		
459	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		100.0	38.0	1.7
460	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0	64.7	92.5
461	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		100.0	11.1	-0.1
462	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
463	DBRMS4	ジョージタウン		100.0	553.0	1.0
464	DBRMSGP1	ジョージタウン		100.0	313.0	0.0
465	DBRMSGP2	ジョージタウン		100.0	178.0	0.0
466	DBUK PCAM Limited	ロンドン		100.0	-125.3	-11.9
467	DD Konut Finansman A.S.	シスリ		49.0	15.7	0.8
468	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		100.0		
469	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン		100.0		
470	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン		100.0	191.1	25.7
471	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
472	DEGRU Erste Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	エシュボルン		100.0		
473	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
474	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0	172.9	3.8
475	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0	7.0	3.3
476	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
477	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
478	Deutsche Aeolia Power Production S.A.	アテネ		80.0		
479	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
480	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ		100.0		
481	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン		100.0	29.9	5.0
482	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	89.0	35.1
483	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	980.9	170.1
484	Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH	フランクフルト	1	100.0	38.9	0.0
485	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	フランクフルト	1	100.0	193.6	0.0
486	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール		100.0	152.2	22.6
487	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港		100.0	19.4	1.8
488	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	13.6	2.0
489	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	東京		100.0	46.9	11.6
490	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		100.0		
491	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	36.1	-6.6
492	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン		100.0	22.0	4.3
493	Deutsche Auskunft Service GmbH	ハンブルク	1	100.0		
494	Deutsche Australia Limited (Teilkonzern)	シドニー	2,4	100.0	188.0	18.4
495	-Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
496	-Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
497	-Bainsec Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
498	-BNA Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
499	-BTD Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
500	-Buxtal Pty. Limited	シドニー		100.0		
501	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
502	-Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		100.0		
503	-Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		100.0		
504	-Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		100.0		
505	-Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		100.0		
506	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
507	-Deutsche Investments Australia Limited	シドニー		100.0		
508	-Deutsche Managed Investments Limited	シドニー		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
509	-Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		100.0		
510	-Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		100.0		
511	-DNU Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
512	-DTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
513	-OPS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
514	-Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
515	-R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
516	-RTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
517	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	43.4	4.3
518	DEUTSCHE BANK (CHILE) S.A.	サンティアゴ		100.0	158.8	15.1
519	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	989.3	110.1
520	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	375.7	33.3
521	Deutsche Bank (Malta) Ltd	フロリアナ		100.0	520.0	9.1
522	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポート・ルイス		100.0	30.8	1.9
523	Deutsche Bank (Perú) S.A.	リマ		100.0	53.6	6.7
524	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーヴ		100.0	663.4	6.2
525	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Extern	モンテヴィデオ		100.0		
526	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	179.3	28.5
527	Deutsche Bank Americas Finance LLC	ウィルミントン		100.0		
528	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0	351.4	0.3
529	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
530	Deutsche Bank Capital Funding LLC I	ウィルミントン		100.0	534.8	0.0
531	Deutsche Bank Capital Funding LLC IX	ウィルミントン		100.0	946.2	0.0
532	Deutsche Bank Capital Funding LLC V	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
533	Deutsche Bank Capital Funding LLC VI	ウィルミントン		100.0	900.0	0.0
534	Deutsche Bank Capital Funding LLC VII	ウィルミントン		100.0	658.2	0.0
535	Deutsche Bank Capital Funding LLC VIII	ウィルミントン		100.0	493.6	0.0
536	Deutsche Bank Capital Funding LLC XI	ウィルミントン		100.0	1300.0	0.0
537	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン		100.0	261.6	0.0
538	Deutsche Bank Capital LLC II	ウィルミントン		100.0	137.9	0.0
539	Deutsche Bank Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0	133.3	0.0
540	Deutsche Bank Capital LLC V	ウィルミントン		100.0	185.1	0.0
541	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		100.0	658.2	0.0
542	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン		100.0	1624.9	0.0
543	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0	1000.0	0.0
544	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		100.0	1139.5	0.0
545	Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.	サンパウロ		100.0	62.1	4.3
546	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	1	100.0	10.0	0.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
547	Deutsche Bank Financial Inc.	ウィルミントン		100.0		
548	Deutsche Bank Financial LLC	ウィルミントン		100.0	58.4	19.9
549	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア		100.0	180.9	6.1
550	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
551	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
552	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
553	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	5090.7	226.6
554	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	52.4	0.8
555	Deutsche Bank Nederland N.V.	アムステルダム		100.0	819.6	-108.3
556	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
557	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	940.8	66.5
558	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト	1	100.0	2666.3	0.0
559	Deutsche Bank Real Estate (Japan) Y.K.	東京		100.0	10.7	0.3
560	Deutsche Bank Realty Advisors, Inc.	ニューヨーク		100.0		
561	Deutsche Bank S.A.	ブエノスアイレス		100.0	120.9	51.8
562	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	512.7	21.4
563	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0	123.4	-3.4
564	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
565	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.8	1415.7	60.0
566	Deutsche Bank Trust Corporation (Teilkonzern)	ニューヨーク	4	100.0	6118.9	277.9
567	-Apex Fleet Inc.	ウィルミントン		100.0		
568	-BAL Servicing Corporation	ウィルミントン		100.0		
569	-Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		100.0		
570	-BT Commercial Corporation	ウィルミントン		100.0		
571	-Capital Solutions Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
572	-D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
573	-DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		100.0		
574	-DB Abalone LLC	ウィルミントン		100.0		
575	-DB Bluebell Investments (Cayman) Partnership	ジョージタウン		100.0		
576	-DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		100.0		
577	-DB Investment Management, Inc.	ウィルミントン		100.0		
578	-DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		100.0		
579	-DB Lexington Investments Inc.	ウィルミントン		100.0		
580	-DB Like-Kind Exchange Services Corp.	ウィルミントン		100.0		
581	-DB Partnership Management Ltd.	ウィルミントン		100.0		
582	-DB Portfolio Southwest, Inc.	ヒューストン		100.0		
583	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
584	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
585	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
586	-DB Services New Jersey, Inc.	ウェスト・トレントン		100.0		
587	-DBNY Brazil Invest Co.	ウィルミントン		100.0		
588	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
589	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア		100.0		
590	-Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		100.0		
591	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		
592	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
593	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
594	-Deutsche Bank Trust Company New Jersey Ltd.	ジャージーシティ		100.0		
595	-Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン		100.0		
596	-Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		100.0		
597	-Deutsche Securities Corredores de Bolsa Spa	サンティアゴ		100.0		
598	-Enterprise Fleet Management Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0		
599	-HCA Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0		
600	-Hertz Car Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
601	-Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0		
602	-Long-Tail Risk Insurers, Ltd.	ハミルトン		100.0		
603	-MAC Investments Ltd.	ジョージタウン		100.0		
604	-North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン		100.0		
605	-Oakwood Properties Corp.	ウィルミントン		100.0		
606	-Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク		100.0		
607	-PPCenter, Inc.	ウィルミントン		100.0		
608	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		
609	-Sunbelt Rentals Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
610	-TQI Exchange, LLC	ウィルミントン		100.0		
611	-VEXCO, LLC	ウィルミントン		100.0		
612	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
613	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ ポート		100.0		
614	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン		100.0	18.5	1.0
615	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリード		99.8	1073.1	-1.9
616	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
617	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		100.0	101.3	0.8
618	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		100.0		
619	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		100.0	30.8	6.6
620	Deutsche Clubholding GmbH	フランクフルト		95.0		
621	Deutsche Colombia S.A.	ボゴタ		100.0		
622	Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.	上海		100.0	30,2	2,4
623	Deutsche Custody Global B.V.	アムステルダム		100.0		
624	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
625	Deutsche Custody Nederland B.V.	アムステルダム		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
626	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands)B.V.	アムステルダム		99.9		
627	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	100.4	10.4
628	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北		60.0		
629	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーヴ		100.0		
630	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited	ロンドン		100.0		
631	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン		100.0	107.3	107.7
632	Deutsche Finance No. 4 (UK) Limited (メンバーによ る任意清算中)	ロンドン		100.0		
633	Deutsche Financial Capital I Corp.	グリーンズボロ		50.0		
634	Deutsche Financial Capital Limited Liability Company	グリーンズボロ		50.0		
635	Deutsche Friedland	パリ		100.0	-53.2	-0.3
636	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール		100.0	21.0	-2.8
637	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		100.0		
638	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	66.0	9.9
639	Deutsche Group Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0	91.3	11.2
640	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
641	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	99.8		
642	Deutsche Gulf Finance	リヤド		40.0	33.2	0.3
643	Deutsche GUO Mao Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		100.0		
644	Deutsche Haussmann, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	-71.0	0.0
645	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン		100.0	0.1	237.8
646	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	2764.7	68.8
647	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	フロリアナ		100.0	658.9	10.9
648	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
649	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	1551.6	4.5
650	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	2	100.0	121.1	12.8
651	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	2	100.0	-35.9	-2.6
652	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		100.0	1276.9	128.4
653	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	1	100.0	26.5	0.0
654	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	59.4	30.9
655	Deutsche International Corporate Services (Ireland)Limited	ダブリン		100.0	16.0	3.1
656	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		100.0	3.1	2.7
657	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		100.0		
658	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン		100.0		
659	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム		100.0	10.4	0.3
660	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius)Limited	ポート・ルイス		100.0		
661	Deutsche Inversiones Dos S.A.	サンティアゴ		100.0	27.8	-0.3

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
662	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		100.0		
663	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	126.0	8.0
664	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		
665	Deutsche IT License GmbH	エシュボルン	1	100.0	14.3	0.0
666	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	63.3	6.0
667	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		100.0		
668	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン	2	100.0	963.7	3.7
669	Deutsche Morgan Grenfell Nominees Pte Ltd	シンガポール		100.0		
670	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
671	Deutsche New Zealand Limited (Teilkonzern)	オークランド	4	100.0	48.4	4.5
672	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		
673	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
674	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
675	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
676	-Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド		100.0		
677	-Kingfisher Nominees Limited	オークランド		100.0		
678	-LWC Nominees Limited	オークランド		100.0		
679	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
680	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン	1	100.0		
681	Deutsche Postbank AG (Teilkonzern)	ボン	2,4,5	94.1	6212.0	330.0
682	-BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	1	100.0		
683	-BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		100.0		
684	-BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH	ハーメルン	1	100.0		
685	-BHW Holding AG	ハーメルン	1	100.0		
686	-Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットランジュ		100.0		
687	-DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン		100.0		
688	-DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		100.0		
689	-PB Factoring GmbH	ボン	1	100.0		
690	-PB Firmenkunden AG	ボン	1	100.0		
691	-PB International S.A.	シュットランジュ		100.0		
692	-PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		98.5		
693	-Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	1	100.0		
694	-Postbank Filial GmbH	ボン	1	100.0		
695	-Postbank Filialvertrieb AG	ボン	1	100.0		
696	-Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		100.0		
697	-Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン	1	100.0		
698	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン	1	100.0		
699	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン		90.0		
700	-Postbank Leasing GmbH	ボン	1	100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
701	-Postbank P.O.S. Transact GmbH	エシュボルン		100.0		
702	-Postbank Systems AG	ボン	1	100.0		
703	-Postbank Versicherungsvermittlung GmbH	ボン	1	100.0		
704	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
705	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		100.0	500.0	0.0
706	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0	300.1	0.0
707	Deutsche Postbank Funding LLC IV	ウィルミントン		100.0	500.2	0.0
708	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		100.0		
709	Deutsche Regis Partners Inc	マカティ・シティ		49.0	13.1	8.0
710	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l.	ルクセンブルク		49.0		
711	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0	28.7	0.9
712	Deutsche Securities (Perú) S.A.	リマ		100.0		
713	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		97.8	33.3	16.1
714	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		97.8		
715	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0	262.3	13.7
716	ドイツ証券株式会社	東京		100.0	669.8	213.7
717	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0		
718	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	230.4	0.3
719	Deutsche Securities Limited	香港		100.0	1.0	65.2
720	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポート・ルイス		100.0		
721	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		100.0	15.1	4.8
722	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド		100.0	117.9	0.3
723	Deutsche Securities Sociedad de Bolsa S.A.	ブエノスアイレス		100.0		

[次へ](#)

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
724	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		100.0		
725	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
726	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	1	100.0		
727	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		49.0	2.9	2.7
728	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン		100.0		
729	ドイチェ信託株式会社	東京		100.0		
730	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	26.4	6.5
731	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0		
732	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		
733	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0		
734	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		25.1		
735	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0		
736	Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.2		
737	DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
738	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0		
739	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
740	DIL Europa-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
741	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ		100.0		
742	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
743	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
744	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	100.0		
745	DIV Holding GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0	352.4	0.3
746	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1	17.0	0.0
747	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
748	Donlen Exchange Services Inc.	ボストン		100.0		
749	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
750	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
751	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
752	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
753	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
754	Dusk II, LLC	ウィルミントン		100.0		
755	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト	1	99.4	336.4	0.0
756	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		100.0	329.7	98.2
757	DWS Investments (Spain), S.G.I.I.C., S.A.	マドリード		100.0	7.8	6.5
758	DWS Mauritius Company	ポート・ルイス		100.0		
759	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.L.	ハンブルク		65.2		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
760	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
761	Elba Finance GmbH	エシュボルン		100.0		
762	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
763	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト		50.0		
764	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
765	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
766	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		100.0		
767	Elmo Funding GmbH	エシュボルン	1	100.0	10.3	0.0
768	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン	1	100.0		
769	Emerald Asset Repackaging Limited	ダブリン		100.0		
770	Enterprise Vehicle Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0		
771	EOL2 Holding B.V.	アムステルダム		45.0		
772	eolec	イッシー・レ・ムリ ノー		33.3		
773	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
774	Erica Società a Responsabilità Limitata	ミラノ		40.0		
775	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		100.0		
776	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		100.0		
777	Evergreen Amsterdam Holdings B.V.	アムステルダム		100.0		
778	Evergreen International Holdings B.V.	アムステルダム		100.0		
779	Evergreen International Investments B.V.	アムステルダム		100.0		
780	Evergreen International Leasing B.V.	アムステルダム		100.0	128.6	0.4
781	EVROENERGI AKI S.A.	アレクサンドルーポリ		40.0		
782	Exinor SA	バスターニュ		100.0		
783	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH	ケルン		100.0		
784	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		100.0	10.1	-0.1
785	Farezco I, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
786	Farezco II, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0	-4.2	-2.8
787	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
788	Fenix Mercury 1 S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		60.0		
789	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		100.0		
790	Finanza & Futuro Banca SpA	ミラノ		100.0	37.9	13.9
791	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト	1	100.0		
792	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
793	Funds Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
794	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
795	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
796	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート・ホンブルク		40.7		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
797	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート・ホンブルク		30.6		
798	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	パート・ホンブルク		74.0		
799	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
800	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
801	GbR Goethestraße	ケルン		94.0		
802	German Access Fund L.P.	ロンドン		100.0		
803	German Access LLP	ロンドン		100.0		
804	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		50.0		
805	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7		
806	giropay GmbH	フランクフルト		33.3		
807	Global Salamina, S.L.	マドリード	2	26.7	-28.7	-0.8
808	Goldman Sachs Multi-Strategy Portfolio XI, LLC	ウィルミントン		99.7		
809	Gordian Knot Limited	ロンドン		32.4	9.6	-3.9
810	Graphite Resources (Knightsbridge) Limited	ニューカッスル・アポ ン・タイン		45.0		
811	Graphite Resources Holdings Limited	ニューカッスル・アポ ン・タイン		70.0		
812	Great Future International Limited	ロードタウン		43.0		
813	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		94.9	9.2	4.9
814	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ		44.9		
815	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン		100.0		
816	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		33.2		
817	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/ Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		59.7	153.3	-2.0
818	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH	グリューンヴァルト		100.0		
819	Guggenheim Concinnity Strategy Fund LP	ウィルミントン		23.3	165.1	33.3
820	Gulara Pty Ltd	シドニー		100.0		
821	GUO Mao International Hotels B.V.	アムステルダム		100.0	-59.7	-0.4
822	Hac Investments Ltd.	ウィルミントン		100.0	88.1	-34.6
823	HAC Investments Portugal - Servicos de Consultadoria e Gestao Lda	リスボン		100.0		
824	HAH Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
825	八景島合同会社	東京		95.0		
826	Harvest Fund Management Company Limited	上海		30.0	307.9	76.5
827	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム		100.0		
828	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
829	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7	447.7	83.7
830	Hudson 12655 Jefferson, LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
831	Hydro S.r.l.	ローマ		45.0		
832	Hypothesen-Verwaltungs-Gesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
833	IKARIA Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
834	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		
835	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン		20.5		
836	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ		50.0		
837	Inn Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
838	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	2	49.0	10.4	10.4
839	International Operator Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		100.0		
840	IOS Finance EFC, S.A.	バルセロナ		100.0	52.5	7.0
841	Isar Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
842	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
843	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
844	IVAF II Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	0.8	3.6
845	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		21.1		
846	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		21.6		
847	JADE Residential Property AG	エシュボルン		100.0	63.6	1.1
848	JG Japan Grundbesitzverwaltungsgesellschaft mbH i.L.	エシュボルン		100.0		
849	JR Nominees (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
850	JWB Leasing Limited Partnership	ロンドン	2	100.0	77.7	-9.0
851	城ヶ島合同会社	東京		100.0		
852	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	1	100.0		
853	Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd	クアラルンプール		27.0		
854	KeyNeurotek Pharmaceuticals AG i.l.	マクデブルグ		29.0		
855	KHP Knüppe, Huntebrinker & Co. GmbH	オスナブリュック		100.0		
856	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	46.0	32.7
857	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
858	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
859	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG	デュッセルドルフ		96.1	75.3	0.3
860	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG	デュッセルドルフ		97.0	55.4	0.2
861	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	1	100.0		
862	Kradavim UK Lease Holdings Limited	ロンドン		100.0		
863	Kunshan RREEF Equity Investment Fund Management Co. Ltd.	崑山		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
864	KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		20.8		
865	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0		
866	Lammermuir Leasing Limited	ロンドン		100.0	12.3	0.1
867	Latin America Recovery Fund LLC	ウィルミントン		100.0		
868	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	27.7	3.6
869	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0		
870	Legacy BCC Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
871	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアノ		70.0		
872	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		100.0		
873	Lindsell Finance Limited	ヴァレッタ		100.0		
874	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
875	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト		77.1	86.0	8.9
876	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルク		49.7		
877	Magalhaes S.A.	ルクセンブルク		95.0		
878	Maier Terminals Holding Corp.	トロント		100.0	98.1	13.1
879	Maier Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		100.0	83.6	3.8
880	Main Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
881	Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.	マトジニョシュ	2	38.3	12.7	2.7
882	Maxblue Americas Holdings, S.A.	マドリード		100.0		
883	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG	ハンブルク		33.8		
884	MEF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
885	MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		62.0	84.7	-1.8
886	Memax Pty. Limited	シドニー		100.0		
887	MergeOptics GmbH i.L.	ベルリン		24.3		
888	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.0		
889	MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG i.L.	グリューンヴァルト		29.6		
890	MidOcean (Europe) 2003 LP	セントヘリア		20.0		
891	MidOcean Partners, LP	ニューヨーク		20.0		
892	Midsel Limited	ロンドン		100.0		
893	Millennium Marine Rail, L.L.C.	エリザベス		50.0	4.6	3.7
894	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
895	"modernes Frankfurt" private Gesellschaft für Stadtentwicklung mbH i.L.	フランクフルト		100.0		
896	Moon Leasing Limited	ロンドン		100.0		
897	Morgan Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
898	Mortgage Trading (UK) Limited	ロンドン		100.0		
899	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
900	Mount Hope Community Center Fund, LLC	ウィルミントン		49.9		
901	Mountaintop Energy Holdings LLC	ウィルミントン		49.9		
902	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
903	MXB U.S.A., Inc.	ウィルミントン		100.0		
904	Navigator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
905	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
906	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		
907	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン	1	100.0		
908	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
909	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
910	Nevada Mezz 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
911	Nevada Parent 1 LLC	ウィルミントン		100.0	-947.1	-27.9
912	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
913	Nineco Leasing Limited	ロンドン		100.0		
914	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
915	Nordwestdeutscher Wohnungsbau-träger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	100.0	55.2	0.0
916	norisbank GmbH	ボン	1	100.0	433.9	0.0
917	Nortfol Pty. Limited	シドニー		100.0		
918	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー		96.7		
919	Nummus Beteiligungs GmbH & Co. KG	フランクフルト		27.8		
920	NV Profit Share Limited	ジョージタウン		42.9		
921	OAM Köln GmbH	ケルン	1	100.0	25.9	0.0
922	Oder Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
923	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		100.0		
924	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	232.4	47.7
925	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company	ダブリン		100.0		
926	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		100.0		
927	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
928	OPB-Holding GmbH	ケルン		100.0		
929	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		100.0		
930	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
931	OPB-Quarta GmbH	ケルン		100.0		
932	OPB-Quinta GmbH	ケルン		100.0		
933	OPB-Septima GmbH	ケルン		100.0		
934	Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	5.7	2.7
935	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG	ケルン		27.7		
936	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
937	Oppenheim Eunomia GmbH	ケルン		100.0		
938	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン		83.3		
939	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン	1	100.0		
940	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		100.0		
941	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
942	OVT Trust 1 GmbH	ケルン	1	100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
943	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0		
944	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		22.2		
945	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
946	PADOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
947	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
948	Pago e Transaction Services GmbH i.L.	ケルン		50.0		
949	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
950	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
951	PALLO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
952	Pan-European Infrastructure II, L.P.	ロンドン		100.0		
953	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
954	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
955	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン		37.7		
956	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
957	PB Sechste Beteiligungen GmbH	ボン		100.0		
958	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト	1	100.0	565.6	0.0
959	PBC Services GmbH der Deutschen Bank	フランクフルト	1	100.0		
960	PED Private Equity Deutschland GmbH & Co. geschl. Inv. KG	ケルン		100.0		
961	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
962	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
963	Pembol Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
964	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
965	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
966	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
967	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
968	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
969	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
970	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
971	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
972	Peruda Leasing Limited	ロンドン		100.0	-75.5	-0.1
973	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
974	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
975	PHARMA/wHEALTH Management Company S.A.	ルクセンブルク		99.9		
976	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPVAMC), INC.	マニラ		95.0	19.0	1.6
977	Phoebus Investments LP	ウィルミントン	6	100.0	891.3	0.1
978	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
979	PMG Collins, LLC	タラハシー		100.0		
980	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
981	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン		100.0		
982	Postbank Direkt GmbH	ボン	1	100.0	15.9	0.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
983	Postbank Service GmbH	エッセン	1	100.0		
984	Powerlase Limited (メンバーによる任意清算中)	ホヴ		24.8		
985	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
986	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
987	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
988	Primelux Insurance S.A.	ルクセンブルク		100.0	14.9	1.6
989	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
990	Private Capital Portfolio L.P.	ロンドン		38.2	36.6	0.7
991	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
992	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
993	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
994	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
995	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
996	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
997	Private Financing Initiatives, S.L.	バルセロナ		51.0		
998	PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH	レーダーマルク		80.2		
999	PT. Deutsche Securities Indonesia	ジャカルタ		99.0	16.1	2.2
1000	PT. Deutsche Verdhana Indonesia	ジャカルタ		40.0		
1001	PTL Fleet Sales, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1002	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	キエフ		100.0	12.9	1.5
1003	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1004	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1005	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1006	PX Group Limited	ストックトン・オン・ ティーズ		29.4	0.0	7.3
1007	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1008	Quantum 13 LLC	ウィルミントン		49.0		
1009	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1010	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1011	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		33.0		
1012	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		33.3		
1013	RDIF SLP Feeder, L.P.	エディンバラ		100.0		
1014	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		100.0		
1015	Regula Limited	ロードタウン		100.0		
1016	REIB Europe Investments Limited (メンバーによる任 意清算中)	ロンドン		100.0		
1017	REIB International Holdings Limited (メンバーによ る任意清算中)	ロンドン		100.0		
1018	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルク		20.0		
1019	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1020	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
1021	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
1022	Rhine Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
1023	Rimvalley Limited (清算中)	ダブリン		100.0		
1024	RoCalwest, Inc.	ウィルミントン		100.0	42.9	0.0
1025	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
1026	RREEF China REIT Management Limited	香港		100.0		
1027	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
1028	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0		
1029	RREEF Investment GmbH	フランクフルト	1	99.9	21.7	0.0
1030	RREEF Management GmbH	フランクフルト	1	100.0	122.7	0.0
1031	RREEF Property Trust, Inc.	ボルチモア	2	26.1	14.7	-1.8
1032	RREEF Shanghai Investment Consultancy Company	上海		100.0		
1033	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト	1	100.0	26.5	0.0
1034	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		100.0		
1035	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1036	Safron NetOne Partners, L.P.	ジョージタウン		21.7		
1037	Sagamore Limited	ロンドン	2	100.0	13.1	0.0
1038	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1039	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン	1	100.0	333.3	0.0
1040	Sal. Oppenheim Global Invest GmbH	ケルン		100.0	3705.4	0.3
1041	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン	1	100.0	959.5	0.0
1042	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0		
1043	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン	1	100.0		
1044	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	173.5	1.6
1045	Sal. Oppenheim Private Equity Partners S.A. 清算中	ルクセンブルク		100.0		
1046	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1047	SALOMON OPPENHEIM GmbH i.L.	ケルン		100.0		
1048	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1049	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ		58.5		
1050	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1051	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1052	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1053	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1054	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1055	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1056	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1057	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1058	Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS "DYCKBURG" i.L.	ハンブルク		41.3		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1059	Schiffahrtsgesellschaft MS "Simon Braren" GmbH & Co KG	コルマール		26.7		
1060	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		33.2		
1061	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1062	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ		71.1		
1063	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1064	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG	デュッセルドルフ		95.0		
1065	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1066	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1067	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1068	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1069	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1070	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1071	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1072	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1073	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ		94.7		
1074	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
1075	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ		100.0		
1076	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1077	Service Company Four Limited	香港		100.0		
1078	Service Company Three Limited	香港		100.0		
1079	Shopready Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
1080	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1081	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1082	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1083	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1084	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1085	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1086	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG	デュッセルドルフ		83.8		
1087	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1088	Silrendel, S. de R. L. de C. V.	メキシコシティ		100.0	-4.0	-3.9
1089	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1090	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1091	Sixco Leasing Limited	ロンドン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1092	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1093	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1094	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1095	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ・アン・デア・ ザーレ		30.5		
1096	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1097	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1098	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1099	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1100	SPhinX, Ltd. (任意清算中)	ジョージタウン		43.6		
1101	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1102	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1103	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
1104	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		

[次へ](#)

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1105	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1106	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		49.9		
1107	Station Holdco LLC	ウィルミントン		25.0		
1108	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
1109	STUPA Heizwerk Frankfurt (Oder) Nord Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		100.0		
1110	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1111	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Promohypermarkt Gelsenkirchen KG i.L.	デュッセルドルフ		48.7		
1112	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1113	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1114	Sunrise Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0		
1115	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1116	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1117	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1118	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1119	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		100.0		
1120	Sylvester (2001) Limited	ジョージタウン		100.0	520.2	1.6
1121	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
1122	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1123	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1124	ティー・エー・エフ・ツー有限会社	東京		100.0		
1125	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1126	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0	13.9	0.4
1127	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1128	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1129	Tapeorder Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
1130	TARES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
1131	TEBA Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		100.0		
1132	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1133	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		45.0	-214.4	9.8
1134	Telefon-Servicegesellschaft der Deutschen Bank mbH	フランクフルト	1	100.0		
1135	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
1136	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
1137	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン	2	100.0	29.0	0.1
1138	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1139	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1140	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1141	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ		100.0		
1142	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		
1143	The Debt Redemption Fund Limited	ジョージタウン		99.8		
1144	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1145	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ		25.0		
1146	TOKOS GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0	505.8	0.9
1147	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1148	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1149	Trave Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
1150	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		
1151	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1152	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0		
1153	Trevona Limited	ロードタウン		100.0		
1154	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1155	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1156	Triplereason Limited	ロンドン		100.0	329.2	0.7
1157	Triton Beteiligungs GmbH	フランクフルト		33.1		
1158	Triton Fund III G.L.P.	セントヘリア		62.5		
1159	TRS 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
1160	TRS Aria LLC	ウィルミントン		100.0		
1161	TRS Babson I LLC	ウィルミントン		100.0		
1162	TRS Birch LLC	ウィルミントン		100.0		
1163	TRS Bluebay LLC	ウィルミントン		100.0		
1164	TRS Bruin LLC	ウィルミントン		100.0		
1165	TRS Callisto LLC	ウィルミントン		100.0		
1166	TRS Camulos LLC	ウィルミントン		100.0		
1167	TRS Cypress LLC	ウィルミントン		100.0		
1168	TRS DB OH CC Fund Financing LLC	ウィルミントン		100.0		
1169	TRS Eclipse LLC	ウィルミントン		100.0		
1170	TRS Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
1171	TRS Elgin LLC	ウィルミントン		100.0		
1172	TRS Elm LLC	ウィルミントン		100.0		
1173	TRS Feingold O'Keefe LLC	ウィルミントン		100.0		
1174	TRS Fore LLC	ウィルミントン		100.0		
1175	TRS Ganymede LLC	ウィルミントン		100.0		
1176	TRS GSC Credit Strategies LLC	ウィルミントン		100.0		
1177	TRS Haka LLC	ウィルミントン		100.0		
1178	TRS HY FNDS LLC	ウィルミントン		100.0		
1179	TRS Io LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1180	TRS Landsbanki Islands LLC	ウィルミントン		100.0		
1181	TRS Leda LLC	ウィルミントン		100.0		
1182	TRS Maple LLC	ウィルミントン		100.0		
1183	TRS Metis LLC	ウィルミントン		100.0		
1184	TRS Oak LLC	ウィルミントン		100.0		
1185	TRS Plainfield LLC	ウィルミントン		100.0		
1186	TRS Poplar LLC	ウィルミントン		100.0		
1187	TRS Quogue LLC	ウィルミントン		100.0		
1188	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		100.0		
1189	TRS SeaCliff LLC	ウィルミントン		100.0		
1190	TRS Spruce LLC	ウィルミントン		100.0		
1191	TRS Stag LLC	ウィルミントン		100.0		
1192	TRS Stark LLC	ウィルミントン		100.0		
1193	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		100.0		
1194	TRS Sycamore LLC	ウィルミントン		100.0		
1195	TRS Thebe LLC	ウィルミントン		100.0		
1196	TRS Tupelo LLC	ウィルミントン		100.0		
1197	TRS Venor LLC	ウィルミントン		100.0		
1198	TRS Walnut LLC	ウィルミントン		100.0		
1199	TRS Watermill LLC	ウィルミントン		100.0		
1200	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1201	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1202	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1203	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund C.L.P.	ドーバー		22.5		
1204	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ウィルミントン		24.0		
1205	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		100.0		
1206	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1207	VCG Venture Capital Fonds III Verwaltungs GmbH	ミュンヘン		100.0		
1208	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH	ミュンヘン		100.0		
1209	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III KG i.L.	ミュンヘン		37.0		
1210	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III Management KG	ミュンヘン		26.7		
1211	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルク		95.0		
1212	VCM / BHF Initiatoren GmbH & Co. Beteiligungs KG	アイヒェンリート		48.8		
1213	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン		24.9		
1214	VCM MIP III GmbH & Co. KG	ケルン		61.0		
1215	VCM MIP IV GmbH & Co. KG	ケルン		61.0		
1216	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン		100.0		
1217	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
1218	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
1219	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privatund Geschäftskunden	ベルリン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1220	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		
1221	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1222	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1223	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1224	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1225	Volbroker.com Limited	ロンドン		22.5		
1226	VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト	1	100.0	15.2	0.0
1227	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン		100.0		
1228	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	76.5	-4.0
1229	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
1230	WestLB Venture Capital Management GmbH & Co. KG	ケルン		50.0		
1231	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
1232	Willem S.A.	ルクセンブルク		95.0		
1233	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1234	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット		50.0		
1235	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1236	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1237	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1238	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1239	XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1240	5000 Yonge Street Toronto Inc.	トロント		100.0		
1241	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1242	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1243	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1244	ZANTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
1245	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1246	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Leben II KG	デュッセルドルフ		97.7	13.0	-10.2
1247	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1248	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1249	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1250	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト		25.0		
1251	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1252	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG	デュッセルドルフ		98.0	15.1	-9.8
1253	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1254	Zenwix Pty. Limited	シドニー		100.0		
1255	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1256	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1257	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1258	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	117.9	-4.6
1259	ZIBE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
1260	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1261	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1262	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1263	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1264	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1265	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1266	ZITRAL Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
1267	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1268	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1269	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1270	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1271	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1272	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1273	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1274	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1275	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1276	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1277	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1278	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーネフェルト		20.4		
1279	Zürich - Swiss Value AG 清算中	チューリッヒ		50.1		
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
1280	Abode Mortgage Holdings Corporation	バンクーバー		8.5		
1281	ABRAAJ Holdings	ジョージタウン		8.8		
1282	Accunia A/S	コペンハーゲン		9.9		
1283	BATS Global Markets, Inc.	ウィルミントン		6.7		
1284	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		5.6		
1285	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		8.5		
1286	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュヴェリーン		8.4		
1287	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3		
1288	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルグ		8.2		
1289	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6		
1290	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7		
1291	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		8.7		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1292	Cecon ASA	アーレンダール		9.6		
1293	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		8.4		
1294	CIFG Holding Inc.	ウィルミントン		11.5		
1295	ConCardis Gesellschaft mit beschränkter Haftung	エシュボルン		16.8		
1296	Damovo Group Holdings Limited	カマナ・ベイ		16.0		
1297	Deutsche Steinzeug Cremer & Breuer Aktiengesellschaft	アルフター		17.2		
1298	Finance in Motion GmbH	フランクフルト		19.9		
1299	Hua Xia Bank Company Limited	北京		19.9		
1300	HYPOPORT AG	ベルリン		9.7		
1301	ISWAP Limited	ロンドン		14.2		
1302	IVG Institutional Funds GmbH	フランクフルト		6.0		
1303	K & N Kenanga Holdings Bhd	クアラルンプール		13.8		
1304	株式会社ディーアンドエムホールディングス	川崎		15.1		
1305	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	レーツェン		11.0		
1306	Liquiditäts-Konsortialbank Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L.	フランクフルト		7.7		
1307	OTCDeriv Limited	ロンドン		7.2		
1308	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.L.	フランクフルト		19.5		
1309	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0		
1310	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0		
1311	PT Buana Listya Tama Tbk	ジャカルタ		14.8		
1312	Reorganized RFS Corporation	ウィルミントン		6.2		
1313	りんかい日産建設株式会社	東京		8.5		
1314	RREEF America REIT III, Inc.	ボルチモア		7.9		
1315	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8		
1316	Servicios de Infraestructura de Mercado OTC S.A.	サンティアゴ		6.7		
1317	Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.	北京		6.4		
1318	Società per il Mercato dei Titoli di Stato - Borsaローマ Obbligazionaria Europea S.p.A.			5.0		
1319	The Clearing House Association L.L.C.	ウィルミントン		5.6		
1320	TORM A/S	ヘルヘルブ		6.2		
1321	TradeWeb Markets LLC	ウィルミントン		5.5		
1322	United Information Technology Co. Ltd.	ジョージタウン		12.2		
1323	Veris Gold Corp.	バンクーバー		7.4		
1324	Wilson HTM Investment Group Ltd	プリズベン		19.8		
1325	エンサイドットコム証券株式会社	東京		7.1		

[次へ](#)

経営組織

取締役会

Jürgen Fitschen
共同会長

Anshuman Jain
共同会長

Stefan Krause

Dr. Stephan Leithner

Stuart Wilson Lewis

Rainer Neske

Henry Ritchotte

Christian Sewing
2015年1月1日就任

監査役会

Dr. Paul Achleitner
- 会長
(ミュンヘン)

Alfred Herling*
- 副会長
ドイツ銀行AG (ヴッパータール)

Frank Bsirske*
ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft)
(ベルリン) トレード・ユニオン委員長

John Cryan
(2014年7月31日退任)
Temasek International Pte Ltd. (ロンドン)
ヨーロッパ担当プレジデント、アフリカ担当リーダー、
ポートフォリオ・ストラテジー担当リーダー、
信用ポートフォリオ担当リーダー

Dina Dublon
(ニューヨーク)

Katherine Garrett-Cox
Alliance Trust Plc (アンガス・ブレチン)
最高経営責任者

Timo Heider*
BHW Bausparkasse AG (エンマータール)

Sabine Irrgang*
ドイツ銀行AG (マンハイム)

Prof. Dr. Henning Kagermann
ドイツ科学技術アカデミー
(ケーニヒス・ヴスターハウゼン) 理事長

Martina Klee*
ドイツ銀行AG (フランクフルト・アム・マイン)

Suzanne Labarge
(2014年6月30日退任)
(オークヴィル)

* ドイツの当行従業員により選出された。

Peter Löscher
Renova Management AG (ミュンヘン)
最高経営責任者

Henriette Mark*
ドイツ銀行AG (ミュンヘン)

Louise Parent
2014年7月1日就任
Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP
(ニューヨーク) カウンシル

Gabriele Platscher*
Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG
(ブラウンシュヴァイク)

Bernd Rose*
Postbank GBR Filialbetrieb AGおよびPostbank Filial
GmbH (メンデン)

Rudolf Stockem*
ver. di-Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft (アーヘン)
トレード・ユニオン・セクレタリー

Stephan Szukalski*
ドイツ・ポストバンクAG (フランクフルト・アム・マイン)

Dr. Johannes Teyssen
E.ON SE (デュッセルドルフ) 取締役会会長

Georg Thoma
Shearman & Sterling LLP (ノイス) カウンシル
(2014年12月31日、同パートナーを退任)

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler
(エッセン)

委員会

会長委員会

Dr. Paul Achleitner
- 委員長

Frank Bsirske*

Alfred Herling*

Prof. Dr. Henning Kagermann

調停委員会

Dr. Paul Achleitner
- 委員長

Alfred Herling*

Prof. Dr. Henning Kagermann

Stephan Szukalski*

監査委員会

John Cryan
- 委員長

Dr. Paul Achleitner

Henriette Mark*

Gabriele Platscher*

Bernd Rose*

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler

リスク委員会

Dina Dublon
- 委員長（2015年1月28日就任）

Dr. Paul Achleitner
- 委員長（2015年1月28日退任）

John Cryan

Suzanne Labarge
2014年6月30日退任

Louise Parent
（2014年7月1日就任）

Rudolf Stockem*

任命委員会

Dr. Paul Achleitner
- 委員長

Frank Bsirske*

Alfred Herling*

Prof. Dr. Henning Kagermann

Dr. Johannes Teyssen

公正委員会

Georg Thoma
- 委員長

Dr. Paul Achleitner

Timo Heider*

Sabine Irrgang*

Martina Klee*

Peter Löscher

報酬統制委員会

Dr. Paul Achleitner
- 委員長

Frank Bsirske*

Alfred Herling*

Prof. Dr. Henning Kagermann

* ドイツの当行従業員により選出された。

諮問委員会

諮問委員会については、ドイツ銀行のウェブサイト(www.deutsche-bank.de/beraterkreise)にて公開している。

マナデイト・リスト

監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツおよび国外の事業会社における監査役会（ドイツ株式会社法に基づき設置されるもの）および類似の監督機関のメンバー（2015年2月現在）。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2015年2月より前に退任した監査役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役については、就任日現在の職務が記載されている。

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Dr. Paul Achleiter	ドイツ銀行AG 監査役会会長	当グループ外における職務	
		Bayer AG	監査役
		Daimler AG	監査役
Frank Bsirske	ver.di (Vereinte Dienstleistungs-gewerkschaft) トレード・ユニオン委員長	当グループ外における職務	
		IBM Central Holding GmbH	監査役
		Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)	取締役
		RWE AG	監査役会副会長
		当グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役会副会長
John Cryan	Temasek International Pte Ltd. ヨーロッパ担当プレジデント、アフリカ担当リーダー、ポートフォリオ・ストラテジー担当リーダーおよび信用ポートフォリオ担当リーダー（2014年7月退任）	当グループ外における職務	
		Man Group plc	非常勤取締役 (2015年1月就任)
		ST Asset Management Pte Ltd.	取締役会会長
		Tana Africa Capital Limited	取締役
Dina Dublon		当グループ外における職務	
		Accenture PLC	取締役
		Microsoft Corporation	取締役 (2014年12月退任)
		PepsiCo Inc.	取締役

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Katherine Garrett-Cox	Alliance Trust PLC. 最高経営責任者	当グループ外における職務	
		Alliance Trust Investments (旧Alliance Trust Asset Management Ltd.)	最高責任者
		Alliance Trust Savings Ltd.	常勤会長
Timo Heider	ドイツ・ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンシル会長； BHW Kreditservice GmbHゼネラル・スタッフ・カウンシル会長； BHW Bausparkasse AG、 BHW Kreditservice GmbH、Postbank Finanzberatung AGおよびBHW Holding AGスタッフ・カウンシル会長；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー；ヨーロッパ・スタッフ・カウンシル・メンバー	当グループにおける職務	
		BHW Bausparkasse AG	監査役会副会長
		BHW Holding AG	監査役会副会長 (2014年11月退任)
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse AG VVaG	監査役会副会長
		PBC Banking Services GmbH	諮問委員
Alfred Herling	ドイツ銀行AG監査役会副会長；ドイツ銀行コンパインド・スタッフ・カウンシル（ヴァーター・ザウアーランド）会長；ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンシル会長；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル会長；ヨーロッパ・スタッフ・カウンシル・メンバー	開示の対象となるメンバーおよび取締役役に就任していない。	
Sabine Irrgang	ドイツ銀行AGヒューマン・リソース・マネジメント（ヴェルテンベルク）リーダー	開示の対象となるメンバーおよび取締役役に就任していない。	
Professor Dr. Henning Kagermann	ドイツ科学技術アカデミー理事長	当グループ外における職務	
		BMW Bayerische Motoren Werke AG	監査役
		Deutsche Post AG	監査役
		Franz Haniel & Cie. GmbH	監査役
		Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft AG	監査役
		Nokia Corporation	取締役 (2014年6月退任)
Martina Klee	ドイツ銀行スタッフ・カウンシル・グループCOO（エッシュボルン／フランクフルト）会長	当グループ外における職務	
		Sterbekasse für die Angestellten der Deutschen Bank VVaG.	監査役

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Suzanne Labarge (2014年6月退任)		当グループ外における職務	
		Coca-Cola Enterprises Inc.	取締役
		XL Group PLC	取締役
Peter Löscher	Renova Management AG 最高経営責任者	当グループ外における職務	
		Conscientia Investment Limited	非常勤取締役 (2014年12月就任、 2015年2月退任)
		Münchener Rückversicherungs- Gesellschaft AG	監査役 (2014年4月退任)
		Sulzer AG	取締役会会長 (2014年3月就任)
		TBG Limited (Thyssen Bornemisza Group)	非常勤取締役 (2014年11月退任)
		TBG AG (Thyssen Bornemisza Group)	非常勤取締役 (2014年12月就任)
Henriette Mark	ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウ ンシル(ミュンヘン・南 ババリア)会長; ドイ ツ銀行ゼネラル・ス タッフ・カウンシル・ メンバー; ドイツ銀行 グループ・スタッフ・ カウンシル・メンバー	開示の対象となるメンバーおよび取締役に 就任していない。	
Louise M. Parent (2014年7月就任)	Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLPカウ ンシル	当グループ外における職務	
		Zoetis Inc.	取締役
Gabriele Platscher	ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウ ンシル(ブラウンシュ ヴァイク/ヒルデスハ イム)会長	当グループ外における職務	
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会副会長
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V. BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	
Bernd Rose	Postbank Filialvertrieb AGおよ びPostbank Filial GmbHジョイント・ゼネ ラル・スタッフ・カウ ンシル会長; ドイツ・ ポストバンク・ゼネラ ル・スタッフ・カウ ンシル; ドイツ銀行ゼネ ラル・スタッフ・カウ ンシル・メンバー; ヨーロッパ・スタッ フ・カウンシル・メン バー	当グループ外における職務	
		ver.di Vermögensverwaltungsgesellschaft	監査役会副会長
		当グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
Rudolf Stockem	ver. di (Vereinte Dienstleistungs- gewerkschaft)トレード・ ユニオン・セクレタリー	当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
		PBC Banking Services GmbH	諮問委員

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Stephan Szukalski	ドイツの銀行従業員組合(Deutscher Bankangestellten-Verbandes; DBV)全国委員長; Betriebs-Center für Banken AGスタッフ・カウンスル会長	当グループ外における職務	
		Betriebs-Center für Banken AG	監査役
		PBC Banking Services GmbH	諮問委員
Dr. Johannes Teyssen	E. ON SE取締役会会長	当グループ外における職務	
		Salzgitter AG	監査役
Georg F. Thoma	Sherman & Sterling LLPカウンスル(2014年12月31日パートナー退任)	当グループ外における職務	
		NOVA Chemicals Corporation	取締役 (2014年2月退任)
		Sapinda Holding B.V.	取締役 (2014年7月就任)
Professor Dr. Klaus Rüdiger Trützschler		当グループ外における職務	
		Sartorius AG	監査役
		TAKKT AG	監査役会副会長 (2014年6月退任)
		Wilh. Werhahn KG	取締役
		Wuppermann AG	監査役会会長
		Zwiesel Kristallglas AG	監査役会会長

取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツおよび国外の事業会社における監査役会（ドイツ株式会社法に基づき設置されるもの）および類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に従いドイツおよび国外の大会社法に基づき設置される監査役会における職務については*の印が付されている（2015年2月現在）。

2015年2月より前に退任した監査役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役については、就任日現在の職務が記載されている。

取締役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Jürgen Fitschen	取締役会共同会長	当グループ外における職務	
		Kühne + Nagel International AG*	取締役
		METRO AG*	監査役
		当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Società per Azioni*	監査役会会長 (2014年6月退任)
		Deutsche Securities Saudi Arabia	取締役会会長 (2014年6月退任)
Anshuman Jain	取締役会共同会長	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Stefan Krause	取締役	当グループにおける職務	
		BHF-BANK Aktiengesellschaft*	監査役会会長 (2014年3月退任)
		DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	諮問委員会委員長
		Deutsche Bank Europe GmbH	監査役会会長
		Deutsche Bank Financial LLC*	取締役
		Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会会長
Dr. Stephan Leithner	取締役	当グループ外における職務	
		BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	監査役 (2014年6月退任)
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役
		当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Nederland N.V.	監査役会副会長 (2014年9月退任)
		000 " Deutsche Bank " *	監査役会会長
Stuart Lewis	取締役	当グループ外における職務	
		ロンドン証券取引所*	取締役
		当グループにおける職務	
Rainer Neske	取締役	Deutsche Bank Società per Azioni*	監査役
		当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG*	監査役会会長
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役会会長
取締役			

職務担当者	役職	会社名	職務
Henry Ritchotte	取締役	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Christian Sewing (2015年1月就任)	取締役	当グループにおける職務 ドイツ・ポストバンクAG*	監査役

ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社法に基づき設置される監督機関のメンバー（2014年12月31日現在）である。

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Burkhard Baum	当グループ外における職務	
	BIG BAU-Investitions-gesellschaft mbH	監査役
Rainer Bender	当グループ外における職務	
	Saint-Gobain Building Distribution Deutschland GmbH	監査役
Stefan Bender	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Europe GmbH	監査役
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役
	PJSC “ Deutsche Bank DBU “ Ukraine	監査役
Brigitte Bomm	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Oliver Bortz	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar AG	監査役
Ralf Brümmer	当グループ外における職務	
	Bankpower GmbH Personaldienstleistungen	監査役会副会長
Thomas Buschmann	当グループ外における職務	
	Vallourec Deutschland GmbH	監査役
	VSM Vereinigte Schmirgel- und Maschinen-Fabriken AG	監査役
Mary Campbell	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Bank Polska S.A.	監査役
	Deutsche Bank Trust Company Americas	取締役
	Deutsche Bank Trust Corporation	取締役
Mary Chen-Eng	当グループにおける職務	
	DB Structured Derivative Products, LLC	取締役
Robert J. Dibble	当グループにおける職務	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	取締役
Dario DiMuro	当グループにおける職務	
	Finanza & Futuro Banca S.p.A.	監査役
Michael Dituro	当グループにおける職務	
	DB Global Technology, Inc.	取締役
Karin Dohm	当グループ外における職務	
	Deutsche EuroShop AG	監査役
Andreas Dörhöfer	当グループ外における職務	
	Valovis Bank AG	監査役
	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Nederland N.V.	監査役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Annemarie Ehrhardt	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Gerhard Erb	当グループ外における職務	
	Bezirksbaugenossenschaft Altwürttemberg e.G.	監査役
Michele Faissola	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank (Suisse) S.A.	監査役会会長
	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	監査役会会長
Richard W. Ferguson	当グループにおける職務	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	取締役
	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	取締役
	Deutsche Bank Securities Inc.	取締役
Dr. Roland Folz	当グループ外における職務	
	Nürnberger Beteiligungs Aktiengesellschaft	監査役
	Studio Babelsberg AG	監査役会会長
	当グループにおける職務	
	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	監査役
Paul G. Fraser	当グループにおける職務	
	German American Capital Corporation	取締役
Wolfgang Gaertner	当グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役会会長
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
James Gnall	当グループにおける職務	
	DB Energy Trading LLC	取締役
	Deutsche Bank Securities Inc.	取締役
Joachim Häger	当グループにおける職務	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役
Carmen Herbstritt	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役
Henning Heuerding	当グループにおける職務	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役会副会長
Majid Julfar	当グループ外における職務	
	United Daipara Dairies	取締役
Thomas Keller	当グループ外における職務	
	GEZE GmbH	監査役
Susanne Kloess	当グループ外における職務	
	Eurex Frankfurt AG	監査役
	当グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役
	Deutsche Bank Bauspar AG	監査役
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役
Stefan Knoll	当グループにおける職務	
	RREEF Investment GmbH	監査役
Caio Koch-Weser	当グループ外における職務	
	BG Group plc	取締役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Frank Kuhnke	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Nederland N.V.	監査役
	DWS Investment S.A.	取締役
Britta Lehfeldt	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar AG	監査役
Marc Melzer	当グループ外における職務	
	Investitionsbank Sachsen-Anhalt	取締役
Michael Münch	当グループ外における職務	
	Berlin Phil Media GmbH	監査役
Nikitas Psyllakis	当グループにおける職務	
	DB Consorzio S.c.a.r.l.	取締役
	Deutsche Bank (Malta) Ltd.	取締役
Andreas Rathmann	当グループにおける職務	
	DB Service Centre Limited	取締役
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.	取締役
Joseph Rice	当グループにおける職務	
	DB Holdings (New York), Inc.	取締役
	DB Structured Derivative Products, LLC	取締役
	German American Capital Corporation	取締役
Dr. Christian Ricken	当グループ外における職務	
	華夏銀行	取締役
	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役
Dr. Herbert Schäffner	当グループ外における職務	
	BHS tabletop AG	監査役
Dwight Silvera	当グループにおける職務	
	DB Structured Products, Inc.	取締役
Scott Simon	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Securities Inc.	取締役
M. Eric Smith	当グループにおける職務	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	取締役
	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	取締役
	Deutsche Bank Trust Company Americas	取締役
	Deutsche Bank Trust Corporation	取締役
Till Staffeldt	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Werner Steinmüller	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Nederland N.V.	監査役会会長
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Peter Tils	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska S.A.	監査役会会長
	000 “ Deutsche Bank “	監査役
	Public joint-stock company „Deutsche Bank DBU ”	監査役会会長
Christiof von Dryander	当グループにおける職務	
	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	監査役
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Wilhelm von Haller	当グループ外における職務	
	Aesculap AG	監査役
	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Österreich AG	監査役
	Deutsche Oppenheim Family Office AG	監査役
Karl von Rohr	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Postbank AG	監査役
Nikolaus von Tippelskirch	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank (Suisse) SA	取締役
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
David Waill	当グループにおける職務	
	Deutsche Bank Trust Company Americas	取締役
	Deutsche Bank Trust Corporation	取締役
Ulf Wokurka	当グループ外における職務	
	JSC Halyk Bank of Kazakhstan	取締役
	Kazakhstan Development Bank Joint-Stock Company	監査役
	Sekerbank T.A.S.	取締役
Dr. Tanja Zschach	当グループ外における職務	
	Thüringer Aufbaubank, Anstalt des öffentlichen Rechts	代理取締役

フランクフルト・アム・マイン、2015年3月4日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

Jürgen Fitschen	Anshuman Jain	Stefan Krause
-----------------	---------------	---------------

Stephan Leithner	Stuart Lewis	Rainer Neske
------------------	--------------	--------------

Henry Ritthotte	Christian Sewing
-----------------	------------------

2【主な資産・負債および収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表の注記を参照。

3【その他】

(1) 後発事象

なし。

(2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記29を参照のこと。

4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則(ドイツ商法(HGB)第340条以下、銀行会計に関する法定規則(RechKredV))に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

(1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社(銀行を含む。)は以下の原則に従わなければならない。

- 1) 「低価主義の原則」に基づき、無形固定資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般的原则は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的原则に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
 - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合(上記a.に従って評価される場合)を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
 - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない(いわゆる「価値凍結法」を使用)。
- 2) 「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
 - 3) 「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額(売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。)まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額(資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値(資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い方の金額)と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

(2) 貸借対照表

配列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、

無形固定資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記しなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定しなければならない。

日本においては、一定の数理計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

(3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

(4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建でのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、在外子会社の資産および負債は決算時の為替相場により、収益および費用は期中平均相場または決算時の為替相場により換算される。在外子会社の資本勘定は、株式取得時の為替相場で換算される。在外子会社の財務諸表の換算により生じた換算差額は、純資産の部に表示される。

(5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

(6) 連結財務諸表

当グループは、ドイツ商法(HGB)第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会(IASB)が公表し、欧州連合(EU)が支持した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成することが要求される。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「日本の会計原則」という。)との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当グループの持分は、当グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告第18号」という。)により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目(のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など)の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社(その子会社を含む)および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

2013年1月1日、当グループは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第27号の改訂版である「個別財務諸表」、およびIAS第28号の改訂版である「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(これらの改訂版は、IFRS第10号およびIFRS第11号の公表に基づく変更と整合するよう修正されている。)を適用した。また、当グループは、IFRS第10号およびIFRS第11号に関する経過指針の修正を適用した。

IFRS第10号は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」およびSIC第12号「連結 - 特別目的事業体」を置き換えるものであり、すべての企業(以前はSIC第12号に基づく特別目的事業体と見なされていた企業を含む。)に適用される単一の支配モデルを確立している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含まれないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得に直接要した支出額のうち取得の対価性が認められるものについては、取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

ただし、2013年9月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理することになる。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、少数株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分
非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、のれんまたは損益取引として会計処理される。

ただし、2013年9月に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、「少数株主持分」の呼称は「非支配株主持分」に変更され、また支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金とされることになる。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および評価

当グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、その他の金融負債である。当グループは、いずれの金融商品も満期保有の区分には分類していない。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債： 当グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3) その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合を除く(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b) ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合）。

貸出金： 貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額とな

る。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産： 売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、資本の中の、損益計算書に認識されていない純利得(損失)に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

金融負債： 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更： 当グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」(トレーディング資産)または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」を定義する単一の特定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

- 対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部的および外部的要求がないこと。
- 今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することであってはならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われぬ。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券(「その他有価証券」)は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。

- a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
- b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（使用価値は資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値である。）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠（例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞）が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮想の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、従来、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）が原則とされていたが、2012年5月に改正された「退職給付に関する会計基準」では、2014年4月1日以後開始事業年度の期首から、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

b) 数理計算上の仮定

- ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）及び過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれかが低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- a) 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- b) 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- a) 賃貸等不動産の概要
- b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- c) 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- d) 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債並びに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近6カ月において掲載されているので、記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

1ユーロ = 135.61円（2015年5月29日）

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）からあらかじめ外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典.....なし

(3) 株式の譲渡制限.....なし

(4) その他の株式事務に関する事項

決算期 毎年12月31日

定時株主総会 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインもしくは人口50万以上のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。

基準日 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

株券の種類 無額面株式の1券種

株券に関する手数料..... 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

通知 当行が株主に対して行う通知及び通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

公告 日本においては公告は行わない。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

本書提出日現在、配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である）、日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る配当について5年間の非課税措置を受けることができる。日本の法人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、所得税のみ、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、15.315%、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。

ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。

(ロ) 売買損益.....当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る譲渡益について5年間の非課税措置を受けることができる。

(ハ) 相続税当行株式を相続または遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

2【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録書	2014年 1 月 6 日
発行登録書	2014年 1 月 6 日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 1 月 9 日
発行登録追補書類	2014年 1 月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 1 月14日
訂正発行登録書	2014年 1 月15日
発行登録追補書類	2014年 1 月16日
発行登録追補書類	2014年 1 月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 1 月16日
発行登録追補書類	2014年 1 月17日
訂正発行登録書	2014年 1 月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 1 月24日
訂正発行登録書	2014年 2 月 3 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 4 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 4 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 4 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 4 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 4 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 5 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 5 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 5 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 5 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 7 日
発行登録追補書類	2014年 2 月 7 日
発行登録追補書類	2014年 2 月12日
発行登録追補書類	2014年 2 月12日
発行登録追補書類	2014年 2 月14日
発行登録追補書類	2014年 2 月19日
発行登録追補書類	2014年 2 月19日
発行登録追補書類	2014年 2 月19日
発行登録追補書類	2014年 2 月19日
発行登録追補書類	2014年 2 月19日
発行登録追補書類	2014年 2 月20日
訂正発行登録書	2014年 2 月20日
発行登録追補書類	2014年 2 月24日
発行登録追補書類	2014年 2 月24日
発行登録追補書類	2014年 2 月28日
発行登録追補書類	2014年 2 月28日
発行登録追補書類	2014年 2 月28日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	2014年 3 月 3 日
訂正発行登録書	2014年 3 月 3 日
訂正発行登録書	2014年 3 月 3 日
発行登録追補書類	2014年 3 月 4 日

発行登録追補書類	2014年 3 月 5 日
発行登録追補書類	2014年 3 月10日
発行登録追補書類	2014年 3 月14日
発行登録追補書類	2014年 3 月14日
発行登録追補書類	2014年 3 月31日
発行登録追補書類	2014年 3 月31日
発行登録追補書類	2014年 4 月 1 日
有価証券届出書	2014年 4 月 2 日
有価証券届出書	2014年 4 月 2 日
発行登録追補書類	2014年 4 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 4 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 4 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 4 月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 4 月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 4 月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 4 月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年 4 月17日
訂正発行登録書	2014年 4 月18日
発行登録追補書類	2014年 4 月21日
訂正発行登録書	2014年 5 月 2 日
訂正発行登録書	2014年 5 月 2 日
訂正発行登録書	2014年 5 月 2 日
発行登録追補書類	2014年 5 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 5 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 5 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 5 月 9 日
発行登録追補書類	2014年 5 月13日
発行登録追補書類	2014年 5 月13日
発行登録追補書類	2014年 5 月13日
発行登録追補書類	2014年 5 月14日
発行登録追補書類	2014年 5 月14日
発行登録追補書類	2014年 5 月14日
発行登録追補書類	2014年 5 月14日
発行登録追補書類	2014年 5 月15日
訂正発行登録書	2014年 5 月15日
発行登録追補書類	2014年 5 月16日
発行登録追補書類	2014年 5 月23日
発行登録追補書類	2014年 5 月26日
発行登録追補書類	2014年 5 月30日
発行登録追補書類	2014年 5 月30日
発行登録追補書類	2014年 5 月30日
発行登録追補書類	2014年 5 月30日
発行登録追補書類	2014年 6 月13日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定に基づく）	2014年 6 月26日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定に基づく）	2014年 6 月26日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づく）	2014年 6 月26日
訂正発行登録書	2014年 6 月26日
訂正発行登録書	2014年 6 月26日

有価証券報告書	2014年 6 月27日
有価証券報告書の訂正報告書	2014年 6 月27日
訂正発行登録書	2014年 6 月27日
訂正発行登録書	2014年 6 月27日
発行登録追補書類	2014年 7 月 1 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 1 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 1 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 1 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 7 月 9 日
発行登録追補書類	2014年 7 月11日
発行登録追補書類	2014年 7 月11日
発行登録追補書類	2014年 7 月14日
臨時報告書の訂正報告書	2014年 7 月18日
訂正発行登録書	2014年 7 月24日
発行登録追補書類	2014年 8 月 4 日
発行登録追補書類	2014年 8 月 5 日
発行登録追補書類	2014年 8 月 5 日
発行登録追補書類	2014年 8 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 8 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 8 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 8 月12日
訂正発行登録書	2014年 8 月14日
発行登録追補書類	2014年 8 月15日
発行登録追補書類	2014年 8 月18日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づく）	2014年 8 月19日
訂正発行登録書	2014年 8 月19日
訂正発行登録書	2014年 8 月19日
発行登録追補書類	2014年 8 月20日
発行登録追補書類	2014年 8 月20日
発行登録追補書類	2014年 8 月21日
発行登録追補書類	2014年 8 月25日
訂正発行登録書	2014年 8 月27日
発行登録追補書類	2014年 8 月29日
発行登録追補書類	2014年 8 月29日
発行登録追補書類	2014年 8 月29日
発行登録追補書類	2014年 8 月29日
発行登録追補書類	2014年 9 月 1 日
発行登録追補書類	2014年 9 月 1 日
発行登録追補書類	2014年 9 月 4 日
発行登録追補書類	2014年 9 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 9 月 8 日
発行登録追補書類	2014年 9 月 8 日
訂正発行登録書	2014年 9 月 9 日
訂正発行登録書	2014年 9 月 9 日
発行登録追補書類	2014年 9 月10日
発行登録追補書類	2014年 9 月12日
発行登録追補書類	2014年 9 月17日

訂正発行登録書	2014年 9 月25日
半期報告書	2014年 9 月29日
訂正発行登録書	2014年 9 月29日
訂正発行登録書	2014年 9 月29日
発行登録追補書類	2014年10月 1 日
発行登録追補書類	2014年10月 1 日
訂正発行登録書	2014年10月 1 日
発行登録追補書類	2014年10月 6 日
発行登録追補書類	2014年10月 6 日
発行登録追補書類	2014年10月 6 日
発行登録追補書類	2014年10月 7 日
訂正発行登録書	2014年10月 7 日
発行登録追補書類	2014年10月 9 日
発行登録追補書類	2014年10月15日
発行登録追補書類	2014年10月16日
発行登録追補書類	2014年10月17日
発行登録追補書類	2014年10月17日
発行登録追補書類	2014年10月17日
発行登録追補書類	2014年10月20日
発行登録追補書類	2014年10月22日
訂正発行登録書	2014年10月28日
発行登録追補書類	2014年11月 6 日
発行登録追補書類	2014年11月 7 日
訂正発行登録書	2014年11月 7 日
発行登録追補書類	2014年11月10日
発行登録追補書類	2014年11月14日
発行登録追補書類	2014年11月14日
発行登録追補書類	2014年11月14日
発行登録追補書類	2014年11月14日
発行登録追補書類	2014年11月14日
発行登録追補書類	2014年11月17日
訂正発行登録書	2014年11月19日
発行登録追補書類	2014年11月20日
発行登録追補書類	2014年11月21日
発行登録追補書類	2014年11月25日
発行登録追補書類	2014年11月25日
発行登録追補書類	2014年11月28日
発行登録追補書類	2014年11月28日
発行登録追補書類	2014年12月 1 日
発行登録追補書類	2014年12月 3 日
発行登録追補書類	2014年12月 4 日
発行登録追補書類	2014年12月 4 日
発行登録追補書類	2014年12月 5 日
発行登録追補書類	2014年12月 5 日
発行登録追補書類	2014年12月 8 日
発行登録追補書類	2014年12月 9 日
発行登録追補書類	2014年12月11日
発行登録追補書類	2014年12月11日
発行登録追補書類	2014年12月12日
発行登録追補書類	2014年12月12日
発行登録追補書類	2014年12月12日
訂正発行登録書	2014年12月16日
発行登録追補書類	2014年12月19日

発行登録追補書類	2014年12月22日
発行登録追補書類	2014年12月22日
発行登録追補書類	2014年12月22日
発行登録追補書類	2014年12月22日
発行登録追補書類	2014年12月22日
発行登録追補書類	2015年 1 月 5 日
発行登録追補書類	2015年 1 月13日
発行登録追補書類	2015年 1 月14日
発行登録追補書類	2015年 1 月14日
発行登録追補書類	2015年 1 月16日
発行登録追補書類	2015年 1 月16日
発行登録追補書類	2015年 1 月16日
発行登録追補書類	2015年 1 月16日
発行登録追補書類	2015年 1 月22日
訂正発行登録書	2015年 1 月27日
訂正発行登録書	2015年 1 月30日
訂正発行登録書	2015年 1 月30日
発行登録追補書類	2015年 2 月 6 日
発行登録追補書類	2015年 2 月 6 日
発行登録追補書類	2015年 2 月 6 日
発行登録追補書類	2015年 2 月 6 日
発行登録追補書類	2015年 2 月 6 日
発行登録追補書類	2015年 2 月 6 日
発行登録追補書類	2015年 2 月 9 日
発行登録追補書類	2015年 2 月12日
発行登録追補書類	2015年 2 月13日
発行登録追補書類	2015年 2 月13日
発行登録追補書類	2015年 2 月16日
発行登録追補書類	2015年 2 月16日
発行登録追補書類	2015年 2 月16日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づく）	2015年 2 月17日
訂正発行登録書	2015年 2 月17日
訂正発行登録書	2015年 2 月17日
訂正発行登録書	2015年 2 月17日
発行登録追補書類	2015年 2 月18日
発行登録追補書類	2015年 2 月19日
発行登録追補書類	2015年 2 月20日
発行登録追補書類	2015年 2 月23日
発行登録追補書類	2015年 2 月23日
発行登録追補書類	2015年 2 月24日
発行登録追補書類	2015年 2 月24日
発行登録追補書類	2015年 2 月27日
発行登録追補書類	2015年 3 月 2 日
発行登録追補書類	2015年 3 月 2 日
訂正発行登録書	2015年 3 月 2 日
発行登録追補書類	2015年 3 月 4 日
発行登録追補書類	2015年 3 月 4 日
発行登録追補書類	2015年 3 月 9 日
訂正発行登録書	2015年 3 月 9 日
訂正発行登録書	2015年 3 月 9 日
発行登録追補書類	2015年 3 月13日

発行登録追補書類	2015年 3 月13日
発行登録追補書類	2015年 3 月13日
有価証券報告書の訂正報告書	2015年 3 月16日
半期報告書の訂正報告書	2015年 3 月16日
訂正発行登録書	2015年 3 月16日
訂正発行登録書	2015年 3 月16日
発行登録追補書類	2015年 3 月17日
発行登録追補書類	2015年 3 月17日
発行登録追補書類	2015年 3 月23日
発行登録追補書類	2015年 3 月23日
発行登録追補書類	2015年 3 月23日
発行登録追補書類	2015年 3 月25日
発行登録追補書類	2015年 3 月25日
発行登録追補書類	2015年 3 月26日
訂正発行登録書	2015年 3 月30日
発行登録追補書類	2015年 3 月31日
発行登録追補書類	2015年 4 月 1 日
発行登録追補書類	2015年 4 月 3 日
発行登録追補書類	2015年 4 月 3 日
発行登録追補書類	2015年 4 月 9 日
発行登録追補書類	2015年 4 月10日
発行登録追補書類	2015年 4 月15日
発行登録追補書類	2015年 4 月15日
発行登録追補書類	2015年 4 月17日
発行登録追補書類	2015年 4 月17日
発行登録追補書類	2015年 4 月20日
発行登録追補書類	2015年 5 月 8 日
発行登録追補書類	2015年 5 月 8 日
発行登録追補書類	2015年 5 月 8 日
発行登録追補書類	2015年 5 月 8 日
発行登録追補書類	2015年 5 月14日
発行登録追補書類	2015年 5 月18日
発行登録追補書類	2015年 5 月20日
発行登録追補書類	2015年 5 月20日
発行登録追補書類	2015年 5 月25日
発行登録追補書類	2015年 5 月26日
発行登録追補書類	2015年 5 月27日
訂正発行登録書	2015年 5 月29日
発行登録追補書類	2015年 6 月 1 日
発行登録追補書類	2015年 6 月 1 日
発行登録追補書類	2015年 6 月 1 日
発行登録追補書類	2015年 6 月 5 日
発行登録追補書類	2015年 6 月 9 日
発行登録追補書類	2015年 6 月10日
発行登録追補書類	2015年 6 月16日
発行登録追補書類	2015年 6 月18日
発行登録追補書類	2015年 6 月19日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. ドイツ銀行ロンドン支店 2015年7月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：ダイキン工業株式会社 普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ダイキン工業株式会社

大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ダイキン工業株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 293,113,973（平成27年6月26日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 単元株式数は100株である。

2. ドイツ銀行ロンドン支店2015年7月31日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：楽天・シャープ・新生銀行）

A 楽天株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

楽天株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

楽天株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,330,219,400 (2015年5月8日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数100株である。

(注) 2015年5月8日現在の発行数には、2015年5月1日から2015年5月8日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

B シャープ株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

シャープ株式会社

大阪市阿倍野区長池町22番22号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

シャープ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,701,214,887 (平成27年6月24日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は1,000株

C 株式会社新生銀行の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社新生銀行

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社新生銀行は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 2,750,346,891 (平成27年6月18日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。

3. ドイツ銀行ロンドン支店2015年8月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照株式: グリー・マツダ・新生銀行)

A グリー株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

グリー株式会社
東京都港区六本木六丁目10番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

グリー株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 240,700,000 (平成27年4月28日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数100株

B マツダ株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

マツダ株式会社
広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

マツダ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 599,875,479 (平成27年6月24日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 平成26年6月24日開催の第148回定時株主総会における株式併合議案の承認可決により、平成26年8月1日付で、普通株式について、5株を1株の割合で併合しており、発行済株式総数は2,999,377,399株から2,399,501,920株減少し、599,875,479株となっている。また、同定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、単元株式数を1,000株から100株へと変更している。

C 株式会社新生銀行の情報

上記2. Cに同じ

4. ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社東京ドーム)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社東京ドーム
東京都文京区後楽1丁目3番61号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社東京ドームは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 191,714,840 (平成27年6月11日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は1,000株である。

5. ドイツ銀行ロンドン支店2016年6月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (東京建物株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京建物株式会社
東京都中央区八重洲一丁目9番9号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京建物株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 433,059,168 (平成27年5月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数1,000株

(注) 平成27年3月26日開催の第197期定時株主総会において、株式併合の効力発生日(平成27年7月1日)をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を行う旨承認可決された。

6. ドイツ銀行ロンドン支店2016年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 399,634,778 (2015年6月26日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(注) 2015年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式数は199,817,389株増加している。

7. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目8番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,152,010,000 (平成27年5月8日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所、JASDAQ (スタンダード)
内容 : (注) 1、2、3

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。
2 平成27年5月8日現在、発行済株式のうち243,080,000株は、現物出資(関係会社株式1,999百万円)によるものである。
3 単元株式数は100株である。

8. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社コロブラ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社コロブラ
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社コロブラは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 124,730,000(平成27年5月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

- (注) 平成27年5月13日現在発行数には、平成27年5月1日から平成27年5月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

9. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債(参照株式: ソニー・ソフトバンク)

A ソニー株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社
東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソニー株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,170,057,560 (2015年6月23日現在)

上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク各証券取引所 *3

内容 : 単元株式数は100株

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

2 2015年6月23日現在発行数には、当該日の属する月(2015年6月)に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

*3 ロンドン証券取引所については2014年8月29日をもって上場廃止とした。

B ソフトバンク株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンク株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンク株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,200,660,365 (2015年6月19日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンク株における標準となる株式である。

単元株式数は、100株である。

(注) 2015年6月19日現在発行数には、2015年6月1日から2015年6月19日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

10. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）
上記8. に同じ

11. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（アイフル株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

アイフル株式会社

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381 - 1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

アイフル株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 483,538,536（平成27年6月23日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部

内容 : 単元株式数100株

（注）平成27年6月23日現在発行数には、平成27年6月1日から平成27年6月23日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

12. ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：富士重工業・ソフトバンク）

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士重工業株式会社

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士重工業株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 782,865,873 (平成27年6月24日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

B ソフトバンク株式会社の情報

上記9. Bに同じ

13. ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (グリー株式会社)

上記3. Aに同じ

14. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照株式: オリックス・ソフトバンク)

A オリックス株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

オリックス株式会社
東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

オリックス株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合で最終評価日におけるワーストパフォーマンス株式の参照株式評価価格が関連する転換価格未満の場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,323,749,228 (注) (平成27年6月25日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
 ニューヨーク証券取引所
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 平成27年6月25日現在発行数には、平成27年6月1日から平成27年6月25日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

B ソフトバンク株式会社の情報

上記9. Bに同じ

15. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社コロブラ)

上記8. に同じ

16. ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (富士通株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士通株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 2,070,018,213 (2015年6月22日現在)
上場金融商品取引所	: 東京・名古屋各市場第一部
内容	: 単元株式数1,000株

17. ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社サイバーエージェントは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 63,213,300 (平成27年4月24日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数は100株である。

18. ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

上記7.に同じ

19. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社マーベラス）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社マーベラス

東京都品川区東品川四丁目12番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社マーベラスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 53,593,100（平成27年6月23日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 単元株式数100株

20. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ディー・エヌ・エー

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ディー・エヌ・エーは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 150,810,033 (平成27年6月22日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

21. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月9日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (オリックス株式会社)
上記14. Aに同じ

22. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ミクシィ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ミクシィ
東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ミクシィは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 83,203,000 (平成27年6月26日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (マザーズ)
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 平成27年6月26日現在発行数には、平成27年6月1日から平成27年6月26日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

23. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日新製鋼株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日新製鋼株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日新製鋼株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 109,843,923 (平成27年6月24日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数100株

24. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)
上記6. に同じ

25. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社KADOKAWA・DWANGO)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社KADOKAWA・DWANGO
東京都千代田区富士見二丁目13番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社KADOKAWA・DWANGOは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 70,892,060 (平成27年6月25日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

26. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）
上記6. に同じ
27. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ネクソン）
- (1) 対象株式の発行会社の名称および住所
株式会社ネクソン
東京都中央区新川二丁目3番1号
- (2) 対象株式の開示を必要とする理由
株式会社ネクソンは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (3) 対象株式についての詳細
- | | |
|-----------|---|
| 種類 | : 普通株式 |
| 発行済株式総数 | : 433,438,017（2015年5月15日現在） |
| 上場金融商品取引所 | : 東京証券取引所（市場第一部） |
| 内容 | : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。1単元の株式の数は100株である。 |
- （注） 2015年5月15日現在発行数には、2015年5月1日から2015年5月15日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。
28. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）
上記9. Bに同じ
29. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）
上記3. Bに同じ
30. ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月25日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）
上記20. に同じ
31. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）
上記6. に同じ

32. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日野自動車株式会社

東京都日野市日野台3丁目1番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日野自動車株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 574,580,850 (平成27年6月22日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数100株

33. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社

静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 349,868,784 (平成27年5月13日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所市場第一部
内容	: 単元株式数100株

(注) 平成27年5月13日現在発行数には、平成27年5月1日から平成27年5月13日までに新株予約権が行使される場合に発行される株式数は含まれていない。

34. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社ヤマダ電機)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ヤマダ電機は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 966,489,740(平成27年6月26日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数100株

(注) 平成27年6月26日現在発行数には、平成27年6月1日から平成27年6月26日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれていない。

35. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社サイバーエージェント)

上記17. に同じ

36. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(日新製鋼株式会社)

上記23. に同じ

37. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソーニー株式会社)

上記9. Aに同じ

38. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)

上記6. に同じ

39. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤマハ発動機株式会社)

上記33. に同じ

40. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソーニー株式会社)

上記9. Aに同じ

41. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社ディー・エヌ・エー)

上記20. に同じ

42. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

上記17. に同じ

43. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（任天堂株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

任天堂株式会社

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地 1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

任天堂株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（0円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 141,669,000（平成27年2月13日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 単元株式数100株

44. ドイツ銀行ロンドン支店2018年1月9日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

上記12. Aに同じ

45. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 5,695,003,400 (2015年6月17日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 2015年6月17日現在の発行数には、2015年6月1日から2015年6月17日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

- 1．ドイツ銀行ロンドン支店 2015年7月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：ダイキン工業株式会社 普通株式）

ダイキン工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第112期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

ダイキン工業株式会社東京支社

東京都港区港南2丁目18番1号J R品川

イーストビル

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

- 2．ドイツ銀行ロンドン支店2015年7月31日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：楽天・シャープ・新生銀行）

A 楽天株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第18期）（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）平成27年3月27日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第19期第1四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）四半期報告書を平成27年5月8日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年4月2日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年6月4日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく）

ウ 平成27年6月4日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成27年6月23日に関東財務局長に提出

ウの臨時報告書の訂正報告書を平成27年6月23日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B シャープ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第121期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月25日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

シャープ株式会社東京支社

東京都港区芝浦一丁目2番3号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

C 株式会社新生銀行の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第15期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月18日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月19日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社新生銀行大阪支店

大阪市北区小松原町2番4号

株式会社新生銀行名古屋支店

名古屋市中区栄三丁目1番1号

株式会社新生銀行大宮支店

さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号

株式会社新生銀行柏支店

千葉県柏市柏一丁目4番3号

株式会社新生銀行横浜支店

横浜市西区南幸一丁目9番13号

株式会社新生銀行神戸支店

神戸市中央区三宮町三丁目7番6号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. ドイツ銀行ロンドン支店2015年8月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：グリー・マツダ・新生銀行）

A グリー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）平成26年9月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第11期第3四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）四半期報告書を平成27年4月28日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成26年9月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年4月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

- ウ 平成27年5月12日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく）
- エ 平成27年5月12日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく）
- オ 平成27年5月12日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく）
- 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B マツダ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第149期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月25日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

C 株式会社新生銀行の情報

上記2. Cに同じ

4. ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社東京ドーム）

株式会社東京ドームの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第105期）（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）平成27年4月28日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第106期第1四半期）（自 平成27年2月1日 至 平成27年4月30日）四半期報告書を平成27年6月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年5月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. ドイツ銀行ロンドン支店2016年6月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（東京建物株式会社）

東京建物株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第197期）（自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日）平成27年 3 月26日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第198期第 1 四半期）（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）四半期報告書を平成
27年 5 月14日関東財務局長に提出
臨時報告書
平成27年 3 月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）
訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

東京建物株式会社 関西支店
株式会社東京証券取引所

大阪市中央区本町三丁目 4 番 8 号
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

6．ドイツ銀行ロンドン支店2016年 8 月 1 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイ
コーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第73期）（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月26日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
臨時報告書
該当事項なし
訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

7．ドイツ銀行ロンドン支店2016年 9 月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガン
ホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第18期）（自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日）平成27年 3 月23日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第19期第 1 四半期）（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）四半期報告書を平成
27年 5 月 8 日関東財務局長に提出
臨時報告書
ア 平成27年 3 月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関す
る内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）
イ 平成27年 4 月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関
する内閣府令第19条第 1 項および第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく）
ウ 平成27年 6 月 2 日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関す
る内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく）
訂正報告書
イの臨時報告書の訂正報告書を平成27年 6 月25日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

8．ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成25年10月1日至 平成26年9月30日）平成26年12月22日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第7期第2四半期）（自 平成27年1月1日至 平成27年3月31日）四半期報告書を平成27年5月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成26年12月24日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

9．ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ソニー・ソフトバンク）

A ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第98期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月23日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月26日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

B ソフトバンク株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第35期）（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月19日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年 6 月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

10. ドイツ銀行ロンドン支店2016年 9 月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

上記 8 . に同じ

11. ドイツ銀行ロンドン支店2016年 9 月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（アイフル株式会社）

アイフル株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第38期）（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月23日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年 6 月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

アイフル株式会社 東京支社

東京都港区芝二丁目31番19号

アイフル株式会社 千葉支店

千葉市中央区富士見二丁目 4 番13号

アイフル株式会社 大宮西口支店

さいたま市大宮区桜木町一丁目 1 番地26

アイフル株式会社 横浜西口支店

横浜市西区北幸一丁目 8 - 2

アイフル株式会社 金山支店

名古屋市中区金山四丁目 6 番 2 号

アイフル株式会社 梅田支店

大阪市北区梅田一丁目 2 番 2 - 100号

アイフル株式会社 三宮支店

神戸市中央区三宮町一丁目 8 - 1

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

12. ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：富士重工業・ソフトバンク）

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第84期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月24日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B ソフトバンク株式会社の情報

上記9．Bに同じ

13．ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（グ
リー株式会社）

グリー株式会社の情報

上記3．Aに同じ

14．ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株
式：オリックス・ソフトバンク）

A オリックス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第52期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月25日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

オリックス株式会社 大阪本社

大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリッ

クス本町ビル

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B ソフトバンク株式会社の情報

上記9．Bに同じ

15．ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

上記8．に同じ

16．ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士通株式会社）

富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第115期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月22日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

17．ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

株式会社サイバーエージェントの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第17期）（自 平成25年10月1日至 平成26年9月30日）平成26年12月16日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第18期第2四半期）（自 平成27年1月1日至 平成27年3月31日）四半期報告書を平成27年4月24日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成26年12月16日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

18．ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の情報

上記7．に同じ

19．ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社マーベラス）

株式会社マーベラスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第18期）（自 平成26年 4 月 1 日至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月23日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年 6 月24日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

20．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 5 月 2 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式
会社ディー・エヌ・エー）

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第17期）（自 平成26年 4 月 1 日至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月22日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

21．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月 9 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（オ
リックス株式会社）

オリックス株式会社の情報

上記14．Aに同じ

22．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式
会社ミクシィ）

株式会社ミクシィの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第16期）（自 平成26年 4 月 1 日至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月26日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年 6 月26日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

23．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

日新製鋼株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第 3 期）（自 平成26年 4 月 1 日至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月24日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年 6 月26日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

24．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記 6．に同じ

25．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社 K A D O K A W A ・ D W A N G O ）

株式会社 K A D O K A W A ・ D W A N G O の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第 1 期）（自 平成26年10月 1 日至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月25日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

26．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記 6．に同じ

27．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ネクソン）

株式会社ネクソンの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第13期）（自 平成26年 1 月 1 日至 平成26年12月31日）平成27年 3 月30日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第14期第 1 四半期）（自 平成27年 1 月 1 日至 平成27年 3 月31日）四半期報告書を平成27年 5 月15日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年 3 月31日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

28．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 7 月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）

ソフトバンク株式会社の情報

上記 9．B に同じ

29．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 7 月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）

マツダ株式会社の情報

上記 3．B に同じ

30．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 8 月25日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

上記20．に同じ

31．ドイツ銀行ロンドン支店2017年 9 月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記 6．に同じ

32．ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）

日野自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第103期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月22日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月23日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄3丁目8番20号

33．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第80期）（自 平成26年1月1日至 平成26年12月31日）平成27年3月27日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第81期第1四半期）（自 平成27年1月1日至 平成27年3月31日）四半期報告書は平成27年5月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年3月30日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

34．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ヤマダ電機）

株式会社ヤマダ電機の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第38期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月26日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

- 35．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）
株式会社サイバーエージェントの情報
上記17．に同じ
- 36．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）
日新製鋼株式会社の情報
上記23．に同じ
- 37．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）
ソニー株式会社の情報
上記9．Aに同じ
- 38．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）
セイコーエプソン株式会社の情報
上記6．に同じ
- 39．ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）
ヤマハ発動機株式会社の情報
上記33．に同じ
- 40．ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）
ソニー株式会社の情報
上記9．Aに同じ
- 41．ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）
株式会社ディー・エヌ・エーの情報
上記20．に同じ
- 42．ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）
株式会社サイバーエージェントの情報
上記17．に同じ

43．ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（任天堂株式会社）

任天堂株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第74期）（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）平成26年6月30日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第75期第3四半期）（自 平成26年10月1日至 平成26年12月31日）四半期報告書を平成27年2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成26年7月1日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

任天堂株式会社 東京支店

東京都台東区浅草橋5丁目21番5号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

44．ドイツ銀行ロンドン支店2018年1月9日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

富士重工業株式会社の情報

上記12．Aに同じ

45．ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第20期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月17日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成27年6月23日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ドイツ銀行ロンドン支店 2017年2月27日満期期限前償還条項付複数指数連動円建社債（日経平均株価／ユーロ・ストックス50指数）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月24日満期早期償還条項付／上場投信転換条項付デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス 上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス 上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス 上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日 満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店 2017年5月25日満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店 2017年5月26日満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店 2017年6月5日満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月9日 満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日 満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日 満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月26日 満期早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店 2017年10月16日満期期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店 2017年12月15日満期期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店 2018年2月14日満期期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債（ノックイン65）

ドイツ銀行ロンドン支店 2018年2月26日満期日経平均参照 上場投資信託転換条項および早期償還付き円建社債（日経225 連動型上場投資信託）

ドイツ銀行ロンドン支店 2018年3月16日満期期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店 2019年10月16日満期期限前償還条項付 日経リアル参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店 2019年12月16日満期期限前償還条項付 日経リアル参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年2月14日満期期限前償還条項付 日経リアル参照円建社債（ノックイン55）

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月16日満期期限前償還条項付 日経リアル参照円建社債（ノックイン55）

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および／または早期（期限前）償還事由の有無（ならびにこれらのいずれかに相当するもの）の全部または一部（該当する場合）は、日経平均株価または日経平均株価に連動する有価証券の価格に連動し、および／または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経平均株価指数（日経225指数）

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されて

いるものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェートは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価指数

次表は最近 5 年間および当該事業年度中最近 6 か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近 5 年間の年度別 最高・最低値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
	最高（円）	11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64
	最低（円）	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16

最近 6 か月の月別 最高・最低値	月別	2014年 7 月	2014年 8 月	2014年 9 月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
	最高（円）	15,646.23	15,613.25	16,374.14	16,413.76	17,490.83	17,935.64
	最低（円）	15,164.04	14,778.37	15,476.60	14,532.51	16,780.53	16,755.32

2015年 6 月24日現在、日経平均株価指数の終値は、20,868.03円であった。

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2013年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2014年3月18日に以下の文面で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2013年1月1日から2013年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結所有者持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、かつ公開企業会計監視委員会（米国）の基準に補足的に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することであり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2013年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2013年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施することを要求されている。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2014年3月18日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2014年6月10日

カーペーエムゲー・アクツィエンゲゼルシャフト経済監査会社

(署名)

(署名)

代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(ゲルハルト・ティール)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2013 haben wir am 18. März 2014 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den beigegeführten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften - bestehend aus Konzern-Gewinn- und -Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2013 - geprüft.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der Standards des Public Company Accounting Oversight Board (United States) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher - beabsichtigter oder unbeabsichtigter - falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2013 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2013 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 18. März 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 10. Juni 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Gerhard Thiel
Wirtschaftsprüfer

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325 フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

決算監査人の同意書

私たちは、貴行より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2014年度の年次財務書類および取締役会報告書ならびに連結財務書類およびグループ取締役会報告書とこれに対する私たちの2015年3月6日付の確認の付記が、日本の関東財務局に提出されるこの有価証券報告書の一部として含められる旨の報告を受けた。私たちは貴行より、本同意書が含められる有価証券報告書の提供を受けた。

私たちは、私たちの監査意見を印刷することに関する本同意書は、私たちの証明書の再発行または更新を示すものではなく、専ら規制上の要件に対応することだけを目的としているという事実注意到意を促したい。私たちは、確認の付記の日付より後に、上記の財務書類に関して、いかなる追加的な監査作業も実施していない。

フランクフルト・アム・マイン、2015年5月27日

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Einverständniserklärung des Abschlussprüfers

Sie haben uns davon in Kenntnis gesetzt, dass der Jahresabschluss und der Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sowie der Konzernabschluss und der Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2014 zusammen mit unseren diesbezüglichen Bestätigungsvermerken vom 6. März 2015 als Bestandteil des Securities Reports zur Einreichung beim "Kanto Local Finance Bureau of Japan" aufgenommen werden. Sie haben uns den Securities Report, in den dieses Schreiben einbezogen ist, zur Verfügung gestellt.

Wir weisen darauf hin, dass unsere Einwilligung zum Abdruck unserer fachlichen Äußerungen keine Wiederholung oder Aktualisierung unserer Testate darstellt, sondern ausschließlich regulatorischen Vorgaben entspricht. Wir haben keine weiteren Prüfungshandlungen hinsichtlich der oben bezeichneten Abschlüsse nach Erteilung unseres Bestätigungsvermerks vorgenommen.

Frankfurt am Main, den 27. Mai 2015

[次へ](#)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2014年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2015年3月6日に以下の文面
で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2014年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結所有者持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的
要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真
実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬によ
る重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対す
る責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはド
イツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当
と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、かつ公開企業会計監視委員会（米国）の基準に補足的に準拠して監
査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な
保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれてい
る。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な
虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ
公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監
査手続を計画および実施することであり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はな
い。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価するこ
と、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断してい
る。

監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかつ
たことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用された
IFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに従い、これらの求め
るところに従って、2014年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成
績につき真実かつ公正な概観を示している。

グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2014年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施することを要求されている。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2015年3月6日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2015年5月27日

カーペーエムゲー・アクツィエンゲゼルシャフト経済監査会社

(署名)

(署名)

代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(ゲルハルト・ティール)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2014 haben wir am 6. März 2015 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den beigegeführten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2014 – geprüft.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der Standards des Public Company Accounting Oversight Board (United States) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Präfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2014 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2014 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 6. März 2015

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 27. Mai 2015

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Gerhard Thiel
Wirtschaftsprüfer

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2013年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2014年3月6日に以下の文面で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「決算監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AGの2013年1月1日から2013年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほかに、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、除外事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2014年3月6日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名 パクロフスキー）	（署名 ペイアー）
経済監査士	経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2014年6月10日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名）	（署名）
	代理
（トーマス・ペイアー）	（ゲルハルト・ティール）
経済監査士	経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2013 haben wir am 6. März 2014 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2013 bis 31. Dezember 2013 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 6. März 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 10. Juni 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Gerhard Thiel
Wirtschaftsprüfer

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2014年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2015年3月6日に以下の文面で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「決算監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AGの2014年1月1日から2014年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほかに、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、除外事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2015年3月6日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名 パクロフスキー）	（署名 ペイアー）
経済監査士	経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2015年5月27日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名）	（署名）
	代理
（トーマス・ペイアー）	（ゲルハルト・ティール）
経済監査士	経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2014 haben wir am 6. März 2015 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2014 bis 31. Dezember 2014 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 6. März 2015

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 27. Mai 2015

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Gerhard Thiel
Wirtschaftsprüfer